

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月30日

【事業年度】 2014年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

【会社名】 ユービーエス・エイ・ジー（UBS銀行）  
（UBS AG）

【代表者の役職氏名】 グループ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー  
セルジオ P. エルモッティ  
（Sergio P. Ermotti, Group Chief Executive Officer）  
エグゼクティブ・ディレクター ジャン - ピエール・マセイ  
（Jean-Pierre Mathey, Executive Director）

【本店の所在の場所】 スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45  
（Bahnhofstrasse 45, CH-8001, Zürich, Switzerland）  
スイス国 バーゼル市 CH-4051 エーシェンフォルシュタット1  
（Aeschenvorstadt 1, CH-4051, Basel, Switzerland）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 月岡 崇

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー  
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 6889 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 酒井 嘉彦

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー  
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 6889 7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」とはユービーエス・エイ・ジー(UBS AG)を、「当行」とはユービーエス・エイ・ジー又は文脈によりユービーエス・エイ・ジー及びその連結子会社を、「スイス」又は「スイス連邦」とはスイス連邦共和国を、また「グループ」、「当グループ」又は「UBSグループ」とはUBSグループの持株会社でありユービーエス・エイ・ジーの親会社であるユービーエス・グループ・エイ・ジー(UBSグループAG)及びその連結子会社を指す。
- (注2) 本書に記載されている日本円の換算は、平成27年6月1日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行本店の対顧客電信直物売買取相場の仲値(1スイス・フラン=131.85円及び1米ドル=124.24円)により行われている。
- (注3) 本書の中で、金額及び比率を表示する場合、四捨五入している場合がある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合、四捨五入してある。したがって、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。
- (注4) 本書の中で、事業年度とは1月1日に始まり12月31日に終わる一年を指す。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

#### 1【会社制度等の概要】

##### (1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

当行は、アクティエンゲセルシャフト(Aktiengesellschaft)又はソシエテ・アノニム(Société Anonyme)又はソシエタ・アノニマ(Società Anonima)(一般に「株式会社」と翻訳されている。)であり、一般にドイツ語では「AG」の文字で、又はフランス語若しくはイタリア語では「SA」の文字で表示されており、スイスで設立された他の事業組織体と同様、銀行の業務に多くの点で影響を与えているスイス連邦法である1911年3月30日付スイス連邦債務法(改正済)、1934年11月8日付スイス連邦銀行業及び貯蓄銀行法(改正済)、銀行業及び貯蓄銀行に関する1972年5月17日付の関連あるスイス連邦規則(改正済)、銀行及び証券ディーラーに対する自己資本規制及びリスク分散に関する2006年9月29日付スイス連邦規則(改正済)、銀行流動性に関する2012年11月30日付スイス連邦規則、銀行及び証券ディーラーの支払不能に関するスイス金融市場監督当局の2012年8月30日付規則(改正済)(以下「連邦銀行法」という。)、並びに上場会社における過剰報酬に対する2013年11月20日付スイス連邦規則(上場会社に対してのみ。)により規制されている。これらは、銀行に関するスイス連邦法のうち最も重要なものである。以下、スイス連邦債務法の規定に従って設立された株式会社としての銀行に適用されるスイス連邦債務法の規定を要約する。

##### (a)株式会社

株式会社(Aktiengesellschaft)は、商号を有し、単位(株式)に分割される資本金を有する法人であり、その責任の限度を、法人の資産とする。

##### (b)設立

創立総会の決議については、公正証書が用意されなければならない。当該公正証書には基本的な書類が添付される。定款の変更、とりわけ資本の増減及び解散決議についても同様である。設立時には少なくとも一人の株主がいることを要する。原則として、株主の国籍については制約はない。

##### (c)定款

定款は、とりわけ、会社の商号、会社の登記上の事務所、目的、株式資本金額、払込資本金額、株式数、株式の額面及び種類、株式総会招集手続、株式の議決権等に関する規定、取締役会及び監査役に関する規定、並びに会社による通知公告の様式に関する規定を備えていなければならない。更に上場会社の場合、定款には、とりわけ、取締役会及び執行役員会の報酬にかかる株主の年次投票に関する規定を含めなければならない。株主が金銭以外の資産によって株式に関わる支払を行う場合、その手続の細目は定款に規定されなければならない。また会社が設立時に資産を株主又は第三者から取得する場合、その手続の細目も定款に規定されなければならない。これは、会社設立時に会社の発起人、設立者及びその他の者に対し認められる特権に関しても適用される。設立時に、設立発起人又はその他の者が特別の権利を受領する旨合意される場合、定款にはかかる者の氏名並びに当該権利の正確な内容及び価値が規定されなければならない。

会社は、本拠地とする地域の商業登記簿に登録されなければならない。特に、次の事項は商業登記簿に登録されなければならない。すなわち、定款の日付、会社の商号、会社の登記上の事務所、会社の目的及び定款に規定ある場合には会社の存続期間、株式資本金額、払込済資本、株式数、株式の額面及び種類、いずれかの種類の株式に関わる譲渡制度及び優先権、資産としての出資金の内容及びその見返りとして発行された株式、会社の取得資産の内容、会社により約定された対価又は支払われた対価の内容、並びに特別の権利の内容及び価値。

会社は、商業登記への登記により設立される。登記以前に発行された株式は無効である。

##### (d)免許

銀行は、連邦銀行法のもとでの免許を受けなければならない。

## (e) 株式

株式は記名式又は無記名式で発行される。会社は記名株式の所有者の名簿、いわゆる株主名簿を作成しなければならない。両方の形式の株式は、定款で定められた割合で同時に発行することができる。

定款はまた、二つの種類の株式の間の違いについても規定することができる。優先権を有する株式についても規定することができる。企業再編の場合を除いて、株式の額面は0.01スイス・フラン以上でなければならない。定款は利益配当、清算の場合の分配、新たに発行された株式の申込みにつき優先権を持つ株式（優先株式）を定めることができる。また、定款は利益配当優先権付証券若しくは利益分配証書について規定することができる。

株券には「株式」の文字、会社の名前、登記上の事務所の所在地、額面及び固有の特徴（番号又はアルファベット）について記載しなければならない。株券にはまた、異なる種類がある場合の当該株式の種類が表示されていることが望ましい。株券は取締役会の構成員の一人以上によって署名されなければならない。大量の株式発行の場合には、複写式署名の使用が認められる。会社は、印刷された株券の代わりに株券の発行されない株式発行を選択することができ、必要な場合、2008年10月3日改正の中期債に関する連邦法（Federal Act on Intermediate Securities）に従い売買可能な振替決済証券に転換することができる。株式の譲渡に関して、株式は有価証券としての法的性格を有する。無記名株式は株券の引渡しによって譲渡され、記名株式は裏書又は書面譲渡及び株主名簿への登録によって譲渡される。定款により譲渡制限について特別の規定を定めることができる。

## (f) 株主

スイス連邦債務法と定款の規定に基づく株主の基本的な権利には、平等な取扱い、議決権、株主総会に出席する権利、株主総会で配当が決議された場合に利益配当を受ける権利、清算の場合に資産の分配を受ける権利が含まれる。ただし、定款に異なる定めがある場合を除く。株主の責任については、会社の債務に関して、株主が個人責任を負うことはない。株主総会は会社の最高機関である。株主総会は定款を変更することができ、取締役会の構成員、監査役及び（上場会社の場合）株主総会のための独立代理人を選任・解任し、貸借対照表及び損益計算書を承認し、利益配当を決定し、（上場会社の場合）取締役会及び執行役員会の報酬にかかる投票を行う。株主総会は通常毎事業年度終了後6か月以内に取締役会によって招集され、また必要であれば監査役、清算人及び社債権者の代表者によっても招集される。合計で全株式の10%以上を表章する株主は、株主総会の招集を要求できる。定款に別段の規定がない場合、合計で100万スイス・フラン以上の額面総額を表章する株式を有する株主は、提案事項が議題に入れられるよう要求することができる。株主総会を招集し、議案を議題に追加する旨の要求は書面によるものとし、また株主総会に提出される議題項目及び提案を特定しなければならない。株主総会の招集通知は当該株主総会の20日以上前に発せられなければならない。ただし、全株式資本を有する株主又はその代理人が会議に出席し、異議のないときは、この限りではない。

スイス連邦債務法上、株主総会が開催されるべき場所については規定がない。定款に別段の規定がない場合、株主総会は会社の登記上の事務所の所在地において、又は会社の主たる営業所若しくは取締役会によって指定された場所で開催される。

定款に別段の規定がない限り、記名株主は（株主である必要はない）第三者に書面による委任状を発行できる。

無記名株式の場合には、その株券の所持により議決権が付与される。当該資格は、無記名株券を呈示又は取締役会により定められたその他の方法で証明される。

## (g) 外国人株主

スイス連邦会社法は原則として、外国人又は非居住者の株式保有を制限していない。

## (h) 経営及び営業

取締役会は少なくとも一人の構成員で構成される。会社を代表する権限を有する者が少なくとも一人はスイスに居住していなければならない。

定款上異なる権利を有する数種の株式が認められている場合、定款においてそのような株式の種類ごとに、取締役会の構成員の少なくとも一人を輩出することを要する旨規定しなければならない。取締役会の構成員は株主総会で選任され、解任される。定款は各取締役の在任期間について定めなければならない。定款に別段の規定がない限り、取締役会の構成員は3年を任期として選任される。いかなる場合も当該任

期は6年を超えてはならない。上場会社の場合、当該任期は1年までに制限される。欠員は株主総会によってのみ選任され補充される。

連邦銀行法に基づき、取締役会は、監督権限を有し、スイス連邦会社法上、取締役会は会社の業務執行のための会社機関として行なうことができる(ただし、株主総会又は他の機関が監督権限を有する事項は除かれる。)が、業務執行機関とは分離されている。

定款及び組織規則は、経営の全部若しくは一部、又は会社の代表について、取締役会の一若しくは複数の構成員に対し事業の監督権限を付与することができる。取締役会の少なくとも一人の構成員(又は連署が必要ならば、二人の構成員)は、会社を代表する権限がなければならない。定款又は組織規則に該当する規定がない場合、会社の経営と代表は経営構成員各人が行うことができる。会社を拘束する署名権限を有する者には、会社の名で会社の目的上必要な全ての行為を遂行する権限が与えられる。会社を代表する権限を与えられた者は、その署名を会社名に付加することによって署名する。取締役会の職務は委任不能かつ譲渡不能とする。かかる職務とは、会社の最終的指令及び必要な指示の行使、会社組織の決定、会計処理、財務管理及び会社の経営上必要な範囲内での財務計画、会社の経営及び代表を委任される者の選任及び解任、会社の経営を委任された者に対する法律、定款、組織規則及び指示の遵守の観点からの最終的な監督、年次報告書の作成、株主総会の準備、並びに株主総会による採択決議の実施及び負債が資産を上回る場合の裁判所通告の実施をいう。

監査役についてみると、株主総会は一又は複数の監査役を選任する。監査役は、会計処理、年次決算報告書及び利益処分案が法律及び定款を遵守しているか否か並びに内部統制システムが構築されているか否かを確認する。

監査役は独立していなければならない。その独立性は見かけ上又は事実上のものであってはならない。

監査役は監査結果を要約した報告書を株主総会に提出する。監査役は年次決算報告書の限定付若しくは無限定の承認又は不承認を勧告する。

監査報告書においては首席監査役の氏名が記載され、資格上及び独立上の必要条件が充足されている旨確認される。

監査役は、会計、内部統制システム並びに監査の実施及び結果について述べた包括的な報告書を取締役に提出する。

監査役がその監査中に法律又は定款若しくは組織規則の違反を確認した場合、監査役は取締役会に書面により通知する。監査役は、法律又は定款の違反が重大なものであり又は取締役会が監査役から書面による通知を受けても適切な対応を講じない場合、当該違反を株主総会に通知する。

資産に対する負債の明白な超過がある場合、監査役は取締役会が通告しない場合にはその事実を裁判所に通告する。

#### (i) 帳簿及び記録

会社は、その事業の性格や規模から要求される正確な帳簿及び記録を維持しなければならない。かかる帳簿及び記録においては、事業の財務状況が反映され、各事業年度にかかる業績、債務及び債権が確定されていなければならない。貸借対照表及び損益計算書に適用される原則は、法律により規定されている。

#### (j) 資本

##### ア．資本の増加

株式資本の増加には株主総会の決議を必要とする。通常の増資の場合、取締役会は3か月以内に増資を行う。定款の変更により、株主総会も2年を超えない期間内に株式資本を増加することを取締役会に対し授権することができ(授権資本)、また株主総会は会社若しくはその関連会社の従業員に対し又はこれらの会社の新規債券若しくは類似の債務証券の所持人に対し新株の受領権(転換権又は新株引受権)を付与することによって、条件付で増資することができる。(条件付資本)。

##### イ．資本の減少

同時に新たに全額払い込まれた資本により、元の資本を増加することなくしてなされる資本の減少に関する株主総会の決議は、特別の監査を必要とする。その監査において全ての債権者の債権が資本減少にもかかわらず満足されることが確認されなければならない。

株主総会の決議は、スイス官報(Swiss Official Gazette of Commerce)に3回、及び定款に定める公告方法によって公告されなければならない。

それらの公告の中で、債権者に対し、スイス官報での3回目の公告から2か月以内に債権者は債権を届け出て、支払を要求するか、又は担保を要求することができる旨を公告しなければならない。

監査報告書を含む認証された書類は、上記の規定の遵守を証明しなければならない。

債権者に対する公告、債権者への履行及び債権者への担保の供与は、資本の減少が損失によって生じた資本の欠損を填補する目的のためにのみ行われる場合には省略することができる。ただし、減少額は当該欠損額を超えない。

## (2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

当行の2015年5月7日付定款（「定款」）の規定の要約は、以下の通りである。

### (a) 株式資本

株主総会の決議により、記名株式は無記名株式に、無記名株式は記名株式に転換することができる。

当行の株式資本は、384,456,091.30スイス・フランであり、額面金額0.10スイス・フランの全額払込済記名株式3,844,560,913株に分割されている。

株式資本は、従業員並びに当行及びその子会社の執行役員及び取締役会構成員に発行された従業員オプション権の行使により、一株当たり額面金額0.10スイス・フランの全額払込済記名株式を最高136,200,312株発行することにより、13,620,031.20スイス・フランまで増加することができる。株主の新株予約権及び新株引受権は除外される。当該オプション権は、従業員並びに当行及びその子会社の執行役員及び取締役会構成員に対して、取締役会及びその報酬委員会により公布される持株プラン規定に従い発行される。オプション権の行使による株式の取得及びその後の当該株式の全ての譲渡は、定款第5条に規定される登録要件に従うものとする。

株式資本は、当行又は当行グループ会社のうち1社が国内外の資本市場で発行する社債又は同種の金融商品に関連して付与された転換権及び/又はワラントの任意行使又は強制行使により、一株当たり額面金額0.10スイス・フランの全額払込済記名株式を最高380,000,000株発行することにより、38,000,000スイス・フランまで増加することができる。株主の新株引受権は除外される。転換権及び/又はワラントの当該時点での所有者は、新株を引き受ける権利を有する。転換権及び/又はワラントの条件は、取締役会が決定する。

転換権及び/又はワラントの任意行使又は強制行使による株式の取得は、その後の株式の各譲渡と同様に、定款第5条に規定する登録要件に服する。

転換社債、ワラント付社債又は同種の金融商品の発行については、取締役会は、当該商品が（ ）国内外の資本市場で、又は（ ）1以上の金融投資家に対して発行される場合、株主の新株予約権を制限又は除外する権限を有する。新株予約権が取締役会によって制限又は除外される場合、以下が適用される

- 当該商品は実勢の市場条件で発行され、新株は当該金融商品の関連ある条件に従って発行される。転換権の行使期間はその発行日から最長10年であり、ワラントの行使期間はその発行日から最長7年である。転換権及び/又はワラントの任意行使又は強制行使による新株の発行は、株式の時価及び/又は類似証券の関連ある金融商品の発行時の時価を考慮した条件でなされる。

株式資本は、当社が2015年度に現金又は権利の形で実施する配当に関連して付与するオプション権の行使により、一株当たり額面金額0.10スイス・フランの全額払込済記名株式を最高50,000,000株、すなわち最高5,000,000スイス・フランまで増加することができる。オプション権の付与は、全株主又は、権利による配当を選択した株主に交付される株式を作出するためだけに、当該オプション権を行使し、当該株式に対し現金で全額払い込む第三者若しくは関係当事者のいずれかに対して行われる。上記の範囲内で、株主の新株予約権及び新株引受権は除外される。当該オプション権の条件は、現金又は権利による配当の必要条件を考慮して取締役会が決定する。オプション権の行使による株式の取得及びその後の当該株式のすべての譲渡は、定款第5条に規定される登録要件に従うものとする。

### (b) 株主名簿及び登録名義人

記名株式については、株主名簿が作成され、所有者及び用益権者の氏名、住所及び国籍（法人については登記上の事務所）が記入される。全ての登録された株式保有者が下記第3段落で記載された宣言を行った場合には、共同勘定で保有される株式を議決権付きのものとして、共同名義で株主名簿に記載することができる。

株主が郵送先住所を変更した場合、新住所を当行に通知しなければならない。これを行わない限り、全ての書面による通知は、法律上の要求に従い有効である、株主名簿に記載のある住所宛てに送付される。

記名株式を取得した者は、その名義及び勘定で当該記名株式を取得した旨明示的に宣言することにより、議決権を有する株主として株主名簿に記入される。株式取得者がかかる宣言を行う用意ができていない場合、取締役会は、当該株式を議決権付きのものとして記載することを拒否することができる。

上記の登録制限は、新株引受権、選択権又は転換権の行使により取得する株式にも適用がある。

取締役会は、詐欺により記入が行われた場合、影響を受ける登録された保有者又は登録名義人の事情に関する聴聞を行った後、記入の日に遡って、当該株主名簿から議決権を有する株主としての記載を削除する権限を有する。影響を受ける当事者は、直ちにかかる措置の通知を受けるものとする。

取締役会は、受任者 / 登録名義人の登録に関する一般的規則を制定し、上記規定に沿うように必要な規則を発するものとする。

#### (c) 株式の形態

当行の記名株式は、次段落を条件として、（スイス連邦債務法の意味における）株券の発行されない証券及び（間接保有証券法の意味における）間接保有証券の形態とする。

記名株式について株主名簿に記載した後、株主は、いつでも当行に対し、当該株主の保有する記名株式に関して記載された書面の発行を請求することができる。ただし、当該株主は、株券の印刷や交付を行う権限はない。一方、当行はいつでも記名株式の株券（単一株式を表章する株券、複数の株式を表章する株券及び大券の券面）を印刷、交付することができる。これにより、間接保有証券として発行された記名株式は、それぞれの保管システムから引き揚げられる可能性がある。株主の同意により、当行は、株券の発行を取り消し、引き替えなしに株券の返還を受けることができる。

#### (d) 当行の機関

当行の機関は、株主総会、取締役会、グループ執行役員会及び監査役により構成される。

#### (e) 株主総会の招集

株主総会は、当行の最高会社機関である。

株主総会は、会日より少なくとも20日前までに、取締役会又は必要に応じて監査役が招集するものとする。株主総会は、当行の指定する記録用の公的刊行物において単一の通知を公告することにより招集される。招集通知は、全ての記名株主に送付される。

株主総会の招集通知には、議題、取締役会の議案及び株主の提案、並びに取締役等の選任の場合は提案にかかる候補者の氏名を特定するものとする。

額面総額62,500スイス・フラン相当を表章する株式を保有する株主は、年次株主総会の審議に付すべき事項の提案を行うことができる。ただし、当該提案は、当行の公表した期限までに、書面で、審議に付すべき具体的な動議を示してこれを行う。

適切に議題として示された事項以外については決議を行わない。ただし、株主総会による臨時株主総会を招集すべき旨の議事又は特別監査を行うべき旨の議事については、この限りでない。

#### (f) 議長、集計係、議事録

取締役会の会長、又は会長に支障のある場合は副会長若しくは取締役会の指名する他の取締役が、株主総会の議長を務め、秘書役及び必要な集計係を選任する。

議事手続について議事録を作成し、株主総会の議長及び秘書役の署名を付すことを要する。

#### (g) 株主代理

取締役会は、株主総会における株主の参加及び代理に関する手続についての規則（委任状に関する要件を含む。）を制定する。

株主総会においては、株主の法定代理人若しくは書面による委任状に基づいて投票を行うことのできる他の株主、又は書面若しくは電子的方法による委任状に基づく独立代理人のみが株主を代理することができる。

株主総会の議長は、委任状を承認するか否か決定する。

(h) 独立代理人

独立代理人は、株主総会により、次回の年次株主総会の終了後に満了する任期にて選任される。  
再任も許容される。

当行が独立代理人を有さない場合、取締役会は次回の年次株主総会につき、独立代理人を選任する。

(i) 定足数及び議決

株主総会における決議及び選任は、本定款及び強行法規に従うことを条件として、白紙投票及び無効投票を除く投票された議決権の絶対多数決により議決される。

(j) 議決権

一株当り一議決権を付与される。

当行は、一株当り一代理のみを認める。

議決権及び付随的権利は、議決権を有するものとして株主名簿に記入された当事者により、当行に関するものに限り行使することができる。

(k) 特別決議

スイス連邦債務法第704条に基づき、当行の目的の変更、特別議決権付株式の創設導入、授權資本又は条件付資本の増加、及び清算を伴わない当行の解散等の重要な決議は、議決権の3分の2以上が出席する株主総会において、出席額面株式の絶対多数が当該決議に賛成することにより採択される。

定款の第19条を変更する決議、取締役会の構成員の4分の1以上を解任する決議、又は定款第17条第2項を削除若しくは変更する決議には、株主総会で代表される議決権の少なくとも3分の2の賛成投票を要する。

(l) 議決及び選任の投票

株主総会の議長は、決議及び選任にかかる投票を電子的方法によって行うか又は挙手によって行うかを決定する。通常書面投票を採用することもできる。株主総会への出席議決権の少なくとも3%を表章する株主は、投票又は選任を電子的方法又は書面投票によって行うことをいつでも請求できる。

書面投票の場合、株主総会の議長は、投票の集計を促進するため、投票を差し控える株主又は反対投票を投じる株主の投票のみを収集し、投票時に株主総会で代表される他の株式を全て賛成投票として集計する旨定めることができる。

(m) 年次株主総会

年次株主総会は、毎年事業年度末から6か月以内に開催する。会日の少なくとも20日前までには、株主が、当行の登記上の事務所において年次報告書、報酬報告書及び監査報告書を閲覧することができるようにしなくてはならない。

(n) 臨時株主総会

臨時株主総会は、取締役会又は監査役が必要とみなすときに随時開催する。

臨時株主総会は、株主総会決議又は株式資本の少なくとも10分の1以上を代表する一若しくは複数の株主の議題及び議案を特定した書面による請求により、招集されることを要する。

(o) 株主総会の機能

株主総会は、下記の権限を有する。

ア) 定款の作成及び改正

イ) 取締役会の構成員及びその会長並びに報酬委員会の構成員の選任

ウ) 監査役の選任

エ) 独立代理人の選任

オ) 経営報告書及び連結財務諸表の承認

カ) 年次決算の承認及び貸借対照表に表示された純収益の処分の決定



- キ) 本定款の第43条に従った取締役会及びグループ執行役員会の報酬の承認
- ク) 取締役会及びグループ執行役員会の構成員に対する管理事務に関する免除の付与
- ケ) 法律若しくは定款により株主総会に留保された全ての事項又は取締役会が株主総会の議事に付した全ての事項についての決定

(p) 取締役会

選任、任期及び資格

取締役会は、6名以上12名以下で構成する。

取締役会の構成員及びその会長の任期は、次の年次株主総会の終了後に満了する。

任期を終了した構成員は、直ちに再任されることができる。

組織

株主総会による取締役会長及び報酬委員会の構成員の選任を除き、取締役会は取締役会自身を構成する。取締役会は、その構成員の中から1名以上の副会長及び上級独立取締役を選任する。

取締役会は、秘書役を選任するものとし、秘書役は、取締役会の構成員であることを要しない。

取締役会長が空位の場合、取締役会は、残りの任期につきその構成員の中から新しい取締役会長を選任する。

招集、参加

取締役会長は、業務上の必要に応じ、少なくとも1年に6回、取締役会を招集するものとする。

取締役会は、取締役会の構成員又はグループ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサーが書面により取締役会開催を取締役会長に請求した場合、招集される。

決議

取締役会の決議は、議決権の絶対多数決による。賛否同数の場合、取締役会の議長が決定票を投じる。

定足数を構成する出席構成員数及び決議の議決方法は、取締役会が組織規則に規定する。かかる定足数は、資本増加にかかる確認及び修正決議については要求されない。

職責及び権限

取締役会は、当行の経営並びに経営管理の監督及び管理に対する最終責任を担う。

取締役会は、法律又は定款により株主総会その他の会社機関に明示的に留保されていない全ての事項についても決定を行うことができる。

当行の経営に対する最終責任は、とりわけ下記により構成される。

ア) 株主総会の議事に付する提案についての準備及び決定

イ) 業務の執行及び権限の概要決定に必要な規則、とりわけ組織規則及びグループ内部監査に適用のある規則の制定

ウ) 会計、財務及びリスク管理、並びに財務計画、とりわけ業務運営のための資本資源及びリスク資本の配分に関する原則の設定

エ) グループ戦略及び組織規則上取締役会に留保されたその他の事項についての決定

オ) ( ) グループ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー、( ) 組織規則が取締役会による任命を要求しているその他のグループ執行役員会の構成員及び( ) グループ内部監査の長の任命並びに解任

カ) 取締役会の権限(スイス連邦債務法第651条第4項)内における株式資本の増加、資本の増加に関する報告(スイス連邦債務法第652e条)並びに資本増加の確認及びその旨の定款改正についての決定

監督、管理

業務運営の監督及び管理は、とりわけ下記の事項により構成される。

ア) 経営報告書、連結財務諸表、当行の財務諸表、報酬報告書及び四半期財務諸表の精査

イ) 業務の遂行過程、グループの状態、各国、契約の相手方及び市場リスクの現状及び進展、並びに業務運営により発生する資本及び資本リスクの程度について記述する定例報告書の受理

ウ) 監査役が年次財務諸表に関して作成した報告書の検討

取締役会は、本定款第25条及び第26条の規定に従い、その権限の一部を一又は複数の取締役会構成員に委任することができる。権限及び機能の配分は、組織規則に規定される。

#### 報酬委員会の構成員数、任期及び構成

報酬委員会は、3名以上の取締役会構成員で構成される。

報酬委員会は、法律及び本定款の範囲内で報酬委員会自身を構成する。取締役会は委員長を選任する。

報酬委員会に欠員がある場合、取締役会は、残りの任期につきその構成員の中から欠員している構成員を選任する。

報酬委員会は、当行の報酬戦略及びガイドラインの設定及び精査、並びにグループ執行役員会の各構成員にかかる個別の総報酬の決定に関連した業績目標の明確化において取締役会を補佐する。報酬委員会はまた、取締役会及びグループ執行役員会の報酬に関する株主総会への提案を作成し、その他の報酬に関する事項についての提案を取締役に提出することができる。

取締役会は、報酬委員会が、グループ執行役員会構成員の報酬に関する提言内容を決定するために、グループ執行役員会のどの機能について財務及び非財務業績目標の設定並びに精査を行い、当該目標に対する業績評価を行うべきかを決定し、これを組織規則に定める。本定款第43条に定められる株主総会の承認を条件として、組織規則に基づき、これらの提言内容は精査又は承認のために取締役会に提示される。報酬委員会はまた、本定款第43条に定められる株主総会の承認を条件として、組織規則に基づき、取締役会に対して取締役会構成員にかかる報酬の提案を提出する。

取締役会は更なる職務を報酬委員会に委任することができ、かかる職務は取締役会が承認する組織規則において決定される。

#### 署名

当行の名義で署名を行い、拘束力を有するためには、授權された2名の者による署名を要する。詳細は全て、組織規則及び特別のグループ指令で決定される。

#### 委任

いかなる取締役会構成員も、上場会社における4を超える追加の委任及び非上場会社における5を超える追加の委任を受けることはできない。

以下の委任は、上段の制限に服さない。

ア) 当行が支配する又は当行を支配する会社における委任

イ) 当行又は当行が支配する会社の要請で受けることとなった委任。いかなる取締役会構成員も10を超えてかかる委任を受けることはできない。

ウ) 組合、慈善団体、財団、信託会社及び従業員福利財団における委任。いかなる取締役会構成員も10を超えてかかる委任を受けることはできない。

委任とは、商業登記簿又は類似の外国登記簿に登録が義務づけられている法人の最高統治機関における委任を意味する。共同支配下の複数の異なる法人における委任は1つの委任とみなされる。

#### 報酬に係る契約期間

当行又は当行が支配する会社は、取締役会構成員と、その報酬に関する一定期間にかかる契約を締結することができる。契約期間及び終了は、任期及び法律に準拠する。

#### 貸付

取締役会構成員への貸付は、当行又は当行が支配する会社の従業員に付与された条件と実質的に同じ条件で、通常の取引の範囲内で行われる。かかる貸付の総額は、各構成員につき20,000,000スイス・フランを超えないものとする。

#### (q) グループ執行役員会

## 構成

グループ執行役員会は、組織規則で詳述される通り、グループ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー及び少なくとも3名の他の構成員により構成される。

## 機能、権限

グループ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサーの指揮の下で行為するグループ執行役員会は、グループの経営について責任を負う。グループ執行役員会は、連邦銀行法で規定される最高業務執行機関に相当する。グループ執行役員会は、取締役会の決定するグループ戦略を実施し、取締役会の決定の執行を確保する。グループ執行役員会は、グループの業績について責任を負う。

グループ執行役員会及び取締役会により任命された他の管理部門の責任及び権限は、組織規則に規定されている。

## 委任

いかなるグループ執行役員会構成員も、取締役会の承認に従い、上場会社における1を超える追加の委任及び非上場会社における5を超える追加の委任を受けることはできない。

以下の委任は、上段の制限に服さない。

ア) 当行が支配する又は当行を支配する会社における委任

イ) 当行又は当行が支配する会社の要請で受けることとなった委任。いかなるグループ執行役員会構成員も10を超えてかかる委任を受けることはできない。

ウ) 組合、慈善団体、財団、信託会社及び従業員福利財団における委任。いかなるグループ執行役員会構成員も8を超えてかかる委任を受けることはできない。

委任とは、商業登記簿又は類似の外国登記簿に登録が義務づけられている法人の最高統治機関における委任を意味する。共同支配下の複数の異なる法人における委任は1つの委任とみなされる。

## 雇用契約の期間

グループ執行役員会構成員との雇用契約の期間は、12か月の通知期間を伴い無制限とすることができる、又は最長1年の固定期間とすることができる。

当行又は当行が支配する会社は、グループ執行役員会構成員と、雇用契約の終了後に競業禁止契約を1年までの契約期間で締結することができる。各対価は、契約終了の前会計年度通期においてかかる構成員に支払われた又は付与された報酬総額を超えない。

## 貸付

グループ執行役員会構成員への貸付は、当行又は当行が支配する会社の従業員に付与された条件と実質的に同じ条件で、通常の取引の範囲内で行われる。かかる貸付の総額は、各構成員につき20,000,000スイス・フランを超えないものとする。

## (r) 取締役会及びグループ執行役員会の構成員の報酬

### 承認

株主総会は、以下に関連する取締役会の提案を承認する。

ア) 次回の年次株主総会までの期間にかかる取締役会の報酬の合計額上限

イ) 翌会計年度にかかるグループ執行役員会の固定報酬の合計額上限

ウ) 前会計年度にかかるグループ執行役員会の変動報酬の合計額

取締役会は、株主総会の承認を得るため、同じ又は異なる期間に係する基準外かつ追加的提案を行うことができる。

株主総会が取締役会の提案を承認しない場合、取締役会は、すべての関係要素を勘案し、各合計額(の上限)又は一部の額(の上限)を決定し、株主総会の承認を得るためかかる方法で決定された金額を提案する。

当行又は当行が支配する会社は、事後の承認を条件として、株主総会の承認に先立ち報酬を支払い又は付与することができる。

## 報酬に関する一般原則

当行の報酬システムは、報奨を継続的な業績と合致させるため、及び適切かつ統制されたリスク負担を支援するために設定されている。

個別の報酬を決定する際、取締役会又は報酬委員会（委任された場合）は、受領者の責任の状況及び程度並びに当行及び当行が支配する会社の業績を考慮する。取締役会又は報酬委員会（委任された場合）は、適用ある規制要件の遵守を確保する。

報酬は、現金、株式、金融商品若しくはユニット（現物）の形式又は福利厚生費の形式で支払われ又は付与される。取締役会又は報酬委員会（委任された場合）は、付与、権利確定、権利行使及び失効条件並びに適用ある損害行為規定等の主要な要件を決定する。取締役会又は報酬委員会（委任された場合）は、とりわけ、権利確定及び権利行使の条件の継続、早期償還若しくは廃止について、目標達成を前提にした報酬の支払い若しくは付与について、又は支配権の変更若しくは雇用契約若しくは委任契約の終了等の既定の事由の場合の失効について規定することができる。当行又は当行が支配する会社は、結果として生じる支払債務の返済を要する株式を、市場での購入を通じて、又は（利用可能な限り）当行の条件付株式資本を利用して入手することができる。

報酬は、当行又は当行が支配する会社が支払い又は付与することができる。

#### 取締役会の報酬

取締役会構成員の報酬は基本報酬で構成され、その他の報酬項目及び給付を含むことができる。

取締役会構成員の報酬は、かかる構成員の役割の責任及び統治の性質を認識していること、有能な人材を惹きつけ、確保すること、及び株主の利益との合致を確実にすることが意図されている。

#### グループ執行役員会の報酬

グループ執行役員会の報酬は、固定及び変動報酬項目で構成される。

固定報酬は基本給で構成され、その他の報酬項目及び給付を含むことができる。

変動報酬項目は、当行の業績及び／又はその一部、市場、その他の会社又は類似のベンチマークに係る目標、並びに短期的・長期的戦略的目標及び／又は個別目標を勘案した財務及び非財務業績基準に従う。取締役会又は報酬委員会（委任された場合）は、各業績基準、全体及び個別の業績目標並びにその達成度を決定する。

取締役会又は報酬委員会（委任された場合）は、継続的な業績並びに十分な繰延、失効条件、報酬の上限、損害行為規定及び報酬の一部又はすべてに関する類似の手段を通じた適切なりリスク負担との合致を確保することを目指す。変動報酬の一部は、複数年権利確定期間を対象とする。

株主総会において既に承認された報酬総額が、株主総会が報酬を承認した後にグループ執行役員会構成員になった者又はグループ執行役員会内で昇格した者も対象とするためには不十分な場合、当行又は当行が支配する会社は、かかる各グループ執行役員会構成員に対して、既に承認された報酬期間中に追加額を支払い又は付与する権利を有する。報酬期間ごとのかかる追加額のための予備資金総額は、過去3年間にグループ執行役員会に支払われた又は付与された年俸合計額の平均の40%を超えないものとする。

#### (s) 監査役

法定の政府当局監督に従って、監査法人が監査役に任命される。

株主総会は、1年を任期として、監査役を選任することができる。監査役の権利及び職責は、法律の規定により定められる。

株主総会は、3年の任期で、増資に必要な証明書を提出する特別監査役を任命することができる。

#### (t) 財務諸表、利益処分、準備金

連結財務会計及び当行財務会計は、毎年12月31日を決算日とする。

一般法定準備金の額が株式資本の20%に達するまでの間、各年の利益の少なくとも5%が当該準備金に充当される。

残余の利益は、スイス連邦債務法及び連邦銀行法に従い、株主総会における株主の処分に委ねられる。かかる株主は、任意準備金及び特別準備金の積立てのためにこれを使用することもできる。

株主総会は、取締役会の推薦に基づき、法律の規定に従って、一般準備金の使用について決定を行う。

(u) 存続期間

当行の存続期間について、時間的制限はない。

(v) 公告

公告は、スイス官報に掲載される。

取締役会は、他の刊行物を指定することもできる。

(w) 管轄

会社関係から生じる紛争の管轄は、当行の2つの登記上の事務所とするが、株主総会決議を争うもの又は株主総会決議若しくは取締役会決議の無効に関する訴訟は、例外的にチューリッヒの裁判所の専属的管轄権に服する。

## 2【外国為替管理制度】

日本の居住者による証券投資及びスイスにおける証券投資の手取金又は利益配当の送金については為替管理上の制限はない。適用ある法律上、連邦政府又はスイス中央銀行には、一般的な外国為替規制を導入する権限はない。

国際連合（以下「国連」という。）による経済制裁は、最も一般的な国際的報復行為である。国連憲章に従い、安全保障理事会は、平和を脅かす若しくは混乱させる、又は侵略行為を犯す国に対して経済的措置の行使を命じる権限を有する。国連加盟以来、スイスは、国際公法上、当該制裁措置を行使するよう義務づけられている。

スイスにおいては、国際的制裁の行使に関する連邦法（通商禁止法）が、国際公法の遵守及び特に人権の尊重を回復することを目的として、国連、OSCE（ヨーロッパ安全保障協力機構）又は欧州連合により発せられる制裁を行使するため、高圧的措置を採択する法的根拠となっている。当該措置は、連邦議会が公布する規則の様式で採択される。

銀行及びその他の金融機関は、スイス中央銀行に関する連邦法（以下「スイス中央銀行法」という。）に基づき、スイス中央銀行が、スイスの金融市場の状況を調査し、把握できるよう、スイス中央銀行に統計資料を提出するよう義務づけられている。

スイス中央銀行法上、スイスの銀行は、金融市場の機能を促進するため、最低限の準備金を保有するよう義務づけられている。

スイス中央銀行は、現金の供給と分配を確保する。法律上、社債発行の特権が付与されている。

金融政策を行う中で、スイス中央銀行は、法律上、金融制度の安定性に寄与するよう義務づけられている。

スイス中央銀行は、連邦政府のための銀行でもある。

## 3【課税上の取扱い】

### (1) 二重課税回避条約

1971年12月26日施行の所得に対する租税に関する二重課税の回避のためのスイスと日本との間の条約（以下「条約」という。）（2010年5月21日に改正済）は、とりわけ、源泉徴収税及び株式譲渡益にかかる税金を含むスイスの所得税に関して適用される。条約は、日本の居住者（個人及び法人）に適用がある。

### (2) スイスの所得税の取扱い

#### (a) 原則

日本の居住者は、スイスの恒久的施設(permanent establishment)を通じて商業活動又は事業活動を行わない限り、スイスの所得税を課せられない。

#### (b) 利益配当に対する源泉徴収税

当行が支払う利益配当（清算手取金に係る配当金及び株式配当を含む。）は、株主の居住地又は国籍にかかわらず、原則として税率35%のスイス連邦源泉徴収税が課される。

2010年度末までは額面主義が適用された。額面主義に基づいて、株式の額面の払戻とされない配当は、スイス連邦源泉徴収税に服した。

2011年1月1日、額面主義は資本拠出主義に変更となった。資本拠出主義に基づいて、1996年12月31日より後に株主が行った資本拠出（資本剰余金を含む。）の払戻は、当該資本拠出の帳簿記入に関する一定要件を満たしている場合には、原則として、もはやスイス連邦源泉徴収税に服さない。

条約の規定により、日本の居住者はスイスの配当金総額の25%の還付請求を行うことができる。かかるスイスの源泉徴収税の還付請求は、遅くとも配当金の発生した暦年末の後3年目の12月31日までに、スイス連邦税務局に対して、Form R93を提出して行うことを要し、これを行わないときは、還付請求権は消滅する。

配当金総額の残り10%についてスイスにおける還付が不可能であるときは、これを外国税額控除として日本の所得税から控除することができる。

(c) 当行の株式の売却益

日本の居住者がスイスの恒久的施設を通して商業活動又は事業活動を行わない限り、同人によって現金化された当行株式の譲渡益はスイスにおいて課税されない。

(3) その他のスイスの税金

(a) 有価証券取引にかかる印紙税

スイス又はリヒテンシュタイン公国の居住者である銀行又はブローカー又はその他の証券ディーラーが仲介者又は本人として、スイス印紙税法に関連するような取引に関与している場合にのみ、スイスの有価証券取引にかかる印紙税が課される。

(b) 相続税及び贈与税

死亡者又は贈与者がスイスの居住者である場合にのみ、当行株式の移転はスイスの課税対象となることがある。

(4) 日本での課税上の取扱い

(a) 配当所得

株主に支払われるべき配当は、日本の税法上、配当所得として取扱われる。個人株主が、日本における支払の取扱者を通じて当行株式の配当の交付を受ける場合は、スイスにおいて当該配当の支払の際に源泉徴収されたスイスの国又は地方公共団体の源泉徴収税額（もしあれば）をスイスにおける当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、通常は、平成25年12月31日以前は10%（所得税7%及び住民税3%）、平成26年1月1日以後は20%（所得税15%及び住民税5%）の税率で、源泉徴収（住民税については特別徴収）により課税される。なお、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、所得税及び住民税に加えて、復興特別所得税（所得税額の2.1%）も併せて源泉徴収される。（配当金交付時になされるこれらの源泉徴収（住民税については特別徴収）を、以下「支払取扱者源泉徴収」という。）

個人株主が受領した当行株式の配当については、日本で累進税率（所得税と住民税を合計した最高限界税率は55%であるが、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（所得税額の2.1%）も併せて課される。）により総合課税の対象となる配当所得として確定申告を要する所得となる。ただし、支払取扱者源泉徴収がなされた場合には、個人株主のうち、当行の発行済株式の総数の3%以上を有する個人株主以外の者が支払を受ける当該配当の金額については、確定申告を要する所得に含めないことができ（これを「配当申告不要制度」という。）、かかる個人株主が当行株式について受領する配当に関しては支払取扱者源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができる。

個人株主は、当行株式の配当を含む上場株式等の配当所得について、課税年度毎に、適用法令の定めるところに従って、上場株式等の配当所得に係る申告分離課税制度（以下「配当申告分離課税」という。）を選択することができる。配当申告分離課税が選択された場合、配当申告分離課税の対象となる上場株式等の配当所得は、上記に記載した総合課税の対象となる課税所得には含まれないこととなり、後述するように、当該配当所得と上場株式等の譲渡損失との損益通算が認められる。他方、個人株主が、当行株式について受けた配当について上記の総合課税による課税に服することになる場合には、当該配当と譲渡損失との損益通算は認められない。個人株主が、当行株式の配当を含む上場株式等の配当所得について配当申告分離課税を選択した場合における税率は、平成25年12月31日以前は10%（所得税7%及び住民税3%）、平成26年1月1日以後は20%（所得税15%及び住民税5%）である。なお、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、所得税及び住民税に加えて、復興特別所得税（所得税額の2.1%）も併せて課される。

所得税の総合課税を受ける場合の確定申告及び配当申告分離課税を選択する場合の確定申告において、上記に述べたスイスの源泉徴収税額（もしあれば）は、適用法令に定める要件及び制限に従って、外国税額控除の対象となり、また、日本における支払の取扱者から交付を受ける際に源泉徴収された所得税額は、適用ある法令に定める要件及び制限に従って、申告納付すべき所得税の額から控除される。

法人株主（公共法人等を除く。）が、日本における支払の取扱者を通じて当行株式の配当の交付を受ける場合は、スイスにおいて当該配当の支払の際に源泉徴収されたスイスの国又は地方公共団体の源泉徴収税額（もしあれば）をスイスにおける当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、平成25年12月31日以前は7%（所得税）、平成26年1月1日以後は15%（所得税）の税率で、源泉徴収により課税される。なお、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、所得税に加えて、復興特別所得税（所得税額の2.1%）も併せて源泉徴収される。法人株主が受領した当行株式の配当は、法令上非課税とされる場合を除き、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、益金の額に算入される。ただし、法人税の確定申告において、スイスにおいて当該配当の支払の際に徴収された源泉徴収税額（もしあれば）については外国税額控除を、日本における支払の取扱者から交付を受ける際に源泉徴収された所得税については所得税額控除を、それぞれ適用ある法令に定める要件及び制限に従って受けることができる。

資本拠出の払戻は、個人株主及び法人株主の双方にとって、資本収益として取扱われる。ただし、日本の租税において当該資本拠出の払戻が配当とみなされる場合を除く。配当とみなされる場合は、配当に関する日本の租税に服する。配当とみなされない場合（資本収益として取り扱われる。）は、当行株式の売却として取り扱われ、下記（b）の租税に服する。

#### (b) 当行株式の売却

個人株主による当行株式の売却による損益に対する課税は、内国法人の上場株式の売買損益課税と原則として同様である。

すなわち、個人株主が株式等を譲渡した場合の譲渡所得等は、原則として20%（所得税15%及び住民税5%）の税率による申告分離課税の対象となる。株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、原則として当該損失の金額は生じなかったものとみなされる。ただし、上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡した場合は、上場株式等の譲渡に係る以下の特例が適用される。

平成25年12月31日以前の譲渡に限り、申告分離課税の上記20%の税率は10%（所得税7%及び住民税3%）とされる。

上場株式等に係る譲渡損失は、適用法令に定める要件及び制限に従って、原則として申告によりその譲渡日の属する年分における上場株式等の配当所得の金額（配当申告分離課税を選択した場合に限る。）から控除することができる。そして上場株式等の配当所得の金額から控除しきれなかった場合には、適用法令に定める要件及び制限に従って、申告を要件にこの譲渡損失を翌年以降3年間にわたり繰り越し、株式等に係る譲渡所得等の金額、及び上場株式等の配当所得の金額（配当申告分離課税を選択した場合に限る。）から控除することができる。

金融商品取引業者等における特定口座のうち源泉徴収選択口座内に保管の委託等がされている上場株式等に係る譲渡所得等については、源泉徴収を受けて申告不要制度を選択することができる。源泉徴収税率は、平成25年12月31日以前の譲渡に対しては10%（所得税7%及び住民税3%）、平成26年1月1日以後の譲渡に対しては20%（所得税15%及び住民税5%）である。なお、金融商品取引業者等における特定口座のうち源泉徴収選択口座内において上場株式等の配当等を受け取ることを選択したときは、適用法令に定める要件及び制限に従って、この源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額をこの源泉徴収選択口座内における上場株式等の配当等から控除することができる。

法人株主による当行株式の売却による損益に対する課税は、内国法人の上場株式の売買損益課税と原則として同様であり、法人株主による当行株式の売却に係る譲渡利益額又は譲渡損失額は、法令上非課税とされる場合を除き、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、益金又は損金の額に算入される。

#### (c) 相続税と贈与税

日本に住所を有する個人、又は日本に住所を有しない個人のうち日本国籍を有する個人（当該個人又は相続若しくは遺贈に係る被相続人（遺贈をした者を含む。）が、相続又は遺贈に係る相続の開始前5年以内のいずれかの時において日本に住所を有したことがある場合に限る。）が、当行株式を相続した

場合又は当行株式の遺贈を受けた場合には、原則として日本の相続税法に基づき相続税が課されるが、一定の要件を満たしている場合には、外国税額控除が認められる場合がある。

生存贈与により当行株式を取得した実質株主は、日本の相続税法に従い贈与税支払の義務を負う。

#### 4【法律意見】

法律意見書は、エグゼクティブ・ディレクター兼リーガル・カウンセラーであるアラン・ビー氏により提出され、その内容は次の通りである。

- (1) 当行は、スイス法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人である。
- (2) 有価証券報告書中のスイスの法令に関する記述は、真実、正確かつ誤りのないものである。



## 第2【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) UBS AG(連結ベース)

(単位：百万スイス・フラン(億円))

(連結)	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
営業収益合計	31,994 (42,184)	27,788 (36,638)	25,423 (33,520)	27,732 (36,565)	28,026 (36,952)
営業費用合計	24,650 (32,501)	22,482 (29,643)	27,216 (35,884)	24,461 (32,252)	25,557 (33,697)
継続事業からの税引前営業利益/(損失)	7,345 (9,684)	5,307 (6,997)	-1,794 (-2,365)	3,272 (4,314)	2,469 (3,255)
UBS AG株主に帰属する当期純利益/(損失)	7,452 (9,825)	4,138 (5,456)	-2,480 (-3,270)	3,172 (4,182)	3,502 (4,617)
資産合計	1,314,813 (1,733,581)	1,416,962 (1,868,264)	1,259,797 (1,661,042)	1,013,355 (1,336,109)	1,062,327 (1,400,678)
UBS AG株主に帰属する持分	43,728 (57,655)	48,530 (63,987)	45,949 (60,584)	48,002 (63,291)	52,108 (68,704)
利益剰余金(注1)	19,604 (25,848)	18,361 (24,209)	16,491 (21,743)	20,608 (27,172)	22,902 (30,196)
資本金	383 (505)	383 (505)	384 (506)	384 (506)	384 (506)
UBS AG株主に帰属する株主資本利益率(%) (注2)	18.0	9.1	-5.1	6.7	7.0
希薄化後1株当たり利益(スイス・フラン(円)) (注3)	1.94 (256)	1.08 (142)	-0.66 (-87)	0.83 (109)	0.91 (120)
普通株式等Tier 1自己資本比率(%、フェーズ・イン・ベース) (注4)			15.3	18.5	19.9
普通株式等Tier 1自己資本比率(%、完全適用ベース) (注4)			9.8	12.8	14.2
総自己資本比率(%、フェーズ・イン・ベース) (注4)			18.9	22.2	25.6
総自己資本比率(%、完全適用ベース) (注4)			11.4	15.4	19.0
リスク加重資産(フェーズ・イン・ベース) (注4)			261,800 (345,183)	288,557 (301,352)	221,150 (291,586)
リスク加重資産(完全適用ベース) (注4)			258,113 (340,322)	225,153 (296,864)	217,158 (286,323)
1株当たり配当金(スイス・フラン(円)) (注5)		0.10 (13)	0.15 (20)	0.25 (33)	0.50 (66)

配当性向(%)		9	-23	30	55
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	13,385 (17,648)	-14,241 (-18,777)	67,160 (88,550)	50,959 (67,189)	8,426 (11,110)
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	4,097 (5,402)	19,377 (25,549)	-14,879 (-19,618)	5,457 (7,195)	2,596 (3,423)
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	1,764 (2,326)	2,670 (3,520)	-38,110 (-50,248)	-47,555 (-62,701)	2,081 (2,744)
現金及び現金同等物期末残高	79,934 (105,393)	85,612 (112,879)	99,108 (130,674)	105,266 (138,793)	126,980 (167,423)
従業員数(人)(正社員相当)	64,617	64,820	62,628	60,205	60,155

(注1) 2014年度に、年金OCIを利益剰余金に直接表示するための表示の変更が行われ、2014年度の数値は当該変更に基づいて表示されている。2011年度、2012年度及び2013年度の利益剰余金は、当行の2014年度年次報告書において表示方法の当該変更に関して修正再表示がなされたが、2010年度の数値は修正再表示がなされていない。

(注2) UBS AG株主に帰属する当期純利益/UBS AG株主に帰属する平均持分。計算においては、配当に係る控除見込額及び資本準備金の取崩を除く。

(注3) 詳細については、本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の注記9参照。

(注4) スイスのシステム的な関係にある銀行(SRB)に適用あるパーゼル の枠組みに基づいている。2012年12月31日の数値はプロ・フォーマベースである。

(注5) 配当及び/又は資本準備金の取崩は、通常、報告年度の翌年に承認され、支払われる。詳細については、本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「UBS AG個別財務書類」の「資本準備金の払戻し案」参照。

## (2) UBS AG(単体ベース)(注)

(単位:百万スイス・フラン(億円))

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
営業利益	4,601 (6,066)	5,333 (7,032)	3,470 (4,575)	3,877 (5,112)	5,911 (7,794)
特別項目及び 税引前利益/(損失)	2,369 (3,124)	4,434 (5,846)	-3,016 (-3,977)	1,365 (1,800)	3,267 (4,308)
当期純利益/(損失)	6,123 (8,073)	5,440 (7,173)	-6,645 (-8,761)	2,753 (3,630)	7,849 (10,349)
営業収益	19,402 (25,582)	18,023 (23,763)	17,374 (22,908)	17,074 (22,512)	18,425 (24,293)
資産合計	863,495 (1,138,518)	846,085 (1,115,563)	775,687 (1,022,743)	715,917 (943,937)	777,893 (1,025,652)
株主持分合計 (資本準備金取崩前)	34,719 (45,777)	40,174 (52,969)	33,176 (43,743)	35,437 (46,724)	42,376 (55,873)
資本金	383 (505)	383 (505)	384 (506)	384 (506)	384 (506)

(注) 上の表のUBS AGの単体ベースの数値は、スイスGAAP(FINMA令2008/2及び銀行法)に従い表示されている。

## 2【沿革】

当行の法律上及び商業上の名称は、ユービーエス・エイ・ジー（ユービーエス・エス・エイ/ユービーエス・インク）である。当行は、スイス・ユニオン銀行（1862年設立）及びスイス銀行コーポレーション（1872年設立）が合併しユービーエス・エイ・ジーとなった1998年6月29日に設立された。

2014年度に、UBSグループの持株会社としてユービーエス・グループ・エイ・ジー（UBS Group AG）（以下「UBSグループAG」という。）が設立された。

### 3【事業の内容】

#### ウェルス・マネジメント

ウェルス・マネジメント部門は、個々のニーズに合った投資アドバイス及びソリューションを富裕層個人顧客に提供している。2014年度末時点で、当部門は50ヶ国近い国々に進出し、9,870億スイス・フランの運用資産を有している。

#### 事業

当部門は、世界中の富裕な個人顧客（ウェルス・マネジメント・アメリカズの同僚らがサービスを提供する顧客を除く。）に対して総合的な金融サービスを提供している。当行は国際的な能力を有する国際企業であり、当部門の顧客は、下記に概説する個別の商品及びサービスだけでなく、投資運用ソリューションからウェルス・プランニング、企業金融アドバイスに及ぶ当行の資源の全領域から利益を享受している。当行のアーキテクチャー・モデルは、顧客に、当部門独自の商品を補完する、第三者である提供者からの多様な商品へのアクセスを提供する。

#### 戦略及び顧客

当部門は、世界で傑出したウェルス・マネジャーの一つであり、優れた投資アドバイス及びソリューションを個々の顧客の財務目標に合わせて提供することを目標としている。

ウェルス・マネジメント事業は魅力的かつ長期的な成長見通しを有しており、当部門は、その成長が国内総生産の成長を世界各地で上回ると見込んでいる。顧客層の成長見込みに関しては、世界の超富裕層市場（ファミリー・オフィスを含む。）が最も高く、その次に富裕層市場が高い。当部門は、広範な顧客基盤及び世界各地の基盤の安定した拠点を有することにより、地域及び顧客層全体で成長機会を捉える優れた立場にある。

当部門は、富裕な個人顧客及び金融仲介機関に対してウェルス・マネジメントに関するソリューション、商品及びサービスを提供している。投資運用及びポートフォリオ構築は当部門の主要な商品及びサービスである。投資一任契約を選択した顧客は、自己の保有資産の運用を専門的なポートフォリオ・マネジャーのチームに委託する。自己の保有資産の運用に積極的に関わりたい顧客はアドバイザリー契約を選択することができる。アドバイザリー契約を選択した顧客のポートフォリオは注意深く監視及び分析され、顧客が十分な情報に基づいた投資判断を行えるようにニーズに合った提案が行われる。また全顧客は、株式や債券等の単一証券から様々な投資ファンド、仕組商品及びオルタナティブ投資商品に至るまで、あらゆる種類の金融商品に投資することができる。当部門は、この他に、仕組貸付及びコーポレート・ファイナンスについても顧客にアドバイスを行っている。当部門の総合的な顧客サービス・モデルは、あらゆる市況の投資機会を獲得し、個人顧客のニーズに合ったソリューションを創出するために必要な能力をUBSグループ全体から集めることを可能にする。この連携もまた、当部門が主要なオンショア市場において重点を絞って拡大していくためには大変重要であり、かかる市場において、当部門は、現地のインベストメント・バンク及びグローバル・アセット・マネジメントの各チームとの確立された事業関係から継続して恩恵を受けている。

当部門は各顧客層特有のニーズに応じたサービスを提供している。当部門の超富裕層顧客は、当部門が顧客機関投資家顧客に提供しているインフラを利用することができる。これには、インベストメント・バンクのトレーディング・プラットフォーム及びインスティトゥーショナル・ソリューションズ・グループ（Institutional Solutions Group）の各サービスも含まれる。また、最も洗練された超富裕層顧客は、当部門のグローバル・ファミリー・オフィス・グループを通して、ウェルス・マネジメント部門とインベストメント・バンク部門の熱心な専門家チームが提供する、顧客のニーズに合った機関投資家専用のカバレッジ及びグローバルな取引の実行から恩恵を受けている。当部門は、当部門の投資運用能力の全範囲にわたり、富裕層顧客にサービスを提供している。例えば、当部門の投資一任契約の商品及びサービスの一部を提供するUBS Adviceは、個々の顧客のニーズに応じた投資アドバイスを提供している。UBS Adviceは、リスク及び主要な投資戦略からの逸脱を発見する目的で顧客のポートフォリオを体系的に監視するために最先端の技術をいかに活用するかを最も考慮して事業を行っている。当部門は、当部門の投資運用能力の全範囲を活用することで、アドバイザリー契約及び投資一任契約の商品及びサービスにおいて優れた価値ある提案を提供していると確信している。当部門は、運用委託契約事業が、プレミアム価格で決定する機会を提供し、経常収益の増加に貢献していることを受けて、当該事業の拡大を目指している。

当部門は、世界各地に設置されているブッキング・センターにより、顧客の資産を複数の拠点で計上できる強力な基盤を現地に構築している。また、当部門のフランチャイズの強み及び範囲は、変化する法的及び規制環境への当部門の迅速な適応を可能にしている。

アジア太平洋では、当部門は、当該地域の主要な金融センターである香港及びシンガポールの拠点に重点を置くことで、その成長を加速させている。また、当部門は、日本及び台湾等の主要なオンショア市場において拠点を展開をしており、長期的な成長機会の獲得を支援するために中国の現地拠点への追加投資も行っている。

新興市場においては、メキシコ、ブラジル、トルコ、ロシア、イスラエル及びサウジアラビア等の主要な成長市場に重点を置いている。当部門は、主要な市場における顧客への近接性を確保できるよう、主な新興地域における主要な拠点から最も効率的にサービスを提供することを目指して、その現地拠点を定期的に評価している。新興市場の顧客の多くが既存の金融センターで資産を計上することを好むため、当該顧客の業務の取扱いをスイス、米国及び英国にある当部門のブッキング・センターを通じて行う取組みを強化している。

ヨーロッパでは、全ての主要な市場における当部門の長期にわたる現地拠点の確立は、当部門の成長意欲の支えとなっている。当部門は、早い段階から顧客のニーズを認識し、オフショア事業とオンショア事業の一体化を行った。これにより、当該地域における顧客に当部門の広範なスイスの商品群の利用機会が提供され、かつ当部門が増加した規制上及び金融上の要件に対して効率的に対応できるようになったことにより規模の経済が実現される。2014年には、当部門は、スイスの基盤、並びに当部門の既存のグローバルな能力を利用するのに主要なマイルストーンとなるドイツの国内事業への商品及びサービスの提供を拡大した。

スイスでは、当部門は、当行の統合された事業モデルに基づき、リテール事業、コーポレート事業、アセット・マネジメント事業及びインベストメント・バンク事業の同部門の同僚らと密接な提携を行っている。この提携により、当部門は、顧客による紹介を通じて事業を拡大する機会が与えられ、かつ当行の広範な支店ネットワーク（100のウェルス・マネジメント・オフィスを含む。）が利用可能になることにより効率性が創出される。

当部門のグローバル・ファイナンシャル・インターメディアリーズ事業は、当部門に市場へのアクセス及び顧客アドバイザーによるネットワーク外の顧客を提供することにより、当部門の成長目標を支えている。更に、当事業は、全ての主要な金融センターに配属されている2,200を超える金融仲介機関の戦略的ビジネス・パートナーとして活動している。当事業は、金融仲介機関が顧客により効果的な助言を行えるよう、金融仲介機関に対し、専門的な投資顧問サービス、グローバルな銀行インフラ及び顧客のニーズに応じたソリューションを提供している。

当部門は、将来を見越して、当部門の事業をデジタル時代に適応させることにより、主導的な地位の構築を継続したいと考えている。デジタル化は、当部門を差別化し、顧客基盤の拡大に対応するための重要な機会を意味している。従って、当部門は情報技術のプラットフォーム及び電子通信機能に多額の投資を行っている。

## 組織構造

当部門はスイスに本店を置き、50ヶ国近くの国々に約230の事務所を構えている。その内、100の事務所はスイス国内にある。2014年度末現在、当部門の従業員数は、全世界で約16,700名である。その内、約4,250名は顧客アドバイザーである。当部門は執行委員会、運営委員会及びリスク委員会によって管理運営されており、当事業分野を有する地域ライン、具体的には、アジア太平洋、ヨーロッパ、グローバル新興市場、スイス及びグローバル超富裕層顧客に沿って主として組織されている。当部門の事業は、チーフ・インベストメント・オフィス及びグローバルなインベストメント・プロダクト・アンド・サービス部門並びに中枢部門によりサポートされている。

## 競合企業

当事業部門の主要な国際的競合企業には、クレディ・スイス、JPモルガン、HSBC、BNPパリバ、ドイツ銀行、ジュリアス・ベア及びシティグループのプライベート・バンキング部門が含まれる。ヨーロッパの国内市場において、当部門は、主として英国のパークレイズ、ドイツのドイツ銀行、及びイタリアのウニクレディト等の大手地方銀行のプライベート・バンク部門と競合している。アジア太平洋においては、HSBC、シティグループ及びクレディ・スイスのプライベート・バンキング・フランチャイズが当部門の主要な競合会社である。

## インベストメント・アドバイス及びソリューション

グローバルな総合企業の一部門として、当部門は中枢に投資運用能力を有する活力に満ちたウェルス・マネジャーである。当部門の顧客アドバイザーは、顧客との関係において積極的であり、また当部門は、顧客の財務目的及びリスク選好を十分に理解するための体系的なプロセスを有している。更に、顧客アドバイザーの顧客がそのライフサイクルに応じたニーズに基づく財務上の決定を行う際に顧客アドバイザーが相談に乗る中で、当部門のウェルス・プランナー（当部門のスペシャリスト・プロダクト・チームの一部）がそれをサポートすることがしばしばある。このように総合的に全体を見渡すことにより、当部門は顧客にウェルス・プランニングに係るアドバイス及び商品を提供し、当部門が顧客に提供する投資ソリューションの基礎となる顧客の投資戦略を確認する。顧客アドバイザーは、顧客の投資内容が顧客の進化する優先順位及び変化するリスク許容度に対応していることを確認するために、投資内容を定期的に検討する。当行が顧客アドバイザーに提供する専用の訓練プログラムと継続的なサポートにより、顧客アドバイザーは優れたアドバイス及びソリューションを顧客に提供することができる。例えば、当部門は、顧客アドバイザーに対し、高い水準の知識と専門性があることを保証するウェルス・マネジメント修了証書（スイスの連邦経済省経済事務局（State Secretariat For Economic Affairs）認定プログラム）を取得することを求めている。当部門のほとんどのシニア顧客アドバイザーに対しては、ウェルス・マネジメント・マスター・プログラムを通して広範囲の訓練を提供している。

当部門のグローバルなチーフ・インベストメント・オフィスは、世界中に及ぶ全事業部門にわたるエコノミスト、ストラテジスト、アナリスト及び投資スペシャリストから成るグローバルなネットワークのリサーチ力及び専門知識を統合している。かかる専門家は、金融市場の進展を注意深く監視及び評価している。こうした取組みにより、当部門は、洞察に基づいた判断をリアル・タイムで提供し、現地の専門知識を当部門のグローバルな投資プロセスに組み込むことができる。これらの分析を使用し、UBSインベスター・フォーラム（UBS Investor Forum）にて外部のパートナー・ネットワーク（世界で最も成功しているマネー・マネジャーの多くが含まれる。）と相談した上で、チーフ・インベストメント・オフィスが明確かつ簡潔で、一貫性のあるインベストメント・ビュー、すなわち「UBSハウス・ビュー」を策定する。

UBSハウス・ビューは、顧客の資産を保護し、増やす助けとなるよう、投資機会及び市場リスクを見極め、かつ伝達しており、当部門は、UBSハウス・ビューを顧客のポートフォリオに継続的に適用し、実施することを目指している。UBSハウス・ビューには、当部門の戦略的資産配分及び戦術的資産配分が反映されている。当部門の戦略的資産配分及び戦術的資産配分は、いずれも、最も重要な投資一任契約に関する投資戦略を実証している。戦略的資産配分は、当部門の顧客の資産を運用し増やすための統制された手法の重要な部分を占めており、当部門の顧客が長期にわたり財務目標を達成し続けることを保証する。当部門の戦略的資産配分は、戦術的資産配分により補完されており、戦術的資産配分は、グローバルな専門知識を利用して、顧客が市場を運行し、顧客のポートフォリオのリスクと収益のトレード・オフの可能性を最終的に改善する手助けをする。

当部門のインベストメント・プロダクト・アンド・サービス部門は、当部門の投資一任契約及びアドバイザー契約の各商品及びサービスをUBSハウス・ビューと整合させることにより、当部門のソリューションと市況を一致させる。当部門の商品は、様々なマーケット・シナリオにおいて積極的な実績を上げることを目的としている。当該商品は、インベストメント・プロダクト・アンド・サービス、グローバル・アセット・マネジメント、インベストメント・バンク及びアーキテクチャー・モデルの中で運営する際の第三者を含む広範な調達源から開発される。個人投資家の投資フローを機関投資家規模の投資フローに統合することにより、当部門は、顧客に対し、通常は機関投資家顧客のみが利用できる投資対象へのアクセスを提供することができる。

## ウェルス・マネジメント・アメリカズ

ウェルス・マネジメント・アメリカズは、富裕層及び超富裕層の個人や家族のニーズに応えることを目的とした、完全に統合された一連のウェルス・マネジメント・ソリューションを提案するファイナンシャル・アドバイザーを通して、アドバイス・ベースの関係を構築している。

## 事業

当事業部門は、金融アドバイザーの生産性及び運用資産において南北アメリカの主要なウェルス・マネジャーの一つである。その対象事業には、米国及びカナダの国内事業のみならず、米国で計上された国際事業が含まれている。当事業部門は、魅力的な成長機会と、対象とする顧客層にサービスを提供することに絞った明確な戦略を有している。2014年12月31日現在、当事業部門の運用資産は合計1兆320億米ドルであった。

## 戦略及び顧客

当事業部門は、南北アメリカでトップのウェルス・マネジメント事業となることを目指している。当事業部門は、顧客を重視し、アドバイザーを中心に業務を行うという戦略により、対象とする顧客層、すなわち富裕層顧客及び超富裕層顧客のニーズに応えるために完全に統合された一連の商品及びサービスを提供しつつ、主要な大都市市場のファイナンシャル・アドバイザーを通してアドバイス・ベースのウェルス・マネジメント・ソリューション及び銀行業務を提供している。その一方で、中核富裕層のニーズにも対応している。当事業部門では、富裕層顧客を100万米ドルから1,000万米ドルの投資可能資産を有する顧客と定義し、超富裕層顧客を1,000万米ドル超の投資可能資産を有する顧客と定義している。中核富裕層は、250,000米ドルから100万米ドルまでの投資可能資産を有する顧客と定義している。ウェルス・マネジメント・アメリカズとインベストメント・バンクの合併事業であるグローバル・ファミリー・オフィス・アメリカズは2013年に事業を開始し、選ばれたファミリー・オフィス顧客に対し、統合された総合的なウェルス・マネジメント及び機関投資家向けサービスを提供することによりグローバルな資源並びに当行全体のサービス提供能力を途切れることなく提供することを目的としている。当事業部門のウェルス・アドバイス・センターは、250,000米ドル未満の投資可能資産を有する新興富裕層にサービスを提供している。当事業部門は、業界で最も優秀な専門家を雇用し、最高基準の執行サービスを提供し、合理的かつ効率的な事業を行うことによって、全ての金融ニーズを満たす質の高いアドバイスの提供に取り組んでいる。

当事業部門は、世界最大のウェルス市場の富裕層及び超富裕層の投資家に対してサービスを提供するユニークな存在であると考えている。約7,000名のファイナンシャル・アドバイザーのネットワークを有し、運用資産に1兆320億米ドルを投じている当事業部門は、関連性を維持するのに十分な大きさであるが、流通の速さを維持するには十分集約されており、大規模及びプティック型双方のウェルス・マネジャーの利点を組み合わせることが可能となった。当事業部門は、競合他社と差をつけ、顧客に金融アドバイス及びソリューションを提供する信頼ある主要なプロバイダーとなることを目標に、ファイナンシャル・アドバイザーに対して当行の全資源（ウェルス・マネジメント・リサーチ、グローバルなチーフ・インベストメント・オフィス並びに当事業部門のアセット・ギャザリング事業及びインベストメント・バンクから提供されるソリューションへの唯一のアクセスを含む。）の利用を認めた。これらの資源は、オープン・アーキテクチャー・プラットフォームへの取組みにより増大し、世界の主要な第三者機関投資家とのパートナーシップによりサポートされている。更に、ウェルス・マネジメント・サービスは、銀行、住宅ローン、金融に係るソリューションによって補完されており、かかるソリューションにより、当事業部門は、顧客の貸借対照表の資産及び負債の双方について助言することが可能である。

当事業部門は、ウェルス・マネジメント事業の長期成長見込みにおいて南北アメリカが魅力的であると考えている。当該地域は、運用資産の観点から富裕層及び超富裕層が最も高い成長率を示すことが予想される地域である。2014年度、当事業部門の戦略及び絞込みにより、経営成績は引き続き改善しており、質の高いファイナンシャル・アドバイザーが確保され、また新規純流入資金が増加した。当事業部門は、かかる成長を足掛かりに更なる成長の持続を目指している。この目標を達成するために、ファイナンシャル・アドバイザーによる顧客ニーズの全範囲を対象とした全体論的なアドバイスの提供をより重視するようにし、当行の事業の垣根を越えた連携を会社全体に拡大し続けることにより顧客に対する当行のグローバルなサービス提供能力を高め、当事業部門のウェルス・マネジメント・ソリューションを補完する銀行業務及び貸付業務を提供している。更に、当事業部門は、費用を抑制しつつ、プラットフォーム及び技術の改善に向けた投資を引き続き行うことを計画している。これらの取組みにより、当事業部門は、顧客の満足度を高め、顧客との関係性を強化し、ファイナンシャル・アドバイザー間の収益の生産性を高めることができると期待している。

## 組織構造

ウェルス・マネジメント・アメリカズは、米国、プエルトリコ、カナダ及びウルグアイで構成される支店網を有し、2014年12月31日現在6,997名のファイナンシャル・アドバイザーを雇用している。コーポレート機

能及び営業機能の大半は、ニュージャージー州ウィーホーケンのウェルス・マネジメント・アメリカズ本店及びテネシー州ナッシュビルのUBSビジネス・ソリューションズ・センター（UBS Business Solutions Center）内に置かれている。

当事業部門は、米国及びプエルトリコにおいて、主に当行の子会社を通じて運営されている。証券業務及び運用業務は、主として、登録ブローカー・ディーラー２社（UBSファイナンシャル・サービスズ・インク及びUBSファイナンシャル・サービスズ・インコーポレーテッド・オブ・プエルトリコ）を通じて行われている。当事業部門の米国における銀行業務には、UBS AGの支店及びUBSバンクUSA（連邦政府により規制されるユタ州の銀行であり、連邦預金保険機構（以下「FDIC」という。）の保証付預金口座、担保付貸出業務、住宅ローン及びクレジットカードを提供している。）を通じて行われる業務が含まれている。

カナダにおけるウェルス・マネジメント業務及び銀行業務は、UBSバンク（カナダ）を通じて行われ、ウルグアイにおけるウェルス・マネジメント業務は、UBSファイナンシャル・サービスズ・モンテビデオ（UBS Financial Services Montevideo）を通じて行われている。

## 競合企業

当事業部門は、米国及びカナダの個人顧客、並びに米国内でウェルス・マネジメント・サービスの提供を求める非居住者の外国人顧客に対してウェルス・マネジメント・サービスを提供する、国営のフル・サービス・ブローカー、国内外のプライベート・バンク、地域ブローカー・ディーラー、独立ブローカー・ディーラー、登録投資顧問会社、信託会社及びその他の金融サービス会社と競合している。当事業部門の主要な競合企業には、バンク・オブ・アメリカ、モルガン・スタンレー及びウェルズ・ファークのウェルス・マネジメント事業が含まれる。

## 商品及びサービス

当事業部門は、顧客の個々の金融ニーズに的を絞ったあらゆる種類のソリューションを顧客に提供している。総合プランニングは、教育資金、慈善事業への寄付、財産戦略、保険、退職、信託及び財団等の人生の様々な段階において、それにふさわしい商品を提供して、顧客をサポートするものである。当事業部門のアドバイザーは、ウェルス・プランニング、ポートフォリオ戦略、退職金及び年金、オルタナティブ投資商品、運用勘定、仕組商品、バンキング及び貸付、株式並びに債券等の分野で、社内のコンサルタントと緊密に連携して業務を行っている。顧客は、リサーチアドバイスを通じて顧客の投資判断のサポートを手助けする専用のチーム、ウェルス・マネジメント・リサーチ・チームも利用することができる。

当事業部門の商品及びサービス提供は、富の蓄積と維持、所得創出及びポートフォリオの分散を含む、様々な投資目的を充足するよう策定されている。顧客のあらゆる種類の金融ニーズに応えるため、当事業部門は、証券担保貸付、リソース・マネジメント・アカウント、FDIC保証付預金口座、住宅ローン及びクレジットカード等の、競争力のある貸付サービス及び資金管理サービスも提供している。

また、当事業部門のUBSエクイティ・プラン・アドバイザー・サービス（UBS Equity Plan Advisory Services）は、株式報酬制度に関するサービスの主要な提供会社であり、150社超の米国企業（全世界で100万人の参加者が存在する。）にアドバイスを提供している。当事業部門は、法人及び機関投資家顧客に対して、株式報酬、管理、投資コンサルティング、確定給付・拠出型年金制度及び資金管理を含む、一連の強固なソリューションを提供している。

当事業部門の顧客は、資産ベース、取引ベース又はその双方の組み合わせによる価格設定を選択することができる。資産ベース勘定を選択した顧客は、一任勘定及び非一任勘定の両方の投資顧問プログラムを利用することができる。非一任勘定の顧問プログラムでは顧客が勘定内の全ての取引を自分で管理することができる。一任勘定の顧問プログラムを選択した顧客は、投資専門家に自己の代理としてポートフォリオを運用する権限を付与する。顧客は、一任勘定プログラムの種類に応じて、資格を有するファイナンシャル・アドバイザー、当事業部門の投資専門家又は第三者の投資マネジャーに投資指図を与えることができる。これとは別個に当事業部門は投資信託に関する顧問プログラムも提供しており、ファイナンシャル・アドバイザーが顧客と協力して、リサーチ重視の資産配分枠組みを指針として投資信託による分散型ポートフォリオを作り上げている。

当事業部門は、個別証券を好む顧客に株式及び債券商品等の幅広い商品を提供している。また、資格のある顧客は、ポートフォリオ戦略を補完するため、仕組商品及びオルタナティブ投資商品に投資することができる。



これらのソリューションは全て、専属のキャピタル・マーケット・グループによるサポートを受けている。このグループは、会社全体の資源にアクセスすることを目的として、インベストメント・バンク及びグローバル・アセット・マネジメントと連携するだけでなく、第三者である投資銀行及び資産運用会社とも連携している。

## リテール&コーポレート

スイスにおける主導的なリテール及び法人向け銀行事業として、当部門は、リテール顧客、法人顧客及び機関投資家顧客に対して総合的な金融商品及びサービスを提供すること、UBSグループに安定的かつ相当な利益を提供すること、並びに、UBSグループ内の他の事業のために収益の機会を創造することを目的とする。

### 事業

当部門は、スイス国内のリテール顧客、法人顧客及び機関投資家顧客に対し、これらの顧客層における主導的地位を維持し、マルチ・チャネル・アプローチに当部門が提供する商品及びサービスを組み込みながら、総合的な金融商品及びサービスを提供している。当部門のリテール及びコーポレート事業は安定的な利益を計上し、UBSグループ全体の業績に大きく貢献している。当部門は、スイスのリテール顧客及び法人顧客向け貸付市場における主要なプレイヤーの一つであり、2014年12月31日現在、好条件の担保付貸出ポートフォリオは1,370億スイス・フランであった。このポートフォリオは、市場シェアを維持するためではなく、収益性及び信用度に重点を置いて保守的に管理運用されている。

当部門のリテール及びコーポレート事業は、スイスにおける当行のユニバーサル・バンクの業務提供モデルの中核であり、他の事業部門に顧客を紹介することで他の事業部門を支援し、また、リテール顧客がウェルズ・マネジメント部門で運用できる水準まで富を増やすことができるようこれらの顧客を支援している。更に、当部門は、アセット・ギャザリング事業及びインベストメント・バンク事業により提供される商品及びサービスの抱合せ販売を行う機会を活用している。この他に、当部門は、当行のスイスのインフラ及びスイスの銀行商品プラットフォームの重要部分を管理しており、これらはともにUBSグループ全体にわたって活用されている。

### 戦略及び顧客

当部門は、付加価値のあるサービスを提供することにより、スイス国内のリテール顧客に選ばれる銀行となることを目指している。現在、当部門は、スイスにおいて3軒に1軒の世帯に対してサービスを提供している。当部門の販売網は、約300の支店、1,250の現金自動預け払い機（セルフサービス端末を含む。）、及び4ヶ所の顧客サービス・センター並びに最先端のデジタル・バンキング・サービスから構成されている。技術は、当部門による商品及びサービスの提供方法を根本から変えている。そのため、当部門は継続的に多様な方法によって提供される商品及びサービスの拡大及び強化を行っており、また顧客に優良な顧客経験を提供し、市場シェアを獲得し、効率を上げるために、デジタル・サービスにおける当行のリーダー及び革新者としての長い歴史を基礎として成長を続ける。更に、当部門は、顧客に人生の様々な段階における特別なニーズに合致する個々に応じたソリューションを提供するために、ライフサイクルに基づく商品のアプローチ方法を採用している。取引の実行については、当部門は、顧客中心かつ効率的な販売プロセスを確保している。

スイスにおける当部門の規模及び当部門が運営する事業の多様性により、当部門は、一体的かつ効率的な方法で顧客のあらゆる複雑な金融ニーズに対応できる優位な地位を確保している。当部門の目的は、中小企業から多国籍企業、年金基金及び保険会社から商品取引業者及び銀行にまで及ぶ法人及び機関投資家である顧客のメインバンクとなることである。当部門は、120,000社を超える企業（スイスの大手企業1,000社のうちの85%超を含む。）、スイス国内の年金基金の3社に1社（大手100基金のうちの75基金を含む。）及びスイスに拠点を有する銀行の85%に対してサービスを提供している。当部門は、キャッシュ・フロー・ベースの貸付及び手数料並びにトレーディング業務に焦点を絞って、スイスにおける当部門の市場シェアの選択的拡大に向けて努力する。更に、当部門は、海外で事業を行うスイス企業及びスイスに本店を置くグローバル企業である顧客に最適なサービスを提供するための当部門の商品提供能力を強化する国際的な拠点を体系的に拡大している。

当部門の顧客は、当部門が提供する質の高い仕事を評価し、かかる功績を再度表彰した。2014年、国際的な金融誌であるユーロマネー（Euromoney）は、キャッシュ・マネジャー及びチーフ・ファイナンシャル・オ

ファイサーを対象とした調査に基づき、当行を「ベスト・ドメスティック・キャッシュ・マネジャー・スイス（Best Domestic Cash Manager Switzerland）」に4年連続で指名した。当部門は、毎年グローバル・カストディアン（Global Custodian）誌が実施する「主要市場におけるエージェント行（Agent Banks in Major Markets）」調査で並外れたクオリティであると当行の顧客に認められた。

当部門は、スイスにおける主導的なリテール及び法人向け銀行事業として、顧客のニーズを支援する役割の重要性を認識している。当部門は、事業全体のサービス・コミットメントを合理化するための体制及びプロセスを継続的に見直している。かかる措置には、プロセスの合理化、顧客アドバイザーの管理事務負担の軽減及びリスク基準の低下を伴わない長期的な生産性の向上が含まれる。

優良な顧客サービスを確実に提供するための鍵となる、特に顧客と直接接するスタッフの継続的な教育は、当部門の戦略上、非常に重要である。当行は、独立した第三者機関が認めた、顧客アドバイザーのための必須の認定制度を導入しているスイスで唯一の銀行である。

## 組織構造

当部門は、スイスにおける当行のユニバーサル・バンクとしての業務提供モデルの中核である。これにより、当部門は、銀行全体の専門知識をスイスのリテール顧客、法人顧客及び機関投資家顧客にまで拡大して提供することができる。スイスは、当部門がリテール顧客、法人顧客及び機関投資家向けの銀行業務、ウェルス・マネジメント及びアセット・マネジメント業務並びに投資銀行業務を行っている唯一の国である。

スイス全域で一貫したサービスの提供を確保するため、スイス国内のネットワークは10の地域に編成されている。全事業分野から選出された各地域及び各支店の専任マネジメント・チームは、ユニバーサル・バンク・モデルの実行に責任を負っており、その一環として、事業部門を越えた連携を促進し、一般公衆と顧客が単一の企業イメージ及び共通のサービス基準に基づいて統一的なサービスを受けられるよう取り組んでいる。

## 競合企業

スイスのリテール・バンキング事業における競合企業は、ライフアイゼン、クレディ・スイス、州立銀行、ポストファイナンス及びその他スイスの地域銀行又は地方銀行である。

スイスの法人及び機関投資家向け事業における主要な競合企業は、クレディ・スイス、州立銀行、及びスイス国内の外国銀行である。

## 商品及びサービス

リテール部門の顧客は、現金取引口座、支払、貯蓄、退職関連ソリューション、投資信託商品、住宅ローン、ロイヤリティ・プログラム及びアドバイザー・サービスを含む理解しやすい商品で構成された、ライフサイクルに基づく総合的なサービスを利用することができる。当部門は、法人顧客に対して金融ソリューションを提供しており、株式及び債券市場、シンジケート・ローン及び仕組信用商品、私募発行、リース並びに従来型の資金調達の利用機会を提供している。当部門のトランザクション・バンキング事業は、支払及びキャッシュ・マネジメント・サービス、貿易及び輸出金融、債権金融に関するソリューションを提供するだけでなく、機関投資家顧客に対して包括的なカストディ・ソリューションを提供している。2014年、当部門は多くの商品及びサービスの革新に着手した。かかる革新には、グローバルに投資を行う顧客が、数回クリックするだけでコンピューター上でリアル・タイムに自身のポートフォリオのリスクや実績を分析することを可能にする、UBSアセット・ウィザード（UBS Asset Wizard）も含まれる。更に、当部門は、迅速な与信決定及び効率的な信用の監視を含むローン・クレジット・プロセスに基づくSMEファスト・クレジット（SME Fast Credit）に着手した。これは、中小企業のニーズに最適な対応をし、当部門が大幅な効率性の向上を実現する一助となる。顧客に対する当部門の価値提案を最良なものにするために、当部門とインベストメント・バンクとの密接な提携は、当部門のユニバーサル・バンク戦略の主要な構成要素である。これは、キャピタル・マーケット商品、外国為替商品、ヘッジ戦略及びトレーディングの提供を可能にし、また、中間市場の吸収合併及び新設合併、法人の事業承継計画並びに不動産等の分野での法人向け金融アドバイスの提供を可能にしている。

## グローバル・アセット・マネジメント

グローバル・アセット・マネジメントは、各地域及び各顧客層を対象とした適切に多角化された事業を有する大規模な資産運用部門である。当事業部門は、第三者の機関投資家及びホールセール対象顧客並びに当行のウェルス・マネジメント事業の顧客に対し、あらゆる主要な従来型及び代替的な資産クラスについて広範囲にわたる投資運用能力及び手法を提供している。

## 事業

当事業部門の投資運用サービスは、株式、債券、マルチ・アセット及び通貨の各戦略を含む従来型運用業務と、ヘッジ・ファンド、不動産、インフラ及びプライベート・エクイティの各ファンドを含む代替的運用業務を対象とする。投資運用サービスを補完するのに、当事業部門のファンド・サービス部門は、従来型及び代替的な当行及び第三者のファンドに対し、ファンド管理運営サービスを提供している。2014年12月31日現在の運用資産の総額は6,640億スイス・フランであり、ファンド・サービス部門による管理資産は5,200億スイス・フランであった。当事業部門は、ヨーロッパの主要なファンド・ハウスであり、スイス最大のミューチュアル・ファンド・マネジャーであり、かつ世界における主要なファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ及び不動産投資マネジャーの一つである。

## 戦略

当事業部門は、質の高いソリューション及びサービスを提供する幅広い能力全般を使い、かつ信用されるパートナーとして行動することにより、顧客にグローバル・アセット・マネジメントの最高のサービスを提供することを使命としている。当事業部門は、あらゆる主要な従来型及び代替的な資産クラスについて広範囲にわたる投資運用能力及び手法を提供している。当事業部門は、顧客に特徴的で革新的な商品を提供できるように、優れた運用実績を上げ、商品を注意深く監視することに重点を置いている。当事業部門は、その事業全体で、世界クラスの専門家を呼び寄せ、成長させ、雇用する環境を整えることに明確な重きを置いている。

当事業部門は、全顧客層について、収益的で持続可能な成長を促進することを目指している。第三者への販売においては、当事業部門は、主要な市場に関する成長目標、機関投資家事業の強化、ホールセール事業拡大の促進を重視している。また、当事業部門は、顧客に商品及びソリューションを提供するために、当行のウェルネス・マネジメント事業との提携を強化している。

当事業部門のグローバルな事業モデルは、厳しい市況においても回復力が高いことを証明し、当事業部門を市場力学の変化から恩恵を受けるのに有利な立場に置き、かつ成長機会を捕えるための確固たる基盤を提供した。

当事業部門は将来、代替的及び受動的投資運用を含め、当事業部門の能力を強化する予定である。代替的投資運用については、当事業部門は、不動産、ヘッジ・ファンド及びファンド・オブ・ヘッジ・ファンズにおける当事業部門の地位を確立し、全ての運用地域でこの専門知識を強化することにより、当事業部門の優れたプラットフォームを拡大することに引き続き取り組んでいる。受動的投資運用については、当事業部門は、指標連動型ストラテジー及び上場ファンド（ETF）を含め、これらの商品に対する機関投資家及び個人投資家双方からの高まる需要に応えるため、確立した運用能力の開発を継続している。現在、当事業部門の運用資産の3分の1近くがこの区分に該当しており、当事業部門のプラットフォームは極めて拡張性が高い。

アセット・マネジメント業界は厳しい時期を経験した後、資産流入において回復が確認された。長期的見通しは明るく、3つの要因、すなわち、先進国において高齢化が進み、将来に備えた貯蓄の必要性を高めること、各国政府は引き続き年金及び給付金支援を削減しており、民間準備金の必要性が高まっていること、並びに、新興市場はこれまで以上に重要な資産プールになりつつあることが、当該業界への資金流入を示している。

## 顧客及び市場

当事業部門は、第三者の機関投資家及びホールセール対象顧客並びに当行のウェルス・マネジメント事業の顧客に対してサービスを提供している。2014年12月31日現在、運用資産の約71%が第三者の顧客の資産を原資とする。第三者の顧客は、企業年金制度、公的年金制度、政府及びその中央銀行等の機関投資家顧客、並びに金融仲介機関及び販売パートナー等のホールセール対象顧客から構成される。当行のウェルス・マネジメント事業は、投資資産の29%を占めた。地理的には、当事業部門の顧客基盤は広範に多様化している。

## 競合企業

当事業部門の競合企業は、ブラックロック、JPモルガン・アセット・マネジメント、BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ、アムンディ、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント、アライアンスバースタイン・インベストメント、シュローダー及びモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント等の、幅広い能力と販売チャネルを有するグローバル企業を含む。当事業部門のその他の競合企業には、特定の市場又は資産クラスに焦点を置く企業が含まれる。

## 組織構造

2014年度末現在、当事業部門は、24カ国で約3,817名の従業員を雇用しており、ロンドン、シカゴ、法兰克福、ハートフォード、香港、ニューヨーク、パリ、シンガポール、シドニー、東京及びチューリッヒに主たる事務所を有している。

当事業部門の組織構造は当事業部門の下記事項に基づいている。

- 投資運用地域及び事業地域（詳しくは下記「商品及びサービス」に記載されている。）
- 顧客サービシング・チーム及び販売チーム（第三者ホールセール及び機関投資家向け販売に責任を有する地域のチーム、並びにソブリン顧客、コンサルタント、上場ファンド（ETF）及び当行のウェルネス・マネジメント事業を扱う専門のグローバル・チームを含む。）
- グローバルな商品開発及び運用業務
- 地域管理及び地域監視を行う、南北アメリカ、アジア太平洋地域、スイス及びヨーロッパ・中東・アフリカの地域責任者
- 各部門のCOO業務（グローバルな商品管理及び流通、ファンド・サービス、事業リスク及び規制管理、ファンド・トレジャリー、グローバル・マーケティング、並びに戦略上の計画及び開発を含む。）
- コーポレート・センターが提供する共通業務を含むサポート業務

## 商品及びサービス

当事業部門は、株式、債券、シングル及びマルチ・マネジャー型のヘッジ・ファンド、グローバル不動産、インフラ、プライベート・エクイティ並びにマルチ・アセット・ソリューションの投資運用商品及びサービスを顧客に提供している。これらの商品及びサービスは、アクティブ若しくはパッシブ、分離、合同又はアドバイザー契約の形式で、かつ様々な法域を対象とした幅広い登録済投資ファンド、上場ファンド（ETF）及びその他投資ビークルで提供することができる。また、当事業部門は、当行及び第三者ファンドに関するファンド管理サービスも提供している。

- 株式運用部門は、異なるリスク・リターン目標を有する広範囲にわたるアクティブな投資戦略を提供している。米国、ヨーロッパ、アジア太平洋地域及び新興市場におけるグローバル及び地域的機能は、グローバル及び定量的手法により補完されている。戦略には、コア、高アルファ、制約のない（unconstrained）戦略、ロング/ショート、小型、セクター、テーマ別及び高配当が含まれる。
- 債券運用部門は、グローバル、地域別及び国別市場ベースの多様かつアクティブな投資戦略を提供している。債券運用部門のサービスには、国債及び社債ポートフォリオ等のシングルセクター戦略、コア・ボンド、コア・プラス・ボンド等のマルチセクター戦略、並びにハイイールド債及び新興市場債等の拡張セクター戦略が含まれる。かかる一連の従来型債券運用商品に加え、本部門は、制約のない債券、通貨戦略及びカスタマイズされたソリューションも扱っている。
- ストラクチャード・ベータ及びインデックシング部門は、全ての主要な資産クラスを対象にグローバル及び地域レベルで指標連動型ストラテジー、オルタナティブ・ベータ・ストラテジー及びルールに基づいたストラテジーを提供している。当部門のサービスは、指標連動型の株式、債券、コモディティ、不動産並びに主要な指標から大幅にカスタマイズされた指標までのベンチマーク及びルールに基づくソリューションを有するオルタナティブ投資が含まれる。商品は、上場ファンド（ETF）、合同運用資産、仕組運用資産及び運用委託資産を含む様々な仕組商品で提供されている。
- グローバル・インベストメント・ソリューション部門（GIS）は、アクティブ運用に基づく資産配分、為替及びマルチ・マネジャーの各投資戦略、並びにストラクチャード・ソリューション及びアドバイザー・サービスを提供している。当部門は、あらゆる投資ユニバース及びリスク/リターン・スペクトラムを対象とした地域的及びグローバルなマルチ資産運用戦略、カスタマイズされリスクが管理された戦略、転換社債並びにマルチ・マネジャー投資戦略といった多様な戦略を管理運用している。GISは、広範囲にわたるアドバイザー業務（チーフ・インベストメント・オフィサーの外部委託、マネジャーの

選任、年金リスク管理、リスク・アドバイザー、グローバルな戦術的資産配分及び顧客委託契約を含む。)において顧客を支援している。

- オコナーは、相対的価値に重点をおいたシングル・マネジャー型のグローバルなヘッジ・ファンド・プラットフォームである。オコナーは、絶対的かつリスク調整された高いリターンを投資家に提供することに専念しており、かかるリターンは従来型資産クラスへのロング・オンリーの投資から得られるリターンとは区別される。
- A&Qヘッジ・ファンド・ソリューションズ(以下「A&Q」という。)は、あらゆる範囲のマルチ・マネジャー型のヘッジ・ファンド・ソリューション及びアドバイザー・サービス(ニーズに合ったリスク及びリターン・プロファイルを有するヘッジ・ファンド・インベストメントに対して専門的に管理されたエクスポージャーを提供する幅広い戦略を含む。)を提供している。
- グローバル不動産投資部門は、アジア太平洋地域、ヨーロッパ及び米国内の不動産を、主要な不動産セクターを対象に、グローバル及び地域レベルで積極的に運用している。本部門のサービスは、コア戦略及び付加価値戦略に重点を置いているが、多様なリスク/リターン・スペクトラムにおけるその他の戦略も含んでいる。これらは、オープン及びクローズド・エンド・プライベート・ファンド、不動産投資信託、カスタマイズされた投資ストラクチャー、マルチ・マネジャー・ファンド、個別に管理されている口座及び不動産証券を通して提供されている。
- インフラ及びプライベート・エクイティ部門は、機関投資家及びプライベート・バンキングを利用して顧客双方のために、直接的なインフラ投資並びにマルチ・マネジャー型のインフラ及びプライベート・エクイティ戦略を管理運用している。インフラ資産運用部門は、コアのインフラ資産に対する直接的投資をグローバルに管理運用している。オルタナティブ・ファンド・アドバイザー(以下「AFA」という。)のインフラ部門及びAFAのプライベート・エクイティ部門は、それぞれ、インフラ部門及びプライベート・エクイティ部門の資産クラス全体を対象に広く分散投資されたファンド・オブ・ファンズのポートフォリオを構築している。
- ファンド・サービス部門は、世界的な投資ファンド管理運用事業であり、従来型の投資ファンド、運用勘定、ヘッジ・ファンド、不動産ファンド、プライベート・エクイティ・ファンド及びその他の代替的な仕組に関し、ファンド設立及び信託・規制業務、並びに報告及び会計を含む多岐にわたる柔軟なソリューションを提供している。

## インベストメント・バンク

インベストメント・バンクは、法人顧客、機関投資家顧客及びウェルス・マネジメント事業の顧客に対して、専門的助言、革新的ソリューション、取引実行及び世界の資本市場への広範囲なアクセスを提供している。また、インベストメント・バンクは、コーポレート・クライアント・ソリューション及びインベスター・クライアント・サービスという事業部門を通じて、アドバイザー・サービス及び国際資本市場へのアクセスを提供し、株式関連サービス、外国為替関連サービス、貴金属関連サービス並びに厳選された金利及び金融市場へのアクセスと共に、包括的なクロスアセット・リサーチを提供している。インベストメント・バンクは、広範な有価証券全般について、販売、取引及びマーケット・メイキングを含む資本市場のフローに活発に参加している。

## **事業**

インベストメント・バンクは、2つの別個の、しかし連携している事業部門に編成されている。

コーポレート・クライアント・ソリューションには、全てのアドバイザー及びファイナンシャル・ソリューション事業、オリジネーション、組成及び取引実行(法人、金融機関、スポンサー顧客及び当行のウェルス・マネジメント事業への業務提供に係る株式及び債券の資本市場を含む。)が含まれる。

インベスター・クライアント・サービスには、機関投資家のための取引実行、販売、売買が含まれ、コーポレート・クライアント・ソリューション事業及び当行のウェルス・マネジメント事業に対するサポートが行われる。当該事業は、当行の株式事業(キャッシュ、デリバティブ及びファイナンス・サービス)、クロスアセット・クラスのリサーチ能力並びに当行の外国為替フランチャイズ、貴金属、金利及びクレジット事業で構成される。インベスター・クライアント・サービス事業部門は、当行の全ての事業をサポートするために必要な販売及びリスク管理能力も提供する。

## 戦略

当部門は、法人、機関投資家及びウェルス・マネジメントの顧客に対し、知的資本及び受賞歴のある当部門の電子的プラットフォームの強化によりもたらされたソリューション主導型の総合的アプローチを通じて、最高のサービス及びソリューションを提供したいと考えている。当部門の顧客中心型事業モデルでは、当部門は、ウェルス・マネジメント事業、リテール・アンド・コーポレート事業及びグローバル・アセット・マネジメント事業の理想のパートナーであり、市場に関する深い洞察並びに全世界を対象としたカバレッジ及び取引実行を提供する安定した地位を占めている。

当部門は、アドバイザリー事業、資本市場事業、株式事業及び外国為替事業の従来の中核に引き続き重点を置いており、有利で持続可能なリスク調整後収益を分配するために、金利事業及びクレジット事業のプラットフォームに再度焦点を絞ることによりこれを補完している。当部門は、世界クラスのリサーチ能力及び技術能力のサポートを受けて、引き続き、全資産クラスを対象に革新的で統合されたソリューションを開拓する。これにより、当部門は、顧客が規制上及び技術上の変化による市場構造の発展に順応するよう顧客を支援することが可能になる。

当部門のコーポレート・クライアント・ソリューション事業部門は、アドバイザリー事業及び資本市場事業並びに金融ソリューションから構成され、長期的な戦略目標を達成するために最良の機会を提供する分野及び地域を対象としている。当部門は全ての主要な金融市場に拠点を有し、国、セクター及び金融商品専門家に関する総合的な基盤に基づくカバレッジを有している。

インベスター・クライアント・サービス事業部門では、当行の業界を主導する株式関連事業において、グローバルなディストリビューション・プラットフォーム及び総合的な商品提供能力を引き続き活用することで、当行のウェルス・マネジメント事業を含む広範な顧客基盤並びに機関投資家及び一般投資家を支援し、グローバルな株式発行市場及び流通市場へのアクセスを提供している。世界レベルのディストリビューション・プラットフォームを基礎とする当部門の外国為替事業及び貴金属事業は、今後も引き続き当部門のサービスの中核的業務となる。当部門の戦略に合わせて、当部門の金利事業及びクレジット事業は、取引所で取引される債券及びコモディティ・デリバティブの取引実行及びクリアリングに加え、クライアント・フロー及びソリューションに重点を置いている。かかる事業は、当行の株式及び外国為替事業のように、仲介モデルを通して資本市場事業を支えている。

当部門の戦略が確実に成功し続けるよう、当部門は、今後も引き続き技術投資を行い、事業の主要分野では優秀な人材を選別して雇用する。更に、当部門は継続しているコスト削減プログラム及び運営上のリスク対応策の強化に引き続き重点を置く。2014年度中、当部門は、対象を絞った技術計画を実施することにより、内部効率を最大限に高めた。この技術計画は、顧客のためにプラットフォームの効率を高めることを目的とした事業全体の長期的なポートフォリオ・アプローチに基づいている。更に、当部門は、生産プロセスを簡素化し、フロント部門からバックオフィスまでのプロセスを縮小し、かつ、より少ない拠点で営業するための対象を絞った対策を実施していく。

魅力的な配分資本利益率を獲得するという当部門の目標を支援するため、当部門は、バランスシート、リスク加重資産及びレバレッジ比率の分母の指標が厳しく管理されている枠組みの中で運用を行っている。これに合わせ、当部門は、コーポレート・クライアント・ソリューション及びインベスター・クライアント・サービスをそれぞれが生み出す利益に基づき個別に評価すると共に、当部門の2つの事業全体でそれぞれが提供する支援及び貢献を評価する。

## 組織構造

2014年度末現在、当部門は、35を超える国々で11,794名の従業員を雇用しており、香港、ロンドン、ニューヨーク、シンガポール、シドニー、東京及びチューリッヒに主たる事務所を有している。

当部門の法人顧客及び機関投資家顧客が個々のニーズを満たすために最適なソリューションのグローバルな範囲及び機能から確実に利益を得られるよう、当部門は、コーポレート・クライアント・ソリューション及びインベスター・クライアント・サービスの2つの顧客中心事業部門に分かれている。これらの事業部門の専用マネジメント・チームは、商品や部門の枠を超えた連携を強化するために、当部門のグローバルな商品提供能力を地域の専門知識で補完しており、これにより当部門では顧客に会社の総合的なサービスを提供することができる。

インベストメント・バンクは、執行委員会、運営委員会及びリスク委員会に管理されており、UBS AGの支店及びUBSグループのその他の子会社を通じて業務を行っている。米国における証券業務は、登録ブローカー・ディーラーであるUBSセキュリティーズ・エルエルシーを通じて行われている。英国では、インベスト

メント・バンクは、UBSリミテッドを対象に2014年に実施された修正後の経営モデルに沿って、主にUBS AG ロンドン支店及びUBSリミテッドにおいて業務を行っている。

## 競合企業

当行のインベストメント・バンクの戦略及び範囲はユニークであるが、当行が関与している事業及び市場の多くでは他の競合企業が活発に事業活動を行っている。当行の主導的事业である株式、外国為替及び法人アドバイザリー事業の主な競合企業は、バンク・オブ・アメリカ・メリル・リンチ、パークレイズ、シティグループ、クレディ・スイス、ドイツ銀行、ゴールドマン・サックス、JPモルガン・チェース及びモルガン・スタンレーを含む世界の大手投資銀行である。

## 商品及びサービス

### コーポレート・クライアント・ソリューション

当事業部門では、法人顧客、金融機関顧客、スポンサー顧客及び当行のウェルス・マネジメント事業を対象としたクライアント・カバレッジ・ソリューション、アドバイザリー・ソリューション、債券及び株式資本市場ソリューション並びに金融ソリューションを提供している。コーポレート・クライアント・ソリューションは、資本市場商品及び金融ソリューションの販売及びリスク管理においてインベスター・クライアント・サービスと密接に連携してサービスを提供する。また、あらゆる主要な金融市場に進出しており、その業務は、地域ごとに管理され、商品、業種及び国のバンキングの専門家を基盤として組織されている。本部門の主要な業務分野の概要は以下の通りである。

- アドバイザリーは、顧客の最も複雑な戦略上の問題に対してカスタマイズされたソリューションを提供する。当該業務には、合併及び買収に関するアドバイス及びその実行の他、リファイナンス、スピノフ、交換買付、レバレッジド・バイアウト、ジョイント・ベンチャー、買収防衛、コーポレート・ブローキング及びその他アドバイザリー・サービスが含まれる。
- 株式資本市場業務は、株式の資本調達サービスの他、関連するデリバティブ商品及びリスク管理ソリューションを提供する。その業務には、新規株式公開、フォローオン（ライツ・イシュー及びブロック・トレードを含む。）のみならず、エクイティ・リンク取引及びその他戦略的株式ソリューションの管理が含まれる。
- 債券資本市場業務は、法人顧客及び金融機関顧客による債券資本（投資適格社債、新興市場社債、ハイイールド債、劣後債及びハイブリッド債を含む。）の調達を支援する。また、同業務は、レバレッジド・キャピタル・サービスも提供する。かかるレバレッジド・キャピタル・サービスには、イベント牽引型（買収、レバレッジド・バイアウト）ローン、債券及びメザニンによる資金調達が含まれる。全ての債券商品は、リスク管理ソリューション（外国為替、金利及びクレジット事業と密接に連携したデリバティブを含む。）とともに提供されている。
- 金融ソリューション業務は、広範な資金調達能力（仕組金融、不動産ファイナンス及び特別な状況下にあるグループを含む。）を駆使して全資産クラスを対象としたカスタマイズ・ソリューションを提供することにより、全世界の法人顧客及び投資家顧客にサービスを提供している。
- リスク・マネジメント業務には、法人に対する貸付及びそれに関連するヘッジ活動が含まれる。

### インベスター・クライアント・サービス

インベスター・クライアント・サービス事業（当行の株式事業並びに当行の外国為替、金利及びクレジット事業を含む。）は、法人顧客、機関投資家顧客及びウェルス・マネジメント顧客に対し、スペシャリストとしての技能のみならず高度なクロスアセット・デリバリー機能を備えた、包括的ディストリビューション・プラットフォームを提供する。

## 株式部門

当行は世界大手のエクイティ・ハウスの一つであり、現物株式及び株式デリバティブの発行・流通市場におけるリーダー的存在である。当行は、フロント部門からバックオフィスまでの一連の全商品（ファイナシング、取引実行、クリアリング及びカストディの各サービスを含む。）をグローバルに提供している。当行の営業網では、顧客中心のアプローチを使用して、世界中のヘッジ・ファンド、資産運用会社、ウェルス・マネジメント・アドバイザリー、金融機関及びスポンサー、年金基金、ソブリン・ウェルス・ファンド並びに企業へサービスを提供している。具体的には、現物株式及び株式デリバティブ商品の販売、組成、取引

実行、資金調達及びクリアリングを行っている。当行のリサーチ部門により、各会社、各セクター、各地域、マクロ経済動向、公共政策及び資産配分戦略に関する綿密な投資分析が提供される。株式部門の主要な業務分野の概要は以下の通りである。

- キャッシュ業務は、発行市場、流通市場、企業管理及び対象分野の専門家への広範なアクセスを提供するとともに、流動性、投資顧問、売買執行に係る業務及びコンサルタント業務を提供している。個別株式及びポートフォリオについてはフル・サービスの売買執行（キャピタル・コミットメント、ブロック・トレーディング、小型株取引及び手数料管理に関する各サービスを含む。）を提供している。また、当業務は、高度な電子取引商品、世界100ヶ所を超える拠点への直接的な市場アクセス（待ち時間の短い取引実行を含む。）、革新的アルゴリズム並びに事前取引、事後取引及びリアル・タイムの分析ツール一式を顧客に提供している。当業務のブローカー及び仲介サービス網により、リテール・ホールセラーに対する取引実行及び価格は改善されている。
- デリバティブ業務は、全種類のフロー商品、仕組商品、転換社債及び戦略的株式ソリューションを、グローバルな発行・流通市場へのアクセスとともに提供している。当業務の事業規模により、顧客は、上場商品、店頭デリバティブ商品、証券化商品及びファンドラップ商品という幅広い商品を通じて、リスクを管理し、資金需要を満たすことができる。機関投資家及びリテール投資家のために、会社、セクター及び多数の資産クラス（コモディティを含む。）についての指数に連動・関係した投資リターンを有する仕組商品及び仕組債の開発及び販売を行っている。
- 金融業務は、当部門のヘッジ・ファンド顧客のために、プライム・ブローカレッジ、資本導入、クリアリング及びカストディ、シンセティック・ファイナンス及び有価証券の貸付を含む、完全に統合されたプラットフォームを提供している。加えて、世界の45を超える取引所において、上場株式デリバティブの取引の実行及びクリアリングを行っている。当業務は、魅力的なリスク調整後収益を上げるために、配分された資源を効率的に管理している。

#### 外国為替、金利及びクレジット

当事業部門は、主導的な外国為替業務、市場主導型の貴金属事業に加え、主要な金利及びクレジット事業で構成される。これらの事業は、法人顧客及び機関投資家顧客の事業に関連した取引実行、販売及びリスク管理をサポートし、また、対象となる仲介機関経由で、当行のウェルス・マネジメント事業の顧客のニーズも満たしている。当事業部門は、主導的な代理取引実行及び電子取引事業の構築に重点を置いており、バランスシート上の高いレベルの流通速度を維持し続けている。当事業部門の主要な業務分野の概要は以下の通りである。

- 外国為替業務は、G10及び新興市場通貨及び貴金属サービス全般をグローバルに提供している。当業務部門は、専門的な直物、先渡し及びオプション市場における主要な為替マーケット・メーカーである。当業務部門は、全世界の顧客を対象に、卓越したアドバイザリー・組成能力を備えた最高級の（音声、電子、アルゴリズム方式の）取引実行設備を提供し、顧客のポジション、ヘッジ及び流動性管理に最適で、ニーズに合ったソリューションを提供している。当業務部門は、約一世紀にわたり現物及び非現物貴金属市場へ参入しており、貴金属商品全般にわたって売買、投資及びヘッジを行っている。
- 金利及びクレジット業務には、標準金利を重視した商品、金利スワップ、ミディアム・ターム・ノート、国債及び社債、銀行債、クレジット・デリバティブを含む、特定数量の金利商品及びクレジット商品の販売、売買及びマーケット・メイキング並びに取引所で取引される債券及びコモディティ・デリバティブの取引実行及びクリアリングが含まれる。更に、当業務部門は、コーポレート・クライアント・ソリューションと密接に連携して、当部門の債券資本市場事業及び顧客の個々のニーズに応じカスタマイズされた金融ソリューションをサポートしている。

#### コーポレート・センター

コーポレート・センターは、中核業務並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオから構成されている。中核業務には、金融（流動性、資金調達、バランスシート及び資本管理等の資金運用サービスを含む。）、リスク管理（コンプライアンスを含む。）並びに法務等のグループ全体で管理する業務が含まれる。更に、中核業務は、事業運営、情報技術、人事、規制関連及び戦略的イニシアチブ、コミュニケーション及びブランド確立、法人向けサービス、物的セキュリティ、情報セキュリティ、並びに外部委託、ニアショアリング及びオフショアリングを含む全ての物流及びサポート・サービスを提供している。非中核事業



及びレガシー・ポートフォリオは、非中核な事業及びコーポレート・センターの再編が行われる前はインベストメント・バンクの一部であったレガシー・ポジションから構成されている。

## コーポレート・センター - 中核業務

2014年度末現在、コーポレート・センター - 中核業務における従業員数は23,637名であった。中核業務は、サービス消費及び財源の利用方法に基づき、管理及び共有されているサービス機能に関連する資金運用収益、営業費用並びに人員の大多数を、関連するサービスが提供されている事業に配分する。

2015年1月1日、コーポレート・センター - 中核業務は、コーポレート・センター - サービス業務及びコーポレート・センター - グループ資産・負債管理（以下「グループALM」という。）業務の2つの業務に再編された。

### グループ・チーフ・ファイナンシャル・オフィサー

グループ・チーフ・ファイナンシャル・オフィサー（以下「グループCFO」という。）は、UBSグループ及びその事業部門の財務実績における透明性及びかかる財務実績の評価の確保、並びにUBSグループの財務会計、管理、予測、計画立案及び報告の各プロセスについて責任を負う。グループCFOはまた、戦略的プロジェクト及び取引の財務面に関するアドバイスを提供する。グループCFOは、事業部門及びUBSグループの財務統制機能に責任を負う。また、グループCFOは、UBSグループの税務問題の管理統制、並びに財務及び資本管理（グループ・チーフ・リスク・オフィサー（以下「グループCRO」という。）から独立した監督を受ける資金調達リスク及び流動性リスク並びに当行の規制上の資本比率を含む。）の管理統制について責任を負う。グループCFOは、取締役会の監査委員会と協議の上、当グループが適用している会計方針について取締役会に提案を行い、また財務報告及び開示に関する方針を定める。グループCFOは、グループ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（以下「グループCEO」という。）とともに2002年サーベンス・オクスリー法（以下「SOX法」ともいう。）第302条及び第404条に基づく外部証明書を作成し、またグループCEOと協力して投資家及び社外アナリストとの関係を管理する。グループCFOは、戦略開発及び戦略上の主要項目に関し、グループCEOをサポートしている。コーポレート・ディベロップメント（Corporate Development）機能は、当行の戦略を決定、実施及び監視する上で、当行の上級役員をサポートしている。

### グループ・チーフ・オペレーティング・オフィサー

グループ・チーフ・オペレーティング・オフィサー（以下「グループCOO」という。）は、グループCOOの業務の管理について責任を負い、2014年1月から、グループCOOの担当分野には、グループ・テクノロジー（Group Technology）、グループ・オペレーション（Group Operations）、グループ・コーポレート・サービス（Group Corporate Services）及びビジネス・デザイン・アンド・エフェクティブネス（Business Design & Effectiveness）が含まれる。グループCOOは、事業部門及びコーポレート・センターのニーズに合わせて、クオリティが高く、費用効率がよく、かつ分化されたグループ全体の情報技術サービス及びツールを提供することに責任を負い、また、全ての事業部門及び地域にわたる広範な事業運営サービスの提供に責任を負う。更に、グループCOOは、不動産インフラ・サービス及び一般管理サービスの提供並びに会社全体の全ての需要・供給管理業務の指揮監督に責任を負う。グループCOOは、第三者への商品供給戦略をもって会社をサポートし、銀行のニアショア、オフショア、外部委託及びサプライヤー関連プロセスに責任を負っている。グループCOOは、会社全体のサービス及び商品提供の水準を見直すこと、当行の事業運営モデル及びプロセスの有効性及び効率を高めること、複雑性を軽減すること、並びに組織の柔軟性及び敏捷性を高めることによる変化や移行を通じて顧客によりよいサービスを提供できるように会社をサポートしている。

### グループ・チーフ・リスク・オフィサー

グループCROは、当グループのリスク選好の枠組み、リスク管理及び統制の原則並びにリスクに対する方針の開発に責任を有する。グループCROは、取締役会が承認したリスク選好の枠組みに従い、UBSグループ内の信用リスク、市場リスク、トレジャリー・リスク、カントリー・リスク、コンプライアンス・リスク及びオペレーショナル・リスクに対する適切な独立した統制枠組みの実施に責任を有する。また、グループCROは、リスク測定、リスク合算、ポートフォリオ管理及びグループCFOと共同して行うリスク報告の枠組みの開発及び実施に責任を有する。グループCROは、委任されたリスク統制権限に従って、取引、ポジション、エクス

ポージャー、ポートフォリオ制限及びリスク引当金を決定する。グループCROは、事業部門、地域及び会社全体のリスク統制機能に対する管理責任を有しており、また銀行のリスク・テキングを監視し、かつその正当性を調査する。2014年1月、コンプライアンス及びオペレーショナル・リスクに関する組織は、全ての事業部門を対象とした当行の規制リスク、行動リスク及びオペレーショナル・リスクを制御することに重点を置いた単一の機能に統合された。この統合ユニットは、グループCROに報告を行う。また、2014年1月から、グループ・セキュリティ・サービスズ（Group Security Services）は、グループCROの担当になった。

#### グループ・ジェネラル・カウンセル

グループ・ジェネラル・カウンセル（以下「グループGC」という。）は、法務に関する問題、方針及びプロセス、並びにUBSグループの法務機能の管理について責任を負う。グループGCは、法的リスク及び重要な訴訟に関する報告、並びに訴訟、内部調査、特別調査及び規制当局による調査の管理について責任を負う。グループGCは、UBSグループの主要な規制上の相互作用について法的な監視を行うこと、並びに法務問題に関して当行の主要な規制当局との関係を維持することについて責任を負う。

#### コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ

コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオは、非中核な事業及びコーポレート・センターの再編が行われる前はインベストメント・バンクの一部であったレガシー・ポジションから構成されており、グループ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー、グループ・チーフ・ファイナンシャル・オフィサー及びグループ・チーフ・リスク・オフィサーで構成される委員会によって監督される。

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの事業及びポジションは、当行の戦略計画に沿って、株主価値を最大化するという目的に基づき管理され、時間と共に当該業務及びポジションから撤退している。当部門は地域、カウンターパーティ及び商品ラインについて明確な優先順位を設定し、最適化されたコストで、資本上の利益を達成するために詳細な事業縮小計画を策定した。非中核事業及びレガシー・ポートフォリオは、各状況に応じて最適な戦略の実行を試みるため、セールス・マネジャー及びインベストメント・バンクの行員並びに売買市場の連絡窓口と密接に連携しており、リスク加重資産（以下「RWA」ともいう。）、レバレッジ比率の分母の削減及び撤退費用の推移を追跡するための強固な管理情報システムを構築した。事業の縮小及び撤退戦略には、一定のカウンターパーティとの間の合意による清算、第三者による更改（中央決済機関への譲渡を含む。）、その他のディーラー・カウンターパーティとの取引を実質的に減少させる合意及びポートフォリオの売却が含まれる。帳簿及び取引を大幅に簡略化したことも、当部門の大幅な進展に貢献した。また、活発なリスク管理及びポジションのヘッジにより、ポートフォリオ内の損益のボラティリティも実質的に減少した。

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに完全に適用されたリスク加重資産（RWA）は、2014年12月31日時点において360億スイス・フランであった。2013年12月31日時点の1,585名と比べ、2014年12月31日現在では1,480名が非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおいて雇用されていた。

#### 4【関係会社の状況】

##### (1) 親会社

名称：	UBSグループAG (UBS Group AG)
住所：	スイス国 チューリッヒ市 8001 バーンホフストラッセ45 (Bahnhofstrasse 45, 8001 Zürich, Switzerland)
資本金：	2014年12月31日現在、UBSグループAGは、各額面金額0.10スイス・フランの記名株式3,717,128,324株に分割された371,712,832スイス・フランの株式資本を有している。
事業の内容：	その定款に従い、UBSグループAGの主要な事業目的は、あらゆる種類の企業（特にスイス及び外国における銀行、金融、アドバイザー、取引及びサービス活動分野）の直接又は間接的な持分の取得、保有、管理及び売却である。UBSグループAGは、スイス及び外国においてあらゆる種類の企業を設立することができ、それらの企業の株式を保有し、管理することができる。UBSグループAGは、スイス及び外国の不動産及び建物の権利を取得し、これらに抵当権を設定し、売却する権限を有する。UBSグループAGは、グループ会社へ貸付、保証並びにその他の種類の融資及び担保の提供、並びに金融資本市場における借入及び投資を行うことができる。
提出会社の議決権に対する当該親会社の所有割合：	96.68% (2014年12月31日現在)
取締役及び役員：	2014年12月31日現在、UBS AGの取締役会の全構成員がUBSグループAGの取締役会の全構成員としても選任された。2014年12月31日現在、UBSグループAGの取締役会はUBS AGのグループ執行役員会の全構成員をUBSグループAGのグループ執行役員会の構成員として任命した。

##### (2) 子会社及びその他の関係会社

本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の注記30を参照のこと。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 従業員数 (2014年12月31日現在の正社員相当)

	(人)
ウェルス・マネジメント	16,760
ウェルス・マネジメント・アメリカズ	16,134
リテール&コーポレート	9,200
グローバル・アセット・マネジメント	3,817
インベストメント・バンク	11,794
コーポレート・センター	2,450
UBS AG及びその子会社	60,155

2014年12月31日現在、UBS AGの正社員相当の従業員は32,974人であった。

##### (2) 人件費

2014年度のUBS AGの連結ベースの人件費総額は、152億8,000万スイス・フラン（約2兆150億円）（事業再編費用3億2,700万スイス・フラン（約430億円）を含む。）であった。

## 第3【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### ウェルス・マネジメント

2014年度の税引前利益は、前年度から7,900万スイス・フラン増加して23億2,600万スイス・フランとなった。事業再編費用を調整後の税引前利益は8,600万スイス・フラン増加し、25億1,100万スイス・フランとなった。これは主に、経常受取報酬純額及び受取利息純額の増加を主因とした営業収益3億3,800万スイス・フランの増加によるものであった。これは、訴訟、規制及びそれと同種の事項に係る引当金が3億500万スイス・フラン増加したことを主因として営業費用が2億5,100万スイス・フラン増加したことにより一部相殺されていた。運用資産の粗利益率は3ペーシス・ポイント減少し、85ペーシス・ポイントとなった。新規純資金は前年度の359億スイス・フランに対して、344億スイス・フランとなった。

#### 2013年度と2014年度の比較

#### 業績

##### 営業収益

営業収益合計は、2013年度の75億6,300万スイス・フランに対し、79億100万スイス・フランであった。これは主に、経常受取報酬純額及び受取利息純額の増加による。

受取利息純額は1億400万スイス・フラン増加し、21億6,500万スイス・フランとなった。これは主に、流動性及び資金調達費用の配分方法に関する変更によるプラスの影響並びにウェルス・マネジメントとグループ財務部門間の貸出及び預金からの利益のみならず、ロンバード・ローン及びモーゲージからの受取利息純額の増加によるものであった。これらは、顧客預金からの受取利息純額の減少及びグループ財務部門からの収益配分額の減少により一部相殺された。

経常受取報酬純額は2億1,600万スイス・フラン増加し、37億8,300万スイス・フランとなった。これは主に、運用資産の増加、料金設定措置によるプラスの影響並びに投資一任契約及びアドバイザー契約の継続的な増加による。かかる増加は、クロスボーダー顧客からの資産の継続的なアウトフロー及び2013年度中の投資運用委託契約にかかる再々保険不要商品への流入に起因する収益の減少により一部相殺された。

取引ベース収益は4,100万スイス・フラン増加して19億2,800万スイス・フランとなった。かかる全体的な増加は主に、仕組商品、運用委託契約、ウェルス・プランニング・サービス及びヘッジ・ファンドに関連しており、外国為替取引及び投資信託からの収益の減少により一部相殺されている。更に、2014年度の実績には、顧客の乗換え及び紹介に関してリテール&コーポレートに支払われた初回のフィーが含まれていた。

その他の収益は、3,200万スイス・フラン減少して2,500万スイス・フランとなった。これは主に、その他の業務による収益の減少に加え、前年の実績に当行のユーロクリア・ピーエルシーへの持分の売却に関連した2,500万スイス・フランの利益が含まれていたことによる。

##### 営業費用

営業費用合計は前年度から2億5,800万スイス・フラン増加し、55億7,400万スイス・フランとなった。1億8,500万スイス・フラン（前年度は1億7,800万スイス・フラン）の事業再編費用を調整後の営業費用は、2億5,100万スイス・フラン増加し、53億8,900万スイス・フランとなったが、これは主として前年度にはスイス・英国間の租税条約に関連した1億700万スイス・フランの費用が含まれていた一方で、訴訟、規制及びそれと同種の事項に係る引当金が8,900万スイス・フランから3億9,400万スイス・フランに増加したためである。2014年度に行われたコーポレート・センターに関する費用配分の変更により、人件費及び一般管理費が増加し、それより程度は下回るものの、合計で約4,000万スイス・フランの有形固定資産の減価償却費及び減損が見られたが、その他の事業部門において正味費用請求額が減少したことにより相殺されている。

人件費は、僅かに減少して33億6,900万スイス・フランであった。7,000万スイス・フラン（前年度は7,100万スイス・フラン）の事業再編費用を調整後の人件費は、100万スイス・フラン減少したが、これは主に、年金関連費用の減少、人事関連の技術費用及び外部委託の推進を主因とするコーポレート・センターに

関する費用の減少並びに為替効果によるものであった。これは、給与の増加、当行の戦略的優先事項及び規制上の優先事項のための従業員の雇用、変動報酬費用の増加並びに上述したコーポレート・センターに関する費用配分の変更起因する費用の減少によりそのほとんどが相殺された。

一般管理費は、2億8,700万スイス・フラン増加して19億3,700万スイス・フランであった。1億1,300万スイス・フラン（前年度は1億スイス・フラン）の事業再編費用を調整後の一般管理費は、2億7,400万スイス・フラン増加しており、これは主に、前年度には上述したスイス - 英国間の租税条約に関連した費用が含まれていた一方で、上述の通り、訴訟、規制及びそれと同種の事項に係る引当金が8,900万スイス・フランから3億9,400万スイス・フランに増加したことによるものである。更に、主に外部委託の推進による技術費用の増加並びに上述した2014年度におけるコーポレート・センターに関する費用配分の変更によっても一般管理費が増加した。

その他の事業部門からの正味費用請求額は、3,900万スイス・フラン減少して5,800万スイス・フランであった。これは主に、上述した2014年度におけるコーポレート・センターに関する費用配分の変更による。

減価償却費は、1,500万スイス・フラン増加して2億500万スイス・フランであった。100万スイス・フラン（前年度は700万スイス・フラン）の事業再編費用を調整後の減価償却費は、2,100万スイス・フラン増加したが、これは主に、資本計上されたソフトウェアの償却費の増加及び上述した2014年度におけるコーポレート・センターに関する費用配分の変更によるものである。

#### 費用対収益比率

費用対収益比率は、前年度の70.2%に対して70.5%であった。事業再編費用に関する調整後の費用対収益比率は、67.8%から68.2%に増加したが、当部門の目標範囲である60%から70%の範囲内に留まった。

#### 新規純資金

新規純資金増加率は4.4%から3.9%に低下したが、当部門の目標範囲である3%から5%の範囲内だった。新規純資金は344億スイス・フランとなり、純資金流入額が最も多かったのは、アジア太平洋地域であり、次いでスイス及び新興市場である。ヨーロッパの純資金流出額は、主に現在進行しているクロスボーダー資産の流出を反映しており、国内市場からの純資金流入額により一部相殺されている。また、世界的規模で見ると、超富裕層顧客からの新規純資金は前年度の336億スイス・フランに対して298億スイス・フランであった。

#### 運用資産

2014年12月31日現在の運用資産は、2013年12月31日現在から1,010億スイス・フラン増加して、9,870億スイス・フランとなった。これは主に、380億スイス・フランの市場でのプラスの業績、340億スイス・フランの新規純資金流入額及び320億スイス・フランの為替換算のプラスの影響によるものであった。

#### 運用資産の粗利益率

運用資産の粗利益率は3ベース・ポイント減少し、85ベース・ポイントとなり、当部門の目標範囲である95から105ベース・ポイントを下回った。これは主に、過去から継続する低い金利環境、クロスボーダー顧客からの継続的な資産流出を伴う顧客層及び地域的構成の変動によるものであり、投資一任契約及びアドバイザリー契約の継続的な増加、料金設定措置によるプラスの影響並びにロンボード貸付の増加により一部相殺されている。

#### 従業員

ウェルス・マネジメント部門の雇用人数は、2013年12月31日現在の16,414名に対して、2014年12月31日現在、16,760名となっている。これは主に、非顧客対応人員及び顧客アドバイザーの増加を反映したものである。

顧客アドバイザーの数は、86名増加して4,250名であったが、これはアジア太平洋地域の主要な戦略的成長地域で見られた増加を反映しており、ヨーロッパにおける減少によって一部相殺された。

非顧客対応人員は、261名増加して12,510名であったが、これは主に、当行の戦略的優先事項及び規制上の優先事項のための従業員の雇用によるものであった。

### ウェルス・マネジメント・アメリカズ

税引前利益は、2013年度は9億2,700万米ドルであったのに対し、2014年度は9億8,100万米ドルであった。両年度における事業再編の効果及び2014年度の米国における当行の退職者給付制度の変更に関する繰入額を調整後の税引前利益は、9億9,100万米ドルから10億3,000万米ドルに増加する。調整後の結果には、経常収益の増加による8%の収益の増加、並びにファイナンシャル・アドバイザーに関連する報酬の増加並びに訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金の増加による8%の営業費用の増加が反映されている。新規純資金流入額は、前年度の190億米ドルに対して100億米ドルであった。

## 2013年度と2014年度の比較

### 業績

#### 営業収益

営業収益合計は、経常受取報酬純額において運用勘定の手数料が継続的に増加し、かつ受取利息純額が増加したこと起因して、5億3,100万米ドル増加して76億600万米ドルであったが、これは、取引ベース収益の減少により一部相殺されていた。

受取利息純額は、5,300万米ドル増加して10億6,700万米ドルとなったが、これは、貸出及び預金の残高が継続的に増加したことによるものであった。抵当貸付ポートフォリオの平均残高は37%増加し証券担保貸付ポートフォリオの平均残高は12%増加した。

経常受取報酬純額は、5億5,700万米ドル増加して46億6,600万米ドルとなったが、これは主に、運用資産水準の上昇を反映して運用勘定の手数料が21%増加したことによる。

取引ベース収益は、顧客活動の鈍化を主因として、1億2,100万米ドル減少して18億2,500万米ドルとなった。

正味貸倒引当金戻入額は、前年度は正味貸倒引当金繰入額が3,000万米ドルであったのに対して、1,600万米ドルである。2014年度の実績には、一人の顧客のための貸倒引当金の全額取崩及びプエルトリコの地方債券及び関連資金によって担保される、証券担保貸付ファシリティに対する貸倒引当金の取崩が含まれていた。前年度の繰入額は主に、プエルトリコの地方債券及び関連資金によって担保される、証券担保貸付ファシリティに対する貸倒引当金によるものであった。

#### 営業費用

営業費用は、61億4,700万米ドルから4億7,800万米ドル増加し、66億2,500万米ドルとなった。調整後ベースでは、営業費用は、4億9,300万米ドル増加し、65億7,600万米ドルとなったが、これは主に、補償関連の収益の増加に伴った、2億3,600万米ドルのファイナンシャル・アドバイザー報酬の増加並びに1億4,100万米ドルの訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金の増加によるものである。

2014年度の2,500万米ドルの事業再編費用及び米国における退職者給付制度の変更に関する1,000万米ドルの繰入額並びに2013年度の1,600万米ドルの事業再編費用を調整後の人件費は、2億7,000万米ドル増加し、52億300万米ドルであった。これは主に、補償関連の収益の増加に伴ってファイナンシャル・アドバイザー報酬が2億3,600万米ドル増加したことによる。

2014年度は3,500万米ドル（前年度は4,900万米ドル）の事業再編費用を調整後の一般管理費は、2億1,700万米ドル増加し、11億6,900万米ドルであった。これは主に、上述した訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金の増加並びにコーポレート・センターに関する費用の増加によるものである。

#### 費用対収益比率

費用対収益比率は2013年度の86.5%に対し87.3%であった。調整後ベースでは、費用対収益比率は85.6%から86.6%に増加したが、当部門の目標範囲の80%から90%の範囲内に留まった。

#### 新規純資金

2014年度の新規純資金増加率は1.0%であり、目標範囲の2%から4%を下回った。これは主に、ファイナンシャル・アドバイザーの削減によって純資金流出額が計上され、採用したファイナンシャル・アドバイザーからの資金流入額が予想より少なかったことに起因する。2014年度の新規純資金合計は100億米ドルであり、その大部分は当行に1年超勤めているファイナンシャル・アドバイザーからの純資金流入額によるも

のであった。前年度の新規純資金は190億米ドルであった。利息及び配当収入を算入すると、新規純資金流入額は、前年度の442億米ドルに対し、372億米ドルであった。

#### 運用資産

2014年12月31日現在の運用資産は、2013年12月31日現在から620億米ドル増加し、1兆320億米ドルであった。これは、520億米ドルの市場のプラスの動向、及び100億米ドルの新規純資金流入を反映した結果である。2014年度中に運用勘定資産は380億米ドル増加し、2014年12月31日現在で3,460億米ドルであった。運用資産に占める割合は、2013年12月31日現在の32%に対して34%となった。

#### 運用資産の粗利益率

運用資産の粗利益率は、2013年度の79ベース・ポイントから3ベース・ポイント減少して、2014年度には76ベース・ポイントとなり、当部門の目標範囲である75から85ベース・ポイントの範囲内に留まった。これは平均運用資産の11%増に対し、収益が7%増加した結果である。経常収益からの粗利益率は、2013年度から変動はなかったが、経常外収益からの粗利益率は、主として取引ベース収益の減少により、3ベース・ポイント減少した。

#### 従業員

2014年12月31日現在、ウェルス・マネジメント・アメリカズの雇用人数は2013年12月31日から210名減少し16,134名であった。ファイナンシャル・アドバイザーの人員は140名減少して6,997名であった。これは主に、実績が伴わないファイナンシャル・アドバイザーの削減によるものであった。非ファイナンシャル・アドバイザーの人員は70名減少して9,137名となった。

### リテール&コーポレート

税引前利益は、前年度の14億5,800万スイス・フランから、2014年度には15億600万スイス・フランに増加した。事業再編費用を調整後の税引前利益は、5,800万スイス・フラン増加し、15億7,000万スイス・フランとなった。これは主に、調整後の営業費用が7,300万スイス・フラン減少したことを反映していた。リテール業務の新規純業務取扱高増加率は1.9%から2.3%に上昇した。

#### 2013年度と2014年度の比較

#### 業績

##### 営業収益

営業収益合計は、貸倒引当金繰入額の増加を反映して1,500万スイス・フラン減少し、37億4,100万スイス・フランとなったが、その大半は、経常受取報酬純額の増加及び受取利息純額の増加により相殺された。

受取利息純額は4,000万スイス・フラン増加し、21億8,400万スイス・フランであったが、これは主に、グループ財務部門から分配された収益の増加及び貸出マージンの増加によるものであった。これは、継続する低い金利環境が当部門の複製ポートフォリオに悪影響を及ぼし続けた結果、厳選した料金設定措置にもかかわらず預金マージンが減少したことにより一部相殺された。

経常受取報酬純額は4,500万スイス・フラン増加し、5億5,600万スイス・フランであったが、これは主に、2013年度には取引ベース収益として計上されていたリテール・バンク勘定に関する一定の手数料が、2014年度には経常受取報酬純額として合計5,800万スイス・フラン計上されたためである。

取引ベース収益は、1,200万スイス・フラン減少し、10億2,200万スイス・フランであったが、これは主に、上述したリテール・バンク勘定に関する一定の手数料の分類変更を反映していた。これは、顧客の乗換え及び紹介に関しウェルス・マネジメントから支払われた初回のフィーにより一部相殺された。

その他の収益は1,100万スイス・フラン減少し、7,500万スイス・フランであった。これは主に、2013年度には当行のユーロクリア・ピーエルシーへの持分の売却に関連した2,700万スイス・フランの利益が含まれていたためであるが、2014年度における当行のSIXグループへの加入に関連する収益増加により一部相殺された。

正味貸倒引当金繰入額は、前年度の1,800万スイス・フランに対して2014年度は9,500万スイス・フランであった。2014年度には特定の貸倒引当金純額1億500万スイス・フラン（前年度は1億1,300万スイス・フラン）が含まれるが、両期間とも主に法人顧客に関連するものであった。更に、2014年度には一般貸倒引当金の取崩1,000万スイス・フラン（2013年度は9,500万スイス・フラン）が含まれており、全体的に改善した関連事業の見通しを一部反映していた。一般貸倒引当金の残存残高は2014年12月31日現在で500万スイス・フランであった。

#### 営業費用

営業費用は6,300万スイス・フラン減少し、22億3,500万スイス・フランであった。2014年度の事業再編費用6,400万スイス・フラン（前年度は5,400万スイス・フラン）を調整後の営業費用は、人件費の減少及び一般管理費の減少を反映して、7,300万スイス・フラン減少し、21億7,100万スイス・フランであったが、その他の事業部門からの正味費用請求額の減少により一部相殺されていた。2014年度に行われたコーポレート・センターに関する費用配分の変更により、人員及び一般管理費が減少し、それより程度は下回るものの、合計で約4,000万スイス・フランの有形固定資産減価償却費及び減損が見られたが、その他の事業部門からの正味費用請求額の減少により相殺されていた。

人件費は7,900万スイス・フラン減少し、13億6,300万スイス・フランとなった。2,900万スイス・フラン（前年度は1,900万スイス・フラン）の事業再編費用を調整後の人件費は、8,900万スイス・フラン減少して、13億3,400万スイス・フランであった。これは、人件費の減少及び一般管理費の増加をもたらした部門の外部委託の推進を一部反映していた。更に、年金関連費用及び人事関連の技術費用の減少並びに上述した2014年度におけるコーポレート・センターに関する費用配分の変更に起因して人件費は減少した。

一般管理費は、1,600万スイス・フラン減少し、8億5,900万スイス・フランであったが、これは主に、マーケティング費用の減少（見込計上の1回限りの戻入を含む。）、不動産関連費用の減少並びに上述したコーポレート・センターに関する費用配分の変更によるものである。これは、専門家報酬の増加により一部相殺されている。

その他の事業部門からの正味費用請求額は、上述したコーポレート・センターに関する費用配分の変更を主因として、3,600万スイス・フラン減少して、1億2,600万スイス・フランであった。

#### 費用対収益比率

費用対収益比率は、前年度の60.9%に対して58.3%であった。事業再編費用を除く調整後ベースでは、費用対収益比率は、前年度の59.5%に対して56.6%であり、当部門の目標範囲である50%から60%の範囲内に留まった。

#### 純利息マージン

純利息マージンは3ベース・ポイント上昇し、159ベース・ポイントであった。これは上述した受取利息純額の増加（平均貸出金残高の僅かな増加により一部相殺されている。）を反映したものであった。純利息マージンは、目標範囲の140から180ベース・ポイントの範囲内に留まった。

#### リテール業務の新規純業務取扱高増加率

当部門のリテール業務の新規純業務取扱高の増加率は、2013年度の1.9%に対して2.3%であり、目標範囲の1%から4%の範囲内に留まった。リテール業務では、新規純顧客資産及び、それより程度は下回るものの、新規純貸出金の両方がプラスになった。貸出金の僅かな増加には、高品質のローンを適切に選別して当部門の事業を成長させる当部門の戦略が反映されていた。

#### 従業員

2013年12月31日現在のリテール&コーポレート部門の従業員は9,463名であったのに対し、2014年12月31日現在では263名減の9,200名であった。これは主に、当行の継続的なコスト削減プログラム及び集中化された共通業務ユニットの従業員の割当に関する変更を反映したものである。これにより従業員が約140名減少した。

#### グローバル・アセット・マネジメント



2014年度の税引前利益は、2013年度の5億7,600万スイス・フランに対し、4億6,700万スイス・フランであった。両年度の事業再編費用、2013年度の当部門のカナダ国内事業の売却益、及び2014年度の米国の退職者給付制度の変更に関連する繰入を調整後の税引前利益は、前年度の5億8,500万スイス・フランに対し、5億900万スイス・フランであった。この減少は主に訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金計上5,500万スイス・フランによりもたらされたものである。マネー・マーケット・フローを除くと、前年度は48億スイス・フランの純資金流出額であったのに対して、新規純資金流入額は、226億スイス・フランとなる。

## 2013年度と2014年度の比較

### 業績

#### 営業収益

営業収益合計は、2013年度の19億3,500万スイス・フランに対し19億200万スイス・フランであった。実績報酬は、1億9,600万スイス・フランに対して1億4,600万スイス・フランと5,000万スイス・フラン減少した。これは主にオコナー及びA&Q事業分野におけるものである。これは、運用手数料純額が2013年度の17億3,900万スイス・フランから17億5,600万スイス・フランに増加したことにより、一部相殺されている。2013年度の運用手数料純額には当部門のカナダ国内事業の売却益3,400万スイス・フランが含まれている。2013年度のこの利益を除くと、2014年度の運用手数料純額は5,100万スイス・フラン増加するが、これは主にグローバル不動産部門及び従来型運用業務におけるものである。

#### 営業費用

営業費用合計は、2013年度の13億5,900万スイス・フランに対し、2014年度は14億3,500万スイス・フランであった。2014年度の事業再編費用5,000万スイス・フラン及び2013年度の事業再編費用4,300万スイス・フラン、並びに2014年度の米国の退職者給付制度の変更に関連する繰入額800万スイス・フランを調整後の営業費用は、13億1,600万スイス・フランから7,700万スイス・フラン増加して13億9,300万スイス・フランとなった。この増加は主に訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金計上5,500万スイス・フラン（2013年度は0）によるものである。

人件費は、8億7,300万スイス・フランに対し8億8,700万スイス・フランであった。事業再編費用3,700万スイス・フラン（前年度は1,000万スイス・フラン）、及び上述した2014年度の米国の退職者給付制度に関連する繰入額を調整後の人件費は、8億6,300万スイス・フランから500万スイス・フラン減少して8億5,800万スイス・フランとなる。

一般管理費は、4億4,800万スイス・フランに対し、5億1,600万スイス・フランであった。2014年度の事業再編費用1,100万スイス・フラン及び2013年度の事業再編費用2,600万スイス・フランを調整後の一般管理費は、4億2,200万スイス・フランから8,300万スイス・フラン増加して5億500万スイス・フランとなった。この増加は主に、上述した訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金計上、ファンドの清算に関連して行われる可能性のある和解に係る引当金1,400万スイス・フラン、並びに専門家報酬の増加によるものである。

#### 費用対収益比率

費用対収益比率は、前年度の70.2%に対し、75.4%であった。上述した事業再編費用、当部門のカナダ国内事業の売却益、及び米国の退職者給付制度の変更に関連する繰入額を調整後の費用対収益比率は、69.2%に対して73.2%であり、当部門の目標範囲である60%から70%を上回った。

#### 新規純資金

マネー・マーケット・フローを除き、新規純資金増加率は、前年度のマイナス1.0%に対してプラス4.4%であり、3%から5%の目標範囲内であった。

マネー・マーケット・フローを除き、新規純資金流入額は、48億スイス・フランの純資金流出額に対し、226億スイス・フランの純資金流入額であった。チャネル別では、第三者からの純資金流入額は、2013年度の7億スイス・フランに対し、113億スイス・フランとなった。純資金流入額は、主にスイス、アジア太平洋地域及びヨーロッパの顧客からの純流入額であった。当行のウェルス・マネジメント事業の顧客からの新

規純資金流入額は、前年度の55億スイス・フランの純資金流出額に対し、113億スイス・フランの純資金流入額であった。この改善は主に、グローバル・アセット・マネジメントの利用可能で魅力的な商品のうち、ウェルス・マネジメントの顧客のニーズの変化に合わせて最適な商品を提供したことによるものである。純資金流入額は、主にアジア太平洋地域及びヨーロッパの顧客からの純流入額であった。

マネー・マーケットの純資金流出額は、151億スイス・フランに対し、67億スイス・フランであった。チャネル別では、第三者からの純資金流出額は、前年度の15億スイス・フランの純資金流出額に対して、0となった。アジア太平洋地域及びスイスにおける純資金流入額は、南北アメリカ及びヨーロッパにおける純資金流出額により相殺された。当行のウェルス・マネジメント事業の顧客からの純資金流出額は、前年度の136億スイス・フランに対して、67億スイス・フランとなった。両年度において、純資金流出額は主に、当行の銀行法人における普通預金残高を増加させようという、ウェルス・マネジメント・アメリカズによる継続した取組みによるものである。これによりもたらされるグローバル・アセット・マネジメント部門が管理するマネー・マーケット・ファンドからの資金流出額は、2014年度においては39億スイス・フランであり、2013年度においては83億スイス・フランであった。これに対応するウェルス・マネジメント・アメリカズにおける普通預金残高の増加は、新規純資金を構成しない。

### 運用資産

運用資産は、2013年12月31日現在の5,830億スイス・フランに対し、2014年12月31日現在は6,640億スイス・フランであった。360億スイス・フランのプラスの為替換算の効果、300億スイス・フランの市場動向の好転及び160億スイス・フランの新規純資金流入額の全てが、全体としての810億スイス・フランの増加に寄与した。

2014年12月31日現在、運用資産のうち2,090億スイス・フラン、あるいはその31%は指標連動型ストラテジーにおいて運用されており、また、運用資産のうち640億スイス・フラン、あるいはその10%は短期金融市場資産であった。運用資産のうち残りの59%は、アクティブな非短期金融市場ストラテジーにおいて運用されていた。地域ベースでは、運用資産の32%がスイスの顧客に関連しており、24%がヨーロッパ、中東及びアフリカの顧客に関連しており、23%が南北アメリカの顧客に関連しており、そして21%がアジア太平洋地域の顧客に関連している。

### 運用資産の粗利益率

粗利益率は、2013年度の33ベシス・ポイントに対して31ベシス・ポイントであり、これは当部門の目標範囲である32ベシス・ポイントから38ベシス・ポイントの範囲を下回っていた。この低下は主に、実績報酬の減少、資産構成の変更、及び2013年度には上述した当部門のカナダ国内事業の売却益が含まれていたことによるものである。

## 事業分野別業績

### 従来型運用業務

営業収益は、2013年度の11億4,400万スイス・フランに対し11億1,800万スイス・フランであった。上述した2013年度の当部門のカナダ国内事業の売却益を除くと、運用手数料純額は前年度に比べて1,400万スイス・フラン増加した。実績報酬は600万スイス・フラン減少した。

粗利益率は22ベシス・ポイントに対して21ベシス・ポイントであり、これは資産構成の変更、及び2013年度には上述した当部門のカナダ国内事業の売却益が含まれていたことによるものである。

新規純資金流入額は、前年度の185億スイス・フランの純資金流出額に対し、107億スイス・フランの純資金流入額であった。マネー・マーケット・フローを除くと、新規純資金流入額は、35億スイス・フランの純資金流出額に対し、174億スイス・フランの純資金流入額であった。全ての資産クラス、並びに第三者及び当行のウェルス・マネジメント事業の顧客の両方からの純資金流出額において改善が見られた。株式部門の純資金流入額、特に指標連動型ストラテジーに対するものは、26億スイス・フランに対して92億スイス・フランであった。債券部門の純資金流入額は、60億スイス・フランの純資金流出額に対し、46億スイス・フランの純資金流入額であった。マルチ・アセット部門の純資金流入額（オコナー及びA&Q、グローバル不動産投資又はインフラ及びプライベート・エクイティ投資部門による運用ではないオルタナティブ投資に関連するフローを含む。）は、1億スイス・フランの純資金流出額に対し、36億スイス・フランの純資金流入額であった。

運用資産は、2013年12月31日現在の5,060億スイス・フランに対し、2014年12月31日現在は5,740億スイス・フランであった。マンダートの種類別では、運用資産のうち2,350億スイス・フランは株式運用、1,540億スイス・フランは債券、640億スイス・フランはマネー・マーケット、1,210億スイス・フラン（オコナー及びA&Q、グローバル不動産投資又はインフラ及びプライベート・エクイティ投資部門による運用ではないオルタナティブ投資60億スイス・フランを含む。）はマルチ・アセットに関するものであった。

#### オコナー及びA&Q

営業収益は、2013年度の2億6,600万スイス・フランに対し、2億1,000万スイス・フランであった。これは、オコナーのシングル・マネジャー・ファンド及びA&Qのマルチ・マネジャー・ファンドの両方における実績報酬の減少、並びに運用手数料純額の僅かな減少によるものである。粗利益率は95ベシス・ポイントから66ベシス・ポイントに低下したが、これは実績報酬の減少によるものであった。新規純資金流入額は、前年度の25億スイス・フランの純資金流出額に対して、33億スイス・フランの純資金流入額となった。純資金流入額は主に、当行のウェルス・マネジメント事業の顧客からA&Qのマルチ・マネジャー・ファンドに対するものであった。運用資産は、2013年12月31日現在の270億スイス・フランに対し、2014年12月31日現在は350億スイス・フランであった。

#### グローバル不動産投資

営業収益は、2013年度の3億1,700万スイス・フランに対し、3億5,300万スイス・フランであった。これは、取引手数料の増加を含む運用手数料純額の増加及び実績報酬の増加が要因である。粗利益率は76ベシス・ポイントから84ベシス・ポイントまで上昇した。これは、実績報酬及び取引手数料の増加が要因である。新規純資金流入額は、2013年度の12億スイス・フランに対し、23億スイス・フランであった。運用資産は、2013年12月31日現在の420億スイス・フランに対し、2014年12月31日現在は460億スイス・フランであった。

#### インフラ及びプライベート・エクイティ

営業収益は、2013年度の3,800万スイス・フランに対し、4,200万スイス・フランであった。この増加は主に運用手数料純額の増加を反映したものである。粗利益率は48ベシス・ポイントに対して49ベシス・ポイントであった。新規純資金流出額は、前年度が0であったのに対し、5億スイス・フランであった。運用資産は、2013年12月31日現在の80億スイス・フランに対し、2014年12月31日現在は90億スイス・フランであった。

#### ファンド・サービス

営業収益は、2013年度の1億7,100万スイス・フランに対し、1億7,800万スイス・フランであった。これは管理資産の平均金額の増加に伴う管理手数料の増加によるものであった。管理資産に対する粗利益率は、4ベシス・ポイントであり、前年度と同じであった。新規管理資産の純流入額は、前年度は38億スイス・フランであったのに対して、439億スイス・フランとなった。管理資産総額は、2013年12月31日現在の4,320億スイス・フランから2014年12月31日現在の5,200億スイス・フランに増加したが、これは主に新規管理資産純額、250億スイス・フランの市場動向の好転及び200億スイス・フランのプラスの為替換算の効果によるものであった。

#### 従業員

2013年12月31日現在のグローバル・アセット・マネジメント部門の従業員は3,729名であったのに対し、2014年12月31日現在では3,817名であった。88名の純増加は主に、従来型運用業務及びファンド・サービスにおける増加によるものだが、コーポレート・センター事業部門から割り当てられた従業員数の減少により一部相殺された。

#### 運用実績

全体としては、2014年度もアクティブ・マネジャーにとっては難しい1年であったが、当部門のアクティブ株式ファンドは、1年及び長期において、ピアグループに対して堅調な順位を維持した。2014年度にベンチマークに対して堅調に実績を上げたストラテジーには、米国株式、汎ヨーロッパを中心としたアルファ株式、新興市場及びアジア株式が含まれる。当部門の中核となるグローバル株式ストラテジーは、当年度にお

いてベンチマークを下回ったが、これは主に米国エネルギーにおける銘柄選択によるものであり、実際に、米国を除く当部門のグローバル株式ストラテジーはベンチマークを上回った。指標連動型ストラテジーはベンチマークに対する綿密なトラッキングによって、2014年にその目標を達成している。

債券部門においては、先進国市場の債券ストラテジーの当年度の実績はまちまちであり、ベンチマークを上回ったものもあれば、下回ったものもあった。先進国のソブリン市場における利回りは急落し、金利は多くのセグメントにおいて前例のないほどの低水準に達し、一部のストラテジーにおける当部門の防衛的なデュレーションのポジショニングが損なわれた。新興市場の債券ストラテジーは、ベネズエラ及びロシアの米ドル建て債券のオーバーウェイトが実績において足を引っ張ったため、ベンチマークを下回った。全体としては、債券ファンドのピアグループに対する順位は、長期では引き続き堅調であった。流動性及びマネー・マーケット・ファンドは、引き続き元本確保の目標を達成した。

グローバル・インベストメント・ソリューションズ部門では、当年度は絶対的リターン・ストラテジーがプラスであり、インカム重視のストラテジーの実績も好調であった。資産配分の影響がまちまちであり、銘柄選択が全般的に損なわれたため、ベンチマーク関連ストラテジーの実績はまちまちで、相対リターンは様々であった。通貨ポジショニングも当年度は低調であった。マルチ・アセット・ファンドのピアグループに対する順位は、長期では引き続き堅調であった。グローバル転換ストラテジーは、当年度はベンチマークを若干下回ったが、長期ではピアグループに対して良好な順位を維持した。

オコナーの最も重要なマルチ・ストラテジー・ヘッジ・ファンドの実績はマルチ・ストラテジーのピアグループと同水準であり、広範なヘッジ・ファンドの平均を上回った。A&Qにとっては好調な年であり、コア・マルチ・マネジャー・ヘッジ・ファンドはプラスの絶対的リターンを上げ、ピアグループの指標を上回って当年度を終えており、一部では大幅にピアグループを上回った。

当年度は、グローバル不動産部門の米国、スイス、ドイツ及び英国の直接投資ストラテジー、日本のJ-REIT並びにマルチ・マネジャー・ストラテジーが堅調なプラスの（大半において2桁の）絶対的リターンをもたらした。汎ヨーロッパ直接ファンドの結果はよりまちまちであった。スイスの不動産証券のコンポジットの実績は、当年度ベンチマークを若干下回ったが、堅調なプラスの絶対的リターンをもたらした。

インフラ及びプライベート・エクイティ部門では、直接的インフラストラクチャー株式ポートフォリオは、一貫して資金配当を行い、その投資目標を達成した。長期的な合計リターンは、低金利環境が続いたことによる下向き圧力に直面し、規制コア・インフラストラクチャー投資のリターンに影響を及ぼした。プライベート・エクイティ・ポートフォリオに関しては、当年度も非常に高い配当及び堅調な実績の年であった。インフラストラクチャー・マルチ・マネジャー・ポートフォリオは引き続き発展中であり、投資家はポートフォリオ企業からの配当の増加による恩恵を受けている。

## インベストメント・バンク

インベストメント・バンクは、2013年度では23億スイス・フランの税引前利益であったのに対し、2014年度では4,700万スイス・フランの税引前損失を計上した。調整後ベースで、インベストメント・バンクは、24億5,500万スイス・フランに対して1億9,900万スイス・フランの税引前利益を計上した。これは主に、訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金計上の18億4,600万スイス・フランの増加及びインベスター・クライアント・サービスからの収益の減少によるものだが、コーポレート・クライアント・ソリューションの収益の増加により一部相殺された。完全適用ベースのリスク加重資産は40億スイス・フラン増加し、2014年12月31日現在で670億スイス・フランとなった。

## 2013年度と2014年度の比較

### 業績

#### 営業収益

営業収益合計は、86億100万スイス・フランから2億5,500万スイス・フラン（3%）減少して83億4,600万スイス・フランであった。これは、インベスター・クライアント・サービスにおける収益が4億8,200万スイス・フラン減少したことによるものだが、コーポレート・クライアント・ソリューションにおける収益が2億2,700万スイス・フラン増加したことにより一部相殺された。調整後ベースで、売却可能金融投資の減損損失4,800万スイス・フラン及び金融サービス会社であるマーキットに対する当部門の持分の一部売

却による利益4,300万スイス・フラン（双方とも2014年度におけるもの）並びに2013年度における残存していた当部門の自己勘定取引業務の売却益5,500万スイス・フランを除くと、営業収益合計は85億4,600万スイス・フランから1億9,500万スイス・フラン（2%）減少して83億5,100万スイス・フランであった。米ドル建てでは、調整後の営業収益は1%減少した。

#### 営業費用

営業費用合計は、63億スイス・フランから20億9,200万スイス・フラン（33%）増加して83億9,200万スイス・フランであった。2014年の事業再編費用2億6,100万スイス・フラン及び2013年の事業再編費用2億1,000万スイス・フラン、並びに2014年の米国の退職者給付制度の変更に関連する繰入額2,000万スイス・フランを調整後の営業費用合計は、60億9,000万スイス・フランから20億6,100万スイス・フラン（34%）増加し、81億5,100万スイス・フランになった。この増加は主に、訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金の18億4,600万スイス・フランの増加並びに専門家報酬の増加によるものだが、人件費の減少により一部相殺されている。米ドル建てでも、調整後の営業費用は34%増加した。

人件費は39億8,400万スイス・フランから40億6,500万スイス・フランに増加した。2014年度の事業再編費用1億3,000万スイス・フラン及び2013年度の事業再編費用900万スイス・フラン、並びに上述した2014年度の米国の退職者給付制度の変更に関連する繰入を調整後の人件費は39億7,500万スイス・フランから僅かに減少して39億5,500万スイス・フランとなった。

一般管理費は、20億4,000万スイス・フランから40億3,700万スイス・フランに増加した。2014年度の事業再編費用1億2,500万スイス・フラン及び2013年度の事業再編費用1億7,700万スイス・フランを調整後の一般管理費は18億6,300万スイス・フランから39億1,200万スイス・フランに増加したが、これは主に、上述した訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金の増加並びに専門家報酬の増加によるものであり、当行で継続中のコスト削減プログラムの効果により一部相殺された。

#### 費用対収益比率

費用対収益比率は、73.3%から100.6%に上昇した。調整後ベースでは、費用対収益比率は71.3%から97.6%に上昇し、当部門の目標範囲である65%から85%の範囲を上回った。

#### リスク加重資産

完全適用ベースのリスク加重資産（以下「RWA」という。）は2013年12月31日現在の620億スイス・フランから40億スイス・フラン増加して、2014年12月31日現在670億スイス・フランとなり、引き続き当部門の限度である700億ドル未満の範囲内であった。この増加は主にVaRに含まれないリスク及びストレスのかかったバリュエーション・リスクに関連する市場リスクRWAの増加60億スイス・フランによるものであるが、当行とFINMAとで相互に合意した補足的オペレーショナル・リスク資本分析に基づく追加的RWAの減少に起因するオペレーショナル・リスクのRWAの減少10億スイス・フランにより一部相殺されている。

#### 資産

資産は2013年12月31日現在の1,570億スイス・フランから2014年12月31日現在の1,710億スイス・フランへと増加したが、これは主に通貨の影響であり、引き続き当部門の限度である2,000億スイス・フラン未満の範囲内であった。通貨の影響を除くと、資産は約30億スイス・フラン増加したが、これは主に株式事業におけるトレーディング資産の増加によるものである。

#### 帰属株式によるリターン

2014年度の帰属株式によるリターン（RoAE）はマイナス0.6%であり、調整後ベースでは2.6%となり、当部門の目標である15%超を下回った。

#### 事業部門別の営業収益

##### コーポレート・クライアント・ソリューション

コーポレート・クライアント・ソリューションの収益は、29億7,900万スイス・フランから8%増加して32億600万スイス・フランであった。これは主に、アドバイザリー業務及び債券資本市場業務における収益

の増加、並びにリスク管理費用の減少によるものだが、株式資本市場業務及び金融ソリューション業務における収益の減少により一部相殺された。米ドル建てでは収益は9%増加した。

アドバイザリー業務収益は、主に2014年度に合併及び買収の取引高が増加したことを反映して、5億8,800万スイス・フランから20%増加して7億800万スイス・フランとなった。

株式資本市場業務の収益は、11億4,200万スイス・フランから11%減少して10億2,100万スイス・フランとなった。この減少は主に、2013年度に計上された大型のプライベート取引によるものだが、手数料収入プールの19%の増加に伴って2014年度の募集による収益が増加したことにより一部相殺された。

債券資本市場業務の収益は、8億8,800万スイス・フランから13%増加して10億500万スイス・フランとなった。これはレバレッジド・ファイナンス業務の収益が増加したことによるものだが、投資グレード業務の収益が僅かに減少したことにより一部相殺された。2014年度の新規株式公開後に売却可能金融投資に再分類された関連会社に対する投資の利益を除くと、調整後のレバレッジド・ファイナンス業務の収益は2013年度と概ね一致していた。

金融ソリューション業務の収益は、主に不動産金融業務で収益が減少したため、5億9,900万スイス・フランから14%減少して5億1,400万スイス・フランとなった。

リスク管理収益は、マイナス2億3,900万スイス・フランに対し、マイナス4,200万スイス・フランと改善した。この改善は主に、2014年度における信用スプレッド拡大のプラスの影響によるものであった。

#### インベスター・クライアント・サービス

インベスター・クライアント・サービスの収益は、株式業務並びに外国為替取引業務、金利取引業務及びクレジット業務の両方の収益が減少したため、56億1,900万スイス・フランから9%減少して51億3,700万スイス・フランとなった。米ドル建てでは、収益は8%減少した。

#### 株式部門

株式部門の収益は、39億1,500万スイス・フランから6%減少して36億9,500万スイス・フランとなった。上述した2014年度における減損損失及び売却可能金融投資の一部売却による利益、並びに2013年度における残存していた当部門の自己勘定取引業務の売却益を調整後の収益は、38億6,000万スイス・フランから3%減少して37億3,900万スイス・フランとなった。これは、デリバティブ、その他の株式業務及び現物株式業務における収益の減少によるものだが、融資サービス事業の収益の増加により一部相殺された。

現物株式業務の収益は、13億7,400万スイス・フランから僅かに減少して13億5,200万スイス・フランとなった。これは主に、顧客活動水準の低下に伴う手数料収入の減少によるものである。

デリバティブ収益は、13億5,000万スイス・フランから11億2,600万スイス・フランに減少した。これは主に、2014年度におけるボラティリティ水準の低さを反映したトレーディング収益の減少によるものである。

融資サービスの収益は、主にエクイティ・ファイナンスにおける収益の増加を受けて、10億8,400万スイス・フランから12億8,900万スイス・フランに増加した。

その他の株式業務収益は、プラス1億800万スイス・フランからマイナス7,000万スイス・フランに減少した。2014年度における売却可能金融投資の減損損失4,800万スイス・フラン及び2013年度における当部門の元自己勘定取引業務の売却益を調整後の、その他の株式業務収益は、プラス5,300万スイス・フランからマイナス2,200万スイス・フランに減少した。この減少は主に、2013年度における株式投資業務をコーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオへ移管する前の当該業務の収益の増加並びに当行のユーロクリア・ピーエルシーへの持分の売却に関連した利益によるものである。

#### 外国為替取引業務、金利取引業務及びクレジット業務部門

外国為替取引業務、金利取引業務及びクレジット業務部門の収益は、17億400万スイス・フランから15%減少して14億4,200万スイス・フランとなった。上述した売却可能金融投資の一部売却による利益を調整後の収益は、17億400万スイス・フランから14億300万スイス・フランに減少した。これは、マクロ経済が引き続き不透明であることを反映して、顧客活動水準及びボラティリティ水準が2013年度に対して低下したことに伴い、大半の製品において収益が減少したことによる。

外国為替取引業務の収益は、主に顧客活動水準及びボラティリティ水準の低下を反映して、外国為替スポット及びオプション業務の収益が減少したことにより、減少した。

金利取引業務及びクレジット業務の収益は、主にクレジット業務におけるトレーディング実績の低下により減少した。

## 従業員

2014年12月31日現在のインベストメント・バンク部門の従業員は、2013年12月31日現在の11,615名から179名増加し、11,794名であった。これは主に、コーポレート・センターの共通業務部門から割り当てられた従業員の増加によるものである。

## コーポレート・センター

### コーポレート・センター - 中核業務

コーポレート・センター - 中核業務は、前年度に18億5,400万スイス・フランの税引前損失を計上したのに対し、2014年度は7億2,800万スイス・フランの税引前損失を計上した。2014年度には、6億8,800万スイス・フランの業務配分後にコーポレート・センター - 中核業務に残存する営業費用合計が含まれていた。営業収益合計はマイナス3,900万スイス・フランであり、これにはコーポレート・センター - 中核業務に残存する資金業務関連収益マイナス3億6,700万スイス・フラン及び自己クレジット利得2億9,200万スイス・フランが含まれていた。

### 2013年度と2014年度の比較

## 業績

### 営業収益

営業収益合計は、2014年度は3,900万スイス・フランのマイナス計上となった。コーポレート・センター - 中核業務に残存する資金業務関連収益マイナス3億6,700万スイス・フランは、公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジット利得2億9,200万スイス・フラン及びその他の項目に関連する収益3,600万スイス・フランにより一部相殺されている。前年度の営業収益合計はマイナス10億700万スイス・フランであった。

事業部門への配分後にコーポレート・センター - 中核業務に残存する資金業務関連収益は、2014年度はマイナス3億6,700万スイス・フランであった。これは主に、グループ財務部門が保有する、当行の長期債ポートフォリオに関連する中心的な資金調達費用7億7,100万スイス・フランを反映していたが、優先証券に関連する受取利息1億2,900万スイス・フラン、財務的なヘッジとして行われたクロスカレンシー・ベース・スワップによる利得1億1,300万スイス・フラン、及び当部門のマクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する4,700万スイス・フランの利得により一部相殺されている。資金業務関連収益には、当グループの株式投資からの収益も含まれていた。

前年度と比較すると、コーポレート・センター - 中核業務に残存する資金業務関連収益は、マイナス9億200万スイス・フランからマイナス3億6,700万スイス・フランに改善した。この改善は主に、前年度にクロスカレンシー・ベース・スワップ及び当部門のマクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する損失がそれぞれ2億2,200万スイス・フラン及び1億5,300万スイス・フランであったのに対し、上述したクロスカレンシー・ベース・スワップ及び当部門のマクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する利得が計上されたことによるものであった。更に、2013年度には、負債買戻しに関する純損失1億9,400万スイス・フランが含まれていた。このプラスの影響は、新規の債務発行に一部起因して、グループ財務部門が保有する中心的な資金調達費用が、前年度の5億1,000万スイス・フランに対して7億7,100万スイス・フランに増加したことにより一部相殺されていた。

公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジット利得は、2億9,200万スイス・フランを計上した。これは主に、現時点までの自己クレジット損失が時の経過により一部相殺されたことによる。前年度の実績には、自己クレジット損失2億8,300万スイス・フランが含まれていた。

自己クレジット及び資金業務関連収益を除く営業収益は、2013年度の1億7,800万スイス・フランから3,600万スイス・フランに減少したが、これは主に不動産売却益が2億8,800万スイス・フランから4,400万スイス・フランに減少したことによる。更に、2014年度の実績には、その他の収益に計上されていた訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金の取崩に関する5,800万スイス・フランの繰入額が含まれていた。

## 業務配分前の営業費用

営業費用合計は、事業部門並びにコーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに業務を配分する前の合計ベースでは、3億7,800万スイス・フラン減少して88億4,900万スイス・フランとなった。事業再編費用は、前年度に7億700万スイス・フランであったのに対し、4億8,400万スイス・フランとなった。また、2014年度の実績には、米国の退職者給付制度の変更に関連する1,600万スイス・フランの繰入額を含んでいた。これらの項目の調整後、業務配分前の営業費用は、前年度に85億2,000万スイス・フランであったのに対し、83億8,100万スイス・フランとなった。この1億3,900万スイス・フランの減少は主に、人件費が3億3,800万スイス・フラン減少し、かつ訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金が1億8,700万スイス・フランであったのに対し、その正味戻入が1億2,500万スイス・フランであったことによるものである。この減少は、当行の戦略的優先事項及び規制上の優先事項に関連する専門家報酬の増加並びに外部委託業務の増加により一部相殺された。

人件費は前年度から2億6,200万スイス・フラン減少して39億3,700万スイス・フランとなった。2014年度の正味事業再編費用2億2,100万スイス・フラン及び2013年度の正味事業再編費用1億2,900万スイス・フラン、並びに上述の米国の退職者給付制度の変更に関連する1,600万スイス・フランの繰入額を除いた調整後ベースでは、人件費は、前年度に40億7,000万スイス・フランであったのに対し、2014年度には37億3,200万スイス・フランとなった。この3億3,800万スイス・フランの減少は主に、外部委託及び海外移転の推進、変動報酬の見越計上の減少並びに当行の継続中のコスト削減プログラムによるものである。

一般管理費は、1億1,900万スイス・フラン減少して41億4,400万スイス・フランとなった。2014年度の正味事業再編費用2億4,000万スイス・フラン及び2013年度の事業再編費用5億1,300万スイス・フランを除いた調整ベースでは、一般管理費は1億5,400万スイス・フラン増加しているが、これは主に、当行の戦略的優先事項及び規制上の優先事項に関連する専門家報酬の増加並びに外部委託業務の増加によるものである。この増加は、訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金が1億8,700万スイス・フランだったのに対し、その正味戻入が1億2,500万スイス・フランであったことにより一部相殺されている。

有形固定資産減価償却費及び減損は、僅かに増加して7億6,200万スイス・フランとなった。これは主に、資産計上されたソフトウェアに関連する減価償却費の増加を反映しており、その大半が4,200万スイス・フランの事業再編費用の減少により相殺された。

事業部門並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオは、共通業務費用が81億6,100万スイス・フラン(2億2,000万スイス・フラン減)となった。

## 業務配分後の営業費用

事業部門並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオへの配分後にコーポレート・センター - 中核業務に残存する営業費用合計は、前年度の8億4,700万スイス・フランから減少し、6億8,800万スイス・フランであった。この1億5,900万スイス・フランの減少は主に、前年度に、訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金が1億8,700万スイス・フランだったのに対し、その正味戻入が1億2,500万スイス・フランであったことによるものであったが、当行の戦略的優先事項及び規制上の優先事項に関連する追加費用により一部相殺されている。

コーポレート・センター - 中核業務に残存する営業費用は、主に、グループのガバナンス機能及びその他のコーポレート業務、並びに、行内業務にかかる実際原価と、事業部門並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオへ配分される上記の実際原価に係る保証コストとの間の差額に関連している。この差額は、2014年度に3,800万スイス・フランであった。

## リスク加重資産

完全適用ベースのバーゼル リスク加重資産(RWA)は、90億スイス・フラン増加して、2014年12月31日現在で300億スイス・フランであった。これは主に、分散の効果の低下を主因として、当行とFINMAとで相互に合意した補足的オペレーショナル・リスク資本分析により生じる追加的RWAが30億スイス・フラン増加したこと及び市場リスクのRWAが30億スイス・フラン増加したことによるものである。

## 従業員

コーポレート・センター - 中核業務の従業員数は、前年度末現在で23,860名であったのに対し、2014年12月31日現在では23,637名であった。この223名の減少は、主に当行の継続中のコスト削減プログラム及び外



部委託業務に関連する。2014年12月31日現在、22,667名の人員が、その業務に基づいて、事業部門並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに割り当てられている。割り当て後にコーポレート・センター - 中核業務に残った人員は、グループのガバナンス部門及びその他のコーポレート業務に関連して、1,055名から970名に減少した。

## コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ

コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオは、前年度に23億1,200万スイス・フランの税引前損失を計上したのに対し、2014年度は19億6,500万スイス・フランの税引前損失を計上した。営業収益は、マイナス8億2,100万スイス・フランとなり、これには、デリバティブに係るマイナスの調達評価調整及び負債評価調整3億4,500万スイス・フラン並びに改編及び更改遂行から生じた損失が含まれていた。営業費用は、訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金の減少を主因として、26億6,000万スイス・フランから11億4,400万スイス・フランに減少した。リスク加重資産は、280億スイス・フラン大幅に減少し、360億スイス・フランとなった。

## 2013年度と2014年度の比較

### 事業部門別営業収益

#### 非中核

収益は2014年度にはマイナス5億1,900万スイス・フランであった。これは主に、デリバティブに係る調達評価調整（以下「FVA」ともいう。）及び負債評価調整（以下「DVA」ともいう。）に関連する2億6,000万スイス・フランの純損失によるものであり、そのうち、1億7,500万スイス・フランはFVAの実施に伴って計上された。更に、当該年度には、金利に関する更改及び改編遂行を主因とした2億200万スイス・フランのマイナス収益並びにコリレーション・トレーディング・ポートフォリオの大半を解消したことによりストラクチャード・クレジットに生じた9,700万スイス・フランの損失が含まれていた。これは、一定の株式持分に係る6,800万スイス・フランの評価利益により一部相殺されている。

前年度の非中核収益は、9,900万スイス・フランのマイナスの負債評価調整を主因として、5,000万スイス・フランのマイナスであったが、金利及びクレジットに関する収益が僅かにプラスになったことにより一部相殺されていた。

#### レガシー・ポートフォリオ

収益は、2014年にはマイナス3億400万スイス・フランであった。これは主に、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）契約の一部が終了したことによる1億800万スイス・フランの損失並びにデリバティブに係るFVA及びDVAに関連する8,500万スイス・フランの純損失によるものであり、そのうち、7,700万スイス・フランはFVAの実施に伴って計上された。更に、2014年度には、公正価値での測定を指定された金融資産に関する評価損及び残存する学生ローン・オークション・レート証券のポジションの売却に関連する損失が含まれていた。

前年度と比較して、レガシー・ポートフォリオの収益は、上述の2014年度に計上された損失を主因として、プラス3億9,400万スイス・フランからマイナス3億400万スイス・フランに減少した。2013年度には、当行はSNBスタブファンドの株式取得オプションを行使し、その行使に先立ち4億3,100万スイス・フランのオプション再評価による利益を計上した。

### 営業費用

営業費用合計は、前年度の26億6,000万スイス・フランから11億4,400万スイス・フランに減少した。

人件費は1億4,400万スイス・フラン減少して、3億7,100万スイス・フランとなったが、これは主に、フロントオフィスの従業員の減少と、前年度に3,500万スイス・フランであった事業再編費用が、2014年度には1,700万スイス・フランになったことによるものである。

一般管理費は13億3,800万スイス・フラン減少して6億8,400万スイス・フランとなったが、これは主に、訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金が、11億2,700万スイス・フラン減少して1億9,300万スイス・フランとなったことによる。更に、事業再編費用は1億5,900万スイス・フラン減少して1,400万スイ

ス・フランとなった。2014年度の実績には、年間の英国銀行税に関する費用5,200万スイス・フラン（2013年度は6,800万スイス・フラン）が含まれている。また、2014年度の実績には、一定の係争中の債権に関する訴訟引当金（純額）1億2,000万スイス・フラン（2013年度には8,800万スイス・フラン）も含まれている。

その他の事業部門による業務手数料は、300万スイス・フラン減少して6,200万スイス・フランとなったが、これは主に、共通業務の利用が減ったためである。

有形固定資産減価償却費は、5,500万スイス・フランから2,700万スイス・フランに減少したが、これは主に、前年度に2,600万スイス・フランであった事業再編費用が計上されなかったことによる。

### リスク加重資産

リスク加重資産（RWA）は、280億スイス・フラン大幅に減少して360億スイス・フランとなった。

非中核RWAは、一定のカウンターパーティとの間の合意による清算、第三者による更改又は取引のコンプレッションの方法による、未決済の店頭デリバティブ取引の減少により、160億スイス・フラン減少し、160億スイス・フランとなった。更に、当行とFINMAとで相互に合意した補足的オペレーショナル・リスク資本分析により生じた追加的RWAは、30億スイス・フラン減少した。最後に、上述したコリレーション・トレーディング・ポートフォリオの大半の解消により、RWAは10億スイス・フラン減少した。

レガシー・ポートフォリオのRWAは、120億スイス・フラン減少して190億スイス・フランとなったが、これは主に、上述した一部のCDS契約の終了、学生ローン・オークション・レート証券のポジションの売却、並びにローン担保証券、リファレンス・リンク債及び不動産証券の各ポートフォリオの一定ポジションの解消によるものである。更に、当行とFINMAとで相互に合意した補足的オペレーショナル・リスク資本分析により生じた追加的RWAは、10億スイス・フラン減少した。

### 貸借対照表上の資産

2014年度中、貸借対照表上の資産は、450億スイス・フラン減少し、1,700億スイス・フランとなった。これは主に、非中核事業の再調達価額 - 借方が330億スイス・フランの減少したことによるものである。当年度中、当部門は、コリレーション・トレーディング・ポートフォリオの大半を解消するために一連のリスク移転を実施し、かかるリスク移転としては市場リスクを移転するために多くのバック・ツー・バック取引を行った。当部門はその後、第三者が関与する更改を経て当行の貸借対照表上当該取引の計上をやめ、これにより、信用リスクは移転され、PRVは約110億スイス・フラン減少した。当初目指していた更改は完了した。当部門の金利ポートフォリオでは、特定のカウンターパーティとの合意による清算、第三者による更改（中央決済機関への移管を含む。）及び他のディーラー・カウンターパーティとのネット・ダウン取引への合意に起因して、PRVは減少したが、為替及び金利の動向により一部相殺された。資産は、ブラックロックのファンドに対するローンの完済、顧客の代わりに保有していた保有貴金属の処分、及び仕組リバース・レポ契約のポートフォリオにおいて最後に残存する取引の満了を主因として100億スイス・フラン減少し、110億スイス・フランとなった。更に、学生ローン・オークション・レート証券の最終的な解消、当年度中に終了したモノラインに対する一定のCDS契約をヘッジするのに使用したCMBS資産の売却及び小規模なポジションの低下が複数生じたことを受けて、資産は減少した。

### レバレッジ比率基準

レバレッジ比率基準は、貸借対照表上の平均資産の減少を主因として、前年度末現在の1,600億スイス・フランから2014年12月31日現在で930億スイス・フランに減少した。

### 従業員

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの従業員は、前年度末現在では1,585名であったのに対し、2014年12月31日現在では1,480名であった。フロントオフィスの従業員は、222名から137名に減少し、コーポレート・センターの共通業務から割り当てられた従業員は、20名減少して1,343名となった。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし。

### 3【対処すべき課題】

当行は、あらゆる事業分野で激しい競争に直面している。当行は、スイス国内外において、資産運用会社、商業銀行、投資銀行及びプライベート・バンキング、ブローカー並びにその他の金融サービス提供会社と競争関係に立つ。競合会社には、現地の銀行のみならず、当行とその規模及び提供業務が類似する世界的な金融機関が含まれる。

また、世界的な金融業部門における統合の流れは、新たな競争を生み出し、商品及び業務範囲の拡大並びに資本調達増加及び効率性の上昇により、価格に大きな影響を与える可能性がある。

### 4【事業等のリスク】

本項には将来に関する事項が含まれているが、当該事項は2014年12月31日現在において判断したものである。

以下の記載を含む一定のリスクは、当行の戦略遂行の可否に影響するかもしれないが、当行の事業活動、財政状況、業績及び見通しに影響するかもしれないものである。当行のような広範な基盤を持つ国際的な金融サービス企業のビジネスは、本質的に、事後的にのみ明らかとなるリスクにさらされるため、現在当行が認識していない又は重大であると考えていないリスクもまた、当行の戦略遂行の能力に影響するかもしれない。当行の事業活動、財務状況、業績及び見通しに重大な影響を及ぼす可能性がある。以下のリスク要因の記載順は、その発生可能性又は影響の潜在的な重大さの順を示すものではない。

**外国為替相場の変動及び低金利又はマイナス金利の継続は、当行の強固な資本基盤、当行の流動性及び資金調達ポジション、並びに当行の収益性にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。**

2015年1月15日、スイス国立銀行（以下「SNB」という。）は、2011年9月以降実施してきた、ユーロに対するスイス・フランの最低目標為替相場を撤廃した。同時に、SNBは、一定の適用除外基準を超えるSNBの預金口座残高に対する金利を50ベース・ポイント引き下げ、マイナス0.75%とした。また、3カ月物LIBORの目標レンジもマイナス1.25%からマイナス0.25%の間に引き下げた（これまでは、マイナス0.75%からプラス0.25%の間であった。）。これらの決定により、スイス・フランは、ユーロ、米ドル、英ポンド、日本円及び他の複数の通貨に対して即座に大幅に上昇し、スイス・フラン金利も低下した。これらの他の通貨に対するスイス・フランの長期的な相場は明白ではなく、スイス・フランの金利の今後の方向性も明白ではない。他の複数の中央銀行も同様にマイナス金利政策を採用している。

当行の外国事業の持分の大部分が米ドル、ユーロ、英ポンド及び他の外国通貨建てで表示されている。

同様に、当行のパーゼル リスク加重資産（以下「RWA」という。）の大部分も、米ドル、ユーロ、英ポンド及び他の外国通貨建てで表示されている。グループ資産・負債管理（グループALM）は、通貨相場の変動が当行の資本比率に及ぼす悪影響を最小限に抑えるという任務を課されている。UBSグループ執行役員会の委員会である、グループ資産・負債管理委員会は、外国為替変動が完全適用ベースの普通株式等Tier 1資本及び総自己資本比率に及ぼす影響のバランスを保つために、取締役会が定めた限度の範囲内で、資本における通貨の構成を調整することができる。その結果、外国通貨建てのRWAの割合がこれらの通貨建ての資本を上回っており、スイス・フランの価値が更にこれらの通貨に対して大幅に上昇した場合、当行のパーゼル

資本比率にプラスの効果をもたらすと予想される一方で、スイス・フランの価値が下落した場合はマイナスの影響が生じると予想される。

スイス・フラン以外の通貨で表示される当行の営業収益の割合は、スイス・フラン以外の通貨で表示される営業費用の割合を上回っている。従って、スイス・フランの価値が他の通貨に対して上昇した場合、軽減措置が講じられなければ、全体としては当行の利益に悪影響を及ぼす。

予想される外国通貨為替相場変動の影響に加えて、当行の持分及び資本は金利変動の影響も受ける。特に、当行の確定給付資産・債務純額の算定は、適用される割引率に敏感である。金利が更に引き下げられると、割引率が引き下げられ、結果として、対応する債務の存続期間が長い場合、年金制度の不足額が増える。この結果、これに対応して当行の持分及び完全適用ベースの普通株式等Tier 1資本が減少する。また、低金利又はマイナス金利の環境が継続すると、当行の資産及び債務の金利更改に悪影響が及び、当行のウェルネス・マネジメント及びリテール・コーポレート事業から生みだされる当行の受取利息純額に重大な影響が及び、低金利又はマイナス金利の環境は顧客の行動に影響を及ぼす可能性があり、それゆえに、全体的なバ

ランスシートの構成に影響を及ぼす可能性がある。選択的な預金手数料や最低貸付金利の導入等、これらの影響を緩和するために当行が講じる軽減措置によって、当行の主要な資金調達源である顧客預金を喪失する可能性及び/又は当行の国内貸付ポートフォリオにおける市場シェアが低下する可能性がある。

更に、スイス・フランの上昇は、スイス経済に悪影響を及ぼす可能性があり、スイス経済が輸出に依存していることを踏まえると、当行の国内貸付ポートフォリオ内の一部のカウンターパーティに影響が及び可能性があり、今後の貸倒引当金の水準が上昇する可能性がある。

**規制及び法律の変更は、当行の事業及び当行の事業戦略上の計画を実行する当行の能力に悪影響を及ぼす可能性がある。**

金融機関に影響を与える法令等の根本的な変更は、当行の事業に重大な悪影響を及ぼし得る。2007年から2009年の金融危機を受けて、また当該金融危機に続く世界的な金融市場の不安定さに鑑み、規制当局及び立法関係者は、様々な法令等の変更について、提案や採用を行ってきており、また積極的に検討を続けている。これらの対応策は、一般的に、認識済みの危機の原因について対処するためのものや、主要金融機関が引き起こすシステミック・リスク（金融システム全体が連鎖的に機能不全に陥るリスク）を制限するためのものである。そうした対応策には以下のものがある。

- 著しく厳格な自己資本比率規制
- 所要自己資本の定義及び算定方法の変更
- RWAの算定方法の変更（パーゼルの枠組みに基づきFINMAが要求する、当行が現在使用している内部モデル手法よりもリスクに対する敏感度が低い標準化された手法を使用してRWAを算定又は開示することを要求される可能性を含む。）
- レバレッジ比率の算定方法の変更又はより厳しいレバレッジ比率の導入
- 新たな又は著しく強化された所要流動性
- 活動が行われ、計上される法域において流動性と資本基盤を維持するための要件
- 自己勘定取引及びその他の活動における制限
- 新たな免許、登録及びコンプライアンス規制
- リスク集中及びリスクの最高水準の制限
- 資産の増加を効果的に制限し、又は取引及びその他の活動の収益性を縮小する税金及び賦課金
- クロスボーダー市場への参入の制限
- 報酬を抑制し、報酬に課税し、又は報酬に関する追加的な要件を課す様々な措置
- システム上重要な機能の維持を優先して処理することが意図された新たな清算体制の採用
- 当グループ又は当グループ会社の再生手段又は破綻処理の一環として、損失吸収資本又は評価減の対象となる負債性商品を維持することを求める要件（子会社にかかる商品を維持することを求める要件を含む。）
- 一定の活動のリングフェンシング及び別法人における事業運営を含む、システミック・リスクを縮減し、主要な金融機関をより容易に管理、再構築、解体又は清算できるように策定された構造改革及びその他の変更を採用するための要件
- 現地法域レベルでリスク及びその他のガバナンス体制を採用する要件

これまでにこれらの措置が数多く採用されており、これらを実施することにより、当行の事業に重大な影響が及んでいる。その他の措置も今後数年の間に実施されていくことになる。場合によっては法令化や規制当局による規則の追加が行われたうえで実施に至ることもある。従って、上記の措置の多くについては、それらが採用されるか否か（又は採用される様式）、実施の時期、実施規則の内容、解釈及び/又はそれらの効力発生日も含め、かなり不確実なままである。これらの措置を実施すること、更にはより制限的な変更を実施することは、当行の事業及び当行の事業戦略上の計画を実行する能力に重大な影響を及ぼす可能性がある。

かかる取組みを調整するための規制当局の試みにもかかわらず、採用された又は提案された措置は、主要な法域によって著しく異なるため、世界的な金融機関の事業運営が更に困難になる。また、法域間で規制方法が調整されていないと、比較的より厳格な基準を課している法域に本店を置く機関は不利益を被る。スイスがスイスの大手国際銀行に対して採用した所要自己資本及び所要流動性は、主要な金融センターの中でも最も厳しいものの一つである。これにより当行等のスイスの銀行は、より緩い規制に従う同種の金融機関又は規制のないノンバンクの競合相手と競争する際、不利益を被る可能性がある。

## スイスにおける規制及び法制変更

スイスにおける規制変更は、資本、流動性及びその他の分野において、全般的に他の主要な法域よりも急速に進んでおり、FINMA、SNB及びスイス上院は、当行等スイスの主要銀行向けとして、他の主要なグローバル金融センターで規制当局が採用又は提案しているものよりも著しく更に負担が大きく規制的な要件を実施している。2014年12月、スイス上院が任命した、民間部門、当局及び学識者を代表するシニア・エキスパートのグループ（以下「ブルネッティ・グループ」という。）は、とりわけ、システム安定性の保護及び大きすぎて潰せない（too-big-to-fail）（以下「TBTF」という。）に関する勧告（RWAの算定方法、レバレッジ比率の引き上げ及びシステム上関連ある機能を有する事業体のレベルでの規制上の権利放棄を撤回することに関するものを含む。）を公表した。TBTF規制に関するブルネッティ・グループの作業は、2015年2月にスイス議会に提出されたスイスTBTF法に関するスイス上院の検討報告書の基礎となった。その報告書において、スイス上院は、ブルネッティ・グループの結論を確認し、連邦財務省に対し、FINMA及びSNBの代表者と共に作業部会を設立するよう指示した。この作業部会は、2015年末までに提案書をスイス政府に提出する予定である。これにより、スイスのTBTF及び規制制度が更に変更される可能性がある。

**自己資本規制：**バーゼル 資本基準及びスイスのTBTF法を施行する改正された銀行規則及び自己資本比率規則は、2013年1月1日に効力が発生した。当行は、システム上関連あるスイスの銀行として、基準所要自己資本並びに当行のエクスポージャー合計（貸借対照表の規模に基づく指標）及びスイスにおける市場シェアに対応する「プログレッシブ・バッファ」に服する。加えて、スイスの政府当局は、RWAの2.5%を上限として追加のカウンターシクリカルなバッファを課す権限を有している。当該権限は、スイスの住宅ローンから生じるRWAに関して2%の追加の自己資本コストを課すために行使された。更に、FINMAは、内部格付に基づく手法を使用している銀行に対し、所有者が占有しているスイスの住宅ローンに関するRWAを算定する際に、銀行固有の乗数を使用することを求めた。これは、2019年にかけて段階的に導入されている。FINMAは当行に対し、2015年第1四半期から、スイスの収益をもたらす不動産及び商業不動産にRWAの増加を拡大すべきであると通知した。FINMAはまた、他の資産クラスのRWAの水準が見直される予定であると発表した。当行は、これらの見直しは、予想されているバーゼル銀行監督委員会（以下「BCBS」という。）の健全性改革（資本比率の変動性の縮減や自己資本最低水準等）を見越したものだとして理解している。

更に、当行は、FINMAとの間で、訴訟、規制及びそれと同種の問題並びにその他の偶発債務に対する追加的運転所要自己資本に相互合意し、2014年12月31日に当行のRWAに175億スイス・フランが追加された。当行が将来的に追加の要件又はRWA若しくは既存の最低所要自己資本のその他の要素の算定方法の変更のいずれかによって所要自己資本の増加の対象にならないという保証はない。

BCBSは、（ ）（例えば、外部信用格付への依存度を下げ、国の裁量の範囲を狭め、標準化された手法とIRBの手法のつながりを強化することによる）信用リスクに関する標準化された手法の改訂、（ ）標準化された手法に基づくRWAの開示の強制、及び（ ）自己資本最低水準枠組みの設計に関して、広範囲に及ぶ提案を公表した。BCBSにより採択され、スイスの規制で実施される場合、標準化された手法に基づく開示又は資本算定の実施により、当行に多額の実施費用が生じる。また、標準化された手法に基づく資本基準又は自己資本最低水準は、リスクに対する感受度が低くなる可能性が高く、所要自己資本が増える可能性が高い。

**流動性及び資金調達：**当行は、見込まれるストレス時の短期的な資金流出に備えて、優良な流動資産の流動性力パレッジ比率（以下「LCR」という。）を維持することが求められており、安定調達比率（以下「NSFR」という。）を維持することが今後求められる。これらは両方とも、当行が短期的な資金に過度に依存しないこと及び当行の流動資産のための長期資金調達が十分であることを徹底することを意図している。

当行は現在、FINMAからの監督的指導のもと当行のLCRを算定している。FINMAが発表した通達は、レバレッジ比率の分母を国際決済銀行（以下「BIS」という。）が発表した規則に合致させる新規則を使用して当行のレバレッジ比率を算定するよう、当行に要求している。当行は、過去の定義を引き続き使用することができる1年間の移行期間を活用する予定であるが、2015年第1四半期からは両方のLCRの指標を開示しなければならない。

NSFRの算定に関する国際基準及びスイス基準のいずれも、完全には施行されていない。

当行は、これらの要件及び当行が事業を行う他の法域において課せられる流動性要件により、従来よりも著しく高い水準を流動性全体について維持することが求められる。所要自己資本の増大とより高い流動性要件は、特定の事業の魅力を損なうものであり、当行の利益を生み出す一般的な能力を低下させるかもしれない。LCR及びNSFRの算定は、資金調達の相対的な確実性及び流出額並びに市場又は企業に特有のストレスの

ある状況において利用可能な追加的資金調達資金源について前提を置いている。実際のストレス状況下において当行の資金流出額がこの前提額を超えないという保証はない。

**破綻処理計画及び破綻処理の実行可能性：**改正されたスイスの銀行法及び自己資本比率規則は、金融機関が経営難に陥ることを阻止するため、また、経営難に陥った金融機関について破綻処理をするための追加的な介入権限をFINMAに与えている。これらの措置は、一定の基準値を割り込んだ場合に発動され、FINMAは、当該権限を行使するか否か、いつ又はどのような形で当該権限を行使するかをかなり大きな自由裁量により決定することが許されている。当行が決済不能のおそれさらされた場合には、FINMAは、配当及び利息の支払の制限を含むより負担の大きい要求を当行に課す可能性がある。FINMAがそのような状況で講ずる可能性がある処置はまだ定義されていないが、例えば、当行の法人体制の変更（UBSグループ内の資金調達や特定の保証を制限するとともに、各業務ラインをそれぞれ別法人化する等）又は事業リスクの水準を更に縮小するための方策が、当行に対して直接的又は間接的に要求される可能性がある。スイスの銀行法はまた、銀行の破綻処理に際して、FINMAが銀行の債務を償却すること、また、普通株式に転換することを認めている。

スイスのTBTF要件は、当行を含むシステム上重要な銀行に対して、金融機関が経営難に陥ったとしてもシステム上重要な機能を保つことができるよう、これらの活動が事前に十分に分離されることのない範囲で実行可能な緊急計画を整えることを要求している。スイスのTBTF法は、破綻処理の実行可能性リスクを法的に求められているレベルを超えて減らすための措置を講じているシステム上重要な金融機関に対して、所要自己資本を限定的に縮小する可能性がある。かかる措置には銀行グループの法人体制の変更が含まれる可能性が高いが、そのような体制の変更は、当該グループの一部を当該グループのその他の部分から生じるリスクにさらされることから分離するような方法で行われる。それによって、再生シナリオにおいてかかるグループの特定の部分を処分すること、破綻処理シナリオにおいてかかるグループの特定の部分を清算若しくは処分すること又は債務をペイル・インすることが容易になる。しかしながら、資本リポートが行われる可能性のあるタイミング又は規模について確実なものはない。

当行は、当行の破綻処理の実行可能性を改善するための一連の措置を発表した。

- 2014年12月に、UBSグループAGは、UBS AGの株式に係るエクステンジ・オファーを完了し、現在UBS AGの発行済株式の約97%を保有しており、UBSグループの持株会社である。
- 当行は、スイスに当行の新しい銀行子会社を設立する予定であり、2014年第3四半期に、銀行免許を取得するための正式な申請を行った。UBSスイスAGという名称となるこの子会社には、当行のリテール&コーポレート事業部門、及びウェルス・マネジメント事業部門内のスイスで計上される事業が含まれる予定である。当行は、当該改革を2015年中頃から段階的に進めていく予定である。
- 英国においては、英国及びスイスの規制当局との協議の結果、2014年第2四半期にUBSリミテッドの改定された事業及び業務運営モデルの第一段階を実施しており、その後の段階は2015年第2四半期に実施する予定である。この変更により、UBSリミテッドはその事業活動においてより大きなリスク及びリターンを受容し維持することが可能となる。当行は、これに応じてUBSリミテッドの資本を強化した。
- 米国においては、ドッド・フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」という。）の第165条及び第166条に基づき連邦準備制度理事会が公布した外国銀行に対する新規則により、2016年7月1日までに、米国内のUBS AGの支店を除く全ての事業を単一の中間持株会社が保有することが求められている。このため、当行は、米国内における当行の全ての子会社を保有する中間持株会社を指定する予定である。

当行は、スイス又は当行が事業を行う他の国々の規制要件に応じて、当行の法人体制の更なる改革（当行の破綻処理の実行可能性の更なる向上、スイス及びその他の所要自己資本への対応、並びに規制上求められる法人体制の変更への対応を含む。）を検討する可能性がある。かかる改革には、UBSグループAGの直接子会社となるためのUBS AGの事業子会社の移転、共通業務及びサポート部門のサービス会社への移転、並びにサービス又は製品を計上する事業体又は地域の調整が含まれる可能性がある。構造改革については、FINMA及び他の規制当局と現在進行形で話し合いが行われており、実行可能性、範囲及び時期に影響し得る多くの不確定要素が未だ存在する。新しい子会社への事業の移動（以下「子会社化」という。）の実行には、多大な時間と資金が必要である。スイス及びその他の地域における子会社化は、営業、資本、資金調達及び税金の無駄を創出する可能性があり、当行及びカウンターパーティの信用リスクを増大させる可能性がある。これらの決定に影響を及ぼす可能性のあるその他の規制及び法制の進展並びにこれらのリスクに係る詳細については下記「スイス国外での規制及び法制変更」を参照のこと。当行が予定しているか、又は将来実施する

可能性のある改革の実施により、スイスTBTF法に基づき認められる通りにプログレッシブ資本バッファが大幅に縮小する保証はなく、これらの改革が、破綻処理の実行可能性又は銀行機関における強制的な構造改革に関する既存の又は今後の要件を満たすという保証もない。

**市場規制：**スイス政府はまた、顧客関係の条件に影響を及ぼす規制案（金融仲介機関の顧客及び消費者団体に、金融仲介機関を相手取った集団訴訟を提起する権利を付与することを含む。）に関する協議も行った。当該法律が施行された場合、当行が利用している市場インフラ、利用可能なプラットフォーム、担保管理及び当行の顧客との取引方法に重大な影響を及ぼす可能性がある。更に、これらの取組みにより、当行は多額の実施費用を負う可能性がある。

#### スイス国外での規制及び法制変更

当行が事業を行う他の地域での規制及び法制変更により、当行は個々の法域のみならず場合によっては世界的に広範囲な新しい制限を受ける可能性がある。

**銀行の体制及び業務の制限：**これらの一部の規制及び法制変更により、当行は、業務をUBS AGの支店から子会社へと移動させることを求める要件に服さなければならない可能性がある。かかる「子会社化」は、営業、資本及び税金の無駄を創出し、当行内の複数の事業体と取引を行っているカウンターパーティに対する当行の信用エクスポージャー全体を増加させ、当行の事業をより高水準の現地の所要自己資本にさらし、個々の子会社の信用度に対する顧客及びカウンターパーティの潜在的な懸念を引き起こす可能性がある。当該変更はまた、当行の資金調達モデルにマイナスの影響を与え、当行における帳簿上の柔軟性を厳しく制限する可能性がある。

例えば、当行の英国における営業は著しく、現在UBS AGのロンドン支店を多くの種類の商品のグローバル・ブッキング・センターとして利用している。当行は、英国健全性規制機関（以下「PRA」という。）及びFINMAから当行の英国銀行子会社であるUBSリミテッドの自己資本をかなり大幅に増強するよう要求されており、更には当行の帳簿実務を変更し、UBS AGのロンドン支店をインベストメント・バンクの継続事業のグローバル・ブッキング・センターとして利用することを縮小し又は消失させることさえも要求される可能性がある。更に、英国の独立銀行委員会は、銀行セクターの構造変革及び非構造変革を勧告しており、そのほとんどが英国政府により承認され、金融サービス（銀行改革）法において実行されている。提案された主要な措置は、英国におけるリテール銀行事業のリングフェンシング（当該措置は、当行に直接的な影響はないと見込んでいる。）、リテール銀行に対する普通株式等Tier 1の所要自己資本をRWAの3%までとする追加の自己資本規制、及びイギリスの銀行によるペイル・イン条項付債務の発行を含んでいる。更に、欧州委員会は、2014年1月に「銀行構造改革に関する規制」に関する提案を公表した。規制の中心的な目的は、銀行のシステム上の影響を抑え、大きすぎて潰せない問題に対処することである。提案には、リテール銀行事業をホールセール銀行事業から分離すると共に、自己勘定取引並びにヘッジ・ファンド及びプライベート・エクイティ・ファンドへの貸付を禁止することが含まれている。EUのレベルでは、これらの提案の範囲及び適用に関する見解に大きな相違が依然として存在しており、2016年初頭までは全面的な政治合意がなされる可能性は低いと見られている。引き続き議論のテーマとなっている問題には、分離の要件をどのように規定するのか、及び、事業体はどの取引業務に従事でき、どの取引業務には従事できないのかという問題が含まれる。外国銀行の支店及び子会社に対するかかる変更の適用可能性及びその影響も、まだ完全には明らかではないが、英国及び他のEU内の地域に拠点を置く又はかかる地域で計上される当行の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

2014年2月、連邦準備制度理事会は、（ ）連結総資産が500億米ドル超の外国銀行機関（以下「FB0」という。）に対して全ての米国の子会社事業を保有するための中間持株会社（以下「IHC」という。）を設立することを求める要件、（ ）IHCに係るリスク・ベース資本及びレバレッジ要件、（ ）流動性要件（IHCに係る30日のオンショア流動性要件を含む。）、（ ）リスク委員会の設立及び米国のチーフ・リスク・オフィサーの任命を含むリスク管理要件、（ ）ストレス・テスト及び資本計画要件、並びに（ ）米国の金融安定に「甚大な脅威」を与える金融機関に対する負債・自己資本比率限度を含む、米国で営業するFB0に係る最終的な規則（ドッド・フランク法第165条に基づく）を発表した。かかる要件は、外国銀行機関の全体的な規模及びその米国に拠点を置く資産の金額によって異なる。当行は、現在の営業に基づき、最も厳しい要件に従うことになると見込んでいる。当行は、2016年7月1日までにIHCを設立し、多くの新しい要件を満たさなければならない。IHCは、2018年1月1日までは米国のレバレッジ比率を遵守する必要はない。

2013年12月、米国規制当局は、ボルカー・ルールを実施する最終規則を発表し、当該ルール及び関連規則に従うための期間がほとんどの場合2015年までに延長された。通常、ボルカー・ルールは、銀行業務を行う

事業体が自己勘定取引を行うこと並びにヘッジ・ファンド及びその他のプライベート・ファンド・ベークルにおける持分を有することを禁止している。ボルカー・ルールはまた、銀行と銀行が出資している又は銀行とその他一定の関係を有するファンド間の投資及び他の取引活動も広く制限している。ボルカー・ルールは、当行及び米国の銀行ではない銀行業務を行う他の事業体が、一定の活動を米国外でのみかつその他一定の条件を満たす範囲であれば、さもなければ禁止されたであろう一定の活動を行うことを許可している。当行は、ボルカー・ルール及び利用可能な適用除外の遵守を確実なものにするために、広範的かつグローバルなコンプライアンスの枠組みを策定することを求められるようになる。更に、ボルカー・ルールは、当行の一定の事業分野に係る実行方法に影響を与える可能性がある。当行は引き続き最終規則及び当該最終規則が当行の事業に与える影響を評価していく。ボルカー・ルールは市場の流動性及びマーケット・メイキング活動の経済状態に大きな影響を与える可能性がある。

**店頭デリバティブ規制：**2009年にG20加盟国は、2012年の終わりまでに全ての標準化された店頭デリバティブ(OTC)契約が取引所又は取引機関において取引され、セントラル・カウンターパーティを通じて決済されることを義務づけることを約束した。かかる約束は、米国のドッド・フランク法、並びにEU、スイス及び他の法域の対応する法制を通じて実施されており、主にインベストメント・バンクで行われている当行の店頭デリバティブ事業に重大な影響を与えており、今後も引き続き与える。例えば、当行は、原則として、店頭デリバティブ取引の中央決済モデルへの移行によって、一部の市場参加者はそれによる影響を商品化された商品の取引高を増やすことで相殺することができるかもしれないが、これらの商品の利益率は縮小に向かうと予想している。当行は、これらの主題的なマーケット変化に備えているものの、かかる変化は、大部分の市場参加者にとって一定の業務分野の収益可能性を縮小させるおそれがあり、当行も悪影響を受ける可能性がある。

これらの強制的な決済要件は、そのように決済可能な商品を、規制された施設において、間近に迫った金融商品市場指令(以下「MiFID II」という。)及び金融商品市場規則(以下「MiFIR」という。)に基づいて取引することを求める強制的な要件によって補完される。これらの2つの法律は、より詳細な施行措置と合わせて、2017年初頭に発効する予定であり、欧州経済地域における金融サービスの提供方法に関する多くの側面に大きな変化をもたらす可能性がある。金融サービスの提供に関する全ての分野が、全ての顧客の種類において影響を受ける。特筆すべき対象分野の一部には、特に債券商品の分野における取引前後の透明性の向上、誘因の提供に対する更なる制限、ブローカーを横断するネットワークを規制することを目的とした、新たな任意取引施設の導入、アルゴリズム取引活動の取引規制、事業遂行要件の拡大及び監督権限の強化(当局が特定の状況において製品又はサービスを禁止する権限を含む。)が含まれる。この法律の完全な効果は、施行法及び国内での施行(該当する場合)の詳細が完成するまでわからない。当行は、この法律により、数多くの分野において事業のモデル及び手続を変更する必要性が生じると予想している。これにより、継続的に多くの時間と資源を費やすこととなる可能性が高く、この分野における他の一部の法案と同様に、当行の事業の一部の収益可能性が縮小するおそれもある。

UBS AGは、2012年末にスワップ・ディーラーとして米国の商品先物取引委員会(以下「CFTC」という。)に登録され、米国人とのスワップ事業の継続が可能となった。当行は、登録が求められたときは、UBS AGを証券ベースのスワップ・ディーラーとしてSECに登録すると見込んでいる。CFTCが発表した規制は、登録スワップ・ディーラーに対して、決済、取引実行、取引報告、記録保存、リスク管理及び事業運営に関する重大な新しい要件を課している。スワップ・データ報告、記録保存、コンプライアンス及び監督に関連する規制を含む特定のCFTCの規制は、世界的範囲でUBS AGに適用される。米国人以外の者とのUBS AGのスワップ事業へのこれらの要件の適用は、継続して相当の実施負担を生じさせることとなり、米国外(スイスを含む。)で当行に適用される法的要件と重複する又は相反する可能性が高く、CFTCに登録していないスワップ・ディーラーである企業に対して当行を競争上不利な状況に置く可能性がある。

**金融サービスに係るクロスボーダー条項の規制：**多くの場面で、当行はクロスボーダーでサービスを提供している。従って、当行は第三国の企業の市場アクセスを制限する障壁に敏感である。特に、第三国の企業による欧州市場の利用に関する規制を調和させる欧州連合(以下「EU」という。)における取組みは、当行がスイスからこれらの法域で事業を運営する能力に悪影響を及ぼす新しい障壁を創出する効果を有する可能性がある。更に、多くの法域では、礼譲の概念(代替コンプライアンス、同質性の判断等)からクロスボーダー活動への規制が増している。特定の法域における当該判断の発表は、当行のこれらの法域における市場へのアクセスを確かなものにする一方で、他の法域におけるマイナスの判断は、当行がグローバル企業として事業を行う能力にマイナスの影響を与える可能性がある。更に、当該判断は企業レベルではなく法域レベルで適用される傾向にあるため、当行は多くの場合、法域の協調に向けた積極性に頼る必要がある。



## 破綻処理及び再生：ペイル・イン

当行は、現在米国、英国、スイス及びドイツにおいて再生・破綻処理計画を作成することを求められており、EUの銀行再生・破綻処理に関する指令案の一環として、EU全体における当行の事業運営を含む、他の法域における当行の事業運営に関して同様の要件が課されることが考えられる。関連当局が受け入れられないような障害がいずれかの法域における破綻処理計画により特定された場合、破綻処理計画は、別法人の設立等、当行が構造改革を実施するよう圧迫を増す可能性がある。当該構造改革は、事業部門間の相乗作用から利益を得る当行の能力にマイナスの影響を与える可能性があり、別法人の設立が含まれる場合には、子会社化に関して上述した別の悪い結果をより広い範囲でもたらす可能性がある。

金融安定理事会（以下「FSB」という。）及びBCBSは、秩序だった段階的縮小が確実に可能となるようにするため、世界的にシステム上重要な銀行について十分な損失吸収能力を構築することを目的とした、総損失吸収能力（以下「TLAC」という。）に関する基準案を公表した。FSBは、最低Pillar 1 TLAC要件をRWAの16%から20%の範囲で、かつ、少なくともバーゼル のTier 1レバレッジ比率要件の2倍に設定することを提案している。加えて、スイス、米国、英国及びEUを含む多くの法域では、破綻処理当局に対して、ペイル・インを実行して、無担保債務を減損し、又は資本に転換することを認める変更を行っているか、又はかかる変更の実施を検討している。ペイル・イン権限の範囲及びその目的で用いられる法的メカニズムは、多大な進展と解釈に服するものである。最低TLACを維持する規制要件（子会社においてTLACを維持することを義務づけられる可能性を含む。）に加えて、TLAC及び他の債務のペイル・インを実行する破綻処理当局の権限並びにかかる権限がどのように行使されるかが不確実であることより、当行の資金調達合計金額及びコストが増加する可能性がある。

## 規制及び法制の変化により予想される影響

スイス及び当行が事業を行う他の法域において計画され、予測される規制及び立法の進展は、当行の事業戦略上の計画を実行する能力、世界的な又は特定の地域における特定の事業分野の収益性又は実行可能性、及び、場合によっては、他の金融機関と競争する当行の能力に重大な悪影響を与える可能性がある。これまで、こうした進展を実施するのに多額の費用が発生しており、今後もそのおそれがあり、当行の法人体制又はビジネスモデルにもマイナスの影響を与える可能性があり、自己資本の不足が生じ、当行の収益性に影響を与える可能性がある。最後に、法規制上の変更に関する不確実性又はその施行は、顧客と当行との関係及び魅力あるクライアント・ビジネスにおける当行の成功にマイナスの影響を及ぼすかもしれない。

## 当行の強固な資本基盤は、当行の戦略、顧客及び競争力のある事業基盤を支えるにあたり重要である。

バーゼル 要件に基づく完全適用ベースの普通株式等Tier 1比率及び総自己資本比率により評価される当行の資本基盤は、（ ）RWA（規制基準に従い評価され、リスク加重される、信用リスク・ポジション、非カウンターパーティに関連するリスク・ポジション、市場リスク・ポジション及びオペレーショナル・リスク・ポジション）及び（ ）適格資本により算定される。RWA及び適格資本はいずれも様々な要因により変動する可能性がある。RWAは当行の事業活動及び当行のエクスポージャーのリスク・プロファイルにおける変化並びに規制要件に左右される。例えば、市場のボラティリティの高さ、信用スプレッドの拡大（当行のバリュー・アット・リスクの主な要因である。）、不利な為替の動き、カウンターパーティ・リスクの増大、経済環境の悪化又はオペレーショナル・リスクの増大等がRWAの増大につながる。当行が純損失又はその他の包括利益を通じた損失を計上すれば、所要自己資本の算定上、当行の適格資本が減少するおそれがあり、当行の新たな資金調達がより困難又は高つくことになる可能性もある。加えて、適格資本が減少する原因は他にもある。証券化エクスポージャーの格付けにおける低下、取得及び売却によるのれんの水準の変化、持分の価額に影響する為替の不利な動き、特定の種類のポジションに係る評価が不確実な場合に要求される慎重を期した調整、並びにその他の包括利益に計上される特定の年金基金資産及び負債の価額の変動又は当行の確定給付債務純額の変動を計算するために使用される金利及びその他の前提の変動等である。「外国為替相場の変動及び低金利又はマイナス金利の継続は、当行の強固な資本基盤、当行の流動性及び資金調達ポジション、並びに当行の収益性にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。RWAの増大や適格資本の減少は当行の自己資本比率を大幅に引き下げのおそれがある。

RWAのオペレーショナル・リスク構成要素でとらえられるリスクは、市場及び信用リスクのRWAの大幅な縮小の結果、当行の戦略を実施する上で、当行のRWA全体の構成要素としてますます重要になっており、オペレーショナル・リスク事由により生じるオペレーショナル・リスク費用（訴訟、規制及びそれと同種の問題

により生じる費用を含む。)が増加している。当行とFINMAは、訴訟、規制及びそれと同種の問題並びにその他の偶発債務のために保有するオペレーショナル・リスクに係る追加資本費用の計算に使用される補足的分析について合意した。当該補足的分析に基づいて算出された2014年12月31日現在の追加RWAは、175億スイス・フランであった。当該補足的分析に基づく追加RWAについての将来的な展開及び最終的な消去は、訴訟、規制及びそれと同種の問題並びにその他の偶発債務のために利益に対して課される規定並びにこれらの問題の進展次第である。当行が上記の問題に対処し、オペレーショナル・リスク構成要素の追加RWAを縮小又は消去することができるという保証はない。

当行の所要自己資本の必要水準及び算定並びにRWAの算定の要件となる水準もまた、規制要件の変更又はその解釈及び監督当局の裁量の影響を受ける可能性がある。パーゼル及びスイスの要件に基づくRWA算定における変更(パーゼルの枠組みに基づく特定の証券化エクスポージャーの改正措置等)は当行のRWAの水準を著しく上昇させ、ゆえに、当行の自己資本比率に不利な影響を及ぼした。当行は、一つには増大する所要自己資本の影響を緩和するために、RWAの著しい縮小を達成した。RWAの算定が更に変更され、補充RWA費用が追加で課され、又は標準化された手法若しくは他の方法に基づいてRWAの下限が課される場合、当行のRWAが大幅に増加する可能性がある。また、当行は、当行の更なるRWA縮小の計画を成功させることができないおそれがある。というのも、その方策を全て計画どおりには実施できないか、又は当行の措置を幾分か減殺するような事業、規制上の変化又は措置が生まれてくるからである。

リスク・ベース自己資本規制に加え、当行はシステム上関連あるスイスの銀行に対する最低レバレッジ比率要件に服している。レバレッジ比率はリスク・ベース自己資本規制とは別に運用されるため、仮に当行がその他のリスク・ベース自己資本規制を守ったとしても、一定の環境下ではレバレッジ比率が当行の事業活動を抑制するものとなりかねない。当行は、貸借対照表を大幅に削減することに成功し、また、当行の非中核事業のポートフォリオ及びレガシー・ポートフォリオのポジションを縮小することにより、更に削減することを見込んでいる。これらの削減は、当行のレバレッジ比率を向上させ、より厳しいレバレッジ比率要件の遵守を助けている。最低レバレッジ比率要件が、現在発効が予定されているレベルよりも著しく高くなるリスクもあり、その場合、当行が当行の一定の事業に悪影響を与えることなく当該要件を満たすことがより困難となる。レバレッジ比率は単純なバランスシートの指標であり、従って、バランスシート集約度の小さい業務に比べ、融資等のバランスシート集約型の業務を制限する。

リスク・ベース資本、レバレッジ比率、LCR又はNSFRに関する、国際的な、又はスイスにおける規制の変更(最低水準、算定方法又は監督の追加における変更を含む。)は、当行の資本基盤及び事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。スイスのみで実施されるか、又はスイスでより迅速に実施されるそのような変更は、異なる体制の下で規制される金融機関と比較しても競争的な当行の地位に悪影響を及ぼす可能性がある。

**当行は、公表された戦略上の計画の達成に成功すること又は変化する市場、規制及びその他の状況に応じて当行の事業の変更を実行することができないかもしれない。**

2012年10月、当行は、当行の戦略を、大幅に加速して実行することを公表した。この戦略には、当行のインベストメント・バンクを変革して伝統的な強みに集中させること、パーゼル RWAを極めて大幅に削減して当行の資本基盤を更に強化すること、及び費用を大幅に削減して効率性を改善することが含まれていた。当行は、当行の事業変更をほぼ完了したが、完了していない要素も残っている。当行が、その計画の実行を完全に達成することができないリスク、当行の計画が遅れるリスク、市場事由が当行の計画の実施に悪影響を及ぼすリスク又は当該計画の効果が意図していたものとは異なるリスクが継続して存在する。

当行はRWA並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオのポジションの貸借対照表の使用を大幅に縮小したが、当行がこれらを計画が示唆するほど迅速に引き続き処分できるという保証も、またそれによって当行が著しい損失を被らないという保証もない。多くの当行の残存リスク・ポジションは流動性を欠いたまま複雑性を有し、このことが特に、当該ポジションを売却又はその他の方法により処分することを困難にしており、RWA及びこれらのエクスポージャーに関連する貸借対照表の使用を縮小することを困難にしている。非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの規模が縮小するにつれて、RWA及び貸借対照表の縮小並びにポジションに伴うコストの削減を達成するために取引の特定のクラスの完全な処分を達成することが必要となる。同時に、当行の将来の資本目標及び所要自己資本を実現する当行の能力は、一部には受け入れ難い損失を負うことなくRWA及び貸借対照表の使用を縮小する当行の能力に依存する。

当行の戦略の一環として、更なる大幅な費用削減を達成するためのプログラムが進行中である。当行の戦略の成功や、当行が公表した特定の目標に到達できるかどうかは、当行が実行することができる有効性及び

効率性に関する施策の成功に依存する。主要な有効性及び効率性に関するプログラムにはしばしば見られることであるが、当行の計画には重大なリスクが存在する。これらの中には、再構築費用が当行が予測するよりも高く、より早く認識され得るリスク、及び実現可能な、当行の事業目的とも整合するコスト削減機会を識別することができないリスク、又はコスト削減が後になって実現されるか若しくは当行の見込みほどは実現されないリスクがある。従業員の勤務地の変更又は従業員の削減により、かかる従業員戦略を通じて達成することが意図されているコスト削減よりかなり前に、損益計算書に変更が生じる可能性がある。例えば、IFRSの下では、契約に基づく義務を遂行するための不可避の費用が、かかる契約に基づき受領されると予想される将来の経済的利益を上回るとみなされると、当行は、不動産賃貸借契約に係る引当金を認識することが求められる。更に、当行の有効性及び効率性に関するプログラムを実行する中で、当行の競争力を維持し、当行の目標とするリターンを達成するために必要な能力を喪失したり低下させたりする意図しない結果を経験するかもしれない。

当行は、当行の資産受入れ事業において見込まれる顧客資産の流出及び当行のウェルス・マネジメント業務部門の収益性に影響を及ぼす変化にさらされている。また、当行はこれらの問題を処理するために必要な事業の改革を実施できない可能性がある。2008年及び2009年において、当行はウェルス・マネジメント業務及びアセット・マネジメント業務における相当量の顧客資産の純流出を経験した。この純流出は、当行の巨額の損失、当行の評判に対するダメージ、顧客アドバイザーの喪失、有能な顧客アドバイザーを勧誘する難しさ、並びに当行のクロスボーダーのプライベート・バンキング業務に関する税制、法制及び規制上の展開等、様々な要因から生じた。

これらの要因の多くはうまく対処できている。当行のウェルス・マネジメント及びウェルス・マネジメント・アメリカズ事業部門は、2013年及び2014年に相当の新規純資金流入を記録した。しかし、クロスボーダーのプライベート・バンキング事業モデルに影響する長期的変化は、より長い期間に渡り、ウェルス・マネジメント事業部門において引き続き顧客の流出入に影響し続けるであろう。長期的なクロスボーダーのプライベート・バンキング資産の金額の減少の重要な要因の一つは、金融当局がクロスボーダー投資をより重視するようになったことにある。これは、とりわけヨーロッパにおいて言えることであるが、その他の地域においても当てはまるようになってきている。現地の税法又は税規制の変更及びその実施並びにクロスボーダーの税務情報交換体制の実施は、当行の顧客が当行と事業を行うことの可否若しくは当行と事業を行う意思、又は当行の戦略及びビジネスモデルの実行可能性に影響を及ぼす可能性がある。この3年間に、当行は当行のスイスのプッキング・センターにおいてスイス以外のヨーロッパに居住する顧客からの純資金引出を経験したが、多くの場合それらは、スイスと他国の租税条約の交渉に関連したものであった。

近年の当行のウェルス・マネジメント事業部門における新規純資金流入は、主にアジア太平洋地域の顧客及びグローバルな超富裕層の顧客に由来するものであった。徐々に、これらの利益率の低い層や市場からの資金の流入が、利益率の高い層や市場、とりわけヨーロッパのクロスボーダーの顧客からの資金流出に取って代わりつつある。この変動は、顧客の商品選好の変化とあいまって、以前に比べて利益率の低い商品が当行の収入のより大きな割合を占めるという結果をもたらし、当行の運用資産に対する収益に下向きの圧力をかけており、当行のウェルス・マネジメント事業部門の収益性に悪影響を及ぼしている。当行は、当行の取扱商品の変更を実施し、サービスの改善に取り組んでいる。当行は、事業構成に係るこれらの変化が当行の収益性に与える影響に対処することを目指して、引き続き必要に応じて顧客の傾向や市場の動向に合わせた取組みを行っていくが、当該影響を中和させることができるという保証はない。加えて、当行はまた、当行の事業提供及び価格設定の実務について、スイス最高裁判所による「再々保険」（第三者及びグループ内の投資ファンド並びに仕組商品を販売することに対して銀行に支払われる手数料）に関する判例及びその他業界の進展に沿った変更を行った。当該変更は、これらの商品に係る利益率に悪影響を及ぼす可能性があり、現在提供している商品が顧客にとって、それに取って代わられる商品と比べて魅力がない可能性がある。これらの傾向や進展の悪影響を打ち消すべく当行が行う努力が成功するという保証はない。

2012年及び2013年に、グローバル・アセット・マネジメントは、顧客資産の純額での流出を経験したが、2014年の第1四半期から第3四半期及び2014年通年については純資金流入であった。更なる純額での顧客資産の流出は、当該事業部門の成果に悪影響を及ぼす可能性がある。

#### **当行の事業遂行においては重大な法的及び規制上のリスクが発生する。**

当行の事業の性質により、当行は重要な規制上の監視及び責任負担のリスクに服する。50を超える国々で業務を行う世界的な金融サービス機関として、当行は多数の異なる法律、税金及び規制の体制に服している。当行は、様々な請求、紛争、法的手続及び政府の調査に関わっている。これらの手続により、当行は、

当行の事業に対する規制上の制限を受ける可能性のほか、著しい金銭的損害、法的防御費用、差止措置、刑事上の罰金及び民事上の違約金にさらされている。これらの問題のほとんどの結果、並びに当行の将来の事業及び財務成果に対する潜在的な影響を予測することは限りなく難しい。

2012年12月、当行は、米国、英国及びスイス当局によるLIBOR及びその他のベンチマーク利率に関する調査を解決するために、当該各当局に対して、罰金及び不正利得の返還として総額約14億スイス・フランを支払う和解を公表した。当行は、米国司法省（以下「DOJ」という。）との間で不起訴合意（a non-prosecution agreement）を締結し、UBS証券株式会社もまた、一定のベンチマーク利率の操作に関連する電子通信手段による詐欺1件について有罪を認めている。上記和解は、他の当局による調査や、民間及び政府の請求者によって、LIBORその他ベンチマーク利率の提出に関して既に提起され又は将来提起される民事請求を解決するものではない。これらの残る問題に関する当行の財務エクスポージャーの範囲は、限りなく判断が難しく、重大なものとなり得る。

LIBOR及びベンチマーク利率に関連する政府当局との当行の和解は、主要な法域において、規制事項に現在伴う財務リスク及び風評リスクの程度が大きく増加していることを際だって示している。当行は当局に対して、LIBOR及びその他のベンチマーク利率に関する調査に全面的に協力したにもかかわらず、更に、米国及びスイスを含む多くの法域における独占禁止法当局から条件付の減免又は条件付の免責を受けながら、当行に対して非常に多額の罰金及び不正利得の返還が課され、当行の子会社による有罪自認が要求された。当行は、当局が当行に対する結論を出すにあたり、近い過去において当行がその他の数件の問題について重大な不正行為に従事していたと認定した点を考慮したものと理解している。かかる高まるリスクレベルについては、2013年12月の欧州委員会（以下「EC」という。）による日本円金利デリバティブ（以下「YIRD」という。）に関する調査に関連して他の金融機関に課された罰金についての公表内容において更に説明されている。ECは、当行が、YIRDに関連した違反の存在をECに明らかにしたことに対して全面的な免責を受けていなかった場合、当行には約25億ユーロの罰金が課されていたであろうと述べている。更に、他の金融機関が関与した執行問題の最近の解決は、罰金及びその他の罰則、風評リスク、主要な法域、特に米国における他の規制上の問題の影響、並びにこれに伴い、この環境において、係属中の政府調査及び類似の手續の金銭その他の面での解決条件を予想することの難しさが引き続き増していることを示している。2014年、クレディ・スイスAG（以下「CS」という。）及びBNPパリバ（以下「BNPP」という。）の各々は、米国において刑事上の罪状を認め、同時に他の米国機関（連邦準備制度理事会及びニューヨーク州金融サービス局（以下「DFS」という。）を含む。）との間で和解を締結した。これらの解決には、多額の罰金の支払（CSの場合は18億米ドル、BNPPの場合は88億米ドル）、これらの金融機関の今後の事業運営に関する合意及び関連する職員に関する措置が含まれていた。BNPPの場合、DFSは1年間、BNPPのニューヨーク支店を通じて、違法行為を発生させた業務分野に関連する事業活動、すなわち、特定のBNPP事業部門に係る米ドル決済業務を行うBNPPの能力を停止した。また、米国司法省（以下「DOJ」という。）は、住宅モーゲージ担保証券のパッケージング、マーケティング、発行及び販売における主要金融機関の行為に関連する一連の解決を発表した。これらの解決において、金融機関は、70億米ドルから167億米ドルの罰金を支払うことが求められており、多くの場合において、関連する行為によって損害を受けた消費者に救済策を提供することも求められた。

当行は、引き続き多数の請求、紛争、法的手續及び政府調査（本書に含まれる財務諸表注記に記載された事項を含む。）の対象となっており、当行は、現在行われている当行の事業活動が、今後そのような問題を引き続き発生させると予想している。これらの及びその他の事項に対する当行の財務エクスポージャーの範囲は重大であり、訴訟、規制及びそれと同種の問題について当行が設定した引当金の水準を大幅に上回る可能性がある。当行は、これらの問題の一部が解決される際の財務その他の面の条件を予想することはできない。また、訴訟、規制及びそれと同種の問題によって非金銭的な罰則及び効果が生じる可能性もある。特に、当行がLIBORに関連してDOJとの間で締結した不起訴合意（以下「NPA」という。）は、当行が米国において罪を犯すか、その他NPAの遵守を怠った場合、DOJによって解除される可能性があり、DOJは、NPAの対象となっている事項に関連してUBS AGの刑事上の有罪判決を得る可能性がある。犯罪の有罪答弁又は有罪判決（NPAの解除の結果によるものを含む。）は、当行に重大な結果をもたらす可能性がある。規制手續の解決により、当行が一定の業務を維持するために規制上の不適格の権利放棄を取得することが求められ、許可及び規制上の承認を制限、停止又は解除する権利が規制当局に付与され、金融市場の公益事業に対し、当行がそのような公益事業に参加することを制限、停止又は解除することを認める可能性がある。そのような権利放棄を取得することを怠った場合、又は許可、承認若しくは参加が制限、停止若しくは解除される場合、当行に重大な影響が及ぶ可能性がある。当行の外国為替事業に関連する、DOJの反トラスト局及び刑事局との

間の調査の解決の可能性に関する議論に関連して、当行及びDOJはNPAの期間を2015年12月18日まで1年間延長した。かかる経緯及びNPAに基づいて当行が現在負担している義務により、当行の規制執行に関するリスクのレベルは、同業の一部の金融機関が負担するレベルよりも大きくなる可能性がある。

現時点では、訴訟、規制及びそれと同種の問題に伴う負担が当面の間高い水準にある中で業界が引き続き業務を行うと当行は考えており、当行は引き続き多数の重大な請求及び規制上の問題にさらされる。

2007年及び2008年の損失以降、当行は、非常に高いレベルの規制上の監視を受けており、当行の戦略上の柔軟性を制限する特定の規制措置に服している。当行は、2007年から2009年の金融危機における重大な損失に繋がった不備を修復したものと考えているが、2011年9月に公表された無許可取引事件、2012年のLIBORに関する和解、当行の外国為替及び貴金属事業に関連する問題の一部規制当局との和解、並びにこれらの問題により生じた当行の評判や規制当局との関係への影響を克服することがより難しいことが判明した。例えば、無許可取引事件を受けて、FINMAは当行に対し、当行のインベストメント・バンク部門における買収又は事業拡大に対して制限を課した（その後解除された）。当行は、上記から生じた問題又はその他の問題に対し、包括的かつ建設的な方法による解決を目指している。当行は、当行のオペレーショナル・リスクの管理及び統制の枠組みを改善するために採る措置について、規制当局との話し合いを積極的に進めているが、当行の取組みが期待される効果をもたらすと保証はない。

### オペレーショナル・リスクは、当行の事業に影響を及ぼす。

当行の事業は、異なる通貨による複数のかつ様々な市場において大量の複雑な取引を処理する当行の能力、当行が服する多くの様々な法体制及び規制体制の要件を遵守する能力、並びに無許可の、架空の又は詐欺の取引を防止し、速やかに発見し、停止する能力に依拠している。当行のオペレーショナル・リスクの管理及び統制に関するシステム及びプロセスは、当行の活動に伴うリスク（処理過程のミス、実行ミス、違法行為、無許可取引、詐欺行為、システム障害、金融犯罪、サイバー攻撃、情報セキュリティ違反、セキュリティ障害及び物理的防御の失敗から生じるリスクを含む。）の適切な管理の確保を支援することが企図されている。

例えば、サイバー犯罪は、当行のような、自己の業務を支える上でテクノロジーに依存している大規模な組織にとって、急速に高まっている脅威である。サイバー犯罪は、その組織のインターネット・ウェブサイト干渉するインターネット基盤の攻撃から、組織そのものやその顧客をターゲットとする更に高度な犯罪にまで及び、業務を混乱させ、金銭を盗み、又は機密情報を取得するために技術システムに不正にアクセスしようとする。

近年の米国政府による金融機関に関する政策の主要な焦点は、マネーロンダリング及びテロの資金調達を食い止めることである。当行に適用される規制は、マネーロンダリング及びテロの資金調達を発見し、防止し、報告するための、並びに当行の顧客の身分を証明するための有効な方針、手順及び管理を維持する義務を課している。マネーロンダリング及びテロの資金調達を防ぐのに十分なプログラムを維持し、実施できなければ、法的執行行為及び当行の評判に及ぶダメージの両面で深刻な結果を招く可能性がある。

当行は、上記のリスクを発見し、対応するために当行の能力を絶えず順応させるよう努めているが、当行の内部統制によってこれらのリスクの特定及び是正を行えない場合又は行えないことが判明した場合、当行は、業務支障をきたし、2011年9月に公表された無許可取引事件による損失のような多額の損失を招くおそれがある。

大量かつ高頻度な取引活動に参加することによっても、たとえそれが顧客主導の業務を実施する際であっても、当行はオペレーショナル・リスクにさらされる可能性がある。Facebookの新規株式公開に関連する2012年度における当行の損失は、こういった活動への参加者が、自らのシステム及びプロセスによってだけでなく、取引所、決済システム及び他の第三者の行動によって、また第三者のシステムの動作によっても発生する予期せぬ結果に対するリスクにさらされる実例となっている。

当行のウェルス・マネジメント業務及びアセット・マネジメント業務は、規制上の監督が強化され、基準が変更される環境の中で業務を行っている。法律及び規制当局は、資産運用会社及びアドバイザーに関する受託者及びその他の注意基準を変更しており、今後も引き続き変更する可能性が高く、運用会社又はアドバイザーと顧客との間の利益相反を軽減又は排除することを更に重視するようになっている。これらの変更によって、規制上のリスク及びオペレーショナル・リスクが生じており、投資マネジャー及び他の業界参加者の世界的なシステム及びプロセス全体にわたって効果的に実施されない場合、引き続きかかるリスクが生じる可能性が高い。当行は、ウェルス・マネジメント及びアセット・マネジメント業界において新しい強化された基準の全面的な遵守を徹底するための統制を効果的に実施できない場合、その結果として追加の罰金及

び制裁の対象となる可能性がある。これらは、当行のウェルス・マネジメント業務及びアセット・マネジメントを当行の戦略と調和させながら運営し、又は発展させる当行の能力に影響を及ぼす可能性がある。

一定の種類オペレーショナル・コントロールの弱点及び瑕疵もまた、正確かつ適時の財務報告書を作成し公表する当行の能力に悪影響を与える可能性がある。2011年9月に公表された無許可取引事件の後、経営陣は、2010年末及び2011年末の時点において、いずれの年度の財務諸表への信頼度にも影響は及ばないものの、当行の財務報告における内部統制に重大な欠陥があると判断した。

更に、当行が構築している緊急時対策にかかわらず、当行の業務遂行能力は、当行の業務及び当行が所在する共同体を支えるインフラの混乱によって悪影響を受けることがある。これには、自然災害、疫病の流行、市民暴動、戦争又はテロリズムによる混乱が含まれる可能性があり、また当行又は当行の取引相手の第三者が利用する電力、通信、交通又はその他のサービスもかわる可能性がある。

#### **当行の評判は、当行の事業の成功にとって重要なものである。**

当行の評判は当行の戦略プランの成功に不可欠なものである。当行の評判に対するダメージは、当行の事業及び将来性に重大な悪影響を及ぼしかねない。評判のダメージを覆すことは困難で、その改善には時間がかかる傾向にあり、測定が難しい。このことは近年の事象が示している。金融危機の間の非常に大きな損失と米国のクロスボーダー事件（2000年から2007年の間の米国の個人顧客に対する当行のクロスボーダーのプライベート・バンキング・サービスに関する政府の取調べ及び調査、並びにこの問題に関して米国当局と締結した和解に関するもの）及びその他の事象は当行の評判に深刻なダメージを与えた。評判へのダメージは、2008年及び2009年において当行の資産受入れ事業全般にわたって顧客及び顧客の資産が減少したことの大きな要因であり、また、従業員が辞めていくのを止められなかった一因となっている。こうした事象が当行の財務実績に及ぼした悪影響は短期的なものもあれば、より根強いものもあり、評判を回復することは、顧客、投資家、規制当局及び一般市民との関係のみならず、当行の従業員との関係維持にとっても重要であることを当行は認識した。より最近では、2011年9月に公表された無許可取引事件、当行のLIBOR問題への関与並びに当行の外国為替及び貴金属事業に関する調査もまた、当行の評判に悪影響を及ぼした。これ以上評判が傷つけば、当行の経営実績及び財務状態、更に事業戦略目標及び財務目標の達成能力は重大な悪影響を被りかねない。

#### **金融サービス業界における業績は市場状況及びマクロ経済環境に影響される。**

金融サービス業界は、経済成長、安定した地政学的状況、透明、流動的かつ上昇傾向にある資本市場並びにポジティブな投資家心理がそろった状況において好調となる。経済の下降局面、当行の中核市場における低金利の継続若しくは脆弱若しくは低迷した経済成長、又は厳しい金融危機は、当行の収益に、そして最終的には当行の資本基盤に悪影響を及ぼすおそれがある。

市場の低迷及び低迷しているマクロ経済環境は、地政学的事由、金融若しくは財政政策の変更、貿易不均衡、自然災害、疾病、市民暴動、戦争又はテロを含む様々な要因により生じる可能性がある。金融市場は全世界的なものであり、また高度な相関性があるため、地方及び地域の事象であってもその発生国にとどまらず広範に様々な影響を及ぼす可能性がある。マクロ経済及び政治的展開に対して影響を受けやすい新興市場及び先進的な市場の混乱により、又は主要な市場参加者の破綻により、地域的に又は世界的に危機が拡大するおそれがある。当行はこれらの市場の複数に対し、ウェルス・マネジャーとして、また投資銀行として重大なエクスポージャーを有している。更に、当行の戦略プランが、新興市場での成長と利益を生み出す当行の能力にますます依存するようになっており、これによって当行がこれらに関連したリスクにさらされる可能性は高くなる。ヨーロッパの未解決問題、米国の財政・金融政策に関する未解決の問題及び脆弱な新興市場に対して持続的かつ信頼のおける改善策がない状態が継続しており、更に世界経済の成長に対し様々な見解があることから、マクロ経済環境及び政治的展開が、予測不能で不安定な影響をもたらす得るものであることが示されている。こうしたマイナスの展開は当行の事業に様々な影響を及ぼしており、下記の通り、引き続き当行の事業に更に不利な影響を及ぼすおそれがある。

- 事業活動及び市場取引規模の全般的な縮小は、最近当行が経験したように、報酬、手数料及びマージンに影響を及ぼす。継続中のヨーロッパのソブリン債務の懸念やマイナス金利のような現地又は地域の経済要因もまた、当行に影響を与える可能性がある。
- 市場の低迷は、当行が顧客のために運用する資産の規模及び評価を低下させ、当行の資産ベース及び業績ベースの手数料を減少させる可能性が高い。

- 低金利環境が継続することで、当行の複数の事業における金利マージンが更に浸食され、当行の年金制度に関連する確定給付債務純額に悪影響を及ぼすであろう。
- スイス及び他の地域の中央銀行が発表したマイナス金利は、顧客の行動にも影響を及ぼす可能性があり、マイナス金利及び顧客の行動に対応して当行が行う可能性のある当行の預金及び貸付の価格設定及び構造の変更により、預金の流出、業務取扱高の減少又はその他の当行の事業への悪影響が生じる可能性がある。
- 市場の流動性及びボラティリティの低下は、トレーディング及び裁定取引（アービトラージ）の機会を制約し、当行のリスク管理能力を妨げ、トレーディング収益及び業績ベースの報酬の双方に影響を及ぼす。
- 悪化する市場環境により、当行が保有し、投資対象又は当行のトレーディング・ポジションとして計上する資産の価値を下落させる可能性がある。
- 悪化をたどる経済状態及びマイナスとなる市場での展開により、信用エクスポージャー並びに取引ポジション及び投資ポジションの減損及びデフォルトが発生し、当行が保有する担保の価値下落により損失が拡大することがある。
- 各国がクロスボーダーの支払若しくはその他の為替取引に対する制限若しくは資本規制を課した場合、又は通貨の変更（例えば、1国以上の国がユーロを脱退する場合）があった場合、当行は、カウンターパーティの強制執行される債務不履行により損失を被り、自己の資産を使用することができず、又は自己のリスクを管理することを妨げられる可能性がある。

当行は他の主要金融機関に対してきわめて大きなエクスポージャーを有しているため、それらの金融機関のうち1機関又はそれ以上が破綻すれば当行は重大な影響を被ることになりかねない。

上記の展開は、これまでに事業部門及び当行全体のパフォーマンスに、そして究極的には当行の財務状況に影響を及ぼしており、また今後においても重大な影響を及ぼす可能性がある。上記の要因の結果、ある事業部門ののれんの帳簿価額に減損が発生し、繰延税金資産のレベルの調整が必要となり、当行の資本基盤又は所要自己資本比率が悪影響を受ける可能性があるという関連リスクが存在する。

**当行は、金融市場の状況に悪影響を受けるおそれのある残存リスク及び他のリスク・ポジションを有している。残存リスク・ポジションは清算するのが困難かもしれない。**

当行は、他の金融市場参加者と同様、2007年に始まった金融危機の深刻な影響を受けた。金融市場は金融危機の発生当初から過去の水準に比べて極めて深刻な悪化を示し、当行の債券トレーディング・ポジションは、特に2008年及び2009年において著しい損失を計上することになった。2008年以降、そしてより最近では当行がその戦略を推進しパーゼル 資本規制を遵守することに集中する中で、当行のリスク・エクスポージャーは大幅に縮小したものの、当行は、主に当行の非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに含まれる重大な残存リスク・ポジションを引き続き有している。多くの場合、当該リスク・ポジションは依然として流動性を欠いた状態にあり、当行は引き続き、残存しているポジションの価値が再び悪化するリスクにさらされている。2008年の第4四半期及び2009年の第1四半期に、一定の当該ポジションは会計上の目的により、公正価値から償却原価へと再分類され、かかる資産は市場金利の変動等の要因によって減損する可能性がある。

当行は、更に、様々な国における不動産関連のポジションを有しており、かかるポジションについて損失を被る可能性がある。これらのポジションには極めて大規模なスイスのモーゲージ・ポートフォリオも含まれる。経営陣はこのポートフォリオが極めて慎重に運用されてきたと信じているが、それにもかかわらず、スイス国立銀行その他が表明している、スイスの不動産市場における維持できない価格の上昇に関する懸念が現実となった場合に、当行が損失を被る可能性がある。最近のスイス国立銀行による発表を受けたスイス・フランの急騰、スイス国立銀行若しくは他の中央銀行によるマイナス金利の採用、又はユーロ圏の危機的状況の再燃による輸出市場への影響及びスイスが最近決定したEU及びEEA（欧州経済領域）加盟国に対する移民制限の復活により今後もたらされる影響等のその他のマクロ経済に関する展開もスイス経済及び当行のスイス国内での事業全般、とりわけ当行のスイス国内でのモーゲージ及び企業向け貸出金ポートフォリオに悪影響を及ぼす可能性がある。

当行はまた、当行が融資を行う資産の価値又は流動性が急速に下落する可能性があるため、プライム・ブローカレッジ、リバース・レポ及びロンバード貸出業務におけるリスクにもさらされている。

**当行はその世界的プレゼンスにより、為替変動のリスクを免れ得ない。**

当行はスイス・フランによって連結財務諸表を作成している。しかし、当行の資産、負債、運用資産、収益及び費用の大部分は米ドル、ユーロ、英ポンドをはじめとする外貨建てである。従って、外国為替相場の変動、特にスイス・フランと米ドル間の変動（当行のスイス・フラン以外の収益の大部分は米ドル勘定の収益である。）は当行の報告利益及び費用、並びにその他の包括利益、運用資産、貸借対照表の資産、RWA及びパーゼル 普通株式等Tier 1資本のような他の報告数値に影響を及ぼす。これらの影響は、当行の利益、貸借対照表、資本及び流動性比率に悪影響を及ぼすおそれがある。

**当行は、カウンターパーティの与信及び取引事業において発生し得る損失の回避又は制限のための自己のリスク管理・統制プロセスに依拠している。**

統制されたリスクを取ることは、金融サービス企業の事業の重要な一部である。信用リスクは、貸付業務、引受業務及びデリバティブに関する活動といった、当行のリテール業務、コーポレート業務、ウェルス・マネジメント業務及びインベストメント・バンク業務並びにコーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに移管された非中核事業の多くにおいて不可欠な部分である。利率、信用スプレッド、証券の価格、市場のボラティリティ、流動性及び外国為替水準の変動並びにその他の市場変動は、当行の収益に悪影響を及ぼす可能性がある。リスクを取る活動による損失から避けられないものもあるが、長期的に成功するためには、取るリスクと得られるリターンとのバランスを保たなければならない。従って、通常の市況における場合だけでなく、エクスポージャーの集中が深刻な損失を生じさせる可能性のある、より極端な（ストレスのある）状況においてリスクが生じる場合にも、自己のリスクを精緻に見極め、評価し、管理し、統制しなければならない。

2007年から2009年の金融危機の間に見られた通り、当行は、当行のリスク測定及びシステムでは予想することのできない急激又は突発的な市場事由から発生する深刻な損失を常に回避できるわけではない。市場リスクの統計的な計測であるバリュー・アット・リスクは、過去の市場データから得られるため、本質的に、金融危機のストレスのある状況において見舞われた損失を予想することができなかった。更に、ストレス・イベントに起因する損失及び集中の統制並びに潜在的に高い相関性を有するエクスポージャーを見極めるために当行がリスクを統合する範囲は、不適切であることが判明した。当行のリスク管理・統制体制を強化するために当行が講じてきた措置にもかかわらず、当行は、将来、例えば以下のような場合に、更なる損失を被る可能性がある。

- 自己のポートフォリオのリスク、特にリスク集中及び相関性あるリスクを完全に見極めていなかった場合。
- 見極めていたリスクの評価、又は不利な動向に対する対応が最終的に不適切、不十分又は妥当でないことが明らかになった場合。
- 市場が、その速度、方向性、深刻さ又は相関関係という点において当行の予期しない方向に動き、ゆえに、結果的に生じた環境において当行のリスク管理能力が悪影響を受けた場合。
- 当行が信用エクスポージャーを有する第三者又はその証券を当行の勘定で保有する第三者が、当行のモデルにより予想されなかった事由により深刻な影響を受け、これにより当行のリスク評価により示された水準を超えるデフォルト及び減損が当行に発生した場合。
- カウンターパーティから提供されている担保物又はその他の担保が、カウンターパーティの不履行時点で、債務を補填するには不十分であることが明らかになった場合。

当行はまた、アセット・マネジメント事業及びウェルス・マネジメント事業において顧客のためにリスクを管理している。かかる業務において当行が顧客のために保有する資産のパフォーマンスは、同様の要因により悪影響を受ける可能性がある。顧客が損失を被った場合、又は顧客が当行において保有する資産のパフォーマンスが、顧客が投資パフォーマンスを評価するためのベンチマークに追随しなかった場合、当行は、手数料収入が減少し、運用資産が減少し、又は運用委託を解消される可能性がある。

当行は、当行のアセット・マネジメント事業又はウェルス・マネジメント事業において出資するファンド又は他の投資を支援することを決定した場合、事実と状況により、重大なレベルまで増加する可能性のある費用を負担する可能性がある。

戦略的なイニシアチブの一環として行われる株式投資及び当行により運用される投資信託の設定時に行われる当初資金投資等の投資ポジションもまた、市場リスク要因の影響を受ける可能性がある。かかる投資対象は、多くの場合、流動性を持たず、一般的に、通常取引量とは異なる保有が意図され又は要求されるも



のである。かかる投資対象は、明確な管理体制に従う。かかるポジションの公正価値の下落は、当行の収益にマイナスの影響を及ぼすおそれがある。

**特定のポジションの評価は、モデルに依拠している。かかるモデルについては制限が内在し、観察可能なソースが存在しないインプットを利用する可能性がある。**

金融商品又は非金融資産若しくは負債の公正価格は、入手可能な場合、活発な市場における同様の資産又は負債に対する相場価格を用いて決定される。市場が低迷している場合、公正価格は、価格モデル等の評価技法を用いて確定される。入手可能な場合、評価技法には市場で観察可能な仮定及びインプットが用いられる。かかる情報が入手できない場合、インプットは、活発な市場における類似の金融商品を参照することにより、同様の取引にかかる最近の価格又はその他の市場で観察可能なデータより導き出される。市場で観察可能なデータが入手できない場合には、当行は、当行の評価技法において、市場で観察不能なインプットを使用することを選択する。更に、当行は、社内で策定したモデルを使用している。かかるモデルには固有の限界があり、異なる前提及びインプットは異なる結果を生み出し、かかる相違は当行の業績に重大な影響を及ぼす可能性がある。当行は、価格決定において市場参加者が検討し得るあらゆる要因を組み入れるために、その評価モデルを定期的に見直し、更新している。これには、現在の市況におけるファクタリングも含まれる。判断は、本プロセスの重要な要素であり、変化し続ける市場環境を反映するうえで必要な変更を行わない場合、当行の業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。更に、変化し続ける市場慣行によって、当行の業績に多大な影響を及ぼし得る評価技法の変更が行われる場合がある。モデル・インプットの変更、モデルの一部をなす評価手法に対する修正若しくは変更、又は変化し続ける市場環境を反映するうえで必要な変更を行わないことは、当行の業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。

**流動性及び資金調達管理は当行の継続的な事業遂行に不可欠である。**

当行の事業の実行可能性は、資金調達源の利用可能性に依拠しており、その成功は、全ての市場状況において当行の資産ベースを効果的に補強することが可能となる時期、額、期間及び利率にて資金を獲得する能力に依拠している。当行の流動性及び資金需要の大部分は、小口預金及び大口預金並びに短期金融商品の通常発行を含む、短期かつ無担保の資金源を活用して充足される。かかる資金源の容量は通常安定しているが、将来、特に一般的な市場の混乱又は信用スプレッドの拡大により変化する可能性はあり、資金調達費用にも影響が及ぶ可能性がある。短期の資金調達の利用可能性における変化は突然起こる可能性がある。

当行の信用格付の引下げは、特にホールセール無担保資金源からの資金調達に関し資金調達費用を増加させる可能性があり、特定の資金調達の利用可能性に影響が及ぶ可能性がある。更に、当行が、2012年6月のムーディーズによる当行の長期の格付の引下げに関連して経験したように、格付の引下げの際には、当行のデリバティブ業務に係る主契約に従い、追加担保の差入れ又は追加現金の支払を要求されることもあり得る。当行の信用格付もまた、当行の強固な資本基盤及び評判とともに、顧客及びカウンターパーティの信頼の維持に貢献するものであり、格付の変更は当行の一部の事業の業績に影響を与える可能性がある。

より厳格な所要自己資本及び所要流動性は、担保付資金源及び安定的な資金源としての預金双方の競争を増し、資金調達コストの増大へ結びつくと思われる。当行の債務超過又はその他の清算時に評価減される可能性のある無担保上位負債を維持するための所要自己資本の一部として、かつ将来の潜在的な要件の一部として、損失を吸収するための負債が増加することによって、当行の資金調達費用が増加するか、又は必要とされる種類の資金の利用可能性が制限される可能性がある。

**当行は、収益機会若しくは競争機会を見極め若しくは捉えることができず、又は有能な従業員を雇用し勧誘することができない可能性がある。**

金融サービス業界は、激しい競争、継続的な改革、詳細な（断片化されていることも多い）規制及び統合の進行という特徴を有する。当行は、地方市場レベル及び個々の事業レベルでの競争、並びにその規模及び範囲において当行に匹敵する世界的な金融機関からの競争に直面している。個々の市場に対する参入障壁及び価格形成レベルでの障壁は、新たな手法により徐々になくなりつつある。当行は、このような動向が継続し、競争が激しくなると予想している。当行が市場の動向及び展開を見極めることができず、適切な事業戦略を考案及び実施し、当行の手法、とりわけ取引業務における手法を十分に発展させ若しくは最新ののものにすることによりかかる市場動向及び展開に対応せず、又はかかる戦略を実施する有能な人材を勧誘し若しくは雇用することができない場合、当行の競争力及び市場における地位は、徐々に侵食されるおそれがある。

当行の従業員報酬の金額及び構成は当行の業績のほか競争的要素と規制上考慮すべき事項の影響も受けている。従業員報酬の金額及び構成に対する制約、繰延報酬の多さ、業務成績条件及び権利未確定報酬の喪失を引き起こすその他の状況が、当行の重要な従業員を雇用し勧誘する当行の能力に悪影響を及ぼし、当行の業績に悪影響を及ぼすことがある。当行は、報酬条件を変更し、報酬条件に規制当局及び株主を含む様々な利害関係者の要求を反映した。これらの条件は、当行が市場で発行した損失吸収資本の側面を多く有するが自己資本比率の低下の引き金となりやすい繰延コンティンジェント・キャピタル・プランの導入を含み、株式報酬の平均繰延期間を引き延ばし、業績に連動した一定の報酬に対する喪失規定を拡大させた。これらの変更は、当行の職員の利益と他の利害関係者の利益を更に一致させることをねらいとしているが、重要な従業員が競合他社の勧誘を受け当行の退職を決断してしまうリスク、及び当行が競合他社に比べて有能な従業員の勧誘に成功しないリスクを増大させる。重要な従業員の喪失及び代替りの有能な従業員を勧誘できないことは、どの職務やどのくらいの職務が影響を受けるかによって、当行が自らの戦略を実行し、当行の業務及び管理環境の改善を成功させる能力を深刻に損なう可能性がある。

2013年3月に行われた国民投票において、スイスの州及び投票者は、スイスの上場会社の株主に取締役及び経営陣の報酬に対するより強い影響力を与えるためのイニシアチブ（以下「ミンダー・イニシアチブ」という。）を承認した。2013年11月、スイス上院は、当該イニシアチブに伴う憲法改正を実施するために暫定的な政令の最終版を公布し、当該政令は2014年1月1日に施行された。当該政令では、公開会社に対しその定款（AoA）において「セイ・オン・ペイ」にかかる決議を認める体制を規定するよう求め、（ ）報酬にかかる決議は毎年実施されるものとし、（ ）報酬にかかる決議は勧告ではなく拘束力を有するものとし、かつ（ ）報酬にかかる決議は、取締役及び執行役員会の構成員に対して別に実施されるものとするとした3つの要件を示している。上記に加えて、株主には、定款において「セイ・オン・ペイ」にかかる決議の詳細（特に、決議の内容、時期及び「否決」された場合の影響）を確定することが求められる。ミンダー・イニシアチブの影響を受ける各企業は、2015年度の年次総会において、経営陣の報酬及び取締役の報酬に関する初回の拘束力を有する決議を実施しなければならない。

EUは、EU内で営業活動を行う銀行の従業員について、定額報酬の金額に応じて変動報酬の金額の上限を定めた法体制を導入した。かかる法体制は、EU内の当行の従業員に適用される。上記の、またその他同様のイニシアチブにより、当行は、当行の報酬制度を更に変更することを求められる可能性があり、上記のリスクが増大する可能性がある。

#### **当行の財務成績は、会計基準の変更からマイナスの影響を受ける可能性がある。**

当行は、IASBの発表するIFRSに従い、当行の業績及び財務状況を報告している。IFRS又はその解釈の変更によって、当行の今後の報告済みの業績及び財務状況が、現在の予想と異なるものとなったり、又は、会計基準を遡及適用することにより、過去の業績がこれまでに報告されたものと異なるものとなったりする可能性がある。かかる変更はまた、当行の所要自己資本及び自己資本比率に影響を及ぼす可能性がある。当行は潜在的な会計制度の変更を監視し、かかる変更がIASBによって成立した場合には、当行はその潜在的な影響を判断し、当行の財務書類において今後の重大な変更を開示する。現在、発表されたがまだ有効となっていないIFRSの変更は、潜在的なIFRSの変更と同様、数多くあり、その一部は当行の報告済みの財務成績、財務状況及び将来の所要自己資本に影響を及ぼす可能性があるものと予想される。

#### **当行の財務成績は、のれん価値の基礎となる前提の変更によりマイナスの影響を受ける可能性がある。**

当行が業務セグメントそれぞれの貸借対照表において認識したのれんは、少なくとも年に一度、減損テストを受ける。2014年12月31日付で認識された当行の資産に関する減損テストでは、当行ののれんの価値の損失は示されなかった。減損テストは、のれんに関連する各セグメントの回収可能価額に影響を及ぼす推定収益、割引率及び長期成長率の見積り、並びにかかるセグメントの推定帳簿価額を前提としている。今後、推定収益及び他の見積額が現在の前提から逸脱する場合は、当行ののれんの価値は将来減損となる可能性があり、損益計算書における損失を発生させる。例えば、2012年度第3四半期において、インベストメント・バンクののれん及び一定の他の非金融資産の帳簿価額が評価減され、約31億スイス・フランの税引前減損損失が生じた。

#### **課税が当行の財務実績に及ぼす影響は繰延税金資産の再評価に大きく左右される。**

当行の2014年12月31日現在の貸借対照表に認識された繰延税金資産（以下「DTA」という。）は過年度における税務上の欠損金に係るもので、当行の事業計画において報告された将来の課税所得を前提にして回収

可能な範囲を示している。将来の事業年度において事業計画上の収益や仮定が現在の予想から大きくずれた場合は、認識された繰延税金資産の金額を将来修正する必要が生じる可能性がある。この修正で、損益計算書上で繰延税金資産の評価を切り下げることもある。

当行の実効税率は、当行の業績、及び事業計画に反映されている将来の収益性に関する当行の予想の双方をきわめて敏感に反映している。近年における当行の業績からわかることは、繰延税金資産認識額の変化が報告済みの業績に及ぼす影響は大きいということである。当行の業績が、とりわけ米国、英国又はスイスにおいて改善すると予測される場合、当行はかかる評価から繰延税金資産を追加認識する可能性がある。そして、これによって当行の実効税率は、追加の繰延税金資産が認識された年度において著しく減少することとなる。逆に、これらの国々における業績により今後課税所得が減少することが予想される場合は、当行は、現在、損益計算書上で認識されている繰延税金資産の全部又は一部について評価を切り下げなければならないかもしれない。このことは、評価減が行われた年度において当行の実効税率の引き上げ効果をもたらすこととなる。

2015年度、繰延税金資産のレベルについて行われる可能性のある再評価の影響にかかわらず、当行は実効税率を約25%と予測している。過去の業務慣行に従い、当行は、更新された事業計画見通しを踏まえた今後の収益性の再評価に基づき、2015年下半期に当行の繰延税金資産の全体的なレベルを再評価するものと予想している（米国のDTAを認識する目的で使用される予測期間を、2014年12月31日の時点で使用されていた6年から7年に更に延長する可能性を検討することを含む。）。かかる再評価により通年実効税率が大幅に変動する可能性がある。更に、かかる実効税率は、スイス、米国及び英国以外の地域において税費用の総額が予想額と異なる場合に変動する可能性がある。更に、当行の実効税率は、特に米国とスイスにおいて、将来の法定税率の引き下げにも敏感である。法定税率の引き下げは、影響のある地域において、繰越欠損金のような項目から税務上の便益が期待される値を今後縮小させる可能性がある。このことは、ひいては関連する繰延税金資産の評価切り下げを引き起こすこととなる。

更に、制定法上及び規制上の変更によって、並びに裁判所及び税務当局による税法の解釈方法の変更によって、当行が最終的に納付する金額と税効果会計の金額とが大きく食い違ってくる可能性もある。

当行は現在、米国、英国、スイス及び他の国々において規制の改正に対処するために法人体制の変更を検討している。当該国の税法又は税務当局は、法人が負担する税務上の欠損金について、これを移転しようとする者が従前に行っていた事業を行うことが予測される、新規に設立、若しくは再編成される子会社若しくは関連会社への移転を阻止し、又は税務上の欠損金の活用に制限を課す可能性がある。かかる事情が生じた場合で、税務上の欠損金が生じた法人においてかかる欠損金を活用する機会の計画に制限がある場合、当該欠損金に伴う繰延税金資産は、損益計算書上で評価減が行われる場合がある。

2014年度においては、英国銀行税に関連して、営業費用において1億2,300万スイス・フランの純損失が認識された（税引前営業利益の範囲内）。これは、英国で営業している銀行が支払うべき、貸借対照表に基づく税である。当行の今後の銀行税費用は当該税率及び各年度末における当行の課税対象英国負債の両方に依存し、いずれの要因の変化も費用を増加させる可能性がある。UBSリミテッド及び/又はUBS AGが関与する組織改革によって当行の銀行税の課税基準の水準又はプロフィールが変更される場合、この費用は増加する可能性がある。銀行税は年度末の貸借対照表の状況を参照して課されるため、年間の銀行税に係る費用は、IFRSの計算上これからも、通年で生じるものではなく各会計年度の最終四半期に発生した費用として認識されると当行は予想している。

**当行が表明した資本還元益目標は、一部には資本比率に基づいており、かかる資本比率は規制上の変更の影響を受け、大幅に変動する可能性がある。**

当行は、その完全適用ベースの普通株式等Tier 1資本比率が13%以上、かつ、当行のストレス後の完全適用ベースの普通株式等Tier 1資本比率が10%以上であることを条件として、当期純利益の50%以上を資本還元として株主に還元することを約束している。2014年12月31日現在、当行のストレス後の普通株式等Tier 1資本比率はこの10%の目標を上回っており、2015年の1月又は2月のいずれにおいても、スイス国立銀行の措置によってこの目標に反するという事はなかった。しかしながら、完全適用ベースの普通株式等Tier 1資本比率を13%以上に維持する当行の能力は数多くのリスクにさらされており、かかるリスクには、当行の業績、当行の算定された完全適用ベースの普通株式等Tier 1資本比率に悪影響を及ぼす可能性のある資本基準、方法及び解釈の変更、リスク追加条項の規定、又は追加資本バッファ等の追加の所要自己資本が含まれる。

方法、前提、ストレス・シナリオ及びその他の要因の変更により、当行のストレス後の完全適用ベースの普通株式等Tier 1資本比率に重大な変更が生じる可能性がある。ストレス後の完全適用ベースの普通株式等Tier 1資本比率を10%以上に維持するという当行の目標は、資本還元に関する当行の約束の条件である。当行のストレス後の普通株式等Tier 1資本比率を算定するため、当行は、利益、費用、株主分配及び普通株式等Tier 1資本に影響を及ぼす他の要因（当行の確定給付資産・債務純額を含む。）に関する内部予測に基づき、1年先の資本を予測している。当行はまた、RWAにおける1年間の展開も予測している。当行は、これらの予測を、これらが深刻なストレス事由によってどのように変化するかに関する前提に基づいて調整する。その後更に、ストレス後の普通株式等Tier 1資本比率を算出するため、当行の統合ストレス・テスト（以下「CST」という。）枠組みを使用して見積もられるストレス損失を資本から控除する。ストレス事由が当行の事業予測に与える影響を反映するために使用される前提又は当行のCSTの結果において、当行の業績、事業計画及び予測が変更された場合、当行のストレス・シナリオ結果及び当行の算定された完全適用ベースのストレス後の普通株式等Tier 1資本比率に重大な影響が及ぶ可能性がある。当行のCST枠組みは様々なリスク・エクスポージャーの測定方法（その大部分は独自のものである。）、当行による可能性のあるストレス・シナリオの選定及び定義、並びに幅広いマクロ経済変数及びこれらのシナリオの各々に特有の一定の事由における変動の見積に関する当行の前提に依拠している。当行は定期的にこれらの方法を見直ししており、前提は定期的に見直しが行われ、定期的に変更される。当行のリスク・エクスポージャーの測定方法は、発展する市場慣行及び当行のリスク管理環境の強化に対応して変更される可能性があり、モデルのインプット・パラメーターは、ポジションの変更、市場パラメーター及びその他の要因により変更される可能性がある。当行のストレス・シナリオ、シナリオに含まれる事由、並びに各シナリオに適用される、想定されたショック並びに市場及び経済への影響は、定期的に見直され、変更される可能性がある。完全適用ベースのストレス後の普通株式等Tier 1資本比率を算定するために使用されるCSTシナリオの変更、又は特定のシナリオにおいて使用される前提の変更によって、ストレス後の普通株式等Tier 1資本比率が期間により大幅に変動する可能性がある。当行の事業計画及び予測は、固有の不確実性の影響を受け、当行によるストレス・テスト・シナリオの選択並びに各シナリオで使用される市場及びマクロ経済に関する前提は、発生する可能性のある将来の事由に関する判断及び前提に基づいている。当行のリスク・エクスポージャーの方法は、固有の制限を受け、数多くの前提、及び固有の制限を有する可能性があるデータに依拠している。特に、一部のデータは毎月入手することができず、従って、当行は見積りとして前月/前四半期のデータに依拠する可能性がある。これら全ての要因によって、ある期間について当行の方法を使用して計算される、当行のストレス後の普通株式等Tier 1資本比率が、ストレス・シナリオの実際の影響よりも著しく高く、又は著しく低くなる可能性がある。

#### **当行はエクステンジ・オファーについて予想される利益を実現できない可能性がある。**

当行は、UBSグループAGをUBS AGの持株会社として設立した。これは、かかる設立によって、既に発表された他の措置と共に、変化する規制要件に対応してグループ内の破綻処理の実行可能性が大幅に改善されると当行が考えているためである。これらの措置によって、適用あるスイスTBTF要件に基づきシステム上関連あるスイス銀行として当行に適用されるプログレッシブ・バッファ資本要件に関するレポートを受ける資格が当行に与えられる可能性もある。しかしながら、これらの予想される利益を達成する上で当行が大きな困難に直面する可能性があり、これらの予想される利益が実現しない可能性がある。例えば、関連する規制当局が、当行が実行している措置又はその実施を（特に市場の混乱又は困難な状況の文脈において）無効又は不十分と判断する可能性があり、当行が予想する最大の限度で潜在的な救済を認めない可能性がある。また、当行は、既存の又は新しい規制要件を遵守するために追加の措置を採用することを要求される可能性がある。

UBSグループは、UBS AGの発行済株式の約97%を取得した。UBS AGの完全な所有権の取得が遅れると、エクステンジ・オファーについて予想される利益並びにUBSグループAG株式の流動性及び市場価値に悪影響が及ぶ可能性がある。そのような遅れは、スクイズ・アウト吸収合併を実行することができないか、又は何らかの理由（とりわけ、事業の混乱、規制上の同意に対するマイナスの影響、承認及び免許又は必要とされる第三者の権利を含む。）によりかかる合併を行うことが望ましくないと当行が判断した場合に発生する可能性がある。UBS AGに少数株主が存在することにより、とりわけ、当行の法人体制を変更することが困難になったり、かかる変更を実行するUBSグループの能力に遅れが生じたりする可能性があり、当行の日々の事業運営及び当行のコーポレート・ガバナンスを妨げる可能性がある。更に、UBS AGの株主はUBS AGの配当

又はその他の分配に対して所有割合に応じた請求権を有し、UBS AGが行う配当支払又はその他の分配を所有割合に応じて受領する。これにより、UBSグループがUBSグループAGの株主に行う配当支払又は他の分配の金額が減少する。

### スクイーズ・アウト吸収合併に伴うリスク

UBSグループがスイス法に基づきスクイーズ・アウト吸収合併を行う場合、UBS AGは、UBSグループの吸収合併子会社に吸収され、当該子会社が取引後に存続する。UBSグループは、大半の場合において存続事業体がUBS AGの銀行免許、許可及びその他の承認を承継すると予想しているが、かかる事業体は、特定の免許、許可又は承認並びに第三者の同意について再申請又は要求を行う必要が生じる可能性がある。更に、スクイーズ・アウトの対象となる少数株主にUBSグループの上場有価証券が提供される予定であり、スクイーズ・アウト吸収合併において提供される対価がエクステンジ・オファーにおいて提供される対価と同じであるため、このような事態が発生する可能性は低いと当行は予想しているが、スイス法では、スクイーズ・アウト吸収合併の対象となる少数株主は、理論上は、スクイーズ・アウト吸収合併の公表から2ヶ月以内に、提供される対価が「不十分」とであると主張し、管轄権を有するスイスの裁判所に何が「十分な」対価であるかを判断するよう申し立てることができる。万一、これらの状況のいずれかが発生すれば、費用が発生し、スクイーズ・アウト吸収合併の実行が遅れ、当行の事業に混乱又はマイナスの影響が生じる可能性がある。

### 5【経営上の重要な契約等】

事業の多角的性質により該当事項なし。

### 6【研究開発活動】

該当事項なし。

### 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項には将来に関する事項が含まれているが、当該事項は2014年12月31日現在において判断したものである。

### UBSグループの業績

UBSグループAGの株主に帰属する当期純利益は34億6,600万スイス・フランであり、2013年度は31億7,200万スイス・フランであった。税引前営業利益は24億6,100万スイス・フランとなり、前年度は32億7,200万スイス・フランであった。これは主に、訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金が8億9,300万スイス・フラン増加したことにより営業費用が11億600万スイス・フラン増加したことを反映している。営業収益は、受取報酬及び手数料純額の増加により2億9,500万スイス・フラン増加したが、受取利息純額及びトレーディング収益純額の減少により大部分が相殺された。税金便益純額は11億8,000万スイス・フランであり、前年度は1億1,000万スイス・フランであった。この増額は、両年度の繰延税金資産の上方再評価純額が課税所得の税金費用を相殺してなおプラスとなったためである。

### 2013年度と2014年度の比較

#### 業績

税引前営業利益は24億6,100万スイス・フランとなり、前年度は32億7,200万スイス・フランであった。これは主に、訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金が8億9,300万スイス・フラン増加したことにより営業費用が11億600万スイス・フラン増加したことを反映している。営業収益は、受取報酬及び手数料純額が7億8,900万スイス・フラン増加したことにより2億9,500万スイス・フラン増加したが、受取利息純額及びトレーディング収益純額が5億1,800万スイス・フラン減少したことにより大部分が相殺された。税金便益

純額は11億8,000万スイス・フランであり、前年度は1億1,000万スイス・フランであった。この増額は、両年度の繰延税金資産の上方再評価純額が課税所得の税金費用を相殺してなおプラスとなったためである。

国際財務報告基準(IFRS)に従って当行の業績を報告することに加え、当行は、経営陣が当行事業の業績を代表するものではないと考える項目を除外した調整後の業績を報告している。かかる調整後の業績は、米国証券取引委員会(以下「SEC」という。)規則で定義された非GAAPの金融基準に基づくものである。2014年度において当行が除外した項目は、自己クレジット利得2億9,200万スイス・フラン、不動産売却益4,400万スイス・フラン、マークイット(Markit)の持分の一部売却による利益4,300万スイス・フラン、売却可能金融投資の減損に関連する損失4,800万スイス・フラン、正味再編費用6億7,700万スイス・フラン及び米国での当行退職者給付制度の変更に関する貸方計上4,100万スイス・フランである。2013年度において当行が除外した項目は、自己クレジット損失2億8,300万スイス・フラン、不動産売却益2億8,800万スイス・フラン、公開買付における負債買戻しに関する純損失1億6,700万スイス・フラン、グローバル・アセット・マネジメントのカナダ国内事業の売却益3,400万スイス・フラン、当行の残存する自己勘定取引事業売却正味利益3,100万スイス・フラン及び正味再編費用7億7,200万スイス・フランである。

かかる調整後の税引前利益は、前年度の41億4,100万スイス・フランに対して、27億6,600万スイス・フランとなった。

調整後の営業収益は、1億3,300万スイス・フラン減少して276億9,600万スイス・フランとなった。これは主に、受取利息純額及びトレーディング収益純額が10億6,600万スイス・フラン減少し、その大部分が受取報酬及び手数料純額の7億8,900万スイス・フランの増加とその他調整後収益の1億7,200万スイス・フランの増加により相殺されたことによるものである。

調整後の営業費用は、主に訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する正味引当金が8億9,300万スイス・フラン増加したこと及びその他人件費以外の費用が3億8,100万スイス・フラン増加したことにより、12億4,200万スイス・フラン増加して249億3,100万スイス・フランとなった。調整後の人件費に大きな変化はなかった。

## 営業収益

営業収益合計は、前年度の277億3,200万スイス・フランに対して、280億2,700万スイス・フランとなった。調整後の営業収益合計は、1億3,300万スイス・フラン減少して276億9,600万スイス・フランとなった。調整後の受取利息純額及びトレーディング収益純額は、主にコーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオとインベストメント・バンクで10億6,600万スイス・フラン減少したが、これはコーポレート・センター - 中核業務での増加により一部相殺された。受取報酬及び手数料純額は、主にウェルス・マネジメント事業及びインベストメント・バンクで7億8,900万スイス・フラン増加した。調整後のその他の収益は、1億7,200万スイス・フラン増加した。

### 受取利息純額及びトレーディング収益純額

受取利息純額及びトレーディング収益純額は、5億1,800万スイス・フラン減少して、103億9,700万スイス・フランとなった。2014年度には、主に時の経過により一部戻し入れられた現時点までの自己クレジット損失として、公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジット利得2億9,200万スイス・フランが含まれている。前年度は、金融負債に関する自己クレジット損失2億8,300万スイス・フランを計上した。2013年度と2014年度の自己クレジットの影響及び2013年度の公開買付における負債買戻しに関する利益2,700万スイス・フランの調整後、受取利息純額及びトレーディング収益純額は、主に非中核事業及びレガシー・ポートフォリオとインベストメント・バンクでの減少がコーポレート・センター - 中核業務での増加により一部相殺されたことにより、10億6,600万スイス・フラン減少して101億500万スイス・フランとなった。

ウェルス・マネジメント事業における受取利息純額及びトレーディング収益純額は、2,300万スイス・フラン減少した。受取利息純額は、主にロンバード・ローン及びモーゲージによる受取利息純額の増加並びにウェルス・マネジメント部門とグループ財務部門との間での貸出と預金の流動性・資金調達費用及び利益の配分方法の変更による好影響により、1億400万スイス・フラン増加して21億6,500万スイス・フランとなった。これらの影響は、顧客預金からの受取利息純額が減少したこととグループ財務部門からの収益配分額が減少したことにより一部相殺された。トレーディング収益純額は、主に仕組商品による収益の減少と外国為替取引による収益の減少により1億2,700万スイス・フラン減少して6億8,000万スイス・フランとなった。

ウェルス・マネジメント・アメリカズにおける受取利息純額及びトレーディング収益純額は、2,900万スイス・フラン増加して13億5,200万スイス・フランとなった。受取利息純額は、貸出及び預金の残高が継続して増加したことにより4,700万スイス・フラン増加して9億8,300万スイス・フランとなった。トレーディング収益純額は、1,800万スイス・フラン減少して3億6,900万スイス・フランとなった。

リテール&コーポレートにおける受取利息純額及びトレーディング収益純額は、5,100万スイス・フラン増加して25億3,600万スイス・フランとなった。受取利息純額は主にグループ財務部門からの収益配分額が増加したことと貸出マージンが増加したことにより4,000万スイス・フラン増加して21億8,400万スイス・フランとなった。これは、厳選した料金設定措置にもかかわらず、低金利の状況が継続していることにより当行の複製ポートフォリオに悪影響が及んでいることによる預金利ざやの減少により一部相殺された。トレーディング収益純額は、1,100万スイス・フラン増加して3億5,200万スイス・フランとなった。

インベストメント・バンクにおける受取利息純額及びトレーディング収益純額は、4億6,100万スイス・フラン減少して45億5,400万スイス・フランとなった。インベスター・クライアント・サービス内の外国為替取引業務、金利取引業務及びクレジット業務の受取利息純額及びトレーディング収益純額は、継続的なマクロ経済の不確実性を反映して顧客活動水準及びボラティリティ水準が2013年度よりも低下したことにより多くの商品での収益が減少したため、2億4,600万スイス・フラン減少した。更に、インベスター・クライアント・サービス内の株式部門の受取利息及びトレーディング収益は、主に、2014年度中の低いボラティリティ水準を反映したデリバティブ収益の減少と現金収益の減少により、1億2,000万スイス・フラン減少した。これは、主にエクイティ・ファイナンスによる収益が増加したことによる金融サービス収益の増加により一部相殺された。コーポレート・クライアント・ソリューションの受取利息純額及びトレーディング収益純額は、主に2013年度における大規模なプライベート取引による収益を含む株式資本市場業務による収益が減少したことにより9,500万スイス・フラン減少した。これは、主に2014年度中の信用スプレッドの拡大による好影響により、レバレッジド・ファイナンスによる収益が増加し、リスク管理収益のマイナス分が減少したことによる債券資本市場での収益増加により一部相殺された。

コーポレート・センター - 中核業務の受取利息純額及びトレーディング収益純額は、2013年度と2014年度の自己クレジットの影響及び2013年度の公開買付における負債買戻しに関する利益2,700万スイス・フランの調整後、4億6,900万スイス・フラン増加した。また前年度は経済的ヘッジとして保有されるクロスカレンシー・スワップの2億2,200万スイス・フランの損失を計上したが、2014年度では1億1,300万スイス・フランの利益を計上した。更に、前年度は当行のマクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジに関する損失を1億5,300万スイス・フラン計上したが、2014年度は4,700万スイス・フランの利益を計上した。

コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおける受取利息純額及びトレーディング収益純額は、11億2,500万スイス・フラン減少した。非中核受取利息純額及びトレーディング収益純額は、4億4,400万スイス・フラン減少した。その一因としては、2014年度にデリバティブ取引の調達評価調整(FVA)の実施により1億7,500万スイス・フランの純損失を計上したことが挙げられる。更に、2014年には、前年度の2,300万スイス・フランの利益に対し、主に契約の更改及び解約より1億9,700万スイス・フランの金利の損失が計上された。更に、2014年には、多くのコリレーション・トレーディング・ポートフォリオが現存していることによるストラクチャード・クレジットに9,700万スイス・フランの損失を計上した。これは、一定の株式持分に関する6,800万スイス・フランの評価益により一部相殺された。

レガシー・ポートフォリオにおいて、受取利息純額及びトレーディング収益純額は6億8,000万スイス・フラン減少した。2013年度において、当行は、SNB スタブファンド株式を取得するオプションを実行し、実行に先立ち、オプション再評価による利益4億3,100万スイス・フランを計上した。2014年度には、一定のクレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」ともいう。)契約の終了による損失1億800万スイス・フランとデリバティブ取引のFVAの実施による純損失7,700万スイス・フランを計上した。

#### 貸倒引当金繰入額 / 戻入額

当行は、7,800万スイス・フランの正味貸倒引当金繰入額を計上したが、前年度の正味貸倒引当金繰入額は5,000万スイス・フランであった。

リテール&コーポレートにおいて、正味貸倒引当金繰入額は、前年度の1,800万スイス・フランに対して9,500万スイス・フランであった。前年度は正味個別貸倒引当金を1億1,300万スイス・フラン計上したが、2014年度は1億500万スイス・フラン計上した。これは主に、両年度の法人顧客に関連している。更に、2013

年度は一般貸倒引当金の正味戻入額を9,500万スイス・フラン計上したが、2014年度には1,000万スイス・フラン計上した。この増加は、関連業界の全体的な見通しが改善したことを一部反映している。

ウェルス・マネジメント・アメリカズにおいて、2014年度に1,500万スイス・フランの正味貸倒引当金繰入額が計上された。これは主に、単一の顧客に対する貸倒引当金の全戻入額とプエルトリコの地方債及び関連する資金により保証された証券担保貸付枠の貸倒引当金の戻入額を反映している。ウェルス・マネジメント・アメリカズにおいて、前年度には正味貸倒引当金繰入額2,700万スイス・フランを計上したが、これは主にプエルトリコの地方債及び関連する資金により保証された証券担保貸付枠の貸倒引当金によるものであった。

#### 受取報酬及び手数料純額

受取報酬及び手数料純額は、7億8,900万スイス・フラン増加して170億7,600万スイス・フランとなった。

ポートフォリオの運用及びアドバイザー報酬は、主に運用資産水準の増加を反映した運用勘定の手数料の増加により、主にウェルス・マネジメント・アメリカズにおいて、7億1,800万スイス・フラン増加して73億4,300万スイス・フランとなった。ポートフォリオの運用及びアドバイザー報酬はウェルス・マネジメントにおいても増加した。これは主に、料金設定措置の好影響並びに投資一任契約及びアドバイザー契約が引き続き増加したことにより運用資産が増加したことを反映している。これらの増加は、クロスボーダー顧客からの資金が引き続き流出したことによる影響及び2013年度中の投資契約に関して再々保険の不要な商品への移転による収益の減少により一部相殺された。

M&A及びコーポレート・ファイナンス報酬は、主に2014年度のM&A取引高の増加により、主にインベストメント・バンクにおいて、1億1,800万スイス・フラン増加して7億3,100万スイス・フランとなった。

引受報酬は、主に、手数料収入プールの増加に伴って募集による収益が増加したことによりインベストメント・バンクにおける株式引受報酬が増加したことを反映して9,600万スイス・フラン増加した。

#### その他の収益

その他の収益は、前年度の5億8,000万スイス・フランに対して、6億3,200万フランとなった。調整後のその他の収益は、1億7,200万スイス・フラン増加した。

関連会社及び子会社に関連する収益は、2013年度に計上した残存する自己勘定取引事業の売却からの純利得3,100万スイス・フランの調整後、9,000万スイス・フラン増加した。2014年度には、インベストメント・バンク内のコーポレート・クライアント・ソリューションにおいて、新規株式公開後に売却可能金融投資に振り替えられた関連会社への投資に関する利益6,500万スイス・フランを計上した。2014年度には更に、訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金戻入額に関して5,800万スイス・フランを貸方計上した。これはコーポレート・センター - 中核業務のその他収益として計上されており、2013年度は2,100万スイス・フランを貸方計上した。

2014年度のマークイットの持分の一部売却による利益4,300万スイス・フラン及び2014年度の売却可能金融投資の減損に関連する損失4,800万スイス・フランを除き、売却可能金融投資による調整後収益は、2,000万スイス・フラン減少した。

関連会社及び子会社に関連する収益並びに売却可能金融投資による収益以外の調整後のその他の収益は、2014年度における不動産売却益4,400万スイス・フラン及び2013年度における不動産売却益2億8,800万スイス・フラン、2013年度に計上した公開買付における負債買戻しに関する損失1億9,400万スイス・フラン並びに2013年度に計上したグローバル・アセット・マネジメントのカナダ国内事業の売却益3,400万スイス・フランを除いて、1億200万スイス・フラン増加した。

当行は、2015年1月に、スイス、ジュネーブにおける不動産を売却金額5億3,500万スイス・フランで売却した。これにより、コーポレート・センターの2015年第1四半期の損益計算書に3億7,700万スイス・フランの売却益が計上される予定である。この利益は、調整後の業績を計算するために、調整項目として取り扱われる予定である。

#### ウェルス・マネジメント、ウェルス・マネジメント・アメリカズ及びリテール&コーポレートの経常受取報酬純額及び取引ベース収益

ウェルス・マネジメント、ウェルス・マネジメント・アメリカズ及びリテール&コーポレートの経常受取報酬純額には、各事業部門の顧客資産に関して発生するポートフォリオ管理報酬、資産ベースの投資信託報



酬、カストディ報酬及び口座管理費等、継続的に提供されるサービスに対する報酬が含まれる。当該経常受取報酬純額は、UBSグループの財務諸表上の受取報酬及び手数料純額総額の一部である。取引ベース収益には、主に仲介報酬及び取引ベースの投資信託報酬並びにクレジットカード手数料及び支払取引手数料から構成される上記の事業部門の経常外の受取報酬及び手数料純額と各部門のトレーディング収益純額が含まれる。

ウェルス・マネジメントにおける経常受取報酬純額は、主に運用資産の増加、料金設定措置の好影響並びに投資一任契約及びアドバイザー契約が継続的に増加したことにより、2億1,600万スイス・フラン増加して37億8,300万スイス・フランとなった。この増加は、クロスボーダー顧客からの資金が引き続き流出したこと及び2013年度中の投資契約に関して再々保険の不要な商品への移転による収益の減少により一部相殺された。取引ベース収益は、4,100万スイス・フラン増加して19億2,800万スイス・フランとなった。全体的な増加は、主に仕組商品、運用委託契約、ウェルス・プランニング・サービス及びヘッジ・ファンドに関連したものであり、外国為替取引及び投資信託からの収益の減少によって一部相殺された。更に、2014年には、顧客の乗換え及び紹介に関してリテール&コーポレートに支払われた初回のフィーが計上された。

ウェルス・マネジメント・アメリカズにおける経常受取報酬純額は、主に、運用資産水準の上昇による運用勘定の手数料の増加により4億9,800万スイス・フラン増加して42億9,400万スイス・フランとなった。取引ベース収益は、主に顧客活動の低下により1億2,200万スイス・フラン減少して16億7,800万スイス・フランとなった。

リテール&コーポレートにおける経常受取報酬純額は、主に、リテール・バンク勘定が2014年度に経常受取報酬純額として計上され、2014年度の総額が5,800万スイス・フランとなったため（これらの報酬は2013年度には取引ベース収益として計上されていた。）、4,500万スイス・フラン増加して5億5,600万スイス・フランとなった。取引ベース収益は、主に上記のリテール・バンク勘定に関する一定の報酬の分類変更により1,200万スイス・フラン減少して10億2,200万スイス・フランとなった。これは、顧客の乗換え及び紹介の正味件数に関してウェルス・マネジメントから受領した初回のフィーによって一部相殺された。

## 営業費用

営業費用合計は、11億600万スイス・フラン増加して、255億6,700万スイス・フランとなった。再編費用は、主に人件費以外の再編費用の増加に関連して、前年度の7億7,200万スイス・フランに対して、6億7,700万スイス・フランであった。人件費に関連する再編費用は1億7,100万スイス・フラン増加して3億2,700万スイス・フランとなり、人件費に関連する再編費用以外の費用は2億6,600万スイス・フラン減少して3億5,000万スイス・フランとなった。

2013年度及び2014年度の再編費用並びに米国における当行退職者給付制度の変更に関する2014年度の貸方計上4,100万スイス・フランを除いた調整後の営業費用合計は、12億4,200万スイス・フラン増加して249億3,100万スイス・フランとなった。この増加は、主に訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金（純額）が8億9,300万スイス・フラン増加したこと並びにIT及びその他の業務の外部委託費用の増加及び専門家報酬の増加による人件費以外の費用が3億8,100万スイス・フラン増加したことによるものである。調整後の人件費に大きな変化はなかった。

## 人件費

人件費は、9,800万スイス・フラン増加して152億8,000万スイス・フランとなった。これには、前年度の1億5,600万スイス・フランに対して、3億2,700万スイス・フランの人件費に関連する再編費用が含まれている。2014年度の再編費用及び上記の米国における当行退職者給付制度の変更に関する貸方計上を除いた調整後の人件費は、僅かに3,200万スイス・フラン減少して149億9,400万スイス・フランとなった。

再編の影響を除く支払給与は、主に、自己創設ソフトウェアに関連する人件費の資産計上額の増加（役割に基づく引当金計上により一部相殺）により7,900万スイス・フラン減少して61億2,400万スイス・フランとなった。

再編の影響を調整した変動報酬費用（合計）は、8,800万スイス・フラン減少して31億1,300万スイス・フランとなった。報奨に関する費用は3,100万スイス・フラン減少し、過年度の報奨費用は5,700万スイス・フラン減少した。

ウェルス・マネジメント・アメリカズのファイナンシャル・アドバイザーの報酬は、補償関連の収益の増加に対応して、2億4,500万スイス・フラン増加して33億8,500万スイス・フランとなった。

再編費用及び上記の米国における当行退職者給付制度の変更に関する貸方計上を除いた調整後のその他の人件費は、主に年金及び他の退職後従業員給付制度に関する費用の9,800万スイス・フランの減少により、1億900万スイス・フラン減少して23億7,200万スイス・フランとなった。

#### 一般管理費

一般管理費は、10億700万スイス・フラン増加して、93億8,700万スイス・フランとなった。2014年度の正味再編費用3億1,900万スイス・フラン（前年度は5億4,800万スイス・フラン）を除いた調整後の一般管理費は、主に訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金（純額）が8億9,300万スイス・フラン増加したこと並びにIT及びその他の業務の外部委託費用の増加及び専門家報酬の増加によって12億3,600万スイス・フラン増加した。

現時点で、当行は、本業界では訴訟、規制及びそれと同種の事項に関連する費用が近い将来においても引き続き増加すると考えられる状況での経営が続き、当行は今後も多数の重要な請求及び規制事項の対象となると考えている。

再編費用調整後のIT及びその他の業務の外部委託費用は、2億4,000万スイス・フランの増加であった。

一般管理費にはまた、主にインベストメント・バンク並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおいて、前年度に計上された1億2,400万スイス・フランの純損失に対して、2014年度の年間英国銀行税に関する純損失1億2,300万スイス・フランが含まれている。更に、2014年度には、主に非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおいて、特定の係争中の債権に関する純損失1億2,000万スイス・フラン（前年度は8,700万スイス・フランの減損損失）を計上した。

#### 税金

当行は、2014年において、スイスの税に関する費用13億9,500万スイス・フラン及び外国税金ベネフィット純額25億7,400万スイス・フランを含む所得税便益純額11億8,000万スイス・フランを計上した。

スイスの税に関する費用には、主にスイスの子会社から生じた課税所得（損失と相殺することができない。）に関連するスイスの当期税金費用4,600万スイス・フランが含まれている。更に、スイスの税に関する費用には、主に税務上の繰越欠損金に関して以前計上された繰延税金資産の正味減少額を反映した繰延税金費用13億4,800万スイス・フランが含まれている。

当該外国税金ベネフィット純額には、スイス国外の子会社及び支店から生じた課税所得（損失と相殺することができない。）に関する当期税金費用純額4億900万スイス・フランが含まれる。これは、主に米国に関する繰延税金資産の増加を反映した繰延税金ベネフィット純額29億8,300万スイス・フランにより一部相殺された。

2015年度において、実施される可能性のある繰延税金資産の水準の再評価の影響にかかわらず、当行は、実効税率が約25%となると予想している。これまでの慣習と同様、当行は、米国に関する繰延税金資産を認識するために使用する予測期間を2014年12月31日現在使用している6年から7年に更に延長する可能性についての検討も含めた最新の事業計画の予測を考慮した将来の収益性の再評価に基づき、2015年下半年において当行の繰延税金資産全体の水準を再評価する予定である。通年での実効税率は、この再評価により大幅に変わる可能性がある。スイス、米国及び英国以外の地域における税金費用総額が予測と異なる場合も、通年での実効税率は変わる可能性がある。

#### UBSグループAGの株主に帰属する包括利益合計

UBSグループAGの株主に帰属する包括利益合計には、UBSグループAGの株主による投資及び株主に対する分配並びに持分決済型株式報酬によるものを除き、一定期間のUBSグループAGの株主に帰属する持分（純利益を含む。）の全ての変動が含まれている。包括利益に含まれる項目（ただし、純利益には含まれない。）は、その他の包括利益（以下「OCI」ともいう。）として計上される。かかる項目は、確定給付型制度の損益及び特定の資産の再評価を除き、基本的な項目が売却又は実現された場合に純利益に再分類される。

2014年度のUBSグループAGの株主に帰属する包括利益合計は、UBSグループAGの株主に帰属する当期純利益34億6,600万スイス・フラン及びUBSグループAGの株主に帰属する14億5,300万スイス・フラン（税引後）のOCIを反映して49億2,000万スイス・フランとなった。

2014年度のOCIには、主に、スイス・フランに対する著しい米ドル高に関連した為替差益17億9,500万スイス・フラン（税引後）が含まれている。キャッシュ・フロー・ヘッジに関するOCIは、主に全ての主要通貨に

共通する長期金利の低下を反映して6億8,900万スイス・フラン(税引後)のプラスとなった。売却可能金融投資に付随するOCIは、主に、長期金利の低下を受けて未実現純益が増加した(投資対象の売却時にOCIから損益計算書に再分類された以前の未実現純利益により一部相殺)ことにより、1億4,100万スイス・フラン(税引後)のプラスであった。

これらのOCIの増加は、主に税引後OCI損失11億7,200万スイス・フランにより一部相殺された。スイスの年金制度に関しては9億9,500万スイス・フランの税引前OCI損失が計上されたが、これは主に、スイスのAA格付社債による利益に関連する適用割引率が2013年12月31日には2.3%であったのに対して2014年12月31日には1.2%に著しく低下したことにより、確定給付債務が増加したことによるものである。当該損失は、年金制度の原資産の公正価値及び資産計上額の天井効果による戻入額の増加により一部相殺された。スイス以外の年金制度についての税引前OCI損失純額は、主に英国及び米国の年金制度に関するもので、4億1,400万スイス・フランとなった。

### 優先証券保有者に帰属する当期純利益及び非支配持分

優先証券保有者に帰属する当期純利益は、前年度の2億400万スイス・フランに対して、2014年度は1億4,200万スイス・フランであった。優先証券保有者に対して8,100万スイス・フランの配当金が支払われた。前年度からの未払配当額はなかった。更に、2014年度には、2014年5月に当行株主に対して支払われる配当金に基づいて将来支払われる配当に関する未払配当額3,000万スイス・フランが計上されている。更に、UBSグループAGがエクステンション・オファーに従ってUBS AGの株式を取得したことによりトリガー事由が発生し、優先証券保有者に対して将来の配当に関する未払配当額3,100万スイス・フランが発生した。エクステンション・オファーに従ってUBS AGが発行した優先証券は、UBSグループAGの観点から被支配持分に帰属する持分に振り替えられた。

当行は、2015年度及び2016年度の両年度において、当該被支配持分に帰属する当期純利益は約8,000万スイス・フランとなると予測している。

2014年度における被支配持分に帰属する当期純利益は3,200万スイス・フランであった。これは主にUBS AGの被支配持分に帰属する当期純利益を反映しており、買付対象ではないか又は後日交換されないUBS AG株式に関連したものである。

### 主要な数値

#### 費用対収益比率

2014年度の費用対収益比率は、前年度の88.0%に対して、91.0%と改善した。調整後の費用対収益比率は前年度の85.0%に対して89.8%であった。

#### リスク加重資産

2014年度中の当行のフェーズインのバーゼル リスク加重資産(RWA)は、77億スイス・フラン減少して2,209億スイス・フランとなった。フェーズインの信用リスクのRWAは、主に証券化エクスポージャーの売却並びにデリバティブ取引の解約及び取引のコンプレッションを主因とするより先進的で標準化された信用評価調整(CVA)に関するRWAの減少により、157億スイス・フラン減少した。更に、確定給付型制度に関する30億スイス・フランの信用リスクのRWAは、信用リスクから非カウンターパーティ関連リスクに振り替えられた。非カウンターパーティ関連リスクのRWAは、主に上記の振替及び認識された繰延税金資産に関するRWAの増加により、65億スイス・フラン増加した。フェーズインの市場リスクのRWAは、主にバリュー・アット・リスク(以下「VaR」ともいう。)以外のリスクに関するRWAが増加したことにより、28億スイス・フラン増加した。フェーズインのオペレーショナル・リスクのRWAは、12億スイス・フラン減少した。当行とスイス金融市場監督当局(以下「FINMA」ともいう。)が相互に合意した補足的なオペレーショナル・リスクの資本分析に基づく追加的オペレーショナル・リスクのRWAは、50億スイス・フラン減少した。これは、FINMAが承認した最新のモデル・パラメーターを用いた先進的計測手法(AMA)のモデル・アウトプットに基づく所要自己資本の増加によって一部相殺された。

#### 新規純資金

ウェルス・マネジメントにおいて、新規純資金は、344億スイス・フランであった。純資金流入額が最も多かったのは、アジア太平洋地域であり、次いでスイス及び新興市場であった。ヨーロッパでの純資金流出額は主に、継続するクロスボーダー資産の流出額を反映しており、これは国内市場からの純資金流入額によって一部相殺された。世界中で、超富裕層顧客からの新規純資金は、前年度の336億スイス・フランに対して、298億スイス・フランであった。

ウェルス・マネジメント・アメリカズにおいて、新規純資金は合計96億スイス・フラン（100億米ドル）となり、これは主に当行に1年超勤めているファイナンシャル・アドバイザーからの純資金流入額によるものであった。2013年における新規純資金は、176億スイス・フラン（190億米ドル）であった。

マネー・マーケット・フローを除き、グローバル・アセット・マネジメントでは、新規純資金流入額は226億スイス・フランであり、新規資金流出額は48億スイス・フランであった。チャンネル別では、第三者からの純資金流入額は、2013年度の7億スイス・フランに対して、113億スイス・フランであった。純資金流入額は、主にスイス、アジア太平洋及びヨーロッパの顧客からの純流入額であった。当行のウェルス・マネジメント事業の顧客からの新規純資金流入額は、113億スイス・フランであり、前年度は55億スイス・フランの純資金流出額を計上していた。この改善は主に、グローバル・アセット・マネジメントの利用可能で魅力的な商品のうち、ウェルス・マネジメントの顧客のニーズの変化に合わせて最適な商品を提供したことによるものである。純資金流入額は、主にアジア太平洋及びヨーロッパの顧客からの純流入額であった。

### 運用資産

ウェルス・マネジメントにおいて、2014年12月31日現在の運用資産は、市場でのプラスの業績380億スイス・フラン、新規純資金流入額340億スイス・フラン及びプラスの為替換算の影響320億スイス・フランにより、2013年12月31日から1,010億スイス・フラン増加し、9,870億スイス・フランとなった。

ウェルス・マネジメント・アメリカズでは、運用資産は、主にスイス・フランに対する米ドル高により、2014年度中に1,620億スイス・フラン増加して1兆270億スイス・フランであった。米ドルに換算すると、市場でのプラスの業績520億米ドルと新規純資金流入額100億米ドルを反映して、運用資産は、620億米ドル増加して、1兆320億米ドルであった。

グローバル・アセット・マネジメントでは、2014年12月31日現在の運用資産は、2013年12月31日現在の5,830億スイス・フランに対して、6,640億スイス・フランであった。プラスの為替換算の影響360億スイス・フラン、市場でのプラスの業績300億スイス・フラン及び新基準資金流入額160億スイス・フランの全てが810億スイス・フランの全体的な増加に寄与した。

### 地域別業績

営業地域である南北アメリカ、アジア太平洋、ヨーロッパ、中東及びアフリカ並びにスイスは、各地域の観点からグループの運営体制に対応している。これらの地域への収益と費用の配分は、事業の運営と業績評価の基準を反映し、当該基準に基づいて行われている。またこれらの配分は、経営陣が合理的と判断する推測及び決定に従って行われるものである。配分方法の主な方針として、顧客収益を顧客の居住地に帰属させ、グローバル顧客を該当する国に分け、取引及びポートフォリオの運用収益をリスクの管理実施国に帰属させている。この収益の帰属は、国及び地域の社長の指図に従って行われる。費用は収益と調整される。コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに関する収益及び費用、特定の訴訟費用及び再編費用並びにその他項目等、特定の収益及び費用は、グループレベルで管理される。

### 貸借対照表

2014年12月31日現在、当行の貸借対照表上の資産は、2013年12月31日から490億スイス・フラン（5%）増加して1兆620億スイス・フランとなったが、これは対スイス・フランでの米ドル高から生じた為替効果を主因としていた。再調達価額 - 借方及び店頭デリバティブに対する差入担保を除く資産合計を表す当行の資産は、主に為替効果により、410億スイス・フラン増加し、7,750億スイス・フランとなった。為替効果を除くと、当行の資産は、概ね横ばいであった。

### 資産の推移 - 部門別

インベストメント・バンク

インベストメント・バンクの資産合計は、520億スイス・フラン増加して2,920億スイス・フランとなった。これは主に、当部門の外国為替取引業務、金利取引業務及びクレジット業務で見られ、為替変動及びイールド・カーブの下方シフトによりそれぞれ増加した外国為替相場及び金利デリバティブの公正価値の変動を主因としていた。資産は、為替効果を主因として、140億スイス・フラン増加して1,710億スイス・フランとなり、当部門の上限2,000億スイス・フランの範囲内であった。為替効果を除くと、インベストメント・バンクの資産は、株式部門のトレーディング資産の増加を主因として、約30億スイス・フラン増加した。

#### コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの資産合計は450億スイス・フラン減少し、1,700億スイス・フランとなったが、これは、非中核事業における再調達価額 - 借方（以下「PRV」ともいう。）が330億スイス・フラン減少したことを主に反映している。当年度中、当部門は、コリレーション・トレーディング・ポートフォリオの大半を解消するために一連のリスク移転を実施し、かかるリスク移転としては市場リスクを移転するために多くのバック・ツー・バック取引を行った。当部門はその後、第三者が関与する更改を経て当行の貸借対照表上当該取引の計上をやめ、これにより、信用リスクは移転され、PRVは約110億スイス・フラン減少した。当初目指していた更改は完了した。当部門の金利ポートフォリオでは、特定のカウンターパーティとの合意による清算、第三者による更改（中央決済機関への移管を含む。）及び他のディーラー・カウンターパーティとのネット・ダウン取引への合意に起因して、PRVは減少したが、為替及び金利の動向により一部相殺された。非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの資産は、ブラックロックのファンドに対するローンの完済、顧客の代わりに保有していた保有貴金属の処分、及び仕組リバース・レポ契約のポートフォリオにおいて最後に残存した取引の満了を主因として100億スイス・フラン減少し、110億スイス・フランとなった。更に、学生ローン・オークション・レート証券の最終的な解消、当年度中に終了したモノラインに対する一定のCDS契約をヘッジするのに使用した商業用モーゲージ担保証券（以下「CMBS」ともいう。）資産の売却及び小規模なポジションの低下が複数生じたことを受けて、資産は減少した。

#### コーポレート・センター - 中核業務

コーポレート・センター - 中核業務の資産合計は、100億スイス・フラン増加し、2,580億スイス・フランとなったが、これは主に、2014年度末にかけてグループ財務部門で一元管理されグループALMにより2015年1月1日に発効した、抵当などの制約がない、高品質の流動資産（その大半は短期資産）からなるマルチ・カレンシー・ポートフォリオのリバランシングに加え、当年度を通じた複数の長期債発行及び担保付トレーディング資産の減少が重なったことを主因とする現金及び中央銀行預け金の増加を反映していた。抵当などの制約がない、高品質の流動資産からなるマルチ・カレンシー・ポートフォリオの全体的な規模は、概ね横ばいであった。

#### その他の事業部門

ウェルス・マネジメント及びウェルス・マネジメント・アメリカズの資産合計は、それぞれ180億スイス・フラン及び110億スイス・フラン増加し、1,280億スイス・フラン及び560億スイス・フランとなったが、これは主に、融資業務の増加及び為替効果を反映していた。リテール&コーポレート及びグローバル・アセット・マネジメントの資産合計は、それぞれ1,440億スイス・フラン及び150億スイス・フランであり、概ね横ばいであった。

### 資産及び負債の推移 - 商品別

#### 現金及び中央銀行預け金

現金及び中央銀行預け金は、上述した、抵当などの制約がない、高品質の流動資産からなるマルチ・カレンシー・ポートフォリオのリバランシングに加え、当年度を通じた複数の長期債発行及び担保付トレーディング資産の減少が重なったことを主因として230億スイス・フラン増加し、2014年12月31日現在で1,040億スイス・フランとなった。

#### 貸付

貸出金は、290億スイス・フラン増加して3,160億スイス・フランとなった。これは主に当行のウェルス・マネジメント事業におけるものであり、また、主にロンバード貸付及び住宅モーゲージ貸付の増加並びに為替効果を反映したものであった。かかる増加は、ブラックロックのファンドに対するローンの完済及びレガシー・ポートフォリオに残存する学生ローン・オークション・レート証券のポジションの売却により一部相殺された。公正価値での測定を指定された金融資産は、主にインベストメント・バンクにおいて20億スイス・フラン減少した。銀行間貸付は、130億スイス・フランであり、概ね横ばいであった。

#### 担保付トレーディング

リバース・レポ契約及び借入有価証券に係る担保金から成る担保付トレーディング資産は、270億スイス・フラン減少して920億スイス・フランとなったが、これは主にコーポレート・センター - 中核業務のグループ財務部門において、外部起源の担保の減少に加え、抵当などの制約がない、高品質の流動資産からなるマルチ・カレンシー・ポートフォリオのリバランシングが重なったことを反映していた。

レポ契約及び貸付有価証券に係る担保金から成る担保付トレーディング負債は、20億スイス・フラン減少し、210億スイス・フランとなった。

#### トレーディング・ポートフォリオ

トレーディング・ポートフォリオ資産は、150億スイス・フラン増加して1,380億スイス・フランとなった。これは主に、インベストメント・バンクにおいて、為替効果及び顧客主導の保有エクイティ証券の増加を反映したものであった。インベストメント・バンクで見られたかかる増加は、継続的な売却及び解消を主因とする非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおける減少により一部相殺された。

トレーディング・ポートフォリオ負債は、280億スイス・フランであり、概ね横ばいであった。

#### 再調達価額

再調達価額 - 借方又は貸方は、想定金額が減少したにもかかわらず、貸借対照表の資産の部及び負債の部の両方において増加し、再調達価額 - 借方は30億スイス・フラン増加して2,570億スイス・フランとなり、再調達価額 - 貸方は、60億スイス・フラン増加して2,540億スイス・フランとなった。インベストメント・バンクの再調達価額 - 借方及び貸方は、為替変動及びイールド・カーブの下方シフトに起因する公正価値の変動を反映して、それぞれ330億スイス・フラン及び320億スイス・フラン増加した。かかる増加は、非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおける再調達価額 - 借方及び貸方がそれぞれ340億スイス・フラン及び270億スイス・フラン減少したことによりその大半が相殺されたが、これは主に、取引移転、コンプレッション及び市場の動向によるものであった。

#### 売却可能金融投資

売却可能金融投資は、上述した、抵当などの制約がない、高品質の流動資産からなるマルチ・カレンシー・ポートフォリオのリバランシングを主因として20億スイス・フラン減少し、570億スイス・フランとなった。

#### 短期借入金

既発の短期債及び銀行間借入を含む短期借入金は、リテール&コーポレートにおける銀行間貸付の減少を主因として、30億スイス・フラン減少して380億スイス・フランとなった。既発の短期債は、270億スイス・フランであり、概ね横ばいであった。

#### 顧客預り金

顧客預金は、為替効果を反映して、また、ウェルス・マネジメント、ウェルス・マネジメント・アメリカズ及びリテール&コーポレートの全ての部門で顧客の資金を引き続き当座預金及び普通預金の両方に引きつけたことから、190億スイス・フラン増加して4,100億スイス・フランとなった。

#### 既発の長期債

既発の長期債は、150億スイス・フラン増加し、1,390億スイス・フランとなったが、これは主に、当年度における多様な商品の発行（複数の固定利付債、追加のパーゼル 適格損失吸収Tier 2社債及び新規の延長

可能市場金利連動型預金証書を含み、これらはインベストメント・バンクにより公正価値で保有されている。)を反映したものであった。

#### その他

その他の資産は、主にデリバティブ商品に係る差入担保金の40億スイス・フランの増加、繰延税金資産の20億スイス・フランの増加及びプライム・ブローカレッジ債権の10億スイス・フランの増加に起因して、110億スイス・フラン増加した。

その他の負債は、プライム・ブローカレッジ債務の60億スイス・フランの増加を主因として80億スイス・フラン増加した。

#### 資本の推移

2014年12月31日現在のUBSグループAG株主に帰属する持分は、前年度の480億200万スイス・フランから26億600万スイス・フラン増加し、506億800万スイス・フランとなった。UBSグループAG株主に帰属する包括利益合計は、UBSグループAG株主に帰属する当期純利益34億6,600万スイス・フラン及びUBSグループAG株主に帰属するその他の包括利益(OCI)14億5,300万スイス・フラン(税引後)を反映して、49億2,000万スイス・フランとなった。OCIには、17億9,500万スイス・フランの為替差益並びにキャッシュ・フロー・ヘッジに関連するOCIのプラスの変動6億8,900万スイス・フラン及び売却可能金融投資に関連するOCIのプラスの変動1億4,100万スイス・フランが含まれているが、11億7,200万スイス・フランの確定給付型制度による純損失により一部相殺されている。

従業員株式報酬により、繰延株式報酬の償却費を主因として、資本剰余金が6億1,900万スイス・フラン増加した。かかる増加は、UBS AGの資本準備金からの9億3,800万スイス・フランの支払により相殺された上で余りあるものであった。

自己株式に係る正味の活動により、UBSグループAG株主に帰属する持分は、主に従業員株式報酬に関する自己株式の純増を反映して4億スイス・フラン減少した。

UBSグループAGの設立によってもたらされたUBSグループAG株主に帰属する株式の純減は、主に2014年12月31日現在のUBS AGの非支配持分を反映して16億6,900万スイス・フランであった。

#### 期間内残高

本項に記載された貸借対照表のポジションは、年度末のポジションである。期間内の貸借対照表のポジションは、通常業務において変動するため、四半期末及び年度末のポジションと異なる場合がある。

#### オフバランスシート

##### オフバランス取引

当行は、通常の業務過程において、貸借対照表に一部計上されない取引を、特定の取引に認められた国際財務報告基準(以下「IFRS」ともいう。)の会計処理に従って行う。当該取引には、デリバティブ商品、保証及び類似の取引、並びに非連結会社(以下「SE」ともいう。)の購入持分及び留保持分の一部が含まれ、これは顧客の特定のニーズを充足するため、又は当行の支配下にない会社を通じた投資の機会を顧客に提供するためのマーケット・メイキングやヘッジ活動等の複数の理由によるものである。

当行がかかる取引を通じて債務を負担し、又は資産に対する権利を取得した場合、当行はこれらを貸借対照表に計上する。貸借対照表上で認識される金額は、一定の場合、当該取引に内在する潜在的な利得又は損失の全額を表示していないことに留意する必要がある。

以下は、様々な異なるオフバランス取引についての詳細な情報である。

##### 非連結投資信託へのサポート

2014年度、UBSグループは、非連結投資信託に対して資金面又はその他の実質的なサポートを提供しなかった。グループにかかる契約上の義務はなく、またサポートを提供する意思もない。

##### 保証及び類似取引

当行は、通常の業務過程において、様々な保証、信用供与コミットメント、顧客支援のためのスタンドバイ信用状及びその他の信用状、先スタート条件付取引のコミットメント、債券発行ファシリティ並びにリボ

ルピング引受ファシリティを発行する。関連するプレミアムを除き、通常、かかる保証及び類似義務は、潜在的な損失を埋め合わせる引当金が要求されない限り、オフバランスシートの項目として維持される。

保証及び類似商品からのネット・エクスポージャー（総価値からサブ・パーティシペーションを差し引く。）は、2013年12月31日現在で158億スイス・フランであったのに対し、2014年12月31日現在では149億スイス・フランとなった。保証の発行による手数料収入が2014年度の収益全体に占める割合は多くはなかった。

保証は、一定の条件を充足することを条件に、顧客が第三者に対する義務を履行しなかった場合に当行が支払を行う旨の取消不能の保証を表章する。当行はまた、顧客の流動性需要を確保する目的で利用できる信用枠により信用供与コミットメントを行う。未使用の信用枠の大部分は1ヶ月から5年を満期とする。顧客が義務を履行しなかった場合、当行の信用リスクのエクスポージャーは、かかる商品の契約金額を上限とする。かかるリスクは、融資の拡大に伴うリスクに類似しており、それと同一のリスク管理及び統制の枠組みに服する。当行は、保証及び融資コミットメントの負担に関連して2013年12月31日に終了した年度については200万スイス・フランの正味貸倒引当金戻入額を、2014年12月31日に終了した年度については4,900万スイス・フランの正味貸倒引当金戻入額を計上した。保証及び融資コミットメントに関して認識された引当金は、2013年12月31日現在では6,100万スイス・フランであったが、2014年12月31日現在では2,300万スイス・フランとなった。

一定の債務について、当行は、保証及び融資コミットメントから発生する様々なリスクを軽減するため、一部でサブ・パーティシペーションを行う。サブ・パーティシペーションとは、債務者により債務が履行されなかった場合に損失の一部を負担する旨、及び該当する場合にはクレジット・ファシリティの一部の資金を調達する旨の第三者による同意である。当行は、債務者との間で契約関係を有し、サブ・パーティシペーション参加者は、間接的な関係のみを有する。当行は、債務者と同等又はそれ以上の信用格付を有すると当行が認める銀行との間でのみサブ・パーティシペーション契約を締結する。

更に、当行は、通常の業務過程で、第三者に対し表明、保証及び補償を提供する。

#### 決済機関及び取引所の会員

当行は、様々な証券取引所、デリバティブ取引所及び決済機関の会員である。かかる会員資格の一部に関し、当行は、他の不履行会員の金融債務の一部の支払を余儀なくされ、又はその他追加の金融債務にさらされる可能性がある。会員規則は変更されるものの、債務は、通常、取引所又は決済機関がそのリソースを使い果たした場合にのみ発生する。当行は、かかる債務により重大な損失が発生する可能性はほとんどないと考えている。

#### スイスの預金保険

スイスの銀行法及び預金保険制度は、スイスの銀行及び証券ディーラーに対し、スイスの銀行又は証券ディーラーが破産した場合の優先顧客預金として60億スイス・フランを上限とする金額を共同で保証するよう求めている。スイス金融市場監督当局は、当行が預金保険制度に納付する保険料は、9億スイス・フランになると見積もっている。預金保険は保証であり、当行を追加のリスクにさらす。2014年12月31日現在、当行は、かかる債務により重大な損失が発生する可能性はほとんどないと考えている。

#### 引受コミットメント

株式引受コミットメント総額は、2013年12月31日現在においては8億スイス・フラン、2014年12月31日現在においては7億スイス・フランであった。債券及びプライベート・エクイティ引受コミットメント総額は、2012年12月31日現在及び2013年12月31日現在において多くはなかった。

#### 契約債務

（当行が一定量の商品及びサービスの購入を約束した場合）購入債務を除く全ての契約は、当行の貸借対照表上で負債として認識されている。

2014年12月31日現在の長期債務は、1,540億スイス・フランであり、公正価値での測定を指定された金融負債（790億スイス・フラン）及び既発の長期債（750億スイス・フラン）で構成されており、将来の利息の概算及び割引前の元本支払額を表している。長期債務合計のほぼ半数が変動利付であった。2014年12月31日現在の金利スワップの名目価額は、410億スイス・フランであった。公正価値での測定を指定された金融負債（割引前のキャッシュ・フロー・ベースで790億スイス・フラン）の殆どは仕組債で構成されており、大



部分が経済的にヘッジされているが、かかる商品をヘッジするために用いられた金利スワップの支払金額及び/又は支払時期を見積もることは、各々の負債に内在する金利リスクが一般的にポートフォリオ・レベルで管理されているため、実際的ではない。

( 当行が退職する従業員に対する契約上で合意した給与の支払を要求される ) 通知期間中の従業員債務は、購入債務に含まれない。

## キャッシュ・フロー

グローバルな金融機関である当行のキャッシュ・フローは複雑であり、当行の純利益及び純資産と殆ど関係がない。従って、当行の流動性ポジションを評価するにあたり、従来のキャッシュ・フロー分析は、流動性、資金調達及び資本管理方針と比較して意義がないと当行は考えている。しかしながら、キャッシュ・フロー分析は、一定のマクロトレンドと当行事業への戦略的なイニシアチブを浮き彫りにすることには役立つ可能性がある。

### 2014年度

現金及び現金同等物の合計は、86億スイス・フランの為替換算の影響を一因として、2013年12月31日現在から217億スイス・フラン増加し、2014年12月31日現在で1,270億スイス・フランとなった。

### 営業活動

2014年度に営業活動で流入した正味キャッシュ・インフローは、営業活動に係る資産及び負債の全体的な減少により生じた111億スイス・フランの正味キャッシュ・インフローを反映して、84億スイス・フランとなったが、21億スイス・フランの営業活動による純資金流出(営業活動に係る資産及び負債の変動並びに支払税金(還付後)控除前)により一部相殺された。111億スイス・フランの営業活動に係る資産及び負債の減少に関する正味インフローは、担保付トレーディング資産の減少を主因とする370億スイス・フランのキャッシュ・インフロー総額によるものであった。これは、貸出金の増加及びデリバティブ商品に係る受入担保金の減少を主因として、259億スイス・フランのキャッシュ・アウトフロー総額により一部相殺された。

2013年度と比較すると、営業活動で流入した正味キャッシュ・フローは、主に、営業活動に係る負債控除後の営業活動に係る資産の減少が2013年度に顕著だったのに比べ2014年度は緩やかであったことにより、510億スイス・フランから84億スイス・フランのインフローまで減少した。2013年度に顧客預り金残高の増加が貸出金の増加を上回り121億スイス・フランのインフローが生じたのに対し、2014年度には貸出金の増加が、顧客預り金残高の増加を上回り116億スイス・フランのキャッシュ・アウトフローが計上された。更に、トレーディング・ポートフォリオ資産及び担保差し引き後再調達価額の著しい減少により、2013年度にキャッシュ・インフローは183億スイス・フランとなったのに対し、2014年度には当該資産及び負債に関する93億スイス・フランのキャッシュ・アウトフローが生じた。

### 投資活動

2014年度に投資活動で流入した正味キャッシュ・インフローは、主に売却可能金融投資の売却純額41億スイス・フランに関連して、26億スイス・フランであったが、有形固定資産の購入に関する19億スイス・フランのアウトフローにより一部相殺された。

2013年度と比較すると、投資活動で流入した正味キャッシュ・フローは、主に、売却可能金融投資の売却額からの正味インフローが19億スイス・フラン減少したこと、及び有形固定資産の購入に関するアウトフローが7億スイス・フラン増加したことにより、29億スイス・フラン減少した。

### 財務活動

2014年度に財務活動による正味キャッシュ・フローは、公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期債の正味発行額(発行額から償還額を差し引く。)68億スイス・フランを主因として、21億スイス・フランのインフローであったが、これは、29億スイス・フランの短期債の純償還額、9億スイス・フランの資本準備金の分配並びに7億スイス・フランの自己株式及び自己持分のデリバティブ契約の純増により一部相殺された。

2013年度と比較すると、投資活動による正味キャッシュ・フローは、公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期債の正味発行額が、2013年には償還額純額に関連して409億スイス・フランのアウトフローであったのに対し、2014年には68億スイス・フランのインフローとなったことにより、476億スイス・フランの正味アウトフローから21億スイス・フランの正味インフローまで増加した。

## リスク管理及び統制

### 当行の事業活動から生じるリスクの概要

当行の事業は、当行の事業のリスクから生じるリスク加重資産（RWA）をカバーするために利用可能な資本、当行のレバレッジ比率及び規制上の流動性比率への貢献を通じた当行の貸借対照表上の資産及び簿外資産の規模、並びに当行のリスク選好により制約を受けている。これらの制約を合わせて、当行の戦略、当行の事業が引き受けるリスクと利用可能な貸借対照表及び資本資源の間に密接なつながりを生み出している。

当行の持分帰属の枠組みは、堅調な資本基盤を維持し、潜在的利益、リスク、貸借対照表及び資本利用を当行の事業が適切にバランスさせるように当行の事業を運営するという目的を反映している。当該枠組みは、RWA、スイスSRBレバレッジ比率基準（LRD）及びリスク・ベース資本（RBC）（経済的資本に類似するリスクの内部測定）を含めることによりこのつながりを確立させている。これらは、有形資本を当行事業部門及びコーポレート・センターに配分する3つの主要な要因となっている。有形資本に加えて、当行は資本をのれんや無形資産の他、事業部門及びコーポレート・センターに帰属する資本になる特定の資本控除項目をサポートするために配分している。

### リスク区分

当行の事業部門及びコーポレート・センターが直面するリスクを下記表の概要の通り区分する。

### リスクの定義

	リスクの管理者	独立の監視者	当行のリスク選好の枠組みによる捕捉の有無
<b>主要リスク：当行の事業がその事業目的の達成のために負担することのできるリスク</b>			
<b>信用リスク：</b> 顧客又はカウンターパーティの契約上の義務の不履行により損失を被るリスク。これには、決済リスク及び融資引受リスクが含まれる。  <b>決済リスク：</b> 当行が最初に対価を受領できると確実に判断できないうちに自らの義務を履行しなければならぬ価値の交換を伴う取引において発生する損失を被るリスク。  <b>融資引受リスク：</b> 再販を目的とした資金調達取引の保有期間中に発生する損失を被るリスク。	経営幹部	リスク統制部門	
<b>市場リスク（トレーディング及び非トレーディング）：</b> 一般的な市場リスク要因（金利、株式指数の水準、為替相場、コモディティ価格及び一般の信用スプレッド等）並びに個別の企業又は団体に特有の要因や事象に起因する債務証券及びエクイティ証券の価格の変動により損失を被るリスク。市場リスクには、発行体リスク及び投資リスクが含まれる。	経営幹部	リスク統制部門	

<p><b>発行体リスク</b>：取引可能な有価証券又は発行体を参照するデリバティブを通じて当行がさらされている発行体又は関連する発行体のグループ（政府機関を含む。）に影響を与える信用事象に起因する公正価値の変動により損失を被るリスク。</p> <p><b>投資リスク</b>：金融投資として保有するポジションに関連する発行体リスク。</p>			
<p><b>カントリー・リスク</b>：各国特有の事象に起因する損失を被るリスク。これには、ある国の監督機関が債務の支払いを防止又は制限するトランスファー・リスク、及びある国特有の政治動向又はマクロ経済動向によって生じるシステミック・リスク事象が含まれる。</p>	経営幹部	リスク統制部門	
<p><b>付随リスク</b>：当行の事業がその運営に付随してさらされているリスク</p>			
<p><b>流動性リスク</b>：支払義務をその期限到来時に履行するために十分な資金を資産から創出することができないリスク（ストレス時を含む。）</p>	グループ財務部門	リスク統制部門	
<p><b>資金調達リスク</b>：既存の資金調達ポジションが満了し、更改又は他のより高額な資金源への転換が必要となった際の当行の信用スプレッドが想定よりも拡大したために資金調達費用が想定よりも高額となるリスク。ストレス事象において利用可能な資金調達源の不足が想定される場合、資金調達リスクには資産の競売処分による潜在的な追加の損失も含まれる。</p>			
<p><b>構造的為替リスク</b>：スイス・フラン以外の通貨建ての資本金を換算する際にマイナスの影響を与える外国為替レートの変動による当行の資本金の減少リスク。</p>	グループ財務部門	リスク統制部門	
<p><b>オペレーショナル・リスク</b>：不適切な又は機能しない社内手続、人為的ミス及びシステム故障又は外的事象により生じる損失を被るリスク。オペレーショナル・リスクには法的リスク及びコンプライアンス・リスク（従業員の行為を含む。）が含まれる。</p> <p><b>法的リスク</b>：（ ）契約の強制執行不能により被った財務損失、又は（ ）契約違反若しくは契約上の債務不履行、不法行為の実行、法律違反、商標侵害又は反トラスト法上の訴訟に基づき、当行が契約上若しくは法律上の請求、債務又は訴訟について責任を負うこととなったことにより被る損失のリスク。</p> <p><b>コンプライアンス・リスク</b>：当行が適用ある法令及び規則、現地の及び国際的なベストプラクティス（倫理基準を含む。）並びに当行自身の内部基準を遵守しなかったことにより当行が被った財務又は風評リスク。</p>	経営幹部	<p>リスク統制部門</p> <p>法務部門</p> <p>リスク統制部門</p>	

<p><b>年金リスク</b>：確定給付型年金基金が保有する資産の公正価値の減少、並びにノ又は数理計算上の仮定（例えば、割引率、平均余命、支給年金の増加率等）の変更及びノ若しくは制度設計の変更に起因する確定年金債務の価値の変動に伴う抛出状態の悪化によりその他の包括利益にマイナスの影響を与えるリスク。</p>	<p>人事部門</p>	<p>リスク統制部門及び財務部門</p>	
<p><b>環境・社会リスク</b>：環境的配慮又は社会的配慮を伴う活動に関連している者が関与している取引、製品、サービス又は活動から当行の評判が傷つけられるか財務的損害を被るリスク。</p>	<p>経営幹部</p>	<p>リスク統制部門</p>	
<p><b>ビジネス・リスク</b>：当行が事業を行っている商業的、戦略的及び経済的環境から生じるリスク</p>			
<p><b>ビジネス・リスク</b>：費用の減少によっても相殺されなかったことにより、取引高及びノ又はマージンが予想より低くなったことに伴い、利益に潜在的な悪影響を与えるリスク。</p>	<p>経営幹部</p>	<p>財務部門</p>	
<p><b>風評リスク</b></p>			
<p><b>風評リスク</b>：顧客、株主、スタッフ及び一般社会等、当行の利害関係者の観点から当行の評判が下がるリスク。</p>	<p>全ての事業及び機能</p>	<p>全ての統制機能</p>	

### トップリスク及び新たに発生するリスク

トップリスク及び新たに発生するリスクを特定し、監視する当行の手法は、当行のリスク管理枠組みの継続的に行われている部分である。下記に開示されるトップリスク及び新たに発生するリスクは、現在UBSグループに重大な影響を与える可能性があり、当行が1年以内に実現する可能性があると考えられるリスクを反映したものである。投資家は、本書の「リスク要因」の項目に記載された全ての情報を慎重に検討すべきである。当該項目では、トップリスク及び新たに発生するリスクがより詳しく記載されており、また、当行が現在重要と考えるその他のリスク（当行が現時点で認識する、当行の戦略を遂行する能力に影響を与え、また、当行の事業活動、財政状態、業績及び将来の見通しに影響を与えるようなリスク）についても記載されている。

**規制上及び法律上の変更**：当行は、引き続き多くの規制上及び法律上の変更さらされている。既に採択され施行されている変更と、最終的に施行される前に規制当局による法的措置に従うか、又は更なる規則の制定に従う変更がある。このことにより、これらの規制上及び法律上の変更が採択されるか否か、また、どのような形で採択されるか、規制の施行の時期及びその内容、その効力についての解釈及びノ又は日付が不確実になっている。更に、採択された変更及び提案された変更は、いずれも主要な法域にわたって大きく異なっており、このことで世界的な制定を管理するのが難しくなり、規制がそれほど厳しくないといわれる法域で営業する同業他社に対して当行は潜在的に不利な立場に置かれている。

当行は、規制上及び法律上の変更（改正案の継続的な監視、関係当局に対するガイダンス及びフィードバックの提供、内部評価の開発及び計画の実施を含む。）から生じるリスクに対応できるようプログラムを整備している。2014年度中、当行のより活動的なプログラムには、破綻処理計画及び破綻処理の実行可能性に関するもの、当行の組織体系及び事業モデルの変更、並びに新規及び変更された資本比率、流動性比率及び資金調達関連の規制が含まれている。当行は、これらの全てのプログラムにおいて、その実施に向けた準備を順調に進めている（UBSグループの持株会社であるUBSグループAGの設立を含む。）。当行の2014年12月31日現在のフェーズ・イン・レバレッジ比率、プロフォーマ・ベースの流動性カバレッジ比率（LCR）及び正味安定調達比率（NSFR）は、それぞれ、5.4%、123%及び106%で、現時点における当行の潜在的な要件に関する理解によれば、これらの要件の効力が発生し又は完全に適用された場合、当行は当該要件の全てに完全に遵守することとなる予定である。

**法的及び規制上のリスク**：当行は、数多くの請求、紛争、法的手続及び政府の調査の対象となっており、当行が現在行っている事業活動は、将来においても引き続きこれらの問題が発生すると予想される。当行

は、引き続きオペレーショナル・リスク枠組み及び規制当局との関係の強化に取り組んでおり、当行の利害関係者に最も有益な方法で未解決の問題を解決するよう努めている。上記事案及びその他の事案に対する当行の財務エクスポージャーの範囲は、重大である可能性があり、当行が設定した引当金の水準（2014年12月31日現在、31億スイス・フラン）を大幅に上回る可能性がある。現時点における当行の認識によると、本業界においては、引き続き訴訟、規制及びそれと同種の事項に関連する費用が予測可能な将来にわたり高い水準を維持する環境の中で事業を行わざるを得ないと考えており、当行は、引き続き数多くの重大な訴え及び規制上の問題にさらされている。

**市場の動向とマクロ経済情勢：**当行は、多くのマクロ経済問題や一般的な市場の動向の影響を受けている。これらの外部圧力は、当行の事業活動及び関連する財務成績（主に利益幅の縮小、資産の減損及びその他の評価調整を通して）に重大な悪影響をもたらす可能性がある。それに合わせてこれらのマクロ経済的要因は、当行の継続的なリスク管理活動のストレス・テストのシナリオ開発において検討の対象となる。経営陣は、ユーロ圏がスイスの国内経済に及ぼす影響も含め、引き続きユーロ圏における展開が当行にとって最も重大であると考えており、そのため、当行のユーロ圏危機シナリオは、当行のリスク選好の枠組みにおいて必須の想定シナリオとして用いられている。当該地域における経済成長率は依然として低迷しており、欧州中央銀行による量的緩和政策にもかかわらず、引き続き長期にわたる景気の低迷が予想されている。また、ロシアに対する更なる制裁措置の経済的影響により、景気の回復が阻害される可能性もある。この継続的な景気の低迷と、その結果によるスイス・フラン高ユーロ安、そしてスイス・フラン対ユーロの目標最低為替レート撤廃後のスイス銀行の金融政策の方向性をとりまく不確実性により、スイス経済は困難に直面している。

更に、当行の戦略計画は、新興市場（特にアジア）において当行が成長し、収益を生み出す力に大きく依存しているため、経営陣は、かかる地域における発展を注意深く見守っている。

**当行の戦略の遂行：**2012年10月に、当行は戦略の遂行を大幅に加速化させると発表した。その戦略とは、当行の活動を相乗効果が高く、資本や貸借対照表への集約度が低い事業形態に焦点を当てるというものであり、これらの事業は顧客に尽くし、株主の価値を最大限に高めるのによい位置を占めている。当行は当行事業の改革をほぼ完了しているが、有効性と効率性の向上の実現等、未だ実施が完了していない部分もあり、これらは当行の戦略を完遂する上で不可欠な要素である。2014年度中、当行は、当行のクリーン・スレート予算企画手続を完了した。かかる手続を通じて当行は、事業における主要なコスト・ドライバーをより明確に把握し、コスト削減目標の達成方法をより精細に計画することが可能となった。当行が計画を完遂できないリスクや、計画が遅延するリスク、市場の事象が計画の完遂に悪影響を及ぼすリスク、計画の効果が当行の意図するものと異なるものになるリスクは引き続き存在する。これらのリスクによって当行の利害関係者の信頼が低下したり、将来において規制上の要件を満たす上での課題がもたらされる可能性がある。

**風評リスク：**当行の評判は、当行の戦略目標及び財務目標を達成する上で重要であり、当行の評判が損なわれた場合、当行の事業及び見通しに本源的な悪影響が及ぼされる可能性がある。このことは、LIBORに関する問題や当行の外国為替取引業務に対する調査等の事案を受けて近年当行において強調され、UBSグループ全体を通じたリスクに強い企業風土と行動様式の確立及び維持、一貫性のある総体的な行為規制違反リスク対応策の定義付け並びに当行の監督・監視能力の開発を更に重視するきっかけとなった。

**その他のオペレーショナル・リスク：**当行の全ての事業の運営が複雑であるため、当行は絶えずプロセス誤差、実行の失敗や不正行為等のオペレーショナル・リスクにさらされている。当行は、これらのリスクが適切に統制されることを確保する強固なオペレーショナル・リスク管理の枠組みを備えていると考えている。当該枠組みは、2011年度の無許可取引事件を受けて大幅に強化されている。変化する性質を持つオペレーショナル・リスクと当行が事業を運営する環境を鑑みて、当行は、必要に応じて強化できるように関連する統制の枠組みの見直しを継続的に行っている。この点に関して、2015年度のコンプライアンス・リスクの重点分野には、当行の監督・監視能力の継続的な開発及び当行の行動規制違反リスク対応策の世界的な実施が含まれる。当行はまた、マネーロンダリング防止、適合性、制裁及び当行の事業改革に関連する事業の弾力性に関する問題等、内在的リスクの拡大が見られる他の分野にも引き続き重点を置いている。また、金融サービス業界が直面しているサイバー攻撃やサイバー犯罪活動の脅威はますます複雑化し、日々高度化しているが、当行はサイバー攻撃に対する防御力を継続的に向上させるべく、引き続き専用のセキュリティー・プログラムへの多額の投資を行っている。

## リスク・ガバナンス

当行のリスク・ガバナンスの枠組みは、3つの防衛線に沿って運営されている。経営幹部は、第1の防衛線としてそれぞれ自分のリスク・エクスポージャーを担い、リスクを管理する効果的なプロセスとシステム（強固かつ包括的な内部統制と書面手続を含む。）を維持することを求められる。経営幹部はまた、統制上の脆弱性、不十分なプロセス及び不慮の事象を特定するための適切な監督権及び審査手続を備えていなければならない。統制機能は第2の防衛線として機能し、独立した立場で主要リスクと付随リスクを監督する。これには、リスク制限の設定及び適用ある法令の不遵守の防止が含まれる。グループ内部監査部門（GIA）は第3の防衛線を構成し、ガバナンス、リスク管理及び統制環境の全体的な効果を評価する（第1の防衛線及び第2の防衛線の目的達成状況の審査を含む。）。

取締役会（BoD）は、当グループのリスク原則、リスク選好及び主なポートフォリオ制限（事業部門及びコーポレート・センターへの配分を含む。）の決定について責任を負う。取締役会によるリスク評価及び経営の監督は、ベスト・プラクティスの展開を考慮し、法定要件を遵守する意図がある。取締役会は取締役会リスク委員会により支援されており、同委員会は、当グループのリスク・プロフィール及び取締役会が承認したリスク統制枠組みの実施を監視、監督し、当グループの主要なリスク測定手法の評価も行う。企業責任委員会は、責任ある企業行動による当グループの評判を維持及び向上させるという取締役会の職責を、取締役会が遂行するための支援を提供する。同委員会は、利害関係者の関心事項及び期待される責任ある企業行動並びにそれらが当行に及ぼしうる影響を審査及び評価し、取締役会に対し適切な行為を提言する。取締役会会長及び監査委員会は、グループ内部監査部門の業績を監督する。

グループ執行委員会（GEB）は、リスク統制枠組みを実施し、当グループのリスク・プロフィールを統制し、また主なリスク方針を承認する。

グループ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（グループCEO）は、当グループの業績について責任を負い、取引、ポジション及びエクスポージャーに関するリスク権限を有し、また各事業部門及びコーポレート・センター内において取締役会により承認されたポートフォリオ制限の配分を行う。

経営幹部は、各事業部門及び地域別の社長で構成される。各事業部門の社長は、その事業部門の結果について説明責任を負う。当該責任には、リスク・エクスポージャーを積極的に管理すること、並びに潜在的利益、リスク、貸借対照表及び資本の利用のバランスを確保することが含まれる。地域別の社長は、事業部門の社長と統制・サポート機能の責任者と共同で、各地域における当行の戦略を調整し、実施する。地域別の社長は、各担当地域において規制上又は評判上の悪影響を及ぼす可能性のある全ての事業活動に係る決定について拒否権を有する。

グループ・チーフ・リスク・オフィサー（グループCRO）は、グループCEOに直接報告を行い、UBSグループ全体のリスク統制部門（コンプライアンス及びオペレーショナル・リスク統制部門を含む。）に対する機能上・管理上の権限を有する。リスク統制部門は、「リスク区分」に概説した通り、独立した立場で全ての主要リスク及び付随リスクの大部分を監督する。これには、リスクの測定・評価手法の確立、リスク制限の設定並びに適切なリスク統制基盤の開発及び運営が含まれる。リスク統制プロセスは、方針と権限の枠組みによってサポートされる。事業部門及び地域別のチーフ・リスク・オフィサーは、それぞれの事業部門及び地域について代理権を有する。更に、リスク・オフィサーにもそれぞれの専門知識、経験及び責任に応じて権限が与えられている。

グループ・チーフ・フィナンシャル・オフィサー（グループCFO）は、当行の財務実績の開示が、規制上の要件及びコーポレート・ガバナンスの基準を明確に、かつ透明性をもって満たすよう確保する責任を負う。グループCFOは、当行の税務、資金業務及び資本の管理（資金調達リスク、流動性リスク及び当行の法定自己資本比率の管理を含む。）についても責任を負う。グループCFOはまた、関連ある統制の枠組みの実施についても責任を負うが、例外として資金業務に関する統制の枠組みの実施に係る責任は、リスク統制部門が担う。

グループ・ジェネラル・カウンセル（グループGC）は、法律問題についてUBSグループのリスク管理及び統制の原則を実施すること、並びにUBSグループの法的機能の管理について責任を負う。グループGCは、法的リスク及び重大な訴訟を報告すること、並びに法的、内部的、特別及び規制上の調査の管理について責任を負う。

グループ内部監査部門（GIA）は、独立した立場で客観的かつ体系的に、当行の戦略の遵守状況、統制の有効性、リスク管理及び統制プロセス（法律上、規制上及び法定上の要件、並びに内部方針及び契約の遵守を含む。）をUBSグループ並びに事業部門及び地域レベルで評価する。GIAは、監査委員会に対して職務上の報告システムを有する。

## リスク選好の枠組み

当行のリスク選好は、当行が引き受ける意思を有するリスク又は回避することを意図するリスクの総合的水準及び種類と定義される。リスク選好は、グループレベルで定義される一組の補完的な質的目的及び定量的目的によって決められ、当行の事業部門及び当グループの各法人、事業部門別及び法人別の方針、制限及び権限を通じて適用される。これらの目的は、組織を通じた強固なリスク統制の企業風土を維持するために必要不可欠な基盤であり、当行の評判が常に保護されるよう確保することを目指している。「リスク選好の枠組み」の図はかかる枠組みの主要要素を示しており、かかる主要要素の詳細については後述の通りである。

質的ステートメントは、当グループのリスク管理及び統制の原則並びに様々な方針及び戦略に反映されており、当行が望ましいリスク統制の企業風土を維持するよう確保する。

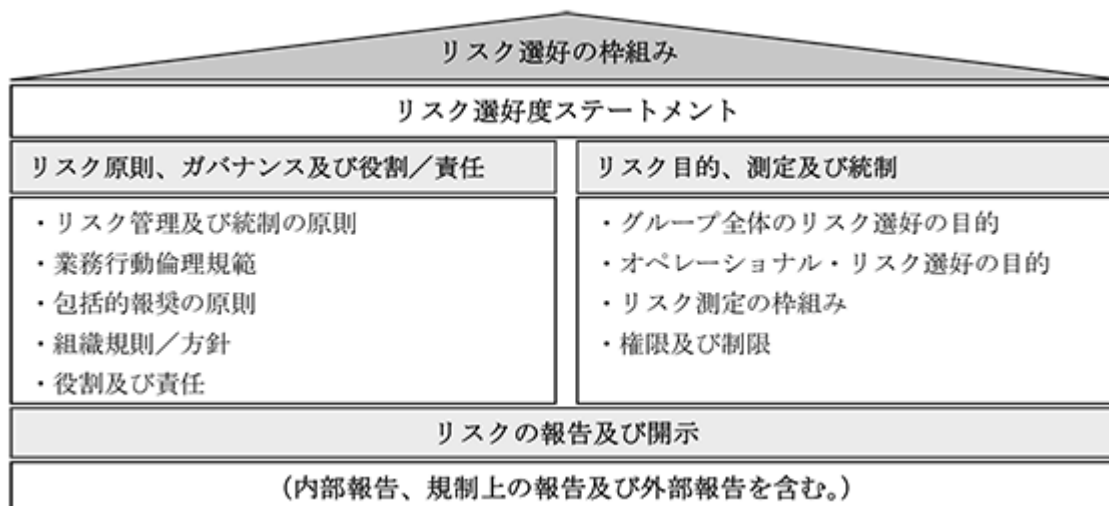
定量的リスク選好の目的は、グループ全体のリスク・エクスポージャーを当行のリスク許容度と関連付けるものであり、発生しうる経済的又は地政学的な重大有害事象の影響に対する当グループの弾力性を確保するよう設定されている。当該ステートメントは、当グループの資本バッファ、支払能力、利益、レバレッジ及び流動性等の分野を対象としており、また、年次事業計画プロセスの一環として行われるものも含め、定期的な見直しが行われている。

これらの目的は、オペレーショナル・リスク選好の目的により補完されている。オペレーショナル・リスク選好の目的は、当行のオペレーショナル・リスクの区分ごとに設定されている（例えば、市場行為、窃盗、詐欺、情報守秘義務及び技術リスク）。営業収益に対する既定の割合に基づき設定されたリスク耐性を超過するオペレーショナル・リスク事象は、適宜事業部門別の社長又はより上層に上申されなければならない。

リスク選好の目的の状況は毎月評価され、取締役会及びグループ執行委員会に報告される。当行のリスク選好は長い時間の中で変更されることがあり、そのため、とりわけ年次事業計画プロセスとの関連で、ポートフォリオ制限やリスク権限には定期的な見直し及び修正が行われる。また、会社の再生計画に盛り込まれている上申要因は、経営陣が日常的に監視している一連のリスク制限をもとに設定されている。

単一の公式方針にまとめられた当行のリスク選好の枠組み（公式のリスク選好度ステートメントを含む。）は、2013年11月18日に公表された金融安定理事会の「効率的なリスク選好の枠組みに係る原則」に準拠している。

## リスク選好の枠組み



### リスク原則及びリスク統制の企業風土

今日の高度に複雑化した営業環境において成功を収めるには、力強いダイナミックなリスク統制の企業風土が不可欠である。当行は、リスクと業績の両方の観点における持続可能な競争上の優位性の根源として企業風土を育み、これを更に強化させることに焦点を当てている。あらゆる意思決定の中核において堅実かつ厳格なリスクの引受を実施することにより、当行は比類ない顧客満足を実現し、利害関係者の長期価値を創出し、そして当行を就労の場として世界で最も魅力ある会社の1つにするという目標の達成を目指している。

当行のリスク選好の枠組みは、当行の柱となるもの、原則及び行動様式、当行のリスク管理及び統制の原則、当行の業務行動倫理規範並びに当行の包括的報奨の原則に示される、当行のリスク統制の企業風土のあらゆる重要な要素を組み合わせている。

これらは合わせて、当行による意思決定を会社の戦略、原則及びリスク選好と連携させることを目指している。これらは当行の在り方や当行が日々どのように事業を営むべきかを決定付ける一助となり、リスク認識を促進し、適切なリスクの引受を確保し、強固なリスク管理及び統制手続を確立するための確固たる基盤を提供する。

#### 柱となるもの、原則及び行動様式

当行のリスク統制の企業風土は、成功に必要な3つの鍵に基づいている。すなわち、柱となるもの（資本力、効率性及び有効性並びにリスク管理）、原則（顧客重視、卓越性及び持続可能な実績）及び行動様式（誠実性、協調性及び挑戦）である。当行の原則及び行動様式を常に遵守するという全ての個人が有する責任に大きな重点が置かれており、また、長期の目的及び当行の成功に絶え間ない重点が置かれ、これにより当行の最も貴重な財産である会社の評判が守られている。

#### リスク管理及び統制の原則

この原則は、リスク管理及び統制の原理の主要要素に焦点をあてており、3つの防衛線モデルと一貫している。

#### リスク管理及び統制の原則

財務の健全性の保護	評判の保護	経営幹部の説明責任	独立した統制	リスクの開示
全てのリスク・タイプにおいて、当行のリスク・エクスポージャーを管理し、個別のエクスポージャー・レベル、特定のポートフォリオ・レベル及び会社全体のレベルで、潜在的なリスク集中を回避することにより、当行の財務の健全性を保護する。	リスク、パフォーマンス及び報酬に対する全体的かつ総合的見解により特徴づけられる健全なリスク文化並びに当行の業務行動倫理規範を始めとする基準及び原則の完全な遵守を通じて、評判を保護する。	経営幹部は、リスク統制部門とは対照的に、当行全体の推定される全てのリスクに対し説明責任を負い、また、リスクと利益のバランスを確保するため、全てのリスク・エクスポージャーを継続的かつ積極的に管理する責任を負うことから、経営幹部の経営説明責任を確実なものとする。	独立したリスク統制機能は、事業のリスク管理の有効性及び事業のリスク引受を監督する。	上級役員、取締役会、投資家、規制当局、信用格付機関及びその他の利害関係者に対して適切な水準の包括的かつ透明性を有するリスク開示を行う。

#### 業務行動倫理規範

業務行動倫理規範（以下「本規範」という。）には、全ての従業員及び取締役会の構成員が文面上でも精神的にも無条件に従うことを要求する原則及び慣行が正式に記載されており、毎年行われる遵守状況の認証プロセスでサポートされている。本規範には、法律、規則及び規制をカバーする要件、倫理的な責任ある行動、情報管理、職場環境、社会的責任及び懲罰処分が記載されている。

#### 包括的報奨の原則

当行の実績測定及び管理プロセスは、全ての従業員がそれぞれの役割や責任に応じたリスク目的を持つことが求められる。これは、徹底したリスク管理が顧客に最良の体験を提供し、当行の事業目的を達成する上で重要な役割を果たしていることを当行の従業員が認識する一助となっている。つまり、当行に在籍する誰もがリスクを予測し、これに対応し、管理する責任を負っている。実績測定及び管理プロセスは、UBSグループの報酬の枠組みに関連づけられている。

当行の報酬指針は、各従業員の貢献を認識し、給与と実績（単に業務目標の達成だけではなく、どのようにその成果を出したのかが問われる。）を明確に関連づけた報酬を従業員に提供することである。グループ執行役員会の構成員の実績は、量的要因と質的要因の両方が含まれている。質的要因には、説明責任及び責



任の企業風土を強化することが含まれており、これにより、責任ある企業市民であること及び利害関係者とのあらゆる交流において誠実に行動することへのコミットメントが実証されている。

報酬プロセスには、リスクと報酬を適切にバランスさせて各個人が積極的にリスク管理に取り組んでいるか、また各個人が専門家としてどの程度の倫理的行動を示しているかの検証が含まれている。従業員が一定の加害行為を行った場合、当行は権利失効規定により、報酬の権利未確定の繰延部分の一部又は全部を喪失させることができる。

当グループに望ましいリスク統制の企業文化を植え込むため、あらゆるレベルの従業員を対象とする一連の施策（後述の要素を含む。）がこれらの原則を支援している。

#### リーダーシップに対するハウス・ビュー

リーダーシップは、誇りと競争上の優位性の根源となる企業風土の開発において重要な要素である。2014年9月に正式導入された当行のリーダーシップに対するハウス・ビュー（House View on Leadership）は、リーダーシップをとる会社中のスタッフに対する期待値を明文化したものである。かかるハウス・ビューは、事業分野を越えて集められた従業員と外部専門家により構成され、グループ執行役員会が議長を務めたグループにより開発されたものであり、当行全体を通じて一貫した基準を定めることにより、採用に関する決定の改善と、現在及び将来の当行リーダーの開発と昇進を支援することを目的としている。かかるハウス・ビューは、2014年度/2015年度マネージング・ディレクター昇進手続に盛り込まれており、2015年度には、取締役以上のレベルの役職に係る全ての昇進、採用及び開発に関する決定に盛り込まれる。

#### 優れた監督の原則

UBSグループには、定義付けされた優れた監督の原則があり、当該原則は、管理責任者及び従業員の監督責任（特に、責任を取ること、業務を整理すること、自分の従業員を知り、彼らが何をしているのか、どのような業務を行っているのかを知ること、良好な法令遵守の環境を整えること、問題に対応し、解決すること。）について明確な期待値を確立している。監督責任者は、専門家としての行動について理解し、よい模範を示し、ロールモデルとしての役割を果たすこと、問題に対して偏見を持たないこと、通常と異なる行動に気を配ること、危険信号が発せられたときに行動すること、問題の解決を確保することが期待される。確実な遵守を実現するため、定期的な見直しや評価を受ける枠組みが確立されている。

#### 内部告発

当行は、引き続き建設的な意見表明の企業風土を推進しており、従業員による発言を奨励している。当行の内部告発の方針は、全ての従業員に対し、当グループに適用ある法律、規制及びその他の法律要件又は当行の業務行動倫理規範、方針若しくは関連あるあらゆる専門基準に係る違反の疑いについて、（公然と又は匿名で）懸念を表明するための正式な枠組みと複数のルートを提供する。2014年度にはより強化された手続とガバナンスが導入され、問題の捕捉、評価、調査及び報告における一貫性が図られた。

#### 法令遵守及びリスク研修

当行には、法令遵守及びリスク関連のテーマ（マネーロンダリング防止及びオペレーショナル・リスクを含む。）の範囲を取り扱う全従業員を対象とする必修の研修プログラムがある。更に、より専門的な研修（例えば、トレーディング分野の従業員に対する信用リスクや市場リスクの研修）が従業員の具体的役割と責務に応じて提供されている。2014年度中、従業員は、全体で700,000を超える必修の研修会を修了させることが求められており、当該研修会の数は、リスク統制の企業風土強化に対する当行の継続的な注力を反映して、2013年度から約40%増加している。研修会は、通常その評価と併せて一定の期限内に修了させなければならない規則となっている。受講期限から30日以内に満足のいくレベルで研修会を修了できなかった場合は処分の対象となり、通常、書面による警告を受けた上で研修も修了させることが求められる。2014年度における最終的な当該必修の研修会の修了率は100%であった。受講期限から20日以内に2つ以上の研修会を修了できない場合、非懲戒的統制事項（NDCI）の手続にのせられ、実績測定及び管理プロセス並びに関連する昇進・報酬プロセスにも反映される。

#### 定量的リスク選好の目的

当行は、一連の定量的リスク選好の目的を通して、リスク・エクスポージャー合計を当行の資本及び事業計画に基づき、当行が望むリスク許容度内に確実に収めることを目指している。各目的に係るリスク許容度

の個別定義は、厳しいストレス事象下においても当行の営業基盤を守り、最低限の規制上の要件を上回るために当行が資本、利益及び資金調達の流動性を十分確保することが求められる。リスク選好の目的は、年次事業計画プロセスの一環として評価され、取締役会の承認を受ける。リスク・エクスポージャーとリスク許容度との比較は、事業戦略及びUBSグループのリスク・プロフィールへの潜在的な調整に係る経営判断において重要な留意事項である。

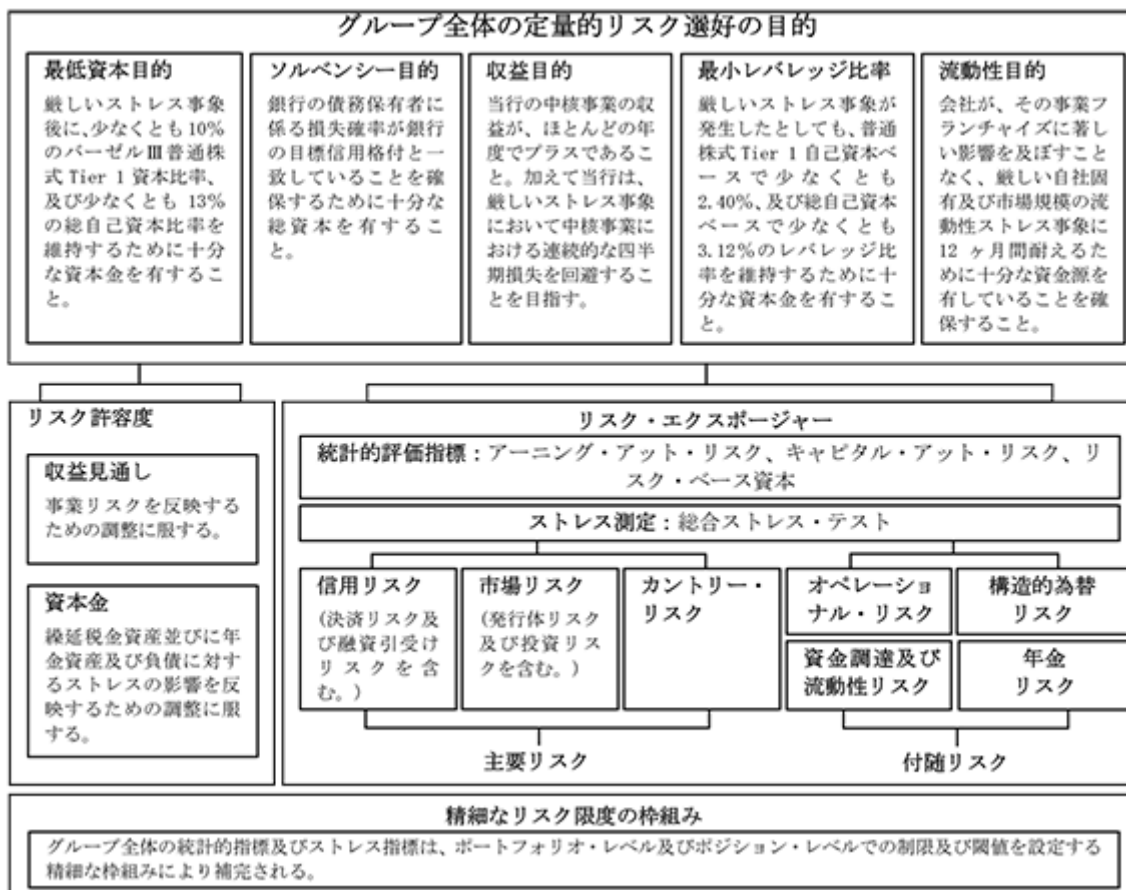
当行は、深刻なストレス事象を評価するために、シナリオに基づくストレス・テストと統計的なリスク測定法の両方を利用している。これらの相補的な枠組みは、当行の事業部門及びコーポレート・センターを通して全ての重要な主要リスク及び付随リスクに対するエクスポージャーを捕捉している。

部門レベルのリスク選好の目的は、グループ全体の目的から論理的に導かれるものであり、グループ全体の目的に準拠するものでなければならない。部門レベルのリスク選好の目的はまた、当該部門における特定の活動及びリスクに関連した、当該部門特有の目的により構成されることがある。リスク選好の目的はまた、特定の法人についても設定される。このような目的は、グループ全体のリスク選好の枠組みに準拠していることを要し、当該法人における規制及び当行の規制に従い承認される。これらの目的には、関連ある法人の特定の性質、規模及び複雑性並びに適用ある法令を反映した差異が生じることがある。

当行はリスク許容度を判断するために、収益見通しの減少及び費用の減少（例えば、厳しいストレス事象における変動報酬の見越計上の戻入によるもの）を反映させるためにビジネス・リスクの戦略計画による収益見通しを調整する。当行はまた、繰延税金資産、年金資産及び負債並びに株主に対する投資利益の見越計上額に対するストレスの影響を考慮するため、当行の資本を調整する。

下記図表は、当行の定量的リスク選好の目的の概要を示している。

### 定量的リスク選好の目的



### リスク測定

当行のポートフォリオのリスク及びリスク集中の定量化については、様々な方法論や測定法が適用されている。標準的な測定法において完全に反映されないリスクは、追加の統制（特定の取引の事前承認及び特別なリスク制限の適用を含む場合がある。）の対象とされる。通常、リスクの定量化モデルは統制機能内の専任部門により確立され、独立した検証の対象となる。

モデル及び方法論の適用には承認が必要とされ、また、規制要件及び内部方針に従い定期的な見直しを行い、当該モデルが想定どおりに機能し、現実の事象や価値と合致した実績を残し、また、ベスト・プラクティスに基づくアプローチ及び最新の学術的発展を反映するよう確保されなければならない。従って、当行は当該モデルが満足のいく水準で機能しているか否か、追加的な分析を要するか否か、及び再調整又は再開発を要するか否かの評価を行う。評価結果及び結論は、関連あるガバナンス機関及び（義務づけられている場合は）規制当局に開示される。

生産環境でモデルの質及びパフォーマンスを評価するために進行しているプロセスは、2つの要素によって構成される。すなわち、モデルの理論的健全性に関する初期段階の定期的な評価手続であり、定量的リスク統制部門（QRC）により実施されるモデル検証と、モデルの出力及びその適用に関する正確性及び適切性を確認するための定期的な手続であり、モデルの開発者により実施され、QRCにより見直されるモデル確認である。

## ストレス・テスト

当行は、ストレス・テストを行うことで極端だが妥当なマクロ経済的及び地政学的ストレス事象から生じ得る損失を数量化している。ストレス・テストにより、潜在的な脆弱性及びリスク集中を特定し、その理解を深め、管理することができる。ストレス・テストは、UBSグループ全体、事業部門及びポートフォリオの各レベルにおける上限値の枠組みにおいて重要な役割を果たしている。ストレス・テストの結果は定期的に取り締役員、リスク委員会及びGEBに報告される。また、当行は、スイス金融市場監督当局（FINMA）に対し、その要件に従って詳細なストレス損失分析を提供している。上記「リスク選好の枠組み」に記載した通り、ストレス・テストは、統計損失測定と併せてリスク選好及び事業計画プロセスにおいて中心的な役割を果たしている。

当行のストレス・テストの枠組みは、以下の3つの柱を包含している：即ち 総合ストレス・テスト、ポートフォリオのストレス・テスト及びリスク・タイプ別のストレス・テストの包括的な範囲、 リバース・ストレス・テストである。

当行の総合ストレス・テスト（CST）は、シナリオに基づくものであり、多くの潜在的な世界規模のシステミックな事象から生じ得るグループ全体の損失の総額を定量化することを目指している。当該枠組みは、上記「リスク区分」に示されている通り、全ての重要な主要リスク及び付随リスク、並びにビジネス・リスクを捕捉する。シナリオは、将来を見通したものであり、かつマクロ経済学的・地政学的ストレス事象を包含しており、潜在的な深刻さの度合いによって異なっている。各シナリオは、当該シナリオに基づく市場指標及び経済的変数の期待される展開を通して実施されている。これにより当行の主要リスク、付随リスク及びビジネス・リスクにもたらされる影響は、その後シナリオが生じた場合の全体的な損失及び資本にもたらす影響を計算するために評価される。リスク委員会は、少なくとも年に1回、通常CST報告を行うため、並びに当行のリスク選好の枠組みにおける最低資本額、収益目標及びレバレッジ比率目標に対するリスク・エクスポージャーを監視するために、中心シナリオとして使用される最も関連の深いシナリオを承認する（これは、必須の想定シナリオとして知られている。）。これらの結果は、毎月リスク委員会及びGEBに報告され、リスク委員会及びGEBにおいて検討され、また、取締役会及びFINMAに報告される。CSTシナリオのその他の結果は、監視され、四半期毎に取り締役員、リスク委員会、GEB及びFINMAに報告される。

グループCRO及びグループCFOが監督する全体的なモデル統制枠組みの中で、全社的ストレス委員会（ESC）は、グループ全体のストレス測定に使用される想定及びシナリオの一貫性と妥当性を確保する責任を負う。これらの責任の一環として、ESCは、一連のストレス・シナリオが、マクロ経済的及び地政学的環境における現在及び潜在的な動向、当行の現在及び計画されている事業活動、並びに当行のポートフォリオにおける現実の又は潜在的なリスク集中及び脆弱性を正確に反映することを確保する責任を負う。ESCは、少なくとも四半期毎に会議を開き、かかる会議はリスク統制部門のUBSグループ代表者及び事業部門の代表者で構成されている。その責任を実行する際、ESCはリスク「シンクタンク」からのインプットを考慮する。このシンクタンクは、各事業部門、リスク統制部門及び経済研究部門の上級代表者の一団であり、四半期毎に会議を開いて現在及び将来の市場環境について精査し、UBSグループの利益に重大な影響を与える可能性のある潜在的なストレス・シナリオを特定することを目的としている。この結果、FINMAから命じられているシナリオとは別に一連の内部ストレス・シナリオが開発され、時間をかけて改良されることになる。

各シナリオは、当行のポートフォリオにおけるストレス・シナリオの影響を評価する上で関係するとみなされる幅広いマクロ経済的な変数を捕捉する。これには、国内総生産（GDP）、株価指数、金利、為替レート、不動産価格及び失業率が含まれる。各シナリオにおいて当該マクロ経済的な変数の想定される変動は、

当行のポートフォリオの主要なリスク要因を強調するために使用される。例えば、GDPの成長率の低下と金利上昇は、当行が貸出を行った企業の収益を減少させる可能性があり、デフォルト確率、デフォルト時損失率及びデフォルト時エクスポージャーに係る信用リスク・パラメーターの変化につながり、その結果、ストレス・シナリオにおいて予想信用損失が上昇するというものである。また、当行は、受取報酬、受取利息及びトレーディング収益の減少並びに費用の減少により生じるビジネス・リスクも捕捉する。これらの影響は、損益、その他の包括利益、RWA、スイスSRBレバレッジ比率基準(LRD)、そして最終的には当行の資本及びレバレッジ比率に係るシナリオの見積り影響総額を計算するために、全ての重要なリスク・タイプ及び全ての事業を通して測定される。マクロ経済的変数の変動の仮定は、現在及び予想される将来の市況の変化を考慮して定期的に更新される。

2014年度のCSTの必須の想定シナリオは、内部のユーロ危機シナリオである。当該シナリオは、ユーロ圏経済の急速な悪化により、一定の周辺国家における政府及び銀行のデフォルト、金融市場の低迷、及び世界経済への波及が誘発されることを想定している。CSTリスク・エクスポージャーは、当該年度を通じて概ね安定的であり、当該測定値における月次変動の大部分は、インベストメント・バンクにおける一時的な融資引受エクスポージャーに起因していた。

CSTの枠組みの一環として、5つのストレス・シナリオが定期的に監視されている。

- 不況シナリオは、世界的な大手金融機関の破綻により金融市場が新たに混乱し、長引く金融デレバレッジや世界各国における活動の著しい低迷へとつながる状況を表している。
- 米国危機シナリオは、米国への信頼が喪失し、多国籍ポートフォリオの米ドル建て資産以外への再配置につながり、米ドルの急激な大暴落を引き起こす状況を表している。当該シナリオでは、米国は不況に後戻りし、他の先進工業国もこれと同パターンを辿り、インフレ懸念から全体的に高い金利水準につながる。
- 中国のハード・ランディング・シナリオは、中国における経済的な反動と、それにより世界経済(とりわけ新興成長市場)に与える影響を表している。
- 中東/北アフリカ・シナリオは、政治的な混乱の拡大により原油価格が高騰し、先進国の不況を引き起こす状況を表している。
- 恐慌シナリオは、ユーロ危機シナリオをより顕在化、長期化させた状況を表している。当該シナリオでは、更に周辺国がデフォルトに陥り、ユーロ圏から脱退し、先進経済が長期的な景気低迷へと引きずり込まれる。

第4四半期中、年次事業計画プロセスの一環として、必須の想定シナリオをユーロ圏危機シナリオに変更する決定がなされた。ユーロ圏危機シナリオとは、ユーロ危機シナリオが設定された2012年以降のユーロ圏における政治、経済及び市場環境の展開を考慮に入れた、ユーロ危機シナリオを発展させたものである。シナリオ変更による影響としては、事業計画におけるストレス損失の見通しの若干の増加が挙げられる。2014年12月31日のユーロ圏危機シナリオの採用と並行して当行は、リスク・エクスポージャー測定の方法論において多数の改善策を実施した。シナリオと方法論の変更による複合効果により、実施時点のポートフォリオの計算上、当行のストレス損失の見通しが全体的に純減した。

ポートフォリオ別のストレス・テストは、特定のポートフォリオのリスクに合わせて作成された測定法である。当行のポートフォリオのストレス損失測定は、過去の事象の測定から情報を得るだけでなく、将来の見通しに関する要素も含んでいる。例えば、当行のトレーディング・リスクに関するストレス・シナリオは、市場とポジションにより異なる流動性の特徴を捕捉する。ポートフォリオ別ストレス・テストの結果は、明示的にリスク負担を統制するために制限を受ける可能性、又は脆弱性を特定するために制限なく監視される可能性がある。

リバース・ストレス・テストは、定義されたストレス結果(例えば、特定の損失額、風評被害、流動性不足又は法定自己資本比率の違反)からスタートし、かかる結果をもたらすような経済的又は財務的シナリオを特定するために逆算する。そのため、リバース・ストレス・テストは、通常考えられる範囲を超える「仮定」の結果を想定することによって順行ストレス・テストを補完することが意図されており、このことによって深刻さの程度及び妥当性の前提について潜在的に異議を唱える。当該リバース・ストレス・テストの結果は、その実行の重大性と範囲に応じて関連するガバナンス機関に報告される。

加えて当行は、金利の増減の影響やイールド・カーブ構造の変更も定期的に分析している。

大手金融機関のほとんどはストレス・テストを採用しているが、個別のビジネスモデルやポートフォリオに合わせて作成されているのでその手法は非常に多様である。また、ストレス・シナリオを定めた業界基準

や、各行のリスク・エクスポージャーへの適用方法は存在しない。従って、金融機関同士のストレス・テスト結果の比較は誤解を招く恐れがあるため、当行は、多くの同業他社と同様、当行内部ストレス・テストの数値化されたストレス・テスト結果を公表していない。

#### 統計的測定

当行は、シナリオに基づく総合ストレス・テスト（CST）による測定に加え、統計的手法を用いてリスクを算出及び合算し、選択された信頼水準におけるストレス事象を導き出すことを可能とする、統計的ストレス測定のパラダイムを採用している。

このパラダイムは、過去の市場変動の実績、リスク・エクスポージャーの水準及び業務計画の予測に基づき、また収益及び費用への影響を考慮した上で、潜在的利益の分布を導き出すために用いられている。これにより当行は、95%の信頼水準で収益の潜在的不足額（予測利益からの乖離）を測定し、1年の期間について評価するアーニング・アット・リスク（EaR）を定めている。EaRは、当行のリスク選好のパラダイムにおける利益目標の評価に用いられる。

当行は、その他の包括利益により実現した損益の影響を含めることにより、EaR測定を拡張して、バーゼル 普通株式等Tier 1（CET1）資本に対するストレス事象の潜在的な影響の分布を導き出している。この分布から、当行は95%の信頼水準でキャピタル・アット・リスク（CaR）バッファの測定法を確立し、これを当行の資本及びレバレッジ比率の目標の評価に利用しており、また、99.90%の信頼水準でCaRソルベンシーの測定法を確立し、これを当行の支払能力の目標の評価に利用している。

CaRソルベンシーの測定法はまた、事業部門及びコーポレート・センターのリスク・ベース資本（RBC）に対する寄与度の抽出にも用いられている。上述の通り、RBCは当行の持分帰属パラダイムの核となる構成要素である。資本合計の計算におけるフェーズ・イン・ベースのバーゼル のアプローチにおいては、追加的資本調達手段を銀行の利用可能な資本に含めることが認められており、かかるアプローチに基づき当行は、RBCの信頼水準を99.90%から99.97%に引き上げた。当行は、不測の損失を吸収し、なおかつ全ての債権者に対する支払を完済するために必要となる資本を推定するにあたり、より大きなストレス事象による資本の潜在的な減損を考慮しており、これにより質の高い資本と追加的資本調達手段の適切な構成の維持を確保している。2014年12月31日現在、当行のリスク指標は追加的資本調達手段を対象外とする完全適用ベースのバーゼル の基準に移行しており、このより厳格な資本基準に準拠するため、当行は使用するRBCの信頼水準を99.90%に戻した。更に、当行は当年度中、RBCモデルに係る一部の要素を改訂した。かかるモデルの変更及び信頼区間の変更がRBC全体の水準に及ぼした正味の影響は、ごく僅かであった。

#### ポートフォリオ及びポジションの制限

グループ全体のストレス指標及び統計的指標は、下位レベルのポートフォリオ及びポジションの制限により補完されている。これらの測定法を組み合わせることにより、当行の事業部門及びコーポレート・センターに、そのビジネスモデルから生じる重要なリスクに関連するものとして適用される、包括的かつ詳細な制限のパラダイムが提供される。

当行は、各種のエクスポージャーに対して、ポートフォリオのレベルで、統計的測定法及びストレスベースの測定法（当行の貸出金残高に対するバリュー・アット・リスク、流動性調整ストレス、想定ローン引受制限、経済価値感応度及びポートフォリオ・デフォルト・シミュレーション等）を用いて、制限を適用している。これらは、受取利息純額感応度、売却可能ポートフォリオの時価評価による損失、並びに資本及び資本比率に対する為替変動の影響に関する、一連の基準値により補完されている。

ポートフォリオ測定法は、ポジション・レベルでの制限により補完されている。ポジション制限に関するリスク測定法は、市場リスクの感応度及びカウンターパーティ・レベルでの信用リスク・エクスポージャーに基づいている。市場リスクへの感応度には、株式指数、為替レート及び金利といった市場一般のリスク要因の変動への感応度と、発行体の信用スプレッド又はデフォルト・リスクといった発行体個別の要素への感応度が含まれる。当行は、インベストメント・バンク及びコーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに対する、多数の市場リスク制限を日々監視している。カウンターパーティ測定法は、担保及び法的強制力を有するネットティング契約を考慮した、各カウンターパーティの現在のエクスポージャー及び将来における潜在的なエクスポージャーを測定するものである。

#### リスク集中

リスク集中は、( )ポジションが一群の相関要因の変更による影響を受ける場合又は一群のポジションが同じリスク要因若しくは一群の相関要因の変更による影響を受ける場合、また( )エクスポージャーが、広範囲であるが妥当と思われる厳しい状況において、多大な損失をもたらす可能性がある場合に起こる。リスク集中の発生しうるカテゴリーには、カウンターパーティ、産業、法人、国又は地理的地域、製品及び事業が含まれる。

リスク集中の特定は、今後の展開の可能性を正確に予測することができないことや、また年度ごとに変動する可能性があることから、判断を要する。当行にリスク集中があるか否か判断する場合、当行は、多数の要素を個別に又は併せて考慮する。かかる要素には、ポジション及び当行のカウンターパーティの共有の特徴、ポジション又は一群のポジションの規模、リスク要因の変更に対するポジション又は一群のポジションの感応度並びに当該要因のボラティリティ及び相関性が含まれる。当行の評価の際に重視すべき事項は、ポジションの取引市場の流動性並びにヘッジ又はその他の潜在的リスクの軽減要素の利用可能性及びその効果である。ヘッジ商品の価格は、常にポジションのヘッジにより変動するわけではなく、この不一致はベース・リスクといわれる。

リスク集中は、リスク統制部門による更なる監督の対象となり、利用できる方法により当該リスクが削減されるか又は軽減されるか否かが判断される。特に、厳しい環境で生じた相関関係が当行のリスク対応モデルにより予測される相関関係と大きく異なる場合、重大な損失が、資産クラス、ポジション及びヘッジにおいて発生する可能性がある。

## 信用リスク

### 当年度の主な動向

2014年度において、当行のウェルス・マネジメント事業における貸付ポートフォリオは、当行の成長戦略に沿って成長を続けた。リテール&コーポレート部門の貸出金のエクスポージャーは、支払遅延が低い水準であったため引き続き安定していた。インベストメント・バンクの信用エクスポージャーは大部分で投資適格を維持した。当行は、ブラックロックのファンドに対するローンの完済を得たこと、店頭デリバティブの更改を引き続き行ったこと及び当行が残していたモノライン保険会社に対する信用リスクの相当部分について処分を行ったことにより、非中核的部門及びレガシー・ポートフォリオ内の信用エクスポージャーの大幅な削減を一層前進させた。正味貸倒引当金繰入額は、1,200万スイス・フランの一般貸倒引当金の正味戻入を考慮し、合計して7,800万スイス・フランとなった。減損貸出金は、変わらず12億スイス・フランを維持した。

2014年末から2015年初めまで続いている石油価格の急激な下落に対応するため、当行は、ロンバード事業におけるエネルギー関連証券の担保付き貸付の価値を減少させた上で、石油価格の動きにより悪影響を受ける可能性のある当行のエクスポージャーを注意深く監視している。

### 信用リスクの主要な発生源

- 当行の貸付エクスポージャーの相当部分は、居住用不動産及び収益をもたらす不動産を担保とした企業向け貸出金及び抵当貸付を提供するスイス国内のビジネスから生じているため、スイス経済の健全性に連動している。
- インベストメント・バンクにおける当行の信用エクスポージャーの大部分は、投資適格とされているが、一時的ではあるものの集中的に低い格付にさらされていることを特徴とした融資引受が含まれている。
- 当行のウェルス・マネジメント事業は証券担保貸付及び抵当貸付を行っている。
- レガシー・ポートフォリオにおける信用リスクは著しく減少し、残る信用リスクの大部分は、証券化ポジションに関連する。
- 当行のデリバティブ取引の大部分は非中核的であると判断されたため、縮小又は改編、更改及び取引のコンプレッションを通じて減少した。残りは主に現金担保に基づいて処理される。

### 測定、監視及び管理の手法の概要

- 各カウンターパーティとの取引から生じる信用リスクは、デフォルト確率、デフォルト時エクスポージャー及びデフォルト時損失率の当行の推定値に従って測定される。当行は、個々のカウンターパーティ及びカウンターパーティ・グループについて、バンキング商品及び取引商品を対象とする制限及び

決済金額の制限を設けている。リスク統制権限は、リスク・エクスポージャーの金額及び内部の信用格付に基づき、取締役会によって承認され、グループ最高責任者、グループ・チーフ・リスク・オフィサー及び部門毎のチーフ・リスク・オフィサーに委任される。

- これらの制限は、債務の未払額だけでなく、偶発的なコミットメント及び取引商品に関する潜在的な将来のエクスポージャーにも適用されるものである。
- インベストメント・バンクに関する当行の監視、測定及び制限の枠組みは、償還期限までの保有を意図するエクスポージャー（取得保有エクスポージャー）と、分配又はリスク移転がなされるまでの間の短期的保有を意図するエクスポージャー（一時的エクスポージャー）を区別している。
- 当行はまた、ポートフォリオの信用リスク測定値（予想損失、統計的損失、及びストレス損失）を得るためにUBSグループ全体及び事業部門のレベルでモデルを使用し、UBSグループ全体及び事業部門のレベル毎にポートフォリオ・レベルの制限を設けている。
- 顧客が同種の事業活動に従事している場合や、同一の地理的地域に拠点を置いている場合、又は顧客の契約上の義務の履行能力が経済的、政治的又はその他の条件の変化により同様の影響を受ける等、類似した経済的特徴を有している場合には、信用リスクの集中が発生する可能性がある。信用リスク集中を避けるため、当行は、セクター・エクスポージャー、カントリー・リスク、及び特定の商品のエクスポージャーについて、ポートフォリオ及びサブ・ポートフォリオのレベルのリスク集中を制約する制限及び/又はオペレーショナル・コントロールを設けている。

## UBSグループの信用リスク・プロフィール - IFRSの考え方

### 信用リスクに対する最大エクスポージャー

信用リスクに対する最大エクスポージャーは、貸借対照表に認識された信用リスクの対象となる金融商品の帳簿価額を含み、オフバランスシートの契約についての想定元本を含んでいる。

担保は、情報が入手可能な場合、公正価値で表示されている。不動産等のその他の担保については、合理的な代替値が使用されている。クレジット・デリバティブ契約及び保証等の信用補完は、その想定元本で含まれる。両方ともに、保証対象としている信用リスクに対する最大エクスポージャーが上限となるように設定されている。

本項で以下に記載される当行経営陣の内部見解に基づく信用リスクの補足的な見解は、一定の事項においてIFRSの要求事項と相違が生じる場合がある。

### 減損資産

2014年12月31日現在の減損資産の総額は、新しい総減損補償額（その相当部分は第三者とのサブ・パーティシペーション契約によりカバーされている。）を主な理由として、僅かに1億スイス・フラン増加した14億スイス・フランであった。担保の見積清算手取金並びに特定の引当金及び準備金（但し上述のサブ・パーティシペーション契約の影響を除く。）の控除後における2014年12月31日現在の純減損資産は、前年度末の3億スイス・フランと比較して、5億スイス・フランであった。

### 減損の生じている貸出金

当行の減損エクスポージャーの総額の多くは、主に当行のスイス国内事業における貸出金に関連する。2014年12月31日現在の減損の生じている貸出金の総額（銀行預け金を含む。）は、新たに生じた減損及び増加した減損が、主にレガシー・ポートフォリオの縮小に関連した返済、売却、格付けのアップグレード及び償却によって相殺されたために、前年度末の12億4,100万スイス・フランから僅かに減少し、12億400万スイス・フランとなった。減損の生じている貸出金が貸出金総額に占める割合は、変わらず0.4%を維持した。

2014年12月31日現在、減損の生じている貸出金のエクスポージャーに対する担保は、主に不動産と証券で構成されている。当行の方針は、担保権を実行された不動産を可及的速やかに処分することである。担保権実行不動産について貸借対照表のその他の資産に計上された簿価は、2014年度末は4,300万スイス・フラン、2013年度末は4,000万スイス・フランであった。当行は、金融資産の形式で保有する担保を迅速に、かつ公正とみなされる価格で清算するよう努力している。これにより当行は、法律上認められる場合、秩序ある清算中に、自らの勘定で資産を購入しなければならない場合がある。

2014年12月31日現在の特定及び一般の貸倒引当金及び準備金は、僅かに1,400万スイス・フラン減少して7億3,500万スイス・フランとなった。これには、前年度末から1,200万スイス・フラン減少した一般貸倒引当金800万スイス・フランが含まれる。

### 延滞しているが減損の生じていない貸出金

延滞しているが減損の生じていない抵当貸付金額は、抵当貸付ポートフォリオ全体の規模との比較では重大ではなかった。

### UBSグループの信用リスク・プロフィール - 内部のリスク見解

本項に詳述するエクスポージャーは、IFRSの測定要件と一定の事項において相違する信用リスクに関する当行経営陣の内部見解に基づくものである。

当行は、内部で信用リスク・エクスポージャーをバンキング商品及び取引商品の2つに大別している。バンキング商品は、実行済融資、未実行の補償及び貸出コミットメント、銀行預け金並びに中央銀行預け金から成る。取引商品は、店頭(OTC)デリバティブ、取引所取引デリバティブ(ETD)並びに有価証券貸借取引、レボ契約及びリバース・レボ契約で構成される証券金融取引(SFT)から成る。

### バンキング商品

2014年12月31日現在のバンキング商品に係るグロス・エクスポージャーの総額は、中央銀行預け金並びにウェルス・マネジメント及びウェルス・マネジメント・アメリカズへの貸出金残高における増加を主な理由として、2013年度末の4,530億スイス・フランから4,970億スイス・フランに増加した。

#### ウェルス・マネジメント

ウェルス・マネジメントのバンキング商品に係るグロス・エクスポージャーは、主にアジア太平洋地域における融資の増加により、また、当行の本事業の成長戦略に沿って、2013年12月31日現在の1,020億スイス・フランから、2014年12月31日現在では1,180億スイス・フランまで増加した。正味貸倒引当金繰入額は、2013年度には1,000万スイス・フランであったのに対し、2014年度には100万スイス・フランであった。

当行のウェルス・マネジメントの貸出金ポートフォリオは主に、有価証券、居住用不動産及び現金により担保されている。2014年12月31日現在、有価証券により担保された貸出金の大部分(95%)は当行の内部の信用格付に基づき投資適格とされる高い質を有するものであり、2013年12月31日現在から変更がなかった。

2014年12月31日現在のスイス以外の不動産によって担保される抵当貸付ポートフォリオは、前年度末の45億スイス・フランから増加し58億スイス・フランとなった。当該ポートフォリオは、貸出対総額比率(LTV)がヨーロッパにおいては55%、アジア太平洋地域においては42%という総合的に高い質を保っている。

#### ウェルス・マネジメント・アメリカズ

ウェルス・マネジメント・アメリカズのバンキング商品に係るグロス・エクスポージャーは、2013年12月31日現在の380億スイス・フランから、2014年12月31日現在の470億スイス・フランまで増加したが、この増加のうち約3分の1はスイス・フランに対するドル高によるものである。このエクスポージャーは、有価証券により担保された貸出金及び住宅ローン貸出金に大きく関連している。

有価証券により担保された貸出金の大部分(2014年12月31日現在81%)が当行の内部の信用格付に基づき投資適格とされる高い質を有するものであり、2013年12月31日現在から変更がなかった。

抵当貸付ポートフォリオは主に、米国全州において提供される住宅ローンで構成される。2014年12月31日現在のグロス・エクスポージャーは、前年度末の56億スイス・フランから増加し76億スイス・フランとなった。当該ポートフォリオは、貸出対総額比率(LTV)58%という総合的に高い質を保っており、当行は、抵当貸付プログラムを開始してから信用損失を経験していない。当該ポートフォリオにおいて、最も集中している地域の上位5地域は、カリフォルニア(30%)、ニューヨーク(16%)、フロリダ(9%)、テキサス(4%)及びニュージャージー(4%)である。

ウェルス・マネジメント・アメリカズの顧客に対する無担保の信用リスクが僅かに存在し、クレジットカード事業から生じるものが1億9,200万スイス・フラン、無担保の貸付ポートフォリオから生じるものが5,600万スイス・フランであった。



2014年12月31日現在の減損貸出金は、前年度末の8,200万スイス・フランから2,600万スイス・フランに減少しており、残りの減損の大部分は、プエルトリコの地方債及び関連する投資信託によって担保される証券担保貸付枠に関するものである。

ウェルス・マネジメント・アメリカズがその顧客に提供する証券担保貸付枠及び機関投資家顧客とのレボ契約は、その一部を、プエルトリコの地方債及び主にプエルトリコの地方債に投資するクローズ・エンド型投資信託によって担保されている。この担保は貸付価値へアカット及び日次の証拠金の対象となる。プエルトリコの地方債及びクローズ・エンド型投資信託の担保に対する当行の貸付エクスポージャーは、2014年12月31日現在約4億米ドル（前年度末の10億米ドルから減少）であった。当該担保は、2014年12月31日現在約15億米ドルの市場価値を有していた。

## リテール&コーポレート

リテール&コーポレートのバンキング商品に係るグロス・エクスポージャーは、2014年12月31日現在では1,560億スイス・フランであり、2013年12月31日と比較して変更はなかった。バンキング商品に係るネット・エクスポージャーもほぼ変わらず1,560億スイス・フランであり、そのうち約63%（前年度末は64%）が投資適格であると格付けされた。そのエクスポージャーの80%超が0%から25%の最も低いデフォルト時損失率（LGD）のカテゴリーに区分された。

リテール&コーポレートの貸出金ポートフォリオの総額の規模と構成は、年度中1,370億スイス・フランからほぼ変わらなかった。2014年度末、このポートフォリオの93%が居住用及び商業用不動産を主とする担保により保証されている。無担保の総額のうち、66%は企業であるカウンターパーティへのキャッシュ・フローに基づく貸出に関するものであり、20%は政府機関への貸付に関するものであった。当行の内部の信用格付に基づき、無担保貸付ポートフォリオの53%が投資適格であると格付けされた。

当行のウェルス・マネジメント事業により組成されたスイス抵当貸付を含む当行のスイス抵当貸付ポートフォリオについては以下に詳述する。

当行のスイスの企業向け貸付ポートフォリオは、多国籍企業又は国内企業であるカウンターパーティに対する貸出金で構成される。当該ポートフォリオは多様な業界にわたっているが、これらのスイスのカウンターパーティは、一般的に自国の国内経済及び輸出（特に欧州連合（EU）と米国間）の相手国の経済に強く依存する。加えて、ユーロ/スイス・フラン間の為替相場は、スイス企業にとって重大なリスク・ファクターとなっている。2015年1月15日、スイス国立銀行（SNB）は、2011年9月から実施されていたユーロに対するスイス・フランの目標最低為替レートを廃止し、スイス・フランを強めるようにした。スイスの輸出経済の信用を考慮すると、より強いスイス・フランはスイス経済に悪影響を与える可能性があり、そのことにより、当行の国内貸付ポートフォリオの範囲内の複数のカウンターパーティに影響を与え、将来の貸倒引当金繰入額の水準の増大につながる可能性がある。

当行のスイス住宅ローン貸出金及びスイスの企業向け貸出金の返済遅延率は、低い水準を維持している。延滞しているが減損の生じていない貸出金の貸出金全体に対する割合である返済遅延率は、企業向け貸出金については、2013年12月31日現在0.9%であったのに対し、2014年12月31日現在は0.6%であった。

当行の最大の貸出金ポートフォリオは、引き続き、スイスの居住用及び商業用不動産を担保とする抵当貸付ポートフォリオである。これらのモーゲージ・ローンは、主に当行のリテール&コーポレートが組成するが、ウェルス・マネジメントが組成するモーゲージ・ローンも含む。これらのモーゲージ・ローンの多くを占める1,260億スイス・フラン（89%）は、借り手が占有又は賃貸に出している居住用不動産に関連し、また、借り手に対する完全償還請求権がある。スイスの住宅ローン貸出金ポートフォリオの約70%が、借り手が占有する不動産に関連している。当該ポートフォリオの平均LTV率は、2013年12月31日現在の約53%と比較して、2014年12月31日現在では52%であった。2014年度に新たに組成されたローンの平均LTVは、2013年度から変わらず62%であった。スイスの住宅ローン貸出金ポートフォリオの残りの30%は、借り手が賃貸に出している物件に関連する。当該ポートフォリオの平均LTVは、2013年12月31日現在に約57%であったのに対し、2014年12月31日現在では約56%であった。2014年度に新たに組成されたローンの平均LTVは、2013年度の59%と比較して55%であった。

スイス住宅ローン貸出金の総額の99%超は、例えば担保に付与される価値が20%低下したとしても、継続して担保不動産によりカバーされ、また、98.7%は、例えば担保に付与される価値が30%低下したとしても、担保不動産によるカバーが維持される。

## グローバル・アセット・マネジメント

2014年12月31日現在のグローバル・アセット・マネジメントのバンキング商品に係るグロス・エクスポージャーは、10億スイス・フランを下回った。

#### インベストメント・バンク

インベストメント・バンクの融資業務の大部分は、企業及びその他のノンバンクに関連している。当該事業は幅広い業種をまたいでいるが、北米に集中している。

インベストメント・バンクのバンキング商品に係るグロス・エクスポージャーは、2013年12月31日現在の610億スイス・フランから、2014年12月31日現在では600億スイス・フランに僅かに減少した。

インベストメント・バンクはこのポートフォリオに係る信用リスクを積極的に管理しており、2014年12月31日現在、企業及びその他のノンバンクへのエクスポージャーに対して、シングルネームのクレジット・デフォルト・スワップ(CDS)のヘッジに88億スイス・フランを保有しており、2013年度末と比較して10億スイス・フラン減少した。更に、インベストメント・バンクは、ストラクチャード信用プロテクションの劣後トランシェからのロス・プロテクション3億6,500万スイス・フランを保有していた。

2014年12月31日現在、引当金、準備金及びヘッジ控除後のバンキング商品に係るネット・エクスポージャー(銀行預け金の大部分及び中央銀行預け金を除く。)は、2013年度末の423億スイス・フランから429億スイス・フランに増加した。2013年度末において、当行の内部格付に基づき、インベストメント・バンクのバンキング商品に係るネット・エクスポージャーの59%(前年度末は57%)は、投資適格であると格付けされた。また、インベストメント・バンクのバンキング商品に係るネット・エクスポージャーの多くは、デフォルト時損失比率が0%及び50%の間であると見込まれる。インベストメント・バンク内の臨時的貸付エクスポージャーの一部は、エネルギー関連であり、従って、石油価格の下落にさらされている。当該エクスポージャーはシンジケーションを意図しており、トレーディング目的保有として分類されている。

#### コーポレート・センター - 中核的部門

コーポレート・センター - 中核的部門のバンキング商品(主に資金業務に関連して生じる。)に係るグロス・エクスポージャーは、280億スイス・フラン増加して1,100億スイス・フランとなった。これは主に、グループ財務部門で一元管理されている、抵当等の制約がない、高品質かつ流動的資産からなる当行のマルチ・カレンシー・ポートフォリオのリバランス(かかるリバランスは、グループALMにより2014年末まで実施され、2015年1月1日に有効となった。)によって、中央銀行預け金が240億スイス・フラン増加したことによる。

#### 取引商品

店頭デリバティブに係るエクスポージャーは、通常、法的強制力を有するネットティング契約の適用並びに現金及び担保として保有される市場性のある有価証券の控除後の借方の再調達価額純額として測定される。取引所取引デリバティブ(ETD)に係るエクスポージャーは、当初及び日々の変動マージンを勘案する。証券金融のエクスポージャーは、受領担保を勘案のうえ計上される。

マスター・ネットティング契約の影響後の取引商品により生じる信用リスク(信用評価調整及びヘッジ前)は、10億スイス・フラン減少して490億スイス・フランとなった。店頭デリバティブは、取引商品エクスポージャー(その大部分がインベストメント・バンク並びにコーポレート・センター - 非中核的及びレガシー・ポートフォリオにおけるものであり、主に投資適格カウンターパーティであった。)のうちの280億スイス・フランを占める。取引商品エクスポージャーに関するカウンターパーティ・リスクは、カウンターパーティのレベルで管理されるため、インベストメント・バンク並びにコーポレート・センター - 非中核的及びレガシー・ポートフォリオにおけるエクスポージャーとの間で分割されない。取引商品エクスポージャーの120億スイス・フラン以上が証券金融取引に関連したものであり、主にインベストメント・バンク及びコーポレート・センター - 中核業務の範囲内で、2013年12月31日と比較して30億スイス・フラン減少した。残りの90億スイス・フランのエクスポージャーはETDに関連し、2013年12月31日と比較して20億スイス・フラン増加したが、この大部分はインベストメント・バンクの範囲内であった。

#### 信用リスクの軽減

当行は、エクスポージャーに対する担保設定及びクレジット・ヘッジの活用により、ポートフォリオに内在する信用リスクを積極的に管理している。

## 不動産を担保とする貸付

当行は、スイスのモーゲージ・ローンを組成又は変更する際の与信決定をサポートする標準的なフロント部門からバックオフィスまでのプロセスの一環としてスコアリング・モデルを使用している。収益総額に応じた支払能力の計算及び貸出対総額比率(LTV)がこのモデルにおける二つの重要な要素である。

支払能力の計算については、利息支払、最低償却費要件、発生する可能性がある物件の維持費及び物件が賃貸されることが予想される場合の賃料収入が考慮される。利息支払予測については、予め定められた枠組みが用いられ、ローンの対象期間中に金利が著しく上昇する可能性を考慮して見積もられる。

借り手が占有する不動産に関して標準的な承認プロセスにおいて許容されるLTVの上限は、80%である。休暇用使用物件及び高級物件については、この上限が60%に下がる。借り手が賃貸に出している不動産に関して標準的承認プロセスにおいて許容されるLTVの上限の範囲は、不動産の種類、不動産の築年数及び必要となる改修工事の規模に応じて60%から80%である。

当行は、内部で算出される評価、購入価格及び場合によっては更なる外部評価から決定された最低評価に従って各物件の評価をしている。

当行は、所有者が占有している居住用不動産(ORP)及び収益をもたらす不動産について、代表的なベンダーによって提供される不動産の評価を得るためのモデルを二つ別々に使用している。当行は、ORPについては、回帰モデル(ヘドニック・モデル)を使用して各不動産の性質の詳細を不動産取引のデータベースと比較し、不動産の現在価値を見積もる。モデルによって得られた価値に加えて、ORPの評価は、地域特有の不動産価格指数を用いて、ローンの対象期間を通じて毎年更新される。当該価格指数は、外部のベンダーから提供され、内部検証及び他の外部ベンダー2社をベンチマークとする比較検証が行われる。当行は、全てのORPに関して指数に連動させたLTVを計算するために毎年これらの評価を使用し、よりリスクの高い貸出金を特定するためにその他のリスク測定値(格付マイグレーション及び行動情報等)とともに検討し、特定されたリスクの高い貸出金は、顧客アドバイザー及びクレジット・オフィサーによって個別に見直され、必要とみなされる場合には対応策がとられる。

収益をもたらす不動産については、資本還元モデルを使用して、様々な特質に基づいたキャップレートをを用いて将来継続する収入の見積もりを割り引くことにより不動産の評価を決定する。これらの特質は、市場及び所在場所のデータ(空室率等)、ベンチマーク(管理費について等)その他の標準的に入力される一定のパラメーター(不動産の条件等)等、地域的特質及び不動産に固有の特質を考慮する。不動産からの賃料収入は最低でも3年に一度見直されるが、賃料収入額や空室率の著しい変動によっては、中期における再評価が行われることがある。

これらのモデルに関して市場の動向を考慮するために、外部のベンダーは、定期的にパラメーターの更新及び/又は各モデルの構造の改良を行う。モデルの変更及びパラメーターの更新は、当行の内部で開発されたモデルと同じ検証手続の対象となる。

当行は、貸出金のアフォードビリティ及び担保の充分性を確保するために、当行のウェルス・マネジメント・アメリカズのモーゲージ・ローンの審査ガイドラインを同様に適用する。

これらガイドラインには、不動産の種類ごとの貸出金額の上限、満期及びLTVの制限、返済比率の制限、提案する貸出金額に必要な準備金割合、並びに適切なクレジット・スコア・ガイドラインが含まれる。標準的な承認プロセスにおいて認められるLTVの上限は、不動産の種類及び貸出金の全体の規模に応じて45%から80%の範囲とされる。

## その他の形式の担保により保証されるエクスポージャー

ロンバード・ローン及び証券金融取引等のその他の貸付は、適格で市場性のある有価証券、保証及びその他の形式の担保の差入れを担保とする。担保として適格とされる金融資産の主なものには、流動性があり活発に取引される譲渡可能有価証券(社債及び株式等)並びに承認された仕組商品等その他の譲渡可能有価証券で一定の価格が入手可能であって当該有価証券の発行体により市場が提供されているものが含まれる。

当行は、担保のリスクを反映し、「貸付価値」を得るためにディスカウント(ヘアカット)を用いる。

適格な市場性のある有価証券に関するヘアカットは、一定のクローズアウト期間及び信頼水準において起こりうる市場価格の変化をカバーするために計算される。仕組商品及び特定の社債等の流動性が低い金融商品並びに償還期間の長い商品に関しては、流動性の高い金融商品と比較してクローズアウト期間はより長くなることから、ヘアカットもより高くなる。現金、生命保険及び保証/信用状に関しては、ヘアカットは個別の商品/クライアント毎に決定される。

更に当行は、部門レベルで差し入れられた担保物全体にわたり集中リスクを検討し、グループ全体を範囲とする集中度の再検討を追加的に行う。単一の有価証券、発行体若しくは発行体グループ、産業分野、国、地域又は通貨に担保が集中することによって、リスクの増加及び流動性の減少が生じる場合がある。その場合、取引はより高い水準による与信承認に従うものとし、それに従って担保の貸付価値、証拠金請求及びクローズアウトのレベルが調整される。

エクスポージャーと担保の価値は、信用エクスポージャーが十分な担保によって継続的にカバーされることを確保するために、毎日監視される。貸付価値がエクスポージャーを下回ると不足が生じる。不足が所定のトリガーレベルを下回った場合証拠金請求が実行され、追加の担保提供、エクスポージャーの削減又はエクスポージャーを担保の貸付価値に合わせるためのその他の行為の実施を顧客に要求する。不足が拡大する場合、又は要求された期間内に不足が修正されない場合、清算が実行され、当該清算を通じて、担保の現金化、デリバティブのオープンポジションの清算及び保証又は信用状の支払請求が実行される。

更に当行は、担保により保証されたエクスポージャーのストレス・テストを実施して、担保の価値を大幅に減少させること若しくは取引商品のエクスポージャーを増加させること、又はその両方により、担保の不足及び無担保のエクスポージャーのリスクを増加させることとなるような市場事象をシミュレーションする。その結果は、信用極度額と照らして、ポートフォリオのレベル、又は場合によっては個別の顧客のレベルで監視が行われる。

店頭デリバティブは、実務的に可能な場合にはセントラル・カウンターパーティ（CCP）を通じて行われる。CCPが利用されない場合には、当行は、支払不能の場合には関連管轄区域において契約が強制力を有するという法律意見書の要求を含む、ネットリング契約及び担保契約の締結に係る手続きを明確に定めている。通常取引は国際スワップデリバティブ協会（以下「ISDA」ともいう。）又はISDAに相当する機関の二者間のマスター・ネットリング契約に基づいて行われ、債務不履行の場合には全取引の清算及びネットリング決済が認められる。更に当行は、主要な市場参加者である特定のカウンターパーティについては、相互担保差入れ契約を使用することがあり、当該契約の下では、エクスポージャーが所定のレベルを上回った場合には、いずれの当事者も、現金又は市場性のある有価証券（通常高格付の国債に限定される。）の形で担保を提供するよう要求される可能性がある。

## クレジット・ヘッジ

当行は、シングルネームのクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）、クレジット・インデックスCDS、オーダーメイドによるプロテクション及びその他の金融商品を用いて、インベストメント・バンク並びにコーポレート・センター・非中核的部門及びレガシー・ポートフォリオの信用リスクを積極的に管理する。これは特定のカウンターパーティ、セクター又はポートフォリオからのリスク集中を低減することを目的とする。

当行は、リスクを軽減するために、クレジット・ヘッジの考慮について厳格なガイドラインを維持している。例えば、当行はカウンターパーティの限度額に対するエクスポージャーを監視する際、通常、プロキシ・ヘッジ（相関性があるが異なる銘柄に対する信用プロテクション）又はインデックスCDS等の信用リスク軽減策を認めていない。信用プロテクションを購入することにより、ヘッジ提供者に対する信用エクスポージャーが発生する。当行は、信用プロテクション提供者に対するエクスポージャー、及びクレジット・ヘッジの有効性を、関連するカウンターパーティに対する当行全体の信用エクスポージャーの一部として監視している。これには、貸付ポートフォリオをヘッジするために購入された信用プロテクションに関しては、購入された信用プロテクションの満期と関連する貸付金の満期との間のミスマッチの監視が含まれる。このようなミスマッチはベース・リスクに繋がり、信用プロテクションの有効性を低減させる可能性がある。ミスマッチはクレジット・オフィサーに定期的に報告され、必要と判断されたときには軽減措置が講じられる。更に、当行は、カウンターパーティとヘッジ提供者の間にエクスポージャー及び実質的な相関関係があると当行が考える場合（いわゆる誤方向（ウロング・ウェイ）リスク）、ポジションを認識し、監視する。当行は、当該活動を止めること及びいかなる場合においても、また市場の相関関係が変化した場合に、カウンターパーティ制限及び信用エクスポージャーに関連する資本計算においてウロング・ウェイ・リスクにさらされるヘッジの利益は認識しないことを方針としている。

## 決済リスクの軽減

当行は、決済リスクを軽減するために、カウンターパーティとの多国間協定及び二者間協定（ペイメントネットリング等）を利用して、実際の決済高を減少させている。

当行の決済リスクの最も重要な発生源は、外国為替取引である。当行は、外国為替決済機関である多通貨同時決済のメンバーであり、取引は同時決済ベースで決済され、外国為替関連の決済リスクは取引量に比較して大幅に削減されている。外国為替取引に係る信用リスク（決済前の外国為替相場の変動に起因するもの）は、多通貨同時決済のメンバーであること及びその他の手段による決済リスクの緩和によって排除されず、店頭デリバティブ商品の信用リスク管理全体の一部として管理される。

## 信用リスクモデル

当行は、現在のポートフォリオに潜在する将来の貸倒引当金を見積もるための手段及びモデルを開発してきた。

各カウンターパーティへのエクスポージャーは、一般に認められた三つのパラメーターに基づいて測定される。すなわち、デフォルト確率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）及びデフォルト時エクスポージャー（EAD）である。これら三つのパラメーターによって一定の信用枠に対する12ヶ月間の予測損失を得る。かかるパラメーターは、信用リスクの内部測定の多くについて基礎となるものであり、また、自己資本比率に関する国際統一基準を規定するバーゼル 枠組みの先進的内部格付手法に従って規制上の資本を計算する際の重要な入力情報である。当行はまた、ポートフォリオの信用リスク測定値（予想損失、統計的損失、及びストレス損失）を得るためにモデルを使用する。

### デフォルト確率

PDは、カウンターパーティが今後12ヶ月の間に契約上の義務の不履行を起こす可能性を予測するものである。PDは、信用リスクの測定のために用いられ、信用リスクの承認権限を定める際の重要な入力情報として使用される。

PDは、様々な区分のカウンターパーティに合わせた評価ツールを用いて評価される。当行の多くの法人顧客及び不動産抵当貸付金のPDは、債務者の重要な特質及び関連する担保に基づき統計的に開発されたスコアカードを用いて決定される。入手可能な場合には、大企業のカウンターパーティのPDを得るために市場データも用いられる。ロンバード・ローンに対する当行の格付手法においては、担保証券の価値の潜在的变化を考慮したマートン型モデルのシミュレーションが用いられる。これらの区分は更に、各カウンターパーティ間のデフォルト確率の一貫性ある評価を確保するために策定された、当行内部の信用格付スケール（マスタースケール）に調整される。当行のマスタースケールは、当行が様々な評価ツールを用いて明確なクラス分け（各クラスにはデフォルト確率の範囲が組み込まれる。）に基づいて決定した1年間のデフォルト確率を表したものである。カウンターパーティは、当行によるPDの評価の変動に伴い、評価クラス間を移動する。

### デフォルト時損失率

デフォルト時損失率（LGD）は、デフォルトがある場合に起こりえる損失の度合いである。LGDの推定値には、元本及び利息の損失、並びにその他の金額（ワークアウト期間中の減損ポジションの負担費用を含むワークアウト費用等）等の回収の可能性が低いものが算入される。当行は、デフォルトが発生したカウンターパーティに対する債権の回収可能性（カウンターパーティの種類及び担保又は保証による信用軽減に依拠）に基づいて、LGDを算定する。当行の推定値は、社内の損失データ及び外部の情報（入手可能な場合）で裏付けを行っている。市場性のある有価証券や担保不動産等の担保がある場合には、貸出対総額比率もLGD算定の重要なパラメーターとなる。

### デフォルト時エクスポージャー

デフォルト時エクスポージャー（EAD）は、発生する可能性があるデフォルト発生時にカウンターパーティが支払うべき予想金額を表したものである。EADは、カウンターパーティに対するカレント・エクスポージャー及びその潜在的な将来の動向から求められる。

貸出金のEADは、当該貸出金の実行金額又は額面金額である。融資コミットメント及び保証については、EADには、実行金額のほか、将来実行される可能性がある潜在的金額（過去の観測実績に基づいて見積られる。）が含まれる。

取引商品については、シナリオ及び統計的技法を用いて様々な時点における潜在的なエクスポージャーの増減範囲をモデリングして、EADを求めている。他社が当行に又は当行が他社に支払う純額が、当行のポジションの清算に要するであろう潜在的期間における市場動向の影響を考慮した上で評価される。取引所取引

デリバティブのEADは、当初及び日々の変動マージンを勘案して算出される。与信限度に対する各カウンターパーティのエクスポージャーを測定する場合、当行は、高い信頼水準で測定された最大期待エクスポージャーを考慮に入れている。ただし、ポートフォリオ・リスクを測定するために異なるカウンターパーティへのエクスポージャーを合算する際には、一定の対象期間（通常1年間）における各カウンターパーティへの期待エクスポージャー（同じモデルにより算定されたもの）を使用している。

カウンターパーティの信用度に影響を与える要因と、当行の取引商品のエクスポージャーの潜在的な将来価値に影響を与える要因との間に実質的な相関関係がある場合（誤方向（ウロング・ウェイ）リスク）には、当行は当該エクスポージャーを評価しており、またこのようなリスクを軽減する特別な管理方法を定めている。

#### 予想損失

貸倒引当金は事業運営に内在する費用であるが、その発生は不規則で金額は大きく変動する。当行は、現在のポートフォリオに潜在する将来の貸倒引当金を数値化するため、予想損失の概念を使用している。

予想損失は統計的評価基準の一つであり、ポジションの減損により発生が期待される平均年間費用を見積もるために使用されている。一定の信用枠にかかる予想損失は、上記の三つの要素（PD、EAD及びLGD）の関数である。ポートフォリオ全体の予測貸倒引当金は、各カウンターパーティの予想損失額を合算して算出する。

予想損失は当行の全ポートフォリオの信用リスクを定量化するための基準であり、ポートフォリオの統計的損失及びストレス損失の測定の起点でもある。

当行は、ある1年間における当行の信用ポートフォリオ毎の損失プロフィールを特定の信頼水準で測定するため、統計的モデリング手法を使用している。この損失配分の平均値が予想損失である。平均値から逸脱している損失推定値は、デフォルトが発生しているカウンターパーティにおける統計的不確実性及びセグメント内（及びセグメント間）のカウンターパーティ間の体系的なデフォルト関係に起因する。また統計的測定は、個々のカウンターパーティ及びカウンターパーティ・グループへの集中リスクに敏感に反応する。この結果は当行のポートフォリオのリスク水準及びその長期的動向を示すものである。

#### ストレス損失

当行は、統計的モデリング手法をシナリオに基づくストレス損失評価基準によって補完する。ストレス・テストは、主な信用リスク・パラメーターの大幅な悪化が仮定された、当行のポートフォリオに対する極端であるが妥当と思われる事象に関する潜在的影響を監視するために、定期的実施される。当行が適切であるとみなす場合には、これを基準に制限を適用している。

ストレス・シナリオ及び方法論は、ポートフォリオの性質に適應し、地域毎に着目された世界的なシステミック事象にわたり、保有期間によって異なる。例えば、当行の融資引受ポートフォリオについては、当行は、ローン・シンジケーションの市場の凍結、市況の著しい悪化及び信用度の悪化が同時に発生するような世界的な市場事象を適用する。同様に、ロンバード貸付については、全ての担保の流動性及び潜在的な集中を考慮して、あらゆる担保についてのポジションに瞬時に影響するような市場の衝撃に相当する範囲内でのシナリオを適用する。当行のスイスにおける抵当貸付のポートフォリオ別のストレス・テストは、複数年にわたる事象を反映する。国際的なホールセール及びカウンターパーティに関する企業の信用リスクの包括的なストレス・テストでは、一年間の世界的なストレス事象を用い、単一のカウンターパーティへのエクスポージャーの集中を考慮する。

#### 信用リスクモデルの確認

当行のモデル確認の手法には、ポートフォリオにおける構造的な変化及びバック・テストの結果の監視等の量的な方法、並びにモデルのパフォーマンス及び信頼性を示す実践的な指標としての、モデルの出力に関するユーザーからのフィードバック等の質的な評価の両方が含まれる。

ポートフォリオの構造の重大な変化によって、モデルの理論的健全性が無効になる場合がある。そのため、当行は、ポートフォリオの推移を定期的に分析してポートフォリオの構造の変化及び信用度を特定する。これには、重要な特徴の変化、ポートフォリオ集中測定の変化、及びRWAにおける変化の分析が含まれる。

#### バック・テスト

当行はエクスポージャー・モデルのパフォーマンスをバック・テストとベンチマーキングによって監視しており、これらによって、当行の内部実績及び外部から観察された実績に基づいて、モデル結果が実際の結果と比較される。当行は、ポートフォリオ（又はサブ・ポートフォリオ若しくは格付区分）に対して、観察された作用が当行のモデルの想定するものと一致するものであるかを決定する手法を用いる。

PDについては、当行は統計的モデリングを用いてデフォルトの予測数値の分布を導き出す。当該分布と観察されたデフォルトの数を比較することによって、モデルの正確性における統計的な信頼水準とともに平均的なデフォルト率の上限及び下限を導き出す。ポートフォリオの平均PDが当該範囲の外にある場合には、原則的に評価ツールが再調整される。

当行は、同様の手法を適用して、店頭デリバティブ等取引商品に関する潜在的な将来のエクスポージャーを予測する当行のシミュレーションの能力を評価する。

LGDについては、当行は、各LGDモデルについて、その相違が僅かに分散しながら対照的にゼロの周辺に分布するという期待のもとに、デフォルトが発生したカウンターパーティについて観察されたLGDとその見積もりの間の相違を算出する。相違が当該予測と外れる場合には、モデルは再調整される。

企業のカウンターパーティに対する未実行の貸付枠に関するEADの算出において用いられるクレジット・コンバージョン・ファクター（CCF）は、貸付枠の契約上のいくつかの要因に依存する。PDへの手法と同様に、当行は、予測引出金額とデフォルトが発生したカウンターパーティについて観察された当該貸付枠の過去の利用状況を比較する。統計的に重大な逸脱が観察される場合には、関連するCCFは再定義される。

#### 当年度におけるモデル及びモデル・パラメーターの変更

当行は、モデルを改良して市場の推移及び入手可能な新しいデータを反映させる取組みを継続しており、その一環として、2014年度にいくつかのモデルが変更された。住宅ローンの評価モデルが顧客行動データを考慮する範囲を拡大するための改良が2013年度に行われたが、それに加えて、2014年度には、有効な行動データの範囲をウェルス・マネジメントの顧客を含めるよう拡大した結果、PDのキャリブレーションを再度行うこととなった。パーゼルの要件に従って、将来のクローズアウト・リスク及び信用評価調整（CVA）を計算する新しいモデルとともに、デリバティブ（取引所取引デリバティブを含む。）の将来のエクスポージャーを計算する体系について開発が行われている。運用ファンドのために変更された評価方法が導入され、評価の重要な促進力としてファンドのレバレッジと戦略の複雑性に使用されている。必要な場合には、モデル及びモデル・パラメーターの変更は導入の前にFINMAによって承認される。

#### 実際の損失と予想損失との比較

実際の損失と予測された損失との比較は、それによりある程度の見通しが可能となるが、一定の制限があることから、当該二つの基準を直接比較することはできない。例えば、当行が見積もる予想損失は、長期にわたり過去に観察された損失を考慮のうえ、「スルー・ザ・サイクル」に基づき調整される。対称的に、実際の損失の数値は、特定の事業年度における損益計算書に認識される金額に等しい、当行の正味貸倒引当金繰入額に関する「ポイント・イン・タイム」の見解に相当する。更に、当該事業年度開始時点で見積もられた予想損失は、当該事業年度にポートフォリオが変わらないことを前提とする。実際にはポートフォリオの構造は実際の損失の発生に影響しながら継続的に変化する。加えて、実際の純損失は前事業年度においてすでに減損していた増加ポジション及び戻入ポジションを含んでいるが、一方で予想損失の計算額はすでに減損したエクスポージャーを除いたものである。

#### 延滞している不履行の減損債権に対する方針

債権（貸出金、補償、貸出コミットメント又は証券金融取引）は、契約上の返済が契約上の支払日までに行われないうちに延滞とみなされる。これには、与信枠を超えたアカウント当座貸越が含まれる。延滞している債権は、当行が債権の契約条件に基づいて支払われるべき金額を全額回収できると予想する場合には、減損が生じているとみなされていない。

延滞している債権は、利息、元本又は手数料の支払が90日を超えて延滞している場合に不履行とみなされる。更に、倒産手続／強制清算が開始した場合、又は金利の優遇、支払期日の延長若しくは劣後等の優先的な条件で債務が再構築された場合に、債権は不履行と分類される。不履行の債権は、当行の内部の信用格付スケールに基づきカウンターパーティにデフォルトが発生したと評価される。

個々の債権は、個々の減損の評価に従い、貸倒損失が成立する場合に、減損が生じているものと分類される。従って、履行及び不履行の両方の貸出金について減損が生じていると分類される可能性がある。

## 再構築された債権

当行は、カウンターパーティのデフォルトを防ぐための債権再構築の一般的な方針を運用しない。再構築が行われない場合には、当行は個別に評価する。デフォルトを防ぐために再構築により付与される典型的な性質の条件には、特別金利、利息若しくは元本の支払の延長、返済計画の変更、又は貸出金の支払期日の変更が含まれる場合がある。

貸出金が優先的な条件で再構築される場合（すなわち、債務者の質及び貸出金の種類に関する現行の通常の市場基準を満たさない新しい条件が合意される場合）も、債権は不履行と分類され、カウンターパーティにデフォルトが発生したと評価される。これは、貸出金が回収若しくは償却されるまで、又は償却若しくは優先的な条件に代わる非優先的な条件が承認されるまで継続し、個別に減損が生じていると評価される。

貸出金が非優先的な条件で再構築される場合（顧客により追加的な担保が提供される、又は新しい条件が債務者の質及び貸出金の種類に関する通常の市場基準を満たす場合等）、貸出金は履行と分類され、従って、貸出金が個別には減損が生じていると評価される場合において、減損の示唆が存在しない限り、当行の貸倒引当金の総合的な評価に含まれる。経営陣は、全ての貸出金を定期的に見直し、ローン契約に基づく全ての基準が継続して満たされ、将来の支払いが行われることを確保する。

## 個別の減損評価及び総合的な減損評価

減損の兆候がある場合、債権は、減損について個別に評価される。それ以外の場合においては、債権は単一の総合的な減損評価に含まれる。

## 個別の減損評価

不履行の状態は、貸出金について減損の兆候があるとみなされることから、不履行の債権は、全て減損について個別に評価される。しかし、減損分析は、その他の客観的証拠が貸出金の減損の可能性を示唆している場合、不履行の状態にあるか否かを問わず実施される。現在の又は今後のキャッシュ・フローに影響を与える事象は、減損を示唆している可能性があり、これによりリスク・オフィサーが評価を実施する可能性がある。かかる事象とは、（ ）貸付価値（証券及び不動産）の下落による担保の著しい不足、（ ）貸出金のエクスポージャー又はデリバティブ・エクスポージャーの増加、（ ）顧客の著しい財政困難並びに（ ）顧客の倒産の高確率、債務の支払猶予、又は財務再編等の事象を言う。

個々の債権は、借り手の特徴、総合的な経済状況、資源及び支払記録、支払責任がある保証人からの援助の見込み並びに担保の実現可能価額（適用があれば）を基に減損について評価される。回収可能額は関連する全てのキャッシュ・フローから決定され、回収可能額が債権の帳簿価額を下回る場合には債権は減損が生じているとみなされる。当行は再分類証券については、貸借対照表の日付現在の簿価が再分類の日付現在の簿価（償還に係る調整後）を累積ベースで5%以上下回った場合には、減損の生じた貸出金と考える。

当行は、減損債権の簿価が、IFRSの要件に従って決定されるよう確保するプロセスを定めた。評価及び処理に適用される与信管理は、減価償却費と公正価値の両方の信用商品について同一である。当行の処理戦略及び回収可能見積額は、当行の信用権限に従い個別に承認されている。

## 総合的な減損評価

類似する信用リスク・プロフィールを有し、償却原価で計上されている債権ポートフォリオについて、かかるポートフォリオに個別に特定できない減損債務が含まれているかを考慮するために当行はこれを評価する。上述の方針に基づいて減損事由の発生とその特定との時間差をカバーするため、当行は、トリガー事由と各減損の特定との間の平均期間中に当該ポートフォリオの予想損失に基づき、一般貸倒引当金を設定する。

当行は更に、全てのポートフォリオに関して、事由に起因する減損をもたらす可能性があるが直ちに明らかにはならない、何らかの動向があるか否かを評価している。かかる事由は、天災若しくは国家の危機等のストレス状態であるか、又は法的環境若しくは規制環境の重大な変化から発生する可能性がある。当行は、総合的な減損が存在するか否かを判断するため、最も不安定な国々を定期的に評価し、また特定の潜在的な減損事由の影響について検討するために、一連の世界的経済要因を使用している。

## 減損の認識



財務書類における減損の認識は、当該債権の会計処理により異なる。償却原価で計上されている債権の減損は、引当金の設定、又は保証及び融資のコミットメント等帳簿外項目の場合には準備金により認識され、いずれも損益計算書の貸倒引当金繰入額に計上される。公正価値で計上されるデリバティブ等の商品については、信用度の悪化はCVAを通じて認識され、損益計算書のトレーディング収益純額に認識される。

## 市場リスク

### 当年度の信用リスクの主な動向

当行は、そのトレーディング業務における市場リスクを、低レベルで維持している。管理上のVaRは、2013年度のそれと比べて比較的安定していた。2014年度の管理上の平均VaRが低レベルで維持されたことにより、株式の大口取引をはじめとする個人の顧客との大きな取引の影響で測定値はいくらか変動した。

### 市場リスクの主な原因

- 市場リスクは、当行のトレーディング業務及び非トレーディング業務の両方から発生する。
- トレーディング市場リスクは、主に、当行のインベストメント・バンクにおけるマーケット・メイキング及びクライアント主導目的の証券及びデリバティブ取引に関連して、並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおける残存ポジションから発生する。
- トレーディング市場リスクは、ウェルス・マネジメント・アメリカズにおける当行の地方債トレーディング業務からも発生する。
- 非トレーディング市場リスクは、その大部分は、資金業務に加え、当行のウェルス・マネジメント業務における当行のリテール・バンキング及び貸付、スイスにおける当行のリテール及びコーポレート・バンキング業務並びにインベストメント・バンキングの貸付業務に関連する金利リスク及び為替リスクの形で発生する。
- グループALM（2015年1月1日まではALMはグループ財務部門の一部であった。）は、金利リスク及び構造的為替リスク管理の過程における市場リスク並びにUBSグループの資金調達及び流動性プロフィールの市場リスクを仮定する。
- 株式及び債券投資もまた、当行の確定給付型年金制度等の従業員給付が一部の側面においてそうであるように、市場リスクを発生させる可能性がある。

### 測定、監視及び管理手法の概要

- 市場リスク制限は、市場リスクの性質及び重大性を反映させながら、UBSグループ、事業部門及びコーポレート・センターごとに、様々な業務分野において細かく設定される。
- 当行の主要なポートフォリオの市場リスク測定法は、流動性調整ストレス（LAS）損失及びバリュー・アット・リスク（VaR）である。これらは、双方ともに当行の全ての事業部門について共通で、かつ、取締役会（BoD）が承認した制限に服している。
- かかる測定法は、一般的及び特定の市場リスク要因に係る集中度及び細かい制限によって補完される。当行のトレーディング業務は、複合された市場リスク制限に服する。これらの制限では、市場の流動性及びボラティリティ、利用可能な業務遂行能力、及び評価の不透明さの程度を、また当行のシングルネーム・エクスポージャーについては発行体の信用度を考慮している。
- 発行体リスクは、ジャンプ・トゥ・ゼロ測定法に基づき、事業部門レベルで適用される制限によって管理される。ジャンプ・トゥ・ゼロ測定法とは、当行の最大デフォルト・エクスポージャー（債務不履行事由の場合の損失の回復はゼロと仮定する。）を測定するものである。
- 非トレーディング為替リスクは、グループALMが管理する連結資本業務を除き、市場リスク制限に基づいて管理される。全ての為替リスクはUBSグループ全体の統計的及びストレス・テスト基準に含まれ、当行のリスク選好の枠組みに含まれる。
- 当行のトレジャリー・リスク統制部門の役割は、資金業務関連のリスク負担の許容度を定める全体的なリスクの枠組みをUBSグループ全体に適用することである。この枠組みの重要な要素は、取締役会（BoD）が定める、全体にわたる経済価値感応度の限度である。この限度は、バーゼル 普通株式Tier 1（CET1）自己資本に連動しており、金利リスク、為替リスク及び信用スプレッドから発生するリスクを考慮する。更に、受取利息純額の金利リスクの変動に対する感応度は、市場予想金利に基づき受取利息純額の見通し及び変動性を分析するために、UBSグループのチーフ・エグゼクティブ・オフィサーが

定める目標に対して監視される。この限度はまた、当行のCET1資本及びCET1資本比率における為替変動の影響のバランスを取るために、取締役会（BoD）によって定められる。非トレーディング金利及び為替リスクは、UBSグループ全体の統計的及びストレス・テスト基準に含まれ、当行のリスク選好の枠組みに含まれる。バンキング勘定における金利リスクについての更なる情報は、本セクションの後半を参照のこと。

- 株式及び債券投資は、業務管理及びリスク管理部門による新規投資の事前承認並びに定期的な監視及び報告等の広範なリスク管理に服する。これらも、UBSグループ全体の統計的及びストレス・テスト基準に含まれ、当行のリスク選好の枠組みに含まれる。

### 当行の事業活動から発生する市場リスク・エクスポージャー

実際面では、とりわけバンキング勘定に分類されるポジションについて、当行は、例えば貸出金と預金との間で発生するような、貸借対照表上の項目間の自然なリスクの相殺を考慮に入れて、残存エクスポージャーを管理する。規制上のトレーディング勘定における市場リスクを実証するために必要な資本金額は、FINMAによって承認される様々な手法を用いて計算される。市場リスクRWAの構成要素は、バリュー・アット・リスク（VaR）、ストレスVaR（SVaR）、VaRにおいて潜在的に完全にモデル化されないリスクに対する追加額、増分リスク費用、関連ポートフォリオに係る包括的リスク費用、及びトレーディング勘定中の証券化ポジションに係る証券化の枠組みである。

### 市場リスク・ストレス損失

当行は、当行の市場リスクを、主に非統計的な測定法及びこれに付随する限界という包括的な枠組みを通じて測定し、管理する。これには、極端ではあるが生じうる事象が発生した場合、結果的に生じる損失が当行のリスク選好を超えないようにするために継続的な評価を受ける、広範囲に及び一連のストレス・テスト及びシナリオ分析が含まれる。

### 流動性調整ストレス（LAS）

当行全体の市場リスクに係るストレス損失を測定する当行の主な手法は、流動性調整ストレス（LAS）である。LASの枠組みは、一定のストレス・シナリオのもとで発生しうる経済的損失をとらえることをねらいとする。これは、一部は、下記に説明するように、管理及び規制上のVaRに用いられる標準的な1日間及び10日間の保有期間という仮定を、流動性調整保有期間に置き替えることによって達成される。その次に、特定のシナリオにより得られた流動性調整保有期間にわたり、予想市場動向に基づいてポジションにショックをかける。

LASに用いられる保有期間は、ストレス環境における主要なリスク要因各々におけるポジションのリスクを平坦化するのにかかる時間を反映して調整されるが、その際、当該ポジション限度を最大限まで利用するものと仮定する。保有期間は、危険の認定及びそれに対する反応は必ずしも即時ではないという事実を反映して、観測された流動性レベルを問わず最低期間を設ける。

予想市場動向は、過去の事由の分析に基づく過去の市場行動と、過去に発生したことの無い、決められたシナリオを考慮した将来予測に関する分析を組み合わせ導き出される。

LASに基づく限度は、UBSグループ全体、事業部門及びコーポレート・センター、事業領域及びサブ・ポートフォリオといった、多くのレベルで利用される。更に、LASは、当行の総合ストレス・テストの枠組みの中核的な市場リスク要素を構成し、それゆえに当行の全体的なリスク許容度の枠組みにとって不可欠である。

### バリュー・アット・リスク

#### VaRの定義

バリュー・アット・リスク（VaR）は市場リスクの統計的測定法であり、設定された信頼水準において、定められた期間（保有期間）にわたり、潜在的に発生しうる市場リスクによる損失を表す。この測定法では、定められた期間中にUBSグループのトレーディング・ポジションに変更がないことを前提としている。

当行はVaRを、毎日ベースで、市場リスク要因の過去の変動を当行の現在のポジションに直接当てはめて（ヒストリカル・シミュレーション法）算出する。当行は、信頼水準及び保有期間の違いを考慮するが、内部管理及び市場リスクに係る規制上の所要自己資本の決定の両方の目的に単一のVaRモデルを使用する。内

部管理上は、当行はリスク限度を設定し、保有期間を1日、信頼水準を95%としてVaRを用い、当行のトレーディング業務に関連するリスクを考慮する方法に合わせて、リスク・エクスポージャーを測定する。バーゼル基準に基づく市場リスクに係る所要自己資本を実証するために使用される市場リスクの規制上の測定では、信頼水準を99%、保有期間を10日とする測定が義務づけられている。

母集団は、管理上と規制上のVaRとでは若干異なる。規制上のVaR中の母集団は、規制上のVaRに含める最低限の所要要件を満たしている。管理上のVaRは、ポジションのより広い母集団を含む。規制上のVaRは、例えば、証券化ポートフォリオからの信用スプレッドを除外し、それらは規制上、証券化アプローチに基づいて扱われる。

#### 当年度の管理上のVaR

管理上のVaRの平均値は2013年度のそれと比べて比較的安定していた。管理上のVaRが非常に低い水準であったことと、インベストメント・バンクの保有するロング・ガンマ・ポジションが過去数年間と比較して減少したことが重なり、当行は引き続き株式の大口取引等の個人の顧客との大きな取引に起因する測定値の変動を確認しているが、これは2014年度におけるVaRの最大値に反映されている。

#### 当年度の規制上のVaR

2014年12月31日現在のVaRは前年度末のそれと比べて上昇したのに対し、VaRの平均値はほぼ横ばいであった。また、上記の管理上のVaRで述べたように、測定値の変動は低いレベルにおけるものであり、管理上のVaRにおける変動は想定される10日間の保有期間によって大きくなっているものである。

#### VaRの限界

実際に実現した市場リスク損失は、様々な理由により、当行のVaRが示唆する損失と異なることがある。

- VaR測定は、指定された信頼水準に基づいて行われ、かかる信頼水準を超える潜在的な損失を示すことはできない。
- 規制上のVaR測定における保有期間を内部管理目的では1日、規制上のVaRにおいては10日とした場合、指定期間内に決済又はヘッジできないポジションの市場リスクを完全にとらえることはできない。
- 一定の場合のVaRの算出では、ポジション及びポートフォリオの価値に係るリスク要因の変動による影響を概算することとなる。これは、VaRモデルに含まれるリスク要因の数がやむを得ず制限されるためである。例えば、イールド・カーブ・リスク要因は、将来において常に存在するものではない。
- 極端な市場変動の影響については、非線型リスク感応度並びに実際のボラティリティ及び相関レベルがVaRの算出で用いた前提と異なりうることから、概算に誤りが生じる可能性がある。
- 過去5年間を対象とすることによって、過去5年未満の期間を対象とした観測よりも、市場ボラティリティの急激な上昇がVaRの増加に適時に反映されない傾向があるが、かかる上昇は、より長期においては当行のVaRに影響を与える。同様に、ボラティリティが上昇した期間の後に市場が安定すると、VaR予想は、過去の観測期間の長さに影響された期間については、更に保守的にとどまる。

当行は、いかなる測定法も、単独ではポジション又はポートフォリオに伴うリスクの全体を網羅することはできないことを認識している。そのため、当行はリスクの識別及び測定の実質的な完全性を確保する総体的な枠組みを構築するために、重複する特性及び補足的な特性の双方を有する一連の多様な測定基準を用いている。統計的なリスク総額の測定として、VaRは、非統計的な測定法及びこれに付随する限界という包括的な枠組みにより、補完する。

更に、当行は当行のVaRモデルでは適切に把握されない潜在的なリスクを識別し、数値化する枠組みを構築している。この枠組みは、本セクションの後半において説明する。

#### VaRのバック・テスト

バック・テストの目的のため、当行は、規制上のVaRに含まれる母集団に対し、信頼水準99%及び保有期間1日としてバック・テスト上のVaRを計算する。バック・テスト・プロセスは、ポジションについて各営業日の終了時に計算されるバック・テスト上のVaRを、当該ポジションにより翌営業日に生じる収益と比較するものである。同種同士の比較を確実にするため、バック・テスト上の収益は、報酬及び手数料等の非トレーディング収益並びに日中取引の収益を除いて計算される。バック・テスト上の収益がマイナスで、かかる収益の絶対値が前日のバック・テスト上のVaRを超える場合に、バック・テストの超過事象が発生する。

統計的に、信頼水準を99%とすると、年間2から3件のバック・テストの超過事象が予測される。これよりも超過事象が多い場合は、期間を延ばしても超過事象が少なすぎる場合と同様、VaRモデルが適切に機能していないことを意味する可能性がある。しかしながら、上記のVaRの限界で述べたように、過去5年間と比較して市場ボラティリティの急激な増減によって、超過事象の回数がそれぞれ増減することがある。従って、UBSグループレベルでのバック・テストの超過事象は、バック・テスト上の超過利益と同様に調査対象となり、その結果は事業グループの上級役員、グループ・チーフ・リスク・オフィサー及び事業部門のチーフ・リスク・オフィサーに対して報告される。バック・テストの超過事象は、内部監査人及び社外監査人、並びに関連する規制機関にも報告される。

2014年度においてはUBSグループについて2件のバック・テストの超過事象が発生した。いずれの超過事象も12月上旬に発生したものである。超過事象を生じさせたトレーディング損失は、主に、上場投資信託（ETF）が純資産価額（NAV）まで割引された価格で取引され始めたことを受けて行われた市場の相互開放制度の導入から生じた、中国の株式市場における混乱が原因である。この状況は、ETFが評価される香港における引けの時間と、NAVが評価される中国本土における引けの時間との間に1時間の時差がある状態によって悪化した。ETF-NAV基準は、2015年度の当行のVaRに含まれないリスク（RniV）の枠組みに組込まれる。超過事象のひとつは、その他の市場が保有期間1日、信頼水準99%の範囲外で変動したことにより引きこされた。これは、統計的に、年間で2から3件発生するものとされている。

#### VaRモデルの確認

上記で述べられた規制目的上のモデル・バック・テストに加え、当行は内部モデル確定の目的でバック・テストを延長している。これにはモデルのパフォーマンスが末端部分だけでなく、損益全体並びに事業部門内及びコーポレート・センター・ヒエラルキー内の複数レベルにわたるものであるかの確認も含まれる。

#### 2014年度のVaRモデル推移

当行は、2014年度においてVaRモデルに重大な変更を行っていないが、当行は、VaRに含まれないリスク項目から厳選された項目をVaRモデルに統合することによってVaRモデルを改善した。かかる項目をVaRに統合した影響は僅かである。

#### 規制上のVaRに基づくRWAの算出

規制上のVaRは、パーゼル RWAに係る市場リスクにおける規制上のVaR要素を算出するために用いられる。この計算は、期末における規制上のVaRの最大値と期末直前の60取引日における規制上のVaRの平均値に、FINMAが定める係数（現在は3）を乗じて行われる。更に、RWAを決定するために、これに12.5を乗じる。

#### ストレスのかかったVaR

ストレスのかかったVaR（いわゆるストレスVaR（SVaR））では、規制上のVaRと同じ手法を広く採用し、同じ母集団、保有期間（10日間）及び信頼水準（99%）を用いて計算される。しかしながら、規制上のVaRとは違って、SVaRにおいて対象とする過去のデータ・セットは5年間に限定されない。SVaRでは、継続的な1年間のデータ・セットを使用し、UBSグループの現在のポートフォリオに関して著しい財務的ストレスが1年間かかった場合に生じる最大の潜在的損失を引き出す。

SVaRには、上記のVaRで述べたのと同じ限界があるが、1年間のデータ・セットを使用することにより、VaRにおいて5年間のデータ・セットが使われる場合の平準化の効果を回避し、過去5年間を対象とせず、より長期の過去の潜在的損失事由について規定する。従って、規制上のVaRが対象とする過去の期間からは金融危機の著しく長期にわたるストレスが抜けてしまっただが、SVaRではこのデータ・セットを利用し続けることができる。この手法は、市場リスクに係る規制上の所要自己資本の景気循環増幅効果を削減することをねらいとしている。

当行は、2014年度においてSVaRモデルに重大な変更を行っていない。

#### 当年度のSVaR

当年度を通じて、SVaRは上記で述べた管理上及び規制上のVaRと類似したパターンを示した。過去のデータ・セットに金融危機の著しく長期にわたるストレスが保持されるため、SVaRチャージでは更なる変動が確認された。

#### SVaRに基づくRWAの算出

SVaRは、パーセル RWAの市場リスクにおけるSVaR要素を算出するために用いられる。この要素の計算は、下記の規制上のVaRの場合と同様である。

#### VaRに含まれないリスク

##### VaRに含まれないリスクの定義

当行は、当行のVaRモデルでは完全にとらえることができない潜在的リスク要因を認識し、数値化するための枠組みを設定している。当行は、これらのリスク要因を、VaRに含まれないリスク (RniV) と呼んでいる。この枠組みは、規制上の自己資本におけるこれらの潜在的リスク要因を実証するために用いられ、規制上のVaRとSVaRの倍数として算出される。

これらのRniVは、ポジション及びポートフォリオの損益上のリスク要因の変化の影響を数値化するためにVaRモデルによって生み出される近似値、並びに一定の市場リスク要因の代用の使用から発生する。当行は、RniVを項目ごとに分類し、各項目によってどの商品クラスが影響を受けるかを記録する。

VaRの母集団に新商品が含まれる場合、当行は、新しい項目をRniV項目リストに加える必要があるかどうか評価する。

##### VaRに含まれないリスクの数値化

リスク・オフィサーは、毎年、特定の日において、RniV項目リストのポジションごとに数値化の評価を行う。この評価は、保有期間を10日、信頼水準を99%とするVaR測定法を、可能な日において当行の最良の見積もりに基づき算出される損益シナリオと現在のモデルによって規制上のVaR計算に用いて生み出される損益シナリオとの差異に適用して行われる。利用できる市場データが許容する限りいつであろうと、過去5年間のデータによる過去のシミュレーション手法が、項目ごとに信頼水準を99%、保有期間を10日とするVaRを見積もるために使われる。その他の適格な手法は、分析的考察又はストレス・テスト及び最悪の場合の評価に基づいている。統計的手法は、独立型のリスクを統合するために使われ、特定の日RniV項目リスト全体につき、UBSグループレベルで、保有期間を10日間、信頼水準を99%とするVaR見積もりを算出する。この金額の規制上のVaRに対する比率は、対応する規制上のVaRの数値をかかるとして固定比率で測ることにより任意の時点の見積もりを算出するために利用される。類似の手法がSVaRに適用される。

##### VaRに含まれないリスクの軽減

重要なRniV項目は、ポジション限度及びストレス限度等、VaR以外の手段及び測定法によって監視され、管理される。更に、これらのリスクをもっと把握するため、VaRモデルを拡大する新たな取組みが現在行われている。

##### VaRに含まれないリスクのためのRWA追加額の算出

RniVの枠組みは、上記の手法によりパーセル RWAの市場リスクにおけるRniVに基づく要素を算出するために用いられる。この手法はFINMAによって承認されており、毎年再調整される。RniVからのRWAは追加額であるため、VaRとSVaRにより算出されるリスク間の分散の効果は反映されない。

2014年第3四半期、FINMAによって採用された新たなキャリブレーション後、RniV VaR資本は、VaRの117%と定められ、RniV SVaR資本は、SVaR資本の97%と定められた。これに対し、前年度はそれぞれ58%及び32%であった。資本比率の上昇は当行の2013年のVaR及びSVaRの水準が全体的に低下したことに起因する。これによって直近に行われた年次の再度のキャリブレーションの基礎が形成された。

2014年の第4四半期、当行はVaRモデルに一定の追加リスクを統合した。このリスク統合の結果及びFINMAの承認を受けて、当行のRniV VaR資本比率は117%から105%に、RniV SVaR資本は97%から92%に低下した。

FINMAは、引き続き、RniVストレスVaR資本はRniV VaR資本を下限とすることを義務づけている。

上記の規制上のVaR及びストレスVaR RVAに基づき、2014年12月31日現在のRniV RWA追加額はそれぞれ21億スイス・フラン及び38億スイス・フランであった。これに対し、2013年12月31日現在ではそれぞれ10億スイス・フランであった。

### 増分リスク費用

増分リスク費用（IRC）は、株式商品及び証券化エクスポージャーを除く、発行体リスクを有する全てのトレーディング勘定ポジションのデフォルト及び格付マイグレーション・リスクの見積もりを表し、保有期間を1年、信頼水準を99.9%として測定される。この測定の計算では、IRCポートフォリオにおける全てのポジションが1年の流動可能期間を有し、かかる期間にかけて変化させずに維持できるものと仮定する。

ポートフォリオのデフォルト及び格付マイグレーション・リスクは、メルトン型モデルに基づき、IRCポートフォリオ中の全ての発行体に対して相関性がある格付マイグレーション事由（債務不履行及び格付の変更）についてモンテカルロ・シミュレーションを用いて見積もられる。ポジションごとに、デフォルト損失が、最大デフォルト・エクスポージャー測定法（債務不履行事由の場合の損失の回復はゼロと仮定する。）及びランダム・リカバリー・コンセプトに基づき計算される。商品間の潜在的な基本リスクを計算するため、異なるリカバリー・バリューが、たとえ同じ発行体に属するものであっても異なる商品に対して生み出される。格付マイグレーション損失を計算するため、線型（デルタ）近似値が使われる。すなわち、格付マイグレーション事由による損失は、格付マイグレーションにおける変化による信用スプレッドの変化の見積もりを、信用スプレッドの変化に対するポジションの相当する感応度で乗じて計算される。

UBSグループの期末IRCの上昇は、主に非中核ポジションのリスク低減によるものであり、計算上リスク分散の効果は減少した。

### IRCに基づくRWAの算出

IRCは毎週計算され、その結果はバーゼル RWAに係る市場リスクにおけるIRCに基づく要素を算出するために用いられる。この計算は、VaRに基づくRWA及びSVaRに基づくRWAの計算と類似するが、係数は使われない。

### 包括的リスク測定

包括的リスク測定（CRM）は、債務不履行及び複雑な価格リスクの見積もりであり、信用スプレッド、相関性及び回復に係る相関トレーディング・ポートフォリオの凸状曲線及び交差凸状曲線を含み、保有期間を1年間、信頼水準を99.9%として測定される。この測定法の計算では、CRMポートフォリオにおける全てのポジションが1年の流動可能期間を有し、かかる期間にかけて変化させずに維持できるものと仮定する。モデルの範囲は、債務担保証券（CDO）スワップ及びクレジット・リンク債（CLN）、第1次から第n次までのデフォルト・スワップ及びCLN、並びにクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）、CLN及びインデックスCDSを含むこれらのポジションに対するヘッジが含まれる。

CRMの損益配分は、翌12ヶ月における債務不履行についてモンテカルロ・シミュレーションを用いて見積もられ、その結果から生み出されるCRMポートフォリオにおけるキャッシュ・フローを計算する。その次に、ポートフォリオは、1年の保有期間後の日に、信用スプレッド及びインデックス基準等の情報を当日から保有期間末日に移行して再評価される。その結果として生じる利益及び損失の分配の99.9%のマイナスの変位値は、次にCRM結果とされる。CRM手法は、当行のCRM手法は、最低定性基準及びストレス・テストに服する。

### CRMに基づくRWAの算出

CRMは毎週計算され、その結果はバーゼル RWAに係る市場リスクにおけるCRMに基づく要素を算出するために用いられる。この計算は、相関トレーディング・ポートフォリオに係る特定のリスク測定法（SRM）に基づくキャピタル・チャージ相当の8%を下限とする。

### トレーディング勘定の証券化ポジション

トレーディング勘定の証券化ポジションに対する当行のエクスポージャーは限定的であり、主に、当行が段階的に縮小し続けているレガシー・ポートフォリオのポジションに関係する。インベストメント・バンクにおける商業用不動産担保証券（CMBS）における二次的取引からも少額のエクスポージャーが発生する。

## バンキング勘定における金利リスク

バンキング勘定における金利リスクの発生源

バンキング勘定における金利リスクは、貸出金及び債権、顧客預金及び既発の社債、売却可能商品、特定の損益を通じて公正価値での測定を指定された商品、損益を通じて公正価値で測定されたデリバティブ及びキャッシュ・フロー・ヘッジ会計のために利用されたデリバティブ、並びに関連する資金調達取引等の貸借対照表のポジションから発生する。かかるポジションは、会計処理によっては、その他の包括利益又は損益に影響を与える可能性がある。

当行で最大のバンキング勘定の金利エクスポージャーは、当行のウェルス・マネジメント業務及びリテール&コーポレート部門の両方における顧客預金及び金融商品から発生する。ウェルス・マネジメント部門及びリテール&コーポレート部門について、固有の金利リスクは、バック・ツー・バック取引、又は、約定満期日若しくは市場連動相場の存在しない商品の場合、発生事業からのポートフォリオをグループALM（2015年1月1日まではALMはグループ財務部門の一部であった。）に複製する方法のいずれかによって移転される。グループALMでは、当該金利リスクを、他の発生源からの金利リスクとの相殺も認めながら、統合ベースで管理する。グループ財務部門に移転されないウェルス・マネジメント拠点及びリテール&コーポレート拠点における残余金利リスクは、当該地域において管理され、当該拠点においては現地のリスク統制部門により、また中央においては市場リスク統制部門により、独立した監視及び統制を受ける。金利リスクを中央において管理するために、グループALMはデリバティブ商品を活用し、そのうちの一部は指定されたヘッジ会計に関連づけられている。

金利リスクのかなりの部分はグループALMによる資金調達及び投資活動、例えば、企業の貸借対照表上の非金銭項目による投資及び借換えで無期限のもの（株式やのれん等）からも発生する。かかる項目について、上級役員は、当行が規定どおりに資金調達及び投資する基準となる特定の対象期間（デュレーション）を定めている。かかる対象は複製ポートフォリオによって定められ、これに対して実行するためにローリング・ベンチマークを設定する。グループALMはまた、UBSグループの流動性の需要を満たすため、売却可能な債券投資のポートフォリオを維持する。

ウェルス・マネジメント・アメリカズにおける金利リスクは、顧客に提供した貸付及び預金商品に加え、事業部門の売却可能商品のポートフォリオの投資から発生する。金利リスクは、金利リスクを相互に相殺するウェルス・マネジメント・アメリカズの貸借対照表項目を勘案し、承認されたリスク制限及び統制の範囲内で厳密に測定、監視及び管理される。

インベストメント・バンクにおけるバンキング勘定の金利エクスポージャーは主に、取引ごとに個別の承認が必要とされるコーポレート・クライアント・ソリューションの事業において発生する。

2008年度第4四半期及び2009年度第1四半期にトレーディング目的保有から貸出金及び債権に分類を組み替えられたコーポレート・センター・レガシー・ポートフォリオの資産、並びに貸出金及び債権として保有されたその他の特定の債務証券もまた、非トレーディング金利リスクを発生させる。

株主資本及びパーゼル CET1資本に係る金利更改の効果

公正価値で保有する商品について、金利更改は、損益計算上又はその他の包括利益（OCI）を通じてのいずれかにおいて即時に公正価値の損益をもたらすが、一方、償却原価で保有する利付資産及び負債に係る受取利息及び受取費用の変動は、時間をかけて実現される。概して、金利の上昇は、当行の公正価値で保有する長期資産の価値を即時に減少させることとなるが、当行は、これは当行の中核のバンキング商品に係る受取利息純額（NII）の増加によって時間をかけて相殺されるものと考えている。

会計処理が異なるだけでなく、当行のバンキング勘定ポジションは、イールド・カーブ上の異なるポジションに対する感応度も異なる。例えば、当行の売却可能債券のポートフォリオ及びキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定された金利スワップは、全体として、長期デュレーションの金利の変化により敏感であるが、当行の預金及び当行の受取利息純額に帰属する貸出金の重要な部分は、短期金利の方により敏感である。これらの要因は、イールド・カーブが平行に移動できず、例えば当初は急勾配を示し、その後時間をかけてフラット化する可能性があるため、重要である。

上記の会計処理及びイールド・カーブ感応度により、急勾配を示すイールド・カーブ・シナリオにおいて、当行は、OCIを通じた公正価値の損失の結果、当初、株主資本の減少を認識するものと予期している。このことは、金利の上昇がとりわけイールド・カーブのショート・エンドの方（短期の方）にいったん影響を及ぼした後で、NIIの増加によって時間をかけて埋め合わせがなされる。この影響は、キャッシュ・フ

ロー・ヘッジとして示された金利スワップ上の損益が所要自己資本目的において認識又は逆認識されないためにははっきり言えないものの、パーゼル CET1資本に類似することとなる。

当行は、1年及び3年の間に一定の業務取扱高の仮定の下で想定されるNIIへの影響を分析するため、金利に敏感なバンキング勘定エクスポージャーを一連の金利シナリオに適用する。当行は、更に、各シナリオにおける金利の動きが、グループALM(2015年1月1日まではALMはグループ財務部門の一部であった。)に管理され、OCIを通じて認識される売却可能社債ポートフォリオ及びキャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値へ与える影響も考慮する。標準的なシナリオの一部は長期間変化しない(全てのイールド・カーブの100ベース・ポイントのプラスの平行移動をする等。)が、その他のシナリオはその時々により優勢な市場状況に基づき定義される。2014年度末においては下記のシナリオが詳細に分析された。

- ネガティブIR(NIR)の回復：ユーロ及びスイス・フランのイールド・カーブが最初の3ヶ月間において50ベース・ポイントマイナスの平行移動(ゼロ・フロアの適用なし)を示し、その結果、マイナス又は更なるマイナスとなったが、米ドル及びその他の通貨のイールド・カーブは25ベース・ポイントマイナスの平行移動をしたものの、下限はゼロに留まった。市場インプライド・フォワード・レートによれば、その後、全ての通貨は回復している。
- NIRの安定：NIRの回復のシナリオと同様の仮定であるが、最初の3ヶ月の後もレートは回復せず、シミュレーションの時間枠終了時までその当時に優勢な水準に留まっている。
- ユーロ圏のデフレ及び連邦準備制度理事会による量的緩和の縮小：米ドルのイールド・カーブは上昇し、急勾配を示した。ユーロ及びスイス・フランのイールド・カーブはNIRの回復のシナリオと同様の变化を示した。
- 平行移動+100ベース・ポイント：全てのイールド・カーブが100ベース・ポイントプラスの平行移動を示した。
- 2015年CCAR「悪化」：連邦準備制度理事会による包括的な資本の分析及び見直し(CCAR)の「悪化」のシナリオ。
- 2015年CCAR「深刻な悪化」：連邦準備制度理事会によるCCARの「深刻な悪化」のシナリオ。
- 安定したレート：全てのレートが現状の水準を維持する。

分析の結果は、NIIのベースラインと比較された。NIIのベースラインは、全ての通貨の金利が、その市場インプライド・フォワード・レートに従い、一定の業務取扱残高の仮定の下で変化する前提で計算される。1年及び3年の期間で計算されたNIIベースラインへの影響値は、8%及び15%の悪化から18%及び24%の改善の範囲でそれぞれ変動した。最も深刻なシナリオは「NIRの安定」のシナリオであり、「平行移動+100ベース・ポイント」のシナリオが最も有益である。

#### 金利感応度のイールド・カーブにおける平行移動

バンキング勘定における金利リスクは資本目的において実証されていないが、規制上の基準に従う。2014年12月31日現在、当行のバンキング勘定金利リスク・エクスポージャーにおける金利の200ベース・ポイントのマイナスの平行移動の経済価値への影響は、規制機関が推奨する適格な自己資本の20%の基準を大幅に下回る。

低金利により、100/200ベース・ポイントの下向の動きは、結果として生じる金利がマイナスにならないようにするために下限となっている。現在のマイナスの金利環境(とりわけスイス・フラン、またユーロにとってもある程度)にもかかわらず、この金利の下限設定はウェルス・マネジメント部門及びリテール&コーポレート部門における顧客取引並びに上記の事業とグループALM(2015年1月1日まではALMはグループ財務部門の一部であった。)との間の取引(実際の金利に下限が設定されている。)に適用されているため適切である。この下限設定の影響は、とりわけ米ドルでは、米国のモーゲージ及び関連商品における期限前返済リスクの影響と相まって、感応度の非線型行為となった。

バンキング勘定の金利上昇に対する感応度は、1ベース・ポイントにつき前年度比で310万スイス・フランずつ減少した。これは主にウェルス・マネジメント・アメリカズ及びインベストメント・バンク業務における減少によるものだが、コーポレート・センター・中核業務のバンキング勘定の感応度で僅かに増加したことにより一部相殺された。ウェルス・マネジメント・アメリカズの感応度は、350万スイス・フラン減少した。これは期限前返済の再調整が原因であるが、資産のデュレーションの長期化及びより反応の良い顧客レートモデルの採用に繋がり、結果として預金デュレーションを短縮した。バンキング勘定の金利上昇に対する感応度には、売却可能金融投資及びそれに関連するヘッジに分類されている債券投資から発生する金



利感応度が含まれる。これらのポジション（ヘッジを除く。また、売却可能に計上される資金への投資を除く。）のそれぞれの投資における利回りの1ベース・ポイントの平行上昇に対する感応度は、約マイナス1,000万スイス・フランであるが、かかる費用が発生する場合には、その他の包括利益に計上されることになる。

バンキング勘定の金利上昇に対する感応度には、キャッシュ・フロー・ヘッジにおいて指定された金利スワップから生じる金利感応度も含まれる。これらのスワップの有効な部分に伴う公正価値の損益は、当初、資本において認識される。ヘッジの対象となる予想キャッシュ・フローが損益に影響を及ぼす場合、ヘッジ手段のデリバティブに伴う損益は資本から損益に再分類される。これらのスワップは、米ドル、ユーロ、英ポンド及びスイス・フランで表示される。2014年12月31日現在、これらの金利スワップの公正価値は、45億スイス・フラン（再調達価額 借方）及び14億スイス・フラン（再調達価額 貸方）であった。基礎的なLIBORのイールド・カーブにおける1ベース・ポイント増加の影響は、税金調整を除外すれば、約2,210万スイス・フランの資本の減少となったはずである。

## その他の市場リスク・エクスポージャー

### 自己クレジット

当行は、公正価値での測定を指定された金融債務の価値に反映される当行の自己クレジットの変化にさらされている。これに対して当行の自己クレジットに係るリスクは市場参加者によって考慮されることとなる。当行はまた、自己のクレジットをデリバティブの価値に組み入れるために債務評価調整額（DVA）を見積もる。自己クレジットの変化による公正価値の変化は損益計算書上で認識され、それゆえに株主資本及びCET1資本に影響を及ぼす。

### 構造的為替リスク

連結では、海外事業において保有されている資産及び負債は、財務諸表日付における最終の為替レートによりスイス・フランに換算され、損益項目は期間中の平均レートによりスイス・フランに換算される。その結果生じる為替差異はその他の包括利益において認識され、それゆえに株主資本及びパーゼル CET1資本に影響を及ぼす。

グループ財務部門は、資産及び負債の組み合わせによる資金調達並びに純投資ヘッジを含め、この為替エクスポージャーを管理する戦略を採用している。

### 株式投資

IFRSに基づき、トレーディング勘定に含まれない株式投資は、売却可能金融投資、公正価値での測定を指定された金融資産又は関連会社投資に分類される場合がある。

当行は、様々な目的で、様々な事業体への直接投資及び上場・非上場会社の持分の購入を行う。これには、当行の事業活動を支えるために保有されるその他の投資（取引所会員及び決済機関メンバーシップ等）が含まれる。当行は、当行が管理するファンドについては、当該ファンドの設定時に資金を提供若しくは「当初資金を投入」する目的又は当行の利益と投資家の利益が合致していることを証明する目的で投資を行うこともある。当行は、自ら顧客に販売したファンドから証券及び受益証券を購入し、また契約要件により購入することもある。

株式投資の公正価値は、各投資固有の要因に支配される傾向にある。株式投資は、通常、中長期での保有が意図され、ロックアップ契約に従うことがある。これらの理由により、当行は、通常、これらのエクスポージャーを、トレーディング活動に適用される市場リスク測定を利用して管理しないが、これらの株式投資は、経営幹部及びリスク統制部門による新規投資の事前承認、ポートフォリオ及び集中度の制限等の様々な範囲の統制並びに定期的な監視及び報告の対象とされる。また、これらは、UBSグループ全体の統計的及びストレス・テスト基準にも含まれ、当行のリスク選好の枠組みに含まれる。

2014年12月31日現在、当行は、合計16億スイス・フランの株式投資を行っており、うち7億スイス・フランは売却可能金融投資に分類され、9億スイス・フランは関連会社投資に分類された。これは概して前年度から変化がなかった。

### 債券投資

売却可能金融投資に分類される債券投資は公正価値で測定され、公正価値における変動は資本を通じて計上され、主として法律上、規制上、又は流動性を理由として保有されるマネー・マーケット商品及び債務証券に広く分類することができる。

売却可能金融投資に分類された負債性商品に適用されるリスク統制の枠組みは、商品の性質と保有目的により異なる。当行のエクスポージャーは、市場リスク制限に組み入れられ、又は金利の感応度分析等の特別な監視を受ける可能性がある。これらはまた、UBSグループ全体の統計的及びストレステスト基準に含まれ、当行のリスク選好の枠組みに含まれる。

売却可能金融投資に分類された債券投資は、2014年12月31日現在、公正価値で565億スイス・フランであった。これに対し、2013年12月31日現在は、589億スイス・フランであった。

## 年金リスク

当行は、過去及び現在の従業員向けの確定給付型年金制度を多数維持している。各制度における予想年金支払を満たす能力は、主に投資を通じて維持される。年金リスクは、これらの制度資金の公正価値の減少、当該投資リターンの減少又は確定給付債務の予想価値の上昇の可能性があるために発生する。制度資産が予想年金支払を満たすのに十分でない場合、当行は年金制度に対して追加拠出の義務を負うか、又はその選択をする可能性がある。

IFRSに基づいて、確定給付債務及び制度資産の公正価値の再測定は、その他の包括利益を通じて認識され、ゆえに株主資本に影響を及ぼす。年金制度の確定給付債務純額全体が増加した場合（確定給付債務が制度資産の公正価値を超過した場合）、当行の資本を減少させることになる。確定給付債務が制度資産の公正価値を下回る場合、年金制度は余剰ポジションとなる。かかる余剰額は、将来の経済的便益の見積もりを超えない範囲において財務諸表上においてのみ認識される。認識された余剰額に上限が設けられた場合、将来の経済的便益の見積もりの減少は資本を減少させることになる。確定給付債務又は制度資産の公正価値の変動による余剰額の変動は、余剰額が上限を下回らない限り、資本に影響しない。

確定給付債務及び制度資産の再測定は、年金余剰額が認識されなくても、当行のパーゼル CET1資本（完全適用後）に同様に影響を及ぼす。

当行の確定給付年金制度のために、制度債務の満期プロフィールを考慮し、資産が分散化されたポートフォリオにて維持されることを確実にする投資方針及び戦略が設定されている。これらの戦略は、現地の法令に従って各管轄区域において責任を負うガバナンス機関によって管理される。

年金リスクは、UBSグループ全体の統計的及びストレステスト基準に含まれ、当行のリスク選好の枠組みに含まれる。

## 当行自己株式エクスポージャー

当行は、主に、従業員株式オプション制度に備えて自己株式を保有している。マーケット・メイキング及びヘッジ活動のためにインベストメント・バンクも少数の自己株式を保有している。

## カントリー・リスク

### 当年度の主な動向

2014年度を通じて、地政学分野における関心の中心はウクライナ情勢にあった。当行のウクライナに対する直接的なエクスポージャーはごく僅かであるものの、より広範囲への経済的波及の可能性（とりわけ、ロシアへの制裁に起因するユーロ圏の景気回復の鈍化）が依然として懸念されている。西欧諸国による一連の制裁措置と当年度末における原油価格の下落が重なったことでロシアの信用プロフィールに大きな下方圧力がかかり、これに応じて当行は、カントリー・エクスポージャー制限の縮小、クレジット・オフィサーによる承認要件の拡大及びロシア証券の貸付価値の引き下げ等、様々なリスク制限措置及びリスク軽減措置を実施した。

### カントリー・リスク対応策

カントリー・リスクには、国家の法域内で起こる当該国特有の全ての事象が含まれ、当該リスクは当行のエクスポージャーの減損を招く可能性がある。カントリー・リスクは、財政的責任を履行する政府の能力及び意欲に言及するソブリン・リスク、発行体若しくはカウンターパーティが中央銀行の外国為替振替における一時停止を受けて外貨を取得できない場合に生じるトランスファー・リスク、又は「その他の」カントリー

リー・リスクの形を取ることがある。「その他の」カントリー・リスクは、一方では増加した複数のカウンターパーティ及び発行体のデフォルト・リスク（システミック・リスク）により、また他方では国家の状況（例えば、政治の安定、制度的枠組み及び法的枠組み）に影響を及ぼしうる事象により生じる。当行は安定したリスク統制の枠組みを確立しており、かかる枠組みを通して当行は、当行がエクスポージャーを有する全ての国のリスク・プロフィールを評価する。

当行は各外国に対して、当該国家が自身の外貨建ての金融債務につき債務不履行となる可能性を示すソブリン格付を付与する。当行の格付は、統計的に導出されたデフォルト確立により表示される。こうした内部の分析に基づき、当行は送金事象が発生する確率も明確にし、「その他の」カントリー・リスクの側面を各国に所在する法人のカウンターパーティ格付の分析にどのように組み込むべきかということに関して規則を制定する。

当行は、全ての外国に対する当行のエクスポージャーが、当行がその国に与える信用格付と釣り合いのとれたものであり、かつそれぞれのカントリー・リスク・プロフィールに対して不釣り合いとならないようにする。カントリー・リスク・シーリング（すなわちエクスポージャー合計の上限）は、該当する外国のカウンターパーティ又は証券発行体及び金融機関に対する当行の全てのエクスポージャーに適用される。当行は、あるカウンターパーティについて、カントリー・シーリングがなければエクスポージャーを引き受けられる場合でも、信用供与、取引商品の取引、及び証券ポジションを、カントリー・シーリングに基づいて制限することがある。

カントリー・リスクの内部測定及び統制のため、当行は、国家の危機の発生前、発生中、及び発生後に生じる市場の混乱について、その財務上の影響も検討する。市場の混乱は、ある国の債券・株式市場若しくはその他の資産市場の大幅な悪化、又は通貨の急落という形をとる場合がある。当行は、国家の深刻な危機による潜在的な財務上の影響額を評価するために、ストレス・テストを使用している。これには、総合ストレス・テストのための妥当なストレス・シナリオの開発、危機事由が発生する可能性がある国の特定、潜在的損失額の算定、並びに関連信用取引の種類に応じた回収率及び影響を受けた国の経済的な重要性に関して仮定を行うことが含まれる。

当行の市場リスクに対するエクスポージャーは、総合ストレス・テストにも使用される主要なグローバル・シナリオをカバーする標準ストレス・テストの対象でもあり、当該テストにおいて当行は、全ての関連する国々における株式指数、金利及び為替レートに対して市場にショックを与える要因を適用し、金融商品の潜在的流動性を考察する。

## カントリー・リスク・エクスポージャー

### カントリー・リスク・エクスポージャーの測定

カントリー・リスクのプレゼンテーションは、当行内部のリスク見解に基づく。当行内部のリスク見解において、エクスポージャーの測定基準は、当行が自身のエクスポージャーを分類している商品カテゴリーに基づく。「UBSグループの信用リスク・プロフィール - 内部のリスク見解」において定義されているバンキング商品及び取引商品へのエクスポージャーの分類に加えて、当行は、社債や株式等の有価証券に関する内部トレーディング滞留資産発行体リスクの他に、当行が売買する信用プロテクション及び販売開始前のローン又は証券引受コミットメントに関連するものを含むデリバティブ・ポジションに係る原参照資産に関するリスクの分類を行っている。

当行は純額でトレーディング滞留資産を管理することから、同一の原発行体のロング・ポジションの価値をショート・ポジションとネットしている。しかしながら、ネット・エクスポージャーは、表示された数値においては発行体ごとにゼロまで低下する。そのため、当行は一定のヘッジ及び発行体全体のショート・ポジションの潜在的相殺利益を認識しない。

当行は、「ヘッジ前エクスポージャー」としてカントリー・エクスポージャーを報告する際には、マスター・ネットリング契約のリスク軽減効果及び現金若しくは多様な市場性のある有価証券のポートフォリオの形で保有された担保（これらは、基準となるエクスポージャーの正値から控除される。）を除き、予想回収金額を認識しない。バンキング商品及び取引商品において、信用プロテクションのリスク軽減効果は「ヘッジ後」エクスポージャーを決定する際に、想定ベースで考慮に入れられる。

### カントリー・リスク・エクスポージャーの分配

通常、エクスポージャーは、契約上のカウンターパーティ又は証券の発行体の居住地である国に対して示される。資産又は収益源といった経済的財産を異なる国に有するカウンターパーティに関して、エクスポージャーは、かかる異なる国のリスクに分配される。

これは例えば、金融オフショア・センターに設立された法人で、その主要な資産及び収益が居住地である国の外に流れている場合である。エクスポージャーに対して、当行が保有する第三者保証又は担保にも同様の原則が適用される。このような場合、原有価証券の保証人若しくは発行体いずれかの居住地である国に対するエクスポージャー、又は担保資産がある国に対するエクスポージャーを報告する。

当行は、その法人の居住地である国以外の国にある金融機関の支店に対するバンキング商品エクスポージャーには特別なアプローチを適用する。このような場合、エクスポージャーは、そのカウンターパーティの居住地である国に対して全額記録され、追加で支店がある国に対して全額記録される。

デリバティブの場合、当行は、カウンターパーティの居住地である国に対する、再調達価額に付随するカウンターパーティ・リスクを（取引商品において）示す。更に、原参照資産の価値の瞬間的なゼロまでの低下（回復を想定しない。）に付随するリスクは、参照資産の発行体の居住地である国に対して（「トレーディング滞留資産」において）示される。このアプローチにより、当行は、デリバティブから生じるカウンターパーティ及び該当する場合には発行体の双方のリスク要因を把握することができ、またこのアプローチは、シングルネームCDS及びその他のクレジット・デリバティブを含む全てのデリバティブに包括的に適用される。

基本的な例として、その居住地がXであるカウンターパーティから購入した名目価値100のCDSプロテクションで、かつその居住地がYである発行体の債務を参照するCDSプロテクションが20の再調達価額を有する場合、当行は、（ ）（取引商品における）Xに対するCDS（20）の公正価値、及び（ ）（トレーディング滞留資産における）Yに対するCDSのヘッジ利益（名目 - 公正価値）（ $100 - 20 = 80$ ）を記録する。購入したプロテクションの例においては、80ヘッジ利益は、同一の発行体により参照資産として保有及び発行される有価証券から生じるエクスポージャーに対して相殺され、発行体ごとにゼロまで低下する。売却したプロテクションの場合、同一の発行体により参照資産として保有及び発行される有価証券から生じるエクスポージャーに加えて、80のリスク・エクスポージャーとして反映される。資産のバスケットを参照資産とするデリバティブの場合、各参照事業体に対する発行体リスクは、当該事業体により発行された対応する参照資産（又は資産）の価値が瞬間的にゼロまで低下することを前提として、デリバティブの公正価値における予想変動として計算される。エクスポージャーはその後、発行体ごとにゼロを下限として、発行体の居住する国ごとに合計される。

#### ユーロ圏主要国に対するエクスポージャー

周縁のヨーロッパ諸国に対する当行のエクスポージャーは引き続き限定的であるが、ユーロ圏における深刻化の影響拡大の可能性については依然として警戒している。「ストレス・テスト」の項で述べた通り、ユーロ危機シナリオは、2014年度における総合ストレス・テストの必須の想定シナリオであり、2014年度末にはユーロ圏危機シナリオへと改訂され、当行のリスク選好度の枠組みにおける最低自己資本、利益及びレバレッジ比率の達成目標に対するリスク・エクスポージャーの定期的な監視において最重要項目とされた。

CDSは当行のトレーディング事業に関連して主に売買されているが、当行のリスク・エクスポージャーの一部（ユーロ圏主要国に関連するリスク・エクスポージャーを含む。）をヘッジするためにも使われている。2014年12月31日現在において、マスター・ネットリング契約のリスク軽減効果を考慮に入れることなく、当行は、ギリシャ、イタリア、アイルランド、ポルトガル又はスペイン（欧州重債務国（以下「GIIPS」という。）に居住の発行体に関する名目元本総額約290億スイス・フランのシングルネームCDSプロテクションを購入し、名目元本総額260億スイス・フランのシングルネームCDSプロテクションを売却した。純額では、マスター・ネットリング契約のリスク軽減効果を考慮に入れて、これは名目元本総額約80億スイス・フランの購入及び名目元本総額60億スイス・フランの売却に相当する。購入されたプロテクション総額の99%超は、投資適格カウンターパーティ（当行の内部の格付に基づく。）から購入したもので、担保付であった。かかるプロテクションの大半はユーロ圏外に居住の金融機関から購入したものであった。購入されたプロテクション総額のうちの約5億スイス・フランがGIIPSに居住のカウンターパーティから購入したものであり、参照法人として同国に居住のカウンターパーティから購入したものは僅か1億スイス・フラン超であった。

契約上、支払は一定のシナリオ下においてのみ行われるので、信用破綻防止のためにCDSを保有することにより、必ずしもプロテクションの買手が損失から守られるわけではない。デフォルト・リスクのヘッジと

しての当行のCDSプロテクションの有効性は、CDSが引き受けられた契約条項を含む多くの要因の影響を受ける。通常、CDS条項により定義された信用事象（とりわけ、債務不履行、再編又は破産を含むことがある。）の発生によってのみ、購入された信用プロテクション契約に基づく支払が生じる。ソブリン債に係るCDS契約では、契約拒絶も債務不履行事由とみなされうる。信用事象が発生したか否かの判断は、CDS条項並びに当該事象を取り巻く事実及び状況に基づき、関連ある国際スワップデリバティブ協会（ISDA）の決定委員会（多様なISDA加盟法人により構成される。）が下す。

#### 新興市場国に対するエクスポージャー

主要国の格付区分に基づけば、2014年12月31日現在の当行の新興市場国へのエクスポージャーのうち、94%（2013年12月31日現在は93%）は投資適格であった。

2014年12月31日現在の当行のロシアに対する直接的な正味のエクスポージャーは9億スイス・フランであり、その約半分がロシア企業の発行する海外株式預託証書により保証されたロシアの借入人に対するマージン貸出に関連していた。

### オペレーショナル・リスク

#### 当年度の主な動向

2014年1月1日、オペレーショナル・リスク統制部門はコンプライアンス機能と統合され、当グループのコンプライアンス・リスク、行為規制違反リスク及びオペレーショナル・リスクを完全に一括して管理することとなった。その2つの統制機能の視点と専門技能を組み合わせることにより、統制環境全般の強化の面で既に効果が見られており、短期間でもたらされた恩恵としては、監視及び監督等の特定の能力の著しい改善、主要プロセスの標準化、事業部門の連動性の強化及び第2の防衛線より求められる統制責任への明確な焦点等が挙げられる。

違反行為を効果的に防止し又はこれを可能な限り早期に発見することは当行にとって非常に重要であり、これは当行が依然として直面している訴訟リスクの重大性によって証明されている通りである。当行の活動のあらゆる要素に適用されるグローバルな行為規制違反リスク対応策を策定し実施する作業は、顧客意見と市場の一体性をあらゆる決定及び活動の中心に据えることを確保するリスク統制の企業風土を強化する上で要となる部分である。2014年度に当行は、英国での試験プロジェクトを経た後、策定段階における規制当局との積極的な対話を維持しながら、当該枠組みの導入を開始した。改良を重ねた行為基準は、既存のオペレーショナル・リスク対応策を利用しつつ、どのように事業を統制すべきか、という問いから、顧客にとって最も公正な結果を実現するためにはどのように事業を運営すべきか、という問いへと焦点を拡大するよう設定されている。2015年度を通じて、当行は引き続き行為規制違反リスク対応策を世界的に展開していく。

当行は、当行の評判を守るにあたりリスク管理の行動面の重要性に更なる重きを置いており、内部告発プロセスを強化している。当行は、個人勘定取引等の分野を対象とするグローバル・スタンダードの方針を導入することにより、会長及びグループCEOによる承認を受けた意見表明の行動原則を強化し、フロントオフィスの監督を強化し、従業員行為基準を強化した。

当行は、不適切な行為を発見、防止及び抑止する当行の能力を強化するため、積極的なリスクの特定活動を、当行の監視及び監督能力を強化するプログラムを通じて更に前進させた。当行はまた、当行の分析技術の使用を拡大した。これらのプログラムの組み合わせは、重大リスク分野における方針違反や疑わしい行動パターンを当行が積極的に特定する一助となっている。当行は、2014年度を通じて電子及び音声コミュニケーション用の自動監視機能を開発し、取引とクロスボーダーに対する最先端の監視を導入した。当行は2015年度においてもかかる取り組みを継続し、会社全体を通じて監視範囲の拡大と深化を図る意向である。

継続的な大規模編成の期間中、会社の業務上の弾力性を維持することは、2015年度の最重要課題である。コンプライアンス及びオペレーショナル・リスク統制部門（C&ORC）は、支援と監督を担う関連プロジェクトに直接的に従事し、リスク集中の特定をサポートする。2015年度中に当行は、グループ技術リスク部門の組織をコンプライアンス及びオペレーショナル・リスク統制部門に統合し、技術革新プログラムの独立した監督を更に強化する。

金融業界に対するサイバー攻撃は、犯罪組織が特定の機関を標的に資源と技術を展開していることを背景に高度化の一途をたどっている。このため当行は、拡大する脅威に備えてサイバー攻撃に対する防御力を継続的に向上させるべく、引き続き専用のセキュリティー・プログラムへの多額の投資を行っている。

金融犯罪リスクの統制環境が有効に維持され、新たな脅威に対応すべく継続的に更新されることは、顧客及び会社の資産を守る上で必要不可欠である。この分野における脅威は、急速に変化しながら展開する地政学的環境と、上述のサイバー犯罪の高度化を受けて拡大している。これらは、継続的な規制環境の変化や更なる制裁措置の可能性と並ぶ外的展開である。従って当行は、引き続き当行の不正防止イニシアチブに大きな重きを置き、また金融犯罪関連の枠組みが有効に維持され、金融活動作業部会勧告等の展開が反映されるよう確保することに注力する。

適合性リスクは、引き続き金融業界における規制上の焦点分野であり、低金利が長期にわたり継続し、顧客が利回りを追求している昨今においてはとりわけ注目されている。これを受け、一部の現行の又は提案されている主要な法改正プログラム（米国のドッド・フランク法、EUの金融商品市場指令及びスイスの連邦金融サービス法（Finanzdienstleistungsgesetz）等）では、消費者保護、適合性及び製品管理に係る要件に大きな重きが置かれている。消費者保護の重視と、それが行為規制違反リスクへの配慮との間に有する直接的な関係は、絶えず変化する期待値に対応可能な堅牢かつダイナミックな適合性の枠組みへの需要を高めることとなった。当行は、内部プロセスと統制機能を新要件と合致させるため、引き続き適合性及び商品リスクの分野のガバナンスを強化していく。

また当行は、事業や規制上の変化を反映するよう、クロスボーダー枠組みを継続的に改善することに重点を置いており、これには行動ベースの監視及び監督の実施等が含まれる。

外国為替市場における不正に対する業界規模の調査の結果、当行は外国為替業務における統制の枠組み（支援機能を含む。）を大幅に改善し、外国為替デスクの監督を強化した。オペレーショナル・リスク対応策におけるその他の展開としては、主要な手続統制機能の独立管理テストに係るグループ規模のプログラムの開発を継続したこと等が挙げられる。統制機能のテスターを務める選任の集団は、独立の立場から特定のリスクに対処する当行の統制機能の有効性について保証を提供する。かかるテストは、設計上及び業務上の両側面における有効性を取扱い、また当初は2002年サーベンス・オクスリー法第302条及び第404条に基づく証明書に関連ある統制機能に重点が置かれていたのに対し、その対象は他の重要なリスクに関するテーマにまで拡大されている。

上述した展開及び重点分野に加え、当行は、コンプライアンス及びオペレーショナル・リスクに係る単一で一貫性のある評価手続の実施に向けて、大きく前進しており、かかる手続はリスク統制部門及び事業部門の両方により、会社全体で使用されている。当行は、かかる内部のリスクの視点を、様々な（規制上、マクロ経済的、政治的、社会的及び技術的）外的環境の潜在的な変化と、それが当行のコンプライアンス及びオペレーショナル・リスク・プロフィールに及ぼす影響を検証する先見的な戦略的傾向分析により更に補完している。

当行のリスク評価プロセスの強化を補強するため、当行は引き続きC&ORCの事業部門との連携と交流の向上を図っている。この取り組みを支えているのは、第1の防衛線である経営幹部のリスク管理責任と第2の防衛線である関連ある統制機能のリスク統制責任の明確な区別である。このC&ORCの責務と委任の明確化は、明確な責任の所在を確保する包括的なサービス提供及び手続モデルの設定を通じて強化されている。これらの変更を導入する取り組みは、2015年度においても継続される。

## オペレーショナル・リスク対応策

損失は、不適切な又は機能しない社内手続、決定及びシステム又は外的事象により生じうる。そのため、オペレーショナル・リスクは当行事業に固有の部分である。オペレーショナル・リスクの影響は依然として大きく、またオペレーショナル・リスクはあらゆる事業部門及びコーポレート・センターにおける過去と現在の事業活動に起因して発生する可能性がある。当行は、重大なオペレーショナル・リスク及びその潜在的集中の特定と評価を支援する枠組みを設定し、リスクと利益の適切なバランスを実現することを目指している。

事業部門の社長及びコーポレート・センター部門の責任者は、当行のオペレーショナル・リスク管理の有効性及び当行のオペレーショナル・リスク対応策の実施について最終的に責任を負う。全ての部門（業務、物流及び管理部門）の経営陣は、確固とした内部統制、効果的な監督及びリスクに対する強固な企業風土の確立及び保守を含め、適切なオペレーショナル・リスク管理の環境を確保する責任を負っている。

C&ORCは、UBSグループ全体におけるオペレーショナル・リスク管理の妥当性について、独立した客観的視点を提供する。C&ORCは、グループ・チーフ・リスク・オフィサーの監督下であり、リスク・エグゼクティブ委員会のメンバーであるコンプライアンス及びオペレーショナル・リスク統制部門のグローバル責任者が委員長を務める、C&ORC管理委員会により統括される。

オペレーショナル・リスク対応策は、当行におけるオペレーショナル・リスクを管理及び統制するための一般的な要件を定めている。当該対応策は以下の4つの大きな柱に基づいている。

1. オペレーショナル・リスク分類法による固有リスクの分類
2. 内部統制評価プロセスによる統制の設計及び運営効果に対する評価
3. オペレーショナル・リスク及びビジネス・リスクの評価プロセスによる残余リスクの評価
4. 残余リスクの許容水準の範囲外で特定された欠陥に対応するための改善

オペレーショナル・リスク分類法により、全事業部門にわたる当行固有のオペレーショナル・リスクが明確かつ論理的に分類される。組織の各階層を通じて、リスク・エクスポージャーを許容範囲に留まらせるのに必要とみなされるリスク耐性の水準並びに最低限の内部統制及び関連する運用基準値が、分類区分ごとに合意されなければならない。

当行の全ての機能は、半期ごとの内部統制評価プロセスの実施を義務づけられており、これにより各機能の主要な統制手続の設計上及び運用上の有効性が評価及び証明される。かかるプロセスは、サーベンス・オクスリー法第404条（SOX法第404条）により義務づけられる財務報告の監視を行う統制手段の評価及びテストのベースともなる。改善された対応策により、独立したテスト、機能的な評価、証拠収集、経営の確認及び改善のトラッキングに対するSOX法第404条上の統制の検証が容易になる。

当行は、統制不備の総合的な影響及び改善努力の十分性を評価するための調和のとれた全社的な枠組みを採用している。統合されたリスク評価のアプローチは、全ての事業活動並びにUBSグループに脅威をもたらす内的及び外的要因を対象としており、統制環境の脆弱性の影響を集約することで、合意されたリスク耐性水準に対する現状のオペレーショナル・リスク・エクスポージャーについて透明性のある評価を提供する。内部統制プロセス及びリスク評価プロセス中に発覚する重大な統制の不備は、オペレーショナル・リスクの要約として報告されなければならない。持続可能な改善策が策定及び実施されなければならない。全ての重要な課題は上級役員レベルの所有者に割り当てられ、かかる各管理責任者の年間実績測定及び経営目的に反映されなければならない。発生源を問わずに全ての既知のオペレーショナル・リスク課題に優先順位を付ける一助として、全ての内部統制部門並びに内部及び外部監査により、共通の格付方法が採用される。グループ内部監査部門は、オペレーショナル・リスク統制課題を特定し、軽減し、かつ持続的に改善するための強固な経営規律を促進するために、リスク課題終結のための強化保証プロセスを実施した。強固なリスク管理を可能にするものとして、チーフ・オペレーティング・オフィサーが負担するフロント部門からバックオフィスまでの統制環境の管理責任が再び重視されており、当行の報告プロセスを改訂したことにより、フロント部門からバックオフィスまでの統制環境の可視性が更に向上した。

リスクと行動は、引き続き当行の業績及び報奨の検討において考慮され、また当行は、引き続き一企業として、「優れた監督の原則」や必修の法令遵守及びリスク研修等の行動イニシアチブを従業員に示す。

### 先進的計測手法モデル

改善されたオペレーショナル・リスク対応策は、所要自己資本の算定と連動し、かつ、かかる算定の基盤となるものであり、これにより当行はオペレーショナル・リスクの定量化及び効果的な管理インセンティブの設定が可能となる。上記のプロセスは、オペレーショナル・リスク対応策及び資本の算定の統合及び連動を促進するオペレーショナル・リスクの定量化に不可欠である。

当行は、FINMAの要件に従い、先進的計測手法（以下「AMA」ともいう。）を利用して、オペレーショナル・リスクのエクスポージャーを測定し、オペレーショナル・リスクの所要自己資本を計算している。

規制対象子会社については、現地の規制機関の承認に従い、基本的指数又は標準的手法が採用されている。現在、規制要件により、特定の当行の企業体のためのAMAモデルの実施が推進されている。とりわけ、スイスにおけるUBS AGの新たな銀行子会社のオペレーショナル・リスクに係る自己資本要件が現在設定されている最中であり、2015年上半期に確定する。新子会社のオペレーショナル・リスク・エクスポージャーを満たすように最適化されたAMAモデルの設計は当グループのモデルと連動しており、必要な調整が施されている。かかるモデルは、UBSスイスAGの銀行業許認可手続の一環としてFINMAに提示される。

AMAモデルは、過去に遡る歴史的要素と将来予想のシナリオ要素から成る。歴史的要素とは、2002年1月以降の当行のオペレーショナル・リスク損失（当行が負担した極度の損失を除く。かかる損失は、シナリオ要素を通じて認識される。）の経緯に基づく回顧的視点である。歴史的要素においては、過去の出来事が将来の出来事の合理的な予測を構築することが重要な前提となっている。一年以上累積した損失の分配は、規

模及び頻度を個別に設計し、またそれらを統合することで引き出される。これを損失分布手法といい、過去の経験に基づき将来の損失合計を予想し、当行の所要自己資本について予想される損失額の判断に利用されている。

シナリオ要素とは、UBSグループが直面するオペレーショナル・リスク課題を考慮した場合に発生する可能性のある潜在的オペレーショナル損失についての将来予測である。予期しない損失又はテールロスのエクスポージャー（低頻度/高重要度の事象に対応する。）を合理的に予想することを目的としたものである。当行は、オペレーショナル・リスク分類法と連動している20種類のAMA分類カテゴリーを使用している。

当該各カテゴリーにつき、ベース時、ストレス時及び最悪の事態を表す3つのケースにおいて頻度/重要度がセットになって定められている。シナリオ要素のパラメーターのキャリブレーション及び調整は、内部の極度な損失、同業の銀行からの損失に関するデータ、統合リスク評価のアウトプット（事業環境及び内部統制環境の検討を含む。）及び関連事項に関する内部の専門家による年次の広範な検証に基づいている。

AMAモデルは、全体的な損失分配の99.9%の分位に相当する所要自己資本額を引き出すために、歴史的要素及びシナリオ要素から抽出された損失を追加する。

現在、当行は、AMAモデルにおいて保険又はその他のリスク移転メカニズムを通じた軽減を反映していない。

2014年度中、当行はAMAモデルに大きな方法論的変更を行っていない。モデルの開発においては、AMAモデルを利用した結果の妥当性を裏付けるためにベンチマークの枠組みを改善すること並びにオペレーショナル・リスクのエクスポージャーについてイベント・タイプ（即ち、AMA分類法）及びビジネス・ラインによる詳細な報告を確立することが重視された。地方及び地域の企業に特定される規制要件を支持するためのUBSグループのAMAモデルの適合及びオペレーショナル・リスクの測定に関するグローバルに一貫したアプローチの確保において、更なる進展があった。

2015年度に、当行はグループのAMAモデルの設計、方法論及びキャリブレーションの詳細な見直しを行う。かかる見直しに基づくモデルの調整内容は、実施前にFINMAに提示され承認を求めることになる。

既知又は未知の訴訟、コンプライアンス及びその他オペレーショナル・リスク対象事項に関して当行のAMAに基づいて算定したオペレーショナル・リスクに係るRWA（OR RWA）に対しFINMAが命じた増加額は、2013年10月1日に効力を生じ、2014年度を通じて引き続き適用を受けた。当行とFINMAの間で相互に合意している通り、OR RWA追加額は、四半期ごとに実施される補足的分析に基づく再計算に服する。この補足的分析に基づき算定された2014年12月31日現在のOR RWA追加額は、175億スイス・フランとなり、2013年12月31日現在から50億スイス・フラン減少した。2015年度も当行は、引き続き訴訟、規制及びそれと同種の事項並びにその他の偶発的な負債に係るRWA追加額を保有することとなる。

当行は、引き続きオペレーショナル・リスクに係る所要自己資本を従来のオペレーショナル・リスク関連の損失に基づいて事業部門とコーポレート・センターに割り当てており、また、FINMAのオペレーショナル・リスクに係る資本増加額の割当においては改善された方法論を適用した。

#### AMAモデルの確認

グループAMAモデルには、モデルのパラメーターの適切性を確保し、かつ日々変化する当行のオペレーショナル・リスク・プロフィールを反映するための質的及び定量的な見直しが毎年実施される。かかる見直しは定量的リスク統制部門（QRC）による独立の検証に服し、また追加的な感応度及びベンチマーク分析により補足される。

#### コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ

2014年度における貸借対照表上の非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの資産は、再調達価額（PRV） - 借方における340億スイス・フランの減少を主因として、また、より小規模であるものの、資産における110億スイス・フランの減少及び店頭（OTC）デリバティブに対して差し出された担保の10億スイス・フランの減少に起因して、21%減少、すなわち、450億スイス・フラン減少し、1,700億スイス・フランとなった。

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオのリスク加重資産（RWA）は280億スイス・フラン減少し、360億スイス・フランとなった。これは、2015年度末における当行の目標約400億スイス・フランを下回っている。スイスのシステム上関連ある銀行（SRB）レバレッジ比率基準は670億スイス・フラン減少して930億スイス・フランとなった。



## 非中核事業

2013年第1四半期に、非中核事業がインベストメント・バンクからコーポレート・センター - 非中核事業に移管されて以来、当該非中核事業の管理及び報告は、かかる部門においてなされている。非中核事業のポジションは、主にインベストメント・バンクの格付業務及びブクレジット業務内で組成され、資本集約型及び貸借対照表集約型であるか又は業務上の複雑性に関するリスク及び長期的テール・リスクの高い分野にある。その大半は、当行の貸借対照表において再調達価額として計上された店頭（OTC）デリバティブから成る。レガシー・ポートフォリオとは対照的に、非中核事業におけるカウンターパーティ・エクスポージャーからの信用リスクは、通貨及び地理的地域の両方の側面において十分に分散されており、シングルネーム・エクスポージャーは限定されている。2014年12月31日現在、PRV総額の95%超が担保付きである。市場リスクは全体的にヘッジされており、主に、金利や外国為替等の流動性の高い市場要因と関連している。

非中核事業の貸借対照表上の資産は、2014年12月31日現在、380億スイス・フラン減少し、1,510億スイス・フランとなった。かかる減少は、当行の非中核事業ポートフォリオの残りの大部分を構成するOTC金利及び信用デリバティブからのPRVが330億スイス・フラン減少したことを主因としている。当年度中、当部門は、コリレーション・トレーディング・ポートフォリオの大半を解消するために一連のリスク移転を実施し、かかるリスク移転としては市場リスクを移転するために多くのバック・ツー・バック取引を行った。当部門はその後、第三者が関与する更改を経て当行の貸借対照表上当該取引の計上をやめ、これにより、信用リスクは移転され、PRVは約110億スイス・フラン減少した。当初目指していた更改は完了した。

当部門の金利ポートフォリオでは、特定のカウンターパーティとの合意による清算（ポジションの解消）、第三者による更改（中央決済機関への移管を含む。）（取引の移行）及び他のディーラー・カウンターパーティとのネット・ダウン取引への合意（取引のコンプレッション）に起因して、PRVは減少したが、為替及び金利の動向により一部相殺された。金利の引き下げ活動は、株主価値を最大化するため、引き続き取引の複雑性に合わせてRWAの処分費用及び資本消耗を比較することにより優先順位が決定される。資産は50億スイス・フラン減少したが、この減少は、顧客の代わりに保有していた保有貴金属を処分したこと及び仕組りバース・レポ契約の残存取引が満了したことを主因とする。残存する資産ポジションの大部分は、OTCポジションをヘッジするために保有された法人顧客向け貸付及び社債並びに仕組債の発行のために保有された担保である。公正価値の階層においてレベル3として分類された資産及びPRVの合計額は20億スイス・フランであり、2014年12月31日現在の非中核事業の貸借対照表上の資産合計額の1%を占めた。

非中核事業のRWAの合計額は、2014年12月31日現在、160億スイス・フランで、2013年12月31日現在と比較して160億スイス・フラン減少した。かかる減少は、RWAの継続的な減少により、信用リスクが80億スイス・フラン、市場リスクRWAが50億スイス・フラン減少したことに起因する。オペレーショナル・リスクRWAは20億スイス・フラン減少した。

## レガシー・ポートフォリオ

レガシー・ポートフォリオは2011年度第4四半期に構築され、インベストメント・バンクにおいて組成されたポジションから成る。レガシー・ポートフォリオのポジションの大半は比較的集中しており、流動性が低い。

レガシー・ポートフォリオの貸借対照表上の資産は、2014年度中に60億スイス・フラン減少し、190億スイス・フランとなった。資産は60億スイス・フラン減少したが、この減少額にはブラックロックのファンドに対するローンの完済、学生ローン・オークション・レート証券の最終的な解消、当年度中に終了したモノラインに対する一定のCDS契約をヘッジするのに使用したCMBS資産の売却及び複数の小規模なポジションの低下が含まれた。公正価値の階層においてレベル3として分類された資産及びPRVの合計額は30億スイス・フランであり、2014年12月31日現在のレガシー・ポートフォリオの貸借対照表上の資産合計額の15%を占めた。

レガシー・ポートフォリオのRWAの合計額は、2014年12月31日現在、190億スイス・フランで、2013年12月31日現在と比較して110億スイス・フラン減少した。かかる減少は、信用リスク及び市場リスクRWAが合算ベースで100億スイス・フラン減少したこと及びオペレーショナル・リスクRWAが10億スイス・フラン減少したことに起因する。

## 第4【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

下記2を参照のこと。

### 2【主要な設備の状況】

当行の設備は、継続的に保守及び改良が行われており、現在の業務及び予想される業務に適切かつ適当であるものとみなされる。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

## 第5【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

当行の普通株式は、1株当たりの額面0.10スイス・フランの記名株式であり、全額払込済みである。普通株式は、全株主に直接かつ平等の所有権を与える証券であるグローバル・レジスタード・シェアの形式で発行される。グローバル・レジスタード・シェアは、異なる証券取引所において異なる通貨間で取引される同一の証券と、転換によらずに全世界的に取引及び譲渡することができる。例えば、ニューヨーク証券取引所（NYSE）で購入した同一の証券は、スイス証券取引所（SIX Swiss Exchange）においても売却することができ、またその反対の取引も可能である。

#### (1)【株式の総数等】（2014年12月31日現在）

##### 【株式の総数】

授 権 株 数 (株)	発 行 済 株 式 総 数 (株)	未 発 行 株 式 数 (株)
記 名 式 4,360,761,225	記 名 式 3,844,560,913	記 名 式 516,200,312

(注) 上記記名株式は額面金額0.10スイス・フランである。

#### 資本の額（2014年12月31日現在 / 財務書類に基づく）

	額 面 価 額 スイス・フラン	株 式 数	資 本 金 スイス・フラン	(百万円)
発行済払込済株式資本	0.10	3,844,560,913	384,456,091	(50,691)

##### 【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種 類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内 容
記名式額面株式 (額面金額0.10スイス・フラン)	普通株式	3,844,560,913	スイス証券取引所 ニューヨーク証券取引所 (注1)	(注2)

(注1) ニューヨーク証券取引所のUBS AG株式は2015年1月17日に上場廃止となった。UBS AG株式は現在スイス証券取引所に上場しているが、証券取引所及び証券トレーディングに関するスイス連邦法に基づくスクイーズ・アウト過程が完了した後、上場廃止になる予定である。

(注2) 株式1株につき1議決権を有する。

#### (2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3)【発行済株式総数及び資本金の推移】(2014年12月31日現在)

株式資本の変動

(単位:スイス・フラン(百万円))

年 月 日	発行済株式総数 増減数(数)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額	資本金残高	摘 要
2010年1月1日 ～12月31日	272,651,005	3,830,763,758	27,265,100 (3,595)	383,076,375 (50,509)	強制転換社債の転換
同 上	76,755	3,830,840,513	7,676 (1)	383,084,051 (50,510)	従業員オプションの行使
2010年12月31日	-	3,830,840,513	-	383,084,051 (50,510)	
2011年1月1日 ～12月31日	1,281,386	3,832,121,899	128,139 (17)	383,212,190 (50,527)	従業員オプションの行使
2011年12月31日	-	3,832,121,899	-	383,212,190 (50,527)	
2012年1月1日 ～12月31日	3,128,334	3,835,250,233	312,833 (41)	383,525,023 (50,568)	従業員オプションの行使
2012年12月31日	-	3,835,250,233	-	383,525,023 (50,568)	
2013年1月1日 ～12月31日	6,751,836	3,842,002,069	675,184 (89)	384,200,207 (50,657)	従業員オプションの行使
2013年12月31日	-	3,842,002,069	-	384,200,207 (50,657)	
2014年1月1日 ～12月31日	2,558,844	3,844,560,913	255,884 (34)	384,456,091 (50,691)	従業員オプションの行使
2014年12月31日	-	3,844,560,913	-	384,456,091 (50,691)	

(注) 2014年度中の条件付資本における新株予約権行使による株式発行

年 月	発行株式数(株)	増/減資額(スイス・フラン)
2014年1月	418,927	41,892.70
2014年2月	384,357	38,435.70
2014年3月	577,839	57,783.90
2014年4月	184,163	18,416.30
2014年5月	279,870	27,987.00
2014年6月	183,396	18,339.60
2014年7月	113,155	11,315.50
2014年8月	70,350	7,035.00
2014年9月	121,876	12,187.60
2014年10月	114,448	11,444.80
2014年11月	110,463	11,046.30
2014年12月	-	-
2014年合計	2,558,844	255,884.40

(注) 当グループの組織再編の一環として、2014年度第4四半期に、従業員株式制度、従業員オプション制度、従業員概念資金制度及びディファード・キャッシュ・プランに基づく未払いの報奨に関する付与者としてのUBS AGの義務はUBSグループAGに承継された。

#### (4) 【所有者別状況】

スイス国内及び米国外の様々な株主及び銀行と1対1ベースのエクステンジ・オファー及びそれに続く相対の株式交換を行った後、UBSグループAGは、2014年12月31日までにUBS AG株式の96.68%を取得した。よって、2014年12月31日現在、UBSグループAGがUBS AGの唯一の主要株主であった。発行済UBS AG株式の残りの3.32%は、非支配株主により所有されている。

#### (5) 【大株主の状況】

2014年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
UBSグループAG	スイス国 チューリッヒ市 8001 バーンホフストラッセ45	3,716,910,207	96.68%

## 2 【配当政策】

### (1) 配当方針

配当支払を行うか否かの決定及び当行が払う配当の水準は、年次の利益及び当行に投入される資本水準を含む様々な要因に依拠する。

### (2) 1株当たり配当等の推移

(単位：スイス・フラン(円))

事業年度末	2010年12月31日	2011年12月31日	2012年12月31日	2013年12月31日	2014年12月31日
1株当たり配当額	-	0.10 (13)	0.15 (20)	0.25 (33)	0.50 (66)
配当性向(%)	-	9	-23	30	55



### 3【株価の推移】

次の表は、各期間における当行のスイス証券取引所及びニューヨーク証券取引所における高値及び安値を示している。なお、当行株式のニューヨーク証券取引所上場は2000年5月16日である。(注)

(注) 前述した通り、ニューヨーク証券取引所のUBS AG株式は2015年1月17日に上場が廃止された。

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

スイス証券取引所(データソース：ブルームバーグ)

(単位：スイス・フラン(円))

事業年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
最高	18.60 (2,452)	18.93 (2,496)	15.25 (2,011)	19.60 (2,584)	19.10 (2,518)
最低	13.31 (1,755)	9.66 (1,274)	9.795 (1,291)	14.09 (1,858)	14.50 (1,912)

ニューヨーク証券取引所(データソース：ブルームバーグ)

(単位：米ドル(円))

事業年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
最高	18.33 (2,277)	20.00 (2,485)	16.76 (2,082)	21.61 (2,685)	21.4 (2,659)
最低	12.39 (1,539)	10.56 (1,312)	9.90 (1,230)	15.09 (1,875)	15.4 (1,913)

#### (2)【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】

スイス証券取引所(データソース：ブルームバーグ)

(単位：スイス・フラン(円))

月別	2014年7月	2014年8月	2014年9月	2014年10月	2014年11月	2014年12月
最高	16.87 (2,224)	16.49 (2,174)	16.73 (2,206)	16.7 (2,202)	17.35 (2,288)	17.73 (2,338)
最低	15.67 (2,066)	15.37 (2,027)	16.29 (2,148)	14.50 (1,912)	16.45 (2,169)	16.67 (2,198)

ニューヨーク証券取引所(データソース：ブルームバーグ)

(単位：米ドル(円))

月別	2014年7月	2014年8月	2014年9月	2014年10月	2014年11月	2014年12月
最高	18.84 (2,341)	18.02 (2,239)	17.87 (2,220)	17.4 (2,162)	17.99 (2,235)	18.2 (2,261)
最低	17.17 (2,133)	16.83 (2,091)	17.31 (2,151)	15.4 (1,913)	17.06 (2,120)	17.07 (2,121)

4【役員の状況】（提出日現在。ただし、株式所有数については2014年12月31日現在）

(1) 取締役会

氏名	役職名	生年月日	主要略歴	任期	所有株式数 (普通株式)
アクセル A. ウェーバー (Axel A. Weber)	当行取締役会会長 企業・風土責任委 員会委員長 ガバナンス・指名 委員会委員長	1957年3月8日	2002年～2004年 ドイツ政府 経済諮問委員会委員 2004年～2011年 ドイツ連邦 銀行総裁 2011年～2012年 シカゴ大学 経営大学院客員教授 職務：スイス銀行協会の理 事、スイス財務審議会の理 事、国際金融協会の理事、国 際通貨会議の理事、クアラル ンプールの金融サービス専門 家会議の理事、グループ・オ ブ・サーティのメンバー、ア ヴニール・スイス評議会のメ ンバー、ローザンヌのIMDファ ウンデーション理事会のメン バー、ヨーロッパ・ファイ ナンシャル・サービスズ・ラ ウンドテーブルのメンバー、 欧州銀行グループのメン バー、チューリッヒ大学経済 学部の諮問委員会のメン バー、ドイツ市場経済基金の 諮問委員会のメンバー、 ウィーンの欧州マネー・アン ド・ファイナンス・フォーラ ムのメンバー、ドイツ社会政 策学会の貨幣経済及び国際経 済評議会のメンバー、フラン クフルト・アム・マインの金 融研究センターの上級研究 員、ロンドンの経済政策研究 センターの主任研究員	1年	0株



<p>ミシェル・デマレー (Michel Demaré)</p>	<p>当行独立副会長  監査委員会委員  ガバナンス・指名  委員会委員  人事・報酬委員会  委員会委員</p>	<p>1956年 8月31日</p>	<p>2005年～2013年 アセア・ブ  ラウン・ボヴェリ(ABB) (スイ  ス) 在籍  2005年～ グループ執行委員  会及びチーフ・ファイナン  シャル・オフィサー  2008年2月～ 8月 臨時CEO  2008年～2011年 グローバ  ル・マーケット部門社長  職務：シンジェンタの取締役  会会長、ルイ・ドレフェス・  コモディティーズ・ホール  ディングス・ビーヴィの取締  役、ローザヌのIMDファウン  デーション監事会メンバー、  ベルンのスイス・ホールディ  ングスの会長、持続的農業の  ためのシンジェンタ基金の理  事長及びチューリッヒ大学の  銀行金融学部諮問委員会のメ  ンバー</p>	<p>1年</p>	<p>0株</p>
<p>デイヴィッド・  シドウェル (David Sidwell)</p>	<p>上級独立取締役  リスク委員会委員  長  ガバナンス・指名  委員会委員</p>	<p>1953年 3月28日</p>	<p>2004年～2007年 モルガン・  スタンレーの執行副社長兼CFO  職務：ワシントンDCの連邦住  宅抵当公庫(ファニー・メ  イ)の取締役兼会長、ニュー  ヨークのオリバー・ワイマン  の上級顧問、エース・リミ  テッドの取締役、GAVIアライ  アンスの理事、ニューヨーク  のビレッジ・ケアの取締役会  会長、ワシントンDCの全米高  齢者問題協議会の理事</p>	<p>1年</p>	<p>0株</p>
<p>レト・フランチオーニ (Reto FRANCONI)</p>	<p>企業風土・責任委  員会委員  人事・報酬委員会  委員</p>	<p>1955年 8月18日</p>	<p>UBSグループAGの取締役、ベ  ゼル大学教授、VHVインシュラ  ンスの戦略諮問グループのメ  ンバー及びVSUD(ドイツにお  けるスイス法人協会)の戦略  諮問グループのメンバー</p>	<p>1年</p>	<p>0株</p>

<p>アン F. ゴッドピア (Ann F. Godbehere)</p>	<p>人事・報酬委員会 委員長 監査委員会委員</p>	<p>1955年4月14日</p>	<p>1996年～2007年 スイス・ リー・グループ 2001年～2003年 チューリッ ヒのプロパティ&amp;カジュアル ティ部門のチーフ・ファイナ ンシャル・オフィサー 2003年～2007年 スイス・ リー・グループ・スイスの チーフ・ファイナンシャル・ オフィサー 2008年～2009年 ノーザン・ ロックのチーフ・ファイナン シャル・オフィサー兼執行役 員 職務：ロンドンのブルデン シャル・ピーエルシー、リ オ・ティント・ピーエルシー 及びリオ・ティント・リミ テッドの取締役会構成員、並 びにブリティッシュ・アメリ カン・タバコ・ピーエルシー の取締役会構成員</p>	<p>1年</p>	<p>0株</p>
-------------------------------------------	-------------------------------------	-------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------	-----------

<p>アクセル P. レーマン (Axel P. Lehmann)</p>	<p>リスク委員会委員</p>	<p>1959年3月23日</p>	<p>1996年～ チューリッヒ・インシュランス・グループ  2004年 チューリッヒ・アメリカン・インシュランス・カンパニー及びシャウムブルク（イリノイ）のノース・アメリカ・コマーシャル事業部門のCEOに指名  2008年～ チューリッヒ・インシュランス・グループのグループ・チーフ・リスク・オフィサー  2011年～ チューリッヒ・インシュランス・グループのヨーロッパ地域会長  2011年 ファーマーズ・グループ・インクの取締役会会長に指名（2008年～2010年グループIT担当）  現在 チューリッヒ・インシュランス・グループのグループ執行委員会委員  職務：チューリッヒ・インシュランス・グループ子会社の職務（ロサンゼルスファーマーズ・グループ・インクの取締役会長、ダブリンのチューリッヒ・インシュランス・ピーエルシーの会長及びチューリッヒ・インシュランス・グループのペンション・プラン1と2の評議会会長、並びにフランクフルト・アム・マインのチューリッヒ・ベタイリグングス・アーゲー諮問委員会委員）、エコノミースイスの理事、WEFのグローバル・ファイナンシャル・システムのグローバル・アジェンダ・カウンセルの会長、ザンクトガレン大学保険経済学研究所の理事長、ザンクトガレン大学の国際及び同窓生諮問委員会委員、チーフ・リスク・オフィサー・フォーラムの前任の会長及び理事</p>	<p>1年</p>	<p>0株</p>
-------------------------------------------	-----------------	-------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------	-----------

<p>ウィリアム G. パレット (William G. Parrett)</p>	<p>監査委員会委員長 企業風土・責任委 員会委員</p>	<p>1945年 6 月 4 日</p>	<p>1967年～2007年 デロイト 1999年～2003年 デロイト&amp; トウシュ USA LLPのマネー ング・パートナー 1999年～2007年 デロイトの グローバル執行委員 2003年～2007年 デロイトの チーフ・エグゼクティブ・オ フィサー 職務：イーストマン・コダッ ク・カンパニー、ブラックス トーン・グループ・エル ピー、サーモフィッシャーサ イエンティフィック・インク 及びIGATEの取締役会構成員、 キャピタル・マーケッツ・レ ギュレーションの委員会委 員、カーネギー・ホール理事 会メンバー、米国国際ビジネ ス委員会の旧理事長及びユナ イテッド・ウェイ・ワールド ワイドの旧取締役会会長</p>	<p>1 年</p>	<p>0株</p>
<p>イザベル・ロミー (Isabelle Romy)</p>	<p>監査委員会委員 ガバナンス・指名 委員会委員</p>	<p>1965年 1 月 4 日</p>	<p>1995年～2003年 ニーデ ラー・クラフト・アンド・フ ライ (Niederer Kraft &amp; Frey) のアソシエイト 1996年～ フライブルク大学 及びローザンヌの連邦工科大 学の准教授 2003年～2012年 ニーデ ラー・クラフト・アンド・フ ライのパートナー 2012年～ フロリープ (Froriep) のパートナー 職務：スイス証券取引所の制 裁委員会の副会長、ユニセフ のスイス国内委員会の監視委 員会構成員</p>	<p>1 年</p>	<p>0株</p>

<p>ジェス・ステイリー (Staley Jes)</p>	<p>人事・報酬委員会 委員 リスク委員会委員</p>	<p>1956年12月27日</p>	<p>2013年～ ブルーマウンテン・キャピタル・マネジメン ト LLCのマネージング・パ ートナー 2009年～2013年 J.P.モルガ ンのインベストメント・バン ク部門のCEO 2001年～2009年 J.P.モルガ ン・アセット・マネジメン トのCEO 現在 J.P.モルガンのプライ ベート・バンキング部門長及 び株式部門創立メンバー並び に株式資本市場及びシンジ ケート・グループ長 職務：ロビン・フッド・ファ ウンダーションの取締役会構 成員、CODEアドバイザーの取 締役員会構成員、ポウドイン大 学の評議会構成員、ニュー ヨーク連邦準備銀行の金融市 場投資家諮問委員会構成員、 外交問題評議会構成員</p>	<p>1年</p>	<p>0株</p>
<p>ビアトリス・ ウェーダー・ディ・ マウロ (Beatrice Weder di Mauro)</p>	<p>監査委員会委員 リスク委員会委員</p>	<p>1965年 8月 3日</p>	<p>2001年～ ヨハネス・ゲーテ ンベルク大学マインツの経済 学、経済政策及び国際マクロ 経済学の教授 2004年～2012年 ドイツ政府 経済諮問委員会委員 職務：ロシュ・ホールディン グ・リミテッドの取締役会構 成員、シュトゥットガルトの ロバート・ボッシュGmbHの諮 問委員会委員、フラポート・ アーゲーの経済諮問委員会委 員、デロイト・ジャーマニー の諮問委員会委員、マインツ 大学の大学審議会の大学副会 長、ドイツ政府のコーポレー ト・ガバナンス委員会、マッ クス・プランク協会の議会メ ンバー、WEFのソブリン債務に 関するグローバル・アジェン ダ・カウンセルのメンバー</p>	<p>1年</p>	<p>0株</p>

<p>ジョセフ・ヤム (Joseph Yam)</p>	<p>企業風土・責任委員会委員 リスク委員会委員</p>	<p>1948年9月9日</p>	<p>1991年 為替基金局長  1993年～2009年 香港金融管理局の最高責任者  2009年～ 中国金融学会の執行副理事、中国人民銀行の顧問  職務：ジョンソン・エレクトリック・ホールディングス・リミテッド、ユニオンペイ・インターナショナル・カンパニー・リミテッド及び香港コミュニティ・チェストの取締役会構成員、チャイナ・インベストメント・コーポレーションの国際諮問委員会委員</p>	<p>1年</p>	<p>0株</p>
---------------------------------	----------------------------------	------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------	-----------

(2) グループ執行役員会

氏名	役職名	生年月日	主要略歴	任期	所有株式数 (普通株式)
セルジオ P. エルモッティ (Sergio P. Ermotti)	グループ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	1960年5月11日	2011年～ グループ執行役員及びグループ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	定めなし	0株
マーカス U. ディートヘルム (Markus U. Diethelm)	グループ・ジェネラル・カウンセル	1957年10月22日	2008年～ グループ執行役員及びグループ・ジェネラル・カウンセル	定めなし	0株
ウルリッヒ・ケルナー (Ulrich Körner)	グローバル・アセット・マネジメント社長及びヨーロッパ・ミドル・イースト・アンド・アフリカ社長	1962年10月25日	2009年～ グループ執行役員 2011年～ ヨーロッパ・ミドル・イースト・アンド・アフリカ社長	定めなし	0株
フィリップ J. ロフツ (Philip J. Loftis)	グループ・チーフ・リスク・オフィサー	1962年4月9日	2008年～ グループ執行役員 2011年～ グループ・チーフ・リスク・オフィサー	定めなし	0株
ロバート J. マカン (Robert J. McCann)	ウェルス・マネジメント・アメリカズ社長 アメリカズ社長	1958年3月15日	2009年～ グループ執行役員及びウェルス・マネジメント・アメリカズ社長 2011年～ アメリカズ社長	定めなし	0株
トム・ナラティル (Tom Naratil)	グループ・チーフ・ファイナンシャル・オフィサー及びグループ・チーフ・オペレーティング・オフィサー	1961年12月1日	2011年～ グループ執行役員及びグループ・チーフ・ファイナンシャル・オフィサー	定めなし	0株
アンドレア・オーセル (Andrea Orcel)	インベストメント・バンク社長	1963年5月14日	2012年～ インベストメント・バンク社長及びグループ執行役員	定めなし	0株
ユン・チウォン (Chi-Won Yoon)	アジア太平洋地域社長	1959年6月2日	2009年～ グループ執行役員 2012年～ アジア太平洋地域社長	定めなし	0株
ユルグ・ツェルトナー (Jürg Zeltner)	ウェルス・マネジメント社長	1967年5月4日	2009年～ グループ執行役員及びウェルス・マネジメント社長 2009年2月～2012年1月 UBSウェルス・マネジメント&スイス・バンク共同CEO	定めなし	0株

(3) 監査役

氏名及び社名	住所又は所在地	略歴	任命年
--------	---------	----	-----

社外監査人 アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド (Ernst & Young Ltd.)	バーゼル	UBS AG及び当グループの監査 人	1998年
社外監査人 BDOアーゲー (BDO AG)	チューリッヒ	特別監査人	2006年

## 報酬及び保有株式

### 報酬

#### 2014年及び2013年の業績年度のグループ執行役員会メンバーの報酬合計額

単位:スイス・フラン(別掲されている場合を除く。)<sup>1</sup>

氏名、役職	終了事業 年度	基本給 <sup>2</sup>	退職給付制 度への掛金 <sup>3</sup>	現物支給 <sup>4</sup>	固定報酬合計 額	即時現金 <sup>5</sup>	株式所有制度 に基づく年間 業績報奨 <sup>6</sup>	繰延条件付資 本制度に基づ く年間業績報 奨 <sup>7</sup>	変動報酬合計 額	固定報酬及び 変動報酬合計 額 <sup>8</sup>
セルジオ P. エルモッ ティ、グループCEO(最高 支給額)	2014年	2,500,000	202,822	60,525	2,763,347	0	5,880,000	2,520,000	8,400,000	11,163,347
セルジオ P. エルモッ ティ、グループCEO	2013年	2,500,000	202,822	127,300	2,830,122	1,000,000	4,530,000	2,370,000	7,900,000	10,730,122
アンドレア・オーセル、 インベストメント・バン ク社長(最高支給額)	2013年	1,500,000	202,822	727,048	2,429,870	1,000,000	5,300,000	2,700,000	9,000,000	11,429,870
年度末現在在任中のグ ループ執行役員会メン バー全員の総額 <sup>9</sup>	2014年	19,090,186	1,343,168	1,224,633	21,657,987	8,423,177	32,459,299	17,521,060	58,403,535	80,061,523
	2013年	16,873,360	1,347,784	1,548,784	19,769,927	9,949,062	33,894,646	18,790,161	62,633,869	82,403,796
年度中に退任したグ ループ執行役員会メン バー全員の総額 <sup>10</sup>	2014年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2013年	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<sup>1</sup> 現地通貨は、本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の注記36に記載されている為替レートでスイス・フランに換算されている。<sup>2</sup> 2013年のEUの自己資本指令(CRD IV)に呼応する市場慣行に従い付与された役職に基づく報酬を含む。<sup>3</sup> この数値は、法定年金制度に対する雇用主の掛金に関連する部分を含む。<sup>4</sup> 現物支給は全て時価評価される。<sup>5</sup> 2014年度及び2013年度の報酬枠組においては、100万スイス・フラン/米ドルを上限として、業績報酬の20%が即時現金で支払われた。取締役会は、グループCEOが2014年度に係る即時現金による業績報酬を受領しないこととする提言を承認した。その結果、同氏の業績報酬の全額が繰り延べられる。適用ある英国の健全性規制機構の報酬規則に基づき、即時現金にはアンドレア・オーセルの制限付株式が含まれている。<sup>6</sup> 2014年の業績年度の株式所有制度報奨の付与時(2015年5月8日)に株主の承認を条件として配分される株式数は、当該金額を16.50スイス・フラン又は17.41米ドル(2015年2月の最終の10取引日のUBSグループAG株式の平均株価終値)で除することで算定される。2013年度におけるかかる株価は、付与日(2014年2月28日)の前の10取引日(当該付与日を含む。)のUBS AG株式の平均株価終値に基づき、18.60スイス・フラン及び20.88米ドルであった。<sup>7</sup> 株主の承認を条件として2015年5月8日に付与される2014年度の繰延条件付資本制度報奨は、2020年3月に確定する。当該金額は将来の概念上の利息を除く概念上の追加Tier 1(AT1)証券の金額を反映している。2014年の業績年度の繰延条件付資本制度報奨について、概念上の利率は、米ドル建ての報奨に関しては7.125%、スイス・フラン建ての報奨に関しては4.000%である。2013年の業績年度の繰延条件付資本制度報奨について、概念上の利率は、米ドル建ての報奨に関しては5.125%、スイス・フラン建ての報奨に関しては3.500%である。<sup>8</sup> この数値は、2014年度における雇用主に法律上要求される社会保障拠出に関連する部分を除く。かかる金額は、付与時現在3,689,582スイス・フランと見積もられており、そのうち704,077スイス・フランは最も支給額が高額のグループ執行役員会メンバーに係るものであった。従業員に法律上要求される社会保障拠出は、適切なものとして、上記の表に表示されている金額に含まれている。<sup>9</sup> 2014年12月31日現在在任中のグループ執行役員会メンバーは10名であり、2013年12月31日現在在任中のグループ執行役員会メンバーは11名であった。<sup>10</sup> 2014年度及び2013年度中に退任したグループ執行役員会メンバーはいない。

#### 取締役会メンバーへの支払合計額

単位:スイス・フラン(別掲されている場合を除く。)<sup>1</sup>

	終了事業年度	合計額 <sup>2</sup>



取締役会メンバー全員の総額	2014年	13,039,851
	2013年	13,694,516

<sup>1</sup> 現地通貨は、本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の注記36に記載されている為替レートでスイス・フランに換算されている。<sup>2</sup> この数値は、取締役会メンバーにより支払われた社会保障拠出を含むが、UBS AGにより支払われた法律上要求される社会保障拠出に関連する部分（2014年度については、付与時現在623,790スイス・フランと見積もられている。）は含まれていない。

### UBSグループAGに提供されたサービスに対する報酬

2014年度中にUBS AGの執行役員会メンバーがUBSグループAGに提供した役務について、UBS AGは、UBSグループAGから総額140,000スイス・フランを受領した。2014年度中にUBS AGの取締役会メンバーがUBSグループAGに提供した役務について、UBS AGは、UBSグループAGから総額108,946スイス・フランを受領した。

### 社外取締役以外の取締役会メンバーの報酬詳細及び追加情報

単位:スイス・フラン(別掲されている場合を除く。)<sup>1</sup>

氏名、役職 <sup>2</sup>	終了事業年度	基本給	年間株式報酬 <sup>3</sup>	現物支給 <sup>4</sup>	退職給付制度への掛金 <sup>5</sup>	合計額 <sup>6</sup>
アクセル A. ウェーバー、会長	2014年	3,000,000	2,566,672	113,109	260,070	5,939,851
	2013年	2,000,000	3,720,000	89,446	260,070	6,069,516

<sup>1</sup> 現地通貨は、本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の注記36に記載されている為替レートでスイス・フランに換算されている。<sup>2</sup> アクセル A. ウェーバーは、2014年12月31日現在及び2013年12月31日現在在任中の唯一の社外取締役以外のメンバーであった。<sup>3</sup> これらの株式は、4年間凍結される。<sup>4</sup> 現物支給は全て時価評価される。<sup>5</sup> この数値は、UBS AGにより支払われた法定年金制度に対する拠出に関連する部分を含む。<sup>6</sup> この数値は、UBS AGにより支払われた2014年における法律上要求される社会保障拠出に関連する部分（付与時現在363,488スイス・フランと見積もられている。）を除く。社外取締役以外のメンバーにより支払われた法律上要求される社会保障拠出は、適切なものとして、上記の表に表示されている金額に含められている。

### 取締役会の社外取締役の報酬詳細及び追加情報

単位:スイス・フラン(別掲されている場合を除く。)<sup>1</sup>

氏名、役職 <sup>2</sup>	監査委員会	人事・報酬委員会	ガバナンス・指名委員会	企業風土・責任委員会	リスク委員会	年次株主総会 年次	基本給	委員会報酬	追加支払	合計額 <sup>3</sup>	株式の比率 <sup>4</sup>	株式数 <sup>5,6</sup>
ミシェル・デマレー、副会長	M	M	M			2014/2015	325,000	400,000	250,000 <sup>7</sup>	975,000	50	34,746
	M	M	M			2013/2014	325,000	400,000	250,000 <sup>7</sup>	975,000	50	30,834
デイヴィッド・シドウェル、上級社外取締役			M		C	2014/2015	325,000	500,000	250,000 <sup>7</sup>	1,075,000	50	38,310
			M		C	2013/2014	325,000	500,000	250,000 <sup>7</sup>	1,075,000	50	33,997
レト・フランチオーニ、メンバー		M		M		2014/2015	325,000	150,000		475,000	50	16,928
				M		2013/2014	325,000	50,000		375,000	50	11,859
レイナー・マーク・フレ、旧メンバー						2014/2015	-	-		-	-	-
		M			M	2013/2014	325,000	300,000		625,000	100	37,394
アン F. ゴッドピア、メンバー	M	C				2014/2015	325,000	500,000		825,000	50	29,401
	M	C				2013/2014	325,000	500,000		825,000	50	26,091
アクセル P. レーマン、メンバー					M	2014/2015	325,000	200,000		525,000	100	35,388
					M	2013/2014	325,000	200,000		525,000	100	31,403
ヘルムート・パンケ、メンバー		M			M	2014/2015	325,000	300,000		625,000	50	22,273
		M			M	2013/2014	325,000	300,000		625,000	50	19,765
ウィリアム G. バレット、メンバー	C			M		2014/2015	325,000	350,000		675,000	50	24,055
	C			M		2013/2014	325,000	350,000		675,000	50	21,347
イザベル・ロミー、メンバー	M		M			2014/2015	325,000	300,000		625,000	50	22,273
	M		M			2013/2014	325,000	300,000		625,000	50	19,765

ピアトリス・ウェーダー・ディ・マウロ、メンバー	M			M	2014/2015	325,000	400,000		725,000	50	25,837
	M			M	2013/2014	325,000	400,000		725,000	50	22,928
ジョセフ・ヤム、メンバー			M	M	2014/2015	325,000	250,000		575,000	50	20,491
			M	M	2013/2014	325,000	250,000		575,000	50	18,184
2014年/2015年合計									7,100,000		
2013年/2014年合計									7,625,000		

説明：C = 各委員会の委員長、M = 各委員会のメンバー

<sup>1</sup> 現地通貨は、本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の注記36に記載されている為替レートでスイス・フランに換算されている。<sup>2</sup> 2014年12月31日現在在任中の取締役会の社外取締役は10名であった。レイナー・マーク・フレは2014年5月7日の年次株主総会で再選に向けて立候補しなかった。2013年12月31日現在在任中の取締役会の社外取締役は11名であった。レト・フランチオーニは2013年5月2日の年次株主総会で任命され、ヴォルフガング・マイヤーファーバーは2013年5月2日の年次株主総会で再選に向けて立候補しなかった。<sup>3</sup> この数値は、2014年度年次株主総会から2015年度年次株主総会までの期間についてUBS AGにより支払われた法律上要求される社会保障拠出に関連する部分（付与時現在260,302スイス・フランと見積もられている。）を除く。社外取締役により支払われた法律上要求される社会保障拠出は、適切なものとして、上記の表に表示されている金額に含められている。<sup>4</sup> 報酬は50%が現金、50%がUBSグループAGの制限付株式で支払われる。ただし、取締役会の社外取締役は報酬の100%をUBSグループAGの制限付株式で受け取ることを選択できる。<sup>5</sup> 2014年度中に、株価16.50スイス・フランのUBSグループAG株式（スイス証券取引所における2015年2月の最終の10取引日のUBSグループAG株式の平均株価）が、15%割引後の14.03スイス・フランで付与された。これらの株式は、4年間凍結される。2013年度中に、株価18.60スイス・フランのUBS AG株式（スイス証券取引所における2014年2月の最終の10取引日のUBS AG株式の平均株価）が、15%割引後の15.81スイス・フランで付与された。これらの株式は、4年間凍結される。<sup>6</sup> 株式数は100%を選択した場合に、社会保障負担の控除のために減少される。全ての報酬支払額は、社会保障負担/源泉徴収税が控除される。<sup>7</sup> 当該支払いは、副会長又は上級社外取締役の役職にそれぞれ関連している。

## 取締役会及びグループ執行役員会の旧メンバーへの支払報酬<sup>1</sup>

単位：スイス・フラン（別掲されている場合を除く。）<sup>2</sup>

	終了事業年度	報酬	現物支給	合計額
取締役会旧メンバー	2014年	0	0	0
	2013年	0	0	0
グループ執行役員会の旧メンバー全員の総額 <sup>3</sup>	2014年	0	37,714	37,714
	2013年	0	27,809	27,809
取締役会及びグループ執行役員会の旧メンバー全員の総額	2014年	0	37,714	37,714
	2013年	0	27,809	27,809

<sup>1</sup> 取締役会又はグループ執行役員会の旧メンバーの業務に関連する報酬又は市況に連動していない報酬。<sup>2</sup> 現地通貨は、本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の注記36に記載されている為替レートでスイス・フランに換算されている。<sup>3</sup> 2014年度及び2013年度については、グループ執行役員会の旧メンバー1名を含む。

## 2014年/2013年12月31日付でグループ執行役員会メンバーに提供された貸出金<sup>1,2</sup>

単位：スイス・フラン（別掲されている場合を除く。）<sup>3</sup>

氏名、役職	12月31日現在	貸出金 <sup>4</sup>
ウルリッヒ・ケルナー、グローバル・アセット・マネジメント社長兼EMEA社長 (2014年度の貸出金最高額)	2014年	7,600,000
ウルリッヒ・ケルナー、グローバル・アセット・マネジメント社長兼EMEA社長 (2013年度の貸出金最高額)	2013年	5,181,976
グループ執行役員会メンバー全員の総額	2014年	26,281,207
	2013年	18,763,976

<sup>1</sup> 貸出金はUBS AGにより提供された。<sup>2</sup> 市場慣行に合致しない条件でグループ執行役員会メンバーの関連当事者に対して提供した貸出金はない。<sup>3</sup> 現地通貨は、本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の注記36に記載されている為替レートでスイス・フランに換算されている。<sup>4</sup> 提供された全ての貸出金は、担保付貸出金である。

## 2014年/2013年12月31日付で取締役会メンバーに提供された貸出金<sup>1,2</sup>

単位:スイス・フラン(別掲されている場合を除く。)<sup>3</sup>

	12月31日現在	貸出金 <sup>4,5</sup>
取締役会メンバー全員の総額	2014年	1,100,000
	2013年	1,520,000

<sup>1</sup> 貸出金はUBS AGにより提供された。<sup>2</sup> 市場慣行に合致しない条件で取締役会メンバーの関連当事者に対して提供した貸出金はない。<sup>3</sup> 現地通貨は、本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の注記36に記載されている為替レートでスイス・フランに換算されている。<sup>4</sup> 提供された全ての貸出金は担保付貸出金である。<sup>5</sup> 2014年度の1,100,000スイス・フランはレト・フランチオーニに対するものであり、2013年度の1,520,000スイス・フランはレト・フランチオーニに対するものである。

その他の情報については、本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の注記34を参照のこと。

## 5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

**当行のコーポレート・ガバナンス原則は、当行の持続可能な収益性の目標をサポートし、株主とその他の利害関係者のために価値を創造し、かつ、それらの利益を保護することにある。当行は、「コーポレート・ガバナンス(企業統治)」という用語を、当グループの組織及び経営に関する機能について用いる。**

UBSグループAGは、スイス証券取引所の「コーポレート・ガバナンスに関わる情報に関する準則」を含むスイスの法令上のコーポレート・ガバナンスに関する全ての関連ある要件、及び経営陣への報酬についての別紙を含む「スイス連邦コーポレート・ガバナンス・ベスト・プラクティス」に規定される基準に服しており、これらを遵守している。

また、UBSグループAGは、ニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」という。)に上場している外国会社として、外国民間証券発行者に適用ある全ての関連あるコーポレート・ガバナンスの基準を遵守している。

UBS AGもまた、NYSEに上場している株式を2015年1月17日まで保有していた。上場されている間、外国民間証券発行者に適用ある全ての関連あるコーポレート・ガバナンスの基準を遵守していた。

スイス連邦債務法第716b条並びにUBSグループAG及びUBS AGの定款第25条及び第27条に基づき、取締役会は、当行のコーポレート・ガバナンスの主要な指針となるUBSグループAG及びUBS AGの組織規則

(Organization Regulations of UBS Group AG and UBS AG)(以下「組織規則」という。)を承認した。改訂後の組織規則は2015年3月に発効する。また、取締役会は、現在適用あるUBS業務行動倫理規範(UBS Code of Business Conduct and Ethics)(以下「本規範」という。)も承認した。

この項において、「当行」とは、別段の記載がある場合を除き、UBSグループAG及びUBS AGの両方に関する記載であり、また、法人の機関又は機能について言及する場合、UBSグループAG及びUBS AGの両方の機関又は機能を意味している。スイス証券取引所の取引所規制(SIX Exchange Regulation)は2014年12月22日の決定において、UBS AGがスイス証券取引所の上場規則に基づきコーポレート・ガバナンスに関する情報を年次報告書の中で公開する義務を免除したが、UBS AGに関する情報は、米国証券取引委員会(SEC)の規則に従い引き続き提出される。

実務上可能な範囲でUBSグループAGのガバナンス体制はUBS AGと類似している。両者の定款はほぼ同一であり、両者は統合された一連の組織規則により管理されている。本項におけるコーポレート・ガバナンスの記載は、別途違いが明記される場合を除き、UBSグループAG及びUBS AGの両方に関するものである。

### 米国上場会社に関するコーポレート・ガバナンス基準との相違

NYSEのコーポレート・ガバナンスに関する上場基準に従って、外国民間証券発行者は、自身のコーポレート・ガバナンスの慣行と米国内の企業が服する慣行との重要な相違点を開示する義務を負う。

### 取締役会委員会による業績評価

全ての取締役会委員会は、その活動について自己査定を行い、取締役会の全構成員に報告する。

### 独立監査人に関する監査委員会の責任

監査委員会は、独立監査人の報酬、維持及び監督に責任を負っているが、独立監査人の指名には責任を負っていない。監査委員会は、社外監査人の実績と能力を評価し、その指名、再指名又は解任を取締役会の全構成員に対して提案する。スイス連邦債務法に従い、取締役会は、当該提案を年次株主総会(以下「AGM」という。)で株主の投票に付す。

#### リスク委員会によるリスク評価及びリスク管理方針の検討

組織規則に従って、リスク委員会は取締役会に代わって当行のリスク原則とリスク許容度を監視する。リスク委員会は、当行による当該リスク原則の厳守と、事業部門及び管理部門がリスク管理及び統制において適切なシステムを維持しているかについて、モニタリングする義務を負う。

#### 内部監査機能の監督

取締役会会長及び監査委員会は、内部監査機能に関し、監督する責任及び権限を共有する。

#### 上級役員の業績評価に対する人事・報酬委員会の責任

人事・報酬委員会(以下「HRCC」ともいう。)は、取締役会と共に、取締役会に対する報酬総額の最高限度額、グループ執行役員会(以下「GEB」ともいう。)に対する固定報酬総額の最高限度額及びGEBに対する変動報酬総額についてAGMにて株主に承認を求める。スイス法に従い、AGMはHRCCの構成員を選任する。

#### 取締役会を評価するガバナンス・指名委員会の責任

取締役会は、ガバナンス・指名委員会による事前評価に基づき、自己の業績の評価について直接的に責任と権限を有する。

#### 監査委員会と人事・報酬委員会の議決権代理行使に係る参考資料

NYSE上場基準により、上記の委員会は各々の報告書を株主に直接提出するよう義務付けられる可能性がある。スイス連邦法上、株主宛てに作成する当行の報告書(上記の委員会からの報告書を含む。)は全て、取締役会の全構成員が署名して提供する。取締役会の全構成員は、株主に対して最終的な責任を負っている。

#### 株式報酬制度に対する株主の議決権

スイス法に基づき、取締役会は報酬制度を承認する権限を有する。スイス法上、株主がかかる権限を有することはないが、スイス企業は自身の定款において資本の種類と内容を定めることが義務づけられており、増資の都度、株主の承認を必要とする。これは、株式ベースの報酬制度により増資が必要となった場合に株主の承認が必須であることを意味している。ただし、当該制度に係る株式が市場で調達される場合、株主の承認は必要とされない。

## グループの構成及び株主

#### UBSグループの法人体制

UBSグループAGは、スイス連邦債務法第620ff条に基づく株式会社(AG)として組織されている。UBSグループAGは、UBSグループ(以下「当グループ」という。)の頂点にある親会社である。当グループの持株会社としてのUBSグループAGは、子会社の要求に応じて債務を発行し、資本を提供する、非営業の金融持株会社である。

UBS AGもまた、スイス連邦債務法第620ff条に基づく株式会社として組織されている。2014年12月31日現在、UBSグループAGは、UBS AGの発行済株式の96.68%を保有している。

スクイーズ・アウトの手続が無事完了すると、UBSグループAGはUBS AGの全株式を保有することになり、その後も当グループの他の会社を直接取得することも予想される。

当行の法人体制は、当行が営業活動を行っている国の規制上の制限を考慮した有効な法律上、税務上及び資金調達の枠組みにより当行の事業を支援するよう設計されている。現在、当行の各事業部門及びコーポレート・センターは、単一の法的基盤を利用することによって生じる事業機会及び費用効率を利用し、資本の柔軟かつ効率的な利用を可能にすることを目的として、主にUBS AGに拠点を置きつつ、世界中の支

店網を通じて活動している。法律上、税務上若しくは規制上要求される場合又は買収を通じて法人がグループに加わった場合等、UBS AGを拠点として活動することが不可能又は非効率的であるときには、各事業は現地の子会社を通じて行われる。

当行は、以前発表した通り、スイスに新しいUBS AGの銀行子会社としてUBSスイスAG (UBS Switzerland AG) を設立し、リテール&コーポレート事業部門及び当行のウェルス・マネジメント事業部門内のスイスで登録された事業を2015年半ばから段階的にUBSスイスAGに譲渡する。当行はまた、英国のUBSリミテッドについてビジネス及び営業モデルの見直しを開始しており、ドッド・フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法に基づき米国に中間持株会社を設立する予定である。

## 事業グループの構成

2014年12月31日現在、当グループの運営組織は、ウェルス・マネジメント、ウェルス・マネジメント・アメリカズ、リテール&コーポレート、グローバル・アセット・マネジメント及びインベストメント・バンクの5つの事業部門並びにコーポレート・センターとその構成部門である中核業務、非中核業務及びレガシー・ポートフォリオで構成されている。

## 当グループの上場及び非上場会社

当グループには、数多くの連結法人が含まれているが、そのうち、UBSグループAGとUBS AGだけが証券取引所に上場されている。

## 主要株主

1995年3月24日付の証券取引所及び証券トレーディングに関するスイス連邦法（その後の改正を含み、以下「スイスの証券取引所法」という。）に従い、スイスにおいて上場している会社の株式を保有する者又は当該会社の株式に関連する派生的権利を保有する者は、かかる保有がそれぞれ以下のいずれかの割合に達した場合、下回った場合又は超過した場合に、当該会社及びスイス証券取引所に通知しなければならない。その割合は議決権の行使可能性にかかわらず、総議決権割合の3%、5%、10%、15%、20%、25%、33 1/3%、50%又は66 2/3%である。詳細な開示要件及び上記保有割合の計算方法は、「証券取引所及び証券トレーディングに関するスイス金融市場監督当局命令」（以下「当該命令」という。）に記載されている。特に、当該命令では、議決権の行使方法を独自に決定できないノミニー会社は、上記割合に達した場合、それを超過した場合又はそれを下回った場合でも、当行及びスイス証券取引所に通知する義務を負わない。

更に、スイス連邦債務法に従って、当行は、財務書類に対する注記において、UBSグループAGとUBS AGの総株式資本の5%超を保有する株主の身元を開示しなければならない。

スイスの証券取引所法に従ってUBSグループAG及びスイス証券取引所へ届け出られた開示書類並びに各当該命令によると、ジーアイシー・プライベート・リミテッド (GIC Private Limited) は、2014年12月10日に、UBSグループAGの総株式資本を7.07%保有していると開示した。当該持分の実質所有者は、シンガポール政府である。オスロのノルウェー銀行（ノルウェー中央銀行）は、2014年12月10日、3.30%の保有を開示した。2015年1月15日、ニューヨークのブラックロック・インクは、4.89%の保有を開示した。スイスの証券取引所法に従って、上記割合は、各々の開示書類時点の定款に反映されているUBSグループAGの総株式資本を基に計算された。スイスの証券取引所法に基づく開示情報は、スイス証券取引所のディスクロージャー・オフィスのウェブサイト ([www.sixexchange-regulation.com/obligations/disclosure/major\\_shareholdersen.html](http://www.sixexchange-regulation.com/obligations/disclosure/major_shareholdersen.html)) で閲覧可能である。

UBS AGに関しては、UBS AG株式の5%超を保有する唯一の株主は、UBSグループAGである。2014年度末時点で、UBSグループAGはUBS AGの発行済株式の96.68%を保有していた。

## 株式の持合い

当行は、他社との間で、相互に5%を超える資本又は議決権の株式持合関係を有さない。

## 資本構成

### 発行済普通株式資本

スイス連邦債務法によれば、普通株式資本の増加又は条件付資本若しくは授権資本の設定から生じる可能性のある株式総数の増加については、株主総会における株主承認を条件とする。2014年6月10日、UBSグループAGは100,000スイス・フランの普通株式資本及び50,000スイス・フランの条件付株式資本について商業登記を行った。2014年11月26日に開催されたUBSグループAGの臨時株主総会において、100,000スイス・フランの普通株式資本は取り消され、その後、株式対株式のエクスチェンジ・オファーの初回受諾期間中に応募されたUBS AG株式の現物出資により347,535,644.10スイス・フランまで増加した。同日、臨時株主総会において、36,920,447.20スイス・フランの授権株式資本の創出が承認された。2014年12月16日、UBSグループAGの取締役会は、授権株式資本のうち、UBSグループAGの普通株式資本を24,155,376.60スイス・フラン増加させることを決定した。かかる増加は、株式対株式のエクスチェンジ・オファーの追加受諾期間中に応募されたUBS AG株式、又は追加受諾期間終了後にエクスチェンジ・オファーと同一条件でスイス国内及び米国外の様々な株主及び銀行と相対で交換したUBS AG株式の現物出資によるものであった。

2014年度末において、UBSグループAG株式は3,717,128,324株が1株当たり額面0.10スイス・フランで発行されており、株式資本は、371,712,832.40スイス・フランであった。

2014年度末において、UBS AG株式は3,844,560,913株が1株当たり額面0.10スイス・フランで発行されており、株式資本は、384,456,091.30スイス・フランであった。

### 条件付株式資本

前述した通り、2014年6月10日、UBSグループAGは50,000スイス・フランの条件付株式資本についても商業登記を行い、その構成は下記の通りである。

- UBSグループAG並びにその子会社の従業員並びに経営陣及び取締役会の構成員に付与される従業員オプションの行使により発行される、1株当たり額面0.10スイス・フランの全額払込済記名株式上限250,000株で表章される上限25,000スイス・フラン。
- 国内又は国際資本市場において、UBSグループAG又はそのグループ企業の1社が発行した社債又は類似の金融商品に関連して付与された転換権及び/又はワラントの自発的又は強制的な行使を通じて発行される、1株当たり額面0.10スイス・フランの全額払込済記名株式上限250,000株で表章される上限25,000スイス・フラン。

2014年11月26日に開催された臨時株主総会において、条件付資本に関する定款の規定は下記の通り変更された。

- 従業員オプションの行使により発行される条件付資本は、1株当たり額面0.10スイス・フランの全額払込済記名株式上限136,200,312株で表章される上限13,620,031.20スイス・フランに増加した。
- 転換権及び/又はワラントの自発的又は強制的な行使を通じて発行される条件付資本は、1株当たり額面0.10スイス・フランの全額払込済記名株式上限380,000,000株で表章される上限38,000,000スイス・フランに増加した。

2014年12月31日までに、オプション・プランに基づいて218,117株に係るオプションが行使され、合計135,982,195株の条件付資本株式がさらなるオプション行使を充足するために2014年末に利用可能となった。一方で、取締役会は、2014年度末時点で、条件付株式資本によりカバーされる転換権付の社債又はワラントを発行するための積立金を使用していない。

### 授権株式資本

2014年11月26日に開催された臨時株主総会において、UBSグループAGの取締役会が2016年11月26日までの間いつでも1株当たり額面0.10スイス・フランの全額払込済記名株式を上限369,204,472株まで発行することにより株式資本を最大で36,920,447.20スイス・フラン増加することが承認された。かかる増資は、( ) UBSグループAG株式をもってUBS AG株式を取得する目的、又は( ) 現金を対価とするUBS AG株式の取得(エクスチェンジ・オファー、スイスの証券取引所法に基づくスクイーズ・アウト、スクイーズ・アウト・マージャーに関する取得、又はオン・エクスチェンジ若しくはオフ・エクスチェンジによる購入を通じた取得を含み、形式を問わない。)のための融資若しくは再融資の目的に限定される。

2014年12月16日に、2回目の株式対株式のエクスチェンジ・オファーが終了したことに関連して、取締役会は、定款第4b条に基づき権限を行使し、UBSグループAGの株式資本を授権株式資本のうち24,155,376.60スイス・フラン増加させた。その結果、定款は改正され、残存する授権資本(2014年12月31日現在、1株

当たり額面0.10スイス・フランの全額払込済記名株式127,650,706株で表章される、上限12,765,070.60スイス・フラン)が反映された。

UBS AGは、2012年、2013年及び2014年の12月31日現在、利用可能な授權株式資本を保有していない。

### 株主資本及び株式の変動

国際財務報告基準(IFRS)によれば、2014年12月31日においてUBSグループAG株主に帰属するグループ持分は、506億スイス・フラン(参考までに、UBS AG株主に帰属する持分は、2013年12月31日現在では480億スイス・フラン、2012年12月31日現在では459億スイス・フラン)であった。UBSグループAGの株主資本は、2014年12月31日現在で発行済株式3,717,128,324株(参考までに、UBS AGの株主資本は、2013年度は3,842,002,069株、2012年度は3,835,250,233株)であった。

### 所有権

UBSグループAG株式は、幅広い層の投資家により所有されている。「議決権保有株主」として株主名簿に記載された株主のみが議決権を行使する権利を有する。

2014年12月31日現在、UBSグループAG株式の1,958,985,213株が議決権付きであり、343,649,250株が議決権なしの状態株主名簿に記載されており、1,414,493,861株については登録されていない。全ての株式が全額払込済みであり、配当を受領する資格がある。株主に優先権は存在せず、UBSグループAGによって発行されるその他の種類の株式はない。

2014年度末の時点で、当行は、UBSグループAGの総株式資本の2.36%に相当する87,871,737株のUBSグループAG記名株式を所有していた。同時に、当行は、UBSグループAGの議決権271,666,117個(UBSグループAGの総議決権の7.31%に相当)に関する売りポジションを保有していた。このうち7.08%は、従業員の賞与に関連して交付される株式に係る議決権で構成されていた。売りポジションの計算方法は、交付が偶発的か否かを問わず、将来発生しうる株式交付にかかる債務を考慮に入れなければならない旨規定した、当該命令に基づいている。

UBS AG株式はその大部分をUBSグループAGが保有している。2014年度末時点で、UBSグループAGはUBS AGの発行済株式の96.68%を保有していた。

### 株券及び参加証書

当行には単一クラスの発行済株式しか存在しない。当行株式は記名式で発行され、記名株式大券として売買され決済される。各記名株式の額面は0.10スイス・フランであり、下記「譲渡性、議決権及びノミニ登録」に記載された制限に服する議決権が1個付されている。記名株式大券は、売買される国及び証券取引所に関係なく、全ての株主に直接かつ同等の所有権を与える。当行には、未償還の参加証書は存在しない。

### 株主に対する配当

配当の実施及び配当金額は、当行の利益及びキャッシュ・フロー創出並びに当行の目標資本比率の達成度を含む、様々な要因によって決定される。2014年度については、取締役会は、資本準備金に対して1株当たり0.50スイス・フランの配当金を2015年5月7日開催の年次株主総会で提案し、株主による投票を受ける。当該配当金は前年度のUBS AGによる配当金より100%の増額である。取締役会は、スクイーズ・アウトが首尾良く完了することを条件に、かかるスクイーズ・アウトの完了後、資本準備金から追加的な資本収益(1株当たり額面0.25スイス・フラン)の支払を行うことに対しUBSグループAGの株主に承認を求める予定である。

### 譲渡性、議決権及びノミニ登録

当行は、株式の譲渡性に関し、いかなる規制も制限も課していない。議決権は、定款の規定に従って株主が実質的所有権を明示的に表明することを条件として、株主名簿に記載された株主によって何らの制限なく行使することができる。

当行は、受託者又はノミニ登録について特別条項を規定している。受託者及びノミニ登録は、UBSグループAG及びUBS AGの全発行済株式の0.3%以上を所有する実質的所有者を当行からの要請に従って開示することに同意した場合、UBSグループAG及びUBS AGの全発行済株式の合計5%を上限とする議決権をもって

株主名簿に記載される。かかる5%の議決権上限ルールは、ニューヨークのDTC等の証券決済機関については適用されない。

## 転換社債及びオプション

2014年12月31日現在、偶発的な資本証券又は新株発行を必要とする未償還の転換社債は存在しない。

2014年12月31日現在、発行済の従業員オプション（株式評価益権を含む。）は126,085,196個であった。31,750,042株に相当するオプション及び株式評価益権がイン・ザ・マネーであり、行使可能であった。オプション・ベースの報酬制度は、UBSグループAG株を市場で購入するか又は条件付資本を原資として新株を発行するかのいずれかの方法により提供される。上記の通り、2014年12月31日現在、条件付株式資本のうち135,982,195株の未発行株式が当該目的のために利用可能であった。

## 取締役会

2014年11月26日に開催されたUBSグループAGの臨時株主総会において、UBS AGの取締役会の全構成員がUBSグループAGの取締役会の全構成員としても選任された。当該臨時株主総会において、UBS AGの取締役会会長及び人事・報酬委員会の構成員もUBSグループAGの取締役会会長及び人事・報酬委員会の構成員として選任された。取締役会及び委員会の、構成及び構成員に関する同一のガバナンス体制は、2014年11月26日に開催された組織会議においてUBS AGの取締役会及びUBSグループAGの取締役会により承認された、新たに採用された組織規則に反映されている。現在の組織規則は、2015年2月5日に開催されたUBSグループAG及びUBS AGの取締役会で見直され、かつ承認された。当該組織規則は2015年3月に発効する予定である。

UBSグループAG及びUBS AGの取締役会は、それぞれ取締役会会長の指揮の下で、グループCEOの推薦に基づくUBSグループの戦略の決定、最終的な上級役員の監督及びグループ執行役員会の全構成員の指名を行う。取締役会はまた、全ての財務書類の作成を承認し、取締役会会長候補を提案する。かかる候補は、その後株主総会において株主により選任される。更に、株主は、取締役会の各構成員を個別に選任し、また、人事・報酬委員会の構成員を選任する。取締役会は、1名又は複数名の副会長、上級独立取締役、取締役会委員会（人事・報酬委員会を除く。）の構成員及びその委員長並びに会社秘書役を指名する。

### 取締役会の構成員

アクセル A. ウェーバーは、UBSグループAGの設立時から2014年11月26日に開催された臨時株主総会でUBS AGの取締役会の全構成員がUBSグループAGの取締役会の全構成員として選任されるまでの間、UBSグループAGの唯一の取締役であった。2014年11月26日の臨時株主総会でUBSグループAGの取締役として選任されたのは、すなわち、ミシェル・デマレー、デイヴィッド・シドウェル、レト・フランチオーニ、アン F. ゴッドピア、アクセル P. レーマン、ヘルムート・パンケ、ウィリアム G. パレット、イザベル・ロミー、ピアトリス・ウェーダー・ディ・マウロ及びジョセフ・ヤムであった。上記選任後、取締役会は、ミシェル・デマレーをUBSグループAGの副会長に、デイヴィッド・シドウェルをUBSグループAGの上級独立取締役に指名した。同時に、アクセル A. ウェーバーをUBSグループAGの取締役会会長に、アン F. ゴッドピア、ミシェル・デマレー、レト・フランチオーニ及びヘルムート・パンケをUBSグループAGの人事・報酬委員会の構成員に選任した。更に、ADBアルトルファー・デュス・ウント・バイルシュタイン・アーゲー（ADB Altorfer Duss & Beilstein AG）が独立議決権行使代理人に選任された。

2014年12月17日、取締役会は、2013年2月からブルーマウンテン・キャピタル・マネジメント・エルエルシー（BlueMountain Capital Management LLC）のマネージング・パートナーであったジェス・ステリーを2015年の年次株主総会で取締役に推薦する予定であると発表した。

当行の定款は、取締役がUBSグループ以外で受ける委任の数を制限している。定款の第31条は、取締役に許容される委任の上限を、上場会社については4（UBSグループAG及びUBS AGを除く。）の取締役委任まで、非上場会社については5の追加委任までとしている。更に、取締役は、当該会社の要請により10を超えて委任を受けることはできず、かつ組合、慈善団体、信託会社及び従業員福利財団について10を超えて委任を受けることはできない。いかなる取締役会構成員も、定款の第31条に規定される上限を超えてはならない。

### 役員の選任及び任期



定款第20条（第1項）に従い、取締役会の全構成員は、1年間の任期で個別に選任される。従って、株主は、取締役会の全構成員を年次株主総会で1年ごとに承認しなければならない。

組織規則に規定される通り、取締役会の構成員は、通常、最低3年間就任することが予定されている。取締役会のいずれの構成員も、10回を超えて連続して任期を務めること、又は70歳の誕生日より後の暦年に開催される年次株主総会以後は就任し続けることができない。ただし、例外的な状況において、取締役会はかかる両制限を延長することができる。

### 組織原則及び組織構成

各年次株主総会後に、取締役会は、1名又は複数名の副会長、上級独立取締役、取締役会委員会の構成員（株主に選任された人事・報酬委員会の構成員を除く。）及びその委員長を指名するために開催される。同総会において、取締役会は、取締役会及びその委員会の秘書役として行為する会社秘書役を指名する。

定款によれば、取締役会は、業務上必要な場合、ただし少なくとも年6回以上、開催されなければならない。2014年11月26日から12月末の間にUBSグループAGに関する取締役会は全部で5回開催され、うち3回はグループ執行役員会の構成員の出席のもと開催され、グループ執行役員が出席しない取締役会及び電話会議がそれぞれ1回開催された。平均して、取締役会の構成員の95%がグループ執行役員が出席しない取締役会に出席しており、グループ執行役員が出席する取締役会では82%の出席率であった。かかる取締役会及び電話会議の平均開催時間は80分であった（2014年度には、UBS AGに関する取締役会及び電話会議は全部で31回開催され、うち11回はグループ執行役員会の構成員の出席のもと開催され、20回はグループ執行役員が出席せずに開催された取締役会及び電話会議であった。）。

各取締役会において、各委員会の委員長は、当該委員会が現在行っている活動及び当該委員会の重要な問題についての進捗報告を取締役会に対して行う。

少なくとも年1回以上、取締役会は、それ自体の業績及び各委員会の業績を見直す。かかる見直しは、ガバナンス・指名委員会が主導する取締役会の評価及び取締役会の各委員会の自己査定に基づき、取締役会及びその委員会が効率良くかつ効果的に機能しているか否かの判断を行う。直近の取締役会委員会の自己査定は2014年春に実施されたが、当時はUBS AGについてのみであった。かかる自己査定の結果、取締役会が効果的に機能していると結論づけた。UBSグループAGに関する次の自己査定は、2015年春に実施される。

以下の各委員会は取締役会の責任の遂行を支援している。各委員会及び各委員会規程については、[www.ubs.com/governance](http://www.ubs.com/governance)に公表されている組織規則に記載されている。共通の利害に関わる議題又は複数の委員会に影響する議題については、合同委員会で話し合いが行われた。UBSグループAGに関する合同委員会は2014年度中に1回（UBS AGについては8回）開催された。

### 監査委員会

監査委員会は、その全員が独立性を堅持し、財務に精通していると取締役会が判断する5名の取締役会の構成員で構成される。2014年12月31日現在、ウィリアム G. パレットが監査委員会の委員長を務めており、ミシェル・デマレー、アン F. ゴッドピア、イザベル・ロミー及びピアトリス・ウェーダー・ディ・マウロが委員を務める。全委員は、会計又は関連ある財務管理の専門知識を有しており、その多数が、2002年米国サーベンス・オクスリー法により制定された規則に基づく「財務専門家（financial expert）」としての資格を有している。

監査委員会は、それ自体が監査業務を行うのではなく、UBSグループAG及びUBS AGの年次の連結及び単体の財務書類の監査及び四半期財務書類の審査を行う責任を担う社外監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッド（以下「EY」という。）による監査を監視する。

監査委員会は、（ ）UBSグループAG、UBS AG及び当グループの会計方針、財務報告及び開示統制手続き、（ ）外部監査の質、妥当性及び範囲、（ ）UBSグループAG、UBS AG及び当グループの財務報告要件の遵守、（ ）財務書類の作成と完全性及び業績の開示に関する内部統制に対する上級役員のアプローチ並びに（ ）取締役会会長と協働して、グループ内部監査部門の実績を監督する独立性及び客観性を有する機関としての役割を果たす。かかる目的上、監査委員会は、グループCEOと協議の上、業務監査機関及び外部機関と会議を行う権限を有する。上級役員は、財務書類の作成、提出及び完全性に責任を負う。

監査委員会は、経営陣が取締役にその承認（監査委員会が適切と考える調整を含む。）を促すために社外監査人及びグループ内部監査部門とともに提案したUBSグループAG及びUBS AGの年次報告書及び四半期財務書類（単体及び連結）を審査する。

定期的かつ最低年1回、監査委員会は、社外監査人の指名又は解任及び主席監査パートナーのローテーションについての取締役会の判断をサポートするために、社外監査人及び主席監査パートナーの適格性、専門知識、有効性、独立性及び業務の遂行状況を評価する。その結果を受けて、取締役会は、当該提案を株主に承認してもらうために年次株主総会に提出する。

2014年11月26日から12月末の間に、UBSグループAGに関する監査委員会は全構成員が出席して1回開催され、開催時間は3時間であった（UBS AGについては、2014年度中に監査委員会は合計で8回の会議と15回の電話会議を行った。）。

監査委員会は、当行の社外監査人との協議内容について、取締役会に対して報告を行う。FINMAが義務付けるところに従い、年に1回、社外監査人の主席代表者が取締役会に対し、社外監査人の長文の様式の報告書を提出する。

NYSEのコーポレート・ガバナンスに関する上場基準では、監査委員会の構成員について取締役会の他の構成員より厳格な独立性の要件を設定している。監査委員会の構成員は、5名とも社外取締役であり、当行の独立性の基準を充足しており、取締役会の構成員としての自身の権能以外でコンサルティング報酬、アドバイザリー報酬又はその他の補償費を直接的にも間接的にも受領しておらず、発行済み資本の5%超のUBSグループAG株式を直接的にも間接的にも保有しておらず、（以下に注記される場合を除き）その他の公開会社2社超の監査委員会に所属していない。NYSEのコーポレート・ガバナンスに関する上場基準では、監査委員会の構成員は、志願者がその義務を果たす時間と能力を有していると取締役会の全構成員が判断した場合、3社超の公開会社の監査委員会に所属することが認められている。ウィリアム G. パレット及びアン F. ゴッドピアの資格を考慮して、取締役会は、ウィリアム G. パレット及びアン F. ゴッドピアにその許可を与えた。

#### 企業風土・責任委員会

企業風土・責任委員会（従前の企業責任委員会）は、責任ある、かつ持続可能な企業行動についての当グループの評判を守りかつ向上させるために自己の職務を全うするにあたり、取締役会をサポートする。企業責任委員会は、当行の社会的実績に関する利害関係者の懸念及び期待を検討・評価し、取締役会に対して適切な行動を勧める。企業風土・責任委員会の大多数の構成員は、独立性を有していなければならない。企業風土・責任委員会は、2014年12月31日現在、アクセル A. ウェーバーが委員長を務め、独立性を有する取締役会の構成員であるレト・フランチオーニ、ウィリアム G. パレット及びジョセフ・ヤムが委員を務める。企業風土・責任委員会は、複数の企業の上級代表者から助言及びサポートを受けている。2014年11月26日から12月末の間に、UBSグループAGに関する委員会は開催されなかった（UBS AGについては、2014年度中に企業風土・責任委員会は4回の会議と1回の電話会議を行った。）。

#### ガバナンス・指名委員会

ガバナンス・指名委員会は、UBSグループ内のコーポレート・ガバナンスに関するベスト・プラクティスを確立するため、取締役会が年次の自己査定を行うため、取締役会及びグループ執行役員会（後者の場合、グループCEOの提案による。）の新構成員の選任手順を確立し維持するため、並びにグループ執行役員会の全構成員の後継者育成計画を管理するための職務を全うするにあたり、取締役会をサポートする。ガバナンス・指名委員会は、3名の独立性を有する取締役会の構成員で構成され、2014年12月31日現在、アクセル A. ウェーバーがガバナンス・指名委員会の委員長を務め、ミシェル・デマレー、イザベル・ロミー及びデイヴィッド・シドウェルが委員を務めた。2014年11月26日から12月末の間に、UBSグループAGに関する委員会が1回開催され、平均出席率は100%で開催時間は30分であった（UBS AGについては、2014年度中にガバナンス・指名委員会は8回開催された。）。

#### 人事・報酬委員会

人事・報酬委員会は、（ ）報酬及び福利厚生に関するガイドラインの策定についての取締役会の職務のサポート、（ ）取締役会会長及び非独立取締役の報酬総額についての承認、（ ）取締役会会長と協議して、グループCEO及びその他のグループ執行役員の業績を合意済みの目標と照らして評価し、グループCEOの業績評価結果を取締役に報告すること、（ ）取締役会会長と協働して、独立性を有する取締役会の

構成員及びグループCEOの個別の報酬総額について取締役会の承認を得るために提案を行うこと、並びに( )グループCEOの薦めにより、グループ執行役員の個別の報酬総額について承認を得るために取締役会に提案を行うこと、といった役割を果たす責任を担っている。人事・報酬委員会はまた、2014年度年次報告書に記載された報酬開示情報を審査する。

人事・報酬委員会は、4名の独立性を有する取締役会の構成員で構成され、2014年12月31日現在、アンF. ゴッドピアがその委員長を務め、ミシェル・デマレー、レト・フランチオーニ及びヘルムート・パンケが委員を務めた。2014年11月26日から12月末の間にUBSグループAGに関する1回の会議と1回の電話会議が開催され、平均開催時間は130分であり、出席率は75%であった。これらの会議には外部アドバイザー、取締役会会長及びグループCEOが同席した(UBS AGについては、2014年度中に人事・報酬委員会は10回の会議と電話会議を行った。 )。

### リスク委員会

リスク委員会は、( )信用リスク、市場リスク、カントリー・リスク、リーガル・リスク、行為規制違反リスク及びオペレーショナル・リスクを含むリスク管理及び統制、( )資金調達、流動性及び持分帰属を含む財務管理及び資本管理、並びに( )バランスシート管理の分野において、適切なリスク管理及び統制の原則を管理及び設定するために自己の職務を全うするにあたり、取締役会を監督し、サポートする責任を担っている。リスク委員会は、グループの評判に関する上記リスクの潜在的な影響を精査する。かかる目的上、リスク委員会は、グループ執行役員会から関連する全ての情報を受領し、グループCEOと協議の上、業務監査機関及び外部機関と会議を行う権限を有する。2014年12月31日現在、リスク委員会は、5名の独立性を有する取締役会の構成員で構成され、デイヴィッド・シドウェルがリスク委員会の委員長を務め、アクセル P. レーマン、ヘルムート・パンケ、ビアトリス・ウェーダー・ディ・マウロ及びジョセフ・ヤムが委員を務めた。2014年11月26日から12月末の間に、UBSグループAGに関するリスク委員会は、1回の会議を行い、委員の出席率は80%、会議の開催時間はほぼ8時間であった(UBS AGについては、2014年度中にリスク委員会は8回の会議と2回の電話会議を行った。 )。

### 臨時の委員会

決まった構成員を有し、臨時に招集・開催される臨時の委員会には、戦略委員会と特別委員会の2つがある。

2014年度において、戦略委員会は、戦略及び再建・破綻処理計画の様々な筋書きに付随する結果を評価することに重点を置いた。2014年12月31日現在、戦略委員会は4名の取締役会の構成員で構成される。アクセル A. ウェーバーが戦略委員会の委員長を務め、ミシェル・デマレー、レト・フランチオーニ及びデイヴィッド・シドウェルが委員を務める。2014年11月26日から12月末の間に、UBSグループAGに関する1回の会議が開催され、開催時間は40分間で出席率は75%であった(UBS AGについては、2014年度中に1回の電話会議と3回の会議が開催された。 )。

3名の独立性を有する取締役から構成される特別委員会は、外国為替に関する内部調査及び規制当局による調査を重点的に取り扱った。2014年12月31日現在、デイヴィッド・シドウェルが特別委員会の委員長を務め、イザベル・ロミー及びジョセフ・ヤムが委員を務めた。2014年11月26日から12月末の間にUBSグループAGに関する1回の会議と1回の電話会議が開催され、出席率は100%で、平均開催時間は45分であった(UBS AGについては、2014年度中に特別委員会は8回の会議と16回の電話会議を行った。 )。

### 取締役会会長の役割及び責任

取締役会会長であるアクセル A. ウェーバーは、常勤の雇用契約に基づき任務を遂行している。

取締役会会長は、取締役会内の業務の調整、取締役会の招集及び議案の設定を行う。取締役会会長の指揮の下、取締役会は、グループCEOの推薦に基づく当グループの戦略の決定、最終的な経営陣の監督及びグループ執行役員会の全構成員の指名を行う。

取締役会会長は、当行の株主総会の全てにおいて議長を務め、委員会の委員長と協働して全取締役会委員会の業務の調整を行う。取締役会会長は、グループCEOとともに、株主との間で、並びに政府官僚、業務監査機関及び公的機関を含む他の利害関係者との間で、効率的なコミュニケーションを確保する責任を担う。これは、グループCEO及び他のグループ執行役員との緊密な業務上の関係の確立及び維持並びに適宜行われる助言とサポートの提供に追加されるものである。

## 副会長及び上級独立取締役の役割及び責任

取締役会は、副会長1名以上と上級独立取締役1名を指名する。取締役会が複数の副会長を指名する場合、副会長のうち1名は、独立性を有していなければならない。副会長としてミシェル・デマレーが、また、上級独立取締役としてデイヴィッド・シドウェルが指名された。副会長は、取締役会会長が欠席の場合に取締役会を主導し、また、取締役会会長に対してサポートと助言を提供する義務を負う。上級独立取締役は、独立性を有する取締役会の構成員による取締役会会長が出席しない会議を、少なくとも年2回計画し、開催する。2014年11月26日から12月末の間にUBSグループAGに関する独立性を有する取締役会が1回開催され、出席率は90%で、開催時間は1時間であった(UBS AGについては、2014年度中に独立取締役会が3回開催された。)。上級独立取締役は、独立取締役会の構成員が提出する問題点と懸念事項を取締役会会長に伝達し、独立取締役会の構成員との協議を希望する株主及び利害関係者の窓口となる。

## 独立性を有する取締役会の構成員との間の重要なビジネス関係

当行は、スイスに拠点を置く大手銀行であり、かつ、グローバルに展開する金融サービスのプロバイダーとして、当行の取締役会の構成員が経営に関与している又は独立性を有する取締役会の役員を兼務している会社を含む多くの大企業との間でビジネス上の関係を有している。ガバナンス・指名委員会は、それぞれの状況毎に、当グループの事業とかかる企業との間の関係が、当行の取締役の独立した判断能力を危うくする可能性がないか判断する。

当行の組織規則により、取締役会の構成員の4分の3が独立性を有していなければならない。この目的上、独立性は、ニューヨーク証券取引所規則であるFINMA通達08/24「監督及び内部統制」並びにUBSグループAGの株式が上場している証券取引所の規則及び規制がある場合はそれに従い、最も厳しい基準を適用して判断される。

2014年度に当行の取締役会は、前述した基準を満たした独立性を有しているとみなされる取締役の割合に関して当行の組織規則の基準を満たした。当行取締役会会長がUBS AGで常勤していることから、アクセル A. ウェーバーは独立性を有しているとはみなされない。

UBSグループAGの独立性を有する取締役会の構成員との間の関係及び取引は全て、通常の業務の範囲内で行われ、関係を有していない者との間における類似の取引についてその時点で適用される条件と同じ条件で行われる。取締役会の構成員が関係する会社との間の関係及び取引は全て公正に行われる。

## チェック・アンド・バランス機能 - 取締役会とグループ執行役員会

当行は、スイス連邦銀行法により要求される、厳格な二重取締役会構造の下で経営されている。取締役会とグループ執行役員会との職務分掌は組織規則に明確に定義されている。取締役会はグループCEOの推薦に基づく当グループの戦略を決定し、事業の監督・監視を行っており、グループCEOが率いるグループ執行役員会は、事業運営に対する最終的な責任を担っている。取締役会会長とグループCEOには異なる2名の人間が就任しており、権限の分離が確保されている。こうした構造により、互いのチェック・アンド・バランス機能が保たれ、グループCEOの指揮の下グループ執行役員会にその責任が委ねられたUBSグループの日常の事業運営から、取締役会の組織としての独立性が維持されている。取締役会とグループ執行役員会の構成員は、同時に他方の構成員とはならない。

グループ執行役員会の監督及び管理は取締役会が担っている。取締役会及びグループ執行役員会の各組織の権限及び責任は、定款及び組織規則(「別紙B - 責任及び権限」を含む。)に準拠している。

## グループ執行役員会との情報共有及び管理ツール

取締役会は、グループ執行役員会が行う活動について、様々な方法(取締役会の構成員の閲覧に供されているグループ執行役員会の議事録を含む。)で報告を受けている。また、取締役会では、グループCEOやグループ執行役員会の構成員が重要な事項について取締役会に定期報告を行う。

取締役会において、取締役会の構成員は、その職務を全うするために必要とされる当グループに関する事項に係る情報の提供を、取締役会又はグループ執行役員会の構成員に対して求めることができる。取締役会以外の場合でも、取締役会の構成員は、他の取締役会及びグループ執行役員会の構成員に対して情報提供を求めることができる。かかる要求は取締役会会長の承認を要する。

グループ内部監査部門は、独立して、客観的及び体系的に当行の戦略の遵守、ガバナンスの有効性、事業部門別及び地域別のUBSグループのリスク管理及び制御プロセスを評価し、かつ、法律上、規制上及び法定上の要件並びに社内方針及び契約の遵守状況を監視している。かかる内部監査組織は、組織規則に規定

された責任の範囲内で監査委員会への機能的なレポートラインを有している。監査委員会は、グループ内部監査部門の年次監査計画及び年次監査目標の妥当性について承認し、グループ内部監査部門長と定期的に連絡をとらなければならない。グループ内部監査部門は、監査委員会及び委員長に、当該部門の活動及び重要な監査結果を要約した年次報告書等の報告書を提出する。

## グループ執行役員会

当行は、スイス連邦銀行法により要求される、厳格な二重構造の下で経営されているため、事業運営は、取締役会からグループ執行役員会に委ねられている。

### グループ執行役員会の構成員

2014年6月10日にセルジオ P. エルモッティ及びトム・ナラティルがUBSグループAGの役員に任命された。その後、2014年11月26日に初回の株式対株式のエクステンジ・オファーが完了したことに関連してUBSグループAGの取締役会はUBS AGのグループ執行役員会の全構成員をUBSグループAGのグループ執行役員会の構成員として任命した。

スイス法に沿って、当行の定款はグループ執行役員会の構成員がUBSグループ以外で受ける委任の数を制限している。定款の第36条は、グループ執行役員会の構成員に許容される委任の上限を、上場会社については1（UBSグループAG及びUBS AGを除く。）の取締役委任まで、非上場会社については5の追加委任までとしている。更に、グループ執行役員会の構成員は、当該会社の要請により10を超えて委任を受けることはできず、かつ組合、慈善団体、信託会社及び従業員福利財団について8を超えて委任を受けることはできない。

グループ執行役員会の構成員は、定款の第36条に規定される上限を超えてはならない。

2015年3月に発効する改訂された組織規則に従い、各地域及び各部門のCEOの役職名は、各地域及び各部門の社長に変更された。

### グループ執行役員会の職責、権限及び組織原則

グループCEOの指揮の下、グループ執行役員会は、UBSグループ及びその事業に対する経営管理上の責任を担っている。グループ執行役員会は、UBSグループ及び各事業部門の戦略の展開並びに承認された戦略の実施につき、全責任を担う。グループ執行役員会は、UBSグループのリスク・カウンセラーとしての任務を担っている。この機能において、グループ執行役員会は、リスク管理及びリスク統制の原則の実施を確立し監督する全責任、グループ・チーフ・リスク・オフィサーが主に提案する主要なリスク方針を承認する全責任、並びに取締役会及びリスク委員会が決定したUBSグループ全体のリスク特性を統制する全責任を担っている。2014年11月26日から12月末の間にUBSグループAGに関するグループ執行役員会は2回開催された（UBS AGについては、2014年度中にグループ執行役員会は合計で21回開催された。）。

### グループ・アセット・アンド・ライアビリティ・マネジメント・コミッティの職責及び権限

グループ執行役員会によって設置されたグループ・アセット・アンド・ライアビリティ・マネジメント・コミッティ（以下「グループALCO」という。）は、UBSグループの財務実績を最大化するための戦略を定める責任を担っており、取締役会が定めたガイドライン、制約及びリスク許容度に従っている。グループALCOはまた、配分による各事業部門の貸借対照表の管理、限度額の監視並びに資本金、流動性及び資金調達の管理について責任を担っており、更に、組織ごとに財務管理を行う文化を推進する責任も担っている。組織規則には、グループ執行役員会のいずれの権限がグループALCOに委譲されたかが追加で規定されている。2014年度に、グループALCOはUBSグループAGに関する会議を1回（UBS AGについては、9回）開催した。

### 経営契約

当行は、その経営について、当グループに属さない会社又は自然人と契約を締結していない。

## (2) 【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

千スイス・フラン（百万円）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度（注）	
	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬
当行及びその連結 子会社	67,126 (8,851)	14,258 (1,880)	61,824 (8,151)	9,789 (1,291)

（注）当連結会計年度についてはUBSグループの金額であるが、その大部分は当行とその連結子会社に関連している。

【その他重要な報酬の内容】

上記に加え、UBSの投資ファンド（その多くは独立したファンドの役員会又は受託者を有する。）のために実施されたサービスの対価として、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッドに対し、2014年度に29,727,000スイス・フラン（39億2,000万円）（注）（2013年度は34,445,000スイス・フラン（45億4,200万円））が支払われた。

（注）2014年度についてはUBSグループの金額であるが、その大部分は当行とその連結子会社に関連している。

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

税務サービスには、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッドの税務部門に所属する専門スタッフが行うサービス、並びに当行事業にかかる税務コンプライアンス及び税務コンサルティングが含まれる。

その他のサービスとは、オンコール助言サービス及び規制及び内部管理対応策の査定を含む認可されたサービスである。

【監査報酬の決定方針】

該当事項なし。

## 第6 【経理の状況】

(a) 本書記載のユービーエス・エイ・ジー及び子会社（以下「UBS AG」という。）の連結財務書類は、スイスにおいて公表されたUBS AGの原文（英文）の2014年度年次報告書（以下「UBS AGの年次報告書」という。）に含まれている国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従って作成された2014年12月31日終了事業年度の原文（英文）の連結財務書類（以下「原文の連結財務書類」という。）の日本語訳（以下「邦文の連結財務書類」という。）である。また、本書記載のUBS AGの個別財務書類は、UBS AGの年次報告書に含まれているスイスGAAPに従って作成された2014年12月31日終了事業年度の原文（英文）の個別財務書類（以下「原文の個別財務書類」という。）の日本語訳（以下「邦文の個別財務書類」という。）である。UBS AGの連結財務書類及びUBS AGの個別財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）第131条第1項の規定が適用されている。

なお、UBS AG及びUBS AGが採用する会計処理の原則及び手続のうち日本で一般に公正妥当と認められているものと相違するもので重要なものは、財務諸表等規則の規定に準拠して、それぞれ第6の4.「 .連結財務書類：IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の相違」及び「 .個別財務書類：スイスと日本における会計原則及び会計慣行の相違」に説明されている。

(b) UBS AGの原文の連結財務書類及びUBS AGの個別財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・エルティーディー（スイスにおける法定監査人）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。その監査報告書の原文及び訳文は本書に掲載されている。

(c) 邦文の連結財務書類及び個別財務書類には、財務諸表等規則の規定に従って、原文の連結財務書類及び個別財務書類中のスイス・フラン表示の金額の主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には1スイス・フラン＝131.85円（2015年6月1日現在の三菱東京UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場の仲値）の換算レートが使用されている。億円未満の端数は四捨五入されている。

(d) 円換算額及び第6の2.から4.までにに関する記載は、原文の連結財務書類及び個別財務書類には含まれておらず、当該事項における原文の連結財務書類及び個別財務書類への参照事項を除き、上記（b）の監査の対象に含まれていない。

## 財務報告に係る内部統制に関する経営者の報告書

### 財務報告に係る内部統制に関する経営者の責任

UBS AGの取締役会及び経営者は、財務報告に対して適切な内部統制を確立し、維持する責任を負っている。財務報告に係るUBS AGの内部統制は、IASBが公表するIFRSに準拠して公表された財務書類が作成され、かつ適正に表示されていることについて、合理的な保証を提供するために整備されている。

財務報告に係るUBS AGの内部統制には、次の方針及び手続が含まれる。

- 資産の取引及び処分を、合理的な詳細さで正確かつ公正に反映する記録の維持に関する方針及び手続
- 財務書類を作成し適正に表示できるよう、諸取引が記録されること、並びに会社の収入と支出は、UBS AGの経営者の承認によってはじめて実行されることについて、合理的な保証を提供する方針及び手続
- 財務書類に重要な影響を及ぼす可能性がある会社の資産について未承認の取得、使用または処分を防止、あるいは適時に発見することについて合理的な保証を提供する方針及び手続

固有の限界により、財務報告に係る内部統制は虚偽表示を防止または発見できない可能性がある。また、将来の期間に対する有効性の評価の予測は、状況の変化のため統制が不十分になるかもしれないリスク、あるいは方針や手続への遵守の程度が低下しているかもしれないリスクにさらされている。

### 2014年12月31日現在の財務報告に係る内部統制に関する経営者の評価

UBS AGの経営者は、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）が「内部統制 統合的枠組み」（2013年版フレームワーク）で定めている基準に基づき、2014年12月31日現在の財務報告に係るUBS AGの内部統制の有効性を評価した。この評価に基づき、経営者は、2014年12月31日現在、財務報告に係るUBS AGの内部統制は有効であったと考える。

2014年12月31日現在の財務報告に係るUBS AGの内部統制の有効性は、UBS AGの独立登録会計事務所であるアーンスト・アンド・ヤング・エルティイーディーが監査し、348ページから349ページ（訳者注：原文のページ）に掲載されている監査報告書に記載されているように、2014年12月31日現在の財務報告に係るUBS AGの内部統制の有効性について、無限定意見が表明されている。



1【財務書類】

損益計算書

単位：百万スイス・フラン、1株当たり利益を除く	注記	終了事業年度			変化率(%)
		2014年12月31日	2013年12月31日	2012年12月31日	対2013年12月31日
受取利息	3	13,194	13,137	15,968	0
支払利息	3	(6,639)	(7,351)	(9,990)	(10)
受取利息純額	3	6,555	5,786	5,978	13
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	12	(78)	(50)	(118)	56
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額		6,477	5,736	5,860	13
受取報酬及び手数料純額	4	17,076	16,287	15,396	5
トレーディング収益純額	3	3,841	5,130	3,526	(25)
その他の収益	5	632	580	641	9
営業収益合計		28,026	27,732	25,423	1
人件費	6	15,280	15,182	14,737	1
一般管理費	7	9,377	8,380	8,653	12
有形固定資産の減価償却費及び減損	16	817	816	689	0
のれんの減損	17	0	0	3,030	
無形資産の償却費及び減損	17	83	83	106	0
営業費用合計		25,557	24,461	27,216	4
税引前営業利益 / (損失)		2,469	3,272	(1,794)	(25)
税金費用 / (税務上の便益)	8	(1,180)	(110)	461	973
当期純利益 / (損失)		3,649	3,381	(2,255)	8
優先証券保有者に帰属する当期純利益 / (損失)		142	204	220	(30)
非支配持分に帰属する当期純利益 / (損失)		5	5	5	0
UBS AG株主に帰属する当期純利益 / (損失)		3,502	3,172	(2,480)	10
1株当たり利益 (単位：スイス・フラン)					
基本的	9	0.93	0.84	(0.66)	11
希薄化後	9	0.91	0.83	(0.66)	10

損益計算書（続き）

単位：億円、1株当たり利益を除く	注記	終了事業年度			変化率（％）
		2014年12月31日	2013年12月31日	2012年12月31日	対2013年12月31日
受取利息	3	17,396	17,321	21,054	0
支払利息	3	(8,754)	(9,692)	(13,172)	(10)
受取利息純額	3	8,643	7,629	7,882	13
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	12	(103)	(66)	(156)	56
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額		8,540	7,563	7,726	13
受取報酬及び手数料純額	4	22,515	21,474	20,300	5
トレーディング収益純額	3	5,064	6,764	4,649	(25)
その他の収益	5	833	765	845	9
営業収益合計		36,952	36,565	33,520	1
人件費	6	20,147	20,017	19,431	1
一般管理費	7	12,364	11,049	11,409	12
有形固定資産の減価償却費及び減損	16	1,077	1,076	908	0
のれんの減損	17	0	0	3,995	
無形資産の償却費及び減損	17	109	109	140	0
営業費用合計		33,697	32,252	35,884	4
税引前営業利益 / (損失)		3,255	4,314	(2,365)	(25)
税金費用 / (税務上の便益)	8	(1,556)	(145)	608	973
当期純利益 / (損失)		4,811	4,458	(2,973)	8
優先証券保有者に帰属する当期純利益 / (損失)		187	269	290	(30)
非支配持分に帰属する当期純利益 / (損失)		7	7	7	0
UBS AG株主に帰属する当期純利益 / (損失)		4,617	4,182	(3,270)	10
1株当たり利益 (単位：円)					
基本的	9	122.62	110.75	(87.02)	11
希薄化後	9	119.98	109.44	(87.02)	10

包括利益計算書

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2014年12月31日	2013年12月31日	2012年12月31日
UBS AG株主に帰属する包括利益			
当期純利益 / (損失)	3,502	3,172	(2,480)
その他の包括利益			
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益			
為替換算調整			
為替換算調整の変動、税効果前	1,839	(440)	(362)
資本から損益計算書に振り替えられた為替換算額	2	(36)	(58)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	(7)	5	(91)
為替換算調整、税効果後小計	1,834	(471)	(511)
売却可能金融投資			
売却可能金融投資に係る未実現利得 / (損失)純額、税効果前	335	(57)	335
資本から損益計算書に振り替えられた減損損失	76	41	85
資本から損益計算書に振り替えられた実現利得	(244)	(265)	(433)
資本から損益計算書に振り替えられた実現損失	25	56	19
売却可能金融投資に係る未実現利得 / (損失)純額に関連する法人所得税	(52)	71	20
売却可能金融投資純額、税効果後小計	140	(154)	26
キャッシュ・フロー・ヘッジ			
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動の有効部分、税効果前	2,086	(652)	1,714
資本から損益計算書に振り替えられた実現(利得) / 損失純額	(1,197)	(1,261)	(1,235)
キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する法人所得税	(196)	393	(95)
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後小計	693	(1,520)	384
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後合計	2,667	(2,145)	(102)
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益			
確定給付制度			
確定給付制度に係る利得 / (損失)、税効果前	(1,454)	1,178	1,023
確定給付制度に関連する法人所得税	247	(239)	(413)
確定給付制度、税効果後小計	(1,208)	939	609
資産再評価剰余金			
資産再評価に係る利得、税効果前	0	0	8
利益剰余金に振り替えられた(利得) / 損失純額	0	(6)	0
資産再評価に係る利得に関連する法人所得税	0	0	(2)
資産再評価剰余金の変動、税効果後小計	0	(6)	6
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益、税効果後合計	(1,208)	933	615
その他の包括利益合計	1,459	(1,211)	514
UBS AG株主に帰属する包括利益合計	4,961	1,961	(1,966)

包括利益計算書（続き）

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2014年12月31日	2013年12月31日	2012年12月31日
優先証券保有者に帰属する包括利益			
当期純利益 / (損失)	142	204	220
その他の包括利益			
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益			
為替換算調整の変動、税効果前	119	355	(41)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	119	355	(41)
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	119	355	(41)
優先証券保有者に帰属する包括利益合計	260	559	179
非支配持分に帰属する包括利益			
当期純利益 / (損失)	5	5	5
その他の包括利益			
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益			
為替換算調整の変動、税効果前	3	(1)	15
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	3	(1)	15
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	3	(1)	15
非支配持分に帰属する包括利益合計	7	4	20
包括利益合計			
当期純利益 / (損失)	3,649	3,381	(2,255)
その他の包括利益	1,580	(857)	487
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益	2,667	(2,145)	(102)
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益	(1,087)	1,288	589
包括利益合計	5,229	2,524	(1,767)

## 包括利益計算書（続き）

単位：億円	終了事業年度		
	2014年12月31日	2013年12月31日	2012年12月31日
UBS AG株主に帰属する包括利益			
当期純利益 / (損失)	4,617	4,182	(3,270)
その他の包括利益			
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益			
為替換算調整			
為替換算調整の変動、税効果前	2,425	(580)	(477)
資本から損益計算書に振り替えられた為替換算額	3	(47)	(76)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	(9)	7	(120)
為替換算調整、税効果後小計	2,418	(621)	(674)
売却可能金融投資			
売却可能金融投資に係る未実現利得 / (損失)純額、税効果前	442	(75)	442
資本から損益計算書に振り替えられた減損損失	100	54	112
資本から損益計算書に振り替えられた実現利得	(322)	(349)	(571)
資本から損益計算書に振り替えられた実現損失	33	74	25
売却可能金融投資に係る未実現利得 / (損失)純額に関連する法人所得税	(69)	94	26
売却可能金融投資純額、税効果後小計	185	(203)	34
キャッシュ・フロー・ヘッジ			
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動の有効部分、税効果前	2,750	(860)	2,260
資本から損益計算書に振り替えられた実現(利得) / 損失純額	(1,578)	(1,663)	(1,628)
キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する法人所得税	(258)	518	(125)
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後小計	914	(2,004)	506
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後合計	3,516	(2,828)	(134)
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益			
確定給付制度			
確定給付制度に係る利得 / (損失)、税効果前	(1,917)	1,553	1,349
確定給付制度に関連する法人所得税	326	(315)	(545)
確定給付制度、税効果後小計	(1,593)	1,238	803
資産再評価剰余金			
資産再評価に係る利得、税効果前	0	0	11
利益剰余金に振り替えられた(利得) / 損失純額	0	(8)	0
資産再評価に係る利得に関連する法人所得税	0	0	(3)
資産再評価剰余金の変動、税効果後小計	0	(8)	8
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益、税効果後合計	(1,593)	1,230	811
その他の包括利益合計	1,924	(1,597)	678
UBS AG株主に帰属する包括利益合計	6,541	2,586	(2,592)

包括利益計算書（続き）

単位：億円	終了事業年度		
	2014年12月31日	2013年12月31日	2012年12月31日
優先証券保有者に帰属する包括利益			
当期純利益 / (損失)	187	269	290
その他の包括利益			
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益			
為替換算調整の変動、税効果前	157	468	(54)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	157	468	(54)
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	157	468	(54)
優先証券保有者に帰属する包括利益合計	343	737	236
非支配持分に帰属する包括利益			
当期純利益 / (損失)	7	7	7
その他の包括利益			
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益			
為替換算調整の変動、税効果前	4	(1)	20
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	4	(1)	20
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	4	(1)	20
非支配持分に帰属する包括利益合計	9	5	26
包括利益合計			
当期純利益 / (損失)	4,811	4,458	(2,973)
その他の包括利益	2,083	(1,130)	642
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益	3,516	(2,828)	(134)
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益	(1,433)	1,698	777
包括利益合計	6,894	3,328	(2,330)

貸借対照表

単位：百万スイス・フラン	注記	変化率（％）		
		2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在	対2013年 12月31日
<b>資産</b>				
現金及び中央銀行預け金		104,073	80,879	29
銀行預け金	10	13,334	13,874	(4)
借入有価証券に係る担保金	11	24,063	27,496	(12)
リバース・レボ契約	11	68,414	91,563	(25)
トレーディング・ポートフォリオ資産	13	138,156	122,848	12
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある担保差入資産	25	56,018	42,449	32
再調達価額 借方	14	256,978	254,084	1
デリバティブに係る差入担保金	11	30,979	26,548	17
公正価値での測定を指定された金融資産	27	4,493	7,364	(39)
貸出金	10	315,984	286,959	10
売却可能金融投資	15	57,159	59,525	(4)
関連会社投資	30	927	842	10
有形固定資産	16	6,854	6,006	14
のれん及び無形資産	17	6,785	6,293	8
繰延税金資産	8	11,060	8,845	25
その他の資産	18	23,069	20,228	14
<b>資産合計</b>		<b>1,062,327</b>	<b>1,013,355</b>	<b>5</b>
<b>負債</b>				
銀行預り金	19	10,492	12,862	(18)
貸付有価証券に係る担保金	11	9,180	9,491	(3)
レボ契約	11	11,818	13,811	(14)
トレーディング・ポートフォリオ負債	13	27,958	26,609	5
再調達価額 貸方	14	254,101	248,079	2
デリバティブに係る受入担保金	11	42,372	44,507	(5)
公正価値での測定を指定された金融負債	20	75,297	69,901	8
顧客預り金	19	410,979	390,825	5
社債	21	91,207	81,586	12
引当金	22	4,366	2,971	47
その他の負債	8,23	70,392	62,777	12
<b>負債合計</b>		<b>1,008,162</b>	<b>963,419</b>	<b>5</b>
<b>資本</b>				
資本金		384	384	0
資本剰余金		32,057	33,952	(6)
自己株式		(37)	(1,031)	(96)
買戻し義務付自己株式		0	(46)	(100)
利益剰余金		22,902	20,608	11
資本に直接認識されたその他の包括利益、税効果後		(3,199)	(5,866)	(45)
UBS AG株主に帰属する持分		52,108	48,002	9
優先証券保有者に帰属する持分		2,013	1,893	6

非支配持分に帰属する持分	45	41	10
資本合計	54,165	49,936	8
負債及び資本合計	1,062,327	1,013,355	5



## 貸借対照表(続き)

単位：億円	注記	変化率(%)		
		2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在	対2013年 12月31日
<b>資産</b>				
現金及び中央銀行預け金		137,220	106,639	29
銀行預け金	10	17,581	18,293	(4)
借入有価証券に係る担保金	11	31,727	36,253	(12)
リバース・レボ契約	11	90,204	120,726	(25)
トレーディング・ポートフォリオ資産	13	182,159	161,975	12
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある担保差入資産	25	73,860	55,969	32
再調達価額 借方	14	338,825	335,010	1
デリバティブに係る差入担保金	11	40,846	35,004	17
公正価値での測定を指定された金融資産	27	5,924	9,709	(39)
貸出金	10	416,625	378,355	10
売却可能金融投資	15	75,364	78,484	(4)
関連会社投資	30	1,222	1,110	10
有形固定資産	16	9,037	7,919	14
のれん及び無形資産	17	8,946	8,297	8
繰延税金資産	8	14,583	11,662	25
その他の資産	18	30,416	26,671	14
資産合計		1,400,678	1,336,109	5
<b>負債</b>				
銀行預り金	19	13,834	16,959	(18)
貸付有価証券に係る担保金	11	12,104	12,514	(3)
レボ契約	11	15,582	18,210	(14)
トレーディング・ポートフォリオ負債	13	36,863	35,084	5
再調達価額 貸方	14	335,032	327,092	2
デリバティブに係る受入担保金	11	55,867	58,682	(5)
公正価値での測定を指定された金融負債	20	99,279	92,164	8
顧客預り金	19	541,876	515,303	5
社債	21	120,256	107,571	12
引当金	22	5,757	3,917	47
その他の負債	8,23	92,812	82,771	12
負債合計		1,329,262	1,270,268	5
<b>資本</b>				
資本金		506	506	0
資本剰余金		42,267	44,766	(6)
自己株式		(49)	(1,359)	(96)
買戻し義務付自己株式		0	(61)	(100)
利益剰余金		30,196	27,172	11
資本に直接認識されたその他の包括利益、税効果後		(4,218)	(7,734)	(45)
UBS AG株主に帰属する持分		68,704	63,291	9
優先証券保有者に帰属する持分		2,654	2,496	6

非支配持分に帰属する持分	59	54	10
資本合計	71,417	65,841	8
負債及び資本合計	1,400,678	1,336,109	5

[次へ](#)

持分変動計算書

単位：百万スイス・フラン	資本金	資本 剰余金	自己株式	買戻し 義務付 自己株式	利益 剰余金	資本に直接 認識された その他の包括利 益、税効果後 <sup>1</sup>	内、 為替 換算調整	内、 売却可能金 融投資	内、キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ	UBS AG株主に 帰属する 持分合計	優先 証券 所有者	非支配 持分	資本合計
2012年1月1日現在残高	383	34,614	(1,160)	(39)	18,361	(3,620)	(6,443)	223	2,600	48,540	3,150	46	51,737
株式発行	0									0			0
自己株式の取得			(1,398)							(1,398)			(1,398)
自己株式の売却			1,486							1,486			1,486
自己株式処分益/(損)及び自己持分のデリバティブ 取引に係るプレミアム/(ディスカウント)純額		(9)								(9)			(9)
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		4								4			4
従業員持株制度及び株式オプション制度		126								126			126
資本剰余金に認識された(税金費用)/税務上の便益		(457)								(457)			(457)
配当金		(379) <sup>2</sup>								(379)	(220)	(6)	(605)
買戻し義務付自己株式 変動				2						2			2
優先証券										0			0
新規連結及びその他の増加/(減少)		(1)								(1)		(10)	(11)
連結除外及びその他の減少										0		(9)	(9)
当期の包括利益合計					(1,871)	(96)	(511)	26	384	(1,966)	179	20	(1,767)
内、当期純利益/(損失)					(2,480)					(2,480)	220	5	(2,255)
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他 の包括利益、税効果後						(102)	(511)	26	384	(102)			(102)
内、損益計算書に振り替えられることのないその他 の包括利益、税効果後 - 確定給付制度					609					609			609
内、損益計算書に振り替えられることのないその他 の包括利益、税効果後 - 為替換算調整										0	(41)	15	(26)
2012年12月31日現在残高	384	33,898	(1,071)	(37)	16,491	(3,715)	(6,954)	249	2,983	45,949	3,109	42	49,100
株式発行	1									1			1
自己株式の取得			(846)							(846)			(846)
自己株式の売却			887							887			887
自己株式処分益/(損)及び自己持分のデリバティブ 取引に係るプレミアム/(ディスカウント)純額		203								203			203
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		30								30			30
従業員持株制度及び株式オプション制度		305								305			305
資本剰余金に認識された(税金費用)/税務上の便益		91								91			91
配当金		(564) <sup>2</sup>								(564)	(204)	(6)	(773)
買戻し義務付自己株式 変動				(9)						(9)			(9)
優先証券										0	(1,572)		(1,572)

新規連結及びその他の増加 / (減少)					6					6			6
連結除外及びその他の減少	(11)									(11)	0		(11)
当期の包括利益合計					4,111	(2,151)	(471)	(154)	(1,520)	1,961	559	4	2,524
内、当期純利益 / (損失)					3,172					3,172	204	5	3,381
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後						(2,145)	(471)	(154)	(1,520)	(2,145)			(2,145)
内、損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益、税効果後 - 確定給付制度					939					939			939
内、損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益、税効果後 - 為替換算調整										0	355	(1)	355
2013年12月31日現在残高	384	33,952	(1,031)	(46)	20,608	(5,866)	(7,425)	95	1,463	48,002	1,893	41	49,936

<sup>1</sup> 利益剰余金に直接認識されている確定給付制度を除く。

<sup>2</sup> UBS AG(個別)において1株(額面0.10スイス・フラン)当たり0.25スイス・フラン(2013年度:0.15スイス・フラン、2012年度:0.10スイス・フラン)の資本準備金からの配当を行ったことを反映している。

持分変動計算書(続き)

単位：百万スイス・フラン	資本金	資本 剰余金	自己株式	買戻し 義務付 自己株式	利益 剰余金	資本に直接 認識された その他の包括利 益、税効果後 <sup>1</sup>	内、 為替 換算調整	内、 売却可能金 融投資	内、キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ	UBS AG株主に 帰属する 持分合計	優先 証券 所有者	非支配 持分	資本合計
2013年12月31日現在残高	384	33,952	(1,031)	(46)	20,608	(5,866)	(7,425)	95	1,463	48,002	1,893	41	49,936
株式発行	0									0			0
自己株式の取得			(953)							(953)			(953)
自己株式の売却			1,946 <sup>2</sup>							1,946			1,946
自己株式処分益/(損)及び自己持分のデリバティブ 取引に係るプレミアム/(ディスカウント)純額		24								24			24
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		802								802			802
従業員持株制度及び株式オプション制度		(1,785) <sup>3</sup>								(1,785)			(1,785)
資本剰余金に認識された(税金費用)/税務上の便益		3								3			3
配当金		(938) <sup>4</sup>								(938)	(142)	(4)	(1,084)
買戻し義務付自己株式 変動				46						46			46
優先証券										0	1		1
新規連結及びその他の増加/(減少)										0		1	1
連結除外及びその他の減少										0			0
当期の包括利益合計					2,294	2,667	1,834	140	693	4,961	260	7	5,229
内、当期純利益/(損失)					3,502					3,502	142	5	3,649
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他 の包括利益、税効果後						2,667	1,834	140	693	2,667			2,667
内、損益計算書に振り替えられることのないその他 の包括利益、税効果後 - 確定給付制度					(1,208)					(1,208)			(1,208)
内、損益計算書に振り替えられることのないその他 の包括利益、税効果後 - 為替換算調整										0	119	3	121
2014年12月31日現在残高	384	32,057	(37)	0	22,902	(3,199)	(5,591)	236	2,156	52,108	2,013	45	54,165

<sup>1</sup> 利益剰余金に直接認識されている確定給付制度を除く。

<sup>2</sup> UBS AGの自己株式とUBSグループAGの自己株式の交換に関連する1,454百万スイス・フランを含む。

<sup>3</sup> UBS AGからUBSグループAGへの繰延報酬制度の譲渡に関連する(2,365)百万スイス・フランを含む。詳細については注記29を参照のこと。

<sup>4</sup> UBS AG(個別)において1株(額面0.10スイス・フラン)当たり0.25スイス・フラン(2013年度：0.15スイス・フラン、2012年度：0.10スイス・フラン)の資本準備金からの配当を行ったことを反映している。

持分変動計算書(続き)

単位：億円	資本金	資本 剰余金	自己株式	買戻し 義務付 自己株式	利益 剰余金	資本に直接 認識された その他の包括利 益、税効果後 <sup>1</sup>	内、 為替 換算調整	内、 売却可能金 融投資	内、キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ	UBS AG株主に 帰属する 持分合計	優先 証券 所有者	非支配 持分	資本合計
2012年1月1日現在残高	505	45,639	(1,529)	(51)	24,209	(4,773)	(8,495)	294	3,428	64,000	4,153	61	68,215
株式発行	0									0			0
自己株式の取得			(1,843)							(1,843)			(1,843)
自己株式の売却			1,959							1,959			1,959
自己株式処分益/(損)及び自己持分のデリバティブ 取引に係るプレミアム/(ディスカウント)純額		(12)								(12)			(12)
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		5								5			5
従業員持株制度及び株式オプション制度		166								166			166
資本剰余金に認識された(税金費用)/税務上の便益		(603)								(603)			(603)
配当金		(500) <sup>2</sup>								(500)	(290)	(8)	(798)
買戻し義務付自己株式 変動				3						3			3
優先証券										0			0
新規連結及びその他の増加/(減少)		(1)								(1)		(13)	(15)
連結除外及びその他の減少										0		(12)	(12)
当期の包括利益合計					(2,467)	(127)	(674)	34	506	(2,592)	236	26	(2,330)
内、当期純利益/(損失)					(3,270)					(3,270)	290	7	(2,973)
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他 の包括利益、税効果後						(134)	(674)	34	506	(134)			(134)
内、損益計算書に振り替えられることのないその他 の包括利益、税効果後 - 確定給付制度					803					803			803
内、損益計算書に振り替えられることのないその他 の包括利益、税効果後 - 為替換算調整										0	(54)	20	(34)
2012年12月31日現在残高	506	44,695	(1,412)	(49)	21,743	(4,898)	(9,169)	328	3,933	60,584	4,099	55	64,738
株式発行	1									1			1
自己株式の取得			(1,115)							(1,115)			(1,115)
自己株式の売却			1,170							1,170			1,170
自己株式処分益/(損)及び自己持分のデリバティブ 取引に係るプレミアム/(ディスカウント)純額		268								268			268
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		40								40			40
従業員持株制度及び株式オプション制度		402								402			402
資本剰余金に認識された(税金費用)/税務上の便益		120								120			120
配当金		(744) <sup>2</sup>								(744)	(269)	(8)	(1,019)
買戻し義務付自己株式 変動				(12)						(12)			(12)

優先証券							0	(2,073)		(2,073)			
新規連結及びその他の増加 / (減少)		8					8			8			
連結除外及びその他の減少	(15)						(15)	0		(15)			
当期の包括利益合計		5,420	(2,836)	(621)	(203)	(2,004)	2,586	737	5	3,328			
内、当期純利益 / (損失)		4,182					4,182	269	7	4,458			
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後			(2,828)	(621)	(203)	(2,004)	(2,828)			(2,828)			
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後 - 確定給付制度		1,238					1,238			1,238			
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後 - 為替換算調整							0	468	(1)	468			
2013年12月31日現在残高	506	44,766	(1,359)	(61)	27,172	(7,734)	(9,790)	125	1,929	63,291	2,496	54	65,841

<sup>1</sup> 利益剰余金に直接認識されている確定給付制度を除く。

<sup>2</sup> UBS AG(個別)において1株(額面13.19円)当たり32.96円(2013年度:19.78円、2012年度:13.19円)の資本準備金からの配当を行ったことを反映している。

持分変動計算書(続き)

単位：億円	資本金	資本 剰余金	自己株式	買戻し 義務付 自己株式	利益 剰余金	資本に直接 認識された その他の包括利 益、税効果後 <sup>1</sup>	内、 為替 換算調整	内、 売却可能金 融投資	内、キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ	UBS AG株主に 帰属する 持分合計	優先 証券 保有者	非支配 持分	資本合計
2013年12月31日現在残高	506	44,766	(1,359)	(61)	27,172	(7,734)	(9,790)	125	1,929	63,291	2,496	54	65,841
株式発行	0									0			0
自己株式の取得			(1,257)							(1,257)			(1,257)
自己株式の売却			2,566 <sup>2</sup>							2,566			2,566
自己株式処分益/(損)及び自己持分のデリバティブ 取引に係るプレミアム/(ディスカウント)純額		32								32			32
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		1,057								1,057			1,057
従業員持株制度及び株式オプション制度		(2,354) <sup>3</sup>								(2,354)			(2,354)
資本剰余金に認識された(税金費用)/税務上の便益		4								4			4
配当金		(1,237) <sup>4</sup>								(1,237)	(187)	(5)	(1,429)
買戻し義務付自己株式 変動				61						61			61
優先証券										0	1		1
新規連結及びその他の増加/(減少)										0		1	1
連結除外及びその他の減少										0			0
当期の包括利益合計					3,025	3,516	2,418	185	914	6,541	343	9	6,894
内、当期純利益/(損失)					4,617					4,617	187	7	4,811
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他 の包括利益、税効果後						3,516	2,418	185	914	3,516			3,516
内、損益計算書に振り替えられることのないその他 の包括利益、税効果後 - 確定給付制度					(1,593)					(1,593)			(1,593)
内、損益計算書に振り替えられることのないその他 の包括利益、税効果後 - 為替換算調整										0	157	4	160
2014年12月31日現在残高	506	42,267	(49)	0	30,196	(4,218)	(7,372)	311	2,843	68,704	2,654	59	71,417

<sup>1</sup> 利益剰余金に直接認識されている確定給付制度を除く。

<sup>2</sup> UBS AGの自己株式とUBSグループAGの自己株式の交換に関連する1,917億円を含む。

<sup>3</sup> UBS AGからUBSグループAGへの繰延報酬制度の譲渡に関連する(3,118)億円を含む。詳細については、注記29を参照のこと。

<sup>4</sup> UBS AG(個別)において1株(額面13.19円)当たり32.96円(2013年度：19.78円、2012年度：13.19円)の資本準備金からの配当を行ったことを反映している。

[次へ](#)



UBS AGの発行済株式及び保有自己株式

単位：株	終了事業年度			変化率(%)
	2014年12月31日	2013年12月31日	2012年12月31日	対2013年12月31日
発行済株式				
期首残高	3,842,002,069	3,835,250,233	3,832,121,899	0
株式発行	2,558,844	6,751,836	3,128,334	(62)
期末残高	3,844,560,913	3,842,002,069	3,835,250,233	0
自己株式				
期首残高	73,800,252	87,879,601	84,955,551	(16)
取得	51,317,486	55,346,016	114,292,481	(7)
処分 <sup>1</sup>	(123,002,483)	(69,425,365)	(111,368,431)	77
期末残高	2,115,255	73,800,252	87,879,601	(97)

<sup>1</sup> 2014年度に処分された123百万株の自己株式には、UBS AG株式とUBSグループAG株式の交換に関連する91百万株が含まれている。残りは主に、従業員の株式報酬制度の下での株式の引渡しに関連している。詳細については、注記32を参照のこと。

**条件付資本金**

2014年12月31日に、UBS AGの従業員株式オプション・プログラムに充当するために追加でUBS AG株式136,200,312株が発行されていた可能性があった。

2014年12月31日に、社債又は同様の金融商品の発行に関連して付与された転換権 / ワラントのために追加で最大380,000,000株の条件付資本を使用することが可能であった。

2013年度に、スイス国立銀行（以下「SNB」という。）との取決めに関連して使用することが可能であった、最大100,000,000株の条件付資本が解除された。SNBはSNBスタブファンドに対して貸付を行った。UBS AGは、2008年度及び2009年度に、当該ファンドに一定の流動性が欠如した証券及びその他のポジションを譲渡した。この取決めの一環として、UBS AGはSNBに対してワラントを付与した。これらのワラントはSNBが当該SNBスタブファンドへの貸付に関して損失を被った場合に行使可能であった。2013年度に、貸付は全額返済され、ワラントは消滅し、関連する条件付資本は解除された。

## キャッシュ・フロー計算書

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2014年12月31日	2013年12月31日	2012年12月31日
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)</b>			
当期純利益 / (損失)	3,649	3,381	(2,255)
当期純利益から営業活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)への調整			
当期純利益に含まれている非資金項目及びその他の調整：			
有形固定資産の減価償却費及び減損	817	816	689
のれんの減損	0	0	3,030
無形資産の償却費及び減損	83	83	106
貸倒引当金繰入額 / (戻入額)	78	50	118
関連会社持分純利益	(94)	(49)	(88)
繰延税金費用 / (税務上の便益)	(1,635)	(545)	294
投資活動から生じた純損失 / (利得)	(227)	(522)	(486)
財務活動から生じた純損失 / (利得)	2,135	3,988	3,717
その他の調整純額	(6,899)	5,148	6,088
営業活動に係る資産及び負債の(増加) / 減少純額：			
銀行預け金 / 銀行預り金	(1,235)	(7,551)	(7,686)
借入有価証券に係る担保金及びリバース・レボ契約	32,262	43,754	102,436
貸付有価証券に係る担保金及びレボ契約	(3,698)	(23,659)	(66,407)
トレーディング・ポートフォリオ、再調達価額純額及び公正価値での測定を指定された金融資産	(2,879)	43,944	9,369
デリバティブに係る担保金	(6,458)	(25,649)	4,399
貸出金 / 顧客預り金	(11,624)	12,087	15,869
その他の資産、引当金及びその他の負債	4,751	(3,935)	(1,771)
支払税金、還付金控除後	(600)	(382)	(261)
<b>営業活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)</b>	<b>8,426</b>	<b>50,959</b>	<b>67,160</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)</b>			
子会社、関連会社及び無形資産取得	(18)	(49)	(11)
子会社、関連会社及び無形資産処分 <sup>1</sup>	70	136	41
有形固定資産購入	(1,915)	(1,236)	(1,118)
有形固定資産処分	350	639	202
売却可能金融投資に係る(投資) / 売却純額 <sup>2</sup>	4,108	5,966	(13,994)
<b>投資活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)</b>	<b>2,596</b>	<b>5,457</b>	<b>(14,879)</b>

<sup>1</sup> 関連会社からの受取配当金を含む。

<sup>2</sup> 売却と満期到来によるキャッシュ・フロー収入総額(2014年12月31日終了事業年度：140,438百万スイス・フラン、2013年12月31日終了事業年度：153,887百万スイス・フラン)及び購入によるキャッシュ・フロー支出総額(2014年12月31日終了事業年度：136,330百万スイス・フラン、2013年12月31日終了事業年度：147,921百万スイス・フラン)を含む。

## キャッシュ・フロー計算書(続き)

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2014年12月31日	2013年12月31日	2012年12月31日
財務活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)			
短期借入債務発行/(償還)純額	(2,921)	(4,290)	(37,967)
自己株式及び自己持分のデリバティブ取引に係る変動純額	(719)	(341)	(1,159)
株式の発行	0	1	0
UBS AG株式に係る配当金の支払	(938)	(564)	(379)
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務発行	40,982	28,014	55,890
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務償還	(34,210)	(68,954)	(54,259)
配当金の支払及び優先証券の償還	(110)	(1,415)	(221)
非支配持分の変動純額	(3)	(6)	(16)
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	2,081	(47,555)	(38,110)
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響			
	8,611	(2,702)	(673)
現金及び現金同等物の増加/(減少)純額	21,714	6,158	13,500
現金及び現金同等物期首残高	105,266	99,108	85,609
現金及び現金同等物期末残高	126,980	105,266 <sup>1</sup>	99,108
現金及び現金同等物の構成：			
現金及び中央銀行預け金	104,073	80,879	66,383
銀行預け金 <sup>2</sup>	22,037	20,099	28,344
マネー・マーケット・ペーパー <sup>3</sup>	869	4,288	4,381
合計 <sup>4</sup>	126,980	105,266	99,108
追加情報			
営業活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)は以下を含む。			
利息として受領した現金	11,321	12,148	14,551
利息として支払った現金	5,360	7,176	9,166
株式投資、投資信託受益証券及び関連会社に係る配当として受領した現金 <sup>5</sup>	1,961	1,421	1,430

<sup>1</sup> 2013年12月31日現在の現金及び現金同等物は、上場デリバティブ顧客現金残高に関する貸借対照表からの除外に関連して、108,632百万スイス・フランから105,266百万スイス・フランに修正再表示された。詳細については、注記1bを参照。

<sup>2</sup> 貸借対照表上で「銀行預け金」(2014年12月31日現在：11,772百万スイス・フラン、2013年12月31日現在：11,117百万スイス・フラン、2012年12月31日現在：15,951百万スイス・フラン)及び銀行が契約相手先の「デリバティブに係る差入担保金」(2014年12月31日現在：10,265百万スイス・フラン、2013年12月31日現在：8,982百万スイス・フラン、2012年12月31日現在：12,393百万スイス・フラン)として認識されている残高を含む。詳細については、注記10)を参照のこと。

<sup>3</sup> マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、「トレーディング・ポートフォリオ資産」(2014年12月31日現在：835百万スイス・フラン、2013年12月31日現在：1,716百万スイス・フラン、2012年12月31日現在：2,192百万スイス・フラン)及び「売却可能金融投資」(2014年12月31日現在：34百万スイス・フラン、2013年12月31日現在：2,571百万スイス・フラン、2012年12月31日現在：2,190百万スイス・フラン)に含まれる。

<sup>4</sup> 現金及び現金同等物のうち、4,593百万スイス・フラン(2014年12月31日現在)、4,966百万スイス・フラン(2013年12月31日現在)及び10,109百万スイス・フラン(2012年12月31日現在)(主として「銀行預け金」に反映されている)が使用制限のあるものである。詳細については、注記25を参照のこと。

<sup>5</sup> 投資活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)に計上された関連会社からの受取配当金(2014年度：54百万スイス・フラン、2013年度：69百万スイス・フラン、2012年度：37百万スイス・フラン)を含む。

## キャッシュ・フロー計算書(続き)

単位：億円	終了事業年度		
	2014年12月31日	2013年12月31日	2012年12月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)			
当期純利益/(損失)	4,811	4,458	(2,973)
当期純利益から営業活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)への調整			
当期純利益に含まれている非資金項目及びその他の調整：			
有形固定資産の減価償却費及び減損	1,077	1,076	908
のれんの減損	0	0	3,995
無形資産の償却費及び減損	109	109	140
貸倒引当金繰入額/(戻入額)	103	66	156
関連会社持分純利益	(124)	(65)	(116)
繰延税金費用/(税務上の便益)	(2,156)	(719)	388
投資活動から生じた純損失/(利得)	(299)	(688)	(641)
財務活動から生じた純損失/(利得)	2,815	5,258	4,901
その他の調整純額	(9,096)	6,788	8,027
営業活動に係る資産及び負債の(増加)/減少純額：			
銀行預け金/銀行預り金	(1,628)	(9,956)	(10,134)
借入有価証券に係る担保金及びリバース・レボ契約	42,537	57,690	135,062
貸付有価証券に係る担保金及びレボ契約	(4,876)	(31,194)	(87,558)
トレーディング・ポートフォリオ、再調達価額純額及び公正価値での測定を指定された金融資産	(3,796)	57,940	12,353
デリバティブに係る担保金	(8,515)	(33,818)	5,800
貸出金/顧客預り金	(15,326)	15,937	20,923
その他の資産、引当金及びその他の負債	6,264	(5,188)	(2,335)
支払税金、還付金控除後	(791)	(504)	(344)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	11,110	67,189	88,550
投資活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)			
子会社、関連会社及び無形資産取得	(24)	(65)	(15)
子会社、関連会社及び無形資産処分 <sup>1</sup>	92	179	54
有形固定資産購入	(2,525)	(1,630)	(1,474)
有形固定資産処分	461	843	266
売却可能金融投資に係る(投資)/売却純額 <sup>2</sup>	5,416	7,866	(18,451)
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	3,423	7,195	(19,618)

<sup>1</sup> 関連会社からの受取配当金を含む。

<sup>2</sup> 売却と満期到来によるキャッシュ・フロー収入総額(2014年12月31日終了事業年度：185,168億円、2013年12月31日終了事業年度：202,900億円)及び購入によるキャッシュ・フロー支出総額(2014年12月31日終了事業年度：179,751億円、2013年12月31日終了事業年度：195,034億円)を含む。

## キャッシュ・フロー計算書(続き)

単位：億円	終了事業年度		
	2014年12月31日	2013年12月31日	2012年12月31日
財務活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)			
短期借入債務発行/(償還)純額	(3,851)	(5,656)	(50,059)
自己株式及び自己持分のデリバティブ取引に係る変動純額	(948)	(450)	(1,528)
株式の発行	0	1	0
UBS AG株式に係る配当金の支払	(1,237)	(744)	(500)
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務発行	54,035	36,936	73,691
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務償還	(45,106)	(90,916)	(71,540)
配当金の支払及び優先証券の償還	(145)	(1,866)	(291)
非支配持分の変動純額	(4)	(8)	(21)
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	2,744	(62,701)	(50,248)
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響			
	11,354	(3,563)	(887)
現金及び現金同等物の増加/(減少)純額	28,630	8,119	17,800
現金及び現金同等物期首残高	138,793	130,674	112,875
現金及び現金同等物期末残高	167,423	138,793 <sup>1</sup>	130,674
現金及び現金同等物の構成：			
現金及び中央銀行預け金	137,220	106,639	87,526
銀行預け金 <sup>2</sup>	29,056	26,501	37,372
マネー・マーケット・ペーパー <sup>3</sup>	1,146	5,654	5,776
合計 <sup>4</sup>	167,423	138,793	130,674
追加情報			
営業活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)は以下を含む。			
利息として受領した現金	14,927	16,017	19,185
利息として支払った現金	7,067	9,462	12,085
株式投資、投資信託受益証券及び関連会社に係る配当として受領した現金 <sup>5</sup>	2,586	1,874	1,885

<sup>1</sup> 2013年12月31日現在の現金及び現金同等物は、上場デリバティブ顧客現金残高に関する貸借対照表からの除外に関連して、143,231億円から138,793億円に修正再表示された。詳細については、注記1bを参照。

<sup>2</sup> 貸借対照表上で「銀行預け金」(2014年12月31日現在：15,521億円、2013年12月31日現在：14,658億円、2012年12月31日現在：21,031億円)及び銀行が契約相手先の「デリバティブに係る差入担保金」(2014年12月31日現在：13,534億円、2013年12月31日現在：11,843億円、2012年12月31日現在：16,340億円)として認識されている残高を含む。詳細については、注記10)を参照のこと。

<sup>3</sup> マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、「トレーディング・ポートフォリオ資産」(2014年12月31日現在：1,101億円、2013年12月31日現在：2,263億円、2012年12月31日現在：2,890億円)及び「売却可能金融投資」(2014年12月31日現在：45億円、2013年12月31日現在：3,390億円、2012年12月31日現在：2,888億円)に含まれる。

<sup>4</sup> 現金及び現金同等物のうち、6,056億円(2014年12月31日現在)、6,548億円(2013年12月31日現在)及び13,329億円(2012年12月31日現在)(主として「銀行預け金」に反映されている)が使用制限のあるものである。詳細については、注記25を参照のこと。

<sup>5</sup> 投資活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)に計上された関連会社からの受取配当金(2014年度：71億円、2013年度：91億円、2012年度：49億円)を含む。

[次へ](#)

## 連結財務書類に対する注記

### 注記1 重要な会計方針の概要

#### a) 重要な会計方針

ユービーエス・エイ・ジー及び子会社（以下「UBS AG」という。）の連結財務書類（以下「当財務書類」という。）の作成に適用された重要な会計方針は、本注記に記載されている。当該方針は、別途記載のある場合を除き、表示された全ての年度に継続適用されている。

#### 1) 会計の基礎

UBS AGは、全世界におけるアドバイザー・サービス、証券引受、融資、マーケット・メイキング、資産管理、及び仲介、並びにスイスにおけるリテール・バンキング等の広範な金融サービスを提供している。UBS AGは、1998年6月29日にスイス銀行コーポレーションとスイス・ユニオン銀行が合併した際に設立された。2014年度において、グループの持株会社及びUBS AGの親会社としてUBSグループAGが設立された。

UBSグループAGの設立に関する詳細については、注記32を参照。

当財務書類は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が発行する国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されており、UBS AGの設立国スイスの通貨であるスイス・フランで表示されている。2015年3月5日、取締役会により当財務書類の発表が承認された。当財務書類は、類似の取引及び他の事象に関し、統一した会計方針を用いて作成される。会社間の取引及び残高は消去されている。

当財務書類の一部である当報告書の「リスク、財務及び資本管理」のセクション（訳者注：原文の「Risk, treasury and capital management」のセクション。以下同じ。）に組み込まれている開示は、監査済として表示されている。これらの開示は、IFRS第7号「金融商品：開示」及びIAS第1号「財務諸表の表示」の下での規定に関連しており、「財務情報 - 連結財務書類」のセクション（訳者注：原文の「Financial information - consolidated financial statements」のセクション。以下同じ。）には繰り返して記載されていない。

#### 2) 見積りの使用

当財務書類をIFRSに準拠して作成するに当たり、経営者は見積りや仮定をする必要があり、それらは報告された資産、負債、収益及び費用の額並びに偶発資産及び偶発負債の開示に影響を与えている。これらの見積りや仮定は、入手可能な最善の情報に基づいている。将来における実際の結果は、当該見積りと相違する場合があります。これらの相違は、当財務書類に重要な影響を与える場合がある。定期的な見直しによるいかなる見積りの修正も、かかる修正が発生した期間に認識される。

以下の当財務書類に対する注記には、重要な判断が必要とされ、当財務書類の認識金額に最も重要な影響を与える、見積りに不確実性が存在する領域に関する情報が含まれている。その注記とは、「注記8 法人所得税」、「注記12 貸倒引当金」、「注記17 のれん及び無形資産」、「注記22 引当金及び偶発負債」、「注記24 公正価値測定」、「注記28 年金及びその他の退職後給付制度」、「注記29 持株参加制度及びその他の報酬制度」及び「注記30 子会社及び他の企業への関与」である。

#### 3) 子会社及びストラクチャード・エンティティ

当財務書類は、UBS AGと支配するストラクチャード・エンティティ（以下「SE」という。）を含むその子会社の財務書類から成り、単一の経済実体として表示されている。非支配持分に帰属する持分は、連結貸借対照表の資本に表示されており、UBS AG株主に帰属する持分と区分されている。

UBS AGは、事業体の関連性のある活動に対するパワーを有している場合、変動リターンに対するエクスポージャーを有している場合、及びそのパワーを当該リターンに影響を及ぼすように行使する能力を有している場合に事業体を支配しているとされる。

議決権により事業体を支配する場合は通常、議決権の過半数を直接保有することで支配しているとみなされる。

その他のケースでは、支配の評価はより複雑であり、より広範な判断を求められる。UBS AGが変動性を吸収する事業体の持分を有している場合、当該事業体のリターンの変動性に影響を与えることのできるパワーがUBS AGにあるかどうかの検討が行われる。全ての事実と状況を考慮してUBS AGが別の事業体にパワーを有しているか、すなわち、事業体の関連性のある活動に関する意思決定を行う必要がある場合に当該活動を指図する現時点での能力を有しているかを判断する。事業体の目的や設計、コールの権利、プットの権利又は清算権等の契約上の取決め、並びに潜在的な意思決定権などの要因は、この評価を行う際に全て検討される。UBS AGが関連性のある活動に対するパワーを有している場合は、当該パワーを通じて、自らのリターンに影響を及ぼす能力を有しているかさらに評価を行うが、これは、パワーを本人として保有しているのか、あるいは代理人として保有しているのかを評価するものである。検討事項は、（ ）意思決定権限の範囲、（ ）他の当事者が保有する権利（解任権や他の参加権を含む）、（ ）事業体の変動性の合計と比較した変動性（報酬を含む）に対するエクスポージャー、並びに当該エクスポージャーの他の投資家との相違である。これらの要因の検討後、UBS AGがそのパワーを自らのリターンに影響を及ぼすように行使できるとの結論に至った場合、事業体は連結される。

SEを含む子会社は、支配を獲得した日から連結され、支配が終了した日に連結対象から除外される。支配又は支配の喪失は、事実や状況が、支配の存在を認めるのに必要であった要素のうち1つ以上に変更があることを示す場合に再評価される。

**子会社とストラクチャード・エンティティに関する詳細については、注記30を参照。**

#### ストラクチャード・エンティティ（「SE」）

SEとは、事業体を誰が支配しているかの判定に際し、議決権又は類似の権利が決定的な要因にならないように事業体が設計されている場合（例えば、議決権が管理業務のみに関係していて、関連性のある活動が契約上の取決めにより指図されている場合）に該当する。このような事業体は通常、限定的な十分に明確化された目的を有しており、これまで特別目的事業体（SPE）と呼ばれていた事業体や一部の投資信託が含まれる。UBS AGは、事業体の活動の性質及び他の当事者（投資家や独立した役員を含む。）に付与された議決権又は類似の権利の実体を考慮して、事業体がSEであるかを評価する。UBS AGは、事業体を清算する能力や意思決定者を解任する能力等の権利を、その保有者が理由なく当該権利を行使する実質的能力を有している場合に、議決権に類似するとみなしている。このような権利がない場合又はこのような権利の存在が十分に確認できない場合に、当該事業体はSEとみなされる。

UBS AGは、顧客が特定のリスク特性を取得したり、当該リスクにさらされたりすること、資金を供給すること又は信用リスクの売買を行うことを可能にするなど、様々な理由でSEを組成するための出資を行い、出資していないSEとの相互関係を有している。多くのSEは、倒産隔離されたものとして設立される。これは、SEの資産のみが当該SEに対する投資家の便益のために使用可能であり、当該投資家にはUBS AGに対する遡及権がないことを意味している。UBS AGは、SEの組成、設立及び推進に関与し、資産の移転や明示的又は黙示的な財務的支援、営業支援あるいはその他の支援の提供により継続的な成長を促進している場合に、当該SEのスポンサーとみなされる。UBS AGが、第三者が組成したSEのアドバイザー、管理者又はプレイズメント・エージェントの役割を単に果たしているだけである場合は、UBS AGが当該SEのスポンサーになっているとはみなされない。

個々の事業体について、UBS AGの関与の性質や範囲を考慮し、上記の連結原則に従って連結の評価を行っている。UBS AGの関与の性質や程度は各事業体に独自のものであるため、連結結果は事業体ごとに異なる。すなわち、同一種類に属していても、連結される事業体もあれば、連結されない事業体もある。SEを連結しないが、UBS AGがSEに関与している場合やSEのスポンサーとなっている場合は、注記30において当該関与やスポンサー活動の性質に関する追加の開示を行っている。UBS AGが関与しているSEの種類は以下の通りである。

- 証券化ストラクチャード・エンティティは、SEが保有する資産を裏付けとして投資家に証券を発行するために設立される。これにより（ ）証券化のエクスポンダーに伴う重大な信用リスクが第三者に移転され、（ ）パーゼルの証券化定義に準拠した証券化ビークルが発行した2つ以上のリスク・ポジション又はトランシェが存在することになる。証券化事業体は全てSEに分類される。
- 顧客投資ストラクチャード・エンティティは、SEが発行した債券を（大部分が期限付きで）購入することにより、顧客が主として特定の資産又はリスク・エクスポンダーに投資するために設立される。当該SEは、UBS AGからの移転により又は外部市場取引を通じて資産を調達することがある。場合によっては、UBS AGはSEとデリバティブ契約を締結し、事業体のキャッシュ・フローを投資家の意図する投資目的に一致させたり、希望する他のリスク・エクスポンダーを導入したりすることがある。一定の場合には、特定のリスクをヘッジするか、又は資産担保による資金調達への参加を行うために、UBS AGは第三者がスポンサーとなっているSEへの関与を有することがある。
- 投資信託ストラクチャード・エンティティは、共同の投資目的を有し、投資運用会社によりパッシブ運用（従って、意思決定者が変動性に実質的な影響を及ぼさない。）又はアクティブ運用され、投資家又はその支配機関に実質的な議決権又は類似の権利がないものである。UBS AGは多数のファンドを組成し、そのスポンサーになっていることから、変動管理報酬を受けること及び/又は直接投資を通じて当該ファンドへの関与を有する場合がある。さらにUBS AGは、発行済仕組商品をヘッジするために、第三者が組成し、スポンサーとなっている多数のファンド（上場ファンドやヘッジファンドを含む。）に対する持分を有している。

#### 企業結合

企業結合は、取得法を用いて会計処理されている。取得日において、UBS AGは、識別可能な取得した資産及び引き受けた負債を取得日公正価値で認識する。企業結合それぞれについて、UBS AGは、（現在の所有持分であり、清算された場合に被取得企業の純資産に対する比例持分への権利を提供する）被取得企業に対する非支配持分を、公正価値又は被取得企業の識別可能な純資産に対する比例持分のいずれかで測定する。

取得原価は、取得日公正価値で測定された、移転した資産、被取得企業の旧所有者が負う負債及び発行された資本性金融商品の合計である。取得関連費は発生時に費用処理される。UBS AGにより移転される可能性のある条件付対価は全て、取得日に公正価値で認識される。条件付対価が資産又は負債に分類される場合、当該条件付対価の公正価値のその後の変動は損益計算書に認識される。条件付対価が資本に分類される場合は、再測定されず、その後の決済は資本において会計処理される。

移転された対価と非支配持分に関して認識された金額の合計額が、識別可能な取得した資産及び引き受けた負債の純額を超過する額は、のれんとみなされ、当初取得原価で測定されて、貸借対照表に独立した資産項目として認識される。取得した子会社の純資産の公正価値が、移転された対価と非支配持分に関して認識された金額の合計を超過する場合、差額は取得日に損益計算書に認識される。

**詳細については、注記31を参照。**

#### 4) 関連会社及びジョイント・ベンチャー

UBS AGが企業の財務及び営業の方針に対して重要な影響力（ただし支配ではない。）を行使できる企業に対する投資は、関連会社投資として分類され、持分法に基づいて会計処理されている。重要な影響力は、通常、UBS AGが会社の議決権の20%から50%を保有している場合に有するとされる。関連会社投資は、当初取得原価で認識され、帳簿価額は取得日後の被投資会社の純損益（資本に直接計上された純損益を含む。）に対するUBS AGの持分相当額を認識して増減する。ジョイント・ベンチャーに対する持分も、持分法に基づいて会計処理されている。ジョイント・ベンチャーは、その関連する活動に係る共同支配を規定し、当該事業体の純資産に対する権利を提供する、UBS AGと単独又は複数の第三者との契約上の合意に従うものとする。ジョイント・ベンチャーに対する持分は、関連会社投資に分類されている。

関連会社又はジョイント・ベンチャーの報告日がUBS AGの報告日と異なる場合、関連会社又はジョイント・ベンチャーの入手可能な最新の財務書類が持分法の適用対象として使用される。関連会社又はジョイント・ベンチャーの報告日とUBS AGの報告日との間に発生しうる重要な取引又は事象の影響に対して修正が加えられる。

関連会社投資及びジョイント・ベンチャーに対する持分は、これらの帳簿価額が、継続的な使用を通じてではなく、主に売却取引を通じて回収されることになる場合には「売却目的保有」として分類する。詳細は29の項を参照。

**関連会社及びジョイント・ベンチャーに関する詳細については、注記30を参照。**

## 5) 金融商品の認識及び認識の中止

UBS AGは、UBS AGが金融商品に関する契約条項の当事者になった場合、当該商品を貸借対照表上で認識している。UBS AGはまた、受託者やその他の信託に基づく役割を果たしているため、個人、信託、退職給付制度及びその他の機関の代理として資産の保有又は売却を行う。当該資産及び関連収益は、認識に関する基準が満たされていない場合、UBS AGの資産ではなく、UBS AGの財務書類に含まれていない。

### 金融資産

UBS AGは、貸借対照表上で認識されていた金融資産を譲渡するが、かかる譲渡金融資産のリスク及び経済価値の全て又は一部を留保するような一定の取引を行っている。リスク及び経済価値の全て又は実質的に全てを留保する場合、かかる譲渡金融資産は、貸借対照表における認識の中止の対象とならない。金融資産の譲渡の結果、UBS AGがリスク及び経済価値の全て又は実質的に全てを留保することになる取引は、13及び14の項で説明する有価証券貸付及びレポ取引や、金融資産を第三者に売却すると同時に、当該譲渡資産に係るトータル・リターン・スワップによってリスク及び経済価値の全て又は実質的に全てをUBS AGが留保する取引も含まれる。このような種類の取引については、有担保金融取引として会計処理を行う。

金融資産の所有に伴う実質的に全てのリスク及び経済価値を留保も譲渡もしない取引においては、UBS AGは、当該金融資産への支配が移転された場合にその資産の認識を中止するものとしている。譲渡に伴い留保される権利及び義務は、それぞれ資産及び負債として認識されている。金融資産に対する支配が留保される譲渡の場合、UBS AGは、継続的関与の程度に応じて当該資産を継続的に認識し、その程度は譲渡後、UBS AGが譲渡資産価値の変動の影響を受ける程度により決定される。こうした取引の例には、プット・オプションの売建て、コール・オプションの買建て、又は譲渡資産のパフォーマンスにリンクしたその他の商品が含まれる。

譲渡した金融資産に関するUBS AGの開示上、金融資産は通常、UBS AGが、a)金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡した場合、又はb)当該資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利は留保しているが、一社以上の事業体に当該キャッシュ・フローを支払う契約上の義務を引き受けている場合に譲渡されているとみなされる。

金融資産が担保として差し入れられているか、又は類似の契約下にある場合には、取引相手が担保差入資産のキャッシュ・フローに対する契約上の権利を受け取っていれば（例えば、当該資産の売却又は再担保差入を行う取引相手の権利により裏付けられる場合等）、当該金融資産は譲渡されているとみなされる。金融資産の担保差入先である取引相手がキャッシュ・フローに対する契約上の権利を受け取っていない場合、当該資産は担保として差し入れられているが譲渡されていないとみなされる。

**譲渡金融資産に関する詳細については、注記25 b 及び25 c を参照。**

### 金融負債

UBS AGでは、契約中に特定された債務が免責されたか、取消されたか、又は失効した時など、金融負債が消滅する場合、貸借対照表における当該金融負債の認識を中止している。既存の金融負債が同一の貸手からの著しく異なる条件による新たな金融負債と交換された場合、又は既存の負債の条件が大幅に変更された場合に、そのような交換又は変更は、従前の負債の認識の中止及び新しい負債の認識として処理される。それぞれの帳簿価額の差異は、損益計算書に認識される。

## 6) 公正価値の決定

公正価値とは、測定日現在において、市場参加者間の秩序ある取引で、資産の売却により受け取る、又は負債の移転により支払うであろう価格である。

**詳細は、注記24を参照。**

## 7) トレーディング・ポートフォリオ資産及び負債

デリバティブ以外の金融資産及び金融負債は、(a)主として短期的に売却又は買戻しを行う目的で取得又は発生させたものである場合、又は(b)まとめて管理され、かつ、最近における実際の短期的な利益獲得のパターン



の証拠がある識別された金融商品のポートフォリオの一部である場合、取得時にトレーディング目的保有として分類され、トレーディング・ポートフォリオに表示される。

トレーディング・ポートフォリオには、デリバティブ以外の金融商品（デリバティブが組み込まれているものを含む。）及びコモディティが含まれる。全体としてデリバティブとみなされる金融商品は、再調達価額 - 借方又は再調達価額 - 貸方として貸借対照表に表示されている。詳細は15の項を参照。トレーディング・ポートフォリオには、自己ポジションの取引、ヘッジ及び顧客関連事業に関して認識された資産及び負債が含まれる。

トレーディング・ポートフォリオ資産には、UBS AGの保有する負債性商品（有価証券、マネー・マーケット・ペーパー、企業融資及び銀行貸出によるものを含む。）、資本性金融商品、ユニットリンク型契約に基づいて保有する資産、貴金属、及びその他のコモディティ（「ロング」ポジション）が含まれる。トレーディング・ポートフォリオ負債には、UBS AGが第三者に対して売却したが保有していない（「ショート」ポジション）負債性商品及び資本性金融商品等の金融商品を引渡す義務が含まれる。

トレーディング・ポートフォリオの資産及び負債は、公正価値で測定される。これらの資産及び負債の売却又は償還による実現利得及び損失、並びに当該資産及び負債の公正価値の変動による未実現利得及び損失は、トレーディング収益純額として報告されている。これらの資産及び負債に係る受取利息及び受取配当金並びに支払利息及び支払配当金は、受取利息及び受取配当金又は支払利息及び支払配当金に含まれている。

トレーディング・ポートフォリオの資産及び負債を認識する際、UBS AGは、決済日基準で会計処理している。UBS AGは、購入取引が行われた日（約定日）から決済日まで、この取引の公正価値への再測定から生じる未実現利得及び損失をトレーディング収益純額に認識している。対応する未収金又は未払金は、それぞれ再調達価額 - 借方又は再調達価額 - 貸方として貸借対照表に表示される。決済日に、その結果としての金融資産は、提供又は受領した対価の公正価額と、約定日以降の当該契約の公正価値の変動との合計額又は差引額で貸借対照表上に認識される。売却取引の約定日以降、未実現利得及び損失の認識は中止され、当該資産の認識は決済日に中止される。

外部に譲渡したものの認識の中止に該当しないトレーディング・ポートフォリオ資産（詳細は5の項を参照）は、その売却又は再担保差入を行う権利が譲受人に与えられている場合、UBS AGの貸借対照表上では、トレーディング・ポートフォリオ資産として引き続き分類されるが、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある担保差入資産として識別される。これらの資産は引き続き公正価値で測定される。

トレーディング・ポートフォリオ資産及び負債に関する詳細については、注記13及び24を参照。

## 8) 純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融資産及び金融負債

金融商品を純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に指定できるのは当初認識時だけであり、その後指定を変更することはできない。公正価値での測定を指定された金融資産及び金融負債は貸借対照表上、独立項目で表示されている。以下の基準のいずれかを満たす場合のみ、公正価値オプションを適用することができる。

- 当該金融商品が実質的な組込デリバティブを含む混合金融商品であること。
- 公正価値に基づいてリスクを管理し、経営幹部にもそのように報告されるポートフォリオに組入れられている金融商品であること。
- 公正価値オプションの適用がなければ発生すると思われる会計上のミスマッチを排除するか、又は大幅に低減する場合。

UBS AGは、混合負債性商品が組込デリバティブを含んでいるという理由、及び/又は公正価値に基づいて管理されるという理由で、当該商品のほとんどに公正価値オプションを適用し、純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融負債に指定している。このような混合負債性商品には主に以下が含まれる。

- 株価連動型債券：単一の株式、株式バスケット又は株式指数に連動している。
- クレジット・リンク債：単名（企業又は国家）又は参照企業のバスケットのパフォーマンス（クーポン及び/又は償還金額）に連動している。
- 金利連動型債券：基準金利、金利スプレッド又は金利計算式に連動している。

主にクレジット・デリバティブでヘッジしている一定の貸出金及びローン・コミットメントに対して、公正価値オプションを適用している（公正価値オプションが適用されなければ償却原価で会計処理される。）。当該クレジット・デリバティブは純損益を通じて公正価値で測定するデリバティブとして会計処理されるため、これらの貸出金及びローン・コミットメントに公正価値オプションを適用することによって会計上のミスマッチは低減される。同様に、UBS AGは、公正価値に基づいて管理するポートフォリオに組入れられている特定の仕組ローン及びリバース・レポ契約及び有価証券借入契約に対して公正価値オプションを適用している。

負債が公正価値に基づいて測定されることから通常生じる会計上のミスマッチを低減するため、現金決済型の繰延従業員報酬報奨をヘッジするために保有する資産に対して、公正価値オプションが適用される。

純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融商品の公正価値の変動は、トレーディング収益純額で認識される。純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融資産及び金融負債に係る受取利息及び支払利息は、公正価値での測定を指定された金融資産に係る受取利息又は公正価値での測定を指定された金融負債に係る支払利息に認識される。

UBS AGは、公正価値での測定を指定された金融商品に対して、トレーディング・ポートフォリオの金融商品における認識及び認識の中止の原則と同様の原則を適用している（詳細は、5及び7の項を参照）。

公正価値での測定を指定された金融資産及び負債に関する詳細については、注記3、20、24e及び27dを参照。

## 9) 売却可能金融投資

売却可能金融投資とは、トレーディング目的保有の金融資産、純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融資産、貸出金及び債権のいずれにも分類されていないデリバティブ以外の金融資産を指している。これらは決済日基準で認識される。

売却可能金融投資にはグループ財務部門によって中央管理されている無担保、高格付けの流動資産（その大部分が短期資産）で構成される複数通貨ポートフォリオの一環として保有する負債証券、戦略的持分投資、不動産ファンドに対する特定の投資、プライベート・エクイティ投資を含む特定の資本性金融商品並びに負債性商品及び流通市場で取得された不良債権が含まれる。

売却可能金融投資は、当初、取引費用控除後の公正価値で計上され、当初認識後に公正価値で測定される。税引後未実現利得又は損失は、当該投資が売却、回収、もしくは処分されるか、又は減損していると判断されるまで、資本のその他の包括利益に計上される。税引前未実現利得は、注記15で税引前未実現損失とは別に表示されている。

貨幣性商品（負債証券等）に関連する為替換算差損益は、当該商品の償却原価を参照して決定され、トレーディング収益純額に認識される。公正価値のその他の変動に関連する為替換算差損益は資本のその他の包括利益に認識される。非貨幣性商品（持分証券等）に関連する為替換算差損益は当該商品の公正価値の変動全般の一部であり、資本のその他の包括利益に認識される。

売却可能金融投資に係る受取利息及び受取配当金は、売却可能金融投資からの受取利息及び受取配当金として計上される。受取利息は、実効金利（以下「EIR」という。）を使用した、当該商品の償却原価を参照して決定される。

投資の処分時に、資本に計上された関連する累積未実現利得又は損失は、損益計算書に振り替えられ、その他の収益として計上される。処分に係る利得又は損失は、平均原価法を使用して決定される。

UBS AGでは、売却可能金融投資の減損の兆候の有無を、各貸借対照表日に評価している。売却可能金融投資の当初認識後に発生した1つ又は複数の事象の結果として当該投資の見積将来キャッシュ・フローが減少したという客観的証拠がある場合に、当該投資は減損している。売却可能資本性金融商品の、取得原価を下回る公正価値の著しい下落、又は長期にわたる下落は、減損の客観的証拠とみなされる。取得原価を下回る公正価値の著しい下落（20%）又は長期にわたる下落（6ヶ月間）が発生した場合、この情報自体が減損の証拠でないことを事実及び状況が明確に示さない限り、減損が計上される。

負債性投資については、減損の客観的証拠には、発行体もしくは契約相手先の重大な財政的困難、利息もしくは元本の支払不履行もしくは延滞、又は借主の倒産もしくは財務再編を行う可能性が高くなったことが含まれる。売却可能金融投資が減損していると判断された場合、それまでに資本のその他の包括利益に認識された関連する累積未実現純損失は損益計算書のその他の収益に計上される。資本性金融商品については、追加の損失は全て、損益計算書に直接認識されるが、負債性商品については、減損に関する追加的な客観的証拠がある場合のみ、追加の損失が損益計算書に認識される。売却可能金融投資の減損が認識された後は、公正価値の増加が減損損失計上後に発生した事象に関連しているならば、資本性金融商品の場合は、公正価値の増加が資本のその他の包括利益に計上され、負債性商品の場合は、公正価値の増加は、元の通貨による償却原価を上限として、その他の収益で認識される。

UBS AGは、売却可能金融資産に対して、トレーディング・ポートフォリオ内の金融商品（詳細は5及び7の項を参照）に対する認識及び認識の中止の原則と同様の原則を適用している。ただし、約定日から決済日までの未実現利得又は損失は損益計算書でなく資本のその他の包括利益に認識される点についてはこの限りではない。

**売却可能金融投資に関する詳細については、注記15及び24を参照。**

## 10) 貸出金及び債権

貸出金及び債権は、支払額が固定であるか又は決定可能なデリバティブ以外の金融資産で、活発な市場における相場価格がなく、トレーディング目的保有に分類されておらず、純損益を通じて公正価値での測定を指定されたものでも売却可能の区分のものでもなく、また、信用の悪化以外の理由でUBS AGが当初の純投資のほぼ全額を回収できない可能性のある資産でもない。貸出金及び債権として分類される金融資産には、以下が含まれる。

- 実行する貸出金で、借主に直接資金を供給する貸出金。
- 他の貸主からの貸出金への参加、並びに購入した貸出金。
- レガシー・ポートフォリオのオークション・レート証券等、取得日に貸出金及び債権として分類された証券。
- それまでトレーディング・ポートフォリオに含まれていた証券で、貸出金及び債権に分類変更されたもの（詳細は注記27cを参照）。

貸出金及び債権は、UBS AGが当該商品の契約条項の当事者となった時点、すなわち借主への現金引渡し時点で認識され、当初は公正価値、すなわち当該貸出金又は債権を実行又は購入するために投入した現金に取得に直接起因する取引費用を上乗せした価額で計上される。その後、EIR法を使用した償却原価（貸倒引当金控除後）で測定される。貸倒引当金に関する詳細については11の項、貸出金及び債権に分類されている金融資産の概要については注記27aを参照。

貸出金及び債権の利息は、貸出金及び前渡金に係る受取利息に含め、発生主義で認識される。貸出の実行、借換又は条件緩和、並びにローン・コミットメントに係るアップ・フロント・フィー及び直接費用は、通常、繰り延べられ、EIR法を用いて貸出期間にわたって貸出金及び前渡金に係る受取利息として償却されている。貸出には至らないと見込まれるローン・コミットメントに係る手数料は、当該コミットメント期間にわたり受取

報酬及び手数料に認識される。UBS AGが保有していないシンジケーション部分の手数料又はUBS AGが同等のリスクについて他の参加者と同じ実効利回りで保有しているシンジケーション部分の手数料は、サービスが提供された時点で受取報酬及び手数料に貸方計上される。

#### 中央銀行に対する債権の表示

要求払いの中央銀行預け金は、貸借対照表上、現金及び中央銀行預け金として表示されている。中央銀行に対するより長期の預け金は全て銀行預け金に表示されている。

### 貸出金及び債権に分類変更された金融資産

金融資産がトレーディング目的保有から貸出金及び債権に分類変更される際、当該金融資産の分類変更は、分類変更日の公正価値で行われる。分類変更前に損益計算書に認識された利得又は損失は、一切戻入れされない。分類変更日の金融資産の公正価値は、その後の原価の基準額となる。2008年度及び2009年度において、UBS AGは、トレーディング目的保有として分類している金融資産の一部が、短期的に売買する目的で保有するものではなく、かつ、UBS AGが当該資産を予見可能な将来まで（分類変更から約12ヶ月間と考えられる。）保有する意思及び能力を有すると判断した。従って、当該資産はトレーディング目的保有から貸出金及び債権に分類変更された。

詳細は注記27cを参照。

### 条件変更貸出金

条件変更貸出金又は条件緩和貸出金は、貸出条件が変更されている貸出金、又は当初の契約では検討されていなかった追加担保が要求されている貸出金として定義される。

債務不履行を回避するために条件変更を通じて与えられる条件の主な一般的特徴には、特別な金利、利息又は分割返済の支払いの延期、返済スケジュールの変更又は貸出金の満期の変更が含まれる。条件変更後のEIRに変更はない。

貸出金が優遇条件（すなわち、合意された新条件／条件変更が、債務者の信用度及び貸出金の種類に関して通常の市場の基準と合っていない。）で条件変更された場合、当該ポジションは不良債権として分類されたままで、取引相手の債務不履行として格付けされることになる。当該貸出金が回収されるか、又は償却されるまでその状態のままであり、減損について個別に評価される。

貸出金が優遇されない基準（例えば、顧客により追加担保が差し入れられる、又は新たに合意された条件が、債務者の信用度及び貸出金の種類に関して通常の市場の基準と合っている。）で条件変更された場合、当該貸出金は、UBS AGの通常の格付けの基準を用いて格付けされる。こうした状況において、減損の兆候が存在する場合（この場合は減損について個別に評価される）を除き、貸出金は減損の区分から除外され、集散的に評価される貸倒引当金に含まれる。貸倒損失の測定目的上、貸倒損失の集散的な評価において、当該貸出金は、条件変更されていない他の貸出金から分別されない。貸出契約に従った全ての基準が満たされ続け、将来の支払いが発生する可能性が高いことを確保するために、経営者は全ての貸出金を定期的に見直している。

貸出金の条件緩和は、貸出金の条件の根本的変更につながる場合があり、その結果当初の貸出金の認識が中止され、新規の貸出金が認識されることがある。

こうした状況において貸出金の認識が中止された場合、新規の貸出金は当初認識時に公正価値で測定される。当初の貸出金に対してそれまでに設定された引当金は取崩され、新規の貸出金には帰属しない。従って、新規の貸出金は減損について個別に評価される。当該貸出金が減損していない場合、貸倒損失の測定目的上、通常の貸出金の集散的な評価に含められる。

### 11) 貸倒引当金

貸倒引当金は、発行体又は契約相手先の信用力が低下したため、当初の契約条件による債権に基づく金額（又は同等物）を、UBS AGが全額は回収できない客観的証拠がある場合に計上される。「債権」とは、償却原価で計上される貸出金もしくは債権、又は信用状、保証、もしくはその他の類似の商品等のコミットメントである。減損の客観的証拠には、発行体又は契約相手先の重大な財政的困難、利息又は元本の支払不履行もしくは延滞、又は借主が倒産もしくは財務再編を行う可能性が高くなったことが含まれる。

貸倒引当金は、貸借対照表上の債権の帳簿価額の減少として計上されるが、コミットメント等のオフバランス項目に対する貸倒引当金は引当金として計上されている。貸倒引当金の変動は、貸倒引当金繰入額／戻入額として認識されている。

貸倒引当金は、以下の方針に基づき契約相手先別の個別に及び集散的に評価される。

**契約相手先別の評価：**UBS AGが、当初の契約条件に基づく金額（又は同等の額）を全額は回収できない可能性が高いと経営者が判断する場合、貸出金は減損しているとみなされる。個々の信用エクスポージャーは、借主の性質、全般的な財政状態及び能力、財源及び支払記録、財政上責任を持つ保証人の援助見込み、及び該当する場合には担保の実現可能価額を基礎に評価される。見積回収可能価額は、債権の当初EIRを使用して計算した、条件緩和又は担保の清算から生じる金額を含む予想将来キャッシュ・フローの現在価値である。変動利付貸出金の場合、回収可能価額を計算するために使用する割引率は現在のEIRである。減損が測定され、帳簿価額と見積回収可能価額との差額に対して貸倒引当金が計上されている。減損発生時、貸出金の当初の条件に基づく受取利息の発生は停止される。時間の経過による減損後の貸出金の現在価値の増加分は受取利息として計上される。

全ての減損後の貸出金は、少なくとも一年に一度、見直され、分析される。過去の見積りと比較した場合の、予想将来キャッシュ・フローの金額及びタイミングのその後の変動は、貸倒引当金の変動をもたらす、貸倒引当金繰入額／戻入額が計上される。減損引当金は、当該債権の当初の契約条件に基づく元本及び利息、又は同等の額の適時の回収が合理的に保証される程度まで、信用度が改善されている場合にのみ、戻入される。債権の全部又は一部が回収不能であると考えられる場合、又は免除される場合、当該部分は償却される。償却により債権の元本は減少し、過去に計上された貸倒引当金が取崩されるか、又は過去に引当金が設定されていない場合には直接貸倒引当金繰入額／戻入額に計上される。過去に償却済の債権の全部又は一部が回収された場合、貸倒引当金繰入額／戻入額に貸方計上される。

貸出金は、利息、元本又は手数料の支払いが90日超延滞している場合、破産手続が開始された場合、又は優遇条件に基づいて債務の条件が緩和された場合、不良債権として分類される。貸出金は90日超延滞している場合に減損について個別に評価されるが、減損の分析は他の客観的証拠が貸出金の減損の兆候を示す場合に行われることがある。

**集合的な評価：**契約相手先別の個別に減損が特定されない貸出金は全て、資産の種類、業種、地理的所在地、担保の種類、延滞の状況及びその他の関連要素等の信用リスク特性を考慮したUBS AG内部の信用格付システムに基づいてグループ分けされ、ポートフォリオ内に減損が生じているか否かを集合的に評価される。減損について集合的に評価される金融資産グループの将来キャッシュ・フローは、当該資産グループの信用リスク特性と類似した信用リスク特性を有する資産の過去の損失実績に基づいて見積られる。過去の損失実績は、過去の損失実績の基となる金融資産グループの現在の状況の影響額を反映し、現在はポートフォリオ内に存在していない過去の期間の状況の影響額を取り除くために、最新の観察可能なデータに基づいて調整する。金融資産グループの将来キャッシュ・フローの見積りの変更は、年ごとの関連する観察可能なデータの変動を反映し、当該データの変動とその方向性において整合的である。金融資産グループの将来キャッシュ・フローの見積りに使用される手法及び仮定は、損失見積額と実際の損失実績との差異を低減するために定期的に見直される。減損の集合的な評価による引当金は、**貸倒引当金繰入額/戻入額**として認識され、貸出金ポジション合計と相殺される。引当金を貸出金ごとに配分できないため、貸出金は減損しているとみなされず、また利息も、契約条件に従って貸出金ごとに未収計上される。個別の金融資産の減損の兆候を示す客観的証拠が入手可能になった場合、当該金融資産は、減損について集合的に評価された金融資産グループから除外され、契約相手先別の債権として個別に評価される。

**償却原価で計上される、分類変更された有価証券及び取得された類似有価証券：**10の項における要求に従ってトレーディング目的保有の区分から貸出金及び債権に分類変更された金融資産及びその後取得したその他の類似の資産に関連する見積キャッシュ・フローは、定期的に修正される。信用事象に関連するキャッシュ・フローの見積りのマイナスの修正は、**貸倒引当金繰入額**として損益計算書に認識される。分類変更された有価証券について、分類変更時に予想された回収可能性の増加による将来に受領する現金の見積額の増加は、貸出金に係るEIRの修正として、変更日から認識される（詳細は注記27cを参照）。

**貸倒引当金に関する詳細については、注記12を参照。**

## 12) UBS AGが設定した証券化ストラクチャー

UBS AGは通常、投資家に対して証券を発行するSEへトレーディング・ポートフォリオ資産を売却し、当該資産を証券化する。UBS AGでは、それぞれのSEの連結の要否に関する判断の際には3の項に詳述された方針を、及び譲渡金融資産の認識の中止に関する妥当性に関する判断の際には5の項に詳述された方針を適用している。以下の記述は、主に認識の中止の要件を満たす金融資産の譲渡に適用される。

証券化に関連するトレーディング・ポートフォリオ資産の売却に係る利得又は損失は、認識の中止の要件が満たされたときに認識され、当該利得又は損失は**トレーディング収益純額**に分類される。

証券化された金融資産に対する持分は、シニアもしくは劣後トランシェ、金利ストリップ又はその他の残余持分（以下「留保持分」という。）の形態で留保される場合がある。留保持分は、主に、**トレーディング・ポートフォリオ資産**として、公正価値で計上される。シンセティック型証券化ストラクチャーは、通常15の項に詳述された原則が適用されるデリバティブ金融商品を内包している。

UBS AGは、様々なモーゲージ担証券（以下「MBS」という。）及びその他の資産担証券（以下「ABS」という。）の証券化で、ストラクチャー及びプレイスメント・エージェントとしての役割を果たしている。そのような立場において、UBS AGは、自己のために又は顧客に代わり、証券化の前に担保を購入することがある。UBS AGは通常、次に証券化のクローズ時に担保を指定された信託に売却する。その他の証券化において、証券化の前に指定された信託による担保の購入のために資金調達することを目的として、UBS AGは当該信託に資金の供与のみを行うことがある。UBS AGは、投資家に対する募集の引受けを行い、そのプレイスメント及びストラクチャー・サービスについては報酬を受け取っている。類似の保有金融商品の評価と一貫して、留保トランシェの公正価値は、当初及びその後、入手可能な場合には市場相場価格により、又はイールドカーブ、期限前償還速度、デフォルト率、予想損失度、金利ボラティリティ及びスプレッドなどの変数を用いる内部価格モデルにより決定している。留保持分の公正価値の決定には、可能な場合、観察可能な取引に基づく仮定が使用されるが、持分の一部については観察可能な情報を入手することは実質的にできない。

**UBS AGのストラクチャード・ビークルへの関与に関する詳細については、注記30cを参照。**

## 13) 有価証券貸借

有価証券貸借取引は、通常、担保付で締結される。こうした取引においては、通常UBS AGは、有価証券又は現金の担保と引き換えに、持分証券及び負債証券を貸借する。その他、UBS AGは、貸借料を支払う代わりに、顧客の保護預り勘定からも有価証券を借り入れる。貸借取引は、通常、金融市場参加者が採用する標準的な契約に従って実行され、UBS AGの通常の信用リスク統制プロセスが適用される取引相手との間で行われる。UBS AGは、受領又は提供する有価証券の市場価値を日々監視しており、基礎となる契約に従って、追加担保の要求もしくは提供、又は余剰担保の返却もしくは回収を行う。

現金担保受取額は、それに対応する返還義務（**貸付有価証券に係る担保金**）とともに認識され、現金担保提供額は認識が中止され、それに対応する、UBS AGの返還を受ける権利を反映する受取債権が計上される（**借入有価証券に係る担保金**）。所有に伴うリスク及び経済価値も移転しない限り、譲渡された有価証券は貸借対照表上での認識、又は認識の中止の対象とはならない。詳細は5の項を参照。UBS AGが所有する有価証券のうち、

譲渡証券の売却又は再担保差入を行う権利を付与された借主に譲渡された当該有価証券は、貸借対照表上では、**トレーディング・ポートフォリオ資産 - 内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある担保差入資産**として表示される。借入取引で受け取る有価証券は、UBS AGがその転売又は再担保差入を行う権利を有する場合には、**オフバランス・シート項目**として開示され、UBS AGが実際に転売又は再担保差入を行った有価証券も追加して開示される。借入取引で受け取った有価証券の引渡しにより決済される有価証券の売却では、通常それを機に**トレーディング負債**が認識される（空売り）。現金の代わりに有価証券が受け渡し（引き渡し）される場合（「有価証券と有価証券」の取引）、認識の中止の要件が満たされないため、受け取った（引き渡した）有価証券も有価証券を返還する義務（受け取る権利）も、貸借対照表に認識されない。詳細は5の項を参照。

金融取引に係る未収利息又は未払利息は、発生主義で損益計算書に認識され、**受取利息又は支払利息**として計上される。

**有価証券貸借に関する詳細については、注記11、25及び26を参照。**

#### 14) レボ及びリバース・レボ取引

売戻条件付有価証券購入契約（以下「**リバース・レボ契約**」という。）及び買戻条件付有価証券売却契約（以下「**レボ契約**」という。）は、有担保金融取引として処理される。ほぼ全てのリバース・レボ契約及びレボ契約は、債券、手形、マネー・マーケット・ペーパーなどの負債性商品に係わるものである。当該取引は、通常、金融市場参加者が採用する標準的な契約に従って実行され、UBS AGの通常の信用リスク統制プロセスが適用される取引相手との間で行われる。UBS AGは、受領又は提供する有価証券の市場価値を日々監視しており、基礎となる契約に従って、追加担保の要求もしくは提供、又は余剰担保の返却もしくは回収を行う。

リバース・レボ契約の場合、現金差入額は認識が中止され、経過利息を含めた対応する受取債権は、貸借対照表上、UBS AGの返金を受ける権利を表す**リバース・レボ契約**として計上される。同様にレボ契約の場合、現金受取額が認識され、経過利息を含めた対応する義務は、貸借対照表上、**レボ契約**として計上される。リバース・レボ契約に基づいて受領する有価証券及びレボ契約に基づいて提供する有価証券は、所有に伴うリスク及び経済価値の移転を伴わない限り、貸借対照表上での認識又は認識の中止の対象とならない。UBS AGが所有する有価証券のうち、譲渡証券の転売又は再担保差入を行う権利を付与された受取側に譲渡された当該有価証券は、貸借対照表において、**トレーディング・ポートフォリオ資産 - 内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある担保差入資産**に表示される。リバース・レボ契約において受け取る有価証券は、UBS AGがその転売又は再担保差入を行う権利を有する場合には、**オフバランス項目**として開示し、UBS AGが実際に転売又は再担保差入を行った有価証券も追加して開示される（詳細は注記25d参照）。さらに、リバース・レボ取引で受け取った有価証券の引渡しにより決済される有価証券の売却では、通常それを機に**トレーディング負債**が認識される（空売り）。

リバース・レボ契約の受取利息及びレボ契約の支払利息は、各契約期間にわたって受取利息又は支払利息として計上される。

UBS AGは通常、関連する会計上の要求に従って、同一の相手先、満期、通貨及び債券集中保管機関（CSD）の**リバース・レボ契約及びレボ契約**を相殺している。詳細は35の項を参照。

**レボ及びリバース・レボ取引に関する詳細については、注記11、25及び26を参照。**

#### 15) デリバティブ及びヘッジ会計

デリバティブは、デリバティブ契約の締結日の公正価値で当初認識され、その後公正価値で再測定される。公正価値測定による利得又は損失を認識する方法は、デリバティブが**トレーディング目的**で保有されているか、又は**ヘッジ手段**として指定されかつ有効であるかによって決定する。ヘッジ手段として指定されている場合、利得又は損失の認識方法は、本項に記載の通り、ヘッジ対象のリスクの性質によって決定する。

デリバティブは通常、貸借対照表上、**再調達価額 - 借方**又は**再調達価額 - 貸方**として報告される。ただし、経済的に日次で決済される取引所取引デリバティブ及びIFRSに準拠したネットティングの要件を満たし、実質的に日次で純額決済される一部のOTCデリバティブは、**デリバティブに係る差入担保金/デリバティブに係る受入担保金**として分類される。このように処理する商品は、先物契約、日次で全額の証拠金を入れる取引所取引オプション及びロンドン清算機構との金利スワップである。デリバティブの公正価値の変動は**トレーディング収益純額**に計上される。ただし、デリバティブがヘッジ会計におけるヘッジ関係の特定の種類においてヘッジ手段として指定され、かつ有効である場合を除く。

**デリバティブ及びヘッジ会計に関する詳細については、注記14を参照。**

#### ヘッジ会計

UBS AGは、特に、予定取引から生じる**エクスポージャー**を含む、金利リスク及び為替リスクへの**エクスポージャー**を管理するため、そのリスク管理業務の一部として、デリバティブを利用している。デリバティブ及びデリバティブ以外の商品が下記で特定された一定の基準を満たす場合、認識されている資産又は負債の公正価値の変動のヘッジ（以下「**公正価値ヘッジ**」という。）、認識されている資産もしくは負債又は可能性の非常に高い予定取引に起因する**将来キャッシュ・フロー**の変動可能性のヘッジ（以下「**キャッシュ・フロー・ヘッジ**」という。）、又は在外営業活動体に対する**純投資のヘッジ**（以下「**純投資のヘッジ**」という。）におけるヘッジ手段として指定される。

金融商品がヘッジ関係に指定されるとき、UBS AGは、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係を正式に文書化している。この文書化には、ヘッジ取引実施におけるリスク管理目的及び戦略並びにヘッジ関係の有効性評価に使用される方法が含まれる。従って、UBS AGは、ヘッジ開始時及びその後継続して、ヘッジ手段（主にデリバ

タイプ)が、ヘッジ対象の指定されたリスクに関連する公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するにあたり「高い有効性」があるか否かを評価している。ヘッジは、( )ヘッジ対象のリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するにあたり、ヘッジ取引開始時及び取引期間を通してヘッジの有効性が高いと予想され、かつ、( )ヘッジの実際の結果は80%から125%の範囲内である、という条件が満たされている場合に、ヘッジの有効性が高いとみなされる。予定取引をヘッジする場合、当該取引は、その発生可能性が非常に高くなければならず、報告される純損益に最終的に影響を与える可能性があるキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを表すものでなければならない。UBS AGは、任意に、又はヘッジ手段にヘッジとして高い有効性がない、もしくはなくなったと判断する場合、デリバティブが失効、売却、終了、もしくは実行された場合、ヘッジ対象が満期を迎え、売却もしくは返済された場合、又は予定取引の発生可能性が非常に高いとはみなされない場合、ヘッジ会計の適用を中止する。

ヘッジの非有効性は、ヘッジ対象のリスクに起因するヘッジ手段の公正価値の変動とヘッジ対象の公正価値の変動との差額、又はヘッジ手段の将来キャッシュ・フローの現在価値の変動がヘッジ対象の将来(予想)キャッシュ・フローの現在価値の変動を超過する額を意味する。こうした非有効性は、当期の損益としてトレーディング収益純額に計上される。有効なヘッジ関係においてヘッジ手段として指定されたデリバティブに係る受取利息及び支払利息は、受取利息純額に計上される。

### 公正価値ヘッジ

適格な公正価値ヘッジの場合、ヘッジ手段の公正価値変動は、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動とともに損益計算書に認識される。金利リスクの公正価値ヘッジにおいて、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動は、ヘッジ対象の帳簿価額に反映される。ヘッジ対象の認識の中止以外の理由によりヘッジ会計におけるヘッジ関係が終了した場合、その時点のヘッジ対象の帳簿価額とヘッジが存在しなかった場合の帳簿価額との差額(以下「未償却公正価値修正額」という。)は、償却されてヘッジ対象の満期までの残存期間にわたり損益計算書に計上される。

金利リスクに関するポートフォリオ・ヘッジの場合、公正価値の同額の変動がその他の資産又はその他の負債に反映される。ヘッジ対象の認識の中止以外の理由によりヘッジ関係が終了した場合、その他の資産又はその他の負債に計上された金額は、ヘッジ対象の満期までの残存期間にわたり償却される。

### キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フローの金利改定リスクに対するキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの有効部分に関連した公正価値測定による利得又は損失は、当初は、資本のその他の包括利益に認識される。ヘッジ対象である予定キャッシュ・フローが純損益に影響を与える際、ヘッジ手段のデリバティブに係る関連する利得又は損失が資本から損益計算書に振り替えられる。

予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジが、もはや有効でないとはみなされる場合、又はヘッジ関係が終了した場合、それまでに資本に計上されたヘッジ手段のデリバティブに係る利得又は損失の累積額は、確約又は予定取引が発生し、純損益に影響を及ぼすまで、資本に計上される。予定取引の発生がもはや見込まれない場合、繰り延べられた利得又は損失は直ちに損益計算書に振り替えられる。

### 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に会計処理される。ヘッジの有効部分に関連する、ヘッジ手段の商品に係る利得又は損失は、資本に直接認識され(そして持分変動計算書及び包括利益計算書の為替換算調整に表示される。)、非有効部分及び/又は指定されていない部分(例えば、先渡契約の金利の構成要素)に関連する利得又は損失は損益計算書に認識される。在外営業活動体を処分もしくは一部処分した時点、又は在外営業活動体を清算した時点で、当該事業体に関連して資本に直接認識された利得又は損失の累積額は、損益計算書に振り替えられる。

### ヘッジ会計に適格でない経済的ヘッジ

経済的にはヘッジとして取引されるが、ヘッジ会計に適格でないデリバティブは、トレーディング目的で使用されるデリバティブと同様に処理される。すなわち、実現並びに未実現利得及び損失は、トレーディング収益純額として認識される。ただし、一部の短期外国為替取引のフォワード・ポイントについては、この限りではない。この場合、当該フォワード・ポイントは、受取利息純額に計上される。

**経済的ヘッジに関する詳細については、注記14を参照。**

### 組込デリバティブ

デリバティブは、他の金融商品(以下「主契約」という。)に組み込まれている場合がある。例えば、転換社債に組み込まれている転換権が代表的である。このような組み合わせは、混合金融商品として知られており、主に、一定の仕組債の発行から発生している。( )主契約が、公正価値で評価されず、公正価値変動が損益計算書に計上されない場合、( )組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが、主契約の経済的特徴及びリスクに密接に関連しない場合、及び( )組込デリバティブの条件が、個別の契約に含まれていたとしたら単独のデリバティブの定義を満たす場合、組込デリバティブは、一般的に主契約とは分離して処理される必要があり、純損益を通じて公正価値で測定される単独のデリバティブとして会計処理される。区分処理された組込デリバティブは、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示され、適用される測定及び認識の原則を反映して、注記27aにおいては「トレーディング目的保有」の区分に表示されている。

一般的に、UBS AGは混合金融商品に対して公正価値オプションを適用しているため(詳細は8の項を参照)、組込デリバティブ部分を区分して会計処理する必要はない。

## 16) ローン・コミットメント

ローン・コミットメントは、規定された条件で顧客が融資を受けることができる、規定の金額（未使用の与信枠又は与信枠の未実行部分）である。

通常の条件に従って、UBS AGがいつでも自らの裁量で取消可能なローン・コミットメントは、貸借対照表に認識されず、オフバランス・シート項目の開示にも含まれない。契約相手先による借入の実行時に、貸出の金額が貸出金及び債権と同様に会計処理される。詳細は10の項を参照。

取消不能のローン・コミットメント（いったん受取者に通知されるとUBS AGには取り消す権利がないか、又は借主の信用度が悪化した際の自動取消によってのみ取消可能である。）は、以下の区分に分類される。

- デリバティブのローン・コミットメント（現金での純額決済が可能であるか、又は他の金融商品の引渡もしくは発行により決済が可能であるローン・コミットメント）、又は類似のローン・コミットメントから生じた貸出金を実行前又は実行の直後に売却しているという証拠がある場合のローン・コミットメント。
- 純損益を通じて公正価値での測定を指定されたローン・コミットメント（詳細は8の項を参照）。
- その他の全てのローン・コミットメント。これらは貸借対照表に計上されない。ただし、損失がすでに発生している可能性が高く、かつ当該債務の金額を信頼性をもって見積ることができる場合、引当金が認識される。その他のローン・コミットメントには、取消不能な先日付のリバース・レポ契約及び取消不能な有価証券借入契約が含まれる。これらのその他のローン・コミットメントに関連する負債の変動は、損益計算書の貸倒引当金繰入額／戻入額に計上される。詳細は11及び27の項を参照。



## 17) 金融保証契約

金融保証契約は、特定の債務者が特定の負債性商品の条件に従った期日の到来時に支払いを行わないことにより保証契約保有者に発生する損失を、その保有者に対し補償することを契約発行者に要求する契約である。UBS AGは、借入金、当座借越及びその他の銀行融資枠を担保するために、顧客に代わり、銀行、金融機関及び他の当事者に対する金融保証を発行している。

公正価値に基づいて管理される一定の引受金融保証は、純損益を通じて公正価値での測定を指定される。詳細は8の項を参照。公正価値に基づいて管理されない金融保証は、財務書類において当初公正価値で認識される。当初認識後、これらの金融保証は、償却累計額控除後の当初認識額と、当該保証に基づく支払いが発生する確率が高くなった場合には予想支払額の現在価値のいずれか高い方の金額で測定される。保証から生じる、発生可能性の高い予想支払額に関連する負債の変動は、損益計算書の貸倒引当金繰入額/戻入額に計上される。

## 18) 現金及び現金同等物

キャッシュ・フロー計算書の目的上、現金及び現金同等物は、当初の満期が3ヶ月以内の残高から成り、現金、マネー・マーケット・ペーパー並びに中央銀行及びその他の銀行への預け金を含む。

## 19) 現物商品（コモディティ）

ブローカー・トレーダー業務によりUBS AGが保有する現物商品（貴金属、卑金属及びその他の商品）は、売却費用控除後の公正価値で会計処理され、トレーディング・ポートフォリオ資産に認識される。売却費用控除後の公正価値の変動は、トレーディング収益純額に計上される。

## 20) 有形固定資産

有形固定資産は、自己使用不動産、投資不動産、リース物件改良費、ITハードウェア、外部購入ソフトウェア及び自己創設ソフトウェア並びに通信機器及びその他の類似の機器を含む。投資不動産を除き、有形固定資産は、取得原価（該当する場合は、関連する借入金から生じる利息の資産計上額を含む。）から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で計上され、定期的に減損の可能性を検討している。

**有形固定資産に関する詳細については、注記16を参照。**

### 自己使用不動産の分類

自己使用不動産は、サービスの提供又は管理目的に使用される、UBS AG保有不動産として定義される。一方、投資不動産は、賃貸収益及び/又は資本増価を稼得するために保有する不動産として定義される。UBS AGの不動産に、自己使用の部分と、個別に売却可能な投資部分がある場合、それぞれ自己使用不動産及び投資不動産として会計処理される。それぞれの部分が個別に売却できない場合、UBS AGによる使用部分が僅かな場合を除き、自己使用不動産として分類される。不動産の分類は定期的に見直される。不動産の用途が自己使用から投資不動産に変更された場合、当該不動産は公正価値に再測定され、投資不動産に分類変更される。再測定より生じる利得は、特定の不動産に係る従前の減損損失を戻入れできる範囲で損益計算書に認識されるが、残りの利得は資本のその他の包括利益に認識され、資本の再評価準備金に表示される。損失は直ちに損益計算書に認識される。投資不動産が自己使用不動産に分類変更される場合、分類変更が行われた日の公正価値がその後の測定上の取得原価となる。

### 投資不動産

投資不動産は公正価値で計上され、公正価値の変動は変動のあった期間の損益計算書のその他の収益に認識される。

### リース物件改良費

リース物件改良費は、オペレーティング・リース契約に基づき使用する建物及び事務所を使用目的に合致するようにカスタマイズするための投資である。リース満了時にリース物件をその当初の状況に戻すために必要な見積原状回復費用の現在価値が、リース物件改良費合計額の一部として資産計上され、対応する負債が、その義務の発生を反映して認識される。原状回復費用は、見積耐用年数にわたり資産計上されたリース物件改良費の減価償却を通して損益計算書に認識され、負債は現金が支払われた際に解消される。

### 売却目的で保有する不動産

不動産又は設備等の非流動資産について、UBS AGが売却を決定していて、かつ当該資産の売却が12ヶ月以内に行われる可能性が非常に高い場合、これらを売却目的で保有する非流動資産として分類し、その他の資産に分類変更している。売却目的保有として分類された時点で、かかる資産は減価償却の対象外となり、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い方の金額で計上される。

### ソフトウェア

ソフトウェア開発費用は、当該費用を信頼性をもって測定することが可能であり、かつ将来の経済的便益が発生する可能性が高い場合にのみ認識される。

### 有形固定資産の見積耐用年数

有形固定資産は、見積耐用年数にわたり定額法で減価償却される。有形固定資産の減価償却は、当該資産が事業の用に供した時期、すなわち、当該資産が経営者の意図した目的のために設置され稼働可能な状態となった時点から開始される。

#### 有形固定資産の見積耐用年数

不動産（土地を除く）	67年以下
リース物件改良費	残存リース期間
その他の機械設備	10年以下
ITハードウェア及び通信機器	5年以下
ソフトウェア	10年以下

### 21) のれん及び無形資産

のれんとは、取得日における被取得企業の識別可能資産（純額）の公正価値に対するUBS AGの持分相当額を取得原価が超過する部分を示している。のれんは償却されず、毎年減損テストを実施し、さらに各報告期間の末日現在で減損の兆候がある場合には追加的にテストを実施している。のれんの減損テストの目的上、UBS AGは、注記2aで報告するセグメントを個別の資金生成単位として考えている。これは、経営者がセグメント・レベルで投資パフォーマンスの見直し及び評価を行うからである。セグメントの回収可能価額は使用価値に基づいて決定される。

無形資産は、企業結合から生じる個別に識別可能な無形資産項目、また一部の購入商標及び類似の項目から成る。無形資産は取得原価で認識される。企業結合の際に取得された無形資産の取得原価は、取得日における公正価値である。耐用年数を確定できる無形資産は、一般に20年以下の見積経済耐用年数にわたって定額法で償却される。耐用年数を確定できない無形資産は、償却されない。ほぼ全ての場合において、識別された無形資産には確定できる耐用年数がある。各貸借対照表日に、無形資産は、減損の兆候について見直される。かかる兆候が存在する場合、無形資産の分析を行って、帳簿価額が全額回収可能であるか否かを評価する。帳簿価額が回収可能価額を上回る場合、減損損失が認識される。

無形資産は、（ ）インフラストラクチャー、及び（ ）顧客関係、契約上の権利及びその他、という2つのカテゴリーに分類される。インフラストラクチャーは、ペインウェバー・グループ・インクの取得に関連して認識した支店ネットワークの無形資産から成り立っている。顧客関係、契約上の権利及びその他の主な内訳は、企業結合で取得した顧客関係、競争禁止規定、有利な契約、商標及び商号に関する無形資産である。

**のれん及び無形資産に関する詳細については、注記17を参照。**

### 22) 法人所得税

利益に対する法人所得税負担額は、各租税管轄区で適用される税法により計算された、利益が発生する期間の費用として認識される。税務上の繰越欠損金に対する税効果は、将来その使用対象となる課税所得（利益予想の仮定に基づく。）が稼得される可能性が高い場合には、繰延税金資産として認識される。

繰延税金資産は、将来の期間に減算金額となる一時差異について、十分な課税所得がそれら差異を使用できるように生じる可能性が高い範囲でのみ、認識される。繰延税金負債は、将来の期間に加算金額となる、貸借対照表の資産及び負債の帳簿価額とそれらの税務上の測定額との間の一時差異に対して認識される。繰延税金資産及び負債は、制定されている税率に基づき、資産が実現するか、又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率で測定される。

同種類の税金資産及び税金負債（当期又は繰延）は、それらが同一の税務申告グループから生じたもので、同一の税務当局に関連し、相殺する法的権利が存在し、かつ純額での清算又は同時に実現を意図する場合に相殺される。

当期税金及び繰延税金は、以下のものを除いて、損益計算書に税務上の便益又は税金費用として認識される。すなわち、(i) 子会社の取得時に、(ii) 売却可能金融投資の未実現利得又は損失、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動、確定給付制度の再測定、及び在外営業活動体の特定の外国為替の換算に対して、(iii) 繰延報酬に対する特定の税務上の便益に対して、並びに(iv) 自己株式の売却による利得及び損失に対して認識される当期税金及び繰延税金。企業結合において認識される繰延税金（ポイント(i)）は、のれんの決定時に考慮される。ポイント(ii)、(iii)及び(iv)に関連する金額は、資本のその他の包括利益として資本に計上される。

### 23) 社債

社債は償却原価で計上される。UBS AGのリスク管理業務の一環として公正価値ヘッジ会計が償却原価で計上される固定利付負債性商品に適用される場合、社債の帳簿価額は、ヘッジ対象エクスポージャーに係る公正価値の変動に応じて修正される。ヘッジ会計についての詳細については、15の項を参照。ほとんどの場合、仕組債は、公正価値オプションを利用して、純損益を通じて公正価値での測定を指定される。これは、仕組債が公正価値に基づいて管理されているため、仕組債が組込デリバティブを含んでいるため、又はその両方のためである。公正価値オプションについての詳細については、8の項を参照。公正価値オプションは、為替レート及び/又は貴金属の価格を参照する組込デリバティブを含む特定の仕組債には適用されない。これらの商品につ

いては、組込デリバティブの要素は公正価値に基づいて測定され、関連する原債務の主契約要素は償却原価に基づいて測定される。また、両要素は合わせて社債に表示される。

マーケット・メーカー又はその他の活動に関連して、発行して、その後買い戻した社債は、償還されたものとして処理される。償還に係る利得又は損失は、社債の買戻価格がその帳簿価額と比較して高いか低いかによりその他の収益に計上される。その後の市場における自己社債の売却は、社債の再発行として処理される。償却原価で測定される負債性商品の支払利息は、社債利息に含まれる。

**社債に関する詳細については、注記21を参照。**

#### 24) 年金及びその他の退職後給付制度

UBS AGは、全世界においてその従業員のために、多数の退職後給付制度を提供している。これら制度は、確定給付年金制度及び確定拠出年金制度、並びに雇用の終了後に支払義務が生じる医療給付及び生命保険給付等のその他の退職後給付を含んでいる。主要な確定給付年金制度は、スイス、英国、米国及びドイツで設けられている。

**年金及びその他の退職後給付制度に関する詳細については、注記28を参照。**

##### 確定給付年金制度

確定給付年金制度では、従業員が受領する年金給付額が確定しており、当該金額は通常、年齢、勤続年数及び報酬金額などの1つ又は複数の要素によって決定する。貸借対照表に認識される確定給付負債は、貸借対照表日の確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額である。制度資産の公正価値が確定給付制度債務の現在価値を上回る場合、発生した確定給付資産の測定値は、制度からの返還又は制度への将来掛金の減額という形で利用可能な経済的便益に制限される。UBS AGは、予測単位積増方式を適用して、その確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用（該当がある場合）を算定する。これらの金額は、従業員と雇用主の間のリスク分担を含む各制度に特有の特徴を考慮し、独立した資格のあるアクチュアリーによって定期的に計算される。

##### 確定拠出制度

確定拠出制度は、UBS AGが固定額の掛金を、退職後給付及びその他の給付の支払いを行う別個の事業体に支払う年金制度である。当該制度が、当期及び過年度の従業員の勤務に関連する給付金を従業員に支払うために十分な資産を保有していないとしても、UBS AGには、追加の掛金を支払う法的義務も推定的義務もない。UBS AGの掛金は、当該掛金と交換に従業員が勤務を提供したとき（通常は拠出した年度）に費用計上される。前払掛金は、現金の払戻し又は将来の支払いの減額として使用可能な範囲で資産として認識される。

##### その他の退職後給付

さらに、UBS AGは、米国及び英国の一定の退職者向けの退職後の医療給付及び生命保険給付も提供している。これらの給付の予想費用は、確定給付年金制度に使用されるものと同じ会計処理方法を用いて、雇用期間にわたり認識される。

## 25) 持株参加制度及びその他の報酬制度

### 繰延報酬制度の移行

グループ再編の一環として、2014年第4四半期においてUBSグループAGは、UBS AGが「付与者」として関与している、従業員持株制度、オプション制度、概念上のファンド制度及び繰延現金報酬制度に基づく未払報奨の全てを引き受けた。本セクションでは、グループ再編前後にこれらの制度に適用された会計方針及び繰延報酬制度の移行について個別に説明する。

### グループ再編前の期間及び繰延報酬制度の移行

#### 持株参加制度

UBS AGは、持株制度、オプション制度及び株式決済型の株式増価受益権（以下「SAR」という。）制度の形式で、複数の持株参加制度を設立している。UBS AGの持株参加制度は、強制的、自由裁量的及び任意の制度を含む。UBS AGは、従業員に付与された株式、オプション及びSAR報奨の付与日に算定される公正価値を、従業員が当該報奨を得るために勤務する必要がある期間にわたり報酬費用として認識する。

定年退職の基準を満たす従業員を含む、退職給付の受給資格のある従業員に付与される報奨等、従業員が報奨の受給資格を得るために将来勤務する必要がある場合は、報酬費用は、付与日に認識されるか、又は付与日より前に認識される。一定の権利確定条件でない条件が充足されない場合、このような報奨は法的な権利確定日まで失効可能な状態であることがある。権利確定条件でない条件の違反から生じた失効の事象による報酬費用の戻入は発生しない。

将来の勤務が必要とされる場合、報酬費用は、当該将来期間にわたり認識される。トランシェに分けて提供される報奨は、各トランシェが個別の報奨とみなされ、別々に償却される。制度が、退職給付の受給資格の獲得により、又は余剰人員を理由とする雇用の終了時に必要な勤務期間を短縮する規定を含む場合がある。その場合、報酬費用は、付与日から従業員の退職給付の受給資格の取得日又は余剰人員を理由とする雇用の終了日までの期間にわたり認識される。勤務期間中の当該報奨の失効により報酬費用の戻入が発生する。

UBS AGの株式又はオプションで決済される報奨は持分決済型として分類される。持分決済型の報奨の公正価値は、付与日に決定され、その後に再測定されない。ただし、条件が修正され、修正直後の公正価値が、修正直前の公正価値を上回る場合を除く。修正の結果、公正価値が増加する場合、残存勤務期間にわたって、又は権利確定した報奨については直ちに、当該増加分を報酬費用として認識する。

現金決済型の報奨は負債として分類され、未決済である限り、各貸借対照表日に公正価値への再測定が行われる。公正価値の変動は報酬費用に反映され、累積ベースでの報酬費用は、行使されず無価値となった報奨、又は未行使のまま残る報奨については認識されない。

**持株参加制度に関する詳細については、注記29を参照。**

#### その他の報奨制度

UBS AGは、その価値がUBS AGの自己株式に連動していない、その他の固定又は変動繰延報酬制度を設立している。繰延現金報奨制度は、強制的又は自己裁量的な制度で、名目上の現金の額に基づく報奨を含んでいる。この場合、最終的な支払額は固定であるか、又は業績条件の達成もしくは特定の原資産の価値に応じて変動することがある。報酬費用は、従業員が当該報奨を得るために勤務する必要がある期間にわたり認識される。定年退職の基準を満たす従業員を含む、退職給付の受給資格のある従業員に付与される報奨等、従業員が報奨の受給資格を得るために将来勤務する必要がある場合は、報奨費用は付与日又はそれより前に認識される。勤務期間に認識された金額は、当該制度に基づいて支払われることが見込まれる見積額に基づいており、認識した費用の累積額は最終的に従業員に分配した現金の額と等しくなる。オルタナティブ投資ピークル又は同様の仕組商品の形での報奨は、特定の原資産の価値に基づいて従業員に支払いを行い、当初の価額は原資産の付与日の公正価値に基づく（例：マネー・マーケット・ファンド、UBS及びUBS以外のミューチュアル・ファンド、並びにUBSが提供するその他のファンド）。これらの報奨は、分配されるまで、各報告日に公正価値で再測定される。価値の変動は、勤務期間の経過に比例して認識される。当該報奨の失効により報酬費用の戻入が発生する。

**その他の報酬制度に関する詳細については、注記29を参照。**

### グループ再編後の期間及び繰延報酬制度の移行

#### 持株参加制度

UBSグループAGは、持株制度、オプション制度及び株式決済型の株式増価受益権（以下「SAR」という。）制度の形式で、UBS AGの従業員に付与される複数の持株参加制度を設立し、決済する義務を保持している。UBSグループAGの持株参加制度は、強制的、自由裁量的及び任意の制度を含む。UBS AGは、従業員に付与された報奨の付与日に算定される公正価値を、従業員が当該報奨を得るために勤務する必要がある期間にわたり認識する。

定年退職の基準を満たす従業員を含む、退職給付の受給資格のある従業員に付与される報奨等、従業員が報奨の受給資格を得るために将来勤務する必要がある場合は、報酬費用は、付与日に認識されるか、又は付与日より前に認識される。一定の権利確定条件でない条件が充足されない場合、このような報奨は法的な権利確定日まで失効可能な状態であることがある。権利確定条件でない条件の違反から生じた失効の事象による報酬費用の戻入は発生しない。

将来の勤務が必要とされる場合、報酬費用は、当該将来期間にわたり認識される。トランシェに分けて供給される報奨は、各トランシェが個別の報奨とみなされ、別々に償却される。制度が、退職給付の受給資格の獲

得により、又は余剰人員を理由とする雇用の終了時に必要な勤務期間を短縮する規定を含む場合がある。その場合、報酬費用は、付与日から従業員の退職給付の受給資格の取得日又は余剰人員を理由とする雇用の終了日までの期間にわたり認識される。勤務期間中の当該報奨の失効により報酬費用の戻入が発生する。

UBS AGは報奨を決済する義務を有していないため、UBSグループAG株式又はオプションによる報奨は、持分決済型の株式に基づく支払取引として分類される。持分決済型の報奨の公正価値は、付与日に決定され、その後再測定されない。ただし、条件が修正され、修正直後の公正価値が、修正直前の公正価値を上回る場合を除く。修正の結果、公正価値が増加する場合、残存勤務期間にわたって、又は権利確定した報奨については直ちに、当該増加分を報酬費用として認識する。

**持株参加制度に関する詳細については、注記29を参照。**

#### その他の報奨制度

UBSグループAGは、その価値がUBSグループAG又はUBS AGの自己株式に連動していない、その他の固定又は変動繰延報酬制度を設立している。繰延現金報奨制度は、強制的又は自己裁量的な制度で、名目上の現金の額に基づく報奨を含んでいる。この場合、最終的な支払額は固定であるか、もしくは業績条件の達成又は特定の原資産の価値に応じて変動することがある。報酬費用は、従業員が当該報奨を得るために勤務する必要がある期間にわたり認識される。定年退職の基準を満たす従業員を含む、退職給付の受給資格のある従業員に付与される報奨等、従業員が報奨の受給資格を得るために将来勤務する必要がない場合、報奨費用は付与日又はそれより前に認識される。勤務期間に認識された金額は、当該制度に基づいて支払われることが見込まれる見積額に基づいており、認識した費用の累積額は最終的に従業員に分配した現金の額と等しくなる。オルタナティブ投資ビークル又は同様の仕組商品の形での報奨は、特定の原資産の価値に基づいて従業員に支払いを行い、当初の価額は原資産の付与日の公正価値に基づく(例：マネー・マーケット・ファンド、UBS及びUBS以外のミューチュアル・ファンド、並びにUBSが提供するその他のファンド)。これらの報奨は、分配されるまで、各報告日に公正価値で再測定される。価値の変動は、勤務期間の経過に比例して認識される。当該報奨の失効により報酬費用の戻入が発生する。

**その他の報酬制度に関する詳細については、注記29を参照。**

#### 26) ユニットリンク型投資契約未払額

ユニットリンク型契約による金融負債は、貸借対照表において**その他の負債**として表示されている。当該契約により、投資家は、発行された投資ユニットを通じて資産プールへの投資が可能となる。ユニット所有者は、参照資産プールに付随する全ての経済価値を享受し、また全てのリスクを負う。金融負債は、ユニット所有者に対する未払額に相当するもので、参照資産プールの公正価値に等しい。ユニットリンク型投資契約により保有する資産は、**トレーディング・ポートフォリオ資産**として表示されている。

**ユニットリンク型投資契約の詳細については、注記13及び23を参照。**

#### 27) 引当金

引当金は、時期又は金額が不確定な負債であり、UBS AGが過去の事象の結果として現在の債務を有し、当該債務を決済するために資源の流出が必要となる可能性が高く、債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識される。

UBS AGの引当金の大半は、訴訟、規制上及び類似の問題、リストラクチャリング、従業員給付、不動産並びにローン・コミットメント及び保証に関連している。性質の類似する引当金は合計されて1項目を形成し、金額の重要性が低いものを含む残りの引当金は、**その他の引当金**に表示される。引当金は貸借対照表において独立表示され、時期及び金額が不確定でなくなった時点で**その他の負債** - **その他**に分類変更される。

法的助言を求めた上で、過去の事象の結果としてUBS AGが現在の法的又は推定的債務を有している可能性の方が高く、資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ金額について信頼性のある見積りが可能であると経営者が判断した場合に、UBS AGは訴訟、規制上及び類似の問題に関連する引当金を認識する。

リストラクチャリング引当金は、リストラクチャリングに関する詳細かつ公式な計画が承認され、リストラクチャリング計画の実施を開始することによって、又はリストラクチャリング計画をそれによって影響を受ける従業員に公表することによって、リストラクチャリングを実行するであろうという妥当な期待を惹起している場合に認識される。

リース契約に対する引当金は、契約の不可避的な費用が便益の受取見込額を超過している(不利な契約)場合に認識される。これは、例えば、リース不動産の相当な部分が長期間空きであることが見込まれる場合に発生する可能性がある。

従業員給付に対する引当金は、永年勤続報奨及び長期有給休暇に関して主に認識される。

引当金は、貸借対照表日における現在の債務を決済するために要する対価の最善の見積りで認識される。このような見積りは、入手可能な全ての情報に基づき、時の経過に伴ってより多くの情報が入手可能となることにより修正される。貨幣の時間価値の影響に重要性がある場合には、引当金額は割引かれ、債務の決済又は免除に必要と見込まれる支出額の現在価値で測定される。その際、貨幣の時間価値及び債務に固有のリスクに関する現在の市場の評価を反映した割引率が使用される。

UBS AGが過去の事象の結果として現在の債務を有しているが、その決済のために資源の流出が必要となる可能性は高くなく、又は債務の金額について十分に信頼性のある見積りができない場合、引当金は認識されない。代わりに、資源の流出の可能性がほとんどない場合を除き、偶発負債が開示される。偶発負債は、過去の

事象から発生し得る債務のうち、完全にはUBS AGの支配可能な範囲にない将来の不確実な事象によってのみその存在が確認される債務についても開示される。

引当金についての詳細については、注記22を参照。

## 28) 資本、自己株式及びUBS AG株式に係る契約

### 非支配持分及び優先証券保有者

当期純利益及び資本は、非支配持分損益及び非支配持分並びに優先証券保有者損益及び優先証券保有者持分を含めて表示されている。当期純利益は、UBS AG株主に帰属する当期純利益、非支配持分に帰属する当期純利益及び優先証券保有者に帰属する当期純利益に分けられる。資本は、UBS AG株主に帰属する持分、非支配持分に帰属する持分及び優先証券保有者に帰属する持分に分けられる。

### UBS AG株式の所有（自己株式）

UBS AGの所有するUBS AG株式は、取引費用を含む取得原価で自己株式として資本に表示される。自己株式は、消却又は再発行されるまで資本から控除される。自己株式の売却収入と加重平均原価との差額（該当する場合は税引後）は、資本剰余金として計上される。

### 非連結の優先証券事業体に発行された優先証券

2013年1月1日から、UBS AGは、優先証券を発行する特定の事業体を連結の対象から除外したため、これらの事業体が発行した優先証券ではなく、当該事業体に発行された劣後証券（すなわち、優先証券）を認識した。UBS AGは、当該優先証券に係る契約上の支払いの全てに対して完全かつ無条件の保証を供与している。こうした保証に基づくUBS AGの債務は、UBS AGの預金負債及びUBS AGのその他全ての負債全額に対する優先返済に劣後する。負債に分類される1口を除く全ての優先証券には現金を引き渡す契約上の義務がないため、資本性金融商品に分類される。

資本性金融商品に分類された優先証券は、連結貸借対照表及び持分変動計算書において優先証券保有者に帰属する持分として表示される。これらの優先証券に係る分配金は、連結損益計算書及び包括利益計算書において優先証券保有者に帰属する当期純利益に表示される。

負債に分類された優先証券については、損益計算書を通じて利息が未払計上され、受取利息純額に表示される。

### 現金純額決済契約

株式交換に先立ち、UBS AGは、現金純額決済を要求するか、又は契約相手先もしくはUBS AGに決済方法の選択権（現金純額決済の選択を含む。）を与える自己株式に係る契約を締結した。このような契約は、トレーディング目的保有として分類され、公正価値の変動は、トレーディング収益純額として損益計算書に計上される。

株式交換の後、本契約は引き続き同様の方法で会計処理されているが、現在は自己株式に係る契約には分類されていない。

## 29) 売却目的で保有する非流動資産

UB AGでは、個々の非流動資産及び処分グループが、通常かつ慣例的な条件で、現状のままで直ちに売却可能であり、かつ売却の発生可能性が非常に高いと考えられる場合、こうした資産又は処分グループを売却目的保有に分類している。売却の発生可能性が非常に高いとするためには、経営者は当該資産の売却計画を確約して積極的に買手を探さなければならない。さらに、当該資産がその公正価値と比較して合理的な売却価格で活発に取引されており、売却が1年以内に完了することが見込まなければならない。これらの売却目的で保有する資産及び処分グループは、帳簿価額又は売却費用控除後公正価値のどちらか低い方の金額で測定され、その他の資産及びその他の負債に表示される。子会社の非流動資産及び負債は、その帳簿価額が継続的使用を通じてではなく主に売却取引を通じて回収される場合には「売却目的保有」として分類される。

**売却目的で保有する非流動資産に関する詳細については、注記18を参照。**

## 30) リース

UBS AGは、主にリース賃借人として、主に施設及び設備のリース契約又はリースの要素を含む契約を締結している。資産の所有に伴うリスク及び経済価値を実質的に全て移転するが、法的所有権は必ずしも移転しないリースは、ファイナンス・リースとして分類される。その他のリースは全てオペレーティング・リースとして分類される。

ファイナンス・リースに従ってリースされた資産は、貸借対照表において有形固定資産として認識され、資産の耐用年数とリース期間のいずれか短いほうの期間にわたり減価償却され、対応する債務の金額を銀行/顧客預り金に計上される。未払金融費用は、リースの計算利子率に基づき、一定の利子率となるようにリース期間にわたって受取利息純額に認識される。

UBS AGがリース賃借人となっているオペレーティング・リースに分類されるリース契約については、注記33で開示している。こうした契約には、大半のUBS AGの拠点におけるオフィスビルの解約不能長期リース契約が含まれている。オペレーティング・リースの支払リース料は、リース期間（賃借人が物件の物理的使用を支配する際に開始する。）にわたり定額法で費用として認識される。リースに関するインセンティブは支払リース料に対する控除項目として処理され、リース期間にわたり規則的な基準で認識される。

UBS AGがファイナンス・リースにおける賃借人となる場合、最低リース料総額に、リース契約終了時にUBS AGが回収する見込みである無保証残存価額があればその額を加えた合計額の現在価値に相当する額の債権が貸出金に認識される。初期直接費用もリース債権の当初の測定に加算される。リース期間中に受け取るリース料は債権残高の返済と受取利息に割り当てられ、リースの計算利子率を使用し、UBS AGの純投資額に対して期間収益率が一定になるように反映される。UBS AGでは毎年、無保証残存価額の見積額を見直し、実現可能と期待される見積残存価額がリース開始時に想定した金額を下回る場合は、当該不足見込額に対して損失を認識する。

特定の契約には、リースの法的形式を取らないが、1回の支払い又は複数回の支払いと引き換えに資産の使用権を移転するものがある。そのような契約に関して、UBS AGは、当該契約の履行が特定の資産（単数又は複数）の使用に依存しているかどうかを当該契約の開始日に判断する。契約の履行が特定の資産の使用に依存する場合、当該契約はリースとして会計処理される。

**オペレーティング・リース及びファイナンス・リースに関する詳細については、注記33を参照。**

## 31) 受取報酬

UBS AGは、顧客に対する多様なサービス提供から報酬を受け取る。受取報酬は、大きく2種類に区分が可能である。ひとつは、一定期間に提供されるサービスから発生する報酬（例えば、投資信託報酬、ポートフォリオの運用及びアドバイザー報酬）で、もうひとつは取引型サービスから発生する報酬（例えば、引受手数料、コーポレート・ファイナンス手数料、及び仲介手数料）である。一定期間に提供されるサービスから発生する報酬は、サービス提供期間に比例して認識される。ただし、パフォーマンスに連動して発生する報酬又は特定のパフォーマンス基準を伴う報酬の構成要素を除く。これらの報酬は、パフォーマンスの基準が満たされ、かつ回収可能性が合理的に保証された時点で認識される。取引型サービスから発生する報酬は、当該サービスの提供が完了した時点で認識される。通常、報酬は、対象となる金融商品の貸借対照表上における分類に応じて損益計算書に表示される。

貸出契約に係るローン・コミットメント報酬は、当該信用枠が使用されるという見込みが当初にある場合、貸出が実行されるまで繰り延べられ、その後、貸出期間にわたり実効利回りへの修正として認識される。コミットメントが失効して貸出が実行されない場合、報酬はコミットメントの失効時に収益として認識される。当該信用枠が使用されるという当初の見込みがあまりない場合、ローン・コミットメント報酬はコミットメントの期間にわたり定額法で認識される。その後、当該コミットメントが実際に実行された場合、ローン・コミットメント報酬の未償却部分は貸出の期間にわたり実効利回りへの修正として償却される。

**受取報酬及び手数料純額に関する詳細については、注記4を参照。**

## 32) 為替換算

外貨建取引は、取引日の直物為替レートで報告単位の機能通貨に換算される。貸借対照表日において、貨幣性の外貨建資産及び負債は、全て決算日の為替レートで機能通貨に換算される。取得原価で測定される非貨幣性項目は、取引日の為替レートで換算される。売却可能金融投資に係る為替換算差額は、当該資産が売却されるか、又は減損処理されるまで直接資本に計上される。ただし、貨幣性の売却可能金融投資の償却原価に係る為替換算差額は、貨幣性の資産及び負債に係るその他の為替換算差額全てとともにトレーディング収益純額に計上される。

連結の際、在外営業活動体の資産及び負債は、貸借対照表日の為替レートでUBS AGの表示通貨であるスイス・フラン（CHF）に換算され、損益項目は、期中平均レートで換算される。その結果生じる為替換算差額のうちUBS AG株主に帰属する当該差額は、UBS AG株主に帰属する持分合計の一部を構成する資本の為替換算調整に直接認識され、為替換算差額のうち非支配持分に帰属する当該差額は、非支配持分に帰属する持分に表示される。

在外営業活動体が処分又は一部処分され、支配、重要な影響力又は共同支配が喪失された場合、又は在外営業活動体が清算された場合、在外営業活動体に関連する資本の為替換算調整の累積額は処分に係る利得又は損失の一部として損益計算書に振り替えられる。UBS AGが在外営業活動体を含む子会社に対する持分の一部を処分するが、支配は留保する場合、為替換算調整の累積残高のうち関連する部分は非支配持分に帰属する持分に振り替えられる。重要な影響力又は共同支配を留保したまま在外営業活動体を含む関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する投資の一部をUBS AGが処分する場合、為替換算調整の累積残高のうち関連する部分は損益計算書に振り替えられる。

為替レートに関する詳細については、注記36を参照。

### 33) 1株当たり利益（EPS）

基本的EPSは、事業年度の普通株主に帰属する純損益を当該事業年度中に社外流通していた普通株式の加重平均株式数で除することにより計算される。

希薄化後EPSは、基本的EPSの場合と同一の方法を用いて、オプション、ワラント、転換社債又は普通株式を発行するその他の契約が転換又は行使されて普通株式が発行される場合の潜在的希薄化を反映するために、事業年度の普通株主に帰属する純損益及び加重平均社外流通普通株式数を調整して計算される。

EPSに関する詳細については、注記9を参照。

### 34) セグメント報告

UBS AGの事業は、世界的規模で5つの事業部門、すなわちウェルス・マネジメント、ウェルス・マネジメント・アメリカズ、リテール&コーポレート、グローバル・アセット・マネジメント及びインベストメント・バンクで構成され、コーポレート・センターによるサポートを受けている。この5つの事業部門は、セグメント報告の目的上、報告セグメントとしての要件を満たし、また、コーポレート・センター及びその構成要素とともにUBS AGの経営上の構造を反映している。さらに、これまでインベストメント・バンクにあった非中核の業務及びポジションは、コーポレート・センターで管理され、同区分に報告されている。レガシー・ポートフォリオとともに、これらの非中核の業務及びポジションは、コーポレート・センター内に独立した報告セグメント「非中核業務及びレガシー・ポートフォリオ」として報告されている。グループ執行役員会（IFRS第8号「事業セグメント」における「最高経営意思決定者」であると考えられる。）への内部の経営者向け報告書において、5つの事業部門及びコーポレート・センター（及びその構成要素）に関する財務情報は、区分表示されている。

経営者向け報告用の会計方針及びサービス・レベルに関する合意を含むUBS AGの社内の会計方針は、各報告セグメントに直接帰属する収益及び費用を決定する。内部費用及び振替価格調整は、報告セグメントの業績に反映されている。報告セグメント間の取引は内部で合意済みの価格で又は独立第三者間取引として実施され、各報告セグメントの業績にも反映されている。収益分配契約は、複数の報告セグメントが一連の価値の創出に關与する場合、外部顧客収益を報告セグメントに配分するために使用される。手数料は、対応する顧客関係に基づいて報告セグメントに貸方計上される。受取利息純額は通常、貸借対照表のポジションに基づいて報告セグメントに配分される。UBS AGの連結持分の運用から稼得した受取利息は、平均帰属資本に基づいて報告セグメントに配分される。公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己クレジット利得及び損失は、事業部門の業績の測定から除外され、UBS AGの業績への調整上の差異であると考えられ、コーポレート・センター - 中核業務にまとめて報告される。

報告セグメントの資産及び負債は、コーポレート・センター - 中核業務内のグループ財務部門を通じて資金供給され、同部門により投資されて、利息差額純額が各報告セグメントの業績に反映される。UBS AGのセグメント間収益の合計は、収益の大部分が収益分配契約により事業部門全体にわたって配分されるため、重要ではない。

2014年度より、年次事業計画サイクルの一環として、コーポレート・センター - 中核業務は、毎年、各事業部門並びにコーポレート・センター - 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオとの間で、固定価格又は計算式に基づく変動価格（資本及びサービスの利用レベル並びに提供されるサービスの性質による）で費用配分するサービスアグリーメントを締結している。しかしながら実際の発生費用と予想費用は異なる場合があるため、コーポレート・センター - 中核業務は様々な要因に応じて配分不足額又は配分超過額を認識する可能性がある。この費用配分は、過年度の実績や次年度の計画を考慮した上で、毎年再設定される。2013年12月までは、コーポレート・センター - 中核業務の営業費用は、社内で決定された配分基準に基づいて、各報告セグメントに配分されていた。かかる配分は定期的に修正されるため、実際に発生した費用と費用配分された金額との間に差異が生じていた可能性がある。

セグメントの貸借対照表の資産は第三者の観点に基づいており、当該資産の額には連結会社間残高は含まれていない。この観点は経営者への内部報告と一致している。コーポレート・センター - 中核業務によって中央管理されている一部の資産（有形固定資産及び一部の金融資産を含む。）は、対応する費用及び/又は収益の配分とは異なる基準で各セグメントに配分されている。具体的には、一部の資産はコーポレート・センター - 中核業務に報告されているが、対応する費用及び/又は収益は内部で定められた様々な配分方法に基づいて、



全体又は部分的に各セグメントに配分されている。同様に、一部の資産は各事業部門に報告されているが、対応する費用及び/又は収益は、全体又は部分的にコーポレート・センター - 中核業務に配分されている。

IFRS第8号に基づくセグメント報告の目的上、非流動資産は、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資、のれん、その他の無形資産並びに有形固定資産から成る。

**セグメント報告に関する詳細については、注記2を参照。**

### 35) ネットティング

UBS AGが、平時もしくは、債務不履行や破産又は倒産などの非常時の双方の状況において、認識した金額を相殺する無条件で法的に強制可能な権利を有し、かつ純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有する場合、UBS AGは貸借対照表上の金融資産と金融負債を相殺する。相殺されたポジションには、例えば、満期日にわたり通貨ごとに相殺される、ロンドン清算機構と取引した店頭金利スワップ、並びに取引相手先、通貨、債券集中保管機関及び満期日ごとに相殺される、ロンドン清算機構及び債券清算機関(Fixed Income Clearing Corporation)の両組織と締結したレポ取引及びリバース・レポ取引が含まれている。また、他の様々な取引相手先、取引所及び清算機関との取引も含まれる。

UBS AGが純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有しているかを評価するに当たって重視されるのは、両取引相手間の信用及び流動性エクスポージャーの実質的に全てを解消する際に運用上の決済メカニズムが有効に機能しているかどうかである。この条件により、たとえ強制可能なネットティング契約の対象となる場合であっても、UBS AGの金融資産及び負債の相当額は貸借対照表上で相殺されないことになる。デリバティブ契約については、貸借対照表上の相殺は通常、日々の現金による証拠金決済プロセスによって純額決済を有効に行うことができる取引所又は清算機関を介した市場の決済メカニズムが存在する状況においてのみ認められる。レポ取引及び有価証券貸借については、決済メカニズムにより、信用及び流動性リスクが解消されるか又は僅少となり、かつ、債権と債務が単一の決済プロセス又はサイクルで処理される範囲においてのみ、貸借対照表上の相殺が認められる場合がある。

**金融資産と金融負債の相殺に関する詳細については、注記1b及び26を参照。**

## b) 会計方針の変更、比較可能性及びその他の修正

## 2014年度に発効

## 金融資産と金融負債の相殺（IAS第32号「金融商品：表示」の修正）

2014年1月1日に、UBS AGは「金融資産と金融負債の相殺（IAS第32号「金融商品：表示」の修正）」を適用した。修正後のIAS第32号は、貸借対照表上の相殺を、UBS AG及びその関連契約相手先の、通常の事業の過程と、債務不履行、破産又は倒産の双方の状況において、無条件で法的に強制可能な相殺の権利が存在し、かつ、UBS AGが純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有する場合に限定している。

当該修正はまた、レボ契約の決済に用いる証券・資金同時決済（DVP）プロセスのような総額決済システムが純額決済と機能的に同等かを判定するための追加的指針を提供している。

改訂後の指針においては、商品別及び契約相手先別の双方の検討がなされることから、UBS AGは、もはや特定のデリバティブ契約（主にクレジット・デリバティブ契約や株式/株式指数契約）を相殺できない。2013年12月31日現在の比較貸借対照表は修正再表示され、影響額は下記の表に表示されている。会計方針の変更による財務書類への重要な影響はないとみなされたため、2013年度の期首貸借対照表は表示されていない。資本合計、当期純利益又は1株当たり利益に影響はなく、またUBS AGのバーゼル自己資本にも影響はなかった。

詳細は注記26を参照。

## 上場デリバティブ顧客現金残高に関するUBS AGの貸借対照表からの除外

UBSは、現金及び担保証券を当初証拠金及び変動証拠金の形で顧客から回収し、取引所取引デリバティブ（以下「ETD」という。）清算・決済サービスを通じて中央清算機関（以下「CCP」という。）、ブローカー及び預託銀行へ送金している。2014年度にUBS AGは、回収し送金した現金当初証拠金（並びに顧客現金残高）について、変遷する市場慣行により合致させるべく会計方針を変更した。

具体的には、契約上の合意、規制又は慣行により（ ）UBS AGは、顧客現金残高の再投資が認められない、（ ）CCP、ブローカー又は預託銀行が現金預金について支払う利息は顧客現金残高の一部とされ、残高からの控除は決済・決済サービスに対する手数料に限定される、（ ）UBS AGは、CCP、ブローカー又は預託銀行の運用成績について顧客に保証せず、責任も負わない、及び（ ）顧客現金残高はUBS AGの財産と法的に区分されている場合、UBS AGは顧客現金残高からの便益を得ておらず、支配もしていないと判断した。よって当該金額は、UBS AGの資産及び対応する負債を表わすとはみなされず、顧客に対する未払金はデリバティブに係る受入担保金から、CCPに対する送金額はデリバティブに係る差入担保金から、また第三者預託銀行に預け入れた金額はいずれも銀行預け金から除外されている。その結果、2014年12月31日現在、デリバティブに係る差入担保金は12億スイス・フラン、銀行預け金は30億スイス・フラン、またデリバティブに係る受入担保金は42億スイス・フランそれぞれ減少した。

2013年12月31日現在の比較貸借対照表は修正再表示され、影響額は下記の表に表示されている。なお会計方針の変更による財務書類への重要な影響はないとみなされたため、2013年度の期首貸借対照表は表示されていない。資本合計、当期純利益、1株当たり利益又はUBS AGのバーゼル自己資本に対する影響はなかった。

## IAS第32号の修正及びETD顧客現金残高の除外：貸借対照表上の影響

単位：百万スイス・フラン	2013年12月31日 現在の残高 (過年度報告額)	IAS第32号の 修正による 報告額の変更	ETD顧客現金残高の 除外による 報告額の変更	2013年12月31日 現在の残高 (修正再表示)
資産合計	1,009,860	8,513	(5,019)	1,013,355
内、銀行預け金	17,170	0	(3,296)	13,874
内、再調達価額 - 借方	245,835	8,249	0	254,084
内、デリバティブに係る差入担保金	28,007	264	(1,723)	26,548
負債合計	959,925	8,513	(5,019)	963,419
内、再調達価額 - 貸方	239,953	8,125	0	248,079
内、デリバティブに係る受入担保金	49,138	388	(5,019)	44,507
資本合計	49,936	0	0	49,936
負債及び資本合計	1,009,860	8,513	(5,019)	1,013,355

#### デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続（IAS第39号「金融商品：認識及び測定」の修正）

2014年1月1日に、UBS AGは「デリバティブのノベーション（更改）とヘッジ会計の継続」（IAS第39号「金融商品：認識及び測定」の修正）を適用した。本基準は、ヘッジ手段に指定されたデリバティブが、法令又は規制により、契約更改されてカウンターパーティーが中央清算機関となる場合で、かつ特定の基準を満たす際に、ヘッジ会計の中止に対する例外措置を設けるものである。本修正の適用により、当財務書類に与える影響はなかった。

#### IFRIC解釈指針第21号「賦課金」

2014年度に、UBS AGはIFRIC解釈指針第21号「賦課金」を適用した。IFRIC解釈指針第21号は、IAS第12号「法人所得税」の適用範囲に含まれない、政府が課す賦課金の支払義務に関する会計処理を定めている。本解釈指針は、事業体が債務発生事象を回避する現実的な能力を有する場合であっても、特定の債務発生事象の発生より前に賦課金に係る負債を認識すべきではないと規定している。本解釈指針の適用により、当財務書類に与える影響は軽微であった。

#### 公正価値測定 - 調達評価調整

2014年度に、UBS AGは調達評価調整（以下「FVA」という。）を公正価値測定に組み入れた。これにより、2014年9月30日の変更適用時に267百万スイス・フランの純損失が生じ、このうち252百万スイス・フランはコーポレート・センター - 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオ、12百万スイス・フランはインベストメント・バンク、3百万スイス・フランはリテール&コーポレートに帰属するものであった。FVAは無担保及び部分担保付デリバティブ債権及び債務に関連する資金調達の費用と便益を反映しており、担保の売却又は再担保差入を行うことができない場合の担保付デリバティブ資産にも適用される。

市場参加者が無担保及び部分担保付デリバティブの公正価値測定にFVAを組み入れていることが少しずつ明らかになってくることに対応してFVAは実施され、会計上の見積りの変更として将来にわたって適用された。

**詳細は注記24dを参照。**

#### 内部サービスに係る営業費用の配分の微調整

コスト規律を高め、基礎となるコスト基盤を削減する取り組みを強化するため、UBS AGは2014年度に、コーポレート・センター - 中核業務から各事業部門並びにコーポレート・センター - 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオへの内部サービスに係る営業費用の配分方法を微調整した。

**詳細は注記1 aの34の項を参照。**

#### 表示の変更

##### 確定給付制度の表示

2014年度に、市場慣行に合致させるため、貸借対照表及び持分変動計算書上の確定給付制度の再測定に関する開示が修正され、年度変動累計及び現時点までの変動累計は、その他包括利益の個別の構成要素ではなく利益剰余金に直接計上することとされた。2013年12月31日現在の比較貸借対照表及び持分変動計算書は、この表示の変更を反映するよう修正再表示された。貸借対照表及び持分変動計算書に表示されていた資本に直接認識された純利益累積額、税効果後は、資本に直接認識されたその他の包括利益、税効果後に名称変更された。さらに、当期純利益/(損失)、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後及び損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後を独立して開示するため、持分変動計算書の表示項目が追加された。

##### 地域別セグメント報告

2014年度に、UBS AGは、より適切な情報を提供しよう営業収益合計を地域に帰属させる基準を変更した。営業収益合計は現在、事業の運営方法や実績の評価方法に一致した地域に帰属している。すなわち、収益は主に顧客の居住地に帰属している。これまで営業収益合計は主として、取引及び資産が計上される事業体の所在地に帰属していた。過年度の情報はこの変更を反映するよう修正再表示されている。

**詳細は注2 bを参照。**

##### 受取報酬及び手数料純額

2014年度に、UBS AGは、より適切な情報を提供しよう受取報酬及び手数料純額の表示項目の表示を一部変更した。過年度の情報はこの変更に応じて修正されている。

**詳細は注記4を参照。**

##### その他の収益

2014年度に、UBS AGは、その他の収益のその他の構成内容の透明性を高めるため、複数の報告項目を導入した。過年度の情報はこの変更に応じて修正されている。

**詳細は注記5を参照。**

#### c) 2015年度以後に適用される国際財務報告基準及び解釈指針並びにその他の修正

##### IFRS第9号「金融商品」

IASBは、2009年11月に、IFRS第9号「*金融商品*」を公表した。当該基準には、金融資産の分類及び測定に関する指針の改訂が含まれている。2010年10月に、IASBは、金融負債及び金融商品の認識の中止に関する指針を含めるためにIFRS第9号を更新した。IFRS第9号の公表は、IAS第39号「*金融商品：認識及び測定*」を置き換える、多段階プロジェクトの最初の部分の完了を表している。

当該基準は、金融資産の管理に関する企業の事業モデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいて全ての金融資産（資本性金融商品を除く。）を純損益を通じて公正価値により測定する金融資産又は償却原価で測定される金融資産として分類することを要求している。金融資産が償却原価による測定のための基準を満たす場合、会計上のミスマッチを大幅に低減又は排除するのであれば、公正価値オプションに基づいて当該資産を純損益を通じて公正価値により測定するものとして指定することができる。トレーディング目的保有でない資本性金融商品は、その他の包括利益(以下「OCI」という。)を通じて公正価値で会計処理することができる。

金融負債の会計処理に関する当該指針には、1つの例外、すなわち、金融負債の信用リスク（自己の信用）の変動に帰属する、純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融負債から生じる利得又は損失は、OCIに表示され、損益計算書には認識されない点を除いて変更はない。実現利得又は損失のOCIから損益計算書へのその後の組替調整はない。

2013年11月に、IASBは、IFRS第9号「*金融商品（ヘッジ会計及びIFRS第9号、IFRS第7号及びIAS第39号の修正）*」を公表した。この基準には、ヘッジ会計について、IAS第39号の既存の規定と置き換わる指針が含まれており、ヘッジの有効性及び適格要件に大幅な変更が加えられるとともに、新たな開示が導入されることになる。この修正により、IFRS第9号の全ての規定に対するこれまでの2015年1月1日という強制適用の発効日も削除されている。さらに当該基準は、企業がIFRS第9号の他の規定を適用することなく、自己クレジットの表示変更を将来にわたって早期適用することを認めている。

2014年7月に、IASBはIFRS第9号「*金融商品*」の最終版を公表した。これによりIFRS第9号は、IAS第39号「*金融商品：認識及び測定*」を置き換えるIASBのプロジェクトの、分類及び測定、減損並びにヘッジ会計のフェーズを完全に反映したことになる。本最終基準は、前バージョン（2010年に公表）から大幅な修正が加えられており、金融資産についての新しい分類及び測定に関する要求事項、特にOCIを通じた公正価値の分類の導入、IAS第39号の発生損失モデルを置き換える、単一の将来を考慮した予想信用損失モデルの追加、ヘッジ会計に適用する改良された手法の導入（上記の通り）などが含まれる。本最終基準は、金融負債に関する従前に公表された指針を含んでいる。自己の信用に係る実現利得又は損失のOCIから純損益への事後的なりサイクルはない。本新基準の強制適用の発効日は2018年1月1日であり、早期適用が認められている。

UBS AGは現在、財務書類に対するこれらの新たな規定の影響を評価している。

#### IFRS第15号「*顧客との契約から生じる収益*」

2014年5月に、IASBはIFRS第15号「*顧客との契約から生じる収益*」を公表した。本基準は、顧客との契約全てに適用される収益認識の原則を定めている。本基準により、企業は財又はサービスが顧客に移転された時点で、かかる財又はサービスと交換に当該企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映した金額で収益を認識する必要がある。本基準はまた、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期並びに不確実性についての情報に関する一体性のある開示規定を定めている。本基準は、UBS AGでは、2017年1月1日以降に開始する事業年度から適用され、早期適用が認められている。企業はこの基準の適用に完全遡及適用アプローチを用いるか、又は適用年度に部分的遡及適用アプローチを用いるかを選択することができる。UBS AGは現在、当グループの財務書類に対する当該新基準の影響を評価している。

#### IFRS第11号「*共同支配の取決め*」、IAS第16号「*有形固定資産*」及びIAS第38号「*無形資産*」の修正

2014年5月に、IASBはIFRS第11号「*共同支配の取決め*」、IAS第16号「*有形固定資産*」及びIAS第38号「*無形資産*」の修正を公表した。これらの修正は当財務書類に重要な影響を及ぼさない見込みである。UBS AGが行う共同支配の取決めは、個別でも合計しても重要性はない（注記30を参照）。またUBS AGは、IAS第16号及びIAS第38号の修正が禁じている収益を基礎とした減価償却方法を採用していない。

#### IAS第19号「*従業員給付*」の限定的な修正

2013年12月に、IASBは、「*確定給付制度：従業員拠出（IAS第19号「従業員給付」の修正）*」を公表した。本修正は、従業員又は第三者の拠出額が勤続年数に依拠しない場合、確定給付債務の計算において従業員又は第三者からの拠出を考慮する際の単純化した代替処理の方法を設けるものである。この代替処理では、企業は、かかる拠出を勤務期間に帰属させる代わりに、関連する勤務が提供される期間に勤務費用の減額として認識することができる。これは、UBS AGが現在、従業員の拠出を制度の給付算定式に従って勤務期間に帰属させている、スイスの年金制度に適用可能である。IAS第19号の修正は遡及適用が可能で、UBS AGの場合は2015年1月1日から適用可能となる。UBS AGは、IAS第19号の修正で導入される代替処理を適用しない。

#### IFRSの年次改善（2010年-2012年サイクル）とIFRSの年次改善（2011年-2013年サイクル）

2013年12月に、IASBは「*IFRSの年次改善（2010年-2012年サイクル）*」と「*IFRSの年次改善（2011年-2013年サイクル）*」を公表し、その結果、9つのIFRSに対する12の修正が行われた。通常、本修正はUBS AGにおいて2015年1月1日に発効となり、早期適用が認められている。UBS AGは、財務書類に対する本修正の適用による影響は軽微であると見込んでいる。

#### IFRSの年次改善（2012年-2014年サイクル）

2014年9月に、IASBIは「IFRSの年次改善(2012年-2014年サイクル)」を公表し、その結果、4つのIFRSに対する修正が行われた。通常、本修正はUBS AGにおいて2016年1月1日に発効となり、早期適用が認められている。UBS AGは現在、財務書類に対する本修正の影響を検討中である。

#### IAS第1号「財務諸表の表示」の修正

2014年12月に、IASBIはIAS第1号の修正を公表した。本修正は、企業がどのような情報を財務諸表に開示するのか、また、財務内容を開示するに当たって情報をどこに、どのような順番で表示するのかを決定するのに専門的な判断を適用するようさらに促すものである。本修正の強制適用の発効日はUBS AGにおいて2016年1月1日であり、早期適用が認められている。UBS AGは、財務書類に対する本修正の適用による影響は軽微であると見込んでいる。

## 注記2a セグメント報告

UBS AGの運営組織は、コーポレート・センター及び次の5つの事業部門、すなわちウェルス・マネジメン  
ト、ウェルス・マネジメン・アメリカズ、リテール&コーポレート、グローバル・アセット・マネジメン  
ト及びインベストメント・バンクから構成されている。

### ウェルス・マネジメン

ウェルス・マネジメン事業部門は、世界中の富裕層の個人顧客（ウェルス・マネジメン・アメリカズが  
サービス提供する顧客を除く。）に包括的な金融サービスを提供している。UBS AGは国際的な能力を有するグ  
ローバル企業であり、ウェルス・マネジメンの顧客は、幅広い個別の商品やサービスに加え、投資運用ソ  
リューションからウェルス・プランニング及びコーポレート・ファイナンスの助言にわたるUBS AGの世界的リ  
ソースの全領域から便益を得ている。UBS AGが主導するアーキテクチャー・モデルにより、顧客はUBS AG独自  
の商品を補完する第三者から提供される多様な商品へのアクセスが可能となる。

### ウェルス・マネジメン・アメリカズ

ウェルス・マネジメン・アメリカズ事業部門は、金融アドバイザーの生産性及び運用資産において南北ア  
メリカの主要なウェルス・マネジャーの一つである。当該部門は、超富裕層及び富裕層の個人顧客並びにその  
家族のニーズに応えるよう特に企画された、総合的な一連の商品及びサービスを提供するファイナンシャル・  
アドバイザーを通じて、助言に基づくソリューション及び銀行業務を提供している。これには、米国及びカナ  
ダの国内事業並びに米国で記帳される国際事業が含まれる。

### リテール&コーポレート

リテール&コーポレート事業部門は、スイス国内のリテール顧客、法人顧客及び機関投資家顧客に対し、こ  
れらの顧客層における主導的地位を維持し、マルチ・チャネル・アプローチに当事業部門が提供する商品及び  
サービスを組み込みながら、包括的な金融商品及びサービスを提供している。リテール及びコーポレート事業  
は、スイスにおけるUBS AGのユニバーサル・バンクの業務提供モデルの中核であり、他の事業部門に顧客を紹  
介することで当該部門を支援し、また、リテール顧客がウェルス・マネジメン部門で運用できる水準まで富  
を増やすことができるようこれらの顧客を支援している。さらに、当事業部門は、アセット・ギャザリング事  
業及びインベストメント・バンク事業により提供される商品及びサービスも顧客に提供している。この他に、  
リテール及びコーポレート事業部門は、UBS AGのスイスのインフラ及びスイスの銀行商品プラットフォームの  
重要部分を管理しており、これらはともにグループ全体にわたって活用されている。

### グローバル・アセット・マネジメン

グローバル・アセット・マネジメン事業部門は、地域及び顧客セグメントを対象とした多角的事業を有  
し、大規模な資産運用を行っている。同事業部門は、第三者の機関投資家及びホールセール顧客並びにUBS AG  
のウェルス・マネジメン事業の顧客に対し、主要な従来型の資産クラス及びオルタナティブ資産クラスの全  
てにわたる広範囲な投資運用能力及び投資スタイルを提供している。投資に関する商品及びサービスの提供を  
補完するのに、ファンド・サービス事業はUBS AG及び第三者のファンドに対し、ファンド管理サービスを提供  
している。

### インベストメント・バンク

インベストメント・バンク事業部門は、専門家による助言、革新的ソリューション、取引実行及び世界の資  
本市場への総合的なアクセスを、法人、機関投資家及びウェルス・マネジメンの顧客に提供している。イン  
ベストメント・バンク事業部門は、コーポレート・クライアント・ソリューション及びインベスター・クライ  
アント・サービスという事業部門を通じて、アドバイザー・サービス及び国際資本市場へのアクセスを提供  
し、株式、外国為替、貴金属並びに特定の金利及びクレジット市場へのアクセスとともに、包括的なクロスア  
セット・リサーチを提供している。インベストメント・バンク事業部門は、キャピタル・マーケットにおける  
フロー取引のアクティブな参加者であり、その取引には販売、トレーディング、及び様々な有価証券のマー  
ケット・メイキングが含まれる。

### コーポレート・センター

コーポレート・センターは、中核業務と非中核業務及びレガシー・ポートフォリオで構成されている。中核  
業務は、財務（流動性、資金調達、バランスシート及び資本管理等のトレジャリー・サービスを含む。）、リ  
スク管理（コンプライアンスを含む。）及び法務など、当グループ全体の管理機能を提供している。さらに中  
核業務は、全てのロジスティクス及び支援サービスを提供しており、これには業務、情報技術、人事、経営企  
画、規制関係及び戦略的イニシアチブ、コミュニケーション及びブランド確立、法人向けサービス、購買、現  
物の保全、情報セキュリティ並びに外部委託、ニアショアリング及びオフショアリングが含まれる。非中核業  
務及びレガシー・ポートフォリオは、非中核業務と事業再編前までインベストメント・バンクの一部であった  
レガシー・ポジションで構成されている。

2015年1月1日より、コーポレート・センター - 中核業務は、コーポレート・センター - サービス業務及び  
コーポレート・センター - グループ資産・負債管理（以下「グループALM」という。）業務の2つの新しい構成  
要素に再編された。

注記2a セグメント報告(続き)

	ウェルス・ マネジメント	ウェルス・ マネジメント・ アメリカズ	リテール& コーポレート	グローバル・ アセット・マ ネジメント	インベスト メント・ バンク	コーポレート・ センター	非中核業務 及び レガシー・ ポート フォリオ	UBS AG
単位：百万スイス・フラン							中核業務	
<b>2014年12月31日終了事業年度</b>								
受取利息純額	2,165	983	2,184	(11)	1,482	(347)	98	6,555
受取利息以外	5,736	6,001	1,653	1,912	6,862	307	(921)	21,549
収益 <sup>1,2</sup>	7,902	6,984	3,836	1,902	8,343	(40)	(823)	28,104
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	(1)	15	(95)	0	2	0	2	(78)
営業収益合計	7,901	6,998	3,741	1,902	8,346	(40)	(821)	28,026
人件費	3,369	4,802	1,363	887	4,065	423	371	15,280
一般管理費	1,937	1,109	859	516	4,037	235	684	9,377
他の事業部門(に対する) / からのサービス	58	10	(126)	(20)	3	13	62	0
有形固定資産の減価償却費 及び減損	205	129	139	43	272	2	27	817
無形資産償却費及び減損 <sup>3</sup>	5	48	0	9	15	6	0	83
営業費用合計 <sup>4</sup>	5,574	6,099	2,235	1,435	8,392	679	1,144	25,557
<b>税引前営業利益 / (損失)</b>	<b>2,326</b>	<b>900</b>	<b>1,506</b>	<b>467</b>	<b>(47)</b>	<b>(719)</b>	<b>(1,965)</b>	<b>2,469</b>
税金費用 / (税務上の便益)								(1,180)
<b>純利益 / (損失)</b>								<b>3,649</b>
<b>追加情報</b>								
資産合計	127,588	56,026	143,711	15,207	292,347	257,622	168,826	1,062,327
非流動資産への追加	7	6	9	2	7	1,677	0	1,708

<sup>1</sup>2014年12月31日終了事業年度の売却可能金融投資の減損は、ウェルス・マネジメントが3百万スイス・フラン、グローバル・アセット・マネジメントが1百万スイス・フラン、インベストメント・バンクが49百万スイス・フラン、コーポレート・センター 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオが23百万スイス・フランであった。<sup>2</sup>コーポレート・センター 中核業務(コア・ファンクション)の自己クレジットに関する詳細については、注記24を参照。<sup>3</sup>詳細については、注記17を参照。<sup>4</sup>リストラクチャリング費用についての情報に関しては、注記32を参照。

注記2a セグメント報告<sup>1</sup>(続き)

	ウェルス・ マネジメント	ウェルス・ マネジメント・ アメリカズ	リテール& コーポレート	グローバル・ アセット・マ ネジメント	インベスト メント・ バンク	コーポレート・ センター	非中核業務 及び レガシー・ ポート フォリオ	UBS AG
単位：百万スイス・フラン						中核業務		
<b>2013年12月31日終了事業年度</b>								
受取利息純額	2,061	936	2,144	(20)	886	(405) <sup>2</sup>	183 <sup>2</sup>	5,786
受取利息以外	5,512	5,629	1,630	1,954	7,712	(602) <sup>2</sup>	161 <sup>2</sup>	21,997
収益 <sup>3,4</sup>	7,573	6,565	3,774	1,935	8,599	(1,007)	344	27,782
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	(10)	(27)	(18)	0	2	0	3	(50)
営業収益合計	7,563	6,538	3,756	1,935	8,601	(1,007)	347	27,732
人件費	3,371	4,574	1,442	873	3,984	424	515	15,182
一般管理費	1,650	924	875	448	2,040	422	2,022	8,380
他の事業部門(に対する) / からのサービス	97	13	(162)	(17)	3	1	65	0
有形固定資産の減価償却費 及び減損	190	121	143	47	260	0	55	816
無形資産償却費及び減損 <sup>5</sup>	8	49	0	8	14	0	3	83
営業費用合計 <sup>6</sup>	5,316	5,680	2,298	1,359	6,300	847	2,660	24,461
<b>税引前営業利益 / (損失)</b>	<b>2,247</b>	<b>858</b>	<b>1,458</b>	<b>576</b>	<b>2,300</b>	<b>(1,854)</b>	<b>(2,312)</b>	<b>3,272</b>
税金費用 / (税務上の便益)								(110)
<b>純利益 / (損失)</b>								<b>(3,381)</b>
<b>追加情報</b>								
資産合計	109,758	45,491	141,369	14,223	239,971	247,407	215,135	1,013,355
非流動資産への追加	5	1	17	1	81	1,236	0	1,341

<sup>1</sup>本表の数値は、組織変更に伴う修正、及び新しい会計基準の適用又は会計方針の変更に伴う修正再表示により、当初公表された四半期及び年次報告書の数値と異なる場合がある。詳細については、注記1bを参照。<sup>2</sup>2014年度に、2013年12月31日終了事業年度の受取利息純額及び受取利息以外の数値が修正された。コーポレート・センター - 中核業務の受取利息純額は374百万スイス・フラン減少し、この減少に対応する金額が受取利息以外において増加した。また、コーポレート・センター - 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオの受取利息純額は374百万スイス・フラン増加し、この増加に対応する金額が受取利息以外において減少した。<sup>3</sup>2013年12月31日終了事業年度の売却可能金融投資の減損は、ウェルス・マネジメントが10百万スイス・フラン、グローバル・アセット・マネジメントが3百万スイス・フラン、インベストメント・バンクが20百万スイス・フラン、コーポレート・センター - 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオが8百万スイス・フランであった。<sup>4</sup>コーポレート・センター - 中核業務(コア・ファンクション)の自己クレジットに関する詳細については、注記24を参照。<sup>5</sup>詳細については、注記17を参照。<sup>6</sup>リストラクチャリング費用についての情報に関しては、注記32を参照。



注記2a セグメント報告<sup>1</sup>(続き)

	ウェルス・ マネジメント	ウェルス・ マネジメント・ アメリカズ	リテール& コーポレート	グローバル・ アセット・マ ネジメント	インベスト メント・ バンク	コーポレート・ センター	UBS AG	
						中核業務 及び レガシー・ ポート フォリオ	非中核業務 及び レガシー・ ポート フォリオ	
単位：百万スイス・フラン								
<b>2012年12月31日終了事業年度</b>								
受取利息純額	1,951	792	2,186	(21)	834	(229) <sup>2</sup>	465 <sup>2</sup>	5,978
受取利息以外	5,089	5,099	1,569	1,904	6,310	(1,461) <sup>2</sup>	1,051 <sup>2</sup>	19,563
収益 <sup>3,4</sup>	7,040	5,891	3,756	1,883	7,144	(1,689)	1,516	25,541
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	1	(14)	(27)	0	0	0	(78)	(118)
営業収益合計	7,041	5,877	3,728	1,883	7,144	(1,689)	1,439	25,423
人件費	2,865	4,252	1,287	885	4,539	282	628	14,737
一般管理費	1,360	893	857	395	2,312	1,696 <sup>5</sup>	1,141	8,653
他の事業部門(に対する) / からのサービス	243	(15)	(370)	(10)	(202)	21	335	0
有形固定資産の減価償却費 及び減損	159	100	128	37	214	9	41	689
のれんの減損 <sup>6</sup>	0	0	0	0	0	0	3,030	3,030
無形資産償却費及び減損 <sup>6</sup>	7	51	0	8	13	0	28	106
営業費用合計 <sup>7</sup>	4,634	5,281	1,901	1,314	6,877	2,008	5,202	27,216
<b>税引前営業利益 / (損失)</b>	<b>2,407</b>	<b>597</b>	<b>1,827</b>	<b>569</b>	<b>267</b>	<b>(3,698)</b>	<b>(3,764)</b>	<b>(1,794)</b>
税金費用 / (税務上の便益)								461
<b>純利益 / (損失)</b>								<b>(2,255)</b>
<b>追加情報</b>								
資産合計	104,620	43,948	145,320	12,916	261,511	262,857	428,625	1,259,797
非流動資産への追加	4	1	45	12	62	1,032	0	1,158

<sup>1</sup>本表の数値は、組織変更に伴う修正、及び新しい会計基準の適用又は会計方針の変更に伴う修正再表示により、当初公表された四半期及び年次報告書の数値と異なる場合がある。詳細については、注記1bを参照。<sup>2</sup>2014年度に、2012年12月31日終了事業年度の受取利息純額及び受取利息以外の数値が修正された。コーポレート・センター - 中核業務の受取利息純額は276百万スイス・フラン減少し、この減少に対応する金額が受取利息以外において増加した。また、コーポレート・センター - 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオの受取利息純額は276百万スイス・フラン増加し、この増加に対応する金額が受取利息以外において減少した。<sup>3</sup>2012年12月31日終了事業年度の売却可能金融投資の減損は、グローバル・アセット・マネジメントが4百万スイス・フラン、インベストメント・バンクが12百万スイス・フラン、コーポレート・センター - 中核業務が2百万スイス・フラン、コーポレート・センター - 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオが67百万スイス・フランであった。<sup>4</sup>コーポレート・センター - 中核業務(コア・ファンクション)の自己クレジットに関する詳細については、注記24を参照。<sup>5</sup>LIBOR及びその他の指標金利に関する規制当局の調査結果による罰金及び不正利得の返還から生じた費用約14億スイス・フランを含む。<sup>6</sup>詳細については、注記17を参照。<sup>7</sup>リストラクチャリング費用についての情報に関しては、注記32を参照。**注記2b 地域別セグメント報告**

下記の表に表示された営業地域、すなわち、南北アメリカ、アジア太平洋、欧州、中東及びアフリカ並びにスイスは、UBS AGの地域別の経営体制に対応している。各地域への営業収益の配分は、事業の運営と業績評価の基準を反映し、当該基準に従って行われている。これらの配分は、経営者が合理的と判断する仮定及び判断を必要とする。配分方法の主たる原則として、顧客収益を顧客の居住地に帰属させ、グローバル顧客を該当する国に分け、取引及びポートフォリオの運用収益をリスク管理が実施される国に帰属させている。このような収益の帰属は、国及び地域の最高責任者の指図に従って行われる。コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに関する収益などの特定の収益は、グループレベルで管理される。これらの収益は、「グローバル」として表示されている。

営業収益及び非流動資産の地域別分析は、資産が計上されている事業体の所在地を基礎としている。

**地域別セグメント報告の変更に関する詳細については、注記1bを参照。**

2014年12月31日終了事業年度

	営業収益合計		非流動資産合計	
	単位：		単位：	
	十億スイス・フラン	割合%	十億スイス・フラン	割合%
南北アメリカ	10.7	38	7.0	48
内、米国	10.1	36	6.6	45
アジア太平洋	4.6	16	0.4	3
欧州、中東及びアフリカ	6.8	24	1.5	10
スイス	6.8	24	5.6	38
グローバル	(0.9)	(3)	0.0	0
<b>合計</b>	<b>28.0</b>	<b>100</b>	<b>14.6</b>	<b>100</b>

2013年12月31日終了事業年度

	営業収益合計		非流動資産合計	
	単位：		単位：	
	十億スイス・フラン	割合%	十億スイス・フラン	割合%
南北アメリカ	10.2	37	6.1	46
内、米国	9.6	35	5.6	43
アジア太平洋	4.5	16	0.4	3
欧州、中東及びアフリカ	6.6	24	1.5	11
スイス	6.8	25	5.3	40
グローバル	(0.4)	(1)	0.0	0
<b>合計</b>	<b>27.7</b>	<b>100</b>	<b>13.1</b>	<b>100</b>

2012年12月31日終了事業年度

	営業収益合計		非流動資産合計	
	単位：		単位：	
	十億スイス・フラン	割合%	十億スイス・フラン	割合%
南北アメリカ	9.5	37	6.2	46
内、米国	8.9	35	5.8	43
アジア太平洋	3.5	14	0.4	3
欧州、中東及びアフリカ	6.4	25	1.5	11
スイス	6.9	27	5.3	40
グローバル	(0.8)	(3)	0.0	0
<b>合計</b>	<b>25.4</b>	<b>100</b>	<b>13.3</b>	<b>100</b>

損益計算書の注記

注記3 受取利息純額及びトレーディング収益純額

	終了事業年度			変化率(%)
	2014年 12月31日	2013年 12月31日	2012年 12月31日	対2013年 12月31日
単位：百万スイス・フラン				
<b>受取利息純額及びトレーディング収益純額</b>				
受取利息純額	6,555	5,786	5,978	13
トレーディング収益純額	3,841	5,130	3,526	(25)
<b>受取利息純額及びトレーディング収益純額合計</b>	<b>10,396</b>	<b>10,915</b>	<b>9,504</b>	<b>(5)</b>
ウェルス・マネジメント	2,845	2,868	2,728	(1)
ウェルス・マネジメント・アメリカズ	1,352	1,323	1,265	2
リテール&コーポレート	2,536	2,485	2,467	2
グローバル・アセット・マネジメント	0	9	9	(100)
インベストメント・バンク	4,554	5,015	3,574	(9)
内、コーポレート・クライアント・ソリューション <sup>1</sup>	1,047	1,142	706	(8)
内、インベスター・クライアント・サービス <sup>1</sup>	3,507	3,873	2,868	(9)
コーポレート・センター	(892)	(784)	(540)	14
内、中核業務	(29)	(1,045)	(1,992)	(97)
内、公正価値での測定を指定された金融負債に係る 自己クレジット <sup>2</sup>	292	(283)	(2,202)	
内、非中核業務及びレガシー・ポートフォリオ	(864)	261	1,452	
<b>受取利息純額及びトレーディング収益純額合計</b>	<b>10,396</b>	<b>10,915</b>	<b>9,504</b>	<b>(5)</b>
<b>受取利息純額</b>				
<b>受取利息</b>				
貸出金及び前渡金に係る受取利息 <sup>3</sup>	8,722	8,686	9,323	0
借入有価証券及びリバース・レボ契約に係る受取利息	752	852	1,413	(12)
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息及び受取配当金	3,196	2,913	4,482	10
公正価値での測定を指定された金融資産に係る受取利息	208	364	369	(43)
売却可能金融投資からの受取利息及び受取配当金	315	322	381	(2)
<b>合計</b>	<b>13,194</b>	<b>13,137</b>	<b>15,968</b>	<b>0</b>
<b>支払利息</b>				
銀行及び顧客への支払利息	708	893	1,433	(21)
貸付有価証券及びレボ契約に係る支払利息	827	829	1,208	0
トレーディング・ポートフォリオからの支払利息 <sup>4</sup>	1,804	1,846	2,442	(2)
公正価値での測定を指定された金融負債に係る支払利息	919	1,197	1,744	(23)
社債利息	2,382	2,586	3,163	(8)
<b>合計</b>	<b>6,639</b>	<b>7,351</b>	<b>9,990</b>	<b>(10)</b>
<b>受取利息純額</b>	<b>6,555</b>	<b>5,786</b>	<b>5,978</b>	<b>13</b>

<sup>1</sup>2014年度に、比較期間の数値が修正された。その結果、インベストメント・バンクのコーポレート・クライアント・ソリューションの受取利息純額及びトレーディング収益純額が、2013年度及び2012年度においてそれぞれ107百万スイス・フラン及び131百万スイス・フラン増加し、インベストメント・バンクのインベスター・クライアント・サービスの金額が同額減少し、増加を相殺した。<sup>2</sup>自己クレジットに関する詳細については、注記24を参照。<sup>3</sup>減損が認められた貸出金及び前渡金に係る受取利息について、2014年度は15百万スイス・フラン

ン、2013年度は15百万スイス・フラン、2012年度は16百万スイス・フランを含む。<sup>4</sup>トレーディング負債に係る配当金の支払債務に関連する費用を含む。

	終了事業年度			変化率(%)
	2014年 12月31日	2013年 12月31日	2012年 12月31日	対2013年 12月31日
単位：百万スイス・フラン				
<b>トレーディング収益純額</b>				
インベストメント・バンク コーポレート・クライアント・ソリューション <sup>1</sup>	293	422	389	(31)
インベストメント・バンク インベスター・クライアント・サービス <sup>1</sup>	2,780	3,707	2,351	(25)
その他の事業部門及びコーポレート・センター	768	1,002	786	(23)
<b>トレーディング収益純額</b>	<b>3,841</b>	<b>5,130</b>	<b>3,526</b>	<b>(25)</b>
内、公正価値での測定を指定された金融資産からの純利得/(損失)	(81)	99	420	
内、公正価値での測定を指定された金融負債からの純利得/(損失) <sup>2,3</sup>	(2,380)	(2,056)	(6,493)	16

<sup>1</sup>2014年度に、比較期間の数値が修正された。その結果、インベストメント・バンクのコーポレート・クライアント・ソリューションのトレーディング収益純額が、2013年度において123百万スイス・フラン減少し、インベストメント・バンクのインベスター・クライアント・サービスの金額が同額増加し、減少を相殺した。<sup>2</sup>自己クレジットに関する詳細については、注記24を参照。<sup>3</sup>公正価値での測定を指定された金融負債に関連するヘッジの公正価値の変動及び外貨建取引を各機能通貨に換算したことにより生じる為替の影響を除く。両者ともトレーディング収益純額に報告されている。

2013年度のトレーディング収益純額には、SNBスタブファンドの株式を取得するオプションの評価による431百万スイス・フランの利得が含まれていたのに対し、2012年度には526百万スイス・フランの利得が含まれていた。当該オプションは2013年度に行使された。

#### 注記4 受取報酬及び手数料純額

	終了事業年度			変化率(%)
	2014年 12月31日	2013年 12月31日	2012年 12月31日	対2013年 12月31日
単位：百万スイス・フラン				
引受報酬	1,470	1,374	1,539	7
内、株式引受報酬	947	850	807	11
内、債券引受報酬	522	524	732	0
M&A及びコーポレート・ファイナンス報酬	731	613	679	19
仲介報酬	3,918	4,035	3,836	(3)
投資信託報酬	3,717	3,803	3,626	(2)
ポートフォリオの運用及びアドバイザー報酬	7,343	6,625	5,895	11
その他	1,760	1,725	1,698	2
<b>受取報酬及び手数料合計</b>	<b>18,940</b>	<b>18,176</b>	<b>17,273</b>	<b>4</b>
支払仲介手数料	818	839	871	(3)
その他	1,045	1,050	1,006	0
<b>支払報酬及び手数料合計</b>	<b>1,863</b>	<b>1,889</b>	<b>1,876</b>	<b>(1)</b>
<b>受取報酬及び手数料純額</b>	<b>17,076</b>	<b>16,287</b>	<b>15,396</b>	<b>5</b>
内、仲介報酬純額	3,100	3,196	2,965	(3)

注記5 その他の収益

	終了事業年度			変化率(%)
	2014年 12月31日	2013年 12月31日	2012年 12月31日	対2013年 12月31日
単位：百万スイス・フラン				
<b>関連会社及び子会社</b>				
子会社処分純利得 / (損失) <sup>1</sup>	56	111	(7)	(50)
関連会社投資処分純利得 / (損失)	69	0	0	
関連会社の純利益に対する持分	94	49	88	92
<b>合計</b>	<b>219</b>	<b>160</b>	<b>81</b>	<b>37</b>
<b>売却可能金融投資</b>				
処分純利得 / (損失)	219	209	393	5
減損損失	(76)	(41)	(85)	85
<b>合計</b>	<b>143</b>	<b>168</b>	<b>308</b>	<b>(15)</b>
不動産収益純額(処分純利得 / 損失を除く) <sup>2</sup>	30	35	35	(14)
公正価値で評価された投資不動産純利得 / (損失) <sup>3</sup>	2	(16)	4	
売却目的で保有する不動産処分純利得 / (損失)	44	291	128	(85)
貸出金及び債権処分純利得 / (損失)	39	53	(11)	(26)
その他	155	(111)	97	
<b>その他の収益合計</b>	<b>632</b>	<b>580</b>	<b>641</b>	<b>9</b>

<sup>1</sup>処分された又は休眠状態の子会社に関連してその他の包括利益から振り替えられた為替換算損益を含む。<sup>2</sup>第三者から受け取った賃貸料純額及び営業費用純額を含む。<sup>3</sup>公正価値で評価された投資不動産及び担保権実行資産からの未実現及び実現利得 / 損失を含む。

## 注記6 人件費

	終了事業年度			変化率(%)
	2014年 12月31日	2013年 12月31日	2012年 12月31日	対2013年 12月31日
単位：百万スイス・フラン				
給与 <sup>1</sup>	6,269	6,268	6,814	0
変動報酬 - 業績報奨 <sup>2</sup>	2,820	2,986	3,000	(6)
内、新規採用者に対する保証	48	76	134	(37)
変動報酬 - その他 <sup>2</sup>	466	288	367	62
内、報酬の補填 <sup>3</sup>	81	78	109	4
内、失効による貸方計上額	(70)	(146)	(174)	(52)
内、退職手当 <sup>4</sup>	162	114	303	42
内、リテンション・プラン及びその他の支払金	292	242	128	21
契約社員給与	234	190	214	23
社会保険	791	792	768	0
年金及びその他の退職後給付制度 <sup>5</sup>	711	887	18	(20)
ウェルス・マネジメント・アメリカズ： ファイナンシャル・アドバイザー報酬 <sup>2,6</sup>	3,385	3,140	2,873	8
その他の人件費	605	631	682	(4)
<b>人件費合計<sup>7</sup></b>	<b>15,280</b>	<b>15,182</b>	<b>14,737</b>	<b>1</b>

<sup>1</sup>役割ベース給を含む。<sup>2</sup>詳細については、注記29を参照。<sup>3</sup>報酬の補填は、UBS AGに入社したことによって失効した繰延報酬を従業員に補填するための支払である。<sup>4</sup>法律上義務付けられた標準的な退職手当及び追加的な退職手当が含まれている。<sup>5</sup>2014年度には、米国の年金制度の変更に係る41百万スイス・フランの貸方計上額が含まれている。2012年度には、スイスの年金制度の変更に係る730百万スイス・フランの貸方計上額並びに米国の退職者の医療給付及び生命保険給付制度の変更に係る116百万スイス・フランの貸方計上額が含まれている。詳細については、注記28を参照。<sup>6</sup>ファイナンシャル・アドバイザー報酬は、ファイナンシャル・アドバイザーが直接上げた収益に基づく評価表を基礎とした報酬、並びにファイナンシャル・アドバイザーの生産性、在職期間、資産及びその他の変数に基づき算定される補助報酬により構成されている。これには、権利確定のための要件を条件とした、採用時にファイナンシャル・アドバイザーと締結した報酬コミットメントに関連する費用も含まれている。<sup>7</sup>リストラクチャリング費用純額が、2014年12月31日、2013年12月31日及び2012年12月31日終了事業年度において、それぞれ327百万スイス・フラン、156百万スイス・フラン及び358百万スイス・フラン含まれている。詳細については、注記32を参照。

## 注記7 一般管理費

	終了事業年度			変化率(%)
	2014年 12月31日	2013年 12月31日	2012年 12月31日	対2013年 12月31日
単位：百万スイス・フラン				
賃借料	1,005	1,044	1,074	(4)
ITその他の機器の使用料及び維持管理費	479	458	473	5
通信及び市場データサービス費用	608	609	632	0
管理費	608	638	636	(5)
マーケティング及び広報費用	468	478	528	(2)
旅費及び交際費	458	451	450	2
専門家報酬	1,306	1,032	908	27
IT及びその他のサービスの外部委託費用	1,603	1,340	1,357	20
訴訟、規制上の問題及び類似の問題に対する引当金 <sup>1,2</sup>	2,594	1,701	2,549	52
その他 <sup>3</sup>	248	628	47	(61)
<b>一般管理費合計<sup>4</sup></b>	<b>9,377</b>	<b>8,380</b>	<b>8,653</b>	<b>12</b>

<sup>1</sup>損益計算書で認識された訴訟、規制上の問題及び類似の問題に対する引当金の純増加／取崩が反映されている。さらに、第三者からの回収が2014年12月31日、2013年12月31日及び2012年12月31日終了事業年度において、それぞれ10百万スイス・フラン、15百万スイス・フラン及び12百万スイス・フラン含まれている。注記22aに表示されているように、2014年度に損益計算書に認識された訴訟、規制上の問題及び類似の問題に対する引当金の純増加／取崩の一部（58百万スイス・フランの取崩）は、一般管理費ではなく、その他の収益のマイナスとして計上された。<sup>2</sup>詳細については、注記22を参照。<sup>3</sup>2014年度には、特定の係争中の債権に関連する120百万スイス・フランの借方計上額（純額）が含まれている。2013年度には、スイス・英国間の租税合意に関連する借方計上額110百万スイス・フラン及び特定の係争中の債権に関連する87百万スイス・フランの減損損失計上額が含まれている。<sup>4</sup>リストラクチャリング費用純額が2014年12月31日、2013年12月31日及び2012年12月31日終了事業年度において、それぞれ319百万スイス・フラン、548百万スイス・フラン及び0百万スイス・フラン含まれている。詳細については、注記32を参照。

## 注記8 法人所得税

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2014年12月31日	2013年12月31日	2012年12月31日
<b>税金費用／(税務上の便益)</b>			
<b>スイス</b>			
当期	46	93	95
繰延	1,348	455	23
<b>国外</b>			
当期	409	342	72
繰延	(2,983)	(1,000)	271
<b>税金費用／(税務上の便益)合計</b>	<b>(1,180)</b>	<b>(110)</b>	<b>461</b>

### 税金費用／(税務上の便益)

スイスの当期税金費用46百万スイス・フランは主に、スイスの子会社が稼得した課税所得に関連する。この課税所得に対して相殺可能な損失はなかった。スイスの繰延税金費用1,348百万スイス・フランは主に、当期の税務上の繰越欠損金に関して、過年度に認識された繰延税金資産の減少（純額）を反映している。

国外の当期税金費用409百万スイス・フランは、スイス以外の子会社及び支店で稼得した課税所得に関連する。この課税所得に対して相殺可能な損失はなかった。国外の繰延税金便益2,983百万スイス・フランは主に、米国に関連する繰延税金資産の増加を反映している。

税引前営業利益の内訳及び財務書類に計上されている税金費用とスイスの税率で計算した金額との差異の内訳は、以下の表の通りである。

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2014年 12月31日	2013年 12月31日	2012年 12月31日
税引前営業利益／(損失)	2,469	3,272	(1,794)
内訳：スイス	1,181	3,323	4,040
内訳：国外	1,288	(51)	(5,834)
スイスの税率21%による法人所得税	519	687	(377)

### 増／(減)の内訳：

スイスの税率と異なる外国税率	68	(305)	(680)
未認識の損失の税効果	325	58	184
当期に利用された過年度未認識の税務上の欠損金	(285)	(419)	(1,342)
非課税及び低税率所得	(384)	(624)	(417)
損金不算入費用及び追加的な課税所得	1,069	1,245	2,205
過年度調整 - 当期税金	5	(32)	(216)
過年度調整 - 繰延税金	(9)	6	1
繰延税金の評価性引当額の変動	(2,373)	(859)	1,071
税率の変更から生じる繰延税金残高に対する調整	(183)	107	7



その他の項目	68	28	25
税金費用 / (税務上の便益)	(1,180)	(110)	461

以下は、税引前営業利益に適用されるスイスの税率による予想税金費用と実際の税金費用との差異に含まれる項目の説明である。

#### スイスの税率と異なる外国税率

損益がスイス国外で発生する場合、現地の適用税率がスイスの税率と異なることがある。この項目には、かかる損益について、スイスの税率で発生するであろう税金費用 / (税務上の便益)と現地の適用税率で発生するであろう税金費用 / (税務上の便益)との調整が反映されている。税金費用は、利益が発生し、かつ、その現地の税率がスイスの税率を超過する企業について当該事業年度に発生する。

#### 未認識の損失の税効果

この項目は、当期に発生した企業の税務上の欠損金の内、繰延税金資産に認識されていないものに関連するものである。結果として、当該欠損金には税務上の便益は発生しないため、上記の通り、当該欠損金に現地の税率を適用して計算した税務上の便益は戻入される。

#### 当期に利用された過年度未認識の税務上の欠損金

この項目は、当期の課税所得の内、過年度に繰延税金資産が計上されていない税務上の繰越欠損金と相殺されるものに関連するものである。結果として、当該課税所得には当期の税金費用又は繰延税金費用は発生しないため、当該課税所得に現地の税率を適用して計算した税金費用は戻入される。

#### 非課税及び低税率所得

この項目は、当期の利益の内、永久に非課税であるか、又は課税されるが現地の税率よりも低い税率が適用されるものに関連するものである。この項目にはまた、税務上、永久に損金算入されるものも含まれている。当該損金は財務書類に反映されていないことから、当該損金の対象となる利益が非課税となることを効果的に確保している。

#### 損金不算入費用及び追加的な課税所得

この項目は主として、当期の所得の内、税務上、企業に帰属するが、その営業利益には含まれていないものに関連するものである。さらに、当期の費用の内、永久に損金不算入であるものも含まれている。

#### 過年度調整 - 当期税金

この項目は、過年度に関する当期税金費用の調整に関連している。例えば、税務当局と合意した、ある課税年度の納付すべき税金が過年度に財務書類に反映された金額と異なる場合に、この調整が発生する。

#### 過年度調整 - 繰延税金

この項目は、過年度に認識した繰延税金のポジションの調整に関連するものである。例えば、ある課税年度の税務上の欠損金全てが認識され、税務当局と合意した当該欠損金の金額が財務書類に繰延税金資産として過年度に認識された金額と異なることが予想される場合に、この調整が発生する。

#### 繰延税金の評価性引当額の変動

この項目には、将来の課税所得予想を見直したことにより生じる、過年度に認識された繰延税金資産の再評価が含まれている。この項目にはまた、繰延税金が認識されていない一時差異の当期における変動も含まれている。当期の金額は主に、上述の繰延税金資産の評価額の上方修正に関連している。

#### 税率の変更から生じる繰延税金残高に対する調整

この項目は、税率の変更に伴い認識された繰延税金資産及び負債の再測定に関連するものである。この再測定には、税務上の欠損金又は将来減算一時差異から予想される将来の節税額（すなわち、繰延税金資産の認識額）を変動させる効果、あるいは将来加算一時差異から生じる追加課税所得に係る税金負担額（すなわち、繰延税金負債）を変動させる効果がある。

#### その他の項目

その他の項目には、当期の不確実なポジションに係る引当金の増加、過年度の当該引当金に係る利息の見越計上額など、現地の税率を適用した損益と現地の実際の税金費用又は税務上の便益との間の差異が含まれている。

## 資本に計上される税金

税金費用及び税務上の便益の一部は資本に直接認識されている。これには、その他の包括利益に認識されたキャッシュ・フロー・ヘッジに係る税金費用196百万スイス・フラン（2013年度：393百万スイス・フランの税務上の便益）、売却可能金融投資に係る税金費用52百万スイス・フラン（2013年度：71百万スイス・フランの税務上の便益）、為替換算差損益に係る税金費用7百万スイス・フラン（2013年度：5百万スイス・フランの税務上の便益）及び確定給付年金制度に係る税務上の便益246百万スイス・フラン（2013年度：239百万スイス・フランの税金費用）が含まれている。加えて、資本剰余金に認識された税務上の便益3百万スイス・フラン（2013年度：91百万スイス・フランの税務上の便益）も含まれている。さらに、スイス・フラン以外の通貨建てによる税務上の資産及び負債における為替レートの変動の影響に関連した為替換算調整の変動（純額）が生じていた。

## 繰延税金資産及び負債

UBS AGは、税務上の繰越欠損金及び以下の表に示したその他の項目に関し、繰延税金資産を計上している。繰延税金資産1,378百万スイス・フラン（2013年12月31日現在、4,484百万スイス・フラン）が当期又は前期に損失が発生しているUBS AGの連結事業体によって認識されている。

評価性引当金は、関連する税務上の繰越欠損金や控除可能な一時差異の使用対象となる将来の課税所得が稼得されない可能性が高いとみなされるため認識されていない繰延税金資産を反映している。

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日現在			2013年12月31日現在		
繰延税金資産 <sup>1</sup>	総額	評価性引当額	認識額	総額	評価性引当額	認識額
税務上の繰越欠損金	29,727	(22,271)	7,456	28,801	(22,534)	6,267
一時差異	4,869	(1,264)	3,605	3,850	(1,272)	2,577
内、報酬及び給付金	1,424	(317)	1,107	1,290	(415)	875
内、トレーディング資産関連	1,459	(61)	1,398	831	(84)	747
内、その他	1,986	(886)	1,100	1,729	(773)	956
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>34,596</b>	<b>(23,535)</b>	<b>11,060</b>	<b>32,651</b>	<b>(23,807)</b>	<b>8,845</b>
<b>繰延税金負債</b>						
のれん及び無形資産			32			37
金融投資			13			0
関連会社及びその他に対する投資			35			21
<b>繰越税金負債合計</b>			<b>80</b>			<b>59</b>

<sup>1</sup>繰延税金負債控除後（該当する場合）

2014年度に認識した繰延税金資産の増加（純額）は、将来の予測利益の見積りを再評価したことによるものである。各事業の業績に基づき、UBS AGは課税所得の予測期間を5年から6年に延長した。さらに、UBS AGは繰延税金資産の回収可能性を評価するため、税務上の繰越欠損金の残存期間において課税所得が十分に発生するかについても検討している。

2014年12月31日現在、合計68,869百万スイス・フラン（2013年12月31日：69,962百万スイス・フラン）の税務上の繰越欠損金（繰延税金資産として未認識）が将来の課税所得を相殺するために使用可能であった。これらの税務上の欠損金は下記の表の通り失効する。

## 未認識の税務上の繰越欠損金

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
1年以内	9,341	0
2年から5年以内	43	10,683
6年から10年以内	613	189
11年から20年以内	39,899	40,579
無期限	18,973	18,512
<b>合計</b>	<b>68,869</b>	<b>69,962</b>

通常、スイスの税務上の欠損金は7年、米国連邦税の税務上の欠損金は20年並びに英国及びジャージーの税務上の欠損金は無期限に繰越可能である。UBS AGは、子会社の未分配利益が無期限に投資される場合を除き、繰延税金を計上している。2014年12月31日現在、無期限に投資されるものとして処理されている未分配利益はなかった。

## 注記9 1株当たり利益（以下「EPS」という。）及び社外流通株式数

	現在又は終了事業年度			変化率（％）
	2014年 12月31日	2013年 12月31日	2012年 12月31日	対2013年 12月31日
<b>基本的利益（単位：百万スイス・フラン）</b>				
UBS AG株主に帰属する当期純利益 / (損失)	3,502	3,172	(2,480)	10
<b>希薄化後利益（単位：百万スイス・フラン）</b>				
UBS AG株主に帰属する当期純利益 / (損失)	3,502	3,172	(2,480)	10
控除：UBS AG株式デリバティブ契約に係る(利益) / 損失	0	0	(1)	
希薄化後EPS算定のためのUBS AG株主に帰属する当期純利益 / (損失)	3,502	3,172	(2,481)	10
<b>加重平均社外流通株式数</b>				
基本的EPS算定のための加重平均社外流通株式数	3,767,459,778	3,763,076,788	3,754,112,403	0
概念上の株式、イン・ザ・マネー・オプション及びワラントによる潜在的社外流通株式の希薄化効果	73,654,112	81,111,217	126,261	(9)
希薄化後EPS算定のための加重平均社外流通株式数	3,841,113,890	3,844,188,005	3,754,238,664	0
<b>1株当たり利益（単位：スイス・フラン）</b>				
基本的	0.93	0.84	(0.66)	11
希薄化後	0.91	0.83	(0.66)	10

### 社外流通株式数

発行済株式数	3,844,560,913	3,842,002,069	3,835,250,233	0
自己株式数	2,115,255	73,800,252	87,879,601	(97)
社外流通株式数	3,842,445,658	3,768,201,817	3,747,370,632	2
転換可能株式	0	246,042	418,526	(100)
EPS算定のための社外流通株式数	3,842,445,658	3,768,447,859	3,747,789,158	2

以下の表は、表示期間においては希薄化されていなかったが、将来における基本的1株当たり利益を希薄化させる可能性のある潜在的株式の概要である。

株式数	変化率（％）			
	2014年12月31日	2013年12月31日	2012年12月31日	対2013年 12月31日
<b>潜在的に希薄化効果のある商品</b>				
従業員への株式に基づく報酬	0	117,623,624	233,256,208	(100)
その他の株式デリバティブ契約	0	16,517,384	15,386,605	(100)
SNBワラント <sup>1</sup>	0	0	100,000,000	
<b>合計</b>	<b>0</b>	<b>134,141,008</b>	<b>348,642,813</b>	<b>(100)</b>

<sup>1</sup>これらのワラントは、SNBとの取引に関連している。SNBは同行が所有及び支配しているファンド（以下「SNBスタブファンド」という。）に対して貸付を行った。2008年度及び2009年度に、UBS AGは当該ファンドに特定の非流動性証券及びその他のポジションを譲渡した。こ

の取決めの一環として、UBS AGはSNBに対してワラントを付与した。これらのワラントはSNBが当該SNBスタブファンドへの貸付に関して損失を被った場合に行使可能となる予定であった。当該貸付の全額が返済されたことにより、2013年度にこれらのワラントは消滅した。

貸借対照表の注記：資産

注記10 銀行預け金及び貸出金（償却原価で保有）

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
<b>エクスポージャータイプ別</b>		
銀行預け金、総額	13,347	13,936
内、中央銀行預け金	648	2,407
貸倒引当金	(13)	(15)
その他の引当金	0	(47)
銀行預け金、純額	13,334	13,874
貸出金、総額		
住宅モーゲージ	142,380	137,370
商業用モーゲージ	22,368	22,716
ロンバード・ローン	108,230	86,820
その他の貸出金 <sup>1</sup>	39,152	34,893
ファイナンス・リース債権 <sup>2</sup>	1,101	1,053
有価証券 <sup>3</sup>	3,448	4,813
小計	316,679	287,665
貸倒引当金	(695)	(671)
その他の引当金	0	(35)
貸出金、純額	315,984	286,959
<b>銀行預け金及び貸出金、純額<sup>4</sup></b>	<b>329,317</b>	<b>300,832</b>

<sup>1</sup>コーポレート・ローンが含まれている。<sup>2</sup>2014年度より、本注記の表示が変更された。ファイナンス・リース債権は現在、独立した項目として表示されているが、過年度はその他の貸出金に含まれていた。過年度の情報は、この変更に応じて修正されている。詳細については、注記33bを参照。<sup>3</sup>トレーディング目的保有から分類変更された有価証券が含まれている。詳細については、注記1aの10の項及び注記27を参照。<sup>4</sup>担保及びその他の信用補完に関する情報については、当報告書の「リスク管理及び統制」のセクション（訳者注：原文の「Risk management and control」のセクション）の「信用リスクに対する最大エクスポージャー」を参照。

注記11 有価証券貸借取引、リバース・レポ契約及びレポ契約並びにデリバティブに係る担保金

UBS AGは、取引の相手方が契約義務の履行不能な場合に、信用エクスポージャーが顕在化する可能性がある有担保リバース・レポ及びレポ契約、有価証券貸借取引並びにデリバティブ取引を締結している。UBS AGでは、取引の相手方の信用エクスポージャー及び担保価値を日々監視し、必要な場合に、UBS AGに対して追加担保の差入又は返還を要求することによって、これらの取引に関連する信用リスクを管理している。

詳細については、注記26を参照。

貸借対照表上の資産

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日現在			2013年12月31日現在		
	借入有価証券に係る担保金	リバース・レポ契約	デリバティブに係る差入担保金	借入有価証券に係る担保金	リバース・レポ契約	デリバティブに係る差入担保金
<b>相手先別</b>						
銀行	10,517	13,746	10,265	10,495	34,729	8,982
顧客	13,546	54,668	20,713	17,001	56,834	17,566
合計	24,063	68,414	30,979	27,496	91,563	26,548

貸借対照表上の負債

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日現在			2013年12月31日現在		
	貸付有価証券に係る担保金	レポ契約	デリバティブに係る受入担保金	貸付有価証券に係る担保金	レポ契約	デリバティブに係る受入担保金

相手先別						
銀行	7,041	5,174	20,895	8,805	3,953	26,166
顧客	2,138	6,644	21,477	686	9,858	18,341
合計	9,180	11,818	42,372	9,491	13,811	44,507

## 注記12 貸倒引当金

単位：百万スイス・フラン

変動項目別	個別引当金	集合引当金	引当金合計	引当金 <sup>1</sup>	2014年	2013年
					12月31日 現在合計	12月31日 現在合計
期首残高	669	20	688	61	750	794
償却 / 引当金の取崩	(151)	(1)	(153)	(1)	(154)	(128)
戻入	29	0	29	0	29	45
損益計算書に認識された増加 / (減少) <sup>2</sup>	138	(11)	127	(49)	78	50
振替	(10)	0	(10)	10	0	0
為替換算	18	0	19	3	21	(9)
その他	11	0	11	0	11	(3)
<b>期末残高</b>	<b>704</b>	<b>8</b>	<b>711</b>	<b>23</b>	<b>735</b>	<b>750</b>

<sup>1</sup>ローン・コミットメント及び保証に対する引当金を表している。詳細については、注記22を参照。ローン・コミットメント及び保証の取消不能額の上限については、当報告書の「財務及び経営成績」のセクション（訳者注：原文の「Financial and operating performance」のセクション）を参照。<sup>2</sup>特定の係争中の債権に係る166百万スイス・フランの減損損失を除く。この減損損失を含めて、金融商品に係る減損損失の合計額は、2014年度において244百万スイス・フランであった。

貸借対照表科目別	個別引当金	集合引当金	引当金合計	引当金	2014年	2013年
					12月31日 現在合計	12月31日 現在合計
銀行預け金	13	0	13		13	15
貸出金	687	8	695		695	671
借入有価証券に係る担保金	4	0	4		4	2
引当金 <sup>1</sup>				23	23	61
<b>期末残高</b>	<b>704</b>	<b>8</b>	<b>711</b>	<b>23</b>	<b>735</b>	<b>750</b>

<sup>1</sup>ローン・コミットメント及び保証に対する引当金を表している。

## 注記13 トレーディング・ポートフォリオ

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
<b>発行体タイプ別トレーディング・ポートフォリオ資産<sup>1</sup></b>		
<b>負債性商品</b>		
政府及び政府機関	16,625	16,073
内、スイス	293	352
内、米国	3,816	3,657
内、オーストラリア	2,307	1,312
内、英国	2,103	424
内、ドイツ	1,280	1,192
内、韓国	1,080	1,482
内、イタリア	1,041	1,603
銀行	4,342	5,039
企業及びその他	24,252	25,407
<b>負債性商品合計</b>	<b>45,219</b>	<b>46,519</b>
<b>資本性金融商品</b>		
ユニットリンク型投資契約金融資産	17,410	15,849
<b>トレーディング目的保有金融資産</b>	<b>132,392</b>	<b>114,249</b>
貴金属及びその他のコモディティ	5,764	8,599
<b>トレーディング・ポートフォリオ資産合計</b>	<b>138,156</b>	<b>122,848</b>

<b>発行体タイプ別トレーディング・ポートフォリオ負債<sup>1</sup></b>		
<b>負債性商品</b>		
政府及び政府機関	8,716	8,222
内、スイス	232	173
内、米国	2,987	2,508
内、オーストラリア	1,087	573
内、英国	631	516
内、ドイツ	335	308
内、韓国	43	15
内、イタリア	569	1,140
銀行	743	823
企業及びその他	2,591	2,453
<b>負債性商品合計</b>	<b>12,050</b>	<b>11,498</b>
<b>資本性金融商品</b>		
<b>トレーディング・ポートフォリオ負債合計</b>	<b>27,958</b>	<b>26,609</b>

<sup>1</sup>商品タイプ及び公正価値ヒエラルキーの区分に関する詳細については、注記24eを参照。



## 注記14 デリバティブ及びヘッジ会計

### デリバティブ：概要

デリバティブとは、1つ以上の変数（以下「基礎数値」という。）から派生した価値を自身の価値とする金融商品である。基礎数値には、指数、為替レートもしくは金利、又は株式、コモディティ、債券もしくはその他の金融商品の価値が含まれる場合もある。デリバティブは通常、取引に対してどちらか一方の取引相手先による当初の純投資をほとんどもしくはまったく必要としない。

大部分のデリバティブ契約では、他の金融商品について慣習的なように、想定元本、期間、価格及び決済方法について交渉が行われる。

店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ契約は、UBS AGとUBS AGの取引相手との間では、通常、標準化された国際スワップデリバティブ協会（以下「ISDA」という。）のマスター契約に従い取引されている。条件については、取引相手と直接交渉が行われ、当該契約はISDAの定めた業界の標準的な方法で決済される。業界はOTC取引の清算に関して、中央清算機関（以下「CCP」という。）の利用を継続して奨励している。CCPでの清算及び決済は、通常、システミックな信用エクスポージャーの低減を促す。

他のデリバティブ契約は、想定元本額及び決済日の条件が標準化されており、これらは組織化された取引所で売買されている。これらは通常、取引所取引デリバティブ（以下「ETD」という。）契約と称される。取引所は、価格決定の透明性、標準化された価値の変動の日次決済及びその結果としての信用リスクの低減といった利点を提供する。

UBS AGはデリバティブ契約に関して、表示上、IFRSのネットティングの規定の対象となる。デリバティブは公正価値で測定され、通常、貸借対照表上の再調達価額 - 借方及び再調達価額 - 貸方として分類される。ただし、経済的に日次で決済される上場デリバティブ及びIFRSに準拠したネットティングの要件を満たし、実質的に日次で純額決済されるOTCデリバティブは、デリバティブに係る差入担保金又はデリバティブに係る受入担保金に分類される。デリバティブの再調達価額の変動は、トレーディング収益純額に計上される。ただし、デリバティブが、一定の種類のヘッジ関係においてヘッジ手段として指定されかつ有効である場合を除く。

詳細については、注記1 aの15の項を参照。

デリバティブの測定に適用される評価原則及び手法は、注記24に記載されている。再調達価額 - 借方は、デリバティブ契約が貸借対照表日に全額売却された場合に、UBS AGが受け取る予定の見積金額を表す。再調達価額 - 貸方は、UBS AGが貸借対照表日に原契約に関する債務について履行を要求される又は履行する権利を与えられている場合に、その債務を移転するために支払う見積金額を示している。

その他の金融商品に組み込まれるデリバティブは、本注記の「デリバティブ」の表には含まれていない。区分処理された組込デリバティブは、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示される。UBS AGが混合金融商品に公正価値オプションを適用している場合、組込デリバティブの部分の区分処理は要求されないため、この部分も「デリバティブ」の表に含まれない。

詳細については、注記20及び24を参照。

### デリバティブの種類

UBS AGは、トレーディング及びヘッジ両方の目的で、以下のデリバティブ金融商品を利用している。以下に挙げた商品の利用を通じて、UBS AGは、広範で大量のマーケット・メーカー及びフロービジネスと称される顧客の取引を容易にするための取引に従事している。商品の種類ごとの公正価値の算定に適用される測定手法は、注記24に記載されている。

UBS AGが利用しているデリバティブの主要な種類は以下の通りである。

- スワップ：スワップとは、当事者双方が予め決められた期間中に、特定の想定元本額に基づくキャッシュ・フローを交換する取引である。クロス・カレンシー・スワップでは、2種類の異なる通貨の想定元本と基準金利に基づき、利息支払を交換するものであり、通常、契約の開始時又は終了時の元本交換も伴う。クロス・カレンシー・スワップのほとんどはOTC市場で取引されている。
- 先渡及び先物：先渡及び先物とは、将来の日に、特定の価格で金融商品又はコモディティを買う又は売る契約上の義務である。先渡契約はOTC市場において当事者間で取引されるテラーメードの契約であり、先物契約は規制された取引所で取引される標準化された契約である。
- オプション及びワラント：オプション及びワラントは、通常売手（ライター）が買手に、予め決められた日もしくはその日より前に、指定数量の金融商品もしくはコモディティを予め決められた価格で買う（コール・オプション）又は売る（プット・オプション）権利（義務ではない。）を付与する契約である。買手は、この権利について売手にプレミアムを支払う。より複雑な支払構造を伴うオプション取引もある。オプションはOTC市場又は規制された取引所で取引されることもあるし、証券（ワラント）の形態で取引されることもある。

UBS AGが利用している主要な商品及び原契約は以下の通りである。

- 金利契約：金利商品には、金利スワップ、金利先渡契約、スワップション並びにキャップ及びフロアーが含まれる。
- クレジット・デリバティブ契約：クレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）は、クレジット・デリバティブの最も一般的な形態であり、この契約に基づき、プロテクションの買手は、特定の第三者

信用対象企業に係る契約上定義されている信用事象が発生した後にプロテクションの売手が当該買手に対する支払を引き受けることと交換に、当該売手に対して1回以上の支払を行う。信用事象発生後の決済は、現金正味額で行われるか、信用対象企業の1件又は複数の債務の現物受渡しに見合う現金で行われ、プロテクションの買手が現実に損失を被ったか否かに関らず実施される。信用事象発生及び決済後、通常、当該契約は終了する。クレジット・デリバティブの詳細については、以下の別のセクションに含まれている。トータル・リターン・スワップ(以下「TRS」という。)は、一方の当事者が設定された金利(固定又は変動)に基づき、原資産の公正価値のマイナスの変動額を加えた支払を行い、他方の当事者が資産からの収益(当該資産から生じる収益とその公正価値のプラスの変動額の両方を含む。)に基づく支払を行うよう組成されている。

- 外国為替契約：外国為替契約には、直物、先渡及びクロス・カレンシ - ・スワップ、並びにオプション及びワラントが含まれる。通貨の先渡売買契約は、一般に、顧客のニーズを満たすため、並びにトレーディング及びヘッジ目的で執行される。
- 株式/株式指数契約：UBS AGは、シングルネーム、シングルネームの指数及びバスケット並びに指数に連動する株式デリバティブを利用している。使用される指数は、標準的な市場の指数に基づく場合もあれば、UBS AGが決定する場合もある。取引される商品の種類には、標準的な上場デリバティブ、オプションと先物の両方、トータル・リターン・スワップ、先渡及び標準的でないOTCの契約が含まれる。
- コモディティ契約：UBS AGは、確立されたコモディティ・デリバティブのトレーディング業務を行っている。これには、商品指数に係る業務及びストラクチャード・コモディティ・ビジネスが含まれる。指数に係る業務及びストラクチャード・ビジネスは、商品指数に関連する取引所取引ファンド、OTCスワップ及びオプション並びに個々の対象コモディティを売買する、顧客の取引を容易にするための業務である。基礎をなす指数には、第三者が決定する指数及びUBS AGが保有する指数(UBSブルームバーグ・コンスタント・マチュリティ商品指数及びブルームバーグ商品指数等)が含まれる。取引は全て、現金で決済され、原資産の実際の受渡しを伴わない。さらにUBS AGは、現物取引と非現物取引の両方を組み込んだ、フローのOTC商品及び標準的でないOTC商品において、確立された貴金属に係る業務を行っている。フロービジネスは投資家主導であり、商品にはETD、標準的なOTC及び標準的でない一定のOTCが含まれる。標準的なOTCには、先渡、スワップ及びオプションがある。

## デリバティブのリスク

デリバティブは多くのトレーディング・ポートフォリオで取引され、かかるポートフォリオには、デリバティブのみでなく、数種類の商品が含まれるのが一般的である。デリバティブの市場リスクは、かかるポートフォリオの市場リスクの不可欠な要素として主に管理・統制の対象となっている。市場リスクに対するUBS AGのアプローチについては、当報告書の「リスク管理及び統制」のセクション(訳者注：原文の「Risk management and control」のセクション)の「市場リスク」の監査部分で説明している。

デリバティブは多くの異なる相手方と取引され、そのほとんどはその他の種類のビジネスにおける取引相手でもある。デリバティブの信用リスクは、各取引相手に対するUBS AG全体の信用エクスポージャーとの関連で管理・統制の対象となっている。信用リスクに対するUBS AGのアプローチについては、当報告書の「リスク管理及び統制」のセクションの「信用リスク」の監査部分で説明している。貸借対照表に表示された再調達価額 - 借方は、UBS AGの信用エクスポージャーの重要な構成要素となる可能性があるが、相手方の再調達価額 - 借方が、当該相手方とのデリバティブ取引に関するUBS AGの信用エクスポージャーを十分に反映することはまれであることに注意が必要である。これは、例えば、一方では再調達価額は時間の経過とともに増加する可能性があるが(「潜在的将来エクスポージャー」)、他方ではマスター・ネットリング契約及び相互担保協定を締結することによって、エクスポージャーが軽減される場合があるからである。信用リスク管理のためにUBS AGが内部で使用するエクスポージャー測定基準、及び規制当局の課す所要自己資本はいずれも、かかる追加要因を反映している。

UBS AGの貸借対照表に表示された再調達価額には、IFRSの要件に準拠したネットリング(注記1aの35の項を参照。)が含まれている。このネットリングは、スイス連邦銀行法に準拠したネットリングと比べて概してより制限的である。スイス連邦銀行法によるネットリングは通常、支払不能時に法的強制力を有する一括清算ネットリング契約に基づいている。

**強制力のあるネットリング契約で認められたネットリングの可能性を考慮後の再調達価額 - 借方及び再調達価額 - 貸方に関する詳細については、注記26を参照。**

## デリバティブ<sup>1</sup>

	2014年12月31日現在					2013年12月31日現在				
	PRV 合計 <sup>2</sup>	PRVに 関連する 想定 元本 <sup>3</sup>	NRV 合計 <sup>4</sup>	NRVに 関連する 想定 元本 <sup>3</sup>	その他の 想定 元本 <sup>3,5</sup>	PRV 合計 <sup>2</sup>	PRVに 関連する 想定 元本 <sup>3</sup>	NRV 合計 <sup>4</sup>	NRVに 関連する 想定 元本 <sup>3</sup>	その他の 想定元本 <sup>3,5</sup>
単位：十億スイス・フラン										

### 金利契約

#### 店頭(OTC)契約

先渡契約 <sup>6</sup>	0.1	49.0	0.2	55.9	2,622.8	0.2	123.7	0.2	107.1	1,944.2
-------------------	-----	------	-----	------	---------	-----	-------	-----	-------	---------

スワップ	91.8	1,323.4	83.7	1,233.4	10,244.3	105.3	2,427.5	92.8	2,297.7	13,779.6
オプション	31.7	799.8	33.9	790.3	0.0	25.2	928.8	25.3	900.3	0.0
取引所取引契約										
先物					446.0					492.0
オプション	0.0	15.7	0.0	4.9	134.7	0.0	0.2	0.1	1.8	287.5
委託取引 <sup>7</sup>	0.1		0.1			0.1		0.0		
<b>合計</b>	<b>123.7</b>	<b>2,187.9</b>	<b>117.9</b>	<b>2,084.5</b>	<b>13,447.7</b>	<b>130.7</b>	<b>3,480.1</b>	<b>118.4</b>	<b>3,306.9</b>	<b>16,503.3</b>
<b>クレジット・デリバティブ契約</b>										
店頭（OTC）契約										
クレジット・デフォルト・スワップ	11.1	238.1	11.3	245.8	0.0	22.9	641.1	21.3	630.9	0.0
トータル・リターン・スワップ	0.4	3.8	0.4	5.1	0.0	0.2	3.1	0.2	3.1	0.0
オプション及びワラント	0.0	6.5	0.0	1.6	0.0	0.0	3.6	0.0	0.1	0.0
<b>合計</b>	<b>11.5</b>	<b>248.4</b>	<b>11.7</b>	<b>252.4</b>	<b>0.0</b>	<b>23.1</b>	<b>647.8</b>	<b>21.5</b>	<b>634.0</b>	<b>0.0</b>
<b>外国為替契約</b>										
店頭（OTC）契約										
先渡契約	20.6	817.6	19.2	741.4	0.0	12.4	661.2	13.4	667.9	0.0
金利及び通貨スワップ	62.2	1,626.3	62.3	1,554.0	0.0	54.2	1,924.0	57.4	1,858.1	0.0
オプション	15.6	667.3	16.0	601.4	0.0	9.3	494.0	9.4	455.5	0.0
取引所取引契約										
先物					14.8					7.2
オプション	0.0	4.9	0.1	3.7	0.0	0.0	5.4	0.0	6.1	0.0
委託取引 <sup>7</sup>	0.0		0.0			0.1		0.1		
<b>合計</b>	<b>98.4</b>	<b>3,116.2</b>	<b>97.6</b>	<b>2,900.5</b>	<b>14.8</b>	<b>76.0</b>	<b>3,084.4</b>	<b>80.3</b>	<b>2,987.6</b>	<b>7.2</b>
<b>株式／株式指数契約</b>										
店頭（OTC）契約										
先渡契約	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
スワップ	3.4	58.5	4.7	70.0	0.0	3.2	45.9	4.6	59.2	0.0
オプション	6.4	71.7	8.9	115.4	0.0	7.7	74.7	9.3	103.1	0.0
取引所取引契約										
先物					27.9					25.7
オプション	4.8	109.4	4.8	124.2	10.1	5.6	110.8	6.5	112.4	7.2
委託取引 <sup>7</sup>	4.9		4.8			4.0		4.0		
<b>合計</b>	<b>19.5</b>	<b>239.6</b>	<b>23.3</b>	<b>309.6</b>	<b>38.0</b>	<b>20.6</b>	<b>231.4</b>	<b>24.4</b>	<b>274.7</b>	<b>32.9</b>
<b>コモディティ契約</b>										
店頭（OTC）契約										
先渡契約	0.3	4.6	0.3	4.4	0.0	0.6	4.5	0.4	3.5	0.0
スワップ	0.9	13.8	0.5	7.9	0.0	0.9	14.9	0.9	11.2	0.0
オプション	0.9	12.5	0.7	9.8	0.0	1.0	12.9	0.9	9.4	0.0
取引所取引契約										
先物					7.3					11.1
先渡契約	0.0	6.5	0.1	5.3	0.0	0.0	9.7	0.1	8.2	0.0
オプション	0.0	0.8	0.1	3.7	0.1	0.0	0.6	0.1	2.3	0.2
委託取引 <sup>7</sup>	1.4		1.4			0.9		0.9		
<b>合計</b>	<b>3.6</b>	<b>38.1</b>	<b>3.2</b>	<b>31.1</b>	<b>7.3</b>	<b>3.5</b>	<b>42.7</b>	<b>3.2</b>	<b>34.6</b>	<b>11.3</b>
<b>デリバティブ以外の</b>										
金融資産の未決済の購入 <sup>8</sup>	0.1	11.4	0.2	12.9	0.0	0.1	19.6	0.1	8.9	0.0
<b>デリバティブ以外の</b>										
金融資産の未決済の売却 <sup>8</sup>	0.2	16.1	0.1	9.1	0.0	0.1	12.7	0.2	15.2	0.0
<b>IFRSに準拠したネットティングに基づくデリバティブ合計<sup>9</sup></b>	<b>257.0</b>	<b>5,857.8</b>	<b>254.1</b>	<b>5,600.2</b>	<b>13,507.9</b>	<b>254.1</b>	<b>7,518.8</b>	<b>248.1</b>	<b>7,261.9</b>	<b>16,554.7</b>

<sup>1</sup>区分処理された組込デリバティブは、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示され、本表から除外されている。2014年12月31日現在、当該デリバティブの合計は、PRV 3 億スイス・フラン（関連する想定元本65億スイス・フラン）であり、NRV 3 億スイス・フラン（関連する

想定元本78億スイス・フラン)である。2013年12月31日現在、当該デリバティブの合計は、PRV 2 億スイス・フラン(関連する想定元本67億スイス・フラン)であり、NRV 4 億スイス・フラン(関連する想定元本128億スイス・フラン)である。<sup>2</sup>PRV:再調達価額-借方<sup>3</sup>貸借対照表上で再調達価額が純額で表示される場合でも、ネットイングされる再調達価額のそれぞれの想定元本は総額で表示される。<sup>4</sup>NRV:再調達価額-貸方<sup>5</sup>その他の想定元本は、中央清算機関又は取引所のいずれかを通じて決済されたデリバティブに関連している。これらのデリバティブの公正価値は、対応する証拠金控除後の金額で、貸借対照表のデリバティブに係る差入担保金及びデリバティブに係る受入担保金に表示されており、表示期間において重要ではなかった。<sup>6</sup>2014年12月31日現在の再調達価額-貸方は、デリバティブのローン・コミットメントに関連する0億スイス・フラン(2013年12月31日現在:0億スイス・フラン)を含む。これらの再調達価額に関連する想定元本は表には含まれていない。これらのコミットメントに関連する最大取消不能額は、2014年12月31日現在45億スイス・フラン(2013年12月31日現在:71億スイス・フラン)であった。<sup>7</sup>取引所取引の委託取引の想定元本及びクライアントのために締結したOTC清算取引は、著しく異なるリスク特性により開示されていない。<sup>8</sup>約定日から決済日までの間に売買したデリバティブ以外の金融資産の公正価値の変動は、再調達価額として認識されている。<sup>9</sup>ネットイング契約に関する詳細については、注記26を参照。

デリバティブの想定元本は、一般的に、デリバティブ契約が基にする原商品の金額であり、デリバティブの価値の変動を測定する際に比較する基準となる。想定元本自体は、通常、当事者間で交換される価値を直接示すものではなく、従ってリスクや資金負担の直接的な基準ではないが、UBS AGが行う異なる種類のデリバティブについての規模を示すものとして見なされている。

2014年12月31日現在保有するOTC金利契約の満期の内訳は、想定元本ベースで、約45%(2013年12月31日現在:38%)が1年以内に、34%(2013年12月31日現在:38%)が1年超5年以内に、22%(2013年12月31日現在:24%)が5年より後に満期となる。清算機関と清算する金利契約の想定元本のうち、IFRSに準拠した貸借対照表上のネットイングの要件を満たすものは、「その他の想定元本」として表示されており、清算される原デリバティブ契約の契約上の満期に基づいて、満期別に分類されている。

## トレーディング目的で取引されるデリバティブ

当グループの多くのデリバティブ取引は、販売及びトレーディング活動に関係している。販売活動は、顧客が現在の又は予想されるリスクを負担したり、移転したり、修正したり、軽減したりできるよう、顧客に対しデリバティブの組成及びマーケティングを行うことを含む。トレーディング業務には、顧客業務の円滑化及び履行を直接支援するマーケット・メイキングが含まれる。マーケット・メイキングには、スプレッド及び数量に基づいて収入を獲得することを意図して、他の市場参加者に買値及び売値を提示することが含まれる。

## クレジット・デリバティブ

UBS AGは、多数の発行体の有価証券に関連する、CDS及び関連商品を含む債券市場におけるディーラーである。これらの業務の主な目的は、マーケット・メイキング業務を通じてのUBS AGの顧客の利益のため、及びトレーディング勘定のエクスポージャーに対する継続的なヘッジのためである。

インベストメント・バンク内で実施されているマーケット・メイキング作業は、顧客のトレーディング活動を容易にするための、シングルネームCDS、インデックスCDS、ローンCDS及び関連して参照される現物商品の売買から成る。UBS AGはまた、特定の個人、セクター、又は特定のポートフォリオへの集中を軽減することを目的として、発生貸出金ポートフォリオ及びオフバランスの貸出金ポートフォリオ(ローン・コミットメントを含む。)における特定の取引相手先の信用リスクを経済的にヘッジするためにも、CDSを積極的に利用している。

さらにUBS AGは、純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融商品を含むOTCのデリバティブ・ポートフォリオにおける特定の取引相手先の信用リスクを経済的にヘッジするために、CDSを積極的に利用している。

2012年度中に、UBS AGはインベストメント・バンクの戦略の変更を公表し、これによりある特定の顧客取引を容易にする業務に特化し、マーケット・メイキング業務を縮小することになった。その結果、CDS取引は次第に、経済的なヘッジ目的で使用されている。2013年度に、ストラクチャード・クレジット商品を含むクレジット・デリバティブの大規模なポートフォリオがコーポレート・センター 非中核業務に移管され、現在同セグメントで管理・報告されている。これらのポジションの大部分は現在、他の取引相手先に変更する取引更改を通じて解消されている。

以下の表は、買建及び売建信用プロテクションの詳細を示し、再調達価額及び想定元本の商品及び取引相手別の情報が含まれる。買建及び売建プロテクションの価値は、単独ではUBS AGの信用リスクの測定値とはならない。取引相手との関係は、現在ある信用リスクの合計(CDSに加えて他の商品とも関連する。)として、実行されている担保契約との関連で考えられる。2014年12月31日現在の買建及び売建信用プロテクションは、想定元本ベースで、約27%(2013年12月31日:22%)が1年以内に、約64%(2013年12月31日:72%)が1年超5年以内に、約8%(2013年12月31日:6%)が5年より後に満期となる。

## クレジット・デリバティブ - 商品別

単位:十億スイス・フラン	買建プロテクション		売建プロテクション	
	公正価値: PRV	公正価値: NRV	公正価値: PRV	公正価値: NRV
		想定元本		想定元本

単一銘柄のクレジット・デフォルト・スワップ	5.9	4.0	173.3	3.0	5.6	148.8
複数銘柄の指数連動クレジット・デフォルト・スワップ	0.4	0.9	72.8	1.7	0.5	80.7
複数銘柄のその他のクレジット・デフォルト・スワップ	0.1	0.3	4.8	0.0	0.1	3.4
トータル・レート・オブ・リターン・スワップ	0.1	0.3	5.4	0.3	0.2	3.5
オプション及びワラント	0.0	0.0	6.5	0.0	0.0	1.6
<b>2014年12月31日現在の合計</b>	<b>6.5</b>	<b>5.4</b>	<b>262.8</b>	<b>5.0</b>	<b>6.3</b>	<b>238.0</b>
内、経済的ヘッジに関連するクレジット・デリバティブ	3.2	5.0	245.5	4.6	3.0	220.5
内、マーケット・メイキングに関連するクレジット・デリバティブ	3.3	0.4	17.3	0.5	3.3	17.4

	買建プロテクション			売建プロテクション		
	公正価値： PRV	公正価値： NRV	想定元本	公正価値： PRV	公正価値： NRV	想定元本
単位：十億スイス・フラン						
単一銘柄のクレジット・デフォルト・スワップ	6.6	12.0	487.9	10.4	4.6	450.6
複数銘柄の指数連動クレジット・デフォルト・スワップ	1.0	1.9	146.8	4.4	2.3	171.9
複数銘柄のその他のクレジット・デフォルト・スワップ	0.4	0.4	9.4	0.1	0.2	5.3
トータル・レート・オブ・リターン・スワップ	0.2	0.1	5.4	0.0	0.1	0.8
オプション及びワラント	0.0	0.0	3.6	0.0	0.0	0.1
<b>2013年12月31日現在の合計</b>	<b>8.1</b>	<b>14.3</b>	<b>653.1</b>	<b>15.0</b>	<b>7.2</b>	<b>628.8</b>
内、経済的ヘッジに関連するクレジット・デリバティブ	7.8	14.1	644.3	14.7	6.9	620.6
内、マーケット・メイキングに関連するクレジット・デリバティブ	0.3	0.3	8.7	0.3	0.3	8.2

#### クレジット・デリバティブ - 取引先別

	買建プロテクション			売建プロテクション		
	公正価値： PRV	公正価値： NRV	想定元本	公正価値： PRV	公正価値： NRV	想定元本
単位：十億スイス・フラン						
ブローカー・ディーラー	1.4	0.5	32.8	0.3	1.1	23.5
銀行	4.0	2.9	156.4	2.6	4.4	144.3
中央清算機関	0.2	1.1	53.2	1.3	0.3	56.7
その他	0.9	0.9	20.4	0.8	0.5	13.5
<b>2014年12月31日現在の合計</b>	<b>6.5</b>	<b>5.4</b>	<b>262.8</b>	<b>5.0</b>	<b>6.3</b>	<b>238.0</b>

	買建プロテクション			売建プロテクション		
	公正価値： PRV	公正価値： NRV	想定元本	公正価値： PRV	公正価値： NRV	想定元本
単位：十億スイス・フラン						
ブローカー・ディーラー	1.6	2.9	146.9	3.0	1.5	138.0
銀行	4.7	8.9	377.0	9.0	4.6	370.7
中央清算機関	0.5	1.8	101.2	2.3	0.7	102.2
その他	1.4	0.7	27.9	0.6	0.3	17.8
<b>2013年12月31日現在の合計</b>	<b>8.1</b>	<b>14.3</b>	<b>653.1</b>	<b>15.0</b>	<b>7.2</b>	<b>628.8</b>

UBS AGのクレジット・デリバティブは、通常、OTC契約として取引される。2009年度以降、デリバティブ業界の拡大に伴い、取引相手先リスクの削減を目的として、OTCのCDS契約に関するCCPによるソリューションを確立するために多くの新しい取り組みが、米国及びヨーロッパの双方において開始された。UBS AGはこのような取り組みに、他のディーラー・メンバーと共に、2014年度も引き続き参加した。

UBS AGのCDS取引については、文書化の業種別標準様式、又はカスタマイズされた契約書に記載された同等の条件を用いて文書化される。CDSを規定する当該契約書には通常、UBS AGが支払った金額（つまり、信用事象が発生し、CDS契約に従いUBS AGに支払いが要求される場合。）について、UBS AGが第三者から回収することを可能にするリコース条項は含まれていない。

CDS契約に基づきUBS AGに履行が要求されることになる信用事象の種類は、取引時における当事者間の合意に従ったものであるが、ほぼ全ての取引について、取引が関連する参照企業の種類に基づき、特定の市場慣行で適用される信用事象を用いて、取引が行われる。市場慣行に応じて適用される信用事象には、倒産、支払不履行、条件変更、債務弁済期日繰上げ及び履行拒絶/支払猶予が含まれる。

#### デリバティブ負債の偶発的な担保の特徴

一部のデリバティブ債務は、通常の業務過程において、UBS AGの公表された信用格付けの引き下げをトリガーとする偶発的な担保又は終了の特徴を含んでいる。2014年12月31日現在のUBS AGの信用格付けに基づき、特定の取引相手先との双務契約に従った追加担保又は解約手数料が、UBS AGの長期信用格付けが1ノッチ（段階）、2ノッチ（段階）及び3ノッチ（段階）引き下げとなった場合、それぞれ約10億スイス・フラン、28億スイス・フラン及び29億スイス・フラン要求されることになっていた。また、短期格付けも相当に引き下げられる。UBS AGの流動性所要額の評価を行う際に、UBS AGは、UBS AGの長期信用格付けが引き下げられる場合及び短期格付けが相当に引き下げられる場合に要求される追加の担保又は解約手数料を考慮している。

#### ヘッジ目的で取引されるデリバティブ

##### 構造的ヘッジに利用されるデリバティブ

UBS AGは、資産、負債及び予定取引に内在するリスクをヘッジすることを目的として、デリバティブ取引を締結する。ヘッジ取引の会計処理上の取扱いは、ヘッジ対象商品の性質によって、また当該ヘッジが会計処理上ヘッジ取引として適格であるかどうかによって異なる。

会計処理上ヘッジとして適格であり、かつ指定されているデリバティブ取引は、この注記の対応する項目（公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジ）で述べる。ヘッジ手段としての指定及び会計処理を行うデリバティブに係るUBS AGの会計方針については、注記1aの15の項で説明しているが、当該注記では、以下のセクションで使用する用語について説明している。

UBS AGはまた、ヘッジ会計が適用されていないデリバティブを利用した様々なヘッジ戦略に取り組んでいる。これらには日常の経済的金利リスク管理を目的とする金利スワップ及びその他の金利デリバティブ(先物など)が含まれる。UBS AGはまた、対象となる株式と株価ボラティリティのエクスポージャーを相殺するための様々な株式取引戦略における経済的ヘッジを目的として、株式先物取引、オプション及び、相対的に少ないがスワップも利用している。UBS AGは同様に、信用リスク・エクスポージャーの経済的ヘッジをもたらずCDSを締結している（クレジット・デリバティブのセクションを参照）。経済的なヘッジ関係の一部ではあるがヘッジ会計処理が認められないデリバティブの公正価値の変動は、**トレーディング収益純額**に報告される。ただし、一部の短期為替契約に係るフォワード・ポイントは除く。これは**受取利息純額**に報告される。

##### 公正価値ヘッジ：発行済債券に関連する金利リスク

UBS AGの公正価値ヘッジは、主に、市場金利の変動を原因とした固定利付商品(仕組債以外の債券、カバード・ボンド及び劣後債など)の公正価値の変動を防ぐために利用される金利スワップからなる。公正価値ヘッジとして指定された金利デリバティブ残高の公正価値は、2014年12月31日現在、2,236百万スイス・フランの資産及び37百万スイス・フランの負債であり、2013年12月31日現在、1,588百万スイス・フランの資産及び140百万スイス・フランの負債であった。

## 金利リスクの公正価値ヘッジ

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2014年12月31日	2013年12月31日	2012年12月31日
ヘッジ手段に係る利得 / (損失)	1,113	(1,123)	537
ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象項目に係る利得 / (損失)	(1,111)	1,116	(581)
<b>公正価値ヘッジの非有効部分を表す純利得 / (損失)</b>	<b>2</b>	<b>(7)</b>	<b>(44)</b>

公正価値ヘッジ：貸出金に関連する金利リスクのポートフォリオ

UBS AGは、モーゲージ・ローンのポートフォリオの金利リスクに対しても公正価値ヘッジ会計を適用している。ヘッジ対象項目の公正価値変動は、貸借対照表上、ヘッジ対象項目とは切り離して計上され、その他の資産に含まれている。これらのヘッジに指定された金利デリバティブ残高の公正価値は、2014年12月31日現在、256百万スイス・フランの負債（2013年12月31日：176百万スイス・フランの資産及び716百万スイス・フランの負債）であった。2014年度における保有デリバティブの公正価値の減少は、特定の金利デリバティブのヘッジ指定が中止されたことに一部関連している。

## 金利リスクのポートフォリオの公正価値ヘッジ

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2014年12月31日	2013年12月31日	2012年12月31日
ヘッジ手段に係る利得 / (損失)	(694)	636	139
ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象項目に係る利得 / (損失)	676	(625)	(159)
<b>公正価値ヘッジの非有効部分を表す純利得 / (損失)</b>	<b>(18)</b>	<b>11</b>	<b>(20)</b>

## 予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジ

UBS AGは、変動金利付きの、又は将来借換もしくは再投資が予想される非トレーディング金融資産及び負債について、将来の金利キャッシュ・フローの変動にさらされている。元本及び利息の両方のフローを示す将来キャッシュ・フローの金額とタイミングは、契約条件、並びに期限前償還及び債務不履行に関する見積りを含めたその他の関連要因に基づいて予測されている。全ポートフォリオの元本残高及び金利キャッシュ・フローの総額は、UBS AGの非トレーディング金利リスクを特定するための基礎を形成し、満期の上限を14年間とする金利スワップによりヘッジされている。以下の表は、2014年12月31日現在、予想金利キャッシュ・フローを生ずる予定元本残高を示す。以下の表の表示金額は、キャッシュ・フロー・ヘッジ関係におけるヘッジ対象として指定された予定キャッシュ・フローの対象となる資産及び負債の平均を期間別に示している。

予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブ残高の公正価値は、2014年12月31日現在、4,521百万スイス・フランの資産及び1,262百万スイス・フランの負債（2013年12月31日：4,770百万スイス・フランの資産及び2,275百万スイス・フランの負債）であった。

2014年度に87百万スイス・フランの利得が、ヘッジの非有効性によりトレーディング収益純額に認識された。これに対して2013年度は80百万スイス・フランの損失、2012年度は158百万スイス・フランの利得が認識された。

2014年度末及び2013年度末時点での、ヘッジ手段の指定を解除された金利スワップに関連する利得265百万スイス・フラン及び損失18百万スイス・フランは、それぞれOCIに繰り延べられていた。これについては、従来ヘッジ対象とされていた予定キャッシュ・フローが純損益に影響を与える時点、又は予定キャッシュ・フローが発生しないことが見込まれた時点で、OCIから振り替えられることになる。ヘッジ手段の指定を解除されたスワップに関連してOCIから受取利息純額に振り替えられた金額は、2014年度において51百万スイス・フランの純利得、2013年度において1百万スイス・フランの純利得、及び2012年度において4百万スイス・フランの純利得であった。

## 予定キャッシュ・フローの対象となる元本残高

単位：十億スイス・フラン	1年未満	1～3年	3～5年	5～10年	10年超
資産	66	113	37	33	1
負債	9	19	3	2	0
<b>正味残高</b>	<b>57</b>	<b>94</b>	<b>34</b>	<b>32</b>	<b>1</b>

## 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

UBS AGは、在外営業活動体に対する一部の純投資について、ヘッジ会計を適用している。2014年12月31日現在、純投資のヘッジ関係の枠組みの中で、ヘッジ手段として指定された通貨デリバティブ（主に通貨スワップ）の再調達価額 - 借方及び再調達価額 - 貸方は、それぞれ158百万スイス・フラン及び305百万スイス・フラン（2013年12月31日：再調達価額 - 借方104百万スイス・フラン及び再調達価額 - 貸方102百万スイス・フラン）

ン)であった。2014年12月31日現在、ヘッジ対象である複数通貨の構造的なエクスポージャーは合計で80億スイス・フラン(2013年12月31日:72億スイス・フラン)であった。

米ドル以外の通貨に関する通貨の構造的なエクスポージャーは、為替リスクがまず米ドルに対してヘッジされ、次にUBS AGの表示通貨であるスイス・フランに換算されることから、別個の為替デリバティブ取引の一環として、2つまとめて指定されたデリバティブからなる。2014年12月31日現在、指定されたヘッジ手段のデリバティブについての想定元本の合計は147億スイス・フラン(2013年12月31日:138億スイス・フラン)で、これには米ドル/スイス・フランのスワップに関連した想定元本78億スイス・フランと外貨(米ドル以外)/米ドルをヘッジするデリバティブに関連した69億スイス・フランの想定元本が含まれる。これらの通貨スワップの利得及び損失の有効部分は、直接OCIに振り替えられ、国外の支店及び子会社に対する純投資の為替換算差損益と相殺される。このように、これらの通貨スワップは、個々の国外の支店及び子会社レベルでの、ひいてはUBS AGのOCIの為替換算調整合計での、為替換算調整額の累積による構造的な為替エクスポージャーをヘッジしている。

UBS AGは純投資のヘッジ会計の枠組みの中で、国外の支店又は子会社の一部のデリバティブ以外の外貨建て金融資産及び負債をヘッジ手段として指定している。一方の国外企業のデリバティブ以外のヘッジ手段に係るOCIの為替換算調整に計上された為替換算差額は、もう一方の国外企業の構造的な為替エクスポージャーを相殺する。従って、UBS AGのOCIの為替換算調整の総額は、このヘッジ指定により変動しない。2014年12月31日現在、このような純投資ヘッジにおけるヘッジ手段として指定されたデリバティブ以外の金融資産及び負債の想定元本は、それぞれ143億スイス・フラン及び143億スイス・フラン(2013年12月31日:155億スイス・フランのデリバティブ以外の金融資産及び155億スイス・フランのデリバティブ以外の金融負債)であった。

2014年度、2013年度及び2012年度では、在外営業活動体に対する純投資のヘッジに係る重要な非有効性は、損益計算書において認識されなかった。

#### 割引前キャッシュ・フロー

以下の表では、ヘッジ関係において指定された全てのデリバティブの割引前キャッシュ・フローを示している。金利スワップのキャッシュ・フローには、ヘッジ関係において指定された金利スワップに係る全てのキャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローが含まれる。当該スワップは、2014年12月31日現在UBS AGの資産又は負債のいずれかである。本表には、取引所又は清算機関を通じて取引されるデリバティブが含まれている。当該デリバティブの公正価値の変動は変動証拠金により、実際にあるいは実質的に日次で現金決済されている。

#### ヘッジ関係において指定されたデリバティブ(割引前キャッシュ・フロー)

単位:十億スイス・フラン	要求払い	期限が	期限が1	期限が3	期限が1	期限が	合計
		1ヶ月	~3ヶ月	~12ヶ月	~5年		
		以内	の間	の間	の間	5年超	
<b>金利スワップ<sup>1</sup></b>							
キャッシュ・インフロー	0	0	1	2	8	1	12
キャッシュ・アウトフロー	0	0	0	1	5	1	7
<b>通貨スワップ/先渡</b>							
キャッシュ・インフロー	0	7	6	0	0	0	13
キャッシュ・アウトフロー	0	7	6	0	0	0	14
<b>正味キャッシュ・フロー</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>5</b>

<sup>1</sup>本表には、ヘッジ関係において指定された全ての金利スワップに係るキャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローの総額が含まれており、2014年12月31日現在、UBSの資産又は負債のいずれかに計上される。



注記15 売却可能金融投資

単位：百万スイス・フラン	2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在
<b>発行体タイプ別売却可能金融投資<sup>1</sup></b>		
<b>負債性商品</b>		
政府及び政府機関	45,334	50,761
内、スイス	43	44
内、米国	17,219	17,876
内、ドイツ	10,145	6,733
内、フランス	5,351	5,601
内、英国	2,348	8,089
内、日本	1	4,865
銀行	8,490	4,983
企業及びその他	2,670	3,132
<b>負債性商品合計</b>	<b>56,494</b>	<b>58,876</b>
<b>資本性金融商品</b>	<b>664</b>	<b>649</b>
<b>売却可能金融投資合計</b>	<b>57,159</b>	<b>59,525</b>
未実現利得 - 税引前	430	372
未実現(損失) - 税引前	(64)	(196)
<b>純未実現利得 / (損失) - 税引前</b>	<b>365</b>	<b>175</b>
<b>純未実現利得 / (損失) - 税引後</b>	<b>238</b>	<b>95</b>

<sup>1</sup>商品タイプ及び公正価値ヒエラルキーの区分に関する詳細については、注記24eを参照。

## 注記16 有形固定資産

## 減価償却累計額控除後の取得原価

単位：百万スイス・フラン	自己使用 不動産	リース物件 改良費	IT機器 及び 通信機器	自己創設 ソフト ウェア <sup>1</sup>	購入 ソフト ウェア	その他の 機械設備	仕掛中プロ ジェクト	2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在
<b>取得原価</b>									
期首残高	7,970	2,677	2,205	1,259	459	769	799	16,136	16,428
取得	38	21	270	8	58	38	1,257	1,690	1,244
処分/除却 <sup>2</sup>	(115)	(92)	(221)	(25)	(18)	(46)	0	(518)	(871)
振替	(166)	281	4	260	3	44	(786)	(359) <sup>7</sup>	(488)
為替換算調整	29	173	119	24	35	42	72	493	(178)
期末残高	7,756	3,060	2,377	1,525	536	847	1,341	17,442	16,136
<b>減価償却累計額</b>									
期首残高	4,485	1,894	1,841	965	408	547	0	10,140	10,524
減価償却費	186	179	215	130	30	58	0	799	734
減損 <sup>3</sup>	2	8	1	7	0	1	0	19	81
処分/除却 <sup>2</sup>	(114)	(86)	(184)	(25)	(18)	(46)	0	(474)	(756)
振替	(208)	(8)	0	0	1	(2)	0	(217) <sup>7</sup>	(319)
為替換算調整	15	134	102	11	31	34	0	326	(124)
期末残高	4,365	2,120	1,976	1,089	452	592	0	10,593	10,140
期末帳簿価額 <sup>4,5</sup>	3,391	940	402	436	85	255	1,341 <sup>6</sup>	6,849	5,996

<sup>1</sup>2014年度に、本注記の表示が変更された。自己創設ソフトウェアは現在、独立した項目として表示されているが、過年度は購入ソフトウェアと一緒に表示されていた。<sup>2</sup>償却済資産の除却を含む。<sup>3</sup>2014年度に計上された減損損失は、その回収可能価額を使用価値に基づいて算定した資産に関連するものである（減損資産の回収可能価額：リース物件改良費58百万スイス・フラン、自己創設ソフトウェア5百万スイス・フラン）。<sup>4</sup>2014年12月31日現在、将来不動産を購入する契約上の義務は約4億スイス・フランであった。<sup>5</sup>リース資産（主にITハードウェア及び通信機器）に関連する104百万スイス・フランを含む。<sup>6</sup>自己創設ソフトウェアに関連する1,045百万スイス・フラン、自己使用不動産に関連する172百万スイス・フラン及びリース物件改良費に関連する119百万スイス・フランを含む。<sup>7</sup>その他の資産の中で報告されている売却目的で保有する不動産（純額で143百万スイス・フラン）への振替を反映している。

## 投資不動産の公正価値

単位：百万スイス・フラン	2014年 12月31日	2013年 12月31日
期首残高	10	99
取得	0	7
売却	0	0
再評価	1	(16)
振替	(7)	(81)
為替換算調整	1	0
期末残高	5	10

## 注記17 のれん及び無形資産

## はじめに

UBS AGはのれんの資産に対して、毎年又は減損の兆候が存在する場合に減損テストを実施している。UBS AGでは、注記2で報告したセグメントを個別の資金生成単位（以下「CGU」という。）であると考えている。減損テストは、のれんが配分されている各セグメントに対して、それぞれのセグメントの回収可能価額（使用価値に基づく）と帳簿価額を比較することによって実施される。減損損失は帳簿価額が回収可能価額を上回った場合に認識される。2014年12月31日現在、貸借対照表に認識されたのれんの合計額は64億スイス・フランであ

り、その内訳はウェルス・マネジメントが14億スイス・フラン、ウェルス・マネジメント・アメリカズが35億スイス・フラン、グローバル・アセット・マネジメントが15億スイス・フランである。後述する減損テストの手法に基づき、UBS AGは、これらのセグメントに配分したのれんの2014年12月31日現在の残高は引き続き回収可能であり、減損していないという結論に達した。

## のれん減損テストの手法

回収可能価額は、バンキング事業及びその規制環境の特色を考慮したインプットを用いるように調整された割引キャッシュ・フロー・モデルを使用して算定している。セグメントの回収可能価額は、今後5年間の株主に帰属する予想収益の割引現在価値及びターミナル・バリューの合計額である。5年目を超える全ての期間を対象とするターミナル・バリューは、5年目の利益、割引率及び長期成長率の予測を用いて算出され、長期成長率が織り込まれた永久成長を持続させるのに必要であると想定される資本の影響により調整される。各セグメントの帳簿価額は、当グループの持分帰属(equity attribution)の枠組みを参照して算定される。当報告書の「資本管理」のセクション(訳者注:原文の「Capital Management」のセクション。)で説明している当該枠組みにおいて、取締役会(以下「BoD」という。)は、リスク・エクスポージャー、リスク加重資産及びレバレッジ比率の分母の使用、並びにのれん及び無形資産を考慮後、各事業に持分を帰属させている。事業部門に帰属する持分の合計額は、特定の期間におけるUBS AGの実際の持分と異なることがある。この枠組みは主に事業の業績評価のために使用されるものであり、一定の経営者の仮定を含んでいる。帰属持分は、事業を遂行するためにセグメントが必要とする資本相当であり、そのセグメントの帳簿価額を決定する際の適切な起点と考えられる。この帰属持分の手法は、事業計画の過程に沿ったものであり、当該過程からのインプットが各CGUの回収可能価額を計算するために使用されている。

**持分帰属の枠組みについての詳細は当報告書の「資本管理」のセクションを参照。**

## 仮定

UBS AGの減損テスト・モデルで用いる評価パラメーターは、適用できる場合は外部の市場情報に連動する。回収可能価額の算定に使用されるモデルは、1年目から5年目までの予想株主配当可能利益の変動、割引率の変動及び長期成長率の変動に最も敏感に反応する。適用する長期成長率は、世界のさまざまな地域の長期経済成長率に基づいている。株主配当可能利益は、BoDにより承認された事業計画の一部をなす業績予想に基づいて見積られる。

割引率は、資本資産価格モデルに基づくアプローチを適用して決定され、その際には内外のアナリストによる定量的及び定性的なインプットと、経営者の見解が考慮される。この手法に基づく、インベストメント・バンクの割引率は前年と比べて1%低下している。他のCGUについては、各割引率に変更はなかった。

各セグメントの回収可能価額を算定するために用いる重要な仮定は、合理的な変動可能性をその仮定に当てはめることにより、感応度をテストされる。予想株主配当可能利益は10%変動され、割引率は1.0パーセンテージ・ポイント、長期成長率は0.5パーセンテージ・ポイント変動された。全てのシナリオにおいて、各セグメントの回収可能価額はそれぞれの帳簿価額を超過しており、重要な仮定の合理的な変動により減損が生じることはない。

将来の期間についての収益の見積り及びその他の仮定が、現在の見通しから外れた場合、のれんの価値は将来減損し、損益計算書に損失を計上することになる可能性がある。のれんの減損を認識した場合、IFRSのもとでのUBS AG株主に帰属する持分及び当期純利益は減少するが、キャッシュ・フローには影響しない。また、バーゼルの自己資本の枠組みの下ではのれんを自己資本から差し引くことが要求されるため、UBS AGの総自己資本比率に影響を及ぼさないと見込まれる。

割引率及び成長率

	割引率		成長率	
	2014年 12月31日	2013年 12月31日	2014年 12月31日	2013年 12月31日
単位：%				
ウェルス・マネジメント	9.0	9.0	1.7	1.7
ウェルス・マネジメント・アメリカズ	9.0	9.0	2.4	2.4
インベストメント・バンク	11.0	12.0	2.4	2.4
グローバル・アセット・マネジメント	9.0	9.0	2.4	2.4

	のれん 合計	無形資産			2014年 12月31日	2013年 12月31日
		インフラ ストラク チャー	顧客関係、 契約上の 権利その他	合計		
単位：百万スイス・フラン						
<b>取得原価</b>						
期首残高	5,842	678	763	1,441	7,283	7,417
取得			17	17	17	79
処分			(1)	(1)	(1)	(35)
為替換算調整	526	78	54	131	657	(179)
期末残高	6,368	756	833	1,589	7,957	7,283
<b>償却累積額及び減損</b>						
期首残高	0	447	543	990	990	956
償却		35	45	80	80	79
減損 <sup>1</sup>			2	2	2	3
処分			0	0	0	(28)
為替換算調整		54	45	99	99	(21)
期末残高	0	536	635	1,171	1,171	990
<b>期末帳簿価額</b>	6,368	219	198	417	6,785	6,293

<sup>1</sup>2014年度及び2013年度に計上された減損損失は、その回収可能価額を使用価値に基づいて算定した資産に関連するものである（減損資産の回収可能価額：2014年度は3百万スイス・フラン、2013年度は5百万スイス・フラン）。

以下の表は、2014年12月31日終了事業年度のセグメント別ののれん及び無形資産を開示したものである。

単位：百万スイス・フラン	ウェルス・	ウェルス・	インベスト	グローバル・	コーポレート・		合計
	マネジメント	マネジメント・	メント・	アセット・	センター	センター	
		アメリカズ	バンク	マネジメント	中核業務	非中核業務 及び レガシー・ ポート フォリオ	
<b>のれん</b>							
期首残高	1,281	3,131	44	1,386			5,842
取得							0
処分							0
減損							0
為替換算調整	77	359	0	90			526
<b>期末残高</b>	<b>1,359</b>	<b>3,490</b>	<b>44</b>	<b>1,476</b>			<b>6,368</b>
<b>無形資産</b>							
期首残高	50	267	90	25	15	3	451
取得 / 振替			3		17	(3)	17
処分			0				0
償却	(4)	(48)	(15)	(8)	(6)		(80)
減損	(1)			(1)			(2)
為替換算調整	(1)	27	6	1			33
<b>期末残高</b>	<b>45</b>	<b>246</b>	<b>84</b>	<b>17</b>	<b>25</b>	<b>0</b>	<b>417</b>

無形資産の見積償却費合計は、以下の通りである。

単位：百万スイス・フラン	無形資産
年度別見積償却費合計：	
2015年度	94
2016年度	81
2017年度	61
2018年度	54
2019年度	45
2020年度以降	62
耐用年数を確定できないため償却されないもの	20
<b>合計</b>	<b>417</b>

注記18 その他の資産

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
プライム・ブローカレッジ債権 <sup>1</sup>	12,534	11,175
ファイナンシャル・アドバイザーに対する採用時貸出金	2,909	2,733
ファイナンシャル・アドバイザーに対するその他の貸出金	372	358
保釈保証金 <sup>2</sup>	1,323	0
未収利息	453	433
未収収益 - その他	1,009	931
前払費用	1,027	985
確定給付資産及び退職後給付資産純額 <sup>3</sup>	0	952
決済勘定	616	466
未収付加価値税及びその他の税金	272	410
売却目的で保有する不動産及びその他の非流動資産	236	119
その他	2,317	1,665
<b>その他の資産合計</b>	<b>23,069</b>	<b>20,228</b>

<sup>1</sup>プライム・ブローカレッジ・サービスには、複数の資産クラスにわたって取引を行う法人顧客向けの清算、決済、保管、ファイナンシング及びポートフォリオ・レポーティング・サービスが含まれている。<sup>2</sup>詳細については、注記22bの1の項を参照。<sup>3</sup>詳細については、注記28を参照。

## 貸借対照表の注記：負債

### 注記19 銀行及び顧客預り金

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
銀行預り金	10,492	12,862
顧客預り金：要求払預金	187,516	178,972
顧客預り金：定期預金	52,269	47,326
顧客預り金：信託預金	14,766	21,459
顧客預り金：リテール貯蓄 / 預金	156,427	143,068
顧客預り金合計	410,979	390,825
<b>銀行及び顧客預り金合計</b>	<b>421,471</b>	<b>403,686</b>

### 注記20 公正価値での測定を指定された金融負債

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
仕組債以外の債券	4,488	3,664
仕組債		
エクイティ・リンク債	37,725	32,835
クレジット・リンク債	4,645	6,279
金利連動債 <sup>1</sup>	19,380	14,488
その他	2,138	2,698
仕組債（店頭）		
エクイティ・リンク債	2,508	3,478
その他	3,154	4,839
レボ契約	1,167	1,572
ローン・コミットメント及び保証 <sup>2</sup>	93	49
<b>合計</b>	<b>75,297</b>	<b>69,901</b>
内、公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己クレジット	302	577

<sup>1</sup>仕組債以外の金利連動債も含む。<sup>2</sup>ローン・コミットメントは、融資が利用され、貸出金として認識されるまで、公正価値での測定を指定された金融負債として認識される。詳細については、注記1aの8の項を参照。

2014年12月31日現在、純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融負債の満期時点の約定償還額は、帳簿価額を上回る7億スイス・フランであった。2013年12月31日現在、同負債の満期時点の約定償還額は、帳簿価額を上回る3億スイス・フランであった。

2014年及び2013年12月31日現在、UBS AGは、スイス・フラン建て及びスイス・フラン以外の通貨建て両方の固定利付債及び変動利付債からなる、公正価値での測定を指定された金融負債をそれぞれ75,297百万スイス・フラン及び69,901百万スイス・フラン有していた。

以下の表は、公正価値での測定を指定された金融負債の帳簿価額の契約上の満期日を示している。これは契約条件に基づいて固定利付債と変動利付債を区分したものであり、早期償還の特徴は考慮していない。これらの公正価値での測定を指定された金融負債に関連する将来の利払いに係る金利幅は、これらの負債の大部分が仕組商品であることから以下の表には含まれていない。従って、将来の利払いは、組込デリバティブ及び各利払いが行われる時点の市場実勢に大きく左右される。

割引前キャッシュ・フローに基づく満期についての情報は、注記27bを参照。



契約上の満期日別帳簿価額

単位：百万スイス・フラン、 その他の記載がある場合を除く	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020-2024年	以降	2014年	2013年
								12月31日 現在合計	12月31日 現在合計
<b>UBS AG</b>									
劣後債以外の社債									
固定金利	2,893	903	2,155	693	526	1,868	3,854	<b>12,891</b>	15,431
変動金利	27,755	6,131	5,018	2,350	4,339	3,340	9,711	<b>58,643</b>	49,760
小計	30,648	7,034	7,173	3,043	4,864	5,208	13,565	<b>71,535</b>	65,191
<b>子会社</b>									
劣後債以外の社債									
固定金利	115	30	69	137	26	234	862	<b>1,473</b>	1,468
変動金利	400	217	599	183	215	448	227	<b>2,289</b>	3,242
小計	515	248	668	320	241	682	1,090	<b>3,762</b>	4,710
<b>合計</b>	<b>31,163</b>	<b>7,281</b>	<b>7,841</b>	<b>3,362</b>	<b>5,105</b>	<b>5,890</b>	<b>14,654</b>	<b>75,297</b>	<b>69,901</b>

注記21 償却原価で保有する負債

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
譲渡性預金	<b>16,591</b>	15,811
コマーシャル・ペーパー	<b>4,841</b>	2,961
その他の短期社債	<b>5,931</b>	8,862
<b>短期負債</b>	<b>27,363</b>	27,633
仕組債以外の固定利付債	<b>24,582</b>	17,417
カバード・ボンド	<b>13,614</b>	14,341
劣後債	<b>16,123</b>	11,040
内、スイスSRBバーゼル 低トリガーの損失吸収資本	<b>10,464</b>	4,710
内、スイスSRBバーゼル フェーズ・アウト（段階的除外）追加Tier1自己資本	<b>1,197</b>	1,211
内、スイスSRBバーゼル フェーズ・アウト（段階的除外）Tier2自己資本	<b>4,462</b>	5,107
スイス地方銀行の中央債券発行機関を通じて発行された社債	<b>8,029</b>	8,293
メディアム・ターム・ノート	<b>602</b>	779
その他の長期社債	<b>893</b>	2,083
<b>長期負債</b>	<b>63,844</b>	53,953
<b>償却原価で保有する負債合計<sup>1</sup></b>	<b>91,207</b>	81,586

<sup>1</sup>2014年12月31日現在、マイナスの公正価値純額25百万スイス・フラン（2013年12月31日：マイナスの公正価値純額160百万スイス・フラン）の区分処理された組込デリバティブ控除後。

UBS AGは、一部の負債性商品（償却原価で測定）に固有のリスクを管理するため、金利デリバティブ及び為替デリバティブを利用している。特定の状況において、UBS AGは、注記1aの15の項及び注記14で説明している通り、金利リスクに対してヘッジ会計を適用している。ヘッジ会計を適用した結果として、社債の帳簿価額は、金利動向による公正価値変動を反映して、2014年及び2013年12月31日現在でそれぞれ1,703百万スイス・フラン及び1,119百万スイス・フラン増加した。

劣後債は、UBS AGの無担保の債務であり、UBS AGの現在及び将来のその他全ての他の債券並びに特定の他の債務に、支払において劣後する。2014年及び2013年12月31日現在、UBS AGには、それぞれ16,123百万スイス・フラン及び11,040百万スイス・フランの劣後債があった。これには、スイスSRBバーゼル 低トリガーの損失吸収資本が2014年及び2013年12月31日現在、それぞれ10,464百万スイス・フラン及び4,710百万スイス・フラン含まれていた。2014年12月31日現在の劣後債の全残高は固定金利を支払う。

2014年及び2013年12月31日現在、UBS AGは、スイス・フラン建て及びスイス・フラン以外の通貨建て両方の固定利付債及び変動利付債からなる、償却原価で保有する劣後債以外の社債をそれぞれ75,084百万スイス・フラン及び70,546百万スイス・フラン有していた。

以下の表は、社債の帳簿価額の契約上の満期日を示している。これは契約条件に基づいて固定利付債と変動利付債を区分したものであり、早期償還の特徴は考慮していない。UBS AGは、固定利付債の大部分をヘッジするために金利スワップを利用しており、これにより固定利付債の金利更改の特性を変動利付債に類似した特性に変化させている。

割引前キャッシュ・フロー基準における満期に関する情報は、注記27bを参照。

契約上の満期日別帳簿価額

単位：百万スイス・フラン、 その他の記載がある場合を除く	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020-2024年	以降	2014年	2013年
								12月31日 現在合計	12月31日 現在合計
<b>UBS AG</b>									
劣後債以外の負債									
固定金利	22,013	5,457	9,049	6,109	4,965	10,307	1,426	<b>59,327</b>	59,381
金利（%による金利幅）	0-3.9	0-6.4	0-5.9	0.4-6.6	0.5-4.0	0-4.9	0-2.8		
変動金利	6,378	1,950	212	0	1,045	0	1,710	<b>11,296</b>	7,988
劣後債									
固定金利	930	1,340	683	0	0	8,483	4,687	<b>16,123</b>	10,805
金利（%による金利幅）	2.4-7.4	3.1-5.9	4.1-7.4			4.8-7.6	4.3-8.8		
変動金利	0	0	0	0	0	0	0	<b>0</b>	235
小計	29,321	8,748	9,944	6,109	6,011	18,790	7,823	<b>86,746</b>	78,409
<b>子会社</b>									
劣後債以外の負債									
固定金利	3,688	600	172	0	0	0	0	<b>4,460</b>	3,175
金利（%による金利幅）	0	0-8.3	0-8.0						
変動金利	0	0	0	1	0	0	0	<b>1</b>	1
小計	3,688	600	172	1	0	0	0	<b>4,462</b>	3,177
<b>合計</b>	<b>33,010</b>	<b>9,348</b>	<b>10,117</b>	<b>6,110</b>	<b>6,011</b>	<b>18,790</b>	<b>7,823</b>	<b>91,207</b>	<b>81,586</b>

[次へ](#)

## 注記22 引当金及び偶発負債

## a) 引当金

単位：百万スイス・フラン	オペレー ショナル ・リスク <sup>1</sup>	訴訟、 規制上及 び類似の 問題 <sup>2</sup>	リストラ クチャー リング	ローン・ コミット メント 及び保証		従業員給 付	不動産	その他	2014年	2013年
				12月31日	12月31日合 計					
期首残高	45	1,622	658	61	157	222	205	<b>2,971</b>	2,536	
被取得企業からの取得	0	0	0	0	0	0	0	<b>0</b>	8	
損益計算書で認識された引当金の 増加	32	2,941	272	1	3	14	43	<b>3,308</b>	2,599	
損益計算書で認識された引当金の 取崩	(4)	(395)	(44)	(50)	(4)	(24)	(7)	<b>(528)</b>	(238)	
所定の目的に従って使用された引 当金	(26)	(1,286)	(302)	(1)	(20)	(5)	(19)	<b>(1,659)</b>	(1,855)	
原状回復費用資産計上額	0	0	(2)	0	2	0	0	<b>0</b>	5	
振替	0	(2)	0	10	0	0	0	<b>8</b>	21	
為替換算調整 / 割引の振戻し	2	172	65	3	14	8	2	<b>266</b>	(104)	
<b>期末残高</b>	<b>50</b>	<b>3,053</b>	<b>647<sup>3</sup></b>	<b>23</b>	<b>153<sup>4</sup></b>	<b>215<sup>5</sup></b>	<b>224</b>	<b>4,366</b>	2,971	

<sup>1</sup>保証リスク及び取引過程におけるリスクにより発生する損失引当金から成る。<sup>2</sup>法律、責任及びコンプライアンスに関するリスクにより生じる損失引当金から成る。<sup>3</sup>2014年12月31日現在の人件費関連のリストラクチャリング引当金116百万スイス・フラン（2013年12月31日：104百万スイス・フラン）及び2014年12月31日現在の不利なリース契約に係る引当金530百万スイス・フラン（2013年12月31日：554百万スイス・フラン）を含む。<sup>4</sup>2014年12月31日現在のリース物件改良費の原状回復費用98百万スイス・フラン（2013年12月31日：95百万スイス・フラン）及び2014年12月31日現在の不利なリース契約に係る引当金55百万スイス・フラン（2013年12月31日：62百万スイス・フラン）を含む。<sup>5</sup>長期有給休暇及び永年勤続報奨に係る引当金並びにリストラクチャリング引当金に含まれない退職手当関連の引当金を含む。

リストラクチャリング引当金は、主に不利なリース契約及び退職手当の金額に関連していた。不利なリース契約に係る引当金は、基礎となるリース契約の満期により取り崩され、最長で12年間になる。退職手当関連の引当金は、短期間（通常6ヶ月以内）に使用されるが、人員の自然減によりリストラクチャリングの影響を受ける人員数が減少し、ひいては費用の見積額が減少した場合には、計上金額に変動が生じる可能性がある。

1つの種類として、訴訟、規制上及び類似の問題に係る引当金及び偶発負債に関する情報が注記22bに含められている。その他の種類の引当金に関連する重要な偶発負債はない。

## b) 訴訟、規制上の問題及び類似の問題

UBSは、紛争及び規制上の手続から生じる重要な訴訟及び類似のリスクにさらされる、法的及び規制的な環境で事業を営んでいる。その結果UBS（本注記の目的上、UBS AG及び/又は1社もしくは複数の子会社を適宜指す。）は、訴訟、仲裁、及び規制当局による調査、犯罪の捜査を含め、様々な紛争や法的手続に関与している。

こうした問題は多くの不確実性を伴い、訴訟の初期段階にある場合は特に、その結果を予測し難いことが多い。さらに、UBSが和解を締結する状況もある。これは、UBSに責任はないとUBSが考えている問題であっても、費用、経営者の混乱、又は責任に異議を唱え続けることによる風評上の影響を回避するために生じることがある。このような問題全てに内在する不確実性は、すでに引当金が設定されている問題及びその他の偶発負債の両方に関して生じる可能性のある流出の金額及び時期に影響を及ぼす。UBSに対して発生したこのような問題に対して、UBSは、法的助言を求めた上で、過去の事象の結果としてUBSが現在の法的又は推定的債務を有している可能性の方が高く、資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ金額について信頼性のある見積りが可能であると経営者が判断した場合に、引当金を設定する。これらの条件のいずれかが満たされない場合、そのような問題により偶発負債が生じる。債務の金額を信頼性をもって見積ることができない場合、資源が流出する可能性が高くても認識されない負債が存在する。従って、特定の問題に関して資源が流出する可能性に重要性がある場合でも、引当金は設定されていない。

特定の訴訟、規制上及びその他の問題が下記に記載されており、これには経営者が重要であるとする全ての問題及び潜在的な財務上、風評上及びその他の影響により経営者が重要であるとするその他の問題が含まれている。請求された損害賠償金額、取引の規模又はその他の情報は、入手可能であり、潜在的なエクスポージャーの重要性を利用者が検討することを助ける上で適切である場合に記載されている。

下記の一部の問題に関して、当行はすでに引当金を設定していると述べており、そのような記載のないその他の問題もある。当行がそのような記載をしていて、引当金の額の開示は、発生する可能性が高くかつ信頼性

をもって見積可能な資源の流出であるとUBSが考えていることを明らかにするため、当該問題における他の当事者に対する当行の立場を著しく毀損すると考える場合には、当行は金額を開示していない。また、このような開示を不可能とする守秘義務に当行が従っている場合もある。当行が引当金を設定しているかどうかに関及していない問題に関しては、(a)当行は引当金を設定していない(適用される会計基準に基づいて問題を偶発負債として処理している場合)か、又は(b)当行は引当金を設定しているが、そのような事実の開示は、発生する可能性が高くかつ信頼性をもって見積可能な資源の流出であるとUBSが考えている事実を明らかにするため、当該問題における他の当事者に対する当行の立場を著しく毀損すると当行が考えているかのいずれかである。

引当金を設定した特定の訴訟、規制上及び類似の問題に関して、当行は資源流出の予想時期を見積ることができる。ただし、これらの資源流出の予想時期を見積ることができる問題に関し、予測される資源流出の合計額は、関連する期間にわたる現在及び将来の流動性の水準に比して重要ではない。

1つの種類として、訴訟、規制上及び類似の問題に対して引き当てた金額の合計は、上記の注記22aに開示されている。偶発負債の1つの種類として、当行の訴訟、規制上及び類似の問題に対する負債の見積合計額を提供することは実務上不可能である。そのような見積りを行うことは、特異な種類の事実又は新たな法的理論に関わる、始まっていないかもしくは裁判の初期段階にある請求及び訴訟手続、又は原告が損害賠償の請求額を明らかにしていない請求及び訴訟手続について当行に推論的な法的評価を行うことを要求するものである。従って、当行は、訴訟、規制上及び類似の問題の種類から生じる将来の損失を数値的に見積ることはできないが、この種類から発生する可能性が合理的にあり得るであろう将来の損失の合計額は、現在の引当金の水準を大幅に上回っていると考えている。また訴訟、規制上及び類似の問題は、金銭以外の制裁や重要な影響を与える場合もある。特に、本注記の7の項に記載されている、当行が基準金利、とりわけ英国銀行協会のロンドン銀行間取引金利(以下「LIBOR」という。)の提示に関連して米国司法省犯罪局詐欺部(以下「DOJ」という。)と結んだ不起訴合意(以下「NPA」という。)は、当行が米国の犯罪行為を行うかあるいはNPAへの順守を怠った場合、DOJによって解除されるおそれがあり、さらにNPAの適用事項に関連してDOJはUBSの有罪判決を勝ち得ることがある。NPAの内容については、本注記の7の項を参照のこと。有罪答弁又は有罪判決(NPAの解除による場合を含む。)により、UBSに重要な影響を与える可能性がある。行政手続を解決するに当たり、当行が特定の業務を引き続き行うために規制上の不適格を解消するよう求められたり、また規制当局に許認可や承認を制限、停止又は取消する権利が与えられたり、金融市場ユーティリティに当該ユーティリティへの参加を制限、停止又は取消する許可が与えられたりする場合がある。かかる解消が得られない場合や、許認可、承認又は参加の制限、停止又は取消を受ける場合は、UBSにとって重要な影響を与える可能性がある。

訴訟、規制上及び類似の問題に伴う損失のリスクは、当行の自己資本規制上、オペレーショナル・リスクの構成要素である。自己資本規制及びこれに対応するためのオペレーショナル・リスクの計算に関する情報は、当報告書の「資本管理」のセクション(訳者注:原文の「Capital management」のセクション)に含まれている。

#### セグメント別、訴訟、規制上の問題及び類似の問題に係る引当金<sup>1</sup>

単位: 百万スイス・フラン	ウェルス・		グローバ		コーポレー		コーポレー	2014年 12月31日 合計	2013年 12月31日 合計
	ウェルス・ マネジメン ト	マネジメン ト・アメリ カズ	リテール& コーポレー ト	ル・アセッ ト・マネジ メント	インベス ト・バン ク	ト・セン ター 中核 業務	非中核業務 及びレガ シー・ポ ートフォ リオ		
期首残高	165	56	82	3	22	488	808	1,622	1,432
被取得企業からの取得	0	0	0	0	0	0	0	0	8
損益計算書で認識された引当金の増加	409	196	59	55	1,861	17	344	2,941	1,788
損益計算書で認識された引当金の取崩	(15)	(27)	0	0	(5)	(201)	(147)	(395)	(93)
所定の目的に従って使用された引当金	(374)	(36)	(49)	(5)	(649)	0	(173)	(1,286)	(1,417)
振替	0	0	0	0	(4)	0	2	(2)	(6)
為替換算調整 / 割引の振戻し	3	20	0	1	33	8	107	172	(89)
<b>期末残高</b>	<b>188</b>	<b>209</b>	<b>92</b>	<b>53</b>	<b>1,258</b>	<b>312</b>	<b>941</b>	<b>3,053</b>	<b>1,622</b>

<sup>1</sup>本注記22bの次の項目に記載された問題に係る引当金は、それぞれ以下のセグメントに計上されている。(a)項目4: ウェルス・マネジメント、(b)項目6: ウェルス・マネジメント・アメリカズ、(c)項目10及び11: インベストメント・バンク、(d)項目3及び9: コーポレート・センター 中核業務、(e)項目2及び5: コーポレート・センター 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオ。本注記22bの項目1及び8に記載された問題に係る引当金は、ウェルス・マネジメントとリテール&コーポレートに配分されており、項目7に記載された問題に係る引当金は、インベストメント・バンクとコーポレート・センター 中核業務に配分されている。

#### 1 クロスボーダーのウェルス・マネジメント事業に関する照会

多数の国々における税務当局及び規制当局は、UBS及びその他の金融機関が提供するクロスボーダーのウェルス・マネジメント・サービスに関連して、それぞれの管轄区域に所在する情報に関する照会を行い、要求を出し、あるいは従業員を調査した。金融サービスのクロスボーダー取引に関する税務情報自動交換やその他の手段を実施することにより、今後さらに照会が生じる可能性がある。

2013年5月及び6月のフランスにおける調査の結果、UBS(フランス)S.A.及びUBS AGは、フランスでクライアントの不法勧誘に共謀したとして方式審査決定(「mise en examen」)がなされ、脱税及び未承認の銀行業務・金融商品の勧誘で得た収入を不正洗浄したことに關して補佐付き証人(「témoin assisté」)により証言された。2014年7月、UBS AGは、以前に補佐付き証人により証言された脱税による収入の不正洗浄容疑に關する方式審査を受けた。捜査判事はUBSに対し、保釈保証金を11億ユーロとする命令(「caution」)を下した。UBSは保釈金額の決定を不服として異議を申立てたが、控訴院(「Cour d'Appel」)及びフランス最高裁判所(「Cour de Cassation」)は保釈金額を支持し、2014年度末に控訴を完全に棄却した。UBSは欧州人権裁判所において当該訴訟手続に異議を申し立てる予定である。UBS(フランス)S.A.及びUBS AGは2015年3月に出廷を命じられた。さらに、捜査判事は、当該捜査判事による出頭命令に応じなかったスイスを拠点とするUBSの前従業員3名に対する逮捕状を発令した。これとは別に、2013年6月、フランス銀行監督当局の懲戒委員会は、クロスボーダー事業及び「顧客確認」義務を取り巻く管理及びコンプライアンスの枠組みに不備があったとUBS(フランス)S.A.に対し戒告を行った。当局から10百万ユーロの制裁金を科され、同制裁金を支払った。

2015年1月に、当行は、ニューヨーク州東部地区米国連邦検事事務局及び米国証券取引委員会(以下「SEC」という。)から複数の照会を受けた。当該機関は、1982年公平税制・財政責任法(以下「TEFRA」という。)及び米国証券法の登録要件に違反して、当行が無記名債券及びその他の無登録証券を米国人に販売した可能性を調査している。当行は本調査について当局に協力している。

この項目1に記載された問題に關して、2014年12月31日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考える金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に關する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る(又は下回る)可能性がある。

## 2 住宅モーゲージ担保証券及びモーゲージの販売に關連する請求

米国住宅ローン市場の危機に先立つ2002年から2007年まで、UBSは、米国の住宅モーゲージ担保証券(以下「RMBS」という。)の実質的な発行体及び引受会社であり、また、米国住宅モーゲージの購入者であり販売者であった。UBSの子会社であるUBSリアル・エステート・セキュリティーズ・インク(以下「UBS RESI」という。)は、オリジネーターから住宅用モーゲージ・ローンのプールを取得し、(関係会社を通じて)証券化信託に預け入れた。このようにして、2004年から2007年に、UBS RESIは、発行した証券の当初元本残高に基づく約800億米ドルをRMBSに組成した。

### 受けた年別のローン買戻請求 - ローンの当初元本残高<sup>1</sup>

単位：百万米ドル	2006年							2015年	合計
	から	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	3月5日	
	2008年							まで	
<b>解決された請求</b>									
ローン買戻実績又は合意額 / UBSによる全額支払	12	1							13
取引相手先により取り下げられた請求	110	104	19	303	237				773
訴訟において解決された請求	1	21							21
<b>第三者により解決される見込みの請求</b>									
第三者のオリジネーターに対する求償権の行使 により解決された又は解決される見込みの請求		77	2	45	107	99	72		403
<b>係争中の請求</b>									
訴訟中の請求			346	732	1,041				2,118
UBSが検討中の請求				2					3
UBSが反論しているが、取引相手先により まだ取り下げられていない請求		1	2	1	18	519	260		801
<b>合計</b>	122	205	368	1,084	1,404	618	332	0	4,133

<sup>1</sup>複数の取引相手先より請求されたローンは1件として数えられている。

さらに、UBS RESIは、オリジネーターから購入したローンのプールを第三者の購入者に売却した。2004年から2007年までの期間に売却したホール・ローンは、当初元本残高で合計約190億米ドルであった。

当行は米国の住宅ローンの重要なオリジネーターではなかった。UBSの子会社1社が、当該期間(このうち2006年から2008年において活発であった。)に米国住宅モーゲージ・ローンを約15億米ドル実行していたが、このうち証券化されたものは半分に満たなかった。

開示に關するRMBS関連訴訟：UBSは、UBSが引き受けた又は発行したRMBSの当初の額面価額約100億米ドルに關する多くの訴訟においてRMBSの引受会社及び発行体としての役割に係る件で被告となっている。これらの訴訟

において引き続き争点となっているRMBSの当初額面価額100億米ドルのうち、約30億米ドルは売出によって発行された。当該売出において、UBSの子会社は原資産であるローン（大部分は第三者のオリジネーターから購入した。）を証券化信託に譲渡し、当該ローンに関する表明及び保証を行った（UBSがスポンサーとなっているRMBS）。これらの訴訟に関連するRMBSのうち、残りの70億米ドルについては、UBSが引受会社である第三者による証券化によって発行された（第三者RMBS）。

これらの訴訟の一部に関連して、UBSは、UBSが被った損失又は負債について、存続する第三者発行体又はオリジネーターに対して求償権を有しているが、UBSは、どの程度この求償権を行使することができるのかを予測することはできない。UBSが被告となっている1件の集団訴訟は第三者発行体によって和解に至り、2013年に地方裁判所の最終承認を受けた。この和解により、UBSに対して係属中の訴訟における発行済RMBSの当初額面価額は約240億米ドル減少した。第三者発行体はUBSに金銭の負担を求めることなく、和解金を拠出する予定である。2014年1月に、この和解に対する一部の異議申立人が、地方裁判所による和解の承認に対し、上訴申立書を提出した。

UBSはまた、RMBSのエクスポージャーを有し、UBSがアレンジまたは販売した担保債務証券を購入した企業が提起した詐欺及びその他の請求を主張する複数の訴訟において、被告となっている。

UBSは、特定の破綻信用組合の財産管理人として信用組合庁（以下「NCUA」という。）が提起した2件の訴訟の被告となっている。同訴訟は、当該信用組合が購入したRMBSの売出しに係る文書に虚偽表示及び脱漏があったことを主張するものである。両訴訟は米国地方裁判所、すなわち、1件はカンザス地区地方裁判所、もう1件はニューヨーク州南部地区地方裁判所（以下「ニューヨーク州南部地区」という。）に提起された。カンザス地区裁判所は、UBSによる2013年の却下の申立てを一部認め、NCUAの訴訟対象である22件のRMBS証書のうち10件の請求は時効であると主張している。その結果、当該訴訟で争点となっている当初元本残高は、11.5億米ドルから約413百万米ドルに減額された。ニューヨーク州南部地区において争点となっている当初元本残高は約402百万米ドルであった。2015年3月に、第10巡回区連邦控訴裁判所は、NCUAがパークレイズ・キャピタル・リンク及びその他に対して提起した類似の訴訟において、一部のNCUAの請求を時効としたカンザス地区裁判所の論拠を実質的に支持する判決を下した。しかしながら、第10巡回区は、パークレイズがNCUAに対して一定の消滅時効による抗弁を主張しないことに契約上合意しているため、パークレイズに対するNCUAの請求は進行する可能性があるとして主張している。UBSは第10巡回区の判決について、当該判決がNCUAのUBSに対する却下された請求に影響を及ぼす可能性について検討中である。

**モーゲージ及びRMBSの販売に関連するローンの買戻請求：**UBSは、RMBSのスポンサー又はモーゲージの販売者となった際に、通常、原資産のローンの性質に関連して一定の表明を行っていた。これらの表明に重大な違反が生じた場合、当行は、特定の状況において、関連するローンを買戻すか又は損失に対して特定の当事者に補償する契約上の義務を負っていた。UBSは、証券化信託にローンを譲渡した時点においてUBSが一定の表明を行っていた米国住宅モーゲージ・ローンを買戻す請求を受けている。当行は、モーゲージ・ローン及びRMBSの特定の機関購入者から、表明違反の可能性は、UBSによるローンの買戻し又はその他の救済措置を要求する権利を購入者に与えるものであると主張している旨の通知を受けている。「**受けた年別のローン買戻請求 - ローンの当初元本残高**」の表は、2006年から2015年3月5日までにUBSが受けた買戻請求及びUBSによる買戻しを要約している。本表で、訴訟において解決された請求及び契約相手先により取り下げられた請求として表示された買戻請求は、最終的に解決したと考えられる。その他の全ての区分の買戻請求は最終的に解決していない。

#### 住宅モーゲージ担保証券及びモーゲージの販売に関連する請求に対する引当金

単位：百万米ドル	2014年12月31日	2013年12月31日
期首残高	817	668
損益計算書で認識された引当金の増加	239	1,359
損益計算書で認識された引当金の取崩	(120)	(1)
所定の目的に従って使用された引当金	(87)	(1,208)
<b>期末残高</b>	<b>849</b>	<b>817</b>

買戻請求を解決するために現時点までにUBSが支払った額は、関連するローンの当初元本残高の約62%であった。UBSの支払った額の大部分は、いわゆる「オプションARM」ローンに関連していた。損失の程度は、異なる特性を有する他の種類のローンに応じて様々に変化する可能性がある。買戻し時の損失には、通常は問題となっているローンの買戻し時点の見積価額が反映され、また、一定の場合には買戻し前の借り手による一部返済額又はサービサーによる立替額が反映される。

当行が虚偽の表明によりローンの買戻しを請求される件の大半では、当行は、関連するローンをUBSに売却する際に表明を行った第三者のローンのオリジネーターに対する請求を主張することが可能である。ただし、これらの第三者の多くは支払不能であるか、又はすでに存在しない。当行は、2004年から2007年にかけてUBSが売却したか又は証券化したローンの当初元本残高の総額のうち、存続している第三者のオリジネーターから購入したものは50%未満であると見積っている。2010年に受けた買戻請求に対してUBSがすでに支払った又は支払いに合意したローン（当初元本残高）の約60%について、UBSはオリジネーターに対して補償又は買戻請求を主張している。2011年より、UBSは、UBSに対して行われた買戻請求について、存続しているオリジネーターに、UBSは損失の補填を受ける権利があることを通知し、このような請求はオリジネーターと請求を行う当事者により直接解決されるべきであると主張している。

当行は、将来の買戻請求の水準を信頼性をもって見積ることはできない。また、このような請求についての当行の反証が、将来の反証の割合の有効な指標となるかは不明である。当行は、そのような請求の時期も信頼性をもって見積ることはできない。

**モーゲージ及びRMBSに関する契約上の表明及び保証に関連する訴訟**：2012年に、いくつかのRMBS信託が、UBS RESIに対し、過去において金融保証保険会社のアシュアード・ギャランティ・ミュニシパル・コープ（以下「アシュアード・ギャランティ」という。）が買戻しを請求した、3件のRMBS証券化（以下「取引」という。）に係る担保プールに含まれるローン（当初元本残高約20億米ドル）を買戻す義務の履行を求めて、ニューヨーク州南部地区において訴訟（以下「受託者訴訟」という。）を提起した。2015年1月に、裁判所は、3件のうちいずれかの取引において表明及び保証に違反したとされる全てのローンに対する損害賠償金を求める原告の試みを却下し、訴状に特定された、ローンについて行われたとされる違反又はUBSが独自に発見したと原告が立証できるその他の違反のみに基づいて請求を提起するよう原告に制限を課した。2015年2月25日に、裁判所は判決の再審を求める原告の申立てを却下した。存続している機関が設定した信託により申立てられた受託者訴訟の対象であるローンの部分に関して、UBSは、これらの機関に対して求償権の実行を予定している。アシュアード・ギャランティが提起した関連訴訟は、2013年に解決した。

2012年に、フレディ・マックを代表して連邦住宅金融庁は、UBS RESIが一部のモーゲージ・ローンに関しての表明・保証に違反し、これらのモーゲージ・ローンの買戻しを行わなかったと主張し、契約違反を理由に宣言的救済を求めてUBS RESIに対する訴訟を起こす通知書及び召喚状をニューヨーク州高位裁判所に提出した。損害賠償額は明示されていないものの、当該訴訟は、救済の中でも特に、フレディ・マックが過去に買戻請求を行ったローンの当初の元本残高のうち、最低でも94百万米ドルについて、UBS RESIにローン買戻義務があるとして、当該義務の特定履行を求めている。2013年に、裁判所は、RMBSの受託者のみが訴状に記載された請求を主張できること、及び訴状は当該受託者が原告であり、訴訟を提起する適切な権限を有しているかどうかについて不明瞭であることに基づいて、当事者として適格でないとして訴状を却下した。受託者はその後、修正訴状を提出し、UBSは却下を申立てた。当該申立ては係属中である。

2013年に、レジデンシャル・ファンディング・カンパニー・エルエルシー（以下「RFC」という。）は、UBS RESIに対し、ニューヨーク州高位裁判所に訴状を提出した。当該訴状では、UBS RESIから購入し、RFCの関連会社により証券化された当初元本残高の少なくとも460百万米ドルのローンに関連する契約違反及び補償を主張している。本件は、UBSから購入したホール・ローンの証券化から生じたとされる損害の賠償を求めてUBSに対して提起された最初の訴訟である。損害賠償額は明示されていない。

当行はまた、RMBSの一部の機関購入者と、UBSがスポンサーとなっているRMBS又は第三者RMBSの購入の大部分に関連する潜在的な賠償請求に関して、出訴期限の期間進行停止協定を結んでいる。

「住宅モーゲージ担保証券及びモーゲージの販売に関連する請求に対する引当金」の表に反映されているように、この項目2に記載された問題に関して、2014年12月31日現在の当行の貸借対照表には、849百万米ドルの引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

**モーゲージ関連の規制上の問題**：2014年8月に、UBSは、ニューヨーク州東部地区検事事務局が1989年金融機関改革救済執行法（以下「FIRREA」という。）に従って発行した召喚状を受領した。同局は2005年から2007年までのUBSのRMBS事業に関連する文書及び情報を求めている。UBSはまた、RMBS事業に関連して、ニューヨーク州司法長官（以下「NYAG」という。）からの召喚状にも対応している。さらにUBSは、不良資産救済プログラムの特別検査機関（コネチカット州の米連邦検事事務局及びDOJと連携している。（以下「SIGTARP」という。））及びSECからの2009年から現在までの流通市場におけるモーゲージ担保証券の売買関連業務に関する照会に応じている。当行はこれらの問題について当局に協力している。多くの他の銀行も同様の照会に応じていると報告されている。

### 3 UBSの開示に関連する請求

インベストメント・バンクにおいて発生し、2011年9月に公表された不正取引をめくり、2012年にUBS AG及び当行の一部の現・旧役員に対し、マンハッタンの連邦裁判所で係属中の推定上の証券詐欺集団訴訟への併合訴状が提出された。訴訟は、2009年11月17日から2011年9月15日までの期間に、UBSの上場証券を米国の証券取引所で購入した、又は米国内で所有権を移転した当事者を代表して提起された。2013年に、地方裁判所は、こ

の訴状の却下を求めるUBSによる申立てを完全に承認し、原告は上訴した。2015年に、控訴裁判所は地方裁判所による訴訟の却下を支持した。

#### 4 マドフ

バーナード・L・マドフ・インベストメント・セキュリティーズ・エルエルシー（以下「BMIS」という。）の投資詐欺に関連して、UBS AG、UBS(ルクセンブルク)SA及びその他の一部のUBS子会社は、スイス金融市場監督当局（以下「FINMA」という。）及びルクセンブルク金融監督委員会（以下「CSSF」という。）を含む、多数の規制当局による照会の対象となっている。これらの照会は、ルクセンブルク法のもとで設定された2つの第三者ファンド（そのほぼ全ての資産はBMISに委託されていた。）、及びオフショア管轄区域で設定され、BMISへの直接的又は間接的なエクスポージャーを持つ特定のファンドに関するものであった。これらのファンドは現在深刻な損失を被っており、ルクセンブルクのファンドは清算中である。マドフのスキームが明らかになる前の、この2つのルクセンブルクのファンドの最終報告の純資産額は、総額で約17億米ドルであった。ただし、この数値にはBMISが報告した架空の利益が含まれている可能性が高い。両ファンドを規定する文書は、保管会社、管理会社、運用会社、販売会社及びプロモーターを含む、様々な役割を担っているUBSの企業を特定しており、また、UBSの従業員が取締役会のメンバーを務めていることを示している。UBS(ルクセンブルク)SA及びその他の一部のUBS子会社は、ルクセンブルク調査当局からの照会に対応しているが、当該調査における当事者としては特定されていない。2009年及び2010年に、ルクセンブルクの2つのファンドの清算人が、当該ファンドを代表して、UBSの企業、UBS以外の企業及び特定の個人（UBSの現・旧従業員を含む。）に対して訴訟を提起した。請求金額は、それぞれ約890百万ユーロ及び305百万ユーロである。清算人は、当該ファンドがBMISの受託者に対する支払いの責任が生じる可能性のある金額についての補足的な請求を申立てている。清算人の請求額はそれぞれ約564百万ユーロ及び370百万ユーロである。さらに、受益者と称する多くの者が、マドフのスキームに関連して被ったとする損失の補償を求めて、UBSの企業（及びUBS以外の企業）を相手に請求を申立てている。これらの訴訟の大半は、ルクセンブルクにおいて係属中である。ルクセンブルクでは、多くのテスト・ケースにおける主張は容認できないと判示した2010年の裁判所の判決を不服として、原告により上訴が申立てられた。米国においては、BMISの受託者が2010年に、特にルクセンブルクの2つのファンド及びオフショアのファンドの1つに関連するUBSの企業等に対して請求を申立てた。これらの訴訟の全被告に対する請求総額は、最低でも20億米ドルである。UBSの申立てを受けて、2011年にニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所は、UBSに譲渡されたと主張される詐欺的譲渡の回収と優先的支払いに対する請求を除いて、BMISの受託者にはそのような訴訟を起こす資格がないとの理由から、BMISの受託者の請求の全てを却下した。2013年に、第2巡回区は、地方裁判所の判決を支持した。2014年6月、米国連邦最高裁判所は、第2巡回区の判決の再審理を求めるBMISの受託者の申立てを却下した。2014年12月、BMISの受託者と同様の請求を主張し、金額未定の損害賠償金を求めて、BMISの顧客によりUBSの企業等に対し、1件の推定上の集団訴訟を含むいくつかの請求が米国で提起された。ドイツでは、UBSの一部の顧客が、第三者ファンド及びドイツのUBSの企業が管理するファンドを通じてマドフが運用したポジションの影響を受けている。これらのファンドに関して、数件の請求が申立てられている。2015年1月、控訴裁判所は、UBSに有利な下級裁判所の判決をかかるとの訴訟の1件において覆し、UBSに49百万ユーロに利息を加えた金額の支払いを命じた。UBSは当該判決に対する控訴許可の申請を申立てた。

#### 5 Kommunale Wasserwerke Leipzig GmbH（以下「KWL」という。）

2006年に、KWLは、UBSとシングル・トランシェの担保債務証券/クレジット・デフォルト・スワップ（以下「STCDO/CDS」という。）を締結した。このうちCDS部分は、2006年及び2007年にバーデン・ヴュルテンベルク州立銀行（以下「LBBW」という。）とデプファ・バンク・ピーエルシー（以下「デプファ」という。）が仲介したものである。KWLは、UBSのグローバル・アセット・マネジメントをSTCDO/CDSにおけるポートフォリオ・マネジャーとして選任した。UBSと仲介銀行は、STCDOに基づく支払いをKWLが行わなかったことを受け、本STCDO/CDSを解約した。UBSは、KWL、デプファ及びLBBWに約319.8百万米ドルに利息を加えた金額の支払いを請求した。

2010年に、UBS（UBS AG、UBSリミテッド及びUBSグローバルAM）は、宣言及び/又はSTCDO/CDSの契約条項の履行を求めて、英国高等法院においてKWL、デプファ及びLBBWに対する訴訟手続を取った。KWL、デプファ及びLBBWはそれぞれ反訴を提起している。3ヶ月の審理を経て、2014年11月に判決が下された。裁判所は、KWL、LBBW又はデプファと締結したが取り消されているSTCDO/CDSをUBSは強制できないとし、UBSに対するLBBW及びデプファの悪意による不実表示の主張を認め、UBSグローバル・アセット・マネジメントが対象となるポートフォリオの運用上の義務に違反したとの裁定を下した。裁判所はUBSに対するKWLの金銭賠償を求める反訴を却下した。取引に基づいてKWLに支払われたプレミアム並びにLBBW及びデプファに支払われた手数料の大部分はUBSに返還され、UBSは取引に基づいてデプファから受け取った金銭を返還した。UBSは、他の当事者の訴訟費用の一部を負担するよう命令を受けている。控訴裁判所は、書面による提示に関する判決に対するUBSの控訴許可申請を却下した。UBSはこの申請却下の再考を求めて口頭審理を請求している。

KWLがLBBWに対してドイツのライプチヒにおいて提起した別の訴訟手続では、裁判所は2013年6月にLBBWに有利な判決を下し、LBBWとKWL間のSTCDOの有効性を支持した。KWLはかかる判決を不服として上訴しており、2014年12月に、控訴裁判所は当該判決及びUBSの英国における控訴手続の許可請求を受け、控訴手続を停止した。KWL及びLBBWは英国の第一審裁判官から、ドイツの訴訟の結審後、英国の訴訟手続におけるUBSからの損害賠償としてドイツの訴訟手続費用の回復を求める申請を行う許可を受けている。

2011年及び2013年に、KWLの旧マネージング・ディレクター及び2名のファイナンシャル・アドバイザーは、UBSとのスワップ取引など特定のKWLの取引に関連する刑事責任でドイツにおいて有罪判決を受けている。3名は全員、上訴した。



2011年以降、SECは、特にKWLの取引の適合性、及びUBSがKWLに提供した情報に重点を置く調査を実施している。UBSはSECに書類及び証言を提供し、引き続きSECに協力している。

項目5に記載された問題に関して、2014年12月31日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えられる金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

## 6 プエルトリコ

プエルトリコ債及びUBSトラスト・カンパニー・オブ・プエルトリコが単独運用及び共同運用し、UBSファイナンシャル・サービス・インク・オブ・プエルトリコ（以下「UBS PR」という。）が販売するクローズド・エンド型投資信託（以下「当投資信託」という。）の市場価格が2013年8月以降下落したことは、複数の規制当局による照会、並びに顧客が提起した訴訟及び調停（請求総額11億米ドル超）の原因となった。本請求は、当該ファンド又はプエルトリコ債を保有するプエルトリコの顧客及び/又はUBSの目的自由ローンの担保にUBS口座の資産を使用した顧客が提起したものである。顧客が提起した訴訟及び調停の申立てには、詐欺、虚偽表示並びに不適当なファンド及びローンが含まれる。また、2014年2月に、当投資信託で何億もの損失を被ったと主張する出資者の代表訴訟が、様々なUBSの企業や投資信託の現・旧役員に対して提起された。2014年5月に、2008年5月から2014年5月までの期間に投資家が被った損失に対する損害賠償を求める1件の連邦集団訴訟が、様々なUBSの企業、UBS PRの上級経営幹部及び一部当投資信託の共同マネージャーに対して提起された。

さらに内部調査の結果、一部の顧客（その多くはある1名のファイナンシャル・アドバイザーの勧めで行動した。）が、目的自由ローンの受取額をローン契約に違反してクローズド・エンド型投資信託証券に投資していたことが判明した。

2014年10月に、UBSは、プエルトリコ自治連邦区の金融監督庁（以下「OCFI」という。）による2006年1月から2013年9月までのUBSの業務に関する審査に関連して、OCFIとの和解に至った。当該和解に従い、UBSは3.5億米ドルを投資家教育基金に拠出し、特定の投資家への賠償として1.68億米ドルを提供するとともに、追加賠償が適当であるか判断するために一部の顧客アカウントのさらなる見直しに特に取り組んだ。

2011年に、プエルトリコ自治連邦区の従業員退職制度（以下「当制度」という。）を代表した派生訴訟が、UBS PR並びに他のコンサルタント及び引受会社、当制度の受託者、及びプエルトリコ政府開発銀行の総裁及び取締役会を含む40を超える被告に対して提起された。原告は、2008年に当制度の債券約30億米ドルの発行及び引受に関連して、推定される受託者義務及び契約上の義務に被告が違反したと主張し、800億米ドルを超える損害賠償を求めた。UBSは、引受及びコンサルティングのサービスに関連して被告となっている。2013年に、本訴訟は、原告に訴訟を提起する当事者として適格でないことを理由にプエルトリコ第一審裁判所によって却下された。この却下はその後プエルトリコ控訴裁判所によって破棄された。UBSの上訴及び再審理の申立てはプエルトリコ最高裁判所によって却下された。

さらに2013年に、SECの行政法判事は、違反は認められないとして、UBSの経営幹部2名に対するSECの訴えを却下した。この容疑は、2008年及び2009年におけるUBSによるクローズド・エンド型投資信託の販売に関するSECの調査に端を発するもので、UBSは2012年に和解した。2012年より、2件の連邦集団訴訟の訴状（その後併合）が、UBSの企業等、特定のファンド及びUBS PRの一部の上級経営幹部に対して提起された。当該訴状は、SECの訴訟と同様の主張に基づいて2008年1月から2012年5月までの期間中にファンドで投資家が被った損失に対する損害賠償を求めるものである。当該SEC訴訟及び前述の2014年5月に提起された連邦集団訴訟の原告は現在、かかる2件の訴訟の併合を求めている。

この項目6に記載された問題に関して、2014年12月31日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えられる金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

## 7 外国為替、LIBOR及び基準金利

外国為替に関連する規制上の問題：2013年に外国為替市場での大規模な不正行為についてメディアが第一報を報じたあと、UBSは直ちに貴金属及び関連する仕組商品業務を含む外国為替業務の内部調査に着手した。その後、FINMA、スイス競争委員会（以下「WEKO」という。）、DOJ、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）、連邦準備制度理事会、英国金融行為監督機構（以下「FCA」という。）（英国金融庁（以下「FSA」という。）の一部権限を委譲）、英国重大不正捜査局（以下「SF0」という。）、オーストラリア証券投資委員会（以下「ASIC」という。）及び香港金融管理局（以下「HKMA」という。）など様々な当局が、外国為替相場不正操作の疑いに関する調査を開始した。WEKOは2014年3月、一部の銀行が共謀して為替レートを操作したと信じるに足る根拠がある旨を表明した。さらに複数の当局が貴金属価格の不正操作も調査していると伝えられている。UBS及び他の金融機関は、諸当局から外国為替業務に関する要請を受けており、UBSは当局に協力している。UBSは、継続中の調査の結果を受けて、一部担当者に対し適切な措置を講じており、今後も講じていく予定である。

2014年11月、UBSは、外国為替の調査に関連してFCA及びCFTCと和解に至り、FINMAは、外国為替及び貴金属業務に関連してUBSに対する正式な手続を終結する命令を発した。UBSはこれらの機関に合計約774百万スイス・フラン支払った。これには、FCAに対する罰金234百万英ポンド、CFTCに対する罰金290百万米ドル及びFINMAに対する、回避した費用と利益の没収に相当する134百万スイス・フランが含まれる。当該和解及びFINMAの命令に

記載された特定のUBS社員の行為として挙げられているのは、単独で又は他行のトレーダーと協力/共謀して、複数の通貨を伴う外国為替の基準金利を操作しようとする試み、自らの利益のために顧客によるストップ・ロス・オーダーを引き起こそうとする企て及び顧客の機密情報の不適切な共有である。当行は、これらの当局に協力し、特定の改善（プロセス及び統制の向上並びにFINMAが課す要求事項で、特定の従業員に対する報酬制限や2016年12月31日までに当行のグローバルな外国為替及び貴金属トレーディングの少なくとも95%の自動化などを含む。）に取り組む継続的な義務を有している。このような解決にもかかわらず、DOJ、連邦準備制度理事会及びCFTCを始め、多くの当局による調査が継続中である。

2014年12月、HKMAは、香港の銀行の外国為替トレーディング業務に対する調査の終結を公表した。HKMAは、銀行間に共謀又は香港における基準為替レートの操作に係る証拠は見当たらないとした。HKMAはまた、各行に外国為替トレーディング業務に関する内部統制の不備はないと判断した。

他の一部の当局は、調査を解決する条件の可能性について協議を開始した。解決には、UBSが不正行為を試みたこと、あるいは不正行為に実際に関与したこと、さらに外国為替業務に関連して不正行為を未然に防ぐための十分な統制を有していなかったという調査結果が含まれる場合がある。当局は、重大な金銭的制裁を課すか、あるいは是正措置の計画を求めたり、又は他の金銭以外の制裁を課したりすることがある。当行の外国為替業務に関する調査の解決案に係るDOJの反トラスト局及び刑事局との協議に関連して、UBS及びDOJは、NPAの期間を1年延長して2015年12月18日までとした。DOJの反トラスト局及び刑事局との間に、解決の形式に関する合意は得られていない。他の調査当局が近い将来に解決案の協議の開始を求める可能性がある。当行は、かかる話し合いによりこれらの問題が解決につながるのかどうか、解決する場合に上記と同様の条件になるのかどうか、又は解決の達成が可能となるには金銭的、救済的及びその他の条件が必要なのか予測できない。

**外国為替に関連する民事訴訟**：2013年11月以降、UBS及び他の銀行に対する、推定集団訴訟が米国連邦裁判所に提起されている。これらの訴訟は、被告の銀行のいずれかと外国為替取引を行った者の推定上の集団を代表した訴訟であり、被告による共謀を申立て、反トラスト法に基づく請求及び不当利得に対する請求を主張している。2015年3月、UBSは和解契約を締結し、当該訴訟を解決した。本和解は裁判所の承認が条件となるが、特にUBSが和解集団に対して135百万米ドルを支払い、協力を提供しよう要求している。2015年1月、UBSは、1999年1月1日から未確定の日までのいずれかの時にロンドン銀債決めに連動して価格付け、ベンチマーク及び/又は決済された銀現物又は銀に係る金融商品の取引を行った者の推定上の集団を代表してニューヨーク連邦裁判所に提起されている、他行に対する係争中の推定集団訴訟に加えられた。訴状は、反トラスト法及び商品取引法に基づく請求並びに不当利得に関する請求を主張している。2015年2月、標準化した先物契約及び為替先物契約に係るオプションを2008年1月1日以降、取引所で締結した者の推定上の集団を代表して、UBS及び他行に対し、1件の推定集団訴訟がニューヨークの連邦裁判所に提起された。訴状は、商品取引法及び反トラスト法に基づく請求を主張している。

**LIBOR及びその他の基準金利に関連する規制上の問題**：SEC、CFTC、DOJ、FCA、SFO、シンガポール通貨監督庁（以下「MAS」という。）、HKMA、FINMA、米国における様々な州司法長官、及び様々な管轄区域における競争当局を含む多くの政府機関が、LIBOR及び他の基準金利（様々な金利デリバティブやその他の金融商品に使用される基準金利であるHIBOR（香港銀行間取引金利）及びISDAFIXを含む。）の呈示に係る調査をこれまで実施し、あるいは継続して実施している。これらの調査は、自社のみで行われたのか又は他社とともに行われたのかのいずれにしても、（特に）UBSによって一定の時点のLIBOR及び他の基準金利を操作する不適切な試みがあったのかどうかに焦点を当てている。

2012年に、UBSは、基準金利の調査に関して、FSA、CFTC及びDOJの犯罪局との和解に至った。これと同じ時期に、FINMAが、基準金利に関連してUBSに関する正式な手続を終結する命令を発した。UBSは、合計約14億スイス・フランの罰金及び返還利得を支払った。これには、FSAに対する罰金160百万英ポンド、CFTCに対する罰金700百万米ドル、DOJに対する罰金500百万米ドル及びFINMAに対する返還利得59百万スイス・フランが含まれる。日本のUBS証券株式会社（以下「UBSSJ」という。）は、DOJと司法取引を行い、当該取引に従って日本円LIBORを含む特定の基準金利の操作に関連する送金不正の1訴因に対して罪を認めた。UBSはDOJとNPAを締結した。この合意は（司法取引と共に）、以下に記載した条件付の軽減措置や免責の認定範囲を超える行為を対象としており、UBSSJの判決後に500百万米ドルの罰金をDOJに支払うことをUBSに要求し、判決でUBSSJに科される刑事処分による罰金はこの500百万米ドルの罰金から差し引かれることを定めている。各種の和解及びFINMAの命令で述べられた行為には特定のUBSの従業員による、取引ポジションを有利にする目的で特定の基準金利を操作して呈示する試み、他の銀行及びキャッシュ・ブローカーの取引ポジションを有利にする目的で特定の基準金利を操作するために当該銀行及びブローカーとの共謀、及び金融危機の間、市場及びメディアによる不公正かつ否定的な認知を回避したいという動機が一部にあったUBSの呈示者への不適切な指示が含まれている。こうした解決の1件又は複数に含まれる基準金利には、日本円LIBOR、英ポンドLIBOR、スイス・フランLIBOR、ユーロLIBOR、米ドルLIBOR、EURIBOR（ユーロ銀行間取引金利）及びユーロ円LIBOR（東京銀行間取引金利）が含まれている。当行は、解決に至った当局に協力し、基準金利の呈示に関する一定の是正を行う継続的な義務を有している。また、当行は、NPAに基づき、特に2012年12月18日より2年間にわたり、UBSは米国内においていかなる犯罪も行っていないこと、また詐欺又は証券及びコモディティ市場に関する米国の法律違反にかかる犯罪行為に該当するおそれのあるUBS又はその従業員による全ての行為について当行よりDOJに報告することについて同意した。上述のように、NPAの期間は、1年延長されて2015年12月18日までとなった。かかる義務を順守しない場合、NPAは終了し、NPAの対象となっている事項に関連して刑事訴追を受ける可能性が生じる。MAS、HKMA、ASIC及び日本の金融庁は、UBS（及び場合によっては他行）の調査を全て終結している。かかる調査に伴う命令や保証によって、UBSは通常、取引過程や統制を改善するための是正措置を講じることを求められ、罰金やその他の制裁が科される。これらの解決にかかわらず、CFTC、ASIC及びその他の政府当局による調査は依然として継続している。2014年10月、スイス・フランの金利デリバティブに関連するビッド・アスクスブレッド

の調査に関して、UBSは欧州委員会（以下「EC」という。）と和解に至り、12.7百万ユーロの罰金を支払った。当該金額は、UBSがECに協力したことを一部踏まえ、この額まで減額されたものである。

UBSは、日本円LIBOR及びユーロ円TIBORの呈示に関する反トラスト法又は競争法の違反の可能性に関連して、DOJの反トラスト局、WEKO及びECを含む一定の管轄区の当局から条件付の軽減措置又は条件付の免責が認められた。さらにWEKOは、スイス・フランLIBORの呈示及びスイス・フランLIBORに関連した特定の取引についての競争法違反の可能性に関連して、UBSに条件付免責を認めた。カナダ産業省競争局（以下「同局」という。）は、日本円LIBORの呈示についての競争法違反の可能性に関連して、UBSに条件付免責を認めたが、2014年1月、同局は、準拠法における訴追を正当化する十分な証拠がないとして日本円LIBORの調査を中止した。この条件付の措置により、当行は、これらの条件付の措置の対象である問題に関連して、当行が条件付免責又は軽減措置を認められた管轄区域においては、反トラスト法及び競争法違反について、起訴、罰金又はその他の制裁の対象とならない。これは当行が継続して協力することを条件としている。ただし、当行に認められた条件付の軽減措置及び条件付の免責は、上記の和解及び継続中の調査で明らかにされているように、政府機関が当行に対してその他の請求を行うこと及び制裁を課すことを妨げない。さらに、DOJと合意した条件付の軽減措置により、合意の対象である行為により米国の法律に基づく民事上の反トラスト訴訟において損害賠償が命じられた場合でも、当行は三倍額賠償ではなく、実際の損害賠償に対する責任を上限とすることができ、また、これらの民事上の反トラスト訴訟に関連した潜在的な連帯責任から解放される。これは当行の協力がDOJ及び民事上の訴訟を統括する裁判所にとって妥当なものであることを条件としている。ただし、条件付の軽減措置及び条件付の免責の認定は、当行に対して民事上の主張を行なう個人の当事者能力には影響を及ぼさない。

**LIBOR及びその他の基準金利に関連する民事訴訟：**直接的又は間接的に米ドルLIBOR、日本円LIBOR、ユーロ円TIBOR、EURIBOR及び米ドルISDAFIXに連動した、特定の基準金利に基づくデリバティブ取引を行なう当事者を代表した多くの推定集団訴訟及びその他の訴訟が、UBS及び多くの他の銀行に対して、ニューヨークの連邦裁判所において係属中であるか、又は同裁判所に移管される見込みである。さらに、変動利付モーゲージ、優先証券及び債券、担保差入債券、貸出金、預金勘定、投資及びその他の利付商品を含む、米ドルLIBORに金利が連動する様々な商品に関連した損失を主張する訴訟も係属中である。全ての申立ては、様々な方法による、様々な基準金利（LIBOR、ユーロ円TIBOR、EURIBOR及び米ドルISDAFIXを含む。）の操作について主張しており、CEA、連邦の恐喝防止法、連邦及び州の反トラスト法及び証券法並びにその他の州法の違反を含む様々な法理論に基づいて金額未定の補償的損害賠償及び他の損害賠償（三倍額賠償及び懲罰的損害賠償を含む。）を求めている。2015年2月、スイス・フラン（以下「CHF」という。）LIBORに連動する金利デリバティブを締結した当事者を代表して、UBS及び他の金融機関に対し、1件の推定集団訴訟がニューヨークの連邦裁判所に提起された。原告は、被告が2005年1月1日から2009年12月31日までに関わり共謀してCHF LIBOR及びCHF LIBORに基づくデリバティブの価格を操作し、米国反トラスト法及びCEAに違反したとして、三倍額賠償を含む金額未定の補償的損害賠償を求めている。2013年に、ニューヨーク州の連邦裁判所は、特定の米ドルLIBORの原告による連邦反トラスト法及び恐喝防止法に係る請求並びにCEA及び州の判例法に基づく請求の一部を却下した。同裁判所は、一部の原告につき、UBS及び他の被告に対して不当利得と契約違反に対する請求を主張する許可を付与し、CEAに基づく請求を2009年4月15日から2010年5月までに購入された契約に限定した。さらに一部の原告は、反トラストに関する請求の却下に対して上訴した。UBS及びユーロ円TIBORに関連する訴訟を含むその他の訴訟の他の被告は、却下の申立てを提起している。2014年3月、ユーロ円TIBOR訴訟の裁判所は、原告による連邦反トラスト法に基づく請求及び州の不当利得に関する請求を却下し、さらに原告によるCEAに基づく請求の一部を却下した。証拠開示手続は現在、中断している。

2014年9月以降、特にISDAFIXに連動する金利デリバティブ取引を行った当事者を代表して、UBS及び他の金融機関に対し、複数の推定集団訴訟がニューヨーク及びニュージャージーの連邦裁判所に提起されている。訴状（その後1件の修正訴状に併合）は、被告が2006年1月1日から2014年1月までに関わり共謀してISDAFIXを操作し、いくつかある法理論の中で特に米国反トラスト法及びCEAに違反したと主張し、三倍額賠償を含む金額未定の補償的損害賠償を求めている。

上記の和解及び命令に含まれていない追加の問題及び管轄区域に関して、2014年12月31日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えられる金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金の額を最終的に大幅に上回る（又は下回る）ことがある。

## 8 スイスにおける手数料返還

2012年にスイス最高裁判所は、UBSに対するテスト・ケースにおいて、第三者及びグループ会社の投資信託及び仕組商品の販売に関して銀行に支払われた販売手数料は、有効な権利放棄がない限り、銀行と投資一任契約を締結している顧客に対して開示され、返還されなければならないという判決を下した。

FINMAは、最高裁判所の判決に対応して、スイスの全銀行に監督者覚書を発行した。この覚書は、スイスの銀行が導入すべき施策を定めており、これには影響を受ける全ての顧客に最高裁判所の判決を伝え、詳細については銀行内部の連絡先を教えることが含まれている。UBSは、FINMAの要求事項を満たしており、影響を受ける可能性のある全顧客に通知した。

最高裁判所の判決により、多数の顧客がUBSに手数料の開示及び返還を請求しており、引き続き請求する可能性がある。顧客の請求は1件ごとに検討されている。これらの検討に当たり考慮される事項には、特に、投資一任契約の存在及び販売手数料に関する有効な権利放棄が顧客への文書に含まれているか否かがある。

この項目8に記載された問題に関して、2014年12月31日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えられる金額の引当金が反映されている。最終的なエクスポージャーは、顧客の請求及びその解決、予測及び評価が困難である要素により決定する。このため、当行が引当金を設定している他

の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金の額を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

## 9 バンコUBSパクチュアルの税金補償

UBSによるBTGインベストメント・エルピー（以下「BTG」という。）へのバンコUBSパクチュアル・エスエー（以下「パクチュアル」という。）の2009年における売却によって、BTGは契約上の補償請求を提示した。UBSは金額を約23億ブラジル・レアル（利息及び罰金を含み、BTGが保有する負債を控除した金額）と見積っている。当該請求は、UBSがパクチュアルを所有していた2006年12月から2009年3月までの期間に関連する、ブラジル税務当局がパクチュアルに対して交付した複数の課税評価に主に関連している。これらの評価の大部分は、UBSによる2006年のパクチュアル買収に関連するのれんの償却及び様々な利益分配制度を通じてパクチュアルの従業員に行われた支払いの控除可能性に関連するものである。これらの評価は、行政手続において異議が申立てられている。2014年5月、UBSは、関連会社に係る利益分配制度の評価に関連して、行政裁判所が納税者であるパクチュアルに有利な判決を下したとの通知を受けた。当該判決は2014年10月に確定した。2014年8月、UBSは、のれんの償却の評価に関連して、行政裁判所が税務当局におおむね有利な判決を下したとの通知を受けた。当行は、行政裁判所から送達される本件の書面による判決を待っているが、現時点で上訴する予定である。2013年及び2014年に、UBSが補償義務を負う期間に係る租税請求約163百万ブラジル・レアルが、ブラジル政府が公表した恩赦プログラムを通じて、和解金として提示された。

## 10 CDS市場に関する問題

2013年に、ECは、UBSを含むクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）のディーラー13社、並びにデータ・サービス・プロバイダーのマークイット及び国際スワップデリバティブ協会（以下「ISDA」という。）に対し、異議告知書を発行した。当該異議告知書は、ディーラーが2006年から2009年までの間に、証券取引所がクレジット・デリバティブ市場へ参入することを阻止するために談合し、欧州連合の反トラスト規則に違反したと幅広く主張している。当行は、2014年1月に当該異議告知書に対して答弁書を提出し、2014年5月の口頭審理において当行の立場を示した。2009年半ば以降、DOJの反トラスト局もまた、UBSを含む複数のディーラーが互いに、また、マークイットと共謀してCDSの売買、清算及びその他のサービスの市場における競争を制限したかどうかを調査している。2014年1月及び4月に、推定集団訴訟の原告は、UBSを含むディーラー12社、並びにマークイット及びISDAに対し、シャーマン反トラスト法及び判例法の違反を主張する併合修正訴状をニューヨーク南部地区裁判所に提出した。原告は、被告が、店頭市場でCDSを売買して得られる利益を確保しようと不法に共謀して米国におけるCDS取引市場の競争を阻害し、独占したと申立てている。原告は、被告であるいずれかのディーラーと2008年1月1日以降に直接取引をしたCDSの全買い手及び売り手を代表して請求を主張し、金額未定の三倍額賠償及びその他の救済を求めている。2014年9月、裁判所は、被告の訴状却下の申立ての一部を認め、一部を棄却した。

## 11 株式取引システム及び取引実務

UBSは、SEC、NYAG及び金融取引業規制機構（報道によるとこれらの機関は業界全体で同様の調査を実施している。）を含む様々な当局からの、UBSの代替的取引システム（以下「ATS」という。ダークプールとも呼ばれる。）の運用とその有価証券の注文経路及び注文実行の実務に関する照会に対応している。2015年1月、SECは、2008年から2012年までのUBSのATSに関する調査の解決を公表した。当該調査は、2年前に廃止された特定の注文タイプと開示実務に焦点を当てたものであった。SECの和解命令（特に1933年証券法第17条(a)項(2)号及びレギュレーションNMS（サブ・ペニー・ルールとして知られる）の規則612に違反したかどでUBSは告発されている。）に従い、UBSは罰金12百万米ドル及び不当利得の返還2.4百万米ドルを含む、合計14.5百万米ドルを支払った。UBSは係争中の規制上の問題（SECによるものを含む。）に協力している。

## 注記23 その他の負債

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
未払プライム・ブローカレッジ <sup>1</sup>	38,633	32,543
ユニットリンク型投資契約未払額	17,643	16,155
報酬関連負債	5,414	5,598
内、未払費用 <sup>2</sup>	2,583	2,480
内、繰延条件付資本制度 <sup>2</sup>	0	402
内、その他の繰延報酬制度 <sup>2</sup>	1,457	1,668
内、確定給付年金負債及び退職後給付負債、純額 <sup>3</sup>	1,374	1,048
連結投資信託における第三者持分	707	953
決済勘定	1,054	946
当期税金負債及び繰延税金負債 <sup>4</sup>	642	667
付加価値税その他の未払税金	420	570
繰延収益	259	264
未払利息	1,327	1,199
その他の未払費用	2,472	2,465
その他	1,820	1,417
<b>その他の負債合計</b>	<b>70,392</b>	<b>62,777</b>

<sup>1</sup>プライム・ブローカレッジ・サービスには、複数の資産クラスにわたって取引を行う法人顧客向けの清算、決済、保管、ファイナンス及びポートフォリオ・レポーティング・サービスが含まれている。この残高は、主として顧客の有価証券貸借及び預金負債で構成されている。<sup>2</sup>2014年度に、本注記の表示が変更された。これまで未払費用及び繰延報酬制度の項目に表示されていた繰延条件付資本制度は現在、独立して表示されている。過年度の数値は、この変更に応じて修正再表示されている。<sup>3</sup>詳細に関しては、注記28を参照。<sup>4</sup>繰延税金負債は、2014年12月31日及び2013年12月31日現在、それぞれ80百万スイス・フラン及び59百万スイス・フランであった。詳細に関しては、注記8を参照。

## 追加情報

### 注記24 公正価値測定

本注記は、金融商品及び非金融商品の双方に関する公正価値測定の情報を提供するものであり、構成は以下の通りである。

- a) 評価原則
- b) 評価ガバナンス
- c) 評価技法
- d) 評価調整
- e) 公正価値測定及び公正価値ヒエラルキーの区分
- f) 公正価値ヒエラルキーにおけるレベル1とレベル2の間の振替
- g) レベル3商品の変動
- h) レベル3に分類される資産及び負債の評価
- i) 観察不能なインプットの仮定の変更に対する公正価値測定の感応度
- j) 公正価値で測定されない金融商品

#### a) 評価原則

公正価値とは、測定日現在において、主たる市場（又は主たる市場がない場合、最も有利な市場）における市場参加者間の秩序ある取引で、資産の売却により受け取る、又は負債の移転により支払うであろう価格と定義される。公正価値の測定に際し、UBS AGは様々な評価アプローチを活用し、観察可能な市場データがあればそれらを最大限に活用した価格やインプットに対してヒエラルキーを適用する。

公正価値で測定又は開示される金融及び非金融資産・負債は全て、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルのうちの1つのレベルに分類される。状況によっては、公正価値の測定に用いられるインプットで、公正価値ヒエラルキーの異なるレベルのものが使われている場合がある。開示の目的上、ポジション全体の公正価値に対して重要な最も低いレベルのインプットに相当するヒエラルキーに当該商品全体を分類する。

- レベル1 活発な市場における同一の資産又は負債に関する（無調整の）相場価格
- レベル2 全ての重要なインプットが観察可能な市場データである場合、又はそのデータに基づいている場合の評価技法
- レベル3 重要なインプットが観察可能な市場データに基づかない評価手法

入手可能な場合、公正価値は、同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格を用いて算定される。活発な市場とは、当該資産又は負債に係る取引が、継続的に価格データを提供するために十分な頻度と規模で行われる市場をいう。活発な市場で価格が形成され、取引される資産及び負債は、現在の相場価格に保有している商品の単位数を乗じて評価される。

金融商品又は非金融資産もしくは負債の市場が活発でない場合は、公正価値は価格算定モデルなどの評価技法を用いて算定される。評価技法には見積りの使用が含まれ、その範囲は当該商品の複雑性や市場に基づくデータによって異なる。モデル・リスク、流動性リスク及び信用リスク（これらのリスクは、評価技法では明確に捉えられないが、価格形成時に市場参加者が検討すると考えられる。）を含む別の要因を考慮して評価調整が行われる場合がある。特定の評価技法に内在する制約は、資産又は負債をどの公正価値ヒエラルキーに分類するかを決定する際に考慮される。

現物商品や店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ契約の多くは、市場で観察可能なビッドプライス及びオファープライスを有している。ビッドプライスは、当事者が自発的に資産に支払う最高価格を反映しており、オファープライスは、当事者が資産の購入に自発的に受け入れる最低価格を表している。一般的に、ロング・ポジションはビッドプライスで測定され、ショート・ポジションはオファープライスで測定される。これらの価格は、当該商品が通常の市場条件の下で移転され得る価格を反映している。同一の金融商品におけるポジションの相殺は、ビッド・オファースプレッドの仲値で評価される。

通常、金融商品の会計単位は個々の商品であり、UBS AGは、かかる会計単位と整合する個別の商品レベルで評価調整を行っている。しかしながら、一定の条件を満たす場合には、UBS AGは、実質的に類似しており、正味のオープン・リスクに基づく相殺リスク・エクスポージャーを有する金融資産及び金融負債をポートフォリオとして公正価値を見積る場合がある。

公正価値を測定するために用いられる評価技法が、観察可能な市場データに基づいていない重要なインプットを必要とするような取引については、当該金融商品は当初、取引価格で認識される。この当初認識額は、評価技法を用いて入手した公正価値と異なる場合がある。かかる差異は、繰り延べられて損益計算書には認識されず、繰延Day1損益として計上される。

詳細については、注記24dを参照。

#### b) 評価ガバナンス

UBS AGの公正価値測定及びモデルのガバナンスの枠組みには、財務書類上報告される公正価値測定の質を最大限高めることを目的とした多数の統制及びその他の手続上の予防策が含まれている。新規の商品及び評価技法は、リスク及び財務統制部門の主要関係者によるレビュー及び承認を必要とする。金融商品及び非金融商品を公正価値で継続して測定する責任は事業部門にあるが、事業部門から独立したリスク及び財務統制部門が検

証を行っている。この評価責任を遂行する際に、事業部門は、外部の市場データの入手可能性及び質を検討し、その公正価値の見積りに関する正当性及び論理的根拠を示すことが求められる。

独立した価格検証は、財務部門により実施され、事業部門の価格算定インプットの仮定やモデリング手法を評価する。事業部門の公正価値の見積りを観察可能な市場価格やその他の独立した情報源をもって評価することにより、管理の枠組みの中で要求されているように、当該評価に内在する評価の不確実性の程度は評価、管理される。公正価値測定モデルは、商品自体の主たる市場、並びにモデルに対する主要な評価インプット・パラメーターの主たる市場における特定の商品の評価する能力について評価される。

独立したモデル・レビュー・グループは、定期的に又は設定した事由が生じた場合に、UBS AGの評価モデルを評価し、特定の商品の評価に当該モデルを承認する。このような評価統制が取られることから、独立した市場データ及び会計基準に整合するように、事業部門による公正価値の見積りに評価調整が行われる場合がある。

詳細については、注記24dを参照。

### c) 評価技法

市場価格を入手できないポジションを評価する場合に評価技法が用いられる。例えば、流動性の低い負債性商品及び資本性金融商品、一部の上場デリバティブ、並びにOTC市場で売買される全てのデリバティブなどである。UBS AGは、活発に売買されず相場が形成されない金融商品及び非金融商品の公正価値の算定に、広く認められた評価技法を用いている。最も頻繁に適用される評価技法は、期待キャッシュ・フローの割引価値、相対的価値モデル及びオプション価格算定モデルである。

期待キャッシュ・フローの割引価値は、資産又は負債から生じる将来の期待キャッシュ・フローを見積り、次にこのキャッシュ・フローを割引率又はディスカウント・マージン（類似のリスク特性や流動性特性を有する商品の現在価値をもたらすために市場が要求する信用スプレッド及び／又は資金調達スプレッドを反映したもので）を割り引くことにより公正価値を測定する評価技法である。かかる評価技法を利用する場合、将来の期待キャッシュ・フローは、当該将来キャッシュ・フローの観察された又は推定された市場価格を用いて見積られるか、あるいは業界の標準的なキャッシュ・フロー予測モデルを用いて見積られる。計算に使用される割引係数は、業界の標準的なイールド・カーブのモデル化技法及びモデルを用いて算出される。

相対的価値モデルは、同等又は比較可能な資産又は負債の市場価格に基づいて公正価値を測定し、観察された商品と評価対象の商品における特性の違いにより調整するものである。

オプション価格算定モデルは、参照原資産又は資産の将来の価格変動動向を予想し、オプションに対する将来の確率加重期待ペイオフを算出する。結果として得られた確率加重期待ペイオフは、業界の標準的なイールド・カーブのモデル化技法及びモデルから算出された割引係数を用いて割り引かれる。オプション価格算定モデルは、閉形の解析公式やその他の数値計算手法(例えば、二項分布ツリー又はモンテカルロ・シミュレーション)を用いて適用される場合がある。

入手可能な場合、評価技法は市場で観察可能な仮定やインプットを利用する。そのようなデータが入手できない場合は、インプットは、活発な市場における類似資産を参照して、比較可能な取引の最新価格又は他の観察可能な市場データから導出されることがある。公正価値を測定する際、UBS AGは、過去の実績、観察可能な価格水準の類似商品に基づくパラメーターの水準の導出、並びに現在の市況及び評価アプローチに対する知識の組合せに基づき、評価技法に使用される市場で観察不能なインプットを選択する。

より複雑な商品及び活発な市場で取引されない商品の場合、公正価値は、観察された取引価格、コンセンサス方式のプライシング・サービス及び関連する相場を組み合わせで見積られることがある。相場の性質（例えば、気配値又は確定気配値）及び裏付けのある最近の市場活動とコンセンサス方式のプライシング・サービスにより提供された価格との関係性が考慮される。また、UBS AGでは、内部で開発したモデルを使用するが、かかるモデルは通常、業界内での標準として認識されている評価モデル及び手法に基づいている。

評価技法に利用される仮定及びインプットには、基準金利のイールド・カーブ、割引率を見積り際に用いられる信用スプレッド及び資金調達スプレッド、債券価格及び株価、株式指数の基準価格、外国為替レート並びに市場ボラティリティ及び相関の程度が含まれる。詳細については、注記24e及び24hを参照。UBS AGが用いるディスカウント・カーブには、適用される商品の資金調達及び信用特性が組み込まれている。

### d) 評価調整

評価によるアウトプットは、完全な確実性をもって決定できない推定値又は近似値であるのが常である。その結果、取引解消費用、信用エクスポージャー、モデルに起因する評価の不確実性、資金調達の費用と便益、取引制限及びその他の要因について公正価値の見積りに市場参加者が考慮する場合にはこれらの要素を反映して、適宜評価の調整が行われる。評価調整は、評価技法を用いて測定される資産又は負債の公正価値の重要な構成要素である。このような調整は、公正価値測定プロセス内の不確実性を反映すること、特定されたモデル簡略化に合わせて調整を行うこと、また、個々の商品レベルの特性に基づく評価ではなくポートフォリオ全体としての角度から公正価値を評価することを目的として適用される。

評価調整の主な種類について以下に詳述する。

#### Day1リザーブ

公正価値の測定に使用する評価技法が観察可能な市場データに基づかない重要なインプットを必要とする新規の取引については、当該金融商品は当初、取引価格で認識される。この取引価格は、評価技法を用いて取得した公正価値とは異なる場合があり、かかる差異は繰り延べられ、損益計算書には認識されない。評価調整として適宜、このようなDay1損益リザーブが反映される。

以下の表は、各期間のDay1損益リザーブの変動を示したものである。同等の商品の価格もしくは原パラメーターが観察可能となった時点又は当該取引がクローズアウトされた時点で、繰り延べられた金額は損益計算書に振り替えられ、**トレーディング収益純額**に計上される。

#### 繰延Day1損益

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2014年12月31日	2013年12月31日	2012年12月31日
期首残高	486	474	433
新規取引で繰り延べられた利益 / (損失)	344	694	424
損益計算書で認識された(利益) / 損失	(384)	(653)	(367)
為替換算調整	35	(29)	(16)
期末残高	480	486	474

#### 信用評価調整

OTCデリバティブ（公正価値での測定を指定された金融資産に分類される資金調達型（funded）デリバティブを含む。）の公正価値を測定するためには、このようなデリバティブに内在する取引相手先の信用リスクを反映するために、信用評価調整（以下「CVA」という。）を行う必要がある。この金額は、当該商品の取引相手先の信用リスクをヘッジするために必要なプロテクションの見積公正価値を表している。CVAは、取引相手先別の当該取引相手先に対する全てのエクスポージャーを考慮して算定され、予測されるエクスポージャーの将来価値、デフォルト確率及び回収率、適用される担保又はネットティング契約、並びに中途解約条項及びその他の契約上の要素によって決まる。

#### 調達評価調整

調達評価調整（以下「FVA」という。）は、無担保及び部分担保付デリバティブ債権及び債務に関連した資金調達の費用と便益を反映しており、無担保デリバティブのキャッシュ・フローの割引に用いる割引率をLIBORから既存のCVAの基盤及び枠組みを使用する資金振替価格（以下「FTP」という。）のイールド・カーブに移行することによる評価の影響額として算出される。FVAは、担保を売却又は再担保差入できない担保付デリバティブ資産にも適用される。

2014年度にFVAがUBS AGの公正価値測定に組み込まれた結果、2014年9月30日の適用時に267百万スイス・フランの純損失が生じた。このうち、124百万スイス・フランはデリバティブ資産及び負債の双方に帰属する、現時点までのFVA累計損失によるものであり、残りは主に、FVAと負債評価調整（以下「DVA」という。）（DVAは過年度において、現在FVAに反映されている資金調達部分を含むUBS AG全体の信用スプレッドを織り込んでいた。）間に存在する重複を解消するために現時点までのデリバティブ負債に係るDVA累計額を一部戻入れたことに関連している。

FVAは評価に重要な影響を及ぼさなかったことから、FVAの実施による関連デリバティブの公正価値ヒエラルキーの区分への影響はなかった。

詳細については、注記1bを参照。



## 負債評価調整

CVAの基盤及び枠組みと効果的に整合するようにデリバティブの評価に自己の信用を組み込むためにDVAが見積られる。DVAは、取引相手先別の当該取引相手先の全てのエクスポージャーを検討し、担保ネットティング契約、予測される将来の時価変動及びUBS AGのクレジット・デフォルト・スプレッドを考慮して算定される。FVA調整導入時に、FVAと重複する部分のDVAは戻入れられた。

## その他の評価調整

ロング・ポジションとショート・ポジションを組み合わせたポートフォリオの一部として測定される商品は、ロング及びショートの構成商品のリスクを一貫して評価するために仲値レベルで評価される。その後、正味のロング又はショート・ポジションのエクスポージャーに対してビッド・オファーの評価調整が行われ、現在の市場流動性の水準を反映して公正価値を適宜、ビッド又はオファー価格に修正する。評価調整の計算に用いられるビッド・オファースプレッドは、市場取引及びその他の関連情報源から入手され、定期的に更新される。

モデルに基づく評価の適用に関連する不確実性は、モデルリザーブの適用により公正価値の測定に反映されている。モデルリザーブには、関係するモデル仮定条件に使用されるモデル及び市場インプットに、あるいは既知のモデル自体の欠陥を修正する目的でモデルのアウトプットの修正に不確実性を組み込むために、モデルによって直接計算された評価額から差し引くべきであるとUBS AGが見積る金額が反映されている。かかる見積額を算定するに当たり、UBS AGは、他の市場参加者がこれらの不確実性についてどのように見積るかを含め、一連の市場慣行を勘案している。モデルリザーブは、市場取引、コンセンサス方式のプライシング・サービス及びその他の関連情報源からのデータに照らして定期的に再評価される。

2014年度に、UBS AGは定量的評価調整の開示を拡充した。以下の表には、市場慣行との整合性の確保及び透明性の向上のため、その他の評価調整が追加されている。

## 金融商品の評価調整

現時点までの累計利得 / (損失)、単位：十億スイス・フラン	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
<b>信用評価調整<sup>1</sup></b>	<b>(0.5)</b>	<b>(0.5)</b>
<b>調達評価調整</b>	<b>(0.1)</b>	
<b>負債評価調整</b>	<b>0.0</b>	<b>0.3</b>
<b>その他の評価調整</b>	<b>(0.9)</b>	<b>(1.1)</b>
内、ビッド・オファー	<b>(0.5)</b>	<b>(0.6)</b>
内、モデルの不確実性	<b>(0.4)</b>	<b>(0.5)</b>

<sup>1</sup>当該金額は、債務不履行に陥った相手方に対するリザーブを含まない。

## 公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用調整

デリバティブのリスク要素の評価を検討することに加え、公正価値オプションを適用する負債の評価には、資金調達要素と、特に公正価値の自己の信用要素を考慮することも求められる。自己の信用リスクは、この要素が評価の目的上、市場参加者によって考慮されている場合に反映される。従って、自己の信用リスクは、全額担保された契約及び自己の信用要素を含まないことが市場慣行として確立しているその他の契約には反映されない。自己の信用要素は、無担保資金調達商品を割り引く単一の市場に基づく水準を得るために資金振替価格（以下「FTP」という。）のイールド・カーブに基づいて見積られる。UBS AGのシニア債のイールド・スプレッドは、FTPのイールド・カーブになるように、シニア無担保債の市場におけるUBS AGの債券のスプレッドとUBS AGのメディアム・ターム・ノートの現時点の発行の金利水準との間の差異を反映した割引率で割り引かれる。FTPのイールド・カーブは通常、レベル2の価格算定インプットである。ただし、活発に取引されている期間を超える一部の長期物エクスポージャーは、レベル3に分類される。

2014年及び2013年12月31日現在それぞれの公正価値での測定を指定された金融負債（主に発行済仕組商品）に関連する自己の信用の調整の影響は、以下の表に要約されている。

当期累計額は当期の変動を表し、現時点までの保有期間累計額は当初認識後の変動累積額を反映している。期間中の自己の信用の変動額は、UBS AGの信用スプレッドの変動に起因する公正価値の変動額、及び信用スプレッド以外の要素（例えば、償還、時の経過に伴う影響、金利やその他の市場レートの変動など）に起因する公正価値の変動額で構成されている。

公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用

単位：百万スイス・フラン	現在又は終了事業年度		
	2014年12月31日	2013年12月31日	2012年12月31日
終了事業年度の利得 / (損失)	292	(283)	(2,202)
現時点までの累計利得 / (損失)	(302)	(577)	(292)

e) 公正価値測定及び公正価値ヒエラルキーの区分

公正価値で測定されるUBS AGの金融及び非金融資産・負債の公正価値ヒエラルキーの分類は、以下の表の通り要約される。表に続いて、公正価値で測定される資産及び負債の各クラスに係る重要な評価インプット及び仮定、公正価値の測定に用いられた評価技法（該当する場合）並びに公正価値ヒエラルキーの区分を決定する要因の説明が記載されている。

市場相場価格又は評価技法による公正価値の決定<sup>1</sup>

単位：十億スイス・フラン	2014年12月31日現在				2013年12月31日現在 <sup>5</sup>			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<b>継続的に公正価値で測定される資産</b>								
トレーディング目的保有金融資産 <sup>2</sup>	101.7	27.2	3.5	132.4	79.9	30.1	4.3	114.2
内、								
国債	8.8	4.7	0.0	13.6	7.9	5.1	0.0	13.1
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	0.6	11.0	1.4	12.9	1.1	13.3	1.7	16.0
貸出金	0.0	2.2	1.1	3.2	0.0	2.0	1.0	3.0
投資信託受益証券	6.7	6.4	0.3	13.4	4.8	6.0	0.3	11.1
資産担保証券	0.0	1.5	0.6	2.1	0.0	2.3	1.0	3.3
資本性金融商品	68.8	0.8	0.1	69.8	50.7	1.0	0.2	51.9
ユニットリンク型投資契約金融資産	16.8	0.6	0.1	17.4	15.4	0.4	0.1	15.8
再調達価額 - 借方	1.0	251.6	4.4	257.0	0.7	247.9	5.5	254.1
内、								
金利契約	0.0	123.4	0.2	123.7	0.0	130.4	0.3	130.7
クレジット・デリバティブ契約	0.0	9.8	1.7	11.5	0.0	20.1	3.0	23.1
外国為替契約	0.7	97.0	0.6	98.4	0.5	74.6	0.9	76.0
株式 / 株式指数契約	0.0	17.7	1.9	19.5	0.0 <sup>4</sup>	19.3 <sup>4</sup>	1.2	20.6
コモディティ契約	0.0	3.6	0.0	3.6	0.0	3.5	0.0	3.5
公正価値での測定を指定された金融資産	0.1	0.9	3.5	4.5	0.1	2.9	4.4	7.4
内、								
貸出金（仕組ローンを含む）	0.0	0.8	1.0	1.7	0.0	1.4	1.1	2.5
仕組リバース・レボ契約及び有価証券借入契約	0.0	0.1	2.4	2.5	0.0	1.1	3.1	4.2
その他	0.1	0.0	0.1	0.3	0.1	0.5	0.2	0.7
売却可能金融投資	32.7	23.9	0.6	57.2	39.7	19.0	0.8	59.5
内、								
国債	30.3	2.8	0.0	33.1	38.0	1.2	0.0	39.2
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	2.2	16.9	0.0	19.1	1.6	13.6	0.1	15.3
投資信託受益証券	0.0	0.1	0.2	0.3	0.0	0.0	0.2	0.3
資産担保証券	0.0	4.0	0.0	4.0	0.0	4.0	0.0	4.0
資本性金融商品	0.2	0.1	0.4	0.7	0.1	0.1	0.4	0.6
<b>非金融資産</b>								
貴金属及びその他のコモディティ	5.8	0.0	0.0	5.8	8.6	0.0	0.0	8.6

非継続的に公正価値で測定される資産

その他の資産 <sup>3</sup>	0.0	0.1	0.2	0.2	0.0	0.1	0.1	0.1
<b>公正価値で測定される資産合計</b>	<b>141.4</b>	<b>303.5</b>	<b>12.2</b>	<b>457.1</b>	129.1	299.9	15.0	444.0

<sup>1</sup>区分された組込デリバティブは、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示され、この表から除外されている。2014年12月31日現在、公正価値で保有される区分処理された組込デリバティブ負債純額合計0億スイス・フラン（内、3億スイス・フランはレベル2資産純額、3億スイス・フランはレベル2負債純額であった。）は、貸借対照表において社債に計上されている。2013年12月31日現在、公正価値で保有される区分処理された組込デリバティブ負債純額合計2億スイス・フラン（内、2億スイス・フランはレベル2資産純額、4億スイス・フランはレベル2負債純額であった。）は、貸借対照表において社債に計上されている。<sup>2</sup>トレーディング目的保有金融資産には貴金属及びコモディティは含まれない。<sup>3</sup>その他の資産は主に、正味帳簿価額又は売却費用控除後の公正価値のいずれか低い方の金額で測定される売却目的保有資産で構成されている。<sup>4</sup>2014年度に、UBS AGは上場株式オプション契約を分類変更し、全てレベル2とした。過年度の公正価値ヒエラルキーはこの変更に応じて修正再表示され、レベル1の株式/株式指数契約のPRV及びNRVがともに約2億スイス・フラン減少し、対応するレベル2が同額増加した。<sup>5</sup>IAS第32号修正の適用に伴い、2014年度において2013年12月31日現在の数値が一部修正再表示された。レベル2の金利契約、クレジット・デリバティブ契約及び株式/株式指数契約のPRV及びNRVがともに、それぞれ10億スイス・フラン、50億スイス・フラン及び30億スイス・フラン増加した。IAS第32号修正の適用に関する詳細については、注記1bを参照。

単位：十億スイス・フラン	2014年12月31日現在				2013年12月31日現在 <sup>5</sup>			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<b>継続的に公正価値で測定される負債</b>								
トレーディング目的保有金融負債	23.9	3.9	0.1	28.0	22.5	3.9	0.2	26.6
内、								
<b>国債</b>	<b>7.0</b>	<b>1.2</b>	<b>0.0</b>	<b>8.2</b>	6.9	0.5	0.0	7.3
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	0.1	2.4	0.1	2.6	0.3	3.2	0.2	3.6
投資信託受益証券	1.1	0.1	0.0	1.2	0.4	0.1	0.0	0.5
資産担保証券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
資本性金融商品	15.7	0.1	0.0	15.9	15.0	0.2	0.0	15.1
再調達価額-貸方	1.1	248.1	5.0	254.1	0.8	242.9	4.4	248.1
内、								
金利契約	0.0	117.3	0.6	117.9	0.0	118.0	0.4	118.4
クレジット・デリバティブ契約	0.0	10.0	1.7	11.7	0.0	19.5	2.0	21.5
外国為替契約	0.7	96.6	0.3	97.6	0.5	79.3	0.5	80.3
株式/株式指数契約	0.0	20.9	2.4	23.3	0.0 <sup>d</sup>	22.9 <sup>d</sup>	1.5	24.4
コモディティ契約	0.0	3.2	0.0	3.2	0.0	3.2	0.0	3.2
公正価値での測定を指定された金融負債	0.0	63.4	11.9	75.3	0.0	57.8	12.1	69.9
内、								
仕組債以外の固定利付債券	0.0	2.3	2.2	4.5	0.0	2.4	1.2	3.7
仕組債	0.0	56.6	7.3	63.9	0.0	48.4	7.9	56.3
仕組債（店頭）	0.0	4.1	1.5	5.7	0.0	6.5	1.8	8.3
仕組レボ契約	0.0	0.3	0.9	1.2	0.0	0.4	1.2	1.6
ローン・コミットメント	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の負債 - ユニットリンク型投資契約に基づく金額	0.0	17.6	0.0	17.6	0.0	16.2	0.0	16.2
<b>公正価値で測定される負債合計</b>	<b>25.0</b>	<b>333.0</b>	<b>17.0</b>	<b>375.0</b>	23.3	320.7	16.8	360.7

<sup>4</sup>2014年度に、UBS AGは上場株式オプション契約を分類変更し、全てレベル2とした。過年度の公正価値ヒエラルキーはこの変更に応じて修正再表示され、レベル1の株式/株式指数契約のPRV及びNRVがともに約2億スイス・フラン減少し、対応するレベル2が同額増加した。<sup>5</sup>IAS第32号修正の適用に伴い、2014年度において2013年12月31日現在の数値が一部修正再表示された。レベル2の金利契約、クレジット・デリバティブ契約及び株式/株式指数契約のPRV及びNRVがともに、それぞれ10億スイス・フラン、50億スイス・フラン及び30億スイス・フラン増加した。IAS第32号修正の適用に関する詳細については、注記1bを参照。

トレーディング目的保有金融資産及び金融負債、公正価値での測定を指定された金融資産、並びに売却可能金融投資

### 国債

国債には、主権を有する政府が発行する固定利付、変動利付及びインフレ連動型の債券、並びにこれらの債券に基づく金利及び元本のストリップ債が含まれる。このような商品は通常、活発な市場で取引され、当該市場から価格を直接入手することができるため、レベル1に分類される。残りのポジションの大部分はレベル2に分類される。活発な市場のデータを用いて直接価格算定ができない商品は、類似の政府金融商品の市場データに基づき推定されたイールド・カーブを組み込む割引キャッシュ・フローによる評価技法を用いて評価される。このイールド・カーブは、将来の指数水準を予測するとともに、将来の期待キャッシュ・フローを割り引くために使用される。これらの商品の評価技法に投入される主要なインプットは、債券価格と変動利付又は物価連動商品の将来の指数水準を見積るインプットである。レベル3に分類される商品は限定されており、通常、活発な市場取引のレンジ外にイールド・カーブを外挿して求める必要がある場合にはレベル3に分類される。

### 社債及び地方債

社債には、企業が発行するシニア債、ジュニア債及び劣後債が含まれる。地方債は、州及び地方政府から発行される債券である。商品の大部分は標準的な固定利付又は変動利付証券であるが、一部には複雑なクーポンや組込オプションを有する債券もある。社債及び地方債は通常、市場から直接入手される価格を用いて評価される。直接比較可能な価格が入手できない場合は、商品は、同一発行体による他の証券から算定された利回りを用いて評価されるか、又は弁済順位、満期及び流動性を調整したうえで類似の証券にベンチマーキングした価額によって評価されている。活発な市場のデータを用いて直接価格設定ができない商品は、発行体の信用スプレッドを組み込む割引キャッシュ・フローによる評価技法を用いて評価される。この信用スプレッドは、他の発行や発行体のCDSデータから算定するか、もしくは他の同等の発行体の観察された価格を参照するか又は信用モデルによる手法から見積ることができる。社債は通常、レベル2に分類される。これは、市場データは容易に入手できるが、活発な市場とそれに対応するレベル1の分類を妥当だと証明するには、第三者による売買取引データが不十分であることが多いためである。地方債は通常、価格情報源の裏付けになる取引活動の活発度によってレベル1又はレベル2に分類される。レベル3商品には、保有する証券、又は同一発行体が発行した他の証券を参照した、入手できる適切な価格が存在しない。従って、このような商品は、類似の発行体の価格水準から期間と発行体の質を相対的に調整して測定される。

転換社債は通常、市場から直接入手される価格を用いて評価される。直接比較可能な価格が入手できない場合は、転換社債モデルを用いて価格設定されることがある。このモデルは、組み込まれた株式オプションと負債の構成要素を評価し、その評価額を発行体の信用スプレッドを組み込んだカーブで割り引く。市場データは容易に入手できるが、レベル1の分類を妥当だと証明するには第三者による売買取引データが不十分であることから、転換社債は通常、レベル2に分類される。

### 売買された貸出金及び公正価値での測定を指定された貸出金

売買された貸出金及び公正価値での測定を指定された貸出金は、最近の取引価格又は入手可能な場合はディーラーの相場価格などの市場価格を用いて評価される。市場価格データが入手できない流動性が欠如した貸出金については、代替的な評価技法が用いられ、この方法には、同業他社の負債性商品又は同一の企業の異なる商品から算定された価格を用いる相対的価値をベンチマークとする手法が含まれる。企業向け貸出ポートフォリオは、典型的にはプロバイダーが合意した価格から直接的に観察可能な市場価格、又はクレジット・デフォルト・スワップの評価技法（信用スプレッド、信用回収率及び金利に係るインプットが必要となる。）のいずれかを用いて評価されている。このような商品の市場は活発に取引されておらず、価格データが入手できるとしても、その情報は直接観察可能ではないため、企業への貸出金は通常、レベル1の分類基準を満たさない。適度に取引実績があり、流動性のある価格データが入手可能な商品はレベル2に分類されるが、評価技法の利用が必要なポジションや価格情報源に十分な取引の実績のないポジションは、レベル3に分類される。レベル3に分類される最近組成した商業用不動産ローンは、格付機関の指針に基づく証券化アプローチを用いて測定される。証券化による将来の損益には認識されないが、全体的なスプレッドの変動は貸出金の評価に反映される。

貸出金には、各種の条件付貸出取引が含まれており、その評価は保険数理上の死亡率や生命保険契約失効率によって決定される。死亡率や失効率の仮定は、大規模な同種のプールに対する外部の保険数理上の見積りに基づいている。偶発事象は、保険数理計算による予想額に対するレンジから算定される。さらに、価格算定手法は死亡率のボラティリティをインプットとして使用する。

### 投資信託受益証券

投資信託受益証券は、大半が取引所で取引されており、流動性のある市場における相場価格を容易に入手することができる。市場価格が入手できない場合、公正価値は、償還に何らかの制限がある場合はそれを考慮し、純資産価値（以下「NAV」という。）に基づき測定することができる。上場受益証券は、活発な市場の分類基準を満たす十分な取引がある限りレベル1に分類されるが、その他のポジションはレベル2に分類される。NAVが入手できない、あるいは測定日又は近い将来において償還可能ではないポジションは、レベル3に分類される。

### 資産担保証券

住宅モーゲージ担保証券（以下「RMBS」という。）、商業用モーゲージ担保証券（以下「CMBS」という。）、その他の資産担保証券（以下「ABS」という。）及び担保債務証券（以下「CDO」という。）

RMBS、CMBS、ABS及びCDOは通常、原利付資産の証券化プロセスを通じて発行された商品である。裏付けとなる担保は、RMBSの場合は住宅モーゲージ、CMBSの場合は商業用モーゲージ、ABSの場合はクレジット・カード債権、自動車又は学生ローン、リース債権などのその他の資産、CDOの場合はRMBS、CMBS又はABSなど他の証券化ポジションである。これらの証券の市場は活発ではないため、公正価値の測定には様々な評価技法が使用されている。流動性が高い証券については、保有商品の取引データや相場価格を定期的に取得できる場合があり、評価プロセスは、このような取引及び価格に関するデータを用いることになる。この情報は取引時と評価時との間の市場価格の変動に合わせて更新される。流動性の低い商品は、類似のリスク特性を有する商品や指数の価格データを組み込んだ割引期待キャッシュ・フローを用いて測定される。期待キャッシュ・フローの見積りには、資産を所有していると仮定したモデル、ファンダメンタル分析及びノ又は現在及び将来の経済環境に関する経営者の定量的・定性的評価に基づく市場調査から導出されたインプットの仮定を用いて、担保資産からの期待キャッシュ・フローのモデル化を行う。このように見積られた担保資産からの期待キャッシュ・フローは、証券化の信用補完や劣後特約に基づく条件を考慮し、証券の予想収益へ転換される。期待キャッシュ・フローのスケジュールは、類似のリスク特性及び流動性特性を有する商品に市場が要求する割引レベルを反映した割引率又はディスカウント・マージンを用いて割り引かれる。割引期待キャッシュ・フロー法に対するインプットには、資産の年率換算期限前償還率、ディスカウント・マージン又は割引利回り、資産のデフォルト確率及び損失度が含まれ、これらのインプットは、LTVデータ、住宅価格評価、担保権行使に伴う費用、賃料収入水準、空室期間及び雇用率（ただし、これらに限定されない）など、当該貸出金や経済状況に関する基礎情報を用いて見積られる。RMBS、CMBS及びABSは通常、レベル2に分類される。ただし、重要なインプットが観察不能である場合、あるいは保有ポジションと十分に類似したリスク特性を有する商品や担保に関する市場又は基礎的データが入手できない場合は、レベル3に分類される。

#### 資本性金融商品

資本性証券の大部分は、相場価格が容易かつ定期的に入手できる公的な証券取引所で活発に売買が行われていることから、レベル1に分類される。ヘッジ・ファンドのユニットも、資本性金融商品に分類される。これらユニットの公正価値は、公表されたNAVに基づき、償還の制限がある場合はそれを考慮した上で、測定される。これらのユニットはレベル2に分類されるが、公表されたNAVが入手できない、あるいは測定日又は近い将来に償還できないポジションは、レベル3に分類される。

プライベート・エクイティのポジションなど未上場の保有株式は当初取引価格で計上され、価格変動の信頼できる証拠が入手可能、又は当該ポジションが減損しているとみなされるものについてのみ定期的に再評価される。

#### ユニットリンク型金融資産

ユニットリンク型投資契約により、投資家は発行された投資ユニットを通じて資産プールに投資することができる。ユニット保有者は、参照資産プールに関連する全てのリスク及び経済価値にさらされている。ユニットリンク型投資契約に基づいて保有する資産は、トレーディング・ポートフォリオ資産として表示されている。資産の大部分は取引所に上場されており、活発に取引されている場合はレベル1に、そうでない場合はレベル2に分類される。ただし、価格が容易に入手できない商品は、レベル3に分類される。

#### 仕組レポ契約及び仕組リバース・レポ契約

公正価値での測定を指定された仕組レポ契約及び仕組リバース・レポ契約は、割引期待キャッシュ・フロー手法を用いて測定される。適用される割引率は、当該契約における担保適格条件に対応する資金調達カーブに基づき算定される。これらのポジションについて担保条件は標準的でないため、評価目的に使用される資金調達スプレッドの水準は市場では観察することはできない。よって、これらのポジションは主にレベル3に分類される。

#### 再調達価額

#### 担保付商品及び無担保商品

担保付デリバティブの評価において期待キャッシュ・フローを割り引くために用いられるカーブは、評価対象商品に関連する担保契約の資金調達条件を反映している。当該担保契約は、適格通貨、金利条件が取引相手先によって異なる。担保付デリバティブの大部分は、個々の取引相手先との担保契約に対して最も安価な適格通貨建ての翌日物金利から算定された資金調達レートに基づくディスカウント・カーブを用いて測定される。

無担保及び部分担保付デリバティブは、対象商品の通貨のLIBOR（あるいはLIBOR相当の金利）カーブを用いて割り引かれる。注記24dに記載の通り、無担保及び部分担保付デリバティブの公正価値はその後、取引相手先の信用リスク、UBS AGの自己の信用リスク及び資金調達の費用及び便益による影響の見積りを反映するように必要に応じてCVA、DVA及びFVAにより調整される。

#### 金利契約

金利スワップ契約には、金利スワップ、ベシス・スワップ、クロスカレンシー・スワップ、インフレーション・スワップ及び金利先渡契約（先渡金利契約と呼ばれることもある（以下「FRA」という。））が含まれている。これらの商品は、利息の将来キャッシュ・フローを見積り、かかるキャッシュ・フローを、測定対象

のポジションに対する適切な資金調達レートを反映した金利を用いて割り引くことにより、評価されている。将来の指数水準と割引率を見積るために用いられるイールド・カーブは、標準的なイールド・カーブ・モデルに市場で取引されている金利を用いて算定される。当該モデルに対する主要なインプットは、金利スワップ・レート、FRAレート、短期金利先物価格、ベースス・スワップ・スプレッド及びインフレ・スワップ・レートである。多くの場合、イールド・カーブ・モデルのインプットを形成する標準的な市場における契約は、活発かつ観察可能な市場で取引されるため、これらの金融商品の大部分はレベル2に分類される。

金利オプション契約には、キャップ及びフロア、スワップション、複雑なペイオフ特性を有するスワップ、並びにその他のより複雑な金利オプションが含まれる。これらの契約は、金利イールド・カーブ、インフレーション・カーブ、ボラティリティ及び相関などのインプットを使用し、市場で標準的な各種オプション・モデルを用いて評価される。モデル内のボラティリティ及び相関などのインプットは、市場で取引される標準的なオプション商品について市場で観察された価格に基づくデータを使用する。よりエキゾチックな商品进行评估するために用いられるオプション・モデルは、エキゾチックモデルが標準的なオプション商品を市場で観察された価格水準に価格設定することを可能とするために調整が必要な複数のモデル・パラメーター・インプットを有している。これらのインプットは直接観察できないが、調整プロセスによりモデルのアウトプットを活発な市場水準であると正当化できるため、通常レベル2として取り扱われる。このように調整されたモデルはその後、標準的オプションとエキゾチック・オプションとの双方のポートフォリオを評価するために用いられる。多くの場合、イールド・カーブ・モデルで使用されるインプットやボラティリティ及び相関などのインプットを形成する標準的な市場の商品には、活発かつ観察可能な市場があるため、これらの商品の大部分はレベル2に分類される。金利オプション契約のうち、ボラティリティ又は相関インプットを適切な観察可能な市場データから導出できないエキゾチック・オプションは、レベル3に分類される。このようなオプションは、市場以外の情報から得られるボラティリティ及び相関を用いて評価される。

金利スワップ及びオプション契約は、当該契約の満期までの期間が、重要なインプット・パラメーターについて標準的な相場価格が観察可能である期間を超える場合、レベル3に分類される。かかるポジションは、標準的な仮定を用いて最後に観察された相場価格を外挿することにより、又はその期間について代理となる観察可能なインプット・パラメーターを参照することにより評価される。

残高保証スワップ(以下「BGS」という。)は、証券化ビークルに基づく想定元本を有する金利スワップ又は通貨スワップであり、評価には想定元本の将来における未知の変動性を組み込むことが求められる。BGSを評価するインプットは、スワップに係る標準的な市場リスクを評価するために用いられるインプットと裏付けとなる証券化プールの想定元本を見積るために用いられるインプット(すなわち、年率換算期限前償還率、年率換算デフォルト率及び金利)である。BGSは、予定外の想定元本の変動とBGSの原市場リスクとの相関が活発な市場を有しておらず、観察することができないため、レベル3に分類される。

### クレジット・デリバティブ契約

シングル・クレジット・ネームに基づくクレジット・デリバティブには、企業及びソブリンのシングルネームによるクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）、貸出金に係るCDS、及びトータル・リターン・スワップ（以下「TRS」という。）が含まれる。これらの契約は、市場信用スプレッド、アップフロント・プライシング・ポイント及びインプライドの回収率に基づく業界で標準的なモデルを用いて将来のデフォルト確率を見積ることにより評価される。これらの債務不履行及び回収の仮定は、将来の期待キャッシュ・フローを算定するために使用される。この期待キャッシュ・フローはその後、市場で標準的な割引キャッシュ・フロー・モデルとポートフォリオの関連部分に見合う資金調達レートを反映した割引率を用いて割り引かれる。デリバティブに基づく信用スプレッドが直接入手できないTRS及び一部のシングルネームのCDS契約は、現物債券と複合商品のファンディングの差を調整することにより、クレジット・デリバティブが参照する現物債券の価格から導出される信用スプレッドを用いて評価される。信用スプレッドが直接観察できないローンCDSは、可能であれば、ローン及び債券のデフォルト定義と回収率の仮定との差異で調整した当該企業固有の債券イールド・カーブを用いて評価される。シングルネーム及びローンCDSを評価するために使用される評価モデルに対するインプットには、シングルネーム信用スプレッド及びアップフロント・プライシング・ポイント、回収率、並びに資金調達カーブが含まれる。加えて、上述のとおり、社債の価格はTRS及び一部のシングルネーム又はローンCDSの評価モデルに対するインプットとして用いられる。シングルネーム・クレジット・デフォルト・スワップの多くは、これらの契約を評価するために使用される信用スプレッドと回収率が活発に取引され、観察可能な市場データが入手可能であるため、レベル2に分類される。対象となる参照銘柄が活発に取引されていない場合は、レベル3に分類される。

複数のクレジット・ネームからなるポートフォリオに基づくクレジット・デリバティブ契約には、信用指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ、ビスポーク型ポートフォリオに基づくクレジット・デフォルト・スワップ又はファースト・トゥ・デフォルト・スワップ（以下「FTD」という。）が含まれる。これらの契約の評価は、シングルネームCDSにおける上述の評価と同様であり、市場信用スプレッド、アップフロント・プライシング・ポイント及びインプライドの回収率に基づく業界で標準的なモデルを用いる将来のデフォルト確率の見積りが行われる。これらの債務不履行及び回収の仮定は、将来の期待キャッシュ・フローを算定するために使用される。この期待キャッシュ・フローはその後、市場で標準的な割引キャッシュ・フロー・モデルとポートフォリオの関連部分に見合う資金調達レートを反映した割引率を用いて割り引かれる。トランシェとFTD商品は、上記の債務不履行及び回収の仮定に加えて、ポートフォリオ・レベルの期待信用損失を全体構成内の異なるトランシェや銘柄に配分することを目的としてインプライドの相関を使用する業界で標準的なモデルを用いて評価される。相関に係る仮定は、活発に取引されるインデックス・トランシェ又はその他のFTDバスケットの価格から導出される。ポートフォリオのクレジット・デフォルト・スワップ全てに用いられる評価モデルに対するインプットには、シングルネーム又はインデックス信用スプレッド及びアップフロント・プライシング・ポイント、回収率並びに資金調達カーブが含まれる。さらに、トランシェとFTD商品に用いられるモデルは、インプライドの信用相関をインプットとして採用している。複数のクレジット・ネームからなるポートフォリオに基づくクレジット・デリバティブ契約は、信用スプレッド及び回収率が活発に取引される観察可能な市場データから算定される場合、並びにビスポーク型及びインデックス・トランシェを評価するために用いられる相関データが活発に取引されるインデックス・トランシェ商品に基づいている場合は、レベル2に分類される。この相関データでは、ポートフォリオの資本構成全体における相対的なトランシェのアタッチメント/デタッチメント・ポイントとポートフォリオの構成の両方を考慮に入れるマッピング・プロセスが行われる。マッピング・プロセスにおいて入手可能で活発な市場データのレンジを超えた外挿が求められる場合、当該ポジションはレベル3に分類される。このケースは少数のインデックス・トランシェ及び全ビスポーク型トランシェ契約に関連するものである。FTDIは、FTDポートフォリオ内の特定の銘柄間の相関が活発に取引されていないことから、レベル3に分類される。「オフ・ザ・ラン」インデックスと呼ばれる複数の古いクレジット・インデックス・ポジションは、インデックス信用スプレッドについて活発な市場が不足しているため、同様にレベル3に分類される。

証券化商品に係るクレジット・デリバティブ契約は、証券化商品(RMBS、CMBS、ABS又はCDO)である参照原資産を有し、クレジット・デフォルト・スワップ及び特定のTRSが含まれる。これらのクレジット・デフォルト・スワップ（通常pay-as-you-go（以下「PAYG」という。）CDSと呼ばれる。）とTRSは原証券と類似の評価技法を用いて（市場で取引される同等の証券を参照して、あるいはキャッシュ・フローの見積りと上記「資産担保証券」の項で説明した割引キャッシュ・フロー法を使用して）評価され、現物と複合型との資金調達の差額を反映するよう調整が行われる。PAYG CDSとTRSに対するインプットは、原証券の評価に使用されるインプット（年率換算期限前償還率、年率換算デフォルト率、損失の度合い、ディスカウント・マージン/割引率及びその他のインプット）及び現物と複合型との資金調達ベースの差額を反映するインプットである。PAYG CDSとTRSの分類は原証券の特性に従うため、レベル2とレベル3にわたって分布している。

### 外国為替契約

未決済の直物為替契約は、市場で観察される直物為替レートを用いて評価されている。先物為替契約については、標準的な市場に基づくデータから得られるフォワード・プライシング・ポイントに応じて調整された直物為替レートで評価されている。外国為替直物及びフォワード・プライシング・ポイントの市場はともに活発に取引され、観察可能であるため、外国為替契約は通常、レベル2に分類される。

OTC通貨オプション契約には、標準的なコール及びプット・オプション、複数の行使日を有するオプション、経路依存型オプション、平均化特性を有するオプション、不連続なペイオフ特性を有するオプション、並びに複数の基礎となる為替レートに係るオプションが含まれる。OTC通貨オプション契約は、市場の標準的なオプション・モデルを用いて評価されている。短期物オプション（すなわち、5年以内に満期到来）に用いられる

モデルは、長期物オプションに用いられるモデルと異なる傾向がある。これは、長期物OTC通貨契約に必要なとされるモデルは、金利と為替レートの相互依存性をさらに考慮に入れることを求められるからである。オプション評価モデルに対するインプットには、直物為替レート、為替フォワード・ポイント、為替ボラティリティ、金利イールド・カーブ、金利ボラティリティ及び相関が含まれている。ボラティリティと相関のインプットは、市場内の標準的なオプション契約取引で観察された価格の調整を通じて導出される。

インプットは、その多くが活発で観察可能な市場で取引される標準的な市場の契約から得られるため、OTC通貨オプション契約は、かなりの割合でレベル2に分類される。レベル3に分類されるOTC通貨オプション契約には、ボラティリティや相関のインプットを得る活発な市場がない長期物為替エキゾチック・オプションが含まれる。これらのOTC通貨オプション契約の評価に使用されるインプットは、裏付けとなる主たる市場のないコンセンサス方式のプライシング・サービス、資産価格の実績、又は外挿法を用いて算出される。

クロス・カレンシーの残高保証スワップは、外国為替契約に分類される。公正価値の分類の詳細については、上記の金利契約のセクションに記載されている。

#### 株式/株式指数契約

株式/株式指数契約には、株式先渡契約及び株式オプション契約が含まれる。株式先渡契約は基礎となる個別株式又は指数を有し、市場で標準的なモデルを用いて評価される。モデルに対する主要なインプットは、株価、予想配当率及びエクイティ・ファンディング・レート（市場で観察された先渡契約の価格から算出）である。見積キャッシュ・フローは、ポートフォリオの関連部分に見合う資金調達レートを反映した割引率を使用し市場で標準的な割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて割り引かれる。インプットは、その多くが活発で観察可能な市場で取引される標準的な市場の契約から得られるため、株式先渡契約はかなりの割合でレベル2に分類される。レベル3に分類されるポジションは、商品の満期に関する市場データがなく、入手可能なデータで一種の外挿を行うか、配当の実績情報、又は関連株式のデータを用いて評価されるものが該当する。

株式オプション契約には、市場で標準的な個別又はバスケット株式もしくは指数のコール及びプット・オプション、並びにより複雑な特性を有する株式オプション契約（複数又は連続した行使日を有するオプション契約、ペイオフがバスケットの構成要素の相対的又は平均実績に基づくオプション契約、不連続のペイオフ特性を有するオプション契約、経路依存型オプション及び価格以外の株式特性に直接基づいて算定されるペイオフ特性を有するオプション契約（すなわち：配当率、ボラティリティ又は相関））が含まれる。株式オプション契約は、上記株式先渡契約で説明の通り、株式先渡水準を見積り、株式のボラティリティとバスケット内の株式銘柄間の相関に係るインプットを組み込む、市場の標準的なモデルを用いて評価される。オプションから生じる確率加重期待ペイオフは、ポートフォリオの関連部分に見合う資金調達レートを反映した割引率を使用する、市場で標準的な割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて割り引かれる。インプットが活発で観察可能な市場で取引される標準的な市場の契約から得られるポジションは、レベル2に分類される。レベル3のポジションは、ボラティリティ、フォワード又は相関のインプットが観察不能なため、入手可能なデータの外挿、配当の実績、相関又はボラティリティデータ、又は関連する株式の同等データを用いて評価される。

#### コモディティ・デリバティブ契約

コモディティ・デリバティブ契約には、個別のコモディティ及びコモディティ指数に係る先渡、スワップ及びオプション契約が含まれる。コモディティ先渡及びスワップ契約は、標準的な商品に関する市場先渡水準を使用する、市場の標準的なモデルを用いて測定される。コモディティ・オプション契約は、上記のコモディティ先渡及びスワップ契約で説明の通り、コモディティ先渡水準を見積り、基礎となるインデックス又はコモディティのボラティリティに係るインプットを組み込む、市場で標準的なオプション・モデルを用いて測定される。オプション・モデルは、最初にオプションの確率加重期待ペイオフを計算し、次にこのペイオフは、ポートフォリオの関連部分に見合う資金調達レートを反映したレートを使用して、市場で標準的な割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて割り引かれる。コモディティのバスケット又はビスポーク型コモディティ指数のコモディティ・オプションについては、評価技法に異なるコモディティ又はコモディティ指数間の相関に係るインプットも組み込まれる。個別のコモディティ契約は通常、先渡及びボラティリティの活発な市場データが入手できるため、レベル2に分類される。

#### 公正価値での測定を指定された金融負債

##### 発行済仕組債及び仕組債（店頭）

発行済仕組債は、メディアム・ターム・ノート（以下「MTN」という。）で構成されており、公正価値オプションに基づいて公正価値で保有されている。これらのMTNは、特にストラクチャード・クーポンやペイオフに関する保有者のリスクや投資の選好度に合わせて組成されている。これらのMTNのリスク管理及び評価アプローチは、同種のデリバティブや基礎となるリスクと緊密に連携しているため、この構成要素に用いられる評価技法は上記の関連する評価技法と同一である。例えば、エクイティ・リンク債は、「再調達価額」のセクション（訳者注：原文「Replacement value」のセクション）の株式/株式指数契約を参照すべきであり、クレジット・リンク債は、クレジット・デリバティブ契約を参照すべきである。

##### その他の負債 ユニットリンク型契約未払額

ユニットリンク型投資契約により、投資家は発行された投資ユニットを通じて資産プールに投資することができる。ユニット保有者は、参照資産プールに関連する全ての経済価値を受け取り、全てのリスクを負担する。この金融負債は、ユニット保有者に対する未払額を表し、参照資産プールの公正価値の額に等しい。投資



契約負債の公正価値は、対応する資産の公正価値を参照して算定される。負債自体は活発に取引されないが、主に活発に取引される商品を参照するため、レベル2に分類される。

## f) 公正価値ヒエラルキーにおけるレベル1とレベル2の間の振替

開示された金額は、全報告期間を通じて保有していた金融商品のレベル1とレベル2との間の振替を反映している。

金融資産合計約6億スイス・フラン（主に売却可能金融投資で構成）が、2014年度においてレベル2からレベル1に振り替えられた。これは通常、市場内で観察される取引活動が増加したことによるものである。2014年度における金融負債のレベル2からレベル1への振替は重要ではなかった。

金融資産合計約4億スイス・フラン（主に売却可能金融投資及びトレーディング目的保有資産で構成）及び負債合計約2億スイス・フランが、2014年度においてレベル1からレベル2に振り替えられた。これは主に、市場内で観察される取引活動が減少したことによる。

## g) レベル3商品の変動

レベル3商品の重要な変動

次の表は、継続的に公正価値で測定されるレベル3資産及び負債の追加情報を示したものである。レベル3資産及び負債は公正価値ヒエラルキーのレベル1又はレベル2に分類される商品でヘッジされる場合があることから、表に計上された実現及び未実現利得／（損失）には、関連するヘッジ活動の影響が含まれないことがある。さらに、評価は通常、観察可能なパラメーターと観察不能なパラメーターの両方から算定されるため、表に表示された実現及び未実現利得／（損失）は、レベル3のインプットから生じるものに限定されない。

レベル3へ／レベル3から振り替えられた資産及び負債は、かかる資産及び負債が当年度の期首時点ですでに振り替えられていたものとして表示されている。

2014年12月31日現在、市場で観察不能な重要なインプットを使用した評価技法によって測定された金融商品（レベル3）は、主に以下により構成されていた。

- 仕組リバース・レポ契約及び有価証券借入契約
- クレジット・デリバティブ契約
- 株式／株式指数契約
- 仕組債以外の固定利付債
- 発行済仕組債（エクイティ・リンク債及びクレジット・リンク債）

2014年12月31日終了事業年度におけるレベル3商品の重要な変動は以下の通りである。

トレーディング目的保有金融資産

トレーディング目的保有金融資産は、当事業年度において43億スイス・フランから35億スイス・フランに減少した。52億スイス・フランの発行及び14億スイス・フランの購入（主に貸出金及び社債で構成）は、65億スイス・フランの売却（主に貸出金及び社債で構成）及び包括利益に含まれる合計16億スイス・フランの純損失により相殺され、全体で相殺額が発行額及び購入額を上回った。当事業年度中のレベル3への振替額は10億スイス・フランであり、主に信用スプレッドの観察可能性が低下したことによるモーゲージ担保証券及び社債から成る。レベル3からの振替は5億スイス・フランとなり、主に資産担保証券及び社債から成る。この振替は信用スプレッドの観察可能性が高まったことを反映している。

公正価値での測定を指定された金融資産

公正価値での測定を指定された金融資産は、当事業年度において44億スイス・フランから35億スイス・フランに減少した。この減少は、主に包括利益に含まれる8億スイス・フランの純損失及び合計3億スイス・フランのレベル3からの振替を反映している。13億スイス・フランの発行は、12億スイス・フランの決済で大部分が相殺された。

売却可能金融投資

売却可能金融投資は、当事業年度において8億スイス・フランから6億スイス・フランに減少した。この減少は主に合計2億スイス・フランの売却を反映しており、当該売却額は合計1億スイス・フランの購入により大部分が相殺された。

#### 再調達価額 - 借方

当事業年度において、再調達価額 - 借方は55億スイス・フランから44億スイス・フランに減少した。51億スイス・フランの決済は、合計26億スイス・フランの発行及び包括利益に含まれる合計11億スイス・フランの純利得により一部相殺された。これらは全て、主にクレジット・デリバティブ契約及び株式/株式指数契約に関連するものである。レベル3への振替は11億スイス・フランであり、主にクレジット・デリバティブ契約及び金利契約から成る。この振替は主として、保有するポートフォリオと市場データを独自に検証するために使用される代表的なマーケット・ポートフォリオとの相関性が変動したことによる。レベル3からの振替は5億スイス・フランであり、主にクレジット・デリバティブ契約及び株式/株式指数契約から成る。この振替は主として、信用スプレッドの観察可能なインプットの入手可能性の変化及び保有するポートフォリオと市場データを独自に検証するために使用される代表的なマーケット・ポートフォリオとの相関性が変動したことによる。

#### 再調達価額 - 貸方

再調達価額 - 貸方は、当事業年度において44億スイス・フランから50億スイス・フランに増加した。決済及び発行は、それぞれ37億スイス・フラン及び25億スイス・フランであり、主にクレジット・デリバティブ契約及び株式/株式指数契約から成る。レベル3への振替及びレベル3からの振替はそれぞれ14億スイス・フラン及び5億スイス・フランである。これらの振替も主にクレジット・デリバティブ契約及び金利契約から成り、信用スプレッドの観察可能なインプットの入手可能性の変化及び保有するポートフォリオと市場データを独自に検証するために使用される代表的なマーケット・ポートフォリオとの相関性が変動したことによる。

#### 公正価値での測定を指定された金融負債

当事業年度において、公正価値での測定を指定された金融負債は121億スイス・フランから119億スイス・フランに減少した。74億スイス・フランの発行（主に発行済エクイティ・リンク仕組債、仕組債以外の固定利付債及び仕組債（店頭）から成る）並びに包括利益に含まれる5億スイス・フランの純損失は、74億スイス・フランの決済（主に発行済エクイティ・リンク仕組債、仕組債（店頭）及び仕組債以外の固定利付債から成る）により大部分が相殺された。レベル3への振替及びレベル3からの振替は、それぞれ20億スイス・フラン及び32億スイス・フランであった。レベル3への振替は、主に発行済エクイティ・リンク及びクレジット・リンク仕組債並びに仕組債以外の固定利付債から成る。この振替は、これらのストラクチャーに組み込まれたオプションに影響を及ぼした株式のボラティリティのインプット及び信用スプレッドの観察可能性が低下したことによる。レベル3からの振替は、主に発行済エクイティ・リンク及び金利連動仕組債並びに仕組債以外の固定利付債から成る。この振替は、これらのストラクチャーに組み込まれたオプションの公正価値の算定に使用される観察可能な株式のボラティリティのインプットの入手可能性の変化及び金利の相関の変動による。

レベル3商品の変動

単位：十億スイス・フラン	2012年12月31日現在残高	トレーディング収益純額	包括利益に含まれる利得 / 損失合計				その他の包括利益	購入	売却	発行	決済	レベル3への振替	レベル3からの振替	為替換算
			内、報告期間未現 在で保有されるレベル3商品に関連するもの	受取利息純額 及びその他の収益	内、報告期間未現 在で保有されるレベル3商品に関連するもの	その他の包括利益								
<b>トレーディング目的保有資産<sup>1</sup></b>	<b>5.7</b>	<b>(2.4)</b>	<b>(1.3)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>2.1</b>	<b>(6.8)</b>	<b>5.0</b>	<b>0.0</b>	<b>2.2</b>	<b>(1.2)</b>	<b>(0.2)</b>	
内、														
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	(0.8)	0.0	0.0	0.3	(0.2)	0.0	
貸出金	2.0	(2.1)	(1.2)	0.0	0.0	0.0	0.7	(4.9)	5.0	0.0	0.6	(0.2)	0.0	
資産担保証券	1.5	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.2	(0.7)	0.0	0.0	0.6	(0.5)	(0.2)	
その他	0.6	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	(0.4)	0.0	0.0	0.6	(0.2)	0.0	
<b>公正価値での測定を指定された金融資産</b>	<b>4.9</b>	<b>0.2</b>	<b>1.5</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>2.6</b>	<b>(3.3)</b>	<b>0.2</b>	<b>(0.2)</b>	<b>(0.1)</b>	
内、														
貸出金（仕組ローンを含む）	1.4	(0.6)	(0.6)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	(0.8)	0.1	(0.2)	0.0	
仕組リバース・レボ契約及び有価証券借入契約	3.3	0.8	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	(2.4)	0.2	0.0	(0.1)	
その他	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.0	
<b>売却可能金融投資</b>	<b>0.7</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.1</b>	<b>0.1</b>	<b>(0.2)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.1</b>	<b>(0.1)</b>	<b>0.0</b>	
<b>再調達価額 - 借方</b>	<b>8.1</b>	<b>(0.8)</b>	<b>(0.5)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>(0.1)</b>	<b>2.2</b>	<b>(4.7)</b>	<b>3.8</b>	<b>(2.7)</b>	<b>(0.3)</b>	
内、														
クレジット・デリバティブ契約	3.6	(0.8)	(0.6)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	(3.8)	2.4	(0.2)	(0.1)	
外国為替契約	1.2	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.4)	0.6	(0.1)	(0.2)	
株式 / 株式指数契約	2.9	0.4	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	(0.1)	0.4	(2.3)	0.0	
その他	0.4	(0.2)	(0.3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	(0.4)	0.4	(0.1)	0.0	
<b>再調達価額 - 貸方</b>	<b>6.5</b>	<b>(0.5)</b>	<b>(0.1)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>1.4</b>	<b>(4.6)</b>	<b>3.0</b>	<b>(1.0)</b>	<b>(0.4)</b>	
内、														
クレジット・デリバティブ契約	3.3	(0.8)	(0.3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	(3.3)	2.7	(0.3)	0.0	
外国為替契約	1.5	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.5)	0.0	0.0	(0.3)	
株式 / 株式指数契約	1.3	0.5	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	(0.7)	0.1	(0.5)	0.0	
その他	0.4	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	(0.1)	0.2	(0.2)	(0.1)	
<b>公正価値での測定を指定された金融負債</b>	<b>14.7</b>	<b>(0.4)</b>	<b>1.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>6.4</b>	<b>(9.4)</b>	<b>2.9</b>	<b>(1.7)</b>	<b>(0.2)</b>	
内、														
仕組債以外の固定利付債	0.8	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	(0.8)	0.5	(0.1)	0.0	
発行済仕組債	10.0	1.2	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	(6.7)	1.9	(1.4)	(0.1)	
仕組債（店頭）	2.2	(0.4)	(0.3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	(1.3)	0.5	(0.1)	(0.1)	
仕組レボ契約	1.7	(1.0)	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	(0.6)	0.0	0.0	0.0	

レベル3商品の変動(続き)

単位：十億スイス・フラン	2013年 12月31 日現在 残高	包括利益に含まれる利得/ 損失合計											2014年 12月31 日現在 残高 <sup>2</sup>		
		トレー ディン グ収益 純額	内、報 告期間 未現在 で保有 される レベル 3商品 に関連 するも の	受取利 息純額 及びそ の他の 収益	内、報 告期間 未現在 で保有 される レベル 3商品 に関連 するも の	その 他の 包括 利益	購入	売却	発行	決済	レベル 3への 振替	レベル 3から の振替		為替 換算	
<b>トレーディング目的保有資産<sup>1</sup></b>	<b>4.3</b>	<b>(1.6)</b>	<b>(0.9)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>1.4</b>	<b>(6.5)</b>	<b>5.2</b>	<b>0.0</b>	<b>1.0</b>	<b>(0.5)</b>	<b>0.1</b>	<b>3.5</b>
内、															
社債及び地方債(金融機関が 発行した債券を含む)	1.7	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	(1.2)	0.0	0.0	0.2	(0.2)	0.1	1.4
貸出金	1.0	(1.4)	(0.8)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	(4.1)	5.2	0.0	0.2	(0.1)	0.1	1.1
資産担保証券	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.7)	0.0	0.0	0.5	(0.3)	0.0	0.6
その他	0.6	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	(0.5)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.5
<b>公正価値での測定を指定された 金融資産</b>	<b>4.4</b>	<b>(0.8)</b>	<b>(0.3)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>1.3</b>	<b>(1.2)</b>	<b>0.0</b>	<b>(0.3)</b>	<b>0.2</b>	<b>3.5</b>
内、															
貸出金(仕組ローンを含む)	1.1	(0.3)	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	(0.2)	0.0	(0.3)	0.0	1.0
仕組リバース・レボ契約及び 有価証券借入契約	3.1	(0.5)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	(1.0)	0.0	0.0	0.1	2.4
その他	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
<b>売却可能金融投資</b>	<b>0.8</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.1</b>	<b>(0.2)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.6</b>
<b>再調達価額 - 借方</b>	<b>5.5</b>	<b>1.1</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>2.6</b>	<b>(5.1)</b>	<b>1.1</b>	<b>(0.5)</b>	<b>(0.2)</b>	<b>4.4</b>
内、															
クレジット・デリバティブ契 約	3.0	0.3	(0.8)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	(3.2)	0.5	(0.2)	0.1	1.7
外国為替契約	0.9	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.2)	0.0	(0.1)	(0.3)	0.6
株式/株式指数契約	1.2	0.6	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	(1.3)	0.3	(0.2)	0.0	1.9
その他	0.3	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	(0.4)	0.3	(0.1)	0.0	0.3
<b>再調達価額 - 貸方</b>	<b>4.4</b>	<b>0.7</b>	<b>(0.6)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>2.5</b>	<b>(3.7)</b>	<b>1.4</b>	<b>(0.5)</b>	<b>0.2</b>	<b>5.0</b>
内、															
クレジット・デリバティブ契 約	2.0	0.1	(1.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	(2.4)	1.0	(0.2)	0.3	1.7
外国為替契約	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.3
株式/株式指数契約	1.5	0.4	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	(1.2)	0.3	(0.1)	0.0	2.4
その他	0.5	0.2	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.1	0.0	(0.1)	0.6
<b>公正価値での測定を指定された 金融負債</b>	<b>12.1</b>	<b>0.5</b>	<b>1.3</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>7.4</b>	<b>(7.4)</b>	<b>2.0</b>	<b>(3.2)</b>	<b>0.5</b>	<b>11.9</b>
内、															
仕組債以外の固定利付債	1.2	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	(1.4)	0.4	(0.4)	0.1	2.2
発行済仕組債	7.9	0.9	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.7	(4.2)	1.2	(2.6)	0.4	7.3
仕組債(店頭)	1.8	(0.4)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	(1.5)	0.4	(0.2)	0.0	1.5
仕組レボ契約	1.2	(0.3)	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	(0.4)	0.0	0.0	0.0	0.9

<sup>1</sup>取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある担保差入資産を含む。<sup>2</sup>2014年12月31日現在のレベル3資産の合計は、122億スイス・フラン(2013年12月31日現在:150億スイス・フラン)であった。2014年12月31日現在のレベル3負債の合計は、170億スイス・フラン(2013年12月31日現在:168億スイス・フラン)であった。

## h) レベル3に分類される資産及び負債の評価

次の表は、公正価値で認識され、レベル3に分類されるUBS AGの資産及び負債、並びに公正価値の測定に用いられた評価技法、当該評価技法に使用された観察不能とみなされた重要なインプット及びかかる観察不能なインプットの値のレンジを表示している。

値のレンジとは、評価技法に使用される最高レベルと最低レベルのインプットを表している。従って、このレンジは特定のインプットに係る不確実性のレベルではなく、関連する資産・負債の基本的な特性を反映している。このレンジは、各貸借対照表日に保有される商品の特性に基づいて、期間ごと及びパラメーターごとに異なることとなる。さらに、観察不能なインプットのレンジは、各社の保有商品が多様であるため、他の金融機関ごとに異なる場合がある。

### レベル3ポジションにおける重要な観察不能なインプット

このセクションでは、次の表で特定された重要な観察不能なインプットについて説明し、観察不能な各インプットの変動が単独で公正価値測定に及ぼす可能性がある潜在的な影響を評価する。表の通りインプットのレンジに幅が生じる要因についての理解の手助けとなる情報の説明も合わせて行う。観察可能なインプットと観察不能なインプットとの関係については、以下の要約に含まれていない。

### レベル3資産及び負債の公正価値測定に使用される評価技法及びインプット

単位：十億スイス・フラン	公正価値				重要な観察不能な 評価技法	重要な観察不能な インプット <sup>1</sup>	インプットのレンジ				単位 <sup>1</sup>
	資産		負債				2014年12月 31日現在		2013年12月 31日現在		
	2014年 12月31 日現在	2013年 12月31 日現在	2014年 12月31 日現在	2013年 12月31 日現在			最低値	最高値	最低値	最高値	
トレーディング目的保有金融資産 / トレーディング・ポートフォリオ 負債、公正価値での測定を指定された金融資産 / 負債及び 売却可能金融投資											
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	1.4	1.8	0.1	0.2	市場類似商品の 相対的価値	債券相当価格	8	144	0	127	ポイント
売買された貸出金、公正価値での 測定を指定された貸出金及び ローン・コミットメント	2.2	2.2	0.0	0.0	市場類似商品の 相対的価値	貸出金相当価格	80	101	0	102	ポイント
					割引期待 キャッシュ・フ ロー	信用スプレッド	37	138	65	125	ベースス・ ポイント
					市場類似商品及び 証券化モデル	ディスカウント・ マージン / スプレッド	0	13	1	15	%
					死亡率依存 キャッシュ・フ ロー	死亡率の ボラティリティ	270	280	21	128	%
投資信託受益証券 <sup>2</sup>	0.5	0.6	0.0	0.0	市場類似商品の 相対的価値	純資産価値					
資産担保証券	0.6	1.0	0.0	0.0	割引期待 キャッシュ・フ ロー	年率換算 期限前償還率	0	18	0	18	%
						年率換算 デフォルト率 <sup>3</sup>			0	10	%
						損失度 <sup>3</sup>			0	100	%
					市場類似商品及び 証券化モデル	ディスカウント・ マージン / スプレッド	0	22	1	39	%
資本性金融商品 <sup>2</sup>	0.5	0.6	0.0	0.0	市場類似商品の 相対的価値	債券相当価格	0	102	0	102	ポイント
					割引期待 キャッシュ・フ ロー	資金調達 スプレッド	10	163	10	163	ベースス・ ポイント

ユニットリンク型投資契約				
金融資産 <sup>2</sup>	0.1	0.1	市場類似商品の 相対的価値	価格
仕組債及び仕組債以外の 固定利付債 <sup>4</sup>		11.0	11.0	

---

## レベル3資産及び負債の公正価値測定に使用される評価技法及びインプット(続き)

	公正価値				評価技法	重要な観察不能な インプット <sup>1</sup>	インプットのレンジ				単位 <sup>1</sup>
	資産		負債				2014年12月 31日現在		2013年12月 31日現在		
	2014年 12月31 日現在	2013年 12月31 日現在	2014年 12月31 日現在	2013年 12月31 日現在			最低値	最高値	最低値	最高値	
再調達価額											
金利契約	0.2	0.3	0.6	0.4	オプション・モデル	金利のボラティリティ	13	94	13	73	%
						金利/金利相関	84	94	84	94	%
						カーブ内相関	50	94	50	84	%
					割引期待 キャッシュ・フロー	年率換算 期限前償還率	0	3	0	3	%
クレジット・デリバティブ契約	1.7	3.0	1.7	2.0	モデル化された デフォルト及び 回収に基づく 割引期待 キャッシュ・フロー	信用スプレッド	0	963	2	1,407	ベース・ポイント
						アップフロント・ プライス・ ポイント	15	83	(12)	68	%
						回収率	0	95	0	95	%
						信用指数相関	10	85	10	90	%
						ディスカント・ マージン/ スプレッド	0	32	0	39	%
						信用ペア相関	57	94	42	92	%
					原債券に係る 割引期待 キャッシュ・フロー	年率換算 期限前償還率	1	16	0	15	%
						年率換算 デフォルト率	0	9	0	12	%
						損失度	0	100	0	100	%
						ディスカント・ マージン/ スプレッド	1	33	0	38	%
						債券相当価格	12	100	0	100	ポイント
外国為替契約	0.6	0.9	0.3	0.5	オプション・モデル	為替のボラティリティ <sup>3</sup>			7	20	%
						金利/為替相関	(57)	60	(71)	60	%
						為替/為替相関	(70)	80	(83)	80	%
					割引期待 キャッシュ・フロー	年率換算 期限前償還率	0	13	0	13	%
株式/株式指数契約	1.9	1.2	2.4	1.5	オプション・モデル	株式配当利回り	0	15	0	10	%
						株式、株価及び その他の指数の ボラティリティ	1	130	1	88	%
						株式/為替相関	(55)	84	(52)	77	%
						株式/株式相関	18	99	17	99	%
非金融資産 <sup>2,5</sup>	0.2	0.1			市場類似商品の 相対的価値	価格					
					割引期待 キャッシュ・フロー	個別の不動産 に係る費用と 収益の予測					



割引率  
個別の不動産の  
状態に関する評価

<sup>1</sup>重要な観察不能なインプットのレンジは、ポイント、パーセント(%)及びベース・ポイントで表示される。ポイントは額面に対する割合である。例えば、100ポイントとは、額面の100%である。<sup>2</sup>インプットのレンジは、投資の性質が多様であり、予想される値が分散しているため、開示されていない。<sup>3</sup>この観察不能なインプット・パラメーターは2014年12月31日現在、各評価技法にとって重要ではなかったため、同日現在のインプットのレンジは開示されていない。<sup>4</sup>仕組債及び仕組債以外の固定利付債の評価技法、重要な観察不能なインプット、及びインプットのレンジについては、本表の別の場所に表示された対応するデリバティブ又は仕組金融商品と同じである。<sup>5</sup>非金融資産には公正価値で測定される投資不動産及び主に売却可能資産で構成されるその他の資産が含まれる。

**債券相当価格**：債券の市場価格が入手できない場合、公正価値は類似商品の観察可能な価格データと比較して測定される。比較可能な商品の選択時に考慮される要素には、信用の質、満期及び発行体の業種が含まれる。公正価値は、直接価格を比較するか、又は商品の価格を利回り(完全な利回り又はLIBORに対するスプレッドのいずれかとして)に転換して測定することができる。債券価格は、100を公正価値と名目価値(すなわち、額面)が等しい場合の、額面に対するポイントで表される。

社債及び地方債における8から144のレンジは、公正価値の算定に使用される参照発行債券の価格レンジを表している。価格が0の債券は、回収が全く見込まれない債務不履行債券であり、一方100すなわち「額面」を大きく上回る価格は、測定日現在の市場のベンチマークを超えるクーポンを支払うインフレ連動債又は仕組債に関連している。加重平均価格は約100ポイントで、ポジションの大部分はこの価格近辺に集中している。

資産担保証券における0から102の債券相当価格レンジは、公正価値の算定に使用される参照証券の価格レンジを表している。価格が0の商品は、元本又は利息の支払いが見込まれない商品であり、一方価格が100ポイント近辺の商品は全額返済が見込まれ、かつ、市場の利回りに近い利回りを支払うと予想される商品である。ポートフォリオの94%超が80ポイント以上の価格であり、レベル3ポートフォリオのこの部分に該当するレベル3資産の加重平均価格は89ポイントである。

クレジット・デリバティブについて、開示されている12から100ポイントの債券相当価格レンジは、通常、評価プロセスの一部として同等利回り又は信用スプレッドに転換される参照商品に用いられる価格のレンジを表している。このレンジは、上記の社債及び資産担保証券のレンジに相当する。

**貸出金相当価格**：売買された貸出金の市場価格が入手できない場合、公正価値は類似商品の観察可能な価格データと比較して測定される。比較可能な商品を選択する際に考慮される要素には、業種セグメント、担保の質、満期及び発行体に固有の制限条項が含まれる。公正価値は、直接価格を比較するか、又は商品の価格を利回りに転換して測定する場合がある。80から101ポイントのレンジは、レベル3に分類される貸出金の公正価値測定時に使用される類似の信用の質を有する参照発行から得られた価格のレンジを表している。価格が0の貸出金は、回収が全く見込まれない不良貸出金であり、一方現在の価格が100である貸出金は、全額返済が見込まれ、さらに市場の利回りより高い利回りを支払う貸出金である。加重平均は約95ポイントである。

**信用スプレッド**：多くのクレジット・デリバティブの評価モデルには、関連する参照原商品の信用の質を反映している信用スプレッドのインプットが必要である。特定の証券の信用スプレッドは、ベンチマークとなる証券の利回り又は参照金利(通常は米国債利回り又はLIBOR)に対して見積られ、一般的にベース・ポイント単位として表される。信用スプレッドの上昇/(低下)により、CDS及び他のクレジット・デリバティブ商品によって提供される信用プロテクションの価値は上昇/(下落)することになる。かかる信用スプレッドの変動がUBS AGの経営成績に及ぼす影響は、保有ポジションの性質及び方向に左右される。資産の信用度が、スプレッドの算定対象であるベンチマークよりも高い場合には、信用スプレッドはマイナスになる可能性がある。信用スプレッドの拡大は、信用度の低下を表す。貸出金における37から138ベース・ポイントのレンジとクレジット・デリバティブにおける0から963ベース・ポイントのレンジは、原商品の多様性を示しており、レンジの下限は最高の質(例：LIBORのリスクに近似)を表し、レンジの上限は最大レベルの信用リスクを表している。

**年率換算期限前償還率**：年率換算期限前償還率とは、貸出金プールに係る予定外の元本返済額を示している。年率換算期限前償還率は、類似プールの貸出金の年率換算期限前償還率実績や将来の経済の見通しなど複数の要素に基づき、将来の金利を含む(ただし、これに限定されない)要素を考慮して見積られる。一般的に、この観察不能なインプットが単独で大幅に上昇(低下)すると、ディスカウントで取引される債券の公正価値は著しく高く(低く)なると推測される。プレミアムで取引される債券はその逆が当てはまり、年率換算期限前償還率が上昇すると公正価値は下落する。ただし、特定の状況においては、期限前償還率の変動が商品の価格に与える影響はより複雑で、証券化商品の正確な条件と証券化商品の資本構成における当該商品のポジションの両方に依存する。

資産担保証券における0から18%のレンジは、様々な種類の資産担保証券にわたるインプットを表している。インプットが0%の証券は通常、原担保に現時点で期限前償還の実績がなく近い将来に変動が予想されないことを示している。一方、上限の18%は、現に年率換算期限前償還率が高い証券に関連している。資産担保証券の種類が異なれば、借り手の借換能力、借換の実勢金利、及び貸出金原担保プールの質又は特性などの要

素の組合せ次第で期限前償還の特性レンジも異なる。ポートフォリオの加重平均年率換算期限前償還率は、9%である。

クレジット・デリバティブにおける1から16%のレンジは、資産担保証券に係るクレジット・デリバティブのインプットの仮定を表している。レンジは、資産担保証券のレンジと同様の影響を受ける。為替契約及び金利契約におけるそれぞれ0から13%及び0から3%のレンジは、BGSポートフォリオを原資産とする証券化商品に関する期限前償還の仮定を表している。このポートフォリオは他の資産担保証券ポートフォリオほど分散していないため、期限前償還速度のレンジは、より狭くなっている。

年率換算デフォルト率（以下「CDR」という。）：CDRとは、債務不履行となり清算されると予測されるプール内の残存している元本残高の割合を示すものであり、モーゲージ又は貸出金グループに対する年率換算したデフォルト率である。CDRは、プール内の担保延滞率や将来の経済の見通しなどの複数の要素に基づいて見積られる。一般的に、この観察不能なインプットが単独で大幅に上昇（低下）すると、取引に係るキャッシュ・フローは著しく減少（増加）する（従って評価が低下（上昇）する）と推測される。ただし、資本構成内の商品が異なると、CDRの変動はこれとは異なる反応を示す可能性がある。通常、CDRが上昇すると劣後債の価値は下落するが、十分に保護されたシニア債については、CDRの上昇が、価格の上昇をもたらす場合がある。加えて、ある証券の担保プールに保証人の元利支払保証があることにより、資本構成の後順位側にある債券の価格は、年率換算デフォルト率の上昇に伴って上昇する場合がある。

クレジット・デリバティブにおける0から9%のレンジは、個々の商品の原担保プールにわたる予想デフォルト割合を表している。

損失度/回収率：損失度/回収率の予測値は、予想されるデフォルト発生時に実現するであろう見積損失を反映している。損失度は通常、資産担保証券内の担保に適用され、回収率は企業又はソブリン・クレジットに用いられるものと同様の価格算定用インプットである。回収は損失度の反対であるため、100%の回収率は0%の損失度に相当する。損失度が上昇/回収率が低下すると、商品のデフォルト時にストラクチャーにもたらされる期待キャッシュ・フローは減少することになる。一般的に、損失度のみが大幅に低下（上昇）すると、個々の資産担保証券の公正価値は著しく高く（低く）なると推測される。回収率の変動がクレジット・デリバティブのポジションに与える影響は、信用プロテクションが売買されているかどうかによって左右される。

損失度は、貸出金の元本（場合によっては担保権行使時点での未収利息も含む）に対する、担保権行使後に保有する担保からの回収可能額に最終的な影響を受ける。クレジット・デリバティブについては、損失度のレンジ0から100%が資産担保証券に係るデリバティブに適用される。回収率のレンジ0から95%は、レベル3ポートフォリオ内のクレジット・デリバティブ契約に係る幅広い予想回収水準を表している。

ディスカウント・マージン（以下「DM」という。）・スプレッド：DMスプレッドは、見積キャッシュ・フローの不確実性に対して市場が要求するリターンを反映するよう資産のキャッシュ・フローを現在価値に割り引くために用いられる割引率を表している。DMスプレッドは、期待キャッシュ・フローを割り引くために変動金利の指標（例：LIBOR）に上乗せされて適用される利率である。一般的に、この観察不能なインプットが単独で低下（上昇）すると、公正価値が著しく高く（低く）なると推測される。

割引率のレンジは、貸出金（0から13%）、資産担保証券（0から22%）及びクレジット・デリバティブ（0から32%）とそれぞれ異なっている。レンジの上限は、期待キャッシュ・フローに対して市場で非常に低く価格設定される証券に関連するもので、期待キャッシュ・フローに対して大幅に割り引かれる。これは、市場が、期待キャッシュ・フローの生成プロセスで織り込まれているリスクより大きな信用損失リスクを当該証券の価格に織り込んでいることを示している。レンジの下限は、信用度の高い商品に係る資金調達レートの特徴を示すものである。資産担保証券の場合、加重平均DMは5%である。貸出金の場合、開示されているレンジの0から13%に対して平均実効DMは1.71%である。

株式配当利回り：先渡契約又はスワップ契約の公正価値を測定するため、また、オプション価格算定モデルを用いて公正価値を測定するために、個別株式又は指数に係る先渡価格を導出することが重要である。現在の株価と先渡価格との関係は、将来の予想配当水準及び支払時期に加え、若干ではあるが当該株式に適用される資金調達レートに基づいている。配当利回りは通常、株価に対する年率で表示され、下限の0%は配当が支払われる見込みのない株式を表している。配当利回りと時期は、株式の先渡価格の影響を受けやすい商品の公正価値を算定するに当たり最も重要なパラメーターである。0から15%のレンジは、ポートフォリオの配当率の予想レンジを反映している。

ボラティリティ：ボラティリティは、特定の商品に係る将来の価格の変動を測定するものであり、通常パーセント（%）で表示される。数値が高くなると、将来の価格変動が発生する可能性が高い、より変動しやすい商品を反映する。ボラティリティの最小値は0%で、最大値は理論上、存在しない。ボラティリティはオプション・モデルに投入される主要なインプットである。オプション・モデルにおいて、このインプットは、将来の原資産価格の確率分布を導出するために用いられる。ボラティリティがポートフォリオ内の個々のポジションに及ぼす影響は、主としてオプション契約がロング・ポジションであるのか又はショート・ポジションであるのかによって左右される。多くの場合、オプションの公正価値は、ボラティリティの上昇に伴って高くなり、ボラティリティの低下に伴って低くなる。一般的に、公正価値の測定に用いられるボラティリティは、活発な市場のオプション価格（以下「インプライド・ボラティリティ」という。）から得られる。インプライド・ボラティリティの主な特徴は、ボラティリティ・「スマイル」又は「スキュー」である。これは、インプライド・ボラティリティが異なれば、異なるオプション行使価格の価格設定となることを表している。

- 金利のボラティリティ 13から94%のレンジは、異なる通貨及び基礎となる金利水準の観察不能なボラティリティのレンジを反映している。低金利のボラティリティは高金利のボラティリティよりかなり高くなる傾向がある。さらに、通貨によってインプライド・ボラティリティが大幅に異なる場合がある。
- 株式、株式及びその他の指数のボラティリティ 1から130%のレンジは、基礎となる株式のボラティリティのレンジを反映している。
- 死亡率のボラティリティ 270から280%のレンジは、死亡率に依存する貸出金ポートフォリオの異なる構成要素に係る死亡率ボラティリティの仮定を表している。ボラティリティのインプットのレンジは、ポートフォリオ内の契約の特性の違いによって影響を受ける。ボラティリティが上昇すると、概念上の支払が増加するため、貸出金の価値は上昇することになる。

**相関：**相関は2つの変数の変動間の相互関係を測定するものである。-100%から+100%までのパーセント(%)で表示される。+100%とは、完全に相関している変数であり(すなわち、1つの変数の変動が他の変数の同方向への変動に関連している)、-100%とは逆相関の変数である(すなわち、1つの変数の変動が他の変数の逆方向への変動に関連している)。相関が公正価値の測定に及ぼす影響は、商品ごとにペイオフ特性のレンジが異なることから、評価対象の商品の特定の条件に左右される。

- **金利/金利相関** 2つの異なる通貨の金利間の相関である。84から94%のレンジは、通貨ペアが異なることにより生じる。
- **カーブ内相関** 同一のイールド・カーブの異なる時点間の相関である。相関は通常、比較的高く、50から94%のレンジである。
- **信用指数相関** 10から85%のレンジは、ベンチマーク指数の資本構成の異なる部分にわたる各種指数から導出された相関を反映している。ピスポーク型及びレベル3のインデックス・トランシェにとって特に重要なインプットである。
- **信用ペア相関** ファースト・トゥ・デフォルトの信用構成にとって特に重要である。57から94%のレンジは、低相関の信用と類似の高相関の信用との差異を反映している。
- **金利/為替相関** 金利と為替レートの相関を捕捉するものである。ポートフォリオのレンジは-57から60%で、これは金利と為替水準の関係を示している。かかる相関の符号は、原為替レートの相場基準によって決まる(例：同一金利に対するユーロ/ドル及びドル/ユーロの相関は、異なる符号を持つことになる)。
- **為替/為替相関** 予測ペイオフに異なる為替レートを組み込む複雑なオプションにとって特に重要である。-70から80%のレンジは、UBS AGがエクスポージャーを有する主要な通貨ペアにわたる基礎特性を反映している。
- **株式/株式相関** 予測ペイオフに一部異なる株式を組み込む複雑なオプションにとって特に重要である。相関が100%に近づくほど、株式同士の関連性が高まる。例えば、非常に高い相関性を有する株式は、同一の法人組織の異なる部分から生じる可能性がある。18から99%のレンジは、このような状況を反映している。
- **株式/為替相関** 原株式の通貨とは異なる通貨に基づく株式オプションにとって重要である。-55から84%のレンジは、原株式のボラティリティと為替のボラティリティとの間の関係のレンジを示している。

**資金調達スプレッド：**ストラクチャード・ファイナンス取引は、当該取引の担保として差し入れられた資産を最も良く示す複合型の資金調達カーブを用いて評価される。このカーブは、UBS AGが無担保ベースで資金調達できる水準ではなく、UBS AGが特定の担保で担保付資金調達を取引相手先と行うことができる水準を示している。資金調達スプレッドはLIBORプラス/マイナスのベース・ポイントとして表示され、資金調達スプレッドが拡大した場合、割引の影響が増加する。仕組レポ契約及び仕組リバース・レポ契約の両方に対する10から163ベース・ポイントのレンジは、資産担保型資金調達カーブのレンジを表している。このカーブにおいて、資金調達を目的とする原担保の流動性が低下すると、スプレッドは拡大する。

公正価値での測定を指定された金融負債に含まれる仕組債及び仕組債以外の固定利付債のごく一部は、活発に取引されている市場よりもデレレーションが長期の資金調達スプレッドに対するエクスポージャーを有していた。かかるポジションは、上述の10から163ベース・ポイントのレンジにある。

**アップフロント・プライス・ポイント：**全体の公正価値水準を信用スプレッド(上記の通り契約期間にわたって継続するベース・ポイント)と新規契約履行時に見積られ決済される構成要素とに分離させることによる、クレジット・デリバティブ契約の価格見積りの構成要素である。後者の構成要素はアップフロント・プライス・ポイントと呼ばれ、市場で取引される少数の標準的な契約と、現在の契約に係るプロテクションのプレミアムとして支払われる信用スプレッドとの差額を示している。破綻クレジット・ネームでは、CDSのプロテクションは、現在の信用スプレッドではなくアップフロント・ポイントでのみ取引され、相場が形成されることが多くなる。アップフロント・ポイントが上昇(低下)すると、CDSや他のクレジット・デリバティブ商品から提供される信用プロテクションの価値は上昇(下落)することになる。アップフロント・プライス・ポイントの上昇又は低下がUBS AGの経営成績に及ぼす影響は、保有ポジションの特性や方向に左右される。アップフロント・プライス・ポイントは、契約が市場の標準よりも少ないプレミアムで取引される場合はマイナスになる場合があるが、通常は、信用度の悪化に伴い市場が要求する信用プレミアムが増加することを反映してプラスとなる。上記の表にある15から83%のレンジは、見積り配値の基準として用いられるベンチマークと比較した現在の市場の様々な信用スプレッドを示している。83%のアップフロント・ポイントは、信用状態が破綻していることを示している。

#### i) 観察不能なインプットの仮定の変更に対する公正価値測定の感応度

以下の表は、合理的に利用可能な代替的仮定を反映するように1つ又は複数の観察不能なインプットを変更した場合、公正価値が大幅に変動すると推測される、レベル3に分類された金融資産と金融負債、及びその変更による影響の見積額を要約したものである。2014年12月31日現在、レベル3に分類された金融商品に係る合理的に利用可能な代替的仮定を反映するために1つ又は複数の観察不能なインプットを変更することによる有利な影響及び不利な影響の合計額は、それぞれ10億スイス・フラン及び8億スイス・フラン（2013年12月31日現在：14億スイス・フラン及び11億スイス・フラン）であった。

以下の表は、公正価値の潜在的な変動が重要であるとみなされる金融資産及び金融負債の種類ごとの有利な影響及び不利な影響を表示している。この感応度のデータは、貸借対照表日現在におけるレベル3のインプットの合理的に利用可能な代替値に基づく評価の不確実性の見積りであり、ストレス・シナリオの影響を見積ったものではない。一般的に、これらの金融資産及び金融負債はレベル1から3のインプットの組合せに影響を受ける。レベル1及び2とレベル3のパラメーター間（例：通常、レベル1かレベル2である金利と通常、レベル3である年率換算期限前償還率との間）には明白な相互依存性が存在する場合があるが、このような相互依存性は以下の表に組み込まれていない。さらに、以下に説明するレベル3パラメーター間の直接的相互関係は、評価の不確実性の重要な要素ではない。

感応度のデータは、異なる市場参加者間の価格分散の見積り、モデル化アプローチの違い、公正価値測定プロセスで用いられる仮定に対する合理的に可能性のある変更など、複数の手法を用いて見積られている。感応度のレンジは、評価に使用されるインプットが必ずしも有利と不利の間で、厳密に中間にあるとは限らないため、公正価値に対して必ずしも対称とはならない。

感応度のデータは商品又はパラメーター・レベルで算定され、分散効果を想定せずに集計される。計算された感応度は、アウトライト・ポジション及び関連するレベル3のヘッジのどちらにも適用される。単一の観察不能なインプット・パラメーターに対するレベル3商品間の主要な相互依存は、エクスポージャーを相殺する計算の基礎に含まれている。分散を考慮しない集計とは、感応度の合計と個々の結果を単純合計することであり、従って、かかる集計は、仮に合理的に可能性のある有利又は不利なレベルへ同時に変動する場合、評価に重要な変動をもたらす全ての観察不能なインプットの影響を示している。分散には異なる感応度結果間の予測相関が組み込まれることから、全体の感応度は個々の構成要素の感応度の合計より小さくなると推測される。これらの感応度の数値を示すポートフォリオ内に分散効果はあるが、本分析にとって重要ではないと当グループは考えている。

観察不能なインプットの仮定の変更に対する公正価値測定の感応度

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日現在		2013年12月31日現在	
	有利な変動 <sup>1</sup>	不利な変動 <sup>1</sup>	有利な変動 <sup>1</sup>	不利な変動 <sup>1</sup>
国債	10	(1)	17	(4)
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	33	(41)	35	(76)
売買された貸出金、公正価値での測定を指定された貸出金及びローン・コミットメント	103	(63)	148	(70)
資産担保証券	16	(12)	54	(46)
資本性金融商品	105	(42)	137	(84)
金利デリバティブ契約（純額）	106	(58)	127	(91)
クレジット・デリバティブ契約（純額）	248	(277)	503 <sup>2</sup>	(471) <sup>2</sup>
外国為替デリバティブ契約（純額）	35	(32)	57	(56)
株式／株式指数デリバティブ契約（純額）	82	(83)	41	(43)
仕組債及び仕組債以外の固定利付債	202	(199)	184	(151)
その他	23	(17)	63	(54)
<b>合計</b>	<b>965</b>	<b>(824)</b>	<b>1,366</b>	<b>(1,146)</b>

<sup>1</sup>有利な変動の合計額の内、2014年12月31日現在、116百万スイス・フラン（2013年12月31日現在：154百万スイス・フラン）は、売却可能金融投資に関連するものである。不利な変動の合計額の内、2014年12月31日現在、56百万スイス・フラン（2013年12月31日現在：159百万スイス・フラン）は、売却可能金融投資に関連するものである。<sup>2</sup>2014年度において、2013年12月31日現在のクレジット・デリバティブ契約に係る比較数値が修正された。これにより、2013年12月31日現在のクレジット・デリバティブ契約に係る有利な影響及び不利な影響は、それぞれ137百万スイス・フラン及び52百万スイス・フラン増加した。

j) 公正価値で測定されない金融商品

以下の表は、公正価値で測定されない金融商品の見積公正価値を反映している。

公正価値で測定されない金融商品

単位：十億スイス・フラン	2014年12月31日現在					2013年12月31日現在				
	帳簿価額		公正価値			帳簿価額		公正価値		
	合計	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計	合計	レベル1	レベル2	レベル3
<b>資産</b>										
現金及び中央銀行預け金	104.1	104.1	104.1	0.0	0.0	80.9	80.9	80.9	0.0	0.0
銀行預け金	13.3	13.3	12.6	0.7	0.0	13.9	13.9	11.4	2.4	0.0
借入有価証券に係る担保金	24.1	24.1	0.0	24.1	0.0	27.5	27.5	0.0	27.5	0.0
リバース・レボ契約	68.4	68.4	0.0	66.5	2.0	91.6	91.6	0.0	91.2	0.4
デリバティブに係る差入担保金	31.0	31.0	0.0	31.0	0.0	26.5	26.5	0.0	26.5	0.0
貸出金	316.0	318.6	0.0	186.6	131.9	287.0	289.3	0.0	165.5	123.8
その他の資産	21.3	21.2	0.0	21.2	0.0	17.6	17.4	0.0	17.4	0.0
<b>負債</b>										
銀行預り金	10.5	10.5	9.6	0.9	0.0	12.9	12.9	10.8	2.1	0.0
貸付有価証券に係る担保金	9.2	9.2	0.0	9.2	0.0	9.5	9.5	0.0	9.5	0.0
レボ契約	11.8	11.8	0.0	11.6	0.2	13.8	13.8	0.0	13.8	0.0
デリバティブに係る受入担保金	42.4	42.4	0.0	42.4	0.0	44.5	44.5	0.0	44.5	0.0
顧客預り金	411.0	411.0	0.0	411.0	0.0	390.8	390.8	0.0	390.8	0.0
社債	91.2	94.3	0.0	88.5	5.8	81.4	84.0	0.0	79.3	4.7
その他の負債	46.0	46.0	0.0	46.0	0.0	39.5	39.5	0.0	39.5	0.0
<b>保証／ローン・コミットメント</b>										
保証 <sup>1</sup>	0.0	(0.1)	0.0	0.0	(0.1)	0.1	(0.1)	0.0	0.0	(0.1)

ローン・コミットメント <sup>2</sup>	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
--------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

<sup>1</sup>2014年12月31日現在の保証の帳簿価額は0億スイス・フラン（2013年12月31日現在：1億スイス・フラン）の負債を示す。保証の見積公正価値は、2014年12月31日現在では1億スイス・フラン（2013年12月31日現在：1億スイス・フラン）の資産を示す。<sup>2</sup>ローン・コミットメントの見積公正価値は、2013年12月31日現在は1億スイス・フランの負債を示す。

上記の表の公正価値は、開示目的のためにのみ算定されたものである。後述の公正価値の評価技法及び仮定は、公正価値で測定されないUBS AGの金融商品の公正価値にのみ関連する。他の金融機関では公正価値の見積りに異なる評価方法及び仮定が用いられている場合があるため、このような公正価値の開示を他の金融機関と必ずしも比較できない可能性がある。UBS AGは、これらの公正価値の算定に重要な判断及び仮定を適用しており、当該判断及び仮定は、UBS AGが確立した、公正価値で会計処理され、UBS AGの貸借対照表及び純利益に影響を与えている金融商品に適用される公正価値並びにモデルに関する管理方針及び手続よりも、全体論的で精度が低いものとなっている。以下の原則は、公正価値で測定されない金融商品の見積公正価値を算定する際に適用されたものである。

- 満期までの残存期間が3ヶ月超の金融商品の公正価値は、入手可能な場合には市場相場価格から算定された。
- 市場相場価格が入手できなかった場合、その公正価値は、信用リスク及び満期が類似した商品に係る現在の市場金利又は適切なイールド・カーブを用いて、契約上のキャッシュ・フローを割り引くことにより見積られた。当該見積りには、通常、取引相手先の信用又はUBS AGの自己の信用による調整が含まれている。
- 満期までの残存期間が3ヶ月以下の短期金融商品については、その帳簿価額(貸倒引当金控除後)が、通常、公正価値の合理的な見積額であると考えられる。公正価値で測定されない次の金融商品は、2014年12月31日現在、満期までの残存期間が3ヶ月以下のものである。すなわち、現金及び中央銀行預け金の100%、銀行預け金の94%、借入有価証券に係る担保金の100%、リバース・レポ契約の88%、デリバティブに係る差入担保金の100%、貸出金の53%、銀行預り金の91%、貸付有価証券に係る担保金の87%、レポ契約の90%、デリバティブに係る受入担保金の100%、顧客預り金の99%、及び発行済債券の24%が該当する。
- 変動及び固定利付レポ及びリバース・レポ契約の見積公正価値には、全ての満期について、金融商品の金利部分の評価額が含まれている。当該金融商品は短期であるため、評価額に信用評価調整及び負債評価調整は含まれていない。
- オフバランスの金融商品の見積公正価値は、類似の信用枠及び保証に関する市場価格に基づく。当該情報が入手できない場合、公正価値は、割引キャッシュ・フロー分析を用いて見積られる。

## 注記25 制限付金融資産及び譲渡金融資産

本注記は、制限付金融資産（注記25a）、金融資産の譲渡（注記25b及び25c）、及び担保として受け入れた金融資産で売却又は再担保差入を行う権利を伴うもの（注記25d）に関する情報を提供している。

### a) 制限付金融資産

制限付金融資産は、既存の負債又は偶発負債の担保として差し入れられた資産及び資金調達を確保するのに使用できないよう明示的に制限されるその他の資産から成る。さらにUBS AG（その支店及び子会社を含む。）は通常、グループ内における配当や資本の移転を妨げる重大な制限を受けていないが、現地の法規制に準拠するために資本の維持を必要とするUBS AGの規制対象子会社の場合は、一定の水準の資本を分配や移転に利用することができない。規制対象外の子会社は通常、配当や資本の移転の制限を受けていない。ただし、契約、企業又は国独自の取決めや規定により制限が課される場合は、例外が存在する場合がある。

金融資産は、主に有価証券貸付取引及びレポ取引において、スイスのモーゲージ機関からの借入金に対して、またカバード・ボンドの発行に関連して担保に差し入れられている。UBS AGは、標準的な市場の取決めに基づいてレポ契約及び有価証券貸付契約を締結する。この契約では、市場実勢に基づくヘアカットが担保に適用されるため、関連負債の帳簿価額が資産の帳簿価額を下回ることになる。担保に差し入れられたモーゲージ・ローン、スイスの中央モーゲージ機関に対する既存の負債及び2014年12月31日現在の発行額21,644百万スイス・フラン（2013年12月31日：22,634百万スイス・フラン）の既存のカバード・ボンドに対する担保である。

その他の制限付金融資産には、顧客資産の分別管理規則により保護された資産、保険契約者に対する関連負債の裏付けとしてUBS AGの保険会社が保有する資産、明示された現地の最低資産維持要件に従うために特定の地域で保有する資産、及び特定の投資信託やその他のストラクチャード・エンティティなど連結倒産隔離企業で保有する資産が含まれている。これらその他の制限付金融資産に関連する負債の帳簿価額は通常、資産の帳簿価額に等しい。ただし、現地の最低資産維持要件に従うために保有する資産は例外で、関連する負債の帳簿価額が資産の帳簿価額を上回る。

## 制限付金融資産

単位：百万スイス・フラン	帳簿価額	
	2014年12月31日	2013年12月31日
<b>担保として差し入れられた金融資産</b>		
トレーディング・ポートフォリオ資産	61,304	48,368
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある担保差入資産	56,018	42,449
貸出金	27,973	33,632
内、モーゲージ・ローン <sup>1</sup>	27,973	33,632
売却可能金融投資	2,868	0
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある担保差入資産	2,662	0
<b>担保として差し入れた金融資産合計<sup>2</sup></b>	<b>92,144</b>	<b>82,000</b>
<b>その他の制限付金融資産</b>		
銀行預け金	3,511	3,274
リバース・レポ契約	1,896	1,989
トレーディング・ポートフォリオ資産	25,567	24,252
デリバティブに係る差入担保金	6,135	6,216
公正価値での測定を指定された金融資産	458	581
売却可能金融投資	1,209	44
その他	221	169
<b>その他の制限付金融資産合計</b>	<b>38,997</b>	<b>36,525</b>
<b>担保として差し入れられた金融資産及びその他の制限付金融資産合計</b>	<b>131,142</b>	<b>118,525</b>

<sup>1</sup>担保に差し入れられたこれらのモーゲージ・ローンは、スイスの中央モーゲージ機関に対する既存の負債及び既存のカバード・ボンド発行の担保となっている。担保に差し入れられたこれらのモーゲージ・ローンのうち、2014年12月31日現在、約45億スイス・フラン（2013年12月31日：約58億スイス・フラン）は、既存の担保要求に違反しなければ、返還もしくは将来の負債又はカバード・ボンドの発行のために使用が可能であった。<sup>2</sup>未実行の信用枠に関連して、並びに支払い、清算及び決済のために中央銀行に差し入れた資産（2014年12月31日：61億スイス・フラン、2013年12月31日：43億スイス・フラン）は含まれていない。

## b) 全額で認識が中止されない譲渡金融資産

以下の表は、譲渡されているが継続して全額を認識する金融資産、及びこれらの譲渡資産に関連して認識された負債に関する情報を表している。

## 継続して全額を認識する譲渡金融資産

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日現在		2013年12月31日現在	
	譲渡資産の帳簿価額	貸借対照表に認識された、関連負債の帳簿価額	譲渡資産の帳簿価額	貸借対照表に認識された、関連負債の帳簿価額
契約相手による売却又は再担保差入が可能で譲渡されたトレーディング・ポートフォリオ資産				
受け取った現金と引き換えの有価証券貸付契約及びレポ契約に関連	19,366	18,147	16,296	15,026
受け取った有価証券と引き換えの有価証券貸付契約に関連	35,557	0	25,349	0
その他の金融資産譲渡に関連	1,095	142	804	442
契約相手による売却又は再担保差入が可能で譲渡された売却可能金融投資	2,662	2,584	0	0
<b>譲渡金融資産合計</b>	<b>58,680</b>	<b>20,873</b>	<b>42,449</b>	<b>15,468</b>

金融資産は譲渡されるが、UBS AGの貸借対照表において継続して全額を認識する取引には、有価証券貸付契約、レポ契約及びその他の金融資産の譲渡が含まれる。レポ契約及び有価証券貸付契約は、注記1aの13及び14の項で説明されている。レポ契約及び有価証券貸付契約は、その大半が標準的な市場の取決めに基いて実施され、UBS AGの通常の信用リスク統制プロセスが適用される契約相手との間で行われる。その他の金融資産の譲渡には、デリバティブ取引を担保するために譲渡される有価証券が含まれる。



2014年12月31日現在、約3分の1の譲渡金融資産は、現金と引き換えに譲渡されたトレーディング・ポートフォリオ資産であり、この場合、関連して認識された負債は、契約相手に返済する予定の金額を表す。有価証券貸付契約及びレボ契約に関しては、通常0%から15%のヘアカットが担保に適用されるため、関連する負債の帳簿価額が譲渡資産の帳簿価額を下回ることになる。上記の表に表示されている関連する負債の契約相手は、UBS AGに対して完全な遡及権を有する。

担保としての他の有価証券の受け取りと引き換えに締結する有価証券貸付契約において、受け取った有価証券も当該有価証券を返還する義務も、所有権に伴うリスク及び経済価値がUBS AGに移転しないため、UBS AGの貸借対照表には認識されない。受け取った金融資産を、その後別の取引において売却する又は再担保として差し入れる場合、これは金融資産の譲渡とはみなされない。

トレーディング・ポートフォリオ資産及び売却可能金融投資以外の譲渡資産で、契約相手による売却又は再担保差入が可能なものは、2014年度において重要でなかった。トレーディング・ポートフォリオ資産以外の譲渡資産で、契約相手による売却又は再担保差入が可能なものは、2013年度において重要でなかった。

全額での認識中止の対象でない譲渡金融資産で、UBS AGの継続的関与の範囲で貸借対照表に残っているものは、2014年度及び2013年度において重要でなかった。

### c) 継続的関与を伴う、全額で認識を中止された譲渡金融資産

譲渡され、全額で認識を中止された金融資産への継続的関与は、譲渡契約又は譲渡に関連して取引相手又は第三者と締結した別の契約における契約条項から生じる可能性がある。以下の表は、譲渡され、全額で認識が中止された金融資産に対するUBS AGの継続的関与に関する情報を提供している。UBS AGが認識を中止した金融資産に対する関与を継続している特定の取引の数は限定的であり、詳細は以下の通りである。

#### 継続的関与を伴う、全額で認識を中止された譲渡金融資産

単位：百万スイス・フラン		2014年12月31日現在				
貸借対照表項目	継続的関与の帳簿価額	継続的関与の公正価値	金融資産の譲渡日に認識した利得 / (損失) <sup>2</sup>	譲渡され認識を中止した金融資産に対する継続的関与からの利得 / (損失)		
				2014年12月31日終了事業年度	取得から譲渡までの累計(2014年12月31日まで)	
<b>継続的関与の種類</b>						
証券化ビークルに対する持分の購入及び留保	トレーディング・ポートフォリオ資産 / 再調達価額 <sup>1</sup>	(22)	(22)	22	13	(1,582)
<b>合計</b>		<b>(22)</b>	<b>(22)</b>	<b>22</b>	<b>13</b>	<b>(1,582)</b>

単位：百万スイス・フラン		2013年12月31日現在				
貸借対照表項目	継続的関与の帳簿価額	継続的関与の公正価値	金融資産の譲渡日に認識した利得 / (損失)	譲渡され認識を中止した金融資産に対する継続的関与からの利得 / (損失)		
				2013年12月31日終了事業年度	取得から譲渡までの累計(2013年12月31日まで)	
<b>継続的関与の種類</b>						
貸出契約	貸出金	2,408	2,384	0	43	694
証券化ビークルに対する持分の購入及び留保	トレーディング・ポートフォリオ資産 / 再調達価額 <sup>1</sup>	(34)	(34)	1	6	(1,596)
その他				6		
<b>合計</b>		<b>2,374</b>	<b>2,350</b>	<b>8</b>	<b>49</b>	<b>(902)</b>

<sup>1</sup>2014年12月31日現在、証券化構造に対する持分の購入及び留保合計の内訳は、トレーディング・ポートフォリオ資産29百万スイス・フラン及び再調達価額 - 貸方51百万スイス・フランである。2013年12月31日現在、証券化構造に対する持分の購入及び留保合計の内訳は、トレーディング・ポートフォリオ資産34百万スイス・フラン及び再調達価額 - 貸方68百万スイス・フランである。<sup>2</sup>各報告期間の譲渡日に認識した利得 / (損失)を表す。



## 証券化ビークルに対する持分の購入及び留保

UBS AGが証券化ビークルに資産を譲渡し、これに関して持分を留保又は購入する場合において、UBS AGは、当該譲渡資産に対して継続的関与を有する。トレーディング・ポートフォリオで所有する、留保した継続的関与の証券化ポジションの大半は、債務担保証券、米国商業用モーゲージ担保証券及び住宅モーゲージ担保証券である。過年度に損失が発生した結果、2014年12月31日現在のこれらの継続的関与のポジションの大半の帳簿価額はゼロであった。2014年12月31日現在、証券化構造に対する持分の購入及び留保に係る損失に対する最大エクスポージャーは、2013年12月31日現在の49百万スイス・フランに対して、48百万スイス・フランであった。これらは、ともに主としてトレーディング・ポートフォリオ資産に関連するものである。購入及び留保した持分を保有する結果、将来の期間に71百万スイス・フランの割引前キャッシュ・フローを譲受人へ支払う場合がある。支払いが必要となる可能性がある最も早い期間は1ヶ月以内である。上記の表に表示されている現時点までの損失は、2014年12月31日現在で所有していた留保持分のみに関連している。

## 貸出契約：ブラックロックのファンドへの貸出金

2008年、UBS AGは、米国RMBSのポートフォリオを売却代金150億米ドルで、ブラックロック・インクが管理する事業体であるRMBSオポチュニティーズ・マスター・ファンド・エルピー（以下「RMBSファンド」という。）に売却した。RMBSファンドは、ブラックロックが第三者投資家から株式により調達した約37.5億米ドル及びUBS AGが提供した8年償還型優先担保付ローン112.5億米ドルを資本金とした。UBS AGによるローンの提供は、ファンドに譲渡した資産に対する継続的関与を表している。2014年度にローンの残額は全て返済されたため、2014年12月31日現在、UBS AGは継続的関与を有していなかった。

## d) オフバランス・シートの受入資産

以下の表は、売却又は再担保差入が可能な第三者から受け入れた資産で、貸借対照表には認識されていないが、担保として保有しているもの（売却又は再担保差入されている金額を含む。）の金額を表示している。

## オフバランス・シートの受入資産

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
売却又は再担保差入可能な受入資産の公正価値	388,855	351,712
リバース・レポ契約、有価証券貸借契約、デリバティブ取引及び その他の取引に基づく担保として受け入れたもの <sup>1</sup>	383,354	348,205
無担保借入金において受け入れたもの	5,502	3,507
上記の内、売却又は再担保差入されたもの <sup>2</sup>	271,963	240,176
財務活動に関連	227,515	193,879
空売り取引約定の充足	27,958	26,609
デリバティブ取引及びその他取引に関連 <sup>1</sup>	16,491	19,688

<sup>1</sup>顧客から当初証拠金として受け取った証券のうち、UBS AGが取引所取引デリバティブ（以下「ETD」という。）の清算及び執行サービスを通じてCCP、ブローカー及び預金銀行に預託する必要があるものを含む。<sup>2</sup>未実行の信用枠に関連して、並びに支払い、及び清算決済のために中央銀行に差し入れたオフバランス・シートの資産（2014年12月31日：376億スイス・フラン、2013年12月31日：384億スイス・フラン）は含まれていない。また、これらに関連する負債又は偶発負債はない。

## 注記26 金融資産と金融負債の相殺

UBS AGは、主にレポ取引及びリバース・レポ取引、有価証券貸借、並びに店頭及び上場デリバティブに伴う信用リスクを管理するため、取引相手先とネットティング契約を締結する。このようなネットティング契約及び類似の契約により、一般的に、契約の両当事者は、通常の営業過程において及び/又は取引の相手先が契約上の義務を履行できない場合に、受け取り可能な資産と負債を相殺することができる。相殺権は、取引相手先に支払うべき金額の全て又は一部を、当該同一取引相手先から受け取るべき金額を充当することによって決済又は消去する法的な権利であり、信用エクスポージャーを軽減することになる。

2014年1月1日より、UBS AGは金融資産と金融負債の相殺（IAS第32号「金融商品：表示」の修正）を適用した。改訂後の規則では、UBS AGは一部のデリバティブ契約を相殺することができない。詳細については、注記1bを参照。以下に表示する過年度の相殺に関する開示（2013年12月31日現在）は、本修正の適用による影響を反映するよう修正再表示された。

以下の表は、相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となる金融資産、並びにこれらの金融資産に係る信用エクスポージャーを軽減するために受け入れた金融担保の概要を示したものである。相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となるUBS AGの金融資産の総額は、貸借対照表上で相殺された同一取引相手先に対する金融負債及び強制可能なマスター・ネットティング契約又は類似契約の対象とならないその他の金融資産の影響を考慮した上で、関連する貸借対照表の項目に表示された純額へ調整されている。さらに、貸借対照表上で相殺されない金融負債及び受入担保の関連金額が潜在的なネットティング考慮後の金融資産になるよう表示されている。

UBS AGは、ネットティング契約及び担保契約に加えて、取引相手先の信用リスクを軽減する様々な戦略を講じている。従って、次の表に表示した純額は、UBS AGの実際の信用エクスポージャーを示すことを意図するものではない。

**相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となる金融資産**

2014年12月31日現在									
ネットティング契約の対象となる資産									
単位：十億スイス・フラン	貸借対照表上に認識されたネットティング			貸借対照表上で認識されない 潜在的なネットティング <sup>3</sup>			ネットティング 契約の対象と ならない資産 <sup>4</sup>		資産合計
	相殺前の 資産総額	負債総額 との相殺 <sup>2</sup>	貸借対照表 上に認識さ れた資産純 額	金融負債	受入担保	潜在的な ネットティ ング考慮後 の資産	貸借対照表上 に認識された 資産	潜在的なネッ ティング考慮 後の資産合計	貸借対照表上 に認識された 資産合計
借入有価証券に係る担保 金	22.7	0.0	22.7	(1.9)	(20.8)	0.0	1.4	1.4	24.1
リバース・レボ契約	99.2	(42.8)	56.4	(3.4)	(52.8)	0.1	12.1	12.2	68.4
再調達価額 - 借方	249.9	(3.1)	246.8	(198.7)	(30.8)	17.3	10.1	27.4	257.0
デリバティブに係る 差入担保金 <sup>1</sup>	245.7	(218.4)	27.4	(18.8)	(1.6)	7.0	3.6	10.6	31.0
公正価値での測定を 指定された金融資産	3.1	0.0	3.1	0.0	(3.0)	0.1	1.4	1.5	4.5
<b>資産合計</b>	<b>620.5</b>	<b>(264.2)</b>	<b>356.3</b>	<b>(222.9)</b>	<b>(108.9)</b>	<b>24.5</b>	<b>28.6</b>	<b>53.1</b>	<b>384.9</b>

2013年12月31日現在									
ネットティング契約の対象となる資産									
単位：十億スイス・フラン	貸借対照表上に認識されたネットティング			貸借対照表上で認識されない 潜在的なネットティング <sup>3</sup>			ネットティング 契約の対象と ならない資産 <sup>4</sup>		資産合計
	相殺前の 資産総額	負債総額 との相殺 <sup>2</sup>	貸借対照表 上に認識さ れた資産純 額	金融負債	受入担保	潜在的な ネットティ ング考慮後 の資産	貸借対照表上 に認識された 資産	潜在的なネッ ティング考慮 後の資産合計	貸借対照表上 に認識された 資産合計
借入有価証券に係る担保 金	26.5	0.0	26.5	(1.2)	(25.2)	0.2	1.0	1.2	27.5
リバース・レボ契約	111.5	(25.4)	86.1	(5.4)	(80.7)	0.0	5.5	5.5	91.6
再調達価額 - 借方	244.5	(2.8)	241.8	(194.9)	(33.5)	13.3	12.3	25.6	254.1
デリバティブに係る 差入担保金 <sup>1</sup>	219.2	(196.1)	23.1	(14.4)	(1.1)	7.5	3.5	11.0	26.5
公正価値での測定を 指定された金融資産	3.9	0.0	3.9	0.0	(3.9)	0.1	3.4	3.5	7.4
<b>資産合計</b>	<b>605.6</b>	<b>(224.3)</b>	<b>381.3</b>	<b>(215.9)</b>	<b>(144.3)</b>	<b>21.0</b>	<b>25.8</b>	<b>46.8</b>	<b>407.1</b>

<sup>1</sup>貸借対照表に認識された「デリバティブに係る差入担保金」の純額には、IAS第32号に基づいて日次で実質的に純額決済される一部のOTCデリバティブ及び日次で経済的に決済されるETDデリバティブが含まれている。さらに、この残高には、次ページに表示された表の「再調達価額 - 貸方」項目に反映された、差入担保の現金部分に相当するOTC及びETD担保金残高が含まれている。<sup>2</sup>本表のロジックから、「負債総額との相殺」欄の金額と次ページの負債の表における「資産総額との相殺」欄の金額は一致している。<sup>3</sup>本開示の目的上、貸借対照表上で相殺されていない金融商品及び担保金の金額は、貸借対照表に表示される金融資産の純額を超えないように関連するネットティング契約によって上限が設けられている。すなわち、超過担保がある場合でも、本表には反映されない。<sup>4</sup>強制可能なネットティング契約の対象とならない資産及びその他の対象外項目を含む。

以下の表は、相殺、強制可能なマスター・ネットリング契約及び類似契約の対象となる金融負債、並びにこれらの金融負債に係る信用エクスポージャーを軽減するために差し入れた金融担保の概要を示したものである。相殺、強制可能なマスター・ネットリング契約及び類似契約の対象となるUBS AGの金融負債の総額は、貸借対照表上で相殺された同一取引相手先に対する金融資産及び強制可能なマスター・ネットリング契約又は類似契約の対象とならないその他の金融負債の影響を考慮した上で、関連する貸借対照表の項目に表示された純額へ調整されている。さらに、貸借対照表上で相殺されない金融資産及び差入担保の関連金額が潜在的なネットリング考慮後の金融負債になるよう表示されている。

## 相殺、強制可能なマスター・ネットリング契約及び類似契約の対象となる金融負債

2014年12月31日現在									
ネットリング契約の対象となる負債									
貸借対照表上に認識されたネットリング	貸借対照表上で認識されない					潜在的なネットリング考慮後の負債	ネットリング契約の対象とならない負債 <sup>4</sup>	負債合計	
	相殺前の負債総額	資産総額との相殺 <sup>2</sup>	貸借対照表上に認識された負債純額	金融資産	差入担保			潜在的なネットリング考慮後の負債	潜在的なネットリング考慮後の負債合計
単位：十億スイス・フラン									
貸付有価証券に係る担保金	8.4	0.0	8.4	(1.9)	(6.5)	0.0	0.7	0.8	9.2
レボ契約	51.5	(42.8)	8.7	(3.4)	(5.2)	0.0	3.2	3.2	11.8
再調達価額 - 貸方	243.3	(3.1)	240.2	(198.7)	(21.8)	19.7	13.9	33.5	254.1
デリバティブに係る受入担保金 <sup>1</sup>	256.1	(218.4)	37.7	(25.1)	(2.3)	10.3	4.6	14.9	42.4
公正価値での測定を指定された負債	3.8	0.0	3.8	0.0	(1.4)	2.4	71.5	73.9	75.3
<b>負債合計</b>	<b>563.1</b>	<b>(264.2)</b>	<b>298.8</b>	<b>(229.2)</b>	<b>(37.3)</b>	<b>32.4</b>	<b>93.9</b>	<b>126.3</b>	<b>392.8</b>

2013年12月31日現在									
ネットリング契約の対象となる負債									
貸借対照表上に認識されたネットリング	貸借対照表上で認識されない					潜在的なネットリング考慮後の負債	ネットリング契約の対象とならない負債 <sup>4</sup>	負債合計	
	相殺前の負債総額	資産総額との相殺 <sup>2</sup>	貸借対照表上に認識された負債純額	金融資産	差入担保			潜在的なネットリング考慮後の負債	潜在的なネットリング考慮後の負債合計
単位：十億スイス・フラン									
貸付有価証券に係る担保金	8.5	0.0	8.5	(1.2)	(7.3)	0.0	1.0	1.0	9.5
レボ契約	34.2	(25.4)	8.8	(5.4)	(3.4)	0.0	5.0	5.0	13.8
再調達価額 - 貸方	235.5	(2.8)	232.7	(194.9)	(18.9)	18.8	15.4	34.2	248.1
デリバティブに係る受入担保金 <sup>1</sup>	233.9	(196.1)	37.8	(28.3)	(3.6)	5.8	6.8	12.6	44.5
公正価値での測定を指定された負債	6.6	0.0	6.6	0.0	(2.1)	4.6	63.3	67.8	69.9
<b>負債合計</b>	<b>518.7</b>	<b>(224.3)</b>	<b>294.3</b>	<b>(229.8)</b>	<b>(35.2)</b>	<b>29.3</b>	<b>91.5</b>	<b>120.7</b>	<b>385.8</b>

<sup>1</sup>貸借対照表に認識された「デリバティブに係る受入担保金」の純額には、IAS第32号に基づいて日次で実質的に純額決済される一部のOTCデリバティブ及び日次で経済的に決済されるETDデリバティブが含まれている。さらに、この残高には、前ページに表示された表の「再調達価額 - 借方」項目に反映された、受入担保の現金部分に相当するOTC及びETD担保金残高が含まれている。<sup>2</sup>本表のロジックから、「資産総額との相殺」欄の金額と前ページの資産の表における「負債総額との相殺」欄の金額は一致している。<sup>3</sup>本開示の目的上、貸借対照表上で相殺されていない金融商品及び担保金の金額は、貸借対照表に表示される金融負債の純額を超えないように関連するネットリング契約によって上限が設けられている。すなわち、超過担保がある場合でも、本表には反映されない。<sup>4</sup>強制可能なネットリング契約の対象とならない負債及びその他の対象外項目を含む。

## 注記27 金融資産及び金融負債 - 追加情報

### a) 金融資産及び金融負債の測定カテゴリー

以下の表は、IAS第39号「*金融商品：認識及び測定*」で定義される金融資産及び金融負債の測定カテゴリーにおける金融商品の各クラスの帳簿価額に関する情報を提供している。IAS第32号「*金融商品：表示*」で定義される金融商品である資産及び負債のみが以下の表に含まれているため、一定の残高について貸借対照表上の表示と異なる場合がある。

**金融商品の公正価値の決定方法の詳細については、注記24を参照。**

## 金融資産及び金融負債の測定カテゴリー

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
<b>金融資産<sup>1</sup></b>		
<b>トレーディング目的保有</b>		
トレーディング・ポートフォリオ資産	132,392	114,249
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある担保差入資産	56,018	42,449
社債 <sup>2</sup>	283	202
再調達価額 - 借方	256,978	245,084
<b>合計</b>	<b>389,653</b>	<b>368,535</b>
<b>純損益を通じた公正価値での測定</b>		
公正価値での測定を指定された金融資産	4,493	7,364
<b>償却原価で計上される金融資産</b>		
現金及び中央銀行預け金	104,073	80,879
銀行預け金	13,334	13,874
借入有価証券に係る担保金	24,063	27,496
リバース・レポ契約	68,414	91,563
デリバティブに係る差入担保金	30,979	26,548
貸出金 <sup>3</sup>	315,984	286,959
その他の資産	21,332	17,598
<b>合計</b>	<b>578,179</b>	<b>544,918</b>
<b>売却可能</b>		
売却可能金融投資	57,159	59,525
<b>金融資産合計</b>	<b>1,029,483</b>	<b>980,342</b>
<b>金融負債</b>		
<b>トレーディング目的保有</b>		
トレーディング・ポートフォリオ負債	27,958	26,609
社債 <sup>2</sup>	308	362
再調達価額 - 貸方	254,101	248,079
<b>合計</b>	<b>282,367</b>	<b>275,050</b>
<b>純損益を通じた公正価値での測定、その他</b>		
公正価値での測定を指定された金融負債	75,297	69,901
ユニットリンク型投資契約未払額	17,643	16,155
<b>合計</b>	<b>92,940</b>	<b>86,056</b>
<b>償却原価で計上される金融負債</b>		
銀行預り金	10,492	12,862
貸付有価証券に係る担保金	9,180	9,491
レポ契約	11,818	13,811
デリバティブに係る受入担保金	42,372	44,507
顧客預り金	410,979	390,825
社債	91,183	81,426
その他の負債	46,013	39,522
<b>合計</b>	<b>622,036</b>	<b>592,444</b>
<b>金融負債合計</b>	<b>997,343</b>	<b>953,550</b>

<sup>1</sup>2014年12月31日現在、貸出金の1,190億スイス・フラン、銀行預け金の0億スイス・フラン、リバース・レボ契約の10億スイス・フラン、売却可能金融投資の350億スイス・フラン及び公正価値での測定を指定された金融資産の40億スイス・フランは、回収又は決済されるまで12ヶ月以上であると見積もられている。2013年12月31日現在、貸出金の1,160億スイス・フラン、銀行預け金の0億スイス・フラン、リバース・レボ契約の0億スイス・フラン、売却可能金融投資の310億スイス・フラン及び公正価値での測定を指定された金融資産の50億スイス・フランは、契約上の満期に基づき、12ヶ月を超えて回収又は決済されると見込まれている。<sup>2</sup>公正価値オプションが使用されていない仕組債の組込デリバティブの構成要素を表しており、この金額は、貸借対照表上の社債に表示されている。<sup>3</sup>2014年12月31日現在、ファイナンス・リース債権11億スイス・フラン(2013年12月31日:11億スイス・フラン)が含まれている。詳細については、注記10及び33を参照。

## b) 金融負債の満期別分析

2014年12月31日現在の当行のデリバティブ以外及びトレーディング目的以外の金融負債に係る契約上の満期は、UBS AGが契約に基づき支払う必要が生じる最も早い日を基準としている。各期間区分において契約上満期を迎える合計金額は、2013年12月31日現在についても表示されている。デリバティブのポジションとトレーディング負債は、主に空売り取引から成り、1ヶ月以内の列に割り当てられている。これは、当該トレーディング活動の内容を保守的に反映させるためである。契約上の満期は、大幅に延長される可能性がある。

### 金融負債の満期別分析<sup>1</sup>

単位: 十億スイス・フラン	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 12ヶ月以内	1年超 5年以内	5年超	合計
<b>貸借対照表に認識された金融負債<sup>2</sup></b>						
銀行預り金	7.5	2.1	0.5	0.4	0.0	10.5
貸付有価証券に係る担保金	5.2	2.8	1.2			9.2
レボ契約	9.1	1.5	1.0	0.3		11.9
トレーディング・ポートフォリオ負債 <sup>3,4</sup>	28.0					28.0
再調達価額 - 貸付 <sup>3</sup>	254.1					254.1
デリバティブに係る受入担保金	42.4					42.4
公正価値での測定を指定された金融負債 <sup>5</sup>	3.0	13.5	18.4	22.5	21.2	78.6
顧客預り金	393.4	13.1	4.1	0.3	0.1	411.0
社債	7.2	15.4	14.2	37.4	28.4	102.7
その他の負債	62.5					62.5
<b>2014年12月31日現在合計</b>	<b>812.3</b>	<b>48.4</b>	<b>39.4</b>	<b>60.9</b>	<b>49.8</b>	<b>1,010.9</b>
2013年12月31日現在合計	791.6	22.9	43.1	66.2	41.3	965.1

### 保証、コミットメント及び先日付スタートの取引

6						
<b>コミットメント</b>						
ローン・コミットメント	50.4	0.1	0.1	0.0		50.7
引受コミットメント	0.7					0.7
<b>コミットメント合計</b>	<b>51.1</b>	<b>0.1</b>	<b>0.1</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>51.4</b>
<b>保証</b>	<b>17.4</b>	<b>0.0</b>	<b>0.1</b>	<b>0.1</b>	<b>0.0</b>	<b>17.7</b>
<b>先日付スタートの取引</b>						
リバース・レボ契約	10.3					10.3
有価証券借入契約	0.1					0.1
<b>2014年12月31日現在合計</b>	<b>79.0</b>	<b>0.1</b>	<b>0.2</b>	<b>0.2</b>	<b>0.0</b>	<b>79.5</b>
2013年12月31日現在合計	83.0	0.3	0.2	0.3	0.1	83.9

<sup>1</sup>繰延収益、繰延税金負債、引当金及び従業員報酬制度に係る負債等の非金融負債は、この分析に含まれていない。<sup>2</sup>トレーディング・ポートフォリオ負債と再調達価額 - 貸付(脚注3を参照)を除き、表示されている金額は通常、将来の金利及び元本支払額の割引前キャッシュ・フローである。<sup>3</sup>帳簿価額が公正価値である。経営者は、この金額が、これらのポジションを決済又は処分しなければならない場合に支払う必要があると推測されるキャッシュ・フローを最も適切に表していると考えている。ヘッジ会計関係に指定されたデリバティブの割引前キャッシュ・フローについては、注記14を参照。<sup>4</sup>トレーディング・ポートフォリオ負債の契約上の満期の内訳は、以下の通りで



ある。1ヶ月以内：267億スイス・フラン（2013年：243億スイス・フラン）、1ヶ月超1年以内：13億スイス・フラン（2013年：12億スイス・フラン）、1年超5年以内：0億スイス・フラン（2013年：11億スイス・フラン）。<sup>5</sup>変動金利が適用される負債に係る将来の金利支払額は、報告日現在の実勢金利を参照して算定される。変動する将来の元本支払額は、報告日現在に存在する状況を参照して算定される。<sup>6</sup>保証、コミットメント及び先日付スタートの取引の取消不能金額の上限から成る。

### c) 金融資産の分類変更

2008年度及び2009年度において、一部の金融資産がトレーディング・ポートフォリオ資産から貸出金に分類変更された。分類変更日におけるこれらの資産の公正価値は、それぞれ260億スイス・フラン及び6億スイス・フランであった。

金融資産の分類変更は、これらの金融資産を短期的に売買するのではなく予見可能な将来まで保有するというUBS AGの意思及び能力の変更を反映していた。予見可能な将来とは、分類変更日後、約12ヶ月間を意味すると解釈される。当該金融資産は、分類変更日の公正価値を用いて分類変更され、これが同日現在の新たな原価となる。

#### 貸出金及び債権に分類変更されたトレーディング目的保有資産

単位：十億スイス・フラン	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
帳簿価額	0.7	1.5
公正価値	0.7	1.5
プロフォーマの公正価値利得 / (損失)	0.0	0.0

以下の表は、残存する分類変更された金融資産について、商品の区分ごとに想定元本、公正価値及び帳簿価額を示している。

#### 貸出金及び債権に分類変更されたトレーディング目的保有資産

2014年12月31日現在				
単位：十億スイス・フラン	想定元本	公正価値	帳簿価額	帳簿価額の 想定元本に 対する比率(%)
地方債オークション・レート証券	0.2	0.2	0.2	97
モノラインにより保証されている資産	0.3	0.3	0.3	94
その他の資産	0.2	0.2	0.1	92
合計	0.7	0.7	0.7	94

2014年度では、残存する分類変更された金融資産の帳簿価額は8億スイス・フラン減少した。これは主として米国学生ローン・オークション・レート証券及びモノラインにより保証されている資産の売却及び償還によるものであった。2014年12月31日終了事業年度の、これらの金融資産からの税引前営業利益への全体としての影響額は、84百万スイス・フランの利益であった（以下の表を参照）。仮に当該金融資産の分類変更がなかった場合、2014年12月31日終了事業年度の税引前営業利益への影響額は、約1億スイス・フラン（2013年度：2億スイス・フラン）の利益となったと考えられる。

#### 分類変更された資産の損益計算書への影響

終了事業年度		
単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日	2013年12月31日
受取利息純額	39	74
貸倒引当金（繰入額） / 戻入額	2	4
その他の収益 <sup>1</sup>	43	53
税引前営業利益への影響額	84	132

<sup>1</sup>分類変更された金融資産の処分に係る純利得 / 損失を含む。

### d) 公正価値での測定を指定された金融資産の信用リスクに対する最大エクスポージャー

公正価値での測定を指定された金融資産は、2014年12月31日現在、合計4,493百万スイス・フラン（2013年12月31日：7,364百万スイス・フラン）であった。公正価値での測定を指定された金融資産の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、2014年12月31日現在、43億スイス・フラン（2013年12月31日：68億スイス・フラン）であった。ストラクチャード・ローン並びにリパース・レポ契約及び有価証券借入契約に関連するエク

ポージャーは、2014年12月31日現在、33億スイス・フラン（2013年12月31日：54億スイス・フラン）の有価証券担保によって軽減されている。

ストラクチャード・ローン以外の貸出金の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、通常クレジット・デリバティブ又はそれに類する金融商品によって軽減される。以下の表は、これらの金融商品やこれらの金融商品が軽減するエクスポージャーについての情報を、想定元本ベースで示している。

公正価値での測定を指定された投資信託受益証券は、信用リスクに直接さらされていない。

**公正価値での測定を指定された金融資産に関する詳細については、注記24を参照。公正価値での測定を指定された金融資産に係る担保に関する詳細については、当報告書の「信用リスク」のセクション（訳者注：原文の「Credit risk」のセクション）の「信用リスクに対する最大エクスポージャー」の開示を参照。**

### 公正価値での測定を指定された貸出金及び関連するクレジット・デリバティブの想定元本

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
貸出金 - 想定元本	667	1,103
貸出金に関連するクレジット・デリバティブ - 想定元本 <sup>1</sup>	644	790
貸出金に関連するクレジット・デリバティブ - 公正価値 <sup>1</sup>	1	(8)

<sup>1</sup>クレジット・デリバティブ契約には、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップ及びこれらの類似商品が含まれる。

以下の表は、信用リスクの変動が貸出金の公正価値に及ぼす影響を、表示期間及び開始からの累計額により示している。同様に、これらの貸出金をヘッジするために使用されるクレジット・デリバティブ及び類似商品の公正価値の変動額も示している。

### 信用リスクの変動に起因する貸出金及び関連するクレジット・デリバティブの公正価値の変動

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		開始から期末までの累計	
	2014年 12月31日	2013年 12月31日	2014年 12月31日	2013年 12月31日
信用リスクの変動に起因する公正価値での測定を指定された 貸出金の公正価値変動 <sup>1</sup>	(3)	16	(2)	5
公正価値での測定を指定された貸出金の信用リスクに対する 最大エクスポージャーを軽減するクレジット・デリバティブ 及び類似商品の公正価値変動 <sup>1</sup>	3	(9)	1	(8)

<sup>1</sup>信用リスクの変動に起因する公正価値での測定を指定された貸出金の公正価値の当期変動額及び変動累計額は、貸借対照表日現在の貸出金残高のみに関して算出したものである。そのような貸出金をヘッジ対象とするクレジット・デリバティブの公正価値の変動累計額には、公正価値での測定を指定されて以来、同貸出金の信用リスク軽減のために用いられてきたデリバティブ全てが網羅されている。公正価値オプションを適用して計上された貸出金に関して、借主の信用状況の変化に起因する公正価値の変動額は、独立した市場の情報源から入手した取引相手方の信用状況に関する情報に基づき算出したものである。

[次へ](#)

## 注記28 年金及びその他の退職後給付制度

以下の表は、確定給付制度及び確定拠出制度の年金費用に関連する情報を提供している。これらの費用は人件費の一部である。

## 損益計算書 - 年金及びその他の退職後給付制度に関連する費用

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日	2013年12月31日	2012年12月31日
確定給付制度の期間年金費用純額	467	651	(222)
内、主要な年金制度に関連 <sup>1</sup>	508	638	(116)
内、スイスの制度	458	555	(198)
内、スイス以外の制度	50	82	82
内、退職後の医療及び生命保険制度に関連 <sup>2</sup>	(36)	(11)	(102)
内、残りの制度及びその他の費用に関連 <sup>3</sup>	(5)	24	(3)
確定拠出制度の年金費用 <sup>4</sup>	244	236	240
<b>年金及びその他の退職後給付制度費用合計<sup>5</sup></b>	<b>711</b>	<b>887</b>	<b>18</b>

<sup>1</sup>詳細については、注記28aを参照。<sup>2</sup>詳細については、注記28bを参照。<sup>3</sup>その他の費用には、業績連動報奨未払費用の実際の金額と見積額との差異並びにリラクチャリングに関連する未払年金費用純額が含まれている。<sup>4</sup>詳細については、注記28cを参照。<sup>5</sup>詳細については、注記6を参照。

以下の表は、確定給付制度に関してその他の包括利益に認識された金額に関連する情報を提供している。

## その他の包括利益 - 年金及びその他の退職後給付制度に係る利得 / (損失)

単位：百万スイス・フラン	2014年 12月31日	2013年 12月31日	2012年 12月31日
主要な年金制度 <sup>1</sup>	(1,456)	1,168	1,053
内、スイスの制度	(1,032)	1,119	1,095
内、スイス以外の制度	(424)	49	(42)
退職後の医療及び生命保険制度 <sup>2</sup>	(5)	3	(26)
残りの制度	7	7	(5)
その他の包括利益に認識された利得 / (損失)、税引前	(1,454)	1,178	1,023
その他の包括利益に認識された、確定給付制度に関連する税金(費用) / 税務上の便益	247	(239)	(413)
<b>その他の包括利益に認識された利得 / (損失)、税引後<sup>3</sup></b>	<b>(1,208)</b>	<b>939</b>	<b>609</b>

<sup>1</sup>詳細については、注記28aを参照。<sup>2</sup>詳細については、注記28bを参照。<sup>3</sup>「包括利益計算書」を参照。

以下の表は、年金及び退職後給付制度に係るUBS AGの資産及び負債に関連する情報を提供している。これらは、貸借対照表上、その他の資産及びその他の負債に認識されている。全ての主要な制度は、現在積立不足の状況にある。

## 貸借対照表 - 確定給付年金及び退職後給付資産純額

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日	2013年12月31日
主要な年金制度 <sup>1</sup>	0	952
内、スイスの制度	0	952
内、スイス以外の制度	0	0
退職後の医療及び生命保険制度	0	0
残りの制度	0	0
<b>確定給付年金及び退職後給付資産純額合計<sup>2</sup></b>	<b>0</b>	<b>952</b>

<sup>1</sup>詳細については、注記28aを参照。<sup>2</sup>注記18を参照。

## 貸借対照表 - 確定給付年金及び退職後給付負債純額

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日	2013年12月31日
主要な年金制度 <sup>1</sup>	1,256	903
内、スイスの制度	25	0
内、スイス以外の制度 <sup>2</sup>	1,231	903
退職後の医療及び生命保険制度 <sup>3</sup>	85	114
残りの制度	32	31
<b>確定給付年金及び退職後給付負債純額合計<sup>4</sup></b>	<b>1,374</b>	<b>1,048</b>

<sup>1</sup>詳細については、注記28aを参照。<sup>2</sup>負債の内訳は以下の通りである。英国の制度：568百万スイス・フラン、米国の制度：297百万スイス・フラン、及びドイツの制度：367百万スイス・フラン（2013年12月31日：英国の制度：433百万スイス・フラン、米国の制度：186百万スイス・フラン、及びドイツの制度：284百万スイス・フラン）<sup>3</sup>詳細については、注記28bを参照。<sup>4</sup>注記23を参照。

## a) 確定給付年金制度

UBS AGは、様々な拠点の従業員のための年金制度を設立している。そのうち主要なものは、スイス、英国、米国、ドイツにある。これらの国々の制度に対しては、独立した年金数理評価が必要に応じて実施されている。

UBS AGの確定給付年金制度の全体的な投資方針及び戦略は、掛金と共に、支払期限の到来した年金給付の支払に十分な資産を確保すると同時に制度の様々なリスクを軽減する投資リターンを達成することを指針としている。資産を伴う制度（すなわち積立型制度）に関して、制度の投資戦略は通常、各管轄区域における現地の法令に基づいて管理される。実際の資産配分は、管理主体が経済状況及び市場状況の現況と見通しを参照しつつリスクの特性の中の特定の資産種類のリスクを考慮して決定される。この枠組みの中で、UBS AGは、資産投資戦略が制度負債の満期特性といかに相関しているか及び制度の積立状況に対するそれぞれの潜在的影響（潜在的な短期の流動性の必要性を含む。）を受託者が考慮することを確実にしている。

UBS AGの全ての確定給付年金制度の確定給付債務は、各国における優良社債の利回りの変動に直接的な影響を受ける。これは、確定給付債務の算定に適用する割引率が当該利回りに基づいているためである。積立型制度の年金資産は、各地域にわたって不動産、債券、投資ファンド、現物など、多様な金融資産ポートフォリオに投資され、現地の年金法で許容される範囲でリスクとリターンのバランスを確保している。これらの金融資産の市場価値は、優良社債の利回りとは完全には相関していないことから、各制度の資産/負債純額のポジションにボラティリティが生じることになる。各年金制度の特定の資産・負債マッチング戦略は、各国で責任を負う管理主体により独自に決定される。各制度の資産/負債純額のボラティリティは各制度の受託者が選択した個別の金融資産に左右される。特定の年金制度では、潜在的なボラティリティを軽減するため、制度資産の一部に負債対応投資（LDI）の手法が適用されている。

## スイスの年金制度

スイスの年金制度は、スイスのUBS AG及びその関連会社の従業員を対象としており、スイスの年金法が要求する最低給付を上回っている。年金基金は、スイスの年金法に準拠して最低強制給付を提供する必要がある。

当該年金制度への掛金は、従業員及び雇用主によって支払われる。このスイスの年金制度は、従業員が支払う掛金の水準に関して従業員の選択を認めている。従業員掛金は、拠出給与の一定割合として計算され、月次で控除される。給与から控除される割合は、年齢及び掛金の区分の選択に応じて、拠出基本給の1%から13.5%及び拠出変動報酬の0%から9%となる。従業員の年齢に応じて、UBS AGは、退職給付加算のために拠出基本給の6.5%から27.5%及び拠出変動報酬の3.6%から9%の間の掛金を支払う。UBS AGはまた、死亡及び障害が発生した際に支払われる給付を賄うため、並びにつなぎ年金を賄うために使用されるリスク掛金も支払っている。

これらの給付には、退職給付並びに障害、死亡及び遺族年金が含まれる。当該年金制度において、通常の退職年齢である64歳の加入者は、終身年金（全額返戻あり/なし）又は一時金（一部/全額）のいずれかを選択することができる。加入者は、58歳から早期に退職給付を引き出すことが可能である。未払年金の金額は、退職日における各年金加入者の年金口座の累積残高に転換率を適用して求められるものである。各制度加入者の年金口座の累積残高は、前雇用主から移管された権利確定済みの給付受給権、給付の買取り、及び各制度加入者の年金口座に対する雇用主及び従業員の掛金並びに累積残高に対して発生する利息に基づいている。発生する利息は、年金基金委員会により毎年規定される。

スイスの年金制度は、スイスの年金法における確定拠出の約定に基づいているが、IAS第19号に基づく確定給付制度として会計処理されている。これは主に年金口座に係る利息及び終身年金の支払いを発生処理する義務による。スイスの年金制度に使用する数理計算上の仮定は、現地の経済環境に基づいている。

**確定給付年金制度の会計方針の説明については、注記1aの24の項を参照。**

スイスの年金制度は、スイスの年金法が要求する年金基金委員会により管理される。年金基金委員会の責任は、スイスの年金法及び制度の規則によって規定されている。スイスの年金法に準拠して、一時的かつ限定的な積立不足が認められる。ただし、年金基金委員会は、最長10年までの期間に満額の積立を確実に回復するた

めに必要な方策を講じることを要求される。スイスの年金法に基づき、スイスの年金制度がスイスの年金法による基準に基づいて大幅な積立不足となった場合には、雇用主及び従業員の追加的な掛金の支払いが要求される可能性がある。こうした状況において、リスクは雇用主と従業員との間で分担され、雇用主には必要な追加掛金の50%を超過して負担する法的義務はない。スイスの年金制度は、2014年12月31日現在でスイスの年金法に基づく技術的な積立比率が123.7%（2013年12月31日現在：127.0%）であった。

スイスの制度の投資戦略は、多段階の投資及びリスク管理プロセスに基づいて実行され、制度資産の多様化に関連する法令を含む、スイスの年金法に従っている。これらの規則は、特に制度資産の構成に関する制約（例：株式投資を50%に制限）を規定するものである。スイスの制度の投資戦略は、年金基金委員会が設定した確定リスク予算と整合している。リスク予算は定期的実施される資産負債管理分析を基にして算定される。リスク予算を実行するために、スイスの制度は直接投資、投資信託及びデリバティブを利用する場合がある。為替リスクの低減には、特定の為替ヘッジ戦略が実施される。年金基金委員会は、資産と負債の間の中長期の均衡を目指している。IAS第19号の下では、制度資産の公正価値が短期的に制度の確定給付債務の価額の変動と直接相関していないため、スイスの年金制度の純資産額にはボラティリティが生じる。

2015年度にスイスの年金制度に支払われる予定の雇用主の掛金は、486百万スイス・フランと見積られている。

スイスの年金制度は、確定給付債務が制度資産の公正価値を25百万スイス・フラン上回っていたため、2014年12月31日現在、IFRSによる測定基準で積立不足であった。同じ測定基準で、2013年12月31日現在、スイスの年金制度は1,760百万スイス・フランの積立超過であった。積立超過は、当該超過額が予想される将来の経済的便益（将来の見積勤務費用純額と将来の見積雇用主掛金との差異）を上回らない範囲においてのみ貸借対照表に認識される。2013年12月31日現在、予想される将来の経済的便益は952百万スイス・フランであったことから、この金額が確定給付資産純額として貸借対照表に認識された。年金制度の積立超過額と予想される将来の経済的便益との差異（アセット・シーリングによる影響額と呼ばれる。）808百万スイス・フランは、2013年度のその他の包括利益に損失として認識され、2014年度に損益に戻し入れられた。

## スイス以外の年金制度

UBS AGのスイス以外の拠点では、現地の規則や慣行に適合した様々な年金制度を提供している。重要な確定給付制度を有する拠点は、英国、米国及びドイツである。残りの主要な制度以外は、主にアジア太平洋、欧州及び南北アメリカに所在している。これらのその他の制度はUBS AGの経営成績にとって重要でないため、本注記において特定の開示は提供していない。

スイス以外の年金制度は、退職、死亡又は障害の発生時に給付を支給する。支給される給付の水準は、個別の給付の発生率及び従業員の報酬水準によって決まる。スイス以外の制度に関して表示された金額は、重要なスイス以外の制度の正味の積立状況を反映している。UBS AGの一般的な原則は、制度が各国における現地の年金に係る規則に基づき適切に積立てられていることを確実にすることであり、これはいつ追加の掛金が必要であるかを判断する上での第1の要因である。スイスの年金制度と同様に、制度資産の公正価値が制度の確定給付債務の価額の変動と直接相関していないため、スイス以外の年金制度の資産/負債純額にもボラティリティが生じる。

2015年度にこれらの年金制度に拠出される予定の雇用主の掛金は、107百万スイス・フランになると見積られている。これらの制度の積立方針は、現地の政府による規制及び税務上の要求事項に一致している。スイス以外の年金制度に使用された数理計算上の仮定は、現地の経済環境に基づいている。

**確定給付年金制度の会計方針の説明については、注記1 aの24の項を参照。**

## 英国

英国の制度は、勤務期間平均給与再評価制度（career average revalued earnings scheme）であり、英国の価格インフレに基づいて給付は自動的に増加する。英国の制度への加入者の通常の退職年齢は60歳である。当該制度は新従業員の加入を受け入れておらず、新従業員は代わりに確定拠出制度に加入することができる。

2013年7月1日、UBS AGは、将来の勤務に対する英国の確定給付年金制度を廃止した。当該日より後に、UBS AGは本制度に係る当期勤務費用を認識していない。英国の制度は勤務期間平均制度であり、過去勤務給付は英国の物価インフレに連動しているため、将来の勤務に対して本制度を廃止したことによる財務上の影響はなかった。本確定給付制度において現役の従業員である制度加入者は、本制度が将来の勤務に対して廃止された後の勤務に係る確定拠出制度に加入する資格を有する。

英国の制度の管理の責任は、現地の年金法で要求される年金受託者委員会とUBS AGが合同で負っている。雇用主の年金基金への拠出には、将来の勤務に対して英国の制度が廃止される日までは通常の拠出と積立不足解消のための特別拠出が含まれていたが、その後は合意された積立不足解消のための拠出を表している。雇用主の年金基金への拠出は、年金受託者委員会とUBS AGが合意した仮定を基に実施された直近の数理計算上の評価に基づいて決定される。積立不足が発生した場合、UBS AGは、法定期限内に年金受託者委員会と積立不足解消計画について合意しなければならない。制度には退職に際して制度加入者に生涯にわたる年金給付を保証する義務があるため、平均余命の上昇により制度の負債が増加する。これは、インフレの増大により平均余命の変動に対する感応度が上昇する英国制度において特に重要である。

制度資産は多様な種類の資産に投資され、制度資産の一部は、物価インフレに対する部分的なヘッジを提供するインフレ連動債への投資に重点を置いた負債対応投資（LDI）の手法を適用して投資される。物価インフレが増大すれば、確定給付債務は制度資産の公正価値の変動よりも大幅に増加する可能性が高く、このため確定給付負債純額の増加が生じる。しかし、制度の規則に基づき、また現地の年金法制により、制度の給付に適用されるインフレの増加水準には上限がある。

## 米国

米国には2つの別個の主要な確定給付年金制度がある。米国の制度への加入者の通常の退職年齢は65歳である。当該制度は新従業員の加入を受け入れておらず、新従業員は代わりに確定拠出制度に加入することができる。

1つの確定給付年金制度は拠出に基づく制度であり、各加入者は給与の一定割合を年金口座に積立てる。年金口座は、米国国債の利回りに連動した利率に基づいて利息が年次で発生する。退職時に、制度加入者は、退職給付を一時金として、又は終身年金としてのいずれで受け取るかを選択することができる。もう1つの制度は、各個人の制度加入者の勤務期間中の平均給与に基づく終身年金を提供している。

現地の州の年金法に基づいて要求されるように、確定給付年金制度の両方に年金制度受託者がいる。受託者は、UBS AGと合同で、制度の管理に責任を負う。数理計算上の評価は、制度に対して定期的実施され、UBS AGは、従来から現地の年金に係る規則に基づいた計算による、80%の積立率を最低でも維持するよう制度に掛金を支払うことを選択してきた。年間の雇用主掛金は、毎年発生する給付の現在価値に過去の積立不足の償却費を加えた額である。雇用主が最低額を超過して拠出を行うか、又は制度が負債を超過する資産を有している場合、超過額は最低積立要求額を相殺するために使用することができる。

制度資産は、多様な金融資産ポートフォリオに投資される。各年金制度の受託者は、制度資産に係る投資決定に責任を負う。資産/負債純額のポジションにおけるボラティリティの管理を支援するため、米国の年金制度の1つに負債対応投資(LDI)の手法を適用している。ボラティリティの管理にデリバティブを用いる場合がある。このデリバティブには、金利先物、株式先物及びスワップ(クレジット・デフォルト・スワップや金利スワップなど)が含まれるが、これらに限定されない。

2013年度に、UBS AGは、米国の年金制度の一部受給権繰延加入者に終身年金ではなく一時金(又は年金の繰上げ支給)を受け取る選択権を提示した。これにより、確定給付債務と制度資産の公正価値がそれぞれ196百万スイス・フラン及び216百万スイス・フラン減少し、2013年度の損益計算書に20百万スイス・フランが借方計上された。

## ドイツ

ドイツにおいては2つの異なる確定給付年金制度があり、共に掛金に基づく制度である。これらの制度へ資金を提供するための年金資産は維持されておらず、給付金はUBS AGが直接支払う。ドイツの制度への加入者の通常の退職年齢は65歳である。2つの年金制度のいずれか大きい方の制度内で、各加入者は年金口座に給与の一定割合を積立てる。制度加入者の口座の累積残高には、年間5%の保証された利息が発生する。もう1つの制度は従業員の選択で金額が毎年積立てられる繰延報酬制度である。この繰延報酬制度では、口座の累積残高が年間ベースで計上され、2009年度より後に積立てられた金額に4%の保証された利息が発生する。ドイツの両制度はドイツの年金法に基づいて規制され、支払期限の到来時に年金給付を支給する責任は完全にUBS AGの責任である。ドイツの制度では、年金支払額の一部が物価インフレに連動して直接増加する。

以下の表は、期首から期末までに確定給付年金制度に関して貸借対照表に認識された資産/(負債)純額の変動の内訳及び当期純利益及びその他の包括利益に認識された金額の内訳を提供している。

## 確定給付年金制度

単位：百万スイス・フラン	スイス		スイス以外		合計	
	2014年 12月31日	2013年 12月31日	2014年 12月31日	2013年 12月31日	2014年 12月31日	2013年 12月31日
終了事業年度						
期首確定給付債務	20,738	21,901	4,670	4,773	25,408	26,674
当期勤務費用	496	549	10	21	506	569
利息費用	465	399	217	199	682	597
制度加入者掛金	202	197	0	0	202	197
確定給付債務の再測定	3,120	(1,124)	619	105	3,739	(1,019)
内、人口統計上の仮定の変更から生じた数理計算上の差(益)/損	66	0	70	(23)	136	(23)
内、財務上の仮定の変更から生じた数理計算上の差(益)/損	2,705	(1,114)	669	3	3,374	(1,111)
内、経験(利得)/損失 <sup>1</sup>	349	(10)	(121)	125	228	115
制度の変更に関連する過去勤務費用	0	0	0	(196)	0	(196)
縮小	(54)	(37)	0	0	(54)	(37)
支払給付	(1,045)	(1,183)	(172)	(204)	(1,218)	(1,388)
解雇給付	34	36	0	0	34	36
為替換算調整	0	0	297	(26)	297	(26)
<b>期末確定給付債務</b>	<b>23,956</b>	<b>20,738</b>	<b>5,642</b>	<b>4,670</b>	<b>29,598</b>	<b>25,408</b>
内、現役の加入者に対して支払う義務のある金額	11,480	9,841	624	710	12,104	10,551
内、繰延加入者に対して支払う義務のある金額	0	0	2,756	2,249	2,756	2,249
内、退職者に対して支払う義務のある金額	12,477	10,897	2,261	1,711	14,738	12,608
期首制度資産の公正価値	22,498	21,783	3,768	3,783	26,266	25,566
制度資産に係る収益(利息収益に含まれる金額を除く。)	1,262	803	195	154	1,457	957
利息収益	513	403	183	162	697	565
雇用主掛金 - 解雇給付以外	478	470	181	125	659	595
雇用主掛金 - 解雇給付	34	36	0	0	34	36
制度加入者掛金	202	197	0	0	202	197
支払給付	(1,045)	(1,183)	(172)	(204)	(1,218)	(1,388)
管理費、税金及び保険料支払額	(10)	(11)	(6)	(5)	(16)	(16)
制度の変更に関連する支払額	0	0	0	(216)	0	(216)
為替換算調整	0	0	261	(31)	261	(31)
<b>期末制度資産の公正価値</b>	<b>23,931</b>	<b>22,498</b>	<b>4,410</b>	<b>3,768</b>	<b>28,341</b>	<b>26,266</b>
<b>アセット・シーリングによる影響額</b>	<b>0</b>	<b>808</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>808</b>
<b>確定給付資産/(負債)純額</b>	<b>(25)</b>	<b>952</b>	<b>(1,231)</b>	<b>(903)</b>	<b>(1,256)</b>	<b>50</b>

## 貸借対照表に認識された資産/(負債)純額の変動

期首に貸借対照表に認識された資産/(負債)純額	952	(118)	(903)	(990)	50	(1,108)
期間年金費用純額	(458)	(555)	(50)	(82)	(508)	(638)
その他の包括利益に認識された金額	(1,032)	1,119	(424)	49	(1,456)	1,168
雇用主掛金 - 解雇給付以外	478	470	181	125	659	595
雇用主掛金 - 解雇給付	34	36	0	0	34	36
為替換算調整	0	0	(36)	(5)	(36)	(5)
<b>期末に貸借対照表に認識された資産/(負債)純額</b>	<b>(25)</b>	<b>952</b>	<b>(1,231)</b>	<b>(903)</b>	<b>(1,256)</b>	<b>50</b>

## 積立型制度及び非積立型制度

積立型制度からの確定給付債務	23,956	20,738	5,249	4,365	29,205	25,102
非積立型制度からの確定給付債務	0	0	392	306	392	306



制度資産	23,931	22,498	4,410	3,768	28,341	26,266
積立超過 / (積立不足)	(25)	1,760	(1,231)	(903)	(1,256)	857
アセット・シーリングによる影響額	0	808	0	0	0	808
確定給付資産 / (負債) 純額	(25)	952	(1,231)	(903)	(1,256)	50

<sup>1</sup> 経験(利得) / 損失は、確定給付債務の数理計算上の再測定構成要素であり、以前の数理計算上の仮定と実績との差異の影響を反映している。

当期純利益に認識した金額の内訳

単位：百万スイス・フラン	スイス		スイス以外		合計	
	2014年 12月31日	2013年 12月31日	2014年 12月31日	2013年 12月31日	2014年 12月31日	2013年 12月31日
終了事業年度						
当期勤務費用	496	549	10	21	506	569
確定給付債務に関連する利息費用	465	399	217	199	682	597
制度資産に関連する利息収益	(513)	(403)	(183)	(162)	(697)	(565)
アセット・シーリングによる影響額に係る利息費用	19	0	0	0	19	0
管理費、税金及び保険料支払額	10	11	6	5	16	16
制度の変更	0	0	0	20	0	20
縮小	(54)	(37)	0	0	(54)	(37)
解雇給付	34	36	0	0	34	36
<b>期間年金費用純額</b>	<b>458</b>	<b>555</b>	<b>50</b>	<b>82</b>	<b>508</b>	<b>638</b>

その他の包括利益に認識された金額の内訳

単位：百万スイス・フラン	スイス		スイス以外		合計	
	2014年 12月31日	2013年 12月31日	2014年 12月31日	2013年 12月31日	2014年 12月31日	2013年 12月31日
終了事業年度						
確定給付債務の再測定	(3,120)	1,124	(619)	(105)	(3,739)	1,019
制度資産に係る収益(利息収益に含まれる金額を除く。)	1,262	803	195	154	1,457	957
アセット・シーリングによる影響額(アセット・シーリングによる影響額に係る利息費用を除く。)	808	(808)	0	0	808	(808)
アセット・シーリングによる影響額に係る利息費用	19	0	0	0	19	0
<b>その他の包括利益に認識された利得/(損失)合計</b>	<b>(1,032)</b>	<b>1,119</b>	<b>(424)</b>	<b>49</b>	<b>(1,456)</b>	<b>1,168</b>

以下の表は、確定給付年金債務の期間及び給付支払いの時期の区分に関する情報を提供している。

	スイス		スイス以外 <sup>1</sup>	
	2014年 12月31日	2013年 12月31日	2014年 12月31日	2013年 12月31日
<b>確定給付債務の期間(年)</b>	<b>16.7</b>	<b>15.1</b>	<b>17.9</b>	<b>18.9</b>

支払いが予想される給付の満期別の内訳

単位：百万スイス・フラン	スイス	スイス以外 <sup>1</sup>
12ヶ月以内に支払いが予想される給付	1,033	165
1年から3年以内に支払いが予想される給付	2,023	344
3年から6年以内に支払いが予想される給付	3,035	596
6年から11年以内に支払いが予想される給付	5,394	1,253
11年から16年以内に支払いが予想される給付	5,571	1,510
16年を超えて支払いが予想される給付	26,613	9,289

<sup>1</sup>確定給付債務の期間は、スイス以外の制度全体の加重平均期間を表している。

以下の表は、確定給付債務の算定に使用された主な数理計算上の仮定を示している。

	スイス		スイス以外 <sup>1</sup>	
	2014年 12月31日 現在	2013年 12月31日 現在	2014年 12月31日 現在	2013年 12月31日 現在

使用された主な数理計算上の仮定(%)

期末確定給付債務の算定に使用された仮定

割引率	1.15	2.30	3.66	4.64
昇給率	2.40	2.50	3.01	3.15
年金増加率	0.00	0.00	2.97	3.30
退職貯蓄に対して発生する金利	1.40	2.55	1.13	1.12

<sup>1</sup>スイス以外の制度全体の仮定の加重平均値を表している。

主要制度のための生命表及び平均余命

国		生命表		男性加入者の65歳時の平均余命			
				現在65歳		現在45歳	
				2014年 12月31日	2013年 12月31日	2014年 12月31日	2013年 12月31日
スイス	BVG 2010 G	21.4	21.3	23.2	23.1		
英国	S1NA_L CMI 2014 G (予想) <sup>1</sup>	24.4	24.4	27.2	27.3		
米国	RP2014 G及び付随するMP2014死亡率改善スケール <sup>2</sup>	21.7	19.3	23.4	19.3		
ドイツ	ドクターK.ヒューベック 2005 G	19.9	19.7	22.5	22.4		

国		生命表		女性加入者の65歳時の平均余命			
				現在65歳		現在45歳	
				2014年 12月31日	2013年 12月31日	2014年 12月31日	2013年 12月31日
スイス	BVG 2010 G	23.9	23.8	25.6	25.5		
英国	S1NA_L CMI 2014 G (予想) <sup>1</sup>	25.7	25.5	28.0	27.8		
米国	RP2014 G及び付随するMP2014死亡率改善スケール <sup>2</sup>	23.9	21.1	25.6	21.1		
ドイツ	ドクターK.ヒューベック 2005 G	23.9	23.8	26.5	26.3		

<sup>1</sup>2013年度はS1NA\_L CMI 2010 G (予想)の生命表が使用された。<sup>2</sup>2013年度はIRC第1.430(h)(3)条に基づくPPAの法定生命表が使用された。

確定給付債務の測定時に以下の数理計算上の仮定が用いられるため、各年金制度の確定給付債務にボラティリティが生じる。

- 割引率：割引率は、各年金制度の属する国の市場における優良社債の利回りに基づいている。その結果、優良社債の利回りが低下すると、年金制度の確定給付債務は増加する。それとは逆に、優良社債の利回りが上昇すると、年金制度の確定給付債務は減少する。
- 昇給率：制度加入者の昇給率が上昇すると、特にスイスとドイツの制度では確定給付債務は通常、増加する。英国の制度については、同制度が将来の勤務に対して閉鎖されているため、UBS AGの従業員が将来勤務給付を積立していないことから、昇給による確定給付債務への影響はない。米国の制度については、全加入者のごく僅少な割合の者のみが継続して将来勤務給付を積立していることから、昇給による確定給付債務への影響は軽微である。
- 年金増加率：スイスの制度には、年金の自動物価スライド制はない。年金額の上昇がある場合は、年金基金委員会が決定する。米国の制度にも同様に、年金の自動物価スライド制はない。英国の制度については、制度の規則及び現地の年金法制に従って、年金額は物価インフレに自動的に連動する。同様に、ドイツの確定給付年金制度は物価インフレに自動的に連動し、年金の一部は物価インフレにより直接増額される。英国及びドイツで物価が上昇すると、制度の確定給付債務は増加する。
- 退職貯蓄に係る金利：スイスの年金制度及び米国の制度のうち1つの制度には退職貯蓄残高があり、毎年金利分増加する。これらの制度については、当該金利が上昇すると、制度の確定給付債務は増加すると推測される。
- 平均余命：UBSの確定給付年金制度の大部分について、年金制度の債務は、生涯保証された年金給付を提供するものである。全制度の確定給付債務は、制度加入者の平均余命に関する、基礎となる最善の見積りを用いて算出される。制度加入者の平均余命が上昇すると、制度の確定給付債務は増加する。

以下の表は、重要な数理計算上の仮定それぞれの感応度分析を示している。これは、確定給付債務が、貸借対照表日現在で合理的に発生可能な、関連する数理計算上の仮定の変更によりいかに影響を受けるかを表している。不測の事態が発生し、合理的に可能とみなされる代替範囲外の変動が生じる可能性がある。この感応度

分析は、確定給付債務のみに適用され、全体としての確定給付資産/(負債)純額には適用されない。感応度は線形でない場合があるため、確定給付債務に対する全般的な影響を下回る感応度を推定する場合には、注意が必要である。

重要な数理計算上の仮定の感応度分析<sup>1</sup>

	スイスの制度： 確定給付債務の 増加 / (減少)		スイス以外の制度： 確定給付債務の 増加 / (減少)	
	2014年 12月31日	2013年 12月31日	2014年 12月31日	2013年 12月31日
単位：百万スイス・フラン				
<b>割引率</b>				
50ベース・ポイントの増加	(1,688)	(1,301)	(470)	(411)
50ベース・ポイントの減少	1,936	1,471	535	472
<b>昇給率</b>				
50ベース・ポイントの増加	210	142	2	1
50ベース・ポイントの減少	(198)	(138)	(2)	(1)
<b>年金増加率</b>				
50ベース・ポイントの増加	1,315	1,007	422	391
50ベース・ポイントの減少	- <sup>2</sup>	- <sup>2</sup>	(370)	(340)
<b>退職貯蓄に係る金利</b>				
50ベース・ポイントの増加	334	270	9	7
50ベース・ポイントの減少	(315)	(259)	(8)	(6)
<b>平均余命</b>				
さらに1年の寿命の延び	755	561	180	132

<sup>1</sup>感応度分析は、その他の全ての仮定を一定に保っている間の1つの仮定の変更に基づいている。従って、仮定間の相互依存性は除外されている。<sup>2</sup>2014年12月31日現在及び2013年12月31日現在の見積年金増加率は0%であったため、仮定の減少方向への変更は該当しない。

以下の表は、スイスの年金制度及びスイス以外の年金制度の、制度資産の構成及び公正価値に関する情報を提供している。

制度資産の構成及び公正価値

	2014年12月31日				2013年12月31日			
	公正価値			制度資産 の配分 (%)	公正価値			制度資産 の配分 (%)
	活発な市場 における 取引相場価格	その他	合計		活発な市場 における 取引相場価格	その他	合計	
単位：百万スイス・フラン								
<b>現金及び現金同等物</b>	829	0	829	3	113	0	113	1
<b>不動産 / 財産</b>								
国内	0	2,582	2,582	11	0	2,523	2,523	11
<b>投資信託</b>								
株式								
国内	798	0	798	3	617	0	617	3
国外	6,245	994	7,239	30	5,935	827	6,761	30
債券 <sup>1</sup>								
国内、AAAからBBB-	2,591	0	2,591	11	3,018	0	3,018	13
国内、BBB-より下	0	0	0	0	0	0	0	0
国外、AAAからBBB-	6,418	0	6,418	27	6,867	0	6,867	31
国外、BBB-より下	104	0	104	0	752	0	752	3
不動産								
国外	0	104	104	0	0	124	124	1
その他	2,513	736	3,249	14	1,220	486	1,707	8
<b>その他の投資</b>	0	17	17	0	0	15	15	0
<b>合計</b>	<b>19,499</b>	<b>4,432</b>	<b>23,931</b>	<b>100</b>	<b>18,523</b>	<b>3,975</b>	<b>22,498</b>	<b>100</b>

	2014年12月31日	2013年12月31日
<b>制度資産の公正価値合計</b>	<b>23,931</b>	<b>22,498</b>
内、		
UBS AG銀行口座及びUBS AG負債性商品	385	119
UBS株式	38	32
UBS AGへ貸し付けられた有価証券 <sup>2</sup>	921	1,001
UBS AGが占有する財産	87	143
デリバティブ金融商品 (契約先UBS AG) <sup>2</sup>	(357)	287
仕組商品 (契約先UBS AG)	42	122

<sup>1</sup>債券の信用格付けは、主にスタンダード・アンド・プアーズの信用格付けに基づいている。AAAからBBB-及びBBB-より下の格付けは、それぞれ投資適格格付け及び投資不適格格付けを表す。その他の格付け会社の信用格付けが使用されている場合には、スタンダード・アンド・プアーズの格付け区分における同等の格付けに変換されている。<sup>2</sup>UBS AGへ貸し付けられた有価証券及びデリバティブ金融商品は、担保を含む総額で表示されている。担保を控除すると、2014年12月31日現在のデリバティブ金融商品は合計(123)百万スイス・フラン(2013年12月31日：14百万スイス・フラン)になる。UBS AGへ貸し付けられた有価証券は、2014年12月31日及び2013年12月31日現在、担保で全額カバーされている。

スイス以外の制度

	2014年12月31日				2013年12月31日			
	公正価値		合計	制度資産 の配分 (%)	公正価値		合計	制度資産 の配分 (%)
	活発な市場 における 取引相場価格	その他			活発な市場 における 取引相場価格	その他		
単位：百万スイス・フラン								
現金及び現金同等物	224	0	224	5	173	0	173	5
<b>債券<sup>1</sup></b>								
国内、AAAからBBB-	104	0	104	2	66	0	66	2
国内、BBB-より下	10	0	10	0	42	0	42	1
国外、AAAからBBB-	24	0	24	1	10	0	10	0
国外、BBB-より下	3	0	3	0	7	0	7	0
プライベート・エクイティ	0	0	0	0	1	0	1	0
<b>投資信託</b>								
株式								
国内	372	0	372	8	639	3	641	17
国外	1,300	0	1,300	29	1,012	0	1,012	27
債券 <sup>1</sup>								
国内、AAAからBBB-	1,486	0	1,486	34	1,061	0	1,061	28
国内、BBB-より下	193	0	193	4	208	0	208	6
国外、AAAからBBB-	123	0	123	3	100	35	135	4
国外、BBB-より下	157	0	157	4	62	21	83	2
不動産								
国内	43	112	155	4	0	103	103	3
その他	33	178	211	5	45	160	205	5
保険契約	0	17	17	0	0	15	15	0
資産担保証券	17	0	17	0	0	0	0	0
その他の投資	5	10	14	0	0	5	5	0
<b>制度資産の公正価値合計</b>	<b>4,094</b>	<b>317</b>	<b>4,410</b>	<b>100</b>	<b>3,426</b>	<b>342</b>	<b>3,768</b>	<b>100</b>

<sup>1</sup>債券の信用格付けは、主にスタンダード・アンド・プアーズの信用格付けに基づいている。AAAからBBB-及びBBB-より下の格付けは、それぞれ投資適格格付け及び投資不適格格付けを表す。その他の格付け会社の信用格付けが使用されている場合には、スタンダード・アンド・プアーズの格付け区分における同等の格付けに変換されている。

b) 退職後の医療及び生命保険制度

UBS AGは米国及び英国において、一部の退職後の従業員及び受益者への医療保障に関連する退職後医療給付を提供している。英国の退職後医療給付制度は、新従業員の加入を受け入れていない。退職後医療給付に加え、UBS AGは米国において一部の従業員に対して退職後生命保険給付も提供している。英国及び米国における退職後医療給付は、全ての種類の医療費（往診、入院、手術及び処方箋の費用を含むがこれらに限定されない。）を対象としている。当該制度は、事前積立型の制度ではなく、支払時に費用が発生する。米国の退職者は、退職後医療給付費用に対して支払いを行う。

2014年度に、UBS AGは、米国の退職後医療給付について、医療給付に対する補助金の削減又は廃止に関する変更を公表した。この変更により、退職後給付債務が33百万スイス・フラン減少し、その結果、対応する利得が2014年度の損益計算書に認識された。

さらに2014年度に、UBS AGは、米国の退職後生命保険給付について、米国の退職後生命保険契約の解消に関する変更を公表した。この変更により、退職後給付債務は8百万スイス・フラン減少し、その結果、対応する利得が2014年度の損益計算書に認識された。

2013年度に、UBS AGは、米国の退職後の医療及び生命保険制度の1つについて、その適格基準及び費用分担に関する変更を公表した。この変更により、退職後給付債務が9百万スイス・フラン減少し、その結果、対応する利得が2013年度の損益計算書に認識された。

さらに2013年度に、UBS AGは、その他の米国の退職後の医療及び生命保険制度について、処方薬の適用範囲に関する変更を公表した。この制度変更により、退職後給付債務は8百万スイス・フラン減少し、その結果、対応する利得が2013年度の損益計算書に認識された。

2015年度に支払いが予定されている退職後の医療制度及び生命保険制度に対する雇用主掛金は、9百万スイス・フランと見積られている。

以下の表は、期首から期末までの退職後の医療及び生命保険制度に関して貸借対照表に認識された資産 / 負債純額の内訳、並びに当期純利益及びその他の包括利益に認識された金額の内訳を提供している。

#### 退職後の医療及び生命保険制度

単位：百万スイス・フラン

終了事業年度	2014年12月31日	2013年12月31日
期首退職後給付債務	114	136
当期勤務費用	0	1
利息費用	5	6
制度加入者掛金	2	2
退職後給付債務の再測定	5	(3)
内、人口統計上の仮定の変更から生じた数理計算上の差(益) / 損	4	(1)
内、財務上の仮定の変更から生じた数理計算上の差(益) / 損	8	(10)
内、経験(利得) / 損失 <sup>1</sup>	(7)	8
制度の変更に関連する過去勤務費用	(41)	(17)
支払給付 <sup>2</sup>	(10)	(9)
為替換算調整	10	(2)
<b>期末退職後給付債務</b>	<b>85</b>	<b>114</b>
内、現役の加入者に対して支払う義務のある金額	12	15
内、繰延加入者に対して支払う義務のある金額	0	0
内、退職者に対して支払う義務のある金額	74	99
<b>期末制度資産の公正価値</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>退職後給付資産 / (負債)純額</b>	<b>(85)</b>	<b>(114)</b>
<b>当期純利益に認識された金額の内訳</b>		
当期勤務費用	0	1
退職後給付債務に関連する利息費用	5	6
制度の変更に関連する過去勤務費用	(41)	(17)
<b>期間費用純額</b>	<b>(36)</b>	<b>(11)</b>
<b>その他の包括利益に認識された利得 / (損失)の内訳</b>		
退職後給付債務の再測定	(5)	3
<b>その他の包括利益に認識された利得 / (損失)合計、税引前</b>	<b>(5)</b>	<b>3</b>

<sup>1</sup>経験(利得) / 損失は、退職後給付債務の数理計算上の再測定の構成要素であり、以前の数理計算上の仮定と実績との差異の影響を反映している。<sup>2</sup>支払給付は雇用主掛金及び制度加入者掛金により賄われている。

退職後給付債務は、見積平均医療費趨勢率、割引率及び平均余命を用いて算定されている。医療及び生命保険制度の退職後給付債務の算出には、年金制度の確定給付債務と同じ国別の割引率を適用している。

割引率及び見積平均医療費趨勢率は以下の表に表示されている。平均余命の仮定の基礎は、注記28aの確定給付制度の場合と同じである。

#### 使用された主な加重平均数理計算上の仮定(%)<sup>1</sup>

##### 期末退職後給付債務の算出に使用された仮定

終了事業年度	2014年12月31日	2013年12月31日
割引率	3.84	4.77
平均医療費趨勢率 - 当初	6.44	6.81



<sup>1</sup>平均余命に関する仮定は注記28aに記載されている。

退職後給付債務の測定時に以下の数理計算上の仮定が用いられるため、各退職後医療及び生命保険制度の退職後給付債務にボラティリティが生じる。

- 割引率：確定給付制度の場合と同様に、優良社債の利回りが低下すると、これらの制度の退職後給付債務は増加する。それとは逆に、優良社債の利回りが上昇すると、これらの制度の退職後給付債務は減少する。
- 平均医療費趨勢率：医療費が増加すると、一般的に退職後給付債務は増加すると推測される。
- 平均余命：これらの制度では一部の制度加入者が生涯給付を受けるため、平均余命が上昇すると、退職後給付債務は増加すると推測される。

以下の表は、重要な数理計算上の仮定それぞれの感応度分析を示している。これは、退職後給付債務が、貸借対照表日現在で合理的に発生可能な、関連する数理計算上の仮定の変更によりいかに影響を受けるかを表している。

#### 重要な数理計算上の仮定の感応度分析<sup>1</sup>

単位：百万スイス・フラン	退職後給付債務の 増加 / (減少)	
	2014年12月31日	2013年12月31日
<b>割引率</b>		
50ベース・ポイントの増加	(4)	(6)
50ベース・ポイントの減少	4	7
<b>平均医療費趨勢率</b>		
100ベース・ポイントの増加	3	9
100ベース・ポイントの減少	(2)	(8)
<b>平均余命</b>		
さらに1年の寿命の延び	7	7

<sup>1</sup>感応度分析は、その他の全ての仮定を一定に保っている間の1つの仮定の変更に基づいている。従って、仮定間の相互依存性は除外されている。

#### c) 確定拠出制度

さらに、UBS AGは、スイス以外の拠点において多くの確定拠出制度も提供している。重要な確定拠出制度を提供している拠点は、英国及び米国である。一部の制度では、従業員が拠出し、UBS AGから対応する掛金又は他の拠出を得ることが出来る。2014年、2013年及び2012年12月31日終了事業年度に費用として認識された、これらの制度に対する雇用主掛金の額は、それぞれ244百万スイス・フラン、236百万スイス・フラン及び240百万スイス・フランであった。

#### d) 関連当事者に関する情報開示

UBS AGは、スイスにおけるUBS AGの年金基金を取り扱う主要銀行である。この機能においては、UBSは、当該年金基金に係る銀行業務のほとんどを実施している。これらに該当する業務には、トレーディング及び有価証券貸借が含まれることがあるが、それらに限定されない。取引は全て、独立第三者間取引の条件で行われている。スイス以外のUBSの年金基金は、UBS AGとの間で同様の取引銀行としての関係を有していない。

2008年度に、UBSは銀行が占有する一定の不動産をスイスの年金基金に売却した。同時に、UBS AGとスイスの年金基金は、当該不動産の一部についてリース期間25年、10年ごとの2つの更新オプション付のリース・バック契約を締結した。2009年度において、UBSは、リース契約の1つについて再度交渉を行い、これはUBS AGの残存リース債務を減少させた。最初の5年が経過した2013年度に、リースの大部分について早期解約オプションが行使されなかったため、次の5年間の最小契約債務が増加した。2014年12月31日現在、関連するリースに基づくスイス年金基金への最小契約債務は、約14百万スイス・フラン（2013年12月31日：19百万スイス・フラン）である。

以下は、UBS AGがこれらの銀行業務及び契約に関連して、年金基金から受領した又は年金基金へ支払った金額である。

#### 関連当事者に関する情報開示

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2014年12月31日	2013年12月31日	2012年12月31日
<b>UBS AGによる受取</b>			
報酬	33	33	31
<b>UBS AGによる支払</b>			
リース料	6	8	9
利息	0	1	1
配当及び元本返済	4	2	0

UBS株式及びその他のUBS有価証券の取引高は、以下の通りである。

#### 取引高 - 関連当事者

	終了事業年度	
	2014年12月31日	2013年12月31日
<b>年金基金が購入した金融商品</b>		
UBS株式 <sup>1</sup> （千株単位）	2,092	1,459
UBS AG負債性商品（額面 百万スイス・フラン）	4	5
<b>年金基金が売却した、又は満期償還された金融商品</b>		
UBS株式 <sup>1</sup> （千株単位）	1,735	2,293
UBS AG負債性商品（額面 百万スイス・フラン）	4	8

<sup>1</sup>2014年11月28日まではUBS AG株式の購入 / 売却、それ以降はUBSグループAG株式の購入 / 売却を表している。詳細については、注記32を参照。

確定年金制度に係る制度資産の公正価値の詳細については、注記28aに開示されている。さらに、UBS AG確定拠出年金基金は、2014年12月31日現在、UBSグループAG株式16,253,804株を所有しており、その公正価値は、276百万スイス・フラン（2013年12月31日：UBS AG株式16,192,501株、公正価値278百万スイス・フラン）であった。

#### 注記29 持株参加制度及びその他の報酬制度

##### a) 提供されている制度

UBS AGは、経営幹部、マネジャー及びスタッフの利益を株主の利益と整合させるために、各種持株参加制度及びその他の報酬制度を運営している。これらの制度の一部（例えば、株式プラス及び株式所有制度）は、約50カ国の適格従業員に対して付与されており、提供されている各国の法律、税法及び規制要件に合致するように設定されている。一部の制度は、特定の国、事業分野において使用される（例えば、ウェルス・マネジメント・アメリカズ内で付与される報奨）か、又はグループ執行役員会（以下「GEB」という。）のメンバーにのみ提供される。UBS AGは、報酬制度を強制的、裁量的及び任意に運営している。以下の説明は、2014年の業績年度（2015年度に付与）に関連した最も重要な制度、及び過年度の最も重要な制度でその費用の一部を2014年度に処理したのものに関する条件の一般的な説明である。

**持株参加制度及びその他の報酬制度に係る会計方針の説明は、注記1 aの25の項を参照。**

##### 繰延報酬制度の譲渡

グループ再編の一環として、2014年度第4四半期においてUBSグループAGは、UBS AGが「付与者」として関与している、従業員持株制度、オプション制度、概念上のファンド制度及び繰延現金報酬制度に基づく未払報奨の全てを引き受けた。それと同時にUBSグループAGは、当該制度から生じる経済的エクスポージャーをヘッジする目的で金融資産の受益所有権及びUBSグループAGの自己株式90.5百万株を取得した。当該繰延報酬制度の報奨に関する債務のうち、定めに基づいてこれまで個別のUBS AG子会社又は現地の雇用会社であるUBS AG支店が付与していたものについては、UBSグループAGは引き受けせず、今後もこの取り扱いが継承される。確定給付年金制度やその他の現地報奨などその他の報酬ピークルに関する債務についても、UBSグループAGは引き受けせず、関連する雇用会社及び / 又はスポンサー子会社又はUBS AG支店が引き続き有する。本注記の目的上、譲渡後の

期間の株式、パフォーマンス・シェア、概念上の株式及びオプションはUBSグループAGの商品を指し、譲渡前の期間はUBS AGの商品を指す。

#### 強制的な株式報酬制度

株式所有制度（以下「EOP」という。）：一定の従業員は、年間業績連動報酬の一部（一定水準を上回る部分。）を、UBS株式、概念上のUBS株式又はUBSパフォーマンス・シェア（業績条件が付された概念上の株式）といったEOP報奨の形で受領する。2014年2月以降、原則として概念上のUBS株式及びUBSパフォーマンス・シェアのみが付与される。（2010年の業績年度に対して）2011年度より、リスクテイクであるEOP加入者、インセンティブが一定水準を上回るグループ・マネージング・ディレクター又は従業員にパフォーマンス・シェアが付与されている。2011年度及び2012年度に付与されたパフォーマンス・シェアは、一定の業績目標が達成された場合にのみ、全額で権利が確定する。すなわち、関連する権利確定日の前事業年度に加入者の事業部門が利益を上げている場合（コーポレート・センターの加入者については、当グループ全体として利益を上げている必要がある。）である。事業部門がこのような状況において利益を上げているかを判断するために、リスク、収益の質及び信頼性に関する検討に基づいて、報告された収益性に修正が加えられることがある。2012年、2013年及び2014年の業績年度に関して付与されたパフォーマンス・シェアについては、業績条件は当グループの有形資本利益率及び部門の帰属持分利益率（コーポレート・センターの加入者については、コーポレート・センターを除く当グループの帰属持分利益率）に基づいている。代替報奨やサインオン支払など、通常の業績年度のサイクルから外れて提供される報奨は、EOP制度の規則に基づく繰延現金で提供される場合がある。

UBS株式による報奨は、権利確定期間に議決権及び配当請求権を与えるものであるが、概念上の株式及びパフォーマンス・シェアは、権利確定時にUBS株式を受領する約束を表しており、権利確定期間に議決権を与えるものではない。2014年2月より前に付与された概念上の株式及びパフォーマンス・シェアには配当に対する権利がないが、2014年2月以降に付与された報奨では、従業員は、配当相当額（概念上の株式及び／又は現金で支払われる場合があり、当該報奨と同一の条件で権利が確定する。）を受け取る権利を有する。UBS株式、概念上の株式及びパフォーマンス・シェアの形で付与された報奨は、法律上又は税務上の理由により禁止されている国を除き、権利確定時にUBS株式の交付により決済される。2012年度までに付与されたEOP報奨は通常、3年間の権利確定期間にわたって3回の均等額で権利が確定し、2013年3月以降付与された報奨は通常、付与後2年目及び3年目に均等額で権利が確定する。当該報奨に対する権利は特に、通常、UBS AGにおける雇用を自己都合で終了した時点で失効可能となる。報酬費用は、従業員が付与日に当該退職給付の受給要件を満たしている場合には、当該業績年度に認識される。それ以外は、報酬費用は、付与日から、従業員の権利確定日又は退職給付の受給要件を満たす日のうちいずれか早い時点までの期間にわたり段階的に認識される。

上級管理者株式所有制度（以下「SEEOP」という。）：2012年度（2011年の業績年度）まで、GEBのメンバーは、強制的に繰り延べられる報酬の一部を、UBS株式又は概念上の株式で受領した。当該株式は、5年間の権利確定期間にわたって5分の1ずつ権利が確定し、所定の条件が満たされない場合には失効可能である。2011年度及び2012年度に付与された報奨には、EOPに基づいて付与されたパフォーマンス・シェアと同じ業績条件が付与されている。当該報奨は、権利確定予定年度の前事業年度に加入者の事業部門が利益を上げている場合にのみ全額で権利が確定する（コーポレート・センターの加入者については、当グループ全体として利益を上げている必要がある。）。SEEOPに基づき付与された報奨は、権利確定時にUBS株式の交付により決済される。報酬費用は、株式決済型EOP報奨と同様の基準に基づき認識される。2013年度（2012年の業績年度）より、GEBのメンバーはEOP報奨を受領している。2012年、2013年及び2014年の業績年度に関して付与されたSEEOP報奨はなかった。

インセンティブ・パフォーマンス制度（以下「IPP」という。）：2010年度においてGEBのメンバー及びその他の一定の上級管理者は、年次インセンティブの一部を、IPPに基づいて付与されたパフォーマンス・シェアの形で受領した。付与された各パフォーマンス・シェアは、目標とする株価の達成状況に応じて、権利確定時に、1株から3株までのUBS株式を受け取ることができるという条件付権利である。IPP報奨は、UBS AGとの継続雇用を条件に、5年経過後の2015年に全額で権利が確定する。報酬費用は、付与日から、従業員の権利確定日又は退職給付の受給要件を満たす日のうちいずれか早い時点までの期間にわたり段階的に認識される。IPPは、2010年度に限り付与された、1度限りの制度であった。

業績連動型株式制度（以下「PEP」という。）：2010年度から2012年度まで、GEBのメンバーは、年次インセンティブの一部を、PEPに基づいて付与されたパフォーマンス・シェアの形で受領した。各パフォーマンス・シェアは、目標とする経済的利益（以下「EP」という。）及び株主総利回り（以下「TSR」という。）の達成状況に応じて、権利確定時に、ゼロ株から2株までのUBS株式を受け取ることができるという条件付権利である。PEP報奨は、3年経過後に権利が全て確定する。EPとは、リスク資本に係るコストを計算上含めたりリスク調整後の利益尺度である。TSRとは、UBSの株主に対するリターン（株価の上昇益及び配当金）の合計で測定され、銀行株価指数の構成銘柄と比較される。権利の確定は、UBS AGとの継続雇用が条件となる。報酬費用は、付与日から、従業員の権利確定日又は退職給付の受給要件を満たした日のうちいずれか早い時点までの期間にわたり段階的に認識される。2012年、2013年及び2014年の業績年度に関して付与されたPEP報奨はなかった。

インベストメント・バンクの2012年特別制度報奨プログラム（以下「SPAP」という。）：2012年4月、インベストメント・バンクの一部のマネージング・ディレクター及びグループ・マネージング・ディレクターに対し、UBS株式の報奨が付与された。当該報奨は付与から3年経過後に権利が確定する。権利の確定には、業績条件、UBS AGとの継続雇用及び他の一定の条件が付与されている。特別制度報奨の権利の確定には、達成されたリスク加重資産の削減レベル、並びに2012年度、2013年度及び2014年度のインベストメント・バンクの平均リスク加重資産利益率に基づく業績条件が付与されている。報酬費用は、付与日から、従業員の権利確定日又は退職給付の受給要件を満たした日のうちいずれか早い時点までの期間にわたり認識される。

役職ベース給（以下「RBA」という。）：市場慣行に従い、特定の国の従業員は、基本給に加えて役職ベース給を受け取る権利を有する。この手当は特定の役職の市場価値を反映するものであり、当該従業員がかかる役職に従事する限りにおいて支払われる。本手当は、12月に支払われる現金部分と、該当する場合、UBSの概念上の繰延株式報奨から成る。繰延部分は、第2年度と第3年度でそれぞれ均等に権利が確定する。報酬費用は、当該従業員が付与日に退職給付の受給要件を満たしている場合は当該業績年度に認識され、それ以外の場合は、付与日から権利確定日又は当該従業員の退職給付の受給要件を満たした日のいずれか早い時点までの期間にわたり認識される。

#### 強制的な繰延現金報酬制度

繰延条件付資本制度（以下「DCCP」という。）：DCCPは、報酬総額が一定の基準を超える全ての従業員を対象とした、強制的な業績報奨繰延制度である。2015年1月までに付与された報奨については、従業員は、年間インセンティブの一部を概念上の社債（権利確定時に現金で支払を受ける権利）の形で受領した。2014年の業績年度（2015年度に付与）に対して付与された報奨については、従業員は、概念上のその他Tier 1（以下「AT1」という。）証券を受け取る。当該報奨は、UBSグループAG（連結ベース）の裁量で現金支払い又は市場性のあるAT1証券（永久債）のいずれかの形で決済が可能である。報奨は付与から5年経過後に全額で権利が確定し、トリガー事由がないことを条件とする。DCCPに基づき付与された報奨は、UBSグループAGの連結ベースのフェーズ・インのTier 1自己資本比率が、GEBメンバーについては10%、他の全従業員については7%を下回った場合に失効する。さらに、報奨が失効するケースとして、存続事由が発生した場合、すなわち、FINMAがUBSグループAGに対し、UBSグループAG（連結ベース）の支払不能、破産もしくは不履行を回避するためにDCCPを減額しなければならない旨を書面で通知するか、又はかかる事由を回避するのに必要な特別支援の確約をUBSグループAG（連結ベース）が公共部門から受ける場合がある。GEBのメンバーについては、追加の業績条件が適用される。UBSグループAG（連結ベース）が権利確定期間中のいずれかの年度で調整後税引前利益を達成できない場合、GEBのメンバーは、不足の発生した各事業年度において当該報奨の20%を喪失する。2015年1月までに付与された報奨については、当行に調整後税引前利益が発生した業績年度につき、当該報奨に係る利息が年に1回支払われる。2015年度に付与された、2014年の業績年度の報奨については、5年経過後に権利が確定する報奨に対して任意の利息が年に1回支払われる場合がある。当該報奨は、標準的な失効規定及び加害行為規定の対象となる（自己都合によるUBS AGとの雇用の終了を含む。）。報酬費用は、従業員が付与日に退職給付の受給要件を満たしている場合には業績年度に認識される。満たしていない場合には、報酬費用は、付与日から、従業員の権利確定日又は退職給付の受給要件を満たす日のうちいずれか早い時点までの期間にわたり認識される。

長期繰延保有優先インセンティブ制度（以下「LTDRSIS」という。）：LTDRSISに基づいて付与された報奨は、オーストラリアの従業員に付与され、オーストラリアの事業の収益性に基づく利益の分配額を表す。報奨は3年経過後に確定するが、権利確定の前年（暦年）に事業が損失を出した場合には、支払予定額のうち未払分について減額されることを認める契約を含んでいる。当該報奨は、通常自己都合によりUBS AGとの雇を終了した時点で失効可能となる。報酬費用は、従業員が付与日に退職給付の受給要件を満たしている場合には業績年度に認識される。満たしていない場合には、報酬費用は、付与日から、従業員の権利確定日又は退職給付の受給要件を満たす日のうちいずれか早い時点までの期間にわたり比例して認識される。

グローバル・アセット・マネジメントの株式所有制度：従業員の報酬と管理するファンドのパフォーマンスを整合させるため、2012年度以降、EOP報奨を受領するグローバル・アセット・マネジメントの従業員は、現金決済型の概念上のファンドの形で当該報奨を受領する。その金額は、基礎となるグローバル・アセット・マネジメントの関連ファンドの権利確定時の価額によって決定する。過年度においては、グローバル・アセット・マネジメントの一部の従業員はEOP報奨を株式と現金決済型の概念上のファンドの組み合わせで受領しており、その金額は、基礎となるグローバル・アセット・マネジメントのファンドの権利確定時の価額による。当該報奨に対する権利は特に、通常、UBS AGにおける雇を自己都合で終了した時点で失効可能となる。報酬費用は、従業員が付与日に当該退職給付の受給要件を満たしている場合には、当該業績年度に認識される。それ以外は、報酬費用は、付与日から、従業員の権利確定日又は退職給付の受給要件を満たす日のうちいずれか早い時点までの期間にわたり段階的に認識される。

#### ウェルス・マネジメント・アメリカズのファイナンシャル・アドバイザーの報酬

ファイナンシャル・アドバイザーの報酬制度は通常、主に定式に基づき、事業活動の水準に比例して変動する現金支払い及び繰延報奨を提供する。

UBS AGはまた、主に採用のインセンティブとして、並びに一定の適格な現役ファイナンシャル・アドバイザーが特定の収益成果及びその他の業績基準を達成するためのインセンティブとして、一定の新規のファイナンシャル・アドバイザーと報酬契約を締結する場合がある。当該報酬は、継続雇用の期間に稼得されて従業員に支払われる場合があるが、一定の状況において失効することがある。

グロースプラスは、2010年から2017年の間の収益成果及び勤務期間が規定の基準を超える特定の適格ファイナンシャル・アドバイザーのためのプログラムである。報酬契約は2010年度及び2011年度に付与され、2015年度及び2018年度に付与される可能性がある。当該報奨は付与から7年間にわたって比例して権利が確定するが、2018年度の契約に関しては5年間にわたって権利が確定する。

パートナープラスは、一定の適格ファイナンシャル・アドバイザーのための強制的な繰延現金報酬制度である。報奨（UBS AGによる会社の拠出金）は業績年度の規定の定式に基づいている。加入者は、給与の一定割合を上限として、本来は当該年度に支払われるべき金額を任意で追加拠出することもできる。この追加金額分は、拠出時に権利が確定する。会社の拠出金及び任意の拠出金は、制度の条件に従って利息が生じる。加入者

は、利息を得るのではなく、任意の拠出金として受け取ることを選択することができる。当該拠出金には、権利確定した会社の拠出金とともに様々なミューチュアル・ファンドの実績を基準とした概念上の利益が生じる。会社の拠出金並びに会社の拠出金及び任意の拠出金の両方に係る利息は、付与日後の6年から10年間に20%ずつ定率で権利が確定する。会社の拠出金並びに会社の拠出金及び任意の拠出金の両方に係る利息/概念上の利益、は一定の状況において失効する。報奨に係る報酬費用は、従業員が付与日に退職給付の受給要件を満たしている場合には業績年度に認識される。満たしていない場合には、報奨に係る報酬費用は、業績年度から、従業員の権利確定日又は退職給付の受給要件を満たす日のうちいずれか早い時点までの期間にわたり比例して認識される。任意の拠出金に係る報酬費用は、繰延年度に認識される。

#### 裁量的な株式報酬制度

主要従業員株式増価受益権制度（以下「KESAP」という。）及び主要従業員株式オプション制度（以下「KESOP」という。）：2009年度まで、主要従業員及び有能な従業員に対して、裁量的に株式で決済される株式増価受益権（以下「SAR」という。）又はUBSのオプションが付与されていた。その行使価格は、SAR又はオプション付与日のUBS株式の公正市場価値以上であった。SARは、付与日と行使日との間のUBS株式の市場価格の増価分に相当する数量でUBS株式を受領する権利を、従業員に付与するものである。1オプションで、UBSの登録株式1株をオプション行使価格で取得する権利が与えられる。SAR及びオプションは、法的理由により禁止されている国を除き、UBS株式の交付により決済される。本報奨は通常、UBS AGにおける雇用が終了した時点で失効可能となる。報酬費用は、付与日から、従業員の権利確定日又は退職給付の受給要件を満たす日のうちいずれか早い時点までの期間にわたり認識される。2009年度以降、オプション及びSAR報奨のいずれも付与されていない。

#### 任意の株式報酬制度

株式プラス制度（以下「株式プラス」という。）：株式プラスは、任意の制度で、適格従業員に対して、UBS株式を市場価値で購入し、年間の上限までは、3株購入ごとに概念上のUBS株式1株を追加費用なしに無償で受け取ることができる機会を与えている。業績報奨から年1回株式を購入する、及び/又は給与からの定額控除により毎月1回、株式を購入することができる。株式プラスに基づき購入した株式は、購入後最長3年間は売却が制限されている。株式プラス報奨は最長で3年後に権利が確定する。2010年度より前では、加入者は、この制度に基づき株式1株を購入するごとに、概念上の株式でなく、UBSのオプション2個を受領していた。当該オプションには、オプション付与日におけるUBS株式の公正市場価値に等しい行使価格が設定されるとともに、2年間の権利確定期間が設定され、オプションは通常付与日から10年で失効していた。オプションは所定の状況において失効する可能性があり、法的理由により禁止されている国を除き、UBS株式の交付により決済される。株式プラスの報酬費用は、付与日から、従業員の権利確定日又は退職給付の受給要件を満たす日のうちいずれか早い時点までの期間にわたり認識される。2014年4月以降に付与された報奨については、従業員は配当相当額（概念上の株式及び/又は現金で支払われる場合がある。）を受け取る権利を有する。

### b) 損益計算書への影響

#### 当事業年度及び将来の期間における損益計算書への影響

以下の表は、2014年12月31日終了事業年度に認識された報酬費用、及び2015年度以降の損益計算書に費用として認識される予定の繰延報酬費用について要約したものである。表中の繰延報酬費用には、主に2015年2月に付与された権利確定済及び権利未確定の報奨も含まれている。これは、2014年の業績年度に関連している。

#### 人件費 - 認識及び繰延<sup>1</sup>

単位：百万スイス・フラン	2014年度人件費		2015年度以降に繰り延べられた人件費			
	2014年度の報奨に関連する費用	過年度の報奨に関連する費用	合計	2014年度の報奨に関連	過年度の報奨に関連	合計
<b>業績報奨</b>						
現金による業績報奨	1,822	(108)	1,714	0	0	0
繰延条件付資本制度（DCCP）	155	194	349	312	386	698
繰延現金制度（DCP及びその他の現金制度）	0	12	12	0	8	8
株式所有制度（EOP/SEEOP） - UBS株式	215	444	659	459	367	826
インセンティブ・パフォーマンス制度（IPP）	0	21	21	0	0	0
UBS株式制度合計	215	465	680	459	367	826
株式所有制度（EOP） - 概念上のファンド	24	41	65	36	33	69
<b>業績報奨合計</b>	<b>2,216</b>	<b>604</b>	<b>2,820</b>	<b>807</b>	<b>794</b>	<b>1,601</b>
<b>変動報酬</b>						

変動報酬 - その他	260	206	466 <sup>2</sup>	307 <sup>3</sup>	340 <sup>4</sup>	647
ファイナンシャル・アドバイザー報酬 - 現金支払額	2,396	0	2,396	0	0	0
採用したファイナンシャル・アドバイザーとの報酬コミットメント	39	636	675	524	2,058	2,582
グロースプラス及びその他の繰延制度	81	153	234	189	528	717
UBS株式制度	23	57	80	41	143	184
ウェルス・マネジメント・アメリカズ：ファイナンシャル・						
アドバイザー報酬 <sup>5</sup>	2,539	846	3,385	754	2,729	3,483
<b>合計</b>	<b>5,015</b>	<b>1,656</b>	<b>6,671</b>	<b>1,868</b>	<b>3,863</b>	<b>5,731</b>

<sup>1</sup> 2014年12月31日終了事業年度に認識された株式に基づく人件費の総額は999百万スイス・フランであり、その内訳は、UBS株式制度800百万スイス・フラン、株式所有制度 - 概念上のファンド65百万スイス・フラン、関連する社会保険料41百万スイス・フラン及びその他の報酬制度（変動報酬 - その他に報告されている。）93百万スイス・フランであった。<sup>2</sup> 代替支払額81百万スイス・フラン（内、70百万スイス・フランは過年度に関連）、失効による貸方計上額70百万スイス・フラン（全額が過年度に関連）、退職金162百万スイス・フラン（全額が当期に関連）並びに雇用継続制度及びその他の支払金292百万スイス・フラン（内、206百万スイス・フランは過年度に関連）が含まれている。<sup>3</sup> 2014年度DCCP報奨（2015年度に付与）に係るDCCP利息費用121百万スイス・フランが含まれている。<sup>4</sup> 2013年度及び2012年度DCCP報奨（2014年度及び2013年度に付与）に係るDCCP利息費用161百万スイス・フランが含まれている。<sup>5</sup> ファイナンシャル・アドバイザー報酬は、ファイナンシャル・アドバイザーが貢献した収益で報酬対象部分に直接基づいたグリッドベースの報酬、並びにファイナンシャル・アドバイザーの生産性、在職期間、資産及びその他の変数を基に算定された追加的な報酬から構成されている。これには、採用時にファイナンシャル・アドバイザーと締結した報酬コミットメントに関連する費用（権利確定条件の対象となっている。）が含まれている。繰延費用として反映されている金額は、貸借対照表日現在の繰り延べられた最大エクスポージャーを表す。

人件費 - 認識及び繰延<sup>1</sup>

	2013年度人件費			2014年度以降に繰り延べられた人件費		
	2013年度の報 奨に関連する 費用	過年度の 報奨に関連 する費用	合計	2013年度の報 奨に関連	過年度の 報奨に関連	合計
単位：百万スイス・フラン						
<b>業績報奨</b>						
現金による業績報奨	1,942	(30)	1,912	0	0	0
繰延条件付資本制度（DCCP）	152	96	248	348	230	578
繰延現金制度（DCP及びその他の現金制度）	2	53	55	7	12	19
株式所有制度（EOP/SEEOP） - UBS株式	190	466	656	520	307	827
業績連動型株式制度（PEP）	0	3	3	0	0	0
インセンティブ・パフォーマンス制度（IPP）	0	33	33	0	21	21
UBS株式制度合計	190	502	692	520	328	848
株式所有制度（EOP） - 概念上のファンド	19	60	79	37	36	73
<b>業績報奨合計</b>	<b>2,305</b>	<b>681</b>	<b>2,986</b>	<b>912</b>	<b>606</b>	<b>1,518</b>
<b>変動報酬</b>						
変動報酬 - その他	152	136	288 <sup>2</sup>	340 <sup>3</sup>	398 <sup>4</sup>	738
ファイナンシャル・アドバイザー報酬 - 現金支払額	2,219	0	2,219	0	0	0
採用したファイナンシャル・アドバイザーとの 報酬コミットメント	33	605	638	440	2,098	2,538
グロースプラス及びその他の繰延制度	62	132	194	107	564	671
UBS株式制度	20	69	89	45	165	210
ウェルス・マネジメント・アメリカズ：ファイナンシャル・ アドバイザー報酬 <sup>5</sup>	2,334	806	3,140	592	2,827	3,419
<b>合計</b>	<b>4,791</b>	<b>1,623</b>	<b>6,414</b>	<b>1,844</b>	<b>3,831</b>	<b>5,675</b>

<sup>1</sup> 2013年12月31日終了事業年度に認識された株式に基づく人件費の総額は1,042百万スイス・フランであり、その内訳は、UBS株式制度787百万スイス・フラン、株式所有制度 - 概念上のファンド79百万スイス・フラン、関連する社会保険料65百万スイス・フラン及びその他の報酬制度（変動報酬 - その他に報告されている。）111百万スイス・フランであった。<sup>2</sup> 代替支払額78百万スイス・フラン（内、72百万スイス・フランは過年度に関連）、失効による貸方計上額146百万スイス・フラン（全額が過年度に関連）、退職金114百万スイス・フラン（全額が当期に関連）並びに雇用継続制度及びその他の支払金242百万スイス・フラン（内、210百万スイス・フランは過年度に関連）が含まれている。<sup>3</sup> 2013年度DCCP報奨（2014年度に付与）に係るDCCP利息費用101百万スイス・フランが含まれている。<sup>4</sup> 2012年度DCCP報奨（2013年度に付与）に係るDCCP利息費用109百万スイス・フランが含まれている。<sup>5</sup> ファイナンシャル・アドバイザー報酬は、ファイナンシャル・アドバイザーが貢献した収益で報酬対象部分に直接基づいたグリッドベースの報酬、並びにファイナンシャル・アドバイザーの生産性、在職期間、資産及びその他の変数を基に算定された追加的な報酬から構成されている。これには、採用時にファイナンシャル・アドバイザーと締結した報酬コミットメントに関連する費用（権利確定条件の対象となっている。）が含まれている。繰延費用として反映されている金額は、貸借対照表日現在の繰り延べられた最大エクスポージャーを表す。

2014年度及び2013年度において、UBS AGIは、リストラクチャリング・プログラムの影響を受けた従業員に関連した一定の繰延報酬契約に関する費用の認識を前倒した。制度規則の余剰人員規定に基づき、これらの従業員は繰延報酬報奨を保持するが、当該従業員は将来勤務の提供が要求されないことから、これらの報奨に関連した報酬費用は、短縮された勤務期間に基づき、解雇日までの期間に認識が前倒しされた。前倒しされ2014年度及び2013年度に株式に基づく支払報奨に関連して認識された金額は、それぞれ38百万スイス・フラン及び62百万スイス・フランであり、繰延現金報奨に関連した金額は、それぞれ29百万スイス・フラン及び9百万スイス・フランであった。

UBS AGIはさらに、繰延報酬報奨に関する双方で合意した解雇規定に従って一定の従業員に関する勤務期間を短縮した。費用の認識は、解雇日までの期間に前倒しされた。2014年度及び2013年度に株式に基づく支払報奨に関連して認識された金額は、それぞれ11百万スイス・フラン及び11百万スイス・フランであり、繰延現金報奨に関連した金額は、それぞれ8百万スイス・フラン及び3百万スイス・フランであった。

人件費 - 認識及び繰延<sup>1</sup>

	2012年度人件費			2013年度以降に繰り延べられた人件費		
	2012年度の報 奨に関連する 費用	過年度の 報奨に関連 する費用	合計	2012年度の報 奨に関連 合計	過年度の 報奨に関連 合計	合計
単位：百万スイス・フラン						
<b>業績報奨</b>						
現金による業績報奨	1,411	(38)	1,373	0	0	0
繰延条件付資本制度（DCCP）	145	0	145	361	0	361
繰延現金制度（CBP、DCP及びその他の現金制度）	5	149	154	10	87	97
株式所有制度（EOP/SEEOP） - UBS株式	135	995	1,130	383	495	878
業績連動型株式制度（PEP）	0	10	10	0	4	4
インセンティブ・パフォーマンス制度（IPP）	0	62	62	0	82	82
UBS株式制度合計	135	1,067	1,202	383	581	964
UBS株式オプション制度（KESAP/KESOP）	0	14	14	0	0	0
株式所有制度（EOP） - 概念上のファンド	28	84	112	20	46	66
<b>業績報奨合計</b>	<b>1,724</b>	<b>1,276</b>	<b>3,000</b>	<b>774</b>	<b>714</b>	<b>1,488</b>
<b>変動報酬</b>						
変動報酬 - その他	424	(57)	367 <sup>2</sup>	494 <sup>3</sup>	71	565
ファイナンシャル・アドバイザー報酬 - 現金支払額	1,957	0	1,957	0	0	0
採用したファイナンシャル・アドバイザーとの 報酬コミットメント	54	579	634	587	2,115	2,702
グロースプラス及びその他の繰延制度	54	129	183	54	620	674
UBS株式制度	21	78	99	66	216	282
ウェルス・マネジメント・アメリカズ：ファイナンシャル・ アドバイザー報酬 <sup>4</sup>	2,087	786	2,873	706	2,951	3,657
<b>合計</b>	<b>4,235</b>	<b>2,005</b>	<b>6,240</b>	<b>1,974</b>	<b>3,736</b>	<b>5,710</b>

<sup>1</sup> 2012年12月31日終了事業年度に認識された株式に基づく人件費の総額は1,584百万スイス・フランであり、その内訳は、UBS株式制度1,261百万スイス・フラン、UBS株式オプション制度14百万スイス・フラン、株式所有制度 - AIV 112百万スイス・フラン、関連する社会保険料89百万スイス・フラン及びその他の報酬制度（変動報酬 - その他に報告されている。）108百万スイス・フランであった。<sup>2</sup> 代替支払額109百万スイス・フラン（内、94百万スイス・フランは過年度）、失効による貸方計上額174百万スイス・フラン（過年度）、退職金303百万スイス・フラン（当期）並びに雇用継続制度及びその他の支払金128百万スイス・フラン（内、21百万スイス・フランは過年度）が含まれている。<sup>3</sup> DCCP利息費用137百万スイス・フランが含まれている。<sup>4</sup> ファイナンシャル・アドバイザー報酬は、ファイナンシャル・アドバイザーが貢献した収益で報酬対象部分に直接基づいたグリッドベースの報酬、並びにファイナンシャル・アドバイザーの生産性、在職期間、資産及びその他の変数を基に算定された追加的な報酬から構成されている。これには、採用時にファイナンシャル・アドバイザーと締結した報酬コミットメントに関連する費用（権利確定条件の対象となっている。）が含まれている。繰延費用として反映されている金額は、貸借対照表日現在の繰り延べられた最大エクスポージャーを表す。

強制的、裁量的及び任意の株式報酬制度（EOPに基づき付与された概念上のファンドを含む。）に関する追加の開示

2014年、2013年及び2012年12月31日終了事業年度に認識された株式に基づく人件費の総額は、それぞれ、999百万スイス・フラン、1,042百万スイス・フラン及び1,584百万スイス・フランであった。これには、過年度に発行された報奨に係る当期の費用、償却額及び関連する社会保険料、並びに報酬の条件において、従業員が将来勤務することが必要でない場合の、退職給付の受給要件を満たす従業員に付与された報酬に関する業績年度の費用が含まれる。

過年度に関連して2014年12月31日までに付与された権利未確定の株式に基づく報奨で、今後認識される予定の報酬費用総額は、634百万スイス・フランであり、加重平均残存期間1.9年にわたり人件費として計上される予定である。これには、UBS株式制度、株式所有制度（概念上のファンド）、その他の変動報酬制度及び株式プラス制度が含まれる。2014年度の表に含まれる繰延報酬合計額はこの金額とは異なるが、それは、繰延報酬の金額には、2014年の業績年度に関連して2015年2月に付与された権利未確定の報奨も含まれているためである。



2014年及び2013年12月31日終了事業年度に係る現金決済型株式報酬制度の加入者への実際の支払額（EOPに基づき発行された概念上のファンドとして付与された金額を含む。）は、それぞれ90百万スイス・フラン及び157百万スイス・フランであった。これらの制度に関連する負債の帳簿価額合計は、2014年12月31日時点で3百万スイス・フラン及び2013年12月31日時点で164百万スイス・フランであった。

### c) 当期中の増減

#### UBS株式及びパフォーマンス・シェア報奨

UBS株式及び概念上の株式報奨の増減は、以下の通りであった。

#### UBS株式報奨

	2014年度株式数	付与日における加重平均公正価値 (スイス・フラン)	2013年度株式数	付与日における加重平均公正価値 (スイス・フラン)
期首残高	186,633,491	15	249,059,529	15
当期株式付与	56,851,628	18	50,270,660	15
当期分配	(69,921,325)	16	(99,955,951)	15
当期失効	(6,859,017)	16	(12,740,747)	15
UBSグループAGへの譲渡	(166,704,777)	15		
期末残高	467,848	15	186,633,491	15
内、会計目的上権利確定した株式	26,946		48,096,537	

2014年及び2013年12月31日終了事業年度において法的に権利が確定し分配された（すなわち全ての条件が満たされた）株式の公正価値は、それぞれ1,269百万スイス・フラン及び1,398百万スイス・フランであった。

IPPに基づいて付与されたパフォーマンス・シェアの増減は、以下の通りである。

#### インセンティブ・パフォーマンス制度

	2014年	
	2014年度パフォーマンス・シェア数	付与日におけるIPPパフォーマンス・シェアの加重平均公正価値 <sup>1</sup> (スイス・フラン)
期首現在失効可能	13,151,023	22
当期権利確定	(240,064) <sup>2</sup>	22
当期失効	(168,791)	22
UBSグループAGへの譲渡	(12,742,168)	22
期末現在失効可能	0	
	2013年	
期首現在失効可能	14,231,831	22
当期権利確定	(8,690)	22
当期失効	(1,072,118)	22
期末現在失効可能	13,151,023 <sup>3</sup>	22
内、会計目的上権利確定したパフォーマンス・シェア	10,248,071	

<sup>1</sup> 加重平均公正価値には、適用される業績条件及び結果として想定される範囲が考慮されている。<sup>2</sup> 2014年度に分配されたUBS株式に対応する株式数は240,064株であった。2013年度の当該株式数は8,690株であった。<sup>3</sup> 2013年12月31日現在、交付可能なUBS株式数は、失効可能なパフォーマンス・シェア数に等しかった。

PEPに基づいて付与されたパフォーマンス・シェアの増減は、以下の通りである。

## 業績連動型株式制度

	2014年	
	2014年度 パフォーマンス ・シェア数	付与日におけるPEP パフォーマンス・ シェアの加重平均 公正価値 <sup>1</sup> (スイス・フラン)
期首現在失効可能	1,380,958	16
当期権利確定	(613,427) <sup>2</sup>	19
当期失効	0	19
UBSグループAGへの譲渡	(767,531)	13
期末現在失効可能	0	
	2013年	
期首現在失効可能	1,825,199	16
当期権利確定	(359,613)	16
当期失効	(84,628)	17
期末現在失効可能	1,380,958 <sup>3</sup>	16
内、会計目的上権利確定したパフォーマンス・シェア	1,041,901	

<sup>1</sup> 加重平均公正価値には、関連する業績条件及び結果として想定される範囲が考慮されている。<sup>2</sup> 2014年度に分配されたUBS株式に対応する株式数は245,371株であった。2013年度の当該株式数は186,999株であった。<sup>3</sup> 2013年12月31日現在、交付可能なUBS株式数は、適用される業績条件に基づき629,136株であった。

## UBSオプション報奨

オプション報奨の増減は、以下の通りであった。

### UBSオプション報奨

	2014年度 オプション数	加重平均行使価格 <sup>1</sup> (スイス・フラン)	2013年度 オプション数	加重平均行使価格 <sup>1</sup> (スイス・フラン)
期首残高	133,170,139	45	158,090,564	43
当期行使	(1,383,488)	13	(3,430,697)	12
当期失効	(71,376)	41	(177,272)	45
行使期限到来、未行使	(22,186,253)	48	(21,312,456)	36
UBSグループAGへの譲渡	(109,529,022)	45		
行使可能期末残高	0		133,170,139	45

<sup>1</sup> 上記の表における一部のオプションの行使価格は、米ドル建てであり、本表作成のために、年度末の直物為替相場によりスイス・フランに換算されている。

以下の表は、オプションの行使、付与及び本源的価値に関する追加情報を示している。

終了事業年度	2014年 12月31日	2013年 12月31日
行使されたオプションの加重平均株価(スイス・フラン)	18	17
当期に行使されたオプションの本源的価値(百万スイス・フラン)	7.5	17.5

## UBSのSAR報奨

SAR報奨の増減は、以下の通りである。

## UBSのSAR報奨

	2014年度SAR数	加重平均行使価格 (スイス・フラン)	2013年度SAR数	加重平均行使価格 (スイス・フラン)
期首残高	21,444,016	12	33,118,335	12
当期行使	(3,307,727)	11	(10,427,263)	11
当期失効	(14,500)	11	(57,500)	11
行使期限到来、未行使	(162,000)	12	(1,189,556)	33
UBSグループAGへの譲渡	(17,959,789)	12		
行使可能期末残高	0		21,444,016	12

以下の表は、SARの行使、付与及び本源的価値に関する追加情報を示している。

終了事業年度	2014年 12月31日	2013年 12月31日
行使されたSARの加重平均株価(スイス・フラン)	18	17
当期に行使されたSARの本源的価値(百万スイス・フラン)	21.0	57.0

## d) 評価

## UBS株式報奨

UBS AGは、付与日におけるスイス証券取引所でのUBS株式の平均株価に基づき、権利確定後の売却及びヘッジ制限、権利確定条件でない条件及び市況を適宜考慮して、報酬費用を測定している。権利確定後の売却及びヘッジ制限の対象となる株式報奨の公正価値は、権利確定後に制限を受ける期間を基に割り引かれ、譲渡制限期間に係るアット・ザ・マネーの状態にあるヨーロッパタイプのプット・オプションの購入原価が参照される。2014年度に付与された株式及びパフォーマンス・シェア報奨に対する加重平均割引額は、UBS株式の市場価格の約12.9%（2013年度：13.4%）に相当する。配当請求権のない概念上のUBS株式の付与日における公正価値についても、付与日から分配までの間に支払われる将来の予想配当額の現在価値が控除される。

## UBSオプション及びSAR報奨

オプション及びSARの公正価値は、標準的な閉式であるオプション評価モデルを用いて算定されている。各商品の予想残存期間は、株価、行使価格、権利確定期間及び当該商品の契約期間を考慮の上、従業員の権利行使に係る過去の行動パターンに基づき計算されている。ボラティリティの期間構造は、取引されているUBSオプションのインプライド・ボラティリティに、長期間観察された株価のヒストリカル・ボラティリティを加味して算定されている。将来の配当見込額は、取引されているUBSオプション又は過去の配当パターンから算定されている。2009年度以降、オプション及びSARのいずれも付与されていない。

## 注記30 子会社及び他の企業への関与

## a) 子会社への関与

UBS AGでは、重要な子会社を、個別に又は総体として、UBS AGの財政状態又は経営成績に大きく貢献する企業と定義する。この定義に用いられる基準には、子会社の資本とUBS AGの資産合計に対する当該子会社の寄与、IFRS第12号、スイスの規制及び米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）の規則に準拠した税引前利益／（損失）などが含まれる。

## 個別に重要な子会社

以下の表は、2014年12月31日現在のUBS AGの個別に重要な子会社の一覧である。別途記載のない限り、以下に記載した子会社の資本金は普通株式のみで構成され、その全株式をUBS AGが所有している。所有持分比率は、UBS AGが保有する議決権付株式数に等しい。各設立管轄地域が所在する国は通常、主要な事業所でもある。

## 2014年12月31日現在個別に重要な子会社

会社名	設立管轄地域	主要事業部門	資本金 単位：百万	累積持分比率 (%)
UBS Americas Inc.	Wilmington, Delaware, USA	インベストメント・バンク	USD 0.0	100.0
UBS Bank USA	Salt Lake City, Utah, USA	ウェルス・マネジメント・アメリカズ	USD 0.0	100.0
UBS Financial Services Inc.	Wilmington, Delaware, USA	ウェルス・マネジメント・アメリカズ	USD 0.0	100.0
UBS Limited	London, United Kingdom	インベストメント・バンク	GBP 226.6	100.0
UBS Securities LLC	Wilmington, Delaware, USA	インベストメント・バンク	USD 1,283.1 <sup>1</sup>	100.0

<sup>1</sup> 主にUBS Americas Inc.が保有する無議決権優先株式から成る。

UBS Limited及びUBS Americas Inc.は、UBS AGの完全子会社である。UBS Bank USA及びUBS Financial Services Inc.はUBS Americas Inc.の完全子会社である。UBS Securities LLCの30%をUBS AG、70%をUBS Americas Inc.が保有している（優先株式考慮後）。

## その他の子会社

以下の表に一覧表示したその他の子会社は、個別には重要ではないが、当グループの資産合計及び合算した税引前利益の基準を超えることから、米国SECが設定した要求事項に従って選択された企業である。

### 2014年12月31日現在のその他の子会社

会社名	設立管轄地域	主たる事業部門	資本金 単位：百万	累積持分比率 (%)
Topcard Service AG	Glattbrugg, Switzerland	リテール&コーポレート	CHF 0.2	100.0
UBS (Italia) SpA	Milan, Italy	ウェルス・マネジメント	EUR 95.0	100.0
UBS Italia SIM SpA	Milan, Italy	インベストメント・バンク	EUR 15.1	100.0
UBS (Luxembourg) S.A.	Luxembourg, Luxembourg	ウェルス・マネジメント	CHF 150.0	100.0
UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	Wilmington, Delaware, USA	グローバル・アセット・マネジメン ト	USD 0.1	100.0
UBS Australia Holdings Pty Ltd	Sydney, Australia	インベストメント・バンク	AUD 46.7	100.0
UBS Beteiligungs-GmbH & Co. KG	Frankfurt, Germany	ウェルス・マネジメント	EUR 568.8	100.0
UBS Card Center AG	Glattbrugg, Switzerland	リテール&コーポレート	CHF 0.1	100.0
UBS Credit Corp.	Wilmington, Delaware, USA	ウェルス・マネジメント・アメリカ ズ	USD 0.0	100.0
UBS Deutschland AG	Frankfurt, Germany	ウェルス・マネジメント	EUR 176.0	100.0
UBS Fund Advisor, L.L.C.	Wilmington, Delaware, USA	ウェルス・マネジメント・アメリカ ズ	USD 0.0	100.0
UBS Fund Management (Switzerland) AG	Basel, Switzerland	グローバル・アセット・マネジメン ト	CHF 1.0	100.0
UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.	Luxembourg, Luxembourg	グローバル・アセット・マネジメン ト	EUR 13.0	100.0
UBS Fund Services (Cayman) Ltd	George Town, Cayman Islands	グローバル・アセット・マネジメン ト	USD 5.6	100.0
UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	Wilmington, Delaware, USA	グローバル・アセット・マネジメン ト	USD 0.0	100.0
UBS Global Asset Management (Japan) Ltd	Tokyo, Japan	グローバル・アセット・マネジメン ト	JPY 2,200.0	100.0
UBS Global Asset Management (Singapore) Ltd	Singapore, Singapore	グローバル・アセット・マネジメン ト	SGD 4.0	100.0
UBS Loan Finance LLC	Wilmington, Delaware, USA	インベストメント・バンク	USD 0.1	100.0
UBS O'Connor LLC	Dover, Delaware, USA	グローバル・アセット・マネジメン ト	USD 1.0	100.0
UBS Real Estate Securities Inc.	Wilmington, Delaware, USA	インベストメント・バンク	USD 0.0	100.0
UBS Realty Investors LLC	Boston, Massachusetts, USA	グローバル・アセット・マネジメン ト	USD 9.0	100.0
UBS Securities (Thailand) Ltd	Bangkok, Thailand	インベストメント・バンク	THB 500.0	100.0
UBS Securities Australia Ltd	Sydney, Australia	インベストメント・バンク	AUD 0.3 <sup>1</sup>	100.0
UBS Securities Canada Inc.	Toronto, Canada	インベストメント・バンク	CAD 10.0	100.0
UBS Securities España Sociedad de Valores SA	Madrid, Spain	インベストメント・バンク	EUR 15.0	100.0
UBS Securities India Private Limited	Mumbai, India	インベストメント・バンク	INR 140.0	100.0
UBS Securities Japan Co., Ltd	Tokyo, Japan	インベストメント・バンク	JPY 46,450.0	100.0
UBS Securities Pte. Ltd	Singapore, Singapore	インベストメント・バンク	SGD 420.4	100.0
UBS Services LLC	Wilmington, Delaware, USA	インベストメント・バンク	USD 0.0	100.0
UBS Trust Company of Puerto Rico	Hato Rey, Puerto Rico	ウェルス・マネジメント・アメリカ ズ	USD 0.1	100.0

<sup>1</sup> 償還可能優先株式に関する概念上の金額を含む。

## 連結範囲の変更

2014年度において重要な連結範囲の変更はなかった。

## 非支配持分

2014年12月31日及び2013年12月31日現在、非支配持分はUBS AGにとって重要ではなかった。さらに両日現在、非支配持分の防衛的権利により、UBS AGがUBS AGの資産にアクセスし使用する能力、及び負債を決済する能力に重要な制約はなかった。

詳細については「持分変動計算書」を参照。

#### 連結ストラクチャード・エンティティ

UBS AGは、ストラクチャード・エンティティ（以下「SE」という。）の関連性のある活動に対するパワーを有している場合、変動リターンへのエクスポージャーを有している場合、及びそのパワーを当該リターンに影響を及ぼすように行使する能力を有している場合に当該SEを連結する。連結SEには、特定の投資信託、証券化ビークル及び顧客投資ビークルが含まれる。UBS AGの個別に重要な子会社の中にSEはない。

投資信託SEは通常、UBS AGの意思決定権を伴うその総エクスポージャーが、本人として当該パワーを行使する能力を示唆する場合に連結される。一般的にUBS AGはファンド・マネジャーとして意思決定権を有し、管理報酬を稼得するとともに、ファンド開始時にシード資金を供給するか又はファンドのユニットの相当割合を保有することになる。他の投資家に意思決定者としてのUBS AGを解任する実質的な権限がない場合、UBS AGは当該ファンドを支配しているとみなされ、連結を行う。

証券化SEは通常、UBS AGが、当該SEが発行した資産担保証券の相当割合を保有し、資産ポートフォリオのサービサーを任意に解任する権限を有する場合に連結される。

顧客投資SEは通常、UBS AGが当該SEに対する実質的な清算権又は当該SEが保有する資産に対する意思決定権を有し、当該SEと行ったデリバティブ取引又は当該SEが発行した債券の保有を通じて変動リターンへのエクスポージャーを有する場合に連結される。

2014年度及び2013年度において、UBS AGは、連結SEに財務的支援を行う必要が生じる可能性のある契約上の義務を負っていない。さらに、UBS AGは、UBS AGが契約上支援を行う義務がない場合に、連結SEに対して支援（財務的支援又はそれ以外の支援）を行わなかった。また、UBS AGには将来においても支援を行う意図はない。加えて、UBS AGは、過年度に連結されていないが当報告期間に支配するに至ったSEに対して支援（財務的支援又はそれ以外の支援）を行わなかった。

#### b) 関連会社及びジョイント・ベンチャーへの関与

2014年及び2013年12月31日現在、UBS AGにとって個別に重要な関連会社又はジョイント・ベンチャーはなかった。さらに、関連会社又はジョイント・ベンチャーが現金配当の形式でUBS AGもしくはその子会社に資金を移転する、又は貸付金もしくは前渡金を返済する能力に重要な制約はなかった。UBS AGの関連会社又はジョイント・ベンチャーに関する公表市場価格はなかった。

#### 関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する投資

単位：百万スイス・フラン	2014年 12月31日	2013年 12月31日
期首帳簿価額	842	858
取得	1	0
処分	(2)	(2)
包括利益に対する持分	103	59
内、純利益に対する持分 <sup>1</sup>	94	49
内、その他の包括利益に対する持分 <sup>2</sup>	9	10
受取配当金	(54)	(69)
為替換算調整	38	(4)
<b>期末帳簿価額</b>	<b>927</b>	<b>842</b>
内、関連会社	900	815
内、UBS Securities Co. Limited, Beijing <sup>3</sup>	404	369
内、SIX Group AG, Zurich <sup>4</sup>	406	367
内、その他の関連会社	90	78
内、ジョイント・ベンチャー	27	27

<sup>1</sup> 2014年度の内訳は、関連会社83百万スイス・フラン、ジョイント・ベンチャー11百万スイス・フランである。2013年度の内訳は、関連会社37百万スイス・フラン、ジョイント・ベンチャー12百万スイス・フランである。<sup>2</sup> 2014年度の内訳は、関連会社8百万スイス・フラン、ジョイント・ベンチャー0.1百万スイス・フランである。2013年度の内訳は、関連会社9百万スイス・フラン、ジョイント・ベンチャー1

百万スイス・フランである。<sup>3</sup> UBS AGの持分比率は20.0%である。<sup>4</sup> UBS AGの持分比率は17.3%であり、UBS AGは取締役会の役員を務める。

### c) 非連結のストラクチャード・エンティティへの関与

2014年度中に、UBS AGは、様々なSEの設立のスポンサーとなり、スポンサーとなっていない複数のSE（証券化ビークル、顧客ビークル及び特定の投資信託等）とも相互に連携している。UBSは当該SEを支配していないため、2014年12月31日現在、連結していない。

SEの性質、目的、活動及び財務構造に関する詳細については、注記1 a)の3の項を参照。

以下の表は、2014年12月31日現在におけるUBS AGの非連結のSEへの関与及び損失に対する最大エクスポージャーを示している。さらに、2014年12月31日現在、UBS AGが関与を有するSEの保有資産合計額も表示されている。ただし、第三者がスポンサーとなっている投資信託は例外で、2014年12月31日現在のUBS AGの持分の帳簿価額が開示されている。

### 非連結のストラクチャード・エンティティへの関与

2014年12月31日					
単位：百万スイス・フラン その他の記載がある場合を除く	証券化 ビークル	顧客 ビークル	投資信託	合計	損失に対する 最大エク スポージャー <sup>1</sup>
トレーディング・ポートフォリオ資産	1,955	676	8,079	10,711	10,711
再調達価額 - 借方	26	83	2	111	111
公正価値での測定を指定された金融資産		115 <sup>2</sup>	102	217	2,422
貸出金	466	40	206	712	712
売却可能金融投資		4,029	94	4,123	4,123
その他の資産		52 <sup>2</sup>		52	1,248
<b>資産合計</b>	<b>2,447<sup>3</sup></b>	<b>4,996</b>	<b>8,482</b>	<b>15,925</b>	
再調達価額 - 貸方	245 <sup>4</sup>	27	75	347	21
<b>負債合計</b>	<b>245<sup>5</sup></b>	<b>27</b>	<b>75</b>	<b>347</b>	
<b>UBS AGが関与を有する非連結の ストラクチャード・エンティティの保有資産 (十億スイス・フラン)</b>	<b>355<sup>6</sup></b>	<b>113<sup>7</sup></b>	<b>304<sup>8</sup></b>		

2013年12月31日					
単位：百万スイス・フラン その他の記載がある場合を除く	証券化 ビークル	顧客 ビークル	投資信託	合計	損失に対する 最大エク スポージャー <sup>1</sup>
トレーディング・ポートフォリオ資産	3,298	544	6,509	10,350	10,350
再調達価額 - 借方	26	16	0	42	42
公正価値での測定を指定された金融資産		124 <sup>2</sup>	91	215	2,449
貸出金	1,878		366	2,244	2,244
売却可能金融投資		4,020	77	4,096	4,096
その他の資産		53 <sup>2</sup>	6	58	933
<b>資産合計</b>	<b>5,202<sup>3</sup></b>	<b>4,756</b>	<b>7,048</b>	<b>17,005</b>	
再調達価額 - 貸方	1,263 <sup>4</sup>		0	1,263	16
<b>負債合計</b>	<b>1,263<sup>5</sup></b>		<b>0</b>	<b>1,263</b>	
<b>UBS AGが関与を有する非連結の ストラクチャード・エンティティの保有資産 (十億スイス・フラン)</b>	<b>390<sup>6</sup></b>	<b>96<sup>7</sup></b>	<b>266<sup>8</sup></b>		

<sup>1</sup> 開示の目的上、損失に対する最大エクスポージャーは、担保やその他の信用補完によるリスク低減効果を考慮していない。<sup>2</sup> それぞれ公正価値での測定を指定されたローン・コミットメント及び償却原価で保有するローン・コミットメントの帳簿価額である。これらの商品に係る損失に対する最大エクスポージャーは、想定元本に等しい。<sup>3</sup> 2014年12月31日現在、24億スイス・フランの内、22億スイス・フラン（すなわち、90%）は、コーポレート・センター 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオにより保有されている。2013年12月31日現在、52億スイス・フランの内、50億スイス・フラン（すなわち、96%）は、コーポレート・センター 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオにより保有されている。<sup>4</sup> クレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）とその他のスワップ負債から成る。CDSの損失に対する最大エクスポージャーは、マイナスの帳簿価額と想定元本の合計に等しい。その他のスワップ負債については、損失に対する最大エクスポージャーは報告されていない。<sup>5</sup> コーポレート・センター 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオにより全額保有されている。<sup>6</sup> 残存元本額である。<sup>7</sup> 資産合計の市場価額である。<sup>8</sup> UBS AGがスポンサーとなっている投資信託の純資産価値（2014年12月31



日：2,960億スイス・フラン、2013年12月31日：2,600億スイス・フラン）及びUBS AGがスポンサーとなっていない投資信託に対するUBS AGの持分の帳簿価額（2014年12月31日：80億スイス・フラン、2013年12月31日：70億スイス・フラン）である。

UBS AGは、非連結のSEへの関与を、直接投資、ファイナンス、保証、信用状、デリバティブという形式で、また運用契約を通じて保持又は購入している。

保持している関与について、損失に対するUBS AGの最大エクスポージャーは通常、SEに対するUBS AGの持分の帳簿価額と等しいが、保証、信用状及びクレジット・デリバティブの場合は、当該契約の想定元本をすでに発生した損失で調整した金額が、UBS AGのさらされる最大損失となる。加えて、トータル・リターン・スワップなど、再調達価額 - 借方に計上されるデリバティブのスワップの現在公正価値のみが、損失に対するUBS AGの最大エクスポージャーとして表示される。これらのスワップのリスク・エクスポージャーは、市場の動きに応じて、時の経過とともに変動する可能性がある。

上記の表に開示された、損失に対する最大エクスポージャーには、UBS AGのリスク管理活動（非連結のSEに内在するリスクを経済的にヘッジするためにUBS AGが活用する金融商品による効果や担保又はその他の信用補完によるリスク低減効果を含む。）が反映されていない。

2014年度及び2013年度において、UBS AGが契約上の義務を負わない場合、UBS AGは、非連結のSEに対して支援（財務的支援又はそれ以外の支援）を行わなかった。また、UBS AGは将来においても支援を行う意図はない。

2014年度及び2013年度において、非連結のSEへの関与から稼得した収益は主に、トレーディング収益純額に認識された未実現評価損益並びにUBS AGがスポンサーとなっているファンドから受領した受取報酬及び手数料に起因する。

#### 証券化ビークルへの関与

2014年12月31日及び2013年12月31日現在、UBS AGは、ファイナンス、引受業務、流通市場及びデリバティブ売買活動に関連して証券化ビークルへの関与を保持している。場合によっては、UBS AGは、他の当事者よりも前に非連結のSEから生じる損失を負担することが要求される。これは、UBS AGの関与が、所有持分構造において、他の企業よりも劣後しているためである。次の表は、2014年12月31日及び2013年12月31日現在のUBS AGの非連結証券化ビークルへの関与の概要並びに当該関与の相対的な順位及び外部の信用格付けを示したものである。

**UBS AGがSEのスポンサーとみなされる場合に関する詳細及びUBS AGが設立した証券化ビークルに関するUBS AGの会計方針については、注記1 aの3及び12の項を参照。**

#### 顧客ビークルへの関与

2014年12月31日及び2013年12月31日現在、UBS AGは、ファイナンス及びデリバティブ活動、また仕組商品の売出しのヘッジに関連して、UBS AG及び第三者がスポンサーとなっている顧客ビークルへの関与を保持している。これらの投資に含まれるものは、米国政府機関が保証する有価証券である。

#### 投資信託への関与

UBS AGは、主にシード投資の結果として、あるいは仕組商品の売出しをヘッジするために、複数の投資信託への関与を保有している。上記の表に開示された関与のほか、UBS AGは様々な投資信託プールの資産を運用し、ファンドの純資産価値及び/又はファンドのパフォーマンスに応じた報酬の全部又は一部を受け取っている。特定の報酬体系は、各種の市場要素に基づいており、ファンドの性質、設立管轄地、さらに顧客との交渉による報酬スケジュールを考慮に入れる。このような報酬契約は、UBS AGの投資家へのエクスポージャーを調整することから、ファンドへの関与を示し、事業体の業績による変動リターンを構成する。ファンドの構造に応じて、これらの報酬は、ファンドの資産及び/又は投資家から直接回収される場合がある。未収報酬は定期的に回収され、通常当該ファンドの資産を裏付けとしている。2014年12月31日現在及び2013年12月31日現在、UBS AGは、これらの関与から生じる損失に対する重要なエクスポージャーを有していない。

非連結証券化ピークルへの関与<sup>1</sup>

2014年12月31日

単位：百万スイス・フラン その他の記載がある場合を除く	住宅 モーゲージ 担保証券	商業用 モーゲージ 担保証券	その他の 資産担保 証券 <sup>2</sup>	再証券化 <sup>3</sup>	合計
<b>UBS AGがスポンサーとなっている証券化ピークル</b>					
シニア・トランシェに対する持分	0	59	1	389	450
内、投資適格格付け	0	59	1	381	442
内、投資適格未満の格付け					0
内、債務不履行				8	8
メザニン・トランシェに対する持分	1	16	0	6	22
内、投資適格格付け		7		6	13
内、投資適格未満の格付け				0	0
内、債務不履行	1	1			2
内、無格付け		8			8
ジュニア・トランシェに対する持分					0
<b>合計</b>	<b>1</b>	<b>75</b>	<b>1</b>	<b>395</b>	<b>472</b>
内、トレーディング・ポートフォリオ資産	1	75	1	14	91
内、貸出金				381	381
<b>UBS AGが関与を有するピークルの保有資産合計 (十億スイス・フラン)</b>	<b>1</b>	<b>14</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>20</b>
<b>UBS AGがスポンサーとなっていない証券化ピークル</b>					
シニア・トランシェに対する持分	376	293	454	207	1,329
内、投資適格格付け	369	286	452	205	1,313
内、投資適格未満の格付け	6	6	2	1	15
内、債務不履行	0			0	0
内、無格付け	0		0		0
メザニン・トランシェに対する持分	154	143	172	62	531
内、投資適格格付け	134	105	164	54	457
内、投資適格未満の格付け	15	37	8	8	69
内、債務不履行	5	1		0	5
内、無格付け		0			0
ジュニア・トランシェに対する持分	68	18	1	2	89
内、投資適格格付け	56	11			67
内、投資適格未満の格付け	4	6			10
内、債務不履行	0	0	1		1
内、無格付け	8	1		2	11
<b>合計</b>	<b>598</b>	<b>453</b>	<b>627</b>	<b>271</b>	<b>1,949</b>
内、トレーディング・ポートフォリオ資産	598	453	588	225	1,865
内、貸出金		0	39	46	85
<b>UBS AGが関与を有するピークルの保有資産合計 (十億スイス・フラン)</b>	<b>115</b>	<b>115</b>	<b>88</b>	<b>12</b>	<b>331</b>

<sup>1</sup> 本表には証券化ピークルとのデリバティブ取引は含まれてない。<sup>2</sup> クレジット・カード、自動車及び学生ローンを含む。<sup>3</sup> 債務担保証券を含む。

非連結証券化ピークルへの関与<sup>1</sup> (続き)

2013年12月31日

単位：百万スイス・フラン その他の記載がある場合を除く	住宅 モーゲージ 担保証券	商業用 モーゲージ 担保証券	その他の 資産担保 証券 <sup>2</sup>	再証券化 <sup>3</sup>	合計
<b>UBS AGがスポンサーとなっている証券化ピークル</b>					
シニア・トランシェに対する持分	24	103	96	627	849
内、投資適格格付け	23	103	90	624	839
内、投資適格未満の格付け				1	1
内、債務不履行			6	1	7
内、無格付け	1	0			1
メザニン・トランシェに対する持分	4	27	8	33	73
内、投資適格格付け		20	8	33	61
内、投資適格未満の格付け	4	6		0	10
内、債務不履行	0	1		0	2
ジュニア・トランシェに対する持分	0				0
<b>合計</b>	<b>28</b>	<b>130</b>	<b>104</b>	<b>660</b>	<b>922</b>
内、トレーディング・ポートフォリオ資産	28	130	57	21	237
内、貸出金			47	639	686
<b>UBS AGが関与を有するピークルの保有資産合計 (十億スイス・フラン)</b>	<b>1</b>	<b>26</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>32</b>
<b>UBS AGがスポンサーとなっていない証券化ピークル</b>					
シニア・トランシェに対する持分	391	745	1,263	449	2,848
内、投資適格格付け	332	575	1,112	412	2,431
内、投資適格未満の格付け	57	170	148	37	412
内、債務不履行	2		3	0	5
内、無格付け	0		0		0
メザニン・トランシェに対する持分	218	350	369	237	1,173
内、投資適格格付け	135	212	332	211	890
内、投資適格未満の格付け	79	133	23	25	260
内、債務不履行	5	5		0	10
内、無格付け	0	0	14		14
ジュニア・トランシェに対する持分	88	8	134	2	234
内、投資適格格付け	57	4	133		194
内、投資適格未満の格付け	21	4	1		26
内、債務不履行	0	0	0		1
内、無格付け	11			2	13
<b>合計</b>	<b>698</b>	<b>1,103</b>	<b>1,766</b>	<b>688</b>	<b>4,254</b>
内、トレーディング・ポートフォリオ資産	698	1,103	763	498	3,062
内、貸出金	0	0	1,002	190	1,192
<b>UBS AGが関与を有するピークルの保有資産合計 (十億スイス・フラン)</b>	<b>103</b>	<b>149</b>	<b>70</b>	<b>27</b>	<b>349</b>

<sup>1</sup> 本表には証券化ピークルとのデリバティブ取引は含まれてない。<sup>2</sup> クレジット・カード、自動車及び学生ローンを含む。<sup>3</sup> 債務担保証券を含む。

UBS AGが関与を有していないが、スポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティ

スポンサーとなっている複数のSEについて、UBS AGは、2014年12月31日現在及び2013年12月31日現在、関与を有していない。しかしながら、各報告期間において、UBS AGは資産を譲渡し、サービスを提供し、さらにスポンサーとなっているこれらのSEとの関与に該当しない金融商品を保有していたため、当該SEから生じた収益を稼得し、費用を負担した。以下の表は、2014年度中及び2013年度中にこれらのSEから直接稼得した収益及び発生した費用、並びに対応する資産情報を示している。本表には、リスク管理活動から稼得した収益及び発生した費用（UBS AGが非連結のSEと取引した商品を経済的にヘッジするために活用することが可能な金融商品から生じる収益及び費用など）は含まれていない。

#### 期末現在、UBS AGが関与を有していないが、スポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティ<sup>1</sup>

現在又は終了事業年度				
2014年12月31日				
単位：百万スイス・フラン その他の記載がある場合を除く	証券化 ビークル	顧客 ビークル	投資信託	合計
受取利息純額	6	(51)		(44)
受取報酬及び手数料純額			54	54
トレーディング収益純額	63	(158)	10	(85)
<b>収益合計</b>	<b>69</b>	<b>(208)</b>	<b>64</b>	<b>(75)</b>
<b>資産情報(十億スイス・フラン)</b>	<b>4<sup>2</sup></b>	<b>1<sup>3</sup></b>	<b>14<sup>4</sup></b>	

現在又は終了事業年度				
2013年12月31日				
単位：百万スイス・フラン その他の記載がある場合を除く	証券化 ビークル	顧客 ビークル	投資信託	合計
受取利息純額	1	(48)	(19)	(66)
受取報酬及び手数料純額			64	64
トレーディング収益純額	(271)	(368)	113	(525)
<b>収益合計</b>	<b>(270)</b>	<b>(416)</b>	<b>159</b>	<b>(527)</b>
<b>資産情報(十億スイス・フラン)</b>	<b>2<sup>2</sup></b>	<b>0<sup>3</sup></b>	<b>13<sup>4</sup></b>	

<sup>1</sup> 本表には、2014年12月31日及び2013年12月31日終了事業年度の優先証券保有者に帰属する利益それぞれ142百万スイス・フラン及び204百万スイス・フランは含まれていない。<sup>2</sup> 各証券化ビークルに譲渡された資産の額である。移転合計額の内、10億スイス・フラン（2013年12月31日：10億スイス・フラン）はUBS AGが移転し、30億スイス・フラン（2013年12月31日：10億スイス・フラン）は第三者が移転したものである。<sup>3</sup> 各顧客ビークルに移転された資産の合計額である。移転合計額の内、10億スイス・フラン（2013年12月31日：0億スイス・フラン）はUBS AGが移転し、10億スイス・フラン（2013年12月31日：0億スイス・フラン）は第三者が移転したものである。<sup>4</sup> 各投資信託の純資産価値の合計額である。

2014年度及び2013年度に、UBS AGは主に、UBS AGが関与を有していないが、スポンサーとなっているSEからの報酬を稼得し、トレーディング損失純額を負担した。報酬の大部分は、UBS AGがスポンサーとなって管理し、第三者が運用している投資信託から生じたものである。UBS AGは、積極的なマネジメント・サービスを提供していないことから、UBS AGはこれらの事業体の業績によるリスクにさらされておらず、従って当該事業体への関与を有しているとはみなされなかった。

一部のストラクチャーにおいて、管理目的の受取報酬は、投資家から直接回収される場合があるため、上記の表には含まれていない。

さらにUBS AGは、主にデリバティブ（金利スワップやUBS AGがプロテクションを購入しているクレジット・デリバティブなど）及び公正価値での測定を指定された金融負債から生じた未実現評価損益によるトレーディング損失純額が発生した。UBS AGは、事業体の業績による変動性を負担していないため、この負担は関与として認められない。純損失報告額には、UBS AGのリスク管理活動による経済的ヘッジやその他のリスク軽減効果を反映していない。

2014年度に、UBS AG及び第三者は、2014年度に設立され、UBS AGがスポンサーとなっている証券化ビークル及び顧客ビークルに合計60億スイス・フラン（2013年度：30億スイス・フラン）の資産を譲渡した。スポンサーとなっている投資信託については、投資家が投資を行うとともにポジションを買い戻したため、当期中に複数の譲渡が発生した。これらの移転と市場の変動によってファンド全体の規模が変動し、期末の純資産価値の合計額は140億スイス・フラン（2013年12月31日：130億スイス・フラン）となった。



## 注記31 企業結合

### 2014年度の企業結合

2014年度において完了した重要な企業結合はなかった。

### 2013年度の企業結合

2013年度において、UBS AGは、インベストメント・バンクに統合されたブラジルの金融サービス会社であるリンク・インベスティメントスの全議決権及び所有持分の取得を完了した。取得原価は90百万スイス・フランである。この内、55百万スイス・フランはのれん、21百万スイス・フランは無形資産（主に顧客関係）、14百万スイス・フランはその他の純資産に関連している。取得原価は、その35百万スイス・フランが現金支払額、55百万スイス・フランが繰延対価である。

## 注記32 組織変更

### UBSグループの持分会社であるUBSグループAGの設立

2014年度において、UBSグループの持分会社としてUBSグループAGが設立された。この変更は、公表済みの他の手段同様に、「大きすぎて潰せない」金融機関に対して策定中の規制要件に対応すべく、UBSグループの破綻処理の実現可能性を大幅に改善させることを目的としている。

UBSグループAGは、UBS AGの完全所有子会社として2014年6月10日に設立された。2014年9月29日にUBSグループAGは、UBSグループAGの登録株式を対価としてUBS AGの全発行済普通株式を1株対1株で取得するための公開買付を実施した。当該公開買付並びにその後のスイスや米国外各所での様々な株主及び銀行との1株対1株での相対取引により、UBSグループAGは2014年12月31日までにUBS AG株式の96.68%を取得し、UBSグループの持株会社兼UBS AGの親会社となった。

### リストラクチャリング費用

リストラクチャリング費用は、UBS AGの事業範囲又は当該事業の遂行方法を著しく変更する計画から生じる。リストラクチャリング費用は、かかる計画を実施するために必要な一時費用であり、退職手当及びその他の人件費関連費用、重複人員コスト、資産の減損及び加速償却費、契約解除料、コンサルティング料、並びに関連インフラ及びシステム費用が含まれる。これらの費用は、当該費用の根本的な性質に応じて損益計算書に表示されている。リストラクチャリング計画に関連する費用は、その性質が一時的なものであることから、また、業績をより精緻に表示するために、かかる費用を本注記に別途表示している。

### 各事業部門及びコーポレート・センターのリストラクチャリング費用純額

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2014年12月31日	2013年12月31日	2012年12月31日
ウェルス・マネジメント	185	178	26
ウェルス・マネジメント・アメリカズ	55	59	(1)
リテール&コーポレート	64	54	3
グローバル・アセット・マネジメント	50	43	20
インベストメント・バンク	261	210	273
コーポレート・センター	61	229	51
内、中核業務	30	(6)	(8)
内、非中核業務及びレガシー・ポートフォリオ	31	235	58
<b>リストラクチャリング費用純額合計</b>	<b>677</b>	<b>772</b>	<b>371</b>
内、人件費	327	156	358
内、一般管理費	319	548	0
内、有形固定資産の減価償却費及び減損	29	68	14
内、無形資産の償却費及び減損	2	0	0

人件費の区分別のリストラチャリング費用純額

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2014年12月31日	2013年12月31日	2012年12月31日
給与	145	65	64
変動報酬 - 業績報奨	35	(15)	115
変動報酬 - その他	138	88	247
契約社員給与	28	3	0
社会保険	4	5	(10)
年金及びその他の退職後給付制度	(29)	8	(56)
その他の人件費	6	3	(1)
<b>リストラチャリング費用純額合計：人件費</b>	<b>327</b>	<b>156</b>	<b>358</b>

一般管理費の区分別のリストラチャリング費用純額

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2014年12月31日	2013年12月31日	2012年12月31日
賃借料	49	35	(1)
ITその他の機器の使用料及び維持管理費	23	8	4
管理費	3	2	0
旅費及び交際費	11	4	0
専門家報酬	148	76	1
IT及びその他のサービスの外部委託費用	82	59	0
その他 <sup>1</sup>	2	364	(5)
<b>リストラチャリング費用純額合計：一般管理費</b>	<b>319</b>	<b>548</b>	<b>0</b>

<sup>1</sup> 主に不利な不動産リース契約から成る。



## 注記33 オペレーティング・リース及びファイナンス・リース

2014年度に、本注記を拡大してファイナンス・リース債権も対象とした。UBS AGが賃借人となるオペレーティング・リースとして分類されたリース契約に関する情報は注記33aに、UBS AGが賃貸人となるファイナンス・リースに関する情報は注記33bに記載されている。

## a) オペレーティング・リース契約

2014年12月31日現在、UBS AGは、主に銀行業務上使用する施設及び設備に関する多くの解約不能オペレーティング・リース契約を締結している。重要な施設のリースには、通常、価格指標に基づく賃料調整だけでなく一般のオフィス賃借市場状況に応じた更新オプション及びエスカレーション条項が含まれる。当行のリース契約は、変動リース料による支払条項及び購入選択権を含んでおらず、またUBS AGの配当金支払能力、借入による資金調達や追加リース契約締結に制限を加えていない。

施設及び設備の解約不能リースの最低契約債務は、以下の通りである。

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日
以下の年に認識される予定のオペレーティング・リース費用	
2015年	766
2016年	719
2017年	655
2018年	522
2019年	427
2020年以降	2,080
オペレーティング・リースの最低支払契約債務小計	5,170
控除：サブリース賃貸料契約債務	403
<b>オペレーティング・リースの最低支払契約債務純額</b>	<b>4,767</b>

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日	2013年12月31日	2012年12月31日
損益計算書に認識されたオペレーティング・リース費用総額	759	792	860
サブリース賃貸料	73	74	87
<b>損益計算書に認識されたオペレーティング・リース費用純額</b>	<b>686</b>	<b>718</b>	<b>773</b>

## b) ファイナンス・リース債権

UBS AGは、ファイナンス・リースにより様々な資産を第三者にリースしている。対象となる資産に含まれるのは、商用車、生産ライン、医療機器、建設機材及び航空機などである。各リースの終了時に、資産は第三者に売却されるか、又は再びリースされる場合がある。賃借人は実現した売却収入に関与することができる。リース料は、資産の購入費用（残存価額控除後）及び金融費用を賄うものである。

解約不能ファイナンス・リースの最低リース料受取額は、以下の表に表示されている。

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日		
	最低リース料総額	前受金融収益	現在価値
2015年	388	23	365
2016年から2019年	618	35	583
2020年以降	161	8	153
<b>合計</b>	<b>1,167</b>	<b>66</b>	<b>1,101</b>

2014年12月31日現在、保証額以外の残存価額が187百万スイス・フラン計上されており、回収不能な最低リース料受取額に対する引当金累計額は19百万スイス・フランであった。2014年度に変動リース料は受け取らなかった。

## 注記34 関連当事者

UBS AGでは、関連会社（UBS AGが重要な影響力を有している企業）、UBS AG従業員の福利厚生用の退職後給付制度、主要経営幹部、主要経営幹部の近親者、並びに主要経営幹部及び近親者が直接もしくは間接的に支配又は共同支配する企業を、関連当事者と定義する。主要経営幹部は、取締役会（以下「BoD」という。）及びグループ執行役員会（以下「GEB」という。）のメンバーとして定義される。

## a) 主要経営幹部に対する報酬

BoDの社外取締役以外のメンバーは経営者雇用契約を締結しており、退職時には年金給付を受ける。2014年度中に退任した者を含め、BoDの社外取締役以外のメンバー及びGEBのメンバーの報酬の総額は以下の表の通りである。

## 主要経営幹部に対する報酬

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日	2013年12月31日	2012年12月31日
基本給及びその他現金支給額	22 <sup>1</sup>	19	20
インセンティブ報奨 - 現金 <sup>2</sup>	8	10	0
DCCPに基づく年次のインセンティブ報奨	18	19	21
雇用主による退職給付制度への掛金	2	2	1
現物給付、追加給付（市場価額）	1	2	1
株式報酬 <sup>3</sup>	35	38	34
<b>合計</b>	<b>86</b>	<b>89</b>	<b>76</b>

<sup>1</sup> 2013年EU自己資本規制（CRD IV）に対応し、市場慣行に従って提供された役割ベース給を含む。<sup>2</sup> 即時現金及び繰延現金を含んでいる。

<sup>3</sup> 付与された株式に係る費用は、付与日に測定され、通常、5年間の権利確定期間にわたり配分される。2014年度、2013年度及び2012年度の株式報酬は全て、EOP報奨から構成されていた。

BoDの社外取締役は、UBSとの間で雇用契約も役務提供契約も締結していないため、BoDに対する役務の終了時に給付を受ける資格を有することにはならない。社外取締役としての役務提供に関して個人へ支払われた総額は、2014年度に7.1百万スイス・フラン、2013年度に7.6百万スイス・フラン及び2012年度に7.6百万スイス・フランであった。

## b) 主要経営幹部による株式保有

	2014年12月31日現在 <sup>1</sup>	2013年12月31日現在 <sup>1</sup>
持株参加制度でBoDの社外取締役以外のメンバー及びGEBのメンバーが保有する ストック・オプション数 <sup>2</sup>	1,738,598	2,865,603
BoDとGEBのメンバー及び当該メンバーとの緊密な関係者が保有する株式数 <sup>3</sup>	3,716,957	3,951,869

<sup>1</sup> 2014年12月31日現在、全てUBSグループAG株式及びUBSグループAG株式に係るオプションで構成されていた。2013年12月31日現在、全てUBS AG株式及びUBS AG株式に係るオプションで構成されていたが、2014年度中にUBSグループAG株式及びUBSグループAG株式に係るオプションに交換された。<sup>2</sup> 詳細な情報は注記29を参照。<sup>3</sup> 失効条件付変動報酬制度に基づき付与された株式は除く。

上記株式合計数のうち、2014年12月31日及び2013年12月31日現在それぞれ95,597株及び5,597株は、主要経営幹部の近親者が保有していた。2014年12月31日及び2013年12月31日現在、主要経営幹部又はその近親者が、直接もしくは間接的に支配又は共同支配する企業が保有している株式はなかった。詳細な情報は注記29を参照。2014年12月31日現在、BoD又はGEBのメンバーに、UBSグループAG株式の1%超を保有する実質株主はいない。

## c) 主要経営幹部に対する貸出金、前渡金及び住宅ローン

BoDの社外取締役以外のメンバー及びGEBのメンバーに対する貸出金、定額前渡金及び住宅ローンは、第三者に対して提供される条件（ただし、異なる信用リスクを調整したもの）に基づき、他の従業員に対して提供される場合と同一の条件により提供された。BoDの社外取締役に対しては、一般の市場条件に基づいて貸出金及び住宅ローンが提供される。

貸出金、前渡金及び住宅ローン残高の増減は、以下の通りである。

**主要経営幹部に対する貸出金、前渡金及び住宅ローン<sup>1</sup>**

単位：百万スイス・フラン	2014年	2013年
期首残高	20	19
増加	10	2
減少	(3)	(1)
期末残高	27	20

<sup>1</sup> 貸出金はUBS AGが供与したものである。全ての貸出金は担保付貸出金である。

**d) 主要経営幹部が支配する企業とのその他の関連当事者間取引**

2014年度及び2013年度において、UBS AGは、UBSの主要経営幹部又はその近親者が、直接もしくは間接的に支配又は共同支配する企業と、独立第三者間の取引条件で取引を行った。2014年度において、これらの企業にはImmo Heudorf AG（スイス）が含まれていた。2013年度において、これらの企業にはH21 Macro Fund Ltd（ケイマン諸島）、DKSH Holding Ltd.（スイス）及びImmo Heudorf AG（スイス）が含まれていた。

**その他の関連当事者間取引**

単位：百万スイス・フラン	2014年	2013年
期首残高	10	11
増加	0	0
減少	10	1
期末残高 <sup>1</sup>	0	10

<sup>1</sup> 貸出金から構成されている。

これら関連当事者とのその他の取引には、以下が含まれる。

単位：百万スイス・フラン	2014年	2013年
UBS AGに対して販売された商品及び提供されたサービス	0	0
UBS AGによるサービス提供に伴う受取報酬	0	2

**e) 関連会社及びジョイント・ベンチャーとの取引**

関連会社及びジョイント・ベンチャーとの取引は全て、独立第三者間の取引条件で行われた。

**関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する貸出金及び債権**

単位：百万スイス・フラン	2014年	2013年
期首帳簿価額残高	288	450
増加	313	2
減少	(1)	(163)
減損	(51)	0
為替換算調整	3	0
期末帳簿価額残高	552	288
内、無担保貸出金	539	271
貸倒引当金を含む	1	1

**関連会社及びジョイント・ベンチャーとのその他の取引**

現在又は終了事業年度

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日	2013年12月31日
商品及びサービスを受けた関連会社及びジョイント・ベンチャーへの支払い	169	163

関連会社及びジョイント・ベンチャーへのサービス提供に伴う受取報酬	1	2
関連会社及びジョイント・ベンチャーへのコミットメント及び偶発負債	2	2

関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資の概要については、注記30を参照。

#### f) UBSグループAGとUBSグループAGのその他の子会社との間の債権及び債務

単位：百万スイス・フラン		2014年12月31日
<b>債権</b>		
貸出金		227
その他の資産		80
<b>債務</b>		
顧客預り金		772
その他の負債		511

#### 注記35 投資資産及び純新規資金

##### 投資資産

投資資産は、投資目的でUBS AGが管理する、又はUBS AGに預けられている顧客資産の全てを含む。投資資産は、管理ファンド資産、管理機関投資家資産、一任勘定及びアドバイザー資産管理ポートフォリオ、信託預金、定期預金、貯蓄預金及び資産管理証券又は株式委託取引口座を含む。資金管理及び取引目的のために保有する法人顧客資産を含む、純粋な取引目的で保有する資産及び保管のみの資産は全て、投資資産から除かれる。これは、当グループは資産を管理するのみであり、かかる資産の投資方法について助言を提供しないためである。また担保可能でない資産（例、アート・コレクションなど）及び資金拠出又はトレーディング目的の第三者銀行からの預り金も除かれる。

一任資産は、UBS AGが投資方法を決定する顧客資産として定義される。その他の投資資産は、顧客が最終的にその資産の投資方法を決定する場合の資産である。1つの商品が、ある事業部門で生み出され、他の事業部門で販売される場合、その商品は投資管理を実施する事業部門と販売する事業部門の両方で計上される。これは、UBS AGの総投資資産内での二重計上となる。その理由は、両事業部門がそれぞれの顧客に個別にサービスを提供し、価値を付加し、収益を発生させているためである。

##### 純新規資金

期中の純新規資金とは、新規顧客及び既存顧客がUBS AGに預託した投資資産から、既存顧客及びUBS AGとの取引関係を終了した顧客が引き出した投資資産を差し引いた純額である。

純新規資金は取引に基づき、投資資産の流出入を顧客レベルで算定するという直接的な方法で算出される。投資資産からの受取利息及び受取配当金は、純新規資金の流入としては算入されない。市場及び為替の変動、並びに報酬、手数料及び借入金に係る利息は、UBS AGの子会社又は事業を取得又は処分した結果生じる影響と同様、純新規資金には算入されない。提供されるサービスのレベル変更に伴う投資資産と保管のみの資産との間での分類変更は通常、純新規資金の流出入として取扱われる。ただし、そうしたサービスのレベル変更が新たな外部規則に直接起因する場合には、実施に伴う一度限りの影響（純額）は、純新規資金に影響を及ぼさない資産の分類変更として報告される。

インベストメント・バンクは、投資資産及び純新規資金を追跡していない。しかし、顧客がインベストメント・バンクから他の事業部門に移管された場合、顧客の資産がすでにUBS AGの元にあったとしても、純新規資金が生じる。こうした事業部門間での移管に起因した純新規資金は、2014年度及び2013年度においてゼロであった。

##### 投資資産及び純新規資金

単位：十億スイス・フラン	終了事業年度	
	2014年12月31日	2013年12月31日
UBS AGの運用するファンド資産	270	244
一任資産	854	714
その他の投資資産	1,610	1,432
<b>投資資産合計（二重計上を含む）</b>	<b>2,734</b>	<b>2,390</b>
内、二重計上	173	156

内、取得(処分)	0.0	(6.6)
<b>純新規資金(二重計上を含む)</b>	<b>58.9</b>	<b>32.3</b>

注記36 為替換算レート

以下の表は、当行の在外営業活動体の財務情報をスイス・フランに換算するために使われた主要な為替レートである。

	直物レート		平均レート <sup>1</sup>		
	現在		終了事業年度		
	2014年12月31日	2013年12月31日	2014年12月31日	2013年12月31日	2012年12月31日
1米ドル	0.99	0.89	0.92	0.92	0.93
1ユーロ	1.20	1.23	1.21	1.23	1.20
1英ポンド	1.55	1.48	1.51	1.45	1.49
100円	0.83	0.85	0.86	0.95	1.12

<sup>1</sup> スイス・フラン以外を機能通貨としている在外営業活動体の月次の損益計算書項目は、月末の為替レートでスイス・フランに換算されている。開示されている年間平均レートは、同じ機能通貨を使用している当グループの全ての在外営業活動体における毎月の収益及び費用の総額に応じて加重した12ヶ月間の月末の為替レートの平均を表す。個々の事業部門の加重平均レートは、当グループの加重平均レートから乖離している場合がある。

## 注記37 後発事象

### 2014年度実績の修正

2015年2月10日に無監査の2014年度第4四半期財務報告書を公表した後、後発事象の会計処理を行うために、経営者は2014年度の実績を修正した。本修正がUBS AG株主に帰属する当期純利益に及ぼした影響額（純額）は、112百万スイス・フランの損失であった。これにより、基本的及び希薄化後1株当たり利益が0.03スイス・フラン減少した。変更が生じた主たる原因は、訴訟、規制上及び類似の問題に係る引当金繰入額が134百万スイス・フラン増額したことである。2014年度の損益計算書に対するその他の修正は、税務上の便益（純額）の22百万スイス・フランの増額である。

### スイス国立銀行の措置の影響

2015年1月15日、スイス国立銀行（以下「SNB」という。）は、2011年9月以降実施してきた、ユーロに対するスイス・フランの最低目標為替相場を撤廃した。同時に、SNBは、一定の適用除外基準を超えるSNBの預金口座残高に対する金利を50ベース・ポイント引き下げ、マイナス0.75%とした。また、3ヶ月物LIBORの目標レンジもマイナス1.25%からマイナス0.25%の間に引き下げた（これまでは、マイナス0.75%からプラス0.25%の間であった。）。これらの決定により、スイス・フランは、ユーロ、米ドル、英ポンド、日本円及び他の複数の通貨に対して大幅に上昇し、スイス・フラン金利も低下した。2015年2月28日現在、スイス・フランの為替レートは、1米ドル=0.95スイス・フラン、1ユーロ=1.07スイス・フラン、1英ポンド=1.47スイス・フラン、100円=0.80スイス・フランであった。外国為替及び金利のボラティリティの水準も上昇した。

UBSの在外営業活動体の持分の大部分が米ドル、ユーロ、英ポンド及び他の外国通貨建てで表示されている。スイス・フランの高騰により、2015年2月28日現在の為替換算レートを2014年12月31日現在の報告額に適用した場合、資本合計は約12億スイス・フラン（2%）減少していたと推定される。この減少には、主に米国に関連する繰延税金資産認識額の約4億スイス・フラン（内、2億スイス・フランは一時差異の繰延税金資産に関連する。）の減少が含まれており、その他の包括利益に認識されていたと考えられる。

スイスのシステミックな関係にある銀行（以下「SRB」という。）につき完全適用ベースで、2015年2月28日現在の為替換算レートを2014年12月31日現在の報告額に適用した場合、UBS AGの自己資本残高は、普通株式Tier 1（CET1）（完全適用ベース）で約5億スイス・フラン（2%）、総自己資本（完全適用ベース）で約8億スイス・フラン（2%）減少していたと推定される。

全体として、UBS AGでは、SNBの発表に伴い、トレーディング事業の収益がマイナスになることはなかった。しかしながら、スイス・フラン以外の通貨建ての営業収益は、スイス・フラン以外の通貨建ての営業費用を上回っているため、スイス・フランが他の通貨に対して上昇すると、何らかの軽減措置が講じられない限り損益に通常不利な影響を及ぼす。

為替相場の変動により見込まれる影響に加えて、UBS AGの資本及び自己資本は金利の変動の影響も受ける。特に、確定給付資産及び負債純額の計算は、適用する仮定に左右される。具体的には、スイスの年金制度に適用する割引率及び金利関連の仮定が1月及び2月に変動したことにより、資本及びスイスSRB CET 1 自己資本（完全適用ベース）の額は約7億スイス・フラン減少していたと推定される。また、長引く低金利環境が複製ポートフォリオに継続的に不利な影響を与え、受取利息純額がより一層減少することが考えられる。

さらに、スイス・フラン高によってスイス経済はマイナスの影響を受ける場合があり、輸出に依存していることを考慮に入れると、UBS AGの国内貸付ポートフォリオに含まれる一部の取引相手先に影響を及ぼし、将来の期間において貸倒引当金繰入額が増加する原因となる可能性がある。

### 不動産の売却

2015年1月、UBS AGはスイスのジュネーブにある不動産物件を535百万スイス・フランで売却し、売却による利得377百万スイス・フランが発生した。当該利得は2015年度第1四半期の損益計算書（コーポレート・セクター内）に認識される予定である。2014年12月31日現在、当該物件は貸借対照表上、売却目的で保有する不動産に分類されており、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い方の価額で測定されている。

## 注記38 スイスGAAPの規定

UBS AGの連結財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。スイス金融市場監督当局（以下「FINMA」という。）は、IFRSに基づく財務書類を公開する金融グループに対して、IFRSとスイスGAAPとの主な相違の説明を義務付けている（FINMA令2008/2及び銀行法）。本注記に記載されているのは、IFRSと銀行法及び銀行法の第23条から第27条に基づく真実かつ公正な概観を表示する財務書類報告を規定するFINMAのガイドラインの規定との間の認識及び測定に関する重要な相違である。以下の2. から9. に記載される相違はまたUBS AGの個別財務書類にも当てはまる。

スイスGAAPの改訂（2015年度の年次財務書類に適用予定）に関する見通しについては、UBS AGの個別財務書類の注記2cを参照。

### 1. 連結

IFRSでは、持株会社が支配する企業は全て連結される。

スイスGAAPでは、銀行及び金融業を営む企業並びに不動産会社だけを連結対象とする。一時的に保有する企業は、一般的に金融投資として計上される。

### 2. 売却可能金融投資

IFRSでは、売却可能金融投資は、公正価値で計上される。公正価値の変動は、投資資産が売却、回収もしくは処分されるまで、又は投資資産が減損したと判断されるまで、資本に直接計上される。売却可能投資が減損したと判断される時点で、それまでに資本に計上された累積未実現損失は、当期純損益に含まれる。売却可能金融投資の処分の際に、それまでに資本に計上された累積未実現利得又は損失は、損益計算書に振替計上される。

スイスGAAPでは、売却可能金融投資の分類及び測定は、当該投資の性質によって決定される。永続的に保有する意図のない資本性金融商品及び負債性商品は、金融投資に分類され、（償却）原価と市場価値のいずれか低い価額で測定される。当初の取得原価を上限とする市場価額の調整及び金融投資の売却に係る実現利得又は損失は、損益計算書の経常活動からのその他の収益に計上される。永続的に保有する意図のある資本性金融商品は、子会社及びその他の持分投資に分類され、減損控除後の取得原価で測定される。減損損失は、損益計算書の子会社及びその他の持分投資の減損に計上される。当初の取得原価を上限とする減損の戻入額及び金融投資の売却に係る実現利得又は損失は、損益計算書の特別利益又は特別損失に計上される。

### 3. キャッシュ・フロー・ヘッジ

UBS AGは、キャッシュ・フロー・ヘッジ関係にデリバティブを指定する。IFRSでは、ヘッジ会計が適用された場合、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの有効な部分に係る公正価値利得又は損失は、資本に計上される。ヘッジ対象のキャッシュ・フローが実現した場合、累積未実現利得又は損失が損益計算書に振り替えられる。

スイスGAAPでは、キャッシュ・フローによるエクスポージャーをヘッジするために利用されるデリバティブの公正価値の変動のヘッジ有効部分は、貸借対照表上、その他の資産又はその他の負債として繰延べられる。繰延額は、ヘッジ対象キャッシュ・フローが発生する時に損益計算書に計上される。

### 4. 公正価値オプション

IFRSでは、UBS AGは、トレーディング目的保有ではない一部の金融資産及び金融負債に対して、公正価値オプションを適用している。公正価値オプションが適用される商品は公正価値で会計処理され、公正価値の変動はトレーディング収益純額に計上される。公正価値オプションは、主に仕組債、一部の仕組債以外の債券、仕組りバース・レポ及びレポ契約並びに有価証券借入契約、一部の仕組ローン及び仕組ローン以外の貸付金、及びローン・コミットメントに適用される。

スイスGAAPでは、公正価値オプションは、債務の主契約及び区分処理が要求される1つ又は複数の組込デリバティブで構成される発行された仕組商品にのみ適用することが認められる。未実現の自己の信用の変動に起因する公正価値の変動は損益計算書及び貸借対照表に認識されない。

### 5. のれん及び無形資産

IFRSでは、企業結合で取得したのれんは償却されず、毎年減損テストが実施される。企業結合で取得した無形資産で耐用年数を確定できないものも、償却されず、毎年減損テストが実施される。

スイスGAAPでは、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産は、5年以内の期間で償却される。ただし、それより長い年数が正当と認められる場合は、20年を超えない期間で償却できる。

### 6. 年金及びその他の退職後給付制度

スイスGAAPでは、年金及びその他の退職後給付制度に関してIFRS又はスイスの会計基準を適用することを認めている。その選択は制度ごとに行われる。

UBS AGは、UBS AGの個別財務書類においてスイス以外の確定給付制度にIFRS（IAS第19号）を適用し、スイスの年金制度にはスイスGAAP（以下「FER第16号」という。）を適用している。確定拠出制度の部分と確定給付制度の部分との組み合わせである混合制度であるが、IFRSでは確定給付制度として処理されるといった、スイスの年金制度特有の性質に、FER第16号の規定はより即したものである。スイスGAAPとIAS第



19号との主な相違として、将来の昇給や退職貯蓄に係る将来の金利など、スイスGAAPに従って用いられる静的手法では考慮されない動的要素の処理が挙げられる。さらに、IAS第19号に従って確定給付債務の算定に使用される割引率は、各年金制度の対象国の市場における優良社債の利回りに基づいている。スイスGAAPに従って使用される割引率（すなわち、予定利率）は、年金基金委員会の投資戦略による期待リターンを基に同委員会が決定する。

IFRSは確定給付制度について、制度資産控除後の確定給付債務の全額を貸借対照表に計上し、再測定から生じる変動額を直接資本に認識することを要求している。しかし、IFRSを選択した制度について、スイスGAAPは、再測定による変動額を損益計算書に認識することを要求している。

スイスGAAPは、年金基金に対する雇用主の拠出を損益計算書において人件費として認識することを要求している。さらにFER第16号は、スイス会計基準（FER第26号）に従って作成された年金基金の財務書類に基づいて、年金基金からの経済的便益又は債務が雇用主に生じるかどうか、及びこれらが諸条件を満たす場合に貸借対照表に認識されるかどうかを評価することを要求している。年金資産又は年金負債を計上する条件が満たされるのは、例えば、雇用主の掛金の積立金が利用できる場合や、雇用主が（FER第26号に基づく）年金の積立不足額を減らすために拠出を要求される場合などである。

## 7. 再調達価額のネッティング

IFRSでは、特定の限定的条件を満たさない限りは、再調達価額は総額で表示される。特定の限定的条件を満たす場合は、その後当該再調達価額は（場合によって関連する現金担保を含め）純額で表示することが認められる。スイスGAAPでは、マスター・ネッティング契約及び関連する担保契約に法的強制力がある場合、再調達価額及び関連する現金担保は通常、純額で表示される。

## 8. 特別利益及び損失

スイスGAAPでは、臨時及び営業外利益及び損失の特定項目が特別利益及び損失に分類される。この区分はIFRSでは利用できない。

## 9. その他の表示上の相違

IFRSでは、財務諸表は損益計算書、包括利益計算書、貸借対照表、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記で構成されている。スイスGAAPでは、包括利益計算書は求められておらず、持分変動計算書は財務諸表に対する注記の一部を成している。さらに、様々な表示上の相違が存在している。

## 注記39 SEC規則に基づき義務付けられた保証会社の補足情報

## ペインウェバーの有価証券の保証

ペインウェバー・グループ・インク（以下「ペインウェバー」という。）の取得後、UBS AGは、ペインウェバーのシニア債（以下「負債性証券」という。）に対して完全かつ無条件の保証契約を締結した。取得前のペインウェバーはSEC登録会社であった。取得時にペインウェバーは、UBS AGの完全子会社であるUBSアメリカズ・インクに吸収合併された。

当該保証に従い、UBSアメリカズ・インクが負債性証券の契約に基づき期日に返済することができなければ、負債性証券の保有者又は負債性証券の受託者は、UBSアメリカズ・インクに対する請求手続なしにUBS AGからの返済を要求することができる。

2014年12月31日現在、UBS AGが完全かつ無条件の保証を提供している、UBSアメリカズ・インクのシニア債の発行残高は、約150百万スイス・フランであった。本シニア債は2017年から2018年の間に満期を迎える。

損益計算書、包括利益計算書及び貸借対照表上でUBS AGとして表示されている金額は、IFRSに準拠した単体情報を表している。過年度において、IFRSに準拠したUBS AGの連結財務書類を作成する基礎となった金額は、UBS AGとして表示されていた。

## 保証会社の補足連結損益計算書

単位：百万スイス・フラン	UBS				UBS AG
	UBS AG	アメリカズ	その他の		UBS AG
2014年12月31日終了事業年度	(個別) <sup>1</sup>	・インク <sup>2</sup>	子会社 <sup>2</sup>	連結処理	(連結)
<b>営業収益</b>					
受取利息	11,585	1,591	1,160	(1,143)	13,194
支払利息	(6,287)	(597)	(898)	1,143	(6,639)
受取利息純額	5,298	995	262	0	6,555
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	(108)	9	9	13	(78)
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額	5,190	1,003	270	13	6,477
受取報酬及び手数料純額	6,111	7,288	3,799	(122)	17,076
トレーディング収益純額	2,750	438	237	416	3,841
その他の収益	5,584	95	(46)	(5,002)	632
<b>営業収益合計</b>	<b>19,636</b>	<b>8,825</b>	<b>4,261</b>	<b>(4,695)</b>	<b>28,026</b>
<b>営業費用</b>					
人件費	7,991	5,806	1,483	0	15,280
一般管理費	5,621	2,415	1,341	0	9,377
有形固定資産減価償却費及び減損	595	139	83	0	817
無形資産の償却費及び減損	7	59	16	0	83
<b>営業費用合計</b>	<b>14,214</b>	<b>8,420</b>	<b>2,922</b>	<b>0</b>	<b>25,557</b>
<b>税引前営業利益 / (損失)</b>	<b>5,421</b>	<b>404</b>	<b>1,339</b>	<b>(4,695)</b>	<b>2,469</b>
税金費用 / (税務上の便益)	949	(2,375)	248	(2)	(1,180)
当期純利益 / (損失)	4,472	2,779	1,091	(4,693)	3,649
優先証券保有者に帰属する当期純利益 / (損失)	142	0	0	0	142
非支配持分に帰属する当期純利益 / (損失)	0	0	5	0	5
<b>UBS AG株主に帰属する当期純利益 / (損失)</b>	<b>4,330</b>	<b>2,779</b>	<b>1,086</b>	<b>(4,693)</b>	<b>3,502</b>

<sup>1</sup> UBS AG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、UBS AG (個別) の監査済財務書類を参照。<sup>2</sup> これらの欄に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AGの連結財務書類の作成の基礎となる。

保証会社の補足連結包括利益計算書

単位：百万スイス・フラン	UBS AG (個別) <sup>1</sup>	UBS アメリカズ ・インク <sup>2</sup>	その他の 子会社 <sup>2</sup>	連結処理	UBS AG (連結)
2014年12月31日終了事業年度					
<b>UBS AG株主に帰属する包括利益</b>					
当期純利益 / (損失)	4,330	2,779	1,086	(4,693)	3,502
<b>その他の包括利益</b>					
<b>損益計算書に振り替えられる可能性のある その他の包括利益</b>					
為替換算調整、税効果後	325	928	1,500	(920)	1,834
売却可能金融投資、税効果後	32	78	37	(6)	140
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後	693	0	0	0	693
<b>損益計算書に振り替えられる可能性のある その他の包括利益合計、税効果後</b>					
	1,050	1,006	1,537	(926)	2,667
<b>損益計算書に振り替えられない その他の包括利益</b>					
確定給付制度、税効果後	(999)	(167)	(56)	14	(1,208)
不動産再評価剰余金、税効果後	0	0	0	0	0
<b>損益計算書に振り替えられない その他の包括利益合計、税効果後</b>					
	(999)	(167)	(56)	14	(1,208)
<b>その他の包括利益合計</b>	<b>51</b>	<b>838</b>	<b>1,481</b>	<b>(912)</b>	<b>1,459</b>
<b>UBS AG株主に帰属する包括利益合計</b>	<b>4,381</b>	<b>3,617</b>	<b>2,567</b>	<b>(5,605)</b>	<b>4,961</b>
優先証券保有者に帰属する包括利益	260	0	0	0	260
非支配持分に帰属する包括利益	0	0	7	0	7
<b>包括利益合計</b>	<b>4,641</b>	<b>3,617</b>	<b>2,575</b>	<b>(5,605)</b>	<b>5,229</b>

<sup>1</sup> UBS AG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、UBS AG (個別) の監査済財務書類を参照。<sup>2</sup> これらの欄に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AGの連結財務書類の作成の基礎となる。

## 保証会社の補足連結貸借対照表

単位：百万スイス・フラン	UBS AG (個別) <sup>1</sup>	UBS アメリカズ ・インク <sup>2</sup>	その他の 子会社 <sup>2</sup>	連結処理	UBS AG (連結)
2014年12月31日現在					
<b>資産</b>					
現金及び中央銀行預け金	95,711	6,440	1,923	0	104,073
銀行預け金	32,448	7,099	52,637	(78,850)	13,334
借入有価証券に係る担保金	33,676	36,033	5,181	(50,827)	24,063
リバース・レポ契約	64,496	24,417	30,328	(50,827)	68,414
トレーディング・ポートフォリオ資産	101,922	6,697	34,479	(4,943)	138,156
内、取引相手先により売却又は再担保差入 されている可能性のある担保差入資産	51,476	3,310	6,969	(5,737)	56,018
再調達価額 - 借方	262,073	19,597	51,327	(76,020)	256,978
デリバティブに係る差入担保金	25,501	5,503	14,487	(14,512)	30,979
公正価値での測定を指定された金融資産	4,691	481	2,882	(3,562)	4,493
貸出金	299,032	43,566	16,553	(43,168)	315,984
売却可能金融投資	42,580	5,403	9,175	0	57,159
子会社及び関連会社投資	27,163	2	1	(26,239)	927
有形固定資産	5,792	823	238	0	6,854
のれん及び無形資産	354	5,381	1,051	0	6,785
繰延税金資産	4,290	6,479	349	(57)	11,060
その他の資産	14,649	9,021	2,256	(2,857)	23,069
<b>資産合計</b>	<b>1,014,379</b>	<b>176,942</b>	<b>222,867</b>	<b>(351,860)</b>	<b>1,062,327</b>
<b>負債</b>					
銀行預り金	38,461	38,269	12,611	(78,850)	10,492
貸付有価証券に係る担保金	33,284	22,961	3,761	(50,827)	9,180
レポ契約	22,087	12,548	28,010	(50,827)	11,818
トレーディング・ポートフォリオ負債	18,936	4,856	8,234	(4,068)	27,958
再調達価額 - 貸方	258,680	19,448	51,993	(76,020)	254,101
デリバティブに係る受入担保金	32,106	5,926	18,852	(14,512)	42,372
公正価値での測定を指定された金融負債	73,857	130	5,598	(4,288)	75,297
顧客預り金	362,564	48,236	43,474	(43,294)	410,979
社債	86,894	157	4,312	(156)	91,207
引当金	2,725	1,268	372	0	4,366
その他の負債	33,699	17,615	21,985	(2,907)	70,392
<b>負債合計</b>	<b>963,293</b>	<b>171,415</b>	<b>199,201</b>	<b>(325,748)</b>	<b>1,008,162</b>
<b>UBS AG株主に帰属する持分</b>	<b>49,073</b>	<b>5,527</b>	<b>23,621</b>	<b>(26,113)</b>	<b>52,108</b>
優先証券保有者に帰属する持分	2,013	0	0	0	2,013
非支配持分に帰属する持分	0	0	45	0	45
<b>資本合計</b>	<b>51,085</b>	<b>5,527</b>	<b>23,666</b>	<b>(26,113)</b>	<b>54,165</b>
<b>負債及び資本合計</b>	<b>1,014,379</b>	<b>176,942</b>	<b>222,867</b>	<b>(351,860)</b>	<b>1,062,327</b>

<sup>1</sup> UBS AG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、UBS AG (個別) の監査済財務書類を参照。<sup>2</sup> これらの欄に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AGの連結財務書類の作成の基礎となる。

## 保証会社の補足連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万スイス・フラン	UBS			UBS AG (連結)
	UBS AG (個別) <sup>1</sup>	アメリカズ ・インク <sup>1</sup>	その他の 子会社 <sup>1</sup>	
2014年12月31日終了事業年度				
<b>営業活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)</b>	<b>7,747</b>	<b>(1,970)</b>	<b>2,650</b>	<b>8,426</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)</b>				
子会社、関連会社及び無形資産取得	(18)	0	0	(18)
子会社、関連会社及び無形資産処分 <sup>2</sup>	41	9	20	70
有形固定資産購入	(1,521)	(300)	(94)	(1,915)
有形固定資産処分	313	14	23	350
売却可能金融投資に係る(投資) / 売却純額	7,774	(568)	(3,098)	4,108
<b>投資活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)</b>	<b>6,589</b>	<b>(845)</b>	<b>(3,149)</b>	<b>2,596</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)</b>				
短期借入債務発行 / (償還) 純額	(3,984)	0	1,064	(2,921)
自己株式及び自己持分のデリバティブ取引に係る変動純額	(719)	0	0	(719)
UBS株式に係る分配金の支払	(938)	0	0	(938)
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務発行	40,272	24	686	40,982
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務償還	(32,083)	(494)	(1,632)	(34,210)
配当金の支払及び優先証券の償還	(110)	0	0	(110)
非支配持分の変動純額	0	0	(3)	(3)
子会社に対する投資活動純額	(319)	0	319	0
<b>財務活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)</b>	<b>2,118</b>	<b>(470)</b>	<b>434</b>	<b>2,081</b>
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	7,506	840	265	8,611
<b>現金及び現金同等物の増加 / (減少) 純額</b>	<b>23,960</b>	<b>(2,445)</b>	<b>199</b>	<b>21,714</b>
現金及び現金同等物期首残高	83,970	11,425	9,870	105,266
<b>現金及び現金同等物期末残高</b>	<b>107,930</b>	<b>8,980</b>	<b>10,069</b>	<b>126,980</b>
<b>現金及び現金同等物の構成：<sup>3</sup></b>				
現金及び中央銀行預け金	95,711	6,440	1,923	104,073
銀行預け金 <sup>4</sup>	11,387	2,509	8,141	22,037
マネー・マーケット・ペーパー <sup>5</sup>	832	31	6	869
<b>合計</b>	<b>107,930</b>	<b>8,980</b>	<b>10,069</b>	<b>126,980<sup>6</sup></b>

<sup>1</sup> これらの欄に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AGの連結財務書類の作成の基礎となる。<sup>2</sup> 関連会社から受け取った配当が含まれている。<sup>3</sup> 残高はUBS AG(連結)の観点から見た第三者の見解を表している。<sup>4</sup> 貸借対照表の銀行預け金及びデリバティブに係る差入担保金に認識されたポジションが含まれている。<sup>5</sup> マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、トレーディング・ポートフォリオ資産及び売却可能金融投資に計上されている。<sup>6</sup> 現金及び現金同等物の内、4,593百万スイス・フランは用途が制限されている。

保証会社の補足連結損益計算書

単位：百万スイス・フラン	UBS AG (個別) <sup>1</sup>	UBS アメリカズ ・インク <sup>2</sup>	その他の 子会社 <sup>2</sup>	連結処理	UBS AG (連結)
2013年12月31日終了事業年度					
<b>営業収益</b>					
受取利息	11,308	1,984	1,204	(1,359)	13,137
支払利息	(7,093)	(695)	(930)	1,366	(7,351)
受取利息純額	4,215	1,290	275	6	5,786
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	(19)	(33)	(3)	5	(50)
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額	4,196	1,257	271	11	5,736
受取報酬及び手数料純額	6,430	6,781	3,079	(4)	16,287
トレーディング収益純額	4,922	379	159	(329)	5,130
その他の収益	499	416	(909)	574	580
<b>営業収益合計</b>	<b>16,046</b>	<b>8,833</b>	<b>2,600</b>	<b>252</b>	<b>27,732</b>
<b>営業費用</b>					
人件費	8,099	5,584	1,499	0	15,182
一般管理費	3,959	3,364	1,058	0	8,380
有形固定資産減価償却費及び減損	575	133	107	0	816
無形資産の償却費及び減損	6	60	17	0	83
<b>営業費用合計</b>	<b>12,639</b>	<b>9,141</b>	<b>2,681</b>	<b>0</b>	<b>24,461</b>
<b>税引前営業利益 / (損失)</b>	<b>3,408</b>	<b>(307)</b>	<b>(81)</b>	<b>252</b>	<b>3,272</b>
税金費用 / (税務上の便益)	570	(937)	261	(3)	(110)
当期純利益 / (損失)	2,837	630	(342)	256	3,381
優先証券保有者に帰属する当期純利益 / (損失)	204	0	0	0	204
非支配持分に帰属する当期純利益 / (損失)	0	0	5	0	5
<b>UBS AG株主に帰属する当期純利益 / (損失)</b>	<b>2,634</b>	<b>630</b>	<b>(347)</b>	<b>256</b>	<b>3,172</b>

<sup>1</sup> UBS AG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、UBS AG (個別) の監査済財務書類を参照。<sup>2</sup> これらの欄に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AGの連結財務書類の作成の基礎となる。

保証会社の補足連結包括利益計算書

単位：百万スイス・フラン	UBS AG (個別) <sup>1</sup>	UBS アメリカズ ・インク <sup>2</sup>	その他の 子会社 <sup>2</sup>	連結処理	UBS AG (連結)
2013年12月31日終了事業年度					
<b>UBS AG株主に帰属する包括利益</b>					
当期純利益 / (損失)	2,634	630	(347)	256	3,172
<b>その他の包括利益</b>					
<b>損益計算書に振り替えられる可能性のある その他の包括利益</b>					
為替換算調整、税効果後	392	(348)	(311)	(204)	(471)
売却可能金融投資、税効果後	17	(163)	(16)	8	(154)
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後	(1,520)	0	0	0	(1,520)
<b>損益計算書に振り替えられる可能性のある その他の包括利益合計、税効果後</b>					
	(1,112)	(510)	(327)	(196)	(2,145)
<b>損益計算書に振り替えられない その他の包括利益</b>					
確定給付制度、税効果後	824	110	6	0	939
不動産再評価剰余金、税効果後	(6)	0	0	0	(6)
<b>損益計算書に振り替えられない その他の包括利益合計、税効果後</b>					
	818	110	6	0	933
<b>その他の包括利益合計</b>					
	(294)	(401)	(321)	(196)	(1,211)
<b>UBS AG株主に帰属する包括利益合計</b>					
	2,340	229	(668)	60	1,961
<b>優先証券保有者に帰属する包括利益</b>					
	559	0	0	0	559
<b>非支配持分に帰属する包括利益</b>					
	0	0	4	0	4
<b>包括利益合計</b>					
	2,899	229	(664)	60	2,524

<sup>1</sup> UBS AG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、UBS AG (個別) の監査済財務書類を参照。<sup>2</sup> これらの欄に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AGの連結財務書類の作成の基礎となる。

保証会社の補足連結貸借対照表

単位：百万スイス・フラン	UBS				
2013年12月31日現在	UBS AG (個別) <sup>1</sup>	アメリカズ ・インク <sup>2</sup>	その他の 子会社 <sup>2</sup>	連結処理	UBS AG (連結)
<b>資産</b>					
現金及び中央銀行預け金	69,808	8,893	2,178	0	80,879
銀行預け金	27,677	7,009	50,531	(71,342)	13,874
借入有価証券に係る担保金	28,304	33,385	2,097	(36,290)	27,496
リバース・レポ契約	77,647	28,757	47,122	(61,963)	91,563
トレーディング・ポートフォリオ資産	94,971	7,848	27,194	(7,165)	122,848
内、取引相手先により売却又は再担保差入 されている可能性のある担保差入資産	44,602	1,862	1,853	(5,869)	42,449
再調達価額 - 借方	249,179	8,769	60,384	(64,248)	254,084
デリバティブに係る差入担保金	24,047	6,147	18,254	(21,899)	26,548
公正価値での測定を指定された金融資産	6,519	1,880	3,257	(4,292)	7,364
貸出金	274,520	36,807	15,231	(39,599)	286,959
売却可能金融投資	47,800	4,169	5,343	2,214	59,525
子会社及び関連会社投資	21,741	1	1	(20,901)	842
有形固定資産	5,149	603	254	0	6,006
のれん及び無形資産	326	4,906	1,061	0	6,293
繰延税金資産	4,998	3,658	241	(52)	8,845
その他の資産	13,506	7,572	2,047	(2,896)	20,228
<b>資産合計</b>	<b>946,189</b>	<b>160,404</b>	<b>235,195</b>	<b>(328,434)</b>	<b>1,013,355</b>
<b>負債</b>					
銀行預り金	39,988	39,449	4,768	(71,342)	12,862
貸付有価証券に係る担保金	23,823	19,261	2,696	(36,290)	9,491
レポ契約	10,039	19,333	46,402	(61,963)	13,811
トレーディング・ポートフォリオ負債	22,142	3,603	5,480	(4,617)	26,609
再調達価額 - 貸方	242,081	9,130	61,115	(64,248)	248,079
デリバティブに係る受入担保金	37,445	8,106	20,855	(21,899)	44,507
公正価値での測定を指定された金融負債	67,912	440	6,084	(4,536)	69,901
顧客預り金	346,246	41,029	43,245	(39,695)	390,825
社債	78,441	341	2,866	(61)	81,586
引当金	1,681	938	408	(56)	2,971
その他の負債	28,781	16,244	20,648	(2,896)	62,777
<b>負債合計</b>	<b>898,579</b>	<b>157,875</b>	<b>214,569</b>	<b>(307,604)</b>	<b>963,419</b>
<b>UBS AG株主に帰属する持分</b>	<b>45,717</b>	<b>2,530</b>	<b>20,585</b>	<b>(20,830)</b>	<b>48,002</b>
優先証券保有者に帰属する持分	1,893	0	0	0	1,893
非支配持分に帰属する持分	0	0	41	0	41
<b>資本合計</b>	<b>47,610</b>	<b>2,530</b>	<b>20,626</b>	<b>(20,830)</b>	<b>49,936</b>
<b>負債及び資本合計</b>	<b>946,189</b>	<b>160,404</b>	<b>235,195</b>	<b>(328,434)</b>	<b>1,013,355</b>

<sup>1</sup> UBS AG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、UBS AG (個別) の監査済財務書類を参照。<sup>2</sup> これらの欄に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AGの連結財務書類の作成の基礎となる。



保証会社の補足連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万スイス・フラン	UBS			UBS AG (連結)
	UBS AG (個別) <sup>1</sup>	アメリカズ ・インク <sup>1</sup>	その他の 子会社 <sup>1</sup>	
2013年12月31日終了事業年度				
<b>営業活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)</b>	55,469	(8,159)	3,649	50,959
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)</b>				
子会社、関連会社及び無形資産取得	(49)	0	0	(49)
子会社、関連会社及び無形資産処分 <sup>2</sup>	136	0	0	136
有形固定資産購入	(1,032)	(160)	(44)	(1,236)
有形固定資産処分	545	5	91	639
売却可能金融投資に係る(投資)/売却純額	751	6,076	(861)	5,966
<b>投資活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)</b>	351	5,922	(815)	5,457
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)</b>				
短期借入債務発行/(償還)純額	(1,400)	0	(2,890)	(4,290)
自己株式及び自己持分のデリバティブ取引に係る変動純額	(341)	0	0	(341)
株式発行	1	0	0	1
UBS株式に係る分配金の支払	(564)	0	0	(564)
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務発行	27,442	59	513	28,014
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務償還	(65,112)	(486)	(3,356)	(68,954)
配当金の支払及び優先証券の償還	(1,415)	0	0	(1,415)
非支配持分の変動純額	0	0	(6)	(6)
子会社に対する投資活動純額	12	32	(45)	0
<b>財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)</b>	(41,377)	(396)	(5,784)	(47,555)
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	(2,330)	(207)	(165)	(2,702)
<b>現金及び現金同等物の増加/(減少)純額</b>	12,112	(2,841)	(3,115)	6,158
現金及び現金同等物期首残高	71,858	14,266	12,985	99,108
<b>現金及び現金同等物期末残高</b>	83,970	11,425	9,870	105,266
<b>現金及び現金同等物の構成：<sup>3</sup></b>				
現金及び中央銀行預け金	69,808	8,893	2,178	80,879
銀行預け金 <sup>4</sup>	9,938	2,503	7,658	20,099
マネー・マーケット・ペーパー <sup>5</sup>	4,224	28	35	4,288
<b>合計</b>	83,970	11,425	9,870	105,266 <sup>6</sup>

<sup>1</sup> これらの欄に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AGの連結財務書類の作成の基礎となる。<sup>2</sup> 関連会社から受け取った配当が含まれている。<sup>3</sup> 残高はUBS AG(連結)の観点から見た第三者の見解を表している。<sup>4</sup> 貸借対照表の銀行預け金及びデリバティブに係る差入担保金に認識されたポジションが含まれている。<sup>5</sup> マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、トレーディング・ポートフォリオ資産及び売却可能金融投資に計上されている。<sup>6</sup> 現金及び現金同等物の内、4,966百万スイス・フランは用途が制限されている。

保証会社の補足連結損益計算書

単位：百万スイス・フラン	UBS AG (個別) <sup>1</sup>	UBS アメリカズ ・インク <sup>2</sup>	その他の 子会社 <sup>2</sup>	連結処理	UBS AG (連結)
2012年12月31日終了事業年度					
<b>営業収益</b>					
受取利息	13,376	2,774	1,882	(2,065)	15,968
支払利息	(9,403)	(1,153)	(1,507)	2,073	(9,990)
受取利息純額	3,973	1,622	375	8	5,978
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	(90)	(112)	1	83	(118)
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額	3,883	1,510	375	91	5,860
受取報酬及び手数料純額	5,979	6,333	3,130	(45)	15,396
トレーディング収益純額	3,142	250	157	(23)	3,526
その他の収益	(2,684)	783	(1,687)	4,228	641
<b>営業収益合計</b>	<b>10,320</b>	<b>8,876</b>	<b>1,976</b>	<b>4,251</b>	<b>25,423</b>
<b>営業費用</b>					
人件費	7,682	5,369	1,686	0	14,737
一般管理費	4,647	2,618	1,393	(4)	8,653
有形固定資産減価償却費及び減損	501	104	84	0	689
のれんの減損	14	2,860	156	0	3,030
無形資産の償却費及び減損	3	84	20	0	106
<b>営業費用合計</b>	<b>12,847</b>	<b>11,034</b>	<b>3,339</b>	<b>(4)</b>	<b>27,216</b>
<b>税引前営業利益 / (損失)</b>	<b>(2,527)</b>	<b>(2,158)</b>	<b>(1,363)</b>	<b>4,255</b>	<b>(1,794)</b>
税金費用 / (税務上の便益)	(65)	165	290	71	461
当期純利益 / (損失)	(2,462)	(2,323)	(1,653)	4,184	(2,255)
優先証券保有者に帰属する当期純利益 / (損失)	220	0	0	0	220
非支配持分に帰属する当期純利益 / (損失)	0	0	5	0	5
<b>UBS AG株主に帰属する当期純利益 / (損失)</b>	<b>(2,682)</b>	<b>(2,323)</b>	<b>(1,658)</b>	<b>4,183</b>	<b>(2,480)</b>

<sup>1</sup> UBS AG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、UBS AG (個別) の監査済財務書類を参照。<sup>2</sup> これらの欄に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AGの連結財務書類の作成の基礎となる。

保証会社の補足連結包括利益計算書

単位：百万スイス・フラン	UBS AG (個別) <sup>1</sup>	UBS アメリカズ ・インク <sup>2</sup>	その他の 子会社 <sup>2</sup>	連結処理	UBS AG (連結)
2012年12月31日終了事業年度					
<b>UBS AG株主に帰属する包括利益</b>					
当期純利益 / (損失)	(2,682)	(2,323)	(1,658)	4,183	(2,480)
<b>その他の包括利益</b>					
<b>損益計算書に振り替えられる可能性のある その他の包括利益</b>					
為替換算調整、税効果後	2,080	148	(701)	(2,039)	(511)
売却可能金融投資、税効果後	39	(6)	(7)	0	26
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後	384	0	0	0	384
<b>損益計算書に振り替えられる可能性のある その他の包括利益合計、税効果後</b>					
	2,503	142	(708)	(2,039)	(102)
<b>損益計算書に振り替えられない その他の包括利益</b>					
確定給付制度、税効果後	718	(771)	662	0	609
不動産再評価剰余金、税効果後	6	0	0	0	6
<b>損益計算書に振り替えられない その他の包括利益合計、税効果後</b>					
	724	(771)	662	0	615
<b>その他の包括利益合計</b>					
	3,227	(629)	(46)	(2,039)	514
<b>UBS AG株主に帰属する包括利益合計</b>					
	545	(2,952)	(1,704)	2,144	(1,966)
優先証券保有者に帰属する包括利益	0	0	179	0	179
非支配持分に帰属する包括利益	0	0	20	0	20
<b>包括利益合計</b>					
	545	(2,952)	(1,505)	2,144	(1,767)

<sup>1</sup> UBS AG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、UBS AG (個別) の監査済財務書類を参照。<sup>2</sup> これらの欄に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AGの連結財務書類の作成の基礎となる。

保証会社の補足連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万スイス・フラン	UBS			UBS AG (連結)
	UBS AG (個別) <sup>1</sup>	アメリカズ ・インク <sup>1</sup>	その他の 子会社 <sup>1</sup>	
2012年12月31日終了事業年度				
<b>営業活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)</b>	49,291	10,795	7,075	67,160
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)</b>				
子会社、関連会社及び無形資産取得	(11)	0	0	(11)
子会社、関連会社及び無形資産処分 <sup>2</sup>	41	0	0	41
有形固定資産購入	(878)	(189)	(50)	(1,118)
有形固定資産処分	194	5	3	202
売却可能金融投資に係る(投資)/売却純額	(12,429)	(780)	(785)	(13,994)
<b>投資活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)</b>	(13,082)	(965)	(832)	(14,879)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)</b>				
短期借入債務発行/(償還)純額	(26,177)	0	(11,790)	(37,967)
自己株式及び自己持分のデリバティブ取引に係る変動純額	(1,159)	0	0	(1,159)
UBS株式に係る分配金の支払	(379)	0	0	(379)
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務発行	49,885	575	5,430	55,890
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務償還	(49,981)	(23)	(4,254)	(54,259)
配当金の支払及び優先証券の償還	(221)	0	0	(221)
非支配持分の変動純額	0	0	(16)	(16)
子会社に対する投資活動純額	(2,600)	(99)	2,698	0
<b>財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)</b>	(30,631)	452	(7,932)	(38,110)
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	(200)	(352)	(121)	(673)
<b>現金及び現金同等物の増加/(減少)純額</b>	5,377	9,930	(1,808)	13,500
現金及び現金同等物期首残高	66,481	4,336	14,793	85,609
<b>現金及び現金同等物期末残高</b>	71,858	14,266	12,985	99,108
<b>現金及び現金同等物の構成：<sup>3</sup></b>				
現金及び中央銀行預け金	54,192	11,395	796	66,383
銀行預け金 <sup>4</sup>	13,387	2,824	12,133	28,344
マネー・マーケット・ペーパー <sup>5</sup>	4,279	47	56	4,381
<b>合計</b>	71,858	14,266	12,985	99,108 <sup>6</sup>

<sup>1</sup> これらの欄に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AGの連結財務書類の作成の基礎となる。<sup>2</sup> 関連会社から受け取った配当が含まれている。<sup>3</sup> 残高はUBS AG(連結)の観点から見た第三者の見解を表している。<sup>4</sup> 貸借対照表の銀行預け金及びデリバティブに係る差入担保金に認識されたポジションが含まれている。<sup>5</sup> マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、トレーディング・ポートフォリオ資産及び売却可能金融投資に計上されている。<sup>6</sup> 現金及び現金同等物の内、10,109百万スイス・フランは用途が制限されている。

## その他の証券の保証

以下の表は、発行済トラスト優先証券に関する情報である。当該証券は、米国連邦証券法に基づいて登録され、UBS AGの完全子会社である米国所在の複数の企業により発行されたものである。UBS AGは、これらの企業の業績による変動性を負担しないため、当該企業を連結していない。

しかしながら、UBS AGは、これらの証券に対して完全かつ無条件の保証を供与している。当該保証におけるUBS AGの債務は、UBS AGの預金負債及びUBS AGのその他の債務全ての優先的な支払に劣後する。2014年12月31日現在、劣後債保有者の劣後するUBS AGの優先負債金額は、約9,910億スイス・フランであった。

## その他の証券の保証

単位：十億米ドル、別掲されている場合を除く。

2014年12月31日現在

発行体	証券の種類	発行日	利率(%)	残高
			1ヶ月物	
UBS優先ファンディング・トラスト	非累積トラスト優先証券	2003年5月	米ドルLIBOR+0.7%	0.3
UBS優先ファンディング・トラスト	非累積トラスト優先証券	2006年5月	6.243	1.0

## UBSリミテッドに対する保証

UBS AGはUBSリミテッドの各取引相手先のために保証を供与している。この保証に基づき、UBS AGは、UBSリミテッドが締結したあらゆる債務を取消不能かつ無条件に保証している。UBS AGは、当該保証条件に基づき、このような負債の未払残高を取引相手先に対して要求に応じて支払うことを約束している。

[次へ](#)

UBS AG個別財務書類  
財務概況

## 損益計算書：2014年度と2013年度の比較

## 当期純利益

UBS AG（個別）は、2013年度の2,753百万スイス・フランに対して、2014年度は7,849百万スイス・フランの当期純利益を計上した。

特別項目及び税引前利益は、1,902百万スイス・フラン増加し3,267百万スイス・フランとなった。これは主に、営業利益が2,034百万スイス・フラン増加したことによる（営業収益の増加1,351百万スイス・フラン及び営業費用の減少683百万スイス・フランを反映）。さらに、子会社及びその他の持分投資の減損が860百万スイス・フラン減少した。これは、子会社に計上された引当金繰入額の減少、事業の経営成績の改善、及び2013年度と比較して特に米ドル関連の為替相場が有利に変動したことによる評価益を反映している。これらの影響は、引当金繰入額及び損失の増加954百万スイス・フラン（主に訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金繰入額が増加したことによる）により一部相殺された。

特別利益は、3,183百万スイス・フラン増加し4,850百万スイス・フランとなった。これは主に、子会社に計上された繰延税金資産の大幅な上方再評価及び為替差益に伴い、子会社及びその他の持分投資の減損損失及び引当金の戻入額が3,670百万スイス・フラン増加したことを反映したものである。前年度にはUBSパクチュアルの売却に関連する再投資控除引当金の取崩291百万スイス・フランが含まれていた。

税金費用は、2013年度の270百万スイス・フランに対して、2014年度は212百万スイス・フランであった。

## 営業収益

営業収益は、1,351百万スイス・フラン増加し18,425百万スイス・フランとなった。

受取利息純額は1,053百万スイス・フラン増加し5,097百万スイス・フランとなった。これは支払利息の減少842百万スイス・フラン及び受取利息の増加210百万スイス・フランを反映している。支払利息の減少842百万スイス・フランは主に、社債に対する支払利息の減少303百万スイス・フラン、並びに銀行預り金及び顧客預り金に対する支払利息の減少261百万スイス・フランに起因していた。さらに、公正価値での測定を指定された金融負債に対する支払利息が190百万スイス・フラン減少した。受取利息の増加210百万スイス・フランは主に、トレーディング・ポートフォリオからの受取利息及び受取配当金の増加274百万スイス・フラン及び金融投資からの受取利息及び受取配当金の増加63百万スイス・フランによるものである。この増加は、受取利息及び割引料の減少127百万スイス・フランにより一部相殺された。

受取報酬及び手数料純額は262百万スイス・フラン減少し6,192百万スイス・フランとなった。これは主に、仲介手数料の減少372百万スイス・フラン及び引受報酬の減少192百万スイス・フランを反映して、有価証券及び投資事業からの受取報酬及び手数料が465百万スイス・フラン減少したためである。この減少は、信用関連の受取報酬及び手数料の増加168百万スイス・フランにより一部相殺された。

トレーディング収益純額は、802百万スイス・フラン減少し3,407百万スイス・フランとなった。これは主に、インベストメント・バンクの収益が減少したことに起因する。

経常活動からのその他の収益は、1,361百万スイス・フラン増加し3,729百万スイス・フランとなった。これは主に、提供したサービスに対して子会社から受け取った収益が増加したことにより、その他の経常収益が760百万スイス・フラン増加し4,494百万スイス・フランとなったためである。さらに、その他の経常費用は、676百万スイス・フラン減少し1,816百万スイス・フランとなった。これは主に、提供を受けたサービスに対する子会社からの請求が324百万スイス・フラン減少したことによる。また、公開買付けによる債券の買戻しに関連した損失が183百万スイス・フラン減少した。子会社及びその他の持分投資からの受取配当金は137百万スイス・フラン減少した。

**詳細については、注記3及び4を参照。**

## 営業費用

営業費用は683百万スイス・フラン減少し12,514百万スイス・フランとなった。

人件費は、1,369百万スイス・フラン減少し6,787百万スイス・フランとなった。これは主に、一部の持株参加制度及びその他の繰延報酬制度の会計処理を再評価した結果、当該制度の認識期間及び測定方法をIFRSに一致させたことに関連している。この調整により、人件費が1,355百万スイス・フラン減少した。

**詳細については、注記2bを参照。**

一般管理費は686百万スイス・フラン増加し5,727百万スイス・フランとなった。これは主に、専門家報酬の増加及びIT及びその他の業務の外部委託費の増加に関連するものである。

#### 子会社及びその他の持分投資の減損

子会社及びその他の持分投資の減損は860百万スイス・フラン減少し415百万スイス・フランとなった。これは主に、2013年度は、一部の引当金繰入額に関連する減損、戦略的な事業計画の見直し、及び米ドルの下落による為替相場の不利な変動による評価損の影響を受けたためである。

#### 引当金繰入額及び損失

引当金繰入額及び損失は954百万スイス・フラン増加し1,613百万スイス・フランとなった。これは主に、2014年度には、訴訟、規制上の問題及び類似の問題に対する引当金繰入額の増加が含まれていることによる。この増加は、リストラクチャリング引当金の認識に関する会計方針を任意に変更したことによる影響に関連したリストラクチャリング引当金の取崩399百万スイス・フランにより一部相殺された。

**詳細については、注記2bを参照。**

#### 特別利益

特別利益は3,183百万スイス・フラン増加し4,850百万スイス・フランとなった。子会社及びその他の持分投資の減損損失及び引当金の戻入額は、3,670百万スイス・フラン増加し4,646百万スイス・フランとなった。これは、子会社に計上された繰延税金資産の大幅な上方再評価、並びに主に米ドル建て及び英ポンド建ての投資の換算に係る、為替相場の有利な変動による評価益の影響に伴うものである。その他の特別利益230百万スイス・フランの減少は主に、不動産売却による利得が減少したことによる。2013年度の特別利益には、2009年度のUBSパクチュアルの売却に関連する再投資控除引当金291百万スイス・フランの取崩が含まれている。

**詳細については、注記5を参照。**

#### 特別損失

特別損失は、9百万スイス・フランに対して、57百万スイス・フランとなった。これは主に、前年度に関連する費用の増加によるものである。

**詳細については、注記5を参照。**

#### 税金費用 / 税務上の便益

2014年度の税金費用は、212百万スイス・フランとなった（前年度は270百万スイス・フランの税金費用）。この金額には、IFRSに基づくUBS AG（連結ベース）の税務上の便益純額1,180百万スイス・フランとの差異が生じている。これは主に、子会社に係る税務上の便益純額がUBS AGの個別財務書類には含まれていないことによる。この影響は、UBS AGに係る繰延税金資産の純減少額（繰延税金資産はスイスGAAPでは認識されないため、この純減少額もUBS AGの個別財務書類に含まれていない。）により一部相殺された。

**貸借対照表：2014年12月31日現在と2013年12月31日現在の比較****資産の増減**

2014年12月31日現在の資産合計は、2013年12月31日現在から620億スイス・フラン増加し7,780億スイス・フランとなった。この純増額はスイス・フランに対する米ドル高による影響を受けている。

顧客貸出金は300億スイス・フラン増加した。これは主に、ターム貸付の増加、貸付以外の法人顧客とのリバース・レポ契約高の増加及び為替変動の影響を反映したものである。当座資産は2014年12月31日現在、260億スイス・フラン増加した。これは主に、中央銀行預け金の増加を反映したものである。再調達価額 - 借方（マスター・ネットिंग契約及び/又は関連する担保契約に法的強制力がある場合、純額で表示）は130億スイス・フラン増加した。これは主に、金利契約が純額で増加したことに起因する。有価証券及び貴金属のトレーディング残高は70億スイス・フラン増加した。これは主に、資本性金融商品の保有高の増加を反映したものであり、貴金属の保有高の減少により一部相殺された。子会社及びその他の持分投資は50億スイス・フラン増加した。これは主に、上記の通り当事業年度における減損の戻入によるものである。

これらの増加は、銀行間貸付（銀行預け金）の減少により一部相殺された。これは主に、子会社とのリバース・レポ契約高が減少したことに起因する。さらに、マネー・マーケット・ペーパーの保有高は110億スイス・フラン減少したが、これは主に日本、英国、フランス及びドイツの国債が減少したことによる。

**負債の増減**

2014年12月31日現在の負債合計は、550億スイス・フラン増加し7,360億スイス・フランとなった。この純増額はスイス・フランに対する米ドル高による影響を受けている。

顧客預り金は250億スイス・フラン増加し、4,020億スイス・フランとなった。これは主に、預金及び当座口座の増加と為替変動の影響によるものである。銀行預り金は160億スイス・フラン増加し、950億スイス・フランとなった。これは主に、子会社とのレポ及び証券貸付取引の増加及び為替変動の影響を反映したものである。2014年12月31日現在、発行済マネー・マーケット・ペーパーは110億スイス・フラン増加し340億スイス・フランとなった。これは主に、延長可能な市場金利連動型定期預金の新規発行を反映している。再調達価額 - 貸方は50億スイス・フラン増加し430億スイス・フランとなった。これは主に、金利契約が純額で増加したことに起因するものであり、外国為替契約が純額で減少したことにより一部相殺された。

**資本の増減**

2014年12月31日現在、株主に帰属する持分は、2013年12月31日現在の35,437百万スイス・フランに対して42,376百万スイス・フランとなった。この増加は主に、2014年度の当期純利益7,849百万スイス・フランによるものである。

2014年12月31日現在、一般準備金は1,842百万スイス・フラン増加し、28,453百万スイス・フランとなった。これは主に、2013年度の当期純利益の処分額2,753百万スイス・フランを反映しており、2014年5月の資本準備金からの938百万スイス・フランの払戻しにより一部相殺された。2013年12月31日現在の自己株式準備金1,020百万スイス・フランは、UBSグループの再編の一環として2014年度に全額戻し入れられ、その他の準備金が同額増加した。UBS AGの自己株式は全て、株式交換によりUBSグループAGの自己株式と交換された。株式交換後に取得したUBS AG株式はトレーディング目的で保有され、2014年12月31日現在、自己株式準備金は認識されていない。

詳細については、注記10を参照。



## UBS AG (個別) 財務書類

監査済  
損益計算書

単位：百万スイス・フラン	注記	終了事業年度		変化率(%)
		2014年12月31日	2013年12月31日	対2013年12月31日
受取利息及び割引料		8,665	8,792	(1)
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息及び受取配当金		2,683	2,409	11
金融投資からの受取利息及び受取配当金		198	135	47
支払利息		(6,450)	(7,292)	(12)
受取利息純額		5,097	4,044	26
与信関連報酬及び手数料		492	324	52
有価証券及び投資事業からの受取報酬及び手数料		6,248	6,713	(7)
その他の受取報酬及び手数料		598	649	(8)
支払報酬及び手数料		(1,147)	(1,231)	(7)
受取報酬及び手数料純額		6,192	6,454	(4)
トレーディング収益純額	3	3,407	4,209	(19)
金融投資売却収益純額		147	81	81
子会社及びその他の持分投資からの受取配当金		878	1,015	(13)
保有不動産からの収益		26	30	(13)
その他の経常収益	4	4,494	3,734	20
その他の経常費用	4	(1,816)	(2,492)	(27)
経常活動からのその他の収益		3,729	2,368	57
営業収益		18,425	17,074	8
人件費		6,787	8,156	(17)
一般管理費		5,727	5,041	14
営業費用		12,514	13,197	(5)
営業利益		5,911	3,877	52
子会社及びその他の持分投資の減損		415	1,275	(67)
固定資産に係る減価償却費		616	579	6
引当金繰入額及び損失		1,613	659	145
特別項目及び税引前利益/(損失)		3,267	1,365	139
特別利益	5	4,850	1,667	191
特別損失	5	(57)	(9)	533
税金(費用)/税務上の便益		(212)	(270)	(21)
当期純利益/(損失)		7,849	2,753	185

## 損益計算書(続き)

単位：億円	注記	終了事業年度		変化率(%)
		2014年12月31日	2013年12月31日	対2013年12月31日
受取利息及び割引料		11,425	11,592	(1)
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息及び受取配当金		3,538	3,176	11
金融投資からの受取利息及び受取配当金		261	178	47
支払利息		(8,504)	(9,615)	(12)
受取利息純額		6,720	5,332	26
与信関連報酬及び手数料		649	427	52
有価証券及び投資事業からの受取報酬及び手数料		8,238	8,851	(7)
その他の受取報酬及び手数料		788	856	(8)
支払報酬及び手数料		(1,512)	(1,623)	(7)
受取報酬及び手数料純額		8,164	8,510	(4)
トレーディング収益純額	3	4,492	5,550	(19)
金融投資売却収益純額		194	107	81
子会社及びその他の持分投資からの受取配当金		1,158	1,338	(13)
保有不動産からの収益		34	40	(13)
その他の経常収益	4	5,925	4,923	20
その他の経常費用	4	(2,394)	(3,286)	(27)
経常活動からのその他の収益		4,917	3,122	(57)
営業収益		24,293	22,512	8
人件費		8,949	10,754	(17)
一般管理費		7,551	6,647	14
営業費用		16,500	17,400	(5)
営業利益		7,794	5,112	52
子会社及びその他の持分投資の減損		547	1,681	(67)
固定資産に係る減価償却費		812	763	6
引当金繰入額及び損失		2,127	869	145
特別項目及び税引前利益/(損失)		4,308	1,800	139
特別利益	5	6,395	2,198	191
特別損失	5	(75)	(12)	533
税金(費用)/税務上の便益		(280)	(356)	(21)
当期純利益/(損失)		10,349	3,630	185

## 貸借対照表

		2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在	変化率(%) 対2013年 12月31日
単位：百万スイス・フラン				
	注記			
<b>資産</b>				
当座資産		95,711	69,808	37
マネー・マーケット・ペーパー		10,966	22,159	(51)
銀行預け金		112,649	127,689	(12)
顧客貸出金		183,091	153,326	19
モーゲージ・ローン		155,406	152,479	2
有価証券及び貴金属のトレーディング残高		101,820	94,841	7
金融投資		37,154	34,985	6
子会社及びその他の持分投資		27,199	21,758	25
固定資産		5,932	5,193	14
未収収益及び前払費用		2,012	2,025	(1)
再調達価額-借方	14	42,385	29,085	46
その他の資産	6	3,568	2,568	39
<b>資産合計</b>		<b>777,893</b>	<b>715,917</b>	<b>9</b>
内、劣後資産		4,257	1,776	140
内、子会社及び適格株主からの受取債権		144,031	150,663	(4)
<b>負債</b>				
発行済マネー・マーケット・ペーパー		34,235	22,885	50
銀行預り金		94,952	79,207	20
トレーディング・ポートフォリオ負債		18,965	22,165	(14)
普通預金顧客預り金		112,709	106,040	6
その他の顧客預り金		289,779	271,339	7
中期債		602	779	(23)
発行済社債及び中央モーゲージ機関借入金		77,067	75,585	2
公正価値での測定を指定された金融負債		49,803	49,620	0
未払費用及び繰延収益		4,700	6,610	(29)
再調達価額-貸方	14	42,911	37,415	15
その他の負債	6	6,962	6,029	15
引当金	9	2,831	2,805	1
<b>負債合計</b>		<b>735,517</b>	<b>680,480</b>	<b>8</b>
内、劣後債務		18,840	13,800	37
<b>資本</b>				
資本金	10,11	384	384	0
一般法定準備金	10	28,453	26,611	7
内、資本準備金		40,782	41,692	(2)
内、利益剰余金		(12,329)	(15,081)	(18)
自己株式準備金	10	0	1,020	(100)
内、利益剰余金		0	1,020	(100)
その他の準備金	10	5,689	4,669	22
当期純利益/(損失)		7,849	2,753	185
株主に帰属する持分	10	42,376	35,437	20
<b>負債及び資本合計</b>		<b>777,893</b>	<b>715,917</b>	<b>9</b>

---

内、子会社及び適格株主への支払債務	108,913	76,339	43
-------------------	---------	--------	----

---

## 貸借対照表(続き)

		2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在	変化率(%) 対2013年 12月31日
単位: 億円				
資産				
当座資産		126,195	92,042	37
マネー・マーケット・ペーパー		14,459	29,217	(51)
銀行預け金		148,528	168,358	(12)
顧客貸出金		241,405	202,160	19
モーゲージ・ローン		204,903	201,044	2
有価証券及び貴金属のトレーディング残高		134,250	125,048	7
金融投資		48,988	46,128	6
子会社及びその他の持分投資		35,862	28,688	25
固定資産		7,821	6,847	14
未収収益及び前払費用		2,653	2,670	(1)
再調達価額-借方	14	55,885	38,349	46
その他の資産	6	4,704	3,386	39
資産合計		1,025,652	943,937	9
内、劣後資産		5,613	2,342	140
内、子会社及び適格株主からの受取債権		189,905	198,649	(4)
負債				
発行済マネー・マーケット・ペーパー		45,139	30,174	50
銀行預り金		125,194	104,434	20
トレーディング・ポートフォリオ負債		25,005	29,225	(14)
普通預金顧客預り金		148,607	139,814	6
その他の顧客預り金		382,074	357,760	7
中期債		794	1,027	(23)
発行済社債及び中央モーゲージ機関借入金		101,613	99,659	2
公正価値での測定を指定された金融負債		65,665	65,424	0
未払費用及び繰延収益		6,197	8,715	(29)
再調達価額-貸方	14	56,578	49,332	15
その他の負債	6	9,179	7,949	15
引当金	9	3,733	3,698	1
負債合計		969,779	897,213	8
内、劣後債務		24,841	18,195	37
資本				
資本金	10,11	506	506	0
一般法定準備金	10	37,515	35,087	7
内、資本準備金		53,771	54,971	(2)
内、利益剰余金		(16,256)	(19,884)	(18)
自己株式準備金	10	0	1,345	(100)
内、利益剰余金		0	1,345	(100)
その他の準備金	10	7,501	6,156	22
当期純利益/(損失)		10,349	3,630	185
株主に帰属する持分	10	55,873	46,724	20

負債及び資本合計	1,025,652	943,937	9
内、子会社及び適格株主への支払債務	143,602	100,653	43

## 利益処分計算書及び資本準備金の取崩し配当案

取締役会は、2015年5月7日の年次株主総会（以下「AGM」という。）に以下の利益処分の承認議案を付議している。

## 利益処分案

	終了事業年度	
	2014年12月31日	
単位：百万スイス・フラン	百万スイス・フラン	億円
当期純利益	7,849	10,349
処分可能額合計	7,849	10,349
一般準備金繰入：利益剰余金	7,849	10,349
処分額合計	7,849	10,349

## 資本準備金の払戻し案

取締役会は、2015年5月7日のAGMに、資本準備金から1株当たり額面価格0.10スイス・フランに対し0.50スイス・フランの取崩し配当の承認を求める議案を付議している。取締役会はまた、株式保有者に対し、1株当たり0.50スイス・フランに相当する価値を有する株式配当（又は株式相当証券）を受領する選択権を提供することができる。取締役会が、かかる配当につき株式相当選択権の提案を決定した場合は、当該提案及び選択手段に関する詳細をAGMへの招集通知に記載する。

さらに取締役会は、資本準備金から1株当たり額面価格0.10スイス・フランに対し0.25スイス・フランの現金配当の払戻し（以下「追加払戻し」という。）を提案する。この払戻しの前提条件は、以下の通りである。

- ( ) UBSグループAGは、直接又は間接にUBS AGの発行済株式の全てを取得していること（スイス証券取引法第33条に基づく株式消却手続、UBS AGをUBSグループAGの完全子会社とする三角合併、あるいはそれ以外の方法による）（以下「取得条件」という。）。
- ( ) かかる取得条件を満たすとともに、UBS AG及びUBSグループAGは、追加払戻しの支払実行後にスイス法に基づく最低自己資本要件を連結ベース及びUBS AG個別ベースでそれぞれ満たすこと（以下「規制上の条件」という。）。

追加払戻しの基準日と支払日は、取締役会が決定する。取得条件及び規制上の条件が2016年のAGMの開催日までに満たされない場合、当該決議は失効する。

	終了事業年度	
単位：百万スイス・フラン（別掲されている場合を除く）	2014年12月31日	
	百万スイス・フラン	億円
払戻し案前の資本準備金額合計 <sup>1,2</sup>	40,782	53,771
一般準備金における資本準備金の普通払戻し案： 出資の払戻しの権利付株式1株当たり0.50スイス・フラン <sup>3</sup>	(1,922) <sup>4</sup>	(2,534) <sup>4</sup>
一般準備金における資本準備金の追加払戻し案： 出資の払戻しの権利付株式1株当たり0.25スイス・フラン <sup>3</sup>	(961)	(1,267)
払戻し案後の資本準備金合計	37,899	49,970

<sup>1</sup> 貸借対照表上に表示されている通り、資本準備金40,782百万スイス・フランは、マイナスの利益剰余金12,329百万スイス・フランを考慮後の一般準備金28,453百万スイス・フランを構成している。<sup>2</sup> 2011年1月1日付けで、スイスの源泉所得税法は、資本準備金からの支払いは源泉所得税の対象ではないと規定している。この法律により、資本準備金の適格な金額及び財務書類上の開示についてスイス連邦税務当局と企業との間で解釈の相違が生じた。従って、スイス連邦税務当局は、利益剰余金から支払う配当金に適用する源泉所得税の徴収対象とせず、UBSが開示された資本準備金274億スイス・フランを株主に払い戻すことが可能であると認めた（2011年1月1日現在の状況）。この金額は、2012年、2013年及び2014年のAGMで承認された払戻しの後、2014年12月31日現在、256億スイス・フランまで減額した。残りの金額についての判断は、今後持ち越されることになった。<sup>3</sup> 配当金受取の権利付株式とは、UBS AGが保有している自己株式を

除いて、基準日現在の全ての株式のことである。表示されている1,922百万スイス・フラン及び961百万スイス・フランは、2014年12月31日現在の発行済株式総数に基づいている。<sup>4</sup> 現金による払戻しに基づいている。



## UBS AG個別財務書類注記

### 注記1 事業活動、リスク評価、外部委託及び従業員

#### 事業活動

UBS AG(個別)の事業活動は、本報告書の「経営環境及び戦略」のセクション(訳者注:原文の「Operating environment and strategy」のセクション)におけるUBSグループの活動の説明において記述されている。

#### リスク評価

UBS AG(個別)は、グループ全体の内部のリスク評価プロセスに、完全に組み込まれており、それは本報告書の「リスク、資金及び資本管理」のセクション(訳者注:原文の「Risk, treasury and capital management」のセクション)の監査済の部分に記述されている。

#### 外部委託

UBS AGは、外部業者との契約を通じてIT及びその他の業務の外部委託を行っている。

#### 従業員

UBS AGの従業員は、2013年12月31日現在の33,291人に対して、2014年12月31日現在、常勤相当で32,974人であった。

### 注記2 会計方針

#### a) 重要な会計方針

UBS AGの個別財務書類は、スイスGAAP(FINMA令2008/2及び銀行法)に準拠して作成されている。会計方針は、原則として連結財務書類の注記1に説明されている概要と同様である。スイスGAAPの規定と国際財務報告基準との重要な相違は、連結財務書類の注記38に記述されている。UBS AGの個別財務書類に適用された重要な会計方針は以下に記載されている。

#### 為替換算

国外支店の資産及び負債は、貸借対照表日現在の直物為替相場でスイス・フランに換算され、損益項目は、各期間の加重平均為替相場で換算されている。為替換算差額は全て損益計算書に認識される。

UBS AG(個別)が使用する主要通貨の換算レートは、連結財務書類の注記36に記載されている。

#### 子会社及びその他の持分投資

子会社及びその他の持分投資は、UBS AGの事業活動目的又は戦略的理由により保有される株式持分であり、UBS AGが世界的規模で銀行業務を行っている直接投資子会社の全てが計上されている。当該投資は、減損控除後の取得原価で計上される。帳簿価額は、価値の減少の兆候(重要な営業損失の発生又は当該投資を占める通貨の著しい下落を含む)が存在する場合、減損テストの対象となる。子会社への投資が減損している場合、その価値は通常、純資産価額に減額される。減損認識後の価値の回復は、純資産価額の増加又は将来の収益性に関する経営者の予測において純資産価額を帳簿価額が上回ることを裏付けている場合は、当該純資産価額を超える部分に基づき、当初の取得原価を上限として認識される。経営者が、どの程度及びどの期間において価値の回復を認識するかに関して、自己の裁量で判断する場合がある。

減損損失の戻入額は、損益計算書の特別利益に表示される。投資の減損損失は、特別項目及び税引前利益/(損失)の子会社及びその他の持分投資の減損に表示される。子会社の減損損失及び減損損失の一部又は全額の戻入は、過年度に関連する場合、それぞれ純額で特別損失又は特別利益に分類される。

## 繰延税金

繰延税金資産は、UBS AGの個別財務書類では認識されないが、繰延税金負債は将来加算一時差異に対して認識される場合がある。繰延税金負債の変動は損益計算書に認識される。

## その他の経常収益及びその他の経常費用

その他の経常収益には、主にUBS AGとその子会社間での収益・費用の配分から生じる利益、並びに金融投資の低価法による会計処理からの利益が含まれる。その他の経常費用には、主にUBS AGとその子会社間の収益配分から生じる費用、並びに金融投資の低価法による会計処理からの損失が含まれる。原則として、UBS AGとその子会社間での費用及び収益の配分は、独立第三者間の取引価格で行われ、現金で決済される。

## 年金及びその他の退職後給付制度

FINMA令2008/2「会計処理 - 銀行」は、年金及びその他の退職後給付制度の会計処理に、IAS第19号又はスイスGAAPのFER第16号の適用を認めている。会計基準の選択は制度ごとに行うことができる。

UBS AGはスイスの年金制度に関して、スイスGAAPのFER第16号を適用している。スイスGAAPのFER第16号は、年金基金に対する雇用主掛金を人件費として認識することを要求している。スイスの年金基金に対する雇用主掛金は報酬からの拠出割合で決定される。スイスGAAPのFER第16号に基づいて、年金基金から経済的便益又は義務（諸条件が満たされる場合に貸借対照表に計上される。）が生じるかどうかについて、UBS AGの観点から定期的に評価される。その評価には、スイスGAAPのFER第26号に準拠して作成された年金基金の財務書類が使用される。

スイスGAAPとIAS第19号との重要な相違には、将来の昇給や退職貯蓄に係る金利など、スイスGAAPに従って用いられる静的手法では考慮されない動的要素の処理が含まれる。さらに、IAS第19号に従って確定給付債務の算定に使用される割引率は、各年金制度の対象国の市場における優良社債の利回りに基づいている。スイスGAAPに従って使用される割引率（すなわち、予定利率）は、年金基金委員会の投資戦略による期待リターンを基に同委員会が決定する。

**詳細については、注記8を参照。**

UBS AGは、スイス以外の確定給付制度にIAS第19号の適用を選択した。しかしながら、確定給付債務及び制度資産の再測定による損益は、資本に直接ではなく損益計算書に認識される。

## 自己株式

自己株式は、企業が保有する自社の資本性金融商品であり、貸借対照表に有価証券及び貴金属のトレーディング残高又は金融投資として認識される。自己株式の売建てはトレーディング・ポートフォリオ負債として表示される。トレーディング残高に認識された自己株式及び自己株式の売建ては公正価値で測定され、公正価値への再測定で生じた未実現利得又は損失は損益計算書に認識される。2014年12月31日現在、UBS AGが保有している自己株式はトレーディング目的のみであるため、自己株式準備金を取り崩し、その他の準備金に積み立てた。

## 個別財務書類の免除

UBS AGは、IFRSに準拠して連結財務書類を作成しているため、UBS AGは個別財務書類における様々な開示を免除されている。この免除には、キャッシュ・フロー計算書の作成、注記による各種開示及び中間財務書類の公表が含まれる。

## b) 会計方針の変更、比較可能性及びその他の修正

### 繰延報酬

付与者としての責任と関連する債務がUBS AGからUBSグループの最終持株会社であるUBSグループAGに移行されたことに関して、UBSは、2014年度第4四半期において特定の持株参加制度及びその他の繰延報酬制度に関する会計処理の再評価を行い、当該制度の認識期間と測定方法がIFRSに整合したものとなるよう調整した。これにより報酬費用は、権利確定期間にわたって認識され、喪失分の仮定や権利確定後の譲渡制限に係る調整額を加えた付与日の公正価値で測定されるようになった。株式決済型制度に関しては、付与後の再測定は行われない。この調整により、未払費用及び繰延収益が純額で1,330百万スイス・フラン取崩され、これは人件費1,355百万スイス・フランの減少及びトレーディング収益純額25百万スイス・フランの減少として表示されている。

当該移行の結果、UBSグループAGは、従業員持株制度、オプション制度、概念上のファンド制度及び繰延現金報酬制度に関する付与者としての役割に伴う権利/義務(当グループのうち該当する子会社へのリチャージ権利を含む。)を全て承継した。その結果、この調整に伴い2014年度に認識された収益のかなりの部分は、権利確定期間にわたり費用として認識されることで将来的に相殺される予定である。

### リストラクチャリング引当金

2014年度において、UBS AGはリストラクチャリング引当金の認識に関する会計方針の再評価を行い、( )引当対象となる範囲及び( )引当金の認識時期が、IFRSに整合したものとなるよう調整した。この自主的な会計方針の変更により、リストラクチャリング引当金399百万スイス・フランが取崩され、これは引当金繰入額及び損失の減少として認識された。

## c) 今後適用が予想される会計方針

### 銀行及び証券ディーラーに適用される会計基準の修正

会計及び財務報告に関するスイス法(スイス連邦債務法第32章)が2011年に改訂され、2013年1月1日に施行された(移行期間2年(すなわち、2015年1月1日以降に開始する事業年度から適用され、早期適用が認められている。))。この改訂を受け、銀行及び証券ディーラーに適用される会計基準は、修正された。2014年4月30日、スイス連邦参事会は銀行法改正案を承認し、2014年6月3日に新たなFINMA通達2015/1「会計処理 - 銀行」が公表された。かかる銀行改正法及び新規FINMA通達に準拠したスイスGAAPの改訂は、2015年1月1日以降に開始する事業年度から適用され、早期適用が認められている。旧規則に従い、2015年度中の中間財務報告に対して移行期間が認められている(すなわち、スイスGAAPの改訂は遅くとも2015年12月31日現在の年次財務書類に適用される。)。UBS AGは移行期間を利用し、2015年度第4四半期報告書の一部として開示する財務情報及び2015年度の年次財務書類にスイスGAAPの改訂を適用する予定である。スイスGAAPの改訂は、認識、測定及び表示の点で、IFRSとより緊密に連携するものであり、同時に、個別財務書類に要求される注記による開示の数が著しく増加することとなる。UBS AGは、スイスGAAPの改訂を適用することによる財務書類への影響は限定的であると考えている。全体として、公正価値オプションの範囲拡大及び公正価値ヘッジ会計の変更により、損益計算書のボラティリティが一部軽減されると想定される。

## 注記3 トレーディング収益純額

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		変化率(%)
	2014年12月31日	2013年12月31日	対2013年12月31日
インベストメント・バンク - コーポレート・クライアント・ソリューション <sup>1</sup>	56	245	(77)
インベストメント・バンク - インベスター・クライアント・サービス <sup>1</sup>	3,039	3,689	(18)
その他の事業部門及びコーポレート・センター	313	275	14
<b>合計</b>	<b>3,407</b>	<b>4,209</b>	<b>(19)</b>

<sup>1</sup> 2014年度に比較数値が修正されたため、インベストメント・バンク - コーポレート・クライアント・ソリューションの2013年度のトレーディング収益純額が123百万スイス・フラン減少し、インベストメント・バンク - インベスター・クライアント・サービスの同項目の増加を相殺した。

## 注記4 その他の経常収益及び費用

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		変化率(%)
	2014年12月31日	2013年12月31日	対2013年12月31日
貸出金及び債権の売却による利得	47	26	81
費用配分から生じる収益	2,498	1,917	30
収益配分から生じる収益	1,853	1,682	10
その他	96	110	(13)
<b>その他の経常収益合計</b>	<b>4,494</b>	<b>3,734</b>	<b>20</b>
UBSの債券の早期償還による損失	(4)	(187)	(98)
収益配分から生じる費用	(1,772)	(2,096)	(15)
その他	(40)	(209)	(81)
<b>その他の経常費用合計</b>	<b>(1,816)</b>	<b>(2,492)</b>	<b>(27)</b>

## 注記5 特別損益

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		変化率(%)
	2014年12月31日	2013年12月31日	対2013年12月31日
子会社及びその他の持分投資の売却益	96	76	26
子会社及びその他の持分投資の減損損失及び引当金の戻入額	4,646	976	376
前期の関連利益	63	49	29
その他の特別利益	45	275	(84)
パクチュアルの売却に関連する再投資控除引当金の取崩額	0	291	(100)
<b>特別利益合計</b>	<b>4,850</b>	<b>1,667</b>	<b>191</b>
子会社及びその他の持分投資の処分損	0	(3)	(100)
前期の関連損失	(55)	(7)	686
その他の特別損失	(2)	0	
<b>特別損失合計</b>	<b>(57)</b>	<b>(9)</b>	<b>533</b>

## 注記6 その他の資産及び負債

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在	変化率(%) 対2013年12月31日
<b>その他の資産</b>			
子会社及び適格株主からの受取債権	1,344	1,412	(5)
決済勘定	348	394	(12)
未収付加価値税及びその他の税金	179	313	(43)
その他受取債権 <sup>1</sup>	1,697	449	278
<b>その他の資産合計</b>	<b>3,568</b>	<b>2,568</b>	<b>39</b>

<sup>1</sup> 2014年12月31日現在の残高には、保釈保証金1,323百万スイス・フランが含まれている。詳細については、連結財務書類の注記22bの1の項を参照。

## その他の負債

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在	変化率(%) 対2013年12月31日
ヘッジ手段に係る繰延ポジション	3,597	2,690	34
子会社及び適格株主に対する支払債務	538	728	(26)
決済勘定	720	655	10
確定給付負債純額	680	563	21
未払付加価値税その他の税金	232	387	(40)
その他の未払金	1,193	1,006	19
<b>その他の負債合計</b>	<b>6,962</b>	<b>6,029</b>	<b>15</b>

## 注記7 担保差入資産

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日現在		2013年12月31日現在		変化率(%)	
	担保差入資産の 帳簿価額	貸借対照表に 認識された 関連する負債	担保差入資産の 帳簿価額	貸借対照表に 認識された 関連する負債	担保差入資産の 帳簿価額	貸借対照表に 認識された 関連する負債
マネー・マーケット・ペーパー	0	0	496	405	(100)	(100)
モーゲージ・ローン <sup>1</sup>	27,973	21,643	33,632	22,634	(17)	(4)
有価証券	57,846	17,237	45,071	15,849	28	9
子会社に対する貴金属の担保差入	1,153	0	4,144	0	(72)	0
<b>合計<sup>2</sup></b>	<b>86,972</b>	<b>38,880</b>	<b>83,343</b>	<b>38,888</b>	<b>4</b>	<b>0</b>

<sup>1</sup> 担保に差し入れられたこれらのモーゲージ・ローンは、スイスの中央モーゲージ機関に対する既存の負債に関する及び既存のカバード・ボンドの発行に対する担保である。担保に差し入れられたこれらのモーゲージ・ローンのうち、2014年12月31日現在、約45億スイス・フラン（2013年12月31日：約58億スイス・フラン）は、既存の担保要件に違反しなければ、返還若しくは将来の負債又はカバード・ボンドの発行のために使用が可能であった。<sup>2</sup> 未実行の信用枠に関連して、並びに支払い、清算及び決済のために中央銀行に差し入れた資産は含まれていない（2014年12月31日：49億スイス・フラン、2013年12月31日：33億スイス・フラン）。

UBS AGは、主に有価証券貸付取引、レポ取引、スイスのモーゲージ機関からの借入に対して、デリバティブ取引に関連して、証券取引所及び清算機関の会員であることに伴う有価証券差入として、並びにカバード・ボンドの発行に関連して、資産を担保に差し入れている。

## 注記8 スイスの年金制度及びスイス以外の確定給付制度

### a) スイスの年金制度及びスイス以外の確定給付制度による負債

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日	2013年12月31日
スイスの年金制度に対する引当金	0	0
スイス以外の確定給付制度に係る確定給付負債純額	680	563
スイスの年金制度に対する引当金及びスイス以外の確定給付制度に係る確定給付負債純額	680	563
スイスの年金基金が保有するUBS銀行口座及びUBSの負債性金融商品	385	119
スイスの年金基金が保有するUBSのデリバティブ金融商品	102	295
<b>スイスの年金制度及びスイス以外の確定給付制度に対する負債合計</b>	<b>1,168</b>	<b>977</b>

### b) スイスの年金制度<sup>1</sup>

	現在又は終了事業年度	
単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日	2013年12月31日
年金制度の積立超過額	4,572	4,772
UBS AGの経済的便益 / (債務)	0	0
損益計算書に認識された経済的便益 / 債務の変動	0	0
損益計算書に認識された当期の雇用主掛金	444	468
業績報奨に関連して生じた雇用主掛金	45	49
<b>損益計算書の人件費に認識された年金費用合計</b>	<b>489</b>	<b>517</b>

<sup>1</sup> 年金制度の積立超過額は、FER第26号に準拠して算定されており、資産価値の変動に対する引当金で構成される。FER第16号に準拠して、2014年12月31日及び2013年12月31日現在、当該余剰金はUBS AGに対する経済的便益を表わすものではなかった。

2014年度及び2013年度において、スイスの年金制度には雇用主掛金に対する引当金はなかった。

**スイスの年金制度及びスイス以外の確定給付制度に関する詳細については、連結財務書類の注記28を参照。**

## 注記9 引当金<sup>1</sup>

単位：百万スイス・フラン	2013年 12月31日現在 残高	特定目的に準拠 して取り崩された 引当金	回収、 不良債権に 係る利息、 為替換算調整 による影響 及び組替	引当金戻入	新規引当金 繰入	2014年 12月31日現在 残高
債務不履行リスク	747	(337)	74	(190)	402	695
内、顧客貸出金及びモーゲージ・ ローンに対する個別引当金	606	(172)	57	(141)	305	655
内、銀行預け金に対する個別引当金	15	(15)	0	(1)	12	12
内、集合貸倒引当金 <sup>1</sup>	18	0	0	(13)	0	5
内、ローン・コミットメント及び 保証に対する引当金	46	(1)	11	(35)	1	23
内、その他の引当金	61	(149)	5	0	84	0
オペレーショナル・リスク	21	(7)	0	(1)	14	28
訴訟リスク <sup>2</sup>	726	(1,119)	(7)	(158)	2,439	1,881
リストラクチャリング <sup>3</sup>	1,455	(605)	72	(717)	124	329
不動産 <sup>4</sup>	84	(5)	4	(2)	2	83
従業員給付	215	(5)	8	(23)	12	208
子会社に対する親会社支援	85	0	0	(1)	13	97
繰延税金	3	0	1	0	6	10
その他の引当金	169	(18)	2	(8)	28	172
<b>引当金合計</b>	<b>3,505</b>	<b>(2,096)</b>	<b>153</b>	<b>(1,100)</b>	<b>3,041</b>	<b>3,504</b>
資産から控除された引当金	701					673
<b>貸借対照表上の引当金合計</b>	<b>2,805</b>					<b>2,831</b>

<sup>1</sup> 主に、顧客貸出金に関連している。<sup>2</sup> 保証リスクにより発生する訴訟引当金が含まれる。<sup>3</sup> 詳細については、注記2bを参照。<sup>4</sup> 2014年12月31日現在の不利なリース契約に係る引当金14百万スイス・フラン（2013年12月31日：16百万スイス・フラン）及び2014年12月31日現在のリース物件改良費の原状回復費用70百万スイス・フラン（2013年12月31日：68百万スイス・フラン）を含む。

## 注記10 株主持分計算書

単位：百万スイス・フラン	資本金	一般 準備金	自己株式 準備金	その他の 準備金	当期純利益/ (損失)	株主持分合計 (資本準備金 分配前)
<b>2012年12月31日現在及び2013年1月1日現在残高</b>	<b>384</b>	<b>31,997</b>	<b>889</b>	<b>6,551</b>	<b>(6,645)</b>	<b>33,176</b>
資本金増加	1	71				72
利益/(損失)の処分又は処理		(4,894)		(1,751)	6,645	0
前期配当		(564)				(564)
当期純利益/(損失)					2,753	2,753
自己株式準備金変動			131	(131)		0
<b>2013年12月31日現在及び2014年1月1日現在残高</b>	<b>384</b>	<b>26,611</b>	<b>1,020</b>	<b>4,669</b>	<b>2,753</b>	<b>35,437</b>
資本金増加	0	28				28
利益/(損失)の処分又は処理		2,753			(2,753)	0
前期配当		(938)				(938)
当期純利益/(損失)					7,849	7,849
自己株式準備金変動			(1,020)	1,020		0
<b>2014年12月31日現在</b>	<b>384</b>	<b>28,453</b>	<b>0</b>	<b>5,689</b>	<b>7,849</b>	<b>42,376</b>

## 注記11 資本金及び主要株主

	額 面		配当順位	
	株式数	資本金 単位：スイス ・フラン	株式数	資本金 単位：スイス ・フラン
<b>2014年12月31日現在残高</b>				
発行済	3,844,560,913	384,456,091	3,842,445,658	384,244,566
内、社外流通株式	3,842,445,658	384,244,566	3,842,445,658	384,244,566
内、UBS AG (個別) が保有する自己株式 <sup>1</sup>	2,115,255	211,526		
条件付資本	516,200,312	51,620,031		
<b>2013年12月31日現在残高</b>				
発行済	3,842,002,069	384,200,207	3,768,225,119	376,822,512
内、社外流通株式	3,768,201,817	376,820,182	3,768,201,817	376,820,182
内、UBS AG (個別) が保有する自己株式 <sup>1</sup>	73,776,950	7,377,695		
内、UBS AG (個別) の子会社が保有する自己株式 <sup>1</sup>	23,302	2,330	23,302	2,330
条件付資本	518,759,156	51,875,916		

<sup>1</sup> 2014年度に、51百万株の自己株式が市場価格で取得され、123百万株の自己株式が処分された。これには、UBS AG株式とUBSグループAG株式との交換に関連する91百万株が含まれている。残りは主に、従業員の株式報酬制度の下での株式の引渡しに関連している。2013年度に、55百万株の自己株式が市場価格で取得され、69百万株の自己株式が処分された。これは主に、従業員の株式報酬制度の下での株式の引渡しに関連している。

## 条件付資本金

2014年12月31日に、UBSの従業員株式オプション・プログラムに充当するために追加で136,200,312株（2013年12月31日：138,759,156株）が発行されていた可能性があった。

2010年4月14日に、UBS AGの年次株主総会で、社債又は同様の金融商品の発行に関連して付与された転換権 / ワラントのために最大380,000,000株の条件付資本の設定が承認された。

2013年度に、スイス国立銀行（以下「SNB」という。）との取決めに関連して、使用することが可能であった、最大100,000,000株の条件付資本が消滅した。SNBはSNBスタブファンドに対して貸付を行った。UBSは2008年度及び2009年度に当該ファンドに特定の非流動性証券及びその他のポジションを譲渡した。この取決めの一環として、UBSはSNBに対してワラントを付与した。これらのワラントはSNBが当該貸付に関して損失を被った場合に行使可能であった。2013年度に、当該貸付は全額返済され、ワラントは消滅し、関連する条件付資本が消滅した。

## 主要株主

株式交換オファー並びにスイス及び米国以外の各地の様々な株主や銀行との交換比率1対1によるその後の非公開の交換を経て、UBSグループAGは、2014年12月31日までにUBS AG株式の96.68%を取得した。その結果、UBSグループAGが2014年12月31日現在の唯一の主要株主であった。残り3.32%のUBS AG発行済株式は、非支配株主が保有している。

## 注記12 関連当事者との取引

関連当事者との取引（証券取引、支払送金業務、借入及び預金補償等）は、内部で合意された移転価格で、又は独立第三者間取引として行われる。また、社外の取締役会メンバー及びグループ執行委員会メンバーに対する貸出金、定額前渡金及び住宅ローンについては、他の従業員に適用されるのと同様の条件で行われる。グループ執行役員会及び取締役会メンバーに実施した貸出金に関する情報については、「報酬」のセクション（訳者注：原文の「Compensation」のセクション）を参照。子会社及び適格株主に対する受取債権 / 支払債務の金額は「貸借対照表」に開示されている。



## オフバランス・シート及びその他の情報

### 注記13 コミットメント及び偶発負債

単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日現在		2013年12月31日現在		変化率(%) 対2013年 12月31日現在
偶発負債		39,080	61,016		(36)
内、子会社に関連する第三者に対する保証		23,140	44,446		(48)
内、信用保証及び類似の商品		7,842	7,816		0
内、業績保証及び類似の商品		2,555	2,719		(6)
内、確認信用状		5,543	6,035		(8)
取消不能コミットメント		53,041	58,712		(10)
内、ローン・コミットメント		52,172	57,817		(10)
内、預金保険に関連する支払コミットメント		868	893		(3)
先日付スタートの取引 <sup>1</sup>		9,931	18,970		(48)
内、リバース・レボ契約		6,048	10,452		(42)
内、有価証券借入契約		125	46		172
内、レボ契約		3,758	8,471		(56)
株式及びその他の持分の償還に関する負債		45	47		(4)

<sup>1</sup> 将来、UBS AG又は取引相手先のどちらかによって支払われる予定の現金。

上記の表には、UBS AGが子会社及び子会社の債権者のために発行した補償及び保証が含まれる。

UBS AGはUBSリミテッドの各取引相手先のために、保証を供与している。当該保証に基づき、UBS AGは、UBSリミテッドが締結したあらゆる債務を取消不能かつ無条件に保証している。UBS AGは、当該保証条件に基づき、このような負債の未払残高を取引相手先に対して要求に応じて支払うことを約束している。

UBS AGが発行した補償の額が明確に確定されていない場合、その補償は、子会社の支払能力又は最低資本金に関連しており、従って上記の表に金額は含まれていない。

さらに、UBS AGは、付加価値税（以下「VAT」という。）の対象となるグループに属するスイスの子会社のVAT債務について連帯責任を負っている。この偶発負債は、上記の表に含まれていない。

### 注記14 デリバティブ<sup>1</sup>

単位：百万スイス・フラン（別掲されている場合を除く）	2014年12月31日現在			2013年12月31日現在		
	PRV <sup>2</sup>	NRV <sup>3</sup>	想定元本額 (十億スイス ・フラン) <sup>4</sup>	PRV <sup>2</sup>	NRV <sup>3</sup>	想定元本額 (十億スイス ・フラン) <sup>4</sup>
金利契約	121,684	119,550	17,796	115,763	112,033	23,298
クレジット・デリバティブ契約	10,834	11,225	503	16,665	16,634	1,290
外国為替契約	90,952	90,680	6,038	69,224	75,989	6,082
貴金属契約	1,602	1,327	50	1,982	2,001	49
株式/株式指数契約	16,068	19,022	603	14,209	19,400	552
コモディティ契約（貴金属契約を除く）	1,053	917	27	305	421	38
ネットting前合計 <sup>5</sup>	242,194	242,721	25,017	218,148	226,478	31,310
再調達価額のネットting	199,810	199,810		189,063	189,063	
ネットting後合計	42,385	42,911		29,085	37,415	

<sup>1</sup> 区分処理された組込デリバティブは、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示され、この表からは除外されている。<sup>2</sup> PRV：再調達価額 - 借方 <sup>3</sup> NRV：再調達価額 - 貸方 <sup>4</sup> PRV及びNRVに関連する想定元本とその他の想定元本の合計額を表している。<sup>5</sup> 再調達価額は、必要に応じて認められた場合、現金担保相殺後で表示されている。

## 注記15 信託取引

単位：百万スイス・フラン	2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在	変化率(%) 対2013年 12月31日現在
<b>預け金：</b>			
第三者の銀行への預け金	5,853	5,153	14
子会社への預け金	16	1,725	(99)
<b>合計</b>	<b>5,869</b>	<b>6,879</b>	<b>(15)</b>

信託取引には、個人、信託、確定給付制度及びその他の機関に代わって資産を保有し又は預けることになる取引で、UBS AGが締結したり、許可した取引が含まれている。当該資産に関して認識基準が満たされない場合、これらの資産及び関連収益はUBS AGの貸借対照表及び損益計算書から除かれるが、オフバランス・シートの信託取引としてこの注記に開示される。UBS AGが当初は信託取引として預かった顧客の預け金は、後にUBS AGに預けられる場合は、UBS AGの貸借対照表に認識される場合がある。そのような場合には、これらの預け金は上記の表に報告されない。

## 注記16 後発事象

## 2014年度実績の修正

2015年2月10日に無監査の2014年度第4四半期財務報告書を公表した後、後発事象の会計処理を行うために、経営者は2014年度の実績を修正した。本修正が当期純利益に及ぼした影響額は、134百万スイス・フランの損失であり、訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金繰入額の増加に関連している。

## スイス国立銀行の措置の影響

2015年1月15日、スイス国立銀行（以下「SNB」という。）は、2011年9月以降実施してきた、ユーロに対するスイス・フランの最低目標為替相場を撤廃した。同時に、SNBは、一定の適用除外基準を超えるSNBの預金口座残高に対する金利を50ベーシス・ポイント引き下げ、マイナス0.75%とした。また、3ヶ月物LIBORの目標レンジもマイナス1.25%からマイナス0.25%の間に引き下げた（これまでは、マイナス0.75%からプラス0.25%の間であった。）。これらの決定により、スイス・フランは、ユーロ、米ドル、英ポンド、日本円及び他のいくつかの通貨に対して大幅に上昇し、スイス・フラン金利も低下した。2015年2月28日現在のスイス・フランの為替レートは、1米ドル=0.95スイス・フラン、1ユーロ=1.07スイス・フラン、1英ポンド=1.47スイス・フラン、100円=0.80スイス・フランであった。外国為替及び金利のボラティリティの水準も上昇した。

UBS AGの国外の支店及び子会社に関連する為替換算の影響により、2015年2月28日現在の為替換算レートを2014年12月31日現在の報告額に適用した場合、UBS AG個別ベースで約10億スイス・フランの損失が生じていたと見積られる。この損失は、UBS AGの個別損益計算書に認識されると推測される。また、スイス・フラン以外の通貨建てのUBS AG及びその子会社の営業利益は、スイス・フラン以外の通貨建ての営業費用を上回っているため、スイス・フランが他の通貨に対して上昇すると、何らかの軽減措置が講じられない限り損益に通常不利な影響を及ぼす。さらに、スイス・フラン高によってスイス経済はマイナスの影響を受ける場合があり、輸出に依存していることを考慮すると、UBS AG及びその子会社の国内貸付ポートフォリオに含まれる一部の取引相手先に影響を及ぼし、将来の期間において貸倒引当金繰入額が増加する原因となる可能性がある。

## 不動産の売却

2015年1月、UBS AGはジュネーブ（スイス）の不動産物件を535百万スイス・フランで売却し、売却による利得377百万スイス・フランが発生した。当該利得は2015年度第1四半期の損益計算書に認識される予定である。

[次へ](#)

Financial information  
UBS AG consolidated financial statements

Audited | **Income statement**

CHF million, except per share data	Note	For the year ended			% change from 31.12.13
		31.12.14	31.12.13	31.12.12	
Interest income	3	13,194	13,137	15,968	0
Interest expense	3	(6,639)	(7,351)	(9,990)	(10)
Net interest income	3	6,555	5,786	5,978	13
Credit loss (expense)/recovery	12	(78)	(50)	(118)	56
Net interest income after credit loss expense		6,477	5,736	5,860	13
Net fee and commission income	4	17,076	16,287	15,396	5
Net trading income	3	3,841	5,130	3,526	(25)
Other income	5	632	580	641	9
<b>Total operating income</b>		<b>28,026</b>	<b>27,732</b>	<b>25,423</b>	<b>1</b>
Personnel expenses	6	15,280	15,182	14,737	1
General and administrative expenses	7	9,377	8,380	8,653	12
Depreciation and impairment of property and equipment	16	817	816	689	0
Impairment of goodwill	17	0	0	3,030	
Amortization and impairment of intangible assets	17	83	83	106	0
<b>Total operating expenses</b>		<b>25,557</b>	<b>24,461</b>	<b>27,216</b>	<b>4</b>
Operating profit/(loss) before tax		2,469	3,272	(1,794)	(25)
Tax expense/(benefit)	8	(1,180)	(110)	461	973
<b>Net profit/(loss)</b>		<b>3,649</b>	<b>3,381</b>	<b>(2,255)</b>	<b>8</b>
Net profit/(loss) attributable to preferred noteholders		142	204	220	(30)
Net profit/(loss) attributable to non-controlling interests		5	5	5	0
<b>Net profit/(loss) attributable to UBS AG shareholders</b>		<b>3,502</b>	<b>3,172</b>	<b>(2,480)</b>	<b>10</b>
Earnings per share (CHF)					
Basic	9	0.93	0.84	(0.66)	11
Diluted	9	0.91	0.83	(0.66)	10

## Statement of comprehensive income

CHF million	For the year ended		
	31.12.14	31.12.13	31.12.12
Comprehensive income attributable to UBS AG shareholders			
<b>Net profit/(loss)</b>	<b>3,502</b>	<b>3,172</b>	<b>(2,480)</b>
<b>Other comprehensive income</b>			
<b>Other comprehensive income that may be reclassified to the income statement</b>			
<b>Foreign currency translation</b>			
Foreign currency translation movements, before tax	1,839	(440)	(362)
Foreign exchange amounts reclassified to the income statement from equity	2	(36)	(58)
Income tax relating to foreign currency translation movements	(7)	5	(91)
<b>Subtotal foreign currency translation, net of tax</b>	<b>1,834</b>	<b>(471)</b>	<b>(511)</b>
<b>Financial investments available-for-sale</b>			
Net unrealized gains/(losses) on financial investments available-for-sale, before tax	335	(57)	335
Impairment charges reclassified to the income statement from equity	76	41	85
Realized gains reclassified to the income statement from equity	(244)	(265)	(433)
Realized losses reclassified to the income statement from equity	25	56	19
Income tax relating to net unrealized gains/(losses) on financial investments available-for-sale	(52)	71	20
<b>Subtotal financial investments available-for-sale, net of tax</b>	<b>140</b>	<b>(154)</b>	<b>26</b>
<b>Cash flow hedges</b>			
Effective portion of changes in fair value of derivative instruments designated as cash flow hedges, before tax	2,086	(652)	1,714
Net realized (gains)/losses reclassified to the income statement from equity	(1,197)	(1,261)	(1,235)
Income tax relating to cash flow hedges	(196)	393	(95)
<b>Subtotal cash flow hedges, net of tax</b>	<b>693</b>	<b>(1,520)</b>	<b>384</b>
<b>Total other comprehensive income that may be reclassified to the income statement, net of tax</b>	<b>2,667</b>	<b>(2,145)</b>	<b>(102)</b>
<b>Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement</b>			
<b>Defined benefit plans</b>			
Gains/(losses) on defined benefit plans, before tax	(1,454)	1,178	1,023
Income tax relating to defined benefit plans	247	(239)	(413)
<b>Subtotal defined benefit plans, net of tax</b>	<b>(1,208)</b>	<b>939</b>	<b>609</b>
<b>Property revaluation surplus</b>			
Gains on property revaluation, before tax	0	0	8
Net (gains)/losses reclassified to retained earnings	0	(6)	0
Income tax relating to gains on property revaluation	0	0	(2)
<b>Subtotal changes in property revaluation surplus, net of tax</b>	<b>0</b>	<b>(6)</b>	<b>6</b>
<b>Total other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax</b>	<b>(1,208)</b>	<b>933</b>	<b>615</b>
<b>Total other comprehensive income</b>	<b>1,459</b>	<b>(1,211)</b>	<b>514</b>
<b>Total comprehensive income attributable to UBS AG shareholders</b>	<b>4,961</b>	<b>1,961</b>	<b>(1,966)</b>

Table continues on the next page.

Financial information  
UBS AG consolidated financial statements

Statement of comprehensive income (continued)

Table continued from previous page.

CHF million	For the year ended		
	31.12.14	31.12.13	31.12.12
Comprehensive income attributable to preferred noteholders			
Net profit/(loss)	142	204	220
Other comprehensive income			
Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement			
Foreign currency translation movements, before tax	119	355	(41)
Income tax relating to foreign currency translation movements	0	0	0
Subtotal foreign currency translation, net of tax	119	355	(41)
Total other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax	119	355	(41)
Total comprehensive income attributable to preferred noteholders	260	559	179
Comprehensive income attributable to non-controlling interests			
Net profit/(loss)	5	5	5
Other comprehensive income			
Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement			
Foreign currency translation movements, before tax	3	(1)	15
Income tax relating to foreign currency translation movements	0	0	0
Subtotal foreign currency translation, net of tax	3	(1)	15
Total other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax	3	(1)	15
Total comprehensive income attributable to non-controlling interests	7	4	20
Total comprehensive income			
Net profit/(loss)	3,649	3,381	(2,255)
Other comprehensive income	1,580	(857)	487
of which: other comprehensive income that may be reclassified to the income statement	2,667	(2,145)	(102)
of which: other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement	(1,087)	1,288	589
Total comprehensive income	5,229	2,524	(1,767)

## Balance sheet

CHF million	Note	% change from		
		31.12.14	31.12.13	31.12.13
<b>Assets</b>				
Cash and balances with central banks		104,073	80,879	29
Due from banks	10	13,334	13,874	(4)
Cash collateral on securities borrowed	11	24,063	27,496	(12)
Reverse repurchase agreements	11	68,414	91,563	(25)
Trading portfolio assets	13	138,156	122,848	12
<i>of which: assets pledged as collateral which may be sold or repledged by counterparties</i>	25	56,018	42,449	32
Positive replacement values	14	256,978	254,084	1
Cash collateral receivables on derivative instruments	11	30,979	26,548	17
Financial assets designated at fair value	27	4,493	7,364	(39)
Loans	10	315,984	286,959	10
Financial investments available-for-sale	15	57,159	59,525	(4)
Investments in associates	30	927	842	10
Property and equipment	16	6,854	6,006	14
Goodwill and intangible assets	17	6,785	6,293	8
Deferred tax assets	8	11,060	8,845	25
Other assets	18	23,069	20,228	14
<b>Total assets</b>		<b>1,062,327</b>	<b>1,013,355</b>	<b>5</b>
<b>Liabilities</b>				
Due to banks	19	10,492	12,862	(18)
Cash collateral on securities lent	11	9,180	9,491	(3)
Repurchase agreements	11	11,818	13,811	(14)
Trading portfolio liabilities	13	27,958	26,609	5
Negative replacement values	14	254,101	248,079	2
Cash collateral payables on derivative instruments	11	42,372	44,507	(5)
Financial liabilities designated at fair value	20	75,297	69,901	8
Due to customers	19	410,979	390,825	5
Debt issued	21	91,207	81,586	12
Provisions	22	4,366	2,971	47
Other liabilities	8, 23	70,392	62,777	12
<b>Total liabilities</b>		<b>1,008,162</b>	<b>963,419</b>	<b>5</b>
<b>Equity</b>				
Share capital		384	384	0
Share premium		32,057	33,952	(6)
Treasury shares		(37)	(1,031)	(96)
Equity classified as obligation to purchase own shares		0	(46)	(100)
Retained earnings		22,902	20,608	11
Other comprehensive income recognized directly in equity, net of tax		(3,199)	(5,866)	(45)
Equity attributable to UBS AG shareholders		52,108	48,002	9
Equity attributable to preferred noteholders		2,013	1,893	6
Equity attributable to non-controlling interests		45	41	10
<b>Total equity</b>		<b>54,165</b>	<b>49,936</b>	<b>8</b>
<b>Total liabilities and equity</b>		<b>1,062,327</b>	<b>1,013,355</b>	<b>5</b>

Financial information  
UBS AG consolidated financial statements

Statement of changes in equity

CHF million	Share capital	Share premium	Treasury shares	Equity classified as obligation to purchase own shares
Balance as of 1 January 2012	383	34,614	(1,160)	(39)
Issuance of share capital	0			
Acquisition of treasury shares			(1,398)	
Disposition of treasury shares			1,486	
Treasury share gains/(losses) and net premium/(discount) on own equity derivative activity		(9)		
Premium on shares issued and warrants exercised		4		
Employee share and share option plans		126		
Tax (expense)/benefit recognized in share premium		(457)		
Dividends		(379) <sup>2</sup>		
Equity classified as obligation to purchase own shares – movements				2
Preferred notes				
New consolidations and other increases/(decreases)		(1)		
Deconsolidations and other decreases				
Total comprehensive income for the year				
of which: Net profit/(loss)				
of which: Other comprehensive income that may be reclassified to the income statement, net of tax				
of which: Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax – defined benefit plans				
of which: Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax – foreign currency translation				
Balance as of 31 December 2012	384	33,898	(1,071)	(37)
Issuance of share capital	1			
Acquisition of treasury shares			(846)	
Disposition of treasury shares			887	
Treasury share gains/(losses) and net premium/(discount) on own equity derivative activity		203		
Premium on shares issued and warrants exercised		30		
Employee share and share option plans		305		
Tax (expense)/benefit recognized in share premium		91		
Dividends		(564) <sup>2</sup>		
Equity classified as obligation to purchase own shares – movements				(9)
Preferred notes				
New consolidations and other increases/(decreases)				
Deconsolidations and other decreases		(11)		
Total comprehensive income for the year				
of which: Net profit/(loss)				
of which: Other comprehensive income that may be reclassified to the income statement, net of tax				
of which: Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax – defined benefit plans				
of which: Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax – foreign currency translation				
Balance as of 31 December 2013	384	33,952	(1,031)	(46)

<sup>1</sup> Excludes defined benefit plans that are recorded directly in retained earnings. <sup>2</sup> Reflects the payment of CHF 0.25 (2013: CHF 0.15, 2012: CHF 0.10) per share of CHF 0.10 par value out of capital contribution reserve of UBS AG (standalone).

Retained earnings	Other comprehensive income recognized directly in equity, net of tax <sup>1</sup>	of which: foreign currency translation	of which: financial investments available-for-sale	of which: Cash flow hedges	Total equity attributable to UBS AG shareholders	Preferred noteholders	Non-controlling interests	Total equity
18,361	(3,620)	(6,443)	223	2,600	48,540	3,150	46	51,737
					0			0
					(1,398)			(1,398)
					1,486			1,486
					(9)			(9)
					4			4
					126			126
					(457)			(457)
					(379)	(220)	(6)	(605)
					2			2
					0			0
					(1)		(10)	(11)
					0		(9)	(9)
(1,871)	(96)	(511)	26	384	(1,966)	179	20	(1,767)
(2,480)					(2,480)	220	5	(2,255)
	(102)	(511)	26	384	(102)			(102)
609					609			609
					0	(41)	15	(26)
16,491	(3,715)	(6,954)	249	2,983	45,949	3,109	42	49,100
					1			1
					(846)			(846)
					887			887
					203			203
					30			30
					305			305
					91			91
					(564)	(204)	(6)	(773)
					(9)			(9)
					0	(1,572)		(1,572)
6					6			6
					(11)	0		(11)
4,111	(2,151)	(471)	(154)	(1,520)	1,961	559	4	2,524
3,172					3,172	204	5	3,381
	(2,145)	(471)	(154)	(1,520)	(2,145)			(2,145)
939					939			939
					0	355	(1)	355
20,608	(5,866)	(7,425)	95	1,463	48,002	1,893	41	49,936



Financial information  
UBS AG consolidated financial statements

Statement of changes in equity (continued)

CHF million	Share capital	Share premium	Treasury shares	Equity classified as obligation to purchase own shares
Balance as of 31 December 2013	384	33,952	(1,031)	(46)
Issuance of share capital	0			
Acquisition of treasury shares			(953)	
Disposition of treasury shares			1,946 <sup>2</sup>	
Treasury share gains/(losses) and net premium/(discount) on own equity derivative activity		24		
Premium on shares issued and warrants exercised		802		
Employee share and share option plans		(1,785) <sup>3</sup>		
Tax (expense)/benefit recognized in share premium		3		
Dividends		(938) <sup>4</sup>		
Equity classified as obligation to purchase own shares – movements				46
Preferred notes				
New consolidations and other increases/(decreases)				
Deconsolidations and other decreases				
Total comprehensive income for the year				
of which: Net profit/(loss)				
of which: Other comprehensive income that may be reclassified to the income statement, net of tax				
of which: Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax – defined benefit plans				
of which: Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax – foreign currency translation				
Balance as of 31 December 2014	384	32,057	(37)	0

<sup>1</sup> Excludes defined benefit plans that are recorded directly in retained earnings. <sup>2</sup> Includes CHF 1,454 million related to the exchange of UBS AG treasury shares for UBS Group AG treasury shares. <sup>3</sup> Includes CHF (2,365) million related to the transfer of deferred compensation plans from UBS AG to UBS Group AG. Refer to Note 29 for more information. <sup>4</sup> Reflects the payment of CHF 0.25 (2013: CHF 0.15, 2012: CHF 0.10) per share of CHF 0.10 par value out of capital contribution reserve of UBS AG (standalone).

Retained earnings	Other comprehensive income recognized directly in equity, net of tax <sup>1</sup>	of which: foreign currency translation	of which: financial investments available-for-sale	of which: Cash flow hedges	Total equity attributable to UBS AG shareholders	Preferred noteholders	Non-controlling interests	Total equity
20,608	(3,866)	(7,425)	95	1,463	48,002	1,893	41	49,936
					0			0
					(953)			(953)
					1,946			1,946
					24			24
					802			802
					(1,785)			(1,785)
					3			3
					(938)	(142)	(4)	(1,084)
					46	1		46
					0			1
					0		1	1
					0			0
2,294	2,667	1,834	140	693	4,961	260	7	5,229
3,502					3,502	142	5	3,649
	2,667	1,834	140	693	2,667			2,667
(1,208)					(1,208)			(1,208)
					0	119	3	121
22,902	(3,199)	(5,591)	236	2,156	52,108	2,013	45	54,165

Financial information  
UBS AG consolidated financial statements

## UBS AG shares issued and treasury shares held

Number of shares	For the year ended			% change from 31.12.13
	31.12.14	31.12.13	31.12.12	
<b>Shares issued</b>				
Balance at the beginning of the year	3,842,002,069	3,835,250,233	3,832,121,899	0
Issuance of shares	2,558,844	6,751,836	3,128,334	(62)
<b>Balance at the end of the year</b>	<b>3,844,560,913</b>	<b>3,842,002,069</b>	<b>3,835,250,233</b>	<b>0</b>
<b>Treasury shares</b>				
Balance at the beginning of the year	73,800,252	87,879,601	84,955,551	(16)
Acquisitions	51,317,486	55,346,016	114,292,481	(7)
Dispositions <sup>1</sup>	(123,002,483)	(69,425,365)	(111,368,431)	77
<b>Balance at the end of the year</b>	<b>2,115,255</b>	<b>73,800,252</b>	<b>87,879,601</b>	<b>(97)</b>

<sup>1</sup> The 123 million treasury shares disposed of during 2014 included 91 million shares related to the exchange of UBS AG shares for shares of UBS Group AG. The remainder mainly related to the delivery of shares under employee share-based compensation plans. Refer to Note 32 for more information.

## Conditional share capital

As of 31 December 2014, 136,200,312 additional UBS AG shares could have been issued to fund UBS AG's employee share option programs.

Additional conditional capital up to a maximum number of 380,000,000 shares was available as of 31 December 2014 for conversion rights/warrants granted in connection with the issuance of bonds or similar financial instruments.

In 2013, the conditional capital of up to 100,000,000 shares, which was available in connection with an arrangement with the Swiss National Bank (SNB), was removed. The SNB provided a loan to the SNB StabFund, to which UBS AG transferred certain illiquid securities and other positions in 2008 and 2009. As part of this arrangement, UBS AG granted warrants on shares to the SNB, which would have become exercisable if the SNB had incurred a loss on the loan. In 2013, the loan was repaid in full, the warrants were terminated and the respective conditional capital was removed.

## Statement of cash flows

CHF million	For the year ended		
	31.12.14	31.12.13	31.12.12
Cash flow from / (used in) operating activities			
Net profit/(loss)	3,649	3,381	(2,255)
Adjustments to reconcile net profit to cash flow from/(used in) operating activities			
Non-cash items included in net profit and other adjustments:			
Depreciation and impairment of property and equipment	817	816	689
Impairment of goodwill	0	0	3,030
Amortization and impairment of intangible assets	83	83	106
Credit loss expense/(recovery)	78	50	118
Share of net profits of associates	(94)	(49)	(88)
Deferred tax expense/(benefit)	(1,635)	(545)	294
Net loss/(gain) from investing activities	(227)	(522)	(486)
Net loss/(gain) from financing activities	2,135	3,988	3,717
Other net adjustments	(6,899)	5,148	6,088
Net (increase)/ decrease in operating assets and liabilities:			
Due from/to banks	(1,235)	(7,551)	(7,686)
Cash collateral on securities borrowed and reverse repurchase agreements	32,262	43,754	102,436
Cash collateral on securities lent and repurchase agreements	(3,698)	(23,659)	(66,407)
Trading portfolio, replacement values and financial assets designated at fair value	(2,879)	43,944	9,369
Cash collateral on derivative instruments	(6,458)	(25,649)	4,399
Loans / due to customers	(11,624)	12,087	15,869
Other assets, provisions and other liabilities	4,751	(3,935)	(1,771)
Income taxes paid, net of refunds	(600)	(382)	(261)
<b>Net cash flow from/(used in) operating activities</b>	<b>8,426</b>	<b>50,959</b>	<b>67,160</b>
Cash flow from / (used in) investing activities			
Purchase of subsidiaries, associates and intangible assets	(18)	(49)	(11)
Disposal of subsidiaries, associates and intangible assets <sup>1</sup>	70	136	41
Purchase of property and equipment	(1,915)	(1,236)	(1,118)
Disposal of property and equipment	350	639	202
Net (investment in)/ divestment of financial investments available-for-sale <sup>2</sup>	4,108	5,966	(13,994)
<b>Net cash flow from/(used in) investing activities</b>	<b>2,596</b>	<b>5,457</b>	<b>(14,879)</b>

<sup>1</sup> Includes dividends received from associates. <sup>2</sup> Includes gross cash inflows from sales and maturities (CHF 140,438 million for the year ended 31 December 2014, CHF 153,887 million for the year ended 31 December 2013) and gross cash outflows from purchases of (CHF 136,330 million for the year ended 31 December 2014, CHF 147,921 million for the year ended 31 December 2013).

Table continues on the next page.

Financial information  
UBS AG consolidated financial statements

## Statement of cash flows (continued)

Table continued from previous page.

CHF million	For the year ended		
	31.12.14	31.12.13	31.12.12
<b>Cash flow from / (used in) financing activities</b>			
Net short-term debt issued/(repaid)	(2,921)	(4,290)	(37,967)
Net movements in treasury shares and own equity derivative activity	(719)	(341)	(1,159)
Capital issuance	0	1	0
Distributions paid on UBS AG shares	(938)	(564)	(379)
Issuance of long-term debt, including financial liabilities designated at fair value	40,982	28,014	55,890
Repayment of long-term debt, including financial liabilities designated at fair value	(34,210)	(68,954)	(54,259)
Dividends paid and repayments of preferred notes	(110)	(1,415)	(221)
Net changes of non-controlling interests	(3)	(6)	(16)
<b>Net cash flow from / (used in) financing activities</b>	<b>2,081</b>	<b>(47,555)</b>	<b>(38,110)</b>
Effects of exchange rate differences on cash and cash equivalents	8,611	(2,702)	(673)
<b>Net increase / (decrease) in cash and cash equivalents</b>	<b>21,714</b>	<b>6,158</b>	<b>13,500</b>
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	105,266	99,108	85,609
<b>Cash and cash equivalents at the end of the year</b>	<b>126,980</b>	<b>105,266<sup>1</sup></b>	<b>99,108</b>
<b>Cash and cash equivalents comprise:</b>			
Cash and balances with central banks	104,073	90,879	66,383
Due from banks <sup>2</sup>	22,037	20,099	28,344
Money market paper <sup>3</sup>	869	4,288	4,381
<b>Total<sup>4</sup></b>	<b>126,980</b>	<b>105,266</b>	<b>99,108</b>
<b>Additional information</b>			
<b>Net cash flow from / (used in) operating activities include:</b>			
Cash received as interest	11,321	12,148	14,551
Cash paid as interest	5,360	7,176	9,166
Cash received as dividends on equity investments, investment funds and associates <sup>5</sup>	1,961	1,421	1,430

<sup>1</sup> Cash and cash equivalents as of 31 December 2013 were restated from CHF 108,632 million to CHF 105,266 million related to the removal of exchange-traded derivative client cash balances from the balance sheet. Refer to Note 1b for more information. <sup>2</sup> Includes positions recognized in the balance sheet under Due from banks (31 December 2014: CHF 11,772 million, 31 December 2013: CHF 11,117 million, 31 December 2012: CHF 15,951 million) and Cash collateral receivables on derivative instruments with bank counterparties (31 December 2014: CHF 10,265 million, 31 December 2013: CHF 8,982 million, 31 December 2012: CHF 12,393 million, refer to Note 10). <sup>3</sup> Money market paper is included in the balance sheet under Trading portfolio assets (31 December 2014: CHF 835 million, 31 December 2013: CHF 1,716 million, 31 December 2012: CHF 2,192 million) and Financial investments available-for-sale (31 December 2014: CHF 34 million, 31 December 2013: CHF 2,571 million, 31 December 2012: CHF 2,190 million). <sup>4</sup> CHF 4,593 million, CHF 4,966 million and CHF 10,109 million of cash and cash equivalents (mainly reflected in Due from banks) were restricted as of 31 December 2014, 31 December 2013 and 31 December 2012, respectively. Refer to Note 25 for more information. <sup>5</sup> Includes dividends received from associates (2014: CHF 54 million, 2013: CHF 69 million, 2012: CHF 37 million) reported within cash flow from / (used in) investing activities.

## Notes to the UBS AG consolidated financial statements

### Note 1 Summary of significant accounting policies

#### a) Significant accounting policies

The significant accounting policies applied in the preparation of the consolidated financial statements (the "Financial Statements") of UBS AG and its subsidiaries ("UBS AG") are described in this note. These policies have been applied consistently in all years presented unless otherwise stated.

##### 1) Basis of accounting

UBS AG provides a broad range of financial services including: advisory services, underwriting, financing, market-making, asset management and brokerage on a global level, and retail banking in Switzerland. UBS AG was formed on 29 June 1998 when Swiss Bank Corporation and Union Bank of Switzerland merged. During 2014, UBS Group AG was established as the holding company of the Group and the parent company of UBS AG.

→ Refer to Note 32 for more information on the establishment of UBS Group AG

The Financial Statements are prepared in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS) as issued by the International Accounting Standards Board (IASB), and are presented in Swiss francs (CHF), the currency of Switzerland where UBS AG is incorporated. On 5 March 2015, the Financial Statements were authorized for issue by the Board of Directors. The Financial Statements are prepared using uniform accounting policies for similar transactions and other events. Intercompany transactions and balances have been eliminated.

Disclosures incorporated in the "Risk, treasury and capital management" section of this report, which form part of these Financial Statements, are marked as audited. These disclosures relate to requirements under IFRS 7 *Financial Instruments: Disclosures* and IAS 1 *Presentation of Financial Statements* and are not repeated in the "Financial information – consolidated financial statements" section.

##### 2) Use of estimates

Preparation of these Financial Statements under IFRS requires management to make estimates and assumptions that affect reported amounts of assets, liabilities, income and expenses and disclosure of contingent assets and liabilities. These estimates and assumptions are based on the best available information. Actual results in the future could differ from such estimates and such differences may be material to the Financial Statements. Revisions to estimates, based on regular reviews, are recognized in the period in which they occur.

The following notes to the Financial Statements contain information about those areas of estimation uncertainty considered to require critical judgment and have the most significant effect

on the amounts recognized in the Financial Statements: Note 8 *Income taxes*, Note 12 *Allowances and provisions for credit losses*, Note 17 *Goodwill and intangible assets*, Note 22 *Provisions and contingent liabilities*, Note 24 *Fair value measurement*, Note 28 *Pension and other post-employment benefit plans*, Note 29 *Equity participation and other compensation plans* and Note 30 *Interests in subsidiaries and other entities*.

##### 3) Subsidiaries and structured entities

The Financial Statements comprise those of UBS AG and its subsidiaries, including controlled structured entities (SEs), presented as a single economic entity. *Equity attributable to non-controlling interests* is presented on the consolidated balance sheet within *Equity*, separately from *Equity attributable to UBS AG shareholders*.

UBS AG controls an entity when it has power over the relevant activities of the entity, exposure to variable returns and the ability to use its power to affect its returns.

Where an entity is governed by voting rights, control is generally indicated by a direct shareholding of more than one-half of the voting rights.

In other cases, the assessment of control is more complex and requires greater use of judgment. Where UBS AG has an interest in an entity that absorbs variability, UBS AG considers whether it has power over the entity that allows it to affect the variability of its returns. Consideration is given to all facts and circumstances to determine whether UBS AG has power over another entity, that is, the current ability to direct the relevant activities of an entity when decisions about those activities need to be made. Factors such as the purpose and design of the entity, rights held through contractual arrangements such as call rights, put rights or liquidation rights, as well as potential decision-making rights are all considered in this assessment. Where UBS AG has power over the relevant activities, a further assessment is made to determine whether, through that power, it has the ability to affect its own returns – that is, assessing whether power is held in a principal or agent capacity. Consideration is given to (i) the scope of decision-making authority, (ii) rights held by other parties, including removal or other participating rights and (iii) exposure to variability, including remuneration, relative to total variability of the entity as well as whether that exposure is different from other investors. If, after review of these factors, UBS AG concludes that it can exercise its power to affect its own returns, the entity is consolidated.

Subsidiaries, including SEs, are consolidated from the date control is obtained and are deconsolidated from the date control ceases. Control, or the lack thereof, is reassessed if facts and

**Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**

circumstances indicate that there is a change to one or more of the elements needed to establish that control is present.

→ Refer to Note 30 for more information on subsidiaries and structured entities

*Structured entities (SEs)*

SEs are entities that have been designed so that voting or similar rights are not the dominant factor in deciding who controls the entity, such as when any voting rights relate only to administrative tasks and the relevant activities are directed by means of contractual arrangements. Such entities generally have a narrow and well-defined objective and include those historically referred to as special purpose entities (SPEs) and some investment funds. UBS AG assesses whether an entity is an SE by considering the nature of the activities of the entity as well as the substance of voting or similar rights afforded to other parties, including investors and independent boards or directors. UBS AG considers rights such as the ability to liquidate the entity or remove the decision maker to be similar to voting rights when the holder has the substantive ability to exercise such rights without cause. In the absence of such rights or in cases where the existence of such rights cannot be fully established, the entity is considered to be an SE.

UBS AG sponsors the formation of SEs and interacts with non-sponsored SEs for a variety of reasons including allowing clients to obtain or be exposed to particular risk profiles, to provide funding or to sell or purchase credit risk. Many SEs are established as bankruptcy remote, meaning that only the assets in the SE are available for the benefit of the SE's investors and such investors have no other recourse to UBS AG. UBS AG is deemed to be the sponsor of an SE when it is involved in its creation, establishment and promotion and facilitates its ongoing success through the transfer of assets or the provision of explicit or implicit financial, operational or other support. Where UBS AG acts purely as an advisor, administrator or placement agent for an SE created by a third-party entity, it is not considered to be sponsored by UBS AG.

Each individual entity is assessed for consolidation in line with the consolidation principles described above, considering the nature and scope of UBS AG's involvement. As the nature and extent of UBS AG's involvement is unique to each entity, there is no uniform consolidation outcome by entity – certain entities within a class are consolidated and others are not. When UBS AG does not consolidate an SE but has an interest in an SE or has sponsored an SE, additional disclosures are provided in Note 30 on the nature of these interests and sponsorship activities. The classes of SEs UBS AG is involved with include the following:

– *Securitization structured entities* are established to issue securities to investors that are backed by assets held by the SE and whereby (i) significant credit risk associated with the securitized exposures has been transferred to third parties and (ii) there is more than one risk position or tranche issued by the securitization vehicle in line with the Basel III securitization definition. All securitization entities are classified as SEs.

– *Client investment structured entities* are established predominantly for clients to invest in specific assets or risk exposures through purchasing notes issued by the SE, predominantly on a fixed-term basis. The SE may source assets via a transfer from UBS AG or through an external market transaction. In some cases, UBS AG may enter into derivatives with the SE to either align the cash flows of the entity with the investor's intended investment objective or to introduce other desired risk exposures. In certain cases, UBS AG may have interests in a third-party sponsored SE to hedge specific risks or participate in asset-backed financing.

– *Investment fund structured entities* have a collective investment objective, are managed by an investment manager and are either passively managed, such that any decision-making does not have a substantive effect on variability, or are actively managed and investors or their governing bodies do not have substantive voting or similar rights. UBS AG creates and sponsors a large number of funds in which it may have an interest through the receipt of variable management fees and/or a direct investment. In addition, UBS AG has interests in a number of funds created and sponsored by third parties, including exchange-traded funds and hedge funds, to hedge issued structured products.

*Business combinations*

Business combinations are accounted for using the acquisition method. As of the acquisition date, UBS AG recognizes the identifiable assets acquired and the liabilities assumed at their acquisition-date fair values. For each business combination, UBS AG measures the non-controlling interests in the acquiree (present ownership interests providing entitlement to a proportionate share of the net assets of the acquiree in the event of liquidation) either at fair value or at their proportionate share of the acquiree's identifiable net assets.

The cost of an acquisition is the aggregate of the assets transferred, the liabilities incurred to former owners of the acquiree and the equity instruments issued, measured at acquisition-date fair values. Acquisition-related costs are expensed as incurred. Any contingent consideration that may be transferred by UBS AG is recognized at fair value at the acquisition date. If the contingent consideration is classified as an asset or liability, subsequent changes in the fair value of the contingent consideration are recognized in the income statement. If the contingent consideration is classified as equity, it is not remeasured and its subsequent settlement is accounted for within *Equity*.

Any excess of the aggregate of the consideration transferred and the amount recognized for non-controlling interests over the net identifiable assets acquired and liabilities assumed is considered goodwill and is recognized as a separate asset on the balance sheet, initially measured at cost. If the fair value of the net assets of the subsidiary acquired exceeds the aggregate of the consideration transferred and the amount recognized for non-

**Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**

controlling interests, the difference is recognized in the income statement on the acquisition date.

→ Refer to Note 31 for more information

**4) Associates and joint ventures**

Investments in entities in which UBS AG has significant influence, but not control, over the financial and operating policies of the entity are classified as investments in associates and accounted for under the equity method of accounting. Normally, significant influence is indicated when UBS AG owns between 20% and 50% of a company's voting rights. Investments in associates are initially recognized at cost, and the carrying amount is increased or decreased after the date of acquisition to recognize the UBS AG share of the investee's net profit or loss (including net profit or loss recognized directly in equity). Interests in joint ventures are also accounted for under the equity method of accounting. A joint venture is subject to a contractual agreement between UBS AG and one or more third parties, which establishes joint control over the relevant activities and provides rights to the net assets of the entity. Interests in joint ventures are classified as *Investments in associates*.

If the reporting date of an associate or joint venture is different than UBS AG's reporting date, the most recently available financial statements of the associate or joint venture are used to apply the equity method. Adjustments are made for effects of significant transactions or events that may occur between that date and the UBS AG reporting date.

Investments in associates and interests in joint ventures are classified as held for sale if their carrying amount will be recovered principally through a sale transaction rather than through continuing use. Refer to item 29 for more information.

→ Refer to Note 30 for more information on associates and joint ventures

**5) Recognition and derecognition of financial instruments**

UBS AG recognizes financial instruments on its balance sheet when UBS AG becomes a party to the contractual provisions of the instruments. UBS AG also acts in a trustee or other fiduciary capacity, which results in the holding or placing of assets on behalf of individuals, trusts, retirement benefit plans and other institutions. Unless the recognition criteria are satisfied, these assets and the related income are excluded from UBS AG's Financial Statements, as they are not assets of UBS AG.

**Financial assets**

UBS AG enters into certain transactions where it transfers financial assets recognized on its balance sheet but retains either all or a portion of the risks and rewards of the transferred financial assets. If all or substantially all of the risks and rewards are retained, the transferred financial assets are not derecognized from the balance sheet. Transactions where transfers of financial assets result in UBS AG retaining all or substantially all risks and rewards in-

clude securities lending and repurchase transactions described under items 13 and 14. They also include transactions where financial assets are sold to a third party together with a total return swap that results in UBS AG retaining all or substantially all risks and rewards of the transferred assets. These types of transactions are accounted for as secured financing transactions.

In transactions where substantially all of the risks and rewards of ownership of a financial asset are neither retained nor transferred, UBS AG derecognizes the financial asset if control over the asset is surrendered. The rights and obligations retained following the transfer are recognized separately as assets and liabilities, respectively. In transfers where control over the financial asset is retained, UBS AG continues to recognize the asset to the extent of its continuing involvement, determined by the extent to which it is exposed to changes in the value of the transferred asset following the transfer. Examples of such transactions include written put options, acquired call options, or other instruments linked to the performance of the transferred asset.

For the purposes of the UBS AG's disclosures of transferred financial assets, a financial asset is typically considered to have been transferred when UBS AG a) transfers the contractual rights to receive the cash flows of the financial asset or b) retains the contractual rights to receive the cash flows of that asset, but assumes a contractual obligation to pay the cash flows to one or more entities.

Where financial assets have been pledged as collateral or in similar arrangements, they are considered to have been transferred if the counterparty has received the contractual right to the cash flows of the pledged assets, as may be evidenced, for example, by the counterparty's right to sell or repledge the assets. Where the counterparty to the pledged financial assets has not received the contractual right to the cash flows, the assets are considered pledged, but not transferred.

→ Refer to Note 25b and 25c for more information on transferred financial assets

**Financial liabilities**

UBS AG derecognizes a financial liability from its balance sheet when it is extinguished, such as when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or has expired. When an existing financial liability is exchanged for a new one from the same lender on substantially different terms, or the terms of an existing liability are substantially modified, such an exchange or modification is treated as the derecognition of the original liability and the recognition of a new liability with any difference in the respective carrying amounts being recognized in the income statement.

**6) Determination of fair value**

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

→ Refer to Note 24 for more information



**Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**

## 7) Trading portfolio assets and liabilities

Non-derivative financial assets and liabilities are classified at acquisition as held for trading and presented in the trading portfolio if they are a) acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing in the near term, or b) part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit-taking.

The trading portfolio includes non-derivative financial instruments (including those with embedded derivatives) and commodities. Financial instruments that are considered derivatives in their entirety generally are presented on the balance sheet as *Positive replacement values* or *Negative replacement values*. Refer to item 15 for more information. The trading portfolio includes recognized assets and liabilities relating to proprietary, hedging and client-related business.

*Trading portfolio assets* include debt instruments (including those in the form of securities, money market paper and traded corporate and bank loans), equity instruments, assets held under unit-linked contracts and precious metals and other commodities owned by UBS AG (long positions). *Trading portfolio liabilities* include obligations to deliver financial instruments such as debt and equity instruments which UBS AG has sold to third parties but does not own (short positions).

Assets and liabilities in the trading portfolio are measured at fair value. Gains and losses realized on disposal or redemption of these assets and liabilities and unrealized gains and losses from changes in the fair value of these assets and liabilities are reported as *Net trading income*. Interest and dividend income and expense on these assets and liabilities are included in *Interest and dividend income* or *Interest and dividend expense*.

UBS AG uses settlement date accounting when recognizing assets and liabilities in the trading portfolio. From the date a purchase transaction is entered into (trade date) until settlement date, UBS AG recognizes any unrealized profits and losses arising from remeasuring the transaction to fair value in *Net trading income*. The corresponding receivable or payable is presented on the balance sheet as a *Positive replacement value* or *Negative replacement value*, respectively. On settlement date, the resulting financial asset is recognized on the balance sheet at the fair value of the consideration given or received, plus or minus the change in fair value of the contract since the trade date. From the trade date of a sales transaction, unrealized profits and losses are no longer recognized and, on settlement date, the asset is derecognized.

*Trading portfolio assets* transferred to external parties that do not qualify for derecognition (refer to item 5 for more information) and where the transferee has obtained the right to sell or repledge the assets continue to be classified on the UBS AG balance sheet as *Trading portfolio assets* but are identified as *Assets pledged as collateral which may be sold or repledged by counterparties*. Such assets continue to be measured at fair value.

→ Refer to Note 13 and 24 for more information on trading portfolio assets and liabilities

## 8) Financial assets and financial liabilities designated at fair value through profit or loss

A financial instrument may only be designated at fair value through profit or loss upon initial recognition and this designation cannot be changed subsequently. Financial assets and financial liabilities designated at fair value are presented on separate lines on the face of the balance sheet. The fair value option can be applied only if one of the following criteria is met:

- the financial instrument is a hybrid instrument which includes a substantive embedded derivative;
- the financial instrument is part of a portfolio which is risk managed on a fair value basis and reported to senior management on that basis or
- the application of the fair value option eliminates or significantly reduces an accounting mismatch that would otherwise arise.

UBS AG has used the fair value option to designate most of its issued hybrid debt instruments as financial liabilities designated at fair value through profit or loss, on the basis that such financial instruments include embedded derivatives and/or are managed on a fair value basis. Such hybrid debt instruments predominantly include the following:

- *Equity-linked bonds or notes*: linked to a single stock, a basket of stocks or an equity index;
- *Credit-linked bonds or notes*: linked to the performance (coupon and/or redemption amount) of single names (such as a company or a country) or a basket of reference entities and
- *Rates-linked bonds or notes*: linked to a reference interest rate, interest rate spread or formula.

The fair value option is applied to certain loans and loan commitments, otherwise accounted for at amortized cost, which are hedged predominantly with credit derivatives. The application of the fair value option to the loans and loan commitments reduces an accounting mismatch, as the credit derivatives are accounted for as derivative instruments at fair value through profit or loss. Similarly, UBS AG has applied the fair value option to certain structured loans and reverse repurchase and securities borrowing agreements which are part of portfolios managed on a fair value basis.

The fair value option is applied to assets held to hedge deferred cash-settled employee compensation awards, in order to reduce an accounting mismatch that would otherwise arise due to the liability being measured on a fair value basis.

Fair value changes related to financial instruments designated at fair value through profit or loss are recognized in *Net trading income*. Interest income and interest expense on financial assets and liabilities designated at fair value through profit or loss are recognized in *Interest income on financial assets designated at fair value* or *Interest expense on financial liabilities designated at fair value*, respectively.

UBS AG applies the same recognition and derecognition principles to financial instruments designated at fair value as to finan-

**Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**

cial instruments in the trading portfolio. Refer to items 5 and 7 for more information.

→ Refer to Notes 3, 20, 24e and 27d for more information on financial assets and liabilities designated at fair value

**9) Financial investments available-for-sale**

*Financial investments available-for-sale* are non-derivative financial assets that are not classified as held for trading, designated at fair value through profit or loss, or loans and receivables. They are recognized on a settlement date basis.

Financial investments available-for-sale include debt securities held as part of the multi-currency portfolio of unencumbered, high-quality, liquid assets, a majority of which are short-term, managed centrally by Group Treasury, strategic equity investments, certain investments in real estate funds, certain equity instruments including private equity investments, and debt instruments and non-performing loans acquired in the secondary market.

Financial investments available-for-sale are recognized initially at fair value less transaction costs and are measured subsequently at fair value. Unrealized gains and losses are reported in *Other comprehensive income* within *Equity*; net of applicable income taxes, until such investments are sold, collected or otherwise disposed of, or until any such investment is determined to be impaired. Unrealized gains before tax are presented separately from unrealized losses before tax in Note 15.

For monetary instruments (such as debt securities), foreign exchange translation gains and losses determined by reference to the instrument's amortized cost basis are recognized in *Net trading income*. Foreign exchange translation gains and losses related to other changes in fair value are recognized in *Other comprehensive income* within *Equity*. Foreign exchange translation gains and losses associated with non-monetary instruments (such as equity securities) are part of the overall fair value change of the instruments and are recognized in *Other comprehensive income* within *Equity*.

Interest and dividend income on financial investments available-for-sale are included in *Interest and dividend income from financial investments available-for-sale*. Interest income is determined by reference to the instrument's amortized cost basis using the effective interest rate (EIR).

On disposal of an investment, any related accumulated unrealized gains or losses included in *Equity* are transferred to the income statement and reported in *Other income*. Gains or losses on disposal are determined using the average cost method.

At each balance sheet date, UBS AG assesses whether indicators of impairment are present for an available-for-sale investment. An available-for-sale investment is impaired when there is objective evidence that, as a result of one or more events that occurred after the initial recognition of the investment, the estimated future cash flows from the investment have decreased. A significant or prolonged decline in the fair value of an available-for-sale equity instru-

ment below its original cost is considered objective evidence of an impairment. In the event of a significant decline in fair value below its original cost (20%) or a prolonged decline (six months), an impairment is recorded unless facts and circumstances clearly indicate that this information, on its own, is not evidence of an impairment.

For debt investments, objective evidence of impairment includes significant financial difficulty for the issuer or counterparty, default or delinquency in interest or principal payments, or it becoming probable that the borrower will enter bankruptcy or financial reorganization. If a financial investment available-for-sale is determined to be impaired, the related cumulative net unrealized loss previously recognized in *Other comprehensive income* within *Equity* is reclassified to the income statement within *Other income*. For equity instruments, any further loss is recognized directly in the income statement, whereas for debt instruments, any further loss is recognized in the income statement only if there is additional objective evidence of impairment. After the recognition of an impairment on a financial investment available-for-sale, increases in the fair value of equity instruments are reported in *Other comprehensive income* within *Equity* and increases in the fair value of debt instruments up to amortized cost in original currency are recognized in *Other income*, provided that the fair value increase is related to an event occurring after the impairment loss was recorded.

UBS AG applies the same recognition and derecognition principles to financial assets available-for-sale as to financial instruments in the trading portfolio (refer to items 5 and 7 for more information), except that unrealized gains and losses between trade date and settlement date are recognized in *Other comprehensive income* within *Equity* rather than in the income statement.

→ Refer to Note 15 and 24 for more information on financial investments available-for-sale

**10) Loans and receivables**

Loans and receivables are non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market, not classified as held-for-trading, not designated as at fair value through profit and loss or available-for-sale, and are not assets for which UBS AG may not recover substantially all of its initial net investment, other than because of a credit deterioration. Financial assets classified as loans and receivables include:

- originated loans where funding is provided directly to the borrower;
- participation in a loan from another lender and purchased loans;
- securities which were classified as loans and receivables at acquisition date, such as auction rate securities in the Legacy Portfolio;
- securities previously in the trading portfolio and reclassified to loans and receivables (refer to Note 27c for more information).

**Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**

Loans and receivables are recognized when UBS AG becomes a party to the contractual provisions of the instrument, which is when funding is advanced to borrowers. They are recorded initially at fair value, based on the amount provided to originate or purchase the loan or receivable, together with any transaction costs directly attributable to the acquisition. Subsequently, they are measured at amortized cost using the EIR method, less allowances for credit losses. Refer to item 11 for information on allowances for credit losses and to Note 27a for an overview of the financial assets classified as loans and receivables.

Interest on loans and receivables is included in *Interest earned on loans and advances* and is recognized on an accrual basis. Up-front fees and direct costs relating to loan origination, refinancing or restructuring as well as to loan commitments are generally deferred and amortized to *Interest earned on loans and advances* over the life of the loan using the EIR method. For loan commitments that are not expected to result in a loan being advanced, the fees are recognized in *Net fee and commission income* over the commitment period. For loan syndication fees where UBS AG does not retain a portion of the syndicated loan, or where UBS AG does retain a portion of the syndicated loan at the same effective yield for comparable risk as other participants, fees are credited to *Net fee and commission income* when the services have been provided.

*Presentation of receivables from central banks*

Deposits with central banks which are available on demand are presented on the balance sheet as *Cash and balances with central banks*. All longer-dated receivables with central banks are presented under *Due from banks*.

*Financial assets reclassified to loans and receivables*

When a financial asset is reclassified from held for trading to loans and receivables, the financial asset is reclassified at its fair value on the date of reclassification. Any gain or loss recognized in the income statement before reclassification is not reversed. The fair value of a financial asset on the date of reclassification becomes its cost basis going forward. In 2008 and 2009, UBS AG determined that certain financial assets classified as held for trading were no longer held for the purpose of selling or repurchasing in the near term and that UBS AG had the intention and ability to hold these assets for the foreseeable future, considered to be a period of approximately twelve months from the reclassification. Therefore, these assets were reclassified from held-for-trading to loans and receivables.

→ Refer to Note 27c for more information

*Renegotiated loans*

A renegotiated or restructured loan is a loan for which the terms have been modified or for which additional collateral has been requested that was not contemplated in the original contract.

Typical key features of terms and conditions granted through renegotiation to avoid default include special interest rates, postponement of interest or amortization payments, modification of the schedule of repayments or amendment of loan maturity. There is no change in the EIR following a renegotiation.

If a loan is renegotiated with preferential conditions (i.e., new/modified terms and conditions are agreed which do not meet the normal market criteria for the quality of the obligor and the type of loan), the position is still classified as non-performing and is rated as being in counterparty default. It will remain so until the loan is collected or written off and will be assessed for impairment on an individual basis.

If a loan is renegotiated on a non-preferential basis (e.g., additional collateral is provided by the client, or new terms and conditions are agreed which meet the normal market criteria, for the quality of the obligor and the type of loan), the loan will be re-rated using UBS AG's regular rating scale. In these circumstances, the loan is removed from impaired status and therefore included in the collective assessment of loan loss allowances, unless an indication of impairment exists, in which case the loan is assessed for impairment on an individual basis. For the purposes of measuring credit losses within the collective loan loss assessment, these loans are not segregated from other loans which have not been renegotiated. Management regularly reviews all loans to ensure that all criteria according to the loan agreement continue to be met and that future payments are likely to occur.

A restructuring of a loan could lead to a fundamental change in the terms and conditions of a loan, resulting in the original loan being derecognized and a new loan being recognized.

If a loan is derecognized in these circumstances, the new loan is measured at fair value at initial recognition. Any allowance taken to date against the original loan is eliminated and is not attributed to the new loan. Consequently, the new loan is assessed for impairment on an individual basis. If the loan is not impaired, the loan is included within the general collective loan assessment for the purpose of measuring credit losses.

*11) Allowances and provisions for credit losses*

An allowance or provision for credit losses is established if there is objective evidence that UBS AG will be unable to collect all amounts due (or the equivalent thereof) on a claim based on the original contractual terms due to credit deterioration of the issuer or counterparty. A claim means a loan or receivable carried at amortized cost, or a commitment such as a letter of credit, a guarantee, or another similar instrument. Objective evidence of impairment includes significant financial difficulty for the issuer or counterparty, default or delinquency in interest or principal payments, or it becoming probable that the borrower will enter bankruptcy or financial reorganization.

An allowance for credit losses is reported as a reduction of the carrying value of a claim on the balance sheet. For an off-

**Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**

balance-sheet item, such as a commitment, a provision for credit loss is reported in *Provisions*. Changes to allowances and provisions for credit losses are recognized as *Credit loss expense/recovery*.

Allowances and provisions for credit losses are evaluated at both a counterparty-specific level and collectively based on the following principles:

*Counterparty-specific:* A loan is considered impaired when management determines that it is probable that UBS AG will not be able to collect all amounts due (or the equivalent value thereof) based on the original contractual terms. Individual credit exposures are evaluated based on the borrower's character, overall financial condition and capacity, resources and payment record, the prospects for support from any financially responsible guarantors and, where applicable, the realizable value of any collateral. The estimated recoverable amount is the present value, calculated using the claim's original EIR, of expected future cash flows including amounts that may result from restructuring or the liquidation of collateral. If a loan has a variable interest rate, the discount rate used for calculating the recoverable amount is the current EIR. Impairment is measured and allowances for credit losses are established based on the difference between the carrying amount and the estimated recoverable amount. Upon impairment, the accrual of interest income based on the original terms of the loan is discontinued. The increase of the present value of the impaired loan due to the passage of time is reported as *Interest income*.

All impaired loans are reviewed and analyzed at least annually. Any subsequent changes to the amounts and timing of the expected future cash flows compared with prior estimates result in a change in the allowance for credit losses and are charged or credited to *Credit loss expense/recovery*. An allowance for impairment is reversed only when the credit quality has improved to such an extent that there is reasonable assurance of timely collection of principal and interest in accordance with the original contractual terms of the claim, or the equivalent value thereof. A write-off is made when all or part of a claim is deemed uncollectible or forgiven. Write-offs reduce the principal amount of a claim and are charged against previously established allowances for credit losses or, if no allowance has been established previously, directly to *Credit loss expense/recovery*. Recoveries, in part or in full, of amounts previously written off are credited to *Credit loss expense/recovery*.

A loan is classified as non-performing when the payment of interest, principal or fees is overdue by more than 90 days, when insolvency proceedings have commenced, or when obligations have been restructured on preferential terms. Loans are evaluated individually for impairment when amounts have been overdue by more than 90 days, or if other objective evidence indicates that a loan may be impaired.

*Collectively:* All loans for which no impairment is identified at a counterparty-specific level are grouped on the basis of

UBS AG's internal credit grading system that considers credit risk characteristics such as asset type, industry, geographical location, collateral type, past-due status and other relevant factors, to collectively assess whether impairment exists within a portfolio. Future cash flows for a group of financial assets that are collectively evaluated for impairment are estimated on the basis of historical loss experience for assets with credit risk characteristics similar to those in the group. Historical loss experience is adjusted on the basis of current observable data to reflect the effects of current conditions of the group of financial assets on which the historical loss experience is based and to remove the effects of conditions in the historical period that do not exist currently in the portfolio. Estimates of changes in future cash flows for the group of financial assets reflect, and are directionally consistent with, changes in related observable data from year to year. The methodology and assumptions used for estimating future cash flows for the group of financial assets are reviewed regularly to reduce any differences between loss estimated and actual loss experience. Allowances from collective assessment of impairment are recognized as *Credit loss expense/recovery* and result in an offset to the aggregated loan position. As the allowance cannot be allocated to individual loans, the loans are not considered to be impaired and interest is accrued on each loan according to its contractual terms. If objective evidence becomes available that indicates that an individual financial asset is impaired, it is removed from the group of financial assets assessed for impairment on a collective basis and is assessed separately as a counterparty-specific claim.

*Reclassified securities and similar acquired securities carried at amortized cost:* Estimated cash flows associated with financial assets reclassified from the held for trading category to loans and receivables in accordance with the requirements in item 10 and other similar assets acquired subsequently are revised periodically. Adverse revisions in cash flow estimates related to credit events are recognized in the income statement as *Credit loss expense*. For reclassified securities, increases in estimated future cash receipts, as a result of increased recoverability over those expected at the time of reclassification, are recognized as an adjustment to the EIR on the loan from the date of change (refer to Note 27c for more information).

→ Refer to Note 12 for more information on allowances and provisions for credit losses

12) *Securitization structures set up by UBS AG*  
UBS AG securitizes certain financial assets, generally selling *Trading portfolio assets* to SEs which issue securities to investors. UBS AG applies the policies set out in item 3 in determining whether the respective SE must be consolidated and those set out in item 5 in determining whether derecognition of transferred financial assets is appropriate. The following statements mainly apply to transfers of financial assets which qualify for derecognition.

**Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**

Gains or losses related to the sale of *Trading portfolio assets* involving a securitization are recognized when the derecognition criteria are satisfied with the gain or loss being classified in *Net trading income*.

Interests in the securitized financial assets may be retained in the form of senior or subordinated tranches, interest-only strips or other residual interests (retained interests). Retained interests are primarily recorded in *Trading portfolio assets* and are carried at fair value. Synthetic securitization structures typically involve derivative financial instruments for which the principles set out in item 15 apply.

UBS AG acts as structurer and placement agent in various mortgage-backed securities (MBS) and other asset-backed securities (ABS) securitizations. In such capacity, UBS AG may purchase collateral on its own behalf or on behalf of clients during the period prior to securitization. UBS AG then typically sells the collateral into designated trusts upon closing of the securitization. In other securitizations, UBS AG may only provide financing to a designated trust in order to fund the purchase of collateral by the trust prior to securitization. UBS AG underwrites the offerings to investors, earning fees for its placement and structuring services. Consistent with the valuation of similar inventory, fair value of retained tranches is initially and subsequently determined using market price quotations where available or internal pricing models that utilize variables such as yield curves, prepayment speeds, default rates, loss severity, interest rate volatilities and spreads. Where possible, assumptions based on observable transactions are used to determine the fair value of retained interests, but for some interests substantially no observable information is available.

→ Refer to Note 30c for more information on the UBS AG's involvement with securitization vehicles

**13) Securities borrowing and lending**

Securities borrowing and securities lending transactions are generally entered into on a collateralized basis. In such transactions, UBS AG typically borrows or lends equity and debt securities in exchange for securities or cash collateral. Additionally, UBS AG borrows securities from its clients' custody accounts in exchange for a fee. The transactions are normally conducted under standard agreements employed by financial market participants and are undertaken with counterparties subject to UBS AG's normal credit risk control processes. UBS AG monitors on a daily basis the market value of the securities received or delivered and requests or provides additional collateral or returns or recalls surplus collateral in accordance with the underlying agreements.

Cash collateral received is recognized with a corresponding obligation to return it (*Cash collateral on securities lent*) and cash collateral delivered is derecognized and a corresponding receivable reflecting UBS AG's right to receive it back is recorded (*Cash collateral on securities borrowed*). The securities which have been transferred are not recognized on, or derecognized from, the bal-

ance sheet unless the risks and rewards of ownership are also transferred. Refer to item 5 for more information. UBS AG-owned securities transferred to a borrower that is granted the right to sell or repledge those transferred securities are presented on the balance sheet as *Trading portfolio assets, of which: assets pledged as collateral which may be sold or repledged by counterparties*. Securities received in a borrowing transaction are disclosed as off-balance-sheet items if UBS AG has the right to resell or repledge them, with additional disclosure provided for securities that UBS AG has actually resold or repledged. The sale of securities which is settled by delivering securities received in a borrowing transaction generally triggers the recognition of a trading liability (short sale). Where securities are either received or delivered in lieu of cash (securities for securities transactions), neither the securities received or delivered nor the obligation to return or right to receive the securities are recognized on the balance sheet, as the derecognition criteria are not met. Refer to item 5 for more information.

Interest receivable or payable for financing transactions is recognized in the income statement on an accrual basis and is recorded as *Interest income* or *Interest expense*.

→ Refer to Notes 11, 25 and 26 for more information on securities borrowing and lending

**14) Repurchase and reverse repurchase transactions**

Securities purchased under agreements to resell (*Reverse repurchase agreements*) and securities sold under agreements to repurchase (*Repurchase agreements*) are treated as collateralized financing transactions. Nearly all reverse repurchase and repurchase agreements involve debt instruments, such as bonds, notes or money market paper. The transactions are normally conducted under standard agreements employed by financial market participants and are undertaken with counterparties subject to UBS AG's normal credit risk control processes. UBS AG monitors on a daily basis the market value of the securities received or delivered and requests or provides additional collateral or returns or recalls surplus collateral in accordance with the underlying agreements.

In a reverse repurchase agreement, the cash delivered is derecognized and a corresponding receivable, including accrued interest, is recorded in the balance sheet line *Reverse repurchase agreements*, representing UBS AG's right to receive the cash back. Similarly, in a repurchase agreement, the cash received is recognized and a corresponding obligation, including accrued interest, is recorded in the balance sheet line *Repurchase agreements*. Securities received under reverse repurchase agreements and securities delivered under repurchase agreements are not recognized on or derecognized from the balance sheet, unless the risks and rewards of ownership are transferred. UBS AG-owned securities transferred to a recipient who is granted the right to resell or repledge them are presented on the balance sheet as *Trading portfolio assets, of which: assets*

**Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**

pledged as collateral which may be sold or repledged by counterparties. Securities received in reverse repurchase agreements are disclosed as off-balance-sheet items if UBS AG has the right to resell or repledge them, with additional disclosure provided for securities that UBS AG has actually resold or repledged (refer to Note 25d for more information). Additionally, the sale of securities which is settled by delivering securities received in reverse repurchase transactions generally triggers the recognition of a trading liability (short sale).

Interest earned on reverse repurchase agreements and interest incurred on repurchase agreements is recognized as interest income or interest expense over the life of each agreement.

UBS AG generally offsets reverse repurchase agreements and repurchase agreements with the same counterparty, maturity, currency and Central Securities Depository (CSD) in accordance with the relevant accounting requirements. Refer to item 35 for more information.

→ Refer to Notes 11, 25 and 26 for more information on repurchase and reverse repurchase transactions

**15) Derivative instruments and hedge accounting**

Derivatives are initially recognized at fair value on the date the derivative contract is entered into and are remeasured subsequently to fair value. The method of recognizing fair value gains or losses depends on whether derivatives are held for trading, or are designated and effective as hedging instruments. If designated as hedging instruments, the method of recognizing gains or losses depends on the nature of the risk being hedged as described within this item.

Derivative instruments are generally reported on the balance sheet as *Positive replacement values* or *Negative replacement values*. However, exchange-traded derivatives which are economically settled on a daily basis and certain OTC derivatives which qualify for IFRS netting and are in substance net settled on a daily basis are classified as *Cash collateral receivables on derivative instruments* or *Cash collateral payables on derivative instruments*. Products that receive this treatment include futures contracts, 100% daily margined exchange-traded options and interest rate swaps transacted with the London Clearing House. Changes in the fair values of derivatives are recorded in *Net trading income*, unless the derivatives are designated and effective as hedging instruments in certain types of hedge accounting relationships.

→ Refer to Note 14 for more information on derivative instruments and hedge accounting

**Hedge accounting**

UBS AG uses derivative instruments as part of its risk management activities to manage exposures particularly to interest rate and foreign currency risks, including exposures arising from forecast transactions. If derivative and non-derivative instruments meet certain criteria specified below, they may be designated as hedging instruments in hedges of the change in fair value of rec-

ognized assets or liabilities (fair value hedges), hedges of the variability in future cash flows attributable to a recognized asset or liability or highly probable forecast transactions (cash flow hedges) or hedges of a net investment in a foreign operation (net investment hedges).

At the time a financial instrument is designated in a hedge relationship, UBS AG formally documents the relationship between the hedging instrument(s) and hedged item(s), including the risk management objectives and strategy in undertaking the hedge transaction and the methods that will be used to assess the effectiveness of the hedging relationship. Accordingly, UBS AG assesses, both at the inception of the hedge and on an ongoing basis, whether the hedging instruments, primarily derivatives, have been "highly effective" in offsetting changes in the fair value or cash flows associated with the designated risk of the hedged items. A hedge is considered highly effective if the following criteria are met: (i) at inception of the hedge and throughout its life, the hedge is expected to be highly effective in achieving offsetting changes in fair value or cash flows attributable to the hedged risk and (ii) actual results of the hedge are within a range of 80% to 125%. In the case of hedging forecast transactions, the transaction must have a high probability of occurring and must present an exposure to variations in cash flows that could ultimately affect the reported net profit or loss. UBS AG discontinues hedge accounting voluntarily, or when UBS AG determines that a hedging instrument is not, or has ceased to be, highly effective as a hedge, when the derivative expires or is sold, terminated or exercised, when the hedged item matures, is sold or repaid or when forecast transactions are no longer deemed highly probable.

Hedge ineffectiveness represents the amount by which the changes in the fair value of the hedging instrument differ from changes in the fair value of the hedged item attributable to the hedged risk, or the amount by which changes in the present value of future cash flows of the hedging instrument exceed changes in the present value of (expected) future cash flows of the hedged item. Such ineffectiveness is recorded in current period earnings in *Net trading income*. Interest income and expense on derivatives designated as hedging instruments in effective hedge relationships is included in *Net interest income*.

**Fair value hedges**

For qualifying fair value hedges, the change in the fair value of the hedging instrument is recognized in the income statement along with the change in the fair value of the hedged item that is attributable to the hedged risk. In fair value hedges of interest rate risk, the fair value change of the hedged item attributable to the hedged risk is reflected in the carrying value of the hedged item. If the hedge accounting relationship is terminated for reasons other than the derecognition of the hedged item, the difference between the carrying value of the hedged item at that point and the value at which it would have been carried had the hedge never existed (the unamortized fair value adjustment) is amortized

**Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**

to the income statement over the remaining term to maturity of the hedged item.

For a portfolio hedge of interest rate risk, the equivalent change in fair value is reflected within *Other assets* or *Other liabilities*. If the hedge relationship is terminated for reasons other than the derecognition of the hedged item, the amount included in *Other assets* or *Other liabilities* is amortized to the income statement over the remaining term to maturity of the hedged items.

*Cash flow hedges*

Fair value gains or losses associated with the effective portion of derivatives designated as cash flow hedges for cash flow repricing risk are recognized initially in *Other comprehensive income* within *Equity*. When the hedged forecast cash flows affect profit or loss, the associated gains or losses on the hedging derivatives are reclassified from *Equity* to the income statement.

If a cash flow hedge for forecasted transactions is deemed to be no longer effective, or if the hedge relationship is terminated, the cumulative gains or losses on the hedging derivatives previously reported in *Equity* remain there until the committed or forecasted transactions occur and affect profit or loss. If the forecasted transactions are no longer expected to occur, the deferred gains or losses are reclassified immediately to the income statement.

*Hedges of net investments in foreign operations*

Hedges of net investments in foreign operations are accounted for similarly to cash flow hedges. Gains or losses on the hedging instrument relating to the effective portion of the hedge are recognized directly in *Equity* (and presented in the statement of changes in equity and statement of comprehensive income under *Foreign currency translation*), while any gains or losses relating to the ineffective and/or undesignated portion (for example, the interest element of a forward contract) are recognized in the income statement. Upon disposal or partial disposal of the foreign operation or its liquidation, the cumulative value of any such gains or losses associated with the entity, and recognized directly in *Equity*, is reclassified to the income statement.

*Economic hedges that do not qualify for hedge accounting*

Derivative instruments that are transacted as economic hedges but do not qualify for hedge accounting are treated in the same way as derivative instruments used for trading purposes (i.e., realized and unrealized gains and losses are recognized in *Net trading income*), except for the forward points on certain short duration foreign exchange contracts, which are reported in *Net interest income*.

→ Refer to Note 14 for more information on economic hedges

*Embedded derivatives*

Derivatives may be embedded in other financial instruments (host contracts). For example, they could be represented by the con-

version feature embedded in a convertible bond. Such combinations are known as hybrid instruments and arise predominantly from the issuance of certain structured debt instruments. An embedded derivative is generally required to be separated from the host contract and accounted for as a standalone derivative instrument at fair value through profit or loss if: (i) the host contract is not carried at fair value with changes in fair value reported in the income statement, (ii) the economic characteristics and risks of the embedded derivative are not closely related to the economic characteristics and risks of the host contract and (iii) the terms of the embedded derivative would meet the definition of a standalone derivative were they contained in a separate contract. Bifurcated embedded derivatives are presented on the same balance sheet line as the host contract, and are shown in Note 27a in the Held for trading category, reflecting the measurement and recognition principles applied.

Typically, UBS AG applies the fair value option to hybrid instruments (refer to item 8 for more information), in which case bifurcation of an embedded derivative component is not required.

## 16) Loan commitments

Loan commitments are defined amounts (unutilized credit lines or undrawn portions of credit lines) against which clients can borrow money under defined terms and conditions.

Loan commitments that can be cancelled at any time by UBS AG at its discretion, according to their general terms and conditions, are not recognized on the balance sheet and are not included in the off-balance-sheet disclosures. Upon a loan drawdown by the counterparty, the amount of the loan is accounted for in accordance with *Loans and receivables*. Refer to item 10 for more information.

Irrevocable loan commitments (where UBS AG has no right to withdraw the loan commitment once communicated to the beneficiary, or which are revocable only due to automatic cancellation upon deterioration in a borrower's creditworthiness) are classified into the following categories:

- derivative loan commitments, being loan commitments that can be settled net in cash or by delivering or issuing another financial instrument, or loan commitments for which there is evidence of selling loans resulting from similar loan commitments before or shortly after origination;
- loan commitments designated at fair value through profit and loss (refer to item 8 for more information) and
- all other loan commitments. These are not recorded in the balance sheet, but a provision is recognized if it is probable that a loss has been incurred and a reliable estimate of the amount of the obligation can be made. Other loan commitments include irrevocable forward starting reverse repurchase and irrevocable securities borrowing agreements. Any change in the liability relating to these other loan commitments is recorded in the income statement in *Credit loss expense/recovery*. Refer to items 11 and 27 for more information.

**Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**

## 17) Financial guarantee contracts

Financial guarantee contracts are contracts that require the issuer to make specified payments to reimburse the holder for an incurred loss because a specified debtor fails to make payments when due in accordance with the terms of a specified debt instrument. UBS AG issues such financial guarantees to banks, financial institutions and other parties on behalf of clients to secure loans, overdrafts and other banking facilities.

Certain written financial guarantees that are managed on a fair value basis are designated at fair value through profit or loss. Refer to item 8 for more information. Financial guarantees that are not managed on a fair value basis are initially recognized in the financial statements at fair value. Subsequent to initial recognition, these financial guarantees are measured at the higher of the amount initially recognized less cumulative amortization, and to the extent a payment under the guarantee has become probable, the present value of the expected payment. Any change in the liability relating to probable expected payments resulting from guarantees is recorded in the income statement in *Credit loss expense/recovery*.

## 18) Cash and cash equivalents

For the purposes of the statement of cash flows, cash and cash equivalents comprise balances with an original maturity of three months or less including cash, money market paper and balances with central and other banks.

## 19) Physical commodities

Physical commodities (precious metals, base metals and other commodities) held by UBS AG as a result of its broker-trader activities are accounted for at fair value less costs to sell and recognized within *Trading portfolio assets*. Changes in fair value less costs to sell are recorded in *Net trading income*.

## 20) Property and equipment

Property and equipment includes own-used properties, investment properties, leasehold improvements, information technology hardware, externally purchased and internally generated software and communication and other similar equipment. With the exception of investment properties, *Property and equipment* is carried at cost (which includes capitalized interest from associated borrowings, where applicable), less accumulated depreciation and impairment losses, and is reviewed periodically for impairment.

→ Refer to Note 16 for more information on property and equipment

*Classification of own-used property*

Own-used property is defined as property held by UBS AG for use in the supply of services or for administrative purposes, whereas investment property is defined as property held to earn rental income and/or for capital appreciation. Where a property of UBS

AG includes an own-used portion and an investment portion which can be sold separately, they are separately accounted for as own-used property and investment property. If the portions cannot be sold separately, the whole property is classified as own-used unless the portion used by UBS AG is minor. The classification of property is reviewed on a regular basis. When the use of a property changes from own-used to investment property, the property is remeasured to fair value and reclassified as investment property. Any gain arising on remeasurement is recognized in the income statement, to the extent that it reverses a previous impairment loss on the specific property, with any remaining gain recognized in *Other comprehensive income* within *Equity* and presented in the revaluation reserve within *Equity*. Any loss is recognized immediately in the income statement. When an investment property is reclassified as own-used property, its fair value at the date of reclassification becomes its cost basis for subsequent measurement purposes.

*Investment property*

Investment property is carried at fair value with changes in fair value recognized in the income statement in *Other income* in the period of change.

*Leasehold improvements*

Leasehold improvements are investments made to customize buildings and offices occupied under operating lease contracts to make them suitable for their intended purpose. The present value of estimated reinstatement costs required to bring a leased property back into its original condition at the end of the lease is capitalized as part of total leasehold improvements with a corresponding liability recognized to reflect the obligation incurred. Reinstatement costs are recognized in the income statement through depreciation of the capitalized leasehold improvements over their estimated useful lives and the liability is relieved as cash payments are applied.

*Property held for sale*

Where UBS AG has decided to sell non-current assets such as property or equipment and the sale of these assets is highly probable to occur within 12 months, these assets are classified as non-current assets held for sale and are reclassified to *Other assets*. Upon classification as held for sale, they are no longer depreciated and are carried at the lower of book value or fair value less cost to sell.

*Software*

Software development costs are recognized only when the costs can be measured reliably and it is probable that future economic benefits will arise.

*Estimated useful life of property and equipment*

Property and equipment is depreciated on a straight-line basis over its estimated useful life. Depreciation of property and equip-



**Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**

ment begins when it is available for use, that is, when it is in the location and condition necessary for it to be capable of operating in the manner intended by management.

*Estimated useful life of property and equipment*

Properties, excluding land	Not exceeding 67 years
Leasehold improvements	Residual lease term
Other machines and equipment	Not exceeding 10 years
IT hardware and communication equipment	Not exceeding 5 years
Software	Not exceeding 10 years

**21) Goodwill and intangible assets**

Goodwill represents the excess of the cost of an acquisition over the fair value of UBS AG's share of net identifiable assets of the acquired entity at the date of acquisition. Goodwill is not amortized. It is tested annually for impairment and, additionally, when an indication of impairment exists at the end of each reporting period. For goodwill impairment testing purposes, UBS AG considers the segments reported in Note 2a as separate cash-generating units, since this is the level at which the performance of investments is reviewed and assessed by management. The recoverable amount of a segment is determined on the basis of its value-in-use.

Intangible assets are comprised of separately identifiable intangible items arising from business combinations and certain purchased trademarks and similar items. Intangible assets are recognized at cost. The cost of an intangible asset acquired in a business combination is its fair value at the date of acquisition. Intangible assets with a definite useful life are amortized using the straight-line method over their estimated useful economic life, generally not exceeding 20 years. Intangible assets with an indefinite useful life are not amortized. In nearly all cases, identified intangible assets have a definite useful life. At each balance sheet date, intangible assets are reviewed for indications of impairment. If such indications exist, the intangible assets are analyzed to assess whether their carrying amount is fully recoverable. An impairment loss is recognized if the carrying amount exceeds the recoverable amount.

Intangible assets are classified into two categories: (i) infrastructure and (ii) customer relationships, contractual rights and other. Infrastructure consists of a branch network intangible asset recognized in connection with the acquisition of PaineWebber Group, Inc. Client relationships, contractual rights and other includes mainly intangible assets for client relationships, non-competitive agreements, favorable contracts, trademarks and trade names acquired in business combinations.

→ Refer to Note 17 for more information on goodwill and intangible assets

**22) Income taxes**

Income tax payable on profits is recognized as an expense based on the applicable tax laws in each jurisdiction in the period in

which profits arise. The tax effects of income tax losses available for carry forward are recognized as a deferred tax asset if it is probable that future taxable profit (based on profit forecast assumptions) will be available against which those losses can be utilized.

Deferred tax assets are recognized for temporary differences that will result in deductible amounts in future periods, but only to the extent that it is probable that sufficient taxable profits will be available against which these differences can be utilized. Deferred tax liabilities are recognized for temporary differences between the carrying amounts of assets and liabilities in the balance sheet and their amounts as measured for tax purposes, which will result in taxable amounts in future periods. Deferred tax assets and liabilities are measured at the tax rates that are expected to apply in the period in which the asset will be realized or the liability will be settled based on enacted rates.

Tax assets and liabilities of the same type (current or deferred) are offset when they arise from the same tax reporting group, they relate to the same tax authority, the legal right to offset exists, and they are intended to be settled net or realized simultaneously.

Current and deferred taxes are recognized as income tax benefit or expense in the income statement except for current and deferred taxes recognized (i) upon the acquisition of a subsidiary, (ii) for unrealized gains or losses on financial investments available-for-sale, for changes in fair value of derivative instruments designated as cash flow hedges, for remeasurements of defined benefit plans, and for certain foreign currency translations of foreign operations, (iii) for certain tax benefits on deferred compensation awards and (iv) for gains and losses on the sale of treasury shares. Deferred taxes recognized in a business combination (point (i)) are considered when determining goodwill. Amounts relating to points (ii), (iii) and (iv) are recognized in *Other comprehensive income within Equity*.

→ Refer to Note 8 for more information on income taxes

**23) Debt issued**

Debt issued is carried at amortized cost. In cases where, as part of the UBS AG's risk management activity, fair value hedge accounting is applied to fixed-rate debt instruments carried at amortized cost, their carrying amount is adjusted for changes in fair value related to the hedged exposure. Refer to item 15 for more information on hedge accounting. In most cases, structured notes issued are designated at fair value through profit or loss using the fair value option, on the basis that they are managed on a fair value basis, that the structured notes contain an embedded derivative, or both. Refer to item 8 for more information on the fair value option. The fair value option is not applied to certain structured notes that contain embedded derivatives that reference foreign exchange rates and/or precious metal prices. For these instruments, the embedded derivative component is measured on a fair value basis and the related underlying debt host component is measured on an amortized cost basis, with both components presented together within *Debt issued*.

**Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**

Debt issued and subsequently repurchased in relation to market-making or other activities is treated as redeemed. A gain or loss on redemption (depending on whether the repurchase price of the bond is lower or higher than its carrying value) is recorded in *Other income*. A subsequent sale of own bonds in the market is treated as a reissuance of debt. Interest expense on debt instruments measured at amortized cost is included in *Interest on debt issued*.

→ Refer to Note 21 for more information on debt issued

**24) Pension and other post-employment benefit plans**

UBS AG sponsors a number of post-employment benefit plans for its employees worldwide, which include defined benefit and defined contribution pension plans, and other post-employment benefits such as medical and life insurance benefits that are payable after the completion of employment. The major defined benefit pension plans are located in Switzerland, the UK, the US and Germany.

→ Refer to Note 28 for more information on pension and other post-employment benefit plans

**Defined benefit pension plans**

Defined benefit pension plans specify an amount of benefit that an employee will receive, which is usually dependent on one or more factors such as age, years of service and compensation. The defined benefit liability recognized in the balance sheet is the present value of the defined benefit obligation less the fair value of the plan assets at the balance sheet date. If the fair value of the plan assets is higher than the present value of the defined benefit obligation, the measurement of the resulting defined benefit asset is limited to the present value of economic benefits available in the form of refunds from the plan or reductions in future contributions to the plan. UBS AG applies the projected unit credit method to determine the present value of its defined benefit obligations, the related current service cost and, where applicable, past service cost. These amounts, which take into account the specific features of each plan, including risk sharing between the employee and employer, are calculated periodically by independent qualified actuaries.

**Defined contribution plans**

A defined contribution plan is a pension plan under which UBS AG pays fixed contributions into a separate entity from which post-employment and other benefits are paid. UBS AG has no legal or constructive obligation to pay further contributions if the plan does not hold sufficient assets to pay employees the benefits relating to employee service in the current and prior periods. UBS AG's contributions are expensed when the employees have rendered services in exchange for such contributions. This is generally in the year of contribution. Prepaid contributions are recognized as an asset to the extent that a cash refund or a reduction in future payments is available.

**Other post-retirement benefits**

UBS AG also provides post-retirement medical and life insurance benefits to certain retirees in the US and the UK. The expected costs of these benefits are recognized over the period of employment using the same accounting methodology used for defined benefit pension plans.

**25) Equity participation and other compensation plans****Transfer of deferred compensation plans**

As part of the Group reorganization, in the fourth quarter 2014, UBS Group AG assumed obligations of UBS AG as grantor in connection with outstanding awards under employee share, option, notional fund and deferred cash plans. This section separately describes the accounting policies applied to these plans during the periods prior to and post the Group reorganization and transfer of deferred compensation plans.

Periods prior to the Group reorganization and transfer of deferred compensation plans

**Equity participation plans**

UBS AG has established several equity participation plans in the form of share plans, option plans and share-settled stock appreciation right (SAR) plans. UBS AG's equity participation plans include mandatory, discretionary and voluntary plans. UBS AG recognizes the fair value of share, option and SAR awards granted to its employees, determined at the date of grant, as compensation expense over the period during which the employee is required to provide services in order to earn the award.

If the employee is not required to provide future services, such as for awards granted to employees who are retirement eligible, including those employees who meet full career retirement criteria, compensation expense is recognized on or prior to the grant date. Such awards may remain forfeitable until the legal vesting date if certain non-vesting conditions are not met. Forfeiture events resulting from breach of a non-vesting condition do not result in a reversal of compensation expense.

If future service is required, compensation expense is recognized over that future period. For awards that are delivered in tranches, each tranche is considered a separate award and amortized separately. Plans may contain provisions that shorten the required service period due to achievement of retirement eligibility or upon termination due to redundancy. In such instances, compensation expense is recognized over the period from grant date to the retirement eligibility or redundancy date. Forfeiture of these awards that occurs during the service period results in a reversal of compensation expense.

Awards settled in UBS AG shares or options are classified as equity settled. The fair value of an equity-settled award is determined at the date of grant and is not subsequently remeasured, unless its terms are modified such that the fair value immediately

#### Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

after modification exceeds the fair value immediately prior to modification. Any increase in fair value resulting from a modification is recognized as compensation expense, either over the remaining service period or, for vested awards, immediately.

Cash-settled awards are classified as liabilities and are remeasured to fair value at each balance sheet date as long as the award is outstanding. Changes in fair value are reflected in compensation expense and, on a cumulative basis, no compensation expense is recognized for awards that expire worthless or remain unexercised.

→ Refer to Note 29 for more information on equity participation plans

##### *Other compensation plans*

UBS AG has established other fixed and variable deferred compensation plans, the values of which are not linked to UBS AG's own equity. Deferred cash compensation plans are either mandatory or discretionary plans and include awards based on a notional cash amount, where ultimate payout is fixed or may vary based on achievement of performance conditions or the value of specified underlying assets. Compensation expense is recognized over the period that the employee is required to provide services to earn the award. If the employee is not required to provide future services, such as for awards granted to employees who are retirement eligible, including those employees who meet full career retirement criteria, compensation expense is recognized on or prior to the grant date. The amount recognized during the service period is based on an estimate of the amount expected to be paid out under the plan, such that cumulative expense recognized ultimately equals the cash distributed to employees. For awards in the form of alternative investment vehicles or similar structures, which provide employees with a payout based on the value of specified underlying assets, the initial value is based on the fair value of the underlying assets (e.g., money market funds, UBS and non-UBS mutual funds and other UBS-sponsored funds). These awards are remeasured at each reporting date based on the fair value of the underlying assets until the award is distributed. Changes in value are recognized proportionately to the elapsed service period. Forfeiture of these awards results in the reversal of compensation expense.

→ Refer to Note 29 for more information on other compensation plans

Periods post the Group reorganization and transfer of deferred compensation plans

##### *Equity participation plans*

UBS Group AG has established, and maintains the obligation to settle, several equity participation plans in the form of share plans, option plans and share-settled stock appreciation right (SAR) plans, which are granted to employees of UBS AG. UBS Group AG's equity participation plans include mandatory, discretionary and

voluntary plans. UBS AG recognizes the fair value of awards granted to its employees, determined at the grant date, over the period that the employee is required to provide services in order to earn the award.

If the employee is not required to provide future services, such as for awards granted to employees who are retirement eligible, including those employees who meet full career retirement criteria, compensation expense is recognized on or prior to the grant date. Such awards may remain forfeitable until the legal vesting date if certain non-vesting conditions are not met. Forfeiture events resulting from breach of a non-vesting condition do not result in a reversal of compensation expense.

If future service is required, compensation expense is recognized over that future period. For awards that are delivered in tranches, each tranche is considered a separate award and amortized separately. Plans may contain provisions that shorten the required service period due to achievement of retirement eligibility or upon termination due to redundancy. In such instances, compensation expense is recognized over the period from grant date to the retirement eligibility or redundancy date. Forfeiture of these awards that occurs during the service period results in a reversal of compensation expense.

UBS AG has no obligation to settle the awards and therefore awards over UBS Group AG shares or options are classified as equity settled share-based payment transactions. The fair value of an equity-settled award is determined at the date of grant and is not subsequently remeasured, unless its terms are modified such that the fair value immediately after modification exceeds the fair value immediately prior to modification. Any increase in fair value resulting from a modification is recognized as compensation expense, either over the remaining service period or, for vested awards, immediately.

→ Refer to Note 29 for more information on equity participation plans

##### *Other compensation plans*

UBS Group AG has established other fixed and variable deferred compensation plans, the values of which are not linked to UBS Group AG's or UBS AG's own equity. Deferred cash compensation plans are either mandatory or discretionary plans and include awards based on a notional cash amount, where ultimate payout is fixed or may vary based on achievement of performance conditions or the value of specified underlying assets. Compensation expense is recognized over the period that the employee is required to provide services to earn the award. If the employee is not required to provide future services, such as for awards granted to employees who are retirement eligible, including those employees who meet full career retirement criteria, compensation expense is recognized on or prior to the grant date. The amount recognized during the service period is based on an estimate of the amount expected to be paid out under the plan, such that cumulative expense recognized ultimately equals the

**Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**

cash distributed to employees. For awards in the form of alternative investment vehicles or similar structures, which provide employees with a payout based on the value of specified underlying assets, the initial value is based on the fair value of the underlying assets (e.g., money market funds, UBS and non-UBS mutual funds and other UBS-sponsored funds). These awards are remeasured at each reporting date based on the fair value of the underlying assets until the award is distributed. Changes in value are recognized proportionately to the elapsed service period. Forfeiture of these awards results in the reversal of compensation expense.

→ Refer to Note 29 for more information on other compensation plans

## 26) Amounts due under unit-linked investment contracts

Financial liabilities from unit-linked investment contracts are presented as *Other liabilities* on the balance sheet. These contracts allow investors to invest in a pool of assets through issued investment units. The unit holders receive all rewards and bear all risks associated with the reference asset pool. The financial liability represents the amounts due to unit holders and is equal to the fair value of the reference asset pool. Assets held under unit-linked investment contracts are presented as *Trading portfolio assets*.

→ Refer to Notes 13 and 23 for more information on unit-linked investment contracts

## 27) Provisions

Provisions are liabilities of uncertain timing or amount, and are recognized when UBS AG has a present obligation as a result of a past event, it is probable that an outflow of resources will be required to settle the obligation, and a reliable estimate of the amount of the obligation can be made.

The majority of UBS AG's provisions relate to litigation, regulatory and similar matters, restructuring, employee benefits, real estate and loan commitments and guarantees. Provisions that are similar in nature are aggregated to form a class, while the remaining provisions, including those of less significant amounts, are presented under *Other provisions*. Provisions are presented separately on the balance sheet and, when they are no longer considered uncertain in timing or amount, are reclassified to *Other liabilities – Other*.

UBS AG recognizes provisions for litigation, regulatory and similar matters when, in the opinion of management after seeking legal advice, it is more likely than not that UBS AG has a present legal or constructive obligation as a result of past events, it is probable that an outflow of resources will be required, and the amount can be reliably estimated.

Restructuring provisions are recognized when a detailed and formal restructuring plan has been approved and a valid expectation has been raised that the restructuring will be carried out, either through commencement of the plan or announcements to affected employees.

Provisions are recognized for lease contracts if the unavoidable costs of a contract exceed the benefits expected to be received under it (onerous lease contracts). For example, this may occur when a significant portion of leased property is expected to be vacant for an extended period.

Provisions for employee benefits are recognized mainly in respect of service anniversaries and sabbatical leave.

Provisions are recognized at the best estimate of the consideration required to settle the present obligation at the balance sheet date. Such estimates are based on all available information and are revised over time as more information becomes available. If the effect of the time value of money is material, provisions are discounted and measured at the present value of the expenditure expected to settle or discharge the obligation, using a rate that reflects the current market assessments of the time value of money and the risks specific to the obligation.

A provision is not recognized when UBS AG has a present obligation that has arisen from past events but it is not probable that an outflow of resources will be required to settle it, or a sufficiently reliable estimate of the amount of the obligation cannot be made. Instead, a contingent liability is disclosed, unless the likelihood of an outflow of resources is remote. Contingent liabilities are also disclosed for possible obligations that arise from past events whose existence will be confirmed only by uncertain future events not wholly within the control of UBS AG.

→ Refer to Note 22 for more information on provisions

## 28) Equity, treasury shares and contracts on UBS AG shares

*Non-controlling interests and preferred noteholders*

*Net profit* and *Equity* are presented including non-controlling interests and preferred noteholders. *Net profit* is split into *Net profit attributable to UBS AG shareholders*, *Net profit attributable to non-controlling interests* and *Net profit attributable to preferred noteholders*. *Equity* is split into *Equity attributable to UBS AG shareholders*, *Equity attributable to non-controlling interests* and *Equity attributable to preferred noteholders*.

*UBS AG shares held (treasury shares)*

UBS AG shares held by UBS AG are presented in *Equity* as *Treasury shares* at their acquisition cost, which includes transaction costs. Treasury shares are deducted from *Equity* until they are cancelled or reissued. The difference between the proceeds from sales of treasury shares and their weighted average cost (net of tax, if any) is reported as *Share premium*.

*Preferred notes issued to non-consolidated preferred securities entities*

On 1 January 2013, UBS AG deconsolidated certain entities that issued preferred securities, which resulted in UBS AG recognizing the subordinated notes (that is, the preferred notes) issued to these entities rather than the preferred securities issued by them.

**Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**

UBS AG has fully and unconditionally guaranteed all contractual payments on the preferred securities. UBS AG's obligations under these guarantees are subordinated to the full prior payment of the deposit liabilities of UBS AG and all other liabilities of UBS AG. All but one of the preferred notes, which is classified as a liability, contain no contractual obligation to deliver cash, and, therefore, were classified as equity instruments.

The preferred notes classified as equity instruments are presented as *Equity attributable to preferred noteholders* on the consolidated balance sheet and statement of changes in equity. Distributions on these preferred notes are presented as *Net profit attributable to preferred noteholders* in the consolidated income statement and statement of comprehensive income.

For the preferred note classified as liability, interest is accrued through the income statement and presented within *Net interest income*.

**Net cash settlement contracts**

Prior to the share-for-share exchange, UBS AG issued contracts on own shares that required net cash settlement, or provided the counterparty or UBS AG with a settlement option which included a choice of settling net in cash. These contracts were classified as held for trading, with changes in fair value reported in the income statement as *Net trading income*.

Following the share-for-share exchange, these contracts continue to be accounted for in the same manner, however, they are no longer classified as contracts on own shares.

**29) Non-current assets held for sale**

UBS AG classifies individual non-current assets and disposal groups as held for sale if such assets or disposal groups are available for immediate sale in their present condition subject to terms that are usual and customary for sales of such assets or disposal groups and their sale is considered highly probable. For a sale to be highly probable, management must be committed to a plan to sell such assets and must be actively looking for a buyer. Furthermore, the assets must be actively marketed at a reasonable sales price in relation to their fair value and the sale must be expected to be completed within one year. The assets held for sale and disposal groups are measured at the lower of their carrying amount and fair value less costs to sell and are presented in *Other assets* and *Other liabilities*. Non-current assets and liabilities of subsidiaries are classified as held for sale if their carrying amount will be recovered principally through a sale transaction rather than through continuing use.

→ Refer to Note 18 for more information on non-current assets held for sale

**30) Leasing**

UBS AG enters into lease contracts, or contracts that include lease components, predominantly of premises and equipment, and primarily as lessee. Leases that transfer substantially all the risks and rewards incidental to the ownership of assets, but not necessarily

legal title, are classified as finance leases. All other leases are classified as operating leases.

Assets leased pursuant to finance leases are recognized on the balance sheet as *Property and equipment* and are depreciated over the lesser of the useful life of the asset or the lease term, with corresponding amounts payable included in *Due to banks/customers*. Finance charges payable are recognized in *Net interest income* over the period of the lease based on the interest rate implicit in the lease on the basis of a constant yield.

Lease contracts classified as operating leases where UBS AG is the lessee are disclosed in Note 33. These contracts include non-cancellable long-term leases of office buildings in most UBS AG locations. Operating lease rentals payable are recognized as an expense on a straight-line basis over the lease term, which commences with control of the physical use of the property. Lease incentives are treated as a reduction of rental expense and are recognized on a consistent basis over the lease term.

Where UBS AG acts as lessor under a finance lease, a receivable is recognized in *Loans* at an amount equal to the present value of the aggregate of the minimum lease payments plus any unguaranteed residual value which UBS AG expects to recover at the end of the lease term. Initial direct costs are also included in the initial measurement of the lease receivable. Lease payments received during the lease term are allocated to repayment of the outstanding receivable and interest income to reflect a constant periodic rate of return on UBS AG's net investment using the interest rate implicit in the lease. UBS AG reviews the estimated unguaranteed residual value annually and if the estimated residual value to be realized is less than the amount assumed at lease inception, a loss is recognized for the expected shortfall.

Certain arrangements do not take the legal form of a lease but convey a right to use an asset in return for a payment or series of payments. For such arrangements, UBS AG determines at the inception of the arrangement whether the fulfillment of the arrangement is dependent on the use of a specific asset or assets and, if so, the arrangement is accounted for as a lease.

→ Refer to Note 33 for more information on operating leases and finance leases

**31) Fee income**

UBS AG earns fee income from a diverse range of services it provides to its clients. Fee income can be divided into two broad categories: fees earned from services that are provided over a certain period of time (for example, investment fund fees, portfolio management and advisory fees) and fees earned from providing transaction-type services (for example, underwriting fees, corporate finance fees and brokerage fees). Fees earned from services that are provided over a certain period of time are recognized ratably over the service period, with the exception of performance-linked fees or fee components with specific performance criteria. Such fees are recognized when the performance criteria are fulfilled and when collectability is reasonably assured. Fees

**Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**

earned from providing transaction-type services are recognized when the service has been completed. Generally, fees are presented in the income statement in line with the balance sheet classification of the underlying instruments.

Loan commitment fees on lending arrangements, where there is an initial expectation that the facility will be drawn down, are deferred until the loan is drawn down and are then recognized as an adjustment to the effective yield over the life of the loan. If the commitment expires and the loan is not drawn down, the fees are recognized as revenue when the commitment expires. Where the initial expectation that the facility will be drawn down is remote, the loan commitment fees are recognized on a straight-line basis over the commitment period. If, subsequently, the commitment is actually exercised, the unamortized component of the loan commitment fees are amortized as an adjustment to the effective yield over the life of the loan.

→ Refer to Note 4 for more information on net fee and commission income

**32) Foreign currency translation**

Transactions denominated in foreign currency are translated into the functional currency of the reporting unit at the spot exchange rate on the date of the transaction. At the balance sheet date, all monetary assets and liabilities denominated in foreign currency are translated to the functional currency using the closing exchange rate. Non-monetary items measured at historical cost are translated at the exchange rate on the date of the transaction. Foreign currency translation differences on financial investments available-for-sale are recorded directly in *Equity* until the asset is sold or becomes impaired, with the exception of translation differences on the amortized cost of monetary financial investments available-for-sale which are reported in *Net trading income*, along with all other foreign currency translation differences on monetary assets and liabilities.

Upon consolidation, assets and liabilities of foreign operations are translated into Swiss francs (CHF), UBS AG's presentation currency, at the closing exchange rate on the balance sheet date, and income and expense items are translated at the average rate for the period. The resulting foreign currency translation differences attributable to UBS AG shareholders are recognized directly in *Foreign currency translation* within *Equity* which forms part of *Total equity attributable to UBS AG shareholders*, whereas the foreign currency translation differences attributable to non-controlling interests are shown within *Equity attributable to non-controlling interests*.

When a foreign operation is disposed or partially disposed of, the cumulative amount in *Foreign currency translation* within *Equity* related to that foreign operation is reclassified to the income statement as part of the gain or loss on disposal. When UBS AG disposes of a portion of its interest in a subsidiary that includes a foreign operation but retains control, the related portion of the cumulative currency translation balance is reclassified to *Equity attributable to*

*non-controlling interests*. When UBS AG disposes of a portion of its investment in an associate or joint venture that includes a foreign operation while retaining significant influence or joint control, the related portion of the cumulative currency translation balance is reclassified to the income statement.

→ Refer to Note 36 for more information on currency translation rates

**33) Earnings per share (EPS)**

Basic EPS are calculated by dividing the net profit or loss for the period attributable to ordinary shareholders by the weighted average number of ordinary shares outstanding during the period.

Diluted EPS are calculated using the same method as for basic EPS and adjusting the net profit or loss for the period attributable to ordinary shareholders and the weighted average number of ordinary shares outstanding to reflect the potential dilution that could occur if options, warrants, convertible debt securities or other contracts to issue ordinary shares were converted or exercised into ordinary shares.

→ Refer to Note 9 for more information on EPS

**34) Segment reporting**

UBS AG's businesses are organized globally into five business divisions: Wealth Management, Wealth Management Americas, Retail & Corporate, Global Asset Management and the Investment Bank, supported by the Corporate Center. The five business divisions qualify as reportable segments for the purpose of segment reporting and, together with the Corporate Center and its components, reflect the management structure of UBS AG. Additionally, the non-core activities and positions formerly in the Investment Bank are managed and reported in the Corporate Center. Together with the Legacy Portfolio, these non-core activities and positions are reported as a separate reportable segment within the Corporate Center as Non-core and Legacy Portfolio. Financial information about the five business divisions and the Corporate Center (with its components) is presented separately in internal management reports to the Group Executive Board, which is considered the "chief operating decision maker" within the context of IFRS 8 *Operating Segments*.

UBS AG's internal accounting policies, which include management accounting policies and service level agreements, determine the revenues and expenses directly attributable to each reportable segment. Internal charges and transfer pricing adjustments are reflected in operating results of the reportable segments. Transactions between the reportable segments are carried out at internally agreed rates or at arm's length and are also reflected in the operating results of the reportable segments. Revenue-sharing agreements are used to allocate external client revenues to reportable segments where several reportable segments are involved in the value-creation chain. Commissions are credited to the reportable segments based on the corresponding client relationship. Net interest income is generally allocated to the report-

**Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**

able segments based on their balance sheet positions. Interest income earned from managing UBS AG's consolidated equity is allocated to the reportable segments based on average attributed equity. Own credit gains and losses on financial liabilities designated at fair value are excluded from the measurement of performance of the business divisions, are considered reconciling differences to UBS AG results and are reported collectively under Corporate Center – Core Functions.

Assets and liabilities of the reportable segments are funded through and invested with Group Treasury within Corporate Center – Core Functions, and the net interest margin is reflected in the results of each reportable segment. Total intersegment revenues for UBS AG are immaterial as the majority of the revenues are allocated across the segments by means of revenue-sharing agreements.

Effective from 2014, each year, as part of the annual business planning cycle, Corporate Center – Core Functions agrees with the business divisions and Corporate Center – Noncore and Legacy Portfolio cost allocations for services at fixed amounts or at variable amounts based on fixed formulas, depending on capital and service consumption levels, as well as the nature of the services performed. Because actual costs incurred may differ from those expected, however, Corporate Center – Core Functions may recognize significant under or over-allocations depending on various factors. Each year these cost allocations will be reset, taking account of the prior years' experience and plans for the forthcoming period. Until December 2013, the operating expenses of Corporate Center – Core Functions were allocated to the reportable segments based on internally determined allocation bases. These allocations were adjusted on a periodic basis and differences may have arisen between actual costs incurred and amounts recharged.

Segment balance sheet assets are based on a third-party and do not include intercompany balances. This view is in line with internal reporting to management. Certain assets managed centrally by Corporate Center – Core Functions (including property and equipment and certain financial assets) are allocated to the segments on a basis different to which the corresponding costs and/or revenues are allocated. Specifically, certain assets are reported in Corporate Center – Core Functions, whereas the corresponding costs and/or revenues are entirely or partially allocated to the segments based on various internally determined allocations. Similarly, certain assets are reported in the business divisions, whereas the correspond-

ing costs and/or revenues are entirely or partially allocated to Corporate Center – Core Functions.

For the purpose of segment reporting under IFRS 8, the non-current assets consist of investments in associates and joint ventures, goodwill, other intangible assets and property and equipment.

→ Refer to Note 2 for more information on segment reporting

**35) Netting**

UBS AG nets financial assets and liabilities on its balance sheet if it has the unconditional and legally enforceable right to set-off the recognized amounts, both in the normal course of business and in the event of default, bankruptcy or insolvency of the entity and all of the counterparties, and intends either to settle on a net basis, or to realize the asset and settle the liability simultaneously. Netted positions include, for example, over-the-counter interest rate swaps transacted with the London Clearing House, netted by currency and across maturity dates, repurchase and reverse repurchase transactions entered into with both the London Clearing House and the Fixed Income Clearing Corporation, netted by counterparty, currency, central securities depository and maturity, as well as transactions with various other counterparties, exchanges and clearing houses.

In assessing whether UBS AG intends to either settle on a net basis, or to realize the asset and settle the liability simultaneously, emphasis is placed on the effectiveness of operational settlement mechanics in eliminating substantially all credit and liquidity exposure between the counterparties. This condition precludes offsetting on the balance sheet for substantial amounts of UBS AG's financial assets and liabilities, even though they may be subject to enforceable netting arrangements. For derivative contracts, balance sheet offsetting is generally only permitted in circumstances in which a market settlement mechanism exists via an exchange or clearing house which effectively accomplishes net settlement through a daily cash margining process. For repurchase arrangements and securities financings, balance sheet offsetting may be permitted only to the extent that the settlement mechanism eliminates or results in insignificant credit and liquidity risk, and processes the receivables and payables in a single settlement process or cycle.

→ Refer to Note 1b and Note 26 for more information on offsetting financial assets and financial liabilities

**Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**

## b) Changes in accounting policies, comparability and other adjustments

Effective in 2014

*Offsetting Financial Assets and Financial Liabilities (Amendments to IAS 32, Financial Instruments: Presentation)*

On 1 January 2014, UBS AG adopted *Offsetting Financial Assets and Financial Liabilities (Amendments to IAS 32, Financial Instruments: Presentation)*. The amended IAS 32 restricts offsetting on the balance sheet to only those arrangements in which a right of set-off exists that is unconditional and legally enforceable, in the normal course of business and in the event of the default, bankruptcy or insolvency of UBS AG and its relevant counterparties and for which UBS AG intends to either settle on a net basis, or to realize the asset and settle the liability simultaneously.

The amendments also provide incremental guidance for determining when gross settlement systems, such as a delivery versus payment (DVP) process used to settle repurchase agreements, result in the functional equivalent of net settlement.

Under the revised rules, UBS AG is no longer able to offset certain derivative arrangements, mainly credit derivative contracts and equity/index contracts, due to a combination of product and counterparty-specific considerations. The comparative balance sheet as of 31 December 2013 was restated with the effect presented in the table below. A balance sheet as of the beginning of 2013 has not been presented because the change in policy was not deemed to have a material impact on the financial statements. There was no impact on total equity, net profit or earnings per share. In addition, there was no impact on UBS AG's Basel III capital.

→ Refer to Note 26 for more information

*Removing exchange-traded derivative client cash balances from the UBS AG's balance sheet*

UBS collects cash and securities collateral, in the form of initial and variation margin, from its clients and remits them to central

counterparties (CCPs), brokers and deposit banks through its exchange-traded derivative (ETD) clearing and execution services. In 2014, UBS AG changed its accounting policy with respect to recognizing cash initial margin collected and remitted (together, client cash balances) to more closely align with evolving market practices.

Specifically, if through contractual agreement, regulation or practice (i) UBS AG is not permitted to reinvest client cash balances; (ii) interest paid by the CCP, broker or deposit bank on cash deposits forms part of the client cash balances with deductions being made solely as compensation for clearing and execution services provided; (iii) UBS AG does not guarantee and is not liable to the client for the performance of the CCP, broker or deposit bank; and (iv) the client cash balances are legally isolated from UBS AG's estate, UBS AG concluded that it does not obtain benefits from or control client cash balances. Therefore, those amounts are not deemed to represent assets and corresponding liabilities of UBS AG and are no longer reflected within *Cash collateral payables on derivative instruments* for the amounts due to clients, *Cash collateral receivables on derivative instruments* for amounts posted to CCPs and *Due from Banks* for any amounts that are deposited at third party deposit banks. As a result, *Cash collateral receivables on derivatives* decreased by CHF 1.2 billion, *Due from Banks* decreased by CHF 3.0 billion and *Cash collateral payables on derivatives* decreased by CHF 4.2 billion as of 31 December 2014.

The comparative balance sheet as of 31 December 2013 was restated with the effect presented in the table below. A balance sheet as of the beginning of 2013 has not been presented because the change in policy was not deemed to have a material impact on the financial statements. There was no impact on total equity, net profit, earnings per share or on UBS AG's Basel III capital.

**Amendments to IAS 32 and Removing ETD client cash balances: Effect on the balance sheet**

CHF million	Balance as of 31 December 2013 previously reported	Change in reported figures due to amendments to IAS 32	Change in reported figures due to removing ETD client cash balances	Restated balance as of 31 December 2013
<b>Total assets</b>	<b>1,009,860</b>	<b>8,513</b>	<b>(5,019)</b>	<b>1,013,355</b>
of which: Due from banks	17,170	0	(3,296)	13,874
of which: Positive replacement values	245,835	8,249	0	254,084
of which: Cash collateral receivables on derivative instruments	28,007	264	(1,723)	26,548
<b>Total liabilities</b>	<b>959,925</b>	<b>8,513</b>	<b>(5,019)</b>	<b>963,419</b>
of which: Negative replacement values	239,953	8,125	0	248,079
of which: Cash collateral payables on derivative instruments	49,138	388	(5,019)	44,507
<b>Total equity</b>	<b>49,936</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>49,936</b>
<b>Total liabilities and equity</b>	<b>1,009,860</b>	<b>8,513</b>	<b>(5,019)</b>	<b>1,013,355</b>

381

Financial information



**Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)***Novation of Derivatives and Continuation of Hedge Accounting (Amendments to IAS 39, Financial Instruments: Recognition and Measurement)*

On 1 January 2014, UBS AG adopted *Novation of Derivatives and Continuation of Hedge Accounting (Amendments to IAS 39, Financial Instruments: Recognition and Measurement)* which provides relief from discontinuing hedge accounting when a derivative designated as a hedging instrument is novated to effect clearing with a central counterparty as a result of laws and regulations, provided certain criteria are met. Adoption of the amendments had no impact on the Financial Statements.

*IFRIC Interpretation 21, Levies*

In 2014, UBS AG adopted *IFRIC Interpretation 21, Levies*. IFRIC 21 sets out the accounting for an obligation to pay a government levy that is not within the scope of IAS 12, Income Taxes. The interpretation specifies that liabilities for levies should not be recognized prior to the occurrence of a specified triggering event, even when an entity has no realistic ability to avoid the triggering event. Adoption of the interpretation did not have a material impact on the Financial Statements.

*Fair value measurements – funding valuation adjustments*

In 2014, UBS AG incorporated funding valuation adjustments (FVA) into its fair value measurements. This resulted in a net loss of CHF 267 million when the change was adopted on 30 September 2014, of which CHF 252 million was attributable to Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio, CHF 12 million to the Investment Bank and CHF 3 million to Retail & Corporate. FVA reflect the costs and benefits of funding associated with uncollateralized and partially collateralized derivative receivables and derivative payables and are also applied to collateralized derivative assets in cases where the collateral cannot be sold or repledged.

FVA were implemented in response to growing evidence that market participants incorporate FVA in the fair value measurement of uncollateralized and partially collateralized derivatives and was implemented on a prospective basis as a change in accounting estimate.

→ Refer to Note 24d for more information

*Refinement to the allocation of operating costs for internal services*

To further enhance cost discipline and strengthen its efforts to reduce its underlying cost base, UBS AG has refined in 2014 the way that operating costs for internal services are allocated from Corporate Center – Core Functions to the business divisions and Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio.

→ Refer to Note 1a item 34 for more information

**Changes in presentation***Presentation of Defined Benefit Plans*

In 2014, to align with market practice, the disclosure of defined benefit plan remeasurements in the balance sheet and statement of changes in equity was amended to present the year-to-date and life-to-date movements directly within *Retained earnings*, rather than as a separate component of other comprehensive income. The comparative balance sheet and statement of changes in equity as of 31 December 2013 were restated to reflect this presentational change. *Cumulative net income recognized directly in equity, net of tax* as presented within the balance sheet and statement of changes in equity was renamed to *Other comprehensive income recognized directly in equity, net of tax*. In addition, further lines were added to the statement of changes in equity to separately disclose *Net profit/(loss)*, *Other comprehensive income that may be reclassified to the income statement* and *Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement*.

*Segment reporting by geographic location*

In 2014, UBS AG revised the basis on which it attributes *Total operating income* to geographical locations in order to provide more relevant information. Total operating income is now attributed to the region consistent with how the business is managed and performance is evaluated, with income primarily attributed to the domicile of the client. Historically, total operating income was primarily attributed to the location of the entity in which the transactions and assets were recorded. Prior period information was restated to reflect this change.

→ Refer to Note 2b for more information

*Net fee and commission income*

In 2014, UBS AG revised its presentation of certain line items within *Net fee and commission income* in order to provide more relevant information. Prior period information was adjusted accordingly.

→ Refer to Note 4 for more information

*Other income*

In 2014, UBS AG introduced several new reporting lines in order to enhance transparency on the composition of *Other* within *Other income*. Prior period information was adjusted accordingly.

→ Refer to Note 5 for more information

**Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**

c) International Financial Reporting Standards and Interpretations to be adopted in 2015 and later and other adjustments

*IFRS 9, Financial Instruments*

In November 2009, the IASB issued IFRS 9, *Financial Instruments*, which includes revised guidance on the classification and measurement of financial assets. In October 2010, the IASB updated IFRS 9 to include guidance on financial liabilities and derecognition of financial instruments. The publication of IFRS 9 represented the completion of the first part of a multi-stage project to replace IAS 39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement*.

The standard required all financial assets, except equity instruments, to be classified at fair value through profit or loss or amortized cost on the basis of the entity's business model for managing the financial assets and the contractual cash flow characteristics of the financial asset. If a financial asset meets the criteria to be measured at amortized cost, it can be designated at fair value through profit or loss under the fair value option if doing so would significantly reduce or eliminate an accounting mismatch. Equity instruments that are not held for trading may be accounted for at fair value through other comprehensive income (OCI).

The accounting guidance for financial liabilities is unchanged with one exception: any gain or loss arising out of a financial liability designated at fair value through profit or loss that is attributable to changes in the credit risk of that liability (own credit) is presented in OCI and not recognized in the income statement. There is no subsequent recycling of realized gains or losses from OCI to the income statement.

In November 2013, the IASB issued IFRS 9, *Financial Instruments (Hedge accounting and amendments to IFRS 9, IFRS 7 and IAS 39)*. This standard contains guidance on hedge accounting that will replace the existing requirements of IAS 39, introducing substantial changes to hedge effectiveness and eligibility requirements as well as new disclosures. The amendments also remove the previous mandatory effective date of 1 January 2015 for all of the IFRS 9 requirements. The standard further permits entities to early adopt the own credit presentation changes prospectively, without having to apply any of the other requirements of IFRS 9.

In July 2014, the IASB published a final version of IFRS 9, *Financial Instruments*. IFRS 9 now fully reflects the classification and measurement, impairment and hedge accounting phases of the IASB's project to replace IAS 39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement*. The final standard incorporates significant modifications to the previous version (as issued in 2010), including new classification and measurement requirements for financial assets; notably the introduction of a new fair value through OCI classification, the addition of a single forward-looking expected credit loss impairment model, replacing the incurred loss model of IAS 39, and the incorporation of a reformed approach to hedge accounting (as discussed above). The final standard in-

cludes the guidance for financial liabilities, as previously issued. There is no subsequent recycling of realized gains or losses on own credit from OCI to profit or loss. The mandatory effective date of the new standard will be 1 January 2018, with earlier adoption permitted.

UBS AG is currently assessing the impact of the new requirements on the Financial Statements.

*IFRS 15, Revenue from Contracts with Customers*

In May 2014, the IASB issued IFRS 15, *Revenue from Contracts with Customers*, which establishes principles for revenue recognition that apply to all contracts with customers. The standard requires an entity to recognize revenue as goods or services are transferred to the customer in an amount that reflects the consideration to which the entity expects to be entitled in exchange for those goods or services. It also establishes a cohesive set of disclosure requirements regarding information about the nature, amount, timing and uncertainty of revenue and cash flows from contracts with customers. The standard is effective for UBS AG reporting periods beginning on 1 January 2017, with early adoption permitted. Entities can choose to apply the standard retrospectively or use a modified approach in the year of adoption. UBS AG is currently assessing the impact of the new standard on the Financial Statements.

*Amendments to IFRS 11, Joint Arrangements, IAS 16, Property, Plant and Equipment and IAS 38, Intangible Assets*

In May 2014, the IASB issued amendments to IFRS 11, *Joint Arrangements*, IAS 16, *Property, Plant and Equipment* and IAS 38, *Intangible Assets*. The amendments will have no material impact on the Financial Statements. UBS AG's joint arrangements are immaterial, both individually and in aggregate (refer to Note 30), and UBS AG does not use revenue-based depreciation methodologies, which the amendments to IAS 16 and IAS 38 will prohibit.

*Narrow-scope amendments to IAS 19, Employee Benefits*

In December 2013, the IASB issued *Defined Benefit Plans: Employee Contributions (Amendments to IAS 19, Employee Benefits)*. The amendments offer an alternative, simplified treatment for considering contributions from employees or third parties in the calculation of the defined benefit obligation if the amount of employee or third-party contributions is independent of the number of years of service. Under the alternative treatment, an entity may recognize such contributions as a reduction in service cost in the period in which the related service is rendered, instead of attributing the contributions to the periods of service. This is applicable for the Swiss pension plan, whereby UBS AG currently attributes employee contributions to the periods of service in accordance with the plan's benefit formula. The amendments to

**Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**

IAS 19 are applicable retrospectively, for UBS AG on 1 January 2015. UBS AG does not apply the alternative treatment introduced by this amendment to IAS 19.

*Annual Improvements to IFRSs 2010 – 2012 Cycle and*

*Annual Improvements to IFRSs 2011 – 2013 Cycle*

In December 2013, the IASB issued *Annual Improvements to IFRSs 2010 – 2012 Cycle* and *Annual Improvements to IFRSs 2011 – 2013 Cycle* that resulted in 12 amendments to nine IFRSs. Generally, the amendments are effective for UBS AG on 1 January 2015, with early adoption permitted. UBS AG expects that the adoption of these amendments will not have a material impact on the Financial Statements.

*Annual Improvements to IFRSs 2012 – 2014 Cycle*

In September 2014, the IASB issued *Annual Improvements to IFRSs 2012 – 2014 Cycle* that resulted in amendments to four IFRSs. Generally, the amendments are effective for UBS AG on 1 January 2016, with early adoption permitted. UBS AG is currently assessing the impact of the amendments on the Financial Statements.

*Amendments to IAS 1, Presentation of Financial Statements*

In December 2014, the IASB issued amendments to IAS 1 to further encourage companies to apply professional judgment in determining what information to disclose in their financial statements and in determining where and in what order information is presented in the financial disclosures. The amendments have a mandatory effective date of 1 January 2016 for UBS AG, with earlier adoption permitted. UBS AG expects that the adoption of these amendments will not have a material impact on the Financial Statements.

## Note 2a Segment reporting

The operational structure of UBS AG is comprised of the Corporate Center and five business divisions: Wealth Management, Wealth Management Americas, Retail & Corporate, Global Asset Management and the Investment Bank.

### Wealth Management

Wealth Management provides comprehensive financial services to wealthy private clients around the world – except those served by Wealth Management Americas. UBS AG is a global firm with global capabilities, and Wealth Management clients benefit from the full spectrum of UBS AG's global resources, ranging from investment management solutions to wealth planning and corporate finance advice, as well as a wide range of specific offerings. Its guided architecture model gives clients access to a wide range of products from third-party providers that complement UBS AG's own products.

### Wealth Management Americas

Wealth Management Americas is one of the leading wealth managers in the Americas in terms of financial advisor productivity and invested assets. It provides advice-based solutions and banking services through financial advisors who deliver a fully integrated set of products and services specifically designed to address the needs of ultra high net worth and high net worth individuals and families. It includes the domestic US and Canadian business as well as international business booked in the US.

### Retail & Corporate

Retail & Corporate provides comprehensive financial products and services to its retail, corporate and institutional clients in Switzerland, maintaining a leading position in these client segments and embedding its offering in a multi-channel approach. The retail and corporate business constitutes a central building block of UBS AG's universal bank delivery model in Switzerland, supporting other business divisions by referring clients to them and assisting retail clients to build their wealth to a level at which they can be transferred to Wealth Management. Furthermore, it leverages the cross-selling potential of products and services provided by its asset-gathering and investment banking businesses. In addition, Retail & Corporate manages a substantial part of UBS AG's Swiss infrastructure and Swiss banking products platform, which are both leveraged across the Group.

### Global Asset Management

Global Asset Management is a large-scale asset manager with well diversified businesses across regions and client segments. It serves third-party institutional and wholesale clients, as well as clients of UBS AG's wealth management businesses with a broad range of investment capabilities and styles across all major traditional and alternative asset classes. Complementing the investment offering, the fund services unit provides fund administration services for UBS AG and third-party funds.

### Investment Bank

The Investment Bank provides corporate, institutional and wealth management clients with expert advice, innovative solutions, execution and comprehensive access to the world's capital markets. The Investment Bank advisory services and access to international capital markets, and provide comprehensive cross-asset research, along with access to equities, foreign exchange, precious metals and selected rates and credit markets, through its business units, Corporate Client Solutions and Investor Client Services. The Investment Bank is an active participant in capital markets flow activities, including sales, trading and market-making across a range of securities.

### Corporate Center

Corporate Center is comprised of Core Functions and Non-core and Legacy Portfolio. Core Functions include Group-wide control functions such as finance (including treasury services such as liquidity, funding, balance sheet and capital management), risk control (including compliance) and legal. In addition, Core Functions provide all logistics and support services, including operations, information technology, human resources, regulatory relations and strategic initiatives, communications and branding, corporate services, physical security, information security as well as outsourcing, nearshoring and offshoring. Non-core and Legacy Portfolio is comprised of the non-core businesses and legacy positions that were part of the Investment Bank prior to its restructuring.

As of 1 January 2015, Corporate Center – Core Functions was reorganized into two new components, Corporate Center – Services and Corporate Center – Group Asset and Liability Management (Group ALM).

Financial information  
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

**Note 2a Segment reporting (continued)**

	Wealth Management	Wealth Management Americas	Retail & Corporate	Global Asset Management	Investment Bank	Corporate Center		UBS AG
						Core Functions	Non-core and Legacy Portfolio	
<i>CHF million</i>								
For the year ended 31 December 2014								
Net interest income	2,165	983	2,184	(11)	1,482	(347)	98	6,555
Non-interest income	5,736	6,001	1,653	1,912	6,862	307	(921)	21,549
Income <sup>1,2</sup>	7,902	6,984	3,836	1,902	8,343	(40)	(823)	28,104
Credit loss (expense)/recovery	(1)	15	(95)	0	2	0	2	(78)
Total operating income	7,901	6,998	3,741	1,902	8,346	(40)	(821)	28,026
Personnel expenses	3,369	4,802	1,363	887	4,065	423	371	15,280
General and administrative expenses	1,937	1,109	859	516	4,037	235	684	9,377
Services (to)/from other business divisions	58	10	(126)	(20)	3	13	62	0
Depreciation and impairment of property and equipment	205	129	139	43	272	2	27	817
Amortization and impairment of intangible assets <sup>3</sup>	5	48	0	9	15	6	0	83
Total operating expenses <sup>4</sup>	5,574	6,099	2,235	1,435	8,392	679	1,144	25,557
Operating profit/(loss) before tax	2,326	900	1,506	467	(47)	(719)	(1,965)	2,469
Tax expense/(benefit)								(1,180)
Net profit/(loss)								3,649
<b>Additional information</b>								
Total assets	127,588	56,026	143,711	15,207	292,347	257,622	169,826	1,062,327
Additions to non-current assets	7	6	9	2	7	1,677	0	1,708

<sup>1</sup> Impairments of financial investments available-for-sale for the year ended 31 December 2014 were as follows: Wealth Management CHF 3 million, Global Asset Management CHF 1 million, Investment Bank CHF 49 million, Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio CHF 23 million. <sup>2</sup> Refer to Note 24 for more information on own credit in Corporate Center – Core Functions. <sup>3</sup> Refer to Note 17 for more information. <sup>4</sup> Refer to Note 32 for information on restructuring charges.

Note 2a Segment reporting<sup>1</sup> (continued)

	Wealth Management	Wealth Management Americas	Retail & Corporate	Global Asset Management	Investment Bank	Corporate Center		UBS AG
						Core Functions	Non-core and Legacy Portfolio	
CHF million								
For the year ended 31 December 2013								
Net interest income	2,061	936	2,144	(20)	886	(405) <sup>2</sup>	183 <sup>2</sup>	5,786
Non-interest income	5,512	5,629	1,630	1,954	7,712	(602) <sup>2</sup>	161 <sup>2</sup>	21,997
Income <sup>3,4</sup>	7,573	6,565	3,774	1,935	8,599	(1,007)	344	27,782
Credit loss (expense)/recovery	(10)	(27)	(18)	0	2	0	3	(50)
Total operating income	7,563	6,538	3,756	1,935	8,601	(1,007)	347	27,732
Personnel expenses	3,371	4,574	1,442	873	3,984	424	515	15,182
General and administrative expenses	1,650	924	875	448	2,040	422	2,022	8,380
Services (to)/from other business divisions	97	13	(162)	(17)	3	1	65	0
Depreciation and impairment of property and equipment	190	121	143	47	260	0	55	816
Amortization and impairment of intangible assets <sup>5</sup>	8	49	0	8	14	0	3	83
Total operating expenses <sup>6</sup>	5,316	5,680	2,298	1,359	6,300	847	2,660	24,461
Operating profit/(loss) before tax	2,247	858	1,458	576	2,300	(1,854)	(2,312)	3,272
Tax expense/(benefit)								(110)
Net profit/(loss)								3,381
Additional information								
Total assets	109,758	45,491	141,369	14,223	239,971	247,407	215,135	1,013,355
Additions to non-current assets	5	1	17	1	81	1,236	0	1,341

<sup>1</sup> Figures in this table may differ from those originally published in quarterly and annual reports due to adjustments following organizational changes, and restatements due to the retrospective adoption of new accounting standards or changes in accounting policies. Refer to Note 1b for more information. <sup>2</sup> In 2014, net interest income and non-interest income figures for the year ended 31 December 2013 were corrected. Net interest income in Corporate Center – Core Functions was decreased by CHF 374 million with a corresponding increase in non-interest income. In addition, net interest income in Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio was increased by CHF 374 million with a corresponding decrease in non-interest income. <sup>3</sup> Impairments of financial investments available-for-sale for the year ended 31 December 2013 were as follows: Wealth Management CHF 10 million, Global Asset Management CHF 3 million, Investment Bank CHF 20 million, Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio CHF 8 million. <sup>4</sup> Refer to Note 24 for more information on own credit in Corporate Center – Core Functions. <sup>5</sup> Refer to Note 17 for more information. <sup>6</sup> Refer to Note 32 for information on restructuring charges.

Financial information  
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 2a Segment reporting<sup>1</sup> (continued)

	Wealth Management	Wealth Management Americas	Retail & Corporate	Global Asset Management	Investment Bank	Corporate Center		UBS AG
						Core Functions	Non-core and Legacy Portfolio	
CHF million								
For the year ended 31 December 2012								
Net interest income	1,951	792	2,186	(21)	834	(229) <sup>2</sup>	465 <sup>2</sup>	5,978
Non-interest income	5,089	5,099	1,569	1,904	6,310	(1,461) <sup>2</sup>	1,051 <sup>2</sup>	19,563
Income <sup>3,4</sup>	7,040	5,891	3,756	1,883	7,144	(1,689)	1,516	25,541
Credit loss (expense)/recovery	1	(14)	(27)	0	0	0	(78)	(118)
Total operating income	7,041	5,877	3,728	1,883	7,144	(1,689)	1,439	25,423
Personnel expenses	2,865	4,252	1,287	885	4,539	282	628	14,737
General and administrative expenses	1,360	893	857	395	2,312	1,696 <sup>5</sup>	1,141	8,653
Services (to)/from other business divisions	243	(15)	(370)	(10)	(202)	21	335	0
Depreciation and impairment of property and equipment	159	100	128	37	214	9	41	689
Impairment of goodwill <sup>6</sup>	0	0	0	0	0	0	3,030	3,030
Amortization and impairment of intangible assets <sup>6</sup>	7	51	0	8	13	0	28	106
Total operating expenses <sup>7</sup>	4,634	5,281	1,901	1,314	6,877	2,008	5,202	27,216
Operating profit/(loss) before tax	2,407	597	1,827	569	267	(3,698)	(3,764)	(1,794)
Tax expense/(benefit)								461
Net profit/(loss)								(2,255)
Additional information								
Total assets	104,620	43,948	145,320	12,916	261,511	262,857	428,625	1,259,797
Additions to non-current assets	4	1	45	12	62	1,032	0	1,158

<sup>1</sup> Figures in this table may differ from those originally published in quarterly and annual reports due to adjustments following organizational changes, and restatements due to the retrospective adoption of new accounting standards or changes in accounting policies. Refer to Note 1b for more information. <sup>2</sup> In 2014, net interest income and non-interest income figures for the year ended 31 December 2012 were corrected. Net interest income in Corporate Center – Core Functions was decreased by CHF 276 million with a corresponding increase in non-interest income. In addition, net interest income in Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio was increased by CHF 276 million with a corresponding decrease in non-interest income. <sup>3</sup> Impairments of financial investments available-for-sale for the year ended 31 December 2012 were as follows: Global Asset Management CHF 4 million, Investment Bank CHF 12 million, Corporate Center – Core Functions CHF 2 million, Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio CHF 67 million. <sup>4</sup> Refer to Note 24 for more information on own credit in Corporate Center – Core Functions. <sup>5</sup> Includes charges of approximately CHF 1.4 billion arising from fines and disgorgement resulting from regulatory investigations concerning LIBOR and other benchmark rates. <sup>6</sup> Refer to Note 17 for more information. <sup>7</sup> Refer to Note 32 for information on restructuring charges.

**Note 2b Segment reporting by geographic location**

The operating regions shown in the table below, i.e., Americas, Asia Pacific, Europe, Middle East and Africa, and Switzerland, correspond to the management structure of UBS AG from a regional perspective. The allocation of operating income to these regions reflects, and is consistent with, the basis on which the business is managed and performance evaluated. These allocations involve assumptions and judgments which management considers to be reasonable. The main principles of the allocation methodology are that client revenues are attributed to the domicile of the client, with global clients being split into relevant countries and trading

and portfolio management revenues attributed to the country where the risk is managed. This revenue attribution is consistent with the mandate of the country and regional Presidents. Certain revenues, such as those related to the Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio, are managed at a Group level. These revenues are included in the Global line.

The geographic analysis of non-current assets is based on the location of the entity in which the assets are recorded.

→ Refer to Note 1b for more information on changes to segment reporting by geographic location

For the year ended 31 December 2014

	Total operating income		Total non-current assets	
	CHF billion	Share %	CHF billion	Share %
Americas	10.7	38	7.0	48
of which: USA	10.1	36	6.6	45
Asia Pacific	4.6	16	0.4	3
Europe, Middle East and Africa	6.8	24	1.5	10
Switzerland	6.8	24	5.6	38
Global	(0.9)	(3)	0.0	0
<b>Total</b>	<b>28.0</b>	<b>100</b>	<b>14.6</b>	<b>100</b>

For the year ended 31 December 2013

	Total operating income		Total non-current assets	
	CHF billion	Share %	CHF billion	Share %
Americas	10.2	37	6.1	46
of which: USA	9.6	35	5.6	43
Asia Pacific	4.5	16	0.4	3
Europe, Middle East and Africa	6.6	24	1.5	11
Switzerland	6.8	25	5.3	40
Global	(0.4)	(1)	0.0	0
<b>Total</b>	<b>27.7</b>	<b>100</b>	<b>13.1</b>	<b>100</b>

For the year ended 31 December 2012

	Total operating income		Total non-current assets	
	CHF billion	Share %	CHF billion	Share %
Americas	9.5	37	6.2	46
of which: USA	8.9	35	5.8	43
Asia Pacific	3.5	14	0.4	3
Europe, Middle East and Africa	6.4	25	1.5	11
Switzerland	6.9	27	5.3	40
Global	(0.8)	(3)	0.0	0
<b>Total</b>	<b>25.4</b>	<b>100</b>	<b>13.3</b>	<b>100</b>



## Income statement notes

## Note 3 Net interest and trading income

CHF million	For the year ended			% change from
	31.12.14	31.12.13	31.12.12	31.12.13
<b>Net interest and trading income</b>				
Net interest income	6,555	5,786	5,978	13
Net trading income	3,841	5,130	3,526	(25)
<b>Total net interest and trading income</b>	<b>10,396</b>	<b>10,915</b>	<b>9,504</b>	<b>(5)</b>
Wealth Management	2,845	2,868	2,728	(1)
Wealth Management Americas	1,352	1,323	1,265	2
Retail & Corporate	2,536	2,485	2,467	2
Global Asset Management	0	9	9	(100)
Investment Bank	4,554	5,015	3,574	(9)
of which: Corporate Client Solutions <sup>1</sup>	1,047	1,142	706	(8)
of which: Investor Client Services <sup>2</sup>	3,507	3,873	2,868	(9)
Corporate Center	(892)	(784)	(540)	14
of which: Core Functions	(29)	(1,045)	(1,992)	(97)
of which: own credit on financial liabilities designated at fair value <sup>3</sup>	292	(283)	(2,202)	
of which: Non-core and Legacy Portfolio	(864)	261	1,452	
<b>Total net interest and trading income</b>	<b>10,396</b>	<b>10,915</b>	<b>9,504</b>	<b>(5)</b>
<b>Net interest income</b>				
<b>Interest income</b>				
Interest earned on loans and advances <sup>3</sup>	8,722	8,686	9,323	0
Interest earned on securities borrowed and reverse repurchase agreements	752	852	1,413	(12)
Interest and dividend income from trading portfolio	3,196	2,913	4,482	10
Interest income on financial assets designated at fair value	208	364	369	(43)
Interest and dividend income from financial investments available-for-sale	315	322	381	(2)
<b>Total</b>	<b>13,194</b>	<b>13,137</b>	<b>15,968</b>	<b>0</b>
<b>Interest expense</b>				
Interest on amounts due to banks and customers	708	893	1,433	(21)
Interest on securities lent and repurchase agreements	827	829	1,208	0
Interest expense from trading portfolio <sup>4</sup>	1,804	1,846	2,442	(2)
Interest on financial liabilities designated at fair value	919	1,197	1,744	(23)
Interest on debt issued	2,382	2,586	3,163	(8)
<b>Total</b>	<b>6,639</b>	<b>7,351</b>	<b>9,990</b>	<b>(10)</b>
<b>Net interest income</b>	<b>6,555</b>	<b>5,786</b>	<b>5,978</b>	<b>13</b>

<sup>1</sup> In 2014, comparative period figures were corrected. As a result, net interest and trading income for Investment Bank Corporate Client Solutions increased by CHF 107 million and CHF 131 million for 2013 and 2012, respectively, with an equal and offsetting decrease for Investment Bank Investor Client Services. <sup>2</sup> Refer to Note 24 for more information on own credit. <sup>3</sup> Includes interest income on impaired loans and advances of CHF 15 million for 2014, CHF 15 million for 2013 and CHF 16 million for 2012. <sup>4</sup> Includes expense related to dividend payment obligations on trading liabilities.

## Note 3 Net interest and trading income (continued)

CHF million	For the year ended			% change from 31.12.13
	31.12.14	31.12.13	31.12.12	
Net trading income				
Investment Bank Corporate Client Solutions <sup>1</sup>	293	422	389	(31)
Investment Bank Investor Client Services <sup>1</sup>	2,780	3,707	2,351	(25)
Other business divisions and Corporate Center	768	1,002	786	(23)
<b>Net trading income</b>	<b>3,841</b>	<b>5,130</b>	<b>3,526</b>	<b>(25)</b>
of which: net gains/(losses) from financial assets designated at fair value	(81)	99	420	
of which: net gains/(losses) from financial liabilities designated at fair value <sup>2,3</sup>	(2,380)	(2,056)	(6,493)	16

<sup>1</sup> In 2014, comparative period figures were corrected. As a result, net trading income for Investment Bank Corporate Client Solutions decreased by CHF 123 million for 2013, with an equal and offsetting increase for Investment Bank Investor Client Services. <sup>2</sup> Refer to Note 24 for more information on own credit. <sup>3</sup> Excludes fair value changes of hedges related to financial liabilities designated at fair value and foreign currency effects arising from translating foreign currency transactions into the respective functional currency, both of which are reported within net trading income.

Net trading income in 2013 included a gain of CHF 431 million from the valuation of the option to acquire the SNB StabFund's equity, reflected in the line *Other business divisions and Corporate Center*, compared with a gain of CHF 526 million in 2012. The option was exercised in 2013.

## Note 4 Net fee and commission income

CHF million	For the year ended			% change from 31.12.13
	31.12.14	31.12.13	31.12.12	
Underwriting fees				
	1,470	1,374	1,539	7
of which: equity underwriting fees	947	850	807	11
of which: debt underwriting fees	522	524	732	0
M&A and corporate finance fees	731	613	679	19
Brokerage fees	3,918	4,035	3,836	(3)
Investment fund fees	3,717	3,803	3,626	(2)
Portfolio management and advisory fees	7,343	6,625	5,895	11
Other	1,760	1,725	1,698	2
<b>Total fee and commission income</b>	<b>18,940</b>	<b>18,176</b>	<b>17,273</b>	<b>4</b>
Brokerage fees paid				
	818	839	871	(3)
Other	1,045	1,050	1,006	0
<b>Total fee and commission expense</b>	<b>1,863</b>	<b>1,889</b>	<b>1,876</b>	<b>(1)</b>
<b>Net fee and commission income</b>	<b>17,076</b>	<b>16,287</b>	<b>15,396</b>	<b>5</b>
of which: net brokerage fees	3,100	3,196	2,965	(3)

Financial information  
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

## Note 5 Other income

CHF million	For the year ended			% change from 31.12.13
	31.12.14	31.12.13	31.12.12	
<b>Associates and subsidiaries</b>				
Net gains/(losses) from disposals of subsidiaries <sup>1</sup>	56	111	(7)	(50)
Net gains/(losses) from disposals of investments in associates	69	0	0	
Share of net profits of associates	94	49	88	92
<b>Total</b>	<b>219</b>	<b>160</b>	<b>81</b>	<b>37</b>
<b>Financial investments available-for-sale</b>				
Net gains/(losses) from disposals	219	209	393	5
Impairment charges	(76)	(41)	(85)	85
<b>Total</b>	<b>143</b>	<b>168</b>	<b>308</b>	<b>(15)</b>
Net income from properties (excluding net gains/losses from disposals) <sup>2</sup>	30	35	35	(14)
Net gains/(losses) from investment properties at fair value <sup>3</sup>	2	(16)	4	
Net gains/(losses) from disposals of properties held for sale	44	291	128	(85)
Net gains/(losses) from disposals of loans and receivables	39	53	(11)	(26)
Other	155	(111)	97	
<b>Total other income</b>	<b>632</b>	<b>580</b>	<b>641</b>	<b>9</b>

<sup>1</sup> Includes foreign exchange gains/losses reclassified from other comprehensive income related to disposed or dormant subsidiaries. <sup>2</sup> Includes net rent received from third parties and net operating expenses.  
<sup>3</sup> Includes unrealized and realized gains/losses from investment properties at fair value and foreclosed assets.

## Note 6 Personnel expenses

CHF million	For the year ended			% change from 31.12.13
	31.12.14	31.12.13	31.12.12	
Salaries <sup>1</sup>	6,269	6,268	6,814	0
Variable compensation – performance awards <sup>2</sup>	2,820	2,986	3,000	(6)
of which: guarantees for new hires	48	76	134	(37)
Variable compensation – other <sup>2</sup>	466	288	367	62
of which: replacement payments <sup>3</sup>	81	78	109	4
of which: forfeiture credits	(70)	(146)	(174)	(52)
of which: severance payments <sup>4</sup>	162	114	303	42
of which: retention plan and other payments	292	242	128	21
Contractors	234	190	214	23
Social security	791	792	768	0
Pension and other post-employment benefit plans <sup>5</sup>	711	887	18	(20)
Wealth Management Americas: Financial advisor compensation <sup>2,6</sup>	3,385	3,140	2,873	8
Other personnel expenses	605	631	682	(4)
<b>Total personnel expenses<sup>7</sup></b>	<b>15,280</b>	<b>15,182</b>	<b>14,737</b>	<b>1</b>

<sup>1</sup> Includes role-based allowances. <sup>2</sup> Refer to Note 29 for more information. <sup>3</sup> Replacement payments are payments made to compensate employees for deferred awards forfeited as a result of joining UBS AG.  
<sup>4</sup> Includes legally obligated and standard severance payments. <sup>5</sup> 2014 Included credits of CHF 41 million related to changes to retiree benefit plans in the US, 2012 included a credit of CHF 730 million related to changes to the Swiss pension plan and a credit of CHF 116 million related to changes to retiree medical and life insurance benefit plans in the US. Refer to Note 28 for more information. <sup>6</sup> Financial advisor compensation consists of grid-based compensation based directly on compensable revenues generated by financial advisors and supplemental compensation calculated based on financial advisor productivity, firm tenure, assets and other variables. It also includes charges related to compensation commitments with financial advisors entered into at the time of recruitment which are subject to vesting requirements. <sup>7</sup> Included net restructuring charges of CHF 327 million, CHF 156 million and CHF 358 million for the years ended 31 December 2014, 31 December 2013 and 31 December 2012, respectively. Refer to Note 32 for more information.

## Note 7 General and administrative expenses

CHF million	For the year ended			% change from 31.12.13
	31.12.14	31.12.13	31.12.12	
Occupancy	1,005	1,044	1,074	(4)
Rent and maintenance of IT and other equipment	479	458	473	5
Communication and market data services	608	609	632	0
Administration	608	638	636	(5)
Marketing and public relations	468	478	528	(2)
Travel and entertainment	458	451	450	2
Professional fees	1,306	1,032	908	27
Outsourcing of IT and other services	1,603	1,340	1,357	20
Provisions for litigation, regulatory and similar matters <sup>1)</sup>	2,594	1,701	2,549	52
Other <sup>2)</sup>	248	628	47	(61)
<b>Total general and administrative expenses<sup>4)</sup></b>	<b>9,377</b>	<b>8,380</b>	<b>8,653</b>	<b>12</b>

<sup>1)</sup> Reflects the net increase/release of provisions for litigation, regulatory and similar matters recognized in the income statement. In addition, it includes recoveries from third parties of CHF 10 million, CHF 15 million and CHF 12 million for the years ended 31 December 2014, 31 December 2013 and 31 December 2012, respectively. A portion (CHF 58 million release) of the net increase/release recognized in the income statement for provisions for certain litigation, regulatory and similar matters for 2014 as presented in Note 22a was recorded as other income rather than as general and administrative expenses. <sup>2)</sup> Refer to Note 22 for more information. <sup>3)</sup> 2014 included a net charge of CHF 120 million related to certain disputed receivables. 2013 included a charge of CHF 110 million related to the Swiss-UK tax agreement and an impairment charge of CHF 87 million related to certain disputed receivables. <sup>4)</sup> Included net restructuring charges of CHF 319 million, CHF 548 million and CHF 0 million for the years ended 31 December 2014, 31 December 2013 and 31 December 2012, respectively. Refer to Note 32 for more information.

## Note 8 Income taxes

CHF million	For the year ended		
	31.12.14	31.12.13	31.12.12
Tax expense / (benefit)			
<b>Swiss</b>			
Current	46	93	95
Deferred	1,348	455	23
<b>Foreign</b>			
Current	409	342	72
Deferred	(2,983)	(1,000)	271
<b>Total income tax expense / (benefit)</b>	<b>(1,180)</b>	<b>(110)</b>	<b>461</b>

### Income tax expense / (benefit)

The Swiss current tax expense of CHF 46 million relates to taxable profits, against which no losses were available to offset, mainly earned by Swiss subsidiaries. The Swiss deferred tax expense of CHF 1,348 million mainly reflects the net decrease of deferred tax assets previously recognized in relation to tax losses carried forward.

The foreign current tax expense of CHF 409 million relates to taxable profits earned by non-Swiss subsidiaries and branches, against which no losses were available to offset. The foreign net deferred tax benefit of CHF 2,983 million primarily reflects an increase of deferred tax assets relating to the US.

The components of operating profit before tax, and the differences between income tax expense reflected in the financial statements and the amounts calculated at the Swiss tax rate, are listed in the table on the following page.

**Note 8 Income taxes (continued)**

CHF million	for the year ended		
	31.12.14	31.12.13	31.12.12
Operating profit/(loss) before tax	2,469	3,272	(1,794)
of which: Swiss	1,181	3,323	4,040
of which: foreign	1,288	(51)	(5,834)
Income tax at Swiss tax rate of 21%	519	687	(377)
Increase/(decrease) resulting from:			
Foreign tax rates differing from Swiss tax rate	68	(305)	(680)
Tax effects of losses not recognized	325	58	184
Previously unrecognized tax losses now utilized	(285)	(419)	(1,342)
Non-taxable and lower taxed income	(384)	(624)	(417)
Non-deductible expenses and additional taxable income	1,069	1,245	2,205
Adjustments related to prior years – current tax	5	(32)	(216)
Adjustments related to prior years – deferred tax	(9)	6	1
Change in deferred tax valuation allowances	(2,373)	(859)	1,071
Adjustments to deferred tax balances arising from changes in tax rates	(183)	107	7
Other items	68	28	25
Income tax expense/(benefit)	(1,180)	(110)	461

The following is an explanation of the items included as differences between the expected tax expense at the Swiss tax rate applied to operating profit before tax and the actual income tax benefit:

*Foreign tax rates differing from Swiss tax rate*

To the extent that profits or losses arise outside Switzerland, the applicable local tax rate may differ from the Swiss tax rate. This item reflects, for such profits or losses, an adjustment from the tax expense/benefit that would arise at the Swiss tax rate and the tax expense/benefit that would arise at the applicable local tax rate. A tax expense arises in the year in relation to entities, which have profits and also local tax rates in excess of the Swiss tax rate.

*Tax effects of losses not recognized*

This item relates to tax losses of entities arising in the year, which are not recognized as deferred tax assets. Consequently, no tax benefit arises in relation to those losses. Therefore, the tax benefit calculated by applying the local tax rate to those losses as described above is reversed.

*Previously unrecognized tax losses now utilized*

This item relates to taxable profits of the year, which are offset by tax losses of previous years, for which no deferred tax assets were previously recorded. Consequently, no current tax or deferred tax expense arises in relation to those taxable profits. Therefore, the tax expense calculated by applying the local rate on those profits is reversed.

*Non-taxable and lower taxed income*

This item relates to profits for the year, which are either permanently not taxable or are taxable, but at a lower rate of tax than the local tax rate. It also includes any permanent deductions made for tax purposes, which are not reflected in the accounts, thereby effectively ensuring that profits covered by the deduction are not taxable.

*Non-deductible expenses and additional taxable income*

This item mainly relates to income for the year, which is imputed for tax purposes for an entity, but is not included in its operating profit. In addition, it includes expenses for the year, which are permanently non-deductible.

*Adjustments related to prior years – current tax*

This item relates to adjustments to current tax expenses for prior years, for example, if the tax payable for a year agreed with the tax authorities is expected to differ from the amount previously reflected in the accounts.

*Adjustments related to prior years – deferred tax*

This item relates to adjustments to deferred tax positions recognized in prior years, for example, if a tax loss for a year is fully recognized and the amount of the tax loss agreed with the tax authorities is expected to differ from the amount previously recognized as deferred tax assets in the accounts.

**Note 8 Income taxes (continued)**

## Change in deferred tax valuation allowances

This item includes revaluations of deferred tax assets previously recognized resulting from reassessments of expected future taxable profits. It also includes changes in temporary differences in the year, for which deferred tax is not recognized. The amount in the year mainly relates to the upward revaluation of deferred tax assets referred to above.

## Adjustments to deferred tax balances arising from changes in tax rates

Adjustments to re-measurements of deferred tax assets and liabilities recognized due to changes in tax rates. These have the effect of changing the future tax saving that is expected from tax losses or deductible tax differences and therefore the amount of deferred tax assets recognized or, alternatively, changing the tax cost of additional taxable income from taxable temporary differences and therefore the deferred tax liability.

## Other items

Other items include other differences between profit or losses at the local tax rate and the actual local tax expense or benefit, including increases in provisions for uncertain positions in relation to the current year, interest accruals for such provisions in relation to prior years and other items.

## Tax in equity

Certain tax expenses and benefits were recognized directly in equity. These included an expense of CHF 196 million for cash flow hedges (2013: benefit of CHF 393 million), an expense of CHF 52 million for financial investments available-for-sale (2013: benefit of CHF 71 million), an expense of CHF 7 million for foreign currency translation gains and losses (2013: benefit of CHF 5 million) and a benefit of CHF 246 million for defined benefit pension plans (2013: expense of CHF 239 million) recognized in other comprehensive income. In addition, they included a benefit of CHF 3 million recognized in share premium (2013: benefit of CHF 91 million). In addition, there were net foreign currency translation movements related to the effects of exchange rate changes on tax assets and liabilities denominated in currencies other than Swiss francs.

## Deferred tax assets and liabilities

UBS AG has deferred tax assets related to tax loss carry-forwards and other items as shown in the table below. Deferred tax assets of CHF 1,378 million (CHF 4,484 million as of 31 December 2013) are recognized by entities consolidated by UBS AG, which incurred losses in either the current or preceding year.

The valuation allowance reflects deferred tax assets which are not recognized because it is not considered probable that future taxable profits will be available to utilize the related tax loss carry-forwards and deductible temporary differences.

CHF million	31.12.14			31.12.13		
	Gross	Valuation allowance	Recognized	Gross	Valuation allowance	Recognized
Deferred tax assets <sup>1</sup>						
Tax loss carry-forwards	29,727	(22,271)	7,456	28,801	(22,534)	6,267
Temporary differences	4,869	(1,264)	3,605	3,850	(1,272)	2,577
of which: related to compensation and benefits	1,424	(317)	1,107	1,290	(415)	875
of which: related to trading assets	1,459	(61)	1,398	831	(84)	747
of which: other	1,986	(886)	1,100	1,729	(773)	956
<b>Total deferred tax assets</b>	<b>34,596</b>	<b>(23,535)</b>	<b>11,060</b>	<b>32,651</b>	<b>(23,807)</b>	<b>8,845</b>
Deferred tax liabilities						
Goodwill and intangible assets			32			37
Financial investments			13			0
Investments in associates and other			35			21
<b>Total deferred tax liabilities</b>			<b>80</b>			<b>59</b>

<sup>1</sup> Less deferred tax liabilities as applicable

**Note 8 Income taxes (continued)**

The net increase in recognized deferred tax assets during 2014 was affected by UBS AG's reassessment of its approach for taking forecasted future profit into account for these purposes. Based on the performance of our businesses, UBS AG has extended the forecast period for taxable profits to six years from five. In addition, UBS AG considers other factors in evaluating the recoverability of its deferred tax assets, including the remaining tax loss

carry-forward period, and its confidence level in assessing the probability of taxable profit beyond the current outlook period.

As of 31 December 2014, tax loss carry-forwards totaling CHF 68,869 million (31 December 2013: CHF 69,962 million), which are not recognized as deferred tax assets, were available to be offset against future taxable profits. These tax losses expire as outlined in the table below.

## Unrecognized tax loss carry-forwards

CHF million	31.12.14	31.12.13
Within 1 year	9,341	0
From 2 to 5 years	43	10,683
From 6 to 10 years	613	189
From 11 to 20 years	39,899	40,579
No expiry	18,973	18,512
<b>Total</b>	<b>68,869</b>	<b>69,962</b>

In general, Swiss tax losses can be carried forward for seven years, US federal tax losses for 20 years and UK and Jersey tax losses for an unlimited period. UBS AG provides for deferred income tax on

undistributed earnings of subsidiaries except to the extent that those earnings are indefinitely invested. As of 31 December 2014, no such earnings were considered indefinitely invested.

### Note 9 Earnings per share (EPS) and shares outstanding

	As of or for the year ended			% change from 31.12.13
	31.12.14	31.12.13	31.12.12	
Basic earnings (CHF million)				
Net profit/(loss) attributable to UBS AG shareholders	3,502	3,172	(2,480)	10
Diluted earnings (CHF million)				
Net profit/(loss) attributable to UBS AG shareholders	3,502	3,172	(2,480)	10
Less: (profit)/loss on UBS AG equity derivative contracts	0	0	(1)	
Net profit/(loss) attributable to UBS AG shareholders for diluted EPS	3,502	3,172	(2,481)	10
Weighted average shares outstanding				
Weighted average shares outstanding for basic EPS	3,767,459,778	3,763,076,788	3,754,112,403	0
Effect of dilutive potential shares resulting from notional shares, in-the-money options and warrants outstanding	73,654,112	81,111,217	126,261	(9)
Weighted average shares outstanding for diluted EPS	3,841,113,890	3,844,188,005	3,754,238,664	0
Earnings per share (CHF)				
Basic	0.93	0.84	(0.66)	11
Diluted	0.91	0.83	(0.66)	10
Shares outstanding				
Shares issued	3,844,560,913	3,842,002,069	3,835,250,233	0
Treasury shares	2,115,255	73,800,252	87,879,601	(97)
Shares outstanding	3,842,445,658	3,768,201,817	3,747,370,632	2
Exchangeable shares	0	246,042	418,526	(100)
Shares outstanding for EPS	3,842,445,658	3,768,447,859	3,747,789,158	2

The table below outlines the potential shares which could dilute basic earnings per share in the future, but were not dilutive for the periods presented.

Number of shares				% change from 31.12.13
	31.12.14	31.12.13	31.12.12	
Potentially dilutive instruments				
Employee share-based compensation awards	0	117,623,624	233,256,208	(100)
Other equity derivative contracts	0	16,517,384	15,386,605	(100)
SNB warrants <sup>1</sup>	0	0	100,000,000	
Total	0	134,141,008	348,642,813	(100)

<sup>1</sup> These warrants related to the SNB transaction. The SNB provided a loan to a fund owned and controlled by the SNB (the SNB StabFund), to which UBS AG transferred certain illiquid securities and other positions in 2008 and 2009. As part of this arrangement, UBS AG granted warrants on shares to the SNB, which would have been exercisable if the SNB incurred a loss on its loan to the SNB StabFund. In 2013, these warrants were terminated following the full repayment of the loan.



Financial information  
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

## Balance sheet notes: assets

### Note 10 Due from banks and loans (held at amortized cost)

CHF million	31.12.14	31.12.13
By type of exposure		
Due from banks, gross	13,347	13,936
of which: due from central banks	648	2,407
Allowance for credit losses	(13)	(15)
Other allowances	0	(47)
Due from banks, net	13,334	13,874
Loans, gross		
Residential mortgages	142,380	137,370
Commercial mortgages	22,368	22,716
Lombard loans	108,230	86,820
Other loans <sup>1</sup>	39,152	34,893
Finance lease receivables <sup>2</sup>	1,101	1,053
Securities <sup>3</sup>	3,448	4,813
Subtotal	316,679	287,665
Allowance for credit losses	(695)	(671)
Other allowances	0	(35)
Loans, net	315,984	286,959
Total due from banks and loans, net <sup>4</sup>	329,317	300,832

<sup>1</sup> Includes corporate loans. <sup>2</sup> In 2014, changes in the presentation of this Note were made. Finance lease receivables are now presented as a separate line item. Previously, these were included in the line item Other loans. Prior period information was adjusted accordingly. Refer to Note 33b for more information. <sup>3</sup> Includes securities reclassified from held-for-trading. Refer to Note 1a Item 10 and Note 27 for more information. <sup>4</sup> Refer to "Maximum exposure to credit risk" in the "Risk management and control" section of this report for information on collateral and credit enhancements.

**Note 11 Cash collateral on securities borrowed and lent, reverse repurchase and repurchase agreements, and derivative instruments**

UBS AG enters into collateralized reverse repurchase and repurchase agreements, securities borrowing and securities lending transactions and derivative transactions that may result in credit exposure in the event that the counterparty to the transaction is unable to fulfill its contractual obligations. UBS AG manages cred-

it risk associated with these activities by monitoring counterparty credit exposure and collateral values on a daily basis and requiring additional collateral to be deposited with or returned to UBS AG when deemed necessary.

→ Refer to Note 26 for more information

Balance sheet assets

CHF million	31.12.14			31.12.13		
	Cash collateral on securities borrowed	Reverse repurchase agreements	Cash collateral receivables on derivative instruments	Cash collateral on securities borrowed	Reverse repurchase agreements	Cash collateral receivables on derivative instruments
<b>By counterparty</b>						
Banks	10,517	13,746	10,265	10,495	34,729	8,982
Customers	13,546	54,668	20,713	17,001	56,834	17,566
<b>Total</b>	<b>24,063</b>	<b>68,414</b>	<b>30,979</b>	<b>27,496</b>	<b>91,563</b>	<b>26,548</b>

Balance sheet liabilities

CHF million	31.12.14			31.12.13		
	Cash collateral on securities lent	Repurchase agreements	Cash collateral payables on derivative instruments	Cash collateral on securities lent	Repurchase agreements	Cash collateral payables on derivative instruments
<b>By counterparty</b>						
Banks	7,041	5,174	20,895	8,805	3,953	26,166
Customers	2,138	6,644	21,477	686	9,858	18,341
<b>Total</b>	<b>9,180</b>	<b>11,818</b>	<b>42,372</b>	<b>9,491</b>	<b>13,811</b>	<b>44,507</b>

Financial information  
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

**Note 12 Allowances and provisions for credit losses**

CHF million

By movement	Specific allowances	Collective allowances	Total allowances	Provisions <sup>1</sup>	Total 31.12.14	Total 31.12.13
Balance at the beginning of the year	669	20	688	61	750	794
Write-offs/usage of provisions	(151)	(1)	(153)	(1)	(154)	(128)
Recoveries	29	0	29	0	29	45
Increase/(decrease) recognized in the income statement <sup>2</sup>	138	(11)	127	(49)	78	50
Reclassifications	(10)	0	(10)	10	0	0
Foreign currency translation	18	0	19	3	21	(9)
Other	11	0	11	0	11	(3)
<b>Balance at the end of the year</b>	<b>704</b>	<b>8</b>	<b>711</b>	<b>23</b>	<b>735</b>	<b>750</b>

<sup>1</sup> Represents provisions for loan commitments and guarantees. Refer to Note 22 for more information. Refer to the "Financial and operating performance" section of this report for the maximum Inevocable amount of loan commitments and guarantees. <sup>2</sup> Excludes an impairment charge of CHF 166 million related to certain disputed receivables. Including this, total impairment charges related to financial instruments were CHF 244 million in 2014.

By balance sheet line	Specific allowances	Collective allowances	Total allowances	Provisions	Total 31.12.14	Total 31.12.13
Due from banks	13	0	13		13	15
Loans	687	8	695		695	671
Cash collateral on securities borrowed	4	0	4		4	2
Provisions <sup>1</sup>				23	23	61
<b>Balance at the end of the year</b>	<b>704</b>	<b>8</b>	<b>711</b>	<b>23</b>	<b>735</b>	<b>750</b>

<sup>1</sup> Represents provisions for loan commitments and guarantees.

**Note 13 Trading portfolio**

CHF million	31.12.14	31.12.13
Trading portfolio assets by issuer type <sup>1</sup>		
<b>Debt instruments</b>		
Government and government agencies	16,625	16,073
<i>of which: Switzerland</i>	293	352
<i>of which: USA</i>	3,816	3,657
<i>of which: Australia</i>	2,307	1,312
<i>of which: United Kingdom</i>	2,103	424
<i>of which: Germany</i>	1,280	1,192
<i>of which: South Korea</i>	1,080	1,482
<i>of which: Italy</i>	1,041	1,603
Banks	4,342	5,039
Corporates and other	24,252	25,407
<b>Total debt instruments</b>	<b>45,219</b>	<b>46,519</b>
<b>Equity instruments</b>	<b>69,763</b>	<b>51,881</b>
Financial assets for unit-linked investment contracts	17,410	15,849
<b>Financial assets held for trading</b>	<b>132,392</b>	<b>114,249</b>
Precious metals and other physical commodities	5,764	8,599
<b>Total trading portfolio assets</b>	<b>138,156</b>	<b>122,848</b>
Trading portfolio liabilities by issuer type <sup>1</sup>		
<b>Debt instruments</b>		
Government and government agencies	8,716	8,222
<i>of which: Switzerland</i>	232	173
<i>of which: USA</i>	2,987	2,508
<i>of which: Australia</i>	1,087	573
<i>of which: United Kingdom</i>	631	516
<i>of which: Germany</i>	335	308
<i>of which: South Korea</i>	43	15
<i>of which: Italy</i>	569	1,140
Banks	743	823
Corporates and other	2,591	2,453
<b>Total debt instruments</b>	<b>12,050</b>	<b>11,498</b>
<b>Equity instruments</b>	<b>15,908</b>	<b>15,111</b>
<b>Total trading portfolio liabilities</b>	<b>27,958</b>	<b>26,609</b>

<sup>1</sup> Refer to Note 24e for more information on product type and fair value hierarchy categorization.

**Note 14 Derivative instruments and hedge accounting**

## Derivatives: overview

A derivative is a financial instrument, the value of which is derived from the value of one or more variables (underlyings). Underlyings may be indices, exchanges or interest rates, or the value of shares, commodities, bonds or other financial instruments. A derivative commonly requires little or no initial net investment by either counterparty to the trade.

The majority of derivative contracts are negotiated with respect to notional amounts, tenor, price and settlement mechanisms, as is customary with other financial instruments.

Over-the-counter (OTC) derivative contracts are usually traded under a standardized International Swaps and Derivatives Association (ISDA) master agreement between UBS AG and its counterparties. Terms are negotiated directly with counterparties and the contracts will have industry-standard settlement mechanisms prescribed by ISDA. The industry continues to promote the use of central counterparties (CCP) to clear OTC trades. The trend toward CCP clearing and settlement will generally facilitate the reduction of systemic credit exposures.

Other derivative contracts are standardized in terms of their amounts and settlement dates, and are bought and sold on organized exchanges. These are commonly referred to as exchange-traded derivatives (ETD) contracts. Exchanges offer the benefits of pricing transparency, standardized daily settlement of changes in value, and consequently reduced credit risk.

For presentation purposes, UBS AG is subject to the IFRS netting provisions for derivative contracts. Derivative instruments are measured at fair value and generally classified as *Positive replacement values* and *Negative replacement values* on the face of the balance sheet. However, ETD derivatives which are economically settled on a daily basis and certain OTC derivatives which qualify for IFRS netting and are in substance net settled on a daily basis are classified as *Cash collateral receivables on derivative instruments* or *Cash collateral payables on derivative instruments*. Changes in the replacement values of derivatives are recorded in *Net trading income*, unless the derivatives are designated and effective as hedging instruments in certain types of hedge accounting relationships.

→ Refer to Note 1a item 15 for more information

Valuation principles and techniques applied in the measurement of derivative instruments are discussed in Note 24. *Positive replacement values* represent the estimated amount UBS AG would receive if the derivative contract were sold on the balance sheet date. *Negative replacement values* indicate the estimated amount UBS AG would pay to transfer its obligations in respect of the underlying contract, were it required or entitled to do so on the balance sheet date.

Derivatives embedded in other financial instruments are not included in the table "Derivative instruments" within this Note.

Bifurcated embedded derivatives are presented on the same balance sheet line as the host contract. In cases where UBS AG applies the fair value option to hybrid instruments, bifurcation of an embedded derivative component is not required and as such, this component is also not included in the table "Derivative instruments."

→ Refer to Notes 20 and 24 for more information

## Types of derivative instruments

UBS AG uses the following derivative financial instruments for both trading and hedging purposes. Through the use of the products listed below, UBS AG is engaged in extensive high-volume market-making and client facilitation trading referred to as the flow business. Measurement techniques applied to determine the fair value of each product type are described in Note 24.

The main types of derivative instruments used by UBS AG are:

- Swaps: Swaps are transactions in which two parties exchange cash flows on a specified notional amount for a predetermined period. Cross-currency swaps involve the exchange of interest payments based on two different currency notional amounts and reference interest rates and generally also entail exchange of notional amounts at the start or end of the contract. Most cross-currency swaps are traded in the OTC market.
- Forwards and futures: Forwards and futures are contractual obligations to buy or sell financial instruments or commodities on a future date at a specified price. Forward contracts are tailor-made agreements that are transacted between counterparties in the OTC market, whereas futures are standardized contracts transacted on regulated exchanges.
- Options and warrants: Options and warrants are contractual agreements under which, typically, the seller (writer) grants the purchaser the right, but not the obligation, either to buy (call option), or to sell (put option) at, or before, a set date, a specified quantity of a financial instrument or commodity at a predetermined price. The purchaser pays a premium to the seller for this right. Options involving more complex payment structures are also transacted. Options may be traded in the OTC market, or on a regulated exchange, and may be traded in the form of a security (warrant).

The main products and underlyings used by UBS AG are:

- Interest rate contracts: Interest rate products include interest rate swaps, forward rate agreements, swaptions and caps and floors.
- Credit derivative contracts: Credit default swaps (CDS) are the most common form of a credit derivative, under which the party buying protection makes one or more payments to the party selling protection in exchange for an undertaking by the seller to make a payment to the buyer following the occurrence

**Note 14 Derivative instruments and hedge accounting (continued)**

of a contractually defined credit event with respect to a specified third-party credit entity. Settlement following a credit event may be a net cash amount, or cash in return for physical delivery of one or more obligations of the credit entity, and is made regardless of whether the protection buyer has actually suffered a loss. After a credit event and settlement, the contract is generally terminated. More information on credit derivatives is included in a separate section on the following pages. Total return swaps (TRS) are structured with one party making payments based on a set rate, either fixed or variable, plus any negative changes in fair value of an underlying asset, and the other party making payments based on the return of the asset, which includes both income it generates and any positive changes in its fair value.

- Foreign exchange contracts: Foreign exchange contracts include spot, forward and cross-currency swaps and options and warrants. Forward purchase and sale currency contracts are typically executed to meet client needs and for trading and hedging purposes.
- Equity/index contracts: UBS AG uses equity derivatives linked to single names, indices and baskets of single names and indices. The indices used may be based on a standard market index, or may be defined by UBS AG. The product types traded include vanilla listed derivatives, both options and futures, total return swaps, forwards and exotic OTC contracts.
- Commodities contracts: UBS AG has an established commodity derivatives trading business, which includes the commodity index and structured commodities business. The index and structured business are client facilitation businesses trading exchange-traded funds, OTC swaps and options on commodity indices and individual underlying commodities. The underlying indices cover third-party and UBS AG owned indices such as the UBS Bloomberg Constant Maturity Commodity Index and the Bloomberg Commodity Indices. All of the trading is cash-settled with no physical delivery of the underlying. UBS AG also has an established precious metals business in both flow and non-vanilla OTC products incorporating both physical and non-physical trading. The flow business is investor led and products include ETD, vanilla OTC and certain non-vanilla OTC. The vanilla OTC are in forwards, swaps and options.

**Risks of derivative instruments**

Derivative instruments are transacted in many trading portfolios, which generally include several types of instruments, not just derivatives. The market risk of derivatives is predominantly managed and controlled as an integral part of the market risk of these portfolios. UBS AG's approach to market risk is described in the audited portions of Market risk in the "Risk management and control" section of this report.

Derivative instruments are transacted with many different counterparties, most of whom are also counterparties for other types of business. The credit risk of derivatives is managed and controlled in the context of UBS AG's overall credit exposure to each counterparty. UBS AG's approach to credit risk is described in the audited portions of Credit risk in the "Risk management and control" section of this report. It should be noted that, although the positive replacement values shown on the balance sheet can be an important component of UBS AG's credit exposure, the positive replacement values for a counterparty are rarely an adequate reflection of UBS AG's credit exposure in its derivatives business with that counterparty. This is, for example, because on one hand, replacement values can increase over time (potential future exposure), while on the other hand, exposure may be mitigated by entering into master netting agreements and bilateral collateral arrangements. Both the exposure measures used internally by UBS AG to control credit risk and the capital requirements imposed by regulators reflect these additional factors.

The replacement values presented on UBS AG's balance sheet include netting in accordance with IFRS requirements (refer to Note 1a item 35), which is generally more restrictive than netting in accordance with Swiss federal banking law. Swiss federal banking law netting is generally based on close-out netting arrangements that are enforceable in case of insolvency.

→ Refer to Note 26 for more information on the values of positive and negative replacement values after consideration of netting potential allowed under enforceable netting arrangements

Financial information  
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

**Note 14 Derivative instruments and hedge accounting (continued)**

Derivative instruments <sup>1</sup>	31.12.14					31.12.13				
	Total PRV <sup>2</sup>	Notional values related to PRVs <sup>3</sup>	Total NRV <sup>4</sup>	Notional values related to NRVs <sup>3</sup>	Other notional values <sup>1,5</sup>	Total PRV <sup>2</sup>	Notional values related to PRVs <sup>3</sup>	Total NRV <sup>4</sup>	Notional values related to NRVs <sup>3</sup>	Other notional values <sup>1,5</sup>
<i>CHF billion</i>										
<b>Interest rate contracts</b>										
<b>Over-the-counter (OTC) contracts</b>										
Forward contracts <sup>6</sup>	0.1	49.0	0.2	55.9	2,622.8	0.2	123.7	0.2	107.1	1,944.2
Swaps	91.8	1,323.4	83.7	1,233.4	10,244.3	105.3	2,427.5	92.8	2,297.7	13,779.6
Options	31.7	799.8	33.9	790.3	0.0	25.2	928.8	25.3	900.3	0.0
<b>Exchange-traded contracts</b>										
Futures					446.0					492.0
Options	0.0	15.7	0.0	4.9	134.7	0.0	0.2	0.1	1.8	287.5
Agency transactions <sup>7</sup>	0.1		0.1			0.1		0.0		
<b>Total</b>	<b>123.7</b>	<b>2,187.9</b>	<b>117.9</b>	<b>2,084.5</b>	<b>13,447.7</b>	<b>130.7</b>	<b>3,480.1</b>	<b>118.4</b>	<b>3,306.9</b>	<b>16,503.3</b>
<b>Credit derivative contracts</b>										
<b>Over-the-counter (OTC) contracts</b>										
Credit default swaps	11.1	238.1	11.3	245.8	0.0	22.9	641.1	21.3	630.9	0.0
Total return swaps	0.4	3.8	0.4	5.1	0.0	0.2	3.1	0.2	3.1	0.0
Options and warrants	0.0	6.5	0.0	1.6	0.0	0.0	3.6	0.0	0.1	0.0
<b>Total</b>	<b>11.5</b>	<b>248.4</b>	<b>11.7</b>	<b>252.4</b>	<b>0.0</b>	<b>23.1</b>	<b>647.8</b>	<b>21.5</b>	<b>634.0</b>	<b>0.0</b>
<b>Foreign exchange contracts</b>										
<b>Over-the-counter (OTC) contracts</b>										
Forward contracts	20.6	817.6	19.2	741.4	0.0	12.4	661.2	13.4	667.9	0.0
Interest and currency swaps	62.2	1,626.3	62.3	1,554.0	0.0	54.2	1,924.0	57.4	1,858.1	0.0
Options	15.6	667.3	16.0	601.4	0.0	9.3	494.0	9.4	455.5	0.0
<b>Exchange-traded contracts</b>										
Futures					14.8					7.2
Options	0.0	4.9	0.1	3.7	0.0	0.0	5.4	0.0	6.1	0.0
Agency transactions <sup>7</sup>	0.0		0.0			0.1		0.1		
<b>Total</b>	<b>98.4</b>	<b>3,116.2</b>	<b>97.6</b>	<b>2,900.5</b>	<b>14.8</b>	<b>76.0</b>	<b>3,084.4</b>	<b>80.3</b>	<b>2,987.6</b>	<b>7.2</b>
<b>Equity/index contracts</b>										
<b>Over-the-counter (OTC) contracts</b>										
Forward contracts	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Swaps	3.4	58.5	4.7	70.0	0.0	3.2	45.9	4.6	59.2	0.0
Options	6.4	71.7	8.9	115.4	0.0	7.7	74.7	9.3	103.1	0.0
<b>Exchange-traded contracts</b>										
Futures					27.9					25.7
Options	4.8	109.4	4.8	124.2	10.1	5.6	110.8	6.5	112.4	7.2
Agency transactions <sup>7</sup>	4.9		4.8			4.0		4.0		
<b>Total</b>	<b>19.5</b>	<b>239.6</b>	<b>23.3</b>	<b>309.6</b>	<b>38.0</b>	<b>20.6</b>	<b>231.4</b>	<b>24.4</b>	<b>274.7</b>	<b>32.9</b>

Table continues on the next page.

**Note 14 Derivative instruments and hedge accounting (continued)**Derivative instruments<sup>1</sup> (continued)

Table continued from previous page.

	31.12.14					31.12.13				
	Total PRV <sup>2</sup>	Notional values related to PRVs <sup>3</sup>	Total NRV <sup>4</sup>	Notional values related to NRVs <sup>3</sup>	Other notional values <sup>5,5</sup>	Total PRV <sup>2</sup>	Notional values related to PRVs <sup>3</sup>	Total NRV <sup>4</sup>	Notional values related to NRVs <sup>3</sup>	Other notional values <sup>5,5</sup>
<i>CHF billion</i>										
<b>Commodity contracts</b>										
<b>Over-the-counter (OTC) contracts</b>										
Forward contracts	0.3	4.6	0.3	4.4	0.0	0.6	4.5	0.4	3.5	0.0
Swaps	0.9	13.8	0.5	7.9	0.0	0.9	14.9	0.9	11.2	0.0
Options	0.9	12.5	0.7	9.8	0.0	1.0	12.9	0.9	9.4	0.0
<b>Exchange-traded contracts</b>										
Futures					7.3					11.1
Forward contracts	0.0	6.5	0.1	5.3	0.0	0.0	9.7	0.1	8.2	0.0
Options	0.0	0.8	0.1	3.7	0.1	0.0	0.6	0.1	2.3	0.2
Agency transactions <sup>7</sup>	1.4		1.4			0.9		0.9		
<b>Total</b>	<b>3.6</b>	<b>38.1</b>	<b>3.2</b>	<b>31.1</b>	<b>7.3</b>	<b>3.5</b>	<b>42.7</b>	<b>3.2</b>	<b>34.6</b>	<b>11.3</b>
Unsettled purchases of non-derivative financial investments <sup>8</sup>	0.1	11.4	0.2	12.9	0.0	0.1	19.6	0.1	8.9	0.0
Unsettled sales of non-derivative financial investments <sup>8</sup>	0.2	16.1	0.1	9.1	0.0	0.1	12.7	0.2	15.2	0.0
<b>Total derivative instruments, based on IFRS netting<sup>9</sup></b>	<b>257.0</b>	<b>5,857.8</b>	<b>254.1</b>	<b>5,600.2</b>	<b>13,507.9</b>	<b>254.1</b>	<b>7,518.8</b>	<b>248.1</b>	<b>7,261.9</b>	<b>16,554.7</b>

<sup>1</sup> Bilateral embedded derivatives are presented on the same balance sheet lines as their host contracts and are excluded from this table. As of 31 December 2014, these derivatives amounted to a PRV of CHF 0.3 billion (related notional values of CHF 6.5 billion) and an NRV of CHF 0.3 billion (related notional values of CHF 7.8 billion). As of 31 December 2013, these derivatives amounted to a PRV of CHF 0.2 billion (related notional values of CHF 6.7 billion) and an NRV of CHF 0.4 billion (related notional values of CHF 12.8 billion). <sup>2</sup> PRV: Positive replacement value. <sup>3</sup> In cases where replacement values are presented on a net basis on the balance sheet, the respective notional values of the netted replacement values are still presented on a gross basis. <sup>4</sup> NRV: Negative replacement value. <sup>5</sup> Other notional values relate to derivatives which are cleared through either a central clearing counterparty or an exchange. The fair value of these derivatives is presented on the balance sheet net of the corresponding cash margin under Cash collateral receivables on derivative instruments and Cash collateral payables on derivative instruments and were not material for the periods presented. <sup>6</sup> Negative replacement values as of 31 December 2014 include CHF 0.0 billion related to derivative loan commitments (31 December 2013: CHF 0.0 billion). No notional amounts related to these replacement values are included in the table. The maximum invocable amount related to these commitments was CHF 4.5 billion as of 31 December 2014 (31 December 2013: CHF 7.1 billion). <sup>7</sup> Notional values of exchange-traded agency transactions and OTC cleared transactions entered into on behalf of clients are not disclosed due to their significantly different risk profile. <sup>8</sup> Changes in the fair value of purchased and sold non-derivative financial investments between trade date and settlement date are recognized as replacement values. <sup>9</sup> Refer to Note 26 for more information on netting arrangements.

The notional amount of a derivative is generally the quantity of the underlying instrument on which the derivative contract is based and is the reference against which changes in the value of the derivative are measured. Notional values, in themselves, are generally not a direct indication of the values which are exchanged between parties, and are therefore not a direct measure of risk or financial exposure, but are viewed as an indication of the scale of the different types of derivatives entered into by UBS AG.

The maturity profile of OTC interest rate contracts held as of 31 December 2014, based on notional values, was: approximately 45% (31 December 2013: 38%) mature within one year, 34% (31 December 2013: 38%) within one to five years and 22% (31 December 2013: 24%) after five years. Notional values of interest rate contracts cleared with a clearing house that qualify for IFRS balance sheet netting are presented under other notional values and are categorized into maturity buckets on the basis of contractual maturities of the cleared underlying derivative contracts.

**Derivatives transacted for trading purposes**

Most of the Group's derivative transactions relate to sales and trading activities. Sales activities include the structuring and marketing of derivative products to customers to enable them to take, transfer, modify, or reduce current or expected risks. Trading activities include market-making to directly support the facilitation and execution of client activity. Market-making involves quoting bid and offer prices to other market participants with the intention of generating revenues based on spread and volume.

**Credit derivatives**

UBS AG is an active dealer in the fixed income market, including CDS and related products, with respect to a large number of issuers' securities. The primary purpose of these activities is for the benefit of UBS AG's clients through market-making activities and for the ongoing hedging of trading book exposures.



**Note 14 Derivative instruments and hedge accounting (continued)**

Market-making activity, which is done within the Investment Bank, consists of buying and selling single-name CDS, index CDS, loan CDS and related referenced cash instruments to facilitate client trading activity. UBS AG also actively utilizes CDS to economically hedge specific counterparty credit risks in its accrual loan portfolio and off-balance sheet loan portfolio (including loan commitments) with the aim of reducing concentrations in individual names, sectors or specific portfolios.

In addition, UBS AG actively utilizes CDS to economically hedge specific counterparty credit risks in its OTC derivative portfolios including financial instruments which are designated at fair value through profit or loss.

During 2012, UBS AG announced an Investment Bank strategy change which resulted in a focus on certain types of client facilitation business and resulted in reduced market-making activity. As a result, CDS have increasingly been used for economic hedging purposes. In 2013, large portfolios of credit derivatives including

structured credit products were transferred to and are now managed and reported in Corporate Center – Non Core. The majority of these positions have now been unwound through trade novations to other counterparties.

The tables below provide further details on credit protection bought and sold, including replacement and notional value information by instrument type and counterparty type. The value of protection bought and sold is not, in isolation, a measure of UBS AG's credit risk. Counterparty relationships are viewed in terms of the total outstanding credit risk, which relates to other instruments in addition to CDS, and in connection with collateral arrangements in place. On a notional value basis, credit protection bought and sold as of 31 December 2014 matures in a range of approximately 27% (31 December 2013: 22%) within one year, approximately 64% (31 December 2013: 72%) within one to five years and approximately 8% (31 December 2013: 6%) after five years.

## Credit derivatives by type of instrument

CHF billion	Protection bought			Protection sold		
	Fair value: PRV	Fair value: NRV	Notional values	Fair value: PRV	Fair value: NRV	Notional values
Single-name credit default swaps	5.9	4.0	173.3	3.0	5.6	148.8
Multi-name index linked credit default swaps	0.4	0.9	72.8	1.7	0.5	80.7
Multi-name other credit default swaps	0.1	0.3	4.8	0.0	0.1	3.4
Total rate of return swaps	0.1	0.3	5.4	0.3	0.2	3.5
Options and warrants	0.0	0.0	6.5	0.0	0.0	1.6
<b>Total 31 December 2014</b>	<b>6.5</b>	<b>5.4</b>	<b>262.8</b>	<b>5.0</b>	<b>6.3</b>	<b>238.0</b>
<i>of which: credit derivatives related to economic hedges</i>	<i>3.2</i>	<i>5.0</i>	<i>245.5</i>	<i>4.6</i>	<i>3.0</i>	<i>220.5</i>
<i>of which: credit derivatives related to market-making</i>	<i>3.3</i>	<i>0.4</i>	<i>17.3</i>	<i>0.5</i>	<i>3.3</i>	<i>17.4</i>

CHF billion	Protection bought			Protection sold		
	Fair value: PRV	Fair value: NRV	Notional values	Fair value: PRV	Fair value: NRV	Notional values
Single-name credit default swaps	6.6	12.0	487.9	10.4	4.6	450.6
Multi-name index linked credit default swaps	1.0	1.9	146.8	4.4	2.3	171.9
Multi-name other credit default swaps	0.4	0.4	9.4	0.1	0.2	5.3
Total rate of return swaps	0.2	0.1	5.4	0.0	0.1	0.8
Options and warrants	0.0	0.0	3.6	0.0	0.0	0.1
<b>Total 31 December 2013</b>	<b>8.1</b>	<b>14.3</b>	<b>653.1</b>	<b>15.0</b>	<b>7.2</b>	<b>628.8</b>
<i>of which: credit derivatives related to economic hedges</i>	<i>7.8</i>	<i>14.1</i>	<i>644.3</i>	<i>14.7</i>	<i>6.9</i>	<i>620.6</i>
<i>of which: credit derivatives related to market-making</i>	<i>0.3</i>	<i>0.3</i>	<i>8.7</i>	<i>0.3</i>	<i>0.3</i>	<i>8.2</i>

**Note 14 Derivative instruments and hedge accounting (continued)**

## Credit derivatives by counterparty

CHF billion	Protection bought			Protection sold		
	Fair value: PRV	Fair value: NRV	Notional values	Fair value: PRV	Fair value: NRV	Notional values
Broker-dealers	1.4	0.5	32.8	0.3	1.1	23.5
Banks	4.0	2.9	156.4	2.6	4.4	144.3
Central clearing counterparties	0.2	1.1	53.2	1.3	0.3	56.7
Other	0.9	0.9	20.4	0.8	0.5	13.5
<b>Total 31 December 2014</b>	<b>6.5</b>	<b>5.4</b>	<b>262.8</b>	<b>5.0</b>	<b>6.3</b>	<b>238.0</b>

CHF billion	Protection bought			Protection sold		
	Fair value: PRV	Fair value: NRV	Notional values	Fair value: PRV	Fair value: NRV	Notional values
Broker-dealers	1.6	2.9	146.9	3.0	1.5	138.0
Banks	4.7	8.9	377.0	9.0	4.6	370.7
Central clearing counterparties	0.5	1.8	101.2	2.3	0.7	102.2
Other	1.4	0.7	27.9	0.6	0.3	17.8
<b>Total 31 December 2013</b>	<b>8.1</b>	<b>14.3</b>	<b>653.1</b>	<b>15.0</b>	<b>7.2</b>	<b>628.8</b>

UBS AG's credit derivatives are usually traded as OTC contracts. Since 2009, in line with the broader derivatives industry, a number of initiatives have been launched in both the US and Europe to establish CCP solutions for OTC CDS contracts with the aim of reducing counterparty risk. UBS AG, along with other dealer members, has continued to participate in these initiatives during 2014.

UBS AG's CDS trades are documented using industry standard forms of documentation or equivalent terms documented in a bespoke (i.e., tailored) agreement. The agreements that govern CDS generally do not contain recourse provisions that would enable UBS AG to recover from third parties any amounts paid out by UBS AG (i.e., this is the case where a credit event occurs and UBS AG is required to make payment under a CDS).

The types of credit events that would require UBS AG to perform under a CDS contract are subject to agreement between the parties at the time of the transaction. However, nearly all transactions are traded using credit events that are applicable under certain market conventions based on the type of reference entity to which the transaction relates. Applicable credit events by market conventions include bankruptcy, failure to pay, restructuring, obligation acceleration and repudiation/moratorium.

## Contingent collateral features of derivative liabilities

Certain derivative payables contain contingent collateral or termination features triggered upon a downgrade of the published credit rating of UBS AG in the normal course of business. Based on UBS AG's credit ratings as of 31 December 2014, additional collateral or termination payments pursuant to bilateral agreements with certain counterparties of approximately CHF 1.0 billion, CHF 2.8 billion and CHF 2.9 billion would have been required in the event of a one-notch, two-notch and three-notch reduc-

tion, respectively, in UBS AG's long-term credit ratings, and a corresponding reduction in short-term ratings. In evaluating UBS AG's liquidity requirements, UBS AG considers additional collateral or termination payments that would be required in the event of a reduction in UBS AG's long-term credit ratings, and a corresponding reduction in short-term ratings.

## Derivatives transacted for hedging purposes

## Derivatives used for structural hedging

UBS AG enters into derivative transactions for the purposes of hedging risks inherent in assets, liabilities and forecast transactions. The accounting treatment of hedge transactions varies according to the nature of the instrument hedged and whether the hedge qualifies as such for accounting purposes.

Derivative transactions that qualify and are designated as hedges for accounting purposes are described under the corresponding headings in this note (fair value hedges, cash flow hedges and hedges of net investments in foreign operations). UBS AG's accounting policies for derivatives designated and accounted for as hedging instruments are explained in Note 1a item 15, under which terms used in the following sections are explained.

UBS AG has also entered into various hedging strategies utilizing derivatives for which hedge accounting has not been applied. These include interest rate swaps and other interest rate derivatives (e.g., futures) for day-to-day economic interest rate risk management purposes. In addition, UBS AG has used equity futures, options and, to a lesser extent, swaps for economic hedging in a variety of equity trading strategies to offset underlying equity and equity volatility exposure. UBS AG has also entered into CDS that provide economic hedges for credit risk exposures (refer to the

**Note 14 Derivative instruments and hedge accounting (continued)**

credit derivatives section). Fair value changes of derivatives that are part of economic relationships, but do not qualify for hedge accounting treatment, are reported in *Net trading income*, except for the forward points on certain short duration foreign exchange contracts which are reported in *Net interest income*.

Fair value hedges: interest rate risk related to debt issued  
UBS AG's fair value hedges principally consist of interest rate

swaps that are used to protect against changes in the fair value of fixed-rate instruments (e.g., non-structured fixed-rate bonds, covered bonds and subordinated debt) due to movements in market interest rates. The fair values of outstanding interest rate derivatives designated as fair value hedges were assets of CHF 2,236 million and liabilities of CHF 37 million as of 31 December 2014 and assets of CHF 1,588 million and liabilities of CHF 140 million as of 31 December 2013.

## Fair value hedges of interest rate risk

CHF million	For the year ended		
	31.12.14	31.12.13	31.12.12
Gains/(losses) on hedging instruments	1,113	(1,123)	537
Gains/(losses) on hedged items attributable to the hedged risk	(1,111)	1,116	(581)
<b>Net gains/(losses) representing ineffective portions of fair value hedges</b>	<b>2</b>	<b>(7)</b>	<b>(44)</b>

Fair value hedges: portfolio interest rate risk related to loans  
UBS AG also applies fair value hedge accounting to mortgage loan portfolio interest rate risk. The change in fair value of the hedged items is recorded separately from the hedged item and is included within *Other assets* on the balance sheet. The fair values of outstanding interest rate derivatives designated for these

hedges as of 31 December 2014 were liabilities of CHF 256 million (31 December 2013: assets of CHF 176 million and liabilities of CHF 716 million). The reduction in fair value of outstanding derivatives during 2014 was partly related to the hedge de-designation of certain interest rate derivatives.

## Fair value hedge of portfolio of interest rate risk

CHF million	For the year ended		
	31.12.14	31.12.13	31.12.12
Gains/(losses) on hedging instruments	(694)	636	139
Gains/(losses) on hedged items attributable to the hedged risk	676	(625)	(159)
<b>Net gains/(losses) representing ineffective portions of fair value hedges</b>	<b>(18)</b>	<b>11</b>	<b>(20)</b>

## Cash flow hedges of forecasted transactions

UBS AG is exposed to variability in future interest cash flows on non-trading financial assets, and liabilities that bear interest at variable rates or are expected to be refinanced or reinvested in the future. The amounts and timing of future cash flows, representing both principal and interest flows, are projected based on contractual terms and other relevant factors including estimates of prepayments and defaults. The aggregate principal balances and interest cash flows across all portfolios over time form the basis for identifying the non-trading interest rate risk of UBS AG, which is hedged with interest rate swaps, the maximum maturity of which is 14 years. The table on the following page shows forecasted principal balances on which expected interest cash flows arise as of 31 December 2014. Amounts shown represent, by time bucket, average assets and liabilities subject to forecasted cash flows designated as hedged items in cash flow hedge accounting relationships.

As of 31 December 2014, the fair values of outstanding derivatives designated as cash flow hedges of forecasted transactions were CHF 4,521 million assets and CHF 1,262 million liabilities (31 December 2013: CHF 4,770 million assets and CHF 2,275 million liabilities).

In 2014, a gain of CHF 87 million was recognized in *Net trading income* due to hedge ineffectiveness, compared with a loss of CHF 80 million in 2013 and a gain of CHF 158 million in 2012.

At the end of 2014 and 2013, a gain of CHF 265 million and a loss of CHF 18 million associated with terminated interest rate swaps were deferred in OCI, respectively. They will be removed from OCI when the previously hedged forecasted cash flows affect net profit or loss, or when the forecasted cash flows are no longer expected to occur. Amounts reclassified from OCI to *Net interest income* relating to de-designated swaps were a net gain CHF 51 million in 2014, a net gain of CHF 1 million in 2013 and a net gain of CHF 4 million in 2012.

**Note 14 Derivative instruments and hedge accounting (continued)**

Principal balances subject to cash flow forecasts

CHF billion	< 1 year	1–3 years	3–5 years	5–10 years	over 10 years
Assets	66	113	37	33	1
Liabilities	9	19	3	2	0
Net balance	57	94	34	32	1

## Hedges of net investments in foreign operations

UBS AG applies hedge accounting for certain net investments in foreign operations. As of 31 December 2014, the positive replacement values and negative replacement values of FX derivatives (mainly FX swaps) designated as hedging instruments in net investment hedge accounting relationships were CHF 158 million and CHF 305 million, respectively (31 December 2013: positive replacement values of CHF 104 million and negative replacement values of CHF 102 million). As of 31 December 2014, the underlying hedged structural exposures in several currencies amounted to CHF 8.0 billion (31 December 2013: CHF 7.2 billion).

Hedges of structural FX exposures in currencies other than the US dollar may be comprised of two jointly designated derivatives as the foreign currency risk may be hedged against the US dollar first and then converted into Swiss francs, the presentation currency of UBS AG, as part of a separate FX derivative transaction. The aggregated notional amount of designated hedging derivatives as of 31 December 2014 was CHF 14.7 billion in total (31 December 2013: CHF 13.8 billion) including CHF 7.8 billion notional values related to US dollar versus Swiss franc swaps and CHF 6.9 billion notional values related to derivatives hedging foreign currencies (other than the US dollar) versus the US dollar. The effective portion of gains and losses of these FX swaps is transferred directly to OCI to offset foreign currency translation (FCT) gains and losses on the net investments in foreign branches and subsidiaries. As such, these FX swaps hedge the structural FX exposure resulting in the accumulation of FCT on the level of individual foreign branches and subsidiaries and hence on the total FCT OCI of UBS AG.

UBS AG designates certain non-derivative foreign currency financial assets and liabilities of foreign branches or subsidiaries as hedging instruments in net investment hedge accounting arrangements. The FX translation difference recorded in FCT OCI of the non-derivative hedging instrument of one foreign entity offsets the structural FX exposure of another foreign entity. Therefore, the aggregated FCT OCI of UBS AG is unchanged from this hedge designation. As of 31 December 2014, the nominal amount of non-derivative financial assets and liabilities designated as hedging instruments in such net investment hedges was CHF 14.3 billion and CHF 14.3 billion, respectively (31 December 2013: CHF 15.5 billion non-derivative financial assets and CHF 15.5 billion non-derivative financial liabilities).

No material ineffectiveness of hedges of net investments in foreign operations was recognized in the income statement in 2014, 2013 and 2012.

## Undiscounted cash flows

The table below provides undiscounted cash flows of all derivative instruments designated in hedge accounting relationships. Interest rate swap cash flows include cash inflows and cash outflows of all interest rate swaps designated in hedge accounting relationships, which are either assets or liabilities of UBS AG as of 31 December 2014. The table includes derivatives traded on an exchange or through a clearing house where the change in fair value is settled each day, either in fact or in substance, through cash payment of variation margin.

## Derivatives designated in hedge accounting relationships (undiscounted cash flows)

CHF billion	On demand	Due within 1 month	Due between 1 and 3 months	Due between 3 and 12 months	Due between 1 and 5 years	Due after 5 years	Total
<b>Interest rate swaps<sup>1</sup></b>							
Cash inflows	0	0	1	2	8	1	12
Cash outflows	0	0	0	1	5	1	7
<b>FX swaps/forwards</b>							
Cash inflows	0	7	6	0	0	0	13
Cash outflows	0	7	6	0	0	0	14
Net cash flows	0	0	1	1	3	0	5

<sup>1</sup> The table includes gross cash inflows and cash outflows of all interest rate swaps designated in hedge accounting relationships, which are either assets or liabilities of UBS as of 31 December 2014.

Financial information  
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

**Note 15 Financial investments available-for-sale**

CHF million	31.12.14	31.12.13
Financial investments available-for-sale by issuer type <sup>1</sup>		
<b>Debt instruments</b>		
Government and government agencies	45,334	50,761
<i>of which: Switzerland</i>	43	44
<i>of which: USA</i>	17,219	17,876
<i>of which: Germany</i>	10,145	6,733
<i>of which: France</i>	5,351	5,601
<i>of which: United Kingdom</i>	2,348	8,089
<i>of which: Japan</i>	1	4,865
Banks	8,490	4,983
Corporates and other	2,670	3,132
<b>Total debt instruments</b>	<b>56,494</b>	<b>58,876</b>
Equity instruments	664	649
<b>Total financial investments available-for-sale</b>	<b>57,159</b>	<b>59,525</b>
Unrealized gains – before tax	430	372
Unrealized (losses) – before tax	(64)	(196)
<b>Net unrealized gains/(losses) – before tax</b>	<b>365</b>	<b>175</b>
<b>Net unrealized gains/(losses) – after tax</b>	<b>238</b>	<b>95</b>

<sup>1</sup> Refer to Note 24e for more information on product type and fair value hierarchy categorization.

## Note 16 Property and equipment

At historical cost less accumulated depreciation

CHF million	Own-used properties	Leasehold improvements	IT hardware and communication	Internally generated software <sup>1</sup>	Purchased software	Other machines and equipment	Projects in progress	31.12.14	31.12.13
<b>Historical cost</b>									
Balance at the beginning of the year	7,970	2,677	2,205	1,259	459	769	799	16,136	16,428
Additions	38	21	270	8	58	38	1,257	1,690	1,244
Disposals / write-offs <sup>2</sup>	(115)	(92)	(221)	(25)	(18)	(46)	0	(518)	(871)
Reclassifications	(166)	281	4	260	3	44	(786)	(359) <sup>7</sup>	(488)
Foreign currency translation	29	173	119	24	35	42	72	493	(178)
Balance at the end of the year	7,756	3,060	2,377	1,525	536	847	1,341	17,442	16,136
<b>Accumulated depreciation</b>									
Balance at the beginning of the year	4,485	1,894	1,841	965	408	547	0	10,140	10,524
Depreciation	186	179	215	130	30	58	0	799	734
Impairment <sup>3</sup>	2	8	1	7	0	1	0	19	81
Disposals / write-offs <sup>2</sup>	(114)	(86)	(184)	(25)	(18)	(46)	0	(474)	(756)
Reclassifications	(208)	(8)	0	0	1	(2)	0	(217) <sup>7</sup>	(319)
Foreign currency translation	15	134	102	11	31	34	0	326	(124)
Balance at the end of the year	4,365	2,120	1,976	1,089	452	592	0	10,593	10,140
Net book value at the end of the year <sup>4,5</sup>	3,391	940	402	436	85	255	1,341 <sup>6</sup>	6,849	5,996

<sup>1</sup> In 2014, changes in the presentation of this Note were made. Internally generated software is now presented as a separate column. Previously, this was presented together with Purchased software. <sup>2</sup> Includes write-offs of fully depreciated assets. <sup>3</sup> Impairment changes recorded in 2014 relate to assets for which the recoverable amount was determined based on value-in-use (recoverable amount of the impaired assets: CHF 58 million Leasehold Improvements, CHF 5 million Internally generated software). <sup>4</sup> As of 31 December 2014, contractual commitments to purchase property in the future amounted to approximately CHF 0.4 billion. <sup>5</sup> Includes CHF 104 million related to leased assets, mainly IT hardware and communication. <sup>6</sup> Includes CHF 1,045 million related to Internally generated software, CHF 172 million related to Own-used properties and CHF 119 million related to Leasehold Improvements. <sup>7</sup> Reflects reclassifications to Properties held-for-sale (CHF 143 million on a net basis) reported within Other assets.

Investment properties at fair value

CHF million	31.12.14	31.12.13
Balance at the beginning of the year	10	99
Additions	0	7
Sales	0	0
Revaluations	1	(16)
Reclassifications	(7)	(81)
Foreign currency translation	1	0
Balance at the end of the year	5	10

**Note 17 Goodwill and intangible assets**

## Introduction

UBS AG performs an impairment test on its goodwill assets on an annual basis, or when indicators of impairment exist. UBS AG considers the segments, as reported in Note 2, as separate cash-generating units (CGU). The impairment test is performed for each segment to which goodwill is allocated by comparing the recoverable amount, based on its value-in-use, to the carrying amount of the respective segment. An impairment charge is recognized if the carrying amount exceeds the recoverable amount. As of 31 December 2014, total goodwill recognized on the balance sheet was CHF 6.4 billion, of which CHF 1.4 billion, CHF 3.5 billion and CHF 1.5 billion was carried by Wealth Management, Wealth Management Americas and Global Asset Management, respectively. Based on the impairment testing methodology described below, UBS AG concluded that the goodwill balances as of 31 December 2014 allocated to these segments remain recoverable and thus were not impaired.

## Methodology for goodwill impairment testing

The recoverable amounts are determined using a discounted cash flow model, which has been adapted to use inputs that consider features of the banking business and its regulatory environment. The recoverable amount of a segment is the sum of the discounted earnings attributable to shareholders from the first five forecasted years and the terminal value. The terminal value, which covers all periods beyond the fifth year, is calculated on the basis of the forecast of fifth-year profit, the discount rate and the long-term growth rate and is adjusted for the effect of the capital assumed to be needed to support the perpetual growth implied by the long-term growth rate. The carrying amount for each segment is determined by reference to the Group's equity attribution framework. Within this framework, which is described in the "Capital management" section of this report, the Board of Directors (BoD) attributes equity to the businesses after considering their risk exposure, risk-weighted assets and leverage ratio denominator usage, goodwill and intangible assets. The total amount of equity attributed to the business divisions can differ from UBS AG's actual equity during a given period. The framework is primarily used for purposes of measuring the performance of the businesses and includes certain management assumptions. Attributed equity equals the capital that a segment requires to conduct its business and is considered an appropriate starting

point from which to determine the carrying value of the segments. The attributed equity methodology is aligned with the business planning process, the inputs from which are used in calculating the recoverable amounts of the respective CGU.

→ Refer to the "Capital management" section of this report for more information on the equity attribution framework

## Assumptions

Valuation parameters used within UBS AG's impairment test model are linked to external market information, where applicable. The model used to determine the recoverable amount is most sensitive to changes in the forecast earnings available to shareholders in years one to five, to changes in the discount rates, and to changes in the long-term growth rate. The applied long-term growth rate is based on long-term economic growth rates for different regions worldwide. Earnings available to shareholders are estimated based on forecast results, which are part of the business plan approved by the BoD.

The discount rates are determined by applying a capital-asset-pricing-model-based approach, as well as considering quantitative and qualitative inputs from both internal and external analysts and the view of management. Based on this approach, the discount rate for the Investment Bank was decreased by one percentage point compared with last year. For the other CGU, the respective discount rates were unchanged.

Key assumptions used to determine the recoverable amounts of each segment are tested for sensitivity by applying a reasonably possible change to those assumptions. Forecast earnings available to shareholders were changed by 10%, the discount rates were changed by 1.0 percentage point and the long-term growth rates were changed by 0.5 percentage point. Under all scenarios, the recoverable amounts for each segment exceeded the respective carrying amount, such that the reasonably possible changes in key assumptions would not result in impairment.

If the estimated earnings and other assumptions in future periods deviate from the current outlook, the value of goodwill may become impaired in the future, giving rise to losses in the income statement. Recognition of any impairment of goodwill would reduce IFRS equity attributable to UBS AG shareholders and net profit. It would not impact cash flows and, as goodwill is required to be deducted from capital under the Basel capital framework, no impact would be expected on UBS AG's total capital ratios.

**Note 17 Goodwill and intangible assets (continued)**

Discount and growth rates

In %	Discount rates		Growth rates	
	31.12.14	31.12.13	31.12.14	31.12.13
Wealth Management	9.0	9.0	1.7	1.7
Wealth Management Americas	9.0	9.0	2.4	2.4
Investment Bank	11.0	12.0	2.4	2.4
Global Asset Management	9.0	9.0	2.4	2.4

CHF million	Goodwill		Intangible assets		31.12.14	31.12.13
	Total	Infrastructure	Customer relationships, contractual rights and other	Total		
<b>Historical cost</b>						
Balance at the beginning of the year	5,842	678	763	1,441	7,283	7,417
Additions			17	17	17	79
Disposals			(1)	(1)	(1)	(35)
Foreign currency translation	526	78	54	131	657	(179)
Balance at the end of the year	6,368	756	833	1,589	7,957	7,283
<b>Accumulated amortization and impairment</b>						
Balance at the beginning of the year	0	447	543	990	990	956
Amortization		35	45	80	80	79
Impairment <sup>1</sup>			2	2	2	3
Disposals			0	0	0	(28)
Foreign currency translation		54	45	99	99	(21)
Balance at the end of the year	0	536	635	1,171	1,171	990
Net book value at the end of the year	6,368	219	198	417	6,785	6,293

<sup>1</sup> Impairment charges recorded in 2014 and 2013 relate to assets for which the recoverable amount was determined based on value-in-use (recoverable amount of the impaired assets: CHF 3 million for 2014 and CHF 5 million for 2013).



Financial information  
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

**Note 17 Goodwill and intangible assets (continued)**

The table below presents the disclosure of goodwill and intangible assets by segment for the year ended 31 December 2014.

	Wealth Management	Wealth Management Americas	Investment Bank	Global Asset Management	Corporate Center		Total
					Core Functions	Non-core and Legacy Portfolio	
<i>CHF million</i>							
<b>Goodwill</b>							
Balance at the beginning of the year	1,281	3,131	44	1,386			5,842
Additions							0
Disposals							0
Impairment							0
Foreign currency translation	77	359	0	90			526
<b>Balance at the end of the year</b>	<b>1,359</b>	<b>3,490</b>	<b>44</b>	<b>1,476</b>			<b>6,368</b>
<b>Intangible assets</b>							
Balance at the beginning of the year	50	267	90	25	15	3	451
Additions/transfers			3		17	(3)	17
Disposals			0				0
Amortization	(4)	(48)	(15)	(8)	(6)		(80)
Impairment	(1)			(1)			(2)
Foreign currency translation	(1)	27	6	1			33
<b>Balance at the end of the year</b>	<b>45</b>	<b>246</b>	<b>84</b>	<b>17</b>	<b>25</b>	<b>0</b>	<b>417</b>

The estimated, aggregated amortization expenses for intangible assets are as follows.

<i>CHF million</i>	Intangible assets
Estimated, aggregated amortization expenses for:	
2015	94
2016	81
2017	61
2018	54
2019	45
2020 and thereafter	62
Not amortized due to indefinite useful life	20
<b>Total</b>	<b>417</b>

**Note 18 Other assets**

CHF million	31.12.14	31.12.13
Prime brokerage receivables <sup>1</sup>	12,534	11,175
Recruitment loans to financial advisors	2,909	2,733
Other loans to financial advisors	372	358
Bail deposit <sup>2</sup>	1,323	0
Accrued interest income	453	433
Accrued income – other	1,009	931
Prepaid expenses	1,027	985
Net defined benefit pension and post-employment assets <sup>3</sup>	0	952
Settlement and clearing accounts	616	466
VAT and other tax receivables	272	410
Properties and other non-current assets held for sale	236	119
Other	2,317	1,665
<b>Total other assets</b>	<b>23,069</b>	<b>20,228</b>

<sup>1</sup> Prime brokerage services include clearance, settlement, custody, financing and portfolio reporting services for corporate clients trading across multiple asset classes. <sup>2</sup> Refer to Item 1 in Note 22b for more information. <sup>3</sup> Refer to Note 28 for more information.

## Balance sheet notes: liabilities

## Note 19 Due to banks and customers

CHF million	31.12.14	31.12.13
Due to banks	10,492	12,862
Due to customers: demand deposits	187,516	178,972
Due to customers: time deposits	52,269	47,326
Due to customers: fiduciary deposits	14,766	21,459
Due to customers: retail savings / deposits	156,427	143,068
Total due to customers	410,979	390,825
Total due to banks and customers	421,471	403,686

## Note 20 Financial liabilities designated at fair value

CHF million	31.12.14	31.12.13
Non-structured fixed-rate bonds	4,488	3,664
Structured debt instruments issued:		
Equity-linked	37,725	32,835
Credit-linked	4,645	6,279
Rates-linked <sup>1</sup>	19,380	14,488
Other	2,138	2,698
Structured over-the-counter debt instruments:		
Equity-linked	2,508	3,478
Other	3,154	4,839
Repurchase agreements	1,167	1,572
Loan commitments and guarantees <sup>2</sup>	93	49
Total	75,297	69,901
of which: own credit on financial liabilities designated at fair value	302	577

<sup>1</sup> Also includes non-structured rates-linked debt instruments issued. <sup>2</sup> Loan commitments recognized as "Financial liabilities designated at fair value" until drawn and recognized as loans. See Note 1a Item 8 for additional information.

As of 31 December 2014, the contractual redemption amount at maturity of *Financial liabilities designated at fair value* through profit or loss was CHF 0.7 billion lower than the carrying value. As of 31 December 2013, the contractual redemption amount at maturity of such liabilities was CHF 0.3 billion higher than the carrying value.

As of 31 December 2014 and 2013, UBS AG had CHF 75,297 million and CHF 69,901 million, respectively, of financial liabilities designated at fair value, comprised of both Swiss franc and non-Swiss franc-denominated fixed-rate and floating-rate debt.

The table on the following page shows the contractual maturity of the carrying value of financial liabilities designated at fair value, split between fixed-rate and floating-rate instruments based on the contractual terms and ignoring any early redemption features. Interest rate ranges for future interest payments related to these financial liabilities designated at fair value have not been included in the table below as a majority of these liabilities are structured products, and therefore the future interest payments are highly dependent upon the embedded derivative and prevailing market conditions at the time each interest payment is made.

→ Refer to Note 27b for maturity information on an undiscounted cash flow basis

**Note 20 Financial liabilities designated at fair value (continued)**

Contractual maturity of carrying value

CHF million, except where indicated	2015	2016	2017	2018	2019	2020–2024	Thereafter	Total 31.12.14	Total 31.12.13
<b>UBS AG</b>									
<b>Non-subordinated debt</b>									
Fixed-rate	2,893	903	2,155	693	526	1,868	3,854	12,891	15,431
Floating-rate	27,755	6,131	5,018	2,350	4,339	3,340	9,711	58,643	49,760
Subtotal	30,648	7,034	7,173	3,043	4,864	5,208	13,565	71,535	65,191
<b>Subsidiaries</b>									
<b>Non-subordinated debt</b>									
Fixed-rate	115	30	69	137	26	234	862	1,473	1,468
Floating-rate	400	217	599	183	215	448	227	2,289	3,242
Subtotal	515	248	668	320	241	682	1,090	3,762	4,710
<b>Total</b>	<b>31,163</b>	<b>7,281</b>	<b>7,841</b>	<b>3,362</b>	<b>5,105</b>	<b>5,890</b>	<b>14,654</b>	<b>75,297</b>	<b>69,901</b>

**Note 21 Debt issued held at amortized cost**

CHF million	31.12.14	31.12.13
Certificates of deposit	16,591	15,811
Commercial paper	4,841	2,961
Other short-term debt	5,931	8,862
<b>Short-term debt</b>	<b>27,363</b>	<b>27,633</b>
Non-structured fixed-rate bonds	24,582	17,417
Covered bonds	13,614	14,341
<b>Subordinated debt</b>	<b>16,123</b>	<b>11,040</b>
of which: Swiss SRB Basel III low-trigger loss-absorbing capital	10,464	4,710
of which: Swiss SRB Basel III phase-out additional tier 1 capital	1,197	1,221
of which: Swiss SRB Basel III phase-out tier 2 capital	4,462	5,107
Debt issued through the central bond institutions of the Swiss regional or cantonal banks	8,029	8,293
Medium-term notes	602	779
Other long-term debt	893	2,083
<b>Long-term debt</b>	<b>63,844</b>	<b>53,953</b>
<b>Total debt issued held at amortized cost<sup>1</sup></b>	<b>91,207</b>	<b>81,586</b>

<sup>1</sup> Net of bifurcated embedded derivatives with a net negative fair value of CHF 25 million as of 31 December 2014 (31 December 2013: net negative fair value of CHF 160 million).

UBS AG uses interest rate and foreign exchange derivatives to manage the risks inherent in certain debt instruments held at amortized cost. In certain cases, UBS AG applies hedge accounting for interest rate risk as discussed in Note 1a item 15 and Note 14. As a result of applying hedge accounting, the carrying value of debt issued increased by CHF 1,703 million and by CHF 1,119 million as of 31 December 2014 and 2013, respectively, reflecting changes in fair value due to interest rate movements.

Subordinated debt are unsecured obligations of UBS AG that are subordinated in right of payment to all other present and future indebtedness and also to certain other obligations of UBS AG. As

of 31 December 2014 and 2013, UBS AG had CHF 16,123 million and CHF 11,040 million, respectively, of subordinated debt, which included CHF 10,464 million and CHF 4,710 million of Swiss SRB Basel III low-trigger loss-absorbing capital as of 31 December 2014 and 2013, respectively. All of the subordinated debt outstanding as of 31 December 2014 pay a fixed rate of interest.

As of 31 December 2014 and 2013, UBS AG had CHF 75,084 million and CHF 70,546 million, respectively, of non-subordinated debt issued held at amortized cost, comprised of both Swiss franc and non-Swiss franc-denominated fixed-rate and floating-rate debt.

Financial information  
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

**Note 21 Debt issued held at amortized cost (continued)**

The table below shows the contractual maturity of the carrying value of debt issued, split between fixed-rate and floating-rate based on the contractual terms and ignoring any early redemption features. UBS AG uses interest rate swaps to hedge the ma-

jority of fixed-rate debt issued, which changes their repricing characteristics into those similar to floating-rate debt.

→ Refer to Note 27b for maturity information on an undiscounted cash flow basis

Contractual maturity dates of carrying value

CHF million, except where indicated	2015	2016	2017	2018	2019	2020–2024	Thereafter	Total 31.12.14	Total 31.12.13
<b>UBS AG</b>									
<b>Non-subordinated debt</b>									
Fixed-rate	22,013	5,457	9,049	6,109	4,965	10,307	1,426	59,327	59,381
Interest rates (range in %)	0–3.9	0–6.4	0–5.9	0.4–6.6	0.5–4.0	0–4.9	0–2.8		
Floating-rate	6,378	1,950	212	0	1,045	0	1,710	11,296	7,988
<b>Subordinated debt</b>									
Fixed-rate	930	1,340	683	0	0	8,483	4,687	16,123	10,805
Interest rates (range in %)	2.4–7.4	3.1–5.9	4.1–7.4			4.8–7.6	4.3–8.8		
Floating-rate	0	0	0	0	0	0	0	0	235
Subtotal	29,321	8,748	9,944	6,109	6,011	18,790	7,823	86,746	78,409
<b>Subsidiaries</b>									
<b>Non-subordinated debt</b>									
Fixed-rate	3,688	600	172	0	0	0	0	4,460	3,175
Interest rates (range in %)	0	0–8.3	0–8.0						
Floating-rate	0	0	0	1	0	0	0	1	1
Subtotal	3,688	600	172	1	0	0	0	4,462	3,177
<b>Total</b>	<b>33,010</b>	<b>9,348</b>	<b>10,117</b>	<b>6,110</b>	<b>6,011</b>	<b>18,790</b>	<b>7,823</b>	<b>91,207</b>	<b>81,586</b>

**Note 22 Provisions and contingent liabilities**

## a) Provisions

CHF million	Operational risks <sup>1</sup>	Litigation, regulatory and similar matters <sup>2</sup>	Restructuring	Loan commitments and guarantees	Real estate	Employee benefits	Other	Total 31.12.14	Total 31.12.13
Balance at the beginning of the year	45	1,622	658	61	157	222	205	2,971	2,536
Additions from acquired companies	0	0	0	0	0	0	0	0	8
Increase in provisions recognized in the income statement	32	2,941	272	1	3	14	43	3,308	2,599
Release of provisions recognized in the income statement	(4)	(395)	(44)	(50)	(4)	(24)	(7)	(528)	(238)
Provisions used in conformity with designated purpose	(26)	(1,286)	(302)	(1)	(20)	(5)	(19)	(1,659)	(1,855)
Capitalized reinstatement costs	0	0	(2)	0	2	0	0	0	5
Reclassifications	0	(2)	0	0	10	0	0	8	21
Foreign currency translation / unwind of discount	2	172	65	3	14	8	2	266	(104)
Balance at the end of the year	50	3,053	647 <sup>3</sup>	23	153 <sup>4</sup>	215 <sup>5</sup>	224	4,366	2,971

<sup>1</sup> Comprises provisions for losses resulting from security risks and transaction processing risks. <sup>2</sup> Comprises provisions for losses resulting from legal, liability and compliance risks. <sup>3</sup> Includes personnel related restructuring provisions of CHF 116 million as of 31 December 2014 (31 December 2013: CHF 104 million) and provisions for onerous lease contracts of CHF 530 million as of 31 December 2014 (31 December 2013: CHF 554 million). <sup>4</sup> Includes reinstatement costs for leasehold improvements of CHF 98 million as of 31 December 2014 (31 December 2013: CHF 95 million) and provisions for onerous lease contracts of CHF 95 million as of 31 December 2014 (31 December 2013: CHF 62 million). <sup>5</sup> Includes provisions for sabbatical and anniversary awards as well as provisions for severance which are not part of restructuring provisions.

Restructuring provisions primarily relate to onerous lease contracts and severance amounts. The utilization of onerous lease provisions is driven by the maturities of the underlying lease contracts, which cover a period of up to 12 years. Severance-related provisions are utilized within a short time period, usually within six months, but potential changes in amount may be triggered when

natural staff attrition reduces the number of people affected by a restructuring and therefore the estimated costs.

Information on provisions and contingent liabilities in respect of litigation, regulatory and similar matters, as a class, is included in Note 22b. There are no material contingent liabilities associated with the other classes of provisions.

## b) Litigation, regulatory and similar matters

UBS operates in a legal and regulatory environment that exposes it to significant litigation and similar risks arising from disputes and regulatory proceedings. As a result, UBS (which for purposes of this note may refer to UBS AG and/or one or more of its subsidiaries, as applicable) is involved in various disputes and legal proceedings, including litigation, arbitration, and regulatory and criminal investigations.

Such matters are subject to many uncertainties and the outcome is often difficult to predict, particularly in the earlier stages of a case. There are also situations where UBS may enter into a settlement agreement. This may occur in order to avoid the expense, management distraction or reputational implications of continuing to contest liability, even for those matters for which UBS believes it should be exonerated. The uncertainties inherent in all such matters affect the amount and timing of any potential outflows for both matters with respect to which provisions have been established and other contingent liabilities. UBS makes provisions for such matters brought against it when, in the opinion of management after seeking legal advice, it is more likely than not that UBS has a present legal or constructive obligation as a result of past events, it is probable that an outflow of resources will be required, and the amount can be reliably estimated. If any of those conditions is not met, such matters result in contingent liabilities. If the amount of an obligation cannot be reliably esti-

mated, a liability exists that is not recognized even if an outflow of resources is probable. Accordingly, no provision is established even if the potential outflow of resources with respect to select matters could be significant.

Specific litigation, regulatory and other matters are described below, including all such matters that management considers to be material and others that management believes to be of significance due to potential financial, reputational and other effects. The amount of damages claimed, the size of a transaction or other information is provided where available and appropriate in order to assist users in considering the magnitude of potential exposures.

In the case of certain matters below, we state that we have established a provision, and for the other matters we make no such statement. When we make this statement and we expect disclosure of the amount of a provision to prejudice seriously our position with other parties in the matter, because it would reveal what UBS believes to be the probable and reliably estimable outflow, we do not disclose that amount. In some cases we are subject to confidentiality obligations that preclude such disclosure. With respect to the matters for which we do not state whether we have established a provision, either (a) we have not established a provision, in which case the matter is treated as a contingent liability under the applicable accounting standard or (b) we have established a provision but expect disclosure of that fact to

**Note 22 Provisions and contingent liabilities (continued)**

prejudice seriously our position with other parties in the matter because it would reveal the fact that UBS believes an outflow of resources to be probable and reliably estimable.

With respect to certain litigation, regulatory and similar matters for which we have established provisions, we are able to estimate the expected timing of outflows. However, the aggregate amount of the expected outflows for those matters for which we are able to estimate expected timing is immaterial relative to our current and expected levels of liquidity over the relevant time periods.

The aggregate amount provisioned for litigation, regulatory and similar matters as a class is disclosed in Note 22a above. It is not practicable to provide an aggregate estimate of liability for our litigation, regulatory and similar matters as a class of contingent liabilities. Doing so would require us to provide speculative legal assessments as to claims and proceedings that involve unique fact patterns or novel legal theories, which have not yet been initiated or are at early stages of adjudication, or as to which alleged damages have not been quantified by the claimants. Although we therefore cannot provide a numerical estimate of the future losses that could arise from the class of litigation, regulatory and similar matters, we believe that the aggregate amount of possible future losses from this class that are more than remote substantially exceeds the level of current provisions. Litigation, regulatory and similar matters may also result in non-monetary penalties and consequences. Among other things, the non-prose-

cution agreement (NPA) described in paragraph 7 of this note, which we entered into with the US Department of Justice, Criminal Division, Fraud Section (DOJ) in connection with our submissions of benchmark interest rates, including among others the British Bankers' Association London Interbank Offered Rate (LIBOR), may be terminated by the DOJ if we commit any US crime or otherwise fail to comply with the NPA, and the DOJ may obtain a criminal conviction of UBS in relation to the matters covered by the NPA. See paragraph 7 of this note for a description of the NPA. A guilty plea to, or conviction of, a crime (including as a result of termination of the NPA) could have material consequences for UBS. Resolution of regulatory proceedings may require us to obtain waivers of regulatory disqualifications to maintain certain operations, may entitle regulatory authorities to limit, suspend or terminate licenses and regulatory authorizations and may permit financial market utilities to limit, suspend or terminate our participation in such utilities. Failure to obtain such waivers, or any limitation, suspension or termination of licenses, authorizations or participations, could have material consequences for UBS.

The risk of loss associated with litigation, regulatory and similar matters is a component of operational risk for purposes of determining our capital requirements. Information concerning our capital requirements and the calculation of operational risk for this purpose is included in the "Capital management" section of this report.

Provisions for litigation, regulatory and similar matters by segment<sup>1</sup>

CHF million	Wealth Management	Wealth Management Americas	Retail & Corporate	Global Asset Management	Investment Bank	Corporate Center – Core Functions	Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio	Total 31.12.14	Total 31.12.13
Balance at the beginning of the year	165	56	82	3	22	488	808	1,622	1,432
Additions from acquired companies	0	0	0	0	0	0	0	0	8
Increase in provisions recognized in the income statement	409	196	59	55	1,861	17	344	2,941	1,788
Release of provisions recognized in the income statement	(15)	(27)	0	0	(5)	(201)	(147)	(395)	(93)
Provisions used in conformity with designated purpose	(374)	(36)	(49)	(5)	(649)	0	(173)	(1,286)	(1,417)
Reclassifications	0	0	0	0	(4)	0	2	(2)	(6)
Foreign currency translation / unwind of discount	3	20	0	1	33	8	107	172	(89)
Balance at the end of the year	188	209	92	53	1,258	312	941	3,053	1,622

<sup>1</sup> Provisions, if any, for the matters described in (a) Item 4 of this Note 22b are recorded in Wealth Management, (b) Item 6 of this Note 22b are recorded in Wealth Management Americas, (c) Items 10 and 11 of this Note 22b are recorded in the Investment Bank, (d) Items 3 and 9 of this Note 22b are recorded in Corporate Center – Core Functions and (e) Items 2 and 5 of this Note 22b are recorded in Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio. Provisions, if any, for the matters described in Items 1 and 8 of this Note 22b are allocated between Wealth Management and Retail & Corporate, and provisions for the matter described in Item 7 of this Note 22b are allocated between the Investment Bank and Corporate Center – Core Functions.

**Note 22 Provisions and contingent liabilities (continued)**

1. Inquiries regarding cross-border wealth management businesses  
Tax and regulatory authorities in a number of countries have made inquiries, served requests for information or examined employees located in their respective jurisdictions relating to the cross-border wealth management services provided by UBS and other financial institutions. It is possible that implementation of automatic tax information exchange and other measures relating to cross-border provision of financial services could give rise to further inquiries in the future.

As a result of investigations in France, in May and June 2013, respectively, UBS (France) S.A. and UBS AG were put under formal examination ("*mise en examen*") for complicity in having illicitly solicited clients on French territory, and were declared witness with legal assistance ("*témoïn assisté*") regarding the laundering of proceeds of tax fraud and of banking and financial solicitation by unauthorized persons. In July 2014, UBS AG was placed under formal examination with respect to the potential charges of laundering of proceeds of tax fraud, for which it had been previously declared witness with legal assistance, and the investigating judges ordered UBS to provide bail ("*caution*") of EUR 1.1 billion. UBS appealed the determination of the bail amount, but both the appeal court ("*Cour d'Appel*") and the French Supreme Court ("*Cour de Cassation*") upheld the bail amount and rejected the appeal in full in late 2014. UBS intends to challenge the judicial process in the European Court of Human Rights. UBS (France) S.A. and UBS AG are summoned to appear in March 2015. In addition, the investigating judges have issued arrest warrants against three Swiss-based former employees of UBS who did not appear when summoned by the investigating judge. Separately, in June 2013, the French banking supervisory authority's disciplinary commission reprimanded UBS (France) S.A. for having had insufficiencies in its control and compliance framework around its cross-border activities and

"know your customer" obligations. It imposed a penalty of EUR 10 million, which was paid.

In January 2015, we received inquiries from the US Attorney's Office for the Eastern District of New York and from the US Securities and Exchange Commission (SEC), which are investigating potential sales to US persons of bearer bonds and other unregistered securities in possible violation of the Tax Equity and Fiscal Responsibility Act of 1982 (TEFRA) and the registration requirements of the US securities laws. We are cooperating with the authorities in these investigations.

Our balance sheet at 31 December 2014 reflected provisions with respect to matters described in this item 1 in an amount that UBS believes to be appropriate under the applicable accounting standard. As in the case of other matters for which we have established provisions, the future outflow of resources in respect of such matters cannot be determined with certainty based on currently available information, and accordingly may ultimately prove to be substantially greater (or may be less) than the provision that we have recognized.

2. Claims related to sales of residential mortgage-backed securities and mortgages

From 2002 through 2007, prior to the crisis in the US residential loan market, UBS was a substantial issuer and underwriter of US residential mortgage-backed securities (RMBS) and was a purchaser and seller of US residential mortgages. A subsidiary of UBS, UBS Real Estate Securities Inc. (UBS RESI), acquired pools of residential mortgage loans from originators and (through an affiliate) deposited them into securitization trusts. In this manner, from 2004 through 2007, UBS RESI sponsored approximately USD 80 billion in RMBS, based on the original principal balances of the securities issued.

Loan repurchase demands by year received – original principal balance of loans<sup>1</sup>

USD million	2006–2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015, through 5 March	Total
<b>Resolved demands</b>									
Actual or agreed loan repurchases / make whole payments by UBS	12	1							13
Demands rescinded by counterparty	110	104	19	303	237				773
Demands resolved in litigation	1	21							21
<b>Demands expected to be resolved by third parties</b>									
Demands resolved or expected to be resolved through enforcement of indemnification rights against third-party originators		77	2	45	107	99	72		403
<b>Demands in dispute</b>									
Demands in litigation			346	732	1,041				2,118
Demands in review by UBS				2					3
Demands rebutted by UBS but not yet rescinded by counterparty		1	2	1	18	519	260		801
<b>Total</b>	<b>122</b>	<b>205</b>	<b>368</b>	<b>1,084</b>	<b>1,404</b>	<b>618</b>	<b>332</b>	<b>0</b>	<b>4,133</b>

<sup>1</sup> Loans submitted by multiple counterparties are counted only once.



**Note 22 Provisions and contingent liabilities (continued)**

UBS RESI also sold pools of loans acquired from originators to third-party purchasers. These whole loan sales during the period 2004 through 2007 totaled approximately USD 19 billion in original principal balance.

We were not a significant originator of US residential loans. A subsidiary of UBS originated approximately USD 1.5 billion in US residential mortgage loans during the period in which it was active from 2006 to 2008, and securitized less than half of these loans.

*RMBS-related lawsuits concerning disclosures:* UBS is named as a defendant relating to its role as underwriter and issuer of RMBS in a large number of lawsuits related to approximately USD 10 billion in original face amount of RMBS underwritten or issued by UBS. Of the USD 10 billion in original face amount of RMBS that remains at issue in these cases, approximately USD 3 billion was issued in offerings in which a UBS subsidiary transferred underlying loans (the majority of which were purchased from third-party originators) into a securitization trust and made representations and warranties about those loans (UBS-sponsored RMBS). The remaining USD 7 billion of RMBS to which these cases relate was issued by third parties in securitizations in which UBS acted as underwriter (third-party RMBS).

In connection with certain of these lawsuits, UBS has indemnification rights against surviving third-party issuers or originators for losses or liabilities incurred by UBS, but UBS cannot predict the extent to which it will succeed in enforcing those rights. A class action in which UBS was named as a defendant was settled by a third-party issuer and received final approval by the district court in 2013. The settlement reduced the original face amount of third-party RMBS at issue in the cases pending against UBS by approximately USD 24 billion. The third-party issuer will fund the settlement at no cost to UBS. In January 2014, certain objectors to the settlement filed a notice of appeal from the district court's approval of the settlement.

UBS is also named as a defendant in several cases asserting fraud and other claims brought by entities that purchased collateralized debt obligations that had RMBS exposure and that were arranged or sold by UBS.

UBS is a defendant in two lawsuits brought by the National Credit Union Administration (NCUA), as conservator for certain failed credit unions, asserting misstatements and omissions in the

offering documents for RMBS purchased by the credit unions. Both lawsuits were filed in US District Courts, one in the District of Kansas and the other in the Southern District of New York (Southern District of New York). The Kansas court partially granted UBS's motion to dismiss in 2013 and held that the NCUA's claims for ten of the 22 RMBS certificates on which it had sued were time-barred. As a result, the original principal balance at issue in that case was reduced from USD 1.15 billion to approximately USD 413 million. The original principal balance at issue in the Southern District of New York case is approximately USD 402 million. In March 2015, the US Court of Appeals for the Tenth Circuit issued a ruling in a similar case filed by the NCUA against Barclays Capital, Inc. and others that substantially endorsed the Kansas Court's reasoning in dismissing certain of the NCUA's claims as time-barred. However, the Tenth Circuit nevertheless held that the NCUA's claims against Barclays could proceed because Barclays had contractually agreed not to assert certain statute of limitations defenses against the NCUA. UBS is evaluating the Tenth Circuit's ruling and assessing the potential impact of the decision on the NCUA's dismissed claims against UBS.

*Loan repurchase demands related to sales of mortgages and RMBS:* When UBS acted as an RMBS sponsor or mortgage seller, we generally made certain representations relating to the characteristics of the underlying loans. In the event of a material breach of these representations, we were in certain circumstances contractually obligated to repurchase the loans to which they related or to indemnify certain parties against losses. UBS has received demands to repurchase US residential mortgage loans as to which UBS made certain representations at the time the loans were transferred to the securitization trust. We have been notified by certain institutional purchasers of mortgage loans and RMBS of their contention that possible breaches of representations may entitle the purchasers to require that UBS repurchase the loans or to other relief. The table "Loan repurchase demands by year received – original principal balance of loans" summarizes repurchase demands received by UBS and UBS's repurchase activity from 2006 through 5 March 2015. In the table, repurchase demands characterized as Demands resolved in litigation and Demands rescinded by counterparty are considered to be finally resolved. Repurchase demands in all other categories are not finally resolved.

## Provision for claims related to sales of residential mortgage-backed securities and mortgages

USD million	31.12.14	31.12.13
Balance at the beginning of the year	817	668
Increase in provision recognized in the income statement	239	1,359
Release of provision recognized in the income statement	(120)	(1)
Provision used in conformity with designated purpose	(87)	(1,208)
<b>Balance at the end of the year</b>	<b>849</b>	<b>817</b>

**Note 22 Provisions and contingent liabilities (continued)**

Payments that UBS has made to date to resolve repurchase demands equate to approximately 62% of the original principal balance of the related loans. Most of the payments that UBS has made to date have related to so-called "Option ARM" loans; severity rates may vary for other types of loans with different characteristics. Losses upon repurchase would typically reflect the estimated value of the loans in question at the time of repurchase, as well as, in some cases, partial repayment by the borrowers or advances by servicers prior to repurchase.

In most instances in which we would be required to repurchase loans due to misrepresentations, we would be able to assert demands against third-party loan originators who provided representations when selling the related loans to UBS. However, many of these third parties are insolvent or no longer exist. We estimate that, of the total original principal balance of loans sold or securitized by UBS from 2004 through 2007, less than 50% was purchased from surviving third-party originators. In connection with approximately 60% of the loans (by original principal balance) for which UBS has made payment or agreed to make payment in response to demands received in 2010, UBS has asserted indemnity or repurchase demands against originators. Since 2011, UBS has advised certain surviving originators of repurchase demands made against UBS for which UBS would be entitled to indemnity, and has asserted that such demands should be resolved directly by the originator and the party making the demand.

We cannot reliably estimate the level of future repurchase demands, and do not know whether our rebuttals of such demands will be a good predictor of future rates of rebuttal. We also cannot reliably estimate the timing of any such demands.

*Lawsuits related to contractual representations and warranties concerning mortgages and RMBS:* In 2012, certain RMBS trusts filed an action (Trustee Suit) in the Southern District of New York seeking to enforce UBS RESI's obligation to repurchase loans in the collateral pools for three RMBS securitizations (Transactions) with an original principal balance of approximately USD 2 billion for which Assured Guaranty Municipal Corp. (Assured Guaranty), a financial guaranty insurance company, had previously demanded repurchase. In January 2015, the court rejected plaintiffs' efforts to seek damages for all loans purportedly in breach of representations and warranties in any of the three Transactions and limited plaintiffs to pursuing claims based solely on alleged breaches of loans identified in the complaint or other breaches that plaintiffs can establish were independently discovered by UBS. On 25 February 2015, the court denied plaintiffs' motion seeking reconsideration of its ruling. With respect to the loans subject to the Trustee Suit that were originated by institutions still in existence, UBS intends to enforce its indemnity rights against those institutions. Related litigation brought by Assured Guaranty was resolved in 2013.

In 2012, the Federal Housing Finance Agency, on behalf of Freddie Mac, filed a notice and summons in New York Supreme Court initiating suit against UBS RESI for breach of contract and declaratory relief arising from alleged breaches of representations and warranties in connection with certain mortgage loans and UBS RESI's alleged failure to repurchase such mortgage loans. The lawsuit seeks, among other relief, specific performance of UBS RESI's alleged loan repurchase obligations for at least USD 94 million in original principal balance of loans for which Freddie Mac had previously demanded repurchase; no damages are specified. In 2013, the Court dismissed the complaint for lack of standing, on the basis that only the RMBS trustee could assert the claims in the complaint, and the complaint was unclear as to whether the trustee was the plaintiff and had proper authority to bring suit. The trustee subsequently filed an amended complaint, which UBS moved to dismiss. The motion remains pending.

In 2013, Residential Funding Company LLC (RFC) filed a complaint in New York Supreme Court against UBS RESI asserting claims for breach of contract and indemnification in connection with loans purchased from UBS RESI with an original principal balance of at least USD 460 million that were securitized by an RFC affiliate. This is the first case filed against UBS seeking damages allegedly arising from the securitization of whole loans purchased from UBS. Damages are unspecified.

We also have tolling agreements with certain institutional purchasers of RMBS concerning their potential claims related to substantial purchases of UBS-sponsored or third-party RMBS.

As reflected in the table "Provision for claims related to sales of residential mortgage-backed securities and mortgages," our balance sheet at 31 December 2014 reflected a provision of USD 849 million with respect to matters described in this item 2. As in the case of other matters for which we have established provisions, the future outflow of resources in respect of this matter cannot be determined with certainty based on currently available information, and accordingly may ultimately prove to be substantially greater (or may be less) than the provision that we have recognized.

*Mortgage-related regulatory matters:* In August 2014, UBS received a subpoena from the US Attorney's Office for the Eastern District of New York issued pursuant to the Financial Institutions Reform, Recovery and Enforcement Act of 1989 (FIRREA), which seeks documents and information related to UBS's RMBS business from 2005 through 2007. UBS has also been responding to a subpoena from the New York State Attorney General (NYAG) relating to its RMBS business. In addition, UBS has also been responding to inquiries from both the Special Inspector General for the Troubled Asset Relief Program (SIGTARP) (who is working in conjunction with the US Attorney's Office for Connecticut and the DOJ) and the SEC relating to trading practices in connection with purchases and sales of mortgage-backed securities in the

**Note 22 Provisions and contingent liabilities (continued)**

secondary market from 2009 through the present. We are cooperating with the authorities in these matters. Numerous other banks reportedly are responding to similar inquiries from these authorities.

**3. Claims related to UBS disclosure**

In 2012, a consolidated complaint was filed in a putative securities fraud class action pending in federal court in Manhattan against UBS AG and certain of its current and former officers relating to the unauthorized trading incident that occurred in the Investment Bank and was announced in September 2011. The lawsuit was filed on behalf of parties who purchased publicly traded UBS securities on any US exchange, or where title passed within the US, during the period 17 November 2009 through 15 September 2011. In 2013, the district court granted UBS's motion to dismiss the complaint in its entirety, from which plaintiffs filed an appeal. In 2015, the appellate court affirmed the district court's dismissal of the action.

**4. Madoff**

In relation to the Bernard L. Madoff Investment Securities LLC (BMIS) investment fraud, UBS AG, UBS (Luxembourg) SA and certain other UBS subsidiaries have been subject to inquiries by a number of regulators, including the Swiss Financial Market Supervisory Authority (FINMA) and the Luxembourg Commission de Surveillance du Secteur Financier (CSSF). Those inquiries concerned two third-party funds established under Luxembourg law, substantially all assets of which were with BMIS, as well as certain funds established in offshore jurisdictions with either direct or indirect exposure to BMIS. These funds now face severe losses, and the Luxembourg funds are in liquidation. The last reported net asset value of the two Luxembourg funds before revelation of the Madoff scheme was approximately USD 1.7 billion in the aggregate, although that figure likely includes fictitious profit reported by BMIS. The documentation establishing both funds identifies UBS entities in various roles including custodian, administrator, manager, distributor and promoter, and indicates that UBS employees serve as board members. UBS (Luxembourg) SA and certain other UBS subsidiaries are responding to inquiries by Luxembourg investigating authorities, without however being named as parties in those investigations. In 2009 and 2010, the liquidators of the two Luxembourg funds filed claims on behalf of the funds against UBS entities, non-UBS entities and certain individuals including current and former UBS employees. The amounts claimed are approximately EUR 890 million and EUR 305 million, respectively. The liquidators have filed supplementary claims for amounts that the funds may possibly be held liable to pay the BMIS Trustee. These amounts claimed by the liquidator are approximately EUR 564 million and EUR 370 million, respectively. In addition, a large number of alleged beneficiaries have filed claims against UBS entities (and non-UBS entities) for purported losses relating to the Madoff scheme. The majority of these cases are pending in Lux-

embourg, where appeals were filed by the claimants against the 2010 decisions of the court in which the claims in a number of test cases were held to be inadmissible. In the US, the BMIS Trustee filed claims in 2010 against UBS entities, among others, in relation to the two Luxembourg funds and one of the offshore funds. The total amount claimed against all defendants in these actions was not less than USD 2 billion. Following a motion by UBS, in 2011, the US District Court for the Southern District of New York dismissed all of the BMIS Trustee's claims other than claims for recovery of fraudulent conveyances and preference payments that were allegedly transferred to UBS on the ground that the BMIS Trustee lacks standing to bring such claims. In 2013, the Second Circuit affirmed the District Court's decision and, in June 2014, the US Supreme Court denied the BMIS Trustee's petition seeking review of the Second Circuit ruling. In December 2014, several claims, including a purported class action, were filed in the US by BMIS customers against UBS entities, asserting claims similar to the ones made by the BMIS Trustee, seeking unspecified damages. In Germany, certain clients of UBS are exposed to Madoff-managed positions through third-party funds and funds administered by UBS entities in Germany. A small number of claims have been filed with respect to such funds. In January 2015, a court of appeal reversed a lower court decision in favor of UBS in one such case and ordered UBS to pay EUR 49 million, plus interest. UBS has filed an application for leave to appeal the decision.

**5. Kommunale Wasserwerke Leipzig GmbH (KWL)**

In 2006, KWL entered into a single-tranche collateralized debt obligation/credit default swap (STCDO/CDS) transaction with UBS, with latter legs being intermediated in 2006 and 2007 by Landesbank Baden-Württemberg (LBBW) and Depfa Bank plc (Depfa). KWL retained UBS Global Asset Management to act as portfolio manager under the STCDO/CDS. UBS and the intermediating banks terminated the STCDO/CDS following non-payment by KWL under the STCDOs. UBS claimed payment of approximately USD 319.8 million, plus interest, from KWL, Depfa and LBBW.

In 2010, UBS (UBS AG, UBS Limited and UBS Global AM) issued proceedings in the English High Court against KWL, Depfa and LBBW seeking declarations and/or to enforce the terms of the STCDO/CDS contracts, and each of KWL, Depfa and LBBW filed counterclaims. Judgment was given in November 2014, following a three-month trial. The Court ruled that UBS cannot enforce the STCDO/CDS entered into with KWL, LBBW or Depfa, which have been rescinded, granted the fraudulent misrepresentation claims of LBBW and Depfa against UBS, and ruled that UBS Global Asset Management breached its duty in the management of the underlying portfolios. The Court dismissed KWL's monetary counterclaim against UBS. The majority of the premiums paid to KWL and the fees paid to LBBW and Depfa under the transactions have been returned to UBS and UBS has returned monies received under the transaction from Depfa. UBS has been ordered to pay part of the

**Note 22 Provisions and contingent liabilities (continued)**

other parties' costs in the proceedings. The Court of Appeal has denied UBS's application for permission to appeal the judgment on written submission. UBS has requested an oral hearing to reconsider the refusal of its application.

In separate proceedings brought by KWL against LBBW in Leipzig, Germany, the court ruled in LBBW's favor in June 2013 and upheld the validity of the STCDO as between LBBW and KWL. KWL has appealed against that ruling and, in December 2014, the appeal court stayed the appeal proceedings following the judgment and UBS's request for permission to appeal in the proceedings in England. KWL and LBBW have been given permission by the English trial judge to make applications to recover their costs in the German proceedings as damages from UBS in the English proceedings after the German proceedings conclude.

In 2011 and 2013, the former managing director of KWL and two financial advisers were convicted in Germany on criminal charges related to certain KWL transactions, including swap transactions with UBS. All three have lodged appeals.

Since 2011, the SEC has been conducting an investigation focused on, among other things, the suitability of the KWL transaction, and information provided by UBS to KWL. UBS has provided documents and testimony to the SEC and is continuing to cooperate with the SEC.

Our balance sheet at 31 December 2014 reflected provisions with respect to matters described in this item 5 in an amount that UBS believes to be appropriate under the applicable accounting standard. As in the case of other matters for which we have established provisions, the future outflow of resources in respect of such matters cannot be determined with certainty based on currently available information, and accordingly may ultimately prove to be substantially greater (or may be less) than the provision that we have recognized.

**6. Puerto Rico**

Declines since August 2013 in the market prices of Puerto Rico municipal bonds and of closed-end funds (the funds) that are sole-managed and co-managed by UBS Trust Co. of Puerto Rico and distributed by UBS Financial Services Inc. of Puerto Rico (UBS PR) have led to multiple regulatory inquiries, as well as customer complaints and arbitrations with aggregate claimed damages exceeding USD 1.1 billion. The claims are filed by clients in Puerto Rico who own the funds or Puerto Rico municipal bonds and/or who used their UBS account assets as collateral for UBS non-purpose loans; customer complaint and arbitration allegations include fraud, misrepresentation and unsuitability of the funds and of the loans. A shareholder derivative action also was filed in February 2014 against various UBS entities and current and certain former directors of the funds, alleging hundreds of millions in losses in the funds. In May 2014, a federal class action complaint was filed against various UBS entities, certain members of UBS PR senior management, and the co-manager of certain of the funds

seeking damages for investor losses in the funds during the period from May 2008 through May 2014.

An internal review also disclosed that certain clients, many of whom acted at the recommendation of one financial advisor, invested proceeds of non-purpose loans in closed-end fund securities in contravention of their loan agreements.

In October 2014 UBS reached a settlement with the Office of the Commissioner of Financial Institutions for the Commonwealth of Puerto Rico (OCFI) in connection with OCFI's examination of UBS's operations from January 2006 through September 2013. Pursuant to the settlement, UBS contributed USD 3.5 million to an investor education fund, offered USD 1.68 million in restitution to certain investors and, among other things, committed to undertake an additional review of certain client accounts to determine if additional restitution would be appropriate.

In 2011, a purported derivative action was filed on behalf of the Employee Retirement System of the Commonwealth of Puerto Rico (System) against over 40 defendants, including UBS PR and other consultants and underwriters, trustees of the System, and the President and Board of the Government Development Bank of Puerto Rico. The plaintiffs alleged that defendants violated their purported fiduciary duties and contractual obligations in connection with the issuance and underwriting of approximately USD 3 billion of bonds by the System in 2008 and sought damages of over USD 800 million. UBS is named in connection with its underwriting and consulting services. In 2013, the case was dismissed by the Puerto Rico Court of First Instance on the grounds that plaintiffs did not have standing to bring the claim. That dismissal was subsequently overturned by the Puerto Rico Court of Appeals. UBS's petitions for appeal and reconsideration have been denied by the Supreme Court of Puerto Rico.

Also, in 2013, an SEC Administrative Law Judge dismissed a case brought by the SEC against two UBS executives, finding no violations. The charges had stemmed from the SEC's investigation of UBS's sale of closed-end funds in 2008 and 2009, which UBS settled in 2012. Beginning in 2012 two federal class action complaints, which were subsequently consolidated, were filed against various UBS entities, certain of the funds, and certain members of UBS PR senior management, seeking damages for investor losses in the funds during the period from January 2008 through May 2012 based on allegations similar to those in the SEC action. Plaintiffs in that action and the federal class action filed in May 2014 described above are now seeking to have those two actions consolidated.

Our balance sheet at 31 December 2014 reflected provisions with respect to matters described in this item 6 in amounts that UBS believes to be appropriate under the applicable accounting standard. As in the case of other matters for which we have established provisions, the future outflow of resources in respect of such matters cannot be determined with certainty based on currently available information, and accordingly may ultimately prove to be substantially greater (or may be less) than the provisions that we have recognized.

**Note 22 Provisions and contingent liabilities (continued)**

## 7. Foreign exchange, LIBOR, and benchmark rates

*Foreign exchange-related regulatory matters:* Following an initial media report in 2013 of widespread irregularities in the foreign exchange markets, UBS immediately commenced an internal review of its foreign exchange business, which includes our precious metals and related structured products businesses. Since then, various authorities have commenced investigations concerning possible manipulation of foreign exchange markets, including FINMA, the Swiss Competition Commission (WEKO), the DOJ, the US Commodity Futures Trading Commission (CFTC), the Federal Reserve Board, the UK Financial Conduct Authority (FCA) (to which certain responsibilities of the UK Financial Services Authority (FSA) have passed), the UK Serious Fraud Office (SFO), the Australian Securities and Investments Commission (ASIC) and the Hong Kong Monetary Authority (HKMA). WEKO stated in March 2014 that it had reason to believe that certain banks may have colluded to manipulate foreign exchange rates. A number of authorities also reportedly are investigating potential manipulation of precious metals prices. UBS and other financial institutions have received requests from various authorities relating to their foreign exchange businesses, and UBS is cooperating with the authorities. UBS has taken and will take appropriate action with respect to certain personnel as a result of its ongoing review.

In November 2014, UBS reached settlements with the FCA and the CFTC in connection with their foreign exchange investigations, and FINMA issued an order concluding its formal proceedings with respect to UBS relating to its foreign exchange and precious metals businesses. UBS has paid a total of approximately CHF 774 million to these authorities, including GBP 234 million in fines to the FCA, USD 290 million in fines to the CFTC, and CHF 134 million to FINMA representing confiscation of costs avoided and profits. The conduct described in the settlements and the FINMA order includes certain UBS personnel: engaging in efforts, alone or in cooperation/collusion with traders at other banks, to manipulate FX benchmark rates involving multiple currencies, attempts to trigger client stop-loss orders for the benefit of the bank, and inappropriate sharing of confidential client information. We have ongoing obligations to cooperate with these authorities and to undertake certain remediation, including actions to improve processes and controls and requirements imposed by FINMA to apply compensation restrictions for certain employees and to automate at least 95% of our global foreign exchange and precious metals trading by 31 December 2016. Investigations by numerous authorities, including the DOJ, the Federal Reserve Board and the CFTC, remain ongoing notwithstanding these resolutions.

In December 2014, the HKMA announced the conclusion of its investigation into foreign exchange trading operations of banks in Hong Kong. The HKMA found no evidence of collusion among the banks or of manipulation of foreign exchange benchmark rates in Hong Kong. The HKMA also found that banks had internal control deficiencies with respect to their foreign exchange trading operations.

Some other investigating authorities have initiated discussions of possible terms of a resolution of their investigations. Resolutions may include findings that UBS engaged in attempted or actual misconduct and failed to have controls in relation to its foreign exchange business that were adequate to prevent misconduct. Authorities may impose material monetary penalties, require remedial action plans or impose other non-monetary penalties. In connection with discussions of a possible resolution of investigations relating to our foreign exchange business with the Antitrust and Criminal Divisions of the DOJ, UBS and the DOJ have extended the term of the NPA by one year to 18 December 2015. No agreement has been reached on the form of a resolution with the Antitrust or Criminal Divisions of the DOJ. It is possible that other investigating authorities may seek to commence discussions of potential resolutions in the near future. We are not able to predict whether any such discussion will result in a resolution of these matters, whether any resolution will be on terms similar to those described above, or the monetary, remedial and other terms on which any such resolution may be achieved.

*Foreign exchange-related civil litigation:* Putative class actions have been filed since November 2013 in US federal courts against UBS and other banks. These actions are on behalf of putative classes of persons who engaged in foreign currency transactions with any of the defendant banks. They allege collusion by the defendants and assert claims under the antitrust laws and for unjust enrichment. In March 2015, UBS entered into a settlement agreement to resolve those actions. The settlement, which is subject to court approval, requires among other things that UBS pay USD 135 million and provide cooperation to the settlement class. In January 2015, UBS was added to an ongoing putative class action against other banks in federal court in New York on behalf of a putative class of persons that transacted in physical silver or a silver financial instrument priced, benchmarked, and/or settled to the London silver fix at any time from January 1, 1999 to an unspecified date. The complaint asserts claims under the antitrust laws and the Commodity Exchange Act and for unjust enrichment. In February 2015, a putative class action was filed in federal court in New York against UBS and other banks on behalf of a putative class of persons who entered into any standardized FX futures contracts and options on FX futures contracts on an exchange since January 1, 2008. The complaint asserts claims under the Commodity Exchange Act and the antitrust laws.

*LIBOR and other benchmark-related regulatory matters:* Numerous government agencies, including the SEC, the CFTC, the DOJ, the FCA, the SFO, the Monetary Authority of Singapore (MAS), the HKMA, FINMA, the various state attorneys general in the US, and competition authorities in various jurisdictions have conducted or are continuing to conduct investigations regarding submissions with respect to LIBOR and other benchmark rates, including HIBOR (Hong Kong Interbank Offered Rate) and ISDAFIX, a benchmark rate used for various interest rate derivatives and

**Note 22 Provisions and contingent liabilities (continued)**

other financial instruments. These investigations focus on whether there were improper attempts by UBS (among others), either acting on our own or together with others, to manipulate LIBOR and other benchmark rates at certain times.

In 2012, UBS reached settlements with the FSA, the CFTC and the Criminal Division of the DOJ in connection with their investigations of benchmark interest rates. At the same time FINMA issued an order concluding its formal proceedings with respect to UBS relating to benchmark interest rates. UBS has paid a total of approximately CHF 1.4 billion in fines and disgorgement – including GBP 160 million in fines to the FSA, USD 700 million in fines to the CFTC, USD 500 million in fines to the DOJ, and CHF 59 million in disgorgement to FINMA. UBS Securities Japan Co. Ltd. (UBSSJ) entered into a plea agreement with the DOJ under which it entered a plea to one count of wire fraud relating to the manipulation of certain benchmark interest rates, including Yen LIBOR. UBS entered into an NPA with the DOJ, which (along with the plea agreement) covered conduct beyond the scope of the conditional leniency/immunity grants described below, required UBS to pay the USD 500 million fine to DOJ after the sentencing of UBSSJ, and provided that any criminal penalties imposed on UBSSJ at sentencing be deducted from the USD 500 million fine. The conduct described in the various settlements and the FINMA order includes certain UBS personnel: engaging in efforts to manipulate submissions for certain benchmark rates to benefit trading positions; colluding with employees at other banks and cash brokers to influence certain benchmark rates to benefit their trading positions; and giving inappropriate directions to UBS submitters that were in part motivated by a desire to avoid unfair and negative market and media perceptions during the financial crisis. The benchmark interest rates encompassed by one or more of these resolutions include Yen LIBOR, GBP LIBOR, CHF LIBOR, Euro LIBOR, USD LIBOR, EURIBOR (Euro Interbank Offered Rate) and Euroyen TIBOR (Tokyo Interbank Offered Rate). We have ongoing obligations to cooperate with authorities with which we have reached resolutions and to undertake certain remediation with respect to benchmark interest rate submissions. In addition, under the NPA, we have agreed, among other things, that for two years from 18 December 2012 UBS would not commit any US crime, and we would advise DOJ of any potentially criminal conduct by UBS or any of its employees relating to violations of US laws concerning fraud or securities and commodities markets. As noted above, the term of the NPA has been extended by one year to 18 December 2015. Any failure to comply with these obligations could result in termination of the NPA and potential criminal prosecution in relation to the matters covered by the NPA. The MAS, HKMA, ASIC and the Japan Financial Services Agency have all resolved investigations of UBS (and in some cases other banks). The orders or undertakings in connection with these investigations generally require UBS to take remedial actions to improve its processes and controls, impose monetary

penalties or other measures. Investigations by the CFTC, ASIC and other governmental authorities remain ongoing notwithstanding these resolutions. In October 2014, UBS reached a settlement with the European Commission (EC) regarding its investigation of bid-ask spreads in connection with Swiss franc interest rate derivatives and has paid a EUR 12.7 million fine, which was reduced to this level based in part on UBS's cooperation with the EC.

UBS has been granted conditional leniency or conditional immunity from authorities in certain jurisdictions, including the Antitrust Division of the DOJ, WEKO and the EC, in connection with potential antitrust or competition law violations related to submissions for Yen LIBOR and Euroyen TIBOR. WEKO has also granted UBS conditional immunity in connection with potential competition law violations related to submissions for Swiss franc LIBOR and certain transactions related to Swiss franc LIBOR. The Canadian Competition Bureau (Bureau) had granted UBS conditional immunity in connection with potential competition law violations related to submissions for Yen LIBOR, but in January 2014, the Bureau discontinued its investigation into Yen LIBOR for lack of sufficient evidence to justify prosecution under applicable laws. As a result of these conditional grants, we will not be subject to prosecutions, fines or other sanctions for antitrust or competition law violations in the jurisdictions where we have conditional immunity or leniency in connection with the matters covered by the conditional grants, subject to our continuing cooperation. However, the conditional leniency and conditional immunity grants we have received do not bar government agencies from asserting other claims and imposing sanctions against us, as evidenced by the settlements and ongoing investigations referred to above. In addition, as a result of the conditional leniency agreement with the DOJ, we are eligible for a limit on liability to actual rather than treble damages were damages to be awarded in any civil antitrust action under US law based on conduct covered by the agreement and for relief from potential joint and several liability in connection with such civil antitrust action, subject to our satisfying the DOJ and the court presiding over the civil litigation of our cooperation. The conditional leniency and conditional immunity grants do not otherwise affect the ability of private parties to assert civil claims against us.

*LIBOR and other benchmark-related civil litigation:* A number of putative class actions and other actions are pending in, or expected to be transferred to, the federal courts in New York against UBS and numerous other banks on behalf of parties who transacted in certain interest rate benchmark-based derivatives linked directly or indirectly to US dollar LIBOR, Yen LIBOR, Euroyen TIBOR, EURIBOR and US Dollar ISDAFIX. Also pending are actions asserting losses related to various products whose interest rate was linked to US dollar LIBOR, including adjustable rate mortgages, preferred and debt securities, bonds pledged as collateral, loans, depository accounts, investments and other interest-bearing instruments. All of the complaints allege manipulation, through various means, of various benchmark interest rates, in-

**Note 22 Provisions and contingent liabilities (continued)**

cluding LIBOR, Euroyen TIBOR, EURIBOR or US Dollar ISDAFIX rates and seek unspecified compensatory and other damages, including treble and punitive damages, under varying legal theories that include violations of the CEA, the federal racketeering statute, federal and state antitrust and securities laws and other state laws. In February 2015, a putative class action was filed in federal court in New York against UBS and other financial institutions on behalf of parties who entered into interest rate derivatives linked to Swiss franc (CHF) LIBOR. Plaintiffs allege that defendants conspired to manipulate CHF LIBOR and the prices of CHF LIBOR-based derivatives from 1 January 2005 through 31 December 2009 in violation of US antitrust laws and the CEA, among other theories, and seek unspecified compensatory damages, including treble damages. In 2013, a federal court in New York dismissed the federal antitrust and racketeering claims of certain US dollar LIBOR plaintiffs and a portion of their claims brought under the CEA and state common law. The court has granted certain plaintiffs permission to assert claims for unjust enrichment and breach of contract against UBS and other defendants, and limited the CEA claims to contracts purchased between 15 April 2009 and May 2010. Certain plaintiffs have also appealed the dismissal of their antitrust claims. UBS and other defendants in other lawsuits including the one related to Euroyen TIBOR have filed motions to dismiss. In March 2014, the court in the Euroyen TIBOR lawsuit dismissed the plaintiff's federal antitrust and state unfair enrichment claims, and dismissed a portion of the plaintiff's CEA claims. Discovery is currently stayed.

Since September 2014, putative class actions have been filed in federal court in New York and New Jersey against UBS and other financial institutions, among others, on behalf of parties who entered into interest rate derivative transactions linked to ISDAFIX. The complaints, which have since been consolidated into an amended complaint, allege that the defendants conspired to manipulate ISDAFIX rates from 1 January 2006 through January 2014, in violation of US antitrust laws and the CEA, among other theories, and seeks unspecified compensatory damages, including treble damages.

With respect to additional matters and jurisdictions not encompassed by the settlements and order referred to above, our balance sheet at 31 December 2014 reflected a provision in an amount that UBS believes to be appropriate under the applicable accounting standard. As in the case of other matters for which we have established provisions, the future outflow of resources in respect of such matters cannot be determined with certainty based on currently available information, and accordingly may ultimately prove to be substantially greater (or may be less) than the provision that we have recognized.

**8. Swiss retrocessions**

The Swiss Supreme Court ruled in 2012, in a test case against UBS, that distribution fees paid to a bank for distributing third

party and intra-group investment funds and structured products must be disclosed and surrendered to clients who have entered into a discretionary mandate agreement with the bank, absent a valid waiver.

FINMA has issued a supervisory note to all Swiss banks in response to the Supreme Court decision. The note sets forth the measures Swiss banks are to adopt, which include informing all affected clients about the Supreme Court decision and directing them to an internal bank contact for further details. UBS has met the FINMA requirements and has notified all potentially affected clients.

The Supreme Court decision has resulted, and may continue to result, in a number of client requests for UBS to disclose and potentially surrender retrocessions. Client requests are assessed on a case-by-case basis. Considerations taken into account when assessing these cases include, among others, the existence of a discretionary mandate and whether or not the client documentation contained a valid waiver with respect to distribution fees.

Our balance sheet at 31 December 2014 reflected a provision with respect to matters described in this item 8 in an amount that UBS believes to be appropriate under the applicable accounting standard. The ultimate exposure will depend on client requests and the resolution thereof, factors that are difficult to predict and assess. Hence, as in the case of other matters for which we have established provisions, the future outflow of resources in respect of such matters cannot be determined with certainty based on currently available information, and accordingly may ultimately prove to be substantially greater (or may be less) than the provision that we have recognized.

**9. Banco UBS Pactual tax indemnity**

Pursuant to the 2009 sale of Banco UBS Pactual S.A. (Pactual) by UBS to BTG Investments, LP (BTG), BTG has submitted contractual indemnification claims that UBS estimates amount to approximately BRL 2.3 billion, including interest and penalties, which is net of liabilities retained by BTG. The claims pertain principally to several tax assessments issued by the Brazilian tax authorities against Pactual relating to the period from December 2006 through March 2009, when UBS owned Pactual. The majority of these assessments relate to the deductibility of goodwill amortization in connection with UBS's 2006 acquisition of Pactual and payments made to Pactual employees through various profit sharing plans. These assessments are being challenged in administrative proceedings. In May 2014, UBS was notified that the administrative court had rendered a decision in favor of the taxpayer, Pactual, in connection with a profit-sharing plan assessment relating to an affiliate company. That decision became final in October 2014. In August 2014, UBS was notified that the administrative court had rendered a decision that was largely in favor of the tax authority with respect to the goodwill amortization assessment. We are awaiting a written decision from the administrative court for this matter, at which time an appeal will be taken. In 2013 and 2014, approximately BRL 163

**Note 22 Provisions and contingent liabilities (continued)**

million in tax claims relating to the period for which UBS has indemnification obligations were submitted for settlement through amnesty programs announced by the Brazilian government.

**10. Matters relating to the CDS market**

In 2013, the EC issued a Statement of Objections against thirteen credit default swap (CDS) dealers including UBS, as well as data service provider Markit and the International Swaps and Derivatives Association (ISDA). The Statement of Objections broadly alleges that the dealers infringed European Union anti-trust rules by colluding to prevent exchanges from entering the credit derivatives market between 2006 and 2009. We submitted our response to the Statement of Objections in January 2014 and presented our position in an oral hearing in May 2014. Since mid-2009, the Antitrust Division of the DOJ has also been investigating whether multiple dealers, including UBS, conspired with each other and with Markit to restrain competition in the markets for CDS trading, clearing and other services. In January and April 2014, putative class action plaintiffs filed consolidated amended complaints in the Southern District of New York against twelve dealers, including UBS, as well as Markit and ISDA, alleging violations of the US Sherman Antitrust Act and common law. Plaintiffs allege that the defendants unlawfully conspired to restrain competition in and/or monopolize the market for CDS trading in the US in order to protect the dealers'

profits from trading CDS in the over-the-counter market. Plaintiffs assert claims on behalf of all purchasers and sellers of CDS that transacted directly with any of the dealer defendants since 1 January 2008, and seek unspecified trebled compensatory damages and other relief. In September 2014, the court granted in part and denied in part defendants' motions to dismiss the complaint.

**11. Equities trading systems and practices**

UBS is responding to inquiries concerning the operation of UBS's alternative trading system (ATS) (also referred to as a dark pool) and its securities order routing and execution practices from various authorities, including the SEC, the NYAG and the Financial Industry Regulatory Authority, who reportedly are pursuing similar investigations industry-wide. In January 2015, the SEC announced the resolution of its investigation concerning the operation of UBS's ATS between 2008 and 2012, which focused on certain order types and disclosure practices that were discontinued two years ago. Under the SEC settlement order, which charges UBS with, among other things, violations of Section 17(a)(2) of the Securities Act of 1933 and Rule 612 of Regulation NMS (known as the sub-penny rule), UBS has paid a total of USD 14.5 million, which includes a fine of USD 12 million and disgorgement of USD 2.4 million. UBS is cooperating in the ongoing regulatory matters, including by the SEC.



Financial information  
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

**Note 23 Other liabilities**

CHF million	31.12.14	31.12.13
Prime brokerage payables <sup>1</sup>	38,633	32,543
Amounts due under unit-linked investment contracts	17,643	16,155
Compensation-related liabilities	5,414	5,598
of which: accrued expenses <sup>2</sup>	2,583	2,480
of which: deferred contingent capital plans <sup>3</sup>	0	402
of which: other deferred compensation plans <sup>2</sup>	1,457	1,668
of which: net defined benefit pension and post-employment liabilities <sup>2</sup>	1,374	1,048
Third-party interest in consolidated investment funds	707	953
Settlement and clearing accounts	1,054	946
Current and deferred tax liabilities <sup>4</sup>	642	667
VAT and other tax payables	420	570
Deferred income	259	264
Accrued interest expenses	1,327	1,199
Other accrued expenses	2,472	2,465
Other	1,820	1,417
<b>Total other liabilities</b>	<b>70,392</b>	<b>62,777</b>

<sup>1</sup> Prime brokerage services include clearance, settlement, custody, financing and portfolio reporting services for corporate clients trading across multiple asset classes. This balance is mainly comprised of client securities financing and deposit liabilities. <sup>2</sup> In 2014, changes in the presentation of this Note were made. The liabilities related to the deferred contingent capital plans, which were previously presented within the Accrued expenses and Deferred compensation plans reporting lines, are now presented separately. Prior periods have been restated for this change. <sup>3</sup> Refer to Note 28 for more information. <sup>4</sup> Deferred tax liabilities were CHF 80 million and CHF 59 million as of 31 December 2014 and 31 December 2013, respectively. Refer to Note 8 for more information.

## Additional information

### Note 24 Fair value measurement

This note provides fair value measurement information for both financial and non-financial instruments and is structured as follows:

- |                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>a) Valuation principles</li> <li>b) Valuation governance</li> <li>c) Valuation techniques</li> <li>d) Valuation adjustments</li> <li>e) Fair value measurements and classification within the fair value hierarchy</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>f) Transfers between Level 1 and Level 2 in the fair value hierarchy</li> <li>g) Movements of Level 3 instruments</li> <li>h) Valuation of assets and liabilities classified as Level 3</li> <li>i) Sensitivity of fair value measurements to changes in unobservable input assumptions</li> <li>j) Financial instruments not measured at fair value</li> </ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### a) Valuation principles

Fair value is defined as the price that would be received for the sale of an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants in the principal market (or most advantageous market, in the absence of a principal market) as of the measurement date. In measuring fair value, UBS AG utilizes various valuation approaches and applies a hierarchy for prices and inputs that maximizes the use of observable market data, if available.

All financial and non-financial assets and liabilities measured or disclosed at fair value are categorized into one of three fair value hierarchy levels. In certain cases, the inputs used to measure fair value may fall within different levels of the fair value hierarchy. For disclosure purposes, the level in the hierarchy within which the instrument is classified in its entirety is based on the lowest level input that is significant to the position's fair value measurement:

- Level 1 – quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets and liabilities;
- Level 2 – valuation techniques for which all significant inputs are, or are based on, observable market data or
- Level 3 – valuation techniques for which significant inputs are not based on observable market data.

If available, fair values are determined using quoted prices in active markets for identical assets or liabilities. An active market is one in which transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing data on an ongoing basis. Assets and liabilities that are quoted and traded in an active market are valued at the currently quoted price multiplied by the number of units of the instrument held.

Where the market for a financial instrument or non-financial asset or liability is not active, fair value is established using a valuation technique, including pricing models. Valuation techniques involve the use of estimates, the extent of which depends on the

complexity of the instrument and the availability of market-based data. Valuation adjustments may be made to allow for additional factors including model, liquidity and credit risks, which are not explicitly captured within the valuation technique, but which would nevertheless be considered by market participants when forming a price. The limitations inherent in a particular valuation technique are considered in the determination of an asset or liability's classification within the fair value hierarchy.

Many cash instruments and over-the-counter (OTC) derivative contracts have bid and offer prices that can be observed in the marketplace. Bid prices reflect the highest price that a party is willing to pay for an asset. Offer prices represent the lowest price that a party is willing to accept for an asset. In general, long positions are measured at a bid price and short positions at an offer price, reflecting the prices at which the instruments could be transferred under normal market conditions. Offsetting positions in the same financial instrument are marked at the mid-price within the bid-offer spread.

Generally, the unit of account for a financial instrument is the individual instrument, and UBS AG applies valuation adjustments at an individual instrument level, consistent with that unit of account. However, if certain conditions are met, UBS AG may estimate the fair value of a portfolio of financial assets and liabilities with substantially similar and offsetting risk exposures on the basis of the net open risks.

For transactions where the valuation technique used to measure fair value requires significant inputs that are not based on observable market data, the financial instrument is initially recognized at the transaction price. This initial recognition amount may differ from the fair value obtained using the valuation technique. Any such difference is deferred and not recognized in the income statement and referred to as deferred day-1 profit or loss.

→ Refer to Note 24d for more information

**Note 24 Fair value measurement (continued)**

## b) Valuation governance

UBS AG's fair value measurement and model governance framework includes numerous controls and other procedural safeguards that are intended to maximize the quality of fair value measurements reported in the financial statements. New products and valuation techniques must be reviewed and approved by key stakeholders from risk and finance control functions. Responsibility for the ongoing measurement of financial and non-financial instruments at fair value resides with the business divisions, but is validated by risk and finance control functions, which are independent of the business divisions. In carrying out their valuation responsibilities, the businesses are required to consider the availability and quality of external market data and to provide justification and rationale for their fair value estimates.

Independent price verification is performed by the finance function to evaluate the business divisions' pricing input assump-

tions and modeling approaches. By benchmarking the business divisions' fair value estimates with observable market prices and other independent sources, the degree of valuation uncertainty embedded in these measurements is assessed and managed as required in the governance framework. Fair value measurement models are assessed for their ability to value specific products in the principal market of the product itself, as well as the principal market for the main valuation input parameters to the model.

An independent model review group evaluates UBS AG's valuation models on a regular basis, or when established triggers occur, and approves them for valuation of specific products. As a result of the valuation controls employed, valuation adjustments may be made to the business divisions' estimates of fair value to align with independent market data and the relevant accounting standard.

→ Refer to Note 24d for more information

## c) Valuation techniques

Valuation techniques are used to value positions for which a market price is not available from market sources. This includes certain less liquid debt and equity instruments, certain exchange-traded derivatives and all derivatives transacted in the OTC market. UBS AG uses widely recognized valuation techniques for determining the fair value of financial and non-financial instruments that are not actively traded and quoted. The most frequently applied valuation techniques include discounted value of expected cash flows, relative value and option pricing methodologies.

Discounted value of expected cash flows is a valuation technique that measures fair value using estimated expected future cash flows from assets or liabilities and then discounts these cash flows using a discount rate or discount margin that reflects the credit and/or funding spreads required by the market for instruments with similar risk and liquidity profiles to produce a present value. When using such valuation techniques, expected future cash flows are estimated using an observed or implied market price for the future cash flows or by using industry standard cash flow projection models. The discount factors within the calculation are generated using industry standard yield curve modeling techniques and models.

Relative value models measure fair value based on the market prices of equivalent or comparable assets or liabilities, making adjustments for differences between the characteristics of the observed instrument and the instrument being valued.

Option pricing models incorporate assumptions regarding the behavior of future price movements of an underlying referenced asset or assets to generate a probability-weighted future expected payoff for the option. The resulting probability-weighted expected payoff is then discounted using discount factors generated from

industry standard yield curve modeling techniques and models. The option pricing model may be implemented using a closed-form analytical formula or other mathematical techniques (e.g., binomial tree or Monte Carlo simulation).

Where available, valuation techniques use market-observable assumptions and inputs. If such data is not available, inputs may be derived by reference to similar assets in active markets, from recent prices for comparable transactions or from other observable market data. When measuring fair value, UBS AG selects the non-market-observable inputs to be used in its valuation techniques, based on a combination of historical experience, derivation of input levels based on similar products with observable price levels and knowledge of current market conditions and valuation approaches.

For more complex instruments and instruments not traded in an active market, fair values may be estimated using a combination of observed transaction prices, consensus pricing services and relevant quotes. Consideration is given to the nature of the quotes (e.g., indicative or firm) and the relationship of recently evidenced market activity to the prices provided by consensus pricing services. UBS AG also uses internally developed models, which are typically based on valuation methods and techniques recognized as standard within the industry.

Assumptions and inputs used in valuation techniques include benchmark interest rate curves, credit and funding spreads used in estimating discount rates, bond and equity prices, equity index prices, foreign exchange rates, levels of market volatility and correlation. Refer to Notes 24e and 24h for more information. The discount curves used by UBS AG incorporate the funding and credit characteristics of the instruments to which they are applied.

**Note 24 Fair value measurement (continued)**

## d) Valuation adjustments

The output of a valuation technique is always an estimate or approximation of a fair value that cannot be measured with complete certainty. As a result, valuations are adjusted, where appropriate, to reflect close-out costs, credit exposure, model-driven valuation uncertainty, funding costs and benefits, trading restrictions and other factors, when such factors would be considered by market participants in estimating fair value. Valuation adjustments are an important component of fair value for assets and liabilities that are measured using valuation techniques. Such adjustments are applied to reflect uncertainties within the fair value measurement process, to adjust for an identified model simplification or to incorporate an aspect of fair value that requires an overall portfolio assessment rather than an evaluation based on an individual instrument level characteristic.

The major classes of valuation adjustments are discussed in further detail below.

**Deferred day-1 profit or loss**

CHF million	For the year ended		
	31.12.14	31.12.13	31.12.12
Balance at the beginning of the year	486	474	433
Profit/(loss) deferred on new transactions	344	694	424
(Profit)/loss recognized in the income statement	(284)	(653)	(367)
foreign currency translation	35	(29)	(16)
Balance at the end of the year	480	486	474

**Credit valuation adjustments**

In order to measure the fair value of OTC derivative instruments, including funded derivative instruments which are classified as *Financial assets designated at fair value*, credit valuation adjustments (CVA) are necessary to reflect the credit risk of the counterparty inherent in these instruments. This amount represents the estimated fair value of protection required to hedge the counterparty credit risk of such instruments. The CVA is determined for each counterparty, considering all exposures to that counterparty, and is dependent on the expected future value of exposures, default probabilities and recovery rates, applicable collateral or netting arrangements, break clauses and other contractual factors.

**Funding valuation adjustments**

Funding valuation adjustments (FVA) reflect the costs and benefits of funding associated with uncollateralized and partially collateralized derivative receivables and payables and are calculated as the valuation impact from moving the discounting of the uncollateralized derivative cash flows from LIBOR to a funds transfer price (FTP) curve using the existing CVA infrastructure and framework. FVA are also applied to collateralized derivative assets in cases where the collateral cannot be sold or repledged.

**Day-1 reserves**

For new transactions where the valuation technique used to measure fair value requires significant inputs that are not based on observable market data, the financial instrument is initially recognized at the transaction price. The transaction price may differ from the fair value obtained using a valuation technique, and any such difference is deferred and not recognized in the income statement. These day-1 profit or loss reserves are reflected, where appropriate, as valuation adjustments.

The table below provides the changes in deferred day-1 profit or loss reserves during the respective period. Amounts deferred are released and gains or losses are recorded in *Net trading income* when pricing of equivalent products or the underlying parameters become observable or when the transaction is closed out.

FVA were incorporated into the UBS AG's fair value measurements in 2014, resulting in a net loss of CHF 267 million when the change was adopted on 30 September 2014, of which CHF 124 million resulted from the life-to-date FVA loss attributable to both derivative assets and liabilities with the remainder primarily related to the partial reversal of life-to-date debit valuation adjustment (DVA) gains on derivative liabilities to remove the overlap existing between FVA and DVA (DVA previously incorporated the full UBS AG credit spread including a funding component which is now captured in FVA).

Implementation of FVA had no impact on the fair value hierarchy classification of the associated derivatives given the FVA did not have a significant effect on valuations.

→ Refer to Note 1b for more information

**Debit valuation adjustments**

DVA are estimated to incorporate own credit in the valuation of derivatives, effectively consistent with the CVA infrastructure and framework. DVA is determined for each counterparty, considering all exposures with that counterparty and taking into account collateral netting agreements, expected future mark-to-market movements and UBS AG's credit default spreads. Upon the implementation of FVA, DVA were reversed to the extent DVA overlapped with FVA.

**Note 24 Fair value measurement (continued)**

## Other valuation adjustments

Instruments that are measured as part of a portfolio of combined long and short positions are valued at mid-market levels to ensure consistent valuation of the long and short component risks. A bid-offer valuation adjustment is then made to the overall net long or short exposure to move the fair value to bid or offer as appropriate, reflecting current levels of market liquidity. The bid-offer spreads used in the calculation of this valuation adjustment are obtained from market transactions and other relevant sources and are updated periodically.

Uncertainties associated with the use of model-based valuations are incorporated into the measurement of fair value through the use of model reserves. These reserves reflect the amounts that UBS AG estimates should be deducted from valuations pro-

duced directly by models to incorporate uncertainties in the relevant modeling assumptions, in the model and market inputs used, or in the calibration of the model output to adjust for known model deficiencies. In arriving at these estimates, UBS AG considers a range of market practices, including how it believes market participants would assess these uncertainties. Model reserves are reassessed periodically in light of data from market transactions, consensus pricing services and other relevant sources.

In 2014, UBS AG enhanced its quantitative valuation adjustments disclosures. In the table below, *Other valuation adjustments* were added to align with market practices and increase transparency.

## Valuation adjustments on financial instruments

	As of	
	31.12.14	31.12.13
Life-to-date gain/(loss), CHF billion		
Credit valuation adjustments <sup>1</sup>	(0.5)	(0.5)
Funding valuation adjustments	(0.1)	
Debit valuation adjustments	0.0	0.3
Other valuation adjustments	(0.9)	(1.1)
of which: bid-offer	(0.5)	(0.6)
of which: model uncertainty	(0.4)	(0.5)

<sup>1</sup> Amounts do not include reserves against defaulted counterparties.

## Own credit adjustments on financial liabilities designated at fair value

In addition to considering the valuation of the derivative risk component, the valuation of fair value option liabilities also requires consideration of the funded component and specifically the own credit component of fair value. Own credit risk is reflected if this component would be considered for valuation purposes by market participants. Consequently, own credit risk is not reflected for those contracts that are fully collateralized and for other contracts for which it is established market practice not to include an own credit component. The own credit component is estimated using a funds transfer price (FTP) curve to derive a single, market-based level of discounting for uncollateralized funded instruments. UBS AG senior debt curve spreads are discounted in order to arrive at the FTP curve, with the discount primarily reflecting the differences between the spreads in the senior unsecured debt

market for UBS AG debt and the levels at which UBS AG medium-term notes are currently issued. The FTP curve is generally a Level 2 pricing input. However, certain long-dated exposures that are beyond the tenors that are actively traded are classified as Level 3.

The effects of own credit adjustments related to financial liabilities designated at fair value (predominantly issued structured products) as of 31 December 2014 and 2013, respectively, are summarized in the table below.

Year-to-date amounts represent the change during the year, and life-to-date amounts reflect the cumulative change since initial recognition. The change in own credit for the period consists of changes in fair value that are attributable to the change in UBS AG's credit spreads as well as the effect of changes in fair values attributable to factors other than credit spreads, such as redemptions, effects from time decay and changes in interest and other market rates.

## Own credit adjustments on financial liabilities designated at fair value

CHF million	As of or for the year ended		
	31.12.14	31.12.13	31.12.12
Gain/(loss) for the year ended	292	(283)	(2,202)
Life-to-date gain/(loss)	(302)	(577)	(292)

## Note 24 Fair value measurement (continued)

e) Fair value measurements and classification within the fair value hierarchy

The classification in the fair value hierarchy of the UBS AG's financial and non-financial assets and liabilities measured at fair value is summarized in the table below. The narrative that follows describes the significant valuation inputs and assumptions for each

class of assets and liabilities measured at fair value, the valuation techniques, where applicable, used in measuring their fair value, and the factors determining their classification within the fair value hierarchy.

### Determination of fair values from quoted market prices or valuation techniques<sup>1</sup>

CHF billion	31.12.14				31.12.13 <sup>2</sup>			
	Level 1	Level 2	Level 3	Total	Level 1	Level 2	Level 3	Total
<b>Assets measured at fair value on a recurring basis</b>								
Financial assets held for trading <sup>2</sup>	101.7	27.2	3.5	132.4	79.9	30.1	4.3	114.2
<i>of which:</i>								
Government bills/bonds	8.8	4.7	0.0	13.6	7.9	5.1	0.0	13.1
Corporate bonds and municipal bonds, including bonds issued by financial institutions	0.6	11.0	1.4	12.9	1.1	13.3	1.7	16.0
Loans	0.0	2.2	1.1	3.2	0.0	2.0	1.0	3.0
Investment fund units	6.7	6.4	0.3	13.4	4.8	6.0	0.3	11.1
Asset-backed securities	0.0	1.5	0.6	2.1	0.0	2.3	1.0	3.3
Equity instruments	68.8	0.8	0.1	69.8	50.7	1.0	0.2	51.9
Financial assets for unit-linked investment contracts	16.8	0.6	0.1	17.4	15.4	0.4	0.1	15.8
Positive replacement values	1.0	251.6	4.4	257.0	0.7	247.9	5.5	254.1
<i>of which:</i>								
Interest rate contracts	0.0	123.4	0.2	123.7	0.0	130.4	0.3	130.7
Credit derivative contracts	0.0	9.8	1.7	11.5	0.0	20.1	3.0	23.1
Foreign exchange contracts	0.7	97.0	0.6	98.4	0.5	74.6	0.9	76.0
Equity/index contracts	0.0	17.7	1.9	19.5	0.0 <sup>4</sup>	19.3 <sup>4</sup>	1.2	20.6
Commodity contracts	0.0	3.6	0.0	3.6	0.0	3.5	0.0	3.5
Financial assets designated at fair value	0.1	0.9	3.5	4.5	0.1	2.9	4.4	7.4
<i>of which:</i>								
Loans (including structured loans)	0.0	0.8	1.0	1.7	0.0	1.4	1.1	2.5
Structured reverse repurchase and securities borrowing agreements	0.0	0.1	2.4	2.5	0.0	1.1	3.1	4.2
Other	0.1	0.0	0.1	0.3	0.1	0.5	0.2	0.7
Financial investments available-for-sale	32.7	23.9	0.6	57.2	39.7	19.0	0.8	59.5
<i>of which:</i>								
Government bills/bonds	30.3	2.8	0.0	33.1	38.0	1.2	0.0	39.2
Corporate bonds and municipal bonds, including bonds issued by financial institutions	2.2	16.9	0.0	19.1	1.6	13.6	0.1	15.3
Investment fund units	0.0	0.1	0.2	0.3	0.0	0.0	0.2	0.3
Asset-backed securities	0.0	4.0	0.0	4.0	0.0	4.0	0.0	4.0
Equity instruments	0.2	0.1	0.4	0.7	0.1	0.1	0.4	0.6
<b>Non-financial assets</b>								
Precious metals and other physical commodities	5.8	0.0	0.0	5.8	8.6	0.0	0.0	8.6
<b>Assets measured at fair value on a non-recurring basis</b>								
Other assets <sup>3</sup>	0.0	0.1	0.2	0.2	0.0	0.1	0.1	0.1
<b>Total assets measured at fair value</b>	<b>141.4</b>	<b>303.5</b>	<b>12.2</b>	<b>457.1</b>	<b>129.1</b>	<b>299.9</b>	<b>15.0</b>	<b>444.0</b>

Financial information  
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

## Note 24 Fair value measurement (continued)

Determination of fair values from quoted market prices or valuation techniques<sup>1</sup> (continued)

CHF billion	31.12.14				31.12.13 <sup>2</sup>			
	Level 1	Level 2	Level 3	Total	Level 1	Level 2	Level 3	Total
<b>Liabilities measured at fair value on a recurring basis</b>								
Trading portfolio liabilities	23.9	3.9	0.1	28.0	22.5	3.9	0.2	26.6
<i>of which:</i>								
Government bills/bonds	7.0	1.2	0.0	8.2	6.9	0.5	0.0	7.3
Corporate bonds and municipal bonds, including bonds issued by financial institutions	0.1	2.4	0.1	2.6	0.3	3.2	0.2	3.6
Investment fund units	1.1	0.1	0.0	1.2	0.4	0.1	0.0	0.5
Asset-backed securities	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Equity instruments	15.7	0.1	0.0	15.9	15.0	0.2	0.0	15.1
Negative replacement values	1.1	248.1	5.0	254.1	0.8	242.9	4.4	248.1
<i>of which:</i>								
Interest rate contracts	0.0	117.3	0.6	117.9	0.0	118.0	0.4	118.4
Credit derivative contracts	0.0	10.0	1.7	11.7	0.0	18.5	2.0	21.5
Foreign exchange contracts	0.7	96.6	0.3	97.6	0.5	79.3	0.5	80.3
Equity/index contracts	0.0	20.9	2.4	23.3	0.0 <sup>4</sup>	22.9 <sup>4</sup>	1.5	24.4
Commodity contracts	0.0	3.2	0.0	3.2	0.0	3.2	0.0	3.2
Financial liabilities designated at fair value	0.0	63.4	11.9	75.3	0.0	57.8	12.1	69.9
<i>of which:</i>								
Non-structured fixed-rate bonds	0.0	2.3	2.2	4.5	0.0	2.4	1.2	3.7
Structured debt instruments issued	0.0	56.6	7.3	63.9	0.0	48.4	7.9	56.3
Structured over-the-counter debt instruments	0.0	4.1	1.5	5.7	0.0	6.5	1.8	8.3
Structured repurchase agreements	0.0	0.3	0.9	1.2	0.0	0.4	1.2	1.6
Loan commitments and guarantees	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
Other liabilities – amounts due under unit-linked investment contracts	0.0	17.6	0.0	17.6	0.0	16.2	0.0	16.2
<b>Total liabilities measured at fair value</b>	<b>25.0</b>	<b>333.0</b>	<b>17.0</b>	<b>375.0</b>	<b>23.3</b>	<b>320.7</b>	<b>16.8</b>	<b>360.7</b>

<sup>1</sup> Bifurcated embedded derivatives are presented on the same balance sheet lines as their host contracts and are excluded from this table. As of 31 December 2014, net bifurcated embedded derivative liabilities held at fair value, totaling CHF 0.0 billion (of which CHF 0.3 billion were net Level 2 assets and CHF 0.3 billion net Level 2 liabilities) were recognized on the balance sheet within Debt issued. As of 31 December 2013, net bifurcated embedded derivative liabilities held at fair value, totaling CHF 0.2 billion (of which CHF 0.2 billion were net Level 2 assets and CHF 0.4 billion net Level 2 liabilities) were recognized on the balance sheet within Debt issued. <sup>2</sup> Financial assets held for trading do not include precious metals and commodities. <sup>3</sup> Other assets primarily consist of assets held for sale, which are measured at the lower of their net carrying amount or fair value less costs to sell. <sup>4</sup> In 2014, UBS AG has reclassified listed equity option contracts, with all now classified in Level 2. The prior period fair value hierarchy was restated for this change, reducing Level 1 Equity/Index contracts in both PRV and NRV by approximately CHF 2 billion, with corresponding increases to Level 2. <sup>5</sup> In 2014, certain figures for 31 December 2013 were restated upon the adoption of the amendments to IAS 32. Both PRV and NRV for Level 2 Interest rate contracts, Credit derivative contracts and Equity/Index contracts were increased by approximately CHF 1 billion, CHF 5 billion and CHF 3 billion, respectively. Refer to Note 1b for more information on the adoption of the amendments to IAS 32.

**Note 24 Fair value measurement (continued)**

Financial assets and liabilities held for trading, financial assets designated at fair value and financial investments available-for-sale

*Government bills and bonds*

Government bills and bonds include fixed-rate, floating-rate and inflation-linked bills and bonds issued by sovereign governments, as well as interest and principal strips based on these bonds. Such instruments are generally traded in active markets and prices can be obtained directly from these markets, resulting in classification as Level 1, while the majority of the remaining positions are classified as Level 2. Instruments that cannot be priced directly using active market data are valued using discounted cash flow valuation techniques that incorporate market data for similar government instruments converted into yield curves. These yield curves are used to project future index levels, and to discount expected future cash flows. The main inputs to valuation techniques for these instruments are bond prices and inputs to estimate the future index levels for floating or inflation index-linked instruments. Instruments classified as Level 3 are limited and are generally classified as such due to the requirement to extrapolate yield curve inputs outside the range of active market trading.

*Corporate and municipal bonds*

Corporate bonds include senior, junior and subordinated debt issued by corporate entities. Municipal bonds are issued by state and local governments. While most instruments are standard fixed or floating-rate securities, some may have more complex coupon or embedded option features. Corporate and municipal bonds are generally valued using prices obtained directly from the market. In cases where no directly comparable price is available, instruments may be valued using yields derived from other securities by the same issuer or benchmarked against similar securities, adjusted for seniority, maturity and liquidity. Instruments that cannot be priced directly using active market data are valued using discounted cash flow valuation techniques incorporating the credit spread of the issuer, which may be derived from other issuances or CDS data for the issuer, estimated with reference to other equivalent issuer price observations or from credit modeling techniques. Corporate bonds are typically classified as Level 2 because, although market data is readily available, there is often insufficient third-party trading transaction data to justify an active market and corresponding Level 1 classification. Municipal bonds are generally classified as Level 1 or Level 2 depending on the depth of trading activity behind price sources. Level 3 instruments have no suitable price available for the security held or by reference to other securities issued by the same issuer. Therefore, these instruments are measured based on price levels for similar issuers adjusted for relative tenor and issuer quality.

Convertible bonds are generally valued using prices obtained directly from market sources. In cases where no directly compa-

table price is available, issuances may be priced using a convertible bond model, which values the embedded equity option and debt components and discounts these amounts using a curve that incorporates the credit spread of the issuer. Although market data is readily available, convertible bonds are typically classified as Level 2 because there is insufficient third-party trading transaction data to justify a Level 1 classification.

*Traded loans and loans designated at fair value*

Traded loans and loans designated at fair value are valued directly using market prices that reflect recent transactions or quoted dealer prices where available. For illiquid loans where no market price data is available, alternative valuation techniques are used, which include relative value benchmarking using pricing derived from debt instruments in comparable entities or different products in the same entity. The corporate lending portfolio is valued using either directly observed market prices typically from consensus providers or by using a credit default swap valuation technique, which requires inputs for credit spreads, credit recovery rates and interest rates. The market for these instruments is not actively traded and even though price data is available it may not be directly observable, and therefore corporate loans typically do not meet Level 1 classification. Instruments with suitably deep and liquid price data available will be classified as Level 2, while any positions requiring the use of valuation techniques or for which the price sources have insufficient trading depth are classified as Level 3. Recently originated commercial real estate loans which are classified as Level 3 are measured using a securitization approach based on rating agency guidelines. Future profit and loss from the securitization is not recognized, but overall spread moves are captured in the loan valuation.

Included within loans are various contingent lending transactions for which valuations are dependent on actuarial mortality levels and actuarial life insurance policy lapse rates. Mortality and lapse rate assumptions are based on external actuarial estimations for large homogeneous pools, and contingencies are derived from a range relative to the actuarially expected amount. In addition, the pricing technique uses volatility of mortality as an input.

*Investment fund units*

Investment fund units are predominantly exchange-traded, with readily available quoted prices in liquid markets. Where market prices are not available, fair value may be measured using net asset values (NAV), taking into account any restrictions imposed upon redemption. Listed units are classified as Level 1, provided there is sufficient trading to justify active market classification, while other positions are classified as Level 2. Positions where NAV is not available or which are not redeemable at the measurement date or in the near future are classified as Level 3.



**Note 24 Fair value measurement (continued)**

## Asset-backed securities

*Residential mortgage-backed securities (RMBS), commercial mortgage-backed securities (CMBS), other asset-backed securities (ABS) and collateralized debt obligations (CDO)*

RMBS, CMBS, ABS and CDO are instruments generally issued through the process of securitization of underlying interest-bearing assets. The underlying collateral for RMBS is residential mortgages, for CMBS, commercial mortgages, for ABS, other assets such as credit card, car or student loans and leases and for CDO, other securitized positions of RMBS, CMBS or ABS. The market for these securities is not active, and therefore a variety of valuation techniques are used to measure fair value. For more liquid securities, trade data or quoted prices may be obtained periodically for the instrument held, and the valuation process will use this trade and price data, updated for movements in market levels between the time of trading and the time of valuation. Less liquid instruments are measured using discounted expected cash flows incorporating price data for instruments or indices with similar risk profiles. Expected cash flow estimation involves the modeling of the expected collateral cash flows using input assumptions derived from proprietary models, fundamental analysis and/or market research based on management's quantitative and qualitative assessment of current and future economic conditions. The expected collateral cash flows estimated are then converted into the securities' projected performance under such conditions based on the credit enhancement and subordination terms of the securitization. Expected cash flow schedules are discounted using a rate or discount margin that reflects the discount levels required by the market for instruments with similar risk and liquidity profiles. Inputs to discounted expected cash flow techniques include asset prepayment rates, discount margin or discount yields, asset default rates and asset loss on default severity, which may in turn be estimated using more fundamental loan and economic drivers such as, but not limited to, loan-to-value data, house price appreciation, foreclosure costs, rental income levels, void periods and employment rates. RMBS, CMBS and ABS are generally classified as Level 2. However, if significant inputs are unobservable, or if market or fundamental data is not available for instruments or collateral with a sufficiently similar risk profile to the positions held, they are classified as Level 3.

*Equity instruments*

The majority of equity securities are actively traded on public stock exchanges where quoted prices are readily and regularly available, resulting in their classification as Level 1. Units held in hedge funds are also classified as equity instruments. Fair value for these units is measured based on their published NAV, taking into account any restrictions imposed upon the redemption. These units are classified as Level 2, except for positions where published NAV is not available or which are not redeemable at the measurement date or in the near future, which are classified as Level 3.

Unlisted equity holdings, including private equity positions, are initially marked at their transaction price and are periodically re-valued to the extent reliable evidence of price movements becomes available or the position is deemed to be impaired.

*Financial assets underlying unit-linked investments*

Unit-linked investment contracts allow investors to invest in a pool of assets through issued investment units. The unit holders are exposed to all risks and rewards associated with the reference asset pool. Assets held under unit-linked investment contracts are presented as Trading portfolio assets. The majority of assets are listed on exchanges and are classified as Level 1 if actively traded, or Level 2 if trading is not active. However, instruments for which prices are not readily available are classified as Level 3.

*Structured repurchase agreements and structured reverse repurchase agreements*

Structured repurchase agreements and structured reverse repurchase agreements designated at fair value are measured using discounted expected cash flow techniques. The discount rate applied is based on funding curves that are specific to the collateral eligibility terms for the contract in question. Collateral terms for these positions are not standard and therefore funding spread levels used for valuation purposes cannot be observed in the market. As a result, these positions are mostly classified as Level 3.

## Replacement values

*Collateralized and uncollateralized instruments*

The curves used for discounting expected cash flows in the valuation of collateralized derivatives reflect the funding terms associated with the relevant collateral arrangement for the instrument being valued. These collateral arrangements differ across counterparties with respect to the eligible currency and interest terms of the collateral. The majority of collateralized derivatives are measured using a discount curve that is based on funding rates derived from overnight interest in the cheapest eligible currency for the respective counterparty collateral agreement.

Uncollateralized and partially collateralized derivatives are discounted using the LIBOR (or equivalent) curve for the currency of the instrument. As described in Note 24d, the fair value of uncollateralized and partially collateralized derivatives is then adjusted by CVA, DVA and FVA as applicable, to reflect an estimation of the impact of counterparty credit risk, UBS AG's own credit risk and funding costs and benefits.

*Interest rate contracts*

Interest rate swap contracts include interest rate swaps, basis swaps, cross-currency swaps, inflation swaps and interest rate forwards, often referred to as forward-rate agreements (FRA). These products are valued by estimating future interest cash flows and discounting those cash flows using a rate that reflects the appro-

**Note 24 Fair value measurement (continued)**

appropriate funding rate for the position being measured. The yield curves used to estimate future index levels and discount rates are generated using market standard yield curve models using interest rates associated with current market activity. The key inputs to the models are interest rate swap rates, FRA rates, short-term interest rate futures prices, basis swap spreads and inflation swap rates. In most cases, the standard market contracts that form the inputs for yield curve models are traded in active and observable markets, resulting in the majority of these financial instruments being classified as Level 2.

Interest rate option contracts include caps and floors, swaptions, swaps with complex payoff profiles and other more complex interest rate options. These contracts are valued using various market standard option models, using inputs that include interest rate yield curves, inflation curves, volatilities and correlations. The volatility and correlation inputs within the models are implied from market data based on market observed prices for standard option instruments trading within the market. Option models used to value more exotic products have a number of model parameter inputs that require calibration to enable the exotic model to price standard option instruments to the price levels observed in the market. Although these inputs cannot be directly observed, they are generally treated as Level 2, as the calibration process enables the model output to be validated to active market levels. Models calibrated in this way are then used to revalue the portfolio of both standard options as well as more exotic products. In most cases, there are active and observable markets for the standard market instruments that form the inputs for yield curve models as well as the financial instruments from which volatility and correlation inputs are derived, resulting in the majority of these products being classified as Level 2. Within interest rate option contracts, exotic options for which appropriate volatility or correlation input levels cannot be implied from observable market data are classified as Level 3. These options are valued using volatility and correlation levels derived from non-market sources.

Interest rate swap and option contracts are classified as Level 3 when the maturity of the contract exceeds the term for which standard market quotes are observable for a significant input parameter. Such positions are valued by extrapolation from the last observable point using standard assumptions or by reference to another observable comparable input parameter to represent a suitable proxy for that portion of the term.

Balance guaranteed swaps (BGS) are interest rate or currency swaps that have a notional schedule based on a securitization vehicle, requiring the valuation to incorporate an adjustment for the unknown future variability of the notional schedule. Inputs to value BGS are those used to value the standard market risk on the swap and those used to estimate the notional schedule of the underlying securitization pool (i.e., prepayment, default and interest rates). BGS are classified as Level 3, as the correlation between unscheduled notional changes and the underlying market risk of the BGS does not have an active market and cannot be observed.

*Credit derivative contracts*

Credit derivative contracts based on a single credit name include credit default swaps (CDS) based on corporate and sovereign single names, CDS on loans and certain total return swaps (TRS). These contracts are valued by estimating future default probabilities using industry standard models based on market credit spreads, upfront pricing points and implied recovery rates. These default and recovery assumptions are used to generate future expected cash flows that are then discounted using market standard discounted cash flow models and a discount rate that reflects the appropriate funding rate for that portion of the portfolio. TRS and certain single-name CDS contracts for which a derivative-based credit spread is not directly available are valued using a credit spread derived from the price of the cash bond that is referenced in the credit derivative, adjusted for any funding differences between the cash and synthetic product. Loan CDS for which a credit spread cannot be observed directly may be valued, where possible, using the corporate debt curve for the entity, adjusted for differences between loan and debt default definitions and recovery rate assumptions. Inputs to the valuation models used to value single-name and loan CDS include single-name credit spreads and upfront pricing points, recovery rates and funding curves. In addition, corporate bond prices are used as inputs to the valuation model for TRS and certain single-name or loan CDS as described. Many single-name credit default swaps are classified as Level 2 because the credit spreads and recovery rates used to value these contracts are actively traded and observable market data is available. Where the underlying reference name is not actively traded, these contracts are classified as Level 3.

Credit derivative contracts based on a portfolio of credit names include credit default swaps on a credit index, credit default swaps based on a bespoke portfolio or first to default swaps (FTD). The valuation of these contracts is similar to that described above for single-name CDS and includes an estimation of future default probabilities using industry standard models based on market credit spreads, upfront pricing points and implied recovery rates. These default and recovery assumptions are used to generate future expected cash flows that are then discounted using market standard discounted cash flow models based on an estimation of the funding rate for that portion of the portfolio. Tranche products and FTD are valued using industry standard models that, in addition to default and recovery assumptions as above, incorporate implied correlations to be applied to the credits within the portfolio in order to apportion the expected credit loss at a portfolio level across the different tranches or names within the overall structure. These correlation assumptions are derived from prices of actively traded index tranches or other FTD baskets. Inputs to the valuation models used for all portfolio credit default swaps include single-name or index credit spreads and upfront pricing points, recovery rates and funding curves. In addition, models used for tranche and FTD products have implied credit correlations as inputs. Credit derivative contracts based on a port-

**Note 24 Fair value measurement (continued)**

folio of credit names are classified as Level 2 when credit spreads and recovery rates are determined from actively traded observable market data, and when the correlation data used to value bespoke and index tranches is based on actively traded index tranche instruments. This correlation data undergoes a mapping process that takes into account both the relative tranche attachment/detachment points in the overall capital structure of the portfolio and portfolio composition. Where the mapping process requires extrapolation beyond the range of available and active market data, the position is classified as Level 3. This relates to a small number of index and all bespoke tranche contracts. FTD are classified as Level 3, as the correlations between specific names in the FTD portfolio are not actively traded. Also classified as Level 3 are several older credit index positions, referred to as off-the-run indices, due to the lack of any active market for the index credit spread.

Credit derivative contracts on securitized products have an underlying reference asset that is a securitized product (RMBS, CMBS, ABS or CDO) and include credit default swaps and certain TRS. These credit default swaps (typically referred to as pay-as-you-go (PAYG) CDS) and TRS are valued using a similar valuation technique to the underlying security (by reference to equivalent securities trading in the market, or through cash flow estimation and discounted cash flow techniques as described in the Asset-backed securities section above), with an adjustment made to reflect the funding differences between cash and synthetic form. Inputs to the PAYG CDS and TRS are those used to value the underlying security (prepayment rates, default rates, loss severity, discount margin/rate and other inputs) and those used to capture the funding basis differential between cash and synthetic form. The classification of PAYG CDS and these TRS follow the characteristics of the underlying security and are therefore distributed across Level 2 and Level 3.

*Foreign exchange (FX) contracts*

Open spot FX contracts are valued using the FX spot rate observed in the market. Forward FX contracts are valued using the FX spot rate adjusted for forward pricing points observed from standard market-based sources. As the markets for both FX spot and FX forward pricing points are both actively traded and observable, FX contracts are generally classified as Level 2.

OTC FX option contracts include standard call and put options, options with multiple exercise dates, path-dependent options, options with averaging features, options with discontinuous pay-off characteristics and options on a number of underlying FX rates. OTC FX option contracts are valued using market standard option valuation models. The models used for shorter-dated options (i.e., maturities of five years or less) tend to be different than those used for longer-dated options because the models needed for longer-dated OTC FX contracts require additional consideration of interest rate and FX rate interdependency. Inputs to the option

valuation models include spot FX rates, FX forward points, FX volatilities, interest rate yield curves, interest rate volatilities and correlations. The inputs for volatility and correlation are implied through the calibration of observed prices for standard option contracts trading within the market.

As inputs are derived mostly from standard market contracts traded in active and observable markets, a significant proportion of OTC FX option contracts are classified as Level 2. OTC FX option contracts classified as Level 3 include long-dated FX exotic option contracts for which there is no active market from which to derive volatility or correlation inputs. The inputs used to value these OTC FX option contracts are calculated using consensus pricing services without an underlying principal market, historical asset prices or by extrapolation.

Cross-currency balance guaranteed swaps are classified as foreign exchange contracts. Details of the fair value classification can be found under the interest rate contracts section above.

*Equity/index contracts*

Equity/index contracts include equity forward contracts and equity option contracts. Equity forward contracts have a single stock or index underlying and are valued using market standard models. The key inputs to the models are stock prices, estimated dividend rates and equity funding rates (which are implied from prices of forward contracts observed in the market). Estimated cash flows are then discounted using market standard discounted cash flow models using a rate that reflects the appropriate funding rate for that portion of the portfolio. As inputs are derived mostly from standard market contracts traded in active and observable markets, a significant proportion of equity forward contracts are classified as Level 2. Positions classified as Level 3 have no market data available for the instrument maturity and are valued by some form of extrapolation of available data, use of historical dividend data, or use of data for a related equity.

Equity option contracts include market standard single or basket stock or index call and put options as well as equity option contracts with more complex features including option contracts with multiple or continuous exercise dates, option contracts for which the payoff is based on the relative or average performance of components of a basket, option contracts with discontinuous payoff profiles, path-dependent options and option contracts with a payoff calculated directly upon equity features other than price (i.e., dividend rates, volatility or correlation). Equity option contracts are valued using market standard models that estimate the equity forward level as described above for equity forward contracts and incorporate inputs for stock volatility and for correlation between stocks within a basket. The probability-weighted expected option payoff generated is then discounted using market standard discounted cash flow models using a rate that reflects the appropriate funding rate for that portion of the portfolio. Positions for which inputs are derived

**Note 24 Fair value measurement (continued)**

from standard market contracts traded in active and observable markets are classified as Level 2. Level 3 positions are those for which volatility, forward or correlation inputs are not observable and are therefore valued using extrapolation of available data, historical dividend, correlation or volatility data or the equivalent data for a related equity.

*Commodity derivative contracts*

Commodity derivative contracts include forward, swap and option contracts on individual commodities and on commodity indices. Commodity forward and swap contracts are measured using market standard models that use market forward levels on standard instruments. Commodity option contracts are measured using market standard option models that estimate the commodity forward level as described above for commodity forward and swap contracts, incorporating inputs for the volatility of the underlying index or commodity. The option model produces a probability-weighted expected option payoff that is then discounted using market standard discounted cash flow models using a rate that reflects the appropriate funding rate for that portion of the portfolio. For commodity options on baskets of commodities or bespoke commodity indices, the valuation technique also incorporates inputs for the correlation between different commodities or commodity indices. Individual commodity contracts are typically classified as Level 2 because active forward and volatility market data is available.

Financial liabilities designated at fair value

*Structured and OTC debt instruments issued*

Structured debt instruments issued are comprised of medium-term notes (MTN), which are held at fair value under the fair value option. These MTN are tailored specifically to the holder's risk or investment appetite with structured coupons or payoffs. The risk management and the valuation approaches for these MTN are closely aligned to the equivalent derivatives business and the underlying risk, and the valuation techniques used for this component are the same as the relevant valuation techniques described above. For example, equity-linked notes should be referenced to equity/index contracts in the replacement value section and credit-linked notes should be referenced to credit derivative contracts.

*Other liabilities – amounts due under unit-linked contracts*

Unit-linked investment contracts allow investors to invest in a pool of assets through issued investment units. The unit holders receive all rewards and bear all risks associated with the reference asset pool. The financial liability represents the amounts due to unit holders and is equal to the fair value of the reference asset pool. The fair values of investment contract liabilities are determined by reference to the fair value of the corresponding assets. The liabilities themselves are not actively traded, but are mainly referenced to instruments that are and are therefore classified as Level 2.

**f) Transfers between Level 1 and Level 2 in the fair value hierarchy**

The amounts disclosed reflect transfers between Level 1 and Level 2 for instruments which were held for the entire reporting period.

Assets totaling approximately CHF 0.6 billion, which were mainly comprised of financial investments available-for-sale, were transferred from Level 2 to Level 1 during 2014, generally due to increased levels of trading activity observed within the market. Transfers of financial liabilities from Level 2 to Level 1 during 2014 were not significant.

Assets totaling approximately CHF 0.4 billion, which were mainly comprised of financial investments available-for-sale and financial assets held for trading, and liabilities totaling approximately CHF 0.2 billion were transferred from Level 1 to Level 2 during 2014, generally due to diminished levels of trading activity observed within the market.

**Note 24 Fair value measurement (continued)**

## g) Movements of Level 3 instruments

## Significant changes in Level 3 instruments

The table on the following pages presents additional information about Level 3 assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis. Level 3 assets and liabilities may be hedged with instruments classified as Level 1 or Level 2 in the fair value hierarchy and, as a result, realized and unrealized gains and losses included in the table may not include the effect of related hedging activity. Further, the realized and unrealized gains and losses presented within the table are not limited solely to those arising from Level 3 inputs, as valuations are generally derived from both observable and unobservable parameters.

Assets and liabilities transferred into or out of Level 3 are presented as if those assets or liabilities had been transferred at the beginning of the year.

As of 31 December 2014, financial instruments measured with valuation techniques using significant non-market-observable inputs (Level 3) were mainly comprised of:

- structured reverse repurchase and securities borrowing agreements;
- credit derivative contracts;
- equity/index contracts;
- non-structured fixed-rate bonds and
- structured debt instruments issued (equity- and credit-linked).

Significant movements in Level 3 instruments during the year ended 31 December 2014 were as described below.

## Financial assets held for trading

Financial assets held for trading decreased to CHF 3.5 billion from CHF 4.3 billion during the year. Issuances of CHF 5.2 billion and purchases of CHF 1.4 billion, mainly comprised of loans and corporate bonds, were more than offset by sales of CHF 6.5 billion, primarily comprised of loans and corporate bonds, and net losses included in comprehensive income totaling CHF 1.6 billion. Transfers into Level 3 during the year amounted to CHF 1.0 billion and were mainly comprised of mortgage-backed securities and corporate bonds due to decreased observability of the respective credit spread inputs. Transfers out of Level 3 amounted to CHF 0.5 billion and were primarily comprised of asset-backed securities and corporate bonds, reflecting increased observability of the respective credit spread inputs.

## Financial assets designated at fair value

Financial assets designated at fair value decreased to CHF 3.5 billion from CHF 4.4 billion during the year, mainly reflecting net losses of CHF 0.8 billion included in comprehensive income and transfers out of Level 3 totaling CHF 0.3 billion. Issuances amounting to CHF 1.3 billion were mostly offset by settlements totaling CHF 1.2 billion.

## Financial investments available-for-sale

Financial investments available-for-sale decreased to CHF 0.6 billion from CHF 0.8 billion during the year, mainly reflecting sales of

**Note 24 Fair value measurement (continued)**

CHF 0.2 billion, which were mostly offset by purchases totaling CHF 0.1 billion.

*Positive replacement values*

Positive replacement values decreased to CHF 4.4 billion from CHF 5.5 billion during the year. Settlements of CHF 5.1 billion were partly offset by issuances totaling CHF 2.6 billion and net gains included in comprehensive income totaling CHF 1.1 billion, all of which were primarily related to credit derivative contracts and equity/index contracts. Transfers into Level 3 amounted to CHF 1.1 billion and were mainly comprised of credit derivative contracts and interest rate contracts, primarily resulting from changes in the correlation between the portfolios held and the representative market portfolio used to independently verify market data. Transfers out of Level 3 amounted to CHF 0.5 billion and were mainly comprised of credit derivative contracts and equity/index contracts, primarily resulting from both changes in the availability of the respective observable inputs for credit spreads, as well as changes in the correlation between the portfolios held and the representative market portfolio used to independently verify market data.

*Negative replacement values*

Negative replacement values increased to CHF 5.0 billion from CHF 4.4 billion during the year. Settlements and issuances amounted to CHF 3.7 billion and CHF 2.5 billion, respectively, and were primarily comprised of credit derivative contracts and equity/index contracts. Transfers into and out of Level 3 amounted to CHF 1.4 billion and CHF 0.5 billion, respectively,

and were also mainly comprised of credit derivative contracts and equity/index contracts, resulting from both changes in the availability of the respective observable inputs for credit spreads, as well as changes in the correlation between the portfolios held and the representative market portfolio used to independently verify market data.

*Financial liabilities designated at fair value*

Financial liabilities designated at fair value decreased to CHF 11.9 billion from CHF 12.1 billion during the year. Issuances of CHF 7.4 billion, primarily comprised of equity-linked structured debt instruments issued, non-structured fixed-rate bonds and structured over-the-counter debt instruments, as well as net losses of CHF 0.5 billion included in comprehensive income, were mostly offset by settlements of CHF 7.4 billion, mainly comprised of equity-linked structured debt instruments issued, structured over-the-counter debt instruments and non-structured fixed-rate bonds. Transfers into and out of Level 3 amounted to CHF 2.0 billion and CHF 3.2 billion, respectively. Transfers into Level 3 were primarily comprised of equity and credit-linked structured debt instruments issued and non-structured fixed-rate bonds and mainly resulted from a reduction in observable equity volatility inputs and respective credit spreads which affected the embedded options in these structures. Transfers out of Level 3 were mainly comprised of equity- and rates-linked structured debt instruments issued and non-structured fixed-rate bonds and mainly resulted from changes in the availability of observable credit spread and equity volatility inputs and changes in rates correlation used to determine the fair value of the embedded options in these structures.

Financial information  
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

**Note 24 Fair value measurement (continued)**

**Movements of Level 3 instruments**

CHF billion	Total gains/losses included in comprehensive income												
	Balance as of 31 December 2012	Net trading income	of which: related to Level 3 instruments held at the end of the reporting period	Net interest income and other income	of which: related to Level 3 instruments held at the end of the reporting period	Other comprehensive income	Purchases	Sales	Issuances	Settlements	Transfers into Level 3	Transfers out of Level 3	Foreign currency translation
<b>Financial assets held for trading<sup>1</sup></b>	<b>5.7</b>	<b>(2.4)</b>	<b>(1.3)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>2.1</b>	<b>(6.8)</b>	<b>5.0</b>	<b>0.0</b>	<b>2.2</b>	<b>(1.2)</b>	<b>(0.2)</b>
<i>of which:</i>													
<i>Corporate bonds and municipal bonds, including bonds issued by financial institutions</i>	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	(0.8)	0.0	0.0	0.3	(0.2)	0.0
<i>Loans</i>	2.0	(2.1)	(1.2)	0.0	0.0	0.0	0.7	(4.9)	5.0	0.0	0.6	(0.2)	0.0
<i>Asset-backed securities</i>	1.5	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.2	(0.7)	0.0	0.0	0.6	(0.5)	(0.2)
<i>Other</i>	0.6	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	(0.4)	0.0	0.0	0.6	(0.2)	0.0
<b>Financial assets designated at fair value</b>	<b>4.9</b>	<b>0.2</b>	<b>1.5</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>2.6</b>	<b>(3.3)</b>	<b>0.2</b>	<b>(0.2)</b>	<b>(0.1)</b>
<i>of which:</i>													
<i>Loans (including structured loans)</i>	1.4	(0.6)	(0.6)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	(0.8)	0.1	(0.2)	0.0
<i>Structured reverse repurchase and securities borrowing agreements</i>	3.3	0.8	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	(2.4)	0.2	0.0	(0.1)
<i>Other</i>	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.0
<b>Financial investments available-for-sale</b>	<b>0.7</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.1</b>	<b>0.1</b>	<b>(0.2)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.1</b>	<b>(0.1)</b>	<b>0.0</b>
<b>Positive replacement values</b>	<b>8.1</b>	<b>(0.8)</b>	<b>(0.5)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>(0.1)</b>	<b>2.2</b>	<b>(4.7)</b>	<b>3.8</b>	<b>(2.7)</b>	<b>(0.3)</b>
<i>of which:</i>													
<i>Credit derivative contracts</i>	3.6	(0.8)	(0.6)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	(3.8)	2.4	(0.2)	(0.1)
<i>Foreign exchange contracts</i>	1.2	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.4)	0.6	(0.1)	(0.2)
<i>Equity/index contracts</i>	2.9	0.4	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	(0.1)	0.4	(2.3)	0.0
<i>Other</i>	0.4	(0.2)	(0.3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	(0.4)	0.4	(0.1)	0.0
<b>Negative replacement values</b>	<b>6.5</b>	<b>(0.5)</b>	<b>(0.1)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>1.4</b>	<b>(4.6)</b>	<b>3.0</b>	<b>(1.0)</b>	<b>(0.4)</b>
<i>of which:</i>													
<i>Credit derivative contracts</i>	3.3	(0.8)	(0.3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	(3.3)	2.7	(0.3)	0.0
<i>Foreign exchange contracts</i>	1.5	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.5)	0.0	0.0	(0.3)
<i>Equity/index contracts</i>	1.3	0.5	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	(0.7)	0.1	(0.5)	0.0
<i>Other</i>	0.4	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	(0.1)	0.2	(0.2)	(0.1)
<b>Financial liabilities designated at fair value</b>	<b>14.7</b>	<b>(0.4)</b>	<b>1.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>6.4</b>	<b>(9.4)</b>	<b>2.9</b>	<b>(1.7)</b>	<b>(0.2)</b>
<i>of which:</i>													
<i>Non-structured fixed-rate bonds</i>	0.8	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	(0.8)	0.5	(0.1)	0.0
<i>Structured debt instruments issued</i>	10.0	1.2	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	(6.7)	1.9	(1.4)	(0.1)
<i>Structured over-the-counter debt instruments</i>	2.2	(0.4)	(0.3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	(1.3)	0.5	(0.1)	(0.1)
<i>Structured repurchase agreements</i>	1.7	(1.0)	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	(0.6)	0.0	0.0	0.0

<sup>1</sup> Includes assets pledged as collateral which may be sold or repledged by counterparties. Total Level 3 assets as of 31 December 2014 were CHF 12.2 billion (31 December 2013: CHF 15.0 billion). Total Level 3 liabilities as of 31 December 2014 were CHF 17.0 billion (31 December 2013: CHF 16.8 billion).

Balance as of 31 December 2013	Total gains/losses included in comprehensive income					Purchases	Sales	Issuances	Settlements	Transfers into Level 3	Transfers out of Level 3	Foreign currency translation	Balance as of 31 December 2014 <sup>1</sup>
	Net trading income	of which: related to Level 3 instruments held at the end of the reporting period	Net interest income and other income	of which: related to Level 3 instruments held at the end of the reporting period	Other comprehensive income								
4.3	(1.6)	(0.9)	0.0	0.0	0.0	1.4	(6.5)	5.2	0.0	1.0	(0.5)	0.1	3.5
1.7	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.9	(1.2)	0.0	0.0	0.2	(0.2)	0.1	1.4
1.0	(1.4)	(0.8)	0.0	0.0	0.0	0.2	(4.1)	5.2	0.0	0.2	(0.1)	0.1	1.1
1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.7)	0.0	0.0	0.5	(0.3)	0.0	0.6
0.6	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	(0.5)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.5
4.4	(0.8)	(0.3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	(1.2)	0.0	(0.3)	0.2	3.5
1.1	(0.3)	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	(0.2)	0.0	(0.3)	0.0	1.0
3.1	(0.5)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	(1.0)	0.0	0.0	0.1	2.4
0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
5.5	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6	(5.1)	1.1	(0.5)	(0.2)	4.4
3.0	0.3	(0.8)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	(3.2)	0.5	(0.2)	0.1	1.7
0.9	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.2)	0.0	(0.1)	(0.3)	0.6
1.2	0.6	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	(1.3)	0.3	(0.2)	0.0	1.9
0.3	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	(0.4)	0.3	(0.1)	0.0	0.3
4.4	0.7	(0.6)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	(3.7)	1.4	(0.5)	0.2	5.0
2.0	0.1	(1.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	(2.4)	1.0	(0.2)	0.3	1.7
0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.3
1.5	0.4	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	(1.2)	0.3	(0.1)	0.0	2.4
0.5	0.2	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.1	0.0	(0.1)	0.6
12.1	0.5	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.4	(7.4)	2.0	(3.2)	0.5	11.9
1.2	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	(1.4)	0.4	(0.4)	0.1	2.2
7.9	0.9	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.7	(4.2)	1.2	(2.6)	0.4	7.3
1.8	(0.4)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	(1.5)	0.4	(0.2)	0.0	1.5
1.2	(0.3)	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	(0.4)	0.0	0.0	0.0	0.9



Financial information  
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

**Note 24 Fair value measurement (continued)**

h) Valuation of assets and liabilities classified as Level 3

The table on the following pages presents UBS AG's assets and liabilities recognized at fair value and classified as Level 3, together with the valuation techniques used to measure fair value, the significant inputs used in the valuation technique that are considered unobservable and a range of values for those unobservable inputs.

The range of values represents the highest and lowest level input used in the valuation techniques. Therefore, the range does not reflect the level of uncertainty regarding a particular input, but rather the different underlying characteristics of the relevant assets and liabilities. The ranges will therefore vary from period to period and parameter to parameter based on characteristics of the instruments held at each balance sheet date. Further, the

ranges of unobservable inputs may differ across other financial institutions due to the diversity of the products in each firm's inventory.

Significant unobservable inputs in Level 3 positions

This section discusses the significant unobservable inputs identified in the table on the following pages and assesses the potential effect that a change in each unobservable input in isolation may have on a fair value measurement, including information to facilitate an understanding of factors that give rise to the input ranges shown. Relationships between observable and unobservable inputs have not been included in the summary below.

Valuation techniques and inputs used in the fair value measurement of Level 3 assets and liabilities

CHF billion	Fair value				Valuation technique(s)	Significant unobservable input(s) <sup>1</sup>	Range of inputs				unit <sup>1</sup>
	Assets		Liabilities				31.12.14		31.12.13		
	31.12.14	31.12.13	31.12.14	31.12.13			low	high	low	high	
Financial assets held for trading/Trading portfolio liabilities, Financial assets/liabilities designated at fair value and Financial investments available-for-sale											
Corporate bonds and municipal bonds, including bonds issued by financial institutions	1.4	1.8	0.1	0.2	Relative value to market comparable	Bond price equivalent	8	144	0	127	points
Traded loans, loans designated at fair value and loan commitments	2.2	2.2	0.0	0.0	Relative value to market comparable	Loan price equivalent	80	101	0	102	points
					Discounted expected cash flows	Credit spread	37	138	65	125	points
					Market comparable and securitization model	Discount margin/spread	0	13	1	15	%
					Mortality dependent cash flow	Volatility of mortality	270	280	21	128	%
Investment fund units <sup>2</sup>	0.5	0.6	0.0	0.0	Relative value to market comparable	Net asset value					
Asset-backed securities	0.6	1.0	0.0	0.0	Discounted cash flow projection	Constant prepayment rate	0	18	0	18	%
						Constant default rate <sup>3</sup>			0	10	%
						Loss severity <sup>3</sup>			0	100	%
						Discount margin/spread	0	22	1	39	%
					Relative value to market comparable	Bond price equivalent	0	102	0	102	points
Equity instruments <sup>2</sup>	0.5	0.6	0.0	0.0	Relative value to market comparable	Price					
Structured (reverse) repurchase agreements	2.4	3.1	0.9	1.2	Discounted expected cash flows	Funding spread	10	163	10	163	points
Financial assets for unit-linked investment contracts <sup>2</sup>	0.1	0.1			Relative value to market comparable	Price					
Structured debt instruments and non-structured fixed-rate bonds <sup>4</sup>			11.0	11.0							

Note 24 Fair value measurement (continued)

Valuation techniques and inputs used in the fair value measurement of Level 3 assets and liabilities (continued)

CHF billion	Fair value				Valuation technique(s)	Significant unobservable input(s) <sup>1</sup>	Range of inputs				unit <sup>1</sup>
	Assets		Liabilities				31.12.14		31.12.13		
	31.12.14	31.12.13	31.12.14	31.12.13			low	high	low	high	
<b>Replacement values</b>											
<i>Interest rate contracts</i>	0.2	0.3	0.6	0.4	Option model	Volatility of interest rates	13	94	13	73	%
						Rate-to-rate correlation	84	94	84	94	%
						Intra-curve correlation	50	94	50	84	%
					Discounted expected cash flows	Constant prepayment rate	0	3	0	3	%
					Discounted expected cash flow based on modeled defaults and recoveries	Credit spreads	0	963	2	1,407	basis points
<i>Credit derivative contracts</i>	1.7	3.0	1.7	2.0	Option model	Upfront price points	15	83	(12)	68	%
						Recovery rates	0	95	0	95	%
						Credit index correlation	10	85	10	90	%
						Discount margin/spread	0	32	0	39	%
						Credit pair correlation	57	94	42	92	%
					Discounted cash flow projection on underlying bond	Constant prepayment rate	1	16	0	15	%
						Constant default rate	0	9	0	12	%
						Loss severity	0	100	0	100	%
						Discount margin/spread	1	33	0	38	%
						Bond price equivalent	12	100	0	100	points
<i>Foreign exchange contracts</i>	0.6	0.9	0.3	0.5	Option model	Volatility of foreign exchange <sup>3</sup>			7	20	%
						Rate-to-FX correlation	(57)	60	(71)	60	%
						FX-to-FX correlation	(70)	80	(83)	80	%
					Discounted expected cash flows	Constant prepayment rate	0	13	0	13	%
<i>Equity/index contracts</i>	1.9	1.2	2.4	1.5	Option model	Equity dividend yields	0	15	0	10	%
						Volatility of equity stocks, equity and other indices	1	130	1	88	%
						Equity-to-FX correlation	(55)	84	(52)	77	%
						Equity-to-equity correlation	18	99	17	99	%
<i>Non-financial assets<sup>2,4</sup></i>	0.2	0.1			Relative value to market comparable	Price					
					Discounted cash flow projection	Projection of cost and income related to the particular property					
						Discount rate					
						Assessment of the particular property's condition					

<sup>1</sup> The ranges of significant unobservable inputs are represented in points, percentages and basis points. Points are a percentage of par. For example, 100 points would be 100% of par. <sup>2</sup> The range of inputs is not disclosed due to the dispersion of possible values given the diverse nature of the investments. <sup>3</sup> The range of inputs is not disclosed for 31 December 2014 because this unobservable input parameter was not significant to the respective valuation technique as of that date. <sup>4</sup> Valuation techniques, significant unobservable inputs and the respective input ranges for structured debt instruments and non-structured fixed-rate bonds are the same as the equivalent derivative or structured financing instruments presented elsewhere in this table. <sup>5</sup> Non-financial assets include investment properties at fair value and other assets which primarily consist of assets held for sale.

*Bond price equivalent:* Where market prices are not available for a bond, fair value is measured by comparison with observable pricing data from similar instruments. Factors considered when selecting comparable instruments include credit quality, maturity and industry of the issuer. Fair value may be measured either by a direct price comparison or by conversion of an instrument price into a yield (either as an outright yield or as a spread to LIBOR).

Bond prices are expressed as points of the nominal, where 100 represents a fair value equal to the nominal value (i.e., par).

For corporate and municipal bonds, the range of 8–144 represents the range of prices from reference issuances used in determining fair value. Bonds priced at 0 are distressed to the point that no recovery is expected, while prices significantly in excess of 100 or par relate to inflation-linked or structured issuances that pay a

**Note 24 Fair value measurement (continued)**

coupon in excess of the market benchmark as of the measurement date. The weighted average price is approximately 100 points, with a majority of positions concentrated around this price.

For asset-backed securities, the bond price range of 0–102 points represents the range of prices for reference securities used in determining fair value. An instrument priced at 0 is not expected to pay any principal or interest, while an instrument priced close to 100 points is expected to be repaid in full as well as pay a yield close to the market yield. More than 94% of the portfolio is priced at 80 points or higher, and the weighted average price for Level 3 assets within this portion of the Level 3 portfolio is 89 points.

For credit derivatives, the bond price range of 12–100 points disclosed represents the range of prices used for reference instruments that are typically converted to an equivalent yield or credit spread as part of the valuation process. The range is comparable to that for corporate and asset-backed issuances described above.

*Loan price equivalent:* Where market prices are not available for a traded loan, fair value is measured by comparison with observable pricing data for similar instruments. Factors considered when selecting comparable instruments include industry segment, collateral quality, maturity and issuer-specific covenants. Fair value may be measured either by a direct price comparison or by conversion of an instrument price into a yield. The range of 80–101 points represents the range of prices derived from reference issuances of a similar credit quality used in measuring fair value for loans classified as Level 3. Loans priced at 0 are distressed to the point that no recovery is expected, while a current price of 100 represents a loan that is expected to be repaid in full, and also pays a yield marginally higher than market yield. The weighted average is approximately 95 points.

*Credit spread:* Valuation models for many credit derivatives require an input for the credit spread, which is a reflection of the credit quality of the associated referenced underlying. The credit spread of a particular security is quoted in relation to the yield on a benchmark security or reference rate, typically either US Treasury or LIBOR, and is generally expressed in terms of basis points. An increase/(decrease) in credit spread will increase/(decrease) the value of credit protection offered by CDS and other credit derivative products. The impact on the results of UBS AG of such changes depends on the nature and direction of the positions held. Credit spreads may be negative where the asset is more creditworthy than the benchmark against which the spread is calculated. A wider credit spread represents decreasing credit-worthiness. The ranges of 37–138 basis points in loans and 0–963 basis points in credit derivatives represents a diverse set of underlyings, with the lower end of the range representing credits of the highest quality (e.g., approximating the risk of LIBOR) and the upper end of the range representing greater levels of credit risk.

*Constant prepayment rate:* A prepayment rate represents the amount of unscheduled principal repayment for a pool of loans. The prepayment estimate is based on a number of factors, such as historical prepayment rates for previous loans that are similar pool loans and the future economic outlook, considering factors including, but not limited to, future interest rates. In general, a significant increase/(decrease) in this unobservable input in isolation would result in a significantly higher/(lower) fair value for bonds trading at a discount. For bonds trading at a premium the reverse would apply, with a decrease in fair value when the constant prepayment rate increases. However, in certain cases the effect of a change in prepayment speed upon instrument price is more complicated and is dependent upon both the precise terms of the securitization and the position of the instrument within the securitization capital structure.

For asset-backed securities, the range of 0–18% represents inputs across various classes of asset-backed securities. Securities with an input of 0% typically reflect no current prepayment behavior within their underlying collateral with no expectation of this changing in the immediate future, while the high range of 18% relates to securities that are currently experiencing high prepayments. Different classes of asset-backed securities typically show different ranges of prepayment characteristics depending on a combination of factors, including the borrowers' ability to refinance, prevailing refinancing rates, and the quality or characteristics of the underlying loan collateral pools. The weighted average constant prepayment rate for the portfolio is 9%.

For credit derivatives, the range of 1–16% represents the input assumption for credit derivatives on asset-backed securities. The range is driven in a similar manner to that for asset-backed securities.

For FX contracts and interest rate contracts, the ranges of 0–13% and 0–3%, respectively, represent the prepayment assumptions on securitizations underlying the BGS portfolio. This portfolio is less diverse than other asset-backed securities portfolios and the range of prepayment speed is therefore narrower.

*Constant default rate (CDR):* The CDR represents the percentage of outstanding principal balances in the pool that are projected to default and liquidate and is the annualized rate of default for a group of mortgages or loans. The CDR estimate is based on a number of factors, such as collateral delinquency rates in the pool and the future economic outlook. In general, a significant increase/(decrease) in this unobservable input in isolation would result in significantly lower/(higher) cash flows for the deal (and thus lower/(higher) valuations). However, different instruments within the capital structure can react differently to changes in the CDR rate. Generally, subordinated bonds will decrease in value as CDR increases, but for well protected senior bonds an increase in CDR may cause an increase in price. In addition, the presence of a guarantor wrap on the collateral pool of a security may result in notes at the junior end of the capital structure experiencing a price increase with an increase in the default rate.

**Note 24 Fair value measurement (continued)**

The range of 0–9% for credit derivatives represents the expected default percentage across the individual instruments' underlying collateral pools.

*Loss severity/recovery rate:* The projected loss severity/recovery rate reflects the estimated loss that will be realized given expected defaults. Loss severity is generally applied to collateral within asset-backed securities while the recovery rate is the analogous pricing input for corporate or sovereign credits. Recovery is the reverse of loss severity, so a 100% recovery rate is the equivalent of a 0% loss severity. Increases in loss severity levels/decreases in recovery rates will result in lower expected cash flows into the structure upon the default of the instruments. In general, a significant decrease/(increase) in the loss severity in isolation would result in significantly higher/(lower) fair value for the respective asset-backed securities. The impact of a change in recovery rate on a credit derivative position will depend upon whether credit protection has been bought or sold.

Loss severity is ultimately driven by the value recoverable from collateral held after foreclosure occurs relative to the loan principal and possibly unpaid interest accrued at that point. For credit derivatives, the loss severity range of 0–100% applies to derivatives on asset-backed securities. The recovery rate range of 0–95% represents a wide range of expected recovery levels on credit derivative contracts within the Level 3 portfolio.

*Discount margin (DM) spread:* The DM spread represents the discount rates used to present value cash flows of an asset to reflect the market return required for uncertainty in the estimated cash flows. DM spreads are a rate or rates applied on top of a floating index (e.g., LIBOR) to discount expected cash flows. Generally, a decrease/(increase) in the unobservable input in isolation would result in a significantly higher/(lower) fair value.

The different ranges represent the different discount rates across loans (0–13%), asset-backed securities (0–22%) and credit derivatives (0–32%). The high end of the range relates to securities that are priced very low within the market relative to the expected cash flow schedule and there is significant discounting relative to the expected cash flow schedule. This indicates that the market is pricing an increased risk of credit loss into the security that is greater than what is being captured by the expected cash flow generation process. The low ends of the ranges are typical of funding rates on better quality instruments. For asset-backed securities, the weighted average DM is 5%. For loans, the average effective DM is 1.71% compared with the disclosed range of 0–13%.

*Equity dividend yields:* The derivation of a forward price for an individual stock or index is important both for measuring fair value for forward or swap contracts and for measuring fair value using option pricing models. The relationship between the current stock price and the forward price is based on a combination of

expected future dividend levels and payment timings, and, to a lesser extent, the relevant funding rates applicable to the stock in question. Dividend yields are generally expressed as an annualized percentage of share price with the lowest limit of 0% representing a stock that is not expected to pay any dividend. The dividend yield and timing represents the most significant parameter in determining fair value for instruments that are sensitive to an equity forward price. The range of 0–15% reflects the expected range of dividend rates for the portfolio.

*Volatility:* Volatility measures the variability of future prices for a particular instrument and is generally expressed as a percentage, where a higher number reflects a more volatile instrument for which future price movements are more likely to occur. The minimum level of volatility is 0% and there is no theoretical maximum. Volatility is a key input into option models, where it is used to derive a probability-based distribution of future prices for the underlying instrument. The effect of volatility on individual positions within the portfolio is driven primarily by whether the option contract is a long or short position. In most cases, the fair value of an option increases as a result of an increase in volatility and is reduced by a decrease in volatility. Generally, volatility used in the measurement of fair value is derived from active market option prices (referred to as implied volatility). A key feature of implied volatility is the volatility "smile" or "skew," which represents the effect of pricing options of different option strikes at different implied volatility levels.

- Volatility of interest rates – the range of 13–94% reflects the range of unobservable volatilities across different currencies and related underlying interest rate levels. Volatilities of low interest rates tend to be much higher than volatilities of high interest rates. In addition, different currencies may have significantly different implied volatilities.
- Volatility of equity stocks, equity and other indices – the range of 1–130% is reflective of the range of underlying stock volatilities.
- Volatility of mortality – the range of 270–280% represents mortality volatility assumptions for different components of the mortality contingent loan portfolio. The range in volatility inputs is driven by different characteristics of contracts within the portfolio. An increase in volatility will cause an increase in loan value as the notional drawn will tend to increase.

*Correlation:* Correlation measures the inter-relationship between the movements of two variables. It is expressed as a percentage between (100)% and +100%, where +100% are perfectly correlated variables (meaning a movement of one variable is associated with a movement of the other variable in the same direction), and (100)% are inversely correlated variables (meaning a movement of one variable is associated with a movement of the other variable in the opposite direction). The effect of correlation on the measurement of fair value is dependent on the specific terms of

**Note 24 Fair value measurement (continued)**

the instruments being valued, due to the range of different payoff features within such instruments.

- Rate-to-rate correlation – the correlation between interest rates of two separate currencies. The range of 84–94% results from the different pairs of currency involved.
- Intra-curve correlation – the correlation between different tenor points of the same yield curve. Correlations are typically fairly high, as reflected by the range of 50–94%.
- Credit index correlation of 10–85% reflects the implied correlation derived from different indices across different parts of the benchmark index capital structure. The input is particularly important for bespoke and Level 3 index tranches.
- Credit pair correlation is particularly important for first to default credit structures. The range of 57–94% reflects the difference between credits with low correlation and similar highly correlated credits.
- Rate-to-FX correlation – captures the correlation between interest rates and FX rates. The range for the portfolio is (57)–60%, which represents the relationship between interest rates and foreign exchange levels. The signage on such correlations is dependent on the quotation basis of the underlying FX rate (e.g., EUR/USD and USD/EUR correlations to the same interest rate will have opposite signs).
- FX-to-FX correlation is particularly important for complex options that incorporate different FX rates in the projected payoff. The range of (70)–80% reflects the underlying characteristics across the main FX pairs to which UBS AG has exposures.
- Equity-to-equity correlation is particularly important for complex options that incorporate, in some manner, different equities in the projected payoff. The closer the correlation is to 100%, the more related one equity is to another. For example, equities with a very high correlation could be from different parts of the same corporate structure. The range of 18–99% is reflective of this.
- Equity-to-FX correlation is important for equity options based on a currency different than the currency of the underlying stock. The range of (55)–84% represents the range of the relationship between underlying stock and foreign exchange volatilities.

*Funding spread:* Structured financing transactions are valued using synthetic funding curves that best represent the assets that

are pledged as collateral to the transactions. They are not representative of where UBS AG can fund itself on an unsecured basis, but provide an estimate of where UBS AG can source and deploy secured funding with counterparties for a given type of collateral. The funding spreads are expressed in terms of basis points over or under LIBOR and if funding spreads widen this increases the impact of discounting. The range of 10–163 basis points for both structured repurchase agreements and structured reverse repurchase agreements represents the range of asset funding curves, where wider spreads are due to a reduction in liquidity of underlying collateral for funding purposes.

A small proportion of structured debt instruments and non-structured fixed-rate bonds within financial liabilities designated at fair value had an exposure to funding spreads that is longer in duration than the actively traded market. Such positions are within the range of 10–163 basis points reported above.

*Upfront price points:* A component in the price quotation of credit derivative contracts, whereby the overall fair value price level is split between the credit spread (basis points running over the life of the contract as described above) and a component that is quoted and settled upfront on transacting a new contract. This latter component is referred to as upfront price points and represents the difference between the credit spread paid as protection premium on a current contract versus a small number of standard contracts defined by the market. Distressed credit names frequently trade and quote CDS protection only in upfront points rather than as a running credit spread. An increase/(decrease) in upfront points will increase/(decrease) the value of credit protection offered by CDS and other credit derivative products. The effect on the results of UBS AG of increases or decreases in upfront price points depends on the nature and direction of the positions held. Upfront pricing points may be negative where a contract is quoting for a narrower premium than the market standard, but are generally positive, reflecting an increase in credit premium required by the market as creditworthiness deteriorates. The range of 15–83% within the table above represents the variety of current market credit spread levels relative to the benchmarks used as a quotation basis. Upfront points of 83% represent a distressed credit.

**Note 24 Fair value measurement (continued)**

## i) Sensitivity of fair value measurements to changes in unobservable input assumptions

The table below summarizes those financial assets and liabilities classified as Level 3 for which a change in one or more of the unobservable inputs to reflect reasonably possible alternative assumptions would change fair value significantly, and the estimated effect thereof. As of 31 December 2014, the total favorable and unfavorable effects of changing one or more of the unobservable inputs to reflect reasonably possible alternative assumptions for financial instruments classified as Level 3 were CHF 1.0 billion and CHF 0.8 billion, respectively (31 December 2013: CHF 1.4 billion and CHF 1.1 billion, respectively).

The table shown presents the favorable and unfavorable effects for each class of financial assets and liabilities for which the potential change in fair value is considered significant. The sensitivity data presented represents an estimation of valuation uncertainty based on reasonably possible alternative values for Level 3 inputs at the balance sheet date and does not represent the estimated effect of stress scenarios. Typically, these financial assets and liabilities are sensitive to a combination of inputs from Levels 1–3. Although well defined interdependencies may exist between Levels 1–2 and Level 3 parameters (e.g., between interest rates, which are generally Level 1 or Level 2, and prepayments, which are generally Level 3), these have not been incorporated in the table. Further, direct inter-relationships between the Level 3 parameters discussed below are not a significant element of the valuation uncertainty.

Sensitivity data is estimated using a number of techniques including the estimation of price dispersion among different market participants, variation in modeling approaches and reasonably possible changes to assumptions used within the fair value measurement process. The sensitivity ranges are not always symmetrical around the fair values as the inputs used in valuations are not always precisely in the middle of the favorable and unfavorable range.

Sensitivity data is determined at a product or parameter level and then aggregated assuming no diversification benefit. The calculated sensitivity is applied to both the outright position and any related Level 3 hedges. The main interdependencies across different Level 3 products to a single unobservable input parameter have been included in the basis of netting exposures within the calculation. Aggregation without allowing for diversification involves the simple summation of individual results with the total sensitivity, therefore representing the impact of all unobservable inputs which, if moved to a reasonably possible favorable or unfavorable level at the same time, would result in a significant change in the valuation. Diversification would incorporate estimated correlations across different sensitivity results and, as such, would result in an overall sensitivity that would be less than the sum of the individual component sensitivities. The Group believes that, while there are diversification benefits within the portfolios representing these sensitivity numbers, they are not significant to this analysis.

## Sensitivity of fair value measurements to changes in unobservable input assumptions

CHF million	31.12.14		31.12.13	
	Favorable changes <sup>1</sup>	Unfavorable changes <sup>1</sup>	Favorable changes <sup>1</sup>	Unfavorable changes <sup>1</sup>
Government bills/bonds	10	(1)	17	(4)
Corporate bonds and municipal bonds, including bonds issued by financial institutions	33	(41)	35	(76)
Traded loans, loans designated at fair value and loan commitments	103	(63)	148	(70)
Asset-backed securities	16	(12)	54	(46)
Equity instruments	105	(42)	137	(84)
Interest rate derivative contracts, net	106	(58)	127	(91)
Credit derivative contracts, net	248	(277)	503 <sup>2</sup>	(471) <sup>2</sup>
Foreign exchange derivative contracts, net	35	(32)	57	(56)
Equity/index derivative contracts, net	82	(83)	41	(43)
Structured debt instruments issued and non-structured fixed-rate bonds	202	(199)	184	(151)
Other	23	(17)	63	(54)
<b>Total</b>	<b>965</b>	<b>(824)</b>	<b>1,366</b>	<b>(1,146)</b>

<sup>1</sup> Of the total favorable change, CHF 116 million as of 31 December 2014 (31 December 2013: CHF 154 million) related to financial investments available-for-sale. Of the total unfavorable change, CHF 56 million as of 31 December 2014 (31 December 2013: CHF 159 million) related to financial investments available-for-sale. <sup>2</sup> In 2014, comparative period figures for 31 December 2013 related to credit derivative contracts were corrected. As a result, favorable and unfavorable changes related to credit derivative contracts as of 31 December 2013 were increased by CHF 137 million and CHF 52 million, respectively.

**Note 24 Fair value measurement (continued)**

j) Financial instruments not measured at fair value

The following table reflects the estimated fair values for financial instruments not measured at fair value.

**Financial instruments not measured at fair value**

CHF billion	31.12.14					31.12.13				
	Carrying value	Fair value				Carrying value	Fair value			
	Total	Total	Level 1	Level 2	Level 3	Total	Total	Level 1	Level 2	Level 3
<b>Assets</b>										
Cash and balances with central banks	104.1	104.1	104.1	0.0	0.0	80.9	80.9	80.9	0.0	0.0
Due from banks	13.3	13.3	12.6	0.7	0.0	13.9	13.9	11.4	2.4	0.0
Cash collateral on securities borrowed	24.1	24.1	0.0	24.1	0.0	27.5	27.5	0.0	27.5	0.0
Reverse repurchase agreements	68.4	68.4	0.0	66.5	2.0	91.6	91.6	0.0	91.2	0.4
Cash collateral receivables on derivative instruments	31.0	31.0	0.0	31.0	0.0	26.5	26.5	0.0	26.5	0.0
Loans	316.0	318.6	0.0	186.6	131.9	287.0	289.3	0.0	165.5	123.8
Other assets	21.3	21.2	0.0	21.2	0.0	17.6	17.4	0.0	17.4	0.0
<b>Liabilities</b>										
Due to banks	10.5	10.5	9.6	0.9	0.0	12.9	12.9	10.8	2.1	0.0
Cash collateral on securities lent	9.2	9.2	0.0	9.2	0.0	9.5	9.5	0.0	9.5	0.0
Repurchase agreements	11.8	11.8	0.0	11.6	0.2	13.8	13.8	0.0	13.8	0.0
Cash collateral payables on derivative instruments	42.4	42.4	0.0	42.4	0.0	44.5	44.5	0.0	44.5	0.0
Due to customers	411.0	411.0	0.0	411.0	0.0	390.8	390.8	0.0	390.8	0.0
Debt issued	91.2	94.3	0.0	88.5	5.8	81.4	84.0	0.0	79.3	4.7
Other liabilities	46.0	46.0	0.0	46.0	0.0	39.5	39.5	0.0	39.5	0.0
<b>Guarantees / Loan commitments</b>										
Guarantees <sup>1</sup>	0.0	(0.1)	0.0	0.0	(0.1)	0.1	(0.1)	0.0	0.0	(0.1)
Loan commitments <sup>2</sup>	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0

<sup>1</sup> The carrying value of guarantees represented a liability of CHF 0.0 billion as of 31 December 2014 (31 December 2013: CHF 0.1 billion). The estimated fair value of guarantees represented an asset of CHF 0.1 billion as of 31 December 2014 (31 December 2013: CHF 0.1 billion). <sup>2</sup> The fair value of loan commitments represented a liability of CHF 0.1 billion as of 31 December 2013.

**Note 24 Fair value measurement (continued)**

The fair values included in the table on the previous page were calculated for disclosure purposes only. The fair value valuation techniques and assumptions described below relate only to the fair value of UBS AG's financial instruments not measured at fair value. Other institutions may use different methods and assumptions for their fair value estimation, and therefore such fair value disclosures cannot necessarily be compared from one financial institution to another. UBS AG applies significant judgments and assumptions to arrive at these fair values, which are more holistic and less sophisticated than UBS AG's established fair value and model governance policies and processes applied to financial instruments accounted for at fair value whose fair values impact UBS AG's balance sheet and net profit. The following principles were applied when determining fair value estimates for financial instruments not measured at fair value:

- For financial instruments with remaining maturities greater than three months, the fair value was determined from quoted market prices, if available.
- Where quoted market prices were not available, the fair values were estimated by discounting contractual cash flows using current market interest rates or appropriate yield curves for instruments with similar credit risk and maturity. These estimates generally include adjustments for counterparty credit or UBS AG's own credit.
- For short-term financial instruments with remaining maturities of three months or less, the carrying amount, which is net of credit loss allowances, is generally considered a reasonable estimate of fair value. The following financial instruments not measured at fair value have remaining maturities of three months or less as of 31 December 2014: 100% of cash and balances with central banks, 94% of amounts due from banks, 100% of cash collateral on securities borrowed, 88% of reverse repurchase agreements, 100% of cash collateral receivables on derivatives, 53% of loans, 91% of amounts due to banks, 87% of cash collateral on securities lent, 90% of repurchase agreements, 100% of cash collateral payable on derivatives, 99% of amount due to customers and 24% of debt issued.
- The fair value estimates for repurchase and reverse repurchase agreements with variable and fixed interest rates, for all maturities, include the valuation of the interest rate component of these instruments. Credit and debit valuation adjustments have not been included in the valuation due to the short-term nature of these instruments.
- The estimated fair values of off-balance sheet financial instruments are based on market prices for similar facilities and guarantees. Where this information is not available, fair value is estimated using discounted cash flow analysis.



**Note 25 Restricted and transferred financial assets**

This Note provides information on restricted financial assets (Note 25a), transfers of financial assets (Note 25b and 25c) and financial assets which are received as collateral with the right to resell or repledge these assets (Note 25d).

**a) Restricted financial assets**

Restricted financial assets consist of assets pledged as collateral against an existing liability or contingent liability and other assets which are otherwise explicitly restricted such that they cannot be used to secure funding. In addition, UBS AG including its branches and its subsidiaries are generally not subject to significant restrictions that would prevent the transfer of dividends and capital within the Group, other than UBS AG's regulated subsidiaries which are required to maintain capital to comply with local regulations, with a certain level of capital being not available for distribution or transfer. Non-regulated subsidiaries are generally not subject to dividend or capital transfer restrictions. However, exceptions may exist when restrictions are imposed as a result of a contractual-, entity- or country-specific arrangement or requirement.

Financial assets are mainly pledged as collateral in securities lending transactions, in repurchase transactions, against loans from Swiss mortgage institutions and in connection with the issuance of covered bonds. UBS AG generally enters into repurchase and securities lending arrangements under standard market

agreements, with a market-based haircut applied to the collateral, which results in the associated liabilities having a carrying value below the carrying value of the assets. Pledged mortgage loans serve as collateral for existing liabilities against Swiss central mortgage institutions and for existing covered bond issuances of CHF 21,644 million as of 31 December 2014 (31 December 2013: CHF 22,634 million).

Other restricted financial assets include assets protected under client asset segregation rules, assets held by UBS AG's insurance entities to back related liabilities to the policy holders, assets held in certain jurisdictions to comply with explicit minimum local asset maintenance requirements and assets held in consolidated bankruptcy remote entities such as certain investment funds and other structured entities. The carrying value of the liabilities associated with these other restricted financial assets is generally equal to the carrying value of the assets, with the exception of assets held to comply with local asset maintenance requirements for which the associated liabilities are greater.

**Restricted financial assets**

CHF million	Carrying amount	
	31.12.14	31.12.13
<b>Financial assets pledged as collateral</b>		
Trading portfolio assets	61,304	48,368
<i>of which: assets pledged as collateral which may be sold or repledged by counterparties</i>	56,018	42,449
Loans	27,973	33,632
<i>of which: mortgage loans<sup>1</sup></i>	27,973	33,632
Financial investments available-for-sale	2,868	0
<i>of which: assets pledged as collateral which may be sold or repledged by counterparties</i>	2,662	0
<b>Total financial assets pledged as collateral<sup>2</sup></b>	<b>92,144</b>	<b>82,000</b>
<b>Other restricted financial assets</b>		
Due from banks	3,511	3,274
Reverse repurchase agreements	1,896	1,989
Trading portfolio assets	25,567	24,252
Cash collateral receivables on derivative instruments	6,135	6,216
Financial assets designated at fair value	458	581
Financial investments available-for-sale	1,209	44
Other	221	169
<b>Total other restricted financial assets</b>	<b>38,997</b>	<b>36,525</b>
<b>Total financial assets pledged and other restricted financial assets</b>	<b>131,142</b>	<b>118,525</b>

<sup>1</sup> These pledged mortgage loans serve as collateral for existing liabilities against Swiss central mortgage institutions and for existing covered bond issuances. Of these pledged mortgage loans, approximately CHF 4.5 billion for 31 December 2014 (31 December 2013: approximately CHF 5.8 billion) could be withdrawn or used for future liabilities or covered bond issuances without breaching existing collateral requirements.

<sup>2</sup> Does not include assets placed with central banks related to undrawn credit lines and for payment, clearing and settlement purposes (31 December 2014: CHF 6.1 billion, 31 December 2013: CHF 4.3 billion).

**Note 25 Restricted and transferred financial assets (continued)**

b) Transferred financial assets that are not derecognized in their entirety

The table below presents information for financial assets, which have been transferred but are subject to continued recognition in full, as well as recognized liabilities associated with those transferred assets.

**Transferred financial assets subject to continued recognition in full**

CHF million	31.12.14		31.12.13	
	Carrying value of transferred assets	Carrying value of associated liabilities recognized on-balance sheet	Carrying value of transferred assets	Carrying value of associated liabilities recognized on-balance sheet
<i>Trading portfolio assets transferred which may be sold or repledged by counterparties</i>				
<i>relating to securities lending and repurchase agreements in exchange for cash received</i>	19,366	18,147	16,296	15,026
<i>relating to securities lending agreements in exchange for securities received</i>	35,557	0	25,349	0
<i>relating to other financial asset transfers</i>	1,095	142	804	442
<i>Financial investments available-for-sale transferred which may be sold or repledged by counterparties</i>	2,662	2,584	0	0
<b>Total financial assets transferred</b>	<b>58,680</b>	<b>20,873</b>	<b>42,449</b>	<b>15,468</b>

Transactions whereby financial assets are transferred, but continue to be recognized in their entirety on UBS AG's balance sheet include securities lending and repurchase agreements as well as other financial asset transfers. Repurchase agreements and securities lending agreements are discussed in Note 1a items 13 and 14. Repurchase and securities lending arrangements are, for the most part, conducted under standard market agreements, and are undertaken with counterparties subject to UBS AG's normal credit risk control processes. Other financial asset transfers include securities transferred to collateralize derivative transactions.

As of 31 December 2014, approximately one-third of the transferred financial assets were trading portfolio assets transferred in exchange for cash, in which case the associated recognized liability represents the amount to be repaid to counterparties. For securities lending and repurchase agreements, a haircut between 0% and 15% is generally applied to the collateral, which results in associated liabilities having a carrying value below the carrying value of the transferred assets. The counterparties to the

associated liabilities presented in the table above have full recourse to UBS AG.

In securities lending arrangements entered into in exchange for the receipt of other securities as collateral, neither the securities received nor the obligation to return them are recognized on UBS AG's balance sheet as the risks and rewards of ownership are not transferred to UBS AG. In cases where such financial assets received are subsequently sold or repledged in another transaction, this is not considered to be a transfer of financial assets.

Transferred assets other than trading portfolio assets and financial investments available-for-sale which may be sold or repledged by counterparties were not material in 2014. Transferred assets other than trading portfolio assets which may be sold or repledged by counterparties were not material in 2013.

Transferred financial assets that are not subject to derecognition in full, but which remain on the balance sheet to the extent of UBS AG's continuing involvement, were not material in 2014 and 2013.

**Note 25 Restricted and transferred financial assets (continued)**

Transferred financial assets that are derecognized in their entirety with continuing involvement

Continuing involvement in a transferred and fully derecognized financial asset may result from contractual provisions in the transfer agreement or in a separate agreement with the counterparty or a third party entered into in connection with the transfer. The table below provides information on UBS AG's continuing

involvement in transferred and fully derecognized financial assets. There are a limited number of specific transactions for which UBS AG has continuing involvement in derecognized financial assets, as detailed below.

Transferred financial assets that are derecognized in their entirety with continuing involvement

Type of continuing involvement	Balance sheet line item	Carrying amount of continuing involvement	Fair value of continuing involvement	Gain/(loss) recognized at the date of transfer of the financial assets <sup>1</sup>	Gain/(loss) from continuing involvement in transferred and derecognized financial assets	
					For the year ended 31.12.14	
					For the year ended 31.12.14	Life-to-date 31.12.14
Purchased and retained interest in securitization structures	Trading portfolio assets/ Replacement values <sup>1</sup>	(22)	(22)	22	13	(1,582)
<b>Total</b>		(22)	(22)	22	13	(1,582)

Type of continuing involvement	Balance sheet line item	Carrying amount of continuing involvement	Fair value of continuing involvement	Gain/(loss) recognized at the date of transfer of the financial assets	Gain/(loss) from continuing involvement in transferred and derecognized financial assets	
					For the year ended 31.12.13	
					For the year ended 31.12.13	Life-to-date 31.12.13
Lending arrangements	Loans	2,408	2,384	0	43	694
Purchased and retained interest in securitization structures	Trading portfolio assets/ Replacement values <sup>1</sup>	(34)	(34)	1	6	(1,596)
Other				6		
<b>Total</b>		2,374	2,350	8	49	(902)

<sup>1</sup> As of 31 December 2014, total purchased and retained interest in securitization structures consisted of trading portfolio assets of CHF 29 million and negative replacement values of CHF 51 million. As of 31 December 2013, total purchased and retained interest in securitization structures consisted of trading portfolio assets of CHF 34 million and negative replacement values of CHF 68 million. Represents gains/(losses) recognized on the date of transfer during the respective reporting period.

## Purchased and retained interests in securitization vehicles

In cases where UBS AG has transferred assets into securitization vehicles and retained or purchased interests therein, UBS AG has a continuing involvement in those transferred assets. The majority of the retained continuing involvement securitization positions held in the trading portfolio are collateralized debt obligations, US commercial mortgage-backed securities and residential mortgage-backed securities. As a result of losses incurred in previous years, the majority of these continuing involvement positions have a carrying amount of zero as of 31 December 2014. As of 31 December 2014, the maximum exposure to loss related to purchased and retained interests in securitization structures was CHF 48 million, compared with CHF 49 million as of 31 December 2013, both mainly related to trading portfolio assets. Undiscounted cash outflows of CHF 71 million may be payable to the transferee in future periods as a consequence of holding the pur-

chased and retained interests. The earliest period in which payment may be required is less than 1 month. Life-to-date losses presented in the table above only relate to retained interests held as of 31 December 2014.

## Lending arrangements: loan to BlackRock fund

In 2008, UBS AG sold a portfolio of US RMBSs for proceeds of USD 15 billion to the RMBS Opportunities Master Fund, LP (the RMBS fund), an entity managed by BlackRock, Inc. The RMBS fund was capitalized with approximately USD 3.75 billion in equity raised by BlackRock from third-party investors and an eight-year amortizing USD 11.25 billion senior secured loan provided by UBS AG, which represented a continuing involvement in the assets transferred to the fund. In 2014, the remaining amount of the loan was fully repaid. Thus, as of 31 December 2014 UBS AG no longer had a continuing involvement.

**Note 25 Restricted and transferred financial assets (continued)**

## d) Off-balance-sheet assets received

The table below presents assets received from third parties that can be sold or repledged, that are not recognized on the balance sheet, but that are held as collateral, including amounts that have been sold or repledged.

## Off-balance-sheet assets received

CHF million	31.12.14	31.12.13
Fair value of assets received which can be sold or repledged	388,855	351,712
received as collateral under reverse repurchase, securities borrowing and lending arrangements, derivative transactions and other transactions <sup>1</sup>	383,354	348,205
received in unsecured borrowings	5,502	3,507
thereof sold or repledged <sup>2</sup>	271,963	240,176
in connection with financing activities	227,515	193,879
to satisfy commitments under short sale transactions	27,958	26,609
in connection with derivative and other transactions <sup>1</sup>	16,491	19,688

<sup>1</sup> Includes securities received as initial margin from its clients that UBS AG is required to remit to CCPs, brokers and deposit banks through its exchange-traded derivative (ETD) clearing and execution services. <sup>2</sup> Does not include off-balance sheet securities (31 December 2014: CHF 37.6 billion, 31 December 2013: CHF 38.4 billion) placed with central banks related to undrawn credit lines and for payment, clearing and settlement purposes for which there are no associated liabilities or contingent liabilities.

**Note 26 Offsetting financial assets and financial liabilities**

UBS AG enters into netting agreements with counterparties to manage the credit risks associated primarily with repurchase and reverse repurchase transactions, securities borrowing and lending and over-the-counter and exchange-traded derivatives. These netting agreements and similar arrangements generally enable the counterparties to set-off liabilities against available assets received in the ordinary course of business and/or in the event that the counterparty to the transaction is unable to fulfill its contractual obligations. The right of set-off is a legal right to settle or otherwise eliminate all or a portion of an amount due by applying an amount receivable from the same counterparty against it, thus reducing credit exposure.

On 1 January 2014, UBS AG adopted *Offsetting Financial Assets and Financial Liabilities* (Amendments to IAS 32, *Financial Instruments: Presentation*). Under the revised rules, UBS AG is no longer able to offset certain derivative arrangements. Refer to Note 1b for more information. The prior period offsetting disclosure as of 31 December 2013 presented on the following pages was restated to reflect the effects of adopting these amendments.

The table on the following page provides a summary of financial assets subject to offsetting, enforceable master netting arrangements and similar agreements, as well as financial collateral received to mitigate credit exposures for these financial assets. The gross financial assets of UBS AG that are subject to offsetting, enforceable netting arrangements and similar agreements are reconciled to the net amounts presented within the associated balance sheet line, after giving effect to financial liabilities with the same counterparties that have been offset on the balance sheet and other financial assets not subject to an enforceable netting arrangement or similar agreement. Further, related amounts for financial liabilities and collateral received that are not offset on the balance sheet are shown to arrive at financial assets after consideration of netting potential.

UBS AG engages in a variety of counterparty credit mitigation strategies in addition to netting and collateral arrangements. Therefore, the net amounts presented in the tables on the next pages do not purport to represent the UBS AG's actual credit exposure.

Financial information  
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

## Note 26 Offsetting financial assets and financial liabilities (continued)

## Financial assets subject to offsetting, enforceable master netting arrangements and similar agreements

	31.12.14								
	Assets subject to netting arrangements						Assets not subject to netting arrangements <sup>4</sup>	Total assets	
	Netting recognized on the balance sheet			Netting potential not recognized on the balance sheet <sup>3</sup>				Total assets after consideration of netting potential	Total assets recognized on the balance sheet
	Gross assets before netting	Netting with gross liabilities <sup>2</sup>	Net assets recognized on the balance sheet	Financial liabilities	Collateral received	Assets after consideration of netting potential			
<i>CHF billion</i>									
Cash collateral on securities borrowed	22.7	0.0	22.7	(1.9)	(20.8)	0.0	1.4	1.4	24.1
Reverse repurchase agreements	99.2	(42.8)	56.4	(3.4)	(52.8)	0.1	12.1	12.2	68.4
Positive replacement values	249.9	(3.1)	246.8	(198.7)	(30.8)	17.3	10.1	27.4	257.0
Cash collateral receivables on derivative instruments <sup>1</sup>	245.7	(218.4)	27.4	(18.8)	(1.6)	7.0	3.6	10.6	31.0
Financial assets designated at fair value	3.1	0.0	3.1	0.0	(3.0)	0.1	1.4	1.5	4.5
<b>Total assets</b>	<b>620.5</b>	<b>(264.2)</b>	<b>356.3</b>	<b>(222.9)</b>	<b>(108.9)</b>	<b>24.5</b>	<b>28.6</b>	<b>53.1</b>	<b>384.9</b>

	31.12.13								
	Assets subject to netting arrangements						Assets not subject to netting arrangements <sup>4</sup>	Total assets	
	Netting recognized on the balance sheet			Netting potential not recognized on the balance sheet <sup>3</sup>				Total assets after consideration of netting potential	Total assets recognized on the balance sheet
	Gross assets before netting	Netting with gross liabilities <sup>2</sup>	Net assets recognized on the balance sheet	Financial liabilities	Collateral received	Assets after consideration of netting potential			
<i>CHF billion</i>									
Cash collateral on securities borrowed	26.5	0.0	26.5	(1.2)	(25.2)	0.2	1.0	1.2	27.5
Reverse repurchase agreements	111.5	(25.4)	86.1	(5.4)	(80.7)	0.0	5.5	5.5	91.6
Positive replacement values	244.5	(2.8)	241.8	(194.9)	(33.5)	13.3	12.3	25.6	254.1
Cash collateral receivables on derivative instruments <sup>1</sup>	219.2	(196.1)	23.1	(14.4)	(1.1)	7.5	3.5	11.0	26.5
Financial assets designated at fair value	3.9	0.0	3.9	0.0	(3.9)	0.1	3.4	3.5	7.4
<b>Total assets</b>	<b>605.6</b>	<b>(224.3)</b>	<b>381.3</b>	<b>(215.9)</b>	<b>(144.3)</b>	<b>21.0</b>	<b>25.8</b>	<b>46.8</b>	<b>407.1</b>

<sup>1</sup> The net amount of Cash collateral receivables on derivative instruments recognized on the balance sheet includes certain OTC derivatives which are in substance net settled on a daily basis under IAS 32 and ETD derivatives which are economically settled on a daily basis. In addition, this balance includes OTC and ETD cash collateral balances which correspond with the cash portion of collateral pledged, reflected on the Negative replacement values line in the table presented on the following page. <sup>2</sup> The logic of the table results in amounts presented in the "Netting with gross liabilities" column corresponding directly to the amounts presented in the "Netting with gross assets" column in the liabilities table presented on the following page. <sup>3</sup> For the purpose of this disclosure, the amounts of financial instruments and cash collateral not set off in the balance sheet have been capped by relevant netting agreement so as not to exceed the net amount of financial assets presented on the balance sheet, i.e., over-collateralization, where it exists, is not reflected in the table. <sup>4</sup> Includes assets not subject to enforceable netting arrangements and other out-of-scope items.

**Note 26 Offsetting financial assets and financial liabilities (continued)**

The table below provides a summary of financial liabilities subject to offsetting, enforceable master netting arrangements and similar agreements, as well as financial collateral pledged to mitigate credit exposures for these financial liabilities. The gross financial liabilities of UBS AG that are subject to offsetting, enforceable netting arrangements and similar agreements are reconciled to the net amounts presented within the associated balance sheet

line, after giving effect to financial assets with the same counterparties that have been offset on the balance sheet and other financial liabilities not subject to an enforceable netting arrangement or similar agreement. Further, related amounts for financial assets and collateral pledged that are not offset on the balance sheet are shown to arrive at financial liabilities after consideration of netting potential.

**Financial liabilities subject to offsetting, enforceable master netting arrangements and similar agreements**

31.12.14

	Liabilities subject to netting arrangements						Liabilities not subject to netting arrangements <sup>4</sup>	Total liabilities	
	Netting recognized on the balance sheet		Netting potential not recognized on the balance sheet <sup>1</sup>			Liabilities after consideration of netting potential		Total liabilities after consideration of netting potential	Total liabilities recognized on the balance sheet
	Gross liabilities before netting	Netting with gross assets <sup>2</sup>	Net liabilities recognized on the balance sheet	Financial assets	Collateral pledged				
<i>CHF billion</i>									
Cash collateral on securities lent	8.4	0.0	8.4	(1.9)	(6.5)	0.0	0.7	0.8	9.2
Repurchase agreements	51.5	(42.8)	8.7	(3.4)	(5.2)	0.0	3.2	3.2	11.8
Negative replacement values	243.3	(3.1)	240.2	(198.7)	(21.8)	19.7	13.9	33.5	254.1
Cash collateral payables on derivative instruments <sup>3</sup>	256.1	(218.4)	37.7	(25.1)	(2.3)	10.3	4.6	14.9	42.4
Financial liabilities designated at fair value	3.8	0.0	3.8	0.0	(1.4)	2.4	71.5	73.9	75.3
<b>Total liabilities</b>	<b>563.1</b>	<b>(264.2)</b>	<b>298.8</b>	<b>(229.2)</b>	<b>(37.3)</b>	<b>32.4</b>	<b>93.9</b>	<b>126.3</b>	<b>392.8</b>

31.12.13

	Liabilities subject to netting arrangements						Liabilities not subject to netting arrangements <sup>4</sup>	Total liabilities	
	Netting recognized on the balance sheet		Netting potential not recognized on the balance sheet <sup>1</sup>			Liabilities after consideration of netting potential		Total liabilities after consideration of netting potential	Total liabilities recognized on the balance sheet
	Gross liabilities before netting	Netting with gross assets <sup>2</sup>	Net liabilities recognized on the balance sheet	Financial assets	Collateral pledged				
<i>CHF billion</i>									
Cash collateral on securities lent	8.5	0.0	8.5	(1.2)	(7.3)	0.0	1.0	1.0	9.5
Repurchase agreements	34.2	(25.4)	8.8	(5.4)	(3.4)	0.0	5.0	5.0	13.8
Negative replacement values	235.5	(2.8)	232.7	(194.9)	(18.9)	18.8	15.4	34.2	248.1
Cash collateral payables on derivative instruments <sup>3</sup>	233.9	(196.1)	37.8	(28.3)	(3.6)	5.8	6.8	12.6	44.5
Financial liabilities designated at fair value	6.6	0.0	6.6	0.0	(2.1)	4.6	63.3	67.8	69.9
<b>Total liabilities</b>	<b>518.7</b>	<b>(224.3)</b>	<b>294.3</b>	<b>(229.8)</b>	<b>(35.2)</b>	<b>29.3</b>	<b>91.5</b>	<b>120.7</b>	<b>385.8</b>

<sup>1</sup> The net amount of Cash collateral payables on derivative instruments recognized on the balance sheet includes certain OTC derivatives which are in substance net settled on a daily basis under IAS 32 and ETD derivatives which are economically settled on a daily basis. In addition, this balance includes OTC and ETD cash collateral balances which correspond with the cash portion of collateral received reflected on the Positive replacement values line in the table presented on the previous page. <sup>2</sup> The logic of the table results in amounts presented in the "Netting with gross assets" column corresponding directly to the amounts presented in the "Netting with gross liabilities" column in the assets table presented on the previous page. <sup>3</sup> For the purpose of this disclosure, the amounts of financial instruments and cash collateral not set off on the balance sheet have been capped by relevant netting arrangement so as not to exceed the net amount of financial liabilities presented in the balance sheet, i.e., over-collateralization, where it exists, is not reflected in the table. <sup>4</sup> Includes liabilities not subject to enforceable netting arrangements and other out-of-scope items.

Financial information  
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

## Note 27 Financial assets and liabilities – additional information

## a) Measurement categories of financial assets and liabilities

The table below provides information about the carrying amounts of individual classes of financial instruments within the measurement categories of financial assets and liabilities as defined in IAS 39 *Financial Instruments: Recognition and Measurement*. Only those assets and liabilities which are financial instruments as de-

fined in IAS 32 *Financial Instruments: Presentation* are included in the table below, which causes certain balances to differ from those presented on the balance sheet.

→ Refer to Note 24 for more information on how the fair value of financial instruments is determined

Measurement categories of financial assets and financial liabilities	31.12.14	31.12.13
CHF million		
<b>Financial assets<sup>1</sup></b>		
<b>Held for trading</b>		
Trading portfolio assets	132,392	114,249
of which: assets pledged as collateral which may be sold or repledged by counterparties	56,018	42,449
Debt issued <sup>2</sup>	283	202
Positive replacement values	256,978	254,084
<b>Total</b>	<b>389,653</b>	<b>368,535</b>
<b>Fair value through profit or loss</b>		
Financial assets designated at fair value	4,493	7,364
<b>Financial assets at amortized cost</b>		
Cash and balances with central banks	104,073	80,879
Due from banks	13,334	13,874
Cash collateral on securities borrowed	24,063	27,496
Reverse repurchase agreements	68,414	91,563
Cash collateral receivables on derivative instruments	30,979	26,548
Loans <sup>3</sup>	315,984	286,959
Other assets	21,332	17,598
<b>Total</b>	<b>578,179</b>	<b>544,918</b>
<b>Available-for-sale</b>		
Financial investments available-for-sale	57,159	59,525
<b>Total financial assets</b>	<b>1,029,483</b>	<b>980,342</b>
<b>Financial liabilities</b>		
<b>Held for trading</b>		
Trading portfolio liabilities	27,958	26,609
Debt issued <sup>2</sup>	308	362
Negative replacement values	254,101	248,079
<b>Total</b>	<b>282,367</b>	<b>275,050</b>
<b>Fair value through profit or loss, other</b>		
Financial liabilities designated at fair value	75,297	69,901
Amounts due under unit-linked investment contracts	17,643	16,155
<b>Total</b>	<b>92,940</b>	<b>86,056</b>
<b>Financial liabilities at amortized cost</b>		
Due to banks	10,492	12,862
Cash collateral on securities lent	9,180	9,491
Repurchase agreements	11,818	13,811
Cash collateral payables on derivative instruments	42,372	44,507
Due to customers	410,979	390,825
Debt issued	91,183	81,426
Other liabilities	46,013	39,522
<b>Total</b>	<b>622,036</b>	<b>592,444</b>
<b>Total financial liabilities</b>	<b>997,343</b>	<b>953,550</b>

<sup>1</sup> As of 31 December 2014, CHF 119 billion of Loans, CHF 0 billion of Due from banks, CHF 1 billion of Reverse repurchase agreements, CHF 35 billion of Financial Investments available-for-sale and CHF 4 billion of Financial assets designated at fair value are expected to be recovered or settled after twelve months. As of 31 December 2013, CHF 116 billion of Loans, CHF 0 billion of Due from banks, CHF 0 billion of Reverse repurchase agreements, CHF 31 billion of Financial Investments available-for-sale and CHF 5 billion of Financial assets designated at fair value are expected to be recovered or settled after twelve months. <sup>2</sup> Represents the embedded derivative component of structured debt issued for which the fair value option has not been applied and which is presented within Debt issued on the balance sheet. <sup>3</sup> Includes finance lease receivables of CHF 1.1 billion as of 31 December 2014 (31 December 2013: CHF 1.1 billion). Refer to Notes 10 and 33 for more information.

**Note 27 Financial assets and liabilities – additional information (continued)**

## b) Maturity analysis of financial liabilities

The contractual maturities for non-derivative and non-trading financial liabilities as of 31 December 2014 are based on the earliest date on which UBS AG could be contractually required to pay. The total amounts that contractually mature in each time-band are also shown for 31 December 2013. Derivative positions and

trading liabilities, predominantly made up of short sale transactions, are assigned to the column *Due within 1 month*, as this provides a conservative reflection of the nature of these trading activities. The contractual maturities may extend over significantly longer periods.

Maturity analysis of financial liabilities<sup>1</sup>

CHF billion	Due within 1 month	Due between 1 and 3 months	Due between 3 and 12 months	Due between 1 and 5 years	Due after 5 years	Total
<b>Financial liabilities recognized on balance sheet<sup>2</sup></b>						
Due to banks	7.5	2.1	0.5	0.4	0.0	10.5
Cash collateral on securities lent	5.2	2.8	1.2			9.2
Repurchase agreements	9.1	1.5	1.0	0.3		11.9
Trading portfolio liabilities <sup>3,4</sup>	28.0					28.0
Negative replacement values <sup>5</sup>	254.1					254.1
Cash collateral payables on derivative instruments	42.4					42.4
Financial liabilities designated at fair value <sup>6</sup>	3.0	13.5	18.4	22.5	21.2	78.6
Due to customers	393.4	13.1	4.1	0.3	0.1	411.0
Debt issued	7.2	15.4	14.2	37.4	28.4	102.7
Other liabilities	62.5					62.5
<b>Total 31.12.14</b>	<b>812.3</b>	<b>48.4</b>	<b>39.4</b>	<b>60.9</b>	<b>49.8</b>	<b>1,010.9</b>
<b>Total 31.12.13</b>	<b>791.6</b>	<b>22.9</b>	<b>43.1</b>	<b>66.2</b>	<b>41.3</b>	<b>965.1</b>
<b>Guarantees, commitments and forward starting transactions<sup>4</sup></b>						
<b>Commitments</b>						
Loan commitments	50.4	0.1	0.1	0.0		50.7
Underwriting commitments	0.7					0.7
<b>Total commitments</b>	<b>51.1</b>	<b>0.1</b>	<b>0.1</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>51.4</b>
<b>Guarantees</b>						
	17.4	0.0	0.1	0.1	0.0	17.7
<b>Forward starting transactions</b>						
Reverse repurchase agreements	10.3					10.3
Securities borrowing agreements	0.1					0.1
<b>Total 31.12.14</b>	<b>79.0</b>	<b>0.1</b>	<b>0.2</b>	<b>0.2</b>	<b>0.0</b>	<b>79.5</b>
<b>Total 31.12.13</b>	<b>83.0</b>	<b>0.3</b>	<b>0.2</b>	<b>0.3</b>	<b>0.1</b>	<b>83.9</b>

<sup>1</sup> Non-financial liabilities such as deferred income, deferred tax liabilities, provisions and liabilities on employee compensation plans are not included in this analysis. <sup>2</sup> Except for trading portfolio liabilities and negative replacement values (see footnote 3), the amounts presented generally represent undiscounted cash flows of future interest and principal payments. <sup>3</sup> Carrying value is fair value. Management believes that this best represents the cash flows that would have to be paid if these positions had to be settled or closed out. Refer to Note 14 for undiscounted cash flows of derivatives designated in hedge accounting relationships. <sup>4</sup> Contractual maturities of trading portfolio liabilities are: CHF 26.7 billion due within one month (2013: CHF 24.3 billion), CHF 1.3 billion due between one month and one year (2013: CHF 1.2 billion), and CHF 0 billion due between 1 and 5 years (2013: CHF 1.1 billion). <sup>5</sup> Future interest payments on variable rate liabilities are determined by reference to the applicable interest rate prevailing as of the reporting date. Future principal payments which are variable are determined by reference to the conditions existing at the reporting date. <sup>6</sup> Comprises the maximum irrevocable amount of guarantees, commitments and forward starting transactions.



**Note 27 Financial assets and liabilities – additional information (continued)**

## c) Reclassification of financial assets

In 2008 and 2009, certain financial assets were reclassified from *Trading portfolio assets* to *Loans*. On their reclassification date, these assets had fair values of CHF 2.6 billion and CHF 0.6 billion, respectively.

The reclassification of financial assets reflected UBS AG's change in intent and ability to hold these financial assets for the

foreseeable future rather than for trading in the near term. The foreseeable future is interpreted to mean a period of approximately 12 months following the date of reclassification. The financial assets were reclassified using their fair value on the date of the reclassification, which became their new cost basis at that date.

**Held-for-trading assets reclassified to loans and receivables**

CHF billion	31.12.14	31.12.13
Carrying value	0.7	1.5
Fair value	0.7	1.5
Pro-forma fair value gain/(loss)	0.0	0.0

The table below provides notional values, fair values and carrying values by product category for the remaining reclassified financial assets.

**Held-for-trading assets reclassified to loans and receivables**

CHF billion	31.12.14			Ratio of carrying to notional value (%)
	Notional value	Fair value	Carrying value	
Municipal auction rate securities	0.2	0.2	0.2	97
Monoline-protected assets	0.3	0.3	0.3	94
Other assets	0.2	0.2	0.1	92
<b>Total</b>	<b>0.7</b>	<b>0.7</b>	<b>0.7</b>	<b>94</b>

In 2014, the carrying value of the remaining reclassified financial assets decreased by CHF 0.8 billion, mainly due to sales and redemptions of US student loan auction rate securities and monoline-protected assets. The overall impact on operating profit before tax from the financial assets for the year ended 31 December

2014 was a profit of CHF 84 million (see table below). If the financial assets had not been reclassified, the impact on operating profit before tax for the year ended 31 December 2014 would have been a profit of approximately CHF 0.1 billion (2013: CHF 0.2 billion).

**Contribution of the reclassified assets to the income statement**

CHF million	For the year ended	
	31.12.14	31.12.13
Net interest income	39	74
Credit loss (expense)/recovery	2	4
Other income <sup>†</sup>	43	53
<b>Impact on operating profit before tax</b>	<b>84</b>	<b>132</b>

<sup>†</sup> Includes net gains/losses on the disposal of reclassified financial assets.

**Note 27 Financial assets and liabilities – additional information (continued)**

## d) Maximum exposure to credit risk of financial assets designated at fair value

Financial assets designated at fair value totaled CHF 4,493 million as of 31 December 2014 (31 December 2013: CHF 7,364 million). Maximum exposure to credit risk from financial assets designated at fair value was CHF 4.3 billion as of 31 December 2014 (31 December 2013: CHF 6.8 billion). The exposure related to structured loans and reverse repurchase and securities borrowing agreements was mitigated by securities collateral of CHF 3.3 billion as of 31 December 2014 (31 December 2013: CHF 5.4 billion).

The maximum exposure to credit risk of loans, but not structured loans, is generally mitigated by credit derivatives or similar

instruments. Information regarding these instruments and the exposure which they mitigate is provided in the table below on a notional basis.

Investment fund units designated at fair value do not have a direct exposure to credit risk.

→ Refer to Note 24 for more information on financial assets designated at fair value, and to the Maximum exposure to credit risk disclosure in the Credit risk section of this report for more information on collateral related to financial assets designated at fair value

## Notional amounts of loans designated at fair value and related credit derivatives

CHF million	31.12.14	31.12.13
Loans – notional amount	667	1,103
Credit derivatives related to loans – notional amount <sup>1</sup>	644	790
Credit derivatives related to loans – fair value <sup>1</sup>	1	(8)

<sup>1</sup> Credit derivatives contracts include credit default swaps, total return swaps and similar instruments.

The table below provides the impact on the fair values of loans from changes in credit risk for the periods presented and cumulatively since inception. Similarly, the change in fair value of credit derivatives and similar instruments which are used to hedge these loans is also provided.

## Changes in fair value of loans and related credit derivatives attributable to changes in credit risk

CHF million	For the year ended		Cumulative from inception until the year ended	
	31.12.14	31.12.13	31.12.14	31.12.13
Changes in fair value of loans designated at fair value, attributable to changes in credit risk <sup>1</sup>	(3)	16	(2)	5
Changes in fair value of credit derivatives and similar instruments which mitigate the maximum exposure to credit risk of loans designated at fair value <sup>1</sup>	3	(9)	1	(8)

<sup>1</sup> Current and cumulative changes in the fair value of loans designated at fair value, attributable to changes in their credit risk are only calculated for those loans outstanding at balance sheet date. Current and cumulative changes in the fair value of credit derivatives hedging such loans include all the derivatives which have been used to mitigate credit risk of these loans since designation at fair value. For loans reported under the fair value option, changes in fair value due to changes in the credit standing of the borrower are calculated using counterparty credit information obtained from independent market sources.

**Note 28 Pension and other post-employment benefit plans**

The table below provides information relating to pension costs for defined benefit plans and defined contribution plans. These costs are part of *Personnel expenses*.

**Income statement – expenses related to pension and other post-employment benefit plans**

CHF million	31.12.14	31.12.13	31.12.12
Net periodic pension cost for defined benefit plans	467	651	(222)
of which: related to major pension plans <sup>1</sup>	508	638	(116)
of which: Swiss plan	458	555	(198)
of which: Non-Swiss plans	50	82	82
of which: related to post-retirement medical and life insurance plans <sup>2</sup>	(36)	(11)	(102)
of which: related to remaining plans and other costs <sup>3</sup>	(5)	24	(3)
Pension cost for defined contribution plans <sup>4</sup>	244	236	240
<b>Total pension and other post-employment benefit plan expenses<sup>5</sup></b>	<b>711</b>	<b>887</b>	<b>18</b>

<sup>1</sup> Refer to Note 28a for more information. <sup>2</sup> Refer to Note 28b for more information. <sup>3</sup> Other costs include differences between actual and estimated performance award accruals and net accrued pension costs related to restructuring. <sup>4</sup> Refer to Note 28c for more information. <sup>5</sup> Refer to Note 6.

The table below provides information relating to amounts recognized in other comprehensive income for defined benefit plans.

**Other comprehensive income – gains / (losses) on pension and other post-employment benefit plans**

CHF million	31.12.14	31.12.13	31.12.12
Major pension plans <sup>1</sup>	(1,456)	1,168	1,053
of which: Swiss plan	(1,032)	1,119	1,095
of which: Non-Swiss plans	(424)	49	(42)
Post-retirement medical and life insurance plans <sup>2</sup>	(5)	3	(26)
Remaining plans	7	7	(5)
Gains/(losses) recognized in other comprehensive income, before tax	(1,454)	1,178	1,023
Tax (expense)/benefit relating to defined benefit plans recognized in other comprehensive income	247	(239)	(413)
<b>Gains/(losses) recognized in other comprehensive income, net of tax<sup>3</sup></b>	<b>(1,208)</b>	<b>939</b>	<b>609</b>

<sup>1</sup> Refer to Note 28a for more information. <sup>2</sup> Refer to Note 28b for more information. <sup>3</sup> Refer to the "Statement of comprehensive income."

**Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)**

The tables below provide information on UBS AG's assets and liabilities with respect to pension and post-employment benefit plans. These are recognized on the balance sheet within *Other assets* and *Other liabilities*. All major plans are currently in a deficit situation.

**Balance sheet – net defined benefit pension and post-employment asset**

CHF million	31.12.14	31.12.13
Major pension plans <sup>1</sup>	0	952
of which: Swiss plan	0	952
of which: Non-Swiss plans	0	0
Post-retirement medical and life insurance plans	0	0
Remaining plans	0	0
<b>Total net defined benefit pension and post-employment asset<sup>2</sup></b>	<b>0</b>	<b>952</b>

<sup>1</sup> Refer to Note 28a for more information. <sup>2</sup> Refer to Note 18.

**Balance sheet – net defined benefit pension and post-employment liability**

CHF million	31.12.14	31.12.13
Major pension plans <sup>1</sup>	1,256	903
of which: Swiss plan	25	0
of which: Non-Swiss plans <sup>2</sup>	1,231	903
Post-retirement medical and life insurance plans <sup>3</sup>	85	114
Remaining plans	32	31
<b>Total net defined benefit pension and post-employment liability<sup>4</sup></b>	<b>1,374</b>	<b>1,048</b>

<sup>1</sup> Refer to Note 28a for more information. <sup>2</sup> Liability consists of: UK plan CHF 568 million, US plans CHF 297 million and German plans CHF 367 million (31 December 2013: UK plan CHF 433 million, US plans CHF 186 million and German plans CHF 284 million). <sup>3</sup> Refer to Note 28b for more information. <sup>4</sup> Refer to Note 23.

**Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)**

## a) Defined benefit pension plans

UBS AG has established pension plans for its employees in various locations. The major plans are located in Switzerland, the UK, the US and Germany. Independent actuarial valuations for the plans in these countries are performed as required.

The overall investment policy and strategy for UBS AG's defined benefit pension plans is guided by the objective of achieving an investment return which, together with contributions, ensures that there will be sufficient assets to pay pension benefits as they fall due while also mitigating the various risks of the plans. For the plans with assets (i.e., funded plans), the investment strategies for the plans are managed under local laws and regulations in each jurisdiction. The actual asset allocation is determined by the governance body with reference to the prevailing current and expected economic and market conditions and in consideration of specific asset class risk in the risk profile. Within this framework, UBS AG ensures that the fiduciaries consider how the asset investment strategy correlates with the maturity profile of the plan liabilities and the respective potential impact on the funded status of the plans, including potential short term liquidity requirements.

The defined benefit obligation for all of UBS AG's defined benefit pension plans are directly impacted by changes in yields of high-quality corporate bonds in the respective country, as the applicable discount rate to determine the defined benefit obligation is based on these yields. For the funded plans, the pension assets are invested in a diversified portfolio of financial assets including real estate, bonds, investment funds and cash across geographic regions to ensure a balance of risk and return to the extent allowed under local pension laws. The market value of these financial assets is not fully correlated to changes in high-quality corporate bond yields. This results in volatility in the net asset/liability position for each plan. Specific asset-liability matching strategies for each pension plan are independently determined by the responsible governance body in each country. The net asset/liability volatility for each plan is dependent on the specific financial assets chosen by each plan's fiduciaries. For certain pension plans, a liability-driven investment approach is applied to a portion of the plan assets to reduce potential volatility.

**Swiss pension plan**

The Swiss pension plan covers employees of UBS AG and its affiliated companies in Switzerland and exceeds the minimum benefit requirements under Swiss pension law. The pension fund must provide the minimum mandatory benefits in accordance with Swiss pension law.

Contributions to the pension plan are paid by the employees and the employer. The Swiss pension plan allows employees a choice with regard to the level of contributions paid by the employee. Employee contributions are calculated as a percentage of contributory salary and are deducted monthly. The percentages

deducted from salary depend on age and choice of contribution category and vary between 1% and 13.5% of contributory base salary and between 0% and 9% of contributory variable compensation. Depending on the age of the employee, UBS AG pays a contribution that ranges between 6.5% and 27.5% of contributory base salary and between 3.6% and 9% of contributory variable compensation. UBS AG also pays risk contributions which are used to finance benefits paid out in the event of death and disability, as well as to finance bridging pensions.

The benefits include retirement benefits and disability, death and survivor pensions. The pension plan offers to members at the normal retirement age of 64 a choice between a lifetime pension with or without full restitution and a partial or full lump sum payment. Members can draw retirement benefits early from the age of 58. The amount of pension payable is a result of the conversion rate applied on the accumulated balance of the individual plan participant's pension account at the retirement date. The accumulated balance of each individual plan participant's pension account is based on credited vested benefits transferred from previous employers, purchases of benefits and the employee and employer contributions that have been made to the pension account of each individual plan participant, as well as the interest accrued on the accumulated balance. The interest rate accrued is defined annually by the Pension Foundation Board.

Although the Swiss pension plan is based on a defined contribution promise under Swiss pension law, it is accounted for as a defined benefit plan under IAS 19, primarily because of the obligation to accrue interest on the pension accounts and the payment of lifetime pensions. The actuarial assumptions used for the Swiss pension plan are based on the local economic environment.

→ Refer to Note 1a item 24 for a description of the accounting policy for defined benefit pension plans

The Swiss pension plan is governed by the Pension Foundation Board as required by the Swiss pension law. The responsibilities of the Pension Foundation Board are defined by Swiss pension law and by the plan rules. According to Swiss pension law, a temporary limited underfunding is permitted. However, the Pension Foundation Board is required to take the necessary measures to ensure that full funding can be expected to be restored within a period up to a maximum of ten years. Under Swiss pension law, if the Swiss pension plan became significantly underfunded on a Swiss pension law basis, additional employer and employee contributions could be required. In these situations, the risk is shared between employer and employees, and the employer is not legally obliged to cover more than 50% of the additional contributions required. The Swiss pension plan has a technical funding ratio under Swiss pension law of 123.7% as of 31 December 2014 (31 December 2013: 127.0%).

**Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)**

The investment strategy of the Swiss plan is implemented based on a multi-level investment and risk management process and is in line with Swiss pension law, including the rules and regulations relating to diversification of plan assets. These rules, among others, specify restrictions to the composition of plan assets (e.g., limit of 50% for investments in equities). The investment strategy of the Swiss plan is aligned to the defined risk budget set out by the Pension Foundation Board. The risk budget is determined based on regularly performed asset and liability management analyses. In order to implement the risk budget, the Swiss plan may use direct investments, investment funds and derivatives. To mitigate foreign currency risk, a specific currency hedging strategy was implemented. The Pension Foundation Board strives for a medium and long-term balance between assets and liabilities. Under IAS 19, volatility arises in the Swiss pension plan net asset/liability because the fair value of the plan assets is not directly correlated to movements in the value of the plan's defined benefit obligation in the short term.

The employer contributions expected to be made to the Swiss pension plan in 2015 are estimated to be CHF 486 million.

As of 31 December 2014, the Swiss pension plan was in a deficit situation on an IFRS measurement basis, as the defined benefit obligation exceeded the fair value of plan assets by CHF 25 million. On the same measurement basis, as of 31 December 2013, the Swiss pension plan had a surplus of CHF 1,760 million. A surplus can only be recognized on the balance sheet to the extent that it does not exceed the estimated future economic benefit, which is the difference between the estimated future net service cost and the estimated future employer contributions. As of 31 December 2013, the estimated future economic benefit was CHF 952 million and hence, this was the amount recognized as net defined benefit asset on the balance sheet. The difference of CHF 808 million between the pension plan surplus and the estimated future economic benefit, the so-called asset ceiling effect, was recognized as a loss in other comprehensive income in 2013, which was reversed in 2014.

**Non-Swiss pension plans**

The non-Swiss locations of UBS AG offer various pension plans in accordance with local regulations and practices. The locations with significant defined benefit plans are the UK, the US and Germany. The remaining non-major plans are located mainly in Asia Pacific, Europe and the Americas. As these other plans are not significant to the financial results of UBS AG, no specific disclosure is provided.

The non-Swiss pension plans provide benefits in the event of retirement, death or disability. The level of benefits provided depends on the specific rate of benefit accrual and the level of employee compensation. The amounts shown for the non-Swiss pension plans reflect the net funded positions of the significant non-Swiss pension plans. UBS AG's general principle is to ensure that the plans are appropriately funded under local pension regulations in each

country and this is the primary driver for determining when additional contributions are required. Similar to the Swiss pension plan, volatility arises in the non-Swiss pension plans' net asset/liability because the fair value of the plan assets is not directly correlated to movements in the value of the plans' defined benefit obligation.

The employer contributions expected to be made to these pension plans in 2015 are estimated to be CHF 107 million. The funding policy for these plans is consistent with local government regulations and tax requirements. The actuarial assumptions used for the non-Swiss pension plans are based on the local economic environment.

→ Refer to Note 1a item 24 for a description of the accounting policy for defined benefit pension plans

**UK**

The UK plan is a career average revalued earnings scheme and benefits increase automatically based on UK price inflation. Normal retirement age for participants in the UK plan is 60. The plan is closed to new entrants, who instead can participate in a defined contribution plan. On 1 July 2013, UBS AG closed the UK defined benefit pension plan for future service. After that date, UBS AG no longer recognizes current service costs for this plan. The closure of the plan for future service did not have a financial impact since the UK plan is a career average plan and past service benefits are indexed to UK price inflation. Plan participants who were active employees under the defined benefit plan were eligible to become participants of the defined contribution plan for any service after the plan was closed for future service.

The responsibility for governance of the UK plan lies jointly with the Pension Trustee Board, which is required under local pension laws, and UBS AG. The employer contributions to the pension fund included regular contributions and specific deficit funding contributions up to the date of the closure of the UK plan for future service and thereafter represent agreed deficit funding contributions. The employer contributions are determined based on the most recent actuarial valuation which is conducted based on assumptions agreed by the Pension Trustee Board and UBS AG. In the event of an underfunding, UBS AG must agree to a deficit recovery plan with the Pension Trustee Board within statutory deadlines. As the plan's obligation is to provide guaranteed lifetime pension benefits to plan participants upon retirement, increases in life expectancy will result in an increase in the plan's liabilities. This is particularly significant in the UK plan where inflationary increases result in higher sensitivity to changes in the life expectancy.

The plan assets are invested in a diversified class of assets and a portion of the plan assets are invested in a liability-driven investment approach focusing on the investment in inflation-indexed bonds which provide a partial hedge against price inflation. If price inflation increases, the defined benefit obligation will likely increase more significantly than any change in the fair value of plan assets. This would result in an increase in the net defined

**Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)**

benefit liability. However, based on the plan rules and due to local pension legislation, there are caps on the level of inflationary increase applied to plan benefits.

**US**

There are two distinct major defined benefit pension plans in the US. Normal retirement age for participants in the US plans is 65. The plans are closed to new entrants, who instead can participate in defined contribution plans.

One defined benefit pension plan is a contribution-based plan where each participant accrues a percentage of salary in a pension account. The pension account is credited annually with interest based on a rate that is linked to the yield on a US government bond. Upon retirement, the plan participant can elect to receive the retirement benefit as a lump sum or a lifetime pension. The other plan provides a lifetime pension which is based on the career average earnings of each individual plan participant.

There are pension plan fiduciaries for both defined benefit pension plans as required under local state pension laws. The fiduciaries, jointly with UBS AG are responsible for the governance of the plans. Actuarial valuations are regularly completed for the plans and UBS AG has historically elected to make contributions to the plans in order to at least maintain a funded ratio of 80% as calculated under local pension regulations. The annual employer contributions are equal to the present value of benefits accrued each year plus a rolling amortization of any prior underfunding. If the employer contributes more than the minimum or the plan has assets exceeding the liabilities, the excess can be used to offset minimum funding requirements.

The plan assets are invested in a diversified portfolio of financial assets. Each pension plan's fiduciaries are responsible for the investment decisions with respect to the plan assets. A liability-driven investment approach is applied for one of the US plans to support the volatility management in the net asset/li-

ability position. Derivative instruments may be employed to manage volatility, including (but not limited to) interest rate futures, equity futures and swaps (including credit default and interest rate swaps).

In 2013, UBS AG offered to certain deferred vested members of the US pension plans the option to receive a lump sum payment (or early annuity payments) instead of a lifetime pension. This resulted in a reduction of the defined benefit obligation of CHF 196 million, a reduction of fair value of plan assets of CHF 216 million and a charge to the income statement of CHF 20 million in 2013.

**Germany**

There are two different defined benefit pension plans in Germany and both are contribution-based plans. No plan assets are set aside to fund these plans and benefits are directly paid by UBS AG. Normal retirement age for the participants in the German plans is 65. Within the larger of the two pension plans, each participant accrues a percentage of salary in a pension account. On an annual basis the accumulated account balance of the plan participant is credited with guaranteed interest at a rate of 5%. The other plan is a deferred compensation plan in which amounts are accrued annually based on employee elections. For the deferred compensation plan, the accumulated account balance is credited on an annual basis with a guaranteed interest rate of 4% for amounts accrued after 2009. Both German plans are regulated under German pension law under which the responsibility to pay pension benefits when they are due is entirely the responsibility of UBS AG. For the German plans, a portion of the pension payments is directly increased in line with price inflation.

The table on the following pages provides an analysis of the movement in the net asset/liability recognized on the balance sheet for defined benefit pension plans from the beginning to the end of the year, as well as an analysis of amounts recognized in net profit and in other comprehensive income.

**Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)**

**Defined benefit pension plans**

CHF million	Swiss		Non-Swiss		Total	
	31.12.14	31.12.13	31.12.14	31.12.13	31.12.14	31.12.13
For the year ended						
Defined benefit obligation at the beginning of the year	20,738	21,901	4,670	4,773	25,408	26,674
Current service cost	496	549	10	21	506	569
Interest expense	465	399	217	199	682	597
Plan participant contributions	202	197	0	0	202	197
Remeasurements of defined benefit obligation	3,120	(1,124)	619	105	3,739	(1,019)
of which: actuarial (gains)/losses arising from changes in demographic assumptions	66	0	70	(23)	136	(23)
of which: actuarial (gains)/losses arising from changes in financial assumptions	2,705	(1,114)	669	3	3,374	(1,111)
of which: experience (gains)/losses <sup>1</sup>	349	(10)	(121)	125	228	115
Past service cost related to plan amendments	0	0	0	(196)	0	(196)
Curtailments	(54)	(37)	0	0	(54)	(37)
Benefit payments	(1,045)	(1,183)	(172)	(204)	(1,218)	(1,388)
Termination benefits	34	36	0	0	34	36
Foreign currency translation	0	0	297	(26)	297	(26)
Defined benefit obligation at the end of the year	23,956	20,738	5,642	4,670	29,598	25,408
of which: amounts owing to active members	11,480	9,841	624	710	12,104	10,551
of which: amounts owing to deferred members	0	0	2,756	2,249	2,756	2,249
of which: amounts owing to retirees	12,477	10,897	2,261	1,711	14,738	12,608
Fair value of plan assets at the beginning of the year	22,498	21,783	3,768	3,783	26,266	25,566
Return on plan assets excluding amounts included in interest income	1,262	803	195	154	1,457	957
Interest income	513	403	183	162	697	565
Employer contributions – excluding termination benefits	478	470	181	125	659	595
Employer contributions – termination benefits	34	36	0	0	34	36
Plan participant contributions	202	197	0	0	202	197
Benefit payments	(1,045)	(1,183)	(172)	(204)	(1,218)	(1,388)
Administration expenses, taxes and premiums paid	(10)	(11)	(6)	(5)	(16)	(16)
Payments related to plan amendments	0	0	0	(216)	0	(216)
Foreign currency translation	0	0	261	(31)	261	(31)
Fair value of plan assets at the end of the year	23,931	22,498	4,410	3,768	28,341	26,266
Asset ceiling effect	0	808	0	0	0	808
Net defined benefit asset/(liability)	(25)	952	(1,231)	(903)	(1,256)	50
<b>Movement in the net asset/(liability) recognized on the balance sheet</b>						
Net asset/(liability) recognized on the balance sheet at the beginning of the year	952	(118)	(903)	(990)	50	(1,108)
Net periodic pension cost	(458)	(555)	(50)	(82)	(508)	(638)
Amounts recognized in other comprehensive income	(1,032)	1,119	(424)	49	(1,456)	1,168
Employer contributions – excluding termination benefits	478	470	181	125	659	595
Employer contributions – termination benefits	34	36	0	0	34	36
Foreign currency translation	0	0	(36)	(5)	(36)	(5)
Net asset/(liability) recognized on the balance sheet at the end of the year	(25)	952	(1,231)	(903)	(1,256)	50
<b>Funded and unfunded plans</b>						
Defined benefit obligation from funded plans	23,956	20,738	5,249	4,365	29,205	25,102
Defined benefit obligation from unfunded plans	0	0	392	306	392	306
Plan assets	23,931	22,498	4,410	3,768	28,341	26,266
Surplus/(deficit)	(25)	1,760	(1,231)	(903)	(1,256)	857
Asset ceiling effect	0	808	0	0	0	808
Net defined benefit asset/(liability)	(25)	952	(1,231)	(903)	(1,256)	50

<sup>1</sup> Experience (gains)/losses are a component of actuarial remeasurements of the defined benefit obligation which reflect the effects of differences between the previous actuarial assumptions and what has actually occurred.



Financial information  
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

## Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

### Analysis of amounts recognized in net profit

CHF million	Swiss		Non-Swiss		Total	
	31.12.14	31.12.13	31.12.14	31.12.13	31.12.14	31.12.13
For the year ended						
Current service cost	496	549	10	21	506	569
Interest expense related to defined benefit obligation	465	399	217	199	682	597
Interest income related to plan assets	(513)	(403)	(183)	(162)	(697)	(565)
Interest expense on asset ceiling effect	19	0	0	0	19	0
Administration expenses, taxes and premiums paid	10	11	6	5	16	16
Plan amendments	0	0	0	20	0	20
Curtailments	(54)	(37)	0	0	(54)	(37)
Termination benefits	34	36	0	0	34	36
Net periodic pension cost	458	555	50	82	508	638

### Analysis of amounts recognized in other comprehensive income

CHF million	Swiss		Non-Swiss		Total	
	31.12.14	31.12.13	31.12.14	31.12.13	31.12.14	31.12.13
For the year ended						
Remeasurement of defined benefit obligation	(3,120)	1,124	(619)	(105)	(3,739)	1,019
Return on plan assets excluding amounts included in interest income	1,262	803	195	154	1,457	957
Asset ceiling effect excluding interest expense on asset ceiling effect	808	(808)	0	0	808	(808)
Interest expense on asset ceiling effect	19	0	0	0	19	0
Total gains/(losses) recognized in other comprehensive income, before tax	(1,032)	1,119	(424)	49	(1,456)	1,168

The table below provides information on the duration of the defined benefit pension obligations and the distribution of the timing of benefit payments.

	Swiss		Non-Swiss <sup>1</sup>	
	31.12.14	31.12.13	31.12.14	31.12.13
Duration of the defined benefit obligation (in years)	16.7	15.1	17.9	18.9
Maturity analysis of benefits expected to be paid				
CHF million				
Benefits expected to be paid within 12 months	1,033	1,033	165	151
Benefits expected to be paid between 1 to 3 years	2,023	2,051	344	321
Benefits expected to be paid between 3 to 6 years	3,035	3,008	596	555
Benefits expected to be paid between 6 to 11 years	5,394	5,630	1,253	1,168
Benefits expected to be paid between 11 to 16 years	5,571	5,874	1,510	1,422
Benefits expected to be paid in more than 16 years	26,613	28,915	9,289	8,970

<sup>1</sup> The duration of the defined benefit obligation represents a weighted average across non-Swiss plans.

The tables below show the principal actuarial assumptions used in calculating the defined benefit obligations.

	Swiss		Non-Swiss <sup>1</sup>	
	31.12.14	31.12.13	31.12.14	31.12.13
Principal actuarial assumptions used (%)				
Assumptions used to determine defined benefit obligations at the end of the year				
Discount rate	1.15	2.30	3.66	4.64
Rate of salary increase	2.40	2.50	3.01	3.15
Rate of pension increase	0.00	0.00	2.97	3.30
Rate of interest credit on retirement savings	1.40	2.55	1.13	1.12

<sup>1</sup> Represents weighted average assumptions across non-Swiss plans.

**Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)****Mortality tables and life expectancies for major plans**

Country	Mortality table	Life expectancy at age 65 for a male member currently			
		aged 65		aged 45	
		31.12.14	31.12.13	31.12.14	31.12.13
Switzerland	BVG 2010 G	21.4	21.3	23.2	23.1
UK	S1NA_L CMI 2014 G, with projections <sup>1</sup>	24.4	24.4	27.2	27.3
US	RP2014 G, with MP2014 projection scale <sup>2</sup>	21.7	19.3	23.4	19.3
Germany	Dr. K. Heubeck 2005 G	19.9	19.7	22.5	22.4

Country	Mortality table	Life expectancy at age 65 for a female member currently			
		aged 65		aged 45	
		31.12.14	31.12.13	31.12.14	31.12.13
Switzerland	BVG 2010 G	23.9	23.8	25.6	25.5
UK	S1NA_L CMI 2014 G, with projections <sup>1</sup>	25.7	25.5	28.0	27.8
US	RP2014 G, with MP2014 projection scale <sup>2</sup>	23.9	21.1	25.6	21.1
Germany	Dr. K. Heubeck 2005 G	23.9	23.8	26.5	26.3

<sup>1</sup> In 2013 the mortality table S1NA\_L CMI 2010 G, with projections was used. <sup>2</sup> In 2013 the mortality table PPA mandated mortality table per IRC 1.430(b)(3) was used.

Volatility arises in the defined benefit obligation for each of the pension plans due to the following actuarial assumptions applied in the measurement of the defined benefit obligation:

- Discount rate: the discount rate is based on the yield of high-quality corporate bonds of the market in the respective pension plan country. Consequently, a decrease in the yield of high-quality corporate bonds will increase the defined benefit obligation of the pension plans. Conversely, an increase in the yield of high-quality corporate bonds will decrease the defined benefit obligation of the pension plans.
- Rate of salary increase: an increase in the salary of plan participants will generally increase the defined benefit obligation, specifically for the Swiss and German plans. For the UK plan, as the plan is closed for future service, UBS AG employees are not accruing future service benefits and thus salary increases have no impact on the defined benefit obligation. For the US plans, only a small percentage of the total population continues to accrue benefits for future service thus the impact of a salary increase on the defined benefit obligation is minimal.
- Rate of pension increase: for the Swiss plan, there is no automatic indexing of pensions. Any increase would be decided by the Pension Foundation Board. Similarly, for the US plans, there is no automatic indexing of pensions. For the UK plan, pensions are automatically indexed to price inflation as per plan rules and local pension legislation. Similarly, the German defined benefit pension plans are automatically indexed and a portion of the pensions are directly increased by price inflation. An increase in price inflation in the UK and Germany will increase the plan's defined benefit obligation.

- Rate of interest credit on retirement savings: the plan in Switzerland and one of the plans in the US have retirement saving balances which are increased annually by an interest credit rate. For these plans, an increase in the interest credit rate would increase the plan's defined benefit obligation.
- Life expectancy: for most of UBS's defined benefit pension plans, the pension plan's obligation is to provide guaranteed lifetime pension benefits. The defined benefit obligation for all plans are calculated using an underlying best estimate of the life expectancy of plan participants. An increase in the life expectancy of plan participants will increase the plan's defined benefit obligation.

The table on the following page presents a sensitivity analysis for each significant actuarial assumption showing how the defined benefit obligation would be affected by changes in the relevant actuarial assumption that were reasonably possible at the balance sheet date. Unforeseen circumstances may arise, which could result in variations that are outside the range of alternatives deemed reasonably possible. This sensitivity analysis applies to the defined benefit obligation only and not to the net defined benefit asset/(liability) in its entirety. Caution should be used in extrapolating the sensitivities below to the overall impact on the defined benefit obligation as the sensitivities may not be linear.

Financial information  
 Notes to the UBS AG consolidated financial statements

**Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)**

Sensitivity analysis of significant actuarial assumptions<sup>1</sup>

CHF million	Swiss plan: increase/(decrease) in defined benefit obligation		Non-Swiss plans: increase/(decrease) in defined benefit obligation	
	31.12.14	31.12.13	31.12.14	31.12.13
<b>Discount rate</b>				
Increase by 50 basis points	(1,688)	(1,301)	(470)	(411)
Decrease by 50 basis points	1,936	1,471	535	472
<b>Rate of salary increase</b>				
Increase by 50 basis points	210	142	2	1
Decrease by 50 basis points	(198)	(138)	(2)	(1)
<b>Rate of pension increase</b>				
Increase by 50 basis points	1,315	1,007	422	391
Decrease by 50 basis points	-	-	(370)	(340)
<b>Rate of interest credit on retirement savings</b>				
Increase by 50 basis points	334	270	9	7
Decrease by 50 basis points	(315)	(259)	(8)	(6)
<b>Life expectancy</b>				
Increase in longevity by one additional year	755	561	180	132

<sup>1</sup> The sensitivity analyses are based on a change in one assumption while holding all other assumptions constant, so that interdependencies between the assumptions are excluded. : As the assumed rate of pension increase was 0% as of 31 December 2014 and as of 31 December 2013, a downward change in assumption is not applicable.

**Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)**

The table below provides information on the composition and fair value of plan assets of the Swiss pension plan and the non-Swiss pension plans.

**Composition and fair value of plan assets**

	31.12.14			31.12.13				
	Fair value		Total	Plan asset allocation %	Fair value		Total	Plan asset allocation %
	Quoted in an active market	Other			Quoted in an active market	Other		
<i>CHF million</i>								
Cash and cash equivalents	829	0	829	3	113	0	113	1
Real estate/property								
Domestic	0	2,582	2,582	11	0	2,523	2,523	11
Investment funds								
Equity								
Domestic	798	0	798	3	617	0	617	3
Foreign	6,245	994	7,239	30	5,935	827	6,761	30
Bonds <sup>1</sup>								
Domestic, AAA to BBB-	2,591	0	2,591	11	3,018	0	3,018	13
Domestic, below BBB-	0	0	0	0	0	0	0	0
Foreign, AAA to BBB-	6,418	0	6,418	27	6,867	0	6,867	31
Foreign, below BBB-	104	0	104	0	752	0	752	3
Real estate								
Foreign	0	104	104	0	0	124	124	1
Other	2,513	736	3,249	14	1,220	486	1,707	8
Other investments	0	17	17	0	0	15	15	0
<b>Total</b>	<b>19,499</b>	<b>4,432</b>	<b>23,931</b>	<b>100</b>	<b>18,523</b>	<b>3,975</b>	<b>22,498</b>	<b>100</b>
			<b>31.12.14</b>				<b>31.12.13</b>	
<b>Total fair value of plan assets</b>			<b>23,931</b>				<b>22,498</b>	
<i>of which:</i>								
Bank accounts at UBS AG and UBS AG debt instruments			385				119	
UBS shares			38				32	
Securities lent to UBS AG <sup>2</sup>			921				1,001	
Property occupied by UBS AG			87				143	
Derivative financial instruments, counterparty UBS AG <sup>2</sup>			(357)				287	
Structured products, counterparty UBS AG			42				122	

<sup>1</sup> The bond credit ratings are primarily based on Standard & Poor's credit ratings. Ratings AAA to BBB- and below BBB- represent investment grade and non-investment grade ratings, respectively. In cases where credit ratings from other rating agencies were used, these were converted to the equivalent rating in the Standard & Poor's rating classification. <sup>2</sup> Securities lent to UBS AG and derivative financial instruments are presented gross of any collateral. Net of collateral, derivative financial instruments amounted to CHF (123) million as of 31 December 2014 (31 December 2013: CHF 14 million). Securities lent to UBS AG were fully covered by collateral as of 31 December 2014 and 31 December 2013.

Financial information  
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

**Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)**

Composition and fair value of plan assets (continued)

Non-Swiss plans

	31.12.14			Weighted average plan asset allocation %	31.12.13			Weighted average plan asset allocation %
	Fair value				Fair value			
	Quoted in an active market	Other	Total		Quoted in an active market	Other	Total	
<i>CHF million</i>								
Cash and cash equivalents	224	0	224	5	173	0	173	5
<b>Bonds<sup>1</sup></b>								
Domestic, AAA to BBB-	104	0	104	2	66	0	66	2
Domestic, below BBB-	10	0	10	0	42	0	42	1
Foreign, AAA to BBB-	24	0	24	1	10	0	10	0
Foreign, below BBB-	3	0	3	0	7	0	7	0
Private equity	0	0	0	0	1	0	1	0
<b>Investment funds</b>								
<b>Equity</b>								
Domestic	372	0	372	8	639	3	641	17
Foreign	1,300	0	1,300	29	1,012	0	1,012	27
<b>Bonds<sup>1</sup></b>								
Domestic, AAA to BBB-	1,486	0	1,486	34	1,061	0	1,061	28
Domestic, below BBB-	193	0	193	4	208	0	208	6
Foreign, AAA to BBB-	123	0	123	3	100	35	135	4
Foreign, below BBB-	157	0	157	4	62	21	83	2
<b>Real estate</b>								
Domestic	43	112	155	4	0	103	103	3
Other	33	178	211	5	45	160	205	5
Insurance contracts	0	17	17	0	0	15	15	0
Asset-backed securities	17	0	17	0	0	0	0	0
Other investments	5	10	14	0	0	5	5	0
<b>Total fair value of plan assets</b>	<b>4,094</b>	<b>317</b>	<b>4,410</b>	<b>100</b>	<b>3,426</b>	<b>342</b>	<b>3,768</b>	<b>100</b>

<sup>1</sup> The bond credit ratings are primarily based on Standard & Poor's credit ratings. Ratings AAA to BBB- and below BBB- represent investment grade and non-investment grade ratings, respectively. In cases where credit ratings from other rating agencies were used, these were converted to the equivalent rating in the Standard & Poor's rating classification.

**Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)**

## b) Post-retirement medical and life insurance plans

In the US and the UK, UBS AG offers post-retirement medical benefits that contribute to the health care coverage of certain employees and their beneficiaries after retirement. The UK post-retirement medical plan is closed to new entrants. In the US, in addition to post-retirement medical benefits, UBS AG also provides post-retirement life insurance benefits to certain employees. The post-retirement medical benefits in the UK and the US cover all types of medical expenses including, but not limited to, cost of doctor visits, hospitalization, surgery and pharmaceuticals. These plans are not pre-funded plans and costs are incurred as amounts are paid. In the US, the retirees contribute to the cost of the post-retirement medical benefits.

In 2014, UBS AG announced changes to the US post-retirement medical plans in relation to a reduction or elimination of the subsidy provided for medical benefits. This change reduced the post-retirement benefit obligation by CHF 33 million, resulting in a corresponding gain recognized in the income statement in 2014.

Further in 2014, UBS AG announced changes to the US post-retirement life insurance plans in relation to an elimination of the US post-retirement life insurance policy. This change reduced the

post-retirement benefit obligation by CHF 8 million, resulting in a corresponding gain recognized in the income statement in 2014.

In 2013, UBS AG announced changes to one of the US post-retirement medical plans in relation to the eligibility criteria and cost sharing. This change reduced the post-retirement benefit obligation by CHF 9 million, resulting in a corresponding gain recognized in the income statement in 2013.

Further in 2013, UBS AG announced a change to the other US post-retirement medical plan in relation to coverage for prescription drugs. This plan change reduced the post-retirement benefit obligation by CHF 8 million, resulting in a corresponding gain recognized in the income statement in 2013.

The employer contributions expected to be made to the post-retirement medical and life insurance plans in 2015 are estimated to be CHF 9 million.

The table on the following page provides an analysis of the net asset/liability recognized on the balance sheet for post-retirement medical and life insurance plans from the beginning to the end of the year, as well as an analysis of amounts recognized in net profit and in other comprehensive income.

Financial information  
 Notes to the UBS AG consolidated financial statements

**Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)**

**Post-retirement medical and life insurance plans**

CHF million

For the year ended	31.12.14	31.12.13
Post-retirement benefit obligation at the beginning of the year	114	136
Current service cost	0	1
Interest expense	5	6
Plan participant contributions	2	2
Remeasurements of post-retirement benefit obligation	5	(3)
<i>of which: actuarial (gains)/losses arising from changes in demographic assumptions</i>	4	(1)
<i>of which: actuarial (gains)/losses arising from changes in financial assumptions</i>	8	(10)
<i>of which: experience (gains)/losses<sup>1</sup></i>	(7)	8
Past service cost related to plan amendments	(41)	(17)
Benefit payments <sup>2</sup>	(10)	(9)
Foreign currency translation	10	(2)
Post-retirement benefit obligation at the end of the year	85	114
<i>of which: amounts owing to active members</i>	12	15
<i>of which: amounts owing to deferred members</i>	0	0
<i>of which: amounts owing to retirees</i>	74	99
Fair value of plan assets at the end of the year	0	0
Net post-retirement benefit asset/(liability)	(85)	(114)
<b>Analysis of amounts recognized in net profit</b>		
Current service cost	0	1
Interest expense related to post-retirement benefit obligation	5	6
Past service cost related to plan amendments	(41)	(17)
Net periodic cost	(36)	(11)
<b>Analysis of gains/(losses) recognized in other comprehensive income</b>		
Remeasurement of post-retirement benefit obligation	(5)	3
Total gains/(losses) recognized in other comprehensive income, before tax	(5)	3

<sup>1</sup> Experience (gains)/losses are a component of actuarial remeasurements of the post-retirement benefit obligation which reflect the effects of differences between the previous actuarial assumptions and what has actually occurred. <sup>2</sup> Benefits payments are funded by employer contribution and plan participant contributions.

**Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)**

The post-retirement benefit obligation is determined by using the assumed average health care cost trend rate, the discount rate and the life expectancy. On a country-by-country basis, the same discount rate is used for the calculation of the post-retirement benefit obligation from medical and life insurance plans as for the defined benefit obligations arising from pension plans.

The discount rate and the assumed average health care cost trend rates are presented in the table below. The basis for life expectancy assumptions is the same as provided for defined benefit pension plans in Note 28a.

**Principal weighted average actuarial assumptions used (%)<sup>1</sup>****Assumptions used to determine post-retirement benefit obligations at the end of the year**

For the year ended	31.12.14	31.12.13
Discount rate	3.84	4.77
Average health care cost trend rate – initial	6.44	6.81
Average health care cost trend rate – ultimate	5.19	5.12

<sup>1</sup> The assumptions for life expectancies are provided within Note 28a.

Volatility arises in the post-retirement benefit obligation for each of the post-retirement medical and life insurance plans due to the following actuarial assumptions applied in the measurement of the post-retirement benefit obligation:

- Discount rate: similar as for defined benefit pension plans, a decrease in the yield of high-quality corporate bonds will increase the post-retirement benefit obligation for these plans. Conversely, an increase in the yield of high-quality corporate bonds will decrease the post-retirement benefit obligation for these plans.
- Average health care cost trend rate: an increase in health care costs would generally increase the post-retirement benefit obligation.

- Life expectancy: as some plan participants have lifetime benefits under these plans, an increase in life expectancy would increase the post-retirement benefit obligation.

The table below presents a sensitivity analysis for each significant actuarial assumption showing how the post-retirement benefit obligation would have been affected by changes in the relevant actuarial assumption that were reasonably possible at the balance sheet date.

**Sensitivity analysis of significant actuarial assumptions<sup>1</sup>**

CHF million	Increase/(decrease) in post-retirement benefit obligation	
	31.12.14	31.12.13
<b>Discount rate</b>		
Increase by 50 basis points	(4)	(6)
Decrease by 50 basis points	4	7
<b>Average health care cost trend rate</b>		
Increase by 100 basis points	3	9
Decrease by 100 basis points	(2)	(8)
<b>Life expectancy</b>		
Increase in longevity by one additional year	7	7

<sup>1</sup> The sensitivity analyses are based on a change in one assumption while holding all other assumptions constant, so that interdependencies between the assumptions are excluded.

**c) Defined contribution plans**

UBS AG also sponsors a number of defined contribution plans in its non-Swiss locations. The locations with significant defined contribution plans are the UK and the US. Certain plans permit employees to make contributions and earn matching or other

contributions from UBS AG. The employer contributions to these plans are recognized as an expense which, for the years ended 31 December 2014, 2013 and 2012, amounted to CHF 244 million, CHF 236 million and CHF 240 million, respectively.



**Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)**

## d) Related party disclosure

UBS AG is the principal bank for the pension fund of UBS AG in Switzerland. In this function, UBS is engaged to execute most of the pension fund's banking activities. These activities can include, but are not limited to, trading and securities lending and borrowing. All transactions have been executed under arm's length conditions. The non-Swiss UBS pension funds do not have a similar banking relationship with UBS AG.

In 2008, UBS sold certain bank-occupied properties to the Swiss pension fund. Simultaneously, UBS AG and the Swiss pension fund entered into lease-back arrangements for some of the properties with 25-year lease terms and two renewal options for

10 years each. During 2009, UBS renegotiated one of the lease contracts, which reduced UBS AG's remaining lease commitment. In 2013, after the first five years, the early break options for most of the leases were not exercised, which resulted in an increase in the minimum commitment for an additional five years. As of 31 December 2014, the minimum commitment toward the Swiss pension fund under the related leases is approximately CHF 14 million (31 December 2013: CHF 19 million).

The following amounts have been received or paid by UBS AG from and to the pension funds in respect of these banking activities and arrangements.

## Related party disclosure

CHF million	For the year ended		
	31.12.14	31.12.13	31.12.12
<b>Received by UBS AG</b>			
Fees	33	33	31
<b>Paid by UBS AG</b>			
Rent	6	8	9
Interest	0	1	1
Dividends and capital repayments	4	2	0

The transaction volumes in UBS shares and other UBS securities are as follows.

## Transaction volumes – related parties

	For the year ended	
	31.12.14	31.12.13
<b>Financial instruments bought by pension funds</b>		
UBS shares <sup>1</sup> (in thousands of shares)	2,092	1,459
UBS AG debt instruments (par values in CHF million)	4	5
<b>Financial instruments sold by pension funds or matured</b>		
UBS shares <sup>1</sup> (in thousands of shares)	1,735	2,293
UBS AG debt instruments (par values in CHF million)	4	8

<sup>1</sup> Represents purchases/sales of UBS AG shares up to 28 November 2014 and purchases/sales of UBS Group AG shares thereafter. Refer to Note 32 for more information.

Details of the fair value of the plan assets of the defined pension plans are disclosed in Note 28a. In addition, UBS AG defined contribution pension funds held 16,253,804 UBS Group AG

shares with a fair value of CHF 276 million as of 31 December 2014 (31 December 2013: 16,192,501 UBS AG shares with a fair value of CHF 278 million).

## Note 29 Equity participation and other compensation plans

### a) Plans offered

UBS AG operates several equity participation and other compensation plans to align the interests of executives, managers and staff with the interests of shareholders. Some plans (e.g., Equity Plus and Equity Ownership Plan) are granted to eligible employees in approximately 50 countries and are designed to meet the legal, tax and regulatory requirements of each country in which they are offered. Certain plans are used in specific countries, business areas (e.g., awards granted within Wealth Management Americas), or are offered to members of the Group Executive Board (GEB) only. UBS AG operates compensation plans on a mandatory, discretionary and voluntary basis. The explanations below provide a general description of the terms of the most significant plans which relate to the performance year 2014 (awards granted in 2015) and those from prior years that are partly expensed in 2014.

→ Refer to Note 1a item 25 for a description of the accounting policy related to equity participation and other compensation plans

#### Transfer of deferred compensation plans

As part of the Group reorganization, in the fourth quarter 2014, UBS Group AG assumed obligations of UBS AG as grantor in connection with outstanding awards under employee share, option, notional fund and deferred cash plans. At the same time, UBS Group AG acquired the beneficial ownership of the financial assets and 90.5 million treasury shares of UBS Group AG held to hedge the economic exposure arising from these plans. Obligations relating to these deferred compensation awards, which are required to be, and have been, granted by a separate UBS AG subsidiary or local employing UBS AG branches, have not been assumed by UBS Group AG and will continue on this basis. Furthermore, obligations related to other compensation vehicles, such as defined benefit pension plans and other local awards, have not been assumed by UBS Group AG and are retained by the relevant employing and/or sponsoring subsidiaries or UBS AG branches. For the purpose of this Note, references to shares, performance shares, notional shares and options refer to UBS Group AG instruments for the period after the transfer and to UBS AG instruments for the period before the transfer.

#### Mandatory share-based compensation plans

Equity Ownership Plan (EOP): Selected employees receive a portion of their annual performance-related compensation above a certain threshold in the form of an EOP award in UBS shares, notional shares or UBS performance shares (notional shares which are subject to performance conditions). From February 2014 onwards, in general, only notional shares and UBS performance shares are granted. Since 2011 (for the performance year 2010), performance shares have been granted to EOP participants who are risk-takers, Group Managing Directors or employees whose incentive exceeds a certain threshold. The performance shares granted in 2011 and 2012 will only vest in full if certain performance targets are met, i.e.,

if the participant's business division is profitable (for Corporate Center participants, the Group as a whole needs to be profitable) in the financial year preceding the relevant vesting date. To determine if a business division is profitable in this context, adjustments to reported profitability may be made based on considerations relating to risk, quality and reliability of earnings. For performance shares granted in respect of the performance years 2012, 2013 and 2014, the performance conditions are based on the Group return on tangible equity and the divisional return on attributed equity (for Corporate Center participants, the return on attributed equity of the Group excluding Corporate Center). Awards issued outside the normal performance year cycle, such as replacement awards or sign-on awards, may be offered in deferred cash under the EOP plan rules.

Awards in UBS shares allow for voting and dividend rights during the vesting period, whereas notional and performance shares represent a promise to receive UBS shares at vesting and do not allow for voting rights during the vesting period. Notional and performance shares granted before February 2014 have no rights to dividends, whereas for awards granted since February 2014 employees are entitled to receive a dividend equivalent which may be paid in notional shares and/or cash, and which will vest on the same terms and conditions as the award. Awards granted in the form of UBS shares, notional shares and performance shares are settled by delivering UBS shares at vesting, except in countries where this is not permitted for legal or tax reasons. EOP awards granted until 2012 generally vest in three equal increments over a three-year vesting period and awards granted since March 2013 generally vest in equal increments two and three years following grant. The awards are generally forfeitable upon, among other circumstances, voluntary termination of employment with UBS AG. Compensation expense is recognized in the performance year if the employee meets the retirement eligibility requirements at the date of grant. Otherwise, compensation expense is recognized from the grant date to the earlier of the vesting date or the retirement eligibility date of the employee, on a tiered basis.

Senior Executive Equity Ownership Plan (SEEO): Up to 2012 (performance year 2011), GEB members received a portion of their mandatory deferral in UBS shares or notional shares, which vest in one-fifth increments over a five-year vesting period and are forfeitable if certain conditions are not met. Awards granted in 2011 and 2012 are subject to the same performance conditions as performance shares granted under the EOP. They will only vest in full if the participant's business division is profitable (for Corporate Center participants, the Group as a whole must be profitable) in the financial year preceding scheduled vesting. Awards granted under SEEO are settled by delivering UBS shares at vesting. Compensation expense is recognized on the same basis as for share-settled EOP awards. From 2013 (performance year 2012), GEB members have received EOP awards. No SEEO awards were granted for the performance years 2012, 2013 and 2014.

**Note 29 Equity participation and other compensation plans (continued)**

**Incentive Performance Plan (IPP):** In 2010, GEB members and certain other senior employees received part of their annual incentive in the form of performance shares granted under the IPP. Each performance share granted is a contingent right to receive between one and three UBS shares at vesting, depending on the achievement of share price targets. The IPP awards vest in full after five years (i.e., in 2015) and are subject to continued employment with UBS AG. Compensation expense is recognized on a tiered basis from the grant date to the earlier of the vesting date or the retirement eligibility date of the employee. IPP was a one-time plan granted in 2010 only.

**Performance Equity Plan (PEP):** From 2010 to 2012, GEB members received part of their annual incentive in the form of performance shares granted under the PEP. Each performance share is a contingent right to receive between zero and two UBS shares at vesting, depending on the achievement of Economic Profit (EP) and Total Shareholder Return (TSR) targets. PEP awards vest in full after three years. EP is a risk-adjusted profit measure that takes into account the cost of risk capital. TSR measures the total return to UBS shareholders (in the form of share price appreciation and dividends) as compared to the constituents of a banking index. Vesting is subject to continued employment with UBS AG. Compensation expense is recognized on a tiered basis from the grant date to the earlier of the vesting date or the retirement eligibility date of the employee. No PEP awards were granted for the performance years 2012, 2013 and 2014.

**Special Plan Award Program for the Investment Bank 2012 (SPAP):** In April 2012, certain Managing Directors and Group Managing Directors of the Investment Bank were granted an award of UBS shares which will vest three years after grant. Vesting is subject to performance conditions, continued employment with UBS AG and certain other conditions. The vesting of Special Plan awards is subject to performance conditions based on the level of reduction in risk-weighted assets achieved and the average return on risk-weighted assets in the Investment Bank for 2012, 2013 and 2014. Compensation expense is recognized from the grant date to the earlier of the vesting date or the retirement eligibility date of the employee.

**Role-based allowances (RBA):** In line with market practice, in certain countries, employees are entitled to receive a role-based allowance in addition to their base salary. This allowance reflects the market value of a specific role and is only paid as long as the employee is within such a role. The allowance consists of a cash portion which is paid in December and, if applicable, a deferred UBS notional share award. The deferred portion vests in equal portions in year 2 and year 3 respectively. Compensation expense is recognized in the performance year if the employee meets the retirement eligibility requirements at the date of grant. Otherwise, compensation expense is recognized from the grant date to the earlier of the vesting date or the retirement eligibility date of the employee.

**Mandatory deferred cash compensation plans**

**Deferred Contingent Capital Plan (DCCP):** The DCCP is a mandatory performance award deferral plan for all employees whose total compensation exceeds a certain threshold. For awards granted up to January 2015, employees received part of their annual incentive in the form of notional bonds, which are a right to receive a cash payment at vesting. For awards granted for the performance year 2014 (granted in 2015), employees are awarded notional additional tier 1 (AT1) instruments, which at the discretion of UBS Group AG (consolidated) can either be settled in the form of a cash payment or a perpetual, marketable AT1 instrument. Awards vest in full after five years, subject to there being no trigger event. Awards granted under the DCCP forfeit if UBS Group AG's consolidated phase-in tier 1 capital ratio falls below 10% for GEB members and 7% for all other employees. In addition, awards are also forfeited if a viability event occurs, that is, if FINMA provides a written notice to UBS Group AG that the DCCP must be written down to prevent an insolvency, bankruptcy or failure of UBS Group AG (consolidated), or if UBS Group AG (consolidated) receives a commitment of extraordinary support from the public sector that is necessary to prevent such an event. For GEB members, an additional performance condition applies. If UBS Group AG (consolidated) does not achieve an adjusted profit before tax for any year during the vesting period, GEB members forfeit 20% of their award for each loss-making year. For awards granted up to January 2015, interest on the awards is paid annually for performance years in which the firm generates an adjusted profit before tax. For awards granted in 2015 for the performance year 2014, discretionary interest may be paid annually on awards that vest after 5 years. The awards are subject to standard forfeiture and harmful acts provisions, including voluntary termination of employment with UBS AG. Compensation expense is recognized in the performance year if the employee meets the retirement eligibility requirements at the date of grant. Otherwise, compensation expense is recognized ratably from the grant date to the earlier of the vesting date or the retirement eligibility date of the employee.

**Long-Term Deferred Retention Senior Incentive Scheme (LTDRSIS):** Awards granted under the LTDRSIS are granted to employees in Australia and represent a profit share amount based on the profitability of the Australian business. Awards vest after three years and include an arrangement which allows for unpaid installments to be reduced if the business has a loss during the calendar year preceding vesting. The awards are generally forfeitable upon voluntary termination of employment with UBS AG. Compensation expense is recognized in the performance year if the employee meets the retirement eligibility requirements at the date of the grant. Otherwise, compensation expense is recognized ratably from the grant date to the earlier of the vesting date or the retirement eligibility date of the employee.

**Global Asset Management Equity Ownership Plan:** In order to align their compensation with the performance of the funds they

**Note 29 Equity participation and other compensation plans (continued)**

management, Global Asset Management employees receiving EOP awards receive them in the form of cash-settled notional funds since 2012. The amount depends on the value of the relevant underlying Global Asset Management funds at the time of vesting. In prior years, certain Global Asset Management employees received EOP awards in a combination of shares and cash-settled notional funds, with the amount depending on the value of the underlying Global Asset Management funds at the time of vesting. The awards are generally forfeitable upon, among other circumstances, voluntary termination of employment with UBS AG. Compensation expense is recognized in the performance year if the employee meets the retirement eligibility requirements at the date of grant. Otherwise, compensation expense is recognized from the grant date to the earlier of the vesting date or the retirement eligibility date of the employee, on a tiered basis.

Wealth Management Americas financial advisor compensation  
Financial advisor compensation plans generally provide for cash payments and deferred awards that are formula driven and fluctuate in proportion to the level of business activity.

UBS AG also may enter into compensation commitments with certain new financial advisors primarily as a recruitment incentive and to incentivize certain eligible active financial advisors to achieve specified revenue production and other performance thresholds. The compensation may be earned and paid to the employee during a period of continued employment and may be forfeited under certain circumstances.

GrowthPlus is a program for selected financial advisors whose revenue production and length of service exceeds defined thresholds from 2010 through 2017. Compensation arrangements were granted in 2010 and 2011 with potential arrangements to be granted in 2015 and 2018. The awards vest ratably over seven years from grant with the exception of the 2018 arrangement, which vests over five years.

PartnerPlus is a mandatory deferred cash compensation plan for certain eligible financial advisors. Awards (UBS AG company contributions) are based on a predefined formula during the performance year. Participants are also allowed to voluntarily contribute additional amounts otherwise payable during the year, up to a percentage of their pay, which are vested upon contribution. Company contributions and voluntary contributions are credited with interest in accordance with the terms of the plan. Rather than being credited with interest, a participant may elect to have voluntary contributions, along with vested company contributions, credited with notional earnings based on the performance of various mutual funds. Company contributions and interest on both company and voluntary contributions ratably vest in 20% increments six to ten years following grant date. Company contributions and interest/notional earnings on both company and voluntary contribu-

tions are forfeitable under certain circumstances. Compensation expense for awards is recognized in the performance year if the employee meets the qualifying separation eligibility requirements at the date of grant. Otherwise, compensation expense for awards is recognized ratably commencing in the performance year to the earlier of the vesting date or the qualifying separation eligibility date of the employee. Compensation expense for voluntary contributions is recognized in the year of deferral.

**Discretionary share-based compensation plans**

Key Employee Stock Appreciation Rights Plan (KESAP) and Key Employee Stock Option Plan (KESOP): Until 2009, key and high potential employees were granted discretionary share-settled stock appreciation rights (SARs) or UBS options with a strike price not less than the fair market value of a UBS share on the date the SAR or option was granted. A SAR gives employees the right to receive a number of UBS shares equal to the value of any appreciation in the market price of a UBS share between the grant date and the exercise date. One option gives the right to acquire one registered UBS share at the option's strike price. SARs and options are settled by delivering UBS shares, except in countries where this is not permitted for legal reasons. These awards are generally forfeitable upon termination of employment with UBS AG. Compensation expense is recognized from the grant date to the earlier of the vesting date or the retirement eligibility date of the employee. No options or SARs awards have been granted since 2009.

**Voluntary share-based compensation plans**

Equity Plus Plan (Equity Plus): Equity Plus is a voluntary plan that provides eligible employees with the opportunity to purchase UBS shares at market value and receive, at no additional cost, one free notional UBS share for every three shares purchased, up to a maximum annual limit. Share purchases may be made annually from the performance award and/or monthly through regular deductions from salary. Shares purchased under Equity Plus are restricted from sale for a maximum of three years from the time of purchase. Equity Plus awards vest after up to three years. Prior to 2010, instead of notional shares participants received two UBS options for each share they purchased under this plan. The options had a strike price equal to the fair market value of a UBS share on the grant date, a two-year vesting period and generally expired ten years from the grant date. The options are forfeitable in certain circumstances and are settled by delivering UBS shares, except in countries where this is not permitted for legal reasons. Compensation expense for Equity Plus is recognized from the grant date to the earlier of the vesting date or the retirement eligibility date of the employee. For awards granted from April 2014 onwards, employees are entitled to receive a dividend equivalent which may be paid in either notional shares and/or cash.

**Note 29 Equity participation and other compensation plans (continued)**

## b) Effect on the income statement

Effect on the income statement for the financial year and future periods

The following table summarizes the compensation expenses recognized for the year ended 31 December 2014 and deferred compensation expenses that will be recognized as an expense in the

income statements of 2015 and later. The deferred compensation expenses in the table also include vested and non-vested awards granted mainly in February 2015, which relate to the performance year 2014.

**Personnel expenses – Recognized and deferred<sup>1</sup>**

CHF million	Personnel expenses for the year ended 2014			Personnel expenses deferred to 2015 and later		
	Expenses relating to awards for 2014	Expenses relating to awards for prior years	Total	Relating to awards for 2014	Relating to awards for prior years	Total
<b>Performance awards</b>						
Cash performance awards	1,822	(108)	1,714	0	0	0
Deferred Contingent Capital Plan (DCCP)	155	194	349	312	386	698
Deferred cash plans (DCP and other cash plans)	0	12	12	0	8	8
Equity Ownership Plan (EOP/SEEO) – UBS shares	215	444	659	459	367	826
Incentive Performance Plan (IPP)	0	21	21	0	0	0
<b>Total UBS share plans</b>	<b>215</b>	<b>465</b>	<b>680</b>	<b>459</b>	<b>367</b>	<b>826</b>
Equity Ownership Plan (EOP) – notional funds	24	41	65	36	33	69
<b>Total performance awards</b>	<b>2,216</b>	<b>604</b>	<b>2,820</b>	<b>807</b>	<b>794</b>	<b>1,601</b>
<b>Variable compensation</b>						
Variable compensation – other	260	206	466 <sup>2</sup>	307 <sup>3</sup>	340 <sup>4</sup>	647
Financial advisor compensation – cash payments	2,396	0	2,396	0	0	0
Compensation commitments with recruited financial advisors	39	636	675	524	2,058	2,582
GrowthPlus and other deferral plans	81	153	234	189	528	717
UBS share plans	23	57	80	41	143	184
Wealth Management Americas: Financial advisor compensation <sup>5</sup>	2,539	846	3,385	754	2,729	3,483
<b>Total</b>	<b>5,015</b>	<b>1,656</b>	<b>6,671</b>	<b>1,868</b>	<b>3,863</b>	<b>5,731</b>

<sup>1</sup> Total share-based personnel expenses recognized for the year ended 31 December 2014 were CHF 999 million and were comprised of UBS share plans of CHF 800 million, Equity Ownership Plan – notional funds of CHF 65 million, related social security costs of CHF 41 million and other compensation plans (reported within Variable compensation – other) of CHF 93 million. <sup>2</sup> Includes replacement payments of CHF 81 million (of which CHF 70 million related to prior years), forfeiture credits of CHF 70 million (all related to prior years), severance payments of CHF 162 million (all related to current year) and retention plan and other payments of CHF 292 million (of which CHF 206 million related to prior years). <sup>3</sup> Includes DCCP interest expense of CHF 121 million for DCCP awards 2014 (granted in 2015). <sup>4</sup> Includes DCCP interest expense of CHF 161 million for DCCP awards 2013 and 2012 (granted in 2014 and 2013). <sup>5</sup> Financial advisor compensation consists of grid-based compensation based directly on compensable revenues generated by financial advisors and supplemental compensation calculated based on financial advisor productivity, firm tenure, assets and other variables. It also includes charges related to compensation commitments with financial advisors entered into at the time of recruitment which are subject to vesting requirements. Amounts reflected as deferred expenses represent the maximum deferred exposure as of the balance sheet date.

## Note 29 Equity participation and other compensation plans (continued)

### Personnel expenses – Recognized and deferred<sup>1</sup>

CHF million	Personnel expenses for the year ended 2013			Personnel expenses deferred to 2014 and later		
	Expenses relating to awards for 2013	Expenses relating to awards for prior years	Total	Relating to awards for 2013	Relating to awards for prior years	Total
<b>Performance awards</b>						
Cash performance awards	1,942	(30)	1,912	0	0	0
Deferred Contingent Capital Plan (DCCP)	152	96	248	348	230	578
Deferred cash plans (DCP and other cash plans)	2	53	55	7	12	19
Equity Ownership Plan (EOP/SEEOP) – UBS shares	190	466	656	520	307	827
Performance Equity Plan (PEP)	0	3	3	0	0	0
Incentive Performance Plan (IPP)	0	33	33	0	21	21
Total UBS share plans	190	502	692	520	328	848
Equity Ownership Plan (EOP) – notional funds	19	60	79	37	36	73
<b>Total performance awards</b>	<b>2,305</b>	<b>681</b>	<b>2,986</b>	<b>912</b>	<b>606</b>	<b>1,518</b>
<b>Variable compensation</b>						
Variable compensation – other	152	136	288 <sup>2</sup>	340 <sup>3</sup>	398 <sup>4</sup>	738
Financial advisor compensation – cash payments	2,219	0	2,219	0	0	0
Compensation commitments with recruited financial advisors	33	605	638	440	2,098	2,538
GrowthPlus and other deferral plans	62	132	194	107	564	671
UBS share plans	20	69	89	45	165	210
Wealth Management Americas: Financial advisor compensation <sup>5</sup>	2,334	806	3,140	592	2,827	3,419
<b>Total</b>	<b>4,791</b>	<b>1,623</b>	<b>6,414</b>	<b>1,844</b>	<b>3,831</b>	<b>5,675</b>

<sup>1</sup> Total share-based personnel expenses recognized for the year ended 31 December 2013 were CHF 1,042 million and were comprised of UBS share plans of CHF 787 million, Equity Ownership Plan – notional funds of CHF 79 million, related social security costs of CHF 65 million and other compensation plans (reported within Variable compensation – other) of CHF 111 million. <sup>2</sup> Includes replacement payments of CHF 78 million (of which CHF 72 million related to prior years), forfeiture credits of CHF 146 million (all related to prior years), severance payments of CHF 114 million (all related to current year) and retention plan and other payments of CHF 242 million (of which CHF 210 million related to prior years). <sup>3</sup> Includes DCCP interest expense of CHF 101 million for DCCP awards 2013 (granted in 2014). <sup>4</sup> Includes DCCP interest expense of CHF 109 million for DCCP awards 2012 (granted in 2013). <sup>5</sup> Financial advisor compensation consists of grid-based compensation based directly on compensable revenues generated by financial advisors and supplemental compensation calculated based on financial advisor productivity, firm tenure, assets and other variables. It also includes charges related to compensation commitments with financial advisors entered into at the time of recruitment which are subject to vesting requirements. Amounts reflected as deferred expenses represent the maximum deferred exposure as of the balance sheet date.

During 2014 and 2013, UBS AG accelerated the recognition of expenses for certain deferred compensation arrangements relating to employees that were affected by restructuring programs. Based on the redundancy provisions of the plan rules, these employees retain their deferred compensation awards. However, as the employees are not required to provide future service, compensation expense relating to these awards was accelerated to the termination date based on the shortened service period. The amounts accelerated and recognized relating to share-based payment awards in 2014 and 2013 were CHF 38 million and CHF 62 million

respectively, and the amounts related to deferred cash awards were CHF 29 million and CHF 9 million, respectively.

UBS AG also shortened the service period for certain employees in accordance with the mutually agreed termination provisions of their deferred compensation awards. Expense recognition was accelerated to the termination date. The amounts accelerated and recognized relating to share-based payment awards in 2014 and 2013 were CHF 11 million and CHF 11 million, respectively, and the amounts related to deferred cash awards were CHF 8 million and CHF 3 million, respectively.

Financial information  
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

## Note 29 Equity participation and other compensation plans (continued)

Personnel expenses – Recognized and deferred<sup>1</sup>

CHF million	Personnel expenses for the year ended 2012			Personnel expenses deferred to 2013 and later		
	Expenses relating to awards for 2012	Expenses relating to awards for prior years	Total	Relating to awards for 2012	Relating to awards for prior years	Total
<b>Performance awards</b>						
Cash performance awards	1,411	(38)	1,373	0	0	0
Deferred Contingent Capital Plan (DCCP)	145	0	145	361	0	361
Deferred cash plans (CBP, DCP and other cash plans)	5	149	154	10	87	97
Equity Ownership Plan (EOP/SEEOP) – UBS shares	135	995	1,130	383	495	878
Performance Equity Plan (PEP)	0	10	10	0	4	4
Incentive Performance Plan (IPP)	0	62	62	0	82	82
Total UBS share plans	135	1,067	1,202	383	581	964
UBS share option plans (KESAP/ KESOP)	0	14	14	0	0	0
Equity Ownership Plan (EOP) – notional funds	28	84	112	20	46	66
<b>Total performance awards</b>	<b>1,724</b>	<b>1,276</b>	<b>3,000</b>	<b>774</b>	<b>714</b>	<b>1,488</b>
<b>Variable compensation</b>						
Variable compensation – other	424	(57)	367 <sup>2</sup>	494 <sup>3</sup>	71	565
Financial advisor compensation – cash payments	1,957	0	1,957	0	0	0
Compensation commitments with recruited financial advisors	54	579	634	587	2,115	2,702
GrowthPlus and other deferral plans	54	129	183	54	620	674
UBS share plans	21	78	99	66	216	282
Wealth Management Americas: Financial advisor compensation <sup>4</sup>	2,087	786	2,873	706	2,951	3,657
<b>Total</b>	<b>4,235</b>	<b>2,005</b>	<b>6,240</b>	<b>1,974</b>	<b>3,736</b>	<b>5,710</b>

<sup>1</sup> Total share-based personnel expenses recognized for the year ended 31 December 2012 were CHF 1,584 million and were comprised of UBS share plans of CHF 1,261 million, UBS share option plans of CHF 14 million, Equity Ownership Plan – AIVs of CHF 112 million, related social security costs of CHF 89 million and other compensation plans (reported within Variable compensation – other) of CHF 108 million. <sup>2</sup> Includes replacement payments of CHF 109 million (of which CHF 94 million related to prior year), forfeiture credits of CHF 174 million (prior year), severance payments of CHF 303 million (current year) and retention plan and other payments of CHF 128 million (of which CHF 21 million related to prior year). <sup>3</sup> Includes DCCP interest expense of CHF 137 million. <sup>4</sup> Financial advisor compensation consists of grid-based compensation based directly on compensable revenues generated by financial advisors and supplemental compensation calculated based on financial advisor productivity, firm tenure, assets and other variables. It also includes charges related to compensation commitments with financial advisors entered into at the time of recruitment which are subject to vesting requirements. Amounts reflected as deferred expenses represent the maximum deferred exposure as of the balance sheet date.

Additional disclosures on mandatory, discretionary and voluntary share-based compensation plans (including notional funds granted under EOP)

The total share-based personnel expenses recognized for the years ended 31 December 2014, 2013 and 2012 were CHF 999 million, CHF 1,042 million and CHF 1,584 million, respectively. This includes the current period expense, amortization and related social security costs for awards issued in prior periods and performance year expensing for awards granted to retirement-eligible employees where the terms of the awards do not require the employee to provide future services.

The total compensation expenses for non-vested share-based awards granted up to 31 December 2014 relating to prior years to be recognized in future periods is CHF 634 million and will be

recognized as personnel expenses over a weighted average period of 1.9 years. This includes UBS share plans, the Equity Ownership Plan (notional funds), other variable compensation and the Equity Plus Plan. Total deferred compensation amounts included in the 2014 table differ from this amount as the deferred compensation amounts also include non-vested awards granted in February 2015 related to the performance year 2014.

Actual payments to participants in cash-settled share-based plans, including amounts granted as notional funds issued under the EOP, for the years ended 31 December 2014 and 2013 were CHF 90 million and CHF 157 million, respectively. The total carrying amount of the liability related to these plans was CHF 3 million as of 31 December 2014 and CHF 164 million as of 31 December 2013.

**Note 29 Equity participation and other compensation plans (continued)**

c) Movements during the year

UBS share and performance share awards

Movements in UBS share and notional share awards were as follows:

UBS share awards

	Number of shares 2014	Weighted average grant date fair value (CHF)	Number of shares 2013	Weighted average grant date fair value (CHF)
Outstanding, at the beginning of the year	186,633,491	15	249,059,529	15
Shares awarded during the year	56,851,628	18	50,270,660	15
Distributions during the year	(69,921,325)	16	(99,955,951)	15
Forfeited during the year	(6,859,017)	16	(12,740,747)	15
Transfer to UBS Group AG	(166,704,777)	15		
Outstanding, at the end of the year	467,848	15	186,633,491	15
<i>of which: shares vested for accounting purposes</i>	26,946		48,096,537	

The fair value of shares that became legally vested and were distributed (i.e., all restrictions were fulfilled) during the years ended 31 December 2014 and 2013 was CHF 1,269 million and CHF 1,398 million, respectively.

Movements in performance shares granted under the IPP are as follows:

Incentive Performance Plan

	2014	
	Number of performance shares 2014	Weighted average fair value of IPP performance shares at grant date (CHF) <sup>1</sup>
Forfeitable, at the beginning of the year	13,151,023	22
Vested during the year	(240,064) <sup>2</sup>	22
Forfeited during the year	(168,791)	22
Transfer to UBS Group AG	(12,742,168)	22
Forfeitable, at the end of the year	0	
	2013	
Forfeitable, at the end of the year	14,231,831	22
Vested during the year	(8,690)	22
Forfeited during the year	(1,072,118)	22
Forfeitable, at the end of the year	13,151,023 <sup>3</sup>	22
<i>of which: performance shares vested for accounting purposes</i>	10,248,071	

<sup>1</sup> The weighted average fair value takes into account the applicable performance conditions and the range of possible outcomes. <sup>2</sup> The corresponding number of UBS shares distributed in 2014 was 240,064. In 2013 it amounted to 8,690. <sup>3</sup> As of 31 December 2013, the number of deliverable UBS shares was equal to the number of forfeitable performance shares.



Financial information  
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

## Note 29 Equity participation and other compensation plans (continued)

Movements in performance shares granted under the PEP are as follows:

### Performance Equity Plan

	2014	
	Number of performance shares 2014	Weighted average fair value of PEP performance shares at grant date (CHF) <sup>1</sup>
Forfeitable, at the beginning of the year	1,380,958	16
Vested during the year	(613,427) <sup>2</sup>	19
Forfeited during the year	0	19
Transfer to UBS Group AG	(767,531)	13
Forfeitable, at the end of the year	0	
	2013	
Forfeitable, at the beginning of the year	1,825,199	16
Vested during the year	(359,613)	16
Forfeited during the year	(84,628)	17
Forfeitable, at the end of the year	1,380,958 <sup>3</sup>	16
of which: performance shares vested for accounting purposes	1,041,901	

<sup>1</sup> The weighted average fair value takes into account the applicable performance conditions and the range of possible outcomes. <sup>2</sup> The corresponding number of UBS shares distributed in 2014 was 245,371. In 2013 it amounted to 186,999. <sup>3</sup> As of 31 December 2013, the number of deliverable UBS shares was 629,136 based on the applicable performance conditions.

### UBS option awards

Movements in option awards were as follows:

#### UBS option awards

	Number of options 2014	Weighted average exercise price (CHF) <sup>1</sup>	Number of options 2013	Weighted average exercise price (CHF) <sup>1</sup>
Outstanding, at the beginning of the year	133,170,139	45	158,090,564	43
Exercised during the year	(1,383,488)	13	(3,430,697)	12
Forfeited during the year	(71,376)	41	(177,272)	45
Expired unexercised	(22,186,253)	48	(21,312,456)	36
Transfer to UBS Group AG	(109,529,022)	45		
Outstanding and exercisable, at the end of the year	0		133,170,139	45

<sup>1</sup> Some of the options in this table have exercise prices denominated in USD which have been converted into CHF at the year-end spot exchange rate for the purposes of this table.

The following table provides additional information about option exercises and intrinsic values:

For the year ended	31.12.14	31.12.13
Weighted average share price of options exercised (CHF)	18	17
Intrinsic value of options exercised during the year (CHF million)	7.5	17.5

**Note 29 Equity participation and other compensation plans (continued)**

UBS SAR awards

Movements in SAR awards were as follows:

UBS SARs awards

	Number of SARs 2014	Weighted average exercise price (CHF)	Number of SARs 2013	Weighted average exercise price (CHF)
Outstanding, at the beginning of the year	21,444,016	12	33,118,335	12
Exercised during the year	(3,307,727)	11	(10,427,263)	11
Forfeited during the year	(14,500)	11	(57,500)	11
Expired unexercised	(162,000)	12	(1,189,556)	33
Transfer to UBS Group AG	(17,959,789)	12		
Outstanding and exercisable, at the end of the year	0		21,444,016	12

The following table provides additional information about SARs exercises and intrinsic values:

For the year ended	31.12.14	31.12.13
Weighted average share price of SARs exercised (CHF)	18	17
Intrinsic value of SARs exercised during the year (CHF million)	21.0	57.0

## Note 29 Equity participation and other compensation plans (continued)

### d) Valuation

#### UBS share awards

UBS AG measures compensation expense based on the average market price of the UBS share on the grant date as quoted on the SIX Swiss Exchange, taking into consideration post-vesting sale and hedge restrictions, non-vesting conditions and market conditions, where applicable. The fair value of the share awards subject to post-vesting sale and hedge restrictions is discounted based upon the duration of the post-vesting restriction and is referenced to the cost of purchasing an at-the-money European put option for the term of the transfer restriction. The weighted average discount for share and performance share awards granted during 2014 is approximately 12.9% (2013: 13.4%) of the market price of the UBS share. The grant date fair value of notional UBS shares without dividend entitlements also includes a deduction for the present value of future expected dividends to be paid between the grant date and distribution.

#### UBS options and SARs awards

The fair values of options and SARs have been determined using a standard closed-formula option valuation model. The expected term of each instrument is calculated based on historical employee exercise behavior patterns, taking into account the share price, strike price, vesting period and the contractual life of the instrument. The term structure of volatility is derived from the implied volatilities of traded UBS options in combination with the observed long-term historical share price volatility. Expected future dividends are derived from traded UBS options or from the historical dividend pattern. No options or SARs have been granted since 2009.

**Note 30 Interests in subsidiaries and other entities**

## a) Interests in subsidiaries

UBS AG defines its significant subsidiaries as those entities that, either individually or in aggregate, contribute significantly to UBS AG's financial position or results of operations, based on a number of criteria, including the subsidiaries' equity and their contribution to UBS AG's total assets and profit/(loss) before tax, in accordance with the requirements set by IFRS 12, Swiss regulations and the regulations of the US Securities and Exchange Commission (SEC).

## Individually significant subsidiaries

The table below lists UBS AG's individually significant subsidiaries as of 31 December 2014. Unless otherwise stated, the subsidiaries listed below have share capital consisting solely of ordinary shares, which are held fully by UBS AG, and the proportion of ownership interest held is equal to the voting rights held by UBS AG. The country where the respective registered office is located is also generally the principal place of business.

## Individually significant subsidiaries as of 31 December 2014

Company	Registered office	Primary business division	Share capital in million		Equity interest accumulated in %
UBS Americas Inc.	Wilmington, Delaware, USA	Investment Bank	USD	0.0	100.0
UBS Bank USA	Salt Lake City, Utah, USA	Wealth Management Americas	USD	0.0	100.0
UBS Financial Services Inc.	Wilmington, Delaware, USA	Wealth Management Americas	USD	0.0	100.0
UBS Limited	London, United Kingdom	Investment Bank	GBP	226.6	100.0
UBS Securities LLC	Wilmington, Delaware, USA	Investment Bank	USD	1,283.1 <sup>1</sup>	100.0

<sup>1</sup> Mainly comprised on non-voting preferred shares held by UBS Americas Inc.

UBS Limited and UBS Americas Inc. are fully held by UBS AG. UBS Bank USA and UBS Financial Services Inc. are fully held by UBS Americas Inc. 30% of UBS Securities LLC is held by UBS AG and 70% by UBS Americas Inc. (after consideration of preferred shares).

**Note 30 Interests in subsidiaries and other entities (continued)**

## Other subsidiaries

The table below lists other subsidiaries that are not individually significant but that contribute to UBS AG's total assets and aggregated profit before tax thresholds and are thereby disclosed in accordance with the requirements set by the US SEC.

## Other subsidiaries as of 31 December 2014

Company	Registered office	Primary business division	Share capital in million	Equity interest accumulated in %
Topcard Service AG	Glattbrugg, Switzerland	Retail & Corporate	CHF 0.2	100.0
UBS (Italia) SpA	Milan, Italy	Wealth Management	EUR 95.0	100.0
UBS Italia SIM SpA	Milan, Italy	Investment Bank	EUR 15.1	100.0
UBS (Luxembourg) S.A.	Luxembourg, Luxembourg	Wealth Management	CHF 150.0	100.0
UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	Wilmington, Delaware, USA	Global Asset Management	USD 0.1	100.0
UBS Australia Holdings Pty Ltd	Sydney, Australia	Investment Bank	AUD 46.7	100.0
UBS Beteiligungs-GmbH & Co. KG	Frankfurt, Germany	Wealth Management	EUR 568.8	100.0
UBS Card Center AG	Glattbrugg, Switzerland	Retail & Corporate	CHF 0.1	100.0
UBS Credit Corp.	Wilmington, Delaware, USA	Wealth Management Americas	USD 0.0	100.0
UBS Deutschland AG	Frankfurt, Germany	Wealth Management	EUR 176.0	100.0
UBS Fund Advisor, L.L.C.	Wilmington, Delaware, USA	Wealth Management Americas	USD 0.0	100.0
UBS Fund Management (Switzerland) AG	Basel, Switzerland	Global Asset Management	CHF 1.0	100.0
UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.	Luxembourg, Luxembourg	Global Asset Management	EUR 13.0	100.0
UBS Fund Services (Cayman) Ltd	George Town, Cayman Islands	Global Asset Management	USD 5.6	100.0
UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	Wilmington, Delaware, USA	Global Asset Management	USD 0.0	100.0
UBS Global Asset Management (Japan) Ltd	Tokyo, Japan	Global Asset Management	JPY 2,200.0	100.0
UBS Global Asset Management (Singapore) Ltd	Singapore, Singapore	Global Asset Management	SGD 4.0	100.0
UBS Loan Finance LLC	Wilmington, Delaware, USA	Investment Bank	USD 0.1	100.0
UBS O'Connor LLC	Dover, Delaware, USA	Global Asset Management	USD 1.0	100.0
UBS Real Estate Securities Inc.	Wilmington, Delaware, USA	Investment Bank	USD 0.0	100.0
UBS Realty Investors LLC	Boston, Massachusetts, USA	Global Asset Management	USD 9.0	100.0
UBS Securities (Thailand) Ltd	Bangkok, Thailand	Investment Bank	THB 500.0	100.0
UBS Securities Australia Ltd	Sydney, Australia	Investment Bank	AUD 0.3 <sup>1</sup>	100.0
UBS Securities Canada Inc.	Toronto, Canada	Investment Bank	CAD 10.0	100.0
UBS Securities España Sociedad de Valores SA	Madrid, Spain	Investment Bank	EUR 15.0	100.0
UBS Securities India Private Limited	Mumbai, India	Investment Bank	INR 140.0	100.0
UBS Securities Japan Co., Ltd.	Tokyo, Japan	Investment Bank	JPY 46,450.0	100.0
UBS Securities Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	Investment Bank	SGD 420.4	100.0
UBS Services LLC	Wilmington, Delaware, USA	Investment Bank	USD 0.0	100.0
UBS Trust Company of Puerto Rico	Hato Rey, Puerto Rico	Wealth Management Americas	USD 0.1	100.0

<sup>1</sup> Includes a nominal amount relating to redeemable preference shares.

**Note 30 Interests in subsidiaries and other entities (continued)**

## Changes in consolidation scope

There were no material changes in the scope of consolidation in 2014.

## Non-controlling interests

As of 31 December 2014 and 31 December 2013, non-controlling interests were not material to UBS AG. In addition, as of these dates there were no significant restrictions on UBS AG's ability to access or use the assets and settle the liabilities of UBS AG resulting from protective rights of non-controlling interests.

→ Refer to the "Statement of changes in equity" for more information

## Consolidated structured entities

UBS AG consolidates a structured entity (SE) if it has power over the relevant activities of the entity, exposure to variable returns and the ability to use its power to affect its returns. Consolidated SEs include certain investment funds, securitization vehicles, and client investment vehicles. UBS AG has no individually significant subsidiaries that are SEs.

Investment fund SEs are generally consolidated when UBS AG's aggregate exposure combined with its decision making rights indicate the ability to use such power in a principal capacity. Typically UBS AG will have decision making rights as fund manager,

earning a management fee, and will provide seed capital at the inception of the fund or hold a significant percentage of the fund units. Where other investors do not have the substantive ability to remove UBS AG as decision maker, UBS AG is deemed to control the fund and consolidates.

Securitization SEs are generally consolidated when UBS AG holds a significant percentage of the asset backed securities issued by the SE and has the power to remove without cause the servicer of the asset portfolio.

Client investment SEs are generally consolidated when UBS AG has a substantive liquidation right over the SE or a decision right over the assets held by the SE and has exposure to variable returns through derivatives traded with the SE or holding notes issued by the SE.

In 2014 and 2013, UBS AG has not entered into any contractual obligation that could require UBS AG to provide financial support to a consolidated SE. In addition, UBS AG did not provide support, financial or otherwise, to a consolidated SE when the UBS AG was not contractually obligated to do so, nor has UBS AG an intention to do so in the future. Further, UBS AG did not provide support, financial or otherwise, to a previously unconsolidated SE which resulted in UBS AG controlling the SE during the reporting period.

Financial information  
 Notes to the UBS AG consolidated financial statements

**Note 30 Interests in subsidiaries and other entities (continued)**

b) Interests in associates and joint ventures

As of 31 December 2014 and 2013, no associate or joint venture was individually material to UBS AG. In addition, there were no significant restrictions on the ability of associates or joint ventures to transfer funds to UBS AG or its subsidiaries in the form of cash dividends or to repay loans or advances made. There were no quoted market prices for any associates or joint ventures of UBS AG.

**Investments in associates and joint ventures**

CHF million	31.12.14	31.12.13
Carrying amount at the beginning of the year	842	858
Additions	1	0
Disposals	(2)	(2)
Share of comprehensive income	103	59
of which: share of net profit <sup>1</sup>	94	49
of which: share of other comprehensive income <sup>2</sup>	9	10
Dividends received	(54)	(69)
Foreign currency translation	38	(4)
Carrying amount at the end of the year	927	842
of which: associates	900	815
of which: UBS Securities Co. Limited, Beijing <sup>3</sup>	404	369
of which: SIX Group AG, Zurich <sup>4</sup>	406	367
of which: other associates	90	78
of which: joint ventures	27	27

<sup>1</sup> For 2014, consists of CHF 83 million from associates and CHF 11 million from joint ventures. For 2013, consists of CHF 37 million from associates and CHF 12 million from joint ventures. <sup>2</sup> For 2014, consists of CHF 8 million from associates and CHF 0.1 million from joint ventures. For 2013, consists of CHF 9 million from associates and CHF 1 million from joint ventures. <sup>3</sup> UBS AG's equity interest amounts to 20.0%. <sup>4</sup> UBS AG's equity interest amounts to 17.3%. UBS AG is represented on the Board of Directors.

**Note 30 Interests in subsidiaries and other entities (continued)**

## c) Interests in unconsolidated structured entities

During 2014, the UBS AG sponsored the creation of various SEs and interacted with a number of non-sponsored SEs, including securitization vehicles, client vehicles as well as certain investment funds, which UBS did not consolidate as of 31 December 2014 because it did not control these entities.

→ Refer to Note 1a item 3 for more information on the nature, purpose, activities and financing structure of these entities

The table below presents UBS AG's interests in and maximum exposure to loss from unconsolidated SEs as of 31 December 2014. In addition, the total assets held by the SE in which UBS AG had an interest as of 31 December 2014 are provided, except for investment funds sponsored by third parties, for which the carrying value of UBS AG's interest as of 31 December 2014 has been disclosed.

## Interests in unconsolidated structured entities

CHF million, except where indicated	31.12.14				Maximum exposure to loss <sup>1</sup>
	Securitization vehicles	Client vehicles	Investment funds	Total	
Trading portfolio assets	1,955	676	8,079	10,711	10,711
Positive replacement values	26	83	2	111	111
Financial assets designated at fair value		115 <sup>2</sup>	102	217	2,422
Loans	466	40	206	712	712
Financial investments available-for-sale		4,029	94	4,123	4,123
Other assets		52 <sup>2</sup>		52	1,248
<b>Total assets</b>	<b>2,447<sup>3</sup></b>	<b>4,996</b>	<b>8,482</b>	<b>15,925</b>	
Negative replacement values	245 <sup>4</sup>	27	75	347	21
<b>Total liabilities</b>	<b>245<sup>5</sup></b>	<b>27</b>	<b>75</b>	<b>347</b>	
<b>Assets held by the unconsolidated structured entities in which UBS AG had an interest (CHF billion)</b>	<b>355<sup>6</sup></b>	<b>113<sup>7</sup></b>	<b>304<sup>8</sup></b>		

CHF million, except where indicated	31.12.13				Maximum exposure to loss <sup>1</sup>
	Securitization vehicles	Client vehicles	Investment funds	Total	
Trading portfolio assets	3,298	544	6,509	10,350	10,350
Positive replacement values	26	16	0	42	42
Financial assets designated at fair value		124 <sup>2</sup>	91	215	2,449
Loans	1,878		366	2,244	2,244
Financial investments available-for-sale		4,020	77	4,096	4,096
Other assets		53 <sup>2</sup>	6	58	933
<b>Total assets</b>	<b>5,202<sup>3</sup></b>	<b>4,756</b>	<b>7,048</b>	<b>17,005</b>	
Negative replacement values	1,263 <sup>4</sup>		0	1,263	16
<b>Total liabilities</b>	<b>1,263<sup>5</sup></b>		<b>0</b>	<b>1,263</b>	
<b>Assets held by the unconsolidated structured entities in which UBS AG had an interest (CHF billion)</b>	<b>390<sup>6</sup></b>	<b>96<sup>7</sup></b>	<b>266<sup>8</sup></b>		

<sup>1</sup> For purposes of this disclosure, maximum exposure to loss amounts do not consider the risk-reducing effects of collateral or other credit enhancements. <sup>2</sup> Represents the carrying value of loan commitments, both designated at fair value and held at amortized cost. The maximum exposure to loss for these instruments is equal to the notional amount. <sup>3</sup> As of 31 December 2014, CHF 2.2 billion of the CHF 2.4 billion, or 90%, was held in Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio. As of 31 December 2013, CHF 5.0 billion of the CHF 5.2 billion, or 96%, was held in Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio. <sup>4</sup> Comprised of credit default swap (CDS) liabilities and other swap liabilities. The maximum exposure to loss for CDS is equal to the sum of the negative carrying value and the notional amount. For other swap liabilities, no maximum exposure to loss is reported. <sup>5</sup> Entirely held by Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio. <sup>6</sup> Represents principal amount outstanding. <sup>7</sup> Represents the market value of total assets. <sup>8</sup> Represents the net asset value of the investment funds sponsored by UBS AG (31 December 2014: CHF 296 billion, 31 December 2013: CHF 260 billion) and the carrying value of UBS AG's interest in the investment funds not sponsored by UBS AG (31 December 2014: CHF 8 billion, 31 December 2013: CHF 7 billion).



**Note 30 Interests in subsidiaries and other entities (continued)**

UBS AG retains or purchases interests in unconsolidated SEs in the form of direct investments, financing, guarantees, letters of credit, derivatives and through management contracts.

For retained interests, UBS AG's maximum exposure to loss is generally equal to the carrying value of UBS AG's interest in the SE, with the exception of guarantees, letters of credit and credit derivatives for which the contract's notional amount, adjusted for losses already incurred, represents the maximum loss that UBS AG is exposed to. In addition, the current fair value of derivative swap instruments with a positive replacement value only, such as total return swaps, is presented as UBS AG's maximum exposure to loss. Risk exposure for these swap instruments could change over time with market movements.

The maximum exposure to loss disclosed in the table on the previous page does not reflect UBS AG's risk management activities, including effects from financial instruments that UBS AG may utilize to economically hedge the risks inherent in the unconsolidated SE or the risk-reducing effects of collateral or other credit enhancements.

In 2014 and 2013, UBS AG did not provide support, financial or otherwise, to an unconsolidated SE when UBS AG was not contractually obligated to do so, nor has UBS AG an intention to do so in the future.

In 2014 and 2013, income earned from interests in unconsolidated SEs primarily resulted from mark-to-market movements recognized in net trading income as well as fee and commission income received from UBS AG sponsored funds.

*Interests in securitization vehicles*

As of 31 December 2014 and 31 December 2013, UBS AG retained interests in securitization vehicles related to financing, underwriting, secondary market and derivative trading activities. In some cases UBS AG may be required to absorb losses from an unconsolidated SE before other parties because UBS AG's interest is subordinated to others in the ownership structure. An overview

of the UBS AG's interests in unconsolidated securitization vehicles and the relative ranking and external credit rating of those interests as of 31 December 2014 and 31 December 2013 is presented in the table on the following page.

→ Refer to Note 1a items 3 and 12 for more information on when UBS AG is viewed as the sponsor of an SE and for UBS AG's accounting policies regarding securitization vehicles established by UBS AG

*Interests in client vehicles*

As of 31 December 2014 and 31 December 2013, UBS AG retained interests in client vehicles sponsored by UBS AG and third parties that relate to financing and derivative activities and to hedge structured product offerings. Included within these investments are securities guaranteed by US government agencies.

*Interests in investment funds*

UBS AG holds interests in a number of investment funds, primarily resulting from seed investments or to hedge structured product offerings. In addition to the interests disclosed in the table on the previous page, UBS AG manages the assets of various pooled investment funds and receives fees which are based, in whole or part, on the net asset value of the fund and/or the performance of the fund. The specific fee structure is determined based on various market factors and considers the nature of the fund, the jurisdiction of incorporation as well as fee schedules negotiated with clients. These fee contracts represent an interest in the fund as they align UBS AG's exposure to investors, providing a variable return which is based on the performance of the entity. Depending on the structure of the fund, these fees may be collected directly from the fund assets and/or from the investors. Any amounts due are collected on a regular basis and are generally backed by the assets of the fund. UBS AG did not have any material exposure to loss from these interests as of 31 December 2014 or as of 31 December 2013.

**Note 30 Interests in subsidiaries and other entities (continued)**

**Interests in unconsolidated securitization vehicles<sup>1</sup>**

CHF million, except where indicated	31.12.14				Total
	Residential mortgage-backed securities	Commercial mortgage-backed securities	Other asset-backed securities <sup>2</sup>	Re-securitization <sup>3</sup>	
<b>Sponsored by UBS AG</b>					
Interests in senior tranches	0	59	1	389	450
of which: rated investment grade	0	59	1	381	442
of which: rated sub-investment grade					0
of which: defaulted				8	8
Interests in mezzanine tranches	1	16	0	6	22
of which: rated investment grade		7		6	13
of which: rated sub-investment grade				0	0
of which: defaulted	1	1			2
of which: not rated		8			8
Interests in junior tranches					0
<b>Total</b>	<b>1</b>	<b>75</b>	<b>1</b>	<b>395</b>	<b>472</b>
of which: Trading portfolio assets	1	75	1	14	91
of which: Loans				381	381
<b>Total assets held by the vehicles in which UBS AG had an interest (CHF billion)</b>	<b>1</b>	<b>14</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>20</b>
<b>Not sponsored by UBS AG</b>					
Interests in senior tranches	376	293	454	207	1,329
of which: rated investment grade	369	286	452	205	1,313
of which: rated sub-investment grade	6	6	2	1	15
of which: defaulted	0			0	0
of which: not rated	0		0		0
Interests in mezzanine tranches	154	143	172	62	531
of which: rated investment grade	134	105	164	54	457
of which: rated sub-investment grade	15	37	8	8	69
of which: defaulted	5	1		0	5
of which: not rated		0			0
Interests in junior tranches	68	18	1	2	89
of which: rated investment grade	56	11			67
of which: rated sub-investment grade	4	6			10
of which: defaulted	0	0	1		1
of which: not rated	8	1		2	11
<b>Total</b>	<b>598</b>	<b>453</b>	<b>627</b>	<b>271</b>	<b>1,949</b>
of which: Trading portfolio assets	598	453	588	225	1,865
of which: Loans		0	39	46	85
<b>Total assets held by the vehicles in which UBS AG had an interest (CHF billion)</b>	<b>115</b>	<b>115</b>	<b>88</b>	<b>12</b>	<b>331</b>

<sup>1</sup> This table excludes derivative transactions with securitization vehicles. <sup>2</sup> Includes credit card, car and student loan structures. <sup>3</sup> Includes collateralized debt obligations.

Financial information  
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

**Note 30 Interests in subsidiaries and other entities (continued)**

Interests in unconsolidated securitization vehicles<sup>1</sup> (continued)

	31.12.13				
	Residential mortgage-backed securities	Commercial mortgage-backed securities	Other asset-backed securities <sup>2</sup>	Re-securitization <sup>3</sup>	Total
<i>CHF million, except where indicated</i>					
<b>Sponsored by UBS AG</b>					
Interests in senior tranches	24	103	96	627	849
of which: rated investment grade	23	103	90	624	839
of which: rated sub-investment grade				1	1
of which: defaulted			6	1	7
of which: not rated	1	0			1
Interests in mezzanine tranches	4	27	8	33	73
of which: rated investment grade		20	8	33	61
of which: rated sub-investment grade	4	6		0	10
of which: defaulted	0	1		0	2
Interests in junior tranches	0				0
<b>Total</b>	<b>28</b>	<b>130</b>	<b>104</b>	<b>660</b>	<b>922</b>
of which: Trading portfolio assets	28	130	57	21	237
of which: Loans			47	639	686
<b>Total assets held by the vehicles in which UBS AG had an interest (CHF billion)</b>	<b>1</b>	<b>26</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>32</b>
<b>Not sponsored by UBS AG</b>					
Interests in senior tranches	391	745	1,263	449	2,848
of which: rated investment grade	332	575	1,112	412	2,431
of which: rated sub-investment grade	57	170	148	37	412
of which: defaulted	2		3	0	5
of which: not rated	0		0		0
Interests in mezzanine tranches	218	350	369	237	1,173
of which: rated investment grade	135	212	332	211	890
of which: rated sub-investment grade	79	133	23	25	260
of which: defaulted	5	5		0	10
of which: not rated	0	0	14		14
Interests in junior tranches	88	8	134	2	234
of which: rated investment grade	57	4	133		194
of which: rated sub-investment grade	21	4	1		26
of which: defaulted	0	0	0		1
of which: not rated	11			2	13
<b>Total</b>	<b>698</b>	<b>1,103</b>	<b>1,766</b>	<b>688</b>	<b>4,254</b>
of which: Trading portfolio assets	698	1,103	763	498	3,062
of which: Loans	0	0	1,002	190	1,192
<b>Total assets held by the vehicles in which UBS AG had an interest (CHF billion)</b>	<b>103</b>	<b>149</b>	<b>70</b>	<b>27</b>	<b>349</b>

<sup>1</sup> This table excludes derivative transactions with securitization vehicles.   <sup>2</sup> Includes credit card, car and student loan structures.   <sup>3</sup> Includes collateralized debt obligations.

**Note 30 Interests in subsidiaries and other entities (continued)**

*Sponsored unconsolidated structured entities in which UBS AG did not have an interest*

For several sponsored SEs, no interest was held by UBS AG as of 31 December 2014 or as of 31 December 2013. However, during the respective reporting period UBS AG transferred assets, provided services and held instruments which did not qualify as an interest with these sponsored SEs, and accordingly earned income or in-

currred expenses from these entities. The table below presents the income earned and expenses incurred directly from these entities during 2014 and 2013 as well as corresponding asset information. The table does not include income earned and expenses incurred from risk management activities, including income and expenses from financial instruments that UBS AG may utilize to economically hedge instruments transacted with the unconsolidated SE.

**Sponsored Unconsolidated Structured Entities in which UBS AG did not have an interest at year end<sup>1</sup>**

CHF million, except where indicated	As of or for the year ended			
	31.12.14			
	Securitization vehicles	Client vehicles	Investment funds	Total
Net interest income	6	(51)		(44)
Net fee and commission income			54	54
Net trading income	63	(158)	10	(85)
<b>Total income</b>	<b>69</b>	<b>(208)</b>	<b>64</b>	<b>(75)</b>
Asset information (CHF billion)	4 <sup>2</sup>	1 <sup>3</sup>	14 <sup>4</sup>	

CHF million, except where indicated	As of or for the year ended			
	31.12.13			
	Securitization vehicles	Client vehicles	Investment funds	Total
Net interest income	1	(48)	(19)	(66)
Net fee and commission income			64	64
Net trading income	(271)	(368)	113	(525)
<b>Total income</b>	<b>(270)</b>	<b>(416)</b>	<b>159</b>	<b>(527)</b>
Asset information (CHF billion)	2 <sup>2</sup>	0 <sup>3</sup>	13 <sup>4</sup>	

<sup>1</sup> These tables exclude profit attributable to preferred noteholders of CHF 142 million for the year ended 31 December 2014 and CHF 204 million for the year ended 31 December 2013. <sup>2</sup> Represents the amount of assets transferred to the respective securitization vehicles. Of the total amount transferred, CHF 1 billion was transferred by UBS AG (31 December 2013: CHF 1 billion) and CHF 3 billion was transferred by third parties (31 December 2013: CHF 1 billion). <sup>3</sup> Represents total assets transferred to the respective client vehicles. Of the total amount transferred, CHF 1 billion was transferred by UBS AG (31 December 2013: CHF 0 billion) and CHF 1 billion was transferred by third parties (31 December 2013: CHF 0 billion). <sup>4</sup> Represents the total net asset value of the respective investment funds.

During 2014 and 2013, UBS AG primarily earned fees and incurred net trading losses from sponsored SEs in which UBS AG did not hold an interest. The majority of the fee income arose from investment funds which are sponsored and administrated by UBS AG, but managed by third parties. As UBS AG does not provide any active management services, UBS AG was not exposed to risk from the performance of these entities and was therefore deemed not to have an interest in them.

In certain structures, the fees receivable for administrative purposes may be collected directly from the investors and have therefore not been included in the table above.

In addition, UBS AG incurred net trading losses from mark-to-market movements arising primarily from derivatives, such as in-

terest rate swaps and credit derivatives, in which UBS AG purchases protection, and financial liabilities designated at fair value, which do not qualify as interests because UBS AG does not absorb variability from the performance of the entity. The net losses reported do not reflect economic hedges or other mitigating effects from UBS AG's risk management activities.

During 2014, UBS AG and third parties transferred assets totaling CHF 6 billion (2013: CHF 3 billion) into sponsored securitization and client vehicles created in 2014. For sponsored investment funds, transfers arose during the period as investors invested and redeemed positions, thereby changing the overall size of the funds alongside market movements, resulting in a total closing net asset value of CHF 14 billion (31 December 2013: CHF 13 billion).

Financial information  
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

### Note 31 Business combinations

---

#### Business combinations in 2014

In 2014, no significant business combinations were completed.

#### Business combinations in 2013

In 2013, UBS AG completed the acquisition of all voting and ownership interests in Link Investimentos, a Brazilian financial services firm that was integrated into the Investment Bank. The acquisition cost was CHF 90 million, of which CHF 55 million related to goodwill, CHF 21 million to intangible assets, primarily related to customer relationships, and CHF 14 million to other net assets. The acquisition costs included a cash payment of CHF 35 million and deferred consideration of CHF 55 million.

### Note 32 Changes in organization

#### Establishment of UBS Group AG as the holding company of the UBS Group

During 2014, UBS Group AG was established as the holding company of the Group. This change is intended, along with other measures already announced, to substantially improve the resolvability of the UBS Group in response to evolving too big to fail regulatory requirements.

UBS Group AG was incorporated on 10 June 2014 as a wholly owned subsidiary of UBS AG. On 29 September 2014, UBS Group AG launched an offer to acquire all the issued ordinary shares of UBS AG in exchange for registered shares of UBS Group AG on a one-for-one basis. Following the exchange offer and subsequent private exchanges on a one-for-one basis with various shareholders and banks in Switzerland and elsewhere outside the United States, UBS Group AG acquired 96.68% of UBS AG shares by 31 December 2014, becoming the holding company of the UBS Group and the parent company of UBS AG.

#### Restructuring charges

Restructuring charges arise from programs that materially change either the scope of business undertaken by UBS AG or the manner in which such business is conducted. Restructuring charges are temporary costs that are necessary to effect such programs and include items such as severance and other personnel-related charges, duplicate headcount costs, impairment and accelerated depreciation of assets, contract termination costs, consulting fees, and related infrastructure and system costs. These costs are presented in the income statement according to the underlying nature of the expense. As the costs associated with restructuring programs are temporary in nature, and in order to provide a more thorough understanding of business performance, such costs are separately presented in this Note.

Financial information  
 Notes to the UBS AG consolidated financial statements

**Note 32 Changes in organization (continued)**

**Net restructuring charges by business division and Corporate Center**

CHF million	For the year ended		
	31.12.14	31.12.13	31.12.12
Wealth Management	185	178	26
Wealth Management Americas	55	59	(1)
Retail & Corporate	64	54	3
Global Asset Management	50	43	20
Investment Bank	261	210	273
Corporate Center	61	229	51
of which: Core Functions	30	(6)	(8)
of which: Non-core and Legacy Portfolio	31	235	58
<b>Total net restructuring charges</b>	<b>677</b>	<b>772</b>	<b>371</b>
of which: personnel expenses	327	156	358
of which: general and administrative expenses	319	548	0
of which: depreciation and impairment of property and equipment	29	68	14
of which: amortization and impairment of intangible assets	2	0	0

**Net restructuring charges by personnel expense category**

CHF million	For the year ended		
	31.12.14	31.12.13	31.12.12
Salaries	145	65	64
Variable compensation – performance awards	35	(15)	115
Variable compensation – other	138	88	247
Contractors	28	3	0
Social security	4	5	(10)
Pension and other post-employment benefit plans	(29)	8	(56)
Other personnel expenses	6	3	(1)
<b>Total net restructuring charges: personnel expenses</b>	<b>327</b>	<b>156</b>	<b>358</b>

**Net restructuring charges by general and administrative expense category**

CHF million	For the year ended		
	31.12.14	31.12.13	31.12.12
Occupancy	49	35	(1)
Rent and maintenance of IT and other equipment	23	8	4
Administration	3	2	0
Travel and entertainment	11	4	0
Professional fees	148	76	1
Outsourcing of IT and other services	82	59	0
Other <sup>1</sup>	2	364	(5)
<b>Total net restructuring charges: general and administrative expenses</b>	<b>319</b>	<b>548</b>	<b>0</b>

<sup>1</sup> Mainly comprised of onerous real estate lease contracts.

**Note 33 Operating leases and finance leases**

In 2014, this Note was expanded to also cover finance lease receivables. Information on lease contracts classified as operating leases where UBS AG is the lessee is provided in Note 33a and information on finance leases where UBS AG acts as a lessor is provided in Note 33b.

## a) Operating lease commitments

As of 31 December 2014, UBS AG was obligated under a number of non-cancellable operating leases for premises and equipment used primarily for banking purposes. The significant premises leases usually include renewal options and escalation clauses in line with general office rental market conditions, as well as rent adjustments based on price indices. However, the lease agree-

ments do not contain contingent rent payment clauses and purchase options, nor do they impose any restrictions on UBS AG's ability to pay dividends, engage in debt financing transactions or enter into further lease agreements.

The minimum commitments for non-cancellable leases of premises and equipment are presented as follows.

CHF million	31.12.14
<b>Expenses for operating leases to be recognized in:</b>	
2015	766
2016	719
2017	655
2018	522
2019	427
2020 and thereafter	2,080
Subtotal commitments for minimum payments under operating leases	5,170
Less: sublease rental income commitments	403
<b>Net commitments for minimum payments under operating leases</b>	<b>4,767</b>

CHF million	31.12.14	31.12.13	31.12.12
Gross operating lease expense recognized in the income statement	759	792	860
Sublease rental income	73	74	87
<b>Net operating lease expense recognized in the income statement</b>	<b>686</b>	<b>718</b>	<b>773</b>

## b) Finance lease receivables

UBS AG leases a variety of assets to third parties under finance leases, such as commercial vehicles, production lines, medical equipment, construction equipment and aircrafts. At the end of the respective leases, assets may be sold to third parties or be

leased further. Lessees may participate in any sales proceeds achieved. Leasing charges cover the cost of the assets less their residual value as well as financing costs.

The minimum receivables for non-cancellable finance leases are presented in the following table:

## Lease receivables

CHF million	31.12.14		
	Total minimum lease payments	Unearned finance income	Present value
2015	388	23	365
2016-2019	618	35	583
2020 and thereafter	161	8	153
<b>Total</b>	<b>1,167</b>	<b>66</b>	<b>1,101</b>

As of 31 December 2014, unguaranteed residual values of CHF 187 million had been accrued, and the accumulated allowance for uncollectible minimum lease payments receivable amounted to CHF 19 million. No contingent rents were received in 2014.



**Note 34 Related parties**

UBS AG defines related parties as associates (entities which are significantly influenced by UBS AG), post-employment benefit plans for the benefit of UBS AG employees, key management personnel, close family members of key management personnel

and entities which are, directly or indirectly, controlled or jointly controlled by key management personnel or their close family members. Key management personnel is defined as members of the Board of Directors (BoD) and Group Executive Board (GEB).

**a) Remuneration of key management personnel**

The non-independent members of the BoD have top management employment contracts and receive pension benefits upon retirement. Total remuneration of the non-independent members

of the BoD and GEB members, including those who stepped down during 2014, is provided in the table below.

**Remuneration of key management personnel**

CHF million	31.12.14	31.12.13	31.12.12
Base salaries and other cash payments	22 <sup>1</sup>	19	20
Incentive awards – cash <sup>2</sup>	8	10	0
Annual incentive award under DCCP	18	19	21
Employer's contributions to retirement benefit plans	2	2	1
Benefits in kind, fringe benefits (at market value)	1	2	1
Equity-based compensation <sup>3</sup>	35	38	34
<b>Total</b>	<b>86</b>	<b>89</b>	<b>76</b>

<sup>1</sup> Includes role-based allowances that have been made in line with market practice in response to the EU Capital Requirements Directive of 2013 (CRD IV). <sup>2</sup> Includes immediate and deferred cash. <sup>3</sup> Expenses for shares granted is measured at grant date and allocated over the vesting period, generally for 5 years. In 2014, 2013 and 2012, equity-based compensation was entirely comprised of EOP awards.

The independent members of the BoD do not have employment or service contracts with UBS, and thus are not entitled to benefits upon termination of their service on the BoD. Payments to these individuals for their services as external board members amounted to CHF 7.1 million in 2014, CHF 7.6 million in 2013 and CHF 7.6 million in 2012.

**b) Equity holdings of key management personnel**

	31.12.14 <sup>1</sup>	31.12.13 <sup>1</sup>
Number of stock options from equity participation plans held by non-independent members of the BoD and the GEB members <sup>2</sup>	1,738,598	2,865,603
Number of shares held by members of the BoD, GEB and parties closely linked to them <sup>3</sup>	3,716,957	3,951,869

<sup>1</sup> Entirely comprised of UBS Group AG shares and options on UBS Group AG shares as of 31 December 2014. Entirely comprised of UBS AG shares and options on UBS AG shares as of 31 December 2013, which were exchanged into UBS Group AG shares and options on UBS Group AG shares during 2014. <sup>2</sup> Refer to Note 29 for more information. <sup>3</sup> Excludes shares granted under variable compensation plans with forfeiture provisions.

Of the share totals above, 95,597 shares were held by close family members of key management personnel on 31 December 2014 and 5,597 on 31 December 2013. No shares were held by entities that are directly or indirectly controlled or jointly controlled by key management personnel or their close family members on 31 De-

ember 2014 and 31 December 2013. Refer to Note 29 for more information. As of 31 December 2014, no member of the BoD or GEB was the beneficial owner of more than 1% of UBS Group AG's shares.

**Note 34 Related parties (continued)**

## c) Loans, advances and mortgages to key management personnel

Non-independent members of the BoD and GEB members have been granted loans, fixed advances and mortgages on the same terms and conditions that are available to other employees, which are based on terms and conditions granted to third parties but are

adjusted for differing credit risk. Independent BoD members are granted loans and mortgages under general market conditions.

Movements in the loan, advances and mortgage balances are as follows.

**Loans, advances and mortgages to key management personnel<sup>1</sup>**

CHF million	2014	2013
Balance at the beginning of the year	20	19
Additions	10	2
Reductions	(3)	(1)
Balance at the end of the year	27	20

<sup>1</sup> Loans are granted by UBS AG. All loans are secured loans.

## d) Other related party transactions with entities controlled by key management personnel

During 2014 and 2013, UBS AG entered into transactions at arm's length with entities which are directly or indirectly controlled or jointly controlled by UBS's key management personnel or their close family members. In 2014, these entities included

Immo Heudorf AG (Switzerland). In 2013, these entities included H21 Macro Fund Ltd (Cayman Islands), DKSH Holding Ltd. (Switzerland) and Immo Heudorf AG (Switzerland).

**Other related party transactions**

CHF million	2014	2013
Balance at the beginning of the year	10	11
Additions	0	0
Reductions	10	1
Balance at the end of the year <sup>1</sup>	0	10

<sup>1</sup> Comprised of loans.

Other transactions with these related parties include:

CHF million	2014	2013
Goods sold and services provided to UBS AG	0	0
Fees received for services provided by UBS AG	0	2

Financial information  
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

**Note 34 Related parties (continued)**

e) Transactions with associates and joint ventures

All transactions with associates and joint ventures are conducted at arm's length.

Loans and outstanding receivables to associates and joint ventures

CHF million	2014	2013
Carrying value at the beginning of the year	288	450
Additions	313	2
Reductions	(1)	(163)
Impairment	(51)	0
Foreign currency translation	3	0
Carrying value at the end of the year	552	288
of which: unsecured loans	539	271
includes allowances for credit losses	1	1

Other transactions with associates and joint ventures

CHF million	As of or for the year ended	
	31.12.14	31.12.13
Payments to associates and joint ventures for goods and services received	169	163
fees received for services provided to associates and joint ventures	1	2
Commitments and contingent liabilities to associates and joint ventures	2	2

→ Refer to Note 30 for an overview of investments in associates and joint ventures

f) Receivables and payables from /to UBS Group AG and other subsidiaries of UBS Group AG

CHF million	31.12.14
Receivables	
Loans	227
Other assets	80
Payables	
Due to customers	772
Other liabilities	511

**Note 35 Invested assets and net new money****Invested assets**

Invested assets include all client assets managed by or deposited with UBS AG for investment purposes. Invested assets include managed fund assets, managed institutional assets, discretionary and advisory wealth management portfolios, fiduciary deposits, time deposits, savings accounts and wealth management securities or brokerage accounts. All assets held for purely transactional purposes and custody-only assets, including corporate client assets held for cash management and transactional purposes, are excluded from invested assets as the Group only administers the assets and does not offer advice on how the assets should be invested. Also excluded are non-bankable assets (e.g., art collections) and deposits from third-party banks for funding or trading purposes.

Discretionary assets are defined as client assets that UBS AG decides how to invest. Other invested assets are those where the client ultimately decides how the assets are invested. When a single product is created in one business division and sold in another, it is counted in both the business division that manages the investment and the one that distributes it. This results in double counting within UBS AG total invested assets, as both business divisions are providing a service independently to their respective clients, and both add value and generate revenue.

**Net new money**

Net new money in a reporting period is the amount of invested assets that are entrusted to UBS AG by new and existing clients, less those withdrawn by existing clients and clients who terminated their relationship with UBS AG.

Net new money is calculated using the direct method, under which inflows and outflows to/from invested assets are determined at the client level based on transactions. Interest and dividend income from invested assets are not counted as net new money inflows. Market and currency movements as well as fees, commissions and interest on loans charged are excluded from net new money, as are the effects resulting from any acquisition or divestment of a UBS AG subsidiary or business. Reclassifications between invested assets and custody-only assets as a result of a change in the service level delivered are generally treated as net new money flows; however, where such change in service level directly results from a new externally-imposed regulation, the one-time net effect of the implementation is reported as an asset reclassification without net new money impact.

The Investment Bank does not track invested assets and net new money. However, when a client is transferred from the Investment Bank to another business division, this produces net new money even though client assets were already with UBS AG. Net new money resulting from such transfers between business divisions was zero in 2014 and 2013.

**Invested assets and net new money**

CHF billion	For the year ended	
	31.12.14	31.12.13
Fund assets managed by UBS AG	270	244
Discretionary assets	854	714
Other invested assets	1,610	1,432
<b>Total invested assets (double counts included)</b>	<b>2,734</b>	<b>2,390</b>
of which: double count	173	156
of which: acquisitions (divestments)	0.0	(6.6)
<b>Net new money (double counts included)</b>	<b>58.9</b>	<b>32.3</b>

Financial information  
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

**Note 36 Currency translation rates**

The following table shows the rates of the main currencies used to translate the financial information of foreign operations into Swiss francs.

	Spot rate		Average rate <sup>1</sup>		
	As of		Year ended		
	31.12.14	31.12.13	31.12.14	31.12.13	31.12.12
1 USD	0.99	0.89	0.92	0.92	0.93
1 EUR	1.20	1.23	1.21	1.23	1.20
1 GBP	1.55	1.48	1.51	1.45	1.49
100 JPY	0.83	0.85	0.86	0.95	1.12

<sup>1</sup> Monthly income statement items of foreign operations with a functional currency other than Swiss franc are translated with month-end rates into Swiss francs. Disclosed average rates for a year represent an average of twelve month-end rates, weighted according to the income and expense volumes of all foreign operations of the Group with the same functional currency for each month. Weighted average rates for individual business divisions may deviate from the weighted average rates for UBS AG.

## Note 37 Events after the reporting period

### Adjustments to 2014 results

After the issuance of the unaudited fourth quarter 2014 financial report on 10 February 2015, management adjusted the 2014 results to account for subsequent events. The net impact of these adjustments on net profit attributable to UBS AG shareholders was a loss of CHF 112 million, which decreased basic and diluted earnings per share by CHF 0.03. The principal change arose due to an increase in charges for provisions for litigation, regulatory and similar matters of CHF 134 million. The other adjustment made to the income statement in 2014 was an increase in the net tax benefit of CHF 22 million.

### Impact of Swiss National Bank actions

On 15 January 2015, the Swiss National Bank (SNB) discontinued the minimum targeted exchange rate for the Swiss franc versus the euro, which had been in place since September 2011. At the same time, the SNB lowered the interest rate on deposit account balances at the SNB that exceed a given exemption threshold by 50 basis points to negative 0.75%. It also moved the target range for three-month LIBOR to between negative 1.25% and negative 0.25%, (previously negative 0.75% to positive 0.25%). These decisions resulted in a considerable strengthening of the Swiss franc against the euro, US dollar, British pound, Japanese yen and several other currencies, as well as a reduction in Swiss franc interest rates. As of 28 February 2015, the Swiss franc exchange rate was 0.95 to the US dollar, 1.07 to the euro, 1.47 to the British pound and 0.80 to 100 Japanese yen. Volatility levels in foreign currency exchange and interest rates also increased.

A significant portion of the equity of UBS's foreign operations is denominated in US dollars, euros, British pounds and other foreign currencies. The appreciation of the Swiss franc would have led to an estimated decline in total equity of approximately CHF 1.2 billion or 2% when applying currency translation rates as of 28 February 2015 to the reported balances as of 31 December 2014. This includes a reduction in recognized deferred tax assets, mainly related to the US, of approximately CHF 0.4 billion (of which CHF 0.2 billion relates to temporary differences deferred tax assets), which would be recognized in *Other comprehensive income*.

On a fully applied basis for Swiss systemically relevant banks (SRB), UBS AG would have experienced the following approximate declines in its capital balances when applying currency translation rates as of 28 February 2015 to the reported balances as of 31 December 2014: CHF 0.5 billion or 2% in fully applied common equity tier 1 (CET1) capital and CHF 0.8 billion or 2% in fully applied total capital.

In aggregate, UBS AG did not experience negative revenues in its trading businesses in connection with the SNB announcement. However, the portion of operating income denominated in non-Swiss franc currencies is greater than the portion of operating expenses denominated in non-Swiss franc currencies. Therefore, appreciation of the Swiss franc against other currencies generally has an adverse effect on earnings in the absence of any mitigating actions.

In addition to the estimated effects from changes in foreign currency exchange rates, UBS AG's equity and capital are affected by changes in interest rates. In particular, the calculation of its net defined benefit assets and liabilities is sensitive to the assumptions applied. Specifically, the changes in applicable discount rate and interest rate related assumptions for its Swiss pension plan during January and February would have reduced equity and fully applied Swiss SRB CET1 capital by around CHF 0.7 billion. Also, the persistently low interest rate environment would continue to have an adverse effect on replication portfolios, and net interest income would further decrease.

Furthermore, the stronger Swiss franc may have a negative impact on the Swiss economy, which, given its reliance on exports, could impact some of the counterparties within UBS AG's domestic lending portfolio and lead to an increase in the level of credit loss expenses in future periods.

### Sale of real estate

In January 2015, UBS AG sold a real estate property in Geneva, Switzerland for CHF 535 million, resulting in a gain on sale of CHF 377 million, which will be recognized in the income statement within Corporate Center in the first quarter of 2015. As of 31 December 2014, the property was classified on the balance sheet as property held-for-sale, which is measured at the lower of carrying value or fair value less costs to sell.

**Note 38 Swiss GAAP requirements**

The consolidated financial statements of UBS AG are prepared in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS). The Swiss Financial Market Supervisory Authority (FINMA) requires financial groups which present their financial statements under IFRS to provide a narrative explanation of the main differences between IFRS and Swiss GAAP (FINMA Circular 2008/2 and the Banking Ordinance). Included in this note are the significant differences in regard to recognition and measurement between IFRS and the provisions of the Banking Ordinance and the guidelines of the FINMA governing true and fair view financial statement reporting pursuant to Article 23 through Article 27 of the Banking Ordinance. The differences outlined in points two through nine also apply to the UBS AG standalone financial statements.

→ Refer to Note 2c to the UBS AG standalone financial statements for an outlook on the Swiss GAAP revision which will be effective for 2015 annual financial statements

**1. Consolidation**

Under IFRS, all entities which are controlled by the holding entity are consolidated.

Under Swiss GAAP, only entities that are active in the field of banking and finance and real estate entities are subject to consolidation. Entities which are held temporarily are generally recorded as financial investments.

**2. Financial investments available-for-sale**

Under IFRS, financial investments available-for-sale are carried at fair value. Changes in fair value are recorded directly in equity until an investment is sold, collected or otherwise disposed of, or until an investment is determined to be impaired. At the time an available-for-sale investment is determined to be impaired, the cumulative unrealized loss previously recognized in equity is included in net profit or loss for the period. On disposal of a financial investment available-for-sale, the cumulative unrecognized gain or loss previously recognized in equity is recognized in the income statement.

Under Swiss GAAP, classification and measurement of financial investments available-for-sale depends on the nature of the investment. Equity instruments with no permanent holding in-

tent and debt instruments are classified as *Financial investments* and measured at the lower of (amortized) cost or market value. Market value adjustments up to the original cost amount and realized gains or losses upon disposal of the investment are recorded in the income statement as *Other income from ordinary activities*. Equity instruments with a permanent holding intent are classified as participations in *Investments in subsidiaries and other participations* and measured at cost less impairment. Impairment losses are recorded in the income statement as *Impairment of investments in subsidiaries and other participations*. Reversal of impairments up to the original cost amount as well as realized gains or losses upon disposal of the investment are recorded as *Extraordinary income/Extraordinary expenses* in the income statement.

**3. Cash flow hedges**

UBS AG designates derivative instruments in cash flow hedge accounting relationships. Under IFRS, when hedge accounting is applied, the fair value gain or loss on the effective portion of the derivative designated as a cash flow hedge is recognized in equity. When the hedged cash flows materialize, the accumulated unrecognized gain or loss is reclassified to the income statement.

Under Swiss GAAP, the effective portion of the fair value change of the derivative instrument used to hedge cash flow exposures is deferred on the balance sheet as *Other assets* or *Other liabilities*. The deferred amounts are released to the income statement when the hedged cash flows materialize.

**4. Fair value option**

Under IFRS, UBS AG applies the fair value option to certain financial assets and financial liabilities not held for trading. Instruments for which the fair value option is applied are accounted for at fair value with changes in fair value reflected in *Net trading income*. The fair value option is applied primarily to structured debt instruments, certain non-structured debt instruments, structured reverse repurchase and repurchase agreements and securities borrowing agreements, certain structured and non-structured loans as well as loan commitments.

**Note 38 Swiss GAAP requirements (continued)**

Under Swiss GAAP, the fair value option can only be applied to structured products issued that consist of a debt host contract and one or more embedded derivatives that require bifurcation. Changes in fair value attributable to changes in unrealized own credit are not recognized in the income statement and the balance sheet.

**5. Goodwill and intangible assets**

Under IFRS, goodwill acquired in a business combination is not amortized but tested annually for impairment. Intangible assets acquired in a business combination with an indefinite useful life are also not amortized but tested annually for impairment.

Under Swiss GAAP, goodwill and intangible assets with indefinite useful lives are amortized over a period not exceeding five years, unless a longer useful life, which may not exceed 20 years, can be justified.

**6. Pension and other post-employment benefit plans**

Swiss GAAP permits the use of IFRS or Swiss accounting standards for pension and other post-employment benefit plans, with the election made on a plan-by-plan basis.

UBS AG has elected to apply IFRS (IAS 19) for its non-Swiss defined benefit plans and Swiss GAAP (FER 16) for the Swiss pension plan in UBS AG standalone financial statements. The requirements of FER 16 are better aligned with the specific nature of Swiss pension plans, which are hybrid in that they combine elements of defined contribution and defined benefit plans, but are treated as defined benefit plans under IFRS. Key differences between Swiss GAAP and IAS 19 include the treatment of dynamic elements, such as future salary increases and future interest credits on retirement savings, which are not considered under the static method used in accordance with Swiss GAAP. Also, the discount rate used to determine the defined benefit obligation in accordance with IAS 19 is based on the yield of high quality corporate bonds of the market in the respective pension plan country. The discount rate used in accordance with Swiss GAAP (i.e., the technical interest rate) is determined by the Pension Foundation Board based on the expected returns of the Board's investment strategy.

For defined benefit plans, IFRS requires the full defined benefit obligation net of the plan assets to be recorded on the balance

sheet, with changes resulting from remeasurements recognized directly in equity. However, for plans for which IFRS is elected, Swiss GAAP requires that changes due to remeasurements are recognized in the income statement.

Swiss GAAP require that employer contributions to the pension fund are recognized as personnel expenses in the income statement. Further, FER 16 requires an assessment as to whether, based on the financial statements of the pension fund prepared in accordance with Swiss accounting standards (FER 26), an economic benefit or obligation for the employer arises from the pension fund and is recognized in the balance sheet when conditions are met. Conditions for recording a pension asset or liability would be met if, for example, an employer contribution reserve is available or the employer is required to contribute to the reduction of a pension deficit (on a FER 26 basis).

**7. Netting of replacement values**

Under IFRS, replacement values are reported on a gross basis unless certain restrictive requirements are met which then allow for the replacement values, and in certain cases the related cash collateral, to be reported on a net basis. Under Swiss GAAP, replacement values and the related cash collateral are generally reported on a net basis, provided the master netting and the related collateral agreements are legally enforceable.

**8. Extraordinary income and expense**

Certain items of non-recurring and non-operating income and expense are classified as extraordinary items under Swiss GAAP. This distinction is not available under IFRS.

**9. Other presentational differences**

Under IFRS, financial statements are comprised of an Income statement, Statement of comprehensive income, Balance sheet, Statement of changes in equity, Statement of cash flows and Notes to the financial statements. Under Swiss GAAP, no Statement of comprehensive income is required and the Statement of changes in equity is part of the Notes to the financial statements. In addition, various other presentational differences exist.



Financial information  
Notes to the UBS AG consolidated financial statements**Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations**

## Guarantee of PaineWebber securities

Following the acquisition of Paine Webber Group Inc. (PaineWebber), UBS AG entered into a full and unconditional guarantee of the senior notes (Debt Securities) issued by PaineWebber. Prior to the acquisition, PaineWebber was an SEC registrant. Upon acquisition, PaineWebber was merged into UBS Americas Inc., a wholly owned subsidiary of UBS AG.

Under the guarantee, if UBS Americas Inc. fails to make any timely payment under the Debt Securities agreements, the holders of the Debt Securities or the Debt Securities trustee may de-

mand payment from UBS AG without first proceeding against UBS Americas Inc.

As of 31 December 2014, the amount of outstanding senior notes of UBS Americas Inc. which are fully and unconditionally guaranteed by UBS AG was approximately CHF 150 million. These senior notes mature between 2017 and 2018.

Amounts presented for UBS AG in the income statement, statement of comprehensive income and balance sheet represent IFRS-standalone information. Previously, amounts which served as a basis for preparing UBS AG consolidated financial statements under IFRS, were presented for UBS AG.

## Supplemental guarantor consolidated income statement

CHF million for the year ended 31 December 2014	UBS AG (standalone) <sup>1</sup>	UBS Americas Inc. <sup>2</sup>	Other subsidiaries <sup>2</sup>	Consolidating entries	UBS AG (consolidated)
<b>Operating income</b>					
Interest income	11,585	1,591	1,160	(1,143)	13,194
Interest expense	(6,287)	(597)	(890)	1,143	(6,639)
Net interest income	5,298	995	262	0	6,555
Credit loss (expense)/recovery	(108)	9	9	13	(78)
Net interest income after credit loss expense	5,190	1,003	270	13	6,477
Net fee and commission income	6,111	7,288	3,799	(122)	17,076
Net trading income	2,750	438	237	416	3,841
Other income	5,584	95	(46)	(5,002)	632
<b>Total operating income</b>	<b>19,636</b>	<b>8,825</b>	<b>4,261</b>	<b>(4,695)</b>	<b>28,026</b>
<b>Operating expenses</b>					
Personnel expenses	7,991	5,806	1,483	0	15,280
General and administrative expenses	5,621	2,415	1,341	0	9,377
Depreciation and impairment of property and equipment	595	139	83	0	817
Amortization and impairment of intangible assets	7	59	16	0	83
<b>Total operating expenses</b>	<b>14,214</b>	<b>8,420</b>	<b>2,922</b>	<b>0</b>	<b>25,557</b>
<b>Operating profit/(loss) before tax</b>	<b>5,421</b>	<b>404</b>	<b>1,339</b>	<b>(4,695)</b>	<b>2,469</b>
Tax expense/(benefit)	949	(2,375)	248	(2)	(1,180)
<b>Net profit/(loss)</b>	<b>4,472</b>	<b>2,779</b>	<b>1,091</b>	<b>(4,693)</b>	<b>3,649</b>
Net profit/(loss) attributable to preferred noteholders	142	0	0	0	142
Net profit/(loss) attributable to non-controlling interests	0	0	5	0	5
<b>Net profit/(loss) attributable to UBS AG shareholders</b>	<b>4,330</b>	<b>2,779</b>	<b>1,086</b>	<b>(4,693)</b>	<b>3,502</b>

<sup>1</sup> Amounts presented for UBS AG (standalone) represents IFRS-standalone information. Refer to the UBS AG (standalone) audited financial statements for information prepared in accordance with Swiss GAAP.  
<sup>2</sup> Amounts presented in these columns serve as a basis for preparing UBS AG consolidated financial statements in accordance with IFRS.

**Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)**

Supplemental guarantor consolidated statement of comprehensive income

CHF million for the year ended 31 December 2014	UBS AG (standalone) <sup>1</sup>	UBS Americas Inc. <sup>2</sup>	Other subsidiaries <sup>2</sup>	Consolidating entries	UBS AG (consolidated)
<b>Comprehensive income attributable to UBS AG shareholders</b>					
Net profit/(loss)	4,330	2,779	1,086	(4,693)	3,502
<b>Other comprehensive income</b>					
<b>Other comprehensive income that may be reclassified to the income statement</b>					
Foreign currency translation, net of tax	325	928	1,500	(920)	1,834
Financial investments available-for-sale, net of tax	32	78	37	(6)	140
Cash flow hedges, net of tax	693	0	0	0	693
Total other comprehensive income that may be reclassified to the income statement, net of tax	1,050	1,006	1,537	(926)	2,667
<b>Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement</b>					
Defined benefit plans, net of tax	(999)	(167)	(56)	14	(1,208)
Property revaluation surplus, net of tax	0	0	0	0	0
Total other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax	(999)	(167)	(56)	14	(1,208)
Total other comprehensive income	51	838	1,481	(912)	1,459
Total comprehensive income attributable to UBS AG shareholders	4,381	3,617	2,567	(5,605)	4,961
Total comprehensive income attributable to preferred noteholders	260	0	0	0	260
Total comprehensive income attributable to non-controlling interests	0	0	7	0	7
Total comprehensive income	4,641	3,617	2,575	(5,605)	5,229

<sup>1</sup> Amounts presented for UBS AG (standalone) represents IFRS-standalone information. Refer to the UBS AG (standalone) audited financial statements for information prepared in accordance with Swiss GAAP. <sup>2</sup> Amounts presented in these columns serve as a basis for preparing UBS AG consolidated financial statements in accordance with IFRS.

Financial information  
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

## Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

## Supplemental guarantor consolidated balance sheet

CHF million As of 31 December 2014	UBS AG (standalone) <sup>1</sup>	UBS Americas Inc. <sup>2</sup>	Other subsidiaries <sup>2</sup>	Consolidating entries	UBS AG (consolidated)
<b>Assets</b>					
Cash and balances with central banks	95,711	6,440	1,923	0	104,073
Due from banks	32,448	7,099	52,637	(78,850)	13,334
Cash collateral on securities borrowed	33,676	36,033	5,181	(50,827)	24,063
Reverse repurchase agreements	64,496	24,417	30,328	(50,827)	68,414
Trading portfolio assets	101,922	6,697	34,479	(4,943)	138,156
<i>of which: assets pledged as collateral which may be sold or repledged by counterparties</i>	<i>51,476</i>	<i>3,310</i>	<i>6,969</i>	<i>(5,737)</i>	<i>56,018</i>
Positive replacement values	262,073	19,597	51,327	(76,020)	256,978
Cash collateral receivables on derivative instruments	25,501	5,503	14,487	(14,512)	30,979
Financial assets designated at fair value	4,691	481	2,882	(3,562)	4,493
Loans	299,032	43,566	16,553	(43,168)	315,984
Financial investments available-for-sale	42,580	5,403	9,175	0	57,159
Investments in subsidiaries and associates	27,163	2	1	(26,239)	927
Property and equipment	5,792	823	238	0	6,854
Goodwill and intangible assets	354	5,381	1,051	0	6,785
Deferred tax assets	4,290	6,479	349	(57)	11,060
Other assets	14,649	9,021	2,256	(2,857)	23,069
<b>Total assets</b>	<b>1,014,379</b>	<b>176,942</b>	<b>222,867</b>	<b>(351,860)</b>	<b>1,062,327</b>
<b>Liabilities</b>					
Due to banks	38,461	38,269	12,611	(78,850)	10,492
Cash collateral on securities lent	33,284	22,961	3,761	(50,827)	9,180
Repurchase agreements	22,087	12,548	28,010	(50,827)	11,818
Trading portfolio liabilities	18,936	4,856	8,234	(4,068)	27,958
Negative replacement values	258,680	19,448	51,993	(76,020)	254,101
Cash collateral payables on derivative instruments	32,106	5,926	18,852	(14,512)	42,372
Financial liabilities designated at fair value	73,857	130	5,598	(4,288)	75,297
Due to customers	362,564	48,236	43,474	(43,294)	410,979
Debt issued	86,894	157	4,312	(156)	91,207
Provisions	2,725	1,268	372	0	4,366
Other liabilities	33,699	17,615	21,985	(2,907)	70,392
<b>Total liabilities</b>	<b>963,293</b>	<b>171,415</b>	<b>199,201</b>	<b>(325,748)</b>	<b>1,008,162</b>
<b>Equity attributable to UBS AG shareholders</b>	<b>49,073</b>	<b>5,527</b>	<b>23,621</b>	<b>(26,113)</b>	<b>52,108</b>
Equity attributable to preferred noteholders	2,013	0	0	0	2,013
Equity attributable to non-controlling interests	0	0	45	0	45
<b>Total equity</b>	<b>51,085</b>	<b>5,527</b>	<b>23,666</b>	<b>(26,113)</b>	<b>54,165</b>
<b>Total liabilities and equity</b>	<b>1,014,379</b>	<b>176,942</b>	<b>222,867</b>	<b>(351,860)</b>	<b>1,062,327</b>

<sup>1</sup> Amounts presented for UBS AG (standalone) represents IFRS-standalone information. Refer to the UBS AG (standalone) audited financial statements for information prepared in accordance with Swiss GAAP.  
<sup>2</sup> Amounts presented in these columns serve as a basis for preparing UBS AG consolidated financial statements in accordance with IFRS.

### Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

#### Supplemental guarantor consolidated statement of cash flows

CHF million For the year ended 31 December 2014	UBS AG (standalone) <sup>1</sup>	UBS Americas Inc. <sup>1</sup>	Other subsidiaries <sup>1</sup>	UBS AG (consolidated)
<b>Net cash flow from/(used in) operating activities</b>	7,747	(1,970)	2,650	8,426
<b>Cash flow from/(used in) investing activities</b>				
Purchase of subsidiaries, associates and intangible assets	(18)	0	0	(18)
Disposal of subsidiaries, associates and intangible assets <sup>2</sup>	41	9	20	70
Purchase of property and equipment	(1,521)	(300)	(94)	(1,915)
Disposal of property and equipment	313	14	23	350
Net (investment in)/ divestment of financial investments available-for-sale	7,774	(568)	(3,098)	4,108
<b>Net cash flow from/(used in) investing activities</b>	6,589	(845)	(3,149)	2,596
<b>Cash flow from/(used in) financing activities</b>				
Net short-term debt issued/(repaid)	(3,984)	0	1,064	(2,921)
Net movements in treasury shares and own equity derivative activity	(719)	0	0	(719)
Distributions paid on UBS shares	(938)	0	0	(938)
Issuance of long-term debt, including financial liabilities designated at fair value	40,272	24	686	40,982
Repayment of long-term debt, including financial liabilities designated at fair value	(32,083)	(494)	(1,632)	(34,210)
Dividends paid and repayments of preferred notes	(110)	0	0	(110)
Net changes of non-controlling interests	0	0	(3)	(3)
Net activity in investments in subsidiaries	(319)	0	319	0
<b>Net cash flow from/(used in) financing activities</b>	2,118	(470)	434	2,081
Effects of exchange rate differences on cash and cash equivalents	7,506	840	265	8,611
<b>Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents</b>	23,960	(2,445)	199	21,714
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	83,970	11,425	9,870	105,266
Cash and cash equivalents at the end of the year	107,930	8,980	10,069	126,980
Cash and cash equivalents comprise: <sup>3</sup>				
Cash and balances with central banks	95,711	6,440	1,923	104,073
Due from banks <sup>4</sup>	11,387	2,509	8,141	22,037
Money market paper <sup>5</sup>	832	31	6	869
<b>Total</b>	107,930	8,980	10,069	126,980 <sup>6</sup>

<sup>1</sup> Amounts presented in these columns serve as a basis for preparing UBS AG consolidated financial statements in accordance with IFRS. <sup>2</sup> Includes dividends received from associates. <sup>3</sup> Balances represent third party view from an UBS AG (consolidated) perspective. <sup>4</sup> Includes positions recognized in the balance sheet under Due from banks and Cash collateral receivables on derivative instruments. <sup>5</sup> Money market paper is included in the balance sheet under Trading portfolio assets and Financial investments available-for-sale. <sup>6</sup> CHF 4,593 million of cash and cash equivalents were restricted.

Financial information  
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

**Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)**

Supplemental guarantor consolidated income statement

CHF million for the year ended 31 December 2013	UBS AG (standalone) <sup>1</sup>	UBS Americas Inc. <sup>2</sup>	Other subsidiaries <sup>2</sup>	Consolidating entries	UBS AG (consolidated)
<b>Operating income</b>					
Interest income	11,308	1,984	1,204	(1,359)	13,137
Interest expense	(7,093)	(695)	(930)	1,366	(7,351)
Net interest income	4,215	1,290	275	6	5,786
Credit loss (expense)/recovery	(19)	(33)	(3)	5	(50)
Net interest income after credit loss expense	4,196	1,257	271	11	5,736
Net fee and commission income	6,430	6,781	3,079	(4)	16,287
Net trading income	4,922	379	159	(329)	5,130
Other income	499	416	(909)	574	580
<b>Total operating income</b>	<b>16,046</b>	<b>8,833</b>	<b>2,600</b>	<b>252</b>	<b>27,732</b>
<b>Operating expenses</b>					
Personnel expenses	8,099	5,584	1,499	0	15,182
General and administrative expenses	3,959	3,364	1,058	0	8,380
Depreciation and impairment of property and equipment	575	133	107	0	816
Amortization and impairment of intangible assets	6	60	17	0	83
<b>Total operating expenses</b>	<b>12,639</b>	<b>9,141</b>	<b>2,681</b>	<b>0</b>	<b>24,461</b>
<b>Operating profit/(loss) before tax</b>	<b>3,408</b>	<b>(307)</b>	<b>(81)</b>	<b>252</b>	<b>3,272</b>
Tax expense/(benefit)	570	(937)	261	(3)	(110)
<b>Net profit/(loss)</b>	<b>2,837</b>	<b>630</b>	<b>(342)</b>	<b>256</b>	<b>3,381</b>
Net profit/(loss) attributable to preferred noteholders	204	0	0	0	204
Net profit/(loss) attributable to non-controlling interests	0	0	5	0	5
<b>Net profit/(loss) attributable to UBS AG shareholders</b>	<b>2,634</b>	<b>630</b>	<b>(347)</b>	<b>256</b>	<b>3,172</b>

<sup>1</sup> Amounts presented for UBS AG (standalone) represents IFRS-standalone information. Refer to the UBS AG (standalone) audited financial statements for information prepared in accordance with Swiss GAAP.  
<sup>2</sup> Amounts presented in these columns serve as a basis for preparing UBS AG consolidated financial statements in accordance with IFRS.

**Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)**

Supplemental guarantor consolidated statement of comprehensive income

CHF million For the year ended 31 December 2013	UBS AG (standalone) <sup>1</sup>	UBS Americas Inc. <sup>2</sup>	Other subsidiaries <sup>2</sup>	Consolidating entries	UBS AG (consolidated)
<b>Comprehensive income attributable to UBS AG shareholders</b>					
Net profit/(loss)	2,634	630	(347)	256	3,172
<b>Other comprehensive income</b>					
<b>Other comprehensive income that may be reclassified to the income statement</b>					
Foreign currency translation, net of tax	392	(348)	(311)	(204)	(471)
Financial investments available-for-sale, net of tax	17	(163)	(16)	8	(154)
Cash flow hedges, net of tax	(1,520)	0	0	0	(1,520)
Total other comprehensive income that may be reclassified to the income statement, net of tax	(1,112)	(510)	(327)	(196)	(2,145)
<b>Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement</b>					
Defined benefit plans, net of tax	824	110	6	0	939
Property revaluation surplus, net of tax	(6)	0	0	0	(6)
Total other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax	818	110	6	0	933
Total other comprehensive income	(294)	(401)	(321)	(196)	(1,211)
Total comprehensive income attributable to UBS AG shareholders	2,340	229	(668)	60	1,961
Total comprehensive income attributable to preferred noteholders	559	0	0	0	559
Total comprehensive income attributable to non-controlling interests	0	0	4	0	4
Total comprehensive income	2,899	229	(664)	60	2,524

<sup>1</sup> Amounts presented for UBS AG (standalone) represents IFFS-standalone information. Refer to the UBS AG (standalone) audited financial statements for information prepared in accordance with Swiss GAAP. <sup>2</sup> Amounts presented in these columns serve as a basis for preparing UBS AG consolidated financial statements in accordance with IFRS.

Financial information  
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

## Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

## Supplemental guarantor consolidated balance sheet

CHF million As of 31 December 2013	UBS AG (standalone) <sup>1</sup>	UBS Americas Inc. <sup>2</sup>	Other subsidiaries <sup>1</sup>	Consolidating entries	UBS AG (consolidated)
<b>Assets</b>					
Cash and balances with central banks	69,808	8,893	2,178	0	80,879
Due from banks	27,677	7,009	50,531	(71,342)	13,874
Cash collateral on securities borrowed	28,304	33,385	2,097	(36,290)	27,496
Reverse repurchase agreements	77,647	28,757	47,122	(61,963)	91,563
Trading portfolio assets	94,971	7,848	27,194	(7,165)	122,848
<i>of which: assets pledged as collateral which may be sold or repledged by counterparties</i>	44,602	1,862	1,853	(5,869)	42,449
Positive replacement values	249,179	8,769	60,384	(64,248)	254,084
Cash collateral receivables on derivative instruments	24,047	6,147	18,254	(21,899)	26,548
Financial assets designated at fair value	6,519	1,880	3,257	(4,292)	7,364
Loans	274,520	36,807	15,231	(39,599)	286,959
Financial investments available-for-sale	47,800	4,169	5,343	2,214	59,525
Investments in subsidiaries and associates	21,741	1	1	(20,901)	842
Property and equipment	5,149	603	254	0	6,006
Goodwill and intangible assets	326	4,906	1,061	0	6,293
Deferred tax assets	4,998	3,658	241	(52)	8,845
Other assets	13,506	7,572	2,047	(2,896)	20,228
<b>Total assets</b>	<b>946,189</b>	<b>160,404</b>	<b>235,195</b>	<b>(328,434)</b>	<b>1,013,355</b>
<b>Liabilities</b>					
Due to banks	39,988	39,449	4,768	(71,342)	12,862
Cash collateral on securities lent	23,823	19,261	2,696	(36,290)	9,491
Repurchase agreements	10,039	19,333	46,402	(61,963)	13,811
Trading portfolio liabilities	22,142	3,603	5,480	(4,617)	26,609
Negative replacement values	242,081	9,130	61,115	(64,248)	248,079
Cash collateral payables on derivative instruments	37,445	8,106	20,855	(21,899)	44,507
Financial liabilities designated at fair value	67,912	440	6,084	(4,536)	69,901
Due to customers	346,246	41,029	43,245	(39,695)	390,825
Debt issued	78,441	341	2,866	(61)	81,586
Provisions	1,681	938	408	(56)	2,971
Other liabilities	28,781	16,244	20,648	(2,896)	62,777
<b>Total liabilities</b>	<b>898,579</b>	<b>157,875</b>	<b>214,569</b>	<b>(307,604)</b>	<b>963,419</b>
<b>Equity attributable to UBS AG shareholders</b>	<b>45,717</b>	<b>2,530</b>	<b>20,585</b>	<b>(20,830)</b>	<b>48,002</b>
Equity attributable to preferred noteholders	1,893	0	0	0	1,893
Equity attributable to non-controlling interests	0	0	41	0	41
<b>Total equity</b>	<b>47,610</b>	<b>2,530</b>	<b>20,626</b>	<b>(20,830)</b>	<b>49,936</b>
<b>Total liabilities and equity</b>	<b>946,189</b>	<b>160,404</b>	<b>235,195</b>	<b>(328,434)</b>	<b>1,013,355</b>

<sup>1</sup> Amounts presented for UBS AG (standalone) represent IFRS-standalone information. Refer to the UBS AG (standalone) audited financial statements for information prepared in accordance with Swiss GAAP. <sup>2</sup> Amounts presented in these columns serve as a basis for preparing UBS AG consolidated financial statements in accordance with IFRS.

**Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)**

Supplemental guarantor consolidated statement of cash flows

CHF million for the year ended 31 December 2013	UBS AG (standalone) <sup>1</sup>	UBS Americas Inc. <sup>1</sup>	Other subsidiaries <sup>1</sup>	UBS AG (consolidated)
<b>Net cash flow from/(used in) operating activities</b>	55,469	(8,159)	3,649	50,959
<b>Cash flow from/(used in) investing activities</b>				
Purchase of subsidiaries, associates and intangible assets	(49)	0	0	(49)
Disposal of subsidiaries, associates and intangible assets <sup>2</sup>	136	0	0	136
Purchase of property and equipment	(1,032)	(160)	(44)	(1,236)
Disposal of property and equipment	545	5	91	639
Net (investment in)/ divestment of financial investments available-for-sale	751	6,076	(861)	5,966
<b>Net cash flow from/(used in) investing activities</b>	351	5,922	(815)	5,457
<b>Cash flow from/(used in) financing activities</b>				
Net short-term debt issued/(repaid)	(1,400)	0	(2,890)	(4,290)
Net movements in treasury shares and own equity derivative activity	(341)	0	0	(341)
Capital issuance	1	0	0	1
Distributions paid on UBS shares	(564)	0	0	(564)
Issuance of long-term debt, including financial liabilities designated at fair value	27,442	59	513	28,014
Repayment of long-term debt, including financial liabilities designated at fair value	(65,112)	(486)	(3,356)	(68,954)
Dividends paid and repayments of preferred notes	(1,415)	0	0	(1,415)
Net changes of non-controlling interests	0	0	(6)	(6)
Net activity in investments in subsidiaries	12	32	(45)	0
<b>Net cash flow from/(used in) financing activities</b>	(41,377)	(396)	(5,784)	(47,555)
Effects of exchange rate differences on cash and cash equivalents	(2,330)	(207)	(165)	(2,702)
<b>Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents</b>	12,112	(2,841)	(3,115)	6,158
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	71,858	14,266	12,985	99,108
<b>Cash and cash equivalents at the end of the year</b>	83,970	11,425	9,870	105,266
<b>Cash and cash equivalents comprise:<sup>3</sup></b>				
Cash and balances with central banks	69,808	8,893	2,178	80,879
Due from banks <sup>4</sup>	9,938	2,503	7,658	20,099
Money market paper <sup>5</sup>	4,224	28	35	4,288
<b>Total</b>	83,970	11,425	9,870	105,266 <sup>6</sup>

<sup>1</sup> Amounts presented in these columns serve as a basis for preparing UBS AG consolidated financial statements in accordance with IFRS. <sup>2</sup> Includes dividends received from associates. <sup>3</sup> Balances represent third party view from an UBS AG (consolidated) perspective. <sup>4</sup> Includes positions recognized in the balance sheet under Due from banks and Cash collateral receivables on derivative instruments. <sup>5</sup> Money market paper is included in the balance sheet under Trading portfolio assets and Financial investments available-for-sale. <sup>6</sup> CHF 4,965 million of cash and cash equivalents were restricted.



Financial information  
 Notes to the UBS AG consolidated financial statements

**Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)**

Supplemental guarantor consolidated income statement

CHF million For the year ended 31 December 2012	UBS AG (standalone) <sup>1</sup>	UBS Americas Inc. <sup>2</sup>	Other subsidiaries <sup>2</sup>	Consolidating entries	UBS AG (consolidated)
<b>Operating income</b>					
Interest income	13,376	2,774	1,882	(2,065)	15,968
Interest expense	(9,403)	(1,153)	(1,507)	2,073	(9,990)
Net interest income	3,973	1,622	375	8	5,978
Credit loss (expense)/recovery	(90)	(112)	1	83	(118)
Net interest income after credit loss expense	3,883	1,510	375	91	5,860
Net fee and commission income	5,979	6,333	3,130	(45)	15,396
Net trading income	3,142	250	157	(23)	3,526
Other income	(2,684)	783	(1,687)	4,228	641
<b>Total operating income</b>	<b>10,320</b>	<b>8,876</b>	<b>1,976</b>	<b>4,251</b>	<b>25,423</b>
<b>Operating expenses</b>					
Personnel expenses	7,682	5,369	1,686	0	14,737
General and administrative expenses	4,647	2,618	1,393	(4)	8,653
Depreciation and impairment of property and equipment	501	104	84	0	689
Impairment of goodwill	14	2,860	156	0	3,030
Amortization and impairment of intangible assets	3	84	20	0	106
<b>Total operating expenses</b>	<b>12,847</b>	<b>11,034</b>	<b>3,339</b>	<b>(4)</b>	<b>27,216</b>
<b>Operating profit/(loss) before tax</b>	<b>(2,527)</b>	<b>(2,158)</b>	<b>(1,363)</b>	<b>4,255</b>	<b>(1,794)</b>
Tax expense/(benefit)	(65)	165	290	71	461
<b>Net profit/(loss)</b>	<b>(2,462)</b>	<b>(2,323)</b>	<b>(1,653)</b>	<b>4,184</b>	<b>(2,255)</b>
Net profit/(loss) attributable to preferred noteholders	220	0	0	0	220
Net profit/(loss) attributable to non-controlling interests	0	0	5	0	5
<b>Net profit/(loss) attributable to UBS AG shareholders</b>	<b>(2,682)</b>	<b>(2,323)</b>	<b>(1,658)</b>	<b>4,183</b>	<b>(2,480)</b>

<sup>1</sup> Amounts presented for UBS AG (standalone) represents IFRS-standalone information. Refer to the UBS AG (standalone) audited financial statements for information prepared in accordance with Swiss GAAP.  
<sup>2</sup> Amounts presented in these columns serve as a basis for preparing UBS AG consolidated financial statements in accordance with IFRS.

**Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)**

Supplemental guarantor consolidated statement of comprehensive income

CHF million for the year ended 31 December 2012	UBS AG (standalone) <sup>1</sup>	UBS Americas Inc. <sup>2</sup>	Other subsidiaries <sup>2</sup>	Consolidating entries	UBS AG (consolidated)
<b>Comprehensive income attributable to UBS AG shareholders</b>					
Net profit/(loss)	(2,682)	(2,323)	(1,658)	4,183	(2,480)
<b>Other comprehensive income</b>					
<b>Other comprehensive income that may be reclassified to the income statement</b>					
Foreign currency translation, net of tax	2,080	148	(701)	(2,039)	(511)
Financial investments available-for-sale, net of tax	39	(6)	(7)	0	26
Cash flow hedges, net of tax	384	0	0	0	384
<b>Total other comprehensive income that may be reclassified to the income statement, net of tax</b>	<b>2,503</b>	<b>142</b>	<b>(708)</b>	<b>(2,039)</b>	<b>(102)</b>
<b>Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement</b>					
Defined benefit plans, net of tax	718	(771)	662	0	609
Property revaluation surplus, net of tax	6	0	0	0	6
<b>Total other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax</b>	<b>724</b>	<b>(771)</b>	<b>662</b>	<b>0</b>	<b>615</b>
<b>Total other comprehensive income</b>	<b>3,227</b>	<b>(629)</b>	<b>(46)</b>	<b>(2,039)</b>	<b>514</b>
<b>Total comprehensive income attributable to UBS AG shareholders</b>	<b>545</b>	<b>(2,952)</b>	<b>(1,704)</b>	<b>2,144</b>	<b>(1,966)</b>
Total comprehensive income attributable to preferred noteholders	0	0	179	0	179
Total comprehensive income attributable to non-controlling interests	0	0	20	0	20
<b>Total comprehensive income</b>	<b>545</b>	<b>(2,952)</b>	<b>(1,505)</b>	<b>2,144</b>	<b>(1,767)</b>

<sup>1</sup> Amounts presented for UBS AG (standalone) represents IFRS-standalone information. Refer to the UBS AG (standalone) audited financial statements for information prepared in accordance with Swiss GAAP. <sup>2</sup> Amounts presented in these columns serve as a basis for preparing UBS AG consolidated financial statements in accordance with IFRS.

Financial information  
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

**Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)**

Supplemental guarantor consolidated statement of cash flows

CHF million for the year ended 31 December 2012	UBS AG (standalone) <sup>1</sup>	UBS Americas Inc. <sup>1</sup>	Other subsidiaries <sup>1</sup>	UBS AG (consolidated)
<b>Net cash flow from/(used in) operating activities</b>	49,291	10,795	7,075	67,160
<b>Cash flow from/(used in) investing activities</b>				
Purchase of subsidiaries, associates and intangible assets	(11)	0	0	(11)
Disposal of subsidiaries, associates and intangible assets <sup>2</sup>	41	0	0	41
Purchase of property and equipment	(878)	(189)	(50)	(1,118)
Disposal of property and equipment	194	5	3	202
Net (investment in)/divestment of financial investments available-for-sale	(12,429)	(780)	(785)	(13,994)
<b>Net cash flow from/(used in) investing activities</b>	<b>(13,082)</b>	<b>(965)</b>	<b>(832)</b>	<b>(14,879)</b>
<b>Cash flow from/(used in) financing activities</b>				
Net short-term debt issued/(repaid)	(26,177)	0	(11,790)	(37,967)
Net movements in treasury shares and own equity derivative activity	(1,159)	0	0	(1,159)
Distributions paid on UBS shares	(379)	0	0	(379)
Issuance of long-term debt, including financial liabilities designated at fair value	49,885	575	5,430	55,890
Repayment of long-term debt, including financial liabilities designated at fair value	(49,981)	(23)	(4,254)	(54,259)
Dividends paid and repayments of preferred notes	(221)	0	0	(221)
Net changes of non-controlling interests	0	0	(16)	(16)
Net activity in investments in subsidiaries	(2,600)	(99)	2,698	0
<b>Net cash flow from/(used in) financing activities</b>	<b>(30,631)</b>	<b>452</b>	<b>(7,932)</b>	<b>(38,110)</b>
Effects of exchange rate differences on cash and cash equivalents	(200)	(352)	(121)	(673)
<b>Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents</b>	<b>5,377</b>	<b>9,930</b>	<b>(1,808)</b>	<b>13,500</b>
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	66,481	4,336	14,793	85,609
Cash and cash equivalents at the end of the year	71,858	14,266	12,985	99,108
Cash and cash equivalents comprise: <sup>3</sup>				
Cash and balances with central banks	54,192	11,395	796	66,383
Due from banks <sup>4</sup>	13,387	2,824	12,133	28,344
Money market paper <sup>5</sup>	4,279	47	56	4,381
<b>Total</b>	<b>71,858</b>	<b>14,266</b>	<b>12,985</b>	<b>99,108<sup>6</sup></b>

<sup>1</sup> Amounts presented in these columns serve as a basis for preparing UBS AG consolidated financial statements in accordance with IFRS. <sup>2</sup> Includes dividends received from associates. <sup>3</sup> Balances represent third party view from an UBS AG (consolidated) perspective. <sup>4</sup> Includes positions recognized in the balance sheet under Due from banks and Cash collateral receivables on derivative instruments. <sup>5</sup> Money market paper is included in the balance sheet under Trading portfolio assets and Financial investments available-for-sale. <sup>6</sup> CHF 10,109 million of cash and cash equivalents were restricted.

**Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)****Guarantee of other securities**

The table below provides information on outstanding trust preferred securities which are registered under the US Securities Act and issued by US-domiciled entities that are 100% legally owned by UBS AG. These entities are not consolidated as UBS AG does not absorb any variability from the performance of these entities.

However, UBS AG has fully and unconditionally guaranteed these securities. UBS AG's obligations under the guarantee are subordinated to the prior payment in full of the deposit liabilities of UBS AG and all other liabilities of UBS AG. As of 31 December 2014, the amount of senior liabilities of UBS AG to which the holders of the subordinated debt securities would be subordinated was approximately CHF 991 billion.

**Guarantee of other securities**

USD billion, unless otherwise indicated

Issuing entity	Type of security	Date issued	As of 31.12.14	
			Interest (%)	Amount outstanding
UBS Preferred Funding Trust IV	Non-cumulative trust preferred securities	May 2003	one-month USD LIBOR + 0.7	0.3
UBS Preferred Funding Trust V	Non-cumulative trust preferred securities	May 2006	6.243	1.0

**Guarantee to UBS Limited**

UBS AG has issued a guarantee for the benefit of each counterparty of UBS Limited. Under this guarantee, UBS AG irrevocably

and unconditionally guarantees each and every obligation that UBS Limited entered into. UBS AG promises to pay to that counterparty on demand any unpaid balance of such liabilities under the terms of the guarantee. ▲

# UBS AG standalone financial statements

## Financial review

### Income statement: 2014 compared with 2013

#### Net profit

UBS AG (standalone) recorded a net profit of CHF 7,849 million in 2014 compared with CHF 2,753 million in 2013.

Profit before extraordinary items and tax increased by CHF 1,902 million to CHF 3,267 million, mainly as operating profit increased by CHF 2,034 million, reflecting CHF 1,351 million higher operating income, as well as CHF 683 million lower operating expenses. In addition, impairments of investments in subsidiaries and other participations declined by CHF 860 million, reflecting reduced provision charges recorded in subsidiaries, improved operating business results and favorable foreign currency valuation effects compared to 2013, particularly related to the US dollar. These effects were partly offset by higher allowances, provisions and losses, which increased by CHF 954 million, mainly due to higher charges for provisions for litigation, regulatory and similar matters.

Extraordinary income increased by CHF 3,183 million to CHF 4,850 million, mainly reflecting higher reversals of impairments and provisions of subsidiaries and other participations of CHF 3,670 million, following significant upward revaluations of deferred tax assets recorded in subsidiaries and currency-related gains. The prior year included the release of a reinvestment relief provision of CHF 291 million related to the sale of UBS Pactual.

The tax expense in 2014 was CHF 212 million compared with CHF 270 million in 2013.

#### Operating income

Operating income increased by CHF 1,351 million to CHF 18,425 million.

Net interest income increased by CHF 1,053 million to CHF 5,097 million, reflecting a CHF 842 million decline in interest expense and CHF 210 million higher interest income. The CHF 842 million decrease in interest expense was mainly driven by CHF 303 million lower interest on debt issued, as well as lower interest expense on amounts due to banks and customers of CHF 261 million. Furthermore, interest expense on financial liabilities designated at fair value declined by CHF 190 million. Interest income increased by CHF 210 million, mainly due to a CHF 274 million increase in interest and dividend income from the trading portfolio and CHF 63 million higher interest and dividend income from financial investments, partly offset by a decrease in interest and discount income of CHF 127 million.

Net fee and commission income decreased by CHF 262 million to CHF 6,192 million, mainly as fee and commission income from securities and investment businesses declined by CHF 465 million, primarily reflecting CHF 372 million lower brokerage fees and CHF 192 million lower underwriting fees. This was partly offset by an increase of CHF 168 million in credit-related fees and commissions.

Net trading income declined by CHF 802 million to CHF 3,407 million, largely driven by lower revenues in the Investment Bank.

Other income from ordinary activities increased by CHF 1,361 million to CHF 3,729 million, mainly as sundry ordinary income increased by CHF 760 million to CHF 4,494 million, driven by higher income received from subsidiaries for services rendered. Additionally, sundry ordinary expenses decreased by CHF 676 million to CHF 1,816 million, mainly as charges from subsidiaries for services received decreased by CHF 324 million. In addition, losses related to the buyback of debt in public tender offers declined by CHF 183 million. Dividend income from investments in subsidiaries and other participations decreased by CHF 137 million.

→ Refer to Notes 3 and 4 for more information

#### Operating expenses

Operating expenses decreased by CHF 683 million to CHF 12,514 million.

Personnel expenses decreased by CHF 1,369 million to CHF 6,787 million, primarily related to a reassessment of the accounting for certain equity participation and other deferred compensation plans, resulting in an alignment of the recognition period, as well as measurement, of such plans with IFRS. This alignment resulted in a reduction to personnel expenses of CHF 1,355 million.

→ Refer to Note 2b for more information

General and administrative expenses increased by CHF 686 million to CHF 5,727 million, mainly related to higher professional fees and increased expenses for outsourcing of IT and other services.

Impairment of investments in subsidiaries and other participations  
 Impairment of investments in subsidiaries and other participations decreased by CHF 860 million to CHF 415 million, mainly as 2013 was affected by impairments related to certain charges for provisions, updated strategic business outlooks and unfavorable foreign currency impacts, driven by the weakening of the US dollar.

Financial information  
UBS AG standalone financial statements

Allowances, provisions and losses

Allowances, provisions and losses increased by CHF 954 million to CHF 1,613 million, mainly as 2014 included higher charges for provisions for litigation, regulatory and similar matters. This was partly offset by a release of CHF 399 million in restructuring provisions related to the effects of a voluntary change in accounting policy for recognition of restructuring provisions.

→ Refer to Note 2b for more information

Extraordinary income

Extraordinary income increased by CHF 3,183 million to CHF 4,850 million. Reversals of impairments and provisions of subsidiaries and other participations increased by CHF 3,670 million to CHF 4,646 million, following significant upward revaluations of deferred tax assets recorded in subsidiaries and favorable foreign currency effects, mainly on the translation of investments in US dollar and British pound. Other extraordinary income declined by CHF 230 million, mainly due to lower gains on sales of real estate. Extraordinary income in 2013 included the release of a reinvestment relief provision of CHF 291 million related to the sale of UBS Pactual in 2009.

→ Refer to Note 5 for more information

Extraordinary expenses

Extraordinary expenses were CHF 57 million compared with CHF 9 million, mainly due to an increase in prior period related expenses.

→ Refer to Note 5 for more information

Tax expense/benefit

The tax expense in 2014 was CHF 212 million compared with a tax expense of CHF 270 million in the prior year. This differs from the UBS AG (consolidated) net income tax benefit of CHF 1,180 million under IFRS, mainly as the net tax benefit for subsidiaries is not included in UBS AG's standalone financial statements. This impact was partially offset by a net decrease in deferred tax assets for UBS AG which was also not included as deferred tax assets are not recognized under Swiss GAAP.

**Balance sheet: 31 December 2014 compared with 31 December 2013****Assets development**

Total assets stood at CHF 778 billion as of 31 December 2014, an increase of CHF 62 billion from 31 December 2013, with the net increase affected by the strengthening of the US dollar versus the Swiss franc.

Due from customers increased by CHF 30 billion, primarily reflecting increased fixed-term lending, higher reverse repurchase agreement balances with other corporates and currency effects. Liquid assets increased by CHF 26 billion as of 31 December 2014, mainly reflecting higher balances with central banks. Positive replacement values, which are reported on a net basis provided the master netting and/or the related collateral agreements are legally enforceable, increased by CHF 13 billion, mainly driven by increased interest rate contracts on a net basis. Trading balances in securities and precious metals increased by CHF 7 billion, primarily reflecting an increase in equity instruments held, partly offset by a reduction in precious metal holdings. Investments in subsidiaries and other participations increased by CHF 5 billion, mainly due to the abovementioned reversals of impairments during the year.

These increases were partly offset by a CHF 15 billion decline in interbank lending (due from banks), mainly resulting from reduced reverse repurchase agreements with subsidiaries. Additionally, money market paper held decreased by CHF 11 billion, primarily due to reductions in Japanese, British, French and German government paper.

**Liabilities development**

Total liabilities increased by CHF 55 billion to CHF 736 billion as of 31 December 2014, with the net increase affected by the strengthening of the US dollar versus the Swiss franc.

Total amounts due to customers increased by CHF 25 billion to CHF 402 billion, primarily due to an increase in deposit and current accounts, combined with currency effects. Due to banks increased by CHF 16 billion to CHF 95 billion, mainly reflecting increased repurchase and securities lending activity with subsidiaries and currency effects. Money market paper issued increased by CHF 11 billion to CHF 34 billion as of 31 December 2014, primarily reflecting new extendible money market certificates issued. Negative replacement values increased by CHF 5 billion to CHF 43 billion, mainly driven by increased interest rate contracts on a net basis, partly offset by lower foreign exchange contracts on a net basis.

**Equity development**

Equity attributable to shareholders amounted to CHF 42,376 million as of 31 December 2014, compared with CHF 35,437 million as of 31 December 2013, with the increase mainly due to the 2014 net profit of CHF 7,849 million.

The general reserve increased by CHF 1,842 million to CHF 28,453 million as of 31 December 2014, mainly reflecting the appropriation of the 2013 net profit of CHF 2,753 million, partly offset by the distribution of CHF 938 million out of the capital contribution reserve in May 2014. The reserve for own shares of CHF 1,020 million as of 31 December 2013 was fully reversed in 2014 as part of the UBS Group reorganization, increasing the other reserve by the same amount. All UBS AG treasury shares were exchanged for UBS Group AG treasury shares as part of the share-for-share exchange. UBS AG shares acquired after the share-for-share exchange are held for trading purposes and no reserve for own shares was recognized as of 31 December 2014.

→ Refer to Note 10 for more information

Financial information  
UBS AG standalone financial statements

## UBS AG standalone financial statements

### Audited | Income statement

CHF million	Note	For the year ended		% change from
		31.12.14	31.12.13	31.12.13
Interest and discount income		8,665	8,792	(1)
Interest and dividend income from trading portfolio		2,683	2,409	11
Interest and dividend income from financial investments		198	135	47
Interest expense		(6,450)	(7,292)	(12)
Net interest income		5,097	4,044	26
Credit-related fees and commissions		492	324	52
Fee and commission income from securities and investment business		6,248	6,713	(7)
Other fee and commission income		598	649	(8)
Fee and commission expense		(1,147)	(1,231)	(7)
Net fee and commission income		6,192	6,454	(4)
Net trading income	3	3,407	4,209	(19)
Net income from disposal of financial investments		147	81	81
Dividend income from investments in subsidiaries and other participations		878	1,015	(13)
Income from real estate holdings		26	30	(13)
Sundry ordinary income	4	4,494	3,734	20
Sundry ordinary expenses	4	(1,816)	(2,492)	(27)
Other income from ordinary activities		3,729	2,368	57
Operating income		18,425	17,074	8
Personnel expenses		6,787	8,156	(17)
General and administrative expenses		5,727	5,041	14
Operating expenses		12,514	13,197	(5)
Operating profit		5,911	3,877	52
Impairment of investments in subsidiaries and other participations		415	1,275	(67)
Depreciation of fixed assets		616	579	6
Allowances, provisions and losses		1,613	659	145
Profit/(loss) before extraordinary items and tax		3,267	1,365	139
Extraordinary income	5	4,850	1,667	191
Extraordinary expenses	5	(57)	(9)	533
Tax (expense)/benefit		(212)	(270)	(21)
Net profit/(loss) for the year		7,849	2,753	185



## Balance sheet

CHF million	Note	31.12.14	31.12.13	% change from 31.12.13
<b>Assets</b>				
Liquid assets		95,711	69,808	37
Money market paper		10,966	22,159	(51)
Due from banks		112,649	127,689	(12)
Due from customers		183,091	153,326	19
Mortgage loans		155,406	152,479	2
Trading balances in securities and precious metals		101,820	94,841	7
Financial investments		37,154	34,985	6
Investments in subsidiaries and other participations		27,199	21,758	25
Fixed assets		5,932	5,193	14
Accrued income and prepaid expenses		2,012	2,025	(1)
Positive replacement values	14	42,385	29,085	46
Other assets	6	3,568	2,568	39
<b>Total assets</b>		<b>777,893</b>	<b>715,917</b>	<b>9</b>
<i>of which: subordinated assets</i>		<i>4,257</i>	<i>1,776</i>	<i>140</i>
<i>of which: amounts due from subsidiaries and qualified shareholders</i>		<i>144,031</i>	<i>150,663</i>	<i>(4)</i>
<b>Liabilities</b>				
Money market paper issued		34,235	22,885	50
Due to banks		94,952	79,207	20
Trading portfolio liabilities		18,965	22,165	(14)
Due to customers on savings and deposit accounts		112,709	106,040	6
Other amounts due to customers		289,779	271,339	7
Medium-term notes		602	779	(23)
Bonds issued and loans from central mortgage institutions		77,067	75,585	2
Financial liabilities designated at fair value		49,803	49,620	0
Accruals and deferred income		4,700	6,610	(29)
Negative replacement values	14	42,911	37,415	15
Other liabilities	6	6,962	6,029	15
Allowances and provisions	9	2,831	2,805	1
<b>Total liabilities</b>		<b>735,517</b>	<b>680,480</b>	<b>8</b>
<i>of which: subordinated liabilities</i>		<i>18,840</i>	<i>13,800</i>	<i>37</i>
<b>Equity</b>				
Share capital	10, 11	384	384	0
General reserve	10	28,453	26,611	7
<i>of which: capital contribution reserve</i>		<i>40,782</i>	<i>41,692</i>	<i>(2)</i>
<i>of which: retained earnings</i>		<i>(12,329)</i>	<i>(15,081)</i>	<i>(18)</i>
Reserve for own shares	10	0	1,020	(100)
<i>of which: retained earnings</i>		<i>0</i>	<i>1,020</i>	<i>(100)</i>
Other reserve	10	5,689	4,669	22
Net profit/(loss) for the year		7,849	2,753	185
Equity attributable to shareholders	10	42,376	35,437	20
<b>Total liabilities and equity</b>		<b>777,893</b>	<b>715,917</b>	<b>9</b>
<i>of which: amounts due to subsidiaries and qualified shareholders</i>		<i>108,913</i>	<i>76,339</i>	<i>43</i>

Financial information  
UBS AG standalone financial statements**Statement of appropriation of retained earnings and proposed distribution of capital contribution reserve**

The Board of Directors proposes that the Annual General Meeting of Shareholders (AGM) on 7 May 2015 approves the following appropriation of retained earnings.

## Proposed appropriation of retained earnings

CHF million	For the year ended
Net profit for the year	31,12,14
Total available for appropriation	7,849
Appropriation to general reserve: retained earnings	7,849
<b>Total appropriation</b>	<b>7,849</b>

## Proposed distribution of capital contribution reserve

The Board of Directors proposes that the AGM on 7 May 2015 approves a distribution of CHF 0.50 in cash per share of CHF 0.10 par value payable out of the capital contribution reserve. The Board of Directors may, in addition, offer holders of shares an option to receive the dividend in shares (or a share equivalent instrument) having a value equal to the CHF 0.50 per share. Should the Board of Directors determine to propose a share equivalent option for the dividend, the details of such proposal and means of making an election will be set forth in the invitation to the AGM.

In addition, the Board of Directors proposes the distribution of a dividend in cash of CHF 0.25 per share of CHF 0.10 par value (Supplementary Dividend) out of the capital contribution reserve under the conditions precedent that:

- (i) UBS Group AG has, directly or indirectly, acquired all of the outstanding shares of UBS AG (be it through a share cancellation procedure under art. 33 of the Swiss Stock Exchange Act, through a triangular merger of UBS AG into a fully owned subsidiary of UBS Group AG, or otherwise) (Acquisition Condition); and
- (ii) at the time the Acquisition Condition is met, UBS AG and UBS Group AG each meet the minimum regulatory capital requirements under Swiss law on a consolidated basis as well as UBS AG on a standalone basis after giving effect to the payment of the Supplementary Dividend (Regulatory Condition).

The record and payment date of Supplementary Dividend shall be determined by the Board of Directors. The resolution shall expire if the Acquisition Condition and the Regulatory Condition are not met before the date of the AGM in 2016.

CHF million, except where indicated	For the year ended
Total capital contribution reserve before proposed distribution <sup>1,2</sup>	31,12,14
Proposed ordinary distribution of capital contribution reserve within general reserve: CHF 0.50 per dividend-bearing share <sup>3</sup>	40,782
Proposed supplementary distribution of capital contribution reserve within general reserve: CHF 0.25 per dividend-bearing share <sup>3</sup>	(1,922) <sup>4</sup>
<b>Total capital contribution reserve after proposed distribution</b>	<b>(961)</b>
	37,899

<sup>1</sup> As presented on the balance sheet, the capital contribution reserve of CHF 40,782 million is a component of the general reserve of CHF 28,453 million after taking into account negative retained earnings of CHF 12,329 million. <sup>2</sup> Effective 1 January 2011, the Swiss withholding tax law provides that payments out of the capital contribution reserve are not subject to withholding tax. This law has led to interpretational differences between the Swiss Federal Tax Authorities and companies about the qualifying amounts of capital contribution reserve and the disclosure in the financial statements. In view of this, the Swiss Federal Tax Authorities have confirmed that UBS would be able to repay to shareholders CHF 27.4 billion of disclosed capital contribution reserve (status as of 1 January 2011) without being subject to the withholding tax deduction that applies to dividends paid out of retained earnings. This amount reduced to CHF 25.6 billion as of 31 December 2014 subsequent to the distributions approved by the AGM 2012, 2013 and 2014. The decision about the remaining amount has been deferred to a future point in time. <sup>3</sup> Dividend-bearing shares are all shares issued except for treasury shares held by UBS AG as of the record date. The CHF 1,922 million and CHF 961 million presented are based on the total number of shares issued as of 31 December 2014. <sup>4</sup> Based on a distribution in cash.

## Notes to the UBS AG standalone financial statements

### Note 1 Business activities, risk assessment, outsourcing and personnel

#### Business activities

The business activities of UBS AG (standalone) are described in the context of the description of the activities of the UBS Group in the "Operating environment and strategy" section of this report.

#### Risk assessment

UBS AG (standalone) is fully integrated into the Group-wide internal risk assessment process described in the audited part of the "Risk, treasury and capital management" section of this report.

#### Outsourcing

UBS AG outsources information technology and other services through agreements with external service providers.

#### Personnel

UBS AG employed 32,974 personnel on a full-time equivalent basis as of 31 December 2014, compared with 33,291 personnel as of 31 December 2013.

### Note 2 Accounting policies

#### a) Significant accounting policies

UBS AG standalone financial statements are prepared in accordance with Swiss GAAP (FINMA Circular 2008/2 and the Banking Ordinance). The accounting policies are principally the same as for the consolidated financial statements outlined in Note 1 to the consolidated financial statements. Major differences between the Swiss GAAP requirements and International Financial Reporting Standards are described in Note 38 to the consolidated financial statements. The significant accounting policies applied for the standalone financial statements of UBS AG are discussed below.

#### Foreign currency translation

Assets and liabilities of foreign branches are translated into Swiss francs at the spot exchange rate at the balance sheet date. Income and expense items are translated at weighted average exchange rates for the period. All currency translation effects are recognized in the income statement.

The main currency translation rates used by UBS AG (standalone) can be found in Note 36 to the consolidated financial statements.

#### Investments in subsidiaries and other participations

Investments in subsidiaries and other participations are equity interests which are held for the purpose of UBS AG's business activities or for strategic reasons. They include all directly held subsidiaries through which UBS AG conducts its business on a global basis. The investments are carried at cost less impairment. The carrying value is tested for impairment when indications for a decrease in value exist, which include incurrence of significant operating losses or a severe depreciation of the currency in which the investment is denominated. If an investment in a subsidiary is impaired, its value is generally written down to the net asset value. Subsequent recoveries in value are recognized up to the original cost value based on either the increased net asset value or a value above the net asset value if, in the opinion of management, forecasts of future profitability provide sufficient evidence that a carrying value above net asset value is supported. Management may exercise its discretion as to what extent and in which period a recovery in value is recognized.

Reversals of impairments are presented as *Extraordinary income* in the income statement. Impairments of investments are presented in *Profit/(loss) before extraordinary items and taxes under Impairment of investments in subsidiaries and other participations*. Impairments and partial or full reversals of impairments for a subsidiary on a net basis are classified as extraordinary expense or extraordinary income, respectively, if they relate to prior periods.

## Note 2 Accounting policies (continued)

### Deferred taxes

Deferred tax assets are not recognized in UBS AG's standalone financial statements. However, deferred tax liabilities may be recognized for taxable temporary differences. The change in the deferred tax liability balance is recognized in the income statement.

### Sundry income from ordinary activities and sundry ordinary expenses

*Sundry income from ordinary activities* mainly includes income from hard cost and revenue transfers between UBS AG and its subsidiaries and income from lower of cost or market accounting of financial investments. *Sundry ordinary expenses* mainly include costs for hard revenue transfers between UBS AG and its subsidiaries and expenses from lower of cost or market accounting of financial investments. As a general rule, hard transfers of costs and revenues are performed on an arm's length basis and are settled in cash between UBS AG and its subsidiaries.

→ Refer to Note 4 for more information

### Pension and other post-employment benefit plans

FINMA Circular 2008/2 Accounting – banks permits the use of IAS 19 or Swiss GAAP FER 16 for accounting for pension and other post-employment benefit plans. Election of the accounting standard may be done on a plan-by-plan basis.

UBS AG has elected to apply Swiss GAAP FER 16 for the Swiss pension plan. Swiss GAAP FER 16 requires recognizing the employer contributions to the pension fund as personnel expenses. The employer contributions to the Swiss pension fund are determined as a percentage of contributory compensation. Under Swiss GAAP FER 16, it is periodically assessed whether, from the point of view of UBS AG, an economic benefit or obligation arises from the pension fund which, when conditions are met, is recorded on the balance sheet. The financial statements of the pension fund prepared in accordance with Swiss GAAP FER 26 are used for the assessment.

Key differences between Swiss GAAP applied for the Swiss pension plan and IAS 19 include the treatment of dynamic elements, such as future salary increases and future interest credits on retirement savings, which are not considered under the static method used in accordance with Swiss GAAP. Also, the discount rate used to determine the defined benefit obligation in accordance with IAS 19 is based on the yield of high quality corporate bonds of the market in the respective pension plan country. The discount rate used in accordance with Swiss GAAP (i.e., the technical interest rate) is determined by the Pension Foundation Board based on the expected returns of the Board's investment strategy.

→ Refer to Note 8 for more information

UBS AG has elected to apply IAS 19 to the non-Swiss defined benefit plans. However, remeasurements of the defined benefit obligation and the plan assets are recognized in the income statement rather than directly in equity.

### Treasury shares

Treasury shares are own equity instruments held by an entity and recognized on the balance sheet as *Trading balances in securities and precious metals* or as *Financial investments*. Short positions in treasury shares are presented as *Trading portfolio liabilities*. Treasury shares recognized as trading balances and short positions in treasury shares are measured at fair value with unrealized gains or losses from remeasurement to fair value recognized in the income statement. As of 31 December 2014, UBS AG only held treasury shares for trading purposes, and therefore released its *Reserve for own shares* to *Other reserve*.

### Dispensations in the standalone financial statements

As UBS AG prepares consolidated financial statements in accordance with IFRS, UBS AG is exempted from various disclosures in the standalone financial statements. The dispensations include the statement of cash flows, various note disclosures, as well as the publication of interim financial statements.

## Note 2 Accounting policies (continued)

### b) Changes in accounting policies, comparability and other adjustments

#### Deferred compensation

In relation to the transfer of the grantor role and related liabilities from UBS AG to UBS Group AG as the ultimate holding company of the UBS Group, UBS reassessed, in the fourth quarter of 2014, its accounting for certain equity participation and other deferred compensation plans and has aligned the recognition period as well as measurement of such plans with IFRS. Accordingly, compensation expense is recognized over the vesting period and measured at grant date fair value, which includes certain adjustments such as forfeiture assumptions or post vesting transfer restrictions. Equity-settled plans are not remeasured after grant. The alignment resulted in a net release of *Accruals and deferred income* of CHF 1,330 million, presented as a reduction to *Personnel expenses* of CHF 1,355 million, as well as a reduction to *Net trading income* of CHF 25 million.

As a result of the transfer, UBS Group AG assumed all rights/obligations associated with the grantor role for the employee share,

option, notional fund and deferred cash plans, including the right of recharge to employing subsidiaries of the Group. Therefore, a considerable part of the income recognized in 2014 from the alignment will be compensated in future years by the recognition of expenses over the vesting period.

#### Restructuring provisions

In 2014, UBS AG reassessed its accounting policy for recognition of restructuring provisions, which resulted in an alignment with IFRS regarding (i) the scope of provisionable charges and (ii) the timing of recognition of a provision. This voluntary change in accounting policy resulted in a release of CHF 399 million in restructuring provisions which was recognized as a reduction to *Allowances, provisions and losses*.

### c) Accounting policies to be adopted in the future

#### Amendment of accounting standards applicable to banks and securities dealers

The Swiss Law on Accounting and Financial Reporting (32nd title of the Swiss Code of Obligations) was revised in 2011 and became effective on 1 January 2013 with a transition period of two years (i.e., is effective for annual periods beginning on or after 1 January 2015 with early application permitted). Following this change, the accounting standards applicable to banks and securities dealers were amended accordingly. On 30 April 2014, the Swiss Federal Council passed the amended Banking Ordinance, and on 3 June 2014 the new FINMA Circular 2015/1 Accounting – banks was published. Revised Swiss GAAP, in accordance with the amended Banking Ordinance and the new FINMA Circular, are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2015

with early application permitted. A transition period allows for interim reporting during 2015 in accordance with previous rules (i.e., revised Swiss GAAP is applicable for annual financial statements as of 31 December 2015 at the latest). UBS AG will make use of the transition period and adopt revised Swiss GAAP for financial information disclosed as part of its fourth quarter 2015 report and the 2015 annual financial statements. Revised Swiss GAAP will be more closely aligned with IFRS for recognition, measurement and presentation. At the same time, the number of required note disclosures to the standalone financial statements will considerably increase. UBS AG expects a limited impact from the adoption of revised Swiss GAAP on its financial statements. Overall, some reduction in income statement volatility is expected from the increased scope of the fair value option and changes to fair value hedge accounting.

Financial information  
Notes to the UBS AG standalone financial statements**Note 3 Net trading income**

CHF million	For the year ended		% change from
	31.12.14	31.12.13	31.12.13
Investment Bank Corporate Client Solutions <sup>1</sup>	56	245	(77)
Investment Bank Investor Client Services <sup>1</sup>	3,039	3,689	(18)
Other business divisions and Corporate Center	313	275	14
<b>Total</b>	<b>3,407</b>	<b>4,209</b>	<b>(19)</b>

<sup>1</sup> In 2014, comparative period figures were corrected. As a result, net trading income for Investment Bank Corporate Client Solutions decreased by CHF 123 million for 2013, with an equal and offsetting increase for Investment Bank Investor Client Services.

**Note 4 Sundry ordinary income and expenses**

CHF million	For the year ended		% change from
	31.12.14	31.12.13	31.12.13
Gains from sale of loans and receivables	47	26	81
Income from hard cost transfers	2,498	1,917	30
Income from hard revenue transfers	1,853	1,682	10
Other	96	110	(13)
<b>Total sundry ordinary income</b>	<b>4,494</b>	<b>3,734</b>	<b>20</b>
Losses from early redemption of UBS debt	(4)	(187)	(98)
Expenses from hard revenue transfers	(1,772)	(2,096)	(15)
Other	(40)	(209)	(81)
<b>Total sundry ordinary expenses</b>	<b>(1,816)</b>	<b>(2,492)</b>	<b>(27)</b>

**Note 5 Extraordinary income and expenses**

CHF million	For the year ended		% change from
	31.12.14	31.12.13	31.12.13
Gains from disposals of subsidiaries and other participations	96	76	26
Reversal of impairments and provisions of subsidiaries and other participations	4,646	976	376
Prior period related income	63	49	29
Other extraordinary income	45	275	(84)
Release of reinvestment relief provision related to the sale of Pactual	0	291	(100)
<b>Total extraordinary income</b>	<b>4,850</b>	<b>1,667</b>	<b>191</b>
Losses from disposals of subsidiaries and other participations	0	(3)	(100)
Prior period related expenses	(55)	(7)	686
Other extraordinary expenses	(2)	0	
<b>Total extraordinary expenses</b>	<b>(57)</b>	<b>(9)</b>	<b>533</b>

## Note 6 Other assets and liabilities

Other assets			
	% change from		
CHF million	31.12.14	31.12.13	31.12.13
Receivables from subsidiaries and qualified shareholders	1,344	1,412	(5)
Settlement and clearing accounts	348	394	(12)
VAT and other tax receivables	179	313	(43)
Other receivables <sup>1</sup>	1,697	449	278
<b>Total other assets</b>	<b>3,568</b>	<b>2,568</b>	<b>39</b>

<sup>1</sup> Balance as of 31 December 2014 includes a bail deposit of CHF 1,323 million. Refer to item 1 in Note 22b to the consolidated financial statements for more information.

Other liabilities			
	% change from		
CHF million	31.12.14	31.12.13	31.12.13
Deferral position for hedging instruments	3,597	2,690	34
Payables to subsidiaries and qualified shareholders	538	728	(26)
Settlement and clearing accounts	720	655	10
Net defined benefit liabilities	680	563	21
VAT and other tax payables	232	387	(40)
Other payables	1,193	1,006	19
<b>Total other liabilities</b>	<b>6,962</b>	<b>6,029</b>	<b>15</b>

## Note 7 Pledged assets

CHF million	31.12.14		31.12.13		Change in %	
	Carrying value of pledged assets	Associated liability recognized on the balance sheet	Carrying value of pledged assets	Associated liability recognized on the balance sheet	Carrying value of pledged assets	Associated liability recognized on the balance sheet
Money market paper	0	0	496	405	(100)	(100)
Mortgage loans <sup>1</sup>	27,973	21,643	33,632	22,634	(17)	(4)
Securities	57,846	17,237	45,071	15,849	28	9
Pledges of precious metals to subsidiaries	1,153	0	4,144	0	(72)	0
<b>Total<sup>2</sup></b>	<b>86,972</b>	<b>38,880</b>	<b>83,343</b>	<b>38,888</b>	<b>4</b>	<b>0</b>

<sup>1</sup> These pledged mortgage loans serve as collateral for existing liabilities against Swiss central mortgage institutions and for existing covered bond issuances. Of these pledged mortgage loans, approximately CHF 4.5 billion for 31 December 2014 (31 December 2013: approximately CHF 5.8 billion) could be withdrawn or used for future liabilities or covered bond issuances without breaching existing collateral requirements. <sup>2</sup> Does not include assets placed with central banks related to undrawn credit lines and for payment, clearing and settlement purposes (31 December 2014: CHF 4.9 billion, 31 December 2013: CHF 3.3 billion).

UBS AG pledges assets mainly in securities lending transactions, in repurchase transactions, against loans from Swiss mortgage institutions, in connection with derivative transactions, as secu-

urity deposits for stock exchanges and clearing house memberships, and in connection with the issuance of covered bonds.

Financial information  
Notes to the UBS AG standalone financial statements

**Note 8 Swiss pension plan and non-Swiss defined benefit plans**

a) Liabilities due to Swiss pension plan and non-Swiss defined benefit plans		
CHF million	31.12.14	31.12.13
Provision for Swiss pension plan	0	0
Net defined benefit liabilities for non-Swiss defined benefit plans	680	563
Total provision for Swiss pension plan and net defined benefit liabilities for non-Swiss defined benefit plans	680	563
Bank accounts at UBS and UBS debt instruments held by Swiss pension fund	385	119
UBS derivative financial instruments held by Swiss pension fund	102	295
<b>Total liabilities due to Swiss pension plan and non-Swiss defined benefit plans</b>	<b>1,168</b>	<b>977</b>

b) Swiss pension plan <sup>1</sup>		
CHF million	As of or for the year ended	
	31.12.14	31.12.13
Pension plan surplus	4,572	4,772
Economic benefit/(obligation) of UBS AG	0	0
Change in economic benefit/obligation recognized in the income statement	0	0
Employer contributions for the period recognized in the income statement	444	468
Performance rewards related employer contributions accrued	45	49
<b>Total pension expense recognized in the income statement within Personnel expenses</b>	<b>489</b>	<b>517</b>

<sup>1</sup> The pension plan surplus is determined in accordance with FER 26 and consists of the reserve for the fluctuation in asset value. The surplus did not represent an economic benefit for UBS AG in accordance with FER 16 as of 31 December 2014 or 31 December 2013.

The Swiss pension plan had no employer contribution reserve in 2014 or 2013.

→ Refer to Note 28 to the consolidated financial statements for more information on the Swiss pension plan and non-Swiss defined benefit plans



## Note 9 Allowances and provisions<sup>1</sup>

CHF million	Balance at 31.12.13	Provisions applied in accordance with their specified purpose	Recoveries, doubtful interest, currency translation effects and re- classifications	Provisions released to income	New provisions charged to income	Balance at 31.12.14
Default risks	747	(337)	74	(190)	402	695
<i>of which: specific allowances for due from customers and mortgage loans</i>	606	(172)	57	(141)	305	655
<i>of which: specific allowances for due from banks</i>	15	(15)	0	(1)	12	12
<i>of which: collective loan loss allowances<sup>1</sup></i>	18	0	0	(13)	0	5
<i>of which: provisions for loan commitments and guarantees</i>	46	(1)	11	(35)	1	23
<i>of which: other allowances</i>	61	(149)	5	0	84	0
Operational risks	21	(7)	0	(1)	14	28
Litigation risks <sup>2</sup>	726	(1,119)	(7)	(158)	2,439	1,881
Restructuring <sup>3</sup>	1,455	(605)	72	(717)	124	329
Real estate <sup>4</sup>	84	(5)	4	(2)	2	83
Employee benefits	215	(5)	8	(23)	12	208
Parental support to subsidiaries	85	0	0	(1)	13	97
Deferred taxes	3	0	1	0	6	10
Other provisions	169	(18)	2	(8)	28	172
<b>Total allowances and provisions</b>	<b>3,505</b>	<b>(2,096)</b>	<b>153</b>	<b>(1,100)</b>	<b>3,041</b>	<b>3,504</b>
Allowances deducted from assets	701					673
<b>Total allowances and provisions as per balance sheet</b>	<b>2,805</b>					<b>2,831</b>

<sup>1</sup> Mainly relates to due from customers. <sup>2</sup> Includes provisions for litigation resulting from security risks. <sup>3</sup> Refer to Note 2b for more information. <sup>4</sup> Includes provisions for onerous lease contracts of CHF 14 million as of 31 December 2014 (31 December 2013: CHF 16 million) and reinstatement cost provisions for leasehold improvements of CHF 70 million as of 30 December 2014 (31 December 2013: CHF 68 million).

## Note 10 Statement of shareholders' equity

CHF million	Share capital	General reserve	Reserve for own shares	Other reserve	Net profit/(loss) for the year	Total shareholders' equity (before distribution of capital contribution reserve)
Balance as of 31 December 2012 and 1 January 2013	384	31,997	889	6,551	(6,645)	33,176
Capital increase	1	71				72
Net profit/(loss) appropriation		(4,894)		(1,751)	6,645	0
Prior year dividend		(564)				(564)
Net profit/(loss) for the year					2,753	2,753
Changes in reserve for own shares			131	(131)		0
<b>Balance as of 31 December 2013 and 1 January 2014</b>	<b>384</b>	<b>26,611</b>	<b>1,020</b>	<b>4,669</b>	<b>2,753</b>	<b>35,437</b>
Capital increase	0	28				28
Net profit/(loss) appropriation		2,753			(2,753)	0
Prior year dividend		(938)				(938)
Net profit/(loss) for the year					7,849	7,849
Changes in reserve for own shares			(1,020)	1,020		0
<b>Balance as of 31 December 2014</b>	<b>384</b>	<b>28,453</b>	<b>0</b>	<b>5,689</b>	<b>7,849</b>	<b>42,376</b>

**Note 11 Share capital and significant shareholders**

	Par value		Dividend bearing	
	No. of shares	Capital in CHF	No. of shares	Capital in CHF
Balance as of 31 December 2014				
Issued	3,844,560,913	384,456,091	3,842,445,658	384,244,566
of which: shares outstanding	3,842,445,658	384,244,566	3,842,445,658	384,244,566
of which: treasury shares held by UBS AG (standalone) <sup>1</sup>	2,115,255	211,526		
Conditional share capital	516,200,312	51,620,031		
Balance as of 31 December 2013				
Issued	3,842,002,069	384,200,207	3,768,225,119	376,822,512
of which: shares outstanding	3,768,201,817	376,820,182	3,768,201,817	376,820,182
of which: treasury shares held by UBS AG (standalone) <sup>1</sup>	73,776,950	7,377,695		
of which: treasury shares held by subsidiaries of UBS AG (standalone) <sup>1</sup>	23,302	2,330	23,302	2,330
Conditional share capital	518,759,156	51,875,916		

<sup>1</sup> During 2014, 51 million treasury shares were acquired at market prices and 123 million treasury shares were disposed of, including 91 million shares related to the exchange of UBS AG shares for shares of UBS Group AG. The remainder mainly related to the delivery of shares under employee share based compensation plans. During 2013, 55 million treasury shares were acquired at market prices and 69 million treasury shares were disposed of, mainly related to the delivery of shares under employee share based compensation plans.

**Conditional share capital**

As of 31 December 2014, 136,200,312 additional shares (31 December 2013: 138,759,156 shares) could have been issued to fund UBS's employee share option programs.

On 14 April 2010, the Annual General Meeting of UBS AG shareholders approved the creation of conditional capital to a maximum number of 380,000,000 shares for conversion rights/warrants granted in connection with the issuance of bonds or similar financial instruments.

In 2013, the conditional capital of up to 100,000,000 shares, which was available in connection with an arrangement with the Swiss National Bank (SNB), was removed. The SNB provided a loan to the SNB StabFund, to which UBS transferred certain illiquid securities and other positions in 2008 and 2009. As part of this

arrangement, UBS granted warrants on shares to the SNB, which would have become exercisable if the SNB had incurred a loss on the loan. In 2013, the loan was repaid in full, the warrants were terminated and the respective conditional capital was removed.

**Significant shareholders**

Following the exchange offer and subsequent private exchanges on a one-for-one basis with various shareholders and banks in Switzerland and elsewhere outside the United States, UBS Group AG acquired 96.68% of UBS AG shares by 31 December 2014. Therefore, UBS Group AG was the only significant shareholder of UBS AG as of 31 December 2014. The remaining 3.32% of outstanding UBS AG shares were held by non-controlling shareholders.

**Note 12 Transactions with related parties**

Transactions with related parties (such as securities transactions, payment transfer services, borrowing and compensation for deposits) are conducted at internally agreed transfer prices or at arm's length, or with respect to loans, fixed advances and mortgages to non-independent members of the Board of Directors and Group Executive Board members on the same terms and con-

ditions that are available to other employees. Refer to the "Compensation" section of this report for information on loans granted to Group Executive Board and Board of Directors members. Amounts due from/to subsidiaries and qualified shareholders are disclosed on the balance sheet.

## Off-balance sheet and other information

### Note 13 Commitments and contingent liabilities

CHF million	31.12.14	31.12.13	% change from 31.12.13
<b>Contingent liabilities</b>	<b>39,080</b>	<b>61,016</b>	<b>(36)</b>
of which: guarantees to third parties related to subsidiaries	23,140	44,446	(48)
of which: credit guarantees and similar instruments	7,842	7,816	0
of which: performance guarantees and similar instruments	2,555	2,719	(6)
of which: documentary credits	5,543	6,035	(8)
<b>Irrevocable commitments</b>	<b>53,041</b>	<b>58,712</b>	<b>(10)</b>
of which: loan commitments	52,172	57,817	(10)
of which: payment commitment related to deposit insurance	868	893	(3)
<b>Forward starting transactions<sup>1</sup></b>	<b>9,931</b>	<b>18,970</b>	<b>(48)</b>
of which: reverse repurchase agreements	6,048	10,452	(42)
of which: securities borrowing agreements	125	46	172
of which: repurchase agreements	3,758	8,471	(56)
<b>Liabilities for calls on shares and other equities</b>	<b>45</b>	<b>47</b>	<b>(4)</b>

<sup>1</sup> Cash to be paid in the future by either UBS AG or the counterparty.

The table above includes indemnities and guarantees issued by UBS AG for the benefit of subsidiaries and creditors of subsidiaries.

UBS AG has issued a guarantee for the benefit of each counterparty of UBS Limited. Under this guarantee, UBS AG irrevocably and unconditionally guarantees each and every obligation that UBS Limited entered into. UBS AG promises to pay to that counterparty on demand any unpaid balance of such liabilities under the terms of the guarantee.

In instances in which the indemnity amount issued by UBS AG is not specifically defined, the indemnity relates to the solvency or minimum capitalization of a subsidiary, and therefore no amount is included in the table above.

In addition, UBS AG is jointly and severally liable for the value added tax (VAT) liability of Swiss subsidiaries that belong to its VAT group. This contingent liability is not included in the table above.

### Note 14 Derivative instruments<sup>1</sup>

CHF million, except where indicated	31.12.14			31.12.13		
	PRV <sup>2</sup>	NRV <sup>3</sup>	Notional values (CHF billion) <sup>4</sup>	PRV <sup>2</sup>	NRV <sup>3</sup>	Notional values (CHF billion) <sup>4</sup>
Interest rate contracts	121,684	119,550	17,796	115,763	112,033	23,298
Credit derivative contracts	10,834	11,225	503	16,665	16,634	1,290
Foreign exchange contracts	90,952	90,680	6,038	69,224	75,989	6,082
Precious metal contracts	1,602	1,327	50	1,982	2,001	49
Equity/index contracts	16,068	19,022	603	14,209	19,400	552
Commodity contracts, excluding precious metal contracts	1,053	917	27	305	421	38
<b>Total before netting<sup>5</sup></b>	<b>242,194</b>	<b>242,721</b>	<b>25,017</b>	<b>218,148</b>	<b>226,478</b>	<b>31,310</b>
Replacement value netting	199,810	199,810		189,063	189,063	
<b>Total after netting</b>	<b>42,385</b>	<b>42,911</b>		<b>29,085</b>	<b>37,415</b>	

<sup>1</sup> Blended embedded derivatives are presented on the same balance sheet lines as their host contracts and are excluded from this table. <sup>2</sup> PRV: Positive replacement value. <sup>3</sup> NRV: Negative replacement value. <sup>4</sup> Represents the sum of notional values related to PRV and NRV and other notional values. <sup>5</sup> Replacement values are presented net of cash collateral, where applicable and permitted.

**Note 15 Fiduciary transactions**

CHF million			% change from
	31.12.14	31.12.13	31.12.13
<b>Deposits:</b>			
with third-party banks	5,853	5,153	14
with subsidiaries	16	1,725	(99)
<b>Total</b>	<b>5,869</b>	<b>6,879</b>	<b>(15)</b>

Fiduciary transactions encompass transactions entered into or granted by UBS AG that result in holding or placing assets on behalf of individuals, trusts, defined benefit plans and other institutions. Unless the recognition criteria for the assets are satisfied, these assets and the related income are excluded from UBS AG's balance sheet and income statement, but disclosed in

this Note as off-balance sheet fiduciary transactions. Client deposits which are initially placed as fiduciary transactions with UBS AG may be recognized on UBS AG's balance sheet in situations in which the deposit is subsequently placed within UBS AG. In such cases, these deposits are not reported in the table above.

**Note 16 Events after the reporting period****Adjustments to 2014 results**

After the issuance of the unaudited fourth quarter 2014 financial report on 10 February 2015, management adjusted the 2014 results to account for subsequent events. The impact of this adjustment on net profit was a loss of CHF 134 million and related to an increase in charges for provisions for litigation, regulatory and similar matters.

**Impact of Swiss National Bank actions**

On 15 January 2015, the Swiss National Bank (SNB) discontinued the minimum targeted exchange rate for the Swiss franc versus the euro, which had been in place since September 2011. At the same time, the SNB lowered the interest rate on deposit account balances at the SNB that exceed a given exemption threshold by 50 basis points to negative 0.75%. It also moved the target range for three-month LIBOR to between negative 1.25% and negative 0.25%, (previously negative 0.75% to positive 0.25%). These decisions resulted in a considerable strengthening of the Swiss franc against the euro, US dollar, British pound, Japanese yen and several other currencies, as well as a reduction in Swiss franc interest rates. As of 28 February 2015, the Swiss franc exchange rate was 0.95 to the US dollar, 1.07 to the euro, 1.47 to the British pound and 0.80 to 100 Japanese yen. Volatility levels in foreign currency exchange and interest rates also increased.

It is estimated that foreign currency translation effects related to foreign branches and subsidiaries of UBS AG would have led to a loss of around CHF 1 billion on a UBS AG standalone level, when applying currency translation rates as of 28 February 2015 to the reported balances as of 31 December 2014. This loss would be recognized in the standalone income statement of UBS AG. Additionally, the portion of operating income of UBS AG and its subsidiaries denominated in non-Swiss franc currencies is greater than the portion of operating expenses denominated in non-Swiss franc currencies. Therefore, appreciation of the Swiss franc against other currencies generally has an adverse effect on the profitability of UBS AG and its subsidiaries, in the absence of any mitigating actions. Furthermore, the stronger Swiss franc may have a negative impact on the Swiss economy, which, given its reliance on exports, could impact some of the counterparties within the domestic lending portfolio of UBS AG and its subsidiaries and lead to an increase in the level of credit loss expenses recorded in future periods.

**Sale of real estate**

In January 2015, UBS AG sold a real estate property in Geneva, Switzerland for CHF 535 million, resulting in a gain on sale of CHF 377 million, which will be recognized in the income statement in the first quarter of 2015. ▲

## 2【主な資産・負債及び収支の内容】

連結及び個別財務書類への注記を参照のこと。

## 3【その他】

### (1) 後発事象

以下の事象を除き、UBS AGの2014年度年次報告書の参照日（2014年12月31日）より後に重要な事象は発生しなかった。以下の事象とは、2015年1月14日にUBS AGが発表した事象（SIXスイス証券取引所及びニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」という。）へのUBSグループAG株式の上場後の、UBSによるUBS AGのNYSEからの上場廃止の確認及びSIXスイス証券取引所からのUBS AGの上場廃止プロセスの説明）、2015年2月10日にUBS AGが発表した事象（UBSの第4四半期の業績の公表）、2015年3月10日にUBS AGが発表した事象（UBS AGの100%所有権を取得するための、UBSグループAGによるSESTA手続の申請）、2015年3月13日にUBS AGが発表した事象（UBSグループAG及びUBS AGの2014年度年次報告書の公表）、2015年5月5日にUBS AGが発表した事象（UBSグループAGの2015年度第1四半期報告書（訴訟、規制上及び類似の事項に係る開示の更新を含む）の公表）、2015年5月8日にUBS AGが発表した事象（UBS AGの2015年度第1四半期報告書（訴訟、規制上及び類似の事項に係る開示の更新を含む）の公表）、2015年5月20日にUBS AGが発表した事象（業界全体のFX不正操作の問題解決に対するUBSの関与）、2015年5月22日にUBS AGが発表した事象（UBS AGによる配当金又は株式配当の最終条件の発表）、2015年6月10日にUBS AGが発表した事象（UBS AG株式のSIXスイス証券取引所への上場基準からのUBS AGの免除の延長）及び2015年6月14日にUBS AGが発表した事象（UBSによるUBSスイスAGへの移行完了の発表）である。

### (2) 訴訟

本報告書の「第6 1 . 財務書類」に掲載される連結財務書類に対する注記の「注記22 引当金及び偶発負債」を参照のこと。

#### 4【会計原則及び会計慣行の相違】

本書記載のUBS AGの連結財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。UBS AGの個別財務書類はスイス連邦銀行法に準拠して作成されている。従って、両会計原則及び会計慣行ともに日本で一般に公正妥当と認められている会計原則に基づいて作成された財務書類とは相違する部分がある。

IFRSとスイスで一般に公正妥当と認められた会計原則及び会計慣行との相違の詳細は連結財務書類への注記38「スイスGAAPの規定」を参照のこと。

IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違点、並びにスイスと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違点の要約は下記のとおりである。

##### ・ 連結財務書類：IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の相違

#### (1) 連結手続

##### (a) 連結会社間の会計方針の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務書類は、類似の状況における類似の取引及び事象に関し、統一的な会計方針を用いて作成される。在外子会社の財務書類は、それぞれの国で認められている会計原則を使用して作成されている場合でも、連結に先立ち、親会社が使用するIFRSに準拠した会計方針に一致させるよう必要なすべての修正及び組替が行われる。また、IAS第28号「関連会社に対する投資」に基づき、関連会社が類似の状況における同様の取引及び事象について投資者と異なる会計方針を用いている場合、持分法の適用にあたり投資者が関連会社の財務書類を用いる際には、関連会社の会計方針を投資者の会計方針に一致させるように修正が行われる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第18号」という。）により、在外子会社の財務諸表がIFRS又は米国会計基準（US GAAP）に準拠して作成されている場合は、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に基づき、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

##### (b) 報告日の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務書類作成に用いる親会社及び子会社の財務書類は、同一の日現在で作成しなければならない。親会社の報告期間の末日が子会社と異なる場合には、子会社は、実務上不可能な場合を除いて、連結のために親会社の報告期間の末日現在の追加的な財務書類を作成する。実務上不可能な場合、当該日と親会社の報告期間の末日との間に生じた重要な取引又は事象の影響について調整を行わなければならない。報告期間の長さ及び報告期間の末日の相違は期間毎に同じになる。

また、関連会社については、IAS第28号「関連会社に対する投資」に基づき、持分法の適用において入手し得る直近の関連会社の財務書類を利用するが、投資者の報告期間の末日が関連会社と異なる場合、関連会社は、実務上不可能な場合を除いて、投資者のために投資者の財務書類と同じ日付で財務書類を作成する。子会社の場合のように、実務上不可能であり、持分法の適用に用いる関連会社の財務諸表を投資者と異なる日で作成する場合、当該日と投資者の報告期間の末日との間に生じた重要な取引又は事象の影響について調整を行わなければならない。報告期間の長さ及び報告期間の末日の相違は期間毎に同じになる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行う。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に基づき、投資会社は、関連会社の直近の財務諸表を使用する。投資会社と関連会社の決算日に差異があり、その差異の期間内に重要な取引又は事象が発生しているときには、必要な修正又は注記を行う。

## (2) 連結の範囲及び持分法の適用範囲

IFRSでは、連結財務書類の作成に際し、グループが直接的又は間接的に支配を有する会社に対する連結法、並びに共同支配企業及び重要な影響力を有する会社（関連会社投資）に対する持分法が適用される。報告企業がIFRS第10号で定義される投資企業である場合は、連結要件に関して例外規定がある。投資者は、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合、投資先を支配しているといえる。重要な影響力とは、投資先の財務及び営業の方針決定に参加するパワーであるが、当該方針に対する支配又は共同支配ではないものをいう。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、又は連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、重要な影響力を行使することができる会社に対しては、持分法が適用される。また、非連結子会社及び重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。

特別目的会社については、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」及び「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」において、特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（以下「出資者等」という。）から独立しているものと認め、出資者等の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額又は当該取引の期末残高等の一定の開示が出資者等に求められる。

なお、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」が2011年3月に改正され、2013年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する上記の取扱いは、資産を譲渡した会社のみ適用されている。

## (3) 非支配持分（少数株主持分）

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、2010年1月1日以降に完了した企業結合について、清算された場合に被取得企業の純資産に対する比例持分への権利を提供する現在の所有持分である被取得企業に対する非支配持分は、取得日における非支配持分の公正価値又は取得日における被取得企業の識別可能純資産の認識額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分のいずれかで測定される。

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失にならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の資産及び負債のすべてを支配獲得日の時価により評価する方法（全面時価評価法）により評価することが要求されている。一方で、IFRSのように少数株主持分自体を公正価値で測定する方法は認められておらず、少数株主持分は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の持分で測定される。

また、支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額は、損益取引又はのれん（又は負ののれん）として会計処理される。ただし、子会社の時価発行増資等に伴う親会社の払込額と持分の増減額との差額については、当該差額が利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる場合には、利益剰余金に直接加減することができる。

なお、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」が2013年9月に改正され、2015年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から、支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額と

の差額は、資本剰余金とすることとなる（子会社の時価発行増資等に伴う親会社の払込額と持分の増減額との差額も同様）。

#### (4) のれん

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、企業結合の際に取得したのれんは、移転された対価と非支配持分に関して認識された金額の合計額が、識別可能な取得した資産及び引き受けた負債の純額を超過する額で当初測定される。のれんは償却されず、毎年減損テストを実施し、さらに合理的な減損の兆候がある場合には追加的にテストを実施している。

日本では、のれんは、被取得企業又は取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を超過する額で認識される。原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的方法により規則的に償却され、必要に応じて減損処理の対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

#### (5) ヘッジ会計

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、デリバティブ金融商品は、会計基準により定められたヘッジ会計に指定されかつその要件を満たす場合には、ヘッジ会計が適用され、ヘッジ対象のリスクに応じて、「公正価値ヘッジ」、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」又は「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」として指定され、それぞれに応じて会計処理されている。

公正価値ヘッジの場合、ヘッジ手段として指定されたデリバティブの公正価値利得又は損失は、指定されたリスクによるヘッジ対象の公正価値の変動とともに純損益に認識される。キャッシュ・フロー・ヘッジ及び純投資のヘッジの場合、ヘッジ手段として指定されたデリバティブに係る公正価値利得又は損失の有効部分はその他の包括利益で繰り延べられ、非有効部分は、純損益に認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、その他有価証券の場合等の一定の要件を満たす場合、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）も認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず当期の純損益に計上する方法を採用することができる。

#### (6) 公正価値評価

IAS第39号「金融商品：認識及び測定」では、トレーディング目的の金融資産及び負債（有効なヘッジ関係に指定されていないデリバティブを含む）は公正価値で測定し、公正価値の変動を損益計算書で認識する。さらに、企業は、一定の場合に使用可能な取消不能のオプションが認められており、金融資産、又は金融負債を「純損益を通じて公正価値で測定する」項目として指定し、公正価値で測定して差額を損益計算書で認識することができる（公正価値オプション）。売却可能資産の公正価値の変動は、通常、当該金融資産の認識が中止される又は当該金融資産が減損するまでその他の包括利益に認識される。資産の認識が中止される又は当該金融資産が減損する際、それまでに資本に認識された累積損益は純損益に認識される。貨幣性商品（負債証券等）に関連する為替換算差損益は、当該商品の償却原価を参照して決定され、トレーディング収益純額に認識される。公正価値のその他の変動に関連する為替換算差損益はその他の包括利益に認識される。

評価モデルへの入力データが市場で観察できない取引を行う場合、その取引にかかる金融商品の当初の認識は、一般に公正価値の最善の指標となる取引価格で行う。これは、評価モデルから得られる値と異なる場合がある。このような公正価値の当初の相違を収益に認識するタイミング（繰延Day1損益）は、各取引それぞれの事実関係及び状況によって異なるが、遅くとも市場データが観察可能となる時までである。

日本では、売買目的有価証券が時価で測定され、時価の変動を損益計算書で認識している。売却可能有価証券（その他有価証券）は、時価で測定し、時価の変動額（評価差額）は、a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上される、もしくはb) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。なお、外貨建の売却可能有価証券（その他有価証券）の評価差額に関して、取得原価又は償却原価に係る換算差額も上記a) もしくはb) と同様に処理する。ただし、外



貨建債券については、外国通貨による公正価値の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理することもできる。IFRSで認められる公正価値オプションに関する会計基準はない。また、IFRSのような繰延Day1損益を規定する基準はない。

#### (7) 金融保証

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、公正価値に基づいて管理されない金融保証は、財務書類において当初公正価値で認識される。当初認識後、これらの金融保証は、償却累計額控除後の当初認識額と、当該保証に基づく支払いが発生する確率が高くなった場合には予想支払額の現在価値のいずれか高い方の金額で測定され、発生可能性の高い予想支払額に関連する負債の変動は、損益計算書に計上される。

日本では、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

#### (8) 投資不動産

UBS AGは、IAS第40号「投資不動産」により、投資不動産の当初認識後の測定方法として認められている「公正価値モデル」または「原価モデル」の内、「公正価値モデル」を選択適用している。同モデルの下では、投資不動産は公正価値で測定され、公正価値の変動は発生した期の純損益に認識される。

日本では、投資不動産について、通常の有形固定資産と同様に取得原価に基づく会計処理を行い、必要に応じて減損処理を行う。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に基づき、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- ・ 賃貸等不動産の概要
- ・ 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動
- ・ 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法
- ・ 賃貸等不動産に関する損益

#### (9) 株式に基づく報酬

IFRSでは、IFRS第2号「株式に基づく報酬」に基づき、企業は、他の当事者に対して企業の資本性金融商品の価格に基づく金額で当該企業から現金、又は当該企業の資本性金融商品を受領する権利を与える株式報酬契約について、権利確定期間にわたり費用を認識しなければならない。

株式決済型の株式報酬について、UBS AGは、付与日に算定された（その後変更されない）当該報酬の公正価値を、従業員が報奨を獲得するためにサービスを提供することを求められる期間にわたって報酬費用として認識する。

現金決済型の株式報酬について、公正価値は付与日に決定され、権利確定期間内の各報告日に再測定される。株式決済型の株式報酬について、公正価値は付与日に決定され、その後は変更されない。

日本では、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」により、会社法施行日（2006年5月1日）以後に付与されたストック・オプション等については、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部に新株予約権）に計上される。公正な評価額は、条件変更の場合を除き、その後は見直されない。当該会計基準は上記の会社法施行日前に付与されたストック・オプションについては適用されない。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（引当）処理されている。また持分決済型取引について、日本では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が行われている。

#### (10) 退職後給付

UBS AGは、2011年6月に公表されたIAS第19号の改訂を2012年度に当該基準に規定された経過措置に従って遡及適用した。当該基準では、制度資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上され、再測定から生じ

た変動は直ちにその他の包括利益に認識される。さらに、同基準は、期首に決定した確定給付負債 / 資産の純額に割引率を乗じて利息費用 / 収益純額を算定することを要求している。

日本でも、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」により、確定給付型退職給付制度について、2013年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表より制度資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上される。過去勤務費用および数理計算上の差異の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上される。これらはその後の期間にわたって費用処理され、当期純利益を構成する。同基準適用前については、過去勤務債務、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の遅延認識が認められていたため、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上していた。

## (11) 資産の減損

### (a) 固定資産の減損

IFRSでは、IAS第36号「資産の減損」に基づき、資産（金融資産の例ではIAS第36号を適用外とする資産を除く）は、通常、その帳簿価額を回収できない兆候を示す事象又は状況の変化がある時はいつでも、減損について検討される。更に、のれんは年次で減損テストが行なわれる。減損損失は、資産の帳簿価額がその回収可能価額（資産（又は資金生成単位）の売却費用控除後の公正価値と使用価値（資産（又は資金生成単位）から生じると見込まれる見積将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の額）を超過する額として認識される。減損が発生した、のれん以外の当該基準の対象資産は、各報告日に減損損失の戻入の可否について検討される。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、資産又は資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られる場合に、回収可能価額（資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値（資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入は認められない。

### (b) 金融資産の減損

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、金融資産（例. 貸出金及び債権、売却可能投資）が減損しているという客観的証拠（例えば、発行体の重大な財政的困難、利息もしくは元本の支払不履行又は遅滞）の有無について各報告日に評価される。

貸出金及び債権：減損損失の額は、当該金融資産の帳簿価額と、その見積将来キャッシュ・フローを当該金融資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額として測定される。

売却可能投資：売却可能持分投資の場合、有価証券の取得価額を下回る公正価値の著しい下落又は長期にわたる下落が減損の客観的証拠となる。売却可能負債性投資の場合、減損の客観的証拠には、例えば、発行体又は契約相手先の重大な財政的困難が含まれる。売却可能投資に関する客観的証拠が存在する場合、累積未実現損失は資本から除去され、損益として当期の損益計算書に認識される。

減損損失の戻入は、売却可能負債性投資の場合、一定の条件が満たされた場合に要求される。ただし、公正価値を信頼性をもって測定できないため取得原価で計上されている資本性金融商品、及び売却可能に分類されている資本性金融商品に係る減損損失についての戻入は、禁じられている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権及び破産更正債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券及びその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金及び債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

## (12) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、企業が金融資産を譲渡し、金融資産の実質的にすべてのリスク及び経済価値を移転した場合、当該譲渡金融資産の認識を通常中止する。さらに、企業が金融資産を譲渡し、譲渡資産の実質的にすべてのリスク及び経済価値を移転も留保もしない場合、企業が支配を留保しない場合には、当該金融資産につき認識を中止する。

日本では企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

#### (13) 非継続事業

IFRSでは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に基づき、売却目的で保有する非流動資産を「売却目的保有」として分類し、複数の資産で単一の取引で1グループとして合わせて売却される予定のものは、「処分グループ」に分類し、売却に直接関連する負債も処分グループに加えている。売却目的保有に分類された資産又は処分グループは、帳簿価額と見積売却費用控除後の公正価値とのいずれか低い価額で測定され、貸借対照表上区分して表示する。IFRSでは、包括利益計算書（又は損益計算書）上、非継続事業の経営成績を継続事業と区分して表示することも要求されている。

日本では、非継続事業に関する会計基準はないが、売却又は廃棄予定の固定資産は「固定資産の減損に係る会計基準」等に基づき会計処理されることになる。

#### (14) 金融資産の分類変更

IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、一定の条件の充足を条件に適格となる金融資産は、企業が当面又は満期まで当該資産を保有する意思及び能力を有する場合に「トレーディング目的保有」及び「売却可能」の区分から分類変更することができる。UBS AGは、2008年10月1日より当該改訂基準を適用し、適格な資産を「トレーディング目的保有」の分類から「貸出金及び債権」の区分に分類変更した。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、売買目的又は売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、正当な理由がある限られた状況（トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類した有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

#### (15) 有給休暇

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に基づき、有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供したときに有給休暇の予想コストを認識する。

日本では、有給休暇に関する特段の規定はない。

### ・ 個別財務書類：スイスと日本における会計原則及び会計慣行の相違

#### (1) 売却可能金融投資

スイス連邦銀行法の下では、金融投資は、低価法又は減損控除後の償却原価（測定による変動額は損益計算書に計上される）で計上される。原価を下回る市場価格への減額及び取得原価額を限度とした減額分の戻入は、売却損益と共に、「その他の利益」に計上される。

日本では、その他有価証券は、原則的に期末日の時価で計上されるが、期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を期末の時価とする方法も継続適用を条件として認められている。評価差額は、税効果を調整したうえで、純資産の部に計上される。

#### (2) キャッシュ・フロー・ヘッジ

スイス連邦銀行法の下では、キャッシュ・フロー・リスクをヘッジするために利用されるデリバティブ商品の公正価値の変動のヘッジ有効部分は、貸借対照表上、その他の資産又はその他の負債として繰延べられる。繰延額は、ヘッジ対象項目からのキャッシュ・フローが発生する時に利益に計上される。

日本では、キャッシュ・フロー・ヘッジは、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法による。

#### (3) 投資不動産

スイス連邦銀行法の下では、売却目的保有として分類されていない限り、投資不動産は償却原価から減価償却累計額、減損損失を控除した額で計上される。売却目的保有として分類される投資不動産は低価法で計上される。

日本では、投資不動産について、通常の有形固定資産と同様に取得原価基準による会計処理を行い、必要に応じて減損処理を行なう。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に基づき、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- ・ 賃貸等不動産の概要
- ・ 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動
- ・ 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法
- ・ 賃貸等不動産に関する損益

#### (4)のれん及び無形資産

スイス連邦銀行法の下では、のれん及び耐用年数が不確定な無形資産は、5年以内の期間で償却される。ただし、それより長い年数が正当と認められる場合は、20年を超えない期間で償却できる。

日本では、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的方法により定期的に償却され、必要に応じて減損テストの対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。無形資産は一般的には耐用年数にわたり定額法で償却される。

#### (5)自己株式

スイス連邦銀行法の下では、自己株式は、貸借対照表上、トレーディング残高又は金融投資として認識される。自己株式のショート・ポジションは、トレーディング・ポートフォリオ負債に認識される。トレーディング残高として認識された自己株式及び自己株式のショート・ポジションは、公正価値で測定され、公正価値による未実現利得又は損失は損益計算書に計上される。金融投資として認識された自己株式は、低価法により評価される。自己株式の売却又は取得に係る実現利得及び損失は損益計算書に認識される。

トレーディング以外の目的で保有する自己株式準備金は、保有する自己株式の原価相当額の用途自由な準備金からの振り替えにより、資本に計上されなければならない。トレーディング以外の目的で保有する自己株式の買戻しは、用途自由な準備金に使用可能な十分な残高があれば、その範囲内で認められる。自己株式準備金は、株主への配当に使用できない。

日本では、取得した自己株式は、取得原価をもって純資産の部の株主資本から控除され、自己株式の処分に伴う処分差額はその他資本剰余金に計上される。

#### (6)業績に基づく株式報酬

2011年度において、UBS AGは、実質的な将来の役務提供 / 権利確定条件を含む業績連動型報奨に係る報酬費用の認識に関する会計方針を変更した。これらの報奨に係る報酬費用は、将来の役務提供期間にわたって認識されなくなり、業績評価年度（通常は付与日の前年度である）に認識される。

日本では、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、会社法施行日（2006年5月1日）以後に付与されたストック・オプション等については、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部に新株予約権）に計上される。公正な評価額は、条件変更の場合を除き、その後は見直されない。当該会計基準は上記の会社法施行日前に付与されたストック・オプションについては適用されない。

#### (7)年金基金（確定給付制度）

スイス会計基準は、年金基金に対する事業主の拠出を損益計算書において人件費として認識することを要求している。さらにFER第16号は、スイス会計基準（FER第26号）に従って作成された年金基金の財務書類に基づいて、年金基金からの経済的便益又は債務が事業主に生じるかどうか、及びこれらが諸条件を満たす場合に貸借対照表に認識されるかどうかを評価することを要求している。

日本では、確定給付型退職給付制度について、過去勤務債務、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の遅延認識が認められているため、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する。なお、当該未認識項目について一括して損益処理することも選択可能である。退職給付に係る費用は、数理計算上の差異の費用処理額も含め、特

定の場合を除いて、営業費用として損益計算書に計上される。過去勤務債務及び数理計算上の差異は、原則として、各期の発生額について平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理しなければならない。費用処理の方法は、定額法と定率法のいずれかを選択できるが、いったん採用した方法は正当な理由により変更する場合を除き、継続的に適用しなければならない。

## 第7【外国為替相場の推移】

スイス・フランから円への為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているので、記載を省略する。

## 第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

### 1. 日本における株式事務等の概要

当行は、平成22年3月8日、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）に当行の普通株式（以下「当行株式」という。）に関する上場廃止を申請し、同年3月15日、取引所により上場廃止が決定された。これに基づき、当行株式は、同年4月16日をもって取引所における上場が廃止された。

#### (1) UBS AGの事業年度その他株式事務に関する企業情報

##### (a) 決算期

毎年12月31日

##### (b) 年次株主総会

各事業年度の終了後6か月を越えない日で取締役会が決定する日に開催される。

##### (c) 年次株主総会の基準日

取締役会は、株主総会の招集通知を株主総会の開催日の20日以上前に発送しなければならない。株主総会より前の日に「株主名簿の閉鎖」は行われない。議決権の登録及び承認は、技術的に可能な限り、通常、株主総会の開催日の2日前までに処理される。

##### (d) 株式の種類

額面0.10スイス・フラン

##### (e) 株主に対する特典

なし

#### (2) その他株式事務に関する事項

##### (a) 当行株式の名義書換取扱場所、名義書換代理人及び支払代理人

日本において当行株式の名義書換取引場所又は名義書換代理人及び支払代理人は存在しない。

##### (b) 当行株式の譲渡制限

なし

##### (c) 株式に関する手数料

日本における当行株式の取得者（以下「実質株主」という。）は、日本の証券会社に外国証券取引口座約款（以下「約款」という。）に基づく外国証券取引口座を開設、維持するにあたり、約款に従って年間口座管理料の支払をする必要がある。

##### (d) 株式の保管

実質株主から保管の委託を受けた当行株式の保管については、取得窓口となった証券会社（以下「窓口証券会社」という。）の指定する保管機関に委任され、当該窓口証券会社の名義で、適用される準拠法及び慣行の下で行われる。

### 2. 日本における実質株主の権利行使に関する手続等

#### (1) 日本における実質株主の議決権行使に関する手続

窓口証券会社は、議決権の行使について、実質株主の指示に従う。ただし、実質株主が特に指示しない場合、議決権は行使されない。

#### (2) 剰余金の配当請求に関する手続

窓口証券会社が実質株主に代わって受領し、当該実質株主に交付する。

#### (3) 新株予約権等の付与に関する手続

当行株式に関し、新株予約権等が付与された場合は、原則として売却処分され、当該処分代金が窓口証券会社を通じ実質株主に支払われる。

#### (4) 株式の移転に関する手続

実質株主は、窓口証券会社の応じる範囲内で売買注文をなすことができる。実質株主と窓口証券会社との間の決済は、円貨又は窓口証券会社が応じうる範囲内の外貨による。

#### (5) 配当時に関する課税上の取扱い

当行の実質株主である日本国の居住者である個人（以下、本項において「個人株主」という。）が保有する当行株式についての配当及び売買損益に係る所得税・住民税並びに個人株主が保有する当行株式について相続が開始した場合における相続税、並びに当行の実質株主である内国法人（以下、本項において「法人株主」という。）が保有する当行株式についての配当及び売買損益に係る

所得税及び法人税に関する本邦における課税上の取扱いの概要は、以下の通りである。ただし、所得税・住民税に関する以下の記述は、当行株式が上場株式（日本国以外の証券取引所において上場されている株式を含む。）であることを前提とする。

なお、以下の記述は、本報告書の日現在において公布されている日本の租税法令に基づくものであり、また、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであるに過ぎず、かつ例外規定の適用によって以下に記述されている内容とは異なる取扱いがなされる場合がある。また、以下の記述の内容は、適用ある諸法令の改正により変更されることがある。課税上の取扱いの詳細及び各投資家における具体的な課税上の取扱いについては、投資家各自の税務顧問に確認されたい。

## 個人株主

### (a) 配当

個人株主が、日本における支払の取扱者を通じて当行株式の配当の交付を受ける場合は、スイスにおいて当該配当の支払の際に源泉徴収されたスイスの国又は地方公共団体の源泉徴収税額（もしあれば）をスイスにおける当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、一般的には平成25年12月31日以前は10%（所得税7%及び住民税3%）、平成26年1月1日以後は20%（所得税15%及び住民税5%）の税率で、源泉徴収（住民税については特別徴収）により課税される。なお、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、所得税及び住民税に加えて、復興特別所得税（所得税額の2.1%）も併せて源泉徴収される。（配当金交付時になされるこれらの源泉徴収（住民税については特別徴収）を、以下「支払取扱者源泉徴収」という。）

個人株主が受領した当行株式の配当については、日本で累進税率（所得税と住民税を合計した最高限界税率は55%であるが、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（所得税額の2.1%）も併せて課される。）により総合課税の対象となる配当所得として確定申告を要する所得となる。ただし、支払取扱者源泉徴収がなされた場合には、個人株主のうち、当行の発行済株式の総数の3%以上を有する個人株主以外の者が支払を受ける当該配当の金額については確定申告を要する所得に含めないことができ（これを「配当申告不要制度」という。）、かかる個人株主が当行株式について受領する配当に関しては支払取扱者源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができる。

個人株主は、当行株式の配当を含む上場株式等の配当所得について、課税年度毎に、適用法令の定めるところに従って、上場株式等の配当所得に係る申告分離課税制度（以下「配当申告分離課税」という。）を選択することができる。配当申告分離課税が選択された場合、配当申告分離課税の対象となる上場株式等の配当所得は、上記に記載した総合課税の対象となる課税所得には含まれないこととなり、後述するように、当該配当所得と上場株式等の譲渡損失との損益通算が認められる。他方、個人株主が、当行株式について受けた配当について上記の総合課税による課税に服することになる場合には、当該配当と譲渡損失との損益通算は認められない。個人株主が、当行株式の配当を含む上場株式等の配当所得について配当申告分離課税を選択した場合における税率は、平成25年12月31日以前は10%（所得税7%及び住民税3%）、平成26年1月1日以後は20%（所得税15%及び住民税5%）である。なお、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、所得税及び住民税に加えて、復興特別所得税（所得税額の2.1%）も併せて課される。

所得税の総合課税を受ける場合の確定申告及び配当申告分離課税を選択する場合の確定申告において、上記に述べたスイスの源泉徴収税額（もしあれば）は、適用法令に定める要件及び制限に従って、外国税額控除の対象となり、また、日本における支払の取扱者から交付を受ける際に源泉徴収された所得税額は、適用ある法令に定める要件及び制限に従って、申告納付すべき所得税の額から控除される。

### (b) 売買損益

個人株主による当行株式の売却による損益に対する課税は、内国法人の上場株式の売買損益課税と原則として同様である。

（参考：個人株主についての、内国法人の上場株式等の売買に係る売買損益課税制度について）

個人株主が株式等を譲渡した場合の譲渡所得等は、原則として20%（所得税15%及び住民税5%）の税率による申告分離課税の対象となる。株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じ



た損失の金額があるときは、原則として当該損失の金額は生じなかったものとみなされる。ただし、上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡した場合は、上場株式等の譲渡に係る以下の特例が適用される。

平成25年12月31日以前の譲渡に限り、申告分離課税の上記20%の税率は10%（所得税7%及び住民税3%）とされる。

上場株式等に係る譲渡損失は、適用法令に定める要件及び制限に従って、原則として申告によりその譲渡日の属する年分における上場株式等の配当所得の金額（配当申告分離課税を選択した場合に限る。）から控除することができる。そして上場株式等の配当所得の金額から控除しきれなかった場合には、適用法令に定める要件及び制限に従って、申告を要件にこの譲渡損失を翌年以降3年間にわたり繰り越し、株式等に係る譲渡所得等の金額、及び上場株式等の配当所得の金額（配当申告分離課税を選択した場合に限る。）から控除することができる。

金融商品取引業者等における特定口座のうち源泉徴収選択口座内に保管の委託等がされている上場株式等に係る譲渡所得等については、源泉徴収を受けて申告不要制度を選択することができる。源泉徴収税率は、平成25年12月31日以前の譲渡に対しては10%（所得税7%及び住民税3%）、平成26年1月1日以後の譲渡に対しては20%（所得税15%及び住民税5%）である。なお、金融商品取引業者等における特定口座のうち源泉徴収選択口座内において上場株式等の配当等を受け取ることを選択したときは、適用法令に定める要件及び制限に従って、この源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額をこの源泉徴収選択口座内における上場株式等の配当等から控除することができる。

(c) 相続税

日本に住所を有する個人、又は日本に住所を有しない個人のうち日本国籍を有する個人（当該個人又は相続若しくは遺贈に係る被相続人（遺贈をした者を含む。）が、相続又は遺贈に係る相続の開始前5年以内のいずれかの時において日本に住所を有したことがある場合に限る。）が、当行株式を相続した場合又は当行株式の遺贈を受けた場合には、原則として日本の相続税法に基づき相続税が課されるが、一定の要件を満たしている場合には、外国税額控除が認められる場合がある。

法人株主

(a) 配当

法人株主（公共法人等を除く。）が、日本における支払の取扱者を通じて当行株式の配当の交付を受ける場合は、スイスにおいて当該配当の支払の際に源泉徴収されたスイスの国又は地方公共団体の源泉徴収税額（もしあれば）をスイスにおける当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、平成25年12月31日以前は7%（所得税）、平成26年1月1日以後は15%（所得税）の税率で、源泉徴収により課税される。なお、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、所得税に加えて、復興特別所得税（所得税額の2.1%）も併せて源泉徴収される。法人株主が受領した当行株式の配当は、法令上非課税とされる場合を除き、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、益金の額に算入される。ただし、法人税の確定申告において、スイスにおいて当該配当の支払の際に徴収された源泉徴収税額（もしあれば）については外国税額控除を、日本における支払の取扱者から交付を受ける際に源泉徴収された所得税については所得税額控除を、それぞれ適用ある法令に定める要件及び制限に従って受けることができる。

(b) 売買損益

法人株主による当行株式の売却による損益に対する課税は、内国法人の上場株式の売買損益課税と原則として同様であり、法人株主による当行株式の売却に係る譲渡利益額又は譲渡損失額は、法令上非課税とされる場合を除き、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、益金又は損金の額に算入される。

(6) その他の諸通知報告

窓口証券会社は、当行から窓口証券会社に交付される通知書及び資料等について、その到達した日から3年間保管し、実質株主の閲覧に供する。ただし、実質株主から請求を受けた場合は、窓口証券会社は、これらを実質株主に送付する。

## 第9【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし。

### 2【その他の参考情報】

提出書類	提出年月日
有価証券届出書	2014年1月8日
発行登録追補書類	2014年1月9日
発行登録追補書類	2014年1月17日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年1月22日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年1月24日
臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第2号の2の規定に基づく)	2014年2月10日
臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第1号の規定に基づく)	2014年2月10日
訂正発行登録書	2014年2月10日
訂正発行登録書	2014年2月10日
発行登録追補書類	2014年2月19日
発行登録追補書類	2014年3月25日
有価証券届出書	2014年3月31日
発行登録追補書類	2014年4月1日
発行登録追補書類	2014年4月11日
発行登録追補書類	2014年4月15日
発行登録追補書類	2014年4月15日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年4月18日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年4月22日
発行登録書	2014年4月23日
有価証券届出書	2014年5月2日
臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第6号の3の規定に基づく)	2014年5月16日
訂正発行登録書	2014年5月16日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年5月16日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年5月23日
発行登録追補書類	2014年5月23日
有価証券届出書	2014年5月29日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年6月18日
有価証券報告書(2013年度)	2014年6月30日
訂正発行登録書	2014年7月1日

臨時報告書の訂正報告書	2014年7月2日
有価証券届出書	2014年7月2日
発行登録追補書類	2014年7月11日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年7月22日
有価証券届出書	2014年8月4日
発行登録追補書類	2014年8月6日
発行登録追補書類	2014年8月6日
発行登録追補書類	2014年8月6日
発行登録追補書類	2014年8月12日
発行登録追補書類	2014年8月18日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年8月20日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年8月22日
有価証券届出書	2014年8月28日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年9月22日
有価証券届出書	2014年9月26日
半期報告書(2014年度中)	2014年9月30日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年9月30日
訂正発行登録書	2014年9月30日
臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第6号の3の規定に基づく)	2014年10月17日
訂正発行登録書	2014年10月17日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年10月17日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年10月21日
半期報告書の訂正報告書	2014年10月30日
訂正発行登録書	2014年10月30日
有価証券届出書	2014年10月31日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年11月14日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年11月17日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年11月20日
発行登録追補書類	2014年12月1日
臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第3号及び第4号の規定に基づく)	2014年12月5日
訂正発行登録書	2014年12月5日
発行登録追補書類	2015年1月6日
有価証券届出書	2015年1月30日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年2月13日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年2月18日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年2月20日
有価証券届出書	2015年4月1日

発行登録追補書類	2015年4月10日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年4月13日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年4月22日
発行登録追補書類	2015年5月15日
有価証券届出書	2015年5月26日
発行登録追補書類	2015年6月3日
臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第7号の規定に基づく)	2015年6月16日
訂正発行登録書	2015年6月16日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年6月16日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年6月18日

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項なし。

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

本「第2 保証会社以外の会社の情報」中の「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」及び「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」の記載内容については、2015年6月26日までに公開されている情報に基づくものである。

#### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

##### 1. 2015年7月29日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（富士通株式会社）

###### (1) 当該会社の名称及び住所

富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

###### (2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

###### (3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成27年6月22日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,070,018,213	東京・名古屋各市場第一部	単元株式数 1,000株

##### 2. 2015年9月30日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（三菱重工業株式会社）

###### (1) 当該会社の名称及び住所

三菱重工業株式会社 東京都港区港南二丁目16番5号

###### (2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

###### (3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成27年6月26日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,373,647,813	東京、名古屋、福岡、札幌各証券取引所（東京、名古屋は市場第一部）	権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株である。

3. 2015年10月28日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (沖電気工業株式会社)

(1) 当該会社の名称及び住所

沖電気工業株式会社 東京都港区虎ノ門1丁目7番12号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額 (もしあれば) の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (平成27年6月24日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	872,176,028	東京証券取引所市場第一部	単元株式数は1,000株である。

(注)「発行済株式数」には、平成27年6月1日から平成27年6月24日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

4. 2016年4月28日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (ソニー株式会社)

(1) 当該会社の名称及び住所

ソニー株式会社 東京都港区港南1丁目7番1号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額 (もしあれば) の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (平成27年6月23日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,170,057,560	東京・ニューヨーク各証券取引所*3	単元株式数は100株

(注)1 東京証券取引所については市場第一部に上場されている。

2 「発行済株式数」には、2015年6月に新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

\*3 ロンドン証券取引所については2014年8月29日をもって上場廃止とした。

5. 2016年6月24日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社)

(1) 当該会社の名称及び住所

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額 (もしあれば) の交付又はその相当額の支払をすることにより償還

される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (平成27年6月25日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	614,438,399	東京証券取引所 名古屋証券取引所 (以上市場第一部)	単元株式数100株

6. 2016年6月24日満期 円建 複数株式参照型 他社株転換社債(ノックイン型 期限前償還条項付)

(1) 当該会社の名称及び住所

楽天株式会社 東京都品川区東品川4丁目12番3号  
 セイコーエプソン株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

(2) 理由

本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、いずれか又はすべての対象株式のノックイン参照価格が対応するノックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額(もしあれば)の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。また、本社債に適用される利率及び償還時期についても、対象株式の変動により差異が生じる。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

(A) 楽天株式会社

種類	発行済株式数(株) (平成27年5月8日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,330,219,400	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株である。

(注)「発行済株式数」には、2015年5月1日から2015年5月8日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれていない。

(B) セイコーエプソン株式会社

種類	発行済株式数(株) (平成27年6月26日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	399,634,778	東京証券取引所市場第一部	権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。

(注)2015年4月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、発行済株式数は199,817,389株増加している。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

1. 2015年7月29日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債(富士通株式会社)

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

有価証券報告書

事業年度 第115期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

平成27年6月22日関東財務局長に提出

ロ．臨時報告書

イ．の書類の提出後、臨時報告書を平成27年6月23日に関東財務局長に提出

（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するもの）

ハ．訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
富士通株式会社 本店	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

2．2015年9月30日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（三菱重工業株式会社）

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

有価証券報告書

平成26年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

平成27年6月26日関東財務局長に提出

ロ．臨時報告書

該当事項なし

ハ．訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
三菱重工業株式会社 本店	東京都港区港南二丁目16番5号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番2号
証券会員制法人札幌証券取引所	札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1

3．2015年10月28日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（沖電気工業株式会社）

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

有価証券報告書

事業年度 第91期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

平成27年6月24日関東財務局長に提出

ロ．臨時報告書

該当事項なし

ハ．訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
沖電気工業株式会社 本店	東京都港区虎ノ門1丁目7番12号



株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

4 . 2016年4月28日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (ソニー株式会社)

(1) 当該会社が提出した書類

イ . 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

有価証券報告書

事業年度 第98期 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)

平成27年 6 月23日関東財務局長に提出

ロ . 臨時報告書

イ . の書類の提出後、臨時報告書を平成27年 6 月26日に関東財務局長に提出

(金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2の規定に基づき提出するもの)

ハ . 訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
ソニー株式会社 本店	東京都港区港南 1 丁目 7 番 1 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

5 . 2016年6月24日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社)

(1) 当該会社が提出した書類

イ . 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

有価証券報告書

事業年度 第13期 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)

平成27年 6 月25日関東財務局長に提出

ロ . 臨時報告書

イ . の書類の提出後、臨時報告書を平成27年 6 月26日に関東財務局長に提出

(金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2の規定に基づき提出するもの)

ハ . 訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 本店	東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 3 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目 8 番20号

6 . 2016年6月24日満期 円建 複数株式参照型 他社株転換社債(ノックイン型 期限前償還条項付)

(1) 当該会社が提出した書類

(A) 楽天株式会社

イ . 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

四半期報告書

四半期会計期間 第19期 第 1 四半期 (自 平成27年 1 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)

平成27年 5 月 8 日関東財務局長に提出

ロ . 臨時報告書

- ( )イ. の書類の提出後、臨時報告書を平成27年6月4日に関東財務局長に提出  
(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出するもの)
- ( )イ. の書類の提出後、臨時報告書を平成27年6月4日に関東財務局長に提出  
(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき提出するもの)

八. 訂正報告書

- ( )訂正報告書(上記ロ.( )の臨時報告書の訂正報告書)を平成27年6月23日に関東財務局長に提出
- ( )訂正報告書(上記ロ.( )の臨時報告書の訂正報告書)を平成27年6月23日に関東財務局長に提出

(B) セイコーエプソン株式会社

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書  
有価証券報告書

事業年度 第73期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

平成27年6月26日関東財務局長に提出

ロ. 臨時報告書

該当事項なし

八. 訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

(A) 楽天株式会社

名 称	所 在 地
楽天株式会社 本店	東京都品川区東品川4丁目12番3号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

(B) セイコーエプソン株式会社

名 称	所 在 地
セイコーエプソン株式会社 本店	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし

### 第3【指数等の情報】

#### 1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

##### (1) 理由

##### 1. 当行の発行している指数にかかる有価証券

2018年2月6日満期 早期償還条項付ノックイン型日経平均株価連動 円建社債(愛称:パワーリターン 日経平均 1501)

2018年4月25日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

2018年5月25日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

2. 上記各社債の満期償還額及び早期償還は、株価指数に連動し、早期償還日には、社債所持人は、利息金額及び投資元本の合計相当額を受け取ることになる。早期償還されず、かつ、株価指数が一定の条件下にある場合、満期日に社債所持人は、最終利息金額及び満期償還額(額面金額×(株価指数終値÷基準株価指数))の合計相当額を受け取ることになる。したがって、日経225指数の情報は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

##### (2) 内容

日経225指数は、日本経済新聞社によって公表されている株価指数であり、選択された日本株式の株価実績の合成値を計測するものである。日経225指数は現在、東京証券取引所上場の225銘柄をベースにしており、これらは日本の広範囲な産業分野を代表している。構成銘柄225種は、全て東京証券取引所の一部上場株式であり、東京証券取引所で最も活発に取引されているものに属する。日経225指数は、修正された株価加重指数であり、構成銘柄の日経225指数中に占めるウェイトは、株式銘柄の発行会社の株式時価総額ではなく一株当たりの価格に基づいている。

#### 2【当該指数等の推移】

次表は最近5事業年度及び当事業年度中最近6か月の日経225指数の最高・最低値を示したものである。

日経225指数(終値ベース)

(単位:円)

最近5年間の年度別 最高・最低値	年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
	最高	11,339.30	10,857.53	10,395.18	16,291.31	17,935.64
	最低	8,824.06	8,160.01	8,295.63	10,486.99	13,910.16

最近6か月の月別 最高・最低値		2014年7月	2014年8月	2014年9月	2014年10月	2014年11月	2014年12月
	最高	15,646.23	15,613.25	16,374.14	16,413.76	17,490.83	17,935.64
	最低	15,164.04	14,778.37	15,476.60	14,532.51	16,780.53	16,755.32

2015年6月19日現在、日経225指数の終値は、20,174.24円であった。

株主総会 御中  
UBS AG (チューリッヒ及びバーゼル)

バーゼル、2015年3月5日

## 財務報告に係る内部統制に関する独立登録会計事務所の報告書

私どもは、トレッドウェイ委員会組織支援委員会が発行した「内部統制 統合的枠組み」(2013年版フレームワーク)で規定される基準(以下「COSO基準」という。)に基づき、2014年12月31日現在の財務報告に係るUBS AG及び子会社の内部統制について監査を行った。UBS AGの経営者は財務報告に係る有効な内部統制の維持、及び347ページに記載された「財務報告に係る内部統制に関する経営者の報告書」に含まれる財務報告に係る内部統制の有効性の評価について、責任を負うものである。

私どもの責任は、私どもの監査に基づき、会社の財務報告に係る内部統制の有効性についての意見を表明することである。

私どもは、公開会社会計監視委員会(米国)の基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務報告に係る有効な内部統制がすべての重要な点において、維持されていたかについて合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。私どもの監査は、財務報告に係る内部統制の理解、重要な欠点が存在するリスクの評価、評価されたリスクに基づく設計上および運用上の内部統制の有効性の試査と評価、並びに状況により必要と考えられる他の手続の実施を含んでいる。私どもは、実施した監査が私どもの意見表明のための合理的な基礎を提供しているものと考えている。

財務報告に係る会社の内部統制は、財務報告の信頼性、及び一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して外部報告目的での財務書類を作成することに関して、合理的な保証を提供するために整備されたプロセスである。財務報告に係る会社の内部統制には、(1)合理的な詳細さで当該会社の資産の取引及び処分を、正確かつ公正に反映する記録の維持に関する方針及び手続、(2)一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して財務書類が作成されていると認めるに足るものとして諸取引が記録されること、及び当該会社の収入と支出が会社の経営者及び取締役の承認によってはじめて実行されることについて、合理的な保証を提供する方針及び手続、及び(3)財務書類に重要な影響を及ぼす可能性のある会社の資産について未承認の取得、使用または処分を防止、又は適時に発見することについて合理的な保証を提供する方針及び手続、が含まれる。

固有の限界により、財務報告に係る内部統制は虚偽表示を防止または発見できない可能性がある。また、有効性の評価は将来の事業年度において、状況の変化のため統制が不十分になるかもしれないリスク、又は方針や手続への遵守の程度が低下しているかもしれないリスクにさらされている。

私どもは、UBS AG及び子会社は、COSO基準に基づき、2014年12月31日現在において、財務報告に係る有効な内部統制を維持しているものと認める。

私どもはまた、スイス法、スイス監査基準、国際監査基準及び公開会社会計監視委員会(米国)の基準に準拠して、UBS AGの2014年及び2013年12月31日現在の連結貸借対照表、2014年12月31日に終了した3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分変動表及び連結キャッシュ・フロー計算書、並びにそれらの注記について監査を実施し、2015年3月5日付で監査報告書において無限定適正意見を表明した。

アーンスト・アンド・ヤング・エルティエディー

ジョナサン・ボーン  
(Jonathan Bourne)  
勅許会計士(監査責任者)

トロイ・ジェイ・バトナー  
(Troy J. Butner)  
米国公認会計士

(訳者注：文中のページ数は、2014年度の財務書類(英文)の該当ページを示す。)

[次へ](#)

To the General Meeting of

**UBS AG, Zurich and Basel**

Basel, 5 March 2015

**Report of independent registered public accounting firm on internal control over financial reporting**

We have audited the internal control over financial reporting of UBS AG and its subsidiaries as of 31 December 2014, based on criteria established in Internal Control-Integrated Framework issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (2013 Framework) (the COSO criteria). UBS AG's management is responsible for maintaining effective internal control over financial reporting, and for its assessment of the effectiveness of internal control over financial reporting included in Management's Report on Internal Control Over Financial Reporting on page 347.

Our responsibility is to express an opinion on the Company's internal control over financial reporting based on our audit.

We conducted our audit in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether effective internal control over financial reporting was maintained in all material respects. Our audit included obtaining an understanding of internal control over financial reporting, assessing the risk that a material weakness exists, testing and evaluating the design and operating effectiveness of internal control based on the assessed risk, and performing such other procedures as we considered necessary in the circumstances. We believe that our audit provides a reasonable basis for our opinion.

A company's internal control over financial reporting is a process designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with generally accepted accounting principles. A company's internal control over financial reporting includes those policies and procedures that (1) pertain to the maintenance of records that, in reasonable detail, accurately and fairly reflect the transactions and dispositions of the assets of the company; (2) provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with generally accepted accounting principles, and that receipts and expenditures of the company are being made only in accordance with authorizations of management and directors of the company; and (3) provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use, or disposition of the company's assets that could have a material effect on the financial statements.

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate.

In our opinion, UBS AG and its subsidiaries maintained, in all material respects, effective internal control over financial reporting as of 31 December 2014, based on the COSO criteria.

We also have audited, in accordance with Swiss law, Swiss Auditing Standards, International Standards on Auditing and the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States), the consolidated balance sheets of UBS AG and its subsidiaries as of 31 December 2014 and 2013, and the related consolidated income statements and

consolidated statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows and notes thereto for each of the three years in the period ended 31 December 2014, of UBS AG and our report dated 5 March 2015 expresses an unqualified opinion thereon.

Ernst & Young Ltd

Jonathan Bourne

Troy J. Butner

Licensed Audit Expert  
(Auditor in Charge)

Certified Public Accountant (U.S.)

[次へ](#)

株主総会 御中  
UBS AG (チューリッヒ及びバーゼル)

バーゼル、2015年3月5日

## 連結財務書類に関する法定監査人及び独立登録会計事務所の報告書

私どもは法定監査人として、352ページから521ページに記載されたUBS AG及び子会社の連結財務書類、すなわち、2014年及び2013年12月31日現在の連結貸借対照表、2014年12月31日をもって終了する3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書、並びにそれらの注記について監査を行った。

### 取締役会の責任

取締役会は、連結財務書類を国際会計基準審議会の発行する国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）及びスイス法に準拠して作成し、適切に開示する責任を有する。これには、不正または誤謬による重要な虚偽の表示がない連結財務書類を作成し適切に開示するために、内部統制を設計、導入及び維持する責任も含まれる。取締役会は、さらに、適切な会計方針を選択及び適用し、合理的な会計上の見積りを行うことに関する責任を負っている。

### 監査人の責任

私どもの責任は、私どもの実施した監査に基づきこれらの連結財務書類に対する意見を表明することである。私どもは、スイス法、スイス監査基準、国際監査基準及び公開会社会計監視委員会（米国）の基準に準拠して監査を行った。これらの基準は、連結財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを求めている。

監査は、連結財務書類の金額及び開示に関する監査証拠を得るための手続を実施することを含んでいる。これらの手続は、不正または誤謬による連結財務書類の重要な虚偽の表示のリスクの評価を含む監査人の判断に基づき選択される。当該リスク評価に当たっては、監査人は、適切な監査手続の策定のため、重要な虚偽の表示がない連結財務書類を作成し適切に開示するための内部統制を考慮する。また監査は、採用された会計方針の妥当性、及び会計上の見積りについての合理性を評価すること、及び全体としての連結財務書類の開示を評価することを含んでいる。

私どもは、入手した監査証拠が十分であり、私どもの監査意見のための合理的な基礎を与えるものであると判断している。

### 監査意見

私どもは、上記の連結財務書類が、国際会計基準審議会の発行するIFRSに準拠して、UBS AG及び子会社の2014年及び2013年12月31日現在の財政状態及び2014年12月31日終了事業年度までの各3年間の連結経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しており、且つ、スイス法に準拠しているものと認める。

### その他の法律上及び規制上の要件に関する報告

私どもは、スイスにて法律上要求されるAuditor Oversight Act (AOA) に準拠した資格要件及び独立性要件 (Code of Obligations (CO) 第728条、及びAOA第11条) を満たしており、独立性に相反する状況が存在しないことを確認する。



C0第728条a第1項第3号及びスイス監査基準890に基づき、私どもは、取締役会の指針に従って連結財務書類の作成のために設計された内部統制が存在していることを確認した。

スイス法に基づき、私どもは、株主総会に提出された連結財務書類を、承認するよう進言する。

私どもは、公開会社会計監視委員会（米国）の基準に準拠し、トレッドウェイ委員会支援組織委員会が「内部統制 - 統合的枠組み」（2013年版フレームワーク）の中で確立した基準に基づいて、UBS AG及び子会社の2014年12月31日現在の財務報告に係る内部統制の監査を実施し、2015年3月5日付の私どもの報告書においてUBS AGの財務報告に係る内部統制の有効性について適正意見を表明した。

アーンスト・アンド・ヤング・エルティーター

ジョナサン・ボーン  
(Jonathan Bourne)

勅許会計士（監査責任者）

トロイ・ジェイ・バトナー  
(Troy J. Butner)

米国公認会計士

（訳者注：文中のページ数は、2014年度の財務書類（英文）の該当ページを示す。）

[次へ](#)

To the General Meeting of

**UBS AG, Zurich and Basel**

Basel, 5 March 2015

**Report of the statutory auditor and the independent registered public accounting firm on the consolidated financial statements**

As statutory auditor, we have audited the consolidated financial statements of UBS AG and its subsidiaries which are comprised of the consolidated balance sheets as of 31 December 2014 and 2013, and the related consolidated income statements and consolidated statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows, and notes thereto, for each of the three years in the period ended 31 December 2014 on pages 352 to 521.

**Board of Directors' responsibility**

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the consolidated financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS), as issued by the International Accounting Standards Board, and the requirements of Swiss law. This responsibility includes designing, implementing and maintaining an internal control system relevant to the preparation and fair presentation of consolidated financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error. The Board of Directors is further responsible for selecting and applying appropriate accounting policies and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

**Auditor's responsibility**

Our responsibility is to express an opinion on these consolidated financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with Swiss law, Swiss Auditing Standards, International Standards on Auditing and the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the consolidated financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the consolidated financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers the internal control system relevant to the entity's preparation and fair presentation of the consolidated financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances. An audit also includes evaluating the appropriateness of the accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made, as well as evaluating the overall presentation of the consolidated financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

**Opinion**

In our opinion, the consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of UBS AG and its subsidiaries at 31 December 2014 and 2013, and the consolidated results of operations and the cash flows for each of the three years in the period ended 31 December 2014 in accordance with IFRS, as issued by the International Accounting Standards Board, and comply with Swiss law.

## Report on other legal and regulatory requirements

We confirm that we meet the Swiss legal requirements on licensing according to the Auditor Oversight Act (AOA) and independence (article 728 Code of Obligations (CO) and article 11 AOA) and that there are no circumstances incompatible with our independence.

In accordance with article 728a paragraph 1 item 3 CO and Swiss Auditing Standard 890, we confirm that an internal control system exists, which has been designed for the preparation of consolidated financial statements in accordance with the instructions of the Board of Directors.

In accordance with Swiss law, we recommend that the consolidated financial statements submitted to you be approved.

We also have audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States), the internal control over financial reporting of UBS AG and its subsidiaries as of 31 December 2014, based on criteria established in Internal Control Integrated Framework issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (2013 Framework), and our report dated 5 March 2015 expresses an unqualified opinion on the effectiveness of UBS AG's internal control over financial reporting.

Ernst & Young Ltd

**Jonathan Bourne**

Licensed Audit Expert  
(Auditor in Charge)

**Troy J. Butner**

Certified Public Accountant (U.S.)

株主総会 御中

UBS AG (チューリッヒ及びバーゼル)

バーゼル、2015年3月5日

## 財務書類に関する法定監査人の報告書

私どもは、法定監査人として、526ページから538ページに記載された2014年12月31日をもって終了する事業年度のUBS AGの財務書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記について監査を行った。

### 取締役会の責任

取締役会は、財務書類をスイス法及び会社の定款に準拠して作成し、適切に開示する責任を有する。これには、不正または誤謬による重要な虚偽の表示がない財務書類を作成するために、内部統制を設計、導入及び維持する責任も含まれる。取締役会は、さらに、適切な会計方針を選択及び適用し、合理的な会計上の見積りを行うことに関する責任を負っている。

### 監査人の責任

私どもの責任は、私どもの実施した監査に基づきこれらの財務書類に対する意見を表明することである。私どもは、スイス法及びスイス監査基準に準拠して、監査を行った。これらの基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画及び実施することを求めている。

監査は、財務書類の金額及び開示に関する監査証拠を得るための手続を実施することを含んでいる。これらの手続は、不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽の表示のリスクの評価を含む監査人の判断に基づき選択される。当該リスク評価に当たっては、監査人は、状況に応じた適切な監査手続の策定のため、財務書類を作成するための内部統制を考慮する。しかしこれは会社の内部統制の有効性に関する意見表明を目的とするものではない。また監査は、採用された会計方針の妥当性、会計上の見積りについての合理性を評価すること、及び全体としての財務書類の開示を評価することが含まれる。私どもは、入手した監査証拠が十分であり、私どもの監査意見のための合理的な基礎を与えるものであると判断している。

### 監査意見

私どもは、2014年12月31日をもって終了する事業年度の財務書類が、スイス法及び会社の定款に準拠しているものと認める。

### その他の法律上及び規制上の要件に関する報告

私どもは、スイスにて法律上要求されるAuditor Oversight Act (AOA) に準拠した資格要件及び独立性要件 (Code of Obligations (CO) 第728条、及びAOA第11条) を満たしており、独立性に相反する状況が存在しないことを確認する。

CO第728条a第1項第3号及びスイス監査基準890に基づき、私どもは、取締役会の指針に従って連結財務書類の作成のために設計された内部統制が存在していることを確認した。

私どもはさらに、利益処分案がスイス法及び会社の定款に準拠していることを確認した。私どもは、株主総会に提出された財務書類を承認するよう進言する。

アーンスト・アンド・ヤング・エルティエディー

ジョナサン・ボーン

ブルーノ・パトゥーシ

( Jonathan Bourne )

( Bruno Patusi )

勅許会計士 ( 共同監査責任者 )

勅許会計士 ( 共同監査責任者 )

( 訳者注 : 文中のページ数は、2014年度の財務書類 ( 英文 ) の該当ページを示す。 )

[次へ](#)

To the General Meeting of

**UBS AG, Zurich and Basel**

Basel, 5 March 2015

### **Report of the statutory auditor on the financial statements**

As statutory auditor, we have audited the accompanying financial statements of UBS AG, which comprise the balance sheet, income statement and notes (pages 526 to 538), for the year ended 31 December 2014.

#### **Board of Directors' responsibility**

The Board of Directors is responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the requirements of Swiss law and the company's articles of incorporation. This responsibility includes designing, implementing and maintaining an internal control system relevant to the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error. The Board of Directors is further responsible for selecting and applying appropriate accounting policies and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

#### **Auditor's responsibility**

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with Swiss law and Swiss Auditing Standards. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers the internal control system relevant to the entity's preparation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control system. An audit also includes evaluating the appropriateness of the accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

#### **Opinion**

In our opinion, the financial statements for the year ended 31 December 2014 comply with Swiss law and the company's articles of incorporation.

#### **Report on other legal requirements**

We confirm that we meet the legal requirements on licensing according to the Auditor Oversight Act (AOA) and independence (Art. 728 Code of Obligations (CO) and Art. 11 AOA) and that there are no circumstances incompatible with our independence.

In accordance with article 728a paragraph 1 item 3 CO and Swiss Auditing Standard 890, we confirm that an internal control system exists, which has been designed for the preparation of financial statements according to the instructions of the Board of Directors.

We further confirm that the proposed appropriations of available earnings comply with Swiss law and the company's articles of incorporation. We recommend that the financial statements submitted to you be approved.

Ernst & Young Ltd

**Jonathan Bourne**

Licensed Audit Expert  
(Co-Lead Auditor)

**Bruno Patusi**

Licensed Audit Expert  
(Co-Lead Auditor)